

# 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果

平成 23 年 11 月

総務省行政評価局



## はじめに

平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定。以下「22年度大綱」という。）では、租税特別措置について「抜本的な見直し」を行い、見直しに関しては「政策評価を厳格に行う」とされたほか、22年度大綱の別紙1「租税特別措置の見直しに関する基本方針」の別添「政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）」では、「政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性（費用対効果）が客観的に確認されているか」とされた。

これらのことから、平成22年5月に、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号。以下「評価法施行令」という。）が改正され、各府省が法人税、法人住民税又は法人事業税に係る租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものをいう。以下同じ。）の新設に係る政策を決定しようとする場合及び既存の租税特別措置等の内容の拡充又は期限の延長に係る政策を決定しようとする場合に事前評価の実施が義務付けられるなど、租税特別措置等に係る政策評価が制度化された。

総務省は、各府省とは異なる評価専担組織として、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「評価法」という。）第12条第2項において、各府省の政策評価の実施状況を踏まえ、「政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価」を行うこととされており、これまでも各府省の政策評価について点検活動を行ってきた。租税特別措置等に係る各府省の政策評価についても、平成22年から点検活動を行っており、今回2回目を迎える。

租税特別措置等に係る政策評価は税制改正作業への有用な情報提供や各府省の検討作業に活用されるものであり、総務省による点検は、各府省により行われた租税特別措置等に係る政策評価が、評価に求められる一定水準に達しているかどうかの観点から実施した。

本報告は、平成24年度の当初税制改正要望に際し、総務大臣に送付された租税特別措置等に係る政策評価の評価書165件についての点検結果<sup>(注)</sup>を取りまとめたものである。

（注）租税特別措置等に係る政策評価として送付された評価書を点検対象としており、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）又は地方税法（昭和25年法律第226号）以外の法律に規定される税制上の措置に係るものも含まれる。また、政策評価の対象となった租税特別措置等そのものの是非について点検を行ったものではない。



# 目 次

はじめに

## I 点検結果の概況

1	租税特別措置等に係る政策評価の枠組み	1
2	租税特別措置等に係る政策評価の実施状況	
(1)	点検の対象	2
(2)	点検の観点	5
(3)	点検過程	5
(4)	点検結果	5
(5)	主な課題	9
3	租税特別措置等に係る政策評価の今後の課題	10

## II 個別の点検結果

1	点検結果の一覧表	11
2	点検結果表	
	<点検結果表の見方>	21

### <内閣府>

・内閣01	金融業務特別地区における税制上の特別措置	26
・内閣02	産業イノベーション地域（仮称）の課税の特例	32
・内閣03	沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却の延長	38
・内閣04	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大	44
・内閣05	構造改革特別区域法及び総合特別区域法に基づく特産酒類の製造事業	50
・内閣06	特定地域再生計画（仮称）の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する寄附に係る課税の特例	54
・内閣07	沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における特例措置	58

・内閣08	国際物流拠点産業集積地域（仮称）における税制上の特例措置	64
・内閣09	沖縄の情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における税制上の特例措置	70
・内閣10	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置	76
・内閣11	経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	82
・内閣12	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設	86
・内閣13	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置	96
・内閣14	街区防災計画（仮称）区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設	100
・内閣15	大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設	104

#### <国家公安委員会・警察庁>

・警察01	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（警察の船舶の用途）	108
・警察02	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（警察通信施設の非常電源の用途）	112
・警察03	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（指定自動車教習所の教習用車両の用途）	116

#### <金融庁>

・金融01	自動発注サーバに係る非課税措置の創設	120
・金融02	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の見直し	124
・金融03	投資法人等に係る均等割の減免措置の導入	128
・金融04	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制上の特例措置の継続	130
・金融05	社債、株式等の振替に関する法律の加入者保護信託の信託財産とするための負担金の損金算入	134
・金融06	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構）	138
・金融07	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（日本投資者保護基金）	142

#### <総務省>

・総務01	通信・放送システム災害対策促進税制の創設	146
・総務02	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(上乘せ措置の恒久化)	150
・総務03	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	156
・総務04	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制）	162
・総務05	中小企業投資促進税制の拡充・延長	168
・総務06	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	174
・総務07	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長	182
・総務08	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における特例措置	190
・総務09	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における特例措置	194

<財務省>

- ・財務01 企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制優遇措置の継続…………… 200

<文部科学省>

- ・文科01 子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置…………… 208
- ・文科02 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化）…………… 212
- ・文科03 史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除額及び法人税の損金算入限度額の拡充…………… 218

<厚生労働省>

- ・厚労01 雇用促進税制の拡充…………… 228
- ・厚労02 新築住宅に係る特例措置の延長…………… 232
- ・厚労03 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置…………… 236
- ・厚労04 社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除の創設…………… 240
- ・厚労05 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除…………… 244
- ・厚労06 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例…………… 250
- ・厚労07 「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により取得した少額資産の固定資産税免除…………… 258
- ・厚労08 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続…………… 266
- ・厚労09 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長…………… 270
- ・厚労10 確定給付企業年金の損金算入の対象となる掛金の範囲の拡大…………… 274
- ・厚労11 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長…………… 278
- ・厚労12 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長…………… 282
- ・厚労13 ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し…………… 286
- ・厚労14 中小企業投資促進税制の拡充…………… 288
- ・厚労15 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長…………… 292
- ・厚労16 社会保険診療報酬の所得計算の特例…………… 298
- ・厚労17 子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置…………… 302
- ・厚労18 パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置…………… 306

<農林水産省>

- ・農水01 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化）（食品製造業及び農薬製造業）…………… 310

・農水02	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置（食品製造業及び農薬製造業）	316
・農水03	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（食品企業者関係）	322
・農水04	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（食品企業者関係）	328
・農水05	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（農業者関係）	334
・農水06	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（農業者関係）	340
・農水07	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（森林組合等関係）	346
・農水08	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（森林組合等関係）	352
・農水09	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（漁業協同組合等関係）	358
・農水10	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（漁業協同組合等関係）	364
・農水11	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置	370
・農水12	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置の拡充及び延長	376
・農水13	経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	382
・農水14	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく総合化事業計画又は研究開発・成果利用事業計画に係る機械装置等を取得した場合の特別償却	388

#### <経済産業省>

・経産01	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等	396
・経産02	移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税	400
・経産03	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税	404
・経産04	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税	408
・経産05	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付	414
・経産06	石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付	418
・経産07	再生可能エネルギーの普及・拡大のための税制措置	422
・経産08	海外投資等損失準備金	428
・経産09	交際費等の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）	432
・経産10	会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減	438
・経産11	金属鉱業等鉱害防止準備金	442
・経産12	中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置	446
・経産13	株式会社商工組合中央金庫の抵当権設定登記に係る登録免許税の軽減	452
・経産14	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(上乘せ措置の恒久化)	456
・経産15	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価TOBに応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等	462
・経産16	中小企業投資促進税制	466

・ 経産17	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	472
・ 経産18	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法)に基づく登録免許税の税率の軽減措置	480
・ 経産19	特定の資産の買換えの場合の課税の特例	486
・ 経産20	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大等に向けた所要の措置	490
・ 経産21	沖縄の国際戦略観光振興地域(仮称)及び自然・文化観光振興地域(仮称)における特例措置	494
・ 経産22	国際物流拠点産業集積地域(仮称)における税制上の特例措置	500
・ 経産23	産業イノベーション地域(仮称)の課税の特例	506
・ 経産24	沖縄の情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における税制上の特例措置	512
・ 経産25	引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税	518
・ 経産26	特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付	522
・ 経産27	農林漁業用輸入A重油の石油石炭税免税措置	526
・ 経産28	車体課税の抜本的見直し(自動車税のグリーン化関連)	530
・ 経産29	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(電気供給業)	536
・ 経産30	軽油引取税の課税免除措置の特例措置(地熱資源)	540
・ 経産31	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(鋳さいバラス製造業)	544
・ 経産32	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長(生コンクリート製造業)	548
・ 経産33	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長(セメント製品製造業)	552
・ 経産34	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長(鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業)	556
・ 経産35	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長(鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業)	560
・ 経産36	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長(鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石等鉱物掘採業)	564
・ 経産37	軽油引取税の課税免除の特例措置(陶磁器製造業)	570
・ 経産38	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(ゴルフ場業)	574
・ 経産39	再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に伴う特例措置	578
・ 経産40	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	582
・ 経産41	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	586
・ 経産42	中小企業の事業再生に伴う不動産取得税の軽減措置	590
・ 経産43	株式会社商工組合中央金庫の事業税の課税標準の特例	596
・ 経産44	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	600
・ 経産45	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の創設	606
・ 経産46	公害防止用設備(汚水・廃液処理施設)に対する課税標準の特例	612
・ 経産47	「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により取得した少額資産の固定資産 税免除	616
・ 経産48	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大等に向けた所要の措置	626

・ 経産49	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置	630
・ 経産50	外国組合員に対する課税の特例	634
・ 経産51	エンジェル税制 ・ 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等 ・ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等 ・ 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例	638
・ 経産52	ストックオプション・税制 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等	642
・ 経産53	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除	646
・ 経産54	青色申告特別控除	650
・ 経産55	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	654
・ 経産56	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（地域商店街活性化法）	660
・ 経産57	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（総合特区法）	666
・ 経産58	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（鉱害防止事業基金）	670
・ 経産59	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（信用保証協会）	674
・ 経産60	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（中小企業倒産防止共済制度の掛金に係るもの）	678
・ 経産61	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（商品先物取引法に基づく委託者保護基金）	682
・ 経産62	相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社譲渡した場合のみなし配当課税の特例	686
・ 経産63	非上場株式等についての贈与税の納税猶予 非上場株式等についての相続税の納税猶予 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予	692
・ 経産64	使用済自動車に係る自動車重量税の還付制度	698
・ 経産65	エンジェル税制 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例措置	702
・ 経産66	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の特例措置	706
・ 経産67	変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例	710
・ 経産68	ガス事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る特例措置	714
・ 経産69	熱供給事業者が新設した熱供給事業用の償却資産に係る特例措置	718
・ 経産70	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る軽減税率	722

<国土交通省>

・ 国交01	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	726
・ 国交02	バリアフリー施設等に係る特別償却制度の創設	732

・国交03	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1500万円の特別控除の延長	736
・国交04	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長	740
・国交05	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の見直し	744
・国交06	投資法人等に係る法人住民税均等割の減免措置の導入	746
・国交07	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充	748
・国交08	民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充	752
・国交09	街区防災計画（仮称）に基づく事業の推進のための課税の特例措置の創設	756
・国交10	津波防護施設に関する収用代替資産の取得に係る課税特例等の適用を受ける際の簡易証明書制度の適用	760
・国交11	街区防災計画（仮称）区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設	764
・国交12	マンション建替事業に係る特例措置の適用範囲の拡大	768
・国交13	大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設	772
・国交14	モーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車を取得するための事業用固定資産の買換え等に関する特例措置の延長	776
・国交15	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）の延長	780
・国交16	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の拡充	784
・国交17	国庫補助金等の総収入金額不算入等の特例措置の拡充	788
・国交18	関西国際空港土地保有会社の用地整備準備金制度	792
・国交19	新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有会社に係る課税標準の特例措置の拡充	796
・国交20	沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における税制上の特例措置の創設	800

<環境省>

・環境01	PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長	806
・環境02	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置（延長）	810
・環境03	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮	814
・環境04	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乘せ措置の恒久化）	818

<防衛省>

・防衛01	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長	826
-------	--------------------	-----

3	点検項目ごとの評価の実施状況表	833
---	-----------------	-----

**【資料】**

資料1	平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）（抄）	850
資料2	租税特別措置の見直しに関する基本方針 〈平成22年度税制改正大綱の別紙1〉	851
資料3	政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」） 〈租税特別措置の見直しに関する基本方針の別添〉	852
資料4	地方税における税負担軽減措置等 の見直しに関する基本方針 〈平成22年度税制改正大綱の別紙2〉	853
資料5	中期財政フレーム（平成23年8月12日閣議決定）（抄）	854
資料6	租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン （平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）	855

## I 点検結果の概況

### 1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み

(1) 租税特別措置等に係る政策評価の枠組みは、以下のとおりとされている（図表1参照）。

#### ア 事前評価

- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税について租税特別措置等の新設、拡充又は延長を行おうとする際には、事前評価を行わなければならないとされている（評価法第9条並びに評価法施行令第3条第7号及び第8号）。
- ② 法人税、法人住民税又は法人事業税以外の税目についての租税特別措置等の新設、拡充又は延長を行おうとする際には、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとするとしている（政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）I-4-キ）。

#### イ 事後評価

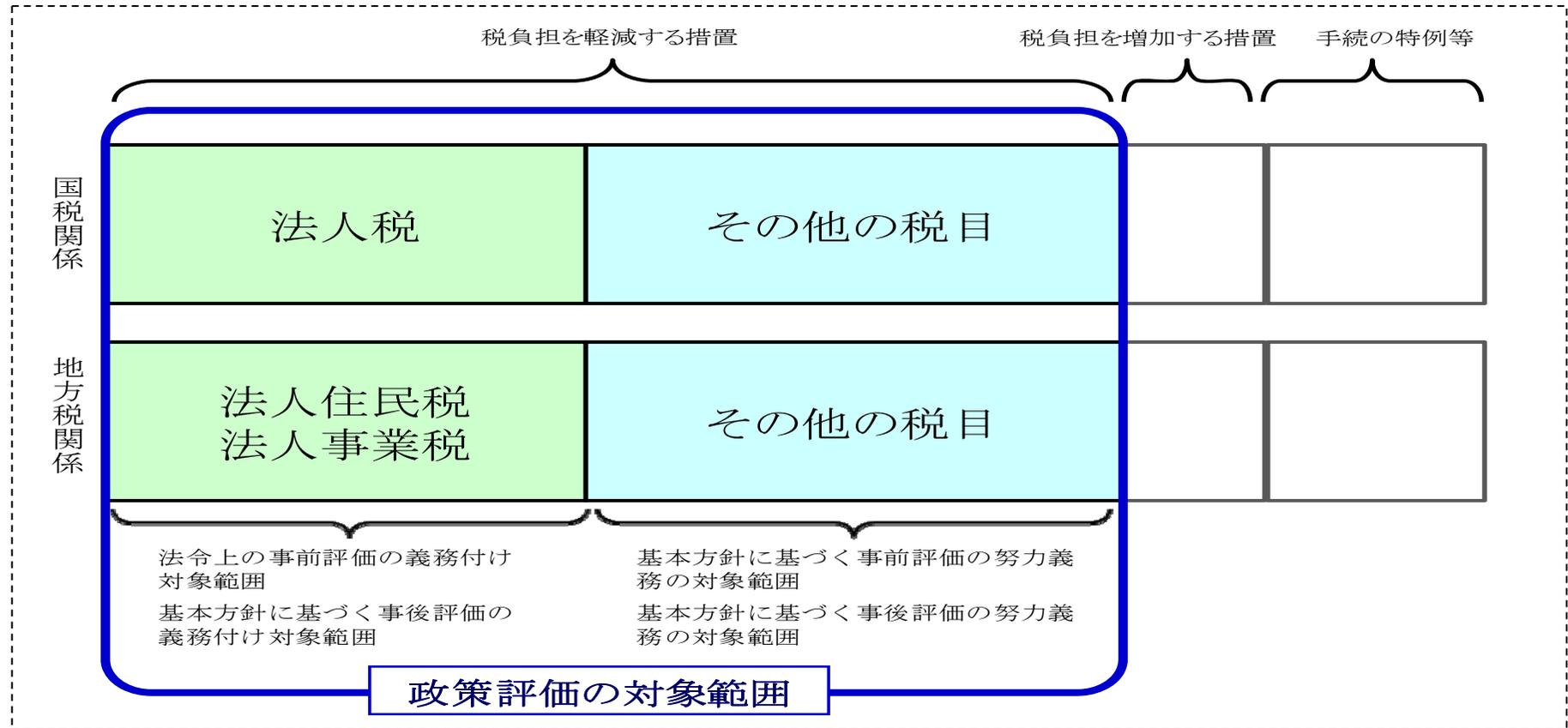
- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税についての租税特別措置等に係る政策については、基本計画（評価法第6条の規定に基づき各府省が定める基本計画をいう。）において必ず事後評価の対象として明記することとされている（基本方針I-5-カ）。
- ② 法人税、法人住民税又は法人事業税以外の税目についての租税特別措置等に係る政策については、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとするとしている（基本方針I-5-カ）。

(2) 租税特別措置等に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するため、その内容、手順等の標準的な指針を示す「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）が策定された。

各府省は、ガイドラインに基づき、所要の租税特別措置等に係る政策評価を実施し、各府省における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供することが求められる。

また、ガイドラインII-6（総務省による客観性担保評価活動）においては、「総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する」とされている。

図表1 租税特別措置等に係る政策評価の対象範囲



## 2 租税特別措置等に係る政策評価の実施状況

### (1) 点検の対象

平成24年度の当初税制改正要望に際し、総務大臣に送付された租税特別措置等に係る政策評価の評価書の件数は、12府省（内閣府、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）の計165件となっている。

このうち、義務付けとなっている法人税、法人住民税又は法人事業税についての租税特別措置等に係る政策評価の評価書の

件数は100件であるが、義務付け対象外となっている政策評価の評価書も65件と積極的な取組が行われている（その多くは経済産業省において取り組まれている。）。

なお、この他、義務付けられているにもかかわらず評価の実施が遅れたため、点検を行うことができなかった評価書が1件ある。

評価書の件数の内訳は、図表2及び図表3のとおりである。

図表2 租税特別措置等に係る政策評価の区分別の実施件数

府省名	事前評価					事後評価	合計
	新設	拡充	延長	拡充延長	計		
内閣府	8	2	1	4	15	0	15
国家公安委員会・警察庁	0	0	3	0	3	0	3
金融庁	3	1	0	0	4	3	7
総務省	1	2	2	4	9	0	9
財務省	1	0	0	0	1	0	1
文部科学省	1	2	0	0	3	0	3
厚生労働省	8	2	6	1	17	1	18
農林水産省	1	2	8	3	14	0	14
経済産業省	11	11	26	1	49	21	70
国土交通省	8	8	4	0	20	0	20
環境省	1	1	2	0	4	0	4
防衛省	0	0	1	0	1	0	1
合計	43	31	53	13	140	25	165

(注) 「拡充・延長」の区分は、一つの評価書において複数の内容の要望が含まれているものである。

図表3 義務付け対象かどうかの分類による実施件数

府省名	事前評価			事後評価			合計		
	義務付け対象	義務付け対象外	計	義務付け対象	義務付け対象外	計	義務付け対象	義務付け対象外	計
内閣府	12	3	15	0	0	0	12	3	15
国家公安委員会・警察庁	0	3	3	0	0	0	0	3	3
金融庁	4	0	4	3	0	3	7	0	7
総務省	9	0	9	0	0	0	9	0	9
財務省	1	0	1	0	0	0	1	0	1
文部科学省	3	0	3	0	0	0	3	0	3
厚生労働省	11	6	17	1	0	1	12	6	18
農林水産省	14	0	14	0	0	0	14	0	14
経済産業省	14	35	49	4	17	21	18	52	70
国土交通省	20	0	20	0	0	0	20	0	20
環境省	4	0	4	0	0	0	4	0	4
防衛省	0	1	1	0	0	0	0	1	1
合計	92	48	140	8	17	25	100	65	165

## (2) 点検の観点

租税特別措置等に係る政策評価は、22年度大綱における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」等に適切に対応するよう実施される必要がある。また、客観的なデータを可能な限り明らかにし、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な内容についての検討に資するよう分析するとともに、分析内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、各府省における検討作業や政府における税制改正作業において有用な情報を提供することが求められている。

これらのことから、点検に当たっては、22年度大綱における「政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）」等を踏まえたガイドラインの主要な要素を点検項目（図表4参照）として設定した。

点検は、租税特別措置等の要否を判断するものではなく、評価に求められる一定水準に達しているか（税制改正作業等に有益な最低限必要となる要素（項目）の説明が行われているか）の観点から実施した。

※「6つのテスト」とは、①背景にある政策の今日的な「合理性」、②政策目的に向けた手段としての「有効性」、③補助金等の政策手段と比した「相当性」について検証を求めるもの。

## (3) 点検過程

評価書上では明らかにされていない情報や事実関係が不透明な点については、点検過程において、各府省に補足説明を求め、各府省から総務省に適切な補足説明があった場合、税制改正作業への有益な情報の提供、国民への説明責任の向上に資するため、その内容も加味して点検を行った。

また、当該補足説明の内容については、「課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明」として点検結果に添付した。

## (4) 点検結果

税制改正作業は、6つのテストに示される「合理性」、「有効性」、「相当性」について検証が行われることから、これらに係る分析・説明が十分なものとなっているかを中心に点検結果を取りまとめた。

評価書165件の点検結果は、図表5のとおりである。各府省の当初の評価書では、評価に求められる一定水準に達しているものはみられなかった。点検過程における各府省からの補足説明をも踏まえて点検した結果、評価に求められる一定水準に達しているものは16件であった。評価書の大半（165件中149件）は、特に、有効性（費用対効果）の分析・説明が不十分であった。

図表4 点検項目

点検項目	事前評価		事後評価
	新設	拡充等	
<b>租税特別措置等の合理性</b>			
①政策目的の根拠及び政策体系における政策目的の位置付けが明らかにされているか。	○	○	○
②所期の目標（直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた達成目標）が既に達成されていないかが説明されているか。	—	○	○
<b>租税特別措置等の有効性</b>			
③達成目標が説明されているか。	○	○	○
④達成目標に係る測定指標が設定されているか。	○	○	○
⑤過去の実績について、適用数等が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に把握されているか。	—	○	○
⑥過去の実績について、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかが具体的に説明されているか。	—	○	○
⑦将来推計として、適用数等が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に予測されているか。	○	○	—
⑧過去の実績について、減収額が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に把握されているか。	—	○	○
⑨将来推計として、減収額が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に予測されているか。	○	○	—
⑩過去の実績について、達成目標の実現状況が把握されているか。	—	○	○
⑪将来推計として、達成目標の実現状況が予測されているか。	○	○	—
⑫過去の実績について、税収減を是認するような効果が確認されているかが説明されているか。	—	○	○
⑬将来推計として、税収減を是認するような効果が見込まれるかが説明されているか。	○	○	—
<b>租税特別措置等の相当性</b>			
⑭政策目的実現のための手段として、補助金や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であるかが説明されているか。	○	○	○
⑮同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確な役割分担がなされているかが説明されているか。	○	○	○
<b>その他</b>			
⑯政策目的に対し、達成目標の実現がどのように寄与するかが説明されているか。	○	○	○

(注) 事前評価(新設)、事前評価(拡充等)、事後評価の区分ごとに、「○」が付いている項目がそれぞれの区分の点検項目となる。

図表5 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（点検過程で新たに示された説明を踏まえたもの）

府省名	一定水準に達しているもの	分析・説明の内容が不十分と認められるもの				合計	
		うち 合理性の分析・説明の内容が不十分	うち 有効性の分析・説明の内容が不十分	うち 相当性の分析・説明の内容が不十分	うち その他の分析・説明の内容が不十分		
内閣府	0 (0)	15 (15)	2 (12)	15 (15)	3 (7)	0 (1)	15
国家公安委員会・警察庁	0 (0)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	3
金融庁	1 (0)	6 (7)	0 (3)	6 (7)	0 (2)	0 (0)	7
総務省	4 (0)	5 (9)	0 (2)	5 (9)	0 (1)	0 (0)	9
財務省	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1
文部科学省	1 (0)	2 (3)	0 (1)	2 (3)	1 (2)	0 (1)	3
厚生労働省	2 (0)	16 (18)	10 (12)	16 (18)	5 (9)	1 (3)	18
農林水産省	0 (0)	14 (14)	0 (13)	14 (14)	0 (0)	2 (2)	14
経済産業省	4 (0)	66 (70)	21 (50)	66 (69)	10 (36)	0 (3)	70
国土交通省	1 (0)	19 (20)	2 (13)	19 (20)	2 (8)	0 (0)	20
環境省	1 (0)	3 (4)	2 (3)	3 (4)	2 (2)	0 (0)	4
防衛省	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1
合計	16 (0)	149 (165)	40 (113)	149 (164)	23 (67)	3 (10)	165

(注) 1 ( )内は、当初の評価書に対する点検結果。

2 分析・説明の内容が不十分と認められる内容が、「合理性」、「有効性」、「相当性」又は「その他」に重複して該当する場合には、それぞれに計上した。

また、「合理性」、「有効性」及び「相当性」についての分析・説明の内容について、不十分なものの組合せは、図表6のお

りであり、「合理性」、「有効性」及び「相当性」全てについて分析・説明の内容が不十分な評価が11件みられた。

図表6 分析・説明の内容が不十分と認められるものの組合せ

府省名	合理性 有効性 及び 相当性の 分析・説明の 内容が不十分	合理性 及び 有効性の 分析・説明の 内容が不十分	合理性 及び 相当性の 分析・説明の 内容が不十分	有効性 及び 相当性の 分析・説明の 内容が不十分	合理性のみ 分析・説明の 内容が不十分	有効性のみ 分析・説明の 内容が不十分	相当性のみ 分析・説明の 内容が不十分
内閣府	0	2	0	3	0	10	0
国家公安委員会・警察庁	0	3	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0	6	0
総務省	0	0	0	0	0	5	0
財務省	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	1	0	1	0
厚生労働省	4	6	0	1	0	5	0
農林水産省	0	0	0	0	0	14	0
経済産業省	5	16	0	5	0	40	0
国土交通省	0	2	0	2	0	15	0
環境省	2	0	0	0	0	1	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0
合計	11	29	0	12	0	97	0

## (5) 主な課題

### ア 政策目的に向けた手段としての「有効性」の説明に係る課題

#### <有効性（費用対効果）の説明が不十分>

税収減を是認するような有効性（費用対効果）は、租税特別措置等の要否の判断に資する重要な情報であるが、大半の評価書では、費用対効果の分析・説明が不十分であった。

例1 税収減を是認する効果があるとの説明をしているが、その具体的な根拠を示さず説明しているもの。

例2 税収減を是認するような効果（費用対効果）は、減収額と効果を対比して説明することが必要だが、減収額には触れず、効果があることだけを説明しているもの。

例3 税収減と効果を対比して説明しているが、租税特別措置等以外の要因の効果を含めたものを効果としているため、その説明に疑問があるもの。

#### <適用実態・見込みの説明が不十分>

租税特別措置等の適用数や減収額の過去の実績が明らかでなく、また、将来推計の場合、その計算方法が明らかでないなど、適用実態・見込みの説明が不十分なものがある。

租税特別措置等が適用され得る対象の全体数からみて実際の適用数が非常に少ない、又は特定の業界若しくは一部の企業のみが恩恵を受けていると考えられるが、そのことに関する説明が不十分なものがある。

### イ 背景にある政策の今日的な「合理性」の説明に係る課題

#### <政策目的の根拠が不明>

租税特別措置等によって実現する政策目的が、優先度や緊要性の高いものなのか判断する根拠（法律、政令、閣議決定等）が明らかにされていないものがある。

#### <租税特別措置等を引き続き実施する理由の説明が不十分>

租税特別措置等で達成しようとした当初の目標が既に達成されているにもかかわらず、引き続き実施する理由についての説明が不十分なものがある。

ウ 補助金等他の政策手段と比した「相当性」の説明に係る課題

＜他の政策手段と比較した説明が不十分＞

租税特別措置等の必要性のみの説明にとどまり、想定され得る他の政策手段（補助金、規制等）と比較して、租税特別措置等の手段を採ることが必要かつ適切であることの説明が不十分なものがある。

＜他の政策手段との役割分担の説明が不十分＞

補助金等や規制など他の支援措置や義務付け等が現に存在している場合において、租税特別措置等との適切かつ明確な役割分担についての説明が不十分なものがある。

### 3 租税特別措置等に係る政策評価の今後の課題

租税特別措置等に係る政策評価は、今年度で2回目を迎えた。昨年度は、初年度ということもあり全ての評価書について「合理性」、「有効性」、「相当性」のいずれかにおいて分析・説明が不十分な点が認められた。今年度は、これらの分析・説明が評価に求められる一定水準に達している評価書が全体の約1割（16件）みられたものの、全体的な取組として必要なレベルに達しているといえる状況にはなっていない。特に、有効性（費用対効果）については、昨年同様、多くの評価書において分析・説明の内容が不十分な点がみられたが、有効性（費用対効果）は、租税特別措置等の要否の判断に資する重要な情報であることから、今後、評価の質の更なる向上を図ることが必要である。

また、点検結果において分析・説明が不十分であると指摘しているものについて、各府省が評価の修正・やり直し等を含め適切な説明に努めることが必要であるとともに、一定水準に達しているものについても必要に応じた更なる分析・説明に努めることが期待される。

今回の点検において指摘している課題も踏まえ、今後は、補足説明のような内容は可能な限りあらかじめ評価書に盛り込むとともに、租税特別措置等に係る政策評価が、租税特別措置等の透明化を図り、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な検討に資するものとなるよう、評価の改善に努め、国民への説明責任の徹底を図っていくことが必要である。

## II 個別の点検結果

### 1 点検結果の一覧表

〈点検結果の一覧表の見方〉

#### 1. 「制度名」

各評価書に記載されている租税特別措置等の名称を記載。

#### 2. 「区分」

租税特別措置等の要望区分等に応じて、以下を記載。

新 設：租税特別措置等の新設に係る事前評価を表す。

拡 充：租税特別措置等の拡充に係る事前評価を表す。

延 長：租税特別措置等の延長に係る事前評価を表す。

拡・延：租税特別措置等の拡充及び延長に係る事前評価を表す。

事 後：事後評価を表す。

#### 3. 「義務付け」

評価が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に係る評価である場合に「○」を記載。

#### 4. 「分析・説明が不十分」

点検結果の内容に応じて、「●」、「※」又は「—」を記載。

●：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

※：点検過程における各府省からの補足説明により課題が解消したもの。

—：区分（新設及び事後）の性質上、記載の必要のないもの等。

政策目的の根拠等：政策目的の根拠及び政策体系における政策目的の位置付けが明らかにされているか。

当初の目標の達成状況等：当初の目標の達成状況や引き続き実施する理由が説明されているか。

僅少・偏り：適用数等が想定外に僅少であったり、特定の者に偏っていないかが説明されているか。

税収減の是認効果等：税収減を是認するような効果が確認されているかの説明や達成目標の説明がされているか。達成目標に係る測定指標が設定されているか等。

租特の手段をとる必要・適切性：補助金や規制などと比較して租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であるかが説明されているか。

他の支援措置との役割分担：他の支援措置等がある場合に、適切かつ明確な役割分担が説明されているか。

その他：政策目的に対し、達成目標の実現がどのように寄与するかが説明されているか。

番号	制度名	区分	義務付け	未実施	分析・説明が不十分							その他
					6つのテスト							
					合理性		有効性		相当性			
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の果	租特の必要	手割の適	他措の置	
内閣府												
内閣01	金融業務特別地区における税制上の特別措置	拡・延	○		※	※	●	●	※			
内閣02	産業イノベーション地域（仮称）の課税の特例	新設	○		※	—	—	●				
内閣03	沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却の延長	延長	○			※	●	●				
内閣04	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大	拡充			※	※		●				
内閣05	構造改革特別区域法及び総合特別区域法に基づく特産酒類の製造事業	拡充				●	※	●				
内閣06	特定地域再生計画（仮称）の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する寄附に係る課税の特例	新設	○			—	—	●		※		
内閣07	沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における特例措置	新設	○		※	—	—	●				
内閣08	国際物流拠点産業集積地域（仮称）における税制上の特例措置	新設	○		※	—	—	●	※	※		
内閣09	沖縄の情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における税制上の特例措置	拡・延	○		※		●	●				
内閣10	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置	拡・延	○			※		●				
内閣11	経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	拡・延	○			●		●				
内閣12	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設	新設				—	—	●	※	※		
内閣13	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置	新設	○			—	—	●	●	●	※	
内閣14	街区防災計画（仮称）区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設	新設	○		※	—	—	●	●			
内閣15	大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設	新設	○		※	—	—	●	●			
国家公安委員会・警察庁												
警察01	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（警察の船舶の用途）	延長			※	●	※	●				
警察02	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（警察通信施設の非常電源の用途）	延長			※	●	●	●				
警察03	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（指定自動車教習所の教習用車両の用途）	延長			※	●	※	●				

番号	制度名	区分	義務付け	未実施	分析・説明が不十分							その他
					6つのテスト							
					合理性		有効性		相当性			
					政策目的の根拠等	当初の目標状況等	僅少・偏り	税収効果等	租税の負担の軽減	特需の発生	手配の適切	
金融庁												
金融01	自動発注サーバに係る非課税措置の創設	新設	○		※	—	—	●	※			
金融02	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の見直し	拡充	○			※		●				
金融03	投資法人等に係る均等割の減免措置の導入	新設	○			—	—	●				
金融04	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制上の特例措置の継続	新設	○			—	—	※				
金融05	社債、株式等の振替に関する法律の加入者保護信託の信託財産とするための負担金の損金算入	事後	○			※		●	※	※		
金融06	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構）	事後	○					●				
金融07	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（日本投資者保護基金）	事後	○					●				
総務省												
総務01	通信・放送システム災害対策促進税制の創設	新設	○			—	—	●	※			
総務02	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(上乘せ措置の恒久化)	拡充	○					※				
総務03	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	拡充	○					※				
総務04	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除（中小企業投資促進税制）	拡・延	○					※				
総務05	中小企業投資促進税制の拡充・延長	拡・延	○					※				
総務06	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	延長	○					●				
総務07	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長	延長	○					●				
総務08	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における特例措置	拡・延	○		※		※	●				
総務09	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における特例措置	拡・延	○		※		●	●				
財務省												
財務01	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制優遇措置の継続	新設	○			—	—	※				

番号	制度名	区分	義務付け	未実施	分析・説明が不十分							その他
					6つのテスト							
					合理性		有効性		相当性			
					政策目的の根拠等	当初の目標状況等	僅少・偏り	税収減の果	租税の特と手	特を必要とする適	他措置の役割	
文部科学省												
文科01	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置	新設	○			—	—	●	●	●	※	
文科02	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化）	拡充	○					※				
文科03	史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除額及び法人税の損金算入限度額の拡充	拡充	○		※	※	※	●	※	※		
厚生労働省												
厚労01	雇用促進税制の拡充	拡充	○		※	※		●				
厚労02	新築住宅に係る特例措置の延長	延長				●	※	●				
厚労03	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置	新設			●	—	—	●				
厚労04	社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除の創設	新設	○		●	—	—	●	●			
厚労05	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	拡充	○					※				
厚労06	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	延長	○			●		●				
厚労07	「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により取得した少額資産の固定資産税免除	新設				—	—	●	※	※		
厚労08	事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続	新設	○			—	—	※		※		
厚労09	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	延長	○			●	●	●				
厚労10	確定給付企業年金の損金算入の対象となる掛金の範囲の拡大	新設	○		※	—	—	●	※	※		
厚労11	公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長	延長	○			●	●	●				
厚労12	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長	延長				●	●	●				
厚労13	ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し	新設			●	—	—	●		●	●	
厚労14	中小企業投資促進税制の拡充	拡・延	○				●	●				
厚労15	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長	延長				●	●	●	●			
厚労16	社会保険診療報酬の所得計算の特例	事後	○		●	●		●		●		

番号	制度名	区分	義務付け	未実施	分析・説明が不十分							その他
					6つのテスト							
					合理性		有効性		相当性			
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減等の効果	租税の特段の必要	手続の適当性	他の措置との役割分担	
厚労17	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置	新設	○			—	—	●	●	●	※	
厚労18	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置	新設	○			—	—	●	※	※	※	
農林水産省												
農水01	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乘せ措置の恒久化）（食品製造業及び農薬製造業）	拡充	○			※	●	●				
農水02	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置（食品製造業及び農薬製造業）	拡充	○			※	●	●				
農水03	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（食品企業者関係）	延長	○			※	●	●			●	
農水04	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（食品企業者関係）	延長	○			※	●	●			●	
農水05	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（農業者関係）	延長	○			※		●				
農水06	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（農業者関係）	延長	○			※		●				
農水07	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（森林組合等関係）	延長	○			※		●				
農水08	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（森林組合等関係）	延長	○			※		●				
農水09	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（漁業協同組合等関係）	延長	○			※		●				
農水10	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（漁業協同組合等関係）	延長	○			※		●				
農水11	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置	拡・延	○			※		●				
農水12	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置の拡充及び延長	拡・延	○			※		●				
農水13	経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	拡・延	○			※		●				
農水14	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく総合化事業計画又は研究開発・成果利用事業計画に係る機械装置等を取得した場合の特別償却	新設	○			—	—	●				
経済産業省												
経産01	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等	拡充				※	※	●			※	
経産02	移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税	拡充				※	※	●			※	

番号	制度名	区分	義務付け	未実施	分析・説明が不十分						その他
					6つのテスト						
					合理性		有効性		相当性		
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の果	租特の必要	手続の適	
経産03	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税	拡充			※	※	※	●			※
経産04	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税	拡充			※	※	※	●			
経産05	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付	拡充			※	●	※	●			
経産06	石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付	拡充			※	●	※	●			
経産07	再生可能エネルギーの普及・拡大のための税制措置	拡充	○			●	●	●	●		
経産08	海外投資等損失準備金	延長	○		※	※	※	●			
経産09	交際費等の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）	延長	○			●		●	※	※	
経産10	会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減	延長			※	※		●	※		
経産11	金属鉱業等鉱害防止準備金	延長	○			※		●	※		
経産12	中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置	延長						●	※		
経産13	株式会社商工組合中央金庫の抵当権設定登記に係る登録免許税の軽減	延長				●	●	●			
経産14	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化）	拡充	○					※			
経産15	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価T O Bに応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等	新設	○			—	—	●	※	※	
経産16	中小企業投資促進税制	拡充	○					※			
経産17	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	延長	○					●			
経産18	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（産活法）に基づく登録免許税の税率の軽減措置	延長				※	※	●	※		
経産19	特定の資産の買換えの場合の課税の特例	延長	○		●	※	※	●	※	※	
経産20	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大等に向けた所要の措置	新設				—	—	●			
経産21	沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における特例措置	新設	○		※	—	—	●			
経産22	国際物流拠点産業集積地域（仮称）における税制上の特例措置	新設	○		※	—	—	●	※	※	
経産23	産業イノベーション地域（仮称）の課税の特例	新設	○		※	—	—	●			

番号	制度名	区分	義務付け	未実施	分析・説明が不十分						その他
					6つのテスト						
					合理性		有効性		相当性		
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の果	租特の必要	手との適	
経産24	沖縄の情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における税制上の特例措置	拡・延	○		※		●	●			
経産25	引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税	拡充				※		●	※		
経産26	特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付	延長				●	※	●			
経産27	農林漁業用輸入A重油の石油石炭税免税措置	延長				●	●	●		※	
経産28	車体課税の抜本の見直し（自動車税のグリーン化関連）	延長				※	※	●	●	●	
経産29	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（電気供給業）	延長			※	●	●	●	●		
経産30	軽油引取税の課税免除措置の特例措置（地熱資源）	延長				※	※	●	※	※	
経産31	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鋳さいバラス製造業）	延長			※			●	※		
経産32	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（生コンクリート製造業）	延長			●	※	※	●	※		
経産33	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（セメント製品製造業）	延長			●	※	※	●	※		
経産34	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）	延長			●	※		●	※		
経産35	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業）	延長			●	※		●	※		
経産36	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石等鉱物掘採業）	延長			※			●			
経産37	軽油引取税の課税免除の特例措置（陶磁器製造業）	延長			●	●	●	●	※	●	
経産38	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（ゴルフ場業）	延長				※	※	●	※		
経産39	再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に伴う特例措置	新設			※	—	—	●	※		
経産40	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設			●	—	—	●			
経産41	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設			●	—	—	●			
経産42	中小企業の事業再生に伴う不動産取得税の軽減措置	延長						●			
経産43	株式会社商工組合中央金庫の事業税の課税標準の特例	延長				●		●			
経産44	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	拡充	○					※			

番号	制度名	区分	義務付け	未実施	分析・説明が不十分						その他
					6つのテスト						
					合理性		有効性		相当性		
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の認効果等	租特の段を必要とする	他措置の支割と担	
経産45	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の創設	新設			—	—	●	●			
経産46	公害防止用設備（汚水・廃液処理施設）に対する課税標準の特例	延長					●				
経産47	「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により取得した少額資産の固定資産税免除	新設			—	—	●	※	※		
経産48	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大等に向けた所要の措置	新設			—	—	●				
経産49	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置	延長			※		●	●			
経産50	外国組合員に対する課税の特例	事後				●	●				
経産51	エンジェル税制 ・特定中小企業が発行した株式の取得に要した金額の控除等 ・特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等 ・特定新規中小企業が発行した株式を取得した場合の課税の特例	事後				※	●				
経産52	ストックオプション・税制 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等	事後			※	※	※	●			
経産53	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除	事後				※	※	●			
経産54	青色申告特別控除	事後						●			
経産55	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	事後				※		●		※	
経産56	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（地域商店街活性化法）	事後					※	●			
経産57	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（総合特区法）	事後						—		※	
経産58	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（鉱害防止事業基金）	事後	○					●	●		
経産59	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（信用保証協会）	事後	○			●	※	●			
経産60	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（中小企業倒産防止共済制度の掛金に係るもの）	事後	○		※			●		※	
経産61	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（商品先物取引法に基づく委託者保護基金）	事後	○					●	※		
経産62	相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみならず配当課税の特例	事後				※	※	●		※	
経産63	非上場株式等についての贈与税の納税猶予 非上場株式等についての相続税の納税猶予 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予	事後				※	※	●			

番号	制度名	区分	義務付け	未実施	分析・説明が不十分							その他
					6つのテスト							
					合理性		有効性		相当性			
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の効果等	租税の特段の必要と手続の適切性	他の措置の役割	支援の割担	
経産64	使用済自動車に係る自動車重量税の還付制度	事後			●	※	●	●	※			
経産65	エンジェル税制 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例措置	事後					※	●				
経産66	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の特例措置	事後				※	※	●				
経産67	変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例	事後				●	※	●	●			
経産68	ガス事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る特例措置	事後				※	※	●	※			
経産69	熱供給事業者が新設した熱供給事業用の償却資産に係る特例措置	事後			※	●		●	●			
経産70	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る軽減税率	事後			※		※	●	●			
国土交通省												
国交01	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	拡充	○						※			
国交02	バリアフリー施設等に係る特別償却制度の創設	新設	○		※	—	—	●		※		
国交03	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1500万円の特別控除の延長	延長	○			※	●	●	※	※		
国交04	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長	延長	○			※	※	●				
国交05	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の見直し	新設	○			—	—	●				
国交06	投資法人等に係る法人住民税均等割の減免措置の導入	新設	○			—	—	●				
国交07	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充	拡充	○			※	※	●	※			
国交08	民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充	拡充	○			※		●	※			
国交09	街区防災計画（仮称）に基づく事業の推進のための課税の特例措置の創設	新設	○			—	—	●				
国交10	津波防護施設に関する収用代替資産の取得に係る課税特例等の適用を受ける際の簡易証明書制度の適用	新設	○			—	—	●	※	※		
国交11	街区防災計画（仮称）区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設	新設	○			—	—	●	●			
国交12	マンション建替事業に係る特例措置の適用範囲の拡大	拡充	○		※	●	●	●				

番号	制度名	区分	義務付け	未実施	分析・説明が不十分							その他
					6つのテスト							
					合理性		有効性		相当性			
					政策目的の根拠等	当初の目標の達成状況等	僅少・偏り	税収減の果	租税の特と手	他措置の役割	支援の担	
国交13	大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設	新設	○		※	—	—	●	●			
国交14	モーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車を取得するための事業用固定資産の買換え等に関する特例措置の延長	延長	○		※	※	※	●	※			
国交15	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）の延長	延長	○			●		●				
国交16	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の拡充	拡充	○		※			●				
国交17	国庫補助金等の総収入金額不算入等の特例措置の拡充	拡充	○					●				
国交18	関西国際空港土地保有会社の用地整備準備金制度	拡充	○			※		●				
国交19	新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有会社に係る課税標準の特例措置の拡充	拡充	○			※		●				
国交20	沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における税制上の特例措置の創設	新設	○		※	—	—	●				
環境省												
環境01	P C B汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長	延長	○		※	●	●	●	●	●		
環境02	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置（延長）	延長	○		※	●	●	●	●			
環境03	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮	新設	○		※	—	—	●				
環境04	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化）	拡充	○					※				
環境05	放射性物質環境汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物等の処理施設に関する収用代替資産の所得に係る5000万円特別控除等の適用	新設	○	○								
防衛省												
防衛01	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長	延長			※			※				

## 2 点検結果表

### <点検結果表の見方>

#### 1 「制度名」

各評価書に記載されている租税特別措置等（以下「租特」という。）の名称を記載している。

#### 2 「税目」

評価の対象となった当該租特の税目を記載している。

#### 3 「区分」

[新設] は租特の新設に係る事前評価、[拡充] は租特の拡充に係る事前評価、[延長] は租特の延長に係る事前評価、[事後] は事後評価を表す。

#### 4 「評価の実施状況」

各点検項目について、2から4の区分を設けており、該当する区分を [■] で示している。

#### 5 「課題」

[○] 印：各点検項目において、数値が示されていない、分析内容が妥当でない、又は、論理的でないといった課題（疑問点・問題点等）があることを表す。

[※] 印：点検過程における各府省からの補足説明により課題が解消したことを表す。

[⊗] 印：点検過程における各府省からの補足説明により課題の一部が解消したことを表す。なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題について記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。

#### 6 「① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け」

[明らか]：租特により実現しようとする政策目的の根拠・政策体系における政策目的の位置付けが明らかにされていることを表す。

[明らかでない]：当該根拠・位置付けが明らかにされていないことを表す。

#### 7 「② 所期の目標が達成していない状況」

[達成されていない]：所期の目標について、いまだ達成されていないことが説明されていることを表す。

[達成されている]：所期の目標について、既に達成されていることが説明されていることを表す。

[説明なし]：当該状況について説明されていないことを表す。

#### 8 「③ 達成目標」

[説明あり]：租特により達成しようとする目標が説明されていることを表す。

[説明なし]：当該目標が説明されていないことを表す。

注) 達成目標は、測定指標の達成水準を示すことを前提としているが、達成目標と測定指標の関係が各府省で区々となっているため、便宜上、目標値・達成時期等について、「③達成目標」に課題がある場合でも、「④測定指標の設定」で課題として記載しているものもある。

- 9 「④ 測定指標の設定」  
[定量化]：租特により達成しようとする目標に係る定量的な測定指標が設定されていることを表す。  
[定性的記述]：当該目標に係る定性的な測定指標が設定されていることを表す。  
[設定なし]：当該目標に係る測定指標が評価書において設定されていないことを表す。
- 10 「⑤ 適用数等の実績把握」  
[定量化]：過去の実績値が示されている、又は、適用数等が算定根拠を明らかにしつつ定量的に把握されていることを表す。  
[定量化(根拠なし)]：適用数等は定量的に把握されているが、算定根拠が明らかにされていないことを表す。  
[定性的記述]：適用数等が定性的に把握されていることを表す。  
[把握なし]：適用数等が評価書において把握されていないことを表す。
- 11 「⑥ 僅少・偏りのない状況」  
[説明あり]：租特の適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定のものに偏っていないかが説明されていることを表す。  
[説明なし]：当該内容が説明されていないことを表す。
- 12 「⑦ 適用数等の将来予測」  
[定量化]：適用数等が算定根拠を明らかにしつつ定量的に予測されていることを表す。  
[定量化(根拠なし)]：適用数等が定量的に予測されているが、算定根拠が明らかにされていないことを表す。  
[定性的記述]：適用数等が定性的に予測されていることを表す。  
[予測なし]：適用数等が評価書において予測されていないことを表す。
- 13 「⑧ 減収額の実績把握」  
[定量化]：過去の実績値が示されている、又は、減収額が算定根拠を明らかにしつつ定量的に把握されていることを表す。  
[定量化(根拠なし)]：減収額が定量的に把握されているが、算定根拠が明らかにされていないことを表す。  
[把握なし]：減収額が評価書において把握されていないことを表す。
- 14 「⑨ 減収額の将来予測」  
[定量化]：減収額が算定根拠を明らかにしつつ定量的に予測されていることを表す。  
[定量化(根拠なし)]：減収額が定量的に予測されているが、算定根拠が明らかにされていないことを表す。  
[予測なし]：減収額が評価書において予測されていないことを表す。
- 15 「⑩ 達成目標の実現状況の実績把握」  
[把握あり]：租特による効果・達成目標の実現状況が把握されていることを表す。  
[把握なし]：当該効果・状況について把握されていないことを表す。
- 16 「⑪ 達成目標の実現状況の将来予測」  
[予測あり]：租特による効果・達成目標の実現状況が予測されていることを表す。  
[予測なし]：当該効果・状況について予測されていないことを表す。

- 17 「⑫ 税収減是認の効果の実績確認」  
[説明あり]：税収減を是認するような効果が確認されていると説明されていることを表す。  
[説明なし]：当該効果が確認されていないと説明されている、又は、当該効果について説明されていないことを表す。
- 18 「⑬ 税収減是認の効果の将来見込み」  
[説明あり]：税収減を是認するような効果が見込まれると説明されていることを表す。  
[説明なし]：当該効果が見込まれないと説明されている、又は、当該効果について説明されていないことを表す。
- 19 「⑭ 租特の手段をとることの必要性・適切性」  
[説明あり]：補助金や規制など様々な政策手段がある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが説明されていることを表す。  
[説明なし]：当該内容が説明されていないことを表す。
- 20 「⑮ 他の政策手段との役割分担」  
[他の政策手段はない]：同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がないことを表す。  
[説明あり]：他の支援措置や義務付け等との適切かつ明確な役割分担が説明されていることを表す。  
[説明なし]：当該内容が説明されていないことを表す。
- 21 「⑯ 政策目的への寄与」  
[説明あり]：政策目的に対し、達成目標の実現がどのように寄与するかが説明されていることを表す。  
[説明なし]：当該内容が説明されていないことを表す。
- 22 「【課題の説明】」  
各点検項目における評価の課題について、各府省からの補足説明をも踏まえて記載している。
- 23 「【点検結果表の別紙】」  
各点検項目について、各府省からの補足説明等の内容を記載している。



内閣府



番号	制度名
内閣府	
内閣01	金融業務特別地区における税制上の特別措置
内閣02	産業イノベーション地域（仮称）の課税の特例
内閣03	沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却の延長
内閣04	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大
内閣05	構造改革特別区域法及び総合特別区域法に基づく特産酒類の製造事業
内閣06	特定地域再生計画（仮称）の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する寄附に係る課税の特例
内閣07	沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における特例措置
内閣08	国際物流拠点産業集積地域（仮称）における税制上の特例措置
内閣09	沖縄の情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における税制上の特例措置
内閣10	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置
内閣11	経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却
内閣12	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設
内閣13	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置
内閣14	街区防災計画（仮称）区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設
内閣15	大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	金融業務特別地区における税制上の特別措置	府省名	内閣府
税目	法人税、事業税、法人住民税、特別土地保有税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「平成33年度に金融特区における金融業及び金融関連企業の集積（20社）、新たな雇用数の増加（600人）」（【点検結果表の別紙】④参照）は、適用対象法人の経営状況等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は、平成20年度0件、21年度1件、22年度3件と把握しているが、本租税特別措置等が適用され得る法人、地域等の全体数からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明されていない。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]  
 ⑫ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。  
 また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。  
 ⑩ 達成目標の実現状況について、「平成14年7月以来、14社（累計）の企業が立地し、約550人の雇用が創出」と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑩参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
- [将来の見込み]  
 ⑬ 減収額の見込みと効果を対比して定性的に説明しているが、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。  
 ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、「金融特区における金融業及び金融関連企業の集積（20社）、新たな雇用数の増加（600人）を想定」と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

## 【点検結果表の別紙】

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）  
政策目的の根拠となる規定については、評価書に記載をした沖縄振興特別措置法第一条において、「沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図る」とされ、その中で、金融業、金融関連業の振興を図ることを目的として、同法第五十五条において「金融業務特別地区」を指定するとともに、同法第五十七条において、同指定地域等に対して「租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用がある」とされている。  
なお、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄振興審議会が内閣総理大臣に申し出た意見においても、「『民間主導の自立型経済の発展』、『我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の『万国津梁』の形成』という基本方向の下、先述の地理的特性や亜熱帯・海洋性の貴重な自然、沖縄独特の国際色豊かな歴史・文化など、沖縄の持つ様々な地域特性を最大限に発揮して、沖縄振興を進めていくことが求められている」とされており、沖縄振興審議会総合部会専門委員会による「沖縄の振興についての調査審議結果報告」においては関連するバックオフィスの業務については集積しつつあるが、本来の金融業務ともいえる金融商品の取扱い、個人投資家の金融特区に対する投資促進、資産運営管理、トレーディング等の業務の集積については、今後の課題となっている、と報告されている。  
また、川端大臣は「政府の中でそれが最大限前向きに実現するようということが私の仕事であります。」と発言されており、このような意見、調査報告を踏まえて金融業務特別地区を拡充・延長するものである。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
平成23年までに20社の進出、2005人の雇用創出を目標としていたところ、14社、550人の雇用創出が実現され（平成23年3月末現在）、金融業務特別地区である名護市の法人市民税の3割を金融関連業が占めるなど、今後の発展のための基盤ができつつある。
- ④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）  
新法については10年の時限立法となるものと見込まれ、同期間を対象とした沖縄振興計画が策定される予定である。そのため平成33年度を達成時期としている。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
アンケート対象法人数は105社であり、うち進出を検討している法人数は4社であるが、実際、進出する企業はその半分の2社と想定される。
- ⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

平成14年7月以来、14社（累計）の企業が立地し、約550人の雇用が創出されており、当該実績に基づき達成目標（20社の集積、600人の雇用）を想定している。

- ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
過去の実績を基に達成目標を設定している。なお、立地企業数については、沖縄県実施のアンケート結果によるものであり、金融特区における金融業及び金融関連企業の集積（20社）、新たな雇用数の増加（600人）を想定している。
- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
税制措置については、より多くの企業の判断に影響を及ぼすことが可能であり、対象とする金融業、金融関連業の設備投資及び雇用の拡大等の効果が期待できる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	金融業務特別地区における税制上の特別措置 (国1)(法人税:義) (地4)(事業税、法人住民税:義、特別土地保有税:外) <span style="float:right">【新設・延長・拡充】</span>
2	要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア等の外資系金融業の集積を促進するため、対象法人に「内国法人」だけでなく「外国法人」を追加。</li> <li>・適用対象法人の要件緩和             <ul style="list-style-type: none"> <li>①「新設から10年」を「認定から10年」とし、更に、対象地区内新設法人のみでなく、対象地域内に本店事務所を移転した既設法人も対象。</li> <li>②「専ら」要件を緩和。</li> </ul> </li> <li>・優遇制度適用対象業種の拡大(補助的金融業、金融付帯業(金商法第85条第4項の委託を受けた者に限る))</li> <li>・現行の特定地域内において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の拡充(控除率の引上げ)             <ul style="list-style-type: none"> <li>①所得控除関係 所得税額控除 35%⇒55%(金額制限(直接人件費の20%)を廃止)</li> <li>②投資税額控除関係 償却率 機械等・15%⇒25%、建物等・8%⇒15% (控除制限(法人税額20%上限)の撤廃) 建物と建物付属設備同時取得の撤廃 取得価格上限(20億円)の撤廃</li> <li>③特別償却関係(新規) 償却率 機械等・50%、建物等・25% 建物と建物付属設備の別取得の適用</li> </ul> </li> </ul>
3	担当部局	代表 TEL:03-3581-5171 FAX:03-3581-9761 内閣府政策統括官(沖縄政策担当) 付企画担当参事官室 産業振興担当参事官室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年創設 平成19年 ①認定法人の所得控除制度の拡充・延長 ②法人税の投資税額控除の拡充・延長 ③地方税の課税免除又は不均一課税に対する減収補填の延長
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日
7	必要性等	<p>①:政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>金融特区において、金融業及び金融関連業務のバックアップオフィスのな業務については、企業の進出が見られるものの、金融商品の取り扱い、顧客からの資金の預かり等の本来の金融業の集積、発展著しいアジア諸国からの外資系金融機関の誘致等が課題となっている。</p> <p>さらに、金融特区については、沖縄における金融業務の集積・発展だけではなく、内外からの投資資金の呼び込み等、今後の沖縄の発展にも寄与することが期待されており、制度的な環境整備を行うことが必要である。</p>

		②:政策体系における政策目的の位置付け	<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)</li> <li>・沖縄振興計画(平成14年7月10日内閣総理大臣決定)</li> <li>・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)</li> </ul> <p>政策分野「沖縄政策」 政策「沖縄政策の推進」 施策「沖縄における産業振興」</p>
		③:達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>金融特区における</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①金融業及び金融関連企業の集積(20社)</li> <li>②新たな雇用数の増加(600人)</li> </ul> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>金融特区における</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①金融業及び金融関連企業の集積</li> <li>②新たな雇用数の増加</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、2020年までに実現すべき成果目標として、「アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位の確立」が定められている。</p>
		①:適用数等	法律成立後、平成24年度から税制の特例措置が創設されれば、毎年平均2社程度の進出が見込まれる。 (特区進出アンケート調査結果(沖縄県実施)による)
8	有効性等	②:減収額	<p>平年度の減収見込額 3 百万円</p> <p>(制度自体の減収額) ( - 百万円)</p>
		③:効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)に定める2020年までに実現すべき成果目標の達成に向けて、関連産業の集積や国内外への普及展開のための施策を講ずることで、政策目的を実現することができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>平成23年度中の国会において、現行の沖縄振興特別措置法の後継となる法律が成立した後、速やかに「金融業務特別地区」を指定することにより、毎年2社程度の進出が見込まれる。 ※「金融業務特別地区」…名護市</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>租税特別措置等と予算上の措置等との相乗効果が失われれば、環境分野に対する投資が十分に進まず、海外からの企業誘致へのタイミングを逸してしまい、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p>

			《税収減を是認するような効果の有無》 金融業務特別地区に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進のため、法人実効税率をアジア諸国並みに引き下げるとともに、租税特別措置等のあらゆる税制措置を抜本的に見直すことにより、同地区を「アジア拠点」とし、立地する企業の競争力を向上させ、更に外資系企業を含めた雇用倍増を実現させることにより、将来的には、税収減を上回る追加的な税収が期待できる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	「新金融立国」に向けた施策として、金融業務特別地区制度の延長・拡充を図り、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターを目指すためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

### 金融業務特別地区の所得控除、投資税額控除及び特別償却に関する減収見込額

【税制優遇措置を利用した企業に対するアンケート等をもとに推計】

平成20年から22年度の実績

年度	所得控除	投資税額控除	特別償却
20	[0] 0	[0] 0	[0] ( 0)
21	[1] 662	[0] 0	[0] ( 0)
22	[1] 541	[2] 10,610	[2] (157,777)
合計	[2] 1,203	[2] 10,610	[2] (157,777)
	[ ] 適用法人数		現状制度なし ( ) 対象資産取得価額

- アンケートによると、  
・投資税額控除のうち、49%が建物、51%が機械  
・特別償却の取得価額について投資税額控除の建物、機械の割合を使用する
- 進出企業数  
1年間に、2社の進出を想定

#### 3 減収見込

3年の実績をもとに、率を拡充した場合の減収額を計算すると、

【所得控除分(実績:2社)】

$$=(1,203 \div 3 \text{年} \div 35\% \times 55\% \times 30\% (\text{税率})) = 189 \dots \text{①}$$

【投資税額控除分(実績:2社)】

$$=(10,610 \div 3 \text{年} \times 49\% \div 8\% \times 15\%) + (10,610 \div 3 \text{年} \times 51\% \div 15\% \times 25\%) = 6,255 \dots \text{②}$$

【特別償却分(みなし実績:2社)】現状制度はないが、投資税額控除の対象資産を参考として算出する

$$=(157,777 \div 3 \text{年} \times 49\% \times 25\% \times 30\% (\text{税率})) + (157,777 \div 3 \text{年} \times 51\% \times 50\% \times 30\% (\text{税率})) = 5,956 \dots \text{③}$$

$$\text{【減収見込(選択課税制度のため)】} (\text{①} + \text{②} + \text{③}) \div 3 = 3,355 \rightarrow \text{単年度では、3百万円}$$

それぞれの効果を反映した場合、減収見込み=3百万円と推計

○ 金融業務特別地区地方税減税見込額

I 減収実績

(単位:千円)

制度名	平成20年度		平成21年度		平成22年度		合 計		1社当たり平均①
	件数	減収額	件数	減収額	件数	減収額	件数	減収額	
法人事業税	0	0	0	0	2	33,560	2	33,560	16,780

II 減税見込額について

① × 2社進出予定 = 33,560 千円



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	産業イノベーション地域（仮称）の課税の特例	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税、事業所税、特別土地保有税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「沖縄の製造品出荷額を平成 24 年に比べて平成 33 年度には 1.5 倍に増加」は、マッチング支援や海外展開支援等の予算措置等他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]

⑬ 減収額と効果を対比すべきところ、定性的に「税制で支援することにより、沖縄の優位性を生かした新たな産業の創出が期待される」と説明することにより、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑦ 適用数の将来推計について、「平均して年 40 件弱の適用がある」としているが（【点検結果表の別紙】⑦参照）、その算定において、減免額及び適用件数の比率の値並びにそれを用いた推計過程が明らかでなく、算定根拠に問題があることから、適用の見込みに疑問がある。

⑨ 減収額の将来推計について、506 百万円（国税）、86 百万円（地方税）としているが、別紙のうち、「産業イノベーション地域内の企業に対する投資促進に関する減収見込み」において、沖縄県内における平成 19 年から 22 年までの全国版のエンジェル税制の利用実績は延べ 4 社にとどまるどころ、ベンチャー企業 30 社全てに前出 4 社と同水準の投資がなされるとした根拠が明らかでなく、算定根拠に問題があることから、減収額の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標（産業イノベーション（仮称）地域内の製造業等の発展）の実現状況の将来予測について、「全体として年平均 4% の成長率を目標とし、平成 33 年には約 1.5 倍の製造品出荷額を目指す」と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注 2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）  
 現行法においては、今回要望する産業イノベーション地域（仮称）への発展前の産業高度化地域について、次のとおり規定している。  
 （目的）  
 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な事情にかんがみ、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等の特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。  
 （課税の特例）  
 第三十六条 産業高度化地域の区域内において製造業等又は産業高度化事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
- 現在、産業高度化地域制度については、新しい沖縄振興特別措置法の中で産業イノベーション地域として拡充することを検討しているが、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄振興審議会が内閣総理大臣に申し出た意見具申において、「民間主導の自立型経済の発展」、「我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の『万国津梁』の形成」という基本方向の下、先述の地理的特性や亜熱帯・海洋性の貴重な自然、沖縄独特の国際色豊かな歴史・文化など、沖縄の持つ様々な地域特性を最大限に発揮して、沖縄振興を進めていくことが求められており、健康・バイオ産業等のクラスターの形成、環境・エネルギー関連産業の育成、サポーターインダストリーの集積が必要であるとされている。また、川端大臣からも「元氣よく沖縄が活力を持って進めるように、国として責任を持って応援するという環境を整えるというのは国の仕事であり」と発言されており、新たな制度を創設することとしている。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 これまでの減免額と適用件数の比率にかんがみ、平均して年40件弱の適用があると考えられる。
- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
 製造業に分類される業種について、業種ごとに3～7%の成長率を目標とし、全体として年平均4%の成長率を目標とし、平成33年には約1.5倍の製造品出荷額を目指すもの。政府の成長戦略においても、年間3%の経済成長率を目標としており、製造品出荷額の4%増は目標として適当と考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 産業イノベーション地域（仮称）の課税の特例（国税、地方税） （国2）（法人税：義、所得税：外） （国16）（法人税：義、所得税：外） （地1）（法人住民税：義） （地8）（法人住民税、事業税：義、事業所税、特別土地保有税：外） 【新設】
2	要望の内容 産業イノベーション事業を行う新産業の集積等により、将来の沖縄経済を牽引しうる地域産業のイノベーションを促進するため、現行の産業高度化地域を発展的に拡充し、産業イノベーション地域（仮称）に係る特別措置を新設する。 ○投資税額控除の拡充 控除率 ・機械等 15%→25% ・器具等 15% ・建物等 8%→15% ・法人税額の20%上限の撤廃 ・建物と附属設備の同時取得要件の撤廃 ・取得価額上限20億円の撤廃 ・最低取得価格要件の緩和 ※現行の産業高度化地域と比較 ○特別償却制度の拡充 償却率 ・機械等 34%→50% ・器具等 34%、建物等 20%→25% ・建物と附属設備の同時取得要件の撤廃 ・最低取得価格要件の緩和 ○対象設備の拡充（試験研究用資産、再生可能エネルギー設備） ○事業所税 資産割 課税標準 1/2 ○対象地域の拡大 <以上、経済産業省と共同要望> ○産業イノベーション地域において、試験研究を行う企業の試験研究費に係る法人税額控除（沖縄特定試験研究費50%）の新設 ○先進的な産業イノベーションを行う特定企業の発行株式等の取得に係る個人投資家の所得控除の新設 適用期限5年
3	担当部局 内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官

4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	平成 29 年 3 月 31 日まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・新商品の開発等を通じて新たな価値を生み出すイノベーションを促進することにより、沖縄の優位性を生かした産業の高付加価値化や製造業等の発展を支援することを目的とする。 《政策目的の根拠》 ・新法にて規定する予定
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策分野】 沖縄政策 【政策】 沖縄政策の推進 【施策】 沖縄における産業振興
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 産業イノベーション（仮称）地域内の製造業等の発展 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 沖縄の製造品出荷額を平成 24 年度に比べて平成 33 年度には 1.5 倍に増加させる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 研究開発、設備投資を支援することで、製品開発、生産工程におけるイノベーションが促進される。
8	有効性等	① 適用数等 ・産業イノベーション（仮称）地域内において年平均 240 億円程度の設備投資を想定
		② 減収額 ▲506 百万円（国税） ▲86 百万円（地方税） （国税の内訳） 投資税額控除等による減収見込み：488 百万円、研究開発費の特別控除による減収見込み：6 百万円、投資促進に関する減収見込み：12 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：H14～H20） ・沖縄県の製造品出荷額は平成 14 年度に比べて平成 20 年度は 1.05 倍に増加し、産業イノベーション地域（仮称）制度の前身となる産業高度化地域に限っては 1.09 倍に増加。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：H14～H20） ・産業高度化地域制度において、工業用機械等に対する投資税額控除及び特別償却（いずれか選択）を行ったところ、平成 20 年の設備投資額は平成 14 年に比べて 2.2 倍、有形固定資産残高も 1.2 倍に増加。沖縄県全体では、設備投資額は 1.8 倍、有形固定資産は 1.1 倍の増加であり、産業高度化地域制度による投資促進効果があったと思われる。 ・沖縄県の製造品出荷額は平成 14 年度に比べて平成 20 年度は 1.05 倍に増加、産業高度化地域に限っては 1.09 倍に増加。

			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：H24～H29） 研究開発、設備投資の停滞 《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：H24～H29） 研究開発の成果は設備投資を含め広く経済全体に効果を及ぼすが、リスクが高いため市場原理に任せるだけでは十分な研究開発が行われない可能性があり、新たな設備投資も滞る可能性がある。沖縄は豊富な亜熱帯生物資源等のポテンシャルを有する一方で消費地からの遠隔性などの不利性を抱えているが、税制で支援することにより、沖縄の優位性を生かした新たな産業の創出が期待される。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③ 地方公共団体が協力する相当性	補助金に比較して、より多くの企業の判断に影響を及ぼすことが可能であり、対象とする業種の研究開発、設備投資を促進する上で効果が期待できる。 ・新たな製品の研究開発に際して企業のニーズを研究機関につなげるための支援や海外での販路を開拓するための側面支援を予算に措置。実際の研究開発や商品開発のための新たな設備への投資を促進させるための支援措置として税制措置を講じることとしている。 ・新たな製品の研究開発に際して企業のニーズを研究機関につなげるための支援や海外での販路を開拓するための側面支援を予算に措置。実際の研究開発や商品開発のための新たな設備への投資を促進させるための支援措置として税制措置を講じることとしている。 沖縄振興にかかる租税特別措置であり、租税特別措置により政策目的が達成されるよう、沖縄県が主体的に取り組むものと思われる。
10	有識者の見解		これまで、食品加工、健康食品、琉球泡盛等地域資源を活用したものづくり産業の振興を図ってきたが、引き続き戦略的に取組を進めるとともに、沖縄の優位性を活用した新たな産業の創造が期待されることである。（沖縄振興審議会総合部会専門委員会「沖縄の振興についての調査審議結果報告」）
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		※租特の事前評価を行うことが初めての場合は記載の必要なし。

### 工業用機械等の投資税額控除、特別償却に関する減収見込額

【税制優遇措置を利用した企業に対するアンケート等をもとに推計】

#### 平成19年から21年の実績

	投資税額控除	特別償却	
19年度	210,586	3,940	アンケートによると、 投資税額控除のうち、18%が建物、82%が機械 特別償却による減収額のうち、44%が建物、55%が機械、1%が器具
20年度	213,599	1,886	3年の実績をもとに、率を拡充した場合の減収額を計算すると、
21年度	212,287	71,417	【投資税額控除分】 =(636,472 × 18% ÷ 8% × 15%)+(636,472 × 82% ÷ 15% × 25%)=1,077,837
	636,472	77,243	【特別償却分】 =(77,243 × 44% ÷ 20% × 25%)+(77,243 × 55% ÷ 34% × 50%)+(77,243 × 1%) =42,484+62,476+7,724=112,684 【合計】=1,190,521 →単年度では、397百万円

#### 下限額を引き下げることによる効果

→1,000万以上の投資をした企業について、1,000万以下の投資を含めた投資総額は、1,000万以上の投資総額に比べて1.01倍なので、397百万円 × 1.01=400百万円

#### 地域を拡大することによる効果

→現行地域と想定される追加地域を合わせた地域の投資総額は、現行地域の1.15倍なので、400百万円 × 1.15=460百万円

#### 試験研究用設備を追加することによる効果

→投資総額のうち、研究開発用の投資が占める割合は0.6%なので、460百万円 × 1.06=488百万円

それぞれの効果を反映した場合、減収見込み = 488百万円と推計

### 研究開発費の特別控除に関する減収見込み

- ・現在、産業イノベーション地域として想定される地域において研究開発を行うことが期待できる企業は約100社
- ・研究開発を行う企業の1社あたりの研究開発費は約100万円
- ・研究開発を行う企業のうち、全国版の研究開発税制を使っているのは12%

→現状で研究開発費の50%を控除とした場合の減収見込額は  
100社 × 12% × 100万円 × 50% = 600万円

### 産業イノベーション地域内の企業に対する投資促進に関する減収見込み

- ・沖縄県内においては、平成19年から平成22年にかけて、全国版のエンジェル税制を利用して延べ4社に対して33,500千円の投資がされた。
- ・1社1年当たりでは、平均約200万円の投資が行われたことになる。
- ・個人の平均年収は約600万であり、適用される所得税率は20%と仮定。
- ・ベンチャー企業は約30社あるが、これら全てに個人が投資すると仮定すると、

減収見込額 =  $200万 \times 30社 \times 20\% = 1200万円$

産業イノベーション地域制度 減収見込みの根拠【地方税 自動連動分】(単独要望分)

試験研究費の税額控除にかかる国税の減収にかかる自動連動分+個人投資家の所得控除にかかる自動連動分  
= 試験研究費の税額控除にかかる国税の減収  $\times$  法人住民税率 + 個人投資家の所得控除にかかる国税の減収  $\times$  個人住民税率  
=  $6百万 \times 17.3\% + 12百万 \times 10\%$   
= 2百万

産業イノベーション地域制度 減収見込みの根拠【地方税 自動連動分】

工業用機械等の取得にかかる国税の減収見込額  $\times$  法人住民税率  
=  $488百万円 \times 17.3\% = 84百万円$

事業所税 =  $500m^2 \times 600円 \times (1/2) \times 5社 = 750,000円/年$ と推計



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却の延長	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、特別土地保有税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	⊗
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「平成28年度に離島地域の宿泊施設数（ホテル、旅館等）1,044施設、離島地域の施設収容人数37,847人」（【点検結果表の別紙】④参照）は、本租税特別措置等の適用対象外となる設備の新設又は増設の動向等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないことについて説明されていない。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は、平成20年度7件、21年度9件、22年度5件と把握しており、想定外に偏りが無いことが説明されているが（【点検結果表の別紙】⑥参照）、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

- ⑫ 減収額の実績と効果を対比して定性的に説明しているが（【点検結果表の別紙】⑫参照）、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。
- ⑩ 達成目標（離島地域における旅館業用建物等の立地を促進）の実現状況について、「旅館等の施設数、収容人数は順調に増加している」等と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

- ⑬ 減収額と効果を対比して定性的に説明しているが（【点検結果表の別紙】⑬参照）、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。
- ⑦⑨ 適用数及び減収額の将来推計について、それぞれ各年度10件、45百万円としているが、その算定において用いている平成21年度から28年度までの増加目標70施設の根拠が明らかでなく、算定根拠に問題があることから、適用及び減収額の見込みに疑問がある。
- ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、「平成21年度から28年度までに70施設、2,542人増加見込みである」と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

#### 【点検結果表の別紙】

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

● 引き続き実施する理由

沖縄県の離島の振興については、これまで沖縄振興計画等に基づき、各種基盤整備及び産業振興施策等を推進することにより、相応の成果を上げてきたが、離島の持つ地理的、自然条件等の不利性などから、本島との間には依然として格差が存在するほか、若年層の島外流出や高齢化の進行等により地域活力の低下が懸念されるなど、多くの課題を抱えている。

厳しい状況にある沖縄県の離島において、産業活動の活性化、雇用の場の創出を図るため、引き続き本特例措置を講ずることにより、設備投資を行う法人や個人の事業者を対象に投資を誘発させるインセンティブを与えることが必要である。

● 新たな達成目標

新たな達成目標については、平成24年度税制改正要望事項（国税）に記載している。内容は以下のとおり。

本租税特別措置がインセンティブとなり、平成23年度達成目標である離島地域の宿泊施設数690施設、収容人員数34,358人を平成21年度時点で達成している。

平成23年度目標 宿泊施設数 690施設、収容人員数 21,609人

平成21年度実績 宿泊施設数 974施設、収容人員数 35,305人

新たな達成目標として更に目標数を高く設定し、平成28年度までに宿泊施設数は70施設増、収容人員数は2,542人増（対平成21年度実績比）を目指す。

平成28年度目標 宿泊施設数 1,044施設、収容人員数 37,847人

④ 測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

②のとおり新たな達成目標を設定している。（平成28年度目標 宿泊施設数 1,044施設、収容人員数 37,847人）

⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成20年度から22年度の本租税特別措置の適用実績（推計値）は21件であるが、5市町村の個人10件・法人11件に対して適用されており、特定の者に偏ってはいない。

⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本租税特別措置における達成目標は、平成28年度までの増加見込みと同数としている。離島地域の入域観光客数の年平均増加率を参考に、宿泊施設数、収容人員数の増加見込みを計算すると平成21年度から28年度までに70施設、2,542人増加見込みである。

⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本租税特別措置は課税の繰り延べであるので、最終的な納税総額は変わらない。一方で、平成23年度の目標達成により、宿泊施設の増加等で税収が増えていることが想定されることから、一時的な税収減を十分に是認する効果があったと言える。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本租税特別措置は課税の繰り延べであるので、最終的な納税総額は変わらない。一方で、平成28年度の目標達成により、宿泊施設の増加等で税収が増えていることが想定されることから、一時的な税収減を十分に是認する効果があったと言える。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却の延長 (国3)(法人税:義、所得税:外) (地5)(特別土地保有税:外)  【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	離島の地域内において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設又は増設した場合、当該新增設に係る建物及びその付属設備についての特別償却制度(建物・付属設備 8/100)の適用期限(平成24年3月31日)を5年間延長(平成29年3月31日まで)とする。 ※取得価額:1000万円超  また、宿泊施設、集会施設又はスポーツ施設を新增設した場合、当該施設の敷地の用に供する土地又はその取得に対して、特別土地保有税の非課税を要望する。
3	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付企画担当参事官室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成9年度 制度創設 平成14年度 適用期限5年延長 平成19年度 適用期限5年延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄県の離島の振興については、これまで沖縄振興計画等に基づき、各種基盤整備及び産業振興施策等を推進することにより、対応の成果を上げてきたが、離島の持つ地理的、自然条件等の不利性などから、本島の間には依然として格差が存在するほか、若年層の島外流出や高齢化の進行等により地域活力の低下が懸念されるなど、多くの課題を抱えている。 離島における若者等の定住を促進し、地域の活性化を図るためには、産業を振興し、就業機会の確保と所得の向上を図る必要がある。離島地域は観光資源が豊富という利点を持ち合わせており、観光・リゾート産業は離島地域の自立的発展の先導的役割を担う産業として重要であることから、当該特例措置を講じることで離島地域における旅館業等の立地を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○沖縄振興特別措置法第93条 「離島の地域内において旅館業(中略)租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。」 ○沖縄振興計画 第3章 振興施策の展開 8 離島・過疎地域の活性化による地域づくり 「離島・過疎地域については、それぞれの地域の持つ多様性や魅力を最大限に発揮した地域づくりを進めるとともに、雇用機会の拡大に向け、農林水産業や観光・リゾート産業をはじめとする産業の活性化を図る。」 ○新沖縄県離島振興計画</p>

		<p>第3章 振興施策の展開</p> <p>第2節 地域特性を生かした産業の振興</p> <p>「離島における若者等の定住を促進し、地域の活性化を図るためには、産業を振興し、就業機会の確保と所得の向上を図る必要がある。(中略)豊かな自然、独特な文化等を活用した個性ある観光・リゾート産業の振興(中略)を図るとともに、多様な就業機会の創出に努める。」</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策分野「沖縄政策」</p> <p>政策「沖縄政策の推進」</p> <p>施策「沖縄の離島の活性化」</p>
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光・リゾート産業等の進行、若年層の就労の場の創出等による離島地域の活性化を図るため、離島地域における旅館業用建物等の立地を促進する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島地域の宿泊施設数(ホテル、旅館等)</li> <li>・離島地域の施設収容人員数</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置は、投資インセンティブをもたらすものであり、それにより離島地域における旅館業等の立地を促進し、就労の場を創出して、離島地域の活性化に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>過去の実績</p> <p>平成20年度 7件</p> <p>平成21年度 9件</p> <p>平成22年度 5件</p> <p>※地方税の課税免除実績により推計</p> <p>将来の予測</p> <p>各年度 10件</p> <p>②: 減収額</p> <p>過去の実績</p> <p>平成20年度 27百万円</p> <p>平成21年度 19百万円</p> <p>平成22年度 56百万円</p> <p>※地方税の課税免除実績により推計</p> <p>将来の予測</p> <p>各年度 45百万円</p> <p>※特別土地保有税は、平成15年度以降、課税停止</p>

	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成14年度～23年度)</p> <p>平成14年度から平成23年度までの間に、離島地域の宿泊施設数(ホテル、旅館等)とその収容人員数を483施設、21,609人から、690施設、34,358人としていたところ、平成21年度には974施設、35,305人となっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宿泊施設数</th> <th>収容人員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初値(平成14年度)</td> <td>483</td> <td>21,609</td> </tr> <tr> <td>目標値(平成23年度)</td> <td>690</td> <td>34,358</td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td>207</td> <td>12,749</td> </tr> </tbody> </table> <p>実績値(平成21年度) 974 35,305</p> <p>増加数 491 13,696</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成14年度～23年度)</p> <p>本措置制度により離島の旅館等の施設数、収容人員数は順調に増加していることから、本措置制度は、企業の進出等において不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた有効な手段である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成14年度～23年度)</p> <p>延長等されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、離島地域への進出に大きな影響があるものと考え。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成14年度～平成23年度)</p> <p>本措置制度により離島の旅館等の施設数、収容人員数は順調に増加していることから、本措置制度は、企業の進出等において不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた有効な手段である。</p> <p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、課税の繰り延べであるので、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の資金繰りの安定にも効果を発揮する。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。国税により初期投資を軽減するとともに、沖縄県及び市町村による減税措置により多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げる。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>		宿泊施設数	収容人員数	当初値(平成14年度)	483	21,609	目標値(平成23年度)	690	34,358	差引	207	12,749
	宿泊施設数	収容人員数												
当初値(平成14年度)	483	21,609												
目標値(平成23年度)	690	34,358												
差引	207	12,749												
10	有識者の見解	—												
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—												

沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却制度に係る減収額の推計

※取得価額については、適用者数及び特別償却額は国税事務所から公表されていない。そのため、地方税の課税免除を受けた者が特別償却を適用されたと仮定し、その課税標準額を取得価額として減収額を推計した。

年度	市町村	単位：千円											
		個人				法人				合計			
		事業者数 a	取得価額 b	特別償却額 c=b×0.08	推計減収額 d=c×0.1	法人数 e	取得価額 f	特別償却額 g=f×0.08	推計減収額 h=g×0.3	事業者数、 法人数 i=a+e	取得価額 j=b+f	特別償却額 k=c+g	推計減収額 l=d+h
H18	なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H19	宮古島市	2	27,861	2,229	223	0	0	0	0	2	27,861	2,229	223
	計	2	27,861	2,229	223	0	0	0	0	2	27,861	2,229	223
H20	宮古島市	4	52,697	4,216	422	11	301,666	24,133	7,240	5	354,363	28,349	7,662
	久米島町	0	0	0	0	2	820,388	65,631	19,689	2	820,388	65,631	19,689
	計	4	52,697	4,216	422	3	1,122,054	89,764	26,929	7	1,174,751	93,980	27,351
H21	宮古島市	6	70,218	5,617	562	0	0	0	0	6	70,218	5,617	562
	久米島町	0	0	0	0	1	533,755	42,700	12,810	1	533,755	42,700	12,810
	深嘉敷村	0	0	0	0	1	33,677	2,694	808	1	33,677	2,694	808
	与那国町	0	0	0	0	1	195,576	15,646	4,694	1	195,576	15,646	4,694
	計	6	70,218	5,617	562	3	763,008	61,040	18,312	9	833,226	66,657	18,874
H22	宮古島市	0	0	0	0	2	2,292,318	183,385	55,016	2	2,292,318	183,385	55,016
	竹富町	0	0	0	0	3	36,630	2,930	879	3	36,630	2,930	879
	計	0	0	0	0	5	2,328,948	186,315	55,895	5	2,328,948	186,315	55,895
	合計	12	150,776	12,062	1,207	11	4,214,010	337,119	101,136	23	4,364,786	349,181	102,343

注1) 特別償却率は8/100 (c、g欄)  
 注2) 所得税率は、課税所得の額が195万円超330万円以下に適用される10/100 (d欄)  
 注3) 法人税率は30/100 (h欄)

- (1) 適用実績 (H18~H22推計) 102,343千円 (23件)
- (2) 1件あたりの減収見込額 4,450千円 (102,343千円÷23事業者)
- (3) 旅館業用建物等の特別償却制度に係る適用見込数 (単年度) 10施設 (70施設÷7年=10施設)  
 ※70施設は平成21年度から平成28年度までの増加目標
- (4) 平年減収見込額 44,500千円 (4,450千円×10施設)



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大	府省名	内閣府
税目	所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「2020年までに、公益社団・財団法人をはじめとする「新しい公共」の担い手への個人からの寄附金額をGDP比5～10倍」（【点検結果表の別紙】④参照）は、特定非営利活動法人等、本租税特別措置等の適用を受ける公益社団・財団法人以外の団体等への寄附額を含むものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]

⑬ 減収額と効果を対比すべきところ、定性的に「税収減に相当する分について、公益社団・財団法人が「新しい公共」の担い手として、東日本大震災の復興をはじめとする、国民の多様なニーズにきめ細かく応える公益的なサービスを実施することとなる」と説明することとなり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑦⑨ 適用数及び減収額の将来推計について、それぞれ45,590人、初年度及び平年度300百万円（新たに減収する分）としているが、その算定において、「税制優遇の範囲が大きく拡大する」ことにより「新たに公益法人へ寄附金を支出する」者が13%増加するという仮定の根拠としている12.8%という割合は、「税の優遇措置が受けられる」ことを「寄附を増やす」ための条件として回答した割合であり、性質が異なるため、算定根拠に問題があることから、適用及び減収額の見込みに疑問がある。

⑩ 達成目標の実現状況について予測されていないため、将来における本租税特別措置等の達成状況の見込みが不透明である。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
- 東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部）
    - 4 あらゆる力を合わせた復興支援
      - (2) 民間の力による復興
        - 東日本大震災からの復興に当たっては、公的主体が全力で取り組むことはもとより、復興の担い手、資金等の観点から、「新しい公共」等の民間の力が最大限に発揮されるよう支援を行う。
  - 復興への提言～悲惨の中の希望～（平成23年6月25日、東日本大震災復興構想会議）
    - 第4章 開かれた復興
      - (4) 人々のつながりと支えあい
        - ② 復興と「新しい公共」
          - 今後、被災地の復興および日本の再生を進めていくにあたっては、身近な分野で多様な主体が共助の精神で活動することが重要である。こうした動きを後押しし、「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、活動現場からの視点に立ち、制度・仕組みの構築等に取り組む必要がある。
  - 「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について（平成23年6月14日「新しい公共」推進会議）
    - 3. 「新しい公共」による支援を支える資金面での環境整備
      - 税制優遇等による寄附のインセンティブに加え、国民や企業からより多くの善意の寄附が集まるような仕組みを設け、被災地の復旧・復興につなげていくことが望ましい。
  - 新成長戦略（平成22年6月18日 閣議決定）
    - (6) 雇用・人材戦略
      - (国民参加と「新しい公共」の支援)
        - 官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する。
  - 「新しい公共」円卓会議における提案と制度化へ向けた政府の対応（「新しい公共」円卓会議）
    - 1. 「新しい公共」の基盤を支える制度整備
      - (1) 寄附税制などの制度整備
        - 1 所得税の税額控除制度の導入
          - 草の根の寄附を促進するため、新たに税額控除方式を導入し、所得控除との選択制とする。その際、寄附はチャリティの精神に発するものであることを踏まえ、寄附金額の一定割合を控除できることとする。
- 「新しい公共」宣言（「新しい公共」円卓会議）
  - 「新しい公共」を作るために
    - (3) 政府に対して
      - 「新しい公共」の基盤を支える制度整備については、税額控除の導入、認定

NPOの「仮認定」とPST基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能にする税制改革を速やかに進めることを期待する。

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
- 前回の目標は「「新しい公共」の担い手である公益社団・財団法人による公益活動の原資の重要な一つである寄附金について、寄附文化を醸成し、草の根の寄附を促進する。」であったところ、税額控除と寄附金控除の選択制の対象となるためには、PST要件をクリアする必要があることから、草の根の寄附を必要とするすべての法人が寄附を集めやすい状況とはなっておらず、寄附文化の醸成及び草の根の寄附の促進が達成されているとは言えない。
- ④ 測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）
- 「公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金総額」及び「税額控除の適用を受けた公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金額」の目標及び達成時期は、「2020年までに公益社団・財団法人をはじめとする「新しい公共」の担い手の個人からの寄附金額をGDP比5～10倍」である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大(所得税)(国税8)(所得税:外) <b>【新設・延長・拡充】</b>
2	要望の内容	東日本大震災以降、「公益活動元年」と言われるほど活発化した公益社団・財団法人の、復興活動を始めたとする公益活動が活発化しているが、その活動を一層促進するためには、その重要な原資である個人からの寄附を一層行いやすくすることで基盤の強化を図ることが必要であることから、公益社団・財団法人への寄附について、いわゆるパブリックサポートテストを満たす法人に対する寄附金のみが税額控除の対象となっている現状を改め、すべての公益社団・財団法人に対する個人からの寄附金を所得控除と税額控除の選択適用の対象とする。
3	担当部局	大臣官房公益法行政担当室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	当初は、全公益社団・財団法人への寄附について所得控除と税額控除の選択適用とすることを要望していたが、結果として、平成23年度の税制改正において、公益社団・財団法人への寄附金に係るパブリックサポートテストを満たした法人に対する寄附にかかる所得控除と税額控除の選択適用とする現行制度が創設された。 平成23年度税制改正大綱において、「公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人についても、草の根の寄附を必要とする「新しい公共」の担い手として、市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されている法人を税額控除の対象とします。」及び「認定NPO法人以外の法人への寄附に係る税額控除については、制度導入後、どの程度の数の法人が税額控除の対象となっているかの実績を検証し、必要に応じて、各法人の特性を踏まえた要件等の見直しを検討します。」とされている。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・公益法人制度改革の趣旨である「民による公益の増進」を実現する。 ・国民が支える「新しい公共」を実現する。 《政策目的の根拠》 ・東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部) ・復興への提言～悲慘の中の希望～(平成23年6月25日、東日本大震災復興構想会議) ・「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について(平成23年6月14日「新しい公共」推進会議) ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号) ・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

		・「新しい公共」円卓会議における提案と制度化へ向けた政府の対応(「新しい公共」円卓会議) ・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議)
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	【政策分野】 15. 公益法人制度改革等 【政策】 1. 公益法人制度改革等の推進 【施策】 (1). 公益法人制度改革の推進
	③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・「新しい公共」の担い手である公益社団・財団法人の財政基盤の強化を図ることで、その公益活動の活発化を図る。 ・2020年までに、今回の要望措置を含む効果として、公益社団、財団法人をはじめとする「新しい公共」の担い手への個人からの寄附金額をGDP比5～10倍とする。(新成長戦略) 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金総額 ・税額控除の適用を受けた公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金額 ・2020年までに、今回の要望措置を含む効果として、公益社団、財団法人をはじめとする「新しい公共」の担い手への個人からの寄附金額をGDP比5～10倍とする。(新成長戦略) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公益社団・財団法人の寄附金収入(公益活動の財政基盤)が増加されることにより、公益活動の拡大が見込まれる。
8	有効性等	①: 適用数等 PST要件の下では税額控除の対象となっていなかった法人へ寄附を行っていた寄附者が、所得控除から、税額控除へ異動するものと予測されるとともに(約40,000人程度(申告所得税標本調査等から推計))、①これまでの寄附金額に一定金額を上乗せして寄附を行う者②これまで寄附を行ったことのない者が新たに寄附を行う者が増えるため、今後、寄附者の総人数、寄附金総額が増加することとなる。 ②: 減収額 初年度及び平年度: ▲300(百万円)
	③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年6月～平成25年3月) 平成23年9月12日時点で、全国で約2000法人の公益社団・財団法人が誕生しているうち、93法人がパブリックサポートテストを満たしていることの証明を受け、所得控除と税額控除の選択制の対象となっている。 東日本大震災以降、「公益活動元年」と言われるほど、新制度で誕生した公益法人が、復興支援活動を中心とする公益活動を活発に実施しており、これらの法人の活動を支える、個人の寄附者、寄附金総額の増加が見込まれる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年6月～平成25年3月) ・当初では、平成23年4月より税額控除制度が導入される予定であったところ、同年6月末よりの制度導入となったことから、内閣府で実施したアンケートの結果、全公益社団・財団法人のうち約3割に当たる法人がPST要件を満たすことを想定しているが、現状の申請率は低くなっている。 ・全公益社団・財団法人に対する寄附が所得控除と税額控除の選択制の対象

		<p>となることにより、より多くの法人が公益認定を受けるインセンティブとなり、さらにこの法人を市民が支えることで寄附者数、寄附金総額の増加が見込まれ、民による公益活動が活発化される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>寄附金の税額控除という小口の寄附に経済的効用の高まる制度を導入することで、①これまでの寄附金額に一定金額を上乗せして寄附を行う者②これまで寄附を行ったことのない者が新たに寄附を行う者が増えることで、それらの寄附を原資とする公益活動が増加する。</li> </ul> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～平成25年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PST要件を満たす法人は収入の規模が大きな法人が多く、小規模法人、地元密着の法人では要件を満たすことが困難となり、個人から寄附を集める上で相対的に不利になる。</li> <li>すでにPST要件を満たしている法人に個人寄附が集中する。その結果寄附が偏在し、さらにその偏在が固定化するおそれがある。</li> <li>認定NPO法人に仮認定制度が導入されるため、認定NPO法人と同等以上のガバナンスや事業の公益性等を民間有識者からなる第三者機関によって認められている公益法人よりNPO法人が税制面で優遇されるという状況が生じる。</li> </ul> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年4月～平成25年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年までに、今回の要望措置を含む効果として、公益社団・財団法人をはじめとする「新しい公共」の担い手への個人からの寄附金額をGDP比5～10倍増とする(新成長戦略)ために、税制上の支援措置が必要である。</li> <li>税収減に相当する分について、公益社団・財団法人が「新しい公共」の担い手として、東日本大震災の復興をはじめとする、国民の多様なニーズにきめ細かく応える公益的なサービスを実施することとなる。</li> </ul>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国から直接の支出等によって公益社団・財団法人の活動を支援するのではなく、租税特別措置を講じることで、民間からの寄附金(公益活動の財政基盤)収入の拡大を支援することが「民による公益の増進」・「新しい公共」という制度趣旨に沿っている。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>税制上の支援以外の、支援措置・義務付け等は、実施していない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>今回の要望は、所得税(国税)に係るものである。</p>
10	有識者の見解	<p>東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)</p> <p>『東日本大震災からの復興に当たっては、復興の担い手、資金等の観点から「新しい公共」等の民間の力が最大限に発揮されるよう支援を行う。』</p> <p>復興への提言～悲惨の中の希望～(平成23年6月25日、東日本大震災復興構想会議)</p> <p>『今後、被災地の復興および日本の再生を進めていくにあたっては、身近な分野で多様な主体が共助の精神で活動することが重要である。こうした動きを</p>

		<p>後押し、「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、活動現場からの視点に立ち、制度・仕組みの構築等に取り組む必要がある。』</p> <p>「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について(平成23年6月14日「新しい公共」推進会議)</p> <p>東北地方太平洋沖地震に関する公益認定等委員会委員長からのメッセージ(平成23年3月31日公益認定等委員会委員長 池田守男)</p> <p>『是非ともこれまで培ってこられた専門的知見や経験、財産を活かし、被災者支援や震災復興に役立つ形での活動や寄附などに資源を振り向け、取り組んでいただきたいと思います。』</p> <p>平成24年度税制改正に関する要望について(平成23年7月 公益法人協会)</p> <p>『厳しい条件をクリアしたこれらの公益法人は、認定特定非営利活動法人と同等もしくはそれ以上に市民の支持を得ることのできる透明性の高い公益法人として、適格性が認められた法人であり、その上にPST要件を付加する必要性は全くないと考えられます。』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「新しい公共」宣言</li> <li>「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応</li> </ul>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

税額控除を全面的に適用することによる減収見込みの考え方

<前提>

『平成20年分 申告所得税標本調査-調査結果報告-平成22年3月 国税庁長官官房 企画課 第3表「所得控除表」』を基に作成。

※ 当該標本調査においては、1500万～2000万円が一つの所得階層とされているが、1800万円を境とするために、当該所得階層については、1500万～1800万:1800万～2000万の金額・人数比率を3:2と仮定し、分割している。

所得控除から税額控除への移動者数について

寄附金に係る所得控除制度と税額控除制度における控除額は、以下のとおり。

- ・税額控除制度：所得税額－（寄附金額－2千円）×40%
- ・所得控除制度：〔所得額－（寄附金額－2千円）〕×所得税率

これを踏まえると、所得税率40%未満の層は税額控除を選択すると考えられる。

従って、**特定公益増進法人（公益法人）に対する寄附者のうち、所得1800万円（所得税率：40%）を下回る者の全てが所得控除から税額控除へ移動するものと仮定する。**

公益法人への寄附者数・金額（税額控除導入による効果）について

(1) 寄附者数の増加

平成20年1月に内閣府が実施したアンケート調査によると、寄附を増やすための条件として、「税の優遇措置が受けられること」が12.8%を占めている。（内閣府経済社会研究所「季刊国民経済計算」No.135）

当該アンケート結果を踏まえ、税額控除制度の創設により、現状と比較して、税制優遇の範囲が大きく拡大することで経済的効用が高まる、**所得1800万円以下の各所得階層について、新たに公益法人へ寄附金を支出する者が、13%増加するものと仮定。**

所得1800万円以下の寄附者が約4万人いるため、4万×0.128より

特定公益増進法人（公益法人）について、**新たに約5千人の寄附者が発生。**

(2) 寄附金額の増加

1人当たりの寄附金額についても、経済的効用が高まる所得1800万円以下の各所得階層ごとに、**既存の所得控除制度下における実質負担額（寄附金額－控除額）と同程度になるまで増加するものと仮定。**

(算出方法)

ア 現状の寄附金控除における実質負担額

$$= \text{寄附金額} - (\text{寄附金額} - 2 \text{千円}) \times \text{所得税率}$$

イ 税額控除制度における実質負担額

$$= \text{寄附金額} - (\text{寄附金額} - 2 \text{千円}) \times 40\%$$

○ アとイの実質負担額が均等となるように増加する寄附金額を算出

※ 所得1800万円以上の者については、寄附金額・寄附者数ともに、現状のままであると仮定。

<表3> 税額控除制度の導入による効果（寄附者数・寄附金額）

単位	税率	公益法人への寄附(平成21年度実績)			税額控除を導入後想定				
		寄附者人数	寄附金支出額(一人当たり)	寄附金額	一人当たり実質負担額	寄附者数	一人当たりの寄附金額	寄附金額	
	%	人	千円	百万	千円	人	千円	百万	
70万円以下	5	407	46	19	44	460	72	33	
100万円〃		814	33	27	31	920	51	47	
150万円〃		2,438	35	86	34	2,754	55	151	
200万円〃		3,784	37	142	36	4,275	58	248	
250万円〃		3,941	41	160	37	4,453	60	267	
300万円〃	10	2,631	46	122	42	2,973	68	204	
400万円〃		3,905	54	210	43	4,412	71	313	
500万円〃		3,233	61	197	49	3,653	81	295	
600万円〃		2,788	64	178	51	3,151	84	266	
700万円〃		2,464	71	176	57	2,784	94	263	
800万円〃	23	2,107	80	169	62	2,381	102	244	
1000万円〃		3,415	87	297	59	3,859	97	374	
1200万円〃		2,646	108	286	73	2,990	120	360	
1500万円〃		3,430	125	429	84	3,875	139	540	
1800万円〃		2,345	153	359	103	2,649	171	453	
小計		40,345		2,856		45,590		4,057	
2000万円〃	40	1,563	153	240	153	-	-	240	
3000万円〃		3,683	202	744	202	-	-	744	
5000万円〃		2,741	299	819	299	-	-	819	
1億円〃		1,404	585	821	352	-	-	821	
2億円〃		371	1,355	503	1,355	-	-	503	
5億円〃		116	2,893	335	2,893	-	-	335	
10億円〃		23	9,231	215	9,231	-	-	215	
20億円〃		11	9,596	106	9,596	-	-	106	
50億円〃		2	9,561	22	9,561	-	-	22	
100億円〃		1	46,405	58	46,405	-	-	58	
100億円超		0	10,005	3	10,005	-	-	3	
計			50,260		6,720		55,505		7,921

算出方法)

一人当たり実質負担額：一人当たりの寄附金額－（一人当たりの寄附額－2千円）×所得税率

税額控除導入後の寄付者数：現状の寄付者数×1.13

税額控除導入後の一人当たりの寄附金額想定

：一人当たりの実質負担額×100/60-8000/6×1/1000

(計算過程)

・税額控除制度における実質負担額＝寄附金額－（寄附金額－2千円）×40%

・一人当たりの実質負担額をA、寄附金額をxと置く。

$$\textcircled{1} A = x - (x - 2000) \times 0.4$$

$$= x - (0.4x - 800)$$

$$= 0.6x + 800$$

$$\textcircled{2} 0.6x = A - 800$$

$$\textcircled{3} x = 10/6 A - 8000/6$$

寄附金額：寄付者数×一人当たりの寄附金額

#### 6. 税額控除制度の創設による減収見込み額

(1) 現時点における減収額＝（寄附金額－2千円）×所得税率（累進）＝約22億円。

(2) 税額控除制度創設における減収額

①所得1800万円以下の者：減収額（税額控除額）＝所得税額－（寄附金額－2千円）×40%

②所得1800万円以上の者：(1)と同額

→ 税額控除制度の創設による減収額は、約31億円

(3) 税額控除制度の創設による減収額

**○ 約31億円－約22億円＝9億円**

<表4> 税額控除制度を創設した場合の減収額

	税率	公益法人への寄附(平成21年度実績)			税額控除を導入後想定			
		寄付者人数	寄附金支出額(一人当たり)	減収額	一人当たり実質負担額	寄付者数	一人当たりの寄附金額	減収額
単位	%	人	千円	千円	千円	人	千円	千円
70万円以下	5	407	46	1	44	460	72	13
100万円〃		814	33	1	31	920	51	18
150万円〃		2,438	35	4	34	2,754	55	58
200万円〃	10	3,784	37	7	36	4,275	58	96
250万円〃		3,941	41	15	37	4,453	60	103
300万円〃		2,631	46	12	42	2,973	68	79
400万円〃	20	3,905	54	40	43	4,412	71	122
500万円〃		3,233	61	38	49	3,653	81	115
600万円〃		2,788	64	34	51	3,151	84	104
700万円〃	23	2,464	71	34	57	2,784	94	103
800万円〃		2,107	80	38	62	2,381	102	96
1000万円〃		3,415	87	96	59	3,859	97	147
1200万円〃	33	2,646	108	93	73	2,990	120	142
1500万円〃		3,430	125	139	84	3,875	139	213
1800万円〃		2,345	153	117	103	2,649	171	179
小計		40,345		670		45,590		1,586
2000万円〃	40	1,563	153	95	153	-	-	95
3000万円〃		3,683	202	295	202	-	-	295
5000万円〃		2,741	299	325	299	-	-	325
1億円〃		1,404	585	327	352	-	-	327
2億円〃		371	1,355	201	1,355	-	-	201
5億円〃		116	2,893	134	2,893	-	-	134
10億円〃		23	9,231	86	9,231	-	-	86
20億円〃		11	9,596	42	9,596	-	-	42
50億円〃		2	9,561	9	9,561	-	-	9
100億円〃		1	46,405	23	46,405	-	-	23
100億円超	0	10,005	1	10,005	-	-	1	
計				2,207				3,124

減収額：（一人当たりの寄附金額－2千円）×所得税率×寄付者数/1,000

減収額：（一人当たりの寄附金額－2千円）×40%×寄付者数/1,000

7. 平成23年度の税額控除対象法人

① 内閣府が全公益法人を対象に行った寄附金の受入状況によるアンケート結果によると、寄付者が存在するにも関わらず、PST要件を満たさず税額控除の対象となっていない法人が全国で約19%存在する。

② 一方、PST要件を満たしている法人は全体の約34%である。

③ 以上より、減収見込みのうち、19/53が税額控除の全面適用することにより、新たに減収となるものである。

④ よって減収見込み額は、

$$9 \text{ 億円} \times 19 / 53 = \text{約} 3 \text{ 億円}$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	構造改革特別区域法及び総合特別区域法に基づく特産酒類の製造事業	府省名	内閣府
税目	酒税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	※
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標（【点検結果表の別紙】②参照）の達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

  - 達成目標（地域資源を最大限活用した地域の活性化）の実現状況について、「過去の認定件数はのべ29件（平成23年3月25日現在）である。達成目標にある「地域資源を最大限活用した地域の活性化」は地域ごとにさまざまであるが、平成22年度に行った状況調査によると、たとえば徳島県吉野川美郷地区の事例ではそうした地域の活性化の効果が現れている」と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑩参照）、残り28件の地域の活性化の効果について明らかにされていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）  
前回要望時における目標は「地域の特産物を活用した果実酒等の製造を促進することにより、地域特産物の活用や交流人口の拡大等を通じた地域活性化を進める。」であり、その達成状況として、これまでの特例措置の認定件数はのべ 29 件（平成 23 年 3 月 25 日現在）である。  
また、内閣総理大臣を構造改革特別区域推進本部長とし、全閣僚がメンバーとなる構造改革特別区域推進本部において、「特区として認定を受けて実施されることにより、（略）地域の活性化としての意義が大きい」ものであることから「特区として当分の間存続させる規制の特例措置」（平成 23 年 3 月 30 日 構造改革特別区域推進本部決定）とされており、本特例措置を引き続き実施する合理性はあるものと考えます。
- ④ 測定指標の設定（評価書中 7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）  
目標値及び達成時期として、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間で 30 件の認定件数を目標とする。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）  
本特例措置は、25 主体からの提案等を踏まえ新設されたものであり、過去の認定件数がのべ 29 件であることから、想定外に僅少であるとは言えない。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）  
構造改革特区認定については、年 3 回（7 月、11 月、3 月）の認定を行っている。すでに、本年度の第 1 回目の認定が終了し、本特例措置については 2 件が認定されているところ。  
また、地方公共団体より 3 件程度の認定に関する相談があることより、平成 23 年度の認定件数を 5 件としたところ。  
なお、平成 24 年度の認定件数については、本件の要望に関わり、アンケート調査を行った結果、前向きな回答を得られた件数と直近の認定件数の実績を合わせて 10 件とした。
- ⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中 8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）  
過去の認定件数はのべ 29 件（平成 23 年 3 月 25 日現在）である。  
達成目標にある「地域資源を最大限活用した地域の活性化」は地域ごとにさまざまであるが、平成 22 年度に行った状況調査によると、たとえば徳島県吉野川美郷地区の事例ではそうした地域の活性化の効果が現れている。
- ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中 8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

過去の認定件数及び将来の見込み件数を踏まえると、平成 24 年度にはのべ 44 件が認定される見込みである。本特例措置の認定件数は徐々に増えており、また、構造改革特区提案等より、原料の拡充に関する要望も挙がっており、将来的にも認定件数の増加は見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	構造改革特別区域法及び総合特別区域法に基づく特産酒類の製造事業 (国税9)(酒税:外) 【拡充】
2	要望の内容	構造改革特別区域法及び総合特別区域法に基づく特産酒類の製造事業において使用可能な原料について、以下のとおり拡充する。 <国 税> ※地方税なし ○現行の農産物に加え、水産物等を使用可能とする。 ○災害等により特区内で生産された特産物を原料とすることができない場合に、当該特区以外の地域において生産された特産物を使用可能とする。
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	【構造改革特区】 構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成20年5月21日施行) 構造改革特別区域基本方針(平成20年6月6日閣議決定) 【総合特区】 総合特別区域法(平成23年8月1日施行) 総合特別区域基本方針(平成23年8月15日閣議決定)
6	適用又は延長期間	【構造改革特区】 構造改革特別区域基本方針の規定に基づく規制の特例措置については、当該特例措置が適用される特区計画の最初の認定後、規制所管省庁から提出される調査スケジュールを踏まえ、評価・調査委員会にて評価時期を検討し、構造改革特別区域推進本部長が評価時期を決定する。当該評価実施時期に全国展開の可否について、評価を実施。現行の特産酒類の製造事業については、当該評価・調査委員会における評価結果を踏まえ、内閣総理大臣を構造改革特別区域推進本部長とし、全閣僚がメンバーとなる構造改革特別区域推進本部において、「特区として認定を受けて実施することにより、(略)地域の活性化としての意義が大きい」ものであり「特区として当分の間存続させる規制の特例措置」とされている。(平成23年3月30日 構造改革特別区域推進本部決定) 【総合特区】 総合特別区域基本方針の規定に基づく規制の特例措置については、原則として、提案に基づき実現した規制の特例措置に係る最初の総合特区計画の認定後1年を経過した時点の年度末までに最初の評価を行い、以降、原則として1年ごとに評価を行う。
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域の自発性を最大限尊重して設定された特区において、地域の特性に応じて規制の特例措置に基づく事業を実施することにより、地域資源を最大限活用した地域の活性化を図る。

		《政策目的の根拠》 【構造改革特区】 ○「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)(抄) 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (4)観光立国・地域活性化戦略 …これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地方の「創造力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。  【総合特区】 ○「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)(抄) <21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト> 11.「総合特区制度」の創設 「…全国で展開する『地域活性化総合特区(仮称)』では、地域の知恵と工夫を最大限活かす規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等、「新しい公共」との連携を含めた政策パッケージを講じる。…地域資源を最大限活用した地域力の向上が期待される。」
	② 政策体系における政策目的の位置付け	地域活性化政策 地域活性化の推進 (構造改革特別区域法、総合特別区域法)
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域の特産物を用いた地域ブランドの果実酒及びびりキュールの販売を通じて、交流人口の拡大や地域農水産物の利用拡大を図ることで、地域資源を最大限活用した地域の活性化を図ること。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特産酒類の製造事業の認定件数  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域の特性に応じて規制の特例措置に基づく事業として、特産酒類の製造事業を実施することにより、地域の特産物などの地域資源を最大限活用した地域の活性化が図られる。
8	有効性等	① 適用数等 構造改革特別区域計画(特産酒類の製造事業)の認定件数 平成20年度 16件 平成21年度 8件 平成22年度 5件 平成23年度 5件(見込み) 平成24年度 10件(見込み)  特産酒類の製造事業の認定件数が徐々に増えており、また、構造改革特区提案等より、原料の拡充に関する要望も挙がってきている。  ② 減収額 —(収収減とはならない。)

		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(平成 20 年度～平成 23 年度)          構造改革特区において、認定を受けたものが、地域の特性に応じて規制の特例措置に基づく事業を実施することにより、地域資源を最大限活用した地域の活性化が図られる。          構造改革特区計画の認定により、1,155 件の特区を実現(平成 23 年 6 月 29 日時点)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(平成 20 年度～平成 23 年度)          特産酒類の製造事業の実施により、地域特産物の販売促進や観光客数の増加等の効果が現れている。          徳島県吉野川市美郷地区では特区による梅酒製造所が起業し、梅酒祭りをはじめとしたイベントが実施され、県内外からの大勢の観光客で賑わう等の効果が現れている等の事例がある。          《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》          租税特別措置が講じられない場合、上記のようにすでに発現している効果の拡大が果たせないこととなり、更なる地域のニーズに基づいた地域資源を最大限活用する地域の活性化が図られないこととなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》          —(税収減とはならない。)</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>地域の特産物である水産物等を用いたりキュール等の製造が可能となることで、更なる地域産品の利用拡大や地域ブランド化が図られ、地域の活性化に資する。          なお、特産酒類の製造事業については、構造改革特別区域推進本部において、「特区として認定を受けて実施されることにより、(略)地域の活性化としての意義が大きい」ものであり「特区として当分の間存続させる規制の特例措置」とされている。(平成 23 年 3 月 30 日 構造改革特別区域推進本部決定)</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本特例措置は、酒類製造免許の要件のうち最低製造数量基準を緩和するという酒税法の特例措置であり、他の支援措置等の手段をとることはできない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定地域再生計画（仮称）の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する寄附に係る課税の特例	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか			<input type="checkbox"/> 明らかでない
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「特定地域再生計画（仮称）に基づき地方公共団体が指定する法人数」は、本租税特別措置等の目的が指定法人数の増加ではなく指定法人に対する経営基盤強化・活動事業費の確保であると考えられるため、本租税特別措置等による達成目標（人口減少・高齢化時代にふさわしい地域づくり・まちづくりの取り組みの普及と活性化）との関係が明確でない。このため、当該測定指標によっては目標が達成されるかどうか把握できないため、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、定性的に「急激な人口減少・高齢化時代において歳出増加傾向にある行政コストの削減等につながる」と説明することとなり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑦ 本租税特別措置等の適用数となるものは、地方公共団体が指定する法人数ではなく、当該法人に寄附を行った法人数であることから、本租税特別措置等の適用数の将来推計が予測されていないため、適用の見込みが不透明である。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「人口減少・高齢化時代にふさわしい地域づくり・まちづくりのための取り組みの普及と活性化が進むものと見込まれる」と説明しているが、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を把握できる適切な測定指標を用いて説明されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

現行の地域再生計画の年間の平均認定件数から、毎年度 50 地区の特定課題に対応した地域再生計画が認定されると見込んだものであり、また、10 法人が指定されることについては、これまでの認定計画に係る事業の実績を参考に、概ね 10 計画において法人が指定されるものと見込んだものである。

⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本租税特別措置の適用法人は、一般社団法人、一般財団法人及び一部の共同組合等を想定しており、生活衛生協同組合、NPO法人は対象として要望していない。また、地域活性化総合特区の課税の特例については、株式会社を対象としたものであり、役割分担されているものとする。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定地域再生計画(仮称)の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する寄附に係る課税の特例 (国税10)(法人税:義) (地方税2)(法人住民税・事業税:義)  【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	地域再生法に基づき、地方公共団体が、人口減少・高齢化社会等に対応した特定の課題に資する特定地域再生計画(仮称)の認定を申請し、当該計画の認定を受けた場合において、当該地方公共団体が指定する法人に対する寄附金(法人からのものに限る。)について、一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠で、特定公益増進法人に対する寄附金等と合わせて特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額を限度として損金の額に算入させる。
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	5年
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口減少・高齢化社会等に対応した高齢者の買物等の支援や間伐による山林保全等の地域再生活動など特定の課題の解決に資する特定地域再生計画に基づく取組が推進されることにより、地方において地域再生の戦略的な取組が強化される。 ----- 《政策目的の根拠》 平成23年8月5日に閣議決定された「日本再生のための戦略に向けて」において、日本再生に向けた戦略の方針の一つとして成長型長寿社会・地域再生が掲げられ、創意に満ちた地域再生の総合支援のための取組として、地域再生制度の見直し等が位置づけられている。 また、平成23年7月29日に東日本大震災復興対策本部が決定した「東日本大震災からの復興の基本方針」における復興施策の一つとして、高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくりが掲げられ、当該施策に対応した取組として、地域再生制度の見直しが位置づけられている。</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け 【政策分野】 地域活性化政策 【政策】 政策目標6 地域活性化の推進 【施策】 施策目標3 地域再生計画の認定</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 高齢者の買物等の支援や間伐による山林保全等の地域再生活動を行う特例民法法人、一般社団・一般財団法人等の経営基盤強化、活動事業費の確保により、こうした人口減少・高齢化時代にふさわしい地域づくり・まちづくりの取り組みの普及と活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定地域再生計画(仮称)に基づき地方公共団体が指定する法人数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、高齢者の買物等の支援や間伐による山林保全等の地域再生活動を行う特例民法法人、一般社団・一般財団法人等に対する寄附が促され、人口減少・高齢化時代にふさわしい地域づくり・まちづくりの取り組みが進み、上記政策目標の実現に寄与することができる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(推計) 平成24年度10法人、平成25年度20法人、平成26年度30法人、平成27年度40法人、平成28年度50法人</p>
		② 減収額	<p>(推計) &lt;国税&gt; 平成24年度15百万円、平成25年度29百万円、平成26年度44百万円、平成27年度58百万円、平成28年度73百万円 &lt;地方税&gt; 平成24年度6百万円、平成25年度10百万円、平成26年度16百万円、平成27年度20百万円、平成28年度26百万円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成28年度) 小規模商店の撤退による高齢者等の利便性の低下や、間伐が行われないことによる山林の荒廃等の課題については、特例民法法人や、一般社団・一般財団法人、協同組合等が移動販売等による高齢者の買物等の支援や、間伐による山林保全等の取り組みを行っている地域もある。しかしながら、これらの法人は事業継続のための資金が不足している状況にあり、今後、こうした取り組みの普及と活性化を図る必要がある。 こうした状況を踏まえ、高齢者の買物等の支援や間伐による山林保全等の地域再生活動を行う特例民法法人、一般社団・一般財団法人等に対する寄附金の拠出を促し、その活動を支援することによって、人口減少・高齢化時代にふさわしい地域づくり・まちづくりを実現していくことが必要であり、本特例措置は7①の政策目的の達成に寄与するものと言える。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成28年度) 高齢者の買物等のための支援や間伐による山林保全等の地域再生活動については、政策的意義が高いが、収益性は低く、民間企業ではなく特例民法法人、一般社団・一般財団法人、協同組合等により多くが担われているが、これらの法人に対する支援については、インセンティブの少なさのため積極的な支援は進んでいないのが現状である。 本特例措置により、民間資金の活用が促進され、こうした人口減少・高齢化時代にふさわしい地域づくり・まちづくりのための取り組みの普及と活性化が進むものと見込まれる。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成28年度) 人口減少・高齢化時代において、高齢者の買物等の支援や間伐による山林保全等の地域の再生について不可欠であるが収益性の低い活動を支えていくためには、地域の法人から幅広い資金を集める必要がある。 寄附金に係る本特例措置が創設されなければ、高齢者の買物等の支援や間伐による山林保全等の地域再生活動を行う特例民法法人、一般社団・一般財団法人等に対する支援を幅広く集めることが難しく、地域の再生・活性化を実現することができない。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成28年度) 本特例措置により、地方公共団体が指定する地域再生活動を担う法人の活動が促進され、当該法人が活動することにより、本来であれば、地方公共団体等が自身で対応しなければならない公益性の高い事業をこのような法人が担うことが可能となり、急激な人口減少・高齢化時代において歳出増加傾向にある行政コストの削減等につながる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地域再生に有効、不可欠な役割を果たす地域再生活動に対して、寄附金に係るインセンティブを設けることは、広く民間から志のある資金を集める方法として、認定NPO法人制度、特定公益増進法人制度と同様に有効なものであると考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	特定地域再生計画(仮称)は、地方公共団体が作成した人口減少・高齢化社会等に対応した課題解決のための計画を国が認定するものである。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

特定地域再生計画(仮称)の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する  
寄附に係る課税の特例措置の創設  
減収見込額の推計

1. 法人税の減収見込み

毎年度全国50地区において特定地域再生計画が認定され、そのうち10地区の計画において1法人が指定され、その法人に対して特定公益増進法人並に寄附が増加するとして試算。

	※1	※2	(税率)	
平成24年度	10法人	× (5,547千円-685千円)	× 30%	≒ 15百万円
平成25年度	20法人	× (5,547千円-685千円)	× 30%	≒ 29百万円
平成26年度	30法人	× (5,547千円-685千円)	× 30%	≒ 44百万円
平成27年度	40法人	× (5,547千円-685千円)	× 30%	≒ 58百万円
平成28年度	50法人	× (5,547千円-685千円)	× 30%	≒ 73百万円

2. 地方税の減収見込額

(法人住民税の減収見込額)

	(税率)	
平成24年度	15百万円 × 17.3%	≒ 3百万円
平成25年度	29百万円 × 17.3%	≒ 5百万円
平成26年度	44百万円 × 17.3%	≒ 8百万円
平成27年度	58百万円 × 17.3%	≒ 10百万円
平成28年度	73百万円 × 17.3%	≒ 13百万円

(事業税の減収額)

	(税率)	
平成24年度	10法人 × (5,547千円-685千円) × 5.3%	≒ 3百万円
平成25年度	20法人 × (5,547千円-685千円) × 5.3%	≒ 5百万円
平成26年度	30法人 × (5,547千円-685千円) × 5.3%	≒ 8百万円
平成27年度	40法人 × (5,547千円-685千円) × 5.3%	≒ 10百万円
平成28年度	50法人 × (5,547千円-685千円) × 5.3%	≒ 13百万円

※1 総収入額が500万円以下の特例民法法人(特定公益増進法人)317法人の平均寄附金額(平成22年度特例民法法人に関する年次報告データから推計)

※2 総収入額が500万円以下の特例民法法人9,713法人の平均寄附金額(平成22年度特例民法法人に関する年次報告データから推計)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における特例措置	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税、事業所税、特別土地保有税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	説明なし
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「平成28年度における沖縄県の入域観光客数約780万人、観光収入約7,000億円、1人当たりの観光消費額85,000円、平均滞在日数4.28日の達成」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]

⑬ 減収額の見込み（国税：(平年度)62百万円、地方税：(平年度)79百万円）と効果を対比して説明しているが（【点検結果表の別紙】⑬参照）、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、「観光関連施設の集積とともに、周辺の観光関連施設との相乗効果の発揮や、新たな観光関連施設の呼び込みが図られることによって、さらなる集客力の向上が期待される。これにより、平成28年度には約780万人の入域観光客数を達成するものである」等と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
- ・沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）  
（目的）  
第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。  
（課税の特例）  
第十六条 同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内において特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するものに限る。）であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
- 本制度により年間5施設の観光関連施設の新設を見込んでおり、本制度の措置期間（5年間）において同様に新設が行われるものとした場合、計25施設が整備される。
- これら観光関連施設の集積とともに、周辺の観光関連施設との相乗的効果の発揮や、新たな観光関連施設の呼び込みが図られることによって、さらなる集客力の向上が期待される。これにより、平成28年度には約780万人の入域観光客数を達成するものである。
- これと同様に、観光関連施設の集積による観光需要の喚起により、1人当たりの観光消費額、滞在日数の増加を達成するものである。
- なお、達成目標の設定に当たっては、次期沖縄振興法制の予定期限である平成33年度を最終目標として沖縄県が設定した下記数値の50%の達成（対平成22年度実績比）を目指すもの。
- （平成33年度目標）入域観光客数1,000万人、観光収入1兆円、  
1人当たりの観光消費額10万円、平均滞在日数4.78日  
（平成22年度実績）入域観光客数572万人、観光収入4,033億円、  
1人当たりの観光消費額70,536円、平均滞在日数3.78日
- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本制度により観光関連施設の集積が図られ、入域観光客数、1人当たりの観光消費額、平均滞在日数、観光収入の増加が見込まれる。これにより地元経済や雇用の改善が図られ、将来の沖縄県、県内市町村における税収増加が期待できる。

観光消費による波及効果について、平成21年度の観光消費額4,418億円による経済波及効果は6,616億円、雇用創出効果は79,471人となっており、その波及効果は非常に大きい。また、観光客の滞在日数が1日延びることにより、観光消費額約1,200億円、経済波及効果約2,000億円、雇用創出効果約2万6千人の増加が見込まれる（出典：「沖縄県における観光消費の経済波及効果」（平成23年3月 沖縄県））。

これらを勘案すると、本制度により入域観光客数、1人当たりの観光消費額、平均滞在日数、観光収入の増加が図られることにより、例えば、観光客がわずか0.1%増加するだけで、約4億円/年間の観光収入が増加（平成22年度：観光客572万人×0.1%×1人当たり観光消費額70,536円）し、また、観光客のわずか0.1%が滞在日数を1日延ばすだけで約2億円/年間の経済波及効果が増加（平成21年度：観光客（569万人）の滞在日数が1日延びた場合の経済波及効果の増加額約2,000億円×0.1%）することとなり、減収額（国税・地方税 計1.4億円/年間）を大幅に上回る効果が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における特例措置 （国12）（法人税：義） （地6）（法人住民税、事業税：義、事業所税、特別土地保有税：外） 【新設・延長・拡充】</p>
2	要望の内容	<p>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)が平成24年3月31日に期限を迎えることから、次期法制においては、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化等の課題に対応し、地域の特性に応じたきめ細かな観光振興を図るため、同法に基づく観光振興地域を、国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）に分割することとし、各地域に観光関連施設を新・増設した場合に税制優遇を行うことにより、質の高い観光施設の立地を促進する。</p> <p>【特例措置の内容】 （1）国税 観光関連施設（一定の要件を満たしたスポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設、宿泊施設（スポーツ・レクリエーション施設等の附帯施設と一体的に設置される等の要件を満たすものに限る。）の新・増設に係る投資税額控除（法人税）</p> <p>現行の観光振興地域に係る特例の拡充（機械等 25%、建物等 15%、法人税額の20%限度額の緩和、投資上限額20億円の緩和、建物と附属設備の同時取得要件の緩和） ※対象施設は、上記各地域の特性を踏まえたものとする。</p> <p>（2）地方税 ①上記の観光関連施設に係る事業所等の事業所税の特例 資産割 課税標準 1/2（5年） ②観光関連施設を新・増設した場合に係る法人税負担の軽減が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び法人事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。</p>
3	担当部局	内閣府政策統括官（沖縄政策担当）
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>新設 （参考）現行観光振興地域における租税特別措置の経緯 平成10年4月 制度創設 平成14年4月 地域指定要件、対象施設要件の緩和</p>

		平成19年4月 制度の延長及び対象施設の拡充
6	適用又は延長期間	平成24年度から28年度までの5年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の更なる発展を目指す。 《政策目的の根拠》 ・沖縄振興審議会総合部会専門委員会「沖縄の振興についての調査審議結果報告」（平成23年7月）の「Ⅱ 今後の沖縄振興の在り方」及び「Ⅲ 今後の沖縄振興を進めるに当たって検討すべき課題と方向性」の「1 アジアに開かれた自立型経済の発展に向けた産業の振興」において、沖縄の自立発展のため、リーディング産業である観光産業について、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化、環境保全との両立等の課題が指摘されている。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け ・【政策】沖縄政策の推進一【施策】沖縄における産業振興</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・平成28年度における沖縄県の入域観光客数約780万人、観光収入約7,000億円、1人当たりの観光消費額85,000円、平均滞在日数4.28日の達成。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 沖縄県における入域観光客数、観光収入、1人当たりの観光消費額、平均滞在日数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 入域観光客数、観光収入、1人当たりの観光消費額、平均滞在日数の増加により、観光産業の更なる発展が図られ、沖縄の自立型経済の確立に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 5施設／年 沖縄県が把握した今後見込まれる観光関連施設の内容を検討した上で、将来の予測を記載。</p>
		<p>② 減収額 国税：（平年度）62百万円 地方税：（平年度）79百万円 沖縄県が把握した今後見込まれる観光関連施設の内容を検討した上で、各施設ごとに見込まれる減収額を積み上げることにより算定。</p>
		<p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》 （平成22年度の実績） ・入域観光客数：572万人（うち外国人観光客数：28万人） ・観光収入：4,033億円</p>

		<p>・観光客一人当たりの県内消費額: 70,536 円</p> <p>・平均滞在日数: 3.78 日</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 24～28 年度)</p> <p>分析対象期間における当該租税特別措置の政策目的の達成への効果指標として、税制措置適用施設の利用者数を検証。</p> <p>また、前記平成 28 年度における沖縄県の入域観光客数、観光収入、1 人当たりの観光消費額、平均滞在日数の達成目標の実現状況を検証。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成 24～28 年度)</p> <p>観光振興への後押しがなくなり、沖縄振興審議会総合部会専門委員会の審議結果報告及びこれに基づいた同審議会会長の内閣総理大臣への意見具申で述べられている沖縄の自立型経済のさらなる発展に支障が生ずる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 24～28 年度)</p> <p>入域観光客数、観光収入、観光客の平均滞在日数の増加を通じて、地元雇用の拡大、立地企業からの税収増、観光メニューの高度化、観光客増加による観光資源への負荷の緩和等の効果が見込まれるほか、特例措置の対象に外国人観光客への対応や周辺環境の保全、伝統的景観への配慮等を要件とすることにより、観光関連施設の外国人対応の促進や持続的観光資源の利用等の効果が見込まれる。成長著しいアジアにおいて、国際的な観光地としての地位を強化していくには、質の高いサービスの提供、観光客の利便性の向上が求められおり、上記の効果発生に資するため、沖縄において観光の高付加価値拠点を整備に向けた、投資に係るインセンティブが必要。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>観光産業の振興に当たっては、民間の創意を活用することが極めて重要であるが、他方、観光産業は気象や社会情勢の変動など外的要因の影響を受けやすく、不安定であることが課題。</p> <p>こうした中、本制度は、①民間の創意を活かした投資を促進するものであること、②リスクが大きい初期投資を低減し、将来的に安定した事業を展開する意思がある事業者にとって、中期的な優遇を保障するものであることから、最低限のコストで大きな効果が見込めるものとなっている。加えて、特例措置の対象に外国人観光客への対応や周辺環境の保全、伝統的景観への配慮等を要件とすることにより、観光関連施設の外国人対応の促進や持続的な観光資源の利用に向けた自発的な取組に誘導できるものとなっている。以上のことから、本措置は妥当。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖縄県及び市町村による減税措置とあいまって、初期投資のリスクを軽減する多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げる。</p>

		③: 地方公共団体が協力する相当性	質の高い観光関連施設の立地を促進することで、観光客数、観光収入の増加が見込まれ、これにより地元経済や雇用の改善が図られることにより、将来の沖縄県、市町村における税収の増加が期待できる。
10	有識者の見解		・沖縄振興審議会総合部会専門委員会「沖縄の振興についての調査審議結果報告」(平成 23 年 7 月)の「Ⅱ 今後の沖縄振興の在り方」及び「Ⅲ 今後の沖縄振興を進めるに当たって検討すべき課題と方向性」の「1 アジアに開かれた自立型経済の発展に向けた産業の振興」において、沖縄の自立的発展のため、リーディング産業である観光産業について、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化、環境保全との両立等の課題が指摘されている。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

## 減収見込額積算【国税等】

○適用見込み件数

1 宿泊施設	2 件／年
2 宿泊施設以外	3 件／年
① スポーツ・レクリエーション施設	1 件／年 (ゴルフ場)
② 休養施設	1 件／年 (温浴施設)
③ 販売施設	1 件／年 (デパート)

法人税		
宿泊施設控除額(2施設)	+	宿泊施設以外控除額(各1施設)
9,919 千円		3,030 千円 ①
		1,275 千円 ②
		48,031 千円 ③
※取得額は20億限度、法人税額控除額は20/100を限度、控除しきれない場合は翌年度以降4年繰越		
<b>特例控除額(初年度)</b>		<b>62,255 千円</b>

## 減収見込額積算【地方税】

○適用見込み件数

1 宿泊施設	2 件／年
2 宿泊施設以外	3 件／年
① スポーツ・レクリエーション施設	1 件／年 (ゴルフ場)
② 休養施設	1 件／年 (温浴施設)
③ 販売施設	1 件／年 (デパート)

法人事業税		
宿泊施設控除額(2施設)	+	宿泊施設以外控除額(各1施設)
10,308 千円		3,149 千円 ①
		1,325 千円 ②
		49,915 千円 ③
<b>特例控除額(初年度)</b>		<b>64,697 千円</b>
事業所税		
宿泊施設控除額(1施設)		
6,300 千円		
<b>特例控除額(初年度)</b>		<b>3,150 千円</b>
※法人県民税(税割)		
法人税自動連動)		
宿泊施設控除額(2施設)	+	宿泊施設以外控除額(各1施設)
575 千円		176 千円 ①
		74 千円 ②
		2,786 千円 ③
<b>特例控除額(初年度)</b>		<b>3,611 千円</b>
※法人市町村民税(税割)		
法人税自動連動)		
宿泊施設控除額(2施設)	+	宿泊施設以外控除額(各1施設)
1,220 千円		373 千円 ①
		157 千円 ②
		5,908 千円 ③
<b>特例控除額(初年度)</b>		<b>7,658 千円</b>
<b>合計</b>		<b>79,116 千円</b>



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国際物流拠点産業集積地域（仮称）における税制上の特例措置	府省名	内閣府
税目	法人税、事業税、法人住民税、事業所税、特別土地保有税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「概ね10年間で国際物流拠点産業の総生産額約50億円、雇用数500人の創出」は、物流ハブ活用推進事業及び規制緩和等他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比して説明しているが（【点検結果表の別紙】⑬参照）、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

⑦ 適用数の将来推計について、旧エリアにおいては予測されていないため、適用の見込みが不透明である。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、「毎年、総生産額5億円、雇用数50人が創出され10年で目標達成を目指す」と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）  
政策目的の根拠となる規定については、評価書に記載をした沖縄振興特別措置法第一条において、「沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図る」とされ、その中で、自由貿易地域、特別自由貿易地域の振興を図ることを目的として、同法第四十一条、第四十二条において「自由貿易地域」「特別自由貿易地域」を指定するとともに、同法第四十八条において、同指定地域等に対して「租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用がある」とされている。  
なお、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄振興審議会が内閣総理大臣に申し出た意見においても、「民間主導の自立型経済の発展」、「我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の『万国津梁』の形成」という基本方向の下、先述の地理的特性や亜熱帯・海洋性の貴重な自然、沖縄独特の国際色豊かな歴史・文化など、沖縄の持つ様々な地域特性を最大限に発揮して、沖縄振興を進めていくことが求められている」とされており、沖縄振興審議会総合部会専門委員会による「沖縄の振興についての調査審議結果報告」においては製造業の立地が国際貨物ハブを活用するコスト競争力のある高付加価値型の産業の集積を積極的に図っていくべきである、と報告されている。  
また、川端大臣は「政府の中でそれが最大限前向きに実現するようにということが私の仕事であります。」と発言されており、このような意見、調査報告を踏まえて国際物流拠点産業集積地域（仮称）を創設するものである。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
進出見込件数については現特別自由貿易地域が制度開始以来12年間で立地企業数27社を数え、年平均約2社である。したがって、実績ベースでも20社進出するのに10年の期間が必要であり、次期沖縄振興特別措置法の期限10年と合致している。
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
事業所税については3百万円/年の減収見込を想定。  
（前提）10,000㎡のロジスティックセンター立地  
（算式） $10,000 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} \times 1/2 = 3,000 \text{ 千円}$
- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
現在特別自由貿易地域及び自由貿易地域に立地している企業の1社当たりの売上平均(2.5億円)と平均従業員数(25人)の実績を基に⑦で説明した年間2社の進出が想定されることから、毎年、総生産額5億円、雇用数50人が創出され10年で目標達成を目指すとして予測している。
- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

毎年立地する企業が2社あり、アジアの中心に位置するという地理的優位性を活用し、近隣諸国の活力を取り込んでいったならば、3年平均の実績を基にして算出した減収額が見込まれ、更に臨空・臨海型産業の企業誘致や国全体の経済発展にも波及効果が期待でき、10年間で立地した企業数20社、立地した企業の減収（1社平均6百万円）合計：120百万円をピークに年々税収が上昇することになり、将来的には税収が減収額を上回る効果があると考えられる。

- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
税制措置については、より多くの企業の判断に影響を及ぼすことが可能であり、対象とする国際物流拠点産業の設備投資及び雇用の拡大等の効果が期待できる。
- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
予算措置は、国際航空物流ハブを利用した航空貨物便の誘致、県産品の販路拡大等、租税特別措置等は、企業の立地及び設備投資の促進を目的としており、いずれも国際物流拠点産業の集積や発展を目的としているものの、手段が異なる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国際物流拠点産業集積地域（仮称）における税制上の特例措置 （国14）（法人税：義） （地7）（事業税、法人住民税：義、事業所税、特別土地保有税：外） 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	<p>1 国税（法人税）関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自由貿易地域及び特別自由貿易地域を発展的に拡充し、国際物流拠点産業集積地域制度（仮称）（対象地域：現在的那覇空港・那覇港周辺地域・中城湾港等を想定）を創設する。</li> <li>アジア等の外資系金融業の集積を促進するため、対象法人に「内国法人」だけでなく「外国法人」を追加。</li> <li>優遇制度適用対象業種の拡大（無店舗小売業、機械修理業、貸倉庫業を追加）</li> <li>適用対象法人の要件緩和             <ul style="list-style-type: none"> <li>①「新設から10年」を「認定から10年」とし、更に、対象地区内新設法人のみでなく、対象地域内に本店事務所を移転した既設法人も対象。</li> <li>②「専ら」要件を緩和。</li> </ul> </li> <li>現行の特定地域内において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の拡充（控除率の引上げ）             <ul style="list-style-type: none"> <li>①所得控除関係 所得税額控除 35%⇒55%</li> <li>②投資税額控除関係 償却率 機械等・15%⇒25%、建物等・8%⇒15% （控除制限（法人税額20%上限）の撤廃） 建物と建物付属設備同時取得の撤廃 取得価格上限（20億円）の撤廃</li> <li>③特別償却関係（新規） 償却率 機械等・50%、建物等・25% 建物と建物付属設備の別取得の適用</li> </ul> </li> </ul> <p>2 地方税関係</p> <p>(1) 国際物流拠点産業集積地域（仮称）内において、上記優遇制度の適用を受けた場合に係る法人税負担の軽減が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び法人事業税等についても同様の効果を適用する（自動連動）。</p> <p>(2) 国際物流拠点産業集積地域における事業所税の軽減措置及び特別土地保有税の非課税措置</p>
3	担当部局	代表 TEL:03-3581-5171 FAX:03-3581-9761 内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室 産業振興担当参事官室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年4月：創設 平成14年4月：延長 平成19年4月：延長
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>近年のアジア諸国の経済成長は目覚ましく、将来的には中国、インド、ASEANなど我が国を上回る経済圏が出現するとともに、これらの間の経済交流が、今後ますます増大することは確実と見込まれている。このような中で、沖縄が、我が国を含むアジアのハブに位置しており、その地理的特性を生かした沖縄の振興を図っていくことが重要である。</p> <p>一昨年10月に開始された那覇空港を拠点とした国際貨物ハブ事業により、那覇空港の国際貨物取扱量は、中部国際空港を抜いて、成田空港、関西空港について我が国第3位の規模となっている。24時間空港である那覇空港を拠点に、日本を含むアジア主要8都市が極めて効率的に結ばれており、アジアにおけるジャストインタイムシステムの重要なインフラとなっている。</p> <p>これまで沖縄は、物流コストが高いことに加え、台風などの気象の影響により物流が途絶えてしまうリスクがあることから、製造業の立地が進んでこなかったが、国際貨物ハブの開始により、新たな臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の立地が始まりつつある。</p> <p>国際物流拠点産業の集積は平成24年度からの新たな沖縄振興に向けた主要施策の一つでもあり、観光や情報に次ぐ沖縄県のリーディング産業と位置づけ、併せて、那覇空港、那覇港及び中城湾港の国際競争力を向上させ、沖縄の自立型経済の構築を図る。</p> <p>今後、アジアの中心に位置するという沖縄の地理的優位性を活用し、近隣諸国の成長や活力を効果的に取り込み、沖縄だけではなく我が国全体の経済発展にも波及効果が期待できるものと考えられ、国際物流拠点産業の集積を新たな沖縄振興の重要な柱のひとつと位置づけ、支援施策を行っていくことが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号） 沖縄振興計画（平成14年7月10日内閣総理大臣決定）</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策分野「沖縄政策」 政策「沖縄政策の推進」 施策「沖縄における産業振興」 （沖縄県：沖縄21世紀ビジョン、第Ⅱ部(3)の3)</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>概ね10年間で国際物流拠点産業の総生産額約50億円、雇用数500人の創出を見出す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 10年間で臨空・臨港型産業の ①総生産額の増加額 ②新たな雇用数の増加数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国際物流拠点の形成は、沖縄振興における重要分野であることから、「国際物流拠点産業集積地域」（仮称）における国際貨物の取扱量の増加は政策目的の達成に寄与するもの。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成23年度中の国会において、現行の沖縄振興特別措置法の後継となる法律が成立した後、速やかに「国際物流拠点産業集積地域」を指定し、平成24年度から税制の特例措置が活用されることを見込む。 ※国際物流拠点産業集積地域・那覇空港・那覇港周辺地域・中城湾</p>

		港等を想定
	② 減収額	平年度の減収見込額 20 百万円 (制度自体の減収額) ( - 百万円)
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 「国際物流拠点産業集積地域」に集積される産業については、沖縄振興における重要分野であることから、関連産業の集積や国内外への普及展開のための施策を講ずることで、政策目的を実現することができる。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 以下の優遇制度適用実績(自由貿易地域及び特別自由貿易地域)がある。 (平成 14 年～平成 21 年度) ・所得控除・32百万円(延6社) ・投資税額控除・27百万円(延12社) ・特別償却・132百万円(延4社)  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 租税特別措置等と予算措置等との相乗効果により、民間活力主導による沖縄振興における重要分野を担う企業等の集積が進まず、沖縄における自主型経済の発展に寄与できない。  《税収減を是認するような効果の有無》 租税特別措置法により沖縄振興における重要分野を担う企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出すことが期待される。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 高度モノづくり産業を始めロジスティックセンター及びリペアセンター等の国際物流拠点産業を国内企業だけでなく、「沖縄」という立地を生かしたアジア等の外資系企業の集積を促進するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。  ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 「国際物流拠点産業集積地域」に集積される産業については、沖縄振興における重要分野であることから、関連産業の集積や国内外への普及展開のための施策を講ずることで、政策目的を実現することができる。  ③ 地方公共団体が協力する相当性 —
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

**国際物流拠点産業集積地域(仮称)の所得控除、投資税額控除及び特別償却に関する減収見込額**

【税制優遇措置を利用した企業に対するアンケート等をもとに推計】

旧エリア(特自貿・自貿)平成20年から22年度の実績				アンケートによると、 ・投資税額控除のうち、8%が建物、92%が機械 ・特別償却による償却費のうち、100%が機械
年度	所得控除	投資税額控除	特別償却	
20	【2】 18,923	【1】 882	0(H16:42,731 【1】)	3年の実績をもとに、率を拡充した場合の減収額を計算すると、 【所得控除分(実績:6社)】 =(34,420÷3年÷35%×55%×30%(税率))=5,409・①
21	【2】 12,317	【1】 1,006	0(H17:63,928 【1】)	【投資税額控除分(実績:5社)】 =(7,418÷3年×8%÷8%×15%)+(7,418÷3年×92%÷15%×25%) =4,162・②
22	【2】 3,180	【3】 5,530	0(H18:24,598 【1】)	【特別償却分(実績:3社)】直近3年は実績がないが過去の実績 (平成16～18年)を参考とする =(131,257÷3年×100%÷50%×50%×30%(税率))=13,126・③
合計	【6】 34,420	【5】 7,418	0(合計:131,257 【3】)	
	【1】適用法人数		( )過去の実績	

選択課税のため、(①+②+③)÷3=7,566 →単年度では、8百万円

**新エリア(那覇港・那覇空港周辺地域)を拡大することによる効果**

→新規エリア 7.8ha ÷ 3,769㎡(1社平均) = 20社  
 ・新沖振法(10年)を想定し、3年で6社の進出を想定(1年で2社の進出を想定)  
 【所得控除分(想定:2社)】  
 =34,420÷6社×2社÷35%×55%×30%(税率)=5,409・④  
 【投資税額控除分(想定:2社)】  
 =(7,418÷5社×2社×8%÷8%×15%)+(7,418÷5社×2社×92%÷15%×25%)=4,995・⑤  
 【特別償却分(想定:2社)】  
 =(131,257÷3社×2社×100%÷50%×50%×30%(税率))=26,251・⑥  
 ※3年6社合計(36,655)を単年度(2社)に割り戻す  
 = (④+⑤+⑥)÷3年=12,218  
 【合計】=12,218 →単年度では、12百万円

それぞれの効果を反映した場合、減収見込み=20百万円と推計

## ○ 国際物流拠点産業集積地域(仮称)地方税減税見込額

### I 旧エリア(特自貿・自貿)の地方税の減税見込額について

#### 1. 固定資産税減免額

	平成20年	平成21年	平成22年	合計	1社平均 ①
固定資産税(実績)	32,564	18,344	10,110	61,018	1,387
固定資産税納付企業数(実績)	18	13	13	44	

#### 2. 不動産取得税減免額

	平成20年	平成21年	平成22年	合計	1社平均 ②
不動産取得税(実績)	5,911	0	0	5,911	1,970
不動産取得税納付企業数(実績)	3	0	0	3	

#### 3. 法人事業税減免額

	平成20年	平成21年	平成22年	合計	1社平均 ③
法人事業税(実績)	15,876	772	1,120	17,768	1,777
法人事業税納付企業数(実績)	5	3	2	10	

◎旧エリアの減収見込額 28,232 千円(①~③の実績合計÷3年)

### II 新エリア(那覇港、那覇空港)の地方税の減税見込額について

#### 1. 固定資産税の減収見込額

$$\text{①} \times 2\text{社}^{\ast 1} = 2,774 \text{ 千円} \cdot \text{④}$$

※1・新規エリア進出企業数(7.8ha(新規エリア) ÷ 3,769㎡(1社平均) ≒ 20社  
∴1年当たり2社の進出を想定

#### 2. 不動産取得税の減収見込額

$$\text{②} \times 2\text{社}^{\ast 1} = 3,940 \text{ 千円} \cdot \text{⑤}$$

#### 3. 法人事業税の減収見込額

$$\text{③} \times 2\text{社}^{\ast 1} = 3,554 \text{ 千円} \cdot \text{⑥}$$

◎新エリア減収見込額 10,268 千円(④+⑤+⑥)

### III 国際物流拠点産業集積地域(仮称)の地方税の減税見込額について

(単年度)

$$\text{I} + \text{II} = 38,500 \text{ 千円}$$



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における税制上の特例措置	府省名	内閣府
税目	法人税、事業税、法人住民税、事業所税、特別土地保有税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「平成33年度までに情報通信産業就業者数：5.5万人雇用、企業誘致数：300社」は、適用対象法人の経営状況等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。

⑥ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、地方税では平成19年度79件、20年度67件、21年度70件と把握しているが、本租税特別措置等が適用され得る法人、地域等の全体数からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明されていない。

(3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、情報通信関連産業の雇用者数等の推移が説明されることとなり、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況について予測されていないため、将来における本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）  
 政策目的の根拠となる規定については、評価書に記載をした沖縄振興特別措置法第一条において、「沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図る」とされ、その中で、情報通信産業の振興を図ることを目的として、同法第二十八条において「情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区」を指定するとともに、同法第三十一条において、同指定地域等に対して「租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用がある」とされている。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 現状としては、中小企業が大部分を占める関係事業者において、機械設備等の最低取得価格や建物と建物附属設備同時取得要件によって、それぞれ投資の内容等が制度の要件に至っていない状況が主たる要因と見ている。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 平成33年度までの推計については、直近過去3年の実績の平均を将来の見込みとして算出を行っている。
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 平成33年度までの推計については、直近過去3年の実績の平均を将来の見込みとして算出を行っている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

<p>1 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p>	<p>沖縄の情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における税制上の特例措置                  (国15)(法人税:義)                  (地10)(事業税、法人住民税:義、事業所税、特別土地保有税:外)                  【新設・延長・拡充】</p>
<p>2 要望の内容</p>	<p>1 国税要望                  (情報通信産業振興地域)                  ① 対象事業の見直し                  ・情報通信産業へのインターネット付随サービス業(ASP等)の追加                  ・情報通信技術利用事業へのBPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)の追加                  ② 投資税額控除の拡充                  ・控除率の拡大 機械等・15%⇒25%、建物等・8%⇒15%                  ・建物と建物附属設備同時取得要件の廃止                  ・投資税額控除の法人税額20%限度要件の撤廃                  ・最低取得価格の引下げ                  1000万円以上⇒機械等・280万円以上、建物等・500万円以上                  ・取得価格上限(20億円)の緩和                  ③ 特別償却の新設(投資税額控除との選択制)                  ・償却率 機械等・50%、建物等・25%                  ・建物と建物附属設備の別取得の適用                  (情報通信産業特別地区)                  ① 対象法人に「内国法人」だけでなく「外国法人」を追加。                  ② 対象業種として、バックアップセンター、セキュリティデータセンター(個人情報保護データセンター等)等を追加                  ③ 対象地域として、うるま市を追加。                  ④ 適用対象法人の要件緩和                  ・「新設から10年」を「認定から10年」とし、更に、対象地区内新設法人のみでなく、対象地域内に本店事務所を移転した既設法人も対象。                  ・「専ら」要件を緩和。                  ⑤ 所得控除率の拡大 35%⇒55%</p> <p>2 地方税                  国税に合わせて、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区において、新設された、対象業種の事業用に供される施設に係る事業所税を減免する特例措置の適用期限(平成24年3月</p>

		31日)を5年間延長する。 (特例措置の具体的な内容) 事業所税のうち資産割の課税標準の特例の延長 事業所税 資産割 課税標準 1/2 (5年間) また、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区制度において対象事業の見直し(追加)等国税の拡充が認められた場合、併せて、法人税額の特別控除を行う。
3	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	1 国税 平成10年 情報通信産業振興地域 創設 平成14年 5年間延長。情報通信産業特別地区 創設 平成19年 5年間延長。情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の5年間延長及び拡充(常時使用人数要件20名以上を10名以上) 2 地方税 平成10年 創設(情報通信産業振興地域における特別土地保有税及び事業所税の非課税措置) 平成14年 5年間延長。情報通信産業特別地区 創設 平成19年 5年間延長。情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の拡充(常時使用人数要件20名以上を10名以上)
6	適用又は延長期間	5年間延長(平成24年4月1日から平成29年3月31日まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 情報通信技術は、距離や時間を超越してヒト、モノ、カネ、情報を結びつけることが可能であり、島しょ県である沖縄において大消費地や原料供給地から離れているというデメリットの影響を受けにくいことから、情報通信関連産業は、観光産業に続く沖縄のリーディング産業として、今後とも期待される分野である。これまで、労働集約型のコールセンターの集積が進んできたが、今後は、BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)関連企業の更なる集積など一層の高付加価値化への取組が急務であり、沖縄の自立的経済の構築にとって必要不可欠である。 近年、アジア諸国の成長が著しく、クラウドコンピューティングやオフショアリングなど新たな分野の発展も背景として、アジアに近い沖縄の地理的特性は改めて注目されている。今後、我が国の産業がアジアをはじめとしたグローバルな事業展開を行う際に沖縄の果たす役割は大きく、沖縄に情報通信産業を集積させることは、日本の成長戦略の中でも大きなポイントとなる。 《政策目的の根拠》

		沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)														
	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策分野】 沖縄政策 【政策】 沖縄政策の推進 【施策】 沖縄における産業振興														
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成を図ることを目標とする。特に、情報通信関連産業の集積は、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、他の産業の高度化・多様化への波及効果によって、産業振興に寄与することが期待できる。 そのため、本制度では、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における企業の集積(進出企業数)及び同企業等の進出によって生じる雇用者数を測定指標として制度を評価する。 なお、本件目標は、個別の税制項目ごとのものではなく、国税・地方税を含めた特別措置全体によって実現を目指すものである。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成33年度 達成目標 ○情報通信産業就業者数 5.5万人雇用 (平成22年度時点で25,339人の実績) ○企業誘致数 300社 (平成24年から) なお、本制度は、沖縄振興特別措置法に基づき制度化されており、同措置法の時限期間である10年間を目標時期としている。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られる。 また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。														
8	有効性等	① 適用数等 情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における投資税額控除制度の適用実績等 1 国税 ・平成14~21年度 累計20件 近年の実績(過去5年間) <table border="1"> <tr> <td>投資税額</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>累計</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">免除額(件数)</td> <td></td> </tr> </table>	投資税額	H17	H18	H19	H20	H21	累計		免除額(件数)					
投資税額	H17	H18	H19	H20	H21	累計										
	免除額(件数)															

	控	408 (5)	458 (6)	272 (2)	248 (1)	271 (1)	2,324 (20)
		額単位 百万円					
		・平成33年度までに 累計36件適用見込み					
	2 地方税	・平成12～21年度 累計516件 近年の実績(過去5年間)					
	地方 税適 用額 等	H17 238 (58)	H18 210 (66)	H19 407 (79)	H20 205 (67)	H21 268 (70)	累計 1,895 (516)
		額単位 百万円					
		・平成33年度までに 累計1,400件適用見込み					
② 減収額	情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における事業所税等地方税の適用実績等	1 国税					
		・平成14～21年度 累計 2,324百万円 近年の実績(過去5年間)【適用数の項から再掲】					
	投資 税額 控除	H17 408 (5)	H18 458 (6)	H19 272 (2)	H20 24 (1)	H21 271 (1)	累計 2,324 (20)
		額単位 百万円					
		・平成33年度までに 累計5,500百万円適用見込み					
	2 地方税	平成12～21年度 1,895百万円 近年の実績(過去5年間)【適用数の項から再掲】					
	地方 税適 用額 等	H17 238 (58)	H18 210 (66)	H19 407 (79)	H20 205 (67)	H21 268 (70)	累計 1,895 (516)
		額単位 百万円					
		・平成33年度までに 累計5,400百万円適用見込み					
③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成10年～平成23年) 本措置は新規立地企業の初期投資負担を軽減するものであり、情報通信産業の集積を促し、同産業への雇用の確保に寄与している。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成10年～平成23年) 平成23年1月時点で、情報通信産業振興地域への進出企業数は216社であり、平成23年度目標の200社を達成している。						

		また、進出企業による雇用者数が20,212人に達している。一方で、平成23年度の県内における情報通信関連産業の雇用者数の数値目標は33,700人であるのに対して平成22年度時点での県内実績は25,339人となっている。しかし、現在の数値目標が平成20年3月に22,400人から上方修正された目標であり、かつ、同年9月に生じたリーマンショックによって全世界的な大幅な景気後退が生じた経済情勢等を考慮すると、見直し前の当初目標を達成している現状は相当の成果を得ていると判断される。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成10年～平成23年) 効果・達成目標の実現のとおり、施策効果は発揮されているところ情報通信産業振興地域制度が拡充又は延長されなかった場合その効果が減じられ、沖縄振興審議会にもある、観光産業に続くリーディング産業である情報通信産業の振興による経済発展が阻害される可能性が高い。特に、今後一層の集積に加えて、関連企業の高付加価値化による経営基盤等の強化を図っていくことが必要であり、租税特別措置の拡充延長が必要不可欠である。
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成10年～平成23年) ○情報通信産業に係る県内総生産の増加 1,391億円(平成12年度) → 2,252億円(平成18年度) ○雇用者数の増加 8,600人(平成12年度) → 25,339人(平成22年度) ○県外からの誘致企業数(累計) 54社(平成14年7月末) → 216社(平成22年度)
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	情報通信関連産業は、沖縄におけるリーディング産業となっており、情報通信振興地域制度に係る税制インセンティブの強化を行うことにより、投資促進とともに、社会基盤としての情報通信技術の利活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業の高度化・多様化への波及効果に寄与し、新たな雇用の創出及び積極的な人材育成を図ることができる。また、税制の活用は、沖縄特別措置法(法第31条 課税の特例等)に明示されているものである。さらに、情報通信関連企業のほとんどがインキュベーション施設等の建物を賃借しており、また、自社の業務にあわせた建物のカスタマイズが必要となるため、建物と附属設備の同時取得要件を緩和することが合理的であるなど、今回の税制要望による拡充を図るべきものである。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算措置等直接的な重複はないが、必要に応じて予算措置と税制制度の役割分担によって、企業立地促進及び立地企業振興の双方によって産業振興を図る。税制が、課税の対象となる法人全般

		<p>に対して影響を与えるに対して、予算措置は、実施時点における政策の優先順位によって特定の分野に対して行われる。その相乗効果をもって情報通信産業分野に振興を図り、沖縄県の自立的経済の構築に資するものである。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置の要望は、沖縄県から提出されたものであり、本措置の実現により、沖縄県内の産業が活性化され、沖縄県及び県内の地方公共団体の税収の増加をもたらすと考えられる。</p>
10	有識者の見解	<p>沖縄振興審議会総合部会専門委員会報告：沖縄の振興についての調査審議結果報告(平成23年7月報告) (報告抜粋)</p> <p>Ⅲ 今後の沖縄振興を進めるに当たって健闘すべき課題と方向性</p> <p>1. アジアに開かれた自立型経済の発展に向けた産業の振興</p> <p>(2) 情報通信関連産業</p> <p>「情報通信関連産業は、島しょ県である沖縄県においても、大消費地や原料供給地から離れているというデメリットの影響を受けにくく、観光産業に続く<u>沖縄のリーディング産業として、今後とも期待される分野</u>である。」</p> <p>「今後、我が国産業がアジアを始めとしたグローバルな事業展開を行う際に沖縄の果たす役割は極めて大きく、<u>沖縄に情報通信産業を集積させることは、日本の成長戦略の中でも大きなポイントになる</u>」等の提言を受けている。</p> <p>沖縄振興審議会は、沖縄振興特別措置法により設置が定められており、他沖縄の振興に関する重要事項を調査審議するとともに、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることを所掌事務とし、沖縄県知事、議会関係者、学識経験者により組織されている。なお、専門委員会報告は、平成23年7月に開催された同審議会において了承されているものである。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>※租特の事前評価を行うことが初めての場合は記載の必要なし。</p>

要望の措置による減収見込額について

○投資税額控除

(建物・構築物)

(企業数) (投資額)

10社 × 100百万円 × 15% = 150百万円

(機械・設備)

(企業数) (投資額)

10社 × 50百万円 × 25% = 125百万円

○特別償却

(建物・構築物)

(企業数) (投資額)

10社 × 100百万円 × 30% × 25% = 75百万円

(機械・設備)

(企業数) (投資額)

10社 × 50百万円 × 30% × 50% = 75百万円

○法人所得控除

(認定企業数) (所得額)

1社 × 20百万円 × 30% × 55% = 3百万円

計 428百万円

減収見込額について

● 実績3年間(H19～H21)事業所税の免税実績の単年度平均値により算出。  
→ 3百万円

(単位:千円)

	H12		13		14		15		16		17		18		19		20		21		総計	
	件数	免除額	件数	免除額	件数	免除額	件数	免除額	件数	免除額	件数	免除額	件数	免除額	件数	免除額	件数	免除額	件数	免除額	件数	免除額
事業税(県税)	0	0	3	20,686	4	47,445	4	55,698	5	47,288	4	123,682	6	53,006	9	81,903	4	49,380	7	34,218	46	513,306
不動産取得税(県税)	0	0	3	9,013	2	10,787	3	44,081	0	0	3	518	5	6,793	4	27,124	0	0	1	25,467	21	123,783
固定資産税(市町村税)	6	10,932	6	8,389	41	91,374	43	106,370	48	110,796	49	112,681	53	149,687	64	294,985	61	152,740	61	205,321	432	1,243,274
事業所税(市町村税)	0	0	2	535	2	897	2	897	2	897	2	1,042	2	763	2	3,355	2	3,355	1	2,928	17	14,669
合計	6	10,932	14	38,623	49	150,503	52	207,046	55	158,981	58	237,923	66	210,249	79	407,367	67	205,475	70	267,934	516	1,895,032

\* 県税務課・市町村課の資料による。

事業所税、過去平均(実績3年:H19～H21) 3,213

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置	府省名	内閣府
税目	所得税、法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

【○】：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 【※】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 【◎】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）は、「特定中小企業者の経営革新支援件数を年平均16件」を目標としているが、経営革新支援件数は本租税特別措置等による支援のほか経営革新支援制度による支援等があり、また、「平成19年度～22年度においては34件の経営革新を支援」したとしているが、そのうち本租税特別措置等の適用は8件のみであるため、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。（測定指標（設備投資額）については、【点検結果表の別紙】④参照）

なお、例えば、本租税特別措置等を利用した企業への役立ち度調査等を利用するなど、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明確な指標を用いて評価を行うという方法も考えられる。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、「平成19年度～平成22年度においては34件の経営革新を支援」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込み（平成23年度以降、毎年度16百万円）と効果を対比すべきところ、定性的に「経営革新の実現により、各企業の経営力の向上の他、沖縄経済の活性化に資するものと思料」と説明することとなり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑯ 達成目標（特定中小企業者の経営革新支援件数を年平均16件）の実現状況の将来予測について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時においては、「特定中小企業者の経営革新による経営の向上」を目標としていたところであり、平成19年度～22年度において支援した企業のうち6社が目標を達成しており、未達企業についてはその理由を分析したうえで評価書に記載している。

④ 測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）

沖縄県内の設備投資実施方針D Iによると、平成19年度～22年度における沖縄県内の企業については、設備投資を抑制する企業が設備投資を実施する企業を上回る状況にある中、経営革新計画承認企業のうち、19年度～22年度にフォローアップ調査を行った企業については、設備投資を実施する企業が抑制する企業を上回っており、また、このうち約5割の企業が税制措置の適用を目的とした設備投資計画を策定していることから、当該措置の存在が大きく影響していると考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置 (国税:17)(法人税:義、所得税:外) (地方税:11)(法人住民税、事業税:義)  【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	・沖縄振興特別措置法により読み替えて適用される中小企業新事業活動促進法に規定する経営革新計画の承認を受けた特定中小企業者等が取得した機械装置等について、以下の通り投資税額控除又は特別償却の特例を認める措置の延長。(対象業種については一部見直しを実施) ＜税額控除＞ ○機械・装置、器具・備品: 取得価額の15% ○建物・附属設備: 取得価額の8% ○繰越:4年間 ＜特別償却＞ ○機械・装置、器具・備品:34% ○建物・附属設備:20%
3	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年度 創設 平成19年度 延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月～平成29年3月5年
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄振興特別措置法に基づき、中小企業新事業活動促進法の特例措置を講じ、やる気と能力のある中小企業の経営革新を支援し、沖縄の経済発展に資することを目的とする。  《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年3月31日法律第14号)(抜粋) (中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律)の特例 第六十六条 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、特定中小企業者(沖縄においてその業種における経営革新(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第六項)に規定する経営革新をいう。以下この条において同じ。)による経営の向上の促進が沖縄の経済の振興に資すると認められる業種であつて政令で定めるもの(以下この条において「特定業種」という。)に属する事業を行う沖縄の中小企業者をいう。以下この条において同じ。)及び特定組合等(特定中小企業者により構成される同法第二条第四項)に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。)が単独で又は共同で行おうと

する特定業種に属する事業に係る経営革新に関する指針(以下「沖縄経営革新指針」という。)を定めなければならない。

2 沖縄経営革新指針には、沖縄の中小企業の特性に即し、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 経営革新の内容に関する事項

二 経営革新の実施方法に関する事項

三 経営革新の促進に当たって配慮すべき事項

3 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、沖縄経営革新指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業者の事業を所管する大臣に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、沖縄経営革新指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 特定中小企業者及び特定組合等が単独又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新についての中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九条第一項	中小企業者及び組合等(以下この節及び附則第四条第一項において「中小企業者等」という。)	特定中小企業者等(沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第六十六条第一項に規定する特定中小企業者(以下単に「特定中小企業者」という。))及び同項に規定する特定組合等(以下単に「特定組合等」という。)をいう。以下同じ。)
	中小企業者等が	特定中小企業者等が
	連合会を	連合会(特定組合等に該当するものに限る。)を
	出資して会社	出資して会社(同法第六十六条第一項に規定する特定業種に属する事業を行う沖縄の会社に限る。以下この項において同じ。)
	経済産業省令	内閣府令・経済産業省令
	行政庁	沖縄県知事
第九条第二項第五号	組合等	特定組合等
第九条第三項	行政庁	沖縄県知事
第九条第三基本方針		沖縄振興特別措置法第六十六条第

項第一号		一項に規定する沖縄経営革新指針
第十条第一項	中小企業者等	特定中小企業者等
	経済産業省令	内閣府令・経済産業省令
	その承認をした行政庁	沖縄県知事
第十条第二項	行政庁	沖縄県知事
第十三条第一項及び第二項並びに第十四条第一項第一号及び第二号	中小企業者	特定中小企業者
第十五条第一項	中小企業者	特定中小企業者
	機械及び装置	機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備
第三十三条第一項	都道府県	沖縄県
第三十四条第一項	行政庁	沖縄県知事
	中小企業者	特定中小企業者
第三十四条第三項	都道府県	沖縄県
第三十五条	行政庁	沖縄県知事
第三十六条第二項	都道府県知事	沖縄県知事
	経済産業省令	内閣府令・経済産業省令
	経済産業大臣	内閣総理大臣及び経済産業大臣
第三十九条第一項	第三十五条	第三十五条(沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

○沖縄振興特別措置法施行令

(特定業種)

第二十九条 法第六十六条第一項 で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 鋼構造物工事業

二	建具工事業
三	食料品製造業
四	清涼飲料製造業
五	酒類製造業
六	飼料・有機質肥料製造業
七	織物業
八	染色整理業
九	織物製外衣・シャツ製造業
十	ニット製外衣・シャツ製造業
十一	木材・木製品製造業(造作材・合板・建築用組立材料製造業及び木製容器製造業を除く。)
十二	家具製造業
十三	紙製造業
十四	紙製品製造業
十五	紙製容器製造業
十六	出版業
十七	印刷業(謄写印刷業を除く。)
十八	製版業
十九	製本業
二十	印刷物加工業
二十一	印刷関連サービス業
二十二	塩製造業
二十三	化粧品・歯磨等化粧品用調整品製造業
二十四	農薬製造業
二十五	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業及び発泡・強化プラスチック製品製造業並びにその他のプラスチック製品製造業のうち主務大臣が指定するもの
二十六	ガラス・同製品製造業
二十七	セメント・同製品製造業
二十八	建設用粘土製品製造業
二十九	陶磁器・同関連製品製造業
三十	骨材・石工品等製造業
三十一	建設用・建築用金属製品製造業
三十二	電子部品・デバイス製造業
三十三	船舶製造・修理業
三十四	船用機関製造業
三十五	漆器製造業
三十六	一般乗用旅客自動車運送業
三十七	一般貨物旅客自動車運送業
三十八	道路貨物運送業

		三十九 沿海海運業 四十 倉庫業 四十一 旅行業 四十二 こん包業 四十三 国内電気通信業 四十四 国際電気通信業 四十五 卸売業 四十六 旅館業(下宿営業を除く。) 四十七 自動車賃貸業 四十八 映画・ビデオ制作業 四十九 映画・ビデオ配給業 五十 映画・ビデオサービス業 五十一 有線放送業 五十二 ソフトウェア業 五十三 情報処理・提供サービス業 五十四 一般廃棄物処理業 五十五 産業廃棄物処理業																						
	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策分野】 沖縄政策 【政策】 沖縄政策の推進 【施策】 沖縄における産業振興																						
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 沖縄の経済の振興に資すると認められる特定中小企業者の経営革新による経営の向上の促進を図るため、特定中小企業者の経営革新支援件数を年平均16件とする。また、平成19年度～21年度の実績(平成19年度295百万円、21年度59百万円)を踏まえ沖縄の特定中小企業者による設備投資額を年間118百万円とする。(各年度)  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定中小企業者の経営革新支援件数、設備投資額  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 沖縄の特定中小企業者による経営革新計画の策定による経営革新設備の導入により、経営の向上が図られ、沖縄県の自立型経済の発展・雇用拡大に貢献している。																						
8	有効性等	① 適用数等 【沖縄県の特定中小企業者による経営革新計画承認件数】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	件数	10	6	5	13	7	7	7	7	7	7
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28														
件数	10	6	5	13	7	7	7	7	7	7														

	<p>【上記の計画件数のうち租税特別措置適用件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>租税特別措置の対象となるのは、沖縄の経済の振興に資すると認められる55の業種であり、適用は特定の者に偏ってはいない。平成19年以降減少傾向にあるのはリーマンショック等が影響しているものと考えられるが平成22年からは増加するものと考えられる。(23年以降は19年～21年の平均値を使用していることから適用件数は僅少と見受けられるが、聞き取り調査によると実際の相談件数は増加傾向とのこと)。</p> <p>平成24年度以降、年平均16件程度を支援 (算定根拠:22年度までは実績値。23年度以降は19年～21年の3か年の平均値を使用)</p>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	件数	1	0	1	6	1	1	1	1	1	1																																					
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																																		
件数	1	0	1	6	1	1	1	1	1	1																																																		
② 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">特別償却(百万円)</th> <th colspan="2">税額控除(百万円)</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>減収額</th> <th>件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H19年度</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>44</td></tr> <tr><td>H20年度</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>H21年度</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>5</td></tr> <tr><td>H22年度</td><td>1</td><td>5</td><td>5</td><td>98</td></tr> <tr><td>H23年度</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>16</td></tr> <tr><td>H24年度</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>16</td></tr> <tr><td>H25年度</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>16</td></tr> <tr><td>H26年度</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>16</td></tr> <tr><td>H27年度</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>16</td></tr> <tr><td>H28年度</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>16</td></tr> </tbody> </table> <p>(算定根拠:22年度までは実績値。23年度以降は19年度～21年度の3か年の平均値を使用)</p>		特別償却(百万円)		税額控除(百万円)		件数	減収額	件数	減収額	H19年度	0	0	1	44	H20年度	0	0	0	0	H21年度	0	0	1	5	H22年度	1	5	5	98	H23年度	0	0	1	16	H24年度	0	0	1	16	H25年度	0	0	1	16	H26年度	0	0	1	16	H27年度	0	0	1	16	H28年度	0	0	1	16
	特別償却(百万円)		税額控除(百万円)																																																									
	件数	減収額	件数	減収額																																																								
H19年度	0	0	1	44																																																								
H20年度	0	0	0	0																																																								
H21年度	0	0	1	5																																																								
H22年度	1	5	5	98																																																								
H23年度	0	0	1	16																																																								
H24年度	0	0	1	16																																																								
H25年度	0	0	1	16																																																								
H26年度	0	0	1	16																																																								
H27年度	0	0	1	16																																																								
H28年度	0	0	1	16																																																								
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 沖縄県知事により承認された経営革新計画(平成19年度～22年度:34件)のうち、税制の特例措置対象となる沖縄特例業種の中小企業者による計画は8件となっている。このため、中小企業者の経営革新を税制面で支援することにより経営の向上が図られ、沖縄県の自立型経済の発展・雇用拡大に貢献していると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 平成19年度～平成22年度においては34件の経営革新を支援。計画承認後1年以上経過した企業の6社が目標を達成。未達企業については、販路開拓がスムーズに進んでいないことが理由であると分析。</p>																																																											

		<p>&lt;設備投資の状況&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設備投資額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H19</td><td>295</td></tr> <tr><td>H20</td><td>0</td></tr> <tr><td>H21</td><td>59</td></tr> <tr><td>H22</td><td>1,167</td></tr> <tr><td>H23</td><td>118</td></tr> <tr><td>H24</td><td>118</td></tr> <tr><td>H25</td><td>118</td></tr> <tr><td>H26</td><td>118</td></tr> <tr><td>H27</td><td>118</td></tr> <tr><td>H28</td><td>118</td></tr> </tbody> </table> <p>*平成19年度～22年度は実績。23年度以降は19年度～21年度の3か年の平均値を使用</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 本特例措置が廃止された場合、中小企業による設備投資等が進まず、金融不況から回復の兆しを見せている沖縄県経済へ与える影響も大きい。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 ・経営革新の実現により、各企業の経営力の向上の他、沖縄経済の活性化に資するものと思料。</p>	年度	設備投資額(百万円)	H19	295	H20	0	H21	59	H22	1,167	H23	118	H24	118	H25	118	H26	118	H27	118	H28	118
年度	設備投資額(百万円)																							
H19	295																							
H20	0																							
H21	59																							
H22	1,167																							
H23	118																							
H24	118																							
H25	118																							
H26	118																							
H27	118																							
H28	118																							
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>他の支援措置に比べ、迅速に機能する本措置は、特定中小企業者による設備投資促進に大きなインセンティブとなり、効率化が図られる。</p> <p>設備等の政策金融による支援措置は、自己資金だけでは設備投資資金や運転資金の確保が難しい事業者に対して低利融資による設備導入や事業化の円滑な実施といった事業活動そのものを支援しているのに対し、設備投資の初期費用の負担軽減によるキャッシュフローの改善を目的とする税制措置による支援とは目的・対象が異なる。</p> <p>設備投資を計画的に促進させることは沖縄県の自立型経済の発展・雇用拡大に寄与するため。</p>																						
10	有識者の見解	—																						
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—																						

【現行の支援施策の実績・成果】 経営革新計画承認件数（平成14年度～平成22年度）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
沖縄特例	4	18	15	11	14	10	6	5	13	96
累計	4	22	37	48	62	72	78	83	96	96

○税制活用実績（平成14年度～平成26年度見込み）

単位：件、百万円

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23～H26
特別償却	件数	0	1	1	2	1	0	0	0	1	2
	額	0	2.1	42.0	5.4	6.9	0	0	0	1.6	44.2
税額控除	件数	1	1	3	4	2	1	0	1	5	14
	額	3.5	0.6	3.4	5.3	60.1	44.3	0	4.7	98.1	128.0

減収見込み額

19～21：16百万円（（4.4 + 3 + 4.7）／3）

○経営革新計画承認を受けた特定業種における特別償却・税額控除の税制活用見込み  
23～26fy

① 特別償却  
平均利用 44,200 千円 × 30% = 13,260 千円  
(法人税率)

② 税額控除  
平均利用 107,977 千円 = 107,977 千円

①+② = 121,237 千円

③ 減収見込み 30,309 千円

	特別償却		税額控除	
	件数	特別償却	件数	税額控除
平成23年度(見込み)	0	0	6	56,551
平成24年度(見込み)	2	44,200	3	25,713
平成25年度(見込み)	0	0	3	25,713
平成26年度(見込み)			2	20,036
計	2	44,200	14	128,013
年度平均(/4)	0	4,911	2	42,671

23～26fy

① 特別償却  
平均利用 11,050 千円 × 30% = 3,315 千円  
(法人税率)

② 税額控除  
平均利用 32,003 千円 = 32,003 千円

①+② = 35,318 千円

③ 減収見込み 6,428 千円

○法人住民税  
6,110

○法人事業税  
318

	特別償却		税額控除	
	件数	特別償却	件数	税額控除
平成23年度(見込み)	0	0	6	56,551
平成24年度(見込み)	2	44,200	3	25,713
平成25年度(見込み)	0	0	3	25,713
平成26年度(見込み)			2	20,036
計	2	44,200	14	128,013
年度平均(/4)	0	11,050	4	32,003

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標（「指定中小企業者の経営基盤の強化」（【点検結果表の別紙】②参照）は既に達成されていると説明されているが、引き続き実施する理由が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、「平成 24 年度以降、年平均 1,194 百万円の設備投資計画を支援」を目標としているが、設備投資計画の支援は、本租税特別措置等による措置そのものであり、効果を測り得るものではない。さらに設備投資額は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受け、また、本租税特別措置等の適用を受けない設備投資額も含まれることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。  
 なお、例えば、本租税特別措置等を利用した企業への役立ち度調査等を利用するなど、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明確な指標を用いて評価を行うという方法も考えられる。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）について説明されていない。  
 [過去の実績]
    - 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。  
 また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 達成目標（指定中小企業者（砂糖製造業）の経営基盤の強化）の実現状況について、「年平均 1,090 百万円の設備投資を実施」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
  - 将来の見込み]
    - 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 達成目標の実現状況の将来予測について、設備投資額（測定指標）が平成 24 年度 1,517 百万円、25 年度 1,332 百万円、26 年度 985 百万円になると説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時においては、「指定中小企業者の経営基盤の強化」を目標としていたところ、評価書においては、平成19年度～22年度において年平均1,090万円の設備投資が促進され、老朽化した設備の更新により生産の向上、管理費等の抑制が実現されている。

① 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

平成24年度以降の設備投資額の推計値は、本税制の延長要望にあたり、対象事業者より28年度までの設備投資計画を提出させ、それを積み上げたものである。

なお、本特例措置の適用を受けるために各事業者が作成する経営基盤強化計画では、計画期間中の設備投資計画を明記することとしており、この数字は、各事業者にとって24年度以降の経営基盤強化計画策定の基礎となる数字である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却 (国税:18)(法人税:義、所得税:外)  【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	沖縄振興特別措置法に基づき承認を受けた経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者(以下、「計画承認事業者」)で、同法の指定業種のうちその計画に係るものを主として営む個人もしくは法人が有する機械装置及び工場用建物について、5年間27%の割増償却を認める措置について、割増償却対象物を拡充(構築物を追加)した上で5年間延長。
3	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年度 創設 平成19年度 延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月～平成29年3月
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 近代的な装置・設備の導入を促すことで、沖縄の中小砂糖製造業者の経営基盤の強化を図る。 《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年3月31日法律第14号)(抜粋) 第六十七条 次の各号のいずれにも該当する業種であつて政令で指定するもの(第三項第一号において「指定業種」という。)に属する事業を行う沖縄の中小企業者(以下「指定中小企業者」という。)は、その事業に係る新商品、新役務又は新技術の開発、企業化、需要の開拓その他の事業であつてその将来の経営革新に寄与するための経営基盤の強化に関するもの(以下「経営基盤強化事業」という。)についての計画(以下「経営基盤強化計画」という。)を作成し、これを沖縄県知事に提出して、その経営基盤強化計画が適当である旨の承認を受けることができる。</p> <p>一 沖縄における当該業種の事業活動の相当部分が中小企業者によって行われていること。</p> <p>二 当該業種に係る競争条件、貿易構造、原材料の供給事情その他の当該業種に係る経済的環境の著しい変化による影響を受け、沖縄における当該業種に属する事業に係る生産額又は取引額が相当程度減少し、又は減少する見通しがあること。</p> <p>三 当該業種に属する沖縄の中小企業の経営基盤の強化を図ることが沖縄の経済の振興に資するため特に必要であると認められること。</p> <p>2 経営基盤強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 経営基盤強化事業の目標</p> <p>二 経営基盤強化事業の内容及び実施時期</p> <p>三 経営基盤強化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達</p>

	<p>方法</p> <p>3 沖縄県知事は、第一項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る経営基盤強化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。</p> <p>一 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該指定中小企業者が当該指定業種に係る経済的環境の著しい変化に対処する上で有効かつ適切なものであること。</p> <p>二 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該指定中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮させるとともに、その経営革新に向けた努力を助長するものであること。</p> <p>三 その経営基盤強化計画が当該経営基盤強化事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>第七十一条 指定中小企業者であって承認経営基盤強化計画に従って経営基盤強化事業を行おうとするものは、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却を行うことができる。</p> <p>沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年三月三十一日政令第百二号) 第三十条 法第六十七条第一項の政令で定める業種は、砂糖製造業とする。</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策分野】 沖縄政策</p> <p>【政策】 沖縄政策の推進</p> <p>【施策】 沖縄における産業振興</p>
③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 指定中小企業者(砂糖製造業)の経営基盤の強化</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 設備投資促進に伴う経営基盤強化(設備更新による効率化等) 平成24年度以降、年平均1,194百万円の設備投資計画を支援 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>製造に係る機械、装置が複雑で、多段階の工程を要する砂糖製造業においては、機械の老朽化は効率性の低下、修繕費の増大等、経費の増大を引き起こすことから、各工場において計画的な機械、施設の更新が必要。</p> <p>加えて、設備の性能の向上、製造ラインの自動化等を図ることで、省エネ化や、低コスト化が実現し、製造コストの低減が図られる。</p> <p>以上により、租税特別措置による継続的な設備投資を促すことは、砂糖製造業の経営基盤の強化に寄与する。</p>

8	有効性等	①: 適用数等	砂糖製造業7社/年(平成23年度は現時点での見込み値、平成24年度以降は推計) 平成19年度～平成22年度において年平均1,090百万円の設備投資を実施 平成24年度以降、年平均1,194百万円の設備投資を計画																						
		②: 減収額	<p>減収見込み額: 49百万円/年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>46</td> <td>47</td> <td>38</td> <td>51</td> <td>60</td> <td>73</td> <td>86</td> <td>37</td> <td>41</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	減収額	46	47	38	51	60	73	86	37	41	40
		年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28													
減収額	46	47	38	51	60	73	86	37	41	40															
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>各社、承認を受けた経営基盤強化計画に基づき設備投資を行い、省力化、工場運転の安定化等を図り、砂糖製造コストの削減等、経営基盤強化に向けた取組を実施。</p> <p>平成19年度～平成22年度 平成19年度～平成22年度において年平均1,090百万円の設備投資が促進され、老朽化した設備の更新により生産性の向上、管理費等の抑制が実現。(別途、台風被害等が少なかったことも基盤を安定させたものと分析)</p> <p>今後、さとうきび栽培面積の減少など、依然として砂糖製造業を巡る厳しい状況が見込まれる中、引き続き各社が計画的に機械・施設の更新を行い経営基盤の強化に向けた取組を実施する見込み。</p> <p>平成24年度～平成28年度 平成24年度以降においては、平成23年度までに行った設備投資の他、今後更新を控えている設備を計画的に更新させることにより、経営基盤を強化するもの。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 計画承認事業者合計で年平均10.9億円程度の設備投資を実施、割増償却額にして150～170百万円の利用実績があり、計画承認事業者7社は本制度を活用し、積極的に設備投資を行い、経営の改善を図っている。</p> <p>当該租税措置により設備投資が促進され平成19年度～平成22年度においては、年平均1,090百万円の設備投資を実施。また、平成24年度以降も当該措置により計画的な設備投資を促進。</p> <p>しかしながら、市街化や園芸作物、畜産等との競合による原料栽培面積の減少、生産農家の高齢化など砂糖製造業を取り巻く現状は依然として厳しく、引き続き経営合理化と生産性向上を図る必要がある。</p> <p>○ 計画承認事業者の設備投資総額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H5</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資額</td> <td>697</td> <td>1,158</td> <td>721</td> <td>1,782</td> <td>1,894</td> <td>1,517</td> <td>1,332</td> <td>985</td> <td>1,158</td> <td>977</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 装置型産業である砂糖製造業においては、経営基盤の強化に向け継続的な設備投資が必要であるが、本特例制度が廃止された場合、新規の設備投資が抑制されることが見込まれる。</p> <p>この結果、必要な設備更新等が滞り、生産性の効率化の減退、修繕費の</p>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H5	H26	H27	H28	投資額	697	1,158	721	1,782	1,894	1,517	1,332	985	1,158	977		
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H5	H26	H27	H28															
投資額	697	1,158	721	1,782	1,894	1,517	1,332	985	1,158	977															

			増加等により企業収益が減少し、経営基盤の弱体化が想定される。
			《税収減を是認するような効果の有無》 沖縄県の完全失業率が依然高い状況にある中で、砂糖製造業に従事する雇用者は平成18年度比で微増している状況。経営基盤の強化が図られることにより微増ながらも雇用を創出。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	経営基盤の強化に向けては、継続的な設備投資が必要であるが、施設、設備の導入費用は中小企業にとっては多大な負担であるため、導入初期のキャッシュフローを改善し、施設、設備の償却を早める効果のある本特例措置は設備の導入・更新を円滑に進めていく上で有効な手段である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算事業として施設整備に対する助成を行っているが、対象は省エネルギー施設等のための施設に限定されている。 他の支援措置としては沖縄振興開発金融公庫の融資制度があるが、これは自己資金では設備投資資金の確保が難しい事業者に対する支援であるのに対し、本措置は設備投資後の事業者の負担を減らすためのものであり、役割が異なる。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

## 減税見込額等

### 1. 減税見込額等の積算

	割増償却（27%）額		法人税率	
平成22年度：	169	×	30%	= 51（百万円）
平成23年度：	200	×	30%	= 60（百万円）
平成24年度：	243	×	30%	= 73（百万円）
平成25年度：	285	×	30%	= 86（百万円）
平成26年度：	122	×	30%	= 37（百万円）
平成27年度：	136	×	30%	= 41（百万円）
平成28年度：	133	×	30%	= 40（百万円）

（減税見込額等の算出基礎としたデータについて）

割増償却額の見込みは経営基盤強化計画を実施する砂糖製造業者からの調査報告の積み上げにより集計。

（法人税率について）

経営基盤強化計画を実施する砂糖製造業者からの過去の調査報告の減税額等から類推したもの。

### 2. 適用実績及び適用見込み

（単位：百万円）

区分	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)
対象者数	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
適用事業者	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
減税見込額	46	47	38	51	60	73	86	37	41	40
設備投資額	697	1,158	721	1,782	1,894	1,517	1,332	985	1,158	977

\* H24年以降からは、割増償却の対象物に構築物を追加した金額（見込）

減税見込額：44百万円（（46+47+38）/3）

（平年度）：49百万円（（52+53+42）/3）\*構築物を追加

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設	府省名	内閣府
税目	登録免許税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上の拡大」は、規制緩和、地方公共団体に対する補助等他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、定性的に「公共施設等運営権を活用したPFI事業が促進され、新成長戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる」と説明することとなり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑯ 達成目標の実現状況について予測されていないため、将来における本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 公共施設等運営権は改正PFI法施行（本年6月1日改正PFI法公布から6か月以内）に伴い導入される制度であり、平成25年度以降の予測を立てることは困難ではある。あえて推計を行うとするならば、PFI制度が導入された直後の実施方針公表件数の増加の状況から、制度導入から本格的な普及・活用までのタイムラグを推計することになるが、PFI制度導入時と同様の普及を見込めると仮定すると、全分野の公共施設等運営権について、平成25年度は4件程度、平成26年度は7件程度の新規案件が推定される。
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 今回、全く新たな制度の新設であることから運営権の移転等の件数についての予測が立たない。このため、政策評価を受ける際、減収見込が過少なものであったとの指摘を受けないよう、公共施設等運営権の登録に関し、起こり得るケースを最大限見込んで算出したものである。
- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
 公共施設等を国・地方公共団体等が整備した場合は登録免許税が課税されないのに対し、公共施設等運営権を活用したPFI事業については、公共施設等運営権の登録に対し登録免許税が課税され、課税された金額はPFI事業のコストとなり、最終的には国民負担となる。官と民のイコールフットイングの観点からはPFI事業により整備された公共施設等に対して課税されるべきではないと考えられるが、他の登録免許税の軽減措置の例にならぬ、今回軽減措置を要望しているものであり、他の政策手段では代替できないと考える。
- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
 来年度要求している予算は、PFI事業の検討段階などその立ち上げの段階で地方公共団体等を助成するものであるのに対し、本租税特別措置は社会福祉施設分野又は観光施設分野の公共施設等運営権を活用したPFI事業を行う民間事業者が選定され、運営権が設定された際、選定事業者が支払う登録免許税が軽減されるものであり、予算措置との役割分担は明らかと考える。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設 (国税20)(登録免許税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	<p>先般の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「PFI法」という。)改正により、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営及び維持管理等を行い、利用料金を自らの収入として収受する事業を実施する権利として、公共施設等運営権が創設された。</p> <p>改正PFI法上、公共施設等運営権は、物権とみなし、抵当権を設定することができることとされ、その設定や抵当権の設定については、内閣府に置かれる公共施設等運営権登録簿に登録することとされている。</p> <p>その登録に当たっては、登録免許税が課税されることとなるが、現在のところ公共施設等運営権を活用したPFI事業を行うことが予定されている事業に関し、民間事業者が安定した公共施設等の運営等を行うことができるよう、PFI法第2条第1項第3号に規定する社会福祉施設、同法同条同項第4号に規定する観光施設分野における公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置を要望するもの。</p>
3	担当部局	民間資金等活用事業推進室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	初
6	適用又は延長期間	3年
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》          新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において、「国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新需要に最大限民間で対応していく必要がある」とされ、PFI制度の拡充を行うことにより「PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大を目指す」ことが掲げられた。</p> <p>また、民間資金等活用事業推進委員会「中間的とりまとめ」(平成22年5月25日公表)においては、「民間のリスク負担と経営努力を通じて、民間のリターンと国民・利用者の負担軽減を図るため、コンセッション方式の導入を図る」とこととされ、「事業に参加する民間企業が行政と同等の競争条件で事業遂行できるよう、税財政上の支援のあり方も含め、PFI制度を見直ししていく必要がある」とされた。</p> <p>さらに、国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)の国際展開・官民連携分野「従来型事業の拡大と新たな制度の構築」においても、「事業に参加する民間企業が行政と同じ税制や補助金等の条件で事業遂行できる仕組みの導入、幅広い投資家の参加を促すような税制面での工夫」が掲げられた。</p>

		<p>《政策目的の根拠》  <b>【新成長戦略】</b>(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)  ○PFI事業規模について、2020 年までの 11 年間で、少なくとも約 10 兆円以上(1999 年のPFI法施行から 2009 年までの 11 年間の事業規模累計約 4.7 兆円の2倍以上)の拡大  <b>【民間資金等活用事業推進委員会「中間的とりまとめ」</b>(平成 22 年 5 月 25 日)  ○2020 年までの次の 11 年間で、従来と比較して少なくとも2倍以上の事業規模の拡大</p>	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p><b>【政策分野】</b>  経済財政政策  <b>【政策】</b>  経済財政政策の推進  <b>【施策】</b>  民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)</p>	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》  PFI事業規模について、2020 年までの 11 年間で、少なくとも約 10 兆円以上(1999 年のPFI法施行から 2009 年までの 11 年間の事業規模累計約 4.7 兆円の2倍以上)の拡大  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》  公共施設等運営権に係るPFI事業の事業費</p>	
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  平成23年法改正により導入された公共施設等運営権にかかる登録免許税軽減措置の導入により、公共施設等運営権によるPFI事業の円滑な導入をはかり、もってPFI事業規模拡大に貢献する。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	社会福祉施設分野、観光施設分野それぞれにおいて、平成 24 年度から公共施設等運営権を活用したPFI事業が実施される見込み。
		② 減収額	7.7 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 32 年度)  平成23年法改正により導入された公共施設等運営権の登録等にかかる登録免許税を軽減することにより、公共施設等運営権を活用したPFI事業が促進され、新成長戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 32 年度)  2010 年から 2020 年までの 11 年間で、従来と比較して2倍以上の事業規模の拡大を目指す。  99 年末～09 年末(11 年間)のPFI事業規模(累計)は約 4.7 兆円と見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 32 年度)  公共施設等運営権に対する登録免許税が民間事業者にとって負担となり、公共施設等運営権の普及が進まず、PFI事業規模の拡大が進まないおそれがある。</p>

			《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 32 年度) 公共施設等運営権を活用したPFI事業が促進され、新成長戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	新たに創設された公共施設等運営権によるPFI事業を行う事業者は、運営権の設定等のために多大な投資を行うことになるため、運営権に係る登録免許税を軽減することは、運営権によるPFI事業を促進し、事業者による安定した公共施設等の運営等のために的確かつ適切。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算措置と税制措置が車の両輪として動くことにより、優良なPFI事業が創生され、財政負担の軽減に資する。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

公共施設等運営権に係る登録免許税の軽減措置要望に係る  
平年度減収見込額積算根拠

1 平成24年度税制改正要望については、平成24年度に公共施設等運営権（以下「運営権」という。）が導入されると見込まれる分野ごとに軽減措置を要求している。

2 平成24年度、運営権を活用したPFI事業は、①社会福祉施設分野（障がい者支援施設）及び②観光施設分野（ホテル・レストラン・ワイン販売・温泉等の提供施設）において、それぞれ1件、計2件が見込まれている。

3 以上を踏まえ、平年度減収見込額の算出根拠は以下のとおり

※ 軽減率は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）における類似の軽減措置でもっとも税率が軽減されているものに合わせている。

(1) 障がい者支援施設（社会福祉施設分野）

○ 平成24年度、障がい者支援施設において1件、運営権を活用したPFI事業が導入される見込み。

○ 障がい者福祉施設のPFI事業における事業規模の平均は、278（百万円）。障害者福祉施設の事業規模平均を、運営権価額と仮定する。

① 運営権設定の登録の税率は、運営権の価額の千分の一であることから、税額は、278（百万円）× 0.001 = 0.3（百万円）となる。

登録免許税が免除されたと仮定すると、減収見込額は、0.3（百万円）となる。

② 運営権を活用したPFI事業を実施する選定事業者が、合併された場合、移転の登録の税率は、運営権の価額の千分の一であることから、税額は、278（百万円）× 0.001 = 0.3（百万円）となる。

登録免許税が免除されたと仮定すると、減収見込額は、0.3（百万円）となる。

③ 運営権が売買された場合等、その他の原因で運営権が移転した場合の移転の登録の税率は、運営権の価額の千分の五であることから、税額は278（百万円）× 0.005 = 1.4（百万円）となる。

租税特別措置法第74条第2項の規定による軽減措置の例にならい、登録免許税の税率が千分の一に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、278（百万円）× (0.005-0.001) = 1.1（百万円）となる。

④ 運営権によるPFI事業のために必要な資金が全額金融機関からの借入れによって賄われ、運営権の価額と同額の抵当権が設定されたと仮定すると、抵当権の設定の税率は、千分の四であることから、税額は278（百万円）× 0.004 = 1.1（百万円）となる。

租税特別措置法第75条の規定による軽減措置の例にならい、登録免許税の税率が千分の一に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、278（百万円）× (0.004-0.001) = 0.8（百万円）となる。

⑤ ④により抵当権を設定していた金融機関が合併され、抵当権の移転の登録がなされたと仮定すると、法人の合併による抵当権の移転の登録の税率は、千分の一であることから、税額は278（百万円）× 0.001 = 0.3（百万円）となる。

租税特別措置法第80条の2第1項第6号の例にならい、登録免許税の税率が千分の0.5に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、278（百万円）× (0.001-0.0005) = 0.1（百万円）となる。

⑥ ④により抵当権を設定していた金融機関が分割され、抵当権の移転の登録がなされたと仮定すると、相続又は法人の合併以外の原因による移転の登録の税率は、千分の二であることから、税額は278（百万円）× 0.002 = 0.6（百万円）となる。

租税特別措置法第81条第1項第3号口の例にならい、登録免許税の税率が千分の1.8に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、278（百万円）× (0.002-0.0018) = 0.1（百万円）となる。

⑦ ④により設定された抵当権が根抵当権であったと仮定して、当該根抵当権を設定していた金融機関が分割され、移転の登録がなされたと仮定すると、根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録の税率は、千分の二であることから、税額は278（百万円）× 0.002 = 0.6（百万円）となる。

租税特別措置法第81条第1項第3号口の例にならい、登録免許税の税率が千分の1.8に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、278（百万円）× (0.002-0.0018) = 0.1（百万円）となる。

⑧ 運営権によるPFI事業のために必要な資金が全額、複数の金融機関からの借入れによって賄われ、運営権の価額と同額の抵当権の信託が設定されたと仮定すると、抵当権の信託の登録の税率は、千分の二であることから、税額は278（百万円）× 0.002 = 0.6（百万円）となる。

登録免許税が免除されたと仮定すると、減収見込額は、0.6（百万円）となる。

⑨ 運営権の価額と同額の信託が設定されたと仮定すると、抵当権以外の権利の信託の登録の税率は、千分の一であることから、税額は278（百万円）×

0.001 = 0.3 (百万円) となる。

登録免許税が免除されたと仮定すると、減収見込額は、0.3 (百万円)となる。

①~⑨全ての減収見込額を合算すると、減収見込額は、3.7 (百万円)となる。

(2) ホテル・レストラン・ワイン販売・温泉等の提供施設 (観光施設分野)

○ 平成24年度、ホテル・レストラン・ワイン販売・温泉等の提供施設において1件、運営権を活用したPFI事業が導入される見込み

○ 本施設における平成17年度から平成21年度の純損益の平均は 23 (百万円)。事業期間は 15年と仮定。純損益の平均と事業期間を掛け合わせたものを現在価値化したものを、本事業の運営権の価額と仮定すると、307 (百万円)となる。

① 運営権設定の登録の税率は、運営権の価額の千分の一であることから、税額は、 $307 (百万円) \times 0.001 = 0.3 (百万円)$ となる。

登録免許税が免除されたと仮定すると、減収見込額は、0.3 (百万円)となる。

② 運営権を活用したPFI事業を実施する選定事業者が、合併された場合、移転の登録の税率は、運営権の価額の千分の一であることから、税額は、 $307 (百万円) \times 0.001 = 0.3 (百万円)$ となる。

登録免許税が免除されたと仮定すると、減収見込額は、0.3 (百万円)となる。

③ 運営権が売買された場合等、その他の原因で運営権が移転した場合の移転の登録の税率は、運営権の価額の千分の五であることから、税額は  $307 (百万円) \times 0.005 = 1.5 (百万円)$ となる。

租税特別措置法第74条第2項の規定による軽減措置の例にならない、登録免許税の税率が千分の一に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、 $307 (百万円) \times (0.005 - 0.001) = 1.2 (百万円)$ となる。

④ 運営権によるPFI事業のために必要な資金が全額金融機関からの借入れによって賄われ、運営権の価額と同額の抵当権が設定されたと仮定すると、抵当権の設定の税率は、千分の四であることから、税額は  $307 (百万円) \times 0.004 = 1.2 (百万円)$ となる。

租税特別措置法第75条の規定による軽減措置の例にならない、登録免許税の税率が千分の一に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、 $307 (百万円) \times (0.004 - 0.001) = 0.9 (百万円)$ となる。

⑤ ④により抵当権を設定していた金融機関が合併され、抵当権の移転の登録

がなされたと仮定すると、法人の合併による抵当権の移転の登録の税率は、千分の一であることから、税額は  $307 (百万円) \times 0.001 = 0.3 (百万円)$ となる。

租税特別措置法第80条の2第1項第6号の例にならない、登録免許税の税率が千分の0.5に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、 $307 (百万円) \times (0.001 - 0.0005) = 0.2 (百万円)$ となる。

⑥ ④により抵当権を設定していた金融機関が分割され、抵当権の移転の登録がなされたと仮定すると、相続又は法人の合併以外の原因による移転の登録の税率は、千分の二であることから、税額は  $307 (百万円) \times 0.002 = 0.6 (百万円)$ となる。

租税特別措置法第81条第1項第3号口の例にならない、登録免許税の税率が千分の1.8に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、 $307 (百万円) \times (0.002 - 0.0018) = 0.1 (百万円)$ となる。

⑦ ④により設定された抵当権が根抵当権であったと仮定して、当該根抵当権を設定していた金融機関が分割され、移転の登録がなされたと仮定すると、根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録の税率は、千分の二であることから、税額は  $307 (百万円) \times 0.002 = 0.6 (百万円)$ となる。

租税特別措置法第81条第1項第3号口の例にならない、登録免許税の税率が千分の1.8に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、 $307 (百万円) \times (0.002 - 0.0018) = 0.1 (百万円)$ となる。

⑧ 運営権によるPFI事業のために必要な資金が全額、複数の金融機関からの借入れによって賄われ、運営権の価額と同額の抵当権の信託が設定されたと仮定すると、抵当権の信託の登録の税率は、千分の二であることから、税額は  $307 (百万円) \times 0.002 = 0.6 (百万円)$ となる。

登録免許税が免除されたと仮定すると、減収見込額は、0.6 (百万円)となる。

⑨ 運営権の価額と同額の信託が設定されたと仮定すると、抵当権以外の権利の信託の登録の税率は、千分の一であることから、税額は  $307 (百万円) \times 0.001 = 0.3 (百万円)$ となる。

登録免許税が免除されたと仮定すると、減収見込額は、0.3 (百万円)となる。

①~⑨全ての減収見込額を合算すると、減収見込額は、4 (百万円)となる。

よって、(1)、(2)の減収見込額を合計した減収見込額は、7.7 (百万円)となる。

○ 参照条文

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）

第五章 登録免許税法の特例

（住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減）

第七十三条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に建築後使用されたことのない住宅用家屋又は建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得（売買その他の政令で定める原因によるものに限る。次条第二項において同じ。）をし、当該個人の居住の用に供した場合には、これらの住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの住宅用家屋の取得後一年以内（一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内。次条第二項及び第七十五条において同じ。）に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。

（特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減）

第七十四条 （略）

2 個人が、特定期間内に建築後使用されたことのない特定認定長期優良住宅の取得をし、当該個人の居住の用に供した場合には、当該特定認定長期優良住宅の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該特定認定長期優良住宅の取得後一年以内に登記を受けるもの限り、前条及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

（住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減）

第七十五条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に住宅用家屋の新築（当該期間内に家屋につき増築をし、当該増築後の家屋が住宅用家屋に該当する場合における当該増築を含む。以下この条において同じ。）をし、又は建築後使用されたことのない住宅用家屋若しくは建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得をし、当該個人の居住の用に供した場合において、これらの住宅用家屋の新築又は取得（以下この条において「住宅用家屋の新築等」という。）をするための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われるとき又は対価の支払が賦払の方法により行われるときは、その貸付け又はその賦払金に係る債権で次の各号に掲げるものを担保するために当該各号に定める者が受けるこれらの住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の新築等後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

一 住宅用家屋の新築等をするための資金の貸付けに係る債権当該債権に係る貸付けを行った者

二 住宅用家屋の新築等をするための資金の貸付けに係る債務の保証に基づく求償権当該債務の保証を行った者

三 住宅用家屋の新築等をするための対価の支払が賦払の方法により行われる場合における当該賦払金に係る債権当該賦払の方法により当該対価の支払を受けた者

四 住宅用家屋の新築等をするための資金の貸付けに係る債権で独立行政法人住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項第一号の業務により金融機関から譲り受けた貸付債権独立行政法人住宅金融支援機構

（信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減）

第七十八条 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号。次項において「昭和四十八年改正法」という。）の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日までの間に信用保証協会が信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）第二十条第一項各号に掲げる業務に係る債権を担保するために受ける抵当権（企業担保権を含む。次項において同じ。）の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

2 昭和四十八年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日までの間に次の各号に掲げる法人が当該各号に定める業務又は事業に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

一 農業信用基金協会 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第八条第一項第一号に掲げる業務

二 独立行政法人農林漁業信用基金 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十二条第一項第五号に掲げる業務（同法附則第二条の規定により当分の間行うこととされている林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第六条第一項第三号に掲げる業務を含む。）

三 漁業信用基金協会 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第四条第一項第一号に掲げる業務

四 清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）第二条第三項に規定する中央会 同法第三条第一項第一号に掲げる事業（認定経営基盤強化計画等に基づき行う登記の税率の軽減）

第八十条の二 次の各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第百

九十号) 第七条に規定する認定経営基盤強化計画に係る同法第三条又は第六条第一項の認定(金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十号)の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間に金融機関等(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第二条第一項に規定する金融機関等をいう。次項において同じ。)が提出した当該認定経営基盤強化計画に係るものに限る。)に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定の日から一年以内に登記を受けるものに限りに、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 株式会社の設立又は資本金の額の増加(次号及び第三号に掲げるものを除く。) 千分の三・五
- 二 合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加 千分の一(それぞれ資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の三・五)
- 三 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加 千分の三・五
- 四 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産の所有権の取得 千分の二
- 五 法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における抵当権の取得(次号に掲げるものを除く。) 千分の一・五
- 六 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における抵当権の取得 千分の〇・五

## 2 (略)

(会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第八十一条 株式会社が、平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割により不動産に関する権利を取得し、当該不動産に関する権利の移転について登記を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新設分割又は当該吸収分割により当該権利を取得した日以後三年以内に登記を受けるものに限りに、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 所有権の移転 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合
  - イ 平成二十三年三月三十一日までに新設分割又は吸収分割を行った場合 千分の八
  - ロ 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新設分

割又は吸収分割を行った場合 千分の十三

## 二 (略)

三 先取特権、質権又は抵当権の移転 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 第一号イに掲げる場合 千分の一・四

ロ 第一号ロに掲げる場合 千分の一・八

四 根抵当権の法人の分割による移転 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 第一号イに掲げる場合 千分の一・四

ロ 第一号ロに掲げる場合 千分の一・八

## 2～6 (略)

(関西国際空港株式会社等の登記の税率の軽減)

第八十二条 関西国際空港株式会社が、関西国際空港株式会社法の施行の日の翌日から平成二十四年三月三十一日までの間に次の各号に掲げる事項について財務省令で定めるところにより登記を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。ただし、第一号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、増加した資本金の額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

一 株式会社の資本金の額の増加 千分の一

二 滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンの用に供する土地(これに隣接する土地でこれらの施設と一体となつてその機能を補完するものを含む。)並びに関西国際空港株式会社法第六条第一項第二号に規定する航空保安施設の用に供する土地であることにつき国土交通大臣が証明したものの所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定 イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 所有権の移転 千分の三

ロ 地上権又は賃借権の設定 千分の一・五

2 関西国際空港株式会社法第七条第一項に規定する特定用地造成事業を行うことを目的とする法人で政令で定めるものが、関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律(平成八年法律第三十六号)の施行の日の翌日から平成二十四年三月三十一日までの間に、前項第二号に規定する土地であることにつき国土交通大臣が証明したものの所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限りに、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の〇・五とする。

(認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記の税率の軽減)

第八十三条 都市再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者(次項において「認定事業者」という。)が、認定民間都市再生事業計画(平成十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に同法第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けた同法第二十五条に規定する認定計画をいう。次項において同じ。)に基づき当該認定の日から三年以内に特定民間都市再生事業(同条に規定する都市再生事業のうち政令で定めるものをいう。次項において同じ。)の用に供する建築物の建築をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。

2 認定事業者が、認定民間都市再生事業計画に基づき都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物の建築(同法第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定の日から三年以内(特定民間都市再生事業のうち政令で定めるものについては、五年以内)にするものに限る。)をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五(平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に当該認定を受ける認定民間都市再生事業計画に基づき建築をする建築物の所有権の保存の登記にあつては、千分の一)とする。

(特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減)

第八十三条の二 特定目的会社(資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この項において同じ。)で第一号に掲げる要件を満たすものが、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、同条第四項に規定する資産流動化計画(以下この項において「資産流動化計画」という。)に基づき特定資産(同条第一項に規定する特定資産をいう。以下この項において同じ。)のうち倉庫等(倉庫及び倉庫の敷地の用に供する土地をいう。以下この条において同じ。)以外の不動産(宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下この条において同じ。)の所有権の取得をした場合(当該特定目的会社において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。)には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるも

のみに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十三とする。

一 次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

イ 資産の流動化に関する法律第四条第一項の規定による届出を行つていること。

ロ 資産流動化計画に資産の流動化に関する法律第二条第十一項に規定する資産対応証券を発行する旨の定めがあること。

ハ 資産流動化計画に特定不動産(特定目的会社が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。)の価額(資産の流動化に関する法律第四条第三項第三号に規定する契約書に記載されている価額をいう。以下この号において同じ。)の合計額の当該特定目的会社が有する特定資産の価額の合計額に占める割合(次号において「特定不動産の割合」という。)を百分の七十五以上とする旨の定めがあること。

ニ 資産流動化計画に資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定借入れについての定めがあるときは、特定借入れが当該特定目的会社に対して同条第六項に規定する特定出資をした者からのものでないこと。

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

イ 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。

ロ 特定目的会社がこの項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。

2 信託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律(以下この項及び次項において「投資法人法」という。)第三条に規定する信託会社等をいう。以下この項において同じ。)が、投資信託(投資法人法第二条第三項に規定する投資信託をいう。以下この項において同じ。)で第一号に掲げる要件を満たすものを引き受けたことにより、平成十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、投資信託約款(投資法人法第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この項において同じ。)に従い特定資産(投資法人法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この項及び次項において同じ。)のうち倉庫等以外の不動産の所有権の取得をした場合(当該投資信託において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。)には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十三とする。

一 次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

イ 投資信託約款に投資信託の運用の方針として、特定不動産(信託会社等が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産

の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。)の価額の合計額の当該投資信託の信託財産のうち特定資産の価額の合計額に占める割合(次号において「特定不動産の割合」という。)を百分の七十五以上とする旨の定めがあること。

ロ 当該投資信託が投資法人法第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託である場合には、当該投資信託に係る同条第十一項に規定する投資信託委託会社が宅地建物取引業法第五十条の二第一項の認可を受けていること。

ハ 受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合には、金融商品取引法第二条第三項第一号の適格機関投資家からのものであること。

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

イ 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。

ロ 信託会社等がこの項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。

3 投資法人(投資法人法第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この項において同じ。)で第一号に掲げる要件を満たすものが、平成十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、投資法人法第六十七条第一項に規定する規約(以下この項において「規約」という。)に従い特定資産のうち倉庫等以外の不動産の所有権の取得をした場合(当該投資法人において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。)には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十三とする。

一 次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

イ 規約に資産運用の方針として、特定不動産(投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。)の価額の合計額の当該投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合(次号において「特定不動産の割合」という。)を百分の七十五以上とする旨の定めがあること。

ロ 投資法人法第八十七条の登録を受けていること。

ハ 投資法人から投資法人法第九十八条の規定によりその資産の運用に係る業務を委託された投資法人法第二条第十九項に規定する資産運用会社が、宅地建物取引業法第五十条の二第一項の認可を受けていること。

二 資金の借入れをする場合には、金融商品取引法第二条第三項第一号の適格機関投資家からのものであること。

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

イ 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。

ロ 投資法人がこの項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。

4 前三項の場合において、平成二十三年三月三十一日までに第一項に規定する資産流動化計画に基づき、又は第二項に規定する投資信託約款若しくは前項に規定する規約に従い倉庫等以外の不動産の所有権の取得をしたときにおけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「千分の十三」とあるのは「千分の八」とし、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に第一項に規定する資産流動化計画に基づき、又は第二項に規定する投資信託約款若しくは前項に規定する規約に従い倉庫等以外の不動産の所有権の取得をしたときにおけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「千分の十三」とあるのは「千分の十一」とする。

(特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転登記等の免税)

第八十三条の三 資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託で次に掲げる要件の全てを満たすものの原委託者(同法第二百二十四条に規定する原委託者をいい、当該特定目的信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。)が、当該特定目的信託の信託財産に属する財産(同法第二条第十六項に規定する受託信託会社等が、当該特定目的信託の効力が生じた時に当該原委託者から当該特定目的信託の信託財産として取得したものであつて、当該原委託者に賃貸したものに限る。)を当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時に買い戻した場合には、当該財産の所有権の移転の登記又は登録については、財務省令で定めるところにより当該買戻し後一年以内に登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

一 当該特定目的信託に係る信託契約において、資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権(以下この条において「社債的受益権」という。)の定めがあること及び当該社債的受益権の元本の償還に関する事項として政令で定める事項を定めていること。

二 当該特定目的信託の社債的受益権の受益証券が資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四十九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に発行されるものであること及び当該原委託者の信託した特定資産(資産の流動化に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。)が投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める要件を満たすものであること。

三 当該特定目的信託の効力が生じた時から引き続き当該原委託者及び当該特定目的信託の社債的受益権を有する者のみが当該特定目的信託の信託財産の元本の受益者であること。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、印紙税、地価税、事業税、個人住民税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、その他（都市計画税、特別土地保有税、地方消費税その他関連する税目（徴収規定等））		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難である。
    - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）について説明されていない。
 

[将来の見込み]

    - 将来において、税収減を是認するような効果が発現するののかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 適用数及び減収額の将来推計が予測されていないため、適用及び減収額の見込みが不透明である。
      - 達成目標（幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築）の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
  - 本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。
  - 同様の政策目的に係る他の政策手段がないことが説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑩ 政策目的への寄与（評価書中7③「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」欄への補足説明）  
 子ども・子育て新システムは、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を目指すものであり、その構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支援することができる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置 （国税：21）（法人税：義、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、印紙税、地価税、その他の関連する税目・国税徴収法等） （地方税：9）（事業税：義、個人住民税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、その他（都市計画税、特別土地保有税、地方消費税その他の関連する税目（徴収規定等）） 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	○平成22年1月29日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設けられ、子ども・子育て新システムの議論が進められ、同年6月29日に、全閣僚で構成する少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣）において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定された。 ○「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、「事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する」とされており、これを踏まえ、学校教育法第1条の学校、児童福祉法に基づく児童福祉施設及び社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業に位置付ける方向で検討している総合施設（仮称）に対して幼稚園・保育所と同等の税制措置を講ずることや新システムに位置づけられる給付や事業等について必要となる税制上の所要の措置を講ずることを要望する。 ○子ども・子育て新システムの今後の進め方については、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」（平成23年7月29日少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣））において、「平成23年度中に必要な法制上の措置を講ずることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」とされた。
3	担当部局	担当：政策統括官（共生社会政策担当） 少子化対策担当 担当参事官 藤原 朋子（内線 44160） 代表 TEL 03-5253-2111 担当補佐 松川 伸治（内線 44161） 直通 TEL 03-3581-1403 担当者 塚田 晃成（内線 44158） F A X 03-3581-0992
4	評価実施時期	—
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、出産・子育て・就労の希望がかなう社会を実現することが必要であり、子ども・子育てを社会全体で支援するために、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○平成22年1月29日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、子ども・子育て新システムの議論が進められ、同年6月29日に、全閣僚で構成する少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣）において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定された。</p> <p>○「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、「事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する」とされている。</p> <p>○子ども・子育て新システムの今後の進め方については、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」（平成23年7月29日少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣））において、「平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」とされた。</p>		
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(政策分野) 共生社会政策</p> <p>(政策) 共生社会実現のための施策の推進</p>		
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>—</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>—</p>		
8	有効性等	① 適用数等	—	
		② 減収額	—	
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—)	—
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—)	—
	《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—)	—		
	《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—)	—		
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することができる。</p>	

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することができる。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	街区防災計画（仮称）区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設	府省名	内閣府
税目	法人税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「平成27年度までに多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率90%」は、建築物の耐震改修に関する補助事業等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
    - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
[将来の見込み]
      - 減収額と予測した効果を対比すべきところ、税収減及び本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、事業者にとってコスト増になる取組について長期利益の早期回収を目的とする特別償却がどの程度インセンティブとなり、将来における税収減を是認するような効果があると見込んでいるのか疑問がある。  
また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
        - 適用数の将来推計について、「特定建築物の改修必要棟数を見込み、街区防災計画（仮称）区域内において、法人税の特例措置の対象となる件数を推計」としているが、試算及び推計方法が明らかでなく、適用の見込みが不透明である。
        - 減収額の将来推計について、「件数×1棟あたり工事費×特別償却25%×税率」としているが、「件数」及び「1棟あたり工事費」の試算及び推計方法が明らかでなく、減収額の見込みが不透明である。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
  - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金や耐震改修の義務化等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

内閣府の政策体系においては、以下の位置づけがある。

- 内閣府本府政策評価実施計画

政策分野：8. 防災政策

政策名 防災政策の推進

- 自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン（平成20年4月内閣府）

#### II 「犠牲者ゼロ」を目指す施策の推進

- 1 災害に「備える」ために為すべきこと（災害の特性に応じて）

##### (1) 地震

②できるだけ被害を発生させないための取組

##### 【揺れに耐える】

- 住宅・建築物の耐震化の一層の推進

耐震改修促進法に基づく指導・助言、税制、予算による耐震診断、耐震改修等の支援を行うこと等により、平成27年までに、住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化率を9割まで引き上げ、住宅・建築物等の倒壊等による被害の軽減を図る

- 建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月27日中央防災会議決定）

#### 2. 緊急対策の方針

社会全体の国家的な緊急課題として、関係省庁等が密接な連携の下、以下の方針に基づき、“建築物の耐震化”について、全国的に緊急かつ強力に実施することとする

- 東海地震の地震防災戦略（平成17年3月30日中央防災会議決定）

#### I 人的被害軽減戦略

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

##### (1) 住宅・建築物の耐震化

#### II 経済被害軽減戦略

1. 直接的被害額の軽減

##### (1) 資産喪失による被害額の軽減

①建物被害の軽減

- 東南海・南海地震の地震防災戦略（平成17年3月30日中央防災会議決定）

#### I 人的被害軽減戦略

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

##### (1) 住宅・建築物の耐震化

#### II 経済被害軽減戦略

1. 直接的被害額の軽減

##### (1) 資産喪失による被害額の軽減

①建物被害の軽減

- 首都直下型地震の地震防災戦略（平成18年4月21日中央防災会議決定）

#### II 人的被害軽減戦略

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

##### (1) 住宅・建築物の耐震化

#### III 経済被害軽減戦略

1. 直接的被害額の軽減

##### (1) 復旧費用の軽減

①建物被害の軽減

- 日本海・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略（平成20年12月12日中央防災会議決定）

#### II 人的被害軽減戦略

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

##### (1) 住宅・建築物の耐震化

#### III 経済被害軽減戦略

1. 直接的被害額の軽減

##### (1) 復旧費用の軽減

①建物被害の軽減

- 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告（平成23年9月中央防災会議）

#### 7. 揺れによる被害を軽減するための対策について

##### (2) 建築物等の耐震化

建築物の倒壊は、死者発生の主な要因となるとともに、火災の発生や延焼、避難者・災害廃棄物の発生など被害拡大と応急対策活動の阻害の主な要因となることから、建築物の耐震化については、引き続き、計画的に取り組むとともに、耐震補強の必要性について啓発活動を強化し、また、財政面などの支援方策について配慮すべきである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	街区防災計画(仮称)区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設  (国税22)(法人税:義)【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	人口や都市機能が集中する大都市において、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制による都市機能の維持・継続性の確保を図るため、都市部のエリア全体の視点からハード・ソフト両面での対策に係る街区防災計画(仮称)の作成及び当該計画に基づく関係者の取組を促進する新たな枠組みを検討中。  本枠組みの下、地方公共団体等が作成した街区防災計画(仮称)の区域内において耐震改修工事を実施した特定建築物(耐震改修促進法第6条に該当する建築物)について、事業の用に供した年度において当該工事に要した費用の25%の特別償却を求める特例措置を新設する。
3	担当部局	内閣府(防災担当)付参事官(地震・火山・大規模水害対策担当)
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	事業用建築物については、 平成8年度 耐震改修法関連特別措置 平成11年度 廃止  平成17年度 要望 平成18年度 再要望 平成20年度 延長要望 平成22年度 延長要望(→廃止)
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口や都市機能が集中する大都市の特性にかんがみ、エリア全体の視点からのエリアの関係者によるハード・ソフト両面での一体的な防災対策の取組の促進を通じて、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、都市機能の維持・継続性の確保を図る。  《政策目的の根拠》 ○「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)」において、大震災の教訓を踏まえた今後の災害への備えとして、国民の生命・身体・財産が守られ、経済社会活動が円滑に行われることを確保すること、防災拠点(災害に強い施設)・情報伝達体制等の整備、企業の事業継続の取組の促進等を行うこととされている。 ○建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)
		②: 政策体系における政策目的の位置付 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含

8	有効性等	③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 多数の者が利用する一定の建築物を耐震化する。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 平成20年度 約80%→平成27年度 90%  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 街区防災計画(仮称)区域内の特定建築物への耐震改修が確実に実施されることにより、建築物ストックの安全性が確保され、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制による都市機能の維持・継続性の確保が図られる。
		①: 適用数等 平成24年度 32件(見込み) 平成25年度 29件(見込み) 【算定根拠】 特定建築物の改修必要棟数を見込み、街区防災計画(仮称)区域内において、法人税の特例措置の対象となる件数を推計  ②: 減収額 平成24年度 102百万円(見込み) 平成25年度 93百万円(見込み) 【算定根拠】 件数×1棟あたり工事費×特別償却25%×税率  ③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成15年度～平成27年度) 税制の活用により耐震改修年度のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、平成27年度における耐震化率90%の達成に資する。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年度～平成27年度) 多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 平成15年度 約75% →平成20年度 約80%→平成27年度 90% (27年度は、15年度から20年度の伸び率に一定の伸びしほを加算した目標)  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度) 既存建築物の耐震改修は、他の機能更新投資とは異なり、それ自身が直接の収益に結びつかないことから、公益上の要請に比して耐震改修への経済的インセンティブがかなり低い状況にある。税制がない場合には、資金的余裕のない法人における耐震改修の取組が進みにくい状態が継続し、耐震化率の向上を阻害する。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度) 街区防災計画(仮称)区域内の特定建築物への耐震改修が確実に実施されることにより、建築物ストックの安全性が確保され、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制による都市機能の維持・継続性の確保が図られる。

9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例は、耐震基準に適合したより安全な建築物を増加させようとするものであり、民間事業者等に対するインセンティブ措置の特例として、特別償却が的確かつ必要最小限な措置である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	建築物の所有者等に補助等を行う地方公共団体へは、社会資本整備総合交付金による支援を実施しているが、地方公共団体における補助を前提としており、支援を受けられる地域に限られる。また、既存建築物については、建築基準法上、改修が義務づけられてはいない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	街区防災計画(仮称)区域内の特定建築物への耐震改修促進は、都市機能の維持・継続性の確保に資することから、地方公共団体の防災体制へのメリットも非常に大きい。
10	有識者の見解		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設	府省名	内閣府
税目	法人税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「平成27年度までに多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率90%」は、建築物の耐震改修に関する補助事業等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
    - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]
      - 減収額と効果を対比すべきところ、税収減及び本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、事業者にとってコスト増になる取組について長期利益の早期回収を目的とする特別償却がどの程度インセンティブとなり、将来における税収減を是認するような効果があると見込んでいるのか疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
        - 適用数の将来推計について、「天井落下防止対策に問題がある建築物数をベースに、法人税の特例措置の対象となる件数を推計」としているが、試算及び推計方法が明らかでなく、適用の見込みが不透明である。
        - 減収額の将来推計について、「16棟×1棟あたり工事費×特別償却25%×税率」としているが、「16棟」及び「1棟あたり工事費」の試算及び推計方法が明らかでなく、減収額の見込みが不透明である。
        - 達成目標（多数の者が利用し、大規模空間を有する建築物における天井の耐震化）の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
  - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金や耐震改修の義務化等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）  
内閣府の政策体系においては、以下の位置づけがある。

- 内閣府本府政策評価実施計画

政策分野：8. 防災政策

政策名 防災政策の推進

- 自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン（平成20年4月内閣府）

#### II 「犠牲者ゼロ」を目指す施策の推進

- 1 災害に「備える」ために為すべきこと（災害の特性に応じて）

##### (1) 地震

②できるだけ被害を発生させないための取組

##### 【揺れに耐える】

- 住宅・建築物の耐震化の一層の推進

耐震改修促進法に基づく指導・助言、税制、予算による耐震診断、耐震改修等の支援を行うこと等により、平成27年までに、住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化率を9割まで引き上げ、住宅・建築物等の倒壊等による被害の軽減を図る

- 建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月27日中央防災会議決定）

#### 2. 緊急対策の方針

社会全体の国家的な緊急課題として、関係省庁等が密接な連携の下、以下の方針に基づき、“建築物の耐震化”について、全国的に緊急かつ強力に実施することとする

- 東海地震の地震防災戦略（平成17年3月30日中央防災会議決定）

#### I 人的被害軽減戦略

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

##### (1) 住宅・建築物の耐震化

#### II 経済被害軽減戦略

1. 直接的被害額の軽減

##### (1) 資産喪失による被害額の軽減

##### ①建物被害の軽減

- 東南海・南海地震の地震防災戦略（平成17年3月30日中央防災会議決定）

#### I 人的被害軽減戦略

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

##### (1) 住宅・建築物の耐震化

#### II 経済被害軽減戦略

1. 直接的被害額の軽減

##### (1) 資産喪失による被害額の軽減

##### ①建物被害の軽減

- 首都直下型地震の地震防災戦略（平成18年4月21日中央防災会議決定）

#### II 人的被害軽減戦略

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

##### (1) 住宅・建築物の耐震化

#### III 経済被害軽減戦略

1. 直接的被害額の軽減

##### (1) 復旧費用の軽減

##### ①建物被害の軽減

- 日本海・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略（平成20年12月12日中央防災会議決定）

#### II 人的被害軽減戦略

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

##### (1) 住宅・建築物の耐震化

#### III 経済被害軽減戦略

1. 直接的被害額の軽減

##### (1) 復旧費用の軽減

##### ①建物被害の軽減

- 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告（平成23年9月中央防災会議）

#### 7. 揺れによる被害を軽減するための対策について

##### (2) 建築物等の耐震化

建築物の倒壊は、死者発生の主な要因となるとともに、火災の発生や延焼、避難者・災害廃棄物の発生など被害拡大と応急対策活動の阻害の主な要因となることから、建築物の耐震化については、引き続き、計画的に取り組むとともに、耐震補強の必要性について啓発活動を強化し、また、財政面などの支援方策について配慮すべきである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設 (国税:23)(法人税:義)【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第6条第1号に規定する建築物)で500㎡以上の大規模空間を有するものについて、天井に係る構造基準に適合するための改修を行った場合、事業の用に供した年度において当該工事に要した費用の25%の特別償却を認める特例措置を新設する。
3	担当部局	内閣府(防災担当)付参事官(地震・火山・大規模水害対策担当)
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大規模空間を有する建築物について、天井の耐震化に係る具体的な技術基準を策定する予定であるが、既存建築物には当該基準が遡及適用されないことから、これらの既存建築物についても当該基準に適合するよう改修を促進し、今後の更なる大規模地震の危険性を踏まえた建築物ストックの安全性の確保を図る。  《政策目的の根拠》 ○建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上するに包含
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 多数の者が利用し、大規模空間を有する建築物における天井の耐震化を進める。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 平成20年度 80% → 平成27年度 90%  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 天井の耐震化に係る具体的な技術基準の策定と併せ、税制特例による支援を行うことで、天井の改修における建築主の負担を軽減し、既存の大規模空間を有する建築物における天井の耐震化を緊急に促進することにより、建築物ストックの安全性の確保に資する。

8	有効性等	①: 適用数等 平成24年度 16件(見込み) 平成25年度 16件(見込み) 平成26年度 16件(見込み) 【算定根拠】天井落下防止対策に問題がある建築物数をベースに、法人税の特例措置の対象となる件数を推計
		②: 減収額 平成24年度 21百万円(見込み) 平成25年度 21百万円(見込み) 平成26年度 21百万円(見込み) 【算定根拠】16棟×1棟あたり工事費×特別償却25%×税率
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成15年度～平成27年度) 税制の活用により耐震改修年度のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、天井の耐震化に資する。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度) 多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 平成15年度 約75% → 平成20年度 80% → 平成27年度 90% (27年度は、15年度から20年度の伸び率に一定の伸びしるを加算した目標)  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度) 既存建築物の耐震改修は、他の機能更新投資とは異なり、それ自身が直接的収益に結びつかないことから、公益上の要請に比して耐震改修への経済的インセンティブがかなり低い状況にある。税制がない場合には、資金的余裕のない法人における耐震改修の取り組みが進みにくい状態が継続し、耐震化割合の向上を阻害する。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度) 多数の者が利用し、大規模空間を有する建築物における天井への耐震改修が確実に実施されることにより、今後予想される大地震が発生した場合においても、天井落下による死傷者の発生を防ぐ効果がある。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例は、耐震基準に適合したより安全な建築物を増加させようとするものであり、民間事業者等に対するインセンティブ措置の特例として、特別償却が的確かつ必要最小限な措置である。  ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 住宅・建築物安全ストック形成事業について、大規模空間を有する建築物の天井の脱落対策の支援創設を要求中であるが、地方公共団体における取組みを前提としていることから、支援を受けられる地域に限られる。また、既存建築物については、建築基準法上、改修が義務づけられてはいない。  ③: 地方公共団体が協力する相当性 今後予想される大地震が発生した場合において、天井落下による死傷者の発生を防ぐ効果があることから、地方公共団体にとっても、当該耐震改修が進むことは大きな意義がある。
10	有識者の見解	—

国家公安委员会・警察厅



番号	制度名
国家公安委員会・警察庁	
警察01	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（警察の船舶の用途）
警察02	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（警察通信施設の非常電源の用途）
警察03	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（指定自動車教習所の教習用車両の用途）

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（警察の船舶の用途）	府省名	警察庁
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

## 【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - これまでの本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「警察用船舶数、犯罪検挙状況等」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。また、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等による効果が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

    - 減収額の実績と効果を対比して定性的に説明しているが、税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には、課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。
      - 達成目標（水上警察活動の充実）の実現状況について定性的に「今後も…水上警察活動の重要性が変わることはない」と説明しているが、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を把握できる適切な測定指標を用いて説明されていないため、その説明に疑問がある。

[将来の見込み]

    - 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかが説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 達成目標の実現状況の将来予測について「今後も…水上警察活動の重要性が変わることはない」と定性的に説明しているが、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を把握できる適切な測定指標を用いて説明されていないため、その説明に疑問がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）  
 国家公安委員会・警察庁の政策体系では、主に犯罪の種類によって施策を分類しているところ、当該租税特別措置等に係る目的（水上警察活動の充実）は、様々な犯罪捜査等に関係するので、いわば「施策横断的」なものとなっているため、政策体系における位置付けを「市民生活の安全と平穩の確保」等としている。  
 例えば、水上での事件・事故における初動警察活動という面に着目すると、基本目標1の業績目標2「地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化」に関連するし、その後の事件捜査という面に着目すると、基本目標2の業績目標1「重要犯罪に係る捜査の強化」等にも関連する。さらに災害救助の面に着目すると、基本目標5の業績目標2「大規模自然災害等の重大事案への的確な対処」にも関連する。
- ⑤ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 課税免除対象のディーゼルエンジン搭載警察用船舶数は、平成21年が175隻、平成22年が169隻である。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 当該租税特別措置等が適用される警察用船舶数は169隻（平成22年）で、その全てに適用実績があるので、偏り・僅少性はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(警察の船舶の用途) (地方税1)(その他:外)
2	要望の内容	各都道府県警察では、警察用船舶による水難者の捜索・救助、水上犯罪の取締り、水上や離島周辺のパトロール等の水上警察活動を行うことにより、国民の安全・安心を確保しているところ、警察用船舶の動力源に供する軽油の引取りに対しては、引き続き軽油引取税を課さないものとする。
3	担当部局	生活安全局地域課、長官官房会計課装備室
4	評価実施時期	平成23年7月(分析対象期間:平成21年1月～平成22年12月)
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和31年の軽油引取税創設当時から、非課税措置が恒久的に取られていた。 平成21年度の地方税法の改正により、軽油引取税が目的税から一般税に変更されたことに伴い、平成24年3月31日までの3年間の時限措置となった。
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 警察用船舶の燃料となる軽油の引取りに係る税を免除し、燃料費を削減することにより、国民の安全・安心を確保するための水上警察活動の充実に資する。 《政策目的の根拠》 警察法第2条第1項及び第36条第2項
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 市民生活の安全と平穩の確保(平成23年度実績評価計画書の基本目標1)等
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 水上警察活動の充実  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 警察用船舶数、犯罪検挙状況等 警察用船舶を適切に運用し、犯罪検挙、保護救助等の水上警察活動を充実させる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 警察用船舶は、 ○ 密入国・密輸、漁業事犯等の水上犯罪の取締り ○ 災害・水難時の捜索救助 ○ 国際空港等の重要施設に対する海上からの警戒警備等の水上警察活動を行うことにより、国民の安全安心を確保している。その活動に要する燃料の軽油は、限られた予算内で購入しているものであるため、課

		税免除措置がなければ、購入できる燃料が減少し警察用船舶の活動が制限されることとなり、国民の安全安心を確保するための活動に支障が生じるおそれがある。
有効性等	① 適用数等	平成 24～26 年度 ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 169 隻 (算出根拠) 課税免除対象のディーゼルエンジン搭載警察用船舶数 平成 22 年中: 169 隻
	② 減収額	平成 24～26 年度 約1億 1,200 万円 (算出根拠) 過去3か年の課税免除額の平均額 平成 20 年中: 約1億 1,000 万円(約 3,500 キロリットル) 平成 21 年中: 約1億 1,500 万円(約 3,570 キロリットル) 平成 22 年中: 約1億 1,000 万円(約 3,430 キロリットル)
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 21 年 1 月～平成 22 年 12 月) 燃料となる軽油の引取りに係る税が免除されることにより、限られた予算の中で必要な燃料を確保し、水上警察活動の充実に資している。 平成 21 年中は犯罪検挙人員 384 人、指導警告件数 878 件、保護救助人員 194 人、平成 22 年中は犯罪検挙人員 323 人、指導警告件数 583 件、保護救助人員 269 人となっている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 21 年 1 月～平成 22 年 12 月) 警察用船舶を含む全ての船舶の動力源に供する軽油の引取りについては、昭和 31 年の軽油引取創設当初から課税免除措置の対象となっており、租税特別措置等による効果を検証することは困難であるが、今後も、警察用船舶を活用した密入国・密輸、漁業事犯等の水上犯罪の取締り、災害・水難時の捜索救助、国際空港等の重要施設に対する海上からの警戒警備等を担う水上警察活動の重要性が変わることはない。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成 21 年 1 月～平成 22 年 12 月) 活動に要する燃料の軽油は、限られた予算内で購入しているものであるため、課税免除措置がなければ、警察用船舶の活動が制限されることとなり、国民の安全安心を確保するための活動に支障が生じるおそれがある。 《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 21 年 1 月～平成 22 年 12 月) 当該措置により発生する収収の減少額は、水上警察活動による国民の安全安心の確保という公益上の便益に比しては是認される範囲のものであると考えられる。
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	当該課税免除措置により燃料費が削減され、警察用船舶による水上警察活動の充実に資することから、当該課税免除措置はその政策目的に整合している。 警察用船舶による水上警察活動は、国民の安全安心を確保するために必要なものであるが、当該課税免除措置は、財政面からその充実に資するための必要最小限の措置である。 また、課税免除措置の適用要件が、地方税法上、船舶の使用者が当該船舶の動力源として供する軽油と明確に定められている。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	当該課税免除措置に対して受益者である都道府県が協力することについては相当性がある。
10	有識者の見解		特段の審議会等での検討結果等はない。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（警察通信施設の非常電源の用途）	府省名	警察庁
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○	
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし		
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない		<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他					
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

## 【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - これまでの本租税特別措置等により達成しようとする目標（警察通信の途絶防止）は既に達成されていると説明されているが、引き続き実施する理由が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、無線中継所において商用電源の停電により警察通信が途絶した件数（目標0件）を目標としているが、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
  - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないことについて説明されていない。
    - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は、「平成20年度12,162リットル、平成21年度11,643リットル、平成22年度15,246リットル」と把握されているが、本租税特別措置等が適用され得る免税軽油使用数量の全体数からみて想定外に僅少でないことについて説明されていない。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 

[過去の実績]

  - 減収額の実績と効果を対比すべきところ、税収減に言及せず、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、税収減を是認するような効果に疑問がある。
 

また、減収額の実績と効果を対比するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

    - 達成目標の実現状況について、「課税免除措置により燃料費の支出に伴う経費が節減され、各非常用電源装置に必要な量の軽油が確実に確保され、警察通信の途絶防止に効果を発揮した」と説明しているが、適用事業者数（54団体）に対する減収額は僅か約40万円と少額になっており、これだけの少額な減収額（1団体当たり約1万円）でもって、「各非常用電源装置に必要な量の軽油が確実に確保され、警察通信の途絶防止に効果を発揮した」とことになるのか不明であるため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

    - 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。
 

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

      - ⑦⑨⑩ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計並びに達成目標の実現状況について予測されていないため、適用及び減収額並びに本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）  
 国家公安委員会・警察庁の政策体系では、主に犯罪の種類によって施策を分類しているところ、当該租税特別措置等に係る目的（警察通信の途絶防止）は、警察活動全般に関係するので、いわば「施策横断的」なものとなっている。そのため、政策体系における位置付けを「市民生活の安全と平穩の確保」等としている。
- ⑤ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 対象団体数の母数は54団体で、その内訳は、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、45の府県情報通信部、4つの方面情報通信部（函館、旭川、釧路、北見）及び3つの管区警察局（近畿、中国、九州）の情報通信部の合計である。  
 各年度の適用事業者数は、  
 平成20年度 38団体  
 平成21年度 36団体  
 平成22年度 36団体  
 である。また、上記期間内で適用実績がないのは54団体中5団体である。  
 （平成20年度から22年度における適用事業者数は54団体中49団体である。）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（警察通信施設の非常電源の用途）（地方税2）（その他：外）
2	要望の内容	警察では、無線多重回線、各種の移动通信システムを独自に整備・維持管理しており、警察業務を遂行する上で不可欠な情報を伝達している。警察は24時間活動を続けており、その活動に必要な不可欠な警察の神経系統ともいえる警察通信が途絶することは一切許されないため、災害等により警察通信施設が停電した場合でも、非常用電源装置を稼働することにより、警察通信施設の機能を維持し続ける必要がある。その非常用電源装置に使用する軽油の引取りについては、引き続き軽油引取税を課さないものとする。
3	担当部局	情報通信局情報通信企画課
4	評価実施時期	平成23年7月（分析対象期間：平成20年4月～平成23年3月）
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年に非課税措置が恒久措置として定められた。 平成21年度の地方税法の改正により、軽油引取税が目的税から一般税に変更されたことに伴い、平成24年3月31日までの3年間の時限措置となった。
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	①：政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 警察の各電気通信設備に非常用電源装置を備え、災害等発生時に商用電源の停電が生じた場合であっても、それらを稼働させることにより、救出救助、避難誘導等の警察活動に必要な通信を維持・確保し、国民の安全・安心を確保することを目的とする。 《政策目的の根拠》 警察法第2条第1項 国家公安委員会・警察庁防災業務計画第2編第1章第1節第2及び第2編第1章第2節第3（平成19年1月決定）
		②：政策体系における政策目的の位置付け 市民生活の安全と平穩の確保（平成23年度実績評価計画書の基本目標1）等
		③：達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 無線中継所において商用電源の停電による警察通信の途絶を防止する。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 無線中継所において商用電源の停電により警察通信が途絶した件数（目標0件）

		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 課税免除措置により、燃料費の支出に伴う経費が節減され、各非常用電源装置に必要な量の軽油が確保されるため、警察通信の途絶を防止することが可能となる。
8	有効性等	①: 適用数等 適用事業者数：54 団体 平成 22 年度 15,246 リットル 平成 21 年度 11,643 リットル 平成 20 年度 12,162 リットル 災害の規模等によって商用電源の停電状況は異なるので、将来の免税軽油使用数量は予測できない。
		②: 減収額 平成 22 年度 約 49 万円 平成 21 年度 約 37 万円 平成 20 年度 約 39 万円 (各年度の免税軽油使用数量に暫定税率 32.1 円/リットルを乗じて算出) 災害の規模等によって商用電源の停電状況は異なるので、将来の減収額は予測できない。
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 20 年 4 月～平成 23 年 3 月) 災害等により商用電源の停電が生じた際に、非常用電源装置を稼働させ、警察通信の途絶を防止している。  無線中継所において商用電源の停電により警察通信が途絶した件数 平成 22 年度 0 件 平成 21 年度 0 件 平成 20 年度 0 件  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 20 年 4 月～平成 23 年 3 月) 課税免除措置により燃料費の支出に伴う経費が節減され、各非常用電源装置に必要な量の軽油が確実に確保され、警察通信の途絶防止に効果を発揮した。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成 20 年 4 月～平成 23 年 3 月) 各非常用電源装置に必要な量の軽油の確保が困難となり、警察通信が途絶し、警察活動に支障が生じる。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 20 年 4 月～平成 23 年 3 月) 東日本大震災においては、東北 5 県で 48 か所の無線中継所が停電したが、24 時間体制で非常用電源装置の燃料である軽油を補給し、非常用電源装置を稼働し続けることにより、被災状況の把握、被災者の救出救助や避難誘導、行方不明者の捜索等に不可欠な警察通信の途絶を防止することができた。その他の災害等においても、非常用電源装置を稼働させ、警察通信の途絶を防止している。

9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③: 地方公共団体が協力する相当性	当該課税免除措置は「警察の用に供する電気通信設備の電源」という公益性及び重要性の極めて高い用途に供する軽油の引取りのみを対象としているものであり、課税免除の対象として妥当である。  他の支援措置はない。  都道府県警察の活動に必要な警察通信が確保されることから、当該課税免除措置に対して受益者である都道府県が協力することについては相当性がある。
10	有識者の見解		特段の審議会等での検討結果等はない。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（指定自動車教習所の教習用車両の用途）	府省名	警察庁
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない		<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - これまでの本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況、適用数が僅少であることの理由が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（軽油引取税による非課税措置の合計額）は減収額（年間 1,500 万円程度）と同一であることから、税収減を是認する有効性（費用対効果）を確認しようとしても、減収額（年間 1,500 万円程度）と効果（年間 1,500 万円程度の非課税措置の合計額）が同一であることから、適切に有効性を確認できないものとなっている。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 

[過去の実績]

 ⑩⑫ 減収額の実績と効果を対比して定性的に説明しているが、説明に用いられている測定指標（(1) 参照）に課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

[将来の見込み]

 ⑪⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するののかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる測定指標（(1) 参照）についても課題がある。

注 背景にある政策の補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）  
 当該租税特別措置等に係る目的（運転免許の取得の支援及び地域の交通安全の確保）は、交通全般にわたるものであり、かつ特定の業績目標を実現するための施策と位置付けることができないことから、政策体系における位置付けを「安全かつ快適な交通の確保」としている。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 平成22年度において、当該租税特別措置等が適用され得る指定自動車教習所数（対象団体の母数）は595校であるところ、当該租税特別措置等の適用数は50校であることから、僅少性は認められる。  
 また、適用状況を地域別にみると26道県に及んでおり、地域的な偏りは認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（指定自動車教習所の教習用車両の用途） (地方税3)(その他:外)
2	要望の内容	自動車教習所事業を営む者が、道路交通法第99条第1項の規定による指定を受けた一定の指定自動車教習所の施設内において、自動車の運転に関する技能の教習のために使用する教習指導員若しくは技能検定員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置又は無線指導装置を備えた機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途に供する軽油の引取りに対しては、引き続き軽油引取税を課さないものとする。
3	担当部局	交通局運転免許課
4	評価実施時期	平成23年7月(分析対象期間:平成18年4月～平成23年3月)
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成4年度に非課税措置が3年間の時限で新設され、平成7年の1度の延長を経て平成10年度から恒久化された。 平成21年度の地方税法の改正により、軽油引取税が目的税から一般税に変更されたことに伴い、平成24年3月31日までの3年間の時限措置となった。
6	適用又は延長期間	3年間
7	①: 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成22年末現在の運転免許保有者数は約8,101万人、16歳以上の免許適齢人口当たりの免許保有率は73.7%で、その大多数は、指定自動車教習所の卒業生であり、運転免許を取得しようとする者にとって指定自動車教習所は必要不可欠なものである(平成22年における運転免許試験合格者中に占める指定自動車教習所の卒業生の割合は、96.3%である。)。また、指定自動車教習所は、都道府県公安委員会の委託に基づき、運転免許の更新をする場合に受講することが定められている高齢者講習等を実施しているほか、ペーパードライバー教習を始め、地域住民に対する交通安全教育を積極的に推進するなど、地域における交通安全センターとしての役割も担っている。 以上のように高い公共性を有する指定自動車教習所事業を支援することで、国民の運転免許取得を支援するとともに、地域の交通安全の確保に資することを目的とする。 《政策目的の根拠》 警察法第2条第1項 道路交通法第98条第1項、第99条の5第5項及び第97条の2第1項第2号
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	安全かつ快適な交通の確保(平成23年度実績評価計画書の基本目標4)

8	有効性等	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の交通安全センターとしての機能を持つ指定自動車教習所の経営支援</li> <li>○ 国民の免許取得の支援</li> </ul> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>指定自動車教習所が受ける軽油引取税による非課税措置の合計額(目標:前年度と同程度を維持する。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>指定自動車教習所は地域住民の運転免許取得の受け皿になっていることに加え、地域の交通安全センターとしての機能も果たしていることから、軽油引取税の非課税措置により指定自動車教習所の経営を支援することで、国民の免許取得を支援するとともに、地域の交通安全を確保することができる。</p>
		① 適用数等	<p>平成 22 年度中</p> <p>全国で 50 校の指定自動車教習所</p> <p>平成 23 年度以降もほぼ同数と推計</p>
		② 減収額	<p>年間約 1,500 万円の減収が予想される。(平成 22 年度中に、50 校の指定自動車教習所が計約 1,500 万円(約 470 キロリットルの免税軽油使用数量に暫定税率 32.1 円/リットルを乗じて算出)の非課税措置を受けている(平成 22 年度の適用状況に関する全国調査による。))</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年 4 月～23 年 3 月)</p> <p>軽油の引取に関して軽油の非課税措置を受けている指定自動車教習所は、大型自動車や大型特殊自動車等を使用し、多数の種類に属する指定を受けており、地域住民の運転免許取得のための受け皿となっており、地域の安全の確保にも重要な役割を果たしている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年 4 月～23 年 3 月)</p> <p>50 校の指定自動車教習所が昨年度で計約 1,500 万円(約 470 キロリットルの免税軽油使用)の非課税措置を受けており(平成 22 年度中の適用状況に関する全国調査による。)、指定自動車教習所 1 校当たり 30 万円程度の非課税を受けていることとなり、指定自動車教習所の経営の改善に寄与している。</p> <p>平成 18 年度からの適用状況は以下のとおり。</p> <p>平成 18 年度 50 校 約 1,422 万円</p> <p>平成 19 年度 47 校 約 1,152 万円</p> <p>平成 20 年度 51 校 約 1,316 万円</p> <p>平成 21 年度 50 校 約 1,255 万円</p> <p>平成 22 年度 50 校 約 1,521 万円</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)</p> <p>非課税措置が廃止されることによる支出の増加により、指定自動車教習所の経営悪化につながり、国民の免許取得や地域の交通安全の確保に支障が生じるものと考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)</p> <p>当該措置による税収の減少額は、国民の免許取得の支援、地域の交通安全の確保という公益上の便益に比しては是認される範囲のものであると考えられる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>非課税措置の適用要件が、地方税法上、指定自動車教習所において使用する教習車両の動力源の用途に供する軽油と明確に定められていることにより、当該措置の政策目的が、指定自動車教習所の経営の支援により国民の運転免許取得を支援し、地域の交通安全を確保することであることが明確化されている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>当該措置により、指定自動車教習所は地域住民の運転免許取得の受け皿となり、地域の交通安全の確保に資する結果となっている。</p>
10	有識者の見解	<p>特段の審議会等での検討結果等はない。</p>	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p></p>	

金融庁



番号	制度名
金融庁	
金融01	自動発注サーバに係る非課税措置の創設
金融02	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の見直し
金融03	投資法人等に係る均等割の減免措置の導入
金融04	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制上の特例措置の継続
金融05	社債、株式等の振替に関する法律の加入者保護信託の信託財産とするための負担金の損金算入
金融06	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構）
金融07	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（日本投資者保護基金）

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	自動発注サーバに係る非課税措置の創設	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、個人住民税、法人事業税、個人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「証券取引所の注文件数、約定件数、売買代金に占める自動発注サーバ経由の注文等の割合」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。

また、海外投資家による自動発注サーバ経由の注文数の増加のみによるものではなく、国内投資家による自動発注サーバ経由の注文等の増加、国内の経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）について説明されていない。

[将来の見込み]

⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても以下のとおり課題がある。

⑦ 適用数の将来推計が予測されていないため、適用の見込みが不透明である。

⑨ 減収額の将来推計について、「税収減は生じない」としているが、本租税特別措置等が措置されることによって、課税対象から本来得られるべき税収が減少するため、減収額の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標（海外投資家による自動発注サーバの活用による市場流動性等の拡大）の実現状況の将来予測について、定性的に「自動発注サーバを通じた取引の活性化が図られることにより、我が国の証券市場等における取引件数、取引金額の増加が見込まれる」と説明しているが、達成目標の実現状況を把握できる適切な測定指標を用いて説明されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）  
総合的な取引所検討チーム中間整理（平成22年12月）において、「外国法人が高速な取引のため国内に設置するサーバーに関する税制についても、その適正化を図ることが重要」とされている。
- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
取引の活性化のために、海外投資家に対し、直接に補助金を交付することはおよそ現実的ではないため、本租税特別措置等によるインセンティブの付与が最も効果的である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	自動発注サーバーに係る非課税措置の創設 (国税5)(法人税:義) (地方税4)(法人住民税:義、個人住民税:外、法人事業税:義、個人事業税:外)
2	要望の内容	有価証券等の売買を自動的に発注するサーバ（以下「自動発注サーバ」という。）を恒久的施設に含まれないものとする。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課金融税制室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望である。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 海外投資家による自動発注サーバを通じた有価証券等の売買を増加させることにより、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大を図ること。 《政策目的の根拠》 現行、海外投資家が、我が国において、自動発注サーバを所有し、有価証券等の売買の自動発注を行う場合、当該サーバは恒久的施設(PE)とされる可能性があり、当該有価証券等に係る利子、配当、譲渡益その他の所得に対し、我が国において法人税(外国法人の場合)が課税される可能性がある。 このため、海外投資家による自動発注サーバを通じた有価証券等の売買が制約されている状況である。
		② 政策体系における政策目的の位置付け Ⅲ-1-(1) 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 自動発注サーバを我が国に設置して有価証券等の売買を行いたい海外投資家により活用されることによる、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 証券取引所の注文件数、約条件数、売買代金に占める自動発注サーバ経由の注文等の割合
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の市場の魅力を上向きさせるためには、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大を図ることが重要である。そのためには、自動発注サーバを通じた海外投資家による有価証券等の売買を増加させることが必要である。

8	有効性等	① 適用数等	自動発注サーバを我が国に設置して有価証券等の売買を行いたい海外投資家により活用されることが見込まれる。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成27年3月) 自動発注サーバを我が国に設置して有価証券等の売買を行いたい海外投資家により活用されることにより、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大が見込まれる。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成27年3月) 自動発注サーバを通じた取引の活発化が図られることにより、我が国の証券市場等における取引件数、取引金額の増加が見込まれる。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～平成27年3月) 当該要望が認められなければ、外国法人による取引が縮小し(縮小部分は外国市場に逃げることになり)、我が国の証券市場等の「地盤沈下」につながる可能性がある。	
		《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年4月～平成27年3月) 税收減はないと見込まれる。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	イギリス、香港といった金融先進国において実質的に導入されている措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	海外投資家による自動発注サーバを通じた有価証券等の売買を増加させることにより、地方公共団体においても金融・IT関連サービスの拡大が見込まれるため、相当である。
10	有識者の見解	なし	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	なし	



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の見直し	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「投資法人の圧縮記帳の適用実績」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）について説明されていない。

[過去の実績]

⑫ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑧ 減収額の過去の実績について、「税収減は生じない」としているが、本租税特別措置等によって、課税対象から本来得られるべき税収が減少するため、減収額の実態に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑨ 減収額の将来推計について、「税収減は生じない」としているが、本租税特別措置等によって、配当されることによって投資家段階において課税されていた投資法人の利益の一部が配当可能利益から控除され、投資法人にとどまることとなり、税収が減少するため、減収額の見込みに疑問がある。

⑩ 達成目標（多様な資金調達・運用の機会の提供）の実現状況の将来予測について、「圧縮記帳の適用実績が増える見込み」と説明しているが、課題のある測定指標（(1)参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8 ③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
 前回目標は、Jリークの不動産証券化実績。平成 22 年度における当該証券化実績は、約 6000 億円。目標は達成されていない（平成 17 年度～19 年度の実績 1.6～2 兆円に遠く及んでいない）。
- ④ 測定指標の設定（評価書中 7 ③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）  
 本件要望は、投資法人が買換特例によるもののみならず、圧縮記帳全般を適用した場合に特例の適用を予定しているため、「投資法人の圧縮記帳の適用実績」は、測定指標として適切である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の見直し (国税 3) (法人税: 義) (地方税 10) (法人住民税: 義、法人事業税: 義)
2	要望の内容	投資法人が買換特例等を適用した場合について、導管性要件（支払配当を損金算入するための要件）である利益の 90% 超配当要件の見直しを行うこと。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課金融税制室
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	投資法人に係る課税の特例は平成 10 年度に創設された。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 証券化市場に厚みをもたせることにより、ファイナンスの多様化を図り、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。 ----- 《政策目的の根拠》 新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）（抜粋） 「金融自身も成長産業として発展できるよう、市場や取引所の整備、金融法制の改革等を進め、ユーザーにとって信頼できる利便性の高い金融産業を構築することによって、金融市場と金融産業の国際競争力を高める。」
		② 政策体系における政策目的の位置付け III-1-（1）多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資法人が物件売却による資金を買換え・建て替え等の資金として有効に活用できる環境を整備することにより、多様な資金調達・運用の機会を提供すること。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 投資法人の圧縮記帳の適用実績。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 不動産証券化市場の活性化、我が国金融・資本市場の競争力強化
8	有効性等	① 適用数等 上場投資法人 37 社（23 年 7 月末）

		②: 減収額	—
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成23年3月)  投資法人について、買換特例等を適用する場合に利益の90%超配当要件を満たしやすくなることにより、売却物件の譲渡益を買換え・建て替え等の資金として有効に活用することが可能になる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成23年3月)  投資法人について、買換特例等を適用する場合に利益の90%超配当要件を満たしやすくなることにより、圧縮記帳の適用実績が増える見込み。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成18年4月～平成23年3月)  投資法人が物件売却による資金を買換え・建て替え等の資金として有効に活用することが引き続き制約される。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18年4月～平成23年3月)  税收減は生じないと考えられる。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	買換特例等により課税繰延が認められる譲渡益については、利益の90%超配当要件の判定において配当可能利益から控除し、内部留保を可能とすることで、資金の調達方法が多様化され、不動産証券化市場が活性化し、我が国金融・資本市場の競争力が強化される。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	税收減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	投資法人等に係る均等割の減免措置の導入	府省名	金融庁
税目	法人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「投資法人・特定目的会社を用いた不動産証券化の案件実績、不動産投資市場における J リート・SPC の資産規模」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。

また、不動産投資活性化に係る規制緩和、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）について説明されていない。

[将来の見込み]

⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するののかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑨ 減収額の将来推計について、「税収減は生じない」としているが、本租税特別措置等が措置されることによって、投資法人、特定目的会社に課される法人住民税の均等割が減免され、税収減が生じることから、減収額の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標（多様な資金調達・運用の機会の確保）の実現状況の将来予測について、「不動産証券化の案件実績や資産規模の増加が見込まれる」と説明しているが、課題のある測定指標（(1) 参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人等に係る均等割の減免措置の導入 (地方税9)(法人住民税:義)
2	要望の内容	投資法人・特定目的会社に係る法人住民税均等割について、減免措置を導入すること。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課金融税制室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望である。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 投資法人・特定目的会社を活用した証券化の促進により市場を活性化し、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。  《政策目的の根拠》 新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～(平成22年6月18日閣議決定)(抜粋) 「金融自身も成長産業として発展できるよう、市場や取引所の整備、金融法制の改革等を進め、ユーザーにとって信頼できる利便性の高い金融産業を構築することによって、金融市場と金融産業の国際競争力を高める。」
		②: 政策体系における政策目的の位置付け Ⅲ-1-1(1)多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資家のピークルを通じたリスクマネー供給促進により、多様な資金調達・運用の機会を確保すること。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 投資法人・特定目的会社を用いた不動産証券化の案件実績(規模)、不動産投資市場におけるJリート・SPCの資産規模  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 不動産証券化市場の活性化、我が国金融・資本市場の競争力強化
8	有効性等	①: 適用数等 上場投資法人37社(23年7月末) 特定目的会社の届出件数964件(23年3月末)

	②: 減収額	—
	③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月) 法人住民税の均等割課税を減免することにより、投資法人・特定目的会社の投資家の投資収益が向上し、投資家のピークルを通じたリスクマネー供給が促進される。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月) 法人住民税の均等割課税を減免することにより、投資法人・特定目的会社の投資家の投資収益が向上し、投資家のピークルを通じたリスクマネー供給が促進される見込み。具体的には、投資法人・特定目的会社を用いた不動産証券化の案件実績や資産規模の増加が見込まれる。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月) 法人住民税の均等割課税が引き続きなされることにより、投資法人・特定目的会社の投資家の投資収益が損なわれ、投資家のピークルを通じたリスクマネー供給が阻害されている状況が継続する。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月) 税収減は生じないと考えられる。なお、特定目的会社・投資法人に係る課税の特例(租税特別措置法第67条の14、15)についても、税収減は生じていないとの整理がなされている。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 投資法人・特定目的会社について、ピークル段階での課税が行われなくなることで、配当の損金算入制度との整合性がとれる。また、投資家による投資法人・特定目的会社を通じたリスクマネー供給が促進され、多様な資金調達・運用の機会が確保されるため、要望している措置は妥当である。  ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 —  ③: 地方公共団体が協力する相当性 税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制上の特例措置の継続	府省名	金融庁
税目	法人税、所得税、法人住民税、個人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（【点検結果表の別紙】参照）をも踏まえている。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑦⑨ 適用数等の及び減収額の将来予測（評価書中8①「適用数等」及び8②「減収額」欄への補足説明）

平成23年6月時点の対象者数172件（762人）については、生命保険協会全社等の数値を積み上げた実績値である。

なお、減収額の見込みについては、上記適用数を基に算出している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制上の特例措置の継続 (国税18)(法人税:義、所得税:外) (地方税12)(法人住民税:義、個人住民税:外)	
2	要望の内容	適格退職年金は、平成24年3月末に廃止されるため、その廃止期限までの間に、他の企業年金等(厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び中小企業退職金共済)への移行の促進が図られているところであるが、事業主の不在等により、他の企業年金等に移行できない場合がある。 このような適格退職年金に限り、平成24年4月以降も税の特例措置(運用時:特別法人税非課税、給付時:所得税非課税(遺族に支給される年金)、公的年金等控除(年金)、退職所得控除(一時金))を継続すること。	
3	担当部局	金融庁総務企画局企画課保険企画室	
4	評価実施時期	平成23年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望である。	
6	適用又は延長期間	要望の対象である「企業年金等への移行が不可能な適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業主の不在等により、他の企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者の権利を保護すること  《政策目的の根拠》 保険業法(平成七年六月七日法律第百五号) (目的) 第1条 この法律は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-1 金融サービスの利用者(預金者・保険契約者・投資者等)が安心してそのサービスを利用できること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業年金等への移行が不可能な適格退職年金の受給者について、平成24年4月以降も税の特例措置を継続し、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性を確保すること。

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 事業主の不在等のために企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者に係る不利益の回避（適用者数）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能である適格退職年金が存在しているが、当該年金の受給者は、平成24年4月以降は、適格退職年金制度の廃止により、税の特例措置が受けられなくなる。 適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決定されたことに鑑みると、これらの受給者について、平成24年4月以降も税の特例措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性を確保し、受給者の権利の保護を図ることとなる。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>当該要望が実現した場合、事業主の不在等のために企業年金に移行できない適格退職年金の受給者和其他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性を確保し、受給者の権利の保護を図ることができる。</p> <p>《適用者数》 平成23年6月末: 172件(762人) 平成24年: 143件(632人) (推計) 平成25年: 130件(575人) (推計) 平成26年: 116件(515人) (推計) ※平成27年以降の適用者数については別添のとおり。 ※平成23年6月末時点の適用者数に残存率(生命保険協会推定)を乗じ算出。 ※残存率計算方法 ○確定年金 支払期間が確定しているため、支払終了年月にて計算。 (例: 10年確定年金…年金受給開始から10年後に支払終了として計算) ○保証期間付終身年金 各年金受給者の年齢に応じた平均余命と保証期間のうち長い方を支払終了年月として計算。 ○保証期間付有期年金 残存有期期間と平均余命を比較し、短い方を支払終了年月として計算。 ○保証期間付XX年年金等 各年金受給者の年齢に応じた平均余命と残存XX年を比較して短い方を支払終了年月として計算。 ※平均余命を用いる際の年齢は、H23年6月末時点の年齢(男性を前提)を使用。 ※平均余命は、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)別表 余命年数表を使用。</p>
	② 減収額	<p>《減収見込み額》 平成23年度6月末時点: 65百万円(国税: 39百万円、地方税: 26百万円) 平成24年度: 54百万円(国税: 32百万円、地方税: 22百万円) 平成25年度: 49百万円(国税: 29百万円、地方税: 20百万円) 平成26年度: 44百万円(国税: 26百万円、地方税: 18百万円) 平成27年度: 39百万円(国税: 23百万円、地方税: 16百万円)</p>

		<p>※平成28年度以降の減収見込み額については、別添のとおり。 ※平成23年6月末時点の減収見込み額に残存率(生命保険協会推定)を乗じ算出。なお、年度毎の減収見込み額に関しては、運用時における年金資産が各年度の経済情勢によって大きく変化することから、変動がある。</p> <p>《算出方法》 ○運用時 廃止期限後に、運用時において、課税された場合と非課税とされた場合を比較し、下記の減収見込み額を算出。 資産額 × 1% × 残存率 = 減収見込み額(国税) 資産額 × 0.173% × 残存率 = 減収見込み額(地方税)</p> <p>※事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない閉鎖型適格退職年金に係る資産額は、2,821百万円。(平成24年度6月末時点) ※運用時において、特別法人税(国税: 1%、地方税: 0.173%)を参考に、同率の課税がなされると仮定。</p> <p>○給付時 廃止期限後において、公的年金等控除の対象とならない場合(要望が実現しない場合)と公的年金等控除の対象となる場合(要望が実現した場合)を比較し、減収見込み額を算出。 ※対象者はすべて65歳以上であり、所得はすべて国民年金によるものと仮定。 ※国民年金の老齢年金受給者の平均年金額は65万2,908円とする。(平成23年5月末の平均年金月額: 5万4,409円(「厚生年金保険・国民年金事業状況」より))。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成23年4月～対象となる「企業年金等への移行が不可能な適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間) 事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能である適格退職年金が存在しているが、当該年金の受給者は、平成24年4月以降は、適格退職年金制度の廃止により税の特例措置が受けられなくなる。 このため、これらの受給者全てについて、平成24年4月以降も税の特例措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性を確保し、政策目的である受給者の権利の保護を図ることができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成23年4月～対象となる「企業年金等への移行が不可能な適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間) 事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能である適格退職年金の受給者全てについて、税の特例措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性を確保することができる。</p>

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》〈分析対象期間：平成23年4月～対象となる「企業年金等への移行が不可能な適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間〉</p> <p>事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能な適格退職年金の受給者について、税の特例措置が継続されない場合には、平成24年4月以降は、適格退職年金制度の廃止により特例措置が受けられなくなるため、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性が確保できなくなることから、受給者の権利の保護が十分に図られないこととなる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》〈分析対象期間：平成23年4月～対象となる「企業年金等への移行が不可能な適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間〉</p> <p>適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決定されたことに鑑みると、事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能な適格退職年金の受給者について、平成24年4月以降も税の特例措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性を確保し、受給者の権利の保護を図ろうとするものであり、本措置による税收減は是認されるべきものであると考える。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>事業主の不在等により、他の企業年金等への移行が不可能な適格退職年金の受給者の権利について、平成24年4月以降も税の特例措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性を確保し、受給者の権利の保護を図るものであるため、本措置は妥当なものである。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>現在の適格退職年金に係る税制上の特例措置が廃止されるため、同様の措置を講ずるものであり、現在の特例措置以外に上記政策目的にかかる他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>事業主の不在等により、平成24年4月以降も税の特例措置を継続することにより、他の企業年金等に移行することができた受給者との間の公平性を確保し、受給者の権利の保護を図るものであるため、地方公共団体が一定の協力をを行うことは妥当である。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金について

暦年	残存率 (単位:%)	適用件数	適用者数 (単位:人)	減収見込み額(単位:百万円)		
				計	国税	地方税
平成23年(6月末時点)	100	172	762	64.9	38.6	26.3
平成23年(6/30-12/31)	94.0	162	717	61.0	36.3	24.8
平成24年	82.9	143	632	53.8	32.0	21.8
平成25年	75.4	130	575	48.9	29.1	19.9
平成26年	67.6	116	515	43.9	26.1	17.8
平成27年	59.4	102	453	38.6	22.9	15.6
平成28年	52.5	90	400	34.1	20.3	13.8
平成29年	43.3	74	330	28.1	16.7	11.4
平成30年	34.1	59	260	22.2	13.2	9.0
平成31年	24.3	42	185	15.8	9.4	6.4
平成32年	20.6	35	157	13.4	8.0	5.4
平成33年	15.5	27	118	10.0	6.0	4.1
平成34年	13.6	23	104	8.8	5.3	3.6
平成35年	8.9	15	68	5.8	3.4	2.3
平成36年	7.0	12	53	4.6	2.7	1.8
平成37年	5.0	9	38	3.3	1.9	1.3
平成38年	4.6	8	35	3.0	1.8	1.2
平成39年	3.7	6	28	2.4	1.4	1.0
平成40年	1.1	2	8	0.7	0.4	0.3
平成41年	0.7	1	5	0.4	0.3	0.2
平成42年	0.5	1	4	0.3	0.2	0.1
平成43年	0.1	0	1	0.1	0.1	0.0
平成44年	0.0	0	0	0.0	0.0	0.0

※暦年は、注釈のない限り1月から12月の統計。  
 ※平成23年6月末時点の適用件数等に残存率（生命保険協会推定）を乗じ算出。  
 ※年度毎の減収見込み額に関しては、運用時における年金資産が各年度の経済情勢によって大きく変化することから、変動がありうる。  
 ※残存率計算方法  
 ○確定年金  
 支払期間が確定しているため、支払終了年月にて計算。  
 （例：10年確定年金…年金受給開始から10年後に支払終了として計算）  
 ○保証期間付終身年金  
 各年金受給者の年齢に応じた平均余命と保証期間のうち長い方を支払終了年月として計算。  
 ○保証期間付有期年金  
 残存有期間と平均余命を比較し、短い方を支払終了年月として計算。  
 ○保証期間付××年年金等  
 各年金受給者の年齢に応じた平均余命と残存××年を比較して短い方を支払終了年月として計算。  
 ※平均余命を用いる際の年齢は、平成23年6月末時点の年齢（男性を前提）を使用。  
 ※平均余命は、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）別表 余命年数表を使用。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	社債、株式等の振替に関する法律の加入者保護信託の信託財産とするための負担金の損金算入	府省名	金融庁
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「加入者保護信託への負担金積立残高（100億円）」は、本租税特別措置等が措置されない場合においても、振替機関及び口座管理機関は、一定金額を加入者保護信託への負担金として支払うことが義務付けられていることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、定性的に「負担金の損金算入による税収減は是認されるべき」と説明するにとどまり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の実績について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標（投資家が被る可能性のあるリスクの軽減）の実現状況について、「加入者保護信託にかかる信託財産の積立高は着実に進捗が見られる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書8③「<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>」欄への補足説明）

加入者保護信託における目標については、振替制度の規模が変化することや振替機関及び口座管理機関の破綻等の有無という予測不可能な事象により変わりうるものであり、定量的な目標を設定することは適切ではない。

そのうえで、本租税特別措置等における目標については、事後評価書（8有効性等③効果・達成目標の実現状況）において、「投資家の保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築する」としている。

また、達成状況についても、事後評価書（8有効性等③効果・達成目標の実現状況）のとおり、「平成22年度末の加入者保護信託の信託財産の期末残高は108億円となり～積立額は着実な進捗がみられ」るものの、振替機関又は口座管理機関の破綻等の発生件数や規模の予測が困難であることに鑑みれば、より確実に投資者保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築することを後押しするため、今後も引き続き本租税特別措置等を実施する必要があると考える。

- ④ 測定指標の設定（評価書中7③「<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>」欄への補足説明）

測定指標の「負担金積立残高」については、目標積立額100億円を設定しており、平成19年度には目標値まで達している。ただし、目標値に達した平成20年度以降においても、振替制度への新規参入による規模の変化や振替機関及び口座管理機関の破綻というような予測不可能な事象が発生するリスクが高く、より確実な加入者保護を担保するため、引き続き積立を行う必要がある。

- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「<租税特別措置等によるべき妥当性等>」欄への補足説明）

加入者保護信託制度に係る本租税特別措置等の内容は、「投資家の保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築する」という極めて公共性の高い目的の達成に寄与するものであり、これを支援することは妥当である。また、租税特別措置等の手段を用いることで、実際に加入者保護信託に拠出された金額に対してのみ損金算入を認めることが可能であり、他の政策手段と比べても適切である。なお、他の類似の制度（日本投資者保護基金、生命保険契約者保護機構など）においても同様の税制上の措置がとられており、公平性の観点からも本租税特別措置等の相当性の説明に特段の疑問は生じない。

- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「<他の支援措置や義務付け等との役割分担>」欄への補足説明）

「他の支援措置や義務付け等との役割分担」における義務付けの役割分担について、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき、振替機関及び口座管理機関に対し、加入者保護信託への負担金の支払義務を課すことで、投資家保護及び振替制度への信頼維持、安全かつ効率的で利便性の高

い決済システムの構築を目指すとともに、本租税特別措置等により支援するものであり、適切かつ明確な役割分担がなされている。なお、他の類似の制度と比較した場合でも同様の措置がとられている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社債、株式等の振替に関する法律の加入者保護信託の信託財産とするための負担金の損金算入
2	租税特別措置等の内容	<p>加入者である投資家の保護を図り、社債、株式等の振替に対する法律に基づく振替制度への信頼を維持するため、加入者保護信託を設定し、信託財産とするために振替機関及び口座管理機関が支払うこととなる負担金の損金算入を可能とするもの。</p> <p>振替機関又は口座管理機関が振替口座簿に記載若しくは記録の誤りを生じさせたまま破綻したことによって投資家に対して損害を与えた場合には、当該損害に相当する金額について、1加入者当たり1,000万円を上限に加入者保護信託契約を締結している受託者から投資家に対し支払うこととなる。</p>
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課金融税制室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	制度創設:平成15年度
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等	<p>政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 加入者保護信託制度により、投資家の保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築すること。</p> <p>《政策目的の根拠》 振替機関及び口座管理機関は、加入者保護信託の信託財産とするための金銭を、受託者に対して支払わなければならない(社債、株式等の振替に関する法律第62条)</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>Ⅱ-1 金融サービスの利用者(預金者・保険契約者・投資者等)が安心してそのサービスを利用できること</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資家が被る可能性のある損失のリスクを軽減することにより、安心して投資できる市場を構築し、貯蓄から投資への流れを推進する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・加入者保護信託への負担金積立残高 ・加入者保護信託の信託財産取崩額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 投資家の保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築するためには、加入者保護信託制度によって、投資家が損害を被った場合、円滑か</p>	

8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>○ 加入者保護信託に対する負担金の損金算入の特例措置に係る適用会社数</p> <p style="text-align: right;">(単位:社)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,447</td> <td>1,425</td> <td>1,775</td> <td>2,222</td> <td>2,300</td> <td>60</td> <td>31</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(証券保管振替機構、日本銀行調べ)</p> <p>※15~19年度は、振替制度参加全社が負担金を拠出(拠出は翌年度)。20年度以降は、各年度の振替制度への新規参加社のみ負担金を拠出(拠出は新規参加した各年度)。</p>	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	1,447	1,425	1,775	2,222	2,300	60	31	8														
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																							
		1,447	1,425	1,775	2,222	2,300	60	31	8																							
<p>② 減収額</p> <p>○ 加入者保護信託に対する負担金の損金算入の特例措置に係る減収額(推計)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>361</td> <td>360</td> <td>401</td> <td>425</td> <td>391</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記減収額は、負担金が全て損金算入されていると仮定し、負担金に法人税率(30%)を乗じて算出。</p> <p>(参考)損金算入対象の負担金 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>1,203</td> <td>1,202</td> <td>1,336</td> <td>1,416</td> <td>1,304</td> <td>23</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(住友信託銀行調べ)</p>	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	0	361	360	401	425	391	7	2	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	0	1,203	1,202	1,336	1,416	1,304	23	6
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																									
0	361	360	401	425	391	7	2																									
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																									
0	1,203	1,202	1,336	1,416	1,304	23	6																									
<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成15年度~平成22年度) 平成22年度末の加入者保護信託の信託財産の期末残高は、108億円となり、加入者保護信託に係る信託財産の積立額は着実に進捗がみられる。 ただし、投資家の保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築する観点から、振替制度への新規参加社においても、より積極的な積立を行っていく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年度~平成22年度) 本租税特別措置等が創設されて以降、加入者保護信託に係る信託財産の積立高は着実に進捗がみられる。また、積立額の取崩しは現在まで発生していないものの、投資家の保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築する観点から、引き続き、負担金を積立続けていくことで、投資家が損害を被った場合、円滑かつ確実に補償ができるセーフティネットの役割を果たすものと考えられる。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積立残高</td> <td>3,960</td> <td>5,169</td> <td>6,387</td> <td>7,755</td> <td>9,222</td> <td>10,593</td> <td>10,701</td> <td>10,801</td> </tr> <tr> <td>取崩額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(住友信託銀行調べ)</p> <p>※積立残高については、負担金の積立に加え、当初信託金、寄付金、信託財産の運用収益等を含み、管理費を控除した金額。</p>		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	積立残高	3,960	5,169	6,387	7,755	9,222	10,593	10,701	10,801	取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0					
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																								
積立残高	3,960	5,169	6,387	7,755	9,222	10,593	10,701	10,801																								
取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0																								

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成15年度～平成22年度)</p> <p>投資家の保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築する観点から、加入者保護信託制度によって、投資家が損害を被った場合、円滑かつ確実に補償ができるセーフティネットを整備するために振替機関及び口座管理機関が支払う負担金の損金算入による税込減は是認されるべきものと考えられる。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>振替制度において、振替機関又は口座管理機関の誤記録等により、加入者である投資家が損害を受け、口座管理機関が損害賠償義務を果たすことなく破綻した場合について、投資家が被る損害を補償するためのセーフティネットであり、妥当性がある。</p> <p>加入者保護信託にかかる振替機関及び口座管理機関による負担金の支払は、「社債、株式等の振替に関する法律」において義務付けられているものの、投資家保護及び社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度への信頼を維持し、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築する観点から、振替制度への新規参加社においても、より積極的な積立てを行っていく必要があるため、引き続き、本措置による支援が必要である。</p> <p>加入者保護信託の破綻処理に係る業務は、全国各地に存在する投資家を保護するためのものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		上記「効果・達成目標の実現状況」に記載のとおり、基金の積立は着実に進捗しているものの、政策目的を実現・維持させるためには、引き続き、積立をしていく必要があり、本租税特別措置等は今後も必要な措置であると考えている。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構）	府省名	金融庁
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし		○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「保険契約者保護資金の積立額、取崩額、積立残高」は、達成時期が設定されておらず、いつの時点で目標が達成されたといえるのか不明である。

また、本租税特別措置等が措置されない場合においても、保険会社は、一定金額を保険契約者保護資金への負担金として支払うことが義務付けられていることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、定性的に「負担金に係る税収減は容認されるべき」と説明することとなり、その根拠が明らかでないため、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の実績について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標（保険契約者等の保護）の実現状況について、「積立残高について着実な進捗が見られる」と説明しているが、課題のある測定指標（(1)参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構)
2	租税特別措置等の内容	生命保険契約者保護機構及び損害保険契約者保護機構は、破綻保険会社に係る資金援助等の業務の実施に要する費用に充てるためのものとして保険契約者保護資金を設けることとされている。 生命保険契約者保護機構及び損害保険契約者保護機構の会員である保険会社が当該保険契約者保護資金に対し負担金を拠出した場合には、その支払額について損金算入が可能とされている。
3	担当部局	金融庁総務企画局企画課保険企画室
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	制度創設:平成 10 年度
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 金融システムの安定性を確保すること  《政策目的の根拠》 保険業法 (目的) 第二百五十九条 保険契約者保護機構は、破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって保険業に対する信頼性を維持することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け II-1 金融サービスの利用者(預金者・保険契約者・投資者等)が安心してそのサービスを利用できること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 万一、保険会社が破綻した場合でも、保険契約者保護機構が円滑な破綻処理を行うためのセーフティネットにより、保険契約者等の保護を図ること。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 保険契約者保護資金に対する毎年の負担金の額(積立額)、 破綻保険会社の破綻処理に係る費用(取崩額)、 保険契約者保護資金の期末積立残高(積立残高)  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 円滑な破綻処理を行うためのセーフティネットによって保険契約者等の保護を図り、もって、金融システムの安定性を確保することができる。

8	有効性等	① 適用数等	<p>保険会社は、保険業法上の免許に応じ、生命保険契約者保護機構又は損害保険契約者保護機構へ加入し、加入した保険契約者保護機構に係る保険契約者保護資金に対して負担金を納付することとなっている。</p> <p>以下は、保険契約者保護資金の負担金納付会社数、すなわち本租税特別措置が適用された会社数である。</p> <p>なお、上記のとおり、保険契約者保護機構への加入義務が存在するため、過去の実績について適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏ったりしていることはない。</p> <p>○各保険契約者保護機構に対する負担金納付会社数 (単位:社)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>生命保険契約者保護機構</th> <th>損害保険契約者保護機構</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 10 年度</td><td>45</td><td>56</td></tr> <tr><td>平成 11 年度</td><td>47</td><td>57</td></tr> <tr><td>平成 12 年度</td><td>47</td><td>57</td></tr> <tr><td>平成 13 年度</td><td>44</td><td>53</td></tr> <tr><td>平成 14 年度</td><td>42</td><td>48</td></tr> <tr><td>平成 15 年度</td><td>42</td><td>46</td></tr> <tr><td>平成 16 年度</td><td>40</td><td>42</td></tr> <tr><td>平成 17 年度</td><td>39</td><td>38</td></tr> <tr><td>平成 18 年度</td><td>38</td><td>39</td></tr> <tr><td>平成 19 年度</td><td>38</td><td>43</td></tr> <tr><td>平成 20 年度</td><td>42</td><td>42</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>46</td><td>42</td></tr> <tr><td>平成 22 年度</td><td>47</td><td>42</td></tr> </tbody> </table> <p>(生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構調べ)</p>		生命保険契約者保護機構	損害保険契約者保護機構	平成 10 年度	45	56	平成 11 年度	47	57	平成 12 年度	47	57	平成 13 年度	44	53	平成 14 年度	42	48	平成 15 年度	42	46	平成 16 年度	40	42	平成 17 年度	39	38	平成 18 年度	38	39	平成 19 年度	38	43	平成 20 年度	42	42	平成 21 年度	46	42	平成 22 年度	47	42
			生命保険契約者保護機構	損害保険契約者保護機構																																									
平成 10 年度	45	56																																											
平成 11 年度	47	57																																											
平成 12 年度	47	57																																											
平成 13 年度	44	53																																											
平成 14 年度	42	48																																											
平成 15 年度	42	46																																											
平成 16 年度	40	42																																											
平成 17 年度	39	38																																											
平成 18 年度	38	39																																											
平成 19 年度	38	43																																											
平成 20 年度	42	42																																											
平成 21 年度	46	42																																											
平成 22 年度	47	42																																											
② 減収額	<p>○保険契約者保護資金に対する負担金の額に係る減収額(推計) (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>生命保険契約者保護資金分</th> <th>損害保険契約者保護資金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 10 年度</td><td>55</td><td>8</td></tr> <tr><td>平成 11 年度</td><td>166</td><td>23</td></tr> <tr><td>平成 12 年度</td><td>166</td><td>23</td></tr> <tr><td>平成 13 年度</td><td>166</td><td>23</td></tr> <tr><td>平成 14 年度</td><td>166</td><td>18</td></tr> <tr><td>平成 15 年度</td><td>108</td><td>18</td></tr> <tr><td>平成 16 年度</td><td>140</td><td>18</td></tr> <tr><td>平成 17 年度</td><td>166</td><td>18</td></tr> <tr><td>平成 18 年度</td><td>166</td><td>18</td></tr> <tr><td>平成 19 年度</td><td>166</td><td>18</td></tr> <tr><td>平成 20 年度</td><td>166</td><td>18</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>166</td><td>18</td></tr> <tr><td>平成 22 年度</td><td>166</td><td>18</td></tr> </tbody> </table> <p>(生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構調べ)</p>		生命保険契約者保護資金分	損害保険契約者保護資金分	平成 10 年度	55	8	平成 11 年度	166	23	平成 12 年度	166	23	平成 13 年度	166	23	平成 14 年度	166	18	平成 15 年度	108	18	平成 16 年度	140	18	平成 17 年度	166	18	平成 18 年度	166	18	平成 19 年度	166	18	平成 20 年度	166	18	平成 21 年度	166	18	平成 22 年度	166	18		
	生命保険契約者保護資金分	損害保険契約者保護資金分																																											
平成 10 年度	55	8																																											
平成 11 年度	166	23																																											
平成 12 年度	166	23																																											
平成 13 年度	166	23																																											
平成 14 年度	166	18																																											
平成 15 年度	108	18																																											
平成 16 年度	140	18																																											
平成 17 年度	166	18																																											
平成 18 年度	166	18																																											
平成 19 年度	166	18																																											
平成 20 年度	166	18																																											
平成 21 年度	166	18																																											
平成 22 年度	166	18																																											

		※上記表の減収額は、各年における保険契約者保護資金に対する負担金の額に法定実効税率（毎年 36.21%と仮定）を乗じて算出し、四捨五入している。																																																																																																	
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 10 年度～平成 22 年度)</p> <p>過去の保険会社破綻時には、破綻処理に係る費用を保険契約者保護資金から取り崩し(注)、円滑な破綻処理を実施したことにより、保険契約者等の保護が図られ、その結果、金融システムの安定性が確保されているところである。</p> <p>なお、今後も、万が一保険会社が破綻した場合には、金融システムの安定性を確保する必要がある。</p> <p>(注)破綻した時期等の影響で、当時の積立残高以上の破綻処理費用を要する場合には、保険業法に基づく金融機関からの借入れを行っている。なお、借入金は破綻処理後に納付された負担金によって返済が行われる。</p>																																																																																																		
	<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 10 年度～平成 22 年度)</p> <p>下記のとおり、本租税特別措置等が創設されて以降、保険契約者保護資金に対する負担金を納付するとともに、セーフティネット制度に基づく破綻保険会社への資金援助等、保険契約者保護機構による円滑な破綻処理を実施し、その結果、保険契約者等の保護が図られているところである。</p> <p>なお、破綻保険会社への資金援助を実施した場合であっても、本租税特別措置等が存置され、引き続き、当該保険契約者保護資金に対する負担金を納付してきているため、積立残高について着実な進捗が見られる。</p> <p>以上のことから、本租税特別措置による一定の効果が得られているものと考えられるが、平成 22 年度末において、セーフティネット確保の観点から必要としている積立限度額(注1)に積立残高が到達していないため、引き続き、積立てを進捗させていくことが必要な状況(注2)にある。</p> <p>(注1)平成 23 年9月末現在の計数 ・生命保険契約者保護機構:4,000 億円 ・損害保険契約者保護機構:500 億</p> <p>(注2)上記(注1)に到達するには、生命保険契約者保護機構:約 3,837 億円、損害保険契約者保護機構:約 12 億円の積立てが必要。なお、積立限度額まで負担金を納付することとされている。</p> <p>○保険契約者保護資金の積立額等</p> <p>(単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">生命保険契約者保護資金</th> <th colspan="3">損害保険契約者保護資金</th> </tr> <tr> <th>積立額</th> <th>取崩額</th> <th>積立残高</th> <th>積立額</th> <th>取崩額</th> <th>積立残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 10 年度</td> <td>153</td> <td>—</td> <td>153</td> <td>21</td> <td>—</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>平成 11 年度</td> <td>460</td> <td>3,849</td> <td>▲3,242</td> <td>65</td> <td>—</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>平成 12 年度</td> <td>460</td> <td>265</td> <td>▲2,874</td> <td>63</td> <td>0.2</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td>平成 13 年度</td> <td>460</td> <td>1,456</td> <td>▲3,923</td> <td>65</td> <td>40</td> <td>173</td> </tr> <tr> <td>平成 14 年度</td> <td>460</td> <td>—</td> <td>▲3,511</td> <td>50</td> <td>54</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td>平成 15 年度</td> <td>298</td> <td>—</td> <td>▲3,255</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>218</td> </tr> <tr> <td>平成 16 年度</td> <td>386</td> <td>—</td> <td>▲2,360</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>268</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年度</td> <td>460</td> <td>—</td> <td>▲1,930</td> <td>50</td> <td>83</td> <td>235</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>460</td> <td>—</td> <td>▲1,392</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>285</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>460</td> <td>—</td> <td>▲946</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>336</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>460</td> <td>1</td> <td>▲468</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>387</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>460</td> <td>281</td> <td>▲295</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>438</td> </tr> </tbody> </table>		生命保険契約者保護資金			損害保険契約者保護資金			積立額	取崩額	積立残高	積立額	取崩額	積立残高	平成 10 年度	153	—	153	21	—	21	平成 11 年度	460	3,849	▲3,242	65	—	86	平成 12 年度	460	265	▲2,874	63	0.2	149	平成 13 年度	460	1,456	▲3,923	65	40	173	平成 14 年度	460	—	▲3,511	50	54	168	平成 15 年度	298	—	▲3,255	50	—	218	平成 16 年度	386	—	▲2,360	50	—	268	平成 17 年度	460	—	▲1,930	50	83	235	平成 18 年度	460	—	▲1,392	50	—	285	平成 19 年度	460	—	▲946	50	—	336	平成 20 年度	460	1	▲468	50	—	387	平成 21 年度	460	281	▲295	50	—	438	
	生命保険契約者保護資金			損害保険契約者保護資金																																																																																															
	積立額	取崩額	積立残高	積立額	取崩額	積立残高																																																																																													
平成 10 年度	153	—	153	21	—	21																																																																																													
平成 11 年度	460	3,849	▲3,242	65	—	86																																																																																													
平成 12 年度	460	265	▲2,874	63	0.2	149																																																																																													
平成 13 年度	460	1,456	▲3,923	65	40	173																																																																																													
平成 14 年度	460	—	▲3,511	50	54	168																																																																																													
平成 15 年度	298	—	▲3,255	50	—	218																																																																																													
平成 16 年度	386	—	▲2,360	50	—	268																																																																																													
平成 17 年度	460	—	▲1,930	50	83	235																																																																																													
平成 18 年度	460	—	▲1,392	50	—	285																																																																																													
平成 19 年度	460	—	▲946	50	—	336																																																																																													
平成 20 年度	460	1	▲468	50	—	387																																																																																													
平成 21 年度	460	281	▲295	50	—	438																																																																																													

			平成 22 年度	460	—	163	50	—	488
			(生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構調べ)						
		(注)	<p>・上記表の計数は各計数につき四捨五入して表示しており、また、積立金に係る資産運用益等があるため、積立金・取崩額に対する積立残高が一致していない部分がある。</p> <p>・生命保険契約者保護資金の取崩額には、破綻保険会社への資金援助額(金融機関からの借入金を含む)を表示しており、積立残高には実際の保険契約者保護資金の残高(借入超過の場合はマイナス)を表示している。</p>						
			<p>《租税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 10 年度～平成 22 年度)</p> <p>保険契約者保護機構が、円滑に破綻処理を実施することで、保険契約者等の保護が図られてきており、その結果、金融システムの安定性が確保されているところである。</p> <p>「金融システムの安定性の確保」が強い公共性を有することを踏まえれば、保険契約者保護機構が円滑に破綻処理を実施するための資金の負担金にかかる租税減は容認されるべきものと考えられる。</p>						
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>政策目的である「金融システムの安定性の確保」が強い公共性を有することを踏まえれば、保険契約者保護機構が円滑に破綻処理を実施するための資金の負担金にかかる本租税特別措置等が設けられていることは妥当である。</p> <p>なお、破綻した保険会社に係る補助金等の他の手段も考えられるが、「金融システムの安定性」の確保が同様に求められる他業態(例:金融機関が預金保険機構に納付する預金保険の保険料は、全額損金の額に算入可能)との税制上の公平性を確保する観点からも、本租税特別措置による支援は妥当なものである。</p>						
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>同様の政策目的に係る義務づけとして、保険業法に基づく保険契約者保護資金に係る負担金納付義務が存在するが、「金融システムの安定性の確保」が強い公共性を有することを踏まえ、本租税特別措置等による税制上の支援がなされているところである。</p>						
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>保険契約者保護機構が行う破綻処理に係る業務は、全国各地に存在する保険契約者等を保護するためのものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>						
10	有識者の見解		—						
11	評価結果の反映の方向性		<p>上記「効果・達成目標の実現状況」に記載のとおり、これまでのところ政策目標・政策目的を実現してきているものの、平成 22 年度末において、セーフティネット確保の観点から必要としている積立限度額(注)に積立残高が到達していない。</p> <p>仮に積立残高が積立限度額に到達しても、万が一保険会社が破綻した場合には、当該積立残高を取り崩し、円滑な破綻処理を実施することにより、保険契約者等の保護を図り、その結果、金融システムの安定性を確保することとなる。取崩後は、セーフティネット確保の観点から必要としている積立限度額未</p>						

	<p>で再度、積立てを進捗させていくことが必要となる。</p> <p>この評価結果を踏まえれば、引き続き保険契約者保護資金の積立てを進捗させ、また、万が一の破綻に備えて積み立てる必要があり、本租税特別措置等は今後も必要な措置であると考えている。</p> <p>(注)平成23年9月末現在の計数</p> <p>・生命保険契約者保護機構:4,000億円 ・損害保険契約者保護機構:500億円</p>
12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（日本投資者保護基金）	府省名	金融庁
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「投資者保護基金積立額（500億円）」は、本租税特別措置等が措置されない場合においても、証券会社等は、一定金額を投資者保護基金への負担金として支払うことが義務付けられていることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、定性的に「負担金に係る税収減は容認されるべき」と説明することとなり、その根拠が明らかでないため、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の実績について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標（投資家が被るリスクの軽減）の実現状況について、「投資家が被る・・・損失を軽減することで・・・セーフティネットとして機能してきた」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）

測定指標の「積立残高」については、目標積立額 500 億円を設定しており、平成 20 年度には目標値まで達している。ただし、目標値に達した後においても、証券会社の破綻という予測不可能な事象が発生するリスクが高く、より確実な投資者保護を担保するため、引き続き、積立を行う必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（日本投資者保護基金）
2	租税特別措置等の内容	投資者保護基金は、証券会社等の破綻等の際に、顧客資産の円滑な返還に係る業務等に要する費用に充てるため、金融商品取引法に基づき、会員である証券会社等から負担金を徴収して積み立てており、その支払額について、損金算入が認められている。
3	担当部局	金融庁監督局証券課
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	制度創設：平成 10 年度
6	適用期間	恒久措置 （平成 22 年度より、財務大臣による指定がなされていないことから、損金算入の特例は適用されていない）
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 会員である証券会社等の経営破綻により顧客資産の返還が困難であると認められる場合において、当該証券会社等への補償対象債権を有する一般顧客に対する支払その他の業務を行うことにより、投資者保護を図り、もって証券取引に対する信頼性を維持すること。  《政策目的の根拠》 金融商品取引法 （目的） 第七十九条の二十一 投資者保護基金（以下この章及び附則において「基金」という。）は、第七十九条の五十六第一項の規定による一般顧客に対する支払その他の業務を行うことにより投資者の保護を図り、もって証券取引に対する信頼性を維持することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け II-1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資家が被る可能性のある損失のリスクを軽減することにより、安心して投資できる市場を構築し、貯蓄から投資への流れを促進する。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・投資者保護資金積立残高 ・証券会社の破綻処理等に係る費用として取崩した額  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 投資家が被る可能性のある損失のリスクが軽減され、安心して投資できる市場が構築されることで、投資家が保護され、もって証券取引に対する信頼性の維持に繋がることとなる。

8	有効性等	① 適用数等	<p>証券会社等は、金融商品取引法において、投資者保護基金への加入及び負担金の納付が義務付けられている。</p> <p>以下は、負担金納付会社数、すなわち本租税特別措置が適用された会社数である。</p> <p>なお、上記のとおり、法律より投資者保護基金への加入が義務付けられているため、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていたりすることはない。</p> <p>○ 投資者保護基金に対する負担金の損金算入の特例措置に係る適用会社数及び税金減収額</p> <p style="text-align: center;">(単位:社、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>238</td> <td>250</td> <td>255</td> <td>248</td> <td>27</td> <td>32</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>1,487</td> <td>1,454</td> <td>1,454</td> <td>364</td> <td>12</td> <td>29</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>31</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>7</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>45</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>25</td> <td>10</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(日本投資者保護基金調べ)</p> <p>※上記表中の「減収額」は、各年における基金に対する負担金の額に法定実効税率(毎年36.21%と仮定)を乗じて算出し、四捨五入している。</p>		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	適用数	238	250	255	248	27	32	19	減収額	1,487	1,454	1,454	364	12	29	32		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	適用数	31	21	21	18	7	0	減収額	45	30	30	25	10	0
			10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度																																							
		適用数	238	250	255	248	27	32	19																																							
減収額	1,487	1,454	1,454	364	12	29	32																																									
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																																										
適用数	31	21	21	18	7	0																																										
減収額	45	30	30	25	10	0																																										
② 減収額	上表のとおり																																															
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成10年度～平成22年度)</p> <p>平成22年度末の投資者保護基金残高は546億円となり、本租税特別措置が創設された平成10年度末残高332億円から比較すれば、着実な積立ての進捗が見られるところ、過去の証券会社破綻時には、破綻処理に係る費用を基金から取り崩し、円滑な破綻処理を実施したことにより、投資家の保護が図られ、その結果、証券取引に対する信頼性を維持してきた。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成10年度～平成22年度)</p> <p>本租税特別措置が創設されて以降、基金の残高を着実に積み上げてきており、平成12年度には、当該基金を取り崩すことにより、証券会社の円滑な破綻処理を実施し、投資家が被る可能性のあった損失リスクを軽減することで、安心して投資できる市場の構築に寄与するセーフティネットとして機能してきたところである。</p> <p>なお、平成20年度に積立目標額の500億円を達成したことから、平成22年度より損金算入の特例は適用されていないが、今後の補償事業の発生次第で、積立額が500億円を大きく下回る可能性もあることから、より確実に投資者を保護し、証券取引に対する信頼性を維持していくため、引き続き積立てていく必要がある。</p>																																															

		○投資者保護基金積立残高及び取崩額							
		(単位:百万円)							
		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
		残高	33,266	38,530	44,609	45,569	49,383	49,457	48,625
		取崩額			3,482	1			1
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
		残高	48,764	48,984	49,104	50,963	54,226	54,677	
		取崩額		2	266	2	13	1	
		(日本投資者保護基金調べ)							
		《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成10年度～平成22年度)							
		投資者保護基金が、円滑に破綻処理を実施することで、投資者保護が図られて、証券取引に対する信頼性が維持されてきているところ、こうした極めて高い公共性を有する制度であることを踏まえれば、基金の負担金に係る税込減は容認されるべきものと考えられる。							
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>投資者保護基金は、証券会社等に負担金拠出が法律により義務付けられていること、また、負担金拠出者ではなく投資者を保護するためのセーフティネットであること等を踏まえれば、その負担金に対し租税特別措置等が設けられていることは妥当と認められる。</p> <p>なお、破綻した証券会社等に対する補助金等の他の手段も考えられるが、金融業界の他のセーフティネットとの税制上の公平性(例:金融機関が預金保険機構に納付する預金保険の保険料は、全額損金の額に参入可能)を確保する観点からも、本租税特別措置による支援は妥当なものである。</p>						
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>投資者保護を図るための制度として、金融商品取引法において、証券会社等の自己資産と顧客資産を分別して管理する義務が証券会社等に課されているが、当基金は、証券会社が分別管理義務に違反し、その結果顧客資産の返還ができない場合等のセーフティネットであり、明確に役割分担がなされている。</p>						
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>当基金が行う破綻処理に係る業務は、全国各地に存在する投資者等を保護するためのものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当と考えられる。</p>						
10	有識者の見解	-							
11	評価結果の反映の方向性	<p>上記「効果・達成目標の実現状況」に記載のとおり、基金の積立目標額500億円を達成し、これまでのところ政策目標・政策目的を実現してきているものの、今後の補償事業の発生次第で、積立額が500億円を大きく下回る可能性もあることから、より確実に投資者を保護し、証券取引に対する信頼性を維持していくため、引き続き積立てていく必要があり、本租税特別措置等は今後も必要な措置であると考えている。</p>							
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-							

総務省



番号	制度名
総務省	
総務01	通信・放送システム災害対策促進税制の創設
総務02	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(上乘せ措置の恒久化)
総務03	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
総務04	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(中小企業投資促進税制)
総務05	中小企業投資促進税制の拡充・延長
総務06	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
総務07	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長
総務08	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における特例措置
総務09	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における特例措置

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	通信・放送システム災害対策促進税制の創設	府省名	総務省
税目	法人税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「平成24年度から2カ年で、大規模災害時における商用電源の停止時においても、平時の通信・放送サービスの利用者数の約7割に対して、24時間以上継続した通信・放送サービスの提供を達成する。また、通信・放送設備の被災時等においては、代替通信手段を講じ、更に迅速な復旧を達成する」は、義務付け等他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比して、定性的に説明しているが、税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には、課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標（2013年（平成25年）を目途に、大規模災害時においても通信・放送サービスの安定的な提供を行うための整備を促進し、更に信頼性の高い情報通信基盤を確保する）の実現状況について、「本措置を講ずることにより、平成24年度から2カ年で、大規模災害時における商用電源の停止時においても、平時の通信・放送サービスの利用者数の約7割に対して24時間以上継続した通信・放送サービスの提供を実現。また、通信・放送設備の被災時等における速やかな代替通信手段の確保により、更に迅速な復旧を実現」と説明しているが、本租税特別措置等の目標達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

〔単位 取得台数:台  
取得価額:百万円〕

- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 主な事業者アンケート調査を行い、設備ごとの設備投資台数とその単価をヒアリングして設備投資額を算出しているところ（別添「想定設備投資額の内訳（H24～H25年度）」参照）。
- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性」欄への補足説明）
- 補助金と比較して、本租税特別措置の手段が適切である理由  
 通信ネットワークは、各電気通信事業者のネットワークが相互に接続されたものであり、ユーザ同士が通信を行う場合は、経由する全てのネットワークが正常である必要がある。そのため、耐災害性の強化にあたっては、全ての電気通信事業者の底上げが必要であり、税制措置による幅広い効果を発揮させることが適当であると考えます。  
 放送ネットワークも同様であることから、税制措置による幅広い効果を発揮させることが適当であると考えます。
  - 規制の強化と比較して、本租税特別措置の手段が適切である理由  
 技術基準を定める事業用電気通信設備規則等については、今回の震災を踏まえた見直しを行っているところである。こうした見直しにあたっては、一定期間の経過措置を講ずることが一般的であり、本税制措置により経過措置の満了を待たずに自主的な設備投資を促すことができるため、本税制措置による支援は適切であると考えます。
  - 本税制措置により期待される効果  
 本税制措置の対象設備は、導入によって新たな利益を生み出すものではなく、災害時にのみ利用されるものであるため、事業者による積極的な設備投資は期待しづらいものである。事前のヒアリングでは、本税制措置が導入されれば適用期間中に対象設備を導入することを積極的に検討したいという事業者が204社おり、相当性が認められるものと考えます。

○ 電気通信事業者

I 非常用電源設備

1 移動電源車(単価:15百万円)

	合計
取得台数	76
取得価額	1,140

2 非常用発電機(単価:3百万円)

	合計
取得台数	1,028
取得価額	3,084

3 蓄電池(単価:6百万円)

	合計
取得台数	1,050
取得価額	6,300

II 予備設備

1 車載型基地局(単価:50百万円)

	合計
取得台数	120
取得価額	6,000

2 可搬型衛星基地局(単価:20百万円)

	合計
取得台数	254
取得価額	5,080

3 大ゾーン基地局(単価:30百万円)

	合計
取得台数	40
取得価額	1,200

4 マイクロエントランス回線(単価:3百万円)

	合計
取得台数	60
取得価額	180

5 中継系伝送路設備(単価:250百万円)

	合計
取得台数	20
取得価額	5,000

※ 中継系伝送路設備に関しては、大まかに「中継系交換機」、「光ファイバー」、「管路・とう道」に分類されるが、個々の単価は各々の処理能力・仕様や物理的長さによって異なるため、平均的なルーター式を単価としている。

○ 有線以外の放送事業者

I 蓄電池

1 蓄電池(単価:10百万円)

	合計
取得台数	130
取得価額	1,300

II 予備設備等

1-1 放送局の送信設備(中継局)(単価:10百万円)

	合計
取得台数	99
取得価額	990

1-2 放送局の送信設備(演奏所)(単価:8百万円)

	合計
取得台数	37
取得価額	296

2 中継回線設備(単価:25百万円)

	合計
取得台数	99
取得価額	2,475

○ 有線放送事業者

I 非常用電源設備

1 発電機(単価:16百万円)

	合計
取得台数	16
取得価額	262

2 蓄電池(単価:13百万円)

	合計
取得台数	54
取得価額	709

II 予備設備

1 ヘッドエンド設備(単価:15百万円)

	合計
取得台数	70
取得価額	1,062

2 伝送路設備(ケーブル)(単価:106百万円)

	合計
取得台数	67
取得価額	7,074

3 伝送路設備(ケーブルを除く)(単価:37百万円)

	合計
取得台数	43
取得価額	1,608

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	通信・放送システム災害対策促進税制の創設【国税】(国税1)(法人税:義)
2	要望の内容	東日本大震災時における通信・放送サービスの広域的、長時間にわたる機能停止の発生を踏まえ、大規模災害時においても、電気通信事業者及び放送事業者が、継続してサービス提供するために必要となる以下の対象設備について、特別償却の措置を適用する。【新設】 ① 対象者 電気通信事業者及び放送事業者 ② 対象設備 ・非常用電源設備(商用電源の供給が停止した場合において、電気通信設備、放送設備に電力を供給するもの) ・災害発生時において通信・放送サービスの提供を維持するために必要な予備設備等 ③ 措置内容 取得価額の20%の特別償却
3	担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課、事業政策課 総務省情報流通行政局放送技術課、衛星・地域放送課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	2年間(平成24年4月1日から平成26年3月31日まで)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東日本大震災に比肩する大規模災害発生時においても、国民生活、社会経済活動、行政機能を支える通信・放送サービスの継続的提供がなされるよう、国民の生命・身体の安全確保や国家機能の維持等を担う情報通信基盤の更なる強化の実現を図る。 このため、非常用電源設備、予備設備の導入について電気通信事業者等にインセンティブを付与するための税制優遇措置を講ずるものである。 《政策目的の根拠》 東日本大震災からの復興の基本方針(H23.7.29東日本大震災復興対策本部) 5 復興施策(3)地域経済活動の再生 ⑨交通・物流・情報通信(iii)・・・次世代の発展につながるよう、地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進など情報通信技術の利活用促進を行う。あわせてこれと一体的に情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備を進め、まちづくりと一体となった国民が安心して利用できる災害に強い情報通信ネットワークの構築に向けた取組を行う。 5 復興施策(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり ⑤今後の災害への備え (V)また、最大規模の外力に対するリスク評価、防災拠点(災害に強い施設)・情報伝達体制・警戒避難体制の整備、社会基盤の防災対策の強化とルートの多重化、必要な技術開発、災害に強い供給網の構築、企業の事業継続の取組みの促進等を行う。 ②: 政策体系における政策目的の位置付け 24年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画(平成19年総務省訓令第60号)】 V. 情報通信(ICT政策) 3. 放送分野における利用環境の整備 4. 情報通信技術利用環境の整備

	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>2013（平成 25 年）年を目的に、大規模災害時においても通信・放送サービスの安定的な提供を行うための整備を促進し、更に信頼性の高い情報通信基盤を確保する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>平成 24 年度から 2 力年で、大規模災害時における商用電源の停止時においても、平時の通信・放送サービスの利用者数の約 7 割に対して、24 時間以上継続した通信・放送サービスの提供を達成する。</p> <p>また、通信・放送設備の被災時等においては、代替通信手段を講じ、更に迅速な復旧を達成する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置を講ずることにより、既に設備投資済みの非常用電源設備等への更なる追加投資等が促進され、これら設備の整備展開によって、国民の生命・身体の安全確保や国家機能の維持等を担う情報通信基盤の強化に寄与するものである。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>204 社（平成 24 年度、25 年度とも同数）</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業者：56 社 東日本大震災を受けて安全・信頼性を確保するための対策を公表している電気通信事業者 6 社の他、電気通信事業者協会の会員になっている事業者のうち、ケーブルテレビ事業者及び放送事業者を除いた 50 社を加えたもの。</li> <li>・放送事業者：148 社 放送事業者へのヒアリング、アンケート等から、対象設備の導入が見込まれる事業者を算出したもの。</li> </ul>
	②: 減収額	<p>平成 24 年度 1,317 百万円、平成 25 年度 1,307 百万円</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業者：839 百万円（平成 24 年度、25 年度とも同額） 各年度の設備投資予定額 13,992 百万円から算出したもの（設備投資予定額に特別償却率（20%）及び法人税率（30%）を乗じた結果。以下同じ。）</li> <li>・放送事業者：平成 24 年度 478 百万円、平成 25 年度 468 百万円 平成 24 年度の設備投資予定額 7,970 百万円及び平成 25 年度の設備投資予定額 7,806 百万円から算出したもの</li> </ul>
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 25 年度）</p> <p>本措置を講ずることにより、平成 24 年度から 2 力年で、大規模災害時における商用電源の停止時においても、平時の通信・放送サービスの利用者数の約 7 割に対して 24 時間以上継続した通信・放送サービスの提供を実現。</p> <p>また、通信・放送設備の被災時等における速やかな代替通信手段の確保により、更に迅速な復旧を実現。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 25 年度）</p> <p>東日本大震災で明らかになった課題として、発災直後においては通信・放送設備が備える非常用電源設備等により一定時間の通信・放送サービスの提供が行われていたものの、これまでに類を見ない広域的な通信設備等への被害と、広域的、長時間に渡る商用電源供給の停止により、通信・放送施設の多くが機能停止する事態となったところ。</p> <p>本措置を講ずることにより、平成 24 年度から 2 力年で、大規模災害</p>

			<p>時における商用電源の停止時においても、平時の通信・放送サービスの利用者数の約 7 割に対して 24 時間以上継続した通信・放送サービスの提供を実現。</p> <p>また、通信・放送設備の被災時等における速やかな代替通信手段の確保により、更に迅速な復旧を実現。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 25 年度）</p> <p>東日本大震災の教訓を踏まえ、今後想定される大規模災害に備えるためには、広域的な被害を受けた通信設備等への迅速な復旧対策と、広域的、長時間に渡る商用電源供給停止による通信設備等の機能停止への防止策を講じることが、喫緊の課題。</p> <p>本措置のように民間企業の投資を加速するインセンティブがあれば、東日本大震災に比肩する大規模災害に対応した通信・放送サービスの情報通信基盤の整備促進が図れることになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 25 年度）</p> <p>本措置を講ずることにより、既に設備投資済みの非常用電源設備等への更なる追加投資の促進が見込まれる。これにより、大規模災害時における商用電源の停止時においては、通信・放送サービスの安定的な提供の実現が可能となる。また、通信・放送設備の被災時等においても、代替通信手段の確保によりさらに迅速な復旧の実現に資することが見込まれるため、税収減を十分に是認できるものと考えられる。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>非常用電源設備等については、これまでの税制優遇措置により、一定程度整備が図られてきたところである。</p> <p>しかしながら、今回の震災の教訓から従前の備えでは、東日本大震災に比肩する大規模災害等における通信・放送サービスの継続的提供は困難と言わざるを得ない。</p> <p>このため、早期に集中的な投資を喚起する効果を有する税制措置を講ずることにより民間事業者等にインセンティブを付与し、大規模災害時における放送・通信サービスを継続する設備強化を促進させ、情報通信基盤の強化を図ることは、国民の生命・身体の安全確保や国家機能の維持等を図る上で、極めて効果的かつ適正である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>事業用電気通信設備規則等において、本支援措置の一部の対象設備については設置を義務付けている。設置を義務付けている設備については、既存の設備に対して追加的な設置を促進するものであり、設置を義務付けていない設備については、新たな設置を促進するものである。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>	
10	有識者の見解		<p>総務省が開催する「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方における検討会」の「中間とりまとめ（案）」において、</p> <p>① 被災した通信設備の復旧について、今回の取組のうち、有効な取組としてベストプラクティスとして共有しつつ、移動基地局の更なる配備や衛星回線の活用など、今回の対応を踏まえた応急復旧の対応の在り方について検討。</p> <p>② 電源の安定的確保を図る観点から、基地局の無停電化やバッテリーの長時間化の推進、移動電源車数の増加などが指摘されているところ。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化）	府省名	総務省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（【点検結果表の別紙】参照）をも踏まえている。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

【修正前】我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

【修正後】我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。そのうち、研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおり（平成23年度経済産業省アンケート調査に基づき、平成21年度の場合につき試算）。

・研究開発税制による研究開発投資押し上げ額は3,078億円と推計される。  
大企業及び中小企業：2,565億円（21年度減収額）×1.2倍（研究開発投資押し上げ効果（※））  
＝3,078億円

（※）平成21年度アンケート調査においては、大企業分と中小企業分を合算の上、試算。

・これは、民間試験研究費約12兆円（21年度実績額）を約2.6%押し上げる効果をもたらし、対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献したと言える。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

【修正前】主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。

【修正後】主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。そのうち、研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおり（平成23年度経済産業省アンケート調査に基づき、平成24年度の場合につき試算）。

・研究開発税制による研究開発投資押し上げ額は3,302億円と推計される。  
大企業：2,479億円（24年度減収見込額）×1.26倍（研究開発投資押し上げ効果）＝3,125億円  
中小企業：112億円（24年度減収見込額）×1.59倍（研究開発投資押し上げ効果）  
＝177億円

・これは、民間試験研究費約12兆円（21年度実績額）を約2.8%押し上げる効果をもたらし、対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献すると言える。

・なお、上乗せ措置が恒久化された場合、上乗せ措置を考慮して研究開発投資計画を策定する企業は約3.4倍に増加すると想定されており、上乗せ措置の恒久化により、一層の研究開発投資の押し上げが期待できる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化） 【国税】 (国税4)(法人税：義)	
2	要望の内容	増加型・高水準型の恒久化	
3	担当部局	情報通信国際戦略局技術政策課	
4	評価実施時期	平成23年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型：昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制：昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度：平成5年度創設 ・総額型：平成15年度創設 ・高水準型：平成20年度創設	
6	適用又は延長期間	・総額型（中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む）：期限なし ・増加型：平成23年度末まで ・高水準型：平成23年度末まで ・経済対策部分：（総額型控除上限20%→30%については平成23年度末まで。繰越期間は最長平成24年度末まで）	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》  2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。  《政策目的の根拠》  「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (新成長戦略：平成22年6月18日閣議決定)
		② 政策体系における政策的な位置付け	24年度概算における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画（平成19年総務省訓令第60号）】 V 情報通信(ICT政策) 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》  民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準（第1位）に維持する。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》  民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。
8	有効性等	① 適用数等	・利用実績（うち、税法上の中小企業分） ＜本租税特別措置全体＞ 平成19年度 8,479事業年度（5,747事業年度） 平成20年度 7,912事業年度（4,657事業年度） 平成21年度 7,172事業年度（4,411事業年度） ＜増加型・高水準型＞ 平成20年度 907事業年度（430事業年度） 平成21年度 1,544事業年度（1,019事業年度） 〔出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」〕

なお、平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されておらず、また増加型・高水準型の事業年度は平成20年度から表記されている。

・将来推計（うち、税法上の中小企業分） 【算出根拠：別紙①】  
 <本租税特別措置全体>  
 平成22年度見込み 8,727事業年度（5,224事業年度）  
 平成23年度見込み 6,485事業年度（3,099事業年度）  
 平成24年度見込み 6,660事業年度（3,180事業年度）

<増加型・高水準型> 【算出根拠：別紙②】  
 平成22年度見込み 1,442事業年度（877事業年度）  
 平成23年度見込み 887事業年度（439事業年度）  
 平成24年度見込み 857事業年度（390事業年度）

（出典：平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より経済産業省が推計）

・利用業種  
 下記の通り、幅広い業種で利用されている。  
 【平成22年度増加型・高水準型 業種別内訳】

業種	利用企業数	（うち中小企業）
化学	44	3
電気機械	19	3
窯業	3	0
輸送用機械	7	3
精密機械	6	1
機械	13	3
その他	52	14

平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より

② 減収額

・減収額実績（うち、税法上の中小企業分）  
 <本租税特別措置全体>  
 平成17年度 5,663億円（307億円）  
 平成18年度 5,820億円（305億円）  
 平成19年度 6,269億円（167億円）  
 平成20年度 2,881億円（246億円）  
 平成21年度 2,565億円（131億円）

<増加型・高水準型>  
 平成20年度 178億円（14億円）  
 平成21年度 133億円（6億円）  
 （出典：国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」）

・将来推計（うち、税法上の中小企業分）  
 <本租税特別措置全体> 【算出根拠：別紙①】  
 平成22年度見込み 3,059億円（248億円）  
 平成23年度見込み 2,915億円（113億円）  
 平成24年度見込み 2,591億円（112億円）

<増加型・高水準型> 【算出根拠：別紙②】  
 平成22年度見込み 221億円（8億円）

平成23年度見込み 151億円（4億円）  
 平成24年度見込み 126億円（3億円）  
 （出典：平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より経済産業省が推計）

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成15年～平成20年）

現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.42%。主要先進諸国の中で最高水準の対GDP研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。

なお、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである点に留意。

主要国の対GDP研究開発投資比率（単位：%）

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42
中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54
韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37
アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77
イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02
ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」

<今後の達成予測>  
 主要先進諸国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成15年～平成20年）

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率（単位：%）

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13
韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54
アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」

		<p>&lt;今後の達成予測&gt;          主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成22年度～平成31年度）          平成23年度の減収見込み額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。          なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成24年度～平成33年度までの10年間とした。</p> <p>&lt;増加型・高水準型&gt;          平成24年度の減収見込み額における、各租税特別措置の効果          ・減収額：126億円程度（うち中小企業分3億円）            ↓（マクロモデルによる計算）          ・GDP押し下げ影響：約654億円（うち中小企業分：20億円）</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成24年度～平成33年度）          経済波及効果の試算（※23年度の経済産業省実施アンケートに基づく）</p> <p>&lt;本租税特別措置全体&gt;          ・平成24年度減収額 2,591億円（うち中小企業112億円）            ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果              大企業：1.26倍              中小企業：1.59倍          ・研究開発投資押上げ額              大企業：3,125億円（2480億円×1.26倍）              中小企業：177億円（112億円×1.59倍）            ↓ GDP押し上げ効果（マクロモデルによる計算）              大企業：1兆2719億円              中小企業：728億円</p> <p>・平成24年度の本租税特別措置全体による減税が、平成24年度～平成33年までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果：1兆3,447億円</p>	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>・我が国においては、          ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高く（72.5%。韓国に次いで2番目）、          ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い（98.5%）、          ③政府による企業への直接支援が少ない（0.9%、主要国中最低）。</p> <p>・すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。</p> <p>・研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。</p> <p>・予算上の措置（委託費等）は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税</p>

			<p>制措置による支援が適切と考えられる。</p> <p>・平成23年度経済産業省アンケート結果によれば、「上乗せ措置が継続される保証がないが恒久措置となれば計画に考慮」と回答する企業が半数近く（42%）存在し、上乗せ措置の恒久化が研究開発投資促進の大きなインセンティブとなることが期待できる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>・予算上の措置（委託費等）は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>・また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>・法人税法第23条第一項第四号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月

## 別紙①「本租税特別措置全体における適用数・適用金額の算定根拠」

### 試算方法

活用資料：経済産業省平成23年度企業アンケート調査（以下、企業アンケート）  
 大企業：技術振興課（送付2,068社、回収844社（回収率41%））  
 中小企業：中小企業庁（送付2,837社、回収626社（回収率22%））  
 国税庁会社標本調査「税務統計から見た法人企業の実態」（以下、国税庁調査）

目的とする試算値：平成24年度の本租税特別措置の適用数及び適用金額

試算方法：【本ページ「総額型」における推計値】及び次ページ「増加型・高水準型」における推計値を合算し本租税特別措置全体の推計値としている

#### 「総額型」における推計値

①平成24年度試験研究費の回答がある企業（大企業198社、中小企業278社）において、企業アンケートと国税庁調査の適用数及び適用金額を比較し、企業アンケートの平均カバー率（端数あり）を算出

【適用数】（平成21年度国税庁調査：大企業2,236社、中小企業3,392社）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	3.7%	4.3%		<u>4.0%</u>
中小企業	1.5%	1.6%		<u>1.5%</u>

【適用金額】（平成21年度国税庁調査：大企業2,307億円、中小企業125億円）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	27.7%	25.4%		<u>26.5%</u> +=
中小企業	1.6%	1.9%		<u>1.7%</u>

②企業アンケートにおける平成24年度の適用数及び適用金額を、算出した平均カバー率で除して推計

【適用数（推計）】

	アンケート結果	平均カバー率	=	適用数（推計）
大企業	120社	4.0%	=	3,013社
中小企業	43社	1.5%	=	2,790社

総額型  
5,803社

増加型・高水準型  
（次ページ）  
857社

本租税特別  
措置全体  
6,660社

【適用金額（推計）】

大企業	626億円	÷ 26.5%	=	2,357億円
中小企業	1.89億円	÷ 1.7%	=	108億円

2,465億円

126億円

2,591億円

## 別紙②「増加型・高水準型における適用数・適用金額の算定根拠」

### 試算方法

活用資料：経済産業省平成23年度企業アンケート調査（以下、企業アンケート）  
 大企業：技術振興課（送付2,068社、回収844社（回収率41%））  
 中小企業：中小企業庁（送付2,837社、回収626社（回収率22%））  
 国税庁会社標本調査「税務統計から見た法人企業の実態」（以下、国税庁調査）

目的とする試算値：平成24年度の上乗せ措置の適用数及び適用金額

試算方法：①平成24年度試験研究費の回答がある企業（大企業198社、中小企業278社）において、企業アンケートと国税庁調査の適用数及び適用金額を比較し、企業アンケートの平均カバー率を算出

【適用数】（平成21年度国税庁調査：大企業525社、中小企業1,019社）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	6.1%	4.2%		<u>5.1%</u>
中小企業	3.0%	1.1%		<u>2.1%</u>

【適用金額】（平成21年度国税庁調査：大企業127億円、中小企業6億円）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	62.3%	35.3%		<u>48.8%</u>
中小企業	1.9%	0.9%		<u>1.4%</u>

②企業アンケートにおける平成24年度の適用数及び適用金額を、算出した平均カバー率で除して推計

【適用数（推計）】

	アンケート結果	平均カバー率	=	適用数（推計）
大企業	24社	5.1%	=	467社
中小企業	8社	2.1%	=	390社

857社

【適用金額（推計）】

大企業	60億円	÷ 48.8%	=	123億円
中小企業	5百万円	÷ 1.4%	=	3億円

126億円



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	府省名	総務省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	※
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（【点検結果表の別紙】参照）をも踏まえている。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）

- ・平成23年度中小企業庁アンケート調査結果によれば、「上乗せ措置は期限付き措置であり継続される保証はないため、受け入れられる税額控除を考慮していないが、恒久措置となった場合には考慮して計画を作成する」と回答する企業が31.3%存在することから、上乗せ措置の恒久化が研究開発投資促進の大きなインセンティブとなることが期待できる。
- ・従って、本租特が研究開発投資促進の大きなインセンティブになることから、主要先進国の中で最高水準（第1位）を維持することが達成目標として適切なものと考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

【修正前】我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

【修正後】我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。そのうち、研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおり（平成23年度経済産業省アンケート調査に基づき、平成21年度の場合につき試算）。

- ・研究開発税制による研究開発投資押上げ額は3,078億円と推計される。  
大企業及び中小企業：2,565億円（21年度減収額）×1.2倍（研究開発投資押上げ効果（※））  
＝3,078億円

（※）平成21年度アンケート調査においては、大企業分と中小企業分を合算の上、試算。

- ・これは、民間試験研究費約12兆円（21年度実績額）を約2.6%押し上げる効果をもたらし、対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献したと言える。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

【修正前】主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、本租税特別措置の恒久化により、長期に安定した研究開発投資が促進されることで、政府目標である2020年度対GDP民間研究開発投資比率3%以上の達成に寄与できる。

【修正後】主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、本租税特別措置の恒久化により、長期に安定した研究開発投資が促進されることで、政府目標である2020年度対GDP民間研究開発投資比率3%以上の達成に寄与できる。そのうち、研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおり（平成23年度経済産業省及び中小企業庁アンケート調査に基づき、平成24年度の場合につき試算）。

- ・研究開発税制による研究開発投資押上げ額

【国税】3,302億円と推計される。

大企業：2,479億円（24年度減収見込額）×1.26倍（研究開発投資押上げ効果）＝3,125億円

中小企業：112億円（24年度減収見込額）×1.59倍（研究開発投資押上げ効果）  
＝177億円（試算では小数点以下四捨五入前の111.5億円を使用）

【地方税】30億円と推計される。

地方税減収額：112億円（国税の減収見込額）×0.173（地方税に換算）  
＝19億円（試算では小数点以下四捨五入前の111.5億円を使用）

研究開発投資押上額：19億円（24年度減収見込額）×1.59倍（研究開発投資押上効果）  
＝30億円

- ・これは、民間試験研究費約12兆円（21年度実績額）を約2.8%押し上げる効果をもたらし、対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献すると言える。
- ・なお、上乗せ措置が恒久化された場合、上乗せ措置を考慮して研究開発投資計画を策定する企業は約3.4倍に増加すると想定されており、上乗せ措置の恒久化により、一層の研究開発投資の押し上げが期待できる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置【地方税】(地方税6)(法人住民税:義)
2	要望の内容	・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)  ・要望内容 増加型・高水準型の恒久化
3	担当部局	情報通信国際戦略局技術政策課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置)
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP4%以上に する。 《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (新成長戦略:平成22年6月18日閣議決定)  「我が国の産業競争力の源である民間企業の研究開発力の維持・強化を図るため、研究開発税制の維持等を図る。」 「ものづくり基盤技術を支える中小企業の研究開発やその集積を支援」 (日本国内投資促進プログラム(総理指示):平成22年11月29日決定)
	② 政策体系における政策目的の位置付け	24年度概算における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画(平成19年総務省訓令第60号)】 V 情報通信(ICT政策) 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進

③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)に維持する。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。																																			
	① 適用数等 適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。  国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成19年度 8,479事業年度(5,747事業年度) 平成20年度 7,912事業年度(4,657事業年度) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 (注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。  国税及び本租特(地方税)を利用したことがある中小企業の割合 平成19年度 59.6% 平成20年度 52.0% 平成21年度 51.1% 【中小企業庁アンケート調査結果(22、23年度)より算出】  以上より、本租特における利用実績を算出すると以下のとおりとなる。  本租特における利用実績 平成19年度 3,425事業年度 平成20年度 2,421事業年度 平成21年度 2,254事業年度  したがって、中小企業技術基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることから、適用数が想定外に僅少であるとは言いがたいといえる。 また、主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。  主な業種の本租特利用実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金属製品工業</td> <td>11.8%</td> <td>9.7%</td> <td>6.3%</td> </tr> <tr> <td>精密機械工業</td> <td>11.8%</td> <td>11.1%</td> <td>8.5</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>8.2%</td> <td>8.3%</td> <td>12.7%</td> </tr> <tr> <td>輸送用機器工業</td> <td>8.3%</td> <td>6.9%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>食品工業</td> <td>7.1%</td> <td>8.3%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>電気機械工業</td> <td>5.9%</td> <td>56%</td> <td>12.7%</td> </tr> <tr> <td>卸売・売業</td> <td>5.9%</td> <td>8.3%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業</td> <td>3.5</td> <td>2.8%</td> <td>4.2%</td> </tr> </tbody> </table> 【中小企業庁アンケート調査結果(22、23年度)より算出】 将来推計としては、現行の制度体系が変わらないものと仮定していることから、約2,500~3,000事業年度程度と推測される。		平成20年度	平成21年度	平成22年度	金属製品工業	11.8%	9.7%	6.3%	精密機械工業	11.8%	11.1%	8.5	化学工業	8.2%	8.3%	12.7%	輸送用機器工業	8.3%	6.9%	4.2%	食品工業	7.1%	8.3%	4.2%	電気機械工業	5.9%	56%	12.7%	卸売・売業	5.9%	8.3%	4.2%	ソフトウェア業	3.5	2.8%
	平成20年度	平成21年度	平成22年度																																	
金属製品工業	11.8%	9.7%	6.3%																																	
精密機械工業	11.8%	11.1%	8.5																																	
化学工業	8.2%	8.3%	12.7%																																	
輸送用機器工業	8.3%	6.9%	4.2%																																	
食品工業	7.1%	8.3%	4.2%																																	
電気機械工業	5.9%	56%	12.7%																																	
卸売・売業	5.9%	8.3%	4.2%																																	
ソフトウェア業	3.5	2.8%	4.2%																																	

②: 減収額	<p>地方税における減収額</p> <p>減収額実績</p> <p>平成16年度 29億円          平成17年度 53億円          平成18年度 53億円          平成19年度 29億円          平成20年度 43億円          平成21年度 23億円</p> <p>【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】</p> <p>平成22年度見込み 43億円          平成23年度見込み 20億円          平成24年度見込み 19億円</p> <p>【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果（23年度）より推計】</p> <p>（減収額実績の算出方法）          「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>（参考）国税における減収額          減収額実績（うち、税法上の中小企業分）          平成16年度 4,235億円（167億円）          平成17年度 5,663億円（309億円）          平成18年度 5,820億円（305億円）          平成19年度 6,269億円（167億円）          平成20年度 2,881億円（246億円）          平成21年度 2,565億円（131億円）</p> <p>【出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p> <p>減収額見込み（うち、税法上の中小企業分）          平成22年度見込み 3,059億円（248億円）          平成23年度見込み 2,915億円（113億円）          平成24年度見込み 2,591億円（112億円）</p> <p>【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果（23年度）より推計】</p> <p>（参考）国税のうち、増加型・高水準型における減収額          減収額実績（うち、税法上の中小企業分）          平成20年度 178億円（14億円）          平成21年度 133億円（6億円）</p> <p>【出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p> <p>減収額見込み（うち、税法上の中小企業分）          平成22年度見込み 221億円（8億円）          平成23年度見込み 151億円（4億円）          平成24年度見込み 126億円（3億円）</p> <p>【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果（23年度）より推計】</p>													
	<p>③: 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成15年～平成20年）</p> <p>我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率（単位：%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.20</td> <td>3.17</td> <td>3.32</td> <td>3.41</td> <td>3.44</td> <td>3.42</td> </tr> </tbody> </table>		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年								
日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42								

	中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54
	韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37
	アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77
	イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77
	カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84
	ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04
	フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02
	ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64
	イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 20010/01」

現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.42%（2008年）であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2008年時点で2.69%という世界最高水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資拡充競争の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる（当然、政府の研究開発予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な目標とは言えない）。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成15年～平成20年）

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、本租税特別措置の恒久化により、長期に安定した研究開発投資が促進されることで、政府目標である2020年度対GDP民間研究開発費比率3%以上の達成に寄与できる。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率（単位：%）

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13
韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54
アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」

	<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成24年度～平成33年度)</p> <p>増加型・高水準型相当分：          中小企業庁アンケート調査結果(平成23年度)より、平成24年度の中小企業技術基盤強化税制のうち、増加型・高水準型相当分の減収額を3.3億円と推計。その上で、上記要望に相当する内容について、減収額及び投資押し上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成24年度～平成33年度までの10年間とした。)</p> <p>平成24年度の減税試算額における、租税特別措置の効果          平成24年度減収額 3.3億円(中企庁試算)          ↓ 地方税に換算：0.173倍          平成24年度での地方税減収額：0.57億円          ↓ 中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押し上げ効果：1.59倍          研究開発投資押し上げ額：0.9億円          ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる試算)          10年間(平成24～33年度)累計のGDP押し上げ効果(地方税分)：約3億円</p> <p>上記の試算に基づき、平成24年度に増加型・高水準型の措置がなされなかった場合におけるGDPの押し下げ効果(平成24年度～平成33年度の累計)は約3億円</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成24～33年度)</p> <p>経済波及効果の試算(※23年度の経済産業省・中小企業庁アンケート結果に基づく)</p> <p>【研究開発税制全体(国税)】          ・平成24年度減収額 2,591億円          (うち中小企業112億円 ※試算では小数点以下四捨五入前の111.5億円を使用)          ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果          大企業：1.26倍          中小企業：1.59倍          ・研究開発投資押し上げ額          大企業：3,125億円(2480億円×1.26倍)          中小企業：1,777億円(112億円×1.59倍)          ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)          大企業：1兆2719億円          中小企業：728億円          ・10年間(平成24～平成33年度)累計のGDP押し上げ効果：約1兆3,447億円</p> <p>※地方税部分          ・平成24年度減収額 112億円(※試算では小数点以下四捨五入前の111.5億円を使用)          ↓ 地方税に換算：0.173倍          ・平成24年度での地方税減収額：19億円</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果：1.59倍          ・研究開発投資押し上げ額：30億円(19億円×1.59倍)          ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)：124億円          ・10年間(平成24～平成33年度)累計のGDP押し上げ効果(地方税分)：約124億円</p>
9	相当性	<p>①：租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国においては、          ①企業の実施する研究開発費は国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%。この値は米、英、独、仏、露、中、韓、日の8ヶ国中、韓国に次いで2位)          ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、          ③政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、上記8ヶ国中最低)。          すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進しているということができる。そのため、企業の創意工夫のある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要である。          研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促す措置であり、妥当性があると言える。          ・予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</p> <p>②：他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。          また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p> <p>③：地方公共団体が協力する相当性</p> <p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。          本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

## 減収見込額の算定根拠(試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

活用資料: 経済産業省平成23年度企業アンケート調査(以下、企業アンケート)  
 大企業: 技術振興費(送付2,068社、回収844社(回収率41%))  
 中小企業: 中小企業庁(送付2,837社、回収626社(回収率22%))  
 国税庁会社標本調査「税務統計から見た法人企業の実態」(以下、国税庁調査)

目的とする試算値: 平成24年度の本租税特別措置(国税・地方税)の減収見込額  
 試算方法:

### 「総額型における推計値」

①平成24年度試験研究費の回答がある企業(大企業198社、中小企業278社)において、企業アンケートと国税庁調査の減収額を比較し、企業アンケートの平均カバー率(端数あり)を算出

【適用金額】(国税庁調査: 大企業2,471億円(20年度)・2,307億円(21年度)、中小企業232億円(20年度)・125億円(21年度)、  
 経産省調査: 大企業685億円(20年度)・585億円(21年度)、中小企業3.6億円(20年度)・2.4億円(21年度))

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	27.7%	25.4%		<u>26.5%</u>
中小企業	1.6%	1.9%		<u>1.7%</u>

②企業アンケートにおける平成24年度の減収見込額を、算出した平均カバー率(端数あり)で除して推計

【適用金額(推計)】

大企業 626億円 ÷ 26.5% = 2,357億円  
 中小企業 1.89億円 ÷ 1.7% = 108.2億円①



### 「増額型・高水準型における推計値」

①平成24年度試験研究費の回答がある企業(大企業198社、中小企業278社)において、企業アンケートと国税庁調査の減収額を比較し、企業アンケートの平均カバー率(端数あり)を算出

【適用金額】(国税庁調査: 大企業164億円(20年度)・127億円(21年度)、中小企業14億円(20年度)・6億円(21年度)、  
 経産省調査: 大企業102億円(20年度)・45億円(21年度)、中小企業0.3億円(20年度)・0.1億円(21年度))

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	62.3%	35.3%		<u>48.8%</u>
中小企業	1.9%	0.9%		<u>1.4%</u>

②企業アンケートにおける平成24年度の減収見込額を、算出した平均カバー率(端数あり)で除して推計

【適用金額(推計)】

大企業 60億円 ÷ 48.8% = 123億円  
 中小企業 5百万円 ÷ 1.4% = 3.3億円③

126億円④

試算結果(平成24年度減収見込額):

- ・国税全体: 2,591億円②(うち、税法上の中小企業分: 112億円④(108.2億円①+ 3.3億円③))
- ・国税のうち増額型・高水準型: 126億円④(うち、税法上の中小企業分: 3.3億円③)
- ・地方税全体: 112億円④×17.3%=19億円
- ・地方税のうち増額型・高水準型: 3.3億円③×17.3%=57百万円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制）	府省名	総務省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	※
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（点検結果表の別紙参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（点検結果表の別紙参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（【点検結果表の別紙】参照）をも踏まえている。

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）  
本税制は、中小企業の設備投資を促進し、生産性の向上等を図ることを目的としており、中小企業全体の設備投資の水準を測る指標としては、設備投資対キャッシュフロー比率等が適切である。事前評価書にも記載のとおり、中小企業庁が実施したアンケート結果によれば、本税制利用企業の設備投資対キャッシュフロー比率は約86%、税制非利用企業の比率は約49%となっており、本税制利用企業が、中小企業全体の設備投資の水準向上に寄与していることは明らかである。また、資本コストモデルにより、過去4年間の経済情勢（利子率、物価等）やアンケート回答企業の投資実績等から、外部要因の影響を除いた本税制による設備投資の押し上げ効果を分析しており、その効果を十分に検証できる。
- ⑤ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
平成18～20年度については、中小企業実態基本調査（中小企業庁）より少額減価償却資産の特例の利用者数を把握（①）。中小企業庁が実施したアンケート調査より本税制と少額特例の利用者数比率を算出（②）。①に②を乗じることで中小企業投資促進税制の利用者数を算出。  
平成21～23年度については、本税制と対象となっている設備毎に平成20～23年度の取得価額を中小製造業設備投資動向調査（日本政策金融公庫）等より算出し、それぞれの伸び率を年度毎に平成20年度の利用者数に乗じて算出。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
平成24、25年度については、上記試算により算出した平成20～23年度伸び率の平均を23年度の利用者数に乗じてそれぞれ算出。
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
本税制の対象となっている設備毎に取得価額を中小製造業設備投資動向調査（日本政策金融公庫）等より算出（①）。中小企業庁が実施したアンケート調査より特別償却・税額控除の利用率を算出（②）。中小企業実態基本調査（中小企業庁）より設備投資実施企業の割合を算出（③）。  
上記①～③を乗じるとともに、特別償却・税額控除それぞれの償却率・控除及び特別償却については法人税率を乗じることで、特別償却及び税額控除の減収額を算出。
- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）  
投資押し上げ効果・経済効果については、評価書に概要を記載してあるが、本税制による効果を検証するため、設備投資関数分析に用いられている資本コストモデルを用いて投資誘発効果を定量的に算出。  
租税特別措置がない場合の設備投資額の推計と実際の設備投資額を比較することで、租税特別措置による設備投資増加額の推計している。（別紙「定量分析の手法について」参照）

- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）  
投資押し上げ効果・経済効果については、評価書に概要を記載してあるが、本税制による効果を検証するため、設備投資関数分析に用いられている資本コストモデルを用いて投資誘発効果を定量的に算出。  
租税特別措置がない場合の設備投資額の推計と実際の設備投資額を比較することで、租税特別措置による設備投資増加額の推計している。（別紙「定量分析の手法について」参照）

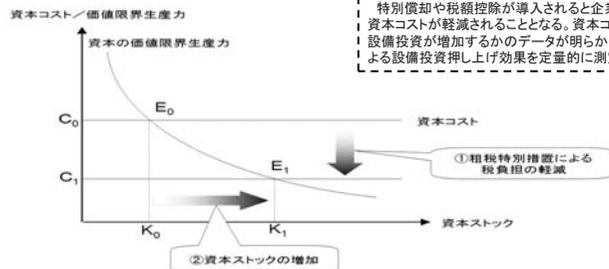
租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等が機械等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制）【国税】（国税6）（法人税：義）
2	要望の内容	中小企業等が特定機械装置等の取得をした場合には、基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除について、器具備品の試験機器等を対象設備に追加した上で、その適用期限を2年間延長する。
3	担当部局	情報流通行政局 情報流通振興課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 「総合経済対策」（平成10年4月）に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量8t以上→3.5t以上） 平成12年度 1年間の延長（平成13年5月までの適用期間延長） 平成13年度 10ヶ月の延長（平成14年3月までの適用期間の延長） 平成14年度 2年間の延長（平成16年3月までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長（平成18年3月までの適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長（平成20年3月までの適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加） 平成20年度 2年間の延長（平成22年3月までの適用期間の延長） 平成22年度 2年間の延長（平成24年3月までの適用期間の延長）
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～同26年3月31日（2年間）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業は、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、我が国経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やICT化への投資の加速を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法では、「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」等が定められている。また、民主党政案集 INDEX2009 では、「中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であり、雇用の大半を支える存在です。このような観点から、税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要です。」との記述がある。中小企業白書（2010年版、閣議決定）において、中小企業投資促進税制は、「中小企業者の設備投資を促進し、生産性の向上を図る」措置として位置づけられている。新経済成長戦略2008改訂版（閣議決定）において、「生産性向上を図るため」の措置として、中小企業投資促進税制が位置づけられている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>24年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画（平成19年総務省訓令第60号）】 V. 情報通信（ICT政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進 VI. 郵政行政 郵政行政の推進</p>

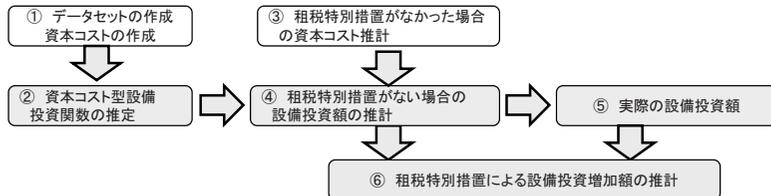
【参考】定量分析の手法について

- 中小企業投資促進税制による効果を検証するため、設備投資関数分析に用いられている資本コストモデルを用いて投資誘発効果を定量的に算出。

《資本コストモデルのイメージ》



《効果測定の作業フロー》



	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業における機械装置・ICT投資等の設備投資の活発化・加速化を支援することにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を進め、多様で効率的なサービスの提供を可能にすることにより、経済の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①～③の指標をすべて満たすことを目標とする。</p> <p>① 設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>② 設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>③ 生産・営業用設備DI (DI = 「過剰」 - 「不足」) ±5ポイント程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>また、本税制措置の適用期間中は、中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率、設備投資実施企業割合、生産営業用設備判断DIについて、前年平均値と比較して5ポイント程度向上させをを目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の実業性の向上、成長力の底上げ、もって経済の活性化を図ることができる。</p> <p>上記達成目標を設定することで、設備投資が活発に行われているかどうか、一方で、過剰な設備投資が行われていないかを把握することが可能となり、それぞれの指標を満たすことで、設備投資を通じた生産性の向上、経済の活性化に寄与するものである。</p> <p>本税制措置非利用企業における設備投資対キャッシュフローが約49%であるのに対し、利用企業は約86%と目標の80%を超えており、本税制措置による投資拡大に寄与している。</p> <p>また、本税制措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本税制措置が影響した」と答えた企業は約51%であり、企業の設備投資実施を大きく後押ししている。</p>
		<p>① 適用数等</p> <p>(過去5年間の適用数) (全省庁ベース)</p> <p>平成18年度 64,341社 平成19年度 64,156社 平成20年度 44,810社 平成21年度 32,398社 平成22年度 40,497社</p> <p>(将来の推計) (全省庁ベース)</p> <p>平成23年度 39,687社 平成24年度 39,073社 平成25年度 38,469社</p> <p>※ 平成18～20年度は、中小企業庁のアンケート調査より本税制と少額特例の利用者数比を算出し、それを中小企業実態基本調査の少額特例利用法人数に乗じて本税制の利用者数を推計</p> <p>※ 平成21～25年度は、本税制の対象となっている設備毎に中小企業実態基本調査等を元に設備取得額を算出し、それら合計額の年度毎の伸び率を乗じて推計</p> <p>平成21年度会社基本調査によると、本特例の利用中小法人は約3万1</p>
8	有効性等	

	② 減収額	<p>干法人となっており、想定外に僅少ではない。</p> <p>また、ほぼすべての業種がこの税制の適用対象となっており、税制の利用状況(平成22年度に中小企業庁が実施したアンケート調査)を見ても、以下のとおり想定外に特定の者に偏ってはいない。</p> <table border="1"> <tr> <td>業種</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>情報通信業</td> <td>サービス業</td> <td>卸売業</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>12.1</td> <td>34.7</td> <td>9.0</td> <td>11.0</td> <td>17.5</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>小売業</td> <td>不動産業</td> <td>飲食・宿泊業</td> <td>運輸業</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>16.1</td> <td>4.2</td> <td>6.5</td> <td>26.7</td> <td>12.9</td> </tr> </table>	業種	建設業	製造業	情報通信業	サービス業	卸売業	割合(%)	12.1	34.7	9.0	11.0	17.5	業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	運輸業	その他	割合(%)	16.1	4.2	6.5	26.7	12.9
		業種	建設業	製造業	情報通信業	サービス業	卸売業																			
割合(%)	12.1	34.7	9.0	11.0	17.5																					
業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	運輸業	その他																					
割合(%)	16.1	4.2	6.5	26.7	12.9																					
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>(過去5年間の減収額試算) (全省庁ベース)</p> <p>平成19年度 2,300億円 平成20年度 2,560億円 平成21年度 2,500億円 平成22年度 1,288億円 平成23年度 1,322億円 (出典:財務省による試算)</p> <p>(将来の推計) (全省庁ベース)</p> <p>平成24年度 1,419億円 (中小企業庁による試算)</p> <p>※ 本税制の対象となっている設備ごとに中小企業実態基本調査等を基に設備取得額を算出し、減収額を推計</p>																								
		<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年度～25年度)</p> <p>本税制は、一定の価格要件を課すことにより生産性の高い設備取得を促進するものであり、実際に約3万社の中小企業に利用されている。さらに、本税制による設備投資の押し上げ効果が1.22倍と測定されており、経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やICT化への投資の加速に寄与していることが伺える。</p> <p>8①に記載のとおり、将来的にも引き続き多くの中小企業に利用が見込まれ、生産性の向上に資する設備投資等を加速させ、もって中小企業の実業活動の活性化に寄与すると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年度～25年度)</p> <p>平成16年(2004年)以降、平成20年(2008年)第Ⅲ四半期まで設備投資は堅調に推移(企業の投資性向である「設備投資対キャッシュフロー比率」も上昇傾向で推移)。しかし、平成20年第Ⅳ四半期以降、世界的な金融危機を背景とする景気の急落により、企業の収益が急激に悪化。生産の落ち込み(稼働率の低下)により設備の過剰感が増し、設備投資を手控える傾向が顕著になっており、直近は若干の回復が見られるものの、いまだ目標には達していない状況。</p>																								

(全省庁ベース)

年・期	設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断 DI		
18年	I	62.2	年間	32.1	年間	0	年間
	II	65.4	平均値	30.6	平均値	1	平均値
	III	67.5	66.6	31	31.3	1	0.5
	IV	71.3		31.3		0	
19年	I	75.4	年間	30.7	年間	▲ 1	年間
	II	71.6	平均値	29.8	平均値	0	平均値
	III	69.9	71.8	27.1	28.3	2	0.5
	IV	70.3		25.4		1	
20年	I	71	年間	26.3	年間	2	年間
	II	71.8	平均値	24.5	平均値	4	平均値
	III	71.9	70.8	26.3	25.0	5	5
	IV	68.4		22.9		9	
21年	I	64.8	年間	19.3	年間	18	年間
	II	62.2	平均値	18.9	平均値	20	平均値
	III	55.8	58.8	19.3	19.6	19	18.5
	IV	52.5		20.7		17	
22年	I	51.1	年間	21.6	年間	13	年間
	II	51.1	平均値	22.4	平均値	12	平均値
	III	55.1	53.1	24.9	23.5	9	10.5
	IV	55.2		25.2		8	

平成 24 年度以降も引き続き本措置を継続することで、設備投資の活性化を図っていく必要がある。平成 23 年度及び 24 年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。

	23 年度	24 年度
設備投資対キャッシュフロー比率	58.1	63.1
設備投資実施企業割合	28.5	33.1
生産・営業用設備判断 DI	5.5	0.5

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成 24 年度～25 年度)

我が国経済は、アメリカ発の金融危機に端を発する景気後退から持ち直してきているが、自律的な回復といえる状況には至っていない。特に、中小企業の業況は、その水準自体は依然として低く、厳しい状況が続いており、設備投資を手控えする傾向が顕著となっている。このような厳しい経済情勢の中にあつて、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するための施策を廃止した場合、急減した設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していくことが出来なくなるおそれがある。

本税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値として、設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備投資額との比較を行って試算した結果、本税制措置による減収額に対して、1.22 倍の設備投資押し上げ効果が得られるという試算がある。

他方、近年、中国等のアジア諸国の企業の競争力向上、EU 等における環境規制の強化、東日本大震災による原発事故や相次ぐ製品事故等に伴う品質・性能に対する消費者の安全意識の高まり等の環境変化を受け、製品の品質向上に資する設備の導入ニーズが高まっているところ。

厳しい内外環境の中で、自立的な成長発展を目指す中小企業を強力に支援するため、税制面においても、品質・生産性の向上に資する度量衡器、試験機器及び測定機器を中小企業投資促進税制の対象として加えることにより、中小企業の品質・生産性向上のための取り組みを強力に後押しすることが必要。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 18 年度～25 年度)

本税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、本税制措置による減収額に対して、1.22 倍の設備投資押し上げ効果が得られているとの試算がある(注 1)。これを基に、マクロ的な経済効果を試算した場合、設備投資増加額は 789 億円となり(注 2)、これによる GDP 押し上げ効果は 915 億円、各産業への生産誘発効果は 1,750 億円、雇用誘発効果は 12,466 人と試算される(注 3)。

適用期間が延長された場合の平成 24、25 年度においても、引き続き本税制措置による同様の設備投資・GDP 押し上げ等が期待される。

(※上記の試算は、平成 23 年度に中小企業庁から山田ビジネスコンサルティング株式会社への委託事業の一環として実施したものであり、暫定的なもの。)

(注 1) 設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備投資額との比較を行って試算したもの。

(注 2) 中小企業投資促進税制の減収額をベースに試算している。

(注 3) GDP 押し上げ効果の算出に当たっては、代表的なマクロ計量モデルにおける公共投資乗数効果を用いた(複数のモデルの平均値を採用)。生産誘発額については、GDP 押し上げ効果(金額)を産業別の中小企業投資額に応じて産業別の最終需要増加額を推計し、これに産業連関表のレオンチェフ逆行列係数を乗じて算出した。また、この生産誘発額に産業連関表の雇用係数を乗じて雇用誘発効果を算出した。

また、減収額と達成目標の実現状況を対比すると以下のとおり。

年度	減収額 (億円)	設備投資対 キャッシュ フロー比率 (%)	設備投資 実施企業割合 (%)	生産・営業用 設備判断 DI
18	2,110	66.6	31.3	0.5
19	2,300	71.8	28.3	0.5
20	2,560	70.8	25.0	5.0
21	2,500	58.8	19.6	18.5
22	1,288	53.1	23.5	10.5
23	1,486	58.1	28.5	5.5
24	1,419	63.1	33.1	0.5

我が国経済は、アメリカ発の金融危機に端を発する景気後退から持ち直してきているが、自律的な回復といえる状況には至っていない。特に、中小企業の業況は、その水準自体は依然として低く、厳しい状況が続いており、設備投資を手控えする傾向が顕著となっている。

しかし、本税制措置は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって設備投資へのインセンティブとなる。

加えて、本税制措置では、中小企業の設備投資を幅広く支援するため、ほぼすべての業種を対象として、機械装置全般、一定の器具備品、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化や生産性向上に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。

将来的にも、引き続き多くの中小企業に利用が見込まれ、生産性の向上に資する設備投資等を加速させ、もって中小企業の経済活動の活性化に寄与すると考えられる。

① 租税特別措置等によるべき妥当性等  
経済全体として設備投資を手控えする傾向が顕著となっている中であっても、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和や、特別償却（償却費用の前倒し）による投下資金の早期回収が可能な税制措置を講じることは、急減した設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で、必要不可欠な施策である。

中小企業の設備投資は、その企業の資金状況や業況等により左右されるため、最近の著しい技術革新の中で時代に即応した中小企業の機動的な投資を促進するためには、設備投資に際して多くの選択肢を持つことが有益である。よって、ほぼすべての業種で利用可能であり、対象設備も広い本税制措置は必要不可欠である。さらに、取得価格の下限額を設定することによって設備の近代化・生産性の向上等を後押ししている。

② 他の支援措置や義務付け等との役割分担

本税制措置は、中小企業等の幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げを図ることを通じて、中小企業の経営安定を図ることを目的としているものであるが、本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。

③ 地方公共団体が協力する相当性

本税制により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性向上を通じて当該中小企業の経営基盤の安定・強化が図られ、利益の増加により、雇用の創出や取引先の拡大など、地域の経済の活性化に資する。

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業投資促進税制の拡充・延長	府省名	総務省
税目	法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
<b>租税特別措置等の合理性</b>		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
<b>租税特別措置等の有効性</b>		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	※
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
<b>租税特別措置等の相当性</b>		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
<b>その他</b>		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（【点検結果表の別紙】参照）をも踏まえている。

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

本税制は、中小企業の設備投資を促進し、生産性の向上等を図ることを目的としており、中小企業全体の設備投資の水準を測る指標としては、設備投資対キャッシュフロー比率等が適切である。事前評価書にも記載のとおり、中小企業庁が実施したアンケート結果によれば、本税制利用企業の設備投資対キャッシュフロー比率は約86%、税制非利用企業の比率は約49%となっており、本税制利用企業が、中小企業全体の設備投資の水準向上に寄与していることは明らかである。また、資本コストモデルにより、過去4年間の経済情勢（利子率、物価等）やアンケート回答企業の投資実績等から、外部要因の影響を除いた本税制による設備投資の押し上げ効果を分析しており、その効果を十分に検証できる。

- ⑤ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成18～20年度については、中小企業実態基本調査（中小企業庁）より少額減価償却資産の特例の利用者数を把握（①）。中小企業庁が実施したアンケート調査より本税制と少額特例の利用者数比率を算出（②）。①に②を乗じることで中小企業投資促進税制の利用者数を算出。

平成21～23年度については、本税制と対象となっている設備毎に平成20～23年度の取得価額を中小製造業設備投資動向調査（日本政策金融公庫）等より算出し、それぞれの伸び率を年度毎に平成20年度の利用者数に乗じて算出。

- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成24、25年度については、上記試算により算出した平成20～23年度伸び率の平均を23年度の利用者数に乗じてそれぞれ算出。

- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本税制の対象となっている設備毎に取得価額を中小製造業設備投資動向調査（日本政策金融公庫）等より算出（①）。中小企業庁が実施したアンケート調査より特別償却・税額控除の利用率を算出（②）。中小企業実態基本調査（中小企業庁）より設備投資実施企業の割合を算出（③）。

上記①～③を乗じるとともに、特別償却・税額控除それぞれの償却率・控除及び特別償却については法人税率を乗じることで、特別償却及び税額控除の減収額を算出。

- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

投資押し上げ効果・経済効果については、評価書に概要を記載してあるが、本税制による効果を検証するため、設備投資関数分析に用いられている資本コストモデルを用いて投資誘発効果を定量的に算出。

租税特別措置がない場合の設備投資額の推計と実際の設備投資額を比較することで、租税特別措置による設備投資増加額の推計している。（別紙「定量分析の手法について」参照）

- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

投資押し上げ効果・経済効果については、評価書に概要を記載してあるが、本税制による効果を検証するため、設備投資関数分析に用いられている資本コストモデルを用いて投資誘発効果を定量的に算出。

租税特別措置がない場合の設備投資額の推計と実際の設備投資額を比較することで、租税特別措置による設備投資増加額の推計している。（別紙「定量分析の手法について」参照）

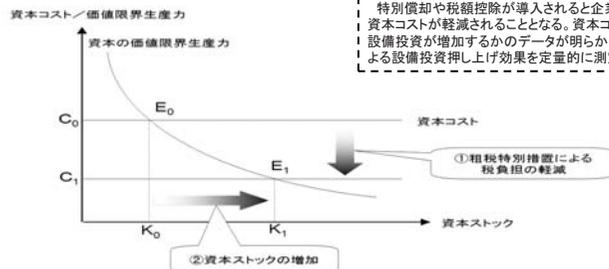
租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業投資促進税制の拡充・延長【地方税】 (地方税7)(法人住民税、事業税:義)
2	要望の内容	中小企業者等が特定機械装置等の取得をした場合には、基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除について、器具備品の試験機器等を対象設備に追加した上で、その適用期限を2年間延長する(租税特別措置法第10条の3、第42条の6において措置された場合、国税との自動連動を図る。)
3	担当部局	情報流通行政局 情報流通振興課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8 <sup>t</sup> 以上→3.5 <sup>t</sup> 以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月までの適用期間延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月までの適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月までの適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月までの適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月までの適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月までの適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月までの適用期間の延長)
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日~同26年3月31日(2年間)
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業は、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、我が国経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やICT化への投資の加速を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法では、「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」等が定められている。また、民主党政権集 INDEX2009 では、「中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であり、雇用の大半を支える存在です。このような観点から、税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要です。」との記述がある。</p> <p>中小企業白書(2010年版、閣議決定)において、中小企業投資促進税制は、「中小企業者の設備投資を促進し、生産性の向上を図る」措置として位置づけられている。</p> <p>新経済成長戦略2008改訂版(閣議決定)において、「生産性向上を図るため」の措置として、中小企業投資促進税制が位置づけられている。</p> <p>②: 政策体系における政策目的的位置付け</p> <p>24年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画(平成19年総務省訓令第60号)】 V. 情報通信 (ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 VI. 郵政行政 郵政行政の推進</p>

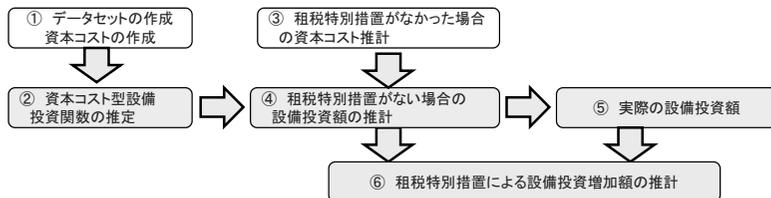
【参考】定量分析の手法について

- 中小企業投資促進税制による効果を検証するため、設備投資関数分析に用いられている資本コストモデルを用いて投資誘発効果を定量的に算出。

《資本コストモデルのイメージ》



《効果測定の作業フロー》



	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業における機械装置・ICT投資等の設備投資の活発化・加速化を支援することにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を進め、多様で効率的なサービスの提供を可能にすることにより、経済の活性化を図る。</p>
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①～③の指標をすべて満たすことを目標とする。</p> <p>① 設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>② 設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>③ 生産・営業用設備DI (DI = 「過剰」 - 「不足」) ±5ポイント程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>また、本税制措置の適用期間中は、中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率、設備投資実施企業割合、生産営業用設備判断DIについて、前年平均値と比較して5%ポイント程度向上させることを目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の実業性の向上、成長力の底上げ、もって経済の活性化を図ることができる。</p> <p>上記達成目標を設定することで、設備投資が活発に行われているかどうか、一方で、過剰な設備投資が行われていないかを把握することが可能となり、それぞれの指標を満たすことで、設備投資を通じた生産性の向上、経済の活性化に寄与するものである。</p> <p>本税制措置非利用企業における設備投資対キャッシュフローが約49%であるのに対し、利用企業は約86%と目標の80%を超えており、本税制措置による投資拡大に寄与している。</p> <p>また、本税制措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本税制措置が影響した」と答えた企業は約51%であり、企業の設備投資実施を大きく後押ししている。</p>
8 有効性等	①: 適用数等	<p>(過去5年間の適用数) (全省庁ベース)</p> <p>平成18年度 64,341社 平成19年度 64,156社 平成20年度 44,810社 平成21年度 32,398社 平成22年度 40,497社 (将来の推計) (全省庁ベース) 平成23年度 39,687社 平成24年度 39,073社 平成25年度 38,469社</p> <p>※ 平成18～20年度は、中小企業庁のアンケート調査より本税制と少額特例の利用者数比を算出し、それを中小企業実態基本調査の少額特例利用法人数に乗じて本税制の利用者数を推計</p> <p>※ 平成21～25年度は、本税制の対象となっている設備毎に中小企業実態基本調査等を元に設備取得額を算出し、それら合計額の年度毎の伸び率を乗じて推計</p>

	②: 減収額	<p>平成21年度会社標準調査によると、本特例の利用中小法人は約3万1千法人となっており、想定外に僅少ではない。</p> <p>また、ほぼすべての業種がこの税制の適用対象となっており、税制の利用状況(平成22年度に中小企業庁が実施したアンケート調査)を見ても、以下のとおり想定外に特定の者に偏ってはいない。</p> <table border="1"> <tr> <th>業種</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>情報通信業</th> <th>サービス業</th> <th>卸売業</th> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>12.1</td> <td>34.7</td> <td>9.0</td> <td>11.0</td> <td>17.5</td> </tr> <tr> <th>業種</th> <th>小売業</th> <th>不動産業</th> <th>飲食・宿泊業</th> <th>運輸業</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>16.1</td> <td>4.2</td> <td>6.5</td> <td>26.7</td> <td>12.9</td> </tr> </table>	業種	建設業	製造業	情報通信業	サービス業	卸売業	割合(%)	12.1	34.7	9.0	11.0	17.5	業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	運輸業	その他	割合(%)	16.1	4.2	6.5	26.7	12.9
		業種	建設業	製造業	情報通信業	サービス業	卸売業																			
割合(%)	12.1	34.7	9.0	11.0	17.5																					
業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	運輸業	その他																					
割合(%)	16.1	4.2	6.5	26.7	12.9																					
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>(過去5年間の減収額試算) (全省庁ベース)</p> <p>平成19年度 2,300億円 平成20年度 2,560億円 平成21年度 2,500億円 平成22年度 1,288億円 平成23年度 1,322億円 (出典:財務省による試算) (将来の推計) (全省庁ベース) 平成24年度 1,419億円 (中小企業庁による試算)</p> <p>※ 本税制の対象となっている設備ごとに中小企業実態基本調査等を基に設備取得額を算出し、減収額を推計</p>																								
		<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年度～25年度)</p> <p>本税制は、一定の価格要件を課すことにより生産性の高い設備取得を促進するものであり、実際に約3万社の中小企業に利用されている。さらに、本税制による設備投資の押し上げ効果が1.22倍と測定されており、経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やICT化への投資の加速に寄与していることが伺える。</p> <p>8①に記載のとおり、将来的にも引き続き多くの中小企業に利用が見込まれ、生産性の向上に資する設備投資等を加速させ、もって中小企業の実業活動の活性化に寄与すると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年度～25年度)</p> <p>平成16年(2004年)以降、平成20年(2008年)第Ⅲ四半期まで設備投資は堅調に推移(企業の投資性向である「設備投資対キャッシュフロー比率」も上昇傾向で推移)。しかし、平成20年第Ⅳ四半期以降、世界的な金融危機を背景とする景気の急落により、企業の収益が急激に悪化。生産の落ち込み(稼働率の低下)により設備の過剰感が増し、設備投資を手控える傾向が顕著になっており、直近は若干の回復が見られるものの、いまだ目標には達していない状況。</p>																								

(全省庁ベース)

年・期	設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断 DI	
	I	年間 II	年間 III	年間 IV	年間 I	年間 II
18年	62.2	66.6	32.1	31.3	0	0.5
	65.4		30.6		1	
	67.5		31		1	
	71.3		31.3		0	
19年	75.4	71.8	30.7	28.3	▲ 1	0.5
	71.6		29.8		0	
	69.9		27.1		2	
	70.3		25.4		1	
20年	71	70.8	26.3	25.0	2	5
	71.8		24.5		4	
	71.9		26.3		5	
	68.4		22.9		9	
21年	64.8	58.8	19.3	19.6	18	18.5
	62.2		18.9		20	
	55.8		19.3		19	
	52.5		20.7		17	
22年	51.1	53.1	21.6	23.5	13	10.5
	51.1		22.4		12	
	55.1		24.9		9	
	55.2		25.2		8	

平成 24 年度以降も引き続き本措置を継続することで、設備投資の活性化を図っていく必要がある。平成 23 年度及び 24 年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。

	23 年度	24 年度
設備投資対キャッシュフロー比率	58.1	63.1
設備投資実施企業割合	28.5	33.1
生産・営業用設備判断 DI	5.5	0.5

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成 24 年度～25 年度)

我が国経済は、アメリカ発の金融危機に端を発する景気後退から持ち直してきているが、自律的な回復といえる状況には至っていない。特に、中小企業の業況は、その水準自体は依然として低く、厳しい状況が続いており、設備投資を手控える傾向が顕著となっている。このような厳しい経済情勢の中において、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するための施策を廃止した場合、急減した設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していくことが出来なくなるおそれがある。

本税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値として、設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備投資額との比較を行って試算した結果、本税制措置による減収額に対して、1.22 倍の設備投資押し上げ効果が得られるという試算がある。

他方、近年、中国等のアジア諸国の企業の競争力向上、EU 等における環境規制の強化、東日本大震災による原発事故や相次ぐ製品事故等に伴う品質・性能に対する消費者の安全意識の高まり等の環境変化を受け、製品の品質向上に資する設備の導入ニーズが高まっているところ。

厳しい内外環境の中で、自立的な成長発展を目指す中小企業を強力に支援するため、税制面においても、品質・生産性の向上に資する度量衡器、試験機器及び測定機器を中小企業投資促進税制の対象として加えることにより、中小企業の品質・生産性向上のための取り組みを強力に後押しすることが必要。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 18 年度～25 年度)

本税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、本税制措置による減収額に対して、1.22 倍の設備投資押し上げ効果が得られているとの試算がある(注 1)。これを基に、マクロ的な経済効果を試算した場合、設備投資増加額は 789 億円となり(注 2)、これによる GDP 押し上げ効果は 915 億円、各産業への生産誘発効果は 1,750 億円、雇用誘発効果は 12,466 人と試算される(注 3)。

適用期間が延長された場合の平成 24、25 年度においても、引き続き本税制措置による同様の設備投資・GDP 押し上げ等が期待される。

(※上記の試算は、平成 23 年度に中小企業庁から山田ビジネスコンサルティング株式会社への委託事業の一環として実施したものであり、暫定的なもの。)

(注 1) 設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備投資額との比較を行って試算したもの。

(注 2) 中小企業投資促進税制の減収額をベースに試算している。

(注 3) GDP 押し上げ効果の算出に当たっては、代表的なマクロ計量モデルにおける公共投資乗数効果を用いた(複数のモデルの平均値を採用)。生産誘発額については、GDP 押し上げ効果(金額)を産業別の中小企業投資額に応じて産業別の最終需要増加額を推計し、これに産業連関表のレオンチェフ逆行列係数を乗じて算出した。また、この生産誘発額に産業連関表の雇用係数を乗じて雇用誘発効果を算出した。

また、減収額と達成目標の実現状況を対比すると以下のとおり。

年度	減収額 (億円)	設備投資対 キャッシュ フロー比率 (%)	設備投資 実施企業割合 (%)	生産・営業用 設備判断 DI
18	2,110	66.6	31.3	0.5
19	2,300	71.8	28.3	0.5
20	2,560	70.8	25.0	5.0
21	2,500	58.8	19.6	18.5
22	1,288	53.1	23.5	10.5
23	1,486	58.1	28.5	5.5
24	1,419	63.1	33.1	0.5

我が国経済は、アメリカ発の金融危機に端を発する景気後退から持ち直してきているが、自律的な回復といえる状況には至っていない。特に、中小企業の業況は、その水準自体は依然として低く、厳しい状況が続いており、設備投資を手控える傾向が顕著となっている。

しかし、本税制措置は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって設備投資へのインセンティブとなる。

加えて、本税制措置では、中小企業の設備投資を幅広く支援するため、ほぼすべての業種を対象として、機械装置全般、一定の器具備品、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化や生産性向上に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。

将来的にも、引き続き多くの中小企業に利用が見込まれ、生産性の向上に資する設備投資等を加速させ、もって中小企業の経済活動の活性化に寄与すると考えられる。

経済全体として設備投資を手控える傾向が顕著となっている中であっても、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和や、特別償却（償却費用の前倒し）による投下資金の早期回収が可能な税制措置を講じることは、急減した設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で、必要不可欠な施策である。

中小企業の設備投資は、その企業の資金状況や業況等により左右されるため、最近の著しい技術革新の中で時代に即応した中小企業の機動的な投資を促進するためには、設備投資に際して多くの選択肢を持つことが有益である。よって、ほぼすべての業種で利用可能であり、対象設備も広い本税制措置は必要不可欠である。さらに、取得価格の下限額を設定することによって設備の近代化・生産性の向上等を後押ししている。

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本税制措置は、中小企業等の幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げを図ることを通じて、中小企業の経営安定を図ることを目的としているものであるが、本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の実業性向上を通じて当該中小企業の経営基盤の安定・強化が図られ、利益の増加により、雇用の創出や取引先の拡大など、地域の経済の活性化に資する。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	府省名	総務省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（点検結果表の別紙参照）により課題が解消したもの。  
「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（点検結果表の別紙参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 本租税特別措置等による効果について、「法人個人で一社あたり約 20 万円(概ねパソコン一台分の価格)の納税及び事務負担軽減効果があった」と説明されているが、その効果が達成目標（個人事業主：平成 24 年に実施する「個人企業経済調査」で従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコンの利用割合 5 割、法人：平成 24 年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」で従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合 9 割）にどの程度寄与しているのかが明らかでないため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある（【点検結果表の別紙】⑫参照）。

[将来の見込み]

⑬ 本租税特別措置等による効果の見込みについて、納税及び事務負担軽減効果によって「パソコン導入等更なる事務効率化に資する設備投資に回すことで本要望の達成目標であるパソコン利用割合の向上に寄与する」と説明されているが、その効果が設備投資及び達成目標にどの程度寄与しているのかが明らかでないため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある（【点検結果表の別紙】⑬参照）。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本措置による法人個人合計の一人当たり減税額の平成21年度実績額は103,377円、本特例が措置されたことによる一人当たり事務負担軽減効果額は89,430円と試算される（別添試算結果参照）。これらを合わせると、法人個人で一人当たり約20万円（概ねパソコン一台分の価格）の納税及び事務負担軽減効果があったことが確認できる。

また、事前評価書に記載のとおり、従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合が、本措置創設時の19.6%から平成22年には27.6%と着実に上昇してきていること及び中小企業庁実施のアンケート結果において、本措置を利用したことによる効果として、「全額必要経費算入による経理事務負担減少」が48%、「パソコン導入による事業・経理事務の効率化」が46.5%にのぼることから、パソコン利用割合の向上と事務負担軽減・事業効率向上に対して本措置が大きな効果を上げていると考えられ、税収減を是認できる措置となっている。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本措置による法人個人合計の一人当たり減税額の平成23年度見込み額は115,846円、本特例が措置されることによる一人当たり事務負担軽減効果額は77,289円と試算される（別添試算結果参照）。

これらを合わせると、法人個人で一人当たり約20万円（概ねパソコン一台分の価格）の納税及び事務負担軽減効果が見込まれ、これをパソコン導入等、更なる事務効率化に資する設備投資に回すことで本要望の達成目標であるパソコン利用割合の向上に寄与すると考える。

また、平成23年度中小企業庁実施のアンケート結果によれば、「今後も少額減価償却資産の特例を利用して設備等の購入をする意向である」と回答する者が8割以上（83.9%）存在し、「少額減価償却資産の特例を利用してパソコンを取得した」と回答した者も3割強（37.5%）存在することから、本特例が措置されることで、目標達成への大きなインセンティブとなることが期待できる。

⑭過去の実績について、税収減を是認するような効果が確認されているかが説明されているか。

平成22年中小企業実態基本調査（平成21年度実績）に基づく分析

●一人当たり減税額の算出

※減税額は平成21年度における一人当たり減税額を表す。  
法人・個人（財務省試算は個人法人で分かれていない）  
29,000百万円÷280,524社＝103,377円

●一人当たり資産件数（法人）

※各年の件数は平成21年度における実数を基に按分計算により算出している。

法人（150万円～300万円）

		計 算 式		資産件数	企業数	一人当たり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 損金算入額による按分千円			
H17	255,400	×	2543 / 2374 =	273,581	35,639	8
H18			2339 / 2374 =	251,635	23,153	11
H19			2472 / 2374 =	265,943	34,457	8
H20			2416 / 2374 =	259,918	27,712	9
H21			2374 / 2374 =	255,400	21,541	12
平成21年度における一人当たり資産件数				1,306,478		47

法人（0円～150万円）

		計 算 式		資産件数	企業数	一人当たり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 平均損金算入額による按分円			
H17	329,322	×	448,407 / 416,766 =	354,324	139,074	3
H18			431,853 / 416,766 =	341,244	163,502	2
H19			445,056 / 416,766 =	351,676	168,190	2
H20			419,473 / 416,766 =	331,461	165,959	2
H21			416,766 / 416,766 =	329,322	151,312	2
平成21年度における一人当たり資産件数				1,708,027		11

58

●一人当たり資産件数（個人）

個人（150万円～300万円）

		計 算 式		資産件数	企業数	一人当たり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 損金算入額による按分千円			
H17	105,233	×	2420 / 2231 =	114,148	2,317	49
H18			2533 / 2231 =	119,478	5,014	24
H19			2747 / 2231 =	129,572	8,627	15
H20			2367 / 2231 =	111,648	6,645	17
H21			2231 / 2231 =	105,233	8,898	12
平成21年度における一人当たり資産件数				580,079		117

個人（0～150万円）

		計 算 式		資産件数	企業数	一人当たり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 平均損金算入額による按分円			
H17	188,025	×	267,962 / 336,408 =	149,769	37,777	4
H18			398,609 / 336,408 =	222,790	55,429	4
H19			297,403 / 336,408 =	166,224	78,481	2
H20			418,714 / 336,408 =	234,027	120,739	2
H21			336,408 / 336,408 =	188,025	98,737	2
平成21年度における一人当たり資産件数				960,836		14

131

● 管理事務負担額(現況調査)

(前提)  
事業者に聴取したところ、期末の固定資産台帳と実物資産との突合作業を行う現況調査にほぼ一日かかるとのこと  
(負担額の計算)

**法人**  
8時間×2,295円/時間(注)=18,360円

**個人**  
8時間×1,604円/時間(注)=12,832円

(注)「民間給与実態統計調査」(平成21年度調査、平成22年9月公表)より中小法人及び個人事業主に  
雇用される従業員の時間あたり平均給与を社会保険料も考慮の上算出

● 申告事務負担額(減価償却計算の実施及び法人税申告書別表16の作成)

(前提)  
法人税申告業務に従事している税理士に聴取したところ、毎年の償却計算と法人税申告書の別表16  
への記入などを勘案平均して一件あたりの記入時間を計算すると10分程度はかかるとのこと。

**法人**  
10分×58件=580分→約10時間  
10時間×2,295円/時間=22,950円

**個人**  
10分×131件=1,310分→約22時間  
22時間×1,604円/時間=35,288円

● 効果額(法人個人合計)

減税額103,377円 + 事務負担軽減効果額89,430(注) = 192,807円  
(注)管理事務負担額31,192円(18,360円+12,832円)+申告事務負担額58,238(22,950円+35,288円)=89,430円

⑬ 将来推計として、税収減を是認するような効果が見込まれるかが説明されているか。

平成22年中小企業実態基本調査(平成21年度実績)に基づき平成23年度を推計により分析

● 一社あたり減税額の算出

※ 減税額は平成23年度における一社あたり減税額を表す。  
法人・個人(財務省試算は個人法人で分かれていない)  
26,800百万円÷231,341社=115,846円

● 一社あたり資産件数(法人)

※ 各年の件数は平成21年度における実数を基に按分計算により算出している。  
法人(150万円～300万円)

	計 算 式		資産件数	企業数	一社あたり 資産件数	
	平成21年度における実数件数	× 損金算入額による按分千円 =				
H19	255,400	×	2472 / 2374 =	265,943	34,457	8
H20			2416 / 2374 =	259,918	27,712	9
H21			2374 / 2374 =	255,400	21,541	12
H22			2438 / 2374 =	262,285	22,122	12
H23			1958 / 2374 =	210,646	17,764	12
平成23年度における一社あたり資産件数			1,254,193			<b>53</b>

法人(0円～150万円)

	計 算 式		資産件数	企業数	一社あたり 資産件数	
	平成21年度における実数件数	× 平均損金算入額による按分円 =				
H19	329,322	×	445,056 / 416,766 =	351,676	168,190	2
H20			419,473 / 416,766 =	331,461	165,959	2
H21			416,766 / 416,766 =	329,322	151,312	2
H22			428,018 / 416,766 =	338,213	155,397	2
H23			343,699 / 416,766 =	271,586	124,784	2
平成23年度における一社あたり資産件数			1,622,258			<b>11</b>

63

● 一社あたり資産件数(個人)

	計 算 式		資産件数	企業数	一社あたり 資産件数	
	平成21年度における実数件数	× 損金算入額による按分千円 =				
H19	105,233	×	2747 / 2231 =	129,572	8,627	15
H20			2367 / 2231 =	111,648	6,645	17
H21			2231 / 2231 =	105,233	8,898	12
H22			2291 / 2231 =	108,063	9,138	12
H23			1840 / 2231 =	86,790	7,338	12
平成23年度における一社あたり資産件数			541,306			<b>67</b>

個人

	計 算 式		資産件数	企業数	一社あたり 資産件数	
	平成21年度における実数件数	× 平均損金算入額による按分円 =				
H19	188,025	×	297,403 / 336,408 =	166,224	78,481	2
H20			418,714 / 336,408 =	234,027	120,739	2
H21			336,408 / 336,408 =	188,025	98,737	2
H22			345,491 / 336,408 =	193,102	101,402	2
H23			277,429 / 336,408 =	155,060	81,426	2
平成23年度における一社あたり資産件数			936,439			<b>10</b>

77

● 管理事務負担額(現況調査)

(前提)

事業者に聴取したところ、期末の固定資産台帳と実物資産との突合作業を行う現況調査にはほぼ一日かかるとのこと(負担額の計算)

法人

8時間×2,295円/時間(注)=18,360円

個人

8時間×1,604円/時間(注)=12,832円

(注)「民間給与実態統計調査」(平成21年度調査、平成22年9月公表)より中小法人及び個人事業主に雇用される従業員の時間あたり平均給与と社会保険料も考慮の上算出

● 申告事務負担額(減価償却計算の実施及び法人税申告書別表16の作成)

(前提)

法人税申告業務に従事している税理士に聴取したところ、毎年の償却計算と法人税申告書の別表16への記入など全てを勘案平均して一件あたりの記入時間を計算すると10分程度はかかるとのこと。

法人

10分×63件=630分→約11時間

11時間×2,295円/時間=25,245円

個人

10分×77件=770分→約13時間

13時間×1,604円/時間=20,852円

● 効果額(法人個人合計)

減税額115,846円 + 事務負担軽減効果額77,289円(注) = 193,135円

(注)管理事務負担額31,192円(18,360円+12,832円)+申告事務負担額46,097円(25,245円+20,852円)=77,289円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例【国税】(国税7)(法人税:義)
2	要望の内容	中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)の適用期限を2年間延長する。
3	担当部局	情報流通行政局 情報流通振興課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年度 創設 平成18年度 損金算入額の上限を年間300万円とした上で2年間の延長(平成20年3月までの適用期間の延長) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月までの適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月までの適用期間の延長)
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～同26年3月31日(2年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、未曾有の経済危機及び震災等による直接的・間接的な影響の中で一層厳しい経営環境に置かれている中小企業に対して事務負担の軽減を図るとともに、小規模企業を中心に事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」等が定められている。また、民主党政策集 INDEX2009 では、「中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であり、雇用の大半を支える存在です。このような観点から、税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要です。」との記述がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 24年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画(平成19年総務省訓令第60号)】 V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 VI. 郵政行政 郵政行政の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業の中でも、特に規模の小さい企業において本措置が多く活用されており、事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、個人事業主に関しては、平成24年に実施する「個人企業経済調査」(総務省)での従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコンの利用割合5割への到達を目指す。法人に関しては、平成24年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)での従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合が、20名以上の企業の水準である9割への到達を目指す。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員20名未満の事業者におけるパソコン利用割合 法人:「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)での従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中小企業の中でも、特に規模の小さい企業においては、経理担当の人員が少なく、適時適切な経営状況の把握もままならない状況である。資金調達環境や新規顧客開拓に困難を有する中小企業においては、少ない経理体制の中で効率的な事務を行うことが非常に重要であり、本措置により償却資産管理や納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン導入等事務の効率化に資する設備投資を促進する意義は非常に大きい。</p> <p>本措置により事務処理能力・事業効率の向上が図られた場合、少ない人員の経理体制の中でも適時正確な経営成績の把握が可能となり、事業見通しの分析や財務諸表の信用力が向上することによって、新規顧客開拓や金融調達環境の改善に寄与する。また、経理能力の向上は、正規の簿記の原則に従って記録し、その帳簿書類に基づいた貸借対照表、損益計算書を確認申告に添付させる「青色申告」の利用インセンティブにも繋がりが、中小企業施策の一層の普及・活用を促進することとなり、これらから、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化が図られる。</p>																								
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>各年度における適用企業数及び損金算入金額(全省庁ベース)(過去5年分)</p> <p>平成17年度 222,811社 377,926百万円  平成18年度 219,819社 142,403百万円  平成19年度 289,794社 222,348百万円  平成20年度 321,090社 202,899百万円  平成21年度 280,524社 167,325百万円</p> <p>(将来推計)</p> <p>平成22年度 288,097社 171,842百万円  平成23年度 231,341社 137,989百万円  平成24年度 211,676社 126,260百万円</p> <p>(出典)「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)</p> <p>※ 算定根拠は、別紙参照</p> <p>本税制措置は、小規模企業を始めとして多くの企業が利用している。本措置の平成21年度の利用実績の詳細は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人(全中小法人数:1,428,557社)  黒字中小法人数:387,139社(1,428,557社×27.1%)  本措置を利用した中小法人数:172,885社(44.7%)  従業員数20名以下 123,751社(71.6%)  従業員数21名以上 49,134社(28.4%)</li> <li>個人事業主(全個人事業主数:2,221,952社)  本措置を利用した個人事業主数:107,639社(4.8%)</li> </ul> <p>(出典)平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)  平成21年度「会社標本調査」(国税庁)</p> <p>また、すべての業種がこの税制の適用対象となっており、利用状況(平成22年中小企業実態調査)を見ても、以下のとおり特定の者に偏っていない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>情報通信業</th> <th>運輸業</th> <th>卸売業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合(%)</td> <td>15.0</td> <td>18.6</td> <td>3.4</td> <td>2.9</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <th>業種</th> <th>小売業</th> <th>不動産業</th> <th>飲食・宿泊業</th> <th>サービス業</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>15.4</td> <td>8.3</td> <td>6.2</td> <td>14.0</td> <td>7.4</td> </tr> </tbody> </table>	業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業	割合(%)	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7	業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	割合(%)	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4
業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業																					
割合(%)	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7																					
業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他																					
割合(%)	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4																					

	② 減収額	<p>(過去5年間の減収額試算)(全省庁ベース)</p> <p>平成18年度 410億円  平成19年度 460億円  平成20年度 520億円  平成21年度 290億円  平成22年度 164億円  (将来の推計)(全省庁ベース)  平成23年度 268億円  平成24年度 245億円</p> <p>※ 算定根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度~23年度は、財務省による試算</li> <li>平成24年度は、財務省による平成23年度の減収試算額に日銀短観の中小企業におけるソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)の伸び率(平成23年6月調査における平成22年度実績値と平成23年度計画値の平均値)を掛けて算出。</li> </ul>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年4月~同26年3月)</p> <p>本措置が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定量的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直近の事業年度において本措置を利用して取得した設備  パソコン:37.5%(法人のみ)</li> <li>本措置を利用したことによる効果  全額必要経費算入による経理事務負担減少:48.0%  パソコン導入による事務の効率化:28.2%  パソコン導入による経理事務の効率化:18.3%</li> </ul> <p>本特例を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>回帰分析による定量分析(労働生産性と少額特例利用額の関係)  少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高(労働生産性)が0.17%増加する。</li> <li>経済波及効果  本特例により、中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効果がある。</li> </ul> <p>(出典)平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)  平成23年「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年4月~同26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業におけるパソコン利用状況(括弧内は、平成22年要望時)  ・個人事業主  従業員数20名未満:27.6%(前回28.5%;前回比▲0.9ポイント)  従業員数20名以上:71.4%(前回85.7%;前回比▲14.3ポイント)</li> <li>法人  従業員数20名未満:64.9%(前回75.1%;前回比▲10.2ポイント)  従業員数20名以上:90.4%(前回91.7%;前回比▲1.3ポイント)</li> </ul> <p>(出典)個人事業主:平成20、22年「個人企業経済調査」(総務省)  法人:平成20、22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)から算出</p> <p>個人事業主に関しては、平成22年「個人企業経済調査」(総務省)における雇用の20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合は、27.6%となっている。平成15年(措置創設時)の19.6%と比較すれば一定の効果がみられるが、目標である5割には未達。</p>

	<p>法人に関しては、平成 22 年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)における従業員 20 名未満の企業のパソコンの利用割合は 64.9%であり、目標である9割には未達。平成 23 年度及び 24 年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人事業主 従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合 50%</li> <li>法人 従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合 90%</li> </ul> <p>平成 23 年度中小企業税制に関するアンケート調査によると、本措置を利用した企業のうち、今後も本措置を利用して設備等の購入をしたいと回答した企業の割合が 83.9%に上るなど、将来においても、本措置を利用した設備投資の促進による事務効率の向上と、中小企業の活力向上及び我が国経済の活性化が見込まれることから、目標達成のためには、本措置が引き続き必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 22 年4月～同 26 年3月)</p> <p>本措置が延長されない場合、法人 172,885 社、個人企業 107,639 社、合計 280,524 社に影響が及ぶ。投資額としては 167,325 百万円が縮小。 なお、本措置は、中小法人のうち、83.9%が今後利用の意向あり、延長されない場合、事務効率化を意図した少額設備投資の鈍化が予想される。 (出典) 平成 22 年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) 平成 23 年「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年 4 月～同 26 年 3 月)</p> <p>本措置が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定性的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 直近の事業年度において本措置を利用して取得した設備 パソコン:37.5% (法人のみ)</li> <li>○ 本措置を利用したことによる効果 (法人のみ) 全額必要経費算入による経理事務負担減少:48.0% パソコン導入による事務の効率化:28.2% パソコン導入による経理事務の効率化:18.3%</li> </ul> <p>本特例を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回帰分析による定量分析 (労働生産性と少額特例利用額の関係) 少額特例利用額が 1%増加すると、従業員一人当たりの売上高 (労働生産性)が 0.17%増加する。</li> <li>・ 経済波及効果 本特例により、中小企業全体の労働生産性を 4.5%押し上げる効果がある。</li> </ul> <p>(出典)平成 22 年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) 平成 23 年「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)</p> <p>これらの効果の結果、達成目標である従業員 20 名未満の法人、個人事業主のパソコン利用割合の低減抑制に寄与しているものと考えられる。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			減収額と達成目標の実現状況との対比																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減収額 (億円)</th> <th>個人事業主 (従業員数 20 名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)</th> <th>法人 (従業員数 20 名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>520</td> <td>28.5</td> <td>75.1</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>164</td> <td>27.6</td> <td>64.9</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>245</td> <td>50.0</td> <td>90.0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	減収額 (億円)	個人事業主 (従業員数 20 名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)	法人 (従業員数 20 名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)	20	520	28.5	75.1	22	164	27.6	64.9	24	245	50.0	90.0
年度	減収額 (億円)	個人事業主 (従業員数 20 名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)	法人 (従業員数 20 名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)																
20	520	28.5	75.1																
22	164	27.6	64.9																
24	245	50.0	90.0																
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本措置は、中小企業の事務負担の軽減、事務の効率化により、中小企業の活力向上を志向した措置。補助金やその他の規制など、一時的な制度では、事務効率向上を図るパソコン等設備の導入には寄与することが考えられるが、圧縮記帳の導入や、償却資産の管理など、事務負担については増加が見込まれ、抜本的な中小企業の活力向上に寄与しない。よって、本措置は、租税特別措置によるべき制度である。</p> <p>中小企業における事務負担の軽減等による経営基盤の強化を図るための本特例と、設備投資の促進により生産性の向上等を図るための中小企業投資促進税制・中小企業基盤強化税制とは、そもそも、政策目的が異なる。</p> <p>このため、対象設備について、本特例では、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産としているとともに、中古設備も対象となっているのに対し、中小企業投資促進税制・中小企業基盤強化税制では、最低取得価額が高額 (例えば、機械装置であれば 160 万円) のものとしており、両者は切り分けがなされている。</p> <p>本措置によって、相対的に経理面の人員が少数である中小企業の実情を踏まえると、少額減価償却資産の即時償却を認めることにより、償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等、中小企業の実態に即した効果が得られるほか、地方公共団体における償却資産に対する徴税事務の効率化に資する。</p>																
10	有識者の見解		—																
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—																

○少額特例利用企業数

平成21年度（実績）法人：172,885社（注1）  
個人：107,639社（注1）  
合計：280,524社

平成22年度（推計値）法人：172,885社×1.027（注2）＝177,552社  
個人：107,885社×1.027（注2）＝110,545社  
合計：288,097社

平成23年度（推計値）法人：177,552社×0.803（注3）＝142,574社  
個人：110,545社×0.803（注3）＝88,767社  
合計：231,341社

平成24年度（推計値）法人：142,574社×0.915（注4）＝130,455社  
個人：88,767社×0.915（注4）＝81,221社  
合計：211,676社

平成25年度（推計値）平成24年度と同様。

○少額特例損金算入金額

平成21年度（実績）法人：114,248百万円（注1）  
個人：53,077百万円（注1）  
合計：167,325百万円

平成22年度（推計値）法人：114,248×1.027（注2）＝117,332百万円  
個人：53,077×1.027（注2）＝54,510百万円  
合計：171,842百万円

平成23年度（推計値）法人：117,332×0.803（注3）＝94,218百万円  
個人：54,510×0.803（注3）＝43,771百万円  
合計：137,989百万円

平成24年度（推計値）法人：94,218×0.915（注4）＝86,209百万円  
個人：43,771×0.915（注4）＝40,051百万円  
合計：126,260百万円

平成25年度（推計値）平成24年度と同様。

（注1）少額減価償却資産の損金算入特例の利用企業数及び損金算入額

H22年中小企業実態基本調査（中小企業庁）における平成21年度実績額

（注2）設備投資伸び率（平成22年度分）

日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）における平成23年6月調査時点での設備投資伸び率（実績値）：+2.7%

（注3）設備投資伸び率（平成23年度）

日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）における平成23年6月調査時点での設備投資伸び率（計画値）：▲19.7%

（注4）設備投資伸び率（平成24年度）

（注2）及び（注3）の単純平均値で推移するものと仮定。

$(2.7\% + \triangle 19.7\%) \div 2 = \triangle 8.5\%$

平成25年度以降の設備投資額は平成24年度の設備投資額と同水準（▲8.5%）で推移するものと仮定。



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長	府省名	総務省
税目	法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	■達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	■定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	
⑤ 適用数等の実績把握	■定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	■定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	■定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	■定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	■把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	■予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	■他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（点検結果表の別紙参照）により課題が解消したもの。  
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（点検結果表の別紙参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

【過去の実績】

⑫ 本租税特別措置等による効果について、「法人個人で一社あたり約 20 万円(概ねパソコン一台分の価格)の納税及び事務負担軽減効果があった」と説明されているが、その効果が達成目標（個人事業主：平成 24 年に実施する「個人企業経済調査」で従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコンの利用割合 5 割、法人：平成 24 年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」で従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合 9 割）にどの程度寄与しているのかが明らかでないため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある（【点検結果表の別紙】⑫参照）。

【将来の見込み】

⑬ 本租税特別措置等による効果の見込みについて、納税及び事務負担軽減効果によって「パソコン導入等更なる事務効率化に資する設備投資に回すことで本要望の達成目標であるパソコン利用割合の向上に寄与する」と説明されているが、その効果が設備投資及び達成目標にどの程度寄与しているのかが明らかでないため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある（【点検結果表の別紙】⑬参照）。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本措置による法人個人合計の一人当たり減税額の平成21年度実績額は103,377円、本特例が措置されたことによる一人当たり事務負担軽減効果額は89,430円と試算される（別添試算結果参照）。これらを合わせると、法人個人で一人当たり約20万円（概ねパソコン一台分の価格）の納税及び事務負担軽減効果があったことが確認できる。

また、事前評価書に記載のとおり、従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合が、本措置創設時の19.6%から平成22年には27.6%と着実に上昇してきていること及び中小企業庁実施のアンケート結果において、本措置を利用したことによる効果として、「全額必要経費算入による経理事務負担減少」が48%、「パソコン導入による事業・経理事務の効率化」が46.5%にのぼることから、パソコン利用割合の向上と事務負担軽減・事業効率向上に対して本措置が大きな効果を上げていると考えられ、税収減を是認できる措置となっている。

- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本措置による法人個人合計の一人当たり減税額の平成23年度見込み額は115,846円、本特例が措置されることによる一人当たり事務負担軽減効果額は77,289円と試算される（別添試算結果参照）。

これらを合わせると、法人個人で一人当たり約20万円（概ねパソコン一台分の価格）の納税及び事務負担軽減効果が見込まれ、これをパソコン導入等、更なる事務効率化に資する設備投資に回すことで本要望の達成目標であるパソコン利用割合の向上に寄与すると考える。

また、平成23年度中小企業庁実施のアンケート結果によれば、「今後も少額減価償却資産の特例を利用して設備等の購入をする意向である」と回答する者が8割以上（83.9%）存在し、「少額減価償却資産の特例を利用してパソコンを取得した」と回答した者も3割強（37.5%）存在することから、本特例が措置されることで、目標達成への大きなインセンティブとなることが期待できる。

⑫過去の実績について、税収減を是認するような効果が確認されているかが説明されているか。

平成22年中小企業実態基本調査（平成21年度実績）に基づく分析

- 一人当たり減税額の算出  
※ 減税額は平成21年度における一人当たり減税額を表す。  
法人・個人（財務省試算は個人法人で分かれていない）  
29,000百万円 ÷ 280,524社 = 103,377円

- 一人当たり資産件数（法人）  
※ 各年の件数は平成21年度における実数を基に按分計算により算出している。  
法人（150万円～300万円）

		計 算 式		資産件数	企業数	一人当たり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 損金算入額による按分千円			
H17	255,400	×	2543 / 2374 =	273,581	35,639	8
H18			2339 / 2374 =	251,635	23,153	11
H19			2472 / 2374 =	265,943	34,457	8
H20			2416 / 2374 =	259,918	27,712	9
H21			2374 / 2374 =	255,400	21,541	12
平成21年度における一人当たり資産件数				1,306,478		47

		計 算 式		資産件数	企業数	一人当たり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 平均損金算入額による按分円			
H17	329,322	×	448,407 / 416,766 =	354,324	139,074	3
H18			431,853 / 416,766 =	341,244	163,502	2
H19			445,056 / 416,766 =	351,676	168,190	2
H20			419,473 / 416,766 =	331,461	165,959	2
H21			416,766 / 416,766 =	329,322	151,312	2
平成21年度における一人当たり資産件数				1,708,027		11

58

- 一人当たり資産件数（個人）

		計 算 式		資産件数	企業数	一人当たり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 損金算入額による按分千円			
H17	105,233	×	2420 / 2231 =	114,148	2,317	49
H18			2533 / 2231 =	119,478	5,014	24
H19			2747 / 2231 =	129,572	8,627	15
H20			2367 / 2231 =	111,648	6,645	17
H21			2231 / 2231 =	105,233	8,898	12
平成21年度における一人当たり資産件数				580,079		117

		計 算 式		資産件数	企業数	一人当たり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 平均損金算入額による按分円			
H17	188,025	×	267,962 / 336,408 =	149,769	37,777	4
H18			398,609 / 336,408 =	222,790	55,429	4
H19			297,403 / 336,408 =	166,224	78,481	2
H20			418,714 / 336,408 =	234,027	120,739	2
H21			336,408 / 336,408 =	188,025	98,737	2
平成21年度における一人当たり資産件数				960,836		14

131

● 管理事務負担額(現況調査)

(前提)  
 事業者に聴取したところ、期末の固定資産台帳と実物資産との突合作業を行う現況調査にほぼ一日かかるとのこと  
 (負担額の計算)

**法人**  
 8時間×2,295円/時間(注)=18,360円

**個人**  
 8時間×1,604円/時間(注)=12,832円

(注)「民間給与実態統計調査」(平成21年度調査、平成22年9月公表)より中小法人及び個人事業主に  
 雇用される従業員の時間あたり平均給与を社会保険料も考慮の上算出

● 申告事務負担額(減価償却計算の実施及び法人税申告書別表16の作成)

(前提)  
 法人税申告業務に従事している税理士に聴取したところ、毎年の償却計算と法人税申告書の別表16  
 への記入など全てを勘案平均して一件あたりの記入時間を計算すると10分程度はかかるとのこと。

**法人**  
 10分×58件=580分→約10時間  
 10時間×2,295円/時間=22,950円

**個人**  
 10分×131件=1,310分→約22時間  
 22時間×1,604円/時間=35,288円

● 効果額(法人個人合計)

減税額103,377円 + 事務負担軽減効果額89,430(注) = 192,807円  
 (注)管理事務負担額31,192円(18,360円+12,832円)+申告事務負担額58,238(22,950円+35,288円)=89,430円

⑬ 将来推計として、税収減を是認するような効果が見込まれるかが説明されているか。

平成22年中小企業実態基本調査(平成21年度実績)に基づき平成23年度を推計により分析

● 一社あたり減税額の算出

※ 減税額は平成23年度における一社あたり減税額を表す。  
 法人・個人(財務省試算は個人法人で分かれていない)  
 26,800百万円÷231,341社=115,846円

● 一社あたり資産件数(法人)

※ 各年の件数は平成21年度における実数を基に按分計算により算出している。  
 法人(150万円～300万円)

	計 算 式		資産件数	企業数	一社あたり 資産件数	
	平成21年度における実数件数	× 損金算入額による按分千円 =				
H19	255,400	×	2472 / 2374 =	265,943	34,457	8
H20			2416 / 2374 =	259,918	27,712	9
H21			2374 / 2374 =	255,400	21,541	12
H22			2438 / 2374 =	262,285	22,122	12
H23			1958 / 2374 =	210,646	17,764	12
平成23年度における一社あたり資産件数			1,254,193			53

法人(0円～150万円)

	計 算 式		資産件数	企業数	一社あたり 資産件数	
	平成21年度における実数件数	× 平均損金算入額による按分円 =				
H19	329,322	×	445,056 / 416,766 =	351,676	168,190	2
H20			419,473 / 416,766 =	331,461	165,959	2
H21			416,766 / 416,766 =	329,322	151,312	2
H22			428,018 / 416,766 =	338,213	155,397	2
H23			343,699 / 416,766 =	271,586	124,784	2
平成23年度における一社あたり資産件数			1,622,258			11

63

● 一社あたり資産件数(個人)

個人	計 算 式		資産件数	企業数	一社あたり 資産件数	
	平成21年度における実数件数	× 損金算入額による按分千円 =				
H19	105,233	×	2747 / 2231 =	129,572	8,627	15
H20			2367 / 2231 =	111,648	6,645	17
H21			2231 / 2231 =	105,233	8,898	12
H22			2291 / 2231 =	108,063	9,138	12
H23			1840 / 2231 =	86,790	7,338	12
平成23年度における一社あたり資産件数			541,306			67

個人

個人	計 算 式		資産件数	企業数	一社あたり 資産件数	
	平成21年度における実数件数	× 平均損金算入額による按分円 =				
H19	188,025	×	297,403 / 336,408 =	166,224	78,481	2
H20			418,714 / 336,408 =	234,027	120,739	2
H21			336,408 / 336,408 =	188,025	98,737	2
H22			345,491 / 336,408 =	193,102	101,402	2
H23			277,429 / 336,408 =	155,060	81,426	2
平成23年度における一社あたり資産件数			936,439			10

77

● 管理事務負担額(現況調査)

(前提)

事業者に聴取したところ、期末の固定資産台帳と実物資産との突合作業を行う現況調査にはほぼ一日かかるとのこと(負担額の計算)

法人

8時間×2,295円/時間(注)=18,360円

個人

8時間×1,604円/時間(注)=12,832円

(注)「民間給与実態統計調査」(平成21年度調査、平成22年9月公表)より中小法人及び個人事業主に雇用される従業員の時間あたり平均給与を社会保険料も考慮の上算出

● 申告事務負担額(減価償却計算の実施及び法人税申告書別表16の作成)

(前提)

法人税申告業務に従事している税理士に聴取したところ、毎年の償却計算と法人税申告書の別表16への記入など全てを勘案平均して一件あたりの記入時間を計算すると10分程度はかかるとのこと。

法人

10分×63件=630分→約11時間

11時間×2,295円/時間=25,245円

個人

10分×77件=770分→約13時間

13時間×1,604円/時間=20,852円

● 効果額(法人個人合計)

減税額115,846円 + 事務負担軽減効果額77,289円(注) = 193,135円

(注)管理事務負担額31,192円(18,360円+12,832円)+申告事務負担額46,097円(25,245円+20,852円)=77,289円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長【地方税】(地方税8)(法人住民税、事業税:義)
2	要望の内容	中小企業者が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度として、全額損金算入(即時償却)の適用期限を 2 年間延長する(国税との自動連動を図る。)
3	担当部局	情報流通行政局 情報流通振興課
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長(平成 20 年 3 月までの適用期間の延長) 平成 20 年度 2 年間の延長(平成 22 年 3 月までの適用期間の延長) 平成 22 年度 2 年間の延長(平成 24 年 3 月までの適用期間の延長)
6	適用又は延長期間	平成 24 年 4 月 1 日～同 26 年 3 月 31 日(2 年間)
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業は、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、未曾有の経済危機及び震災等による直接的・間接的な影響の中で一層厳しい経営環境に置かれている中小企業に対して事務負担の軽減を図るとともに、小規模企業を中心に事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法では、「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」等が定められている。また、民主党政策集 INDEX2009 では、「中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であり、雇用の大半を支える存在です。このような観点から、税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要です。」との記述がある。</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>24 年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画(平成 19 年総務省訓令第 60 号)】 V. 情報通信(ICT 政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 VI. 郵政行政 郵政行政の推進</p> <p>③: 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業の中でも、特に規模の小さい企業において本措置が多く活用されており、事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、個人事業主に関しては、平成 24 年に実施する「個人企業経済調査」(総務省)での従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコンの利用割合 5 割への到達を目指す。法人に関しては、平成 24 年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)での従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合が、20 名以上の企業の水準である 9 割への到達を目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員 20 名未満の事業者におけるパソコン利用割合 法人:「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)での従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合</p>

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中小企業の中でも、特に規模の小さい企業においては、経理担当の人員が少なく、適時適切な経営状況の把握もままならない状況である。資金調達環境や新規顧客開拓に困難を有する中小企業においては、少ない経理体制の中で効率的な事務を行うことが非常に重要であり、本措置により償却資産管理や納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン導入等事務の効率化に資する設備投資を促進する意義は非常に大きい。</p> <p>本措置により事務処理能力・事業効率の向上が図られた場合、少ない人員の経理体制の中でも適時正確な経営成績の把握が可能となり、事業見通しの分析や財務諸表の信用力が向上することによって、新規顧客開拓や金融調達環境の改善に寄与する。また、経理能力の向上は、正規の簿記の原則に従って記録し、その帳簿書類に基づいた貸借対照表、損益計算書を確認申告に添付させる「青色申告」の利用インセンティブにも繋がり、中小企業施策の一層の普及・活用を促進することとなり、これらから、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化が図られる。</p>																								
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>各年度における適用企業数及び損金算入金額（全省庁ベース）（過去5年分）</p> <p>平成17年度 222,811社 377,926百万円          平成18年度 219,819社 142,403百万円          平成19年度 289,794社 222,348百万円          平成20年度 321,090社 202,899百万円          平成21年度 280,524社 167,325百万円</p> <p>（将来推計）</p> <p>平成22年度 288,097社 171,842百万円          平成23年度 231,341社 137,989百万円          平成24年度 211,676社 126,260百万円</p> <p>（出典）「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）</p> <p>※ 算定根拠は、別紙参照</p> <p>本税制措置は、小規模企業を始めとして多くの企業が利用している。本措置の平成21年度の利用実績の詳細は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人（全中小法人数：1,428,557社）              黒字中小法人数：387,139社（1,428,557社×27.1%）              本措置を利用した中小法人数：172,885社（44.7%）              従業員数20名以下 123,751社（71.6%）              従業員数21名以上 49,134社（28.4%）</li> <li>個人事業主（全個人事業主数：2,221,952社）              本措置を利用した個人事業主数：107,639社（4.8%）</li> </ul> <p>（出典）平成22年「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）          平成21年度「会社標本調査」（国税庁）</p> <p>また、すべての業種がこの税制の適用対象となっており、利用状況（平成22年中小企業実態調査）を見ても、以下のとおり特定の者に偏っていない。</p> <table border="1"> <tr> <td>業種</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>情報通信業</td> <td>運輸業</td> <td>卸売業</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>15.0</td> <td>18.6</td> <td>3.4</td> <td>2.9</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>小売業</td> <td>不動産業</td> <td>飲食・宿泊業</td> <td>サービス業</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>15.4</td> <td>8.3</td> <td>6.2</td> <td>14.0</td> <td>7.4</td> </tr> </table>	業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業	割合(%)	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7	業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	割合(%)	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4
業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業																					
割合(%)	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7																					
業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他																					
割合(%)	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4																					

	② 減収額	<p>（過去5年間の減収額試算）（全省庁ベース）</p> <p>平成18年度 410億円          平成19年度 460億円          平成20年度 520億円          平成21年度 290億円          平成22年度 164億円</p> <p>（将来の推計）（全省庁ベース）</p> <p>平成23年度 268億円          平成24年度 245億円</p> <p>※ 算定根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度～23年度は、財務省による試算</li> <li>平成24年度は、財務省による平成23年度の減収試算額に日銀短観の中小企業におけるソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）の伸び率（平成23年6月調査における平成22年度実績値と平成23年度計画値の平均値）を掛けて算出。</li> </ul>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成22年4月～同26年3月）</p> <p>本措置が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定量的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直近の事業年度において本措置を利用して取得した設備              パソコン：37.5%（法人のみ）</li> <li>本措置を利用したことによる効果              全額必要経費算入による経理事務負担減少：48.0%              パソコン導入による事務の効率化：28.2%              パソコン導入による経理事務の効率化：18.3%</li> </ul> <p>本特例を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>回帰分析による定量分析（労働生産性と少額特例利用額の関係）              少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高（労働生産性）が0.17%増加する。</li> <li>経済波及効果              本特例により、中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効果がある。</li> </ul> <p>（出典）平成22年「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）          平成23年「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成22年4月～同26年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業におけるパソコン利用状況（括弧内は、平成22年要望時）             <ul style="list-style-type: none"> <li>個人事業主                  従業員数20名未満：27.6%（前回28.5%；前回比▲0.9ポイント）                  従業員数20名以上：71.4%（前回85.7%；前回比▲14.3ポイント）</li> <li>法人                  従業員数20名未満：64.9%（前回75.1%；前回比▲10.2ポイント）                  従業員数20名以上：90.4%（前回91.7%；前回比▲1.3ポイント）</li> </ul> </li> </ul> <p>（出典）個人事業主：平成20、22年「個人企業経済調査」（総務省）          法人：平成20、22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）から算出</p> <p>個人事業主に關しては、平成22年「個人企業経済調査」（総務省）における雇用が20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合は、27.6%となっている。平成15年（措置創設時）の19.6%と比較すれば一定の効果が見られるが、目標である5割には未達。</p>

	<p>法人に関しては、平成 22 年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)における従業員 20 名未満の企業のパソコンの利用割合は 64.9%であり、目標である 9 割には未達。平成 23 年度及び 24 年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人事業主 従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合 50%</li> <li>法人 従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合 90%</li> </ul> <p>平成 23 年度中小企業税制に関するアンケート調査によると、本措置を利用した企業のうち、今後も本措置を利用して設備等の購入をしたいと回答した企業の割合が 83.9%に上るなど、将来においても、本措置を利用した設備投資の促進による事務効率の向上と、中小企業の活力向上及び我が国経済の活性化が見込まれることから、目標達成のためには、本措置が引き続き必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成 22 年 4 月～同 26 年 3 月)</p> <p>本措置が延長されない場合、法人 172,885 社、個人企業 107,639 社、合計 280,524 社に影響が及ぶ。投資額としては 167,325 百万円が縮小。なお、本措置は、中小法人のうち、83.9%が今後利用の意向あり、延長されない場合、事務効率化を意図した少額設備投資の鈍化が予想される。(出典)平成 22 年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)平成 23 年「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 22 年 4 月～同 26 年 3 月)</p> <p>本措置が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定性的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 直近の事業年度において本措置を利用して取得した設備 パソコン：37.5% (法人のみ)</li> <li>○ 本措置を利用したことによる効果 (法人のみ) 全額必要経費算入による経理事務負担減少：48.0% パソコン導入による事務の効率化：28.2% パソコン導入による経理事務の効率化：18.3%</li> </ul> <p>本特例を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回帰分析による定量分析 (労働生産性と少額特例利用額の関係) 少額特例利用額が 1%増加すると、従業員一人当たりの売上高 (労働生産性) が 0.17%増加する。</li> <li>・ 経済波及効果 本特例により、中小企業全体の労働生産性を 4.5%押し上げる効果がある。</li> </ul> <p>(出典)平成 22 年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)平成 23 年「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)</p> <p>これらの効果の結果、達成目標である従業員 20 名未満の法人、個人事業主のパソコン利用割合の低減抑制に寄与しているものと考えられる。</p> <p>減収額と達成目標の実現状況との対比</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			年度			
			20	22	24	
			減収額 (億円)	個人事業主 (従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合) (%)	法人 (従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合) (%)	
			520	28.5	75.1	
			164	27.6	64.9	
			245	50.0	90.0	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、中小企業の事務負担の軽減、事務の効率化により、中小企業の活力向上を志向した措置。補助金やその他の規制など、一時的な制度では、事務効率向上を図るパソコン等設備の導入には寄与することが考えられるが、圧縮記帳の導入や、償却資産の管理など、事務負担については増加が見込まれ、抜本的な中小企業の活力向上に寄与しない。よって、本措置は、租税特別措置によるべき制度である。			
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業における事務負担の軽減等による経営基盤の強化を図るための本特例と、設備投資の促進により生産性の向上等を図るための中小企業投資促進税制・中小企業基盤強化税制とは、そもそも、政策目的が異なる。このため、対象設備について、本特例では、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産としているとともに、中古設備も対象となっているのに対し、中小企業投資促進税制・中小企業基盤強化税制では、最低取得価額が高額 (例えば、機械装置であれば 160 万円) のものとしており、両者は切り分けがなされている。			
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置によって、相対的に経理面の人員が少数である中小企業の実情を踏まえると、少額減価償却資産の即時償却を認めることにより、償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等、中小企業の実態に即した効果が得られるほか、地方公共団体における償却資産に対する徴税事務の効率化に資する。			
10	有識者の見解		—			
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—			

○少額特例利用企業数

平成21年度（実績）法人：172,885社（注1）  
個人：107,639社（注1）  
合計：280,524社

平成22年度（推計値）法人：172,885社×1.027（注2）＝177,552社  
個人：107,885社×1.027（注2）＝110,545社  
合計：288,097社

平成23年度（推計値）法人：177,552社×0.803（注3）＝142,574社  
個人：110,545社×0.803（注3）＝88,767社  
合計：231,341社

平成24年度（推計値）法人：142,574社×0.915（注4）＝130,455社  
個人：88,767社×0.915（注4）＝81,221社  
合計：211,676社

平成25年度（推計値）平成24年度と同様。

○少額特例損金算入金額

平成21年度（実績）法人：114,248百万円（注1）  
個人：53,077百万円（注1）  
合計：167,325百万円

平成22年度（推計値）法人：114,248×1.027（注2）＝117,332百万円  
個人：53,077×1.027（注2）＝54,510百万円  
合計：171,842百万円

平成23年度（推計値）法人：117,332×0.803（注3）＝94,218百万円  
個人：54,510×0.803（注3）＝43,771百万円  
合計：137,989百万円

平成24年度（推計値）法人：94,218×0.915（注4）＝86,209百万円  
個人：43,771×0.915（注4）＝40,051百万円  
合計：126,260百万円

平成25年度（推計値）平成24年度と同様。

（注1）少額減価償却資産の損金算入特例の利用企業数及び損金算入額

H22年中小企業実態基本調査（中小企業庁）における平成21年度実績額

（注2）設備投資伸び率（平成22年度分）

日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）における平成23年6月調査時点での設備投資伸び率（実績値）：+2.7%

（注3）設備投資伸び率（平成23年度）

日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）における平成23年6月調査時点での設備投資伸び率（計画値）：▲19.7%

（注4）設備投資伸び率（平成24年度）

（注2）及び（注3）の単純平均値で推移するものと仮定。

$(2.7\% \triangle 19.7\%) \div 2 = \triangle 8.5\%$

平成25年度以降の設備投資額は平成24年度の設備投資額と同水準（▲8.5%）で推移するものと仮定。



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における特例措置	府省名	総務省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

〔○〕：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 〔※〕：点検過程における各府省からの補足説明（点検結果表の別紙参照）により課題が解消したもの。  
 〔◎〕：点検過程における各府省からの補足説明（点検結果表の別紙参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「平成33年度までに情報通信産業就業者数：5.5万人雇用、企業誘致数：300社」は、適用対象法人の経営状況等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、情報通信関連産業の雇用者数等の推移が説明されるにとどまり、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標（沖縄の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成を図る）の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されておらず、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況について予測されていないため、将来における本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）  
 政策目的の根拠となる規定については、評価書に記載をした沖縄振興特別措置法第一条において、「沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図る」とされ、その中で、情報通信産業の振興を図ることを目的として、同法第二十八条において「情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区」を指定するとともに、同法第三十一条において、同指定地域等に対して「租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用がある」とされている。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 現状としては、中小企業が大部分を占める関係事業者において、機械設備等の最低取得価格や建物と建物附属設備同時取得要件によって、それぞれ投資の内容等が制度の要件に至っていない状況が主たる要因と見ている。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 平成33年度までの推計については、直近過去3年の実績の平均を将来の見込みとして算出を行っている。
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 平成33年度までの推計については、直近過去3年の実績の平均を将来の見込みとして算出を行っている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における特例措置【国税】 【新設・延長・拡充】 (国税8)(法人税:義)
2	要望の内容	(情報通信産業振興地域) ①対象事業の見直し ・情報通信産業へのインターネット付随サービス業(ASP等)の追加 ・情報通信技術利用事業へのBPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)の追加 ②投資税額控除の拡充 ・控除率の拡大 機械等・15%⇒25%、建物等・8%⇒15% ・建物と建物附属設備同時取得要件の廃止 ・投資税額控除の法人税額20%限度要件の撤廃 ・最低取得価格の引下げ 1000万円以上⇒機械等・280万円以上、建物等・500万円以上 ・取得価格上限(20億円)の緩和 ③特別償却の新設(投資税額控除との選択制) ・償却率 機械等・50%、建物等・25% ・建物と建物附属設備の別取得の適用 (情報通信産業特別地区) ①対象法人に「内国法人」だけでなく「外国法人」を追加。 ②対象業種として、バックアップセンター、セキュリティデータセンター(個人情報保護データセンター等)を追加 ③対象地域として、うるま市を追加。 ④適用対象法人の要件緩和 ・「新設から10年」を「認定から10年」とし、更に、対象地区内新設法人のみでなく、対象地域内に本店事務所を移転した既設法人も対象。 ・「専ら」要件を緩和。 ⑤所得控除率の拡大 35%⇒55%
3	担当部局	総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 沖縄国際情報特区構想推進室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年 情報通信産業振興地域 創設 平成14年 5年間延長。情報通信産業特別地区 創設 平成19年 5年間延長。情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の5年間延長及び拡充(常時使用人数要件20名以上を10名以上)
6	適用又は延長期間	5年間延長(平成24年4月1日から平成29年3月31日まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 情報通信技術は、距離や時間を超越してヒト、モノ、カネ、情報を結びつけることが可能であり、島しょ県である沖縄において大消費地や原料供給地から離れているというデメリットの影響を受けにくいことから、情報通信関連産業は、観光産業に続く沖縄のリーディング産業として、今後とも期待される分野である。これまで、労働集約型のコールセンターの集積が進んできたが、今後は、BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)関連企業の更なる集積など一層の高付加価値化への取組が急務であり、沖縄の自立的経済の構築にとって必要不可欠である。 近年、アジア諸国の成長が著しく、クラウドコンピューティングやオフショアリングなど新たな分野の発展も背景として、アジアに近い沖縄の地理的特性は改めて注目されている。今後、我が国の産業がアジアをはじめとしたグローバルな事業展開を行う際に沖縄の果たす役割は大きく、沖縄に情報通信産業を集積させることは、日本の成長戦略の中でも大きなポイントとなる。 《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)

	② 政策体系における政策目的の位置付け	24年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画（平成19年総務省訓令第60号）】 V. 情報通信（ICT政策） 2. 情報通信技術高度化利用の推進																			
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成を図ることを目標とする。特に、情報通信関連産業の集積は、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、他の産業の高度化・多様化への波及効果によって、産業振興に寄与することが期待できる。 そのため、本制度では、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における企業の集積（進出企業数）及び同企業等の進出によって生じる雇用者数を測定指標として制度を評価する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成33年度 達成目標 ○情報通信産業就業者数 5.5万人雇用 （平成22年度時点で25,339人の実績） ○企業誘致数 300社 （平成24年から） なお、本制度は、沖縄振興特別措置法に基づき制度化されており、同措置法の時限期間である10年間を目標時期としている。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られる。 また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。																			
8 有効性等	① 適用数等	情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における投資税額控除制度の適用実績等 ・平成14～21年度 累計20件 近年の実績（過去5年間） <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">投資 税額 控除</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td rowspan="2">累計</td> </tr> <tr> <td colspan="5">免除額(件数)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>408(5)</td> <td>458(6)</td> <td>2(2)</td> <td>248(1)</td> <td>271(1)</td> <td>2,324(20)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">額単位 百万円</p>	投資 税額 控除	H17	H18	H19	H20	H21	累計	免除額(件数)						408(5)	458(6)	2(2)	248(1)	271(1)	2,324(20)
	投資 税額 控除	H17		H18	H19	H20	H21	累計													
免除額(件数)																					
	408(5)	458(6)	2(2)	248(1)	271(1)	2,324(20)															
	② 減収額	情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における事業所税等地方税の適用実績等 ・平成14～21年度 累計 2,324百万円 近年の実績（過去5年間）【適用数の項から再掲】 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">投資 税額 控除</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td rowspan="2">累計</td> </tr> <tr> <td colspan="5">免除額(件数)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>408(5)</td> <td>458(6)</td> <td>272(2)</td> <td>24(1)</td> <td>271(1)</td> <td>2,324(20)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">額単位 百万円</p>	投資 税額 控除	H17	H18	H19	H20	H21	累計	免除額(件数)						408(5)	458(6)	272(2)	24(1)	271(1)	2,324(20)
投資 税額 控除	H17	H18		H19	H20	H21	累計														
	免除額(件数)																				
	408(5)	458(6)	272(2)	24(1)	271(1)	2,324(20)															

	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成10年～平成23年） 本措置は新規立地企業の初期投資負担を軽減するものであり、情報通信産業の集積を促し、同産業への雇用の確保に寄与している。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成10年～平成23年） 平成23年1月時点で、情報通信産業振興地域への進出企業数は216社であり、平成23年度目標の200社を達成している。 また、進出企業による雇用者数が20,212人に達している。一方で、平成23年度の県内における情報通信関連産業の雇用者数の数値目標は33,700人であるのに対して平成22年度時点での県内実績は25,339人となっている。しかし、現在の数値目標が平成20年3月に22,400人から上方修正された目標であり、かつ、同年9月に生じたリーマンショックによって全世界的な大幅な景気後退が生じた経済情勢等を考慮すると、見直し前の当初目標を達成している現状は相当の成果を得ていると判断される。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成10年～平成23年） 効果・達成目標の実現のとおり、施策効果は発揮されているところ情報通信産業振興地域制度が拡充又は延長されなかった場合その効果が減じられ、沖縄振興審議会にもある、観光産業に続くリーディング産業である情報通信産業の振興による経済発展が阻害される可能性が高い。特に、今後一層の集積に加えて、関連企業の高付加価値化による経営基盤等の強化を図っていくことが必要であり、租税特別措置の拡充延長が必要不可欠である。 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成10年～平成23年） ○情報通信産業に係る県内総生産の増加 1,391億円（平成12年度） → 2,252億円（平成18年度） ○雇用者数の増加 8,600人（平成12年度） → 25,339人（平成22年度） ○県外からの誘致企業数（累計） 54社（平成14年7月末） → 216社（平成22年度）	
		9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 情報通信関連産業は、沖縄におけるリーディング産業となっており、情報通信振興地域制度に係る税制インセンティブの強化を行うことにより、投資促進とともに、社会基盤としての情報通信技術の利活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業の高度化・多様化への波及効果に寄与し、新たな雇用の創出及び積極的な人材育成を図ることができる。また、税制の活用は、沖縄特別措置法（法第31条 課税の特例等）に明示されているものである。 さらに、情報通信関連企業のほとんどがインキュベーション施設等の建物賃借しており、また、自社の業務にあわせた建物のカスタマイズが必要となるため、建物と附属設備の同時取得要件を緩和することが合理的であるなど、今回の税制要望による拡充を図るべきものである。
			② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 予算措置等直接的な重複はないが、必要に応じて予算措置と税制制度の役割分担によって、企業立地促進及び立地企業振興の双方によって産業振興を図る。税制が、課税の対象となる法人全般に対して影響を与えるに対して、予算措置は、実施時点における政策の優先順位によって特定の分野に対して行われる。その相乗効果をもって情報通信産業分野に振興を図り、沖縄県の自立的経済の構築に資するものである。 ③ 地方公共団体が協力する相当性 本措置の要望は、沖縄県から提出されたものであり、本措置の実現により、沖縄県内の産業が活性化され、沖縄県及び県内の地方公共団体の税収の増加をもたらすと考えられる。
10 有識者の見解		沖縄振興審議会総合部会専門委員会報告：沖縄の振興についての調査審議結果報告（平成23年7月報告）	

	<p>(報告抜粋)</p> <p>Ⅲ 今後の沖縄振興を進めるに当たって健闘すべき課題と方向性</p> <p>1. アジアに開かれた自立型経済の発展に向けた産業の振興</p> <p>(2) 情報通信関連産業</p> <p>「情報通信関連産業は、島しょ県である沖縄県においても、大消費地や原料供給地から離れているというデメリットの影響を受けにくく、観光産業に続く<u>沖縄のリーディング産業として、今後とも期待される分野である。</u>」</p> <p>「今後、我が国産業がアジアを始めとしたグローバルな事業展開を行う際に沖縄の果たす役割は極めて大きく、<u>沖縄に情報通信産業を集積させることは、日本の成長戦略の中でも大きなポイントになる</u>」等の提言を受けている。</p> <p>沖縄振興審議会は、沖縄振興特別措置法により設置が定められており、他沖縄の振興に関する重要事項を調査審議するとともに、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることを所掌事務とし、沖縄県知事、議会関係者、学識経験者により組織されている。なお、専門委員会報告は、平成23年7月に開催された同審議会において了承されているものである。</p>
11: 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における特例措置	府省名	総務省
税目	法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない		<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（点検結果表の別紙参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（点検結果表の別紙参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「平成33年度までに情報通信産業就業者数：5.5万人雇用、企業誘致数：300社」は、適用対象法人の経営状況等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。

⑥ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は、平成19年度79件、20年度67件、21年度70件と把握しているが、本租税特別措置等が適用され得る法人、地域等の全体数からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明されていない。

(3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、情報通信関連産業の雇用者数等の推移が説明されることとなり、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標（沖縄の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成を図る）の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されておらず、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況について予測されていないため、将来における本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）  
 政策目的の根拠となる規定については、評価書に記載をした沖縄振興特別措置法第一条において、「沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図る」とされ、その中で、情報通信産業の振興を図ることを目的として、同法第二十八条において「情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区」を指定するとともに、同法第三十一条において、同指定地域等に対して「租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用がある」とされている。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 平成33年度までの推計については、直近過去3年の実績の平均を将来の見込みとして算出を行っている。
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 平成33年度までの推計については、直近過去3年の実績の平均を将来の見込みとして算出を行っている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における特例措置【地方税】 【新設・延長・拡充】 (地方税10)(法人住民税、事業税：義)
2	要望の内容	<p>情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区において、新設された、対象業種の事業用に供される施設に係る事業所税を減免する特例措置の適用期限（平成24年3月31日）を5年間延長する。</p> <p>(特例措置の具体的な内容)                  事業所税のうち資産割の課税標準の特例の延長                  事業所税 資産割 課税標準 1/2 (5年間)</p> <p>また、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区制度において対象事業の見直し（追加）等国税の拡充が認められた場合、併せて、法人税額の特別控除を行う。                  なお、国税で要望中の拡充内容は、情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、それぞれ、以下のとおり。</p> <p>(情報通信産業振興地域)</p> <p>①対象事業の見直し                  ・情報通信産業へのインターネット付随サービス業（ASP等）の追加                  ・情報通信技術利用事業へのBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）の追加</p> <p>②投資税額控除の拡充                  ・控除率の拡大 機械等・15%⇒25%、建物等・8%⇒15%                  ・建物と建物付属設備同時取得要件の廃止                  ・投資税額控除の法人税額20%限度要件の撤廃                  ・最低取得価格の引下げ                  1,000万円以上⇒機械等・280万円以上、建物等・500万円以上                  ・取得価格上限（20億円）の緩和</p> <p>③特別償却の新設（投資税額控除との選択制）                  ・償却率 機械等・50%、建物等・25%                  ・建物と建物付属設備の別取得の適用</p> <p>(情報通信産業特別地区)</p> <p>①対象法人に「内国法人」だけでなく「外国法人」を追加。                  ②対象業種として、バックアップセンター、セキュリティデータセンター（個人情報保護データセンター等）等を追加                  ③対象地域として、うるま市を追加。                  ④適用対象法人の要件緩和                  ・「新設から10年」を「認定から10年」とし、更に、対象地区内新設法人のみでなく、対象地域内に本店事務所を移転した既設法人も対象。                  ・「専ら」要件を緩和。                  ⑤所得控除率の拡大 35%⇒55%</p>
3	担当当局	総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 沖縄国際情報特区構想推進室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年 創設（情報通信産業振興地域における特別土地保有税及び事業所税の非課税措置） 平成14年 5年間延長。情報通信産業特別地区 創設 平成19年 5年間延長。情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の拡充（常時使用人数要件20名以上を10名以上）
6	適用又は延長期間	5年間延長（平成24年4月1日から平成29年3月31日まで）

7 必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>情報通信技術は、距離や時間を超越してヒト、モノ、カネ、情報を結びつけることが可能であり、島しょ県である沖縄において大消費地や原料供給地から離れているというデメリットの影響を受けにくいことから、情報通信関連産業は、観光産業に続く沖縄のリーディング産業として、今後とも期待される分野である。これまで、労働集約型のコールセンターの集積が進んできたが、今後は、BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）関連企業の更なる集積など一層の高付加価値化への取組が急務であり、沖縄の自立的経済の構築にとって必要不可欠である。</p> <p>近年、アジア諸国の成長が著しく、クラウドコンピューティングやオフショアリングなど新たな分野の発展も背景として、アジアに近い沖縄の地理的特性は改めて注目されている。今後、我が国の産業がアジアをはじめとしたグローバルな事業展開を行う際に沖縄の果たす役割は大きく、沖縄に情報通信産業を集積させることは、日本の成長戦略の中でも大きなポイントとなる。</p> <p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>24年度概算要求における政策評価体系図</p> <p>【総務省政策評価基本計画（平成19年総務省訓令第60号）】</p> <p>V. 情報通信（ICT政策）</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の推進</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成を図ることを目標とする。特に、情報通信関連産業の集積は、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、他の産業の高度化・多様化への波及効果によって、産業振興に寄与することが期待できる。</p> <p>そのため、本制度では、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における企業の集積（進出企業数）及び同企業等の進出によって生じる雇用者数を測定指標として制度を評価する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>平成33年度 達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報通信産業就業者数 5.5万人雇用 （平成22年度時点で25,339人の実績）</li> <li>○企業誘致数 300社 （平成24年から）</li> </ul> <p>なお、本制度は、沖縄振興特別措置法に基づき制度化されており、同措置法の期限期間である10年間を目標時期としている。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られる。</p> <p>また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>

8 有効性等	① 適用数等	<p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における事業所税等地方税の適用実績等</p> <p>・平成12～21年度 累計516件 近年の実績（過去5年間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地方 税適 用額 等</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th rowspan="2">累計</th> </tr> <tr> <th colspan="5">免除額(件数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>238</td> <td>210</td> <td>407</td> <td>205</td> <td>268</td> <td>1,895</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(58)</td> <td>(66)</td> <td>(79)</td> <td>(67)</td> <td>(70)</td> <td>(516)</td> </tr> </tbody> </table>	地方 税適 用額 等	H17	H18	H19	H20	H21	累計	免除額(件数)						238	210	407	205	268	1,895		(58)	(66)	(79)	(67)	(70)	(516)
	地方 税適 用額 等	H17		H18	H19	H20	H21	累計																				
免除額(件数)																												
	238	210	407	205	268	1,895																						
	(58)	(66)	(79)	(67)	(70)	(516)																						

		<p>額単位 百万円</p> <p>・平成33年度までに 累計1,400件適用見込み</p>																										
	② 減収額	<p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における事業所税等地方税の適用実績等</p> <p>・平成12～21年度 1,895百万円 近年の実績（過去5年間）【適用数の項から再掲】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地方 税適 用額 等</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th rowspan="2">累計</th> </tr> <tr> <th colspan="5">免除額(件数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>238</td> <td>210</td> <td>407</td> <td>205</td> <td>268</td> <td>1,895</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(58)</td> <td>(66)</td> <td>(79)</td> <td>(67)</td> <td>(70)</td> <td>(516)</td> </tr> </tbody> </table> <p>額単位 百万円</p> <p>・平成33年度までに 累計5,400百万円適用見込み</p>	地方 税適 用額 等	H17	H18	H19	H20	H21	累計	免除額(件数)						238	210	407	205	268	1,895		(58)	(66)	(79)	(67)	(70)	(516)
地方 税適 用額 等	H17	H18		H19	H20	H21	累計																					
	免除額(件数)																											
	238	210	407	205	268	1,895																						
	(58)	(66)	(79)	(67)	(70)	(516)																						
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成10年～平成23年）</p> <p>本措置は新規立地企業の初期投資負担を軽減するものであり、情報通信産業の集積を促し、同産業への雇用の確保に寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成10年～平成23年）</p> <p>平成23年1月時点で、情報通信産業振興地域への進出企業数は216社であり、平成23年度目標の200社を達成している。</p> <p>また、進出企業による雇用者数が20,212人に達している。一方で、平成23年度の県内における情報通信関連産業の雇用者数の数値目標は33,700人であるのに対して平成22年度時点での県内実績は25,339人となっている。しかし、現在の数値目標が平成20年3月に22,400人から上方修正された目標であり、かつ、同年9月に生じたリーマンショックによって全世界的な大幅な景気後退が生じた経済情勢等を考慮すると、見直し前の当初目標を達成している現状は相当の成果を得ていると判断される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成10年～平成23年）</p> <p>効果・達成目標の実現のとおり、施策効果は発揮されているところ情報通信産業振興地域制度が拡充又は延長されなかった場合その効果が減じられ、沖縄振興審議会にもある、観光産業に続くリーディング産業である情報通信産業の振興による経済発展が阻害される可能性が高い。特に、今後一層の集積に加えて、関連企業の高付加価値化による経営基盤等の強化を図っていくことが必要であり、租税特別措置の拡充延長が必要不可欠である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成10年～平成23年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報通信産業に係る県内総生産の増加 1,391億円（平成12年度） → 2,252億円（平成18年度）</li> <li>○雇用者数の増加 8,600人（平成12年度） → 25,339人（平成22年度）</li> <li>○県外からの誘致企業数（累計） 54社（平成14年7月末） → 216社（平成22年度）</li> </ul>																										
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>情報通信関連産業は、沖縄におけるリーディング産業となっており、情報通信振興地域制度に係る税制インセンティブの強化を行うことにより、投資促進とともに、社会基盤としての情報通信技術の利活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業の高度化・多様化への波及効果に寄与し、新たな雇用の創出及び積極的な人材育成を図ることができる。また、税制の活用は、沖縄特別措置法（法第31条 課税の特例等）に明示されているものである。</p> <p>さらに、情報通信関連企業のほとんどがインキュベーション施設等の建物を賃借</p>																										

		しており、また、自社の業務にあわせた建物のカスタマイズが必要となるため、建物と附属設備の同時取得要件を緩和することが合理的であるなど、今回の税制要望による拡充を図るべきものである。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算措置等直接的な重複はないが、必要に応じて予算措置と税制制度の役割分担によって、企業立地促進及び立地企業振興の双方によって産業振興を図る。税制が、課税の対象となる法人全般に対して影響を与えるに対して、予算措置は、実施時点における政策の優先順位によって特定の分野に対して行われる。その相乗効果をもって情報通信産業分野に振興を図り、沖縄県の自立的経済の構築に資するものである。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置の要望は、沖縄県から提出されたものであり、本措置の実現により、沖縄県内の産業が活性化され、沖縄県及び県内の地方公共団体の税収の増加をもたらすと考えられる。
10	有識者の見解	<p>沖縄振興審議会総合部会専門委員会報告：沖縄の振興についての調査審議結果報告（平成23年7月報告） （報告抜粋）</p> <p>Ⅲ 今後の沖縄振興を進めるに当たって健闘すべき課題と方向性</p> <p>1. アジアに開かれた自立型経済の発展に向けた産業の振興</p> <p>(2) 情報通信関連産業</p> <p>「情報通信関連産業は、島しょ県である沖縄県においても、大消費地や原料供給地から離れているというデメリットの影響を受けにくく、観光産業に続く沖縄のリーディング産業として、今後とも期待される分野である。」</p> <p>「今後、我が国産業がアジアを始めとしたグローバルな事業展開を行う際に沖縄の果たす役割は極めて大きく、<u>沖縄に情報通信産業を集積させることは、日本の成長戦略の中でも大きなポイントになる</u>」等の提言を受けている。</p> <p>沖縄振興審議会は、沖縄振興特別措置法により設置が定められており、他沖縄の振興に関する重要事項を調査審議するとともに、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることを所掌事務とし、沖縄県知事、議会関係者、学識経験者により組織されている。なお、専門委員会報告は、平成23年7月に開催された同審議会において了承されているものである。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—



財務省



番号	制度名
財務省	
財務01	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制優遇措置の継続

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制優遇措置の継続	府省名	財務省
税目	法人税、所得税、法人住民税、個人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし		
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし		※
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（【点検結果表の別紙】参照）をも踏まえている。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑦⑨ 適用数等の及び減収額の将来予測（評価書中8①「適用数等」及び8②「減収額」欄への補足説明）

平成23年6月時点の対象者数172件（762人）については、生命保険協会全社等の数値を積み上げた実績値である。

なお、減収額の見込みについては、上記適用数を基に算出している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制優遇措置の継続（国税2）（法人税：義、所得税：外） （地方税1）（法人住民税：義、個人住民税：外）
2	要望の内容	適格退職年金は、受給権保護の仕組みがより優れている確定給付企業年金法の施行（平成14年4月1日）に伴い、10年間という猶予期間を設けた上で廃止することとされた。 現在、他の企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び中小企業退職金共済）への移行を促進しているところであるが、事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金が存在している。 このため、事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金に限っては、廃止期限後も、税制優遇措置（運用時：非課税、給付時等：公的年金等控除、退職所得控除等）を継続する。
3	担当部局	財務省大臣官房総合政策課（政策推進室）
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望のため該当なし。
6	適用又は延長期間	対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間。
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決められており、事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できないものについては、受給権保護の観点から、給付時等の税制優遇措置を継続することで、安定した老後の所得確保が図られる。 《政策目的の根拠》 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号） 附 則 （適格退職年金契約の円滑な移行） 第五条 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間に、附則第二十四条の規定による改正後の法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約の確定給付企業年金その他の制度への円滑な移行を図るため、確定給付企業年金制度の周知その他円滑な移行のために必要な措置を講ずるものとする。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標2-1 我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に答えるための税制の構築

	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金については、平成23年度末の制度廃止後は税制優遇措置が受けられなくなるため、受給権保護の観点から、当該年金の受給者が存在しなくなるまでの期間において、給付時等の税制優遇措置を継続することにより、安定した老後の所得確保を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者については、何も措置を講じなければ、廃止期限後には税制優遇措置がなくなることで年金受給額が減少することとなる。 適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決められたことに鑑みると、これらの受給者について、廃止期限後も税制優遇措置を継続することで安定した老後の所得確保を図るという達成目標の実現により他の制度に移行できた受給者との間の公平を確保し、政策目的でもある安定した老後の所得確保を図ることができる。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>当該要望が実現した場合、事業主が存在しない等のために企業年金等へ移行できない適格退職年金の受給者全てが税制優遇措置の対象となり、不利益が回避される。</p> <p>《適用者数》 平成23年6月末: 172件(762人) 平成24年末: 143件(632人)(推計) 平成25年末: 130件(575人)(推計) 平成26年末: 116件(515人)(推計)</p> <p>※平成27年末以降の適用者数については、別紙のとおり。 ※平成23年6月末時点の適用者数に残存率(生保協会推定)を乗じ算出。 ※残存率計算方法 ○確定年金 支払期間が確定しているため、支払終了年月にて計算。 (例: 10年確定年金…年金受給開始から10年後に支払終了として計算) ○保証期間付終身年金 各年金受給者の年齢に応じた平均余命と保証期間のうち長い方を支払終了年月として計算。 ○保証期間付有期年金 残存有期間と平均余命を比較し、短い方を支払終了年月として計算。 ○保証期間付××年年金等 各年金受給者の年齢に応じた平均余命と残存××年を比較して短い方を支払終了年月として計算。 ※平均余命を用いる際の年齢は、平成23年6月末時点の年齢(男性を前提)を使用。 ※平均余命は、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)別表 余命年数表を使用。</p>
	② 減収額	<p>《減収見込額》 平成23年6月末時点: 65百万円(国税: 39百万円、地方税: 26百万円) 平成24年度: 54百万円(国税: 32百万円、地方税: 22百万円)</p>

		<p>平成25年度: 49百万円(国税: 29百万円、地方税: 20百万円) 平成26年度: 44百万円(国税: 26百万円、地方税: 18百万円) 平成27年度: 39百万円(国税: 23百万円、地方税: 16百万円)</p> <p>※平成28年度以降の減収見込額については、別紙のとおり。 ※平成23年6月末時点の減収見込額に残存率(生命保険協会推定)を乗じ算出。なお、年度毎の減収見込額に関しては、運用時における年金資産が各年度の経済情勢によって大きく変化することから、変動がありうる。</p> <p>《算出方法》 ○運用時 廃止期限後に、運用時において、課税された場合と非課税とされた場合を比較し、減収見込額を算出。 <math display="block">\text{資産額} \times 1\% \times \text{残存率} = \text{減収見込額(国税)}</math><math display="block">\text{資産額} \times 0.173\% \times \text{残存率} = \text{減収見込額(地方税)}</math> ※運用時において、特別法人税(国税: 1%、地方税: 0.173%)を参考に、同率の課税がなされると仮定。 ※事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない閉鎖型適格退職年金に係る資産額は、2.821百万円(平成24年6月末時点)。</p> <p>○給付時 廃止期限後において、公的年金等控除の対象とならない場合(要望が実現しない場合)と公的年金等控除の対象となる場合(要望が実現した場合)を比較し、減収見込額を算出。 ※対象者はすべて65歳以上であり、所得はすべて国民年金によるものと仮定する。 ※国民年金の老齢年金受給者の平均年金年額は65万2,908円とする(平成23年5月末の平均年金月額5万4,409円(「厚生年金保険・国民年金事業状況」より))。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成23年4月～対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間) 事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金については、受給権保護の観点から、給付時等の税制優遇措置を継続することにより、安定した老後の所得確保が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成23年4月～対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間) 事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者全てに対し、廃止期限後も税制優遇措置を継続することにより、安定した老後の所得確保を図るという達成目標を実現することができる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成23年4月～対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間) 事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者について、廃止期限後に公的年金等控除・退職年金所得控除等が</p>

企業年金等への移行が不可能な適格退職年金について

		受けられず年金受給額が減少するため、老後生活が不安定となる。
		《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間) 適格退職年金は、他の企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決定されたことに鑑みると、事業主が存在しない等のために他の企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者について、廃止期限後も税制優遇措置を継続することにより、他の企業年金等に移行できた受給者との公平を確保し、受給者の権利を保護することにより安定した老後の所得確保を図るものであり、本措置による税込減は是認されるべきものである。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本措置は適格退職年金が廃止されるため現在と同様の税制優遇措置を講ずるものであり、上記政策目的の実現手段は当該措置以外には存在しない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 本措置は適格退職年金が廃止されるため現在と同様の税制優遇措置を講ずるものであり、当該措置以外に上記政策目的にかかるとの支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性 事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金については、受給権保護の観点から、給付時等の税制優遇措置を継続することで、安定した老後の所得確保が図られることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

暦年	残存率 (単位:%)	適用件数	適用者数 (単位:人)	減収見込み額(単位:百万円)		
				計	国税	地方税
平成23年(6月末時点)	100	172	762	64.9	38.6	26.3
平成23年(6/30-12/31)	94.0	162	717	61.0	36.3	24.8
平成24年	82.9	143	632	53.8	32.0	21.8
平成25年	75.4	130	575	48.9	29.1	19.9
平成26年	67.6	116	515	43.9	26.1	17.8
平成27年	59.4	102	453	38.6	22.9	15.6
平成28年	52.5	90	400	34.1	20.3	13.8
平成29年	43.3	74	330	28.1	16.7	11.4
平成30年	34.1	59	260	22.2	13.2	9.0
平成31年	24.3	42	185	15.8	9.4	6.4
平成32年	20.6	35	157	13.4	8.0	5.4
平成33年	15.5	27	118	10.0	6.0	4.1
平成34年	13.6	23	104	8.8	5.3	3.6
平成35年	8.9	15	68	5.8	3.4	2.3
平成36年	7.0	12	53	4.6	2.7	1.8
平成37年	5.0	9	38	3.3	1.9	1.3
平成38年	4.6	8	35	3.0	1.8	1.2
平成39年	3.7	6	28	2.4	1.4	1.0
平成40年	1.1	2	8	0.7	0.4	0.3
平成41年	0.7	1	5	0.4	0.3	0.2
平成42年	0.5	1	4	0.3	0.2	0.1
平成43年	0.1	0	1	0.1	0.1	0.0
平成44年	0.0	0	0	0.0	0.0	0.0

※暦年は、注釈のない限り1月から12月の統計。  
 ※平成23年6月末時点の適用件数等に残存率(生命保険協会推定)を乗じ算出。  
 ※平成23年6月末時点の減収見込み額(国税及び地方税)の算出過程は、別添1、2のとおり。  
 ※年度毎の減収見込み額に関しては、運用時における年金資産が各年度の経済情勢によって大きく変化することから、変動がありうる。  
 ※残存率計算方法  
 ○確定年金  
 支払期間が確定しているため、支払終了年月にて計算。  
 (例:10年確定年金…年金受給開始から10年後に支払終了として計算)  
 ○保証期間付終身年金  
 各年金受給者の年齢に応じた平均余命と保証期間のうち長い方を支払終了年月として計算。  
 ○保証期間付有期年金  
 残存有期期間と平均余命を比較し、短い方を支払終了年月として計算。  
 ○保証期間付××年年金等  
 各年金受給者の年齢に応じた平均余命と残存××年を比較して短い方を支払終了年月として計算。  
 ※平均余命を用いる際の年齢は、平成23年6月末時点の年齢(男性を前提)を使用。  
 ※平均余命は、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)別表 余命年数表を使用。

**企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に関する要望における  
減税見込み額について**

< 給付時の減収見込み額：国税（平成 23 年 6 月末） >

**給付時：所得税**

**【前提】**

- ※対象者はすべて 65 歳以上であり、所得はすべて国民年金によるものと仮定する。
- ※国民年金の老齢年金受給者の平均年金年額は 65 万 2,908 円とする。（「厚生年金保険・国民年金事業状況」より、平均年金月額は、平成 23 年 5 月末で 5 万 4,409 円となっている。）
- ※雑所得は給与所得全体より公的年金等控除（定額控除、定率控除）を引いた額
- ※課税所得は雑所得より基礎控除 38 万円を引いた額
- ※所得税額は課税所得に所得税率（195 万円以下：5%、195 万円超え 330 万円以下：10%（控除額 97,500 円）、330 万超 695 万円以下：20%（控除額 427,500 円））をかけた額

**○課税額**

**【要望が実現する場合】**

廃止期限後の給付時において、引き続き公的年金等控除の対象となるため、課税額は以下ようになる。

$$[ \{ (適格退職年金の年金額 + 65 万 2,908 円) - 120 万円 \} - 38 万円 ] \times 所得税率 = \underline{4,541,200 円}$$

**【要望が実現しない場合】**

廃止期限後の給付時には、公的年金等控除の対象とならないため、一人あたりの課税額は以下ようになる。

$$(適格退職年金の年金額 - 38 万円) \times 所得税率 = \underline{14,893,800 円}$$

**○減収見込み額**

減収見込み額は、要望が実現しない場合と実現した場合の差であり、10,352,600 円。

**運用時：特別法人税**

**【前提】**

- ※廃止期限後に、どのような税制上の取扱いになるのか、現時点では不明ではあるが、仮に特別法人税と同率（国税：1%）のものが課税されたと仮定。
- ※生保協会の推計については、平成 23 年度 3 月末時点の積立金（今回集計できた 726 人分の積立金 268,878 万円を 756 人分に割り戻して算出）。
- ※ J A 共済連については、平成 23 年度 6 月末時点の数値。

**○課税額**

**【要望が実現しない場合】**

$$2,821,379,523 円 \times 1\% = \underline{28,213,795 円}$$

**【要望が実現した場合】**

非課税となる。

**○減収見込み額**

減収見込み額は、要望が実現しない場合と実現した場合の差であり、28,213,795 円。

< 課税総額 >

$$国税：10,352,600 円 + 28,213,795 円 = \underline{38,566,395 円}$$

**企業年金等へ移行が不可能な適格退職年金に関する要望における  
減税見込み額について**

< 給付時の減収見込み額：地方税（平成 23 年 6 月末） >

**給付時：個人住民税**

**【前提】**

- ※対象者はすべて 65 歳以上であり、所得はすべて国民年金によるものと仮定する。
- ※国民年金の老齢年金受給者の平均年金年額は 65 万 2,908 円とする。（「厚生年金保険・国民年金事業状況」より、平均年金月額は、平成 23 年 5 月末で 5 万 4,409 円となっている。）
- ※雑所得は所得全体より公的年金等控除（定額控除、定率控除）を引いた額
- ※課税所得は雑所得より基礎控除 33 万円を引いた額
- ※住民税（所得割）額は課税所得に標準税率 10%（都道府県民税 4%、市区町村税 6%）から調整控除を引いた額

**○課税額**

**【要望が実現する場合】**

廃止期限後の給付時において、引き続き公的年金等控除の対象となるため、課税額は以下ようになる。

$$[ \{ (適格退職年金の年金額 + 65 万 2,908 円) - 120 万円 \} - 33 万円 ] \times 10\% - 調整控除 = \underline{9,381,800 円}$$

**【要望が実現しない場合】**

廃止期限後の給付時には、公的年金等控除の対象とならないため、一人あたりの課税額は以下ようになる。

$$(適格退職年金の年金額 - 33 万円) \times 10\% - 調整控除 = \underline{30,844,400 円}$$

**○減収見込み額**

減収見込み額は、要望が実現しない場合と実現した場合の差であり、21,462,600 円。

**運用時：特別法人税**

**【前提】**

- ※廃止期限後に、どのような税制上の取扱いになるのか、現時点では不明ではあるが、仮に特別法人税と同率（地方税：0.173%）のものが課税されたと仮定。
- ※生保協会の推計については、平成 23 年度 6 月末時点の積立金（今回集計できた 726 人分の積立金 268,878 万円を 756 人分に割り戻して算出）。
- ※ J A 共済連については、平成 23 年度 6 月末時点の数値。

**○課税額**

**【要望が実現しない場合】**

$$2,821,379,523 円 \times 0.173\% = \underline{4,880,987 円}$$

**【要望が実現した場合】**

非課税となる。

**○減収見込み額**

減収見込み額は、要望が実現しない場合と実現した場合の差であり、4,880,987 円。

< 課税総額 >

$$地方税：21,462,600 円 + 4,880,987 円 = \underline{26,343,587 円}$$



文部科学省



番号	制度名
文部科学省	
文科01	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置
文科02	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乘せ措置の恒久化）
文科03	史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除額及び法人税の損金算入限度額の拡充

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置	府省名	文部科学省
税目	所得税、法人税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、印紙税、地価税、個人住民税、法人住民税、住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、その他（都市計画税、特別土地保有税、地方消費税その他関連する税目（徴収規定等））		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ○
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難である。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）について説明されていない。
 

[将来の見込み]

    - 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 適用数及び減収額の将来推計が予測されていないため、適用及び減収額の見込みが不透明である。
      - 達成目標（幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築）の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
  - 本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。
  - 同様の政策目的に係る他の政策手段がないことが説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑩ 政策目的への寄与（評価書中7③「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」欄への補足説明）

子ども・子育て新システムは、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を目指すものであり、その構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支援することができる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置【税目】 （国税9）（所得税：外、法人税：義、登録免許税：外、相続税：外、贈与税：外、消費税：外、印紙税：外、地価税その他の関連する税目・国税徴収法等：外） （地方税5）（個人住民税：外、法人住民税：義、住民税（利子割）、事業税：義、事業税（外形）：外、不動産取得税：外、固定資産税：外、事業所税：外、その他（都市計画税、特別土地保有税、地方消費税その他の関連する税目（徴収規定等）：外）
2	要望の内容	○平成22年1月29日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、子ども・子育て新システムの議論が進められ、同年6月29日に、全閣僚で構成する少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣）において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定された。  ○「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、「事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する」とされており、これを踏まえ、学校教育法第1条の学校及び社会福祉法に基づく社会福祉事業に位置付けられる総合施設（仮称）に対して幼稚園・保育所と同等の税制措置を講ずることや新システムに位置づけられる給付や事業等について必要となる税制上の所要の措置を講ずることを要望する。  ○子ども・子育て新システムの今後の進め方については、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」（平成23年7月29日少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣））において、「平成23年度中に必要な法制上の措置を講ずることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」とされた。
3	担当部局	初等中等教育局幼児教育課 高等教育局私学部私学行政課
4	評価実施時期	—
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》  すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、出産・子育て・就労の希望がかなう社会を実現することが必要であり、子ども・子育てを社会全体で支援するために、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。  《政策目的の根拠》 ○平成22年1月29日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、子ども・子育て新システムの議論が進められ、同年6月29日に、全閣僚で構成する少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣）において「子ども・子育て新システムの基

		<p>本制度案要綱」が決定された。</p> <p>○「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、「事業ごとに所管や制度、財源が様々なに分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する」とされている。</p> <p>○子ども・子育て新システムの今後の進め方については、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」（平成23年7月29日少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣））において、「平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」とされた。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</p> <p>施策目標 2-9 幼児教育の振興</p> <p>政策目標 6 私学の振興</p> <p>施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p>
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 —</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —</p>
8	有効性等	
	①: 適用数等	—
	②: 減収額	—
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間： ） —</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間： ） —</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間： ） —</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間： ）</p>

9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することができる。</p> <p>—</p> <p>幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することができる。</p>
10	有識者の見解		特になし



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化）	府省名	文部科学省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか			<input type="checkbox"/> 明らかでない
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ※
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし ※
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。  
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（【点検結果表の別紙】参照）をも踏まえている。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑫ 税収減是認の効果の実績把握（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

【修正前】我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対 GDP 民間研究開発投資比率を維持している。

【修正後】我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対 GDP 民間研究開発投資比率を維持している。そのうち、研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおり（平成 23 年度経済産業省アンケート調査に基づき、平成 21 年度の場合につき試算）。

・研究開発税制による研究開発投資押上げ額は 3078 億円と推計される。  
大企業及び中小企業：2565 億円（21 年度減収額）×1.2 倍（研究開発投資押上げ効果（※））＝3078 億円

（※）平成 21 年度アンケート調査においては、大企業分と中小企業分を合算の上、試算。

・これは、民間試験研究費約 12 兆円（21 年度実績額）を約 2.6%押し上げる効果をもたらし、対 GDP 民間研究開発投資比率の維持に貢献したと言える。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

【修正前】主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対 GDP 民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。

【修正後】主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対 GDP 民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。そのうち、研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおり（平成 23 年度経済産業省アンケート調査に基づき、平成 24 年度の場合につき試算）。

・研究開発税制による研究開発投資押上げ額は 3302 億円と推計される。  
大企業：2479 億円（24 年度減収見込額）×1.26 倍（研究開発投資押上げ効果）＝3125 億円  
中小企業：112 億円（24 年度減収見込額）×1.59 倍（研究開発投資押上げ効果）＝177 億円  
・これは、民間試験研究費約 12 兆円（21 年度実績額）を約 2.8%押し上げる効果をもたらし、対 GDP 民間研究開発投資比率の維持に貢献すると言える。

・なお、上乗せ措置が恒久化された場合、上乗せ措置を考慮して研究開発投資計画を策定する企業は約 3.4 倍に増加すると想定されており、上乗せ措置の恒久化により、一層の研究開発投資の押し上げが期待できる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(上乗せ措置の恒久化) 【税目】 (国税10)(法人税:義)	
2	要望の内容	増加型・高水準型の恒久化	
3	担当部局	科学技術・学術政策局基盤政策課	
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型:昭和 42 年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和 60 年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成 5 年度創設 ・総額型:平成 15 年度創設 ・高水準型:平成 20 年度創設	
6	適用又は延長期間	・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし ・増加型:平成 23 年度末まで ・高水準型:平成 23 年度末まで ・経済対策部分:(総額型控除上限 20%→30%については平成 23 年度末まで。繰越期間は最長平成 24 年度末まで)	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比 4%以上にする。  《政策目的の根拠》 「2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比 4%以上にする。」 (新成長戦略:平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 科学技術・学術政策の総合的な推進 施策目標 7-4 科学技術システム改革の先導
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対 GDP 比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第 1 位)に維持する。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対 GDP 比率の国際比較  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の 7 割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げるにより、国全体の研究開発投資の対 GDP 比率を高めることに大きく寄与することが可能。
8	有効性等	① 適用数等 ・利用実績(うち、税法上の中小企業分) 〈本租税特別措置全体〉 平成 19 年度 8,479 事業年度(5,747 事業年度) 平成 20 年度 7,912 事業年度(4,657 事業年度) 平成 21 年度 7,172 事業年度(4,411 事業年度)	

	<p>&lt;増加型・高水準型&gt;  平成 20 年度 907 事業年度( 430 事業年度)  平成 21 年度 1,544 事業年度(1,019 事業年度)  (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。  なお、平成 18 年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータ  が表記されておらず、また増加型・高水準型の事業年度は平成 20 年度から表  記されている。)</p> <p>・将来推計(うち、税法上の中小企業分)  &lt;本租税特別措置全体&gt;  平成 22 年度見込み 8,727 事業年度(5,224 事業年度)  平成 23 年度見込み 6,485 事業年度(3,099 事業年度)  平成 24 年度見込み 6,660 事業年度(3,180 事業年度)</p> <p>&lt;増加型・高水準型&gt;  平成 22 年度見込み 1,442 事業年度( 877 事業年度)  平成 23 年度見込み 887 事業年度( 439 事業年度)  平成 24 年度見込み 857 事業年度( 390 事業年度)</p> <p>(出典:平成 23 年度「経済産業省企業アンケート調査」より経済産業省が推  計)</p> <p>・利用業種  下記の通り、幅広い業種で利用されている。  【平成 22 年度増加型・高水準型 業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>利用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学</td> <td>44</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>電気機械</td> <td>19</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>窯業</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械</td> <td>7</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>精密機械</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>13</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>52</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 23 年度「経済産業省企業アンケート調査」より</p>	業種	利用企業数	(うち中小企業)	化学	44	3	電気機械	19	3	窯業	3	0	輸送用機械	7	3	精密機械	6	1	機械	13	3	その他	52	14
業種	利用企業数	(うち中小企業)																							
化学	44	3																							
電気機械	19	3																							
窯業	3	0																							
輸送用機械	7	3																							
精密機械	6	1																							
機械	13	3																							
その他	52	14																							
② 減収額	<p>・減収額実績 (うち、税法上の中小企業分)  &lt;本租税特別措置全体&gt;  平成 17 年度 5,663 億円(307 億円)  平成 18 年度 5,820 億円(305 億円)  平成 19 年度 6,269 億円(167 億円)  平成 20 年度 2,881 億円(246 億円)  平成 21 年度 2,565 億円(131 億円)</p> <p>&lt;増加型・高水準型&gt;  平成 20 年度 178 億円(14 億円)</p>																								

	<p>平成 21 年度 133 億円(6 億円)</p> <p>(出典:国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</p> <p>・将来推計(うち、税法上の中小企業分)  &lt;本租税特別措置全体&gt;  平成 22 年度見込み 3,059 億円(248 億円)  平成 23 年度見込み 2,915 億円(113 億円)  平成 24 年度見込み 2,591 億円(112 億円)</p> <p>&lt;増加型・高水準型&gt;  平成 22 年度見込み 221 億円(8 億円)  平成 23 年度見込み 151 億円(4 億円)  平成 24 年度見込み 126 億円(3 億円)</p> <p>(出典:平成 23 年度「経済産業省企業アンケート調査」より経済産業省が推  計)</p>																																																																													
③ 効果・達成 目標の実 現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 15 年～平成 20 年)  現在、我が国の官民合わせた研究開発投資の GDP 比率は 3.42%。主要先  進諸国の中で最高水準の対 GDP 研究開発投資比率を維持しているが、4%に  は届いていない。  なお、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせ  て達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促  進に資するものである点に留意。</p> <p>主要国の対 GDP 研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003 年</th> <th>2004 年</th> <th>2005 年</th> <th>2006 年</th> <th>2007 年</th> <th>2008 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.20</td> <td>3.17</td> <td>3.32</td> <td>3.41</td> <td>3.44</td> <td>3.42</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.13</td> <td>1.23</td> <td>1.34</td> <td>1.42</td> <td>1.44</td> <td>1.54</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.49</td> <td>2.68</td> <td>2.79</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.37</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.61</td> <td>2.54</td> <td>2.57</td> <td>2.61</td> <td>2.66</td> <td>2.77</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.68</td> <td>1.73</td> <td>1.75</td> <td>1.79</td> <td>1.77</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>2.04</td> <td>2.08</td> <td>2.05</td> <td>1.97</td> <td>1.90</td> <td>1.84</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.28</td> <td>1.15</td> <td>1.07</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.17</td> <td>2.15</td> <td>2.10</td> <td>2.10</td> <td>2.04</td> <td>2.02</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.52</td> <td>2.49</td> <td>2.49</td> <td>2.53</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.09</td> <td>1.13</td> <td>1.18</td> <td>1.19</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」</p> <p>&lt;今後の達成予測&gt;  主要先進諸国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置  の効果を通じて、民間研究開発投資の対 GDP 比率を世界最高水準に維持し  続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えら  れる。</p>		2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42	中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54	韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37	アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77	イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77	カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84	ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04	フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02	ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64	イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19
	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年																																																																								
日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42																																																																								
中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54																																																																								
韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37																																																																								
アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77																																																																								
イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77																																																																								
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84																																																																								
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04																																																																								
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02																																																																								
ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64																																																																								
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19																																																																								

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成20年)  
我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13
韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54
アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」

<今後の達成予測>  
主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22年度～平成31年度)  
平成23年度の減収見込み額及び投資押し上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。  
なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成24年度～平成33年度までの10年間とした。

<増加型・高水準型>  
平成24年度の減収見込み額における、各租税特別措置の効果  
・減収額:126億円程度(うち中小企業分3億円)  
↓(マクロモデルによる計算)  
・GDP押し下げ影響:約654億円(うち中小企業分:20億円)

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成33年度)  
経済波及効果の試算(※23年度の経済産業省実施アンケートに基づく)

<本租税特別措置全体>  
・平成24年度減収額 2591億円(うち中小企業112億円)  
↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果  
大企業:1.26倍  
中小企業:1.59倍  
・研究開発投資押し上げ額

		<p>大企業:3125億円(2480億円×1.26倍) 中小企業:177億円(112億円×1.59倍) ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算) 大企業:1兆2719億円 中小企業:728億円</p> <p>・平成24年度の本租税特別措置全体による減収が、平成24年度～平成33年までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果:1兆3447億円</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国においては、①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%、韓国に次いで2番目)、②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、③政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、主要国中最低)。</li> <li>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。</li> <li>研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。</li> <li>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</li> <li>平成23年度経済産業省アンケート結果によれば、「上乗せ措置が継続される保証がないが恒久措置となれば計画に考慮」と回答する企業が半数近く(42%)存在し、上乗せ措置の恒久化が研究開発投資促進の大きなインセンティブとなることが期待できる。</li> </ul> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</li> <li>また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</li> </ul> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	特になし

## 別紙①「本租税特別措置全体における適用数・適用金額の算定根拠」

### 試算方法

活用資料：経済産業省平成23年度企業アンケート調査（以下、企業アンケート）  
 大企業：技術振興課（送付2,068社。回収844社（回収率41%））  
 中小企業：中小企業庁（送付2,837社。回収626社（回収率22%））  
 国税庁会社標本調査「税務統計から見た法人企業の実態」（以下、国税庁調査）

目的とする試算値：平成24年度の本租税特別措置の適用数及び適用金額

試算方法：【本ページ「総額型」における推計値】及び次ページ「増加型・高水準型」における推計値を合算し本租税特別措置全体の推計値としている

#### 「総額型」における推計値

①平成24年度試験研究費の回答がある企業（大企業198社、中小企業278社）において、企業アンケートと国税庁調査の適用数及び適用金額を比較し、企業アンケートの平均カバー率（端数あり）を算出

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	3.7%	4.3%		<u>4.0%</u>
中小企業	1.5%	1.6%		<u>1.5%</u>

【適用金額】（平成21年度国税庁調査：大企業2,307億円、中小企業125億円）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	27.7%	25.4%		<u>26.5%</u> +=
中小企業	1.6%	1.9%		<u>1.7%</u>

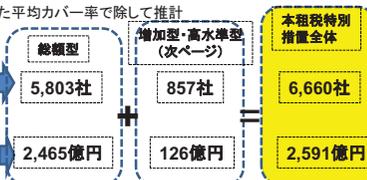
②企業アンケートにおける平成24年度の適用数及び適用金額を、算出した平均カバー率で除して推計

【適用数（推計）】

	アンケート結果	平均カバー率	＝	適用数（推計）
大企業	120社	÷ 4.0%	＝	3,013社
中小企業	43社	÷ 1.5%	＝	2,790社

【適用金額（推計）】

大企業	626億円	÷ 26.5%	＝	2,357億円
中小企業	1.89億円	÷ 1.7%	＝	108億円



## 別紙②「増加型・高水準型における適用数・適用金額の算定根拠」

### 試算方法

活用資料：経済産業省平成23年度企業アンケート調査（以下、企業アンケート）  
 大企業：技術振興課（送付2,068社。回収844社（回収率41%））  
 中小企業：中小企業庁（送付2,837社。回収626社（回収率22%））  
 国税庁会社標本調査「税務統計から見た法人企業の実態」（以下、国税庁調査）

目的とする試算値：平成24年度の上乗せ措置の適用数及び適用金額

試算方法：①平成24年度試験研究費の回答がある企業（大企業198社、中小企業278社）において、企業アンケートと国税庁調査の適用数及び適用金額を比較し、企業アンケートの平均カバー率を算出  
 【適用数】（平成21年度国税庁調査：大企業525社、中小企業1,019社）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	6.1%	4.2%		<u>5.1%</u>
中小企業	3.0%	1.1%		<u>2.1%</u>

【適用金額】（平成21年度国税庁調査：大企業127億円、中小企業6億円）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	62.3%	35.3%		<u>48.8%</u>
中小企業	1.9%	0.9%		<u>1.4%</u>

②企業アンケートにおける平成24年度の適用数及び適用金額を、算出した平均カバー率で除して推計

【適用数（推計）】

	アンケート結果	平均カバー率	＝	適用数（推計）
大企業	24社	÷ 5.1%	＝	467社
中小企業	8社	÷ 2.1%	＝	390社

【適用金額（推計）】

大企業	60億円	÷ 48.8%	＝	123億円
中小企業	5百万円	÷ 1.4%	＝	3億円



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除額及び法人税の損金算入限度額の拡充	府省名	文部科学省
税目	所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）は「10年後に史跡等の公有化率を70%とすること」を目標とし、本租税特別措置等の達成目標への寄与は「アンケート結果における、土地の所有者が、譲渡に応じた主な理由が本税制措置であると回答した割合（45%）」と説明されているが（別紙7参照）、達成目標（測定指標）（史跡等の公有化率）に対する「史跡の買い上げ側である地方公共団体に対する補助」と「租税特別措置による地権者に対する地方公共団体への売却意志決定の促進」の寄与度が説明されておらず、本租税特別措置が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比して説明しているが、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

⑩ 達成目標（史跡等の公有化率の向上）の実現状況について、「公有化率増加推定値約1.2%」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比して説明しているが、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

⑩ 達成目標（史跡等の公有化率の向上）の実現状況について、「平成24年度以降の単年度の公有化率増加推定値1.2%」と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）  
 史跡等の公有化については、文化財保護法においても地方公共団体による公有化に対する補助について規定（同法第129条）している。また、実態としても、補助率の面では史跡等の整備や活用に対する補助率（50%）と比べて公有化に対する補助率はその重要性を踏まえ、80%と高率としている。

（参考）文化財保護法（昭和25年法律第214号）

（管理団体による買取りの補助）

第二百九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

史跡等の公有化は、当該土地の整備や保存・保全措置の円滑な実施を確保する観点から、史跡等の土地のうち、これらへの協力を期待できる寺社有地（全体の約30%）を除く個人所有等の民有地を対象として公有化（公有化率70%）することを目標としている。

また、目標達成期間は、地方公共団体が自主的に計画を立てて実施するものであるが、概ね10年程度としており、10年後（平成33年度）に公有化率を70%とすることを目標とする（考え方については別紙1参照）。

一方、公有化は着実に進捗しているものの、新たな指定を毎年行い、公有化の対象となる土地が増加してきたことから、目標の達成には至っていない。

（参考）史跡等の指定件数の推移（平成19年～平成23年）

指定件数（件）	史跡	名勝	天然記念物
H19.3	1598	345	975
H20.3	1622	349	982
H21.2	1640	351	980
H22.2	1661	357	980
H23.3	1681	360	985

※1件で複数の指定を受けているものについてはそれぞれカウント

- ④ 測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）

・目標値・達成時期について

史跡等の公有化は、当該土地の整備や保存・保全措置の円滑な実施を確保する観点から、史跡等の土地のうち、これらへの協力を期待できる寺社有地（全体の約30%）を除く個人所有等の民有地を対象として公有化（公有化率70%）することを目標としている。

また、目標達成期間は、地方公共団体が自主的に計画を立てて実施するものであるが、概ね10年程度としており、10年後（平成33年度）に公有化率を70%とすることを目標とする。

・目標達成に対する寄与度について

別紙7参照

- ⑤⑦ 適用数等の実績把握・将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

別紙2、別紙4参照

- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年3月時点での史跡数は1681件であり、公有化面積は累積で増加するため、平成22年度の適用件数（212件）をみても当初の想定外に僅少ではない。

本税制は、同一史跡等内の土地について、複数年度に渡って買い上げを行う場合であっても、適用は1度のみとしており（別紙3参照）、特定の者に適用が偏ることはない。

- ⑧ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

法人税 約9億5400万円（試算方法は別紙5参照）

- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

法人税 平成24年度以降の単年度 約20億9880万円（試算方法は別紙6参照）

- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

別紙4参照

平成24年度以降の単年度の公有化率増加推定値 1.2%（別紙1より抜粋）

- ⑫ 税収減是認の効果の実績把握（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

平成22年度の減収額は、約9億5400万円であり、302haの公有化が実現されているものの、公有化率では新規の史跡等の指定が行われたため、ほぼ横ばいとなっている。

史跡等の公有化の促進は、城跡における城の復元や、説明施設の整備、防災整備などを各個人所有者の同意や負担の問題を公有化により解消でき、地域の活性化に資するものである。具体的には、国指定史跡平城宮跡では平成22年4月に大極殿の復元を行い、同月の公開から6ヶ月で約360万人の来場があり、地域活性化に与える影響は多大なものがある。

（参考1）史跡の公有化率（平成20年度～平成22年度）

平成20年度 57.5%

平成21年度 57.9%

平成22年度 57.7%

(参考2) 史跡の指定地及び公有化の状況 (平成22年度)

(ha)

	国有地	自治体 有地	社寺 有地	民有地	合計
21年度末	5,686	9,249	3,923	6,957	25,815
指定による 増減	223	195	453	101	972
公有地化による 増減	2	107		△ 109	△ 0
22年度末	5,911	9,551	4,376	6,949	26,787

【別紙1】

### 公有化達成目標の考え方

平成24年度以降の単年度の公有化率増加推定値 1.2%

(考え方) 公有化率増加推定値

- 今年度市町村を対象に実施した調査結果では、通常、市町村は公有地化について長期間の買上げ計画を立てて対応するものであり、回答のあったもののうち、7割以上が10年以上となっているため、10年間で公有化を進めることとし、平成24年度から10年間で達成することを目標とする。
- 公有化率の目標は国・地方合わせて70%としており、国・地方の公有化率は平成22年度末で57.7%であり、現行の国・地方比率で70%を目指した場合、70%と57.7%の差である12.3%を計画期間の10年間で達成することとし、単年度の増加推定値は約1.2%と設定する。

(参考) 史跡の公有化率 (平成20年度～平成22年度)

平成20年度 57.5%  
 平成21年度 57.9%  
 平成22年度 57.7%

- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み (評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

平成24年度以降の単年度の減収見込み額は約20億9880万円であり、665haの公有化が実現され、約1.2%ずつ公有化率が上昇すると考えるが、新たな史跡等の指定によって公有化率の上昇は鈍化する可能性がある。

一方、史跡等の公有化の促進は、城跡における城の復元や、説明施設の整備、防災整備などを各個人所有者の同意や負担の問題を公有化により解消でき、地域の活性化に資するものである。具体的には、国指定史跡平城宮跡では平成22年4月に大極殿の復元を行い、同月の公開から6ヶ月で約360万人の来場があり、地域活性化に与える影響は多大なものがある。

- ⑭⑮ 租特の手段をとる必要性・適切性 (評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明)、他の政策手段との役割分担 (評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明)

史跡等の公有化は、地方公共団体による買上げ費用への国庫補助 (財政負担軽減措置) と、地権者による地方公共団体への当該土地に係る売却意思決定の促進を図ることが重要であり、予算措置と税制措置は公有化の促進という目標は同じであるが、それぞれの施策が作用する対象者と効果が異なり、双方が補完し、相まって働くものである。

公有化に伴う税制措置が設けられていることにより、個人・法人所有者が史跡等の譲渡先を考慮する際に、国等への譲渡が促され、史跡等の公有化が促進される。また、史跡等の指定に際しては、土地等の所有者の同意をとることとしており、公有化を前提とした史跡等への指定に際しても、所有者の同意取り付けを容易にするものである。

【別紙2】

史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除額及び法人税の損金算入限度額に関する実績

1. 平成22年度実績

【所得税】

平成22年度 651件 ※調査実績をもとに推計（集計途中）

（参考1：所得税推計方法）

史跡名勝天然記念物を有する市町村で構成する全国史跡整備市町村協議会（524市町村）を対象に調査を実施。

161市町村からの回答では200件であるので、524市町村で割り戻すと、  
件数：524（市町村）×200（件）／161（市町村）＝**651件**

【法人税】

平成22年度 212件 ※調査実績をもとに推計（集計途中）

（参考2：法人税推計方法）

史跡名勝天然記念物を有する市町村で構成する全国史跡整備市町村協議会（524市町村）を対象に調査を実施。

161市町村からの回答では65件であるので、524市町村で割り戻すと、  
件数：524（市町村）×65（件）／161（市町村）＝**212件**

2. 平成21年度以前の実績（推計）

地方公共団体による公有化により平成22年度に増加した公有化済み面積は302haであり、当該増加面積に基づく平成22年度の実績は上記1. のとおりであることから、公有化済み面積の増加を基に平成21年度以前の実績を推計すると以下表2のとおりとなる。

（表1）史跡における地方公共団体所有地面積の推移（平成17年度～平成22年度）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
地方公共団体有地（ha）	8,277	8,420	8,688	8,868	9,249	9,551

前年度からの増加面積（ha）	133	278	180	381	302
----------------	-----	-----	-----	-----	-----

（表2）推計実績（平成18年度～平成21年度）※平成22年度は実績値

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
個人（件）	287	599	388	821	651
法人（件）	93	195	126	267	212

（個人の実績の計算式）

（ある年度の実績）＝ 651件（平成22年度実績）× α（ある年度の前年度からの増加公有地面積）／ 302ha（平成22年度の前年度からの増加公有地面積）

（法人の実績の計算式）

（ある年度の実績）＝ 212件（平成22年度実績）× α（ある年度の前年度からの増加公有地面積）／ 302ha（平成22年度の前年度からの増加公有地面積）

18財記念第 32 号  
平成18年 8月 3日

【別紙 4】

各都道府県教育委員会  
文化財行政主管課長 殿

文化庁文化財部記念物課長  
岩本 健吾

租税特別措置法第34条に係る取り扱いについて（通知）

貴都道府県におかれましては、かねてから史跡の保存・活用についてご尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、先般、財務省税制当局より、租税特別措置法第34条に係る取り扱いについて、「文化財保護法の規定により指定された土地の買取りにあたり、二千万円特別控除を連年適用している実態がある」旨の指摘があり、過日、全国調査を行ったところであります。

調査の結果、過去5年間で二千万円特別控除を連年適用している自治体は28市町あり、中には5年間毎年適用しているところもありました。

文化財保護法により指定された土地については、法律の規定による権利制限等に伴う買取請求により土地の買取りが行われるものであり、土地の分筆による売却自体想定し難いことが考慮されて、平成8年の法改正の際、二千万円控除の連年適用排除の対象から除外されたものであります。

税負担の公平性の観点からも、史跡等の公有化を行う際には、地権者に対し上記のような法の趣旨を適切に説明していただき、今後、連年適用する事態のないようご指導いただきますようお願いいたします。

## 史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除額及び法人税の損金算入限度額に関する将来適用予測

### 1. 平成22年度実績

【所得税】

平成22年度 651件 ※調査実績をもとに推計（集計途中）

（参考1：所得税推計方法）

史跡名勝天然記念物を有する市町村で構成する全国史跡整備市町村協議会（524市町村）を対象に調査を実施。

161市町村からの回答では200件であるので、524市町村で割り戻すと、  
件数：524（市町村）×200（件）／161（市町村）＝651件

【法人税】

平成22年度 212件 ※調査実績をもとに推計（集計途中）

（参考2：法人税推計方法）

史跡名勝天然記念物を有する市町村で構成する全国史跡整備市町村協議会（524市町村）を対象に調査を実施。

161市町村からの回答では65件であるので、524市町村で割り戻すと、  
件数：524（市町村）×65（件）／161（市町村）＝212件

### 2. 平成23年度以降の適用予測

平成22年度末時点において、寺社所有地を除く史跡指定地内の民有地は6,950haであり、これを10年間で公有化する。平成22年度に増加した公有化面積は302haであり、平成23年度は税制及び予算制度上は平成22年度と同条件であるため、平成23年度も302haの公有化が行われると考えられる。

平成23年度末時点での民有地は6,648haであり、これを平成33年度までの10年間で公有化するため、単年度では665haの増加となる。

平成22年度実績では、302haを公有化する際に、個人（所得税）では651件、法人（法人税）では212件であることから、公有化面積をもとに平成23年度以降の適用実績を予測すると以下表のとおりとなる。

(表) 将来の適用予測 (平成23年度～平成26年度)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
個人(件)	651	651	1433	1433	1433
法人(件)	212	212	467	467	467
増加公有 化面積 (ha)	302	302	665	665	665
民有地面 積 (ha)	6,950	6,648	5,983	5,318	4,653

(個人の推計の計算式)

(ある年度の実績) = 651件(平成22年度実績) × 665ha(平成24年度以降の単年度の増加公有地面積) / 302ha(平成22年度の前年度からの増加公有地面積)

(法人の予測の計算式)

(ある年度の実績) = 212件(平成22年度実績) × 665(平成24年度以降の単年度の増加公有地面積) / 302ha(平成22年度の前年度からの増加公有地面積)

【別紙5】

史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除額及び法人税の損金算入限度額を拡充した場合の減収見込額の積算根拠

史跡等の減収見込み額(平成22年度の調査実績のもとに推計(集計途中))

1. 国又は地方自治体が買上げた史跡等の買上げ件数、課税譲渡所得額

【所得税】

買上げ件数: 651件 ※調査実績のもとに推計(集計途中)

(参考1: 所得税推計方法)

史跡名勝天然記念物を有する市町村で構成する全国史跡整備市町村協議会(52市町村)を対象に調査を実施。(詳細は別添参照)

161市町村からの回答では200件であるので、524市町村で割り戻すと、件数: 524(市町村) × 200(件) / 161(市町村) = **651件**

【法人税】

買上げ件数: 212件

※調査実績のもとに推計(集計途中)

(参考2: 法人税推計方法)

史跡名勝天然記念物を有する市町村で構成する全国史跡整備市町村協議会(52市町村)を対象に調査を実施。

161市町村からの回答では65件であるので、524市町村で割り戻すと、件数: 524(市町村) × 65(件) / 161(市町村) = **212件**

2. 1年あたりの減収見込額

【減収見込額(所得税)】

- (1) 平成23年度以降の2000万円以上の買上げが占める割合: 50%程度(※参考)
- (2) 平成23年度以降の2000万円以上の買上げ件数: 651件 × 0.5 = 326件
- (3) 2000万円以上の買上げにおける1件あたりの平均額: 4687万円

(※参考) 平成23年4月1日時点で公有地化予定地のうち、1件あたりの譲渡額が2千万円を超える土地の割合(集計途中)

・ほぼすべての買上げが2000万円以上 9%

- ・ 7割程度の買上げが2000万円以上 7%
- ・ 5割程度の買上げが2000万円以上 8%
- ・ 3割程度の買上げが2000万円以上 8%
- ・ 1割程度の買上げが2000万円以上 8%
- ・ ほとんどない・すべて公有化済み・不明 60%

【別紙6】

**史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除額及び法人税の損金算入限度額に関する将来の減収見込み額**

(4) 1年あたりの減収見込額

$$\{([2000万円以上の買上げにおける1件あたりの平均額]と「拡充後の特別控除額」いずれか低い額) - (拡充前の特別控除額)\} \times \text{平成23年度以降の2000万円以上の買上げ件数} \times \text{課税率}$$

$$= (4687万円 - 2000万円) \times 326件 \times 0.15 = 13億1394万円$$

【減収見込額（法人税）】

- (1) 平成23年度以降の2000万円以上の買上げが占める割合：50%程度（※参考）
- (2) 平成23年度以降の2000万円以上の買上げ件数：212件  $\times$  0.5 = 106件
- (3) 2000万円以上の買上げにおける1件あたりの平均額：9億4596万円
- (4) 1年あたりの減収見込み額
 
$$\{([2000万円以上の買上げにおける1件あたりの平均額]と「拡充後の特別控除額」いずれか低い額) - (拡充前の特別控除額)\} \times \text{平成23年度以降の2000万円以上の買上げ件数} \times \text{課税率}$$

$$= (5000万円 - 2000万円) \times 106件 \times 0.3 = 9億5400万円$$

**3. 結論**

よって、史跡等の公有化についての減税見込額は、

所得税は約**13億1394万円**、法人税は約**9億5400万円**となり、  
合計約**22億6794万円**

**1. 平成22年度減収見込み額**

別紙6で示したとおり、平成22年度の減収見込み額は以下のとおりである。

所得税は約**13億1394万円**、法人税は約**9億5400万円**、

**2. 平成24年度以降の減収見込み額**

別紙5で示したとおり、平成24年度以降の増加公有化面積は、平成22年度の増加公有化面積の2.2倍（665ha / 302ha）であるため、平成24年度以降の単年度の減収見込み額は、上記1.で示した平成22年度減収見込み額の2.2倍と考えられ、以下のとおりである。

所得税は約**28億9067万円**、法人税は約**20億9880万円**

(個人の予測の計算式)

$$(\text{ある年度の実績}) = 13億1394万円 (\text{平成22年度}) \times 2.2倍$$

(法人の予測の計算式)

$$(\text{ある年度の実績}) = 9億5400万円 (\text{平成22年度}) \times 2.2倍$$

【別紙7】

史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除額及び法人税の損金算入限度額における指標（公有化率）への寄与について

本税制に関する平成22年度実績調査において回答のあった市町村のうち、10市町を対象に行ったアンケート結果によれば、当該土地の所有者（個人又は法人）が譲渡に応じた理由が本税制措置であるため、と市町が回答した件数は、当該10市町が平成22年度に公有化した件数のうち、半数近く（79件、約45%）であり、本税制措置の拡充が、史跡等の公有化促進の大きなインセンティブになることが期待できる。

なお、所有者が譲渡に応じた具体的な理由については、下記参照。

（参考）所有者が応じた理由の内訳

	理由	件数	割合
◎	買上げ額では不十分であるが、特別控除があり、通常の売買より有利であるため	79	45%
	規制が課され維持管理が難しいので、国に管理してもらった方がよい	57	33%
	地域の活性化に貢献したい	29	17%
	農地等であり、通常で売買するより高く売ることができるため	10	6%
	合計	175	100%

◎特別控除により、公有化が実現した件数・割合

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除額及び法人税の損金算入限度額の拡充 【税目】 （国税8）（所得税：外、法人税：義） （地方税4）（個人住民税：外、法人住民税：義、事業税：義）
2	要望の内容	個人又は法人が史跡名勝天然記念物として指定された土地を国又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得について、現行の控除額・損金算入限度額を2千万円から5千万円に引上げる。
3	担当部局	文化庁文化財部記念物課
4	評価実施時期	平成24年度以降
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年度 上限 300万円（創設） 昭和46年度 上限 1,200万円（要望） 昭和49年度 上限 2,000万円（措置）（現在に至る） 平成2年度 上限 4,000万円（要望） 平成3年度 上限 4,000万円（要望）
6	適用又は延長期間	—
	必要性等	<p>①：政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 史跡等は我が国の歴史を具体的に示す遺跡や、国土美を代表する景勝地や古庭園、国土の自然を記念する動植物等のうち重要なものとして文部科学大臣が指定したものであり、いずれも日本の歴史、文化、国土の成り立ちを物語る記念物として後世に伝えるべき貴重な財産である。 史跡等の維持管理には多額の経費がかかるとともに、各種の行為規制が課されるため、経済的事情等の問題から個人・法人所有者が適切な管理を行うことができない場合がある。したがって、史跡等の適切な管理の観点から、国又は地方公共団体による公有化を促進することが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》 公有化に伴う税制措置が設けられていることにより、個人・法人所有者が史跡等の譲渡先を考慮する際に、国等への譲渡が促され、史跡等の公有化が促進される。また、公有化を前提とした史跡等への指定に際しても、所有者の同意取り付けを容易にするものである。 このことは、多様な主体の参加が期待される史跡等において、地権者の理解と協力を得た円満な用地交渉を経ることにより、史跡等を核とした観光振興の推進、ひいては、地域経済の活性化を早期に実現することにもつながる。</p> <p>②：政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 12 文化による心豊かな社会の実現 施策目標 12-2 文化財の保存及び活用の充実</p>

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 史跡等の買上げ事業（公有化助成事業）等の予算措置と併せて推進することにより、史跡等の公有化予定率を高めることで、史跡等の適切な保存・活用を図る。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 史跡等の公有化率
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本要望の措置により、国等への史跡等の譲渡がさらに促進され、文化財のき損・滅失防止に資することになるとともに、その後の整備も推進されることが期待できる。
8 有効性等	① 適用数等	(参考) 【法人税】 212 件、約 78 百万円 ※調査実績をもとに推計
	② 減収額	954 百万円
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 22 年度) 指定面積から社寺有地を除く面積（公有化対象地）の 6 割未満（57.7%）を公有化
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間： ) 公有化率増加推定値 約 1.2%
	《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間： ) 近年 3 年間の公有化率を検証してみると、以下の通り公有化率はほぼ横ばいで推移しており、租税特別措置が拡充されなかった場合、今年度の公有化率も同様に上昇しないことが予想される。 平成 20 年度 57.5% 平成 21 年度 57.9% 平成 22 年度 57.7%	
	《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間： ) 史跡等の公有化が促進し、適切な整備を図ることができる。	
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	平成 22 年度の公有化の実績は 866 件（推計）あり、本税制優遇措置を活用して公有化が促進されている。本要望により、個人・法人所有者から国等への譲渡が促され、史跡等の公有化が促進されるとともに、公有化後の整備事業も促進されるため、本要望措置は妥当である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本税制措置は、史跡等の土地の所有者に対するものであるが、予算措置は、買上げを行う地方公共団体に対するものである。両措置が相互にあいまって働くことにより、史跡等の公有化が促進される。 ※史跡等公有化助成国庫補助事業 (平成 23 年度予算：13,626 百万円)

	③ 地方公共団体が協力する相当性	史跡等の公有化は国又は地方公共団体が実施
10	有識者の見解	特になし

厚生労働省



番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	雇用促進税制の拡充
厚労02	新築住宅に係る特例措置の延長
厚労03	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置
厚労04	社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除の創設
厚労05	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
厚労06	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
厚労07	「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により取得した少額資産の固定資産税免除
厚労08	事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続
厚労09	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
厚労10	確定給付企業年金の損金算入の対象となる掛金の範囲の拡大
厚労11	公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長
厚労12	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長
厚労13	ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し
厚労14	中小企業投資促進税制の拡充
厚労15	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長
厚労16	社会保険診療報酬の所得計算の特例
厚労17	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置
厚労18	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	雇用促進税制の拡充	府省名	厚生労働省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者（雇用保険一般被保険者）の数」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。

また、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）について説明されていない。

[将来の見込み]

⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するののかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。このため、過去の実績が無く、本租税特別措置等の効果の検証ができていない状況で、拡充要望する根拠の分析・説明が不十分である。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑦⑨ 適用数及び減収額の将来推計の算定根拠が明らかでないため、適用及び減収額の見込みが不透明である。また、現行での適用見込み数よりも拡充後の適用見込み数の方が減少することは、本租税特別措置等の有効性に疑問がある。

⑩ 達成目標（質の高い雇用を確保する）の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中1①《政策目的の根拠》欄への補足説明）  
雇用促進税制は、菅前総理の指示により「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」に盛り込まれ、平成23年度税制改正において、「雇用促進税制」が創設された。具体的な記載は以下のとおり。

（以下、抜粋）

I. 基本的な考え方

2. 経済対策の基本的視点

（第2）「雇用」を機軸とした、経済成長の実現

「雇用」を機軸とした経済成長を目指す。雇用が広がれば、所得が増え、消費を刺激し、経済が活性化される。こうした「好循環」を実現するため、予算・税制・企業社会システム全般にわたって、「雇用」の基盤づくりに全力を尽くす。

具体的には、①経済を成長させて「雇用を創る」。例えば、介護・医療・保育、環境、観光など潜在的な需要が大きい分野において、雇用創出を推進する。②円高等による国内雇用の空洞化を防ぎ、「雇用を守る」。③求人ニーズの高い中小企業等とのマッチングを強化し、「雇用をつなぐ」。これらの取組により、国民全てが意欲と能力に応じて働ける社会の実現を目指す。

II. 「3段階」の対応について

ステップ3 平成23年度の対応—新成長戦略の本格実施

（2）雇用促進等のためにも企業減税

・新成長戦略の実現、特に、「雇用」を機軸とした経済成長を推進する観点から、政策税制措置を平成23年度税制改正において講ずる。このため、①健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、②正規雇用化、③育児支援、④障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る。

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

現行では、減収見込み額は約350億円、雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者数（雇用保険一般被保険者数）は17万人を見込んでいるが、本制度は平成23年度税制改正により創設されたものであり、現時点での税制適用はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	雇用促進税制の拡充 (地方税19)(法人住民税:義)
2	要望の内容	厳しい経済環境下における雇用の確保のため、当期の法人税額の10%(中小企業は20%)を限度として、雇用増加数1人あたり20万円の税額控除することとなっているが、この税額控除の額を引き上げる。
3	担当部局	厚生労働省職業安定局雇用政策課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度:創設
6	適用又は延長期間	平成24年度から平成25年度までの2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 依然として厳しい雇用情勢の中、「雇用」を基軸とする経済成長を推進する観点から、雇用の受け皿となる「成長企業」を支援し、雇用の拡大を図ることが重要である。このため、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)を踏まえ、平成23年度税制改正により、雇用を増加させる企業に対し、法人税の税額控除などを行う雇用促進税制が創設された。 今般の東日本大震災や急激な円高の影響等による離職者や学卒未就職者等の受け皿となり得る成長企業に対する支援を強化し、これらの離職者等の雇用機会を確保する。あわせて、円高による産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐ。 《政策目的の根拠》 「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)
		② 政策体系における政策目的の位置付け (基本目標Ⅱ) 意欲のあるすべての者がディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)に就ける社会を実現する (施策目標1) 雇用の「量」を拡大し、就業率の向上を図る (施策目標1-2) 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出や失業の防止を図る
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 雇用促進税制を活用して、雇用拡大を図ろうとする事業主に対する支援を強化し、質の高い雇用を確保する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者(雇用保険一般被保険者)の数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一定の雇用者数の増加等が確認された場合に行う税額控除額を拡大することにより、事業主の雇用拡大に対するインセンティブをより一層高めるものと期待され、円高の影響による離職者や学卒未就職者等、東日本大震災の影響による失業者の雇用機会が増加することが見込まれる。なお、雇用保険一

			般被保険者数は、約3万人増加する見込み。
8	有効性等	① 適用数等	16万人
		② 減収額	623億
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 平成23年8月1日から雇用促進計画の受付を開始したため、税制適用企業はない。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 平成23年8月1日から雇用促進計画の受付を開始したため、税制適用企業はない。
《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 雇用拡大を図ろうとしている事業主のインセンティブが低下し、雇用機会が失われる可能性がある。			
		《税収減を是認するような効果の有無》 平成23年8月1日から雇用促進計画の受付を開始したため、税制適用企業はない。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本制度は、新たに雇用した場合に事業主の負担となる費用の一部を控除することによって、事業主の雇用に対するインセンティブを高められること、また、全ての企業を対象とし、雇用者の増加数に応じて控除する仕組みであることから、政策手段として公平かつ的確な措置である。 そのため、本制度の拡充を通じて、円高の影響による離職者や学卒未就職者等、東日本大震災の影響による失業者の受け皿となり得る成長企業をさらに支援し、これらの離職者等の雇用機会を確保する必要がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	現行の各種雇入れ助成金は、再就職が困難な高齢者や年長フリーターなど、雇い入れる労働者の属性等に応じて、その就職を支援するものであり、労働者の職業の安定を図ることを目的とし、その対象・効果も限定されている。 一方、今回の雇用促進税制は、経済対策として、雇用増に着目して企業の税負担を軽減するものであり、「雇用」を基軸とする経済成長を推進することを目的とし、広く企業を対象としたものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制特別措置により、成長企業に対する支援を強化して離職者等の雇用機会を確保し、また、円高による産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐことは、地域の雇用を確保し、地域経済の活性化につながるものである。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	新築住宅に係る特例措置の延長	府省名	厚生労働省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「持家状況の推移」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。  
 また、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
    - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]
      - 減収額の実績（初年度 38,681 百万円）と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
        - 達成目標（勤労者の持家取得の水準の更なる引き上げ）の実現状況について、「勤労者の持家取得の水準は確実に上がっている」と説明しているが、課題のある測定指標（（1）参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
    - 減収額の見込み（平年度：140,367 百万円）と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 適用数の将来推計について、過去 5 年間の適用実績の平均としているが、過去 5 年間は減少傾向にあるにもかかわらず、適用実績の平均としている理由が不明なため、算定根拠に問題があり、適用の実態に疑問がある。
      - 達成目標（勤労者の持家取得の水準のさらなる引き上げ）の実現状況について予測されていないため、将来における本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本施策は、地方税法附則第15条の6第1項及び同条第2項に定める条件を満たす場合、全てに適用されるものであり、適用に偏りがあるわけではない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	新築住宅に係る特例措置の延長 (地方税32)(固定資産税:外)	
2	要望の内容	新築住宅又は新築中高層耐火建築物である住宅で、一定の要件を満たすものについては、当該住宅に対して課する固定資産税を新築住宅は3年間、新築中高層耐火建築物である住宅は5年間、2分の1に減額する措置の適用期限を平成26年3月まで延長する。	
3	担当部局	労働基準局	
4	評価実施時期	平成23年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和39年度 創設 昭和56、60、平成10、12年度 拡充 昭和50、54、57、60、63、平成3、5、8、10、12、14、16、18、20、22年度 延長	
6	適用又は延長期間	平成26年3月31日までの2年間の適用期限の延長	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 勤労者の持家水準の引き上げを図る。  《政策目的の根拠》 勤労者財産形成促進法（昭和46年6月1日法律第92号）第1条
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 意欲のあるすべての者がディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）に就ける社会を実現する 施策目標2 雇用の「質」を向上させ、安心して快適に働くことができる環境を整備する 2-8 豊かで安定した勤労者生活の実現を図る
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 勤労者の持家取得の水準は確実に上がっているところであり、さらに引き上げを図ってまいりたい。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ○勤労者の持家状況の推移（総務省「住宅土地・統計調査」） 平成10年 勤労者世帯 56.9% 平成15年 勤労者世帯 58.8% 平成20年 勤労者世帯 60.8%  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 勤労者の持家水準の引き上げを図るため、取得費用及び固定資産税評価額が高額である新築住宅を取得する際の初期費用を軽減することは効果的である。

8	有効性等	① 適用数等	891,561件（現行制度を適用した件数の過去5年の適用実績の平均による。将来も同様の適用があった場合として推計。）
		② 減収額	初年度 38,681百万円 平年度 140,367百万円（別紙「減収見込額」を参照のこと）
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成17年度～21年度） 本特例の新規適用実績（適用件数、軽減額） 平成17年度 915,388（戸） 41,063（百万円） 平成18年度 877,562（戸） 39,505（百万円） 平成19年度 913,599（戸） 39,949（百万円） 平成20年度 906,788（戸） 39,774（百万円） 平成21年度 844,465（戸） 38,681（百万円） 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 勤労者の持家取得の水準は確実に上がっているところであり、さらに引き上げを図って参りたい。 勤労者の持家状況の推移（総務省「住宅土地・統計調査」） 平成10年 勤労者世帯 56.9% 平成15年 勤労者世帯 58.8% 平成20年 勤労者世帯 60.8% 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 — 《税収減を是認するような効果の有無》 本措置により、勤労者の新築住宅の取得に伴う費用負担が軽減されることから、勤労者の持家取得を促進しており、減税によって得られる効果を期待できる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	個別に補助金の申請手続を求めて交付するよりも減税措置を講じる仕組みの方が国民、行政双方にとって負担の軽減の観点から優れている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例は一定の質的要件を満たす住宅について、その取得費用等を安定的に支援するものであり、同様の政策目的に係る他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相	—

		当性	
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

## 項目 新築住宅に係る特例措置の延長

## 項目 新築住宅に係る特例措置の延長

適用件数見込み 891561 件

## 【適用実績】

## 地方税法附則第15条の6第1項

平成17年度	584,705 件
平成18年度	557,852 件
平成19年度	574,178 件
平成20年度	545,775 件
平成21年度	520,024 件

本年の適用件数を、平成17年度～21年度の平均と見込むと、その平均は

$$(584705 + 557852 + 574178 + 545775 + 520024) / 5 = 556507$$

## 地方税法附則第15条の6第2項

平成17年度	330,683 件
平成18年度	319,710 件
平成19年度	339,421 件
平成20年度	361,013 件
平成21年度	324,441 件

本年の適用件数を、平成17年度～21年度の平均と見込むと、その平均は、  
(330683 + 319710 + 339421 + 361013 + 324441) / 5 = 335054

地方税法附則第15条の6第1項及び2項の適用件数見込みは  
556507 + 335054 = 891561

## 延長による減収額

(初年度ベース)	38,681 (百万円)
(平年度ベース)	140,367 (百万円)

## 1. 初年度減収額試算

「平成21年度固定資産の価格等の概要調書」(総務省自治税務局固定資産税課)より、平成21年度に新規に対象となった軽減額は

地方税法附則第15条の6第1項・2項による軽減額

新規軽減対象	
第1項	22,788,635
第2項	15,891,985

(単位:千円)

したがって、初年度における

①新築住宅に対する固定資産税の減額(附則第15条の6第1項)	22,789 (百万円)
②中高層新築住宅に対する固定資産税の減額(附則第15条の6条第2項)	15,892 (百万円)

よって、①と②の合計額は 38,681 (百万円)

## 2. 平年度減収額

## 経年減点補正率表

	木造	非木造	平均
1年目	0.80	0.956	0.878
2年目	0.75	0.928	0.839
3年目	0.70	0.900	0.800
4年目	0.67	0.877	0.774
5年目	0.64	0.853	0.747

## ①新築住宅に対する固定資産税の減額(附則第15条の6第1項)

ここでの経年減点補正率は「平均」のものを用いる。

(単位:百万円)

	経年1	経年2	経年3	合計
新規対象	22,789	21,776	20,764	65,329

ここで、平年度減収額は、3年度分の合計減収額であると考えて、  
65,329 (百万円)

## ②中高層新築住宅に対する固定資産税の減額(附則第15条の6第2項)

ここでの経年減点補正率は「非木造」のものを用いる。

(単位:百万円)

	経年1	経年2	経年3	経年4	経年5	合計
新規対象	15,892	15,427	14,961	14,579	14,180	75,038

ここで、平年度減収額は、5年度分の合計減収額であると考えて、  
75,038 (百万円)

よって、①と②の合計額は 140,367 (百万円)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置	府省名	厚生労働省
税目	相続税、贈与税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		<input type="checkbox"/> ○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし		<input type="checkbox"/> ○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし		<input type="checkbox"/> ○
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		<input type="checkbox"/> ○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		<input type="checkbox"/> ○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 政策目的（円滑に持分のない医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を継続的・安定的に提供する）の根拠法令等が明らかにされておらず、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているのか疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「持分のない医療法人への移行数」は、達成時期が設定されておらず、いつの時点で目標が達成されたといえるのか不明である。  
 また、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]
    - 減収額と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 適用数の将来推計について、「年間およそ 10 法人」としているが、試算及び推計方法が明らかでなく、適用の見込みが不透明である。
      - 達成目標（相続が発生すると見込まれる年間およそ 10 法人について、持分なし医療法人へ移行）の実現状況の将来推計について、本要望措置により、相続が発生すると見込まれる年間およそ 10 法人を含めて、持分のある医療法人のうち年間 100 法人程度が持分のない医療法人へ移行すると説明しているが、課題のある測定指標（(1) 参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置 (国税3)(相続税:外、贈与税:外)</p>
2	要望の内容	<p>持分のある医療法人のうち、期限(最長3年間)を定めて持分のない医療法人への移行を進める医療法人について、以下の特例措置を創設する。</p> <p>(1) 移行期間中に投資者の死亡に伴い相続人に発生する出資持分に係る相続税の納税を移行期間内は猶予するとともに、移行期間内に、相続人を含めた投資者が出資持分を放棄し、一定の要件(相続税法第66条第4項の相続税等の負担の不当減少についての判定要件と同様の要件とする。以下同じ。)を満たす持分のない医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。</p> <p>ただし、移行期間内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行しなかったなどの場合は、相続人は、猶予税額及び利子税(年3.6%)を納付しなければならないこととする。</p> <p>(2) 相続人等が出資持分の全部又は一部の放棄を行った場合に残存投資者に発生するみなし贈与の課税の納税を移行期間内は猶予するとともに、移行期間内に、残存投資者が出資持分を放棄し、一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。</p> <p>ただし、移行期間内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行しなかったなどの場合は、残存投資者は、猶予税額及び利子税(年3.6%)を納付しなければならないこととする。</p> <p>併せて、持分のない医療法人への移行を進める出資額限度法人(※)について、移行期間中に、投資者や相続人への持分払戻しが行われた場合、残存投資者に係るみなし贈与の課税の問題について、下記の取扱いとする。</p> <p>(課税判定時期等について)</p> <p>残存投資者に対して、みなし贈与の課税を課すか否かの判定については、みなし贈与の時を基準として、移行期間内の事実関係をも勘案して行うものとし、移行期間中に持分のない医療法人に移行した場合は、残存投資者に対するみなし贈与の課税とはしない等の取扱いとする。</p> <p>※ 出資額限度法人とは、持分のある社団医療法人であって、その定款において、社員の退社時における出資持分払戻請求権や解散時における残余財産分配請求権の法人の財産に及ぶ範囲について、払込出資額を限度とすることを明らかにするもの。</p>

3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	3年間(平成24年4月1日～平成27年3月31日)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>持分のある医療法人が、投資者の死亡、相続人等による出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等があっても、医療の継続に支障をきたすことのないようにするとともに、円滑に持分のない医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を継続的・安定的に提供する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>医療法人が医療を継続し地域住民に対して医療を安定的に提供できるよう、平成18年に医療法を改正し、平成19年4月以降は持分のある医療法人の設立を禁止し、持分のない医療法人が中心であることを法律体系の中に位置付け。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>(基本目標Ⅳ) 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する(施策大目標1) 医療サービスを安定的に提供する (施策中目標1) 地域の医療連携体制を構築する</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>持分のある医療法人が、投資者の死亡、相続人等による出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄があっても、医療の継続に支障をきたすことなく、地域住民への医療提供を続けるとともに、円滑に持分のない医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を安定的に提供する</p> <p>移行検討の定款変更を行い、相続が発生すると見込まれる年間およそ10法人について、持分なし医療法人へ移行し、医療を継続することを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>アンケート結果(※)によると、病院を経営する持分のある医療法人の47.3%、診療所を経営する持分あり医療法人の12.7%が、本要望措置を活用し、持分のない医療法人への移行を具体的に検討する意向がある。</p> <p>持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行には、すべての投資者の出資持分の放棄が必要。本要望措置においては、投資者も含め、法人全体で、持分のない医療法人への移行を検討する体制を確保することを要件としており、本要望措置を適用した医療法人では、持分のない医療法人への移行が実現するものと考えられる。</p>

			※医療法人の現状と課題に関するアンケート調査(平成 23 年 4 月 日本医師会・四病院団体実施)以下「アンケート結果」という場合は同じ。
8	有効性等	① 適用数等	アンケート結果等から推計すると、本要望措置により、持分のある医療法人のうち約 300 法人が持分のない医療法人への移行を検討し、当該 300 法人のうち、持分のない医療法人への移行期間中に出資者の死亡による相続が発生すると推定される年間およそ 10 法人が本要望措置の適用を受ける見込み。
		② 減収額	平年度 174 百万円 (算定根拠別紙)
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年～平成 26 年)</p> <p>平成 22 年度における持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行数は 49 法人にとどまっていることから、医業の継続性を確保するため、持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行を進める必要がある。</p> <p>持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行には、すべての出資者の出資持分の放棄が必要。本要望措置においては、出資者も含め、法人全体で、持分のない医療法人への移行を検討する体制を確保することを要件としており、本要望措置を行った医療法人では、持分のない医療法人への移行が実現するものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年～平成 26 年)</p> <p>アンケート結果等から推計すると、本要望措置により、持分のある医療法人のうち年間 100 法人程度が持分のない医療法人へ移行し、地域住民に対して医療を安定的に提供できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年～平成 26 年)</p> <p>持分のある医療法人において持分のない医療法人への移行を検討している途中において、出資者の一人が死亡すると、相続人は相続税を契機として出資持分の払戻し請求することが考えられ医業の継続に支障をきたすおそれがある。他方、相続人が相続税を納付した場合は、相続人は出資持分を放棄する可能性が大きく減少し、持分のない医療法人への移行が進まないことになる。</p> <p>また、相続人等が出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等を行った場合には残存出資者にみなし贈与の課税が発生するが、残存出資者がみなし贈与の課税を契機として出資持分の払戻しを請求したときも、医業の継続に支障をきたすおそれがある。他方、残存出資者がみなし贈与の課税を納付した場合も、残存出資者が出資持分を放棄する可能性は大きく減少し、持分のない医療法人への移行が進まないことになる。</p>

			《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年～平成 25 年)
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	アンケート結果等から推計すると、相続が発生し本要望措置の適用を受け減収につながる推定される法人はおおよそ 10 法人であるが、本要望措置により、持分のある医療法人のうち年間 100 法人程度が持分のない医療法人へ移行し、地域医療の継続が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本要望措置は、地域医療の継続を図るものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。また、本要望措置は、最終的に出資持分の放棄により、持分のない医療法人への移行を図るものであり、税負担の軽減が個人の受益につながるものではなく妥当である。 出資者の死亡による相続税の負担が医業継続を阻害する要因となっているため、納税猶予により医業継続を図ることが妥当である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	医療提供体制のより安定的な確保に資するため、医療施設の施設・設備の整備、医療施設の運営等に対し助成等を行っているが、持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行を促進するための補助金はない(重複なし)。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

## 医療継続に係る相続税の納税猶予等の特例措置の創設による減収見込み額試算

### 【適用対象見込数】

○持分あり医療法人のうち持分なし医療法人への移行の意向のある法人数

・医療法人数	持分あり医療法人数	42,586
	うち一人医師医療法人数	35,846
	上記以外	6,740

※ 平成 23 年 3 月 31 日現在（厚生労働省医政局指導課調べ）

・「医療法人の現状と課題に関するアンケート調査」（平成 23 年 4 月 日本医師会・四病院団体実施）（以下「調査」という。）によると、病院を経営する持分あり医療法人（以下「病院経営医療法人」という。）及び診療所を経営する持分あり医療法人（以下「診療所経営医療法人」という。）のうち持分なし医療法人への移行の意向のある割合は、それぞれ 33.8%、5.1%。

・病院経営医療法人と診療所経営医療法人数のデータがないため、便宜的に病院経営医療法人数を持分あり医療法人（一人医師医療法人を除く）とし診療所経営医療法人を持分あり医療法人（一人医師医療法人）として推計すると、持分なし医療法人への移行の意向のある法人数は、

病院経営医療法人	6,740 法人 × 33.8% = 2,278 法人	
診療所経営医療法人	35,846 法人 × 5.1% = 1,828 法人	計 4,106 法人

○持分なし医療法人への移行検討の定款変更を行う法人数

・本特例措置の適用を受けるためには、出資者の死亡の前に持分なし医療法人への移行を検討する定款変更を社員総会で議決しておく必要がある。

・移行の意向のある持分あり医療法人のうち持分なし医療法人への移行課題がある法人については、直ちに、持分なし医療法人への移行の定款変更をすることは難しいと考える。

・同調査によると、持分なし医療法人への移行の意向のある法人のうち、移行課題が特段ないとした法人の割合は、病院経営医療法人で 7.2%、診療所経営医療法人で 5.6%であり、これら法人が、持分なし医療法人への移行検討の定款変更を行う法人であると仮定する。

病院経営医療法人	2,278 法人 × 7.2% = 164 法人	
診療所経営医療法人	1,828 法人 × 5.6% = 102 法人	計 266 法人

○本特例の適用対象見込数

・同調査によると、平均出資者数は病院経営医療法人で 5 人、診療所経営医療法人で 3 人であるので、死亡率（9.5/1000：平成 22 年人口動態統計）から、本特例措置の適用対象見込み法人数は、

病院経営医療法人	164 法人 × 5 人 × 9.5/1000 ≒ 8 法人	
診療所経営医療法人	102 法人 × 3 人 × 9.5/1000 ≒ 3 法人	計 11 法人

※なお、同一年度に 2 人以上の出資者が死亡する法人はないものと仮定

### 【減収見込額試算】

○出資者一人当たりの純資産額は、同調査によると

病院経営医療法人	172,400,000 円
診療所経営医療法人	39,812,799 円

○減収見込額を「適用対象見込数(死亡見込出資者数) × 出資者一人当たり純資産額 × 相続税平均税率(11.6%)(※)とすると

※「税務統計（相続税関係）（平成 20 年度）」（国税庁）から、納付税額(12,517 億円 / 課税価格(107,482 億円)=11.6%)

病院経営医療法人	8 人 × 172,400,000 円 × 11.6% ≒ 160 百万円	
診療所経営医療法人	3 人 × 39,812,799 円 × 11.6% ≒ 14 百万円	合計 174 百万円

## 【持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行見込数】

○持分あり医療法人のうち移行検討の定款変更行くと見込まれる法人数

・減収見込み額試算により、  
持分あり医療法人（一人医師医療法人除く）・・・164 法人  
持分あり医療法人（一人医師医療法人）・・・102 法人 計 266 法人・・・①

○出資額限度法人のうち移行検討の定款変更を行うと見込まれる法人数

・加えて、出資額限度法人のみなし贈与の課税の判定時期等の特例により、持分あり医療法人のうち持分なし医療法人への移行の意向のある法人のうち、現段階においては、移行検討の定款変更を行い移行手続きを進めることはできない法人についても、出資額限度法人への移行は進むものと考えられる。

・「持分のある医療法人アンケート集計結果」（平成 21 年 9 月 11 日日本医療法人協会）によると持分あり医療法人のうち（可能であれば）出資額限度法人に移行したい法人の割合は 21 法人 / 85 法人 = 24.7%であり、持分なし医療法人への移行の意向のある持分あり医療法人（移行検討の定款変更を行うと見込まれる法人を除く）のうち出資額限度法人への移行率を 24.7%と仮定し、移行数を算出すると、

病院経営医療法人	(2,278 - 164) × 24.7% = 522 法人	
診療所経営医療法人	(1,828 - 102) × 24.7% = 426 法人	計 948 法人

・これら、出資額限度法人については、出資者の死亡により相続人が持分返還請求権を相続し、出資持分の払戻しを受けた場合に、みなし贈与の課税の問題が発生すると、持分の払戻しを行うまでに、持分なし医療法人への移行検討の定款変更を行い、特例措置の適用を受けると考えられる。従って、出資額限度法人のうち移行検討の定款変更を行うと見込まれる法人は、

病院経営医療法人数	522 法人 × 平均出資者数 5 人 × 死亡率 9.1/1000 ≒ 24 法人	
診療所経営医療法人数	426 法人 × 平均出資者数 3 人 × 死亡率 9.1/1000 ≒ 12 法人	計 36 法人・・・②

○移行検討の定款変更を行う見込み法人数（①+②） 266 法人 + 36 法人 = 302 法人

○持分あり医療法人から持分なし医療法人への年間移行数

・移行検討の定款変更を行った法人は、3 年以内に順次持分なし医療法人に移行するとし、毎年 1/3 ずつが移行する仮定すると 302 法人 ÷ 3 = 101 法人

※調査によると、持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行期間は、  
1 年以下 77 法人 1 年超 2 年以下 46 法人 2 年超 3 年以下 12 法人 3 年超 8 法人

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	社会医療法人に対する寄附に係る寄付金控除の創設	府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税、相続税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	<input type="checkbox"/>
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	<input type="checkbox"/>
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし	<input type="checkbox"/>
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の相当性			
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他			
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - ① 政策目的（救急医療等確保事業などを実施する公益性の高い法人である社会医療法人に寄附税制措置を講ずることにより、地域住民に必要な医療提供体制の確保を図る）の根拠法令等が明らかにされておらず、政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているのか疑問がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「社会医療法人における年間寄付金収入額」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。  
 また、経済情勢等の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
  - (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]
    - ⑬ 減収額と効果を対比して定性的に説明しているが、税収減を是認するような効果の見込みに用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。
      - ⑦ 本租税特別措置等の適用数の将来推計が予測されていないため、適用の見込みが不透明である。
      - ⑪ 達成目標（社会医療法人に対する寄付金額の増加）の実現状況の将来予測について、「1法人あたり約75万円の寄付金収入が見込める」と説明しているが、課題のある測定指標（(1)参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。
- 3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
  - ⑭ 「地域住民に必要不可欠な医療を担う法人である社会医療法人の財政基盤の一部を地域住民が寄附という形で支えることは妥当」と説明しているが、想定できる他の制度（補助金、交付金、助成金、負担金等）と比較しての記載が無いため、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除の創設 (国税5)(所得税:外、法人税:義、相続税:外)
2	要望の内容	社会医療法人に対する寄附について、以下の措置を創設する。 ・社会医療法人に寄附をした場合の寄附金を所得から控除する。 ・社会医療法人に寄附をした法人について、当該寄附金を一般の損金算入限度額とは別に損金算入する。 ・社会医療法人に相続財産を寄附した場合に相続税を非課税とする。
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 救急医療等確保事業などを実施する公益性の高い法人である社会医療法人に寄附税制措置を講じることにより、地域住民に必要な医療提供体制の確保を図る。 《政策目的の根拠》 社会医療法人は、平成18年医療法改正において、公立病院改革が進む中で、民間の高い活力を活かしながら地域住民にとって不可欠な救急医療等確保事業を担う公益性の高い医療法人として制度化された。 (寄附税制関連法律) 所得税(所得税法第78条) 法人税(法人税法第37条) 相続税(租税特別措置法第70条)
		② 政策体系における政策目的の位置付け (I 基本目標) IV 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する。 (施策大目標) 1 医療サービスを安定的に提供する。 (施策中目標) 1 地域の医療連携体制を構築する
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 当該措置の結果、社会医療法人に対する寄附金額が増加することにより、社会医療法人の経営基盤が安定し、地域住民に必要な地域医療を継続して提供し続けることを目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 社会医療法人における年間寄附金収入額。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 社会医療法人が地域医療を継続して提供し続けることにより、地域住民に真に必要な医療提供体制が確保できる。

8	有効性等	① 適用数等	「医療法人の現状と課題に関するアンケート調査」による寄附受領実績(59法人で年間44,372千円(1法人あたり約75万円))を上回る寄附金収入が見込める。
		② 減収額	▲35百万円(算定根拠別紙)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成25年3月) 本措置により社会医療法人への寄附が促進され、法人の経営の安定化に資する。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成25年3月) 1法人あたり約75万円の寄附金収入が見込める。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～平成25年3月) 不採算医療を担う社会医療法人は経営基盤が不安定であり、地域で必要とされる医療の提供に支障をきたすおそれがある。  《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年4月～平成25年3月) 社会医療法人は法人の財産が個人に帰することがなく、適正な事業運営が確保されている公益性の高い医療法人であり、その存続・発展を図ることは公益の増進に資する。 控除等を伴う寄附(収収減)により、社会医療法人の経営基盤が安定化し、地域医療の確保が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地域住民に必要な不可欠な医療を担う法人である社会医療法人の財政基盤の一部を地域住民が寄附という形で支えることは妥当であり、寄附金控除措置を講じることが政策として適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	医療法人による医療施設の施設・設備の整備等に対し助成を行っているが、社会医療法人の経営安定化のための補助金等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

## 減収見込み算定資料

### 【前提条件】

○寄附金にかかる試算は、「医療法人の現状と課題に関するアンケート調査」(平成23年4月四病院団体協議会)において、社会医療法人からの回答データ(59法人、直近年度)より算出

法人からの寄附金 20,588,425 円 (14 件) 1 法人あたり 348,956 円  
個人からの寄附金 23,784,000 円 (461 件)

○個人からの寄付財産額のうち、90.7%が相続財産以外で個人が得た所得を原資とするものとみなす 21,572,088 円 (418 件) 1 件あたり 51,607 円

○個人からの寄付財産額のうち、9.3%が相続財産で個人が得た所得を原資とするものとみなす 2,211,912 円 (43 件) 1 法人あたり 37,490 円  
(平成23年度予算における歳入総額に占める所得税(13.7%)と相続税(1.4%)の比率により算出)

○寄附をする者の所得税率：33% (課税所得 900 万円超～1,800 万円以下と仮定)

○寄附をする者の相続税率：10% (相続財産額：1,000 万円以下と仮定)

### ○社会医療法人数

平成22年3月末 85  
平成23年3月末 120  
平成23年6月末 138  
平成24年3月末 155 (見込み※)

※平成22年3月末→平成23年3月末と同数増加すると仮定

### 【減収見込額】

(1) 社会医療法人に寄附をした法人における寄附金の全額損金算入

$348,956 \text{ 円} \times 0.3 \text{ (法人税率)} \times 155 = 16,226,454 \text{ 円}$

(2) 社会医療法人に寄附をした者の所得からの寄附金の控除

$(51,607 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 0.33 \text{ (所得税率)} \times 418 \div 59 \times 155 = 17,976,820 \text{ 円}$

(3) 社会医療法人に相続財産を寄附した場合の相続税の非課税

$37,490 \text{ 円} \times 0.1 \text{ (相続税率)} \times 155 = 581,095 \text{ 円}$

減収見込額合計 34,784,369 円



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない ■達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	■定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	
⑤ 適用数等の実績把握	■定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	■定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	■定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	■定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	■把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	■予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり ■説明なし	※
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない ■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

## 【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。  
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（【点検結果表の別紙】参照）をも踏まえている。

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

【修正前】我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

↓

【修正後】我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。そのうち、研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおり（平成23年度経済産業省アンケート調査に基づき、平成21年度の場合につき試算）。

- ・研究開発税制による研究開発投資押し上げ額は3,078億円と推計される。  
大企業及び中小企業：2,565億円（21年度減収額）×1.2倍（研究開発投資押し上げ効果（※））＝3,078億円  
（※）平成21年度アンケート調査においては、大企業分と中小企業分を合算の上、試算。
- ・これは、民間試験研究費約12兆円（21年度実績額）を約2.6%押し上げる効果をもたらし、対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献したと言える。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

【修正前】主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。

↓

【修正後】主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。そのうち、研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおり（平成23年度経済産業省アンケート調査に基づき、平成24年度の場合につき試算）。

- ・研究開発税制による研究開発投資押し上げ額は3,302億円と推計される。  
大企業：2,479億円（24年度減収見込額）×1.26倍（研究開発投資押し上げ効果）＝3,125億円  
中小企業：112億円（24年度減収見込額）×1.59倍（研究開発投資押し上げ効果）＝177億円
- ・これは、民間試験研究費約12兆円（21年度実績額）を約2.8%押し上げる効果をもたらし、対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献すると言える。

・なお、上乗せ措置が恒久化された場合、上乗せ措置を考慮して研究開発投資計画を策定する企業は約3.4倍に増加すると想定されており、上乗せ措置の恒久化により、一層の研究開発投資の押し上げが期待できる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(国税29)(所得税:外、法人税:義)	
2	要望の内容	増加型・高水準型の恒久化	
3	担当部局	厚生労働省医政局経済課	
4	評価実施時期	平成23年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加型:昭和42年度創設</li> <li>・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設</li> <li>・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設</li> <li>・総額型:平成15年度創設</li> <li>・高水準型:平成20年度創設</li> </ul>	
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし</li> <li>・増加型:平成23年度末まで</li> <li>・高水準型:平成23年度末まで</li> <li>・経済対策部分:(総額型控除上限20%→30%については平成23年度末まで。繰越期間は最長平成24年度末まで)</li> </ul>	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。</p> <p>《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」(新成長戦略:平成22年6月18日閣議決定)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること(施策目標9) 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p> <p>(施策目標9-1) 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)に維持する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用実績(うち、税法上の中小企業分)</li> <li>〈本租税特別措置全体〉</li> <li>平成19年度 8,479事業年度(5,747事業年度)</li> </ul>

		<p>平成20年度 7,912事業年度(4,657事業年度)</p> <p>平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度)</p> <p>〈増加型・高水準型〉</p> <p>平成20年度 907事業年度(430事業年度)</p> <p>平成21年度 1,544事業年度(1,019事業年度)</p> <p>(出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。 なお、平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されておらず、また増加型・高水準型の事業年度は平成20年度から表記されている。)</p> <p>・将来推計(うち、税法上の中小企業分) 【算出根拠:別紙①】</p> <p>〈本租税特別措置全体〉</p> <p>平成22年度見込み 8,727事業年度(5,224事業年度)</p> <p>平成23年度見込み 6,485事業年度(3,099事業年度)</p> <p>平成24年度見込み 6,660事業年度(3,180事業年度)</p> <p>〈増加型・高水準型〉 【算出根拠:別紙②】</p> <p>平成22年度見込み 1,442事業年度(877事業年度)</p> <p>平成23年度見込み 887事業年度(439事業年度)</p> <p>平成24年度見込み 857事業年度(390事業年度)</p> <p>(出典:平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より経済産業省が推計)</p> <p>・利用業種 下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【平成22年度増加型・高水準型 業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>利用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学</td> <td>44</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>電気機械</td> <td>19</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>窯業</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械</td> <td>7</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>精密機械</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>13</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>52</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より</p>	業種	利用企業数	(うち中小企業)	化学	44	3	電気機械	19	3	窯業	3	0	輸送用機械	7	3	精密機械	6	1	機械	13	3	その他	52	14
業種	利用企業数	(うち中小企業)																								
化学	44	3																								
電気機械	19	3																								
窯業	3	0																								
輸送用機械	7	3																								
精密機械	6	1																								
機械	13	3																								
その他	52	14																								
	② 減収額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減収額実績(うち、税法上の中小企業分)</li> <li>〈本租税特別措置全体〉</li> <li>平成17年度 5,663億円(307億円)</li> <li>平成18年度 5,820億円(305億円)</li> <li>平成19年度 6,269億円(167億円)</li> <li>平成20年度 2,881億円(246億円)</li> <li>平成21年度 2,565億円(131億円)</li> </ul>																								

	<p>&lt;増加型・高水準型&gt; 平成20年度 178億円(14億円) 平成21年度 133億円(6億円)</p> <p>(出典:国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</p> <p>・将来推計(うち、税法上の中小企業分) &lt;本租税特別措置全体&gt; 【算出根拠:別紙①】 平成22年度見込み 3,059億円(248億円) 平成23年度見込み 2,915億円(113億円) 平成24年度見込み 2,591億円(112億円)</p> <p>&lt;増加型・高水準型&gt; 【算出根拠:別紙②】 平成22年度見込み 221億円(8億円) 平成23年度見込み 151億円(4億円) 平成24年度見込み 126億円(3億円)</p> <p>(出典:平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より経済産業省が推計)</p>																																																																													
③	<p>効果・達成目標の実現状況</p> <p>&lt;政策目的の実現状況&gt;(分析対象期間:平成15年～平成20年) 現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.42%。主要先進諸国の中で最高水準の対GDP研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。 なお、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである点に留意。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.20</td> <td>3.17</td> <td>3.32</td> <td>3.41</td> <td>3.44</td> <td>3.42</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.13</td> <td>1.23</td> <td>1.34</td> <td>1.42</td> <td>1.44</td> <td>1.54</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.49</td> <td>2.68</td> <td>2.79</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.37</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.61</td> <td>2.54</td> <td>2.57</td> <td>2.61</td> <td>2.66</td> <td>2.77</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.68</td> <td>1.73</td> <td>1.75</td> <td>1.79</td> <td>1.77</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>2.04</td> <td>2.08</td> <td>2.05</td> <td>1.97</td> <td>1.90</td> <td>1.84</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.28</td> <td>1.15</td> <td>1.07</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.17</td> <td>2.15</td> <td>2.10</td> <td>2.10</td> <td>2.04</td> <td>2.02</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.52</td> <td>2.49</td> <td>2.49</td> <td>2.53</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.09</td> <td>1.13</td> <td>1.18</td> <td>1.19</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」</p> <p>&lt;今後の達成予測&gt; 主要先進諸国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる。</p>		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42	中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54	韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37	アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77	イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77	カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84	ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04	フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02	ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64	イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年																																																																								
日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42																																																																								
中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54																																																																								
韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37																																																																								
アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77																																																																								
イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77																																																																								
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84																																																																								
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04																																																																								
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02																																																																								
ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64																																																																								
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19																																																																								

	<p>&lt;租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況&gt;(分析対象期間:平成15年～平成20年)</p> <p>我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>2.40</td> <td>2.38</td> <td>2.54</td> <td>2.63</td> <td>2.68</td> <td>2.69</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.71</td> <td>0.82</td> <td>0.91</td> <td>1.01</td> <td>1.04</td> <td>1.13</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>1.89</td> <td>2.06</td> <td>2.15</td> <td>2.33</td> <td>2.45</td> <td>2.54</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.81</td> <td>1.76</td> <td>1.80</td> <td>1.86</td> <td>1.92</td> <td>2.01</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.11</td> <td>1.05</td> <td>1.06</td> <td>1.08</td> <td>1.12</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>1.16</td> <td>1.18</td> <td>1.15</td> <td>1.11</td> <td>1.04</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.88</td> <td>0.79</td> <td>0.73</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.65</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.36</td> <td>1.36</td> <td>1.30</td> <td>1.32</td> <td>1.29</td> <td>1.27</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.76</td> <td>1.74</td> <td>1.72</td> <td>1.77</td> <td>1.77</td> <td>1.85</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>0.52</td> <td>0.52</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> <td>0.61</td> <td>0.60</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」</p> <p>&lt;今後の達成予測&gt; 主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。</p> <p>&lt;租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響&gt;(分析対象期間:平成22年度～平成31年度) 平成23年度の減収見込み額及び投資押し上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。 なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成24年度～平成33年度までの10年間とした。</p> <p>&lt;増加型・高水準型&gt; 平成24年度の減収見込み額における、各租税特別措置の効果 ・減収額:126億円程度(うち中小企業分3億円) ↓(マクロモデルによる計算) ・GDP押し下げ影響:約654億円(うち中小企業分:20億円)</p>		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69	中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13	韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54	アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01	イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10	カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00	ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65	フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27	ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85	イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年																																																																								
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69																																																																								
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13																																																																								
韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54																																																																								
アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01																																																																								
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10																																																																								
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00																																																																								
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65																																																																								
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27																																																																								
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85																																																																								
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60																																																																								

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成33年度)          経済波及効果の試算 (※23年度の経済産業省実施アンケートに基づく)</p> <p>&lt;本租税特別措置全体&gt;          ・平成24年度減収額 2591億円(うち中小企業112億円)            ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果              大企業:1.26倍              中小企業:1.59倍          ・研究開発投資押上げ額              大企業:3125億円(2480億円×1.26倍)              中小企業:177億円(112億円×1.59倍)            ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算)              大企業:1兆2719億円              中小企業:728億円</p> <p>・平成24年度の本租税特別措置全体による減税が、平成24年度～平成33年までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:1兆3447億円</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国においては、             <ol style="list-style-type: none"> <li>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%。韓国に次いで2番目)、</li> <li>②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、</li> <li>③政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、主要国中最低)。</li> </ol> </li> <li>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。</li> <li>研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。</li> <li>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</li> <li>平成23年度経済産業省アンケート結果によれば、「上乗せ措置が継続される保証がないが恒久措置となれば計画に考慮」と回答する企業が半数近く(42%)存在し、上乗せ措置の恒久化が研究開発投資促進の大きなインセンティブとなることが期待できる。</li> </ul>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</li> <li>また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</li> </ul>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>・法人税法第23条第一項第四号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年9月

## 別紙①「本租税特別措置全体における適用数・適用金額の算定根拠」

### 試算方法

活用資料：経済産業省平成23年度企業アンケート調査（以下、企業アンケート）  
 大企業：技術振興課（送付2,068社。回収844社（回収率41%））  
 中小企業：中小企業庁（送付2,837社。回収626社（回収率22%））  
 国税庁会社標本調査「税務統計から見た法人企業の実態」（以下、国税庁調査）

目的とする試算値：平成24年度の本租税特別措置の適用数及び適用金額

試算方法：【本ページ「総額型における推計値」及び次ページ「増加型・高水準型における推計値」を合算し本租税特別措置全体の推計値としている】

#### 「総額型」における推計値

①平成24年度試験研究費の回答がある企業（大企業198社、中小企業278社）において、企業アンケートと国税庁調査の適用数及び適用金額を比較し、企業アンケートの平均カバー率（端数あり）を算出  
 【適用数】（平成21年度国税庁調査：大企業2,236社、中小企業3,392社）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	3.7%	4.3%		<u>4.0%</u>
中小企業	1.5%	1.6%		<u>1.5%</u>

【適用金額】（平成21年度国税庁調査：大企業2,307億円、中小企業125億円）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	27.7%	25.4%		<u>26.5%</u> +=
中小企業	1.6%	1.9%		<u>1.7%</u>

②企業アンケートにおける平成24年度の適用数及び適用金額を、算出した平均カバー率で除して推計

【適用数（推計）】				<b>本租税特別措置全体</b> <b>6,660社</b>
アンケート結果	平均カバー率	適用数（推計）	総額型 <b>5,803社</b>	
大企業	120社 ÷ 4.0%	= 3,013社	増加型・高水準型 （次ページ） <b>857社</b>	
中小企業	43社 ÷ 1.5%	= 2,790社		
【適用金額（推計）】				<b>2,465億円</b>
大企業	626億円 ÷ 26.5%	= 2,357億円	126億円	
中小企業	1.89億円 ÷ 1.7%	= 108億円		

## 別紙②「増加型・高水準型における適用数・適用金額の算定根拠」

### 試算方法

活用資料：経済産業省平成23年度企業アンケート調査（以下、企業アンケート）  
 大企業：技術振興課（送付2,068社。回収844社（回収率41%））  
 中小企業：中小企業庁（送付2,837社。回収626社（回収率22%））  
 国税庁会社標本調査「税務統計から見た法人企業の実態」（以下、国税庁調査）

目的とする試算値：平成24年度の上乗せ措置の適用数及び適用金額

試算方法：①平成24年度試験研究費の回答がある企業（大企業198社、中小企業278社）において、企業アンケートと国税庁調査の適用数及び適用金額を比較し、企業アンケートの平均カバー率を算出

【適用数】（平成21年度国税庁調査：大企業525社、中小企業1,019社）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	6.1%	4.2%		<u>5.1%</u>
中小企業	3.0%	1.1%		<u>2.1%</u>

【適用金額】（平成21年度国税庁調査：大企業127億円、中小企業6億円）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	62.3%	35.3%		<u>48.8%</u>
中小企業	1.9%	0.9%		<u>1.4%</u>

②企業アンケートにおける平成24年度の適用数及び適用金額を、算出した平均カバー率で除して推計

【適用数（推計）】				<b>857社</b>
アンケート結果	平均カバー率	適用数（推計）	大企業 24社 ÷ 5.1% = 467社	
中小企業	8社 ÷ 2.1%	= 390社	中小企業 8社 ÷ 2.1% = 390社	
【適用金額（推計）】				<b>126億円</b>
大企業	60億円 ÷ 48.8%	= 123億円	3億円	
中小企業	5百万円 ÷ 1.4%	= 3億円		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「個人事業主：平成 24 年に実施する「個人企業経済調査」で従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコンの利用割合 5 割、法人：平成 24 年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」で従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合 9 割」は、衛生検査所等を経営する中小企業以外の中小企業の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 

[過去の実績]

    - 本租税特別措置等による効果について、「法人個人で一社あたり約 20 万円(概ねパソコン一台分の価格)の納税及び事務負担軽減効果があった」と説明されているが、その効果が達成目標（個人事業主：平成 24 年に実施する「個人企業経済調査」で従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコンの利用割合 5 割、法人：平成 24 年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」で従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合 9 割）にどの程度寄与しているのかが明らかでないため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある（【点検結果表の別紙】⑫参照）。
 

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

      - 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

    - 本租税特別措置等による効果の見込みについて、納税及び事務負担軽減効果によって「パソコン導入等更なる事務効率化に資する設備投資に回すことで本要望の達成目標であるパソコン利用割合の向上に寄与する」と説明されているが、その効果が設備投資及び達成目標にどの程度寄与しているのかが明らかでないため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある（【点検結果表の別紙】⑬参照）。
 

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

      - 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本措置による法人個人合計の会社当たり減税額の平成21年度実績額は103,377円、本特例が措置されたことによる会社当たり事務負担軽減効果額は89,430円と試算される（別添試算結果参照）。これらを合わせると、法人個人で会社当たり約20万円（概ねパソコン一台分の価格）の納税及び事務負担軽減効果があったことが確認できる。

また、事前評価書に記載のとおり、従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合が、本措置創設時の19.6%から平成22年には27.6%と着実に上昇してきていること及び中小企業庁実施のアンケート結果において、本措置を利用したことによる効果として、「全額必要経費算入による経理事務負担減少」が48%、「パソコン導入による事業・経理事務の効率化」が46.5%にのぼることから、パソコン利用割合の向上と事務負担軽減・事業効率向上に対して本措置が大きな効果を上げていると考えられ、税収減を是認できる措置となっている。

- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本措置による法人個人合計の会社当たり減税額の平成23年度見込み額は115,846円、本特例が措置されることによる会社当たり事務負担軽減効果額は77,289円と試算される（別添試算結果参照）。

これらを合わせると、法人個人で会社当たり約20万円（概ねパソコン一台分の価格）の納税及び事務負担軽減効果が見込まれ、これをパソコン導入等、更なる事務効率化に資する設備投資に回すことで本要望の達成目標であるパソコン利用割合の向上に寄与すると考える。

また、平成23年度中小企業庁実施のアンケート結果によれば、「今後も少額減価償却資産の特例を利用して設備等の購入をする意向である」と回答する者が8割以上（83.9%）存在し、「少額減価償却資産の特例を利用してパソコンを取得した」と回答した者も3割強（37.5%）存在することから、本特例が措置されることで、目標達成への大きなインセンティブとなることが期待できる。

⑫過去の実績について、税収減を是認するような効果が確認されているかが説明されているか。

平成22年度中小企業実態基本調査（平成21年度実績）に基づく分析

● 会社当たり減税額の算出

※ 減税額は平成21年度における会社当たり減税額を表す。  
法人・個人（財務省試算は個人法人で分かれていない）  
29,000百万円 ÷ 280,524社 = 103,377円

● 会社当たり資産件数（法人）

※ 各年の件数は平成21年度における実数を基に按分計算により算出している。

法人（150万円～300万円）

		計 算 式		資産件数	企業数	会社当たり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 損金算入額による按分千円			
H17	255,400	×	2543 / 2374 =	273,581	35,639	8
H18			2339 / 2374 =	251,635	23,153	11
H19			2472 / 2374 =	265,943	34,457	8
H20			2416 / 2374 =	259,918	27,712	9
H21			2374 / 2374 =	255,400	21,541	12
平成21年度における会社当たり資産件数				1,306,478		47

法人（0円～150万円）

		計 算 式		資産件数	企業数	会社当たり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 平均損金算入額による按分円			
H17	329,322	×	448,407 / 416,766 =	354,324	139,074	3
H18			431,853 / 416,766 =	341,244	163,502	2
H19			445,056 / 416,766 =	351,676	168,190	2
H20			419,473 / 416,766 =	331,461	165,959	2
H21			416,766 / 416,766 =	329,322	151,312	2
平成21年度における会社当たり資産件数				1,708,027		11

58

● 会社当たり資産件数（個人）

個人（150万円～300万円）

		計 算 式		資産件数	企業数	会社当たり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 損金算入額による按分千円			
H17	105,233	×	2420 / 2231 =	114,148	2,317	49
H18			2533 / 2231 =	119,478	5,014	24
H19			2747 / 2231 =	129,572	8,627	15
H20			2367 / 2231 =	111,648	6,645	17
H21			2231 / 2231 =	105,233	8,898	12
平成21年度における会社当たり資産件数				580,079		117

個人（0～150万円）

		計 算 式		資産件数	企業数	会社当たり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 平均損金算入額による按分円			
H17	188,025	×	267,962 / 336,408 =	149,769	37,777	4
H18			398,609 / 336,408 =	222,790	55,429	4
H19			297,403 / 336,408 =	166,224	78,481	2
H20			418,714 / 336,408 =	234,027	120,739	2
H21			336,408 / 336,408 =	188,025	98,737	2
平成21年度における会社当たり資産件数				960,836		14

131

● 管理事務負担額(現況調査)

(前提)  
 事業者に聴取したところ、期末の固定資産台帳と実物資産との突合作業を行う現況調査にほぼ一日かかるとのこと  
 (負担額の計算)

**法人**  
 8時間 × 2,295円 / 時間(注) = 18,360円

**個人**  
 8時間 × 1,604円 / 時間(注) = 12,832円

(注)「民間給与実態統計調査」(平成21年度調査、平成22年9月公表)より中小法人及び個人事業主に  
 雇用される従業員の時間あたり平均給与を社会保険料も考慮の上算出

● 申告事務負担額(減価償却計算の実施及び法人税申告書別表16の作成)

(前提)  
 法人税申告業務に従事している税理士に聴取したところ、毎年の償却計算と法人税申告書の別表16  
 への記入などを勘案平均して一件あたりの記入時間を計算すると10分程度はかかるとのこと。

**法人**  
 10分 × 58件 = 580分 → 約10時間  
 10時間 × 2,295円 / 時間 = 22,950円

**個人**  
 10分 × 131件 = 1,310分 → 約22時間  
 22時間 × 1,604円 / 時間 = 35,288円

● 効果額(法人個人合計)

減税額103,377円 + 事務負担軽減効果額89,430円(注) = 192,807円  
 (注)管理事務負担額31,192円(18,360円 + 12,832円) + 申告事務負担額58,238円(22,950円 + 35,288円) = 89,430円

⑬ 将来推計として、税収減を是認するような効果が見込まれるかが説明されているか。

平成22年中小企業実態基本調査(平成21年度実績)に基づき平成23年度を推計により分析

● 一社あたり減税額の算出

※ 減税額は平成23年度における一社あたり減税額を表す。  
 法人・個人(財務省試算は個人法人で分かれていない)  
 26,800百万円 ÷ 231,341社 = 115,846円

● 一社あたり資産件数(法人)

※ 各年の件数は平成21年度における実数を基に按分計算により算出している。  
 法人(150万円～300万円)

		計 算 式		資産件数	企業数	一社あたり 資産件数
	平成21年度における実数件数	×	損金算入額による按分千円			
H19	255,400	×	2472 / 2374 =	265,943	34,457	8
H20			2416 / 2374 =	259,918	27,712	9
H21			2374 / 2374 =	255,400	21,541	12
H22			2438 / 2374 =	262,285	22,122	12
H23			1958 / 2374 =	210,646	17,764	12
平成23年度における一社あたり資産件数				1,254,193		53

法人(0円～150万円)

		計 算 式		資産件数	企業数	一社あたり 資産件数
	平成21年度における実数件数	×	平均損金算入額による按分円			
H19	329,322	×	445,056 / 416,766 =	351,676	168,190	2
H20			419,473 / 416,766 =	331,461	165,959	2
H21			416,766 / 416,766 =	329,322	151,312	2
H22			428,018 / 416,766 =	338,213	155,397	2
H23			343,699 / 416,766 =	271,586	124,784	2
平成23年度における一社あたり資産件数				1,622,258		11

63

● 一社あたり資産件数(個人)

個人

		計 算 式		資産件数	企業数	一社あたり 資産件数
	平成21年度における実数件数	×	平均損金算入額による按分千円			
H19	105,233	×	2747 / 2231 =	129,572	8,627	15
H20			2367 / 2231 =	111,648	6,645	17
H21			2231 / 2231 =	105,233	8,898	12
H22			2291 / 2231 =	108,063	9,138	12
H23			1840 / 2231 =	86,790	7,338	12
平成23年度における一社あたり資産件数				541,306		67

個人

		計 算 式		資産件数	企業数	一社あたり 資産件数
	平成21年度における実数件数	×	平均損金算入額による按分円			
H19	188,025	×	297,403 / 336,408 =	166,224	78,481	2
H20			418,714 / 336,408 =	234,027	120,739	2
H21			336,408 / 336,408 =	188,025	98,737	2
H22			345,491 / 336,408 =	193,102	101,402	2
H23			277,429 / 336,408 =	155,060	81,426	2
平成23年度における一社あたり資産件数				936,439		10

77

● 管理事務負担額(現況調査)

(前提)

事業者に聴取したところ、期末の固定資産台帳と実物資産との突合作業を行う現況調査にはほぼ一日かかるとのこと(負担額の計算)

法人

8時間 × 2,295円 / 時間 = 18,360円

個人

8時間 × 1,604円 / 時間 = 12,832円

(注)「民間給与実態統計調査」(平成21年度調査、平成22年9月公表)より中小法人及び個人事業主に雇用される従業員の時間あたり平均給与を社会保険料も考慮の上算出

● 申告事務負担額(減価償却計算の実施及び法人税申告書別表16の作成)

(前提)

法人税申告業務に従事している税理士に聴取したところ、毎年の償却計算と法人税申告書の別表16への記入などを勘案平均して一件あたりの記入時間を計算すると10分程度はかかるとのこと。

法人

10分 × 63件 = 630分 → 約11時間

11時間 × 2,295円 / 時間 = 25,245円

個人

10分 × 77件 = 770分 → 約13時間

13時間 × 1,604円 / 時間 = 20,852円

● 効果額(法人個人合計)

減税額115,846円 + 事務負担軽減効果額77,289円(注) = 193,135円

(注)管理事務負担額31,192円(18,360円 + 12,832円) + 申告事務負担額46,097円(25,245円 + 20,852円) = 77,289円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 (国税30)(所得税:外、法人税:義) (地方税29)(法人住民税:義、事業税:外)
2	要望の内容	適用期限を2年間延長する。  【制度概要】 中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額の300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)できる制度。
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	(中小企業庁要望経緯) 平成15年度 制度創設 平成18年度 損金算入額の上限を年間300万円としたうえで、2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 衛生検査所等を経営する中小企業は、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、未曾有の経済危機及び震災等による直接的・間接的な影響の中で一層厳しい経営環境に置かれている中小企業に対して事務負担の軽減を図るとともに、小規模企業を中心に事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る。こうした施策により、衛生検査所の経営安定化が図られ、医療サービスの安定的な提供に資するものと考えられる。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」等が定められている。また、民主党政策集 INDEX2009 では、「中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であり、雇用の大半を支える存在です。このような観点から、税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要です。」との記述がある。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け (基本目標) IV 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する。 (施策大目標) 1 医療サービスを安定的に提供する。 (施策中目標) 1 地域の医療連携体制を構築する</p> <p>③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 衛生検査所等を経営する中小企業の中でも特に規模の小さい企業において本措置が多く活用されているという点を踏まえ、事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、個人事業主に関しては平成24年に実施する「個人企業経済調査」(総務省)での従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコンの利用割合5割への到達を目指す。法人に関しては平成2</p>

			<p>4年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)での従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合が、20名以上の企業の水準である9割への到達を目指す。これらの指標により、中小衛生検査所の経営安定化の達成度合いを測ることができる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》          個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員20名未満の事業者におけるパソコン利用割合          法人:「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)での従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          衛生検査所等を経営する中小企業の中でも、特に規模の小さい企業においては、経理担当の人員が少なく、適時適切な経営状況の把握もままならない状況である。資金調達環境や新規顧客開拓に困難を有する中小企業においては、少ない経理体制の中で効率的な事務を行う事が非常に重要であり、本措置により償却資産管理や納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン導入等事務の効率化に資する設備投資を促進する意義は非常に大きい。</p> <p>本措置により事務処理能力・事業効率の向上が図られた場合、少ない人員の経理体制の中でも適時正確な経営成績の把握が可能となり、事業見通しの分析や財務諸表の信用力が向上することによって、新規顧客開拓や金融調達環境の改善に寄与する。また、経理能力の向上は、正規の簿記の原則に従って記録し、その帳簿書類に基づいた貸借対照表、損益計算書を確定申告に添付させる「青色申告」の利用インセンティブにも繋がり、中小企業施策の一層の普及・活用を促進することとなり、これらから、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化が図られる。</p>																								
8	有効性等	①: 適用数等	<p>各年度における適用企業数及び損金算入金額 (過去5年分)</p> <table border="1"> <tr><td>平成17年度</td><td>222,811 社</td><td>377,926 百万円</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>219,819 社</td><td>142,403 百万円</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>289,794 社</td><td>222,348 百万円</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>321,090 社</td><td>202,899 百万円</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>280,524 社</td><td>167,325 百万円</td></tr> </table> <p>(将来推計)</p> <table border="1"> <tr><td>平成22年度</td><td>288,097 社</td><td>171,842 百万円</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>231,341 社</td><td>137,989 百万円</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>211,676 社</td><td>126,260 百万円</td></tr> </table> <p>(出典)「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)          ※算定根拠は別紙参照</p> <p>本税制措置は、小規模企業を始めとして多くの企業が利用している。          本措置の平成21年度の利用実績の詳細は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人(全中小法人数: 1,428,557 社)             <ul style="list-style-type: none"> <li>黒字中小法人数: 387,139 社 (1,428,557 社 × 27.1%)</li> <li>本措置を利用した中小法人数: 172,885 社 (44.7%)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>従業員数20名以下: 123,751 社 (71.6%)</li> <li>従業員数21名以上: 49,134 社 (28.4%)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>個人事業主(全個人事業主数: 2,221,952 社)             <ul style="list-style-type: none"> <li>本措置を利用した個人事業主数: 107,639 社 (4.8%)</li> </ul> </li> </ul>	平成17年度	222,811 社	377,926 百万円	平成18年度	219,819 社	142,403 百万円	平成19年度	289,794 社	222,348 百万円	平成20年度	321,090 社	202,899 百万円	平成21年度	280,524 社	167,325 百万円	平成22年度	288,097 社	171,842 百万円	平成23年度	231,341 社	137,989 百万円	平成24年度	211,676 社	126,260 百万円
平成17年度	222,811 社	377,926 百万円																									
平成18年度	219,819 社	142,403 百万円																									
平成19年度	289,794 社	222,348 百万円																									
平成20年度	321,090 社	202,899 百万円																									
平成21年度	280,524 社	167,325 百万円																									
平成22年度	288,097 社	171,842 百万円																									
平成23年度	231,341 社	137,989 百万円																									
平成24年度	211,676 社	126,260 百万円																									

		<p>(出典)平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)          平成21年度「会社標本調査」(国税庁)</p> <p>また、すべての業種がこの税制の適用対象となっており、利用状況(平成22年中小企業実態調査)を見ても、以下の通り特定の者に偏ってはいない。</p> <table border="1"> <tr> <th>業種</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>情報通信業</th> <th>運輸業</th> <th>卸売業</th> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>15.0</td> <td>18.6</td> <td>3.4</td> <td>2.9</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <th>業種</th> <th>小売業</th> <th>不動産業</th> <th>飲食・宿泊業</th> <th>サービス業</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>15.4</td> <td>8.3</td> <td>6.2</td> <td>14.0</td> <td>7.4</td> </tr> </table>	業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業	割合(%)	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7	業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	割合(%)	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4
業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業																					
割合(%)	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7																					
業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他																					
割合(%)	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4																					
	②: 減収額	<p>(過去5年間の減収額試算)(全省庁ベース)</p> <p>平成17年度 480億円          平成18年度 410億円          平成19年度 460億円          平成20年度 520億円          平成21年度 290億円          平成22年度 164億円          (将来推計)(全省庁ベース)          平成23年度 268億円          平成24年度 245億円</p> <p>※算定根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度～23年度は、財務省による試算。</li> <li>平成24年度は、財務省による平成23年度の減収試算額に日報短観の中小企業におけるソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)の伸び率(平成23年6月調査における平成22年度実績値と平成23年度計画値の平均値)を掛けて算出。</li> </ul>																								
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年4月～平成26年3月)</p> <p>本措置が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定量的に確認できる。</p> <p>○直近の事業年度において本措置を利用して取得した設備          パソコン:37.5%(法人のみ)</p> <p>○本措置を利用したことによる効果</p> <p>全額必要経費算入による経理事務負担減少:48.0%          パソコン導入による事務の効率化:28.2%          パソコン導入による経理事務の効率化:18.3%</p> <p>本特例を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回帰分析による定量分析(労働生産性と少額特例利用額の関係)             <ul style="list-style-type: none"> <li>少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高(労働生産性)が0.17%増加する。</li> </ul> </li> <li>・ 経済波及効果             <ul style="list-style-type: none"> <li>本特例により、中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効果がある。</li> </ul> </li> </ul>																								

		<p>(出典) 平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) 平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁) ※算定根拠は別紙参照</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年4月～平成26年3月) ○中小企業におけるパソコン利用状況(括弧内は平成22年要望時) ・個人事業主 従業員数20名未満:27.6%(前回28.5%:前回比▲0.9ポイント) 従業員数20名以上:71.4%(前回85.7%:前回比▲14.3ポイント) ・法人 従業員数20名未満:64.9%(前回75.1%:前回比▲10.2ポイント) 従業員数20名以上:90.4%(前回91.7%:前回比▲1.3ポイント) (出典) 個人事業主:平成20、22年「個人企業経済調査」(総務省) 法人:平成20、22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)から算出</p> <p>個人事業主に関しては、平成22年「個人企業経済調査」(総務省)における雇用が20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合は、27.6%となっている。 平成15年(措置創設時)の19.6%と比較すれば一定の効果が見られるが、目標である5割には未達。 法人に関しては、平成22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)における従業員20名未満の企業のパソコンの利用割合は64.9%であり、目標である9割には未達。</p> <p>平成23年度および24年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。 ・個人事業主 従業員数20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合 50% ・法人 従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合 90%</p> <p>平成23年度中小企業税制に関するアンケート調査によると、本措置を利用した企業および個人事業主で、今後も本措置を利用して設備等の購入をしたと回答した割合が83.9%に上るなど、将来においても本措置を利用した設備投資の促進による事務効率の向上と、中小企業の活力向上及び我が国経済の活性化が見込まれることから、目標達成のためには本措置が引き続き必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22年4月～平成26年3月) 本措置が延長されない場合、法人172,885社、個人企業107,639社、合計280,524社に影響が及ぶ。投資額としては167,325百万円が縮小。 尚、本措置は、中小法人のうち、83.9%が今後利用の意向あり、延長されない場合、事務効率化を意図した少額設備投資の鈍化が予想される。 (出典) 平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)</p>
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>平成23年「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年4月～平成26年3月) 本措置が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定量的に確認できる。 ○直近の事業年度において本措置を利用して取得した設備 パソコン:37.5%(法人のみ) ○本措置を利用したことによる効果(法人のみ) 全額必要経費算入による経理事務負担減少:48.0% パソコン導入による事務の効率化:28.2% パソコン導入による経理事務の効率化:18.3%</p> <p>本特例を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。 ・回帰分析による定量分析(労働生産性と少額特例利用額の関係) 少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高(労働生産性)が0.17%増加する。 ・経済波及効果 本特例により、中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効果がある。 (出典) 平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) 平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁) ※算定根拠は別紙参照</p> <p>これらの効果の結果、達成目標である従業員20名未満の法人、個人事業主のパソコン利用割合の低減抑制に寄与しているものと考えられる。</p> <p>減収額と達成目標の実現状況との対比 減収額と達成目標の実現状況との対比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減収額(億円)</th> <th>個人事業主(従業員数20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合)(%)</th> <th>法人(従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合)(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>356</td> <td>28.5</td> <td>75.1</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>244</td> <td>27.6</td> <td>64.9</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>179</td> <td>50.0</td> <td>90.0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	減収額(億円)	個人事業主(従業員数20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合)(%)	法人(従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合)(%)	20	356	28.5	75.1	22	244	27.6	64.9	24	179	50.0	90.0
年度	減収額(億円)	個人事業主(従業員数20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合)(%)	法人(従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合)(%)															
20	356	28.5	75.1															
22	244	27.6	64.9															
24	179	50.0	90.0															
9	相当性	①:租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は中小企業の事務負担の軽減、事務の効率化により、中小企業の活力向上を志向した措置。補助金やその他の規制など、一時的な制度では、事務効率向上を図るパソコン等設備の導入には寄与することが考えられるが、圧縮記帳の導入や、償却資産の管理など、事務負担については増加が見込まれ、抜本的な中小企業の活力向上に寄与しない。よって、本措置は租税</p>															

		特別措置によるべき制度である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業における事務負担の軽減等による経営基盤の強化を図るための本特例と、設備投資の促進により生産性の向上等を図るための中小企業投資促進税制・中小企業基盤強化税制とは、そもそも、政策目的が異なる。</p> <p>このため、対象設備について、本措置では、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産としているとともに、中古設備も対象となっているのに対し、中小企業投資促進税制・中小企業基盤強化税制では、最低取得価額が高額(例えば、機械装置であれば 160 万円)のものとしており、両者は切り分けがなされている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置によって、相対的に経理面の人員が少数である中小企業の実情を踏まえると、少額減価償却資産の即時償却を認めることにより、償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等、中小企業の実態に即した効果が得られるほか、地方公共団体における償却資産に対する徴税事務の効率化に資する。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月

○少額特例利用企業数

平成21年度(実績) 法人: 172,885 社(注1)  
個人: 107,639 社(注1)  
合計: 280,524 社

平成22年度(推計値) 法人: 172,885 社×1.027(注2) = 177,552 社  
個人: 107,885 社×1.027(注2) = 110,545 社  
合計: 288,097 社

平成23年度(推計値) 法人: 177,552 社×0.803(注3) = 142,574 社  
個人: 110,545 社×0.803(注3) = 88,767 社  
合計: 231,341 社

平成24年度(推計値) 法人: 142,574 社×0.915(注4) = 130,455 社  
個人: 88,767 社×0.915(注4) = 81,221 社  
合計: 211,676 社

平成25年度(推計値) 平成24年度と同様。

○少額特例損金算入金額

平成21年度(実績) 法人: 114,248 百万円(注1)  
個人: 53,077 百万円(注1)  
合計: 167,325 百万円

平成22年度(推計値) 法人: 114,248 × 1.027(注2) = 117,332 百万円  
個人: 53,077 × 1.027(注2) = 54,510 百万円  
合計: 171,842 百万円

平成23年度(推計値) 法人: 117,332 × 0.803(注3) = 94,218 百万円  
個人: 54,510 × 0.803(注3) = 43,771 百万円  
合計: 137,989 百万円

平成24年度(推計値) 法人: 94,218 × 0.915(注4) = 86,209 百万円  
個人: 43,771 × 0.915(注4) = 40,051 百万円  
合計: 126,260 百万円

平成25年度(推計値) 平成24年度と同様。

(注1) 少額減価償却資産の損金算入特例の利用企業数及び損金算入額  
H22年中小企業実態基本調査(中小企業庁)における平成21年度実績額

(注2) 設備投資伸び率(平成22年度分)  
日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)における平成23年6月調査時点での設備投資伸び率(実績値): +2.7%

(注3) 設備投資伸び率(平成23年度)  
日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)における平成23年6月調査時点での設備投資伸び率(計画値): ▲19.7%

(注4) 設備投資伸び率(平成24年度)  
(注2)及び(注3)の単純平均値で推移するものと仮定。  
(2.7%▲19.7%)÷2=▲8.5%  
平成25年度以降の設備投資額は平成24年度の設備投資額と同水準(▲8.5%)で推移するものと仮定。

<少額特例> 税収減を是認するような効果

#### 1. 回帰分析結果

○ 労働生産性と少額特例利用額の関係(法人のみ)

少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上が0.17%増加する。

(重回帰分析結果)

$LN(\text{一人当売上高}/\text{従業員数}) = 6.41^* + 0.09LN(\text{設備投資額}/\text{従業員数}) + 0.17LN(\text{少額特例利用額}/\text{従業員数}) + 0.41 \text{ダミーパソコン利用}^{**} + 0.48 \text{ダミー建設業}^* + 0.31 \text{ダミー製造業}^* - 0.18 \text{ダミー情報通信業} + 0.31 \text{ダミー運輸業} + 1.19 \text{ダミー卸売業・小売業}^* + 1.52 \text{ダミー不動産業}^* - 0.33 \text{ダミー飲食・宿泊業} + 0.47 \text{ダミー教育・学習支援業} + 0.34 \text{ダミーその他サービス業}^{**}$

(出所) 平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)より分析

(備考) \*: 5%有意水準、\*\*: 10%有意水準、補正R<sup>2</sup>=0.30

#### 2. 経済波及効果

本特例により、中小企業全体の労働生産性(一人当付加価値額)を4.5%押し上げる効果がある。

→ 少額特例利用による労働生産性向上 17%×少額特例利用企業の中小企業全体に占める売上の割合 26.5% (従業員数は変化しないものとして算定)

(出所) 平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)、平成22年度「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)より分析

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により取得した少額資産の固定資産税免除	府省名	厚生労働省
税目	固定資産税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか			<input type="checkbox"/> 明らかでない
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「個人事業主：平成24年に実施する統計調査で従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコンの利用割合5割、法人：平成24年に実施するアンケート調査で従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合9割」は、衛生検査所等を経営する中小企業以外の中小企業の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が、目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]

⑬ 本租税特別措置等による効果の見込みについて、納税及び事務負担軽減効果によって「パソコン導入等更なる事務効率化に資する設備投資に回すことで本要望の達成目標であるパソコン利用割合の向上に寄与する」と説明しているが、その効果が設備投資及び達成目標にどの程度寄与しているのかが明らかでないため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある（【点検結果表の別紙】⑬参照）。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑬ 税込減認の効果の将来見込み（評価書中8③「税込減認を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置による法人及び個人の一社あたり減税額の平成23年度見込み額は、法人66,215円、個人63,230円、本特例が措置されることによる一社あたり事務負担軽減効果額は、自前で償却資産の管理・申告を行った場合には、法人52,785円、個人76,992円、申告事務を外部の税理士に依頼した場合では、法人68,360円、個人62,832円と試算される（別添試算結果参照）。

以上をあわせると、法人個人ともに一社あたり約12万円～14万円の納税及び事務負担軽減効果が見込まれ、これをパソコン導入等更なる事務効率化に資する設備投資に回すことで本要望の達成目標であるパソコン利用割合の向上に寄与すると考える。

また、平成23年度中小企業庁実施のアンケート結果によれば、「今後も少額減価償却資産の特例を利用して設備等の購入をする意向である」と回答する者が8割以上(83.9%)存在し、「少額減価償却資産の特例を利用してパソコンを取得した」と回答した者も3割強(37.5%)存在することから、本特例が措置されることが目標達成への大きなインセンティブとなることが期待できる。

- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本措置は、中小企業の事務負担の軽減、事務の効率化により、中小企業の活力向上を志向した措置。補助金やその他の規制など、一時的な制度では、事務効率向上を図るパソコン等設備の導入には寄与することが考えられるが、圧縮記帳の導入や、償却資産の管理など、事務負担については増加が見込まれ、抜本的な中小企業の活力向上に寄与しない。よって本措置は租税特別措置によるべき制度である。

- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

中小企業における事務負担の軽減等による経営基盤の強化を図るための本特例と、設備投資の促進により生産性の向上等を図るための中小企業投資促進税制・中小企業基盤強化税制とでは、そもそも、政策目的が異なる。

このため、対象設備について、本措置では、取得価額30万円未満の少額減価償却資産としているとともに、中古設備も対象となっているのに対し、中小企業投資促進税制・中小企業基盤強化税制では、最低取得価額が高額（例えば、機械装置であれば160万円）のものとしており、両者は切り分けがなされている。

また、中小企業の事務負担の軽減等のための同様の政策目的の措置としては、法人税等における中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置があるが、今回要望する固定資産税における少額償却資産の課税免除措置とは対象とする税目が異なるため適切かつ明確な役割分担がなされており、両措置における少額資産の範囲が統一されることにより、より一層の中小企業の事務負担の軽減に寄与することとなる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により取得した少額資産の固定資産税免除（地方税28）（固定資産税：外）
2	要望の内容	・新規要望 「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」を利用して取得した30万円未満の少額償却資産について、固定資産税の課税客体から除外する。
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	【少額特例：中小企業庁要望経緯】 平成15年度 創設 平成18年度 損金算入額の上限を年間300万円とした上で、2年間の延長（平成20年3月迄の適用期間の延長） 平成20年度 2年間の延長（平成22年3月迄の適用期間の延長） 平成22年度 2年間の延長（平成24年3月迄の適用期間の延長）
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日（2年間）
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 衛生検査所等を経営する中小企業は、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、未曾有の経済危機及び震災等による直接的・間接的な影響の中で一層厳しい経営環境に置かれている中小企業に対して事務負担の軽減を図るとともに、小規模企業を中心に事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る。こうした施策により、衛生検査所の経営安定化が図られ、医療サービスの安定的な提供に資するものと考ええる。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」等が定められている。また、民主党政策集 INDEX2009 では、「中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であり、雇用の大半を支える存在です。このような観点から、税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要です。」との記述がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け （基本目標） IV 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する。 （施策大目標） 1 医療サービスを安定的に提供する。 （施策中目標） 1 地域の医療連携体制を構築する。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 固定資産税にかかる本措置は、少額特例と不可分の関係にあり、達成目標は、少額特例の目標と同様である。少額特例の目標は、中小企業の償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の少額資産

			<p>の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図ることである</p> <p><b>【目標】</b>          中小企業の中でも特に規模の小さい企業で少額特例が多く活用されており、事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、個人事業主に関しては、平成24年に実施する「個人企業経済調査」(総務省)での従業員20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達を目指す。          法人に関しては、平成24年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)での従業員数20名未満の企業におけるパソコン利用割合が20名以上の企業の水準である9割への到達を目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》          個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員20名未満の事業者におけるパソコン利用割合          法人:「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)での従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          衛生検査所等を経営する中小企業の中でも特に規模の小さい企業においては、経理担当の人員が少なく、適時適切な経営状況の把握もままならない状況である。資金調達環境や新規顧客開拓に困難を有する中小企業においては、少ない経理体制の中で効率的な事務を行う事が非常に重要であり、本措置により償却資産管理や納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン導入等事務の効率化に資する設備投資を促進する意義は非常に大きい。          本措置により事務処理能力・事業効率の向上が図られた場合、少ない人員の経理体制の中でも適時正確な経営成績の把握が可能となり、事業見通しの分析や財務諸表の信用力が向上することによって、新規顧客開拓や金融調達環境の改善に寄与する。また、経理能力の向上は、正規の簿記の原則に従って記録し、その帳簿書類に基づいた貸借対照表、損益計算書を確定申告に添付させる「青色申告」の利用インセンティブにも繋がり、中小企業施策の一層の普及・活用を促進することとなり、これらから、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化が図られる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>各年度における少額特例の適用企業数及び損金算入金額(過去5年分)</p> <p>平成17年度 222,811社 377,926百万円          平成18年度 219,819社 142,403百万円          平成19年度 289,794社 222,348百万円          平成20年度 321,090社 202,899百万円          平成21年度 280,524社 167,325百万円</p> <p>(将来推計)          平成22年度 288,097社 171,842百万円          平成23年度 231,341社 137,989百万円          平成24年度 211,676社 126,260百万円</p> <p>(出典)「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)          ※算定根拠は別紙参照          少額特例は、小規模企業を始めとして多くの企業が利用している。          少額特例の平成21年度の利用実績の詳細は下記のとおり。          ・法人(全中小法人数:1,428,557社)</p>

			<p>黒字中小法人数:387,139社(1,428,557社×27.1%)          少額特例を利用した中小法人数:172,885社(44.7%)          従業員数20名以下 123,751社(71.6%)          従業員数21名以上 49,134社(28.4%)          ・個人事業主(全個人事業主数:2,221,952社)          少額特例を利用した個人事業主数:107,639社(4.8%)          (出典)平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)          平成21年度「会社標本調査」(国税庁)</p> <p>また、すべての業種が少額特例の適用対象となっており、利用状況(平成22年中小企業実態調査)を見ても、以下の通り特定の者に偏ってはいない。</p> <table border="1"> <tr> <th>業種</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>情報通信業</th> <th>運輸業</th> <th>卸売業</th> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>15.0</td> <td>18.6</td> <td>3.4</td> <td>2.9</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <th>業種</th> <th>小売業</th> <th>不動産業</th> <th>飲食・宿泊業</th> <th>サービス業</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>15.4</td> <td>8.3</td> <td>6.2</td> <td>14.0</td> <td>7.4</td> </tr> </table>	業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業	割合(%)	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7	業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	割合(%)	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4
業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業																						
割合(%)	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7																						
業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他																						
割合(%)	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4																						
		② 減収額	<p>(将来推計)          平成23年度 ▲54億円          平成24年度 ▲49億円          (出典:経済産業省試算)          ※算定根拠          ・平成23年度は別紙参照。          ・平成24年度は、平成23年度の減収試算額に日銀短観の中小企業におけるソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)の伸び率(平成23年6月調査における平成22年度実績値と平成23年度計画値の平均値)を掛けて算出。</p>																								
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月)          少額特例が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定量的に確認できる。          ○直近の事業年度において少額特例を利用して取得した設備          パソコン:37.5%(法人のみ)          ○少額特例を利用したことによる効果(法人のみ)          全額必要経費算入による経理事務負担減少:48.0%          パソコン導入による事務の効率化:28.2%          パソコン導入による経理事務の効率化:18.3%</p> <p>本措置を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。          ・回帰分析による定量分析(労働生産性と少額特例利用額の関係)          少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高(労働生産性)が0.17%増加する。          ・経済波及効果          本措置により、中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効果がある。          (出典)平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)          平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業</p>																								

		<p>庁) ※算定根拠は別紙参照</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月) ○中小企業におけるパソコン利用状況(括弧内は平成22年要望時) ・個人事業主 従業員数20名未満:27.6%(前回28.5%:前回比▲0.9ポイント) 従業員数20名以上:71.4%(前回85.7%:前回比▲14.3ポイント) ・法人 従業員数20名未満:64.9%(前回75.1%:前回比▲10.2ポイント) 従業員数20名以上:90.4%(前回91.7%:前回比▲1.3ポイント) (出典) 個人事業主:平成20年、22年「個人企業経済調査」(総務省) 法人:平成20年、22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)から算出</p> <p>個人事業主に関しては、平成22年「個人企業経済調査」(総務省)における雇用が20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合は、27.6%となっている。 平成15年(措置創設時)の19.6%と比較すれば一定の効果が見られるが、目標である5割には未達。 法人に関しては、平成22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)における従業員20名未満の企業のパソコンの利用割合は64.9%であり、目標である9割には未達。</p> <p>平成23年度および24年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。 ・個人事業主 従業員数20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合 50% ・法人 従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合 90%</p> <p>平成23年度中小企業税制に関するアンケート調査によると、少額特例を利用した企業および個人事業主で、今後も少額特例を利用して設備等の購入をしたいと回答した割合が83.9%に上るなど、将来においても少額特例を利用した設備投資の促進による事務効率の向上と、中小企業の活力向上及び我が国経済の活性化が見込まれることから、目標達成のためには少額特例が引き続き必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月) 少額特例が延長されない場合、法人172,885社、個人企業107,639社、合計280,524社に影響が及ぶ。投資額としては167,325百万円が縮小。 尚、本措置は、中小法人のうち、83.9%が今後利用の意向あり、延長されない場合、事務効率化を意図した少額設備投資の鈍化が予想される。 (出典) 平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>平成23年「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)</p> <p>固定資産税にかかる本措置については、現在国税と固定資産税において少額償却資産の上限額がことなることにより、償却資産管理、記帳、帳簿保存等の事務負担が発生している状況。リーマンショック以降の不景気及び震災による直接的・間接的な影響により、中小企業の事務効率向上意欲が相対的に高まっている状況であり、本措置が認められない場合には、さらに中小企業の活性化の足枷となることが予想される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月) 少額特例が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定量的に確認できる。 ○直近の事業年度において少額特例を利用して取得した設備 パソコン:37.5%(法人のみ) ○少額特例を利用したことによる効果(法人のみ) 全額必要経費算入による経理事務負担減少:48.0% パソコン導入による事務の効率化:28.2% パソコン導入による経理事務の効率化:18.3%</p> <p>少額特例を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。 ・回帰分析による定量分析(労働生産性と少額特例利用額の関係) 少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高(労働生産性)が0.17%増加する。 ・経済波及効果 少額特例により、中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効果がある。 (出典)平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) 平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁) ※算定根拠は別紙参照</p>
	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>固定資産税にかかる本措置は、相対的に経理面の人員が少数であり、事務の効率化を志向する中小企業の実情を踏まえると、少額特例で取得した資産を固定資産税の課税客体から除外することにより、より一層の償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減を図ることが可能であり、中小企業の実態に即した効果が得られることから、施策として妥当である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置との関係は無い。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>現在、本措置により、国税における少額償却資産の上限額は30万円であるが、固定資産税における少額償却資産の取扱は上限額20万円となっており、上限額に差異が生じている状況。地域活性化を担う中小企業者の事務負担を軽減し、設備投資の維持・推進を考えた場合、固定資産税における本措置について協力することに相当性が認められる。</p>
10	有識者の見解	

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月
----	--------------------	---------

## ○平成23年度減収見込額試算（固定資産税）

——基本式——

少額特例損金算入企業数（注1）×納税義務者割合（注2）×少額特例平均損金算入額（注3）×残存簿価割合（注4）×税率（注5）

（注1）「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）の各年度実績値

（注2）「固定資産の価格等の概要調査」（総務省）における免税点以上の納税義務者割合

（注3）「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）の各年実績値より算出

（注4）定率法償却率0.5の各年における残存簿価割合。

（注5）1.4%

——仮定——

- ・耐用年数5年（定率法償却率0.5）。
- ・平成18年度以前取得の少額償却資産は残存簿価5%部分が課税標準となる（残存簿価割合5%）。
- ・平成22年度から平成24年度の少額特例損金算入企業数および少額特例平均損金算入額及び平成24年度減収額は、平成21年度の実績値に日銀短観の中小企業におけるソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）の伸び率を掛けて算出。

（1）平成15年度

<法人>

144,509社×40.8%×2,594千円×5/100×1.4%=107百万円

<個人>

55,966社×18.3%×2,547千円×5/100×1.4%=18百万円

<合計>

107百万円+18百万円=125百万円

（2）平成16年度

<法人>

171,664社×40.8%×2,565千円×5/100×1.4%=125百万円

<個人>

92,731社×18.3%×2,599千円×5/100×1.4%=30百万円

<合計>

125百万円+30百万円=155百万円

（3）平成17年度

<法人>

174,743 社×40. 8%×2,543 千円×5/100×1. 4%=126 百万円  
<個人>  
48,068 社×18. 3%×2,420 千円×5/100×1. 4%=14 百万円  
<合計>  
126 百万円+14 百万円=140 百万円

(4) 平成18年度  
<法人>  
164,978 社×41. 1%×2,339 千円×5/100×1. 4%=111 百万円  
<個人>  
54,841 社×19. 1%×2,533 千円×5/100×1. 4%=18 百万円  
<合計>  
111 百万円+18 百万円=129 百万円

(5) 平成19年度  
<法人>  
202,683 社×41. 0%×2,472 千円×0. 0625×1. 4%=179 百万円  
<個人>  
87,111 社×19. 4%×2,747 千円×0. 0625×1. 4%=40 百万円  
<合計>  
179 百万円+40 百万円=219 百万円

(6) 平成20年度  
<法人>  
193,704 社×40. 5%×2,416 千円×0. 125×1. 4%=331 百万円  
<個人>  
127,386 社×19. 4%×2,367 千円×0. 125×1. 4%=102 百万円  
<合計>  
331 百万円+102 百万円=433 百万円

(7) 平成21年度  
<法人>  
172,885 社×40. 2%×2,374 千円×0. 25×1. 4%=577 百万円  
<個人>  
107,639 社×19. 6%×2,231 千円×0. 25×1. 4%=164 百万円  
<合計>

577 百万円+164 百万円=741 百万円

(8) 平成22年度  
<法人>  
172,885 社×1. 027×39. 0%×2,374 千円×1. 027×0. 5×1. 4%=1,181 百万円  
<個人>  
107,639 社×1. 027×19. 6%×2,231 千円×1. 027×0. 5×1. 4%=347 百万円  
<合計>  
1,181 百万円+347 百万円=1,528 百万円

(9) 平成23年度  
<法人>  
172,885 社×1. 027×0. 803×39. 0%×2,374 千円×1. 027×0. 803×1. 4%=1,524 百万円  
<個人>  
107,639 社×1. 027×0. 803×19. 6%×2,231 千円×1. 027×0. 803×1. 4%=448 百万円  
<合計>  
1,524 百万円+448 百万円=1,972 百万円

(10) 合計  
<法人>  
107 百万円+125 百万円+126 百万円+111 百万円+179 百万円+331 百万円+577 百万円  
+1,181 百万円+1,524 百万円=4,261 百万円  
<個人>  
18 百万円+30 百万円+14 百万円+18 百万円+40 百万円+102 百万円+164 百万円+347 百万円  
+448 百万円=1,181 百万円  
<合計>  
4,261 百万円+1,181 百万円=5,442 百万円

○平成24年度減収見込額(固定資産税)  
5,442 百万円×0. 915=4,979 百万円

○少額特例利用企業数

平成21年度（実績）法人：172,885社（注1）  
個人：107,639社（注1）  
合計：280,524社

平成22年度（推計値）法人：172,885社×1.027（注2）=177,552社  
個人：107,885社×1.027（注2）=110,545社  
合計：288,097社

平成23年度（推計値）法人：177,552社×0.803（注3）=142,574社  
個人：110,545社×0.803（注3）=88,767社  
合計：231,341社

平成24年度（推計値）法人：142,574社×0.915（注4）=130,455社  
個人：88,767社×0.915（注4）=81,221社  
合計：211,676社

平成25年度（推計値）平成24年度と同様。

○少額特例損金算入金額

平成21年度（実績）法人：114,248百万円（注1）  
個人：53,077百万円（注1）  
合計：167,325百万円

平成22年度（推計値）法人：114,248×1.027（注2）=117,332百万円  
個人：53,077×1.027（注2）=54,510百万円  
合計：171,842百万円

平成23年度（推計値）法人：117,332×0.803（注3）=94,218百万円  
個人：54,510×0.803（注3）=43,771百万円  
合計：137,989百万円

平成24年度（推計値）法人：94,218×0.915（注4）=86,209百万円  
個人：43,771×0.915（注4）=40,051百万円  
合計：126,260百万円

平成25年度（推計値）平成24年度と同様。

（注1）少額減価償却資産の損金算入特例の利用企業数及び損金算入額  
H22年中小企業実態基本調査（中小企業庁）における平成21年度実績額

（注2）設備投資伸び率（平成22年度分）  
日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）における平成23年6月調査時点での設備投資伸び率（実績値）：+2.7%

（注3）設備投資伸び率（平成23年度）  
日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）における平成23年6月調査時点での設備投資伸び率（計画値）：▲19.7%

（注4）設備投資伸び率（平成24年度）  
（注2）及び（注3）の単純平均値で推移するものと仮定。  
 $(2.7\% + \Delta 19.7\%) \div 2 = \Delta 8.5\%$   
平成25年度以降の設備投資額は平成24年度の設備投資額と同水準（▲8.5%）で推移するものと仮定。

<少額特例> 税収減を是認するような効果

#### 1. 回帰分析結果

○ 労働生産性と少額特例利用額の関係（法人のみ）

少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高が0.17%増加する。

（重回帰分析結果）

$LN(\text{一人当売上高}/\text{従業員数}) = 6.41^* + 0.09LN(\text{設備投資額}/\text{従業員数}) + 0.17LN(\text{少額特例利用額}/\text{従業員数}) + 0.41 \text{ ダミーパソコン利用}^{**} + 0.48 \text{ ダミー建設業}^* + 0.31 \text{ ダミー製造業}^* - 0.18 \text{ ダミー情報通信業} + 0.31 \text{ ダミー運輸業} + 1.19 \text{ ダミー卸売業・小売業}^* + 1.52 \text{ ダミー不動産業}^* - 0.33 \text{ ダミー飲食・宿泊業} + 0.47 \text{ ダミー教育・学習支援業} + 0.34 \text{ ダミーその他サービス業}^{**}$

（出所）平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）より分析

（備考）\*：5%有意水準、\*\*：10%有意水準、補正 $R^2=0.30$

#### 2. 経済波及効果

本特例により、中小企業全体の労働生産性（一人当付加価値額）を4.5%押し上げる効果がある。

→ 少額特例利用による労働生産性向上 17%×少額特例利用企業の中小企業全体に占める売上高の割合 26.5%（従業員数は変化しないものとして算定）

（出所）平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）、平成22年度「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）より分析

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、法人住民税、個人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（【点検結果表の別紙】参照）をも踏まえている。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑦⑨ 適用数等の及び減収額の将来予測（評価書中8①「適用数等」及び8②「減収額」欄への補足説明）  
 平成23年6月時点の対象者数172件（762人）については、生命保険協会全社等の数値を積み上げた実績値である。  
 なお、減収額の見込みについては、上記適用数を基に算出している。
- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）  
 本租税特別措置等は、廃止期限後の適格退職年金のうち企業年金等に制度的に移行できないものについて、現状と同じ措置を講じることを目的としたものである。  
 したがって、本措置が講じられない場合、制度的に他の企業年金制度等へ移行できない適格退職年金の受給者が不当に不利益に取り扱われることとなることから、減収額は予測した効果に常に見合っているものと考えられる。
- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
 同様の政策目的に係る他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続 （国税26）（所得税：外 法人税：義） （地方税27）（個人住民税：外 法人住民税：義）
2	要望の内容	適格退職年金は、受給権保護の仕組みがより優れている確定給付企業年金法の施行（平成14年4月1日）に伴い、10年間という猶予期間を設けた上で廃止することとされた。 現在、他の企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び中小企業退職金共済）への移行を促進しているところであるが、事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金が存在している。 このため、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に限っては、廃止期限後も、税の優遇措置（運用時：非課税、給付時：公的年金等控除、退職所得控除等）を継続する。
3	担当部局	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間。
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 適格退職年金から企業年金等への円滑な移行を促進することで、適格退職年金の加入者等の権利を保護しつつ、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。 また、適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決められており、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できないものについては、受給権保護の観点から、給付時の税優遇を継続することで、安定した老後の所得確保が図られる。 ----- 《政策目的の根拠》 確定拠出企業年金法 附 則 （適格退職年金契約の円滑な移行） 第五条 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間に、附則第二十四条の規定による改正後の法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約の確定給付企業年金その他の制度への円滑な移行を図るため、確定給付企業年金制度の周知その他円滑な移行のために必要な措置を講ずるものとする。
	② 政策体系における政策目的の位置付	基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標6 「消えた年金」問題の対応に注力し、年金制度に対する信頼を回復するとともに、年金制度改革の道筋をつける等により、高齢者の所得保障の充実を図る

		け	<p>施策中目標 3 企業年金等の健全な育成を図ること          施策中目標 4 企業年金等の適正な運営を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》          事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できないものについては、受給権保護の観点から、給付時等の税優遇措置を継続することで、安定した老後の所得確保を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》          ・事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者に係る不利益の回避(適用者数)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行ができない適格退職年金については、何も措置を講じなければ、廃止期限後には税優遇措置がなくなることで年金受給額が減少することとなる。          適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決められたことに鑑みると、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行することができない適格退職年金については、廃止期限後も税の優遇措置を継続することにより、受給権の保護が図られ、安定した老後の所得確保を図ることができる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>当該要望が実現した場合、上記受給者すべてが税制優遇措置の対象となり、不利益は回避される。</p> <p>《適用者数》          平成 23 年 6 月末: 172 件 (762 人)          平成 24 年: 143 件 (632 人) (推計)          平成 25 年: 130 件 (575 人) (推計)          平成 26 年: 116 件 (515 人) (推計)</p> <p>※平成 27 年以降の適用者数については、別添のとおり。          ※平成 23 年 6 月末時点の適用者数に残存率(生命保険協会推定)を乗じ算出。          ※残存率計算方法          ○確定年金          支払期間が確定しているため、支払終了年月にて計算。          (例: 10 年確定年金…年金受給開始から 10 年後に支払終了として計算)          ○保証期間付終身年金          各年金受給者の年齢に応じた平均余命と保証期間のうち長い方を支払終了年月として計算。          ○保証期間付有期年金          残存有期期間と平均余命を比較し、短い方を支払終了年月として計算。          ○保証期間付 XX 年年金等          各年金受給者の年齢に応じた平均余命と残存 XX 年を比較して短い方を支払終了年月として計算。          ※平均余命を用いる際の年齢は、H23 年 6 月末時点の年齢(男性を前提)を使用。          ※平均余命は、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)別表 余命年</p>

			<p>数表を使用。</p>
		② 減収額	<p>《減収見込み額》          平成 23 年度 6 月末時点: 65 百万円(国税: 39 百万円、地方税: 26 百万円)          平成 24 年度: 54 百万円(国税: 32 百万円、地方税: 22 百万円)          平成 25 年度: 49 百万円(国税: 29 百万円、地方税: 20 百万円)          平成 26 年度: 44 百万円(国税: 26 百万円、地方税: 18 百万円)          平成 27 年度: 39 百万円(国税: 23 百万円、地方税: 16 百万円)</p> <p>※平成 28 年度以降の減収見込み額については、別添のとおり。          ※平成 23 年 6 月末時点の減収見込み額に残存率(生命保険協会推定)を乗じ算出。なお、年度毎の減収見込み額に関しては、運用時における年金資産が各年度の経済情勢によって大きく変化することから、変動がある。</p> <p>《算出方法》          ○運用時          廃止期限後に、運用時において、課税された場合と非課税とされた場合を比較し、減収見込み額を算出。  <math display="block">\text{資産額} \times 1\% \times \text{残存率} = \text{減収見込み額(国税)}</math> <math display="block">\text{資産額} \times 0.173\% \times \text{残存率} = \text{減収見込み額(地方税)}</math>         ※事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない閉鎖型適格退職年金に係る資産額は、2,821 百万円。(平成 24 年度 6 月末時点)          ※運用時において、特別法人税(国税: 1%、地方税: 0.173%)を参考に、同率の課税がなされると仮定。</p> <p>○給付時          廃止期限後において、公的年金等控除の対象とならない場合(要望が実現しない場合)と公的年金等控除の対象となる場合(要望が実現した場合)を比較し、減収見込み額を算出。          ※対象者はすべて 65 歳以上であり、所得はすべて国民年金によるものと仮定。          ※国民年金の老齢年金受給者の平均年金年額は 65 万 2,908 円とする。(平成 23 年 5 月末の平均年金月額: 5 万 4,409 円(「厚生年金保険・国民年金事業状況」より))。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 「平成 23 年 4 月～対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間。」)          適格退職年金は、廃止決定の当初(平成 14 年 3 月末)には約 74,000 件(加入者: 約 917 万人、受給者: 約 51 万人)であったが、平成 22 年度末現在では約 11,000 件(加入者: 約 126 万人、受給者: 約 14 万人)まで減少し、残った契約のうち約 9 割が今後の方針を決めており、これまでに 99%が移行等を完了又は今後の方針を決定しており、平成 23 年度末にその期限を迎える。          廃止期限まで残り 1 年を切った中、廃止期限後の適格退職年金の税制上の取扱いを明確化することで、適格退職年金から企業年金等への移行を一層促進することができる。</p>

			<p>また、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行が不可能である適格退職年金については、何も措置を講じなければ、廃止期限後には税優遇がなくなることで年金受給額が減少することとなり、老後生活が不安定となる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:「平成23年4月～対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間。」)                  事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者全てを、廃止期限後も廃止期限前と同じ税の優遇措置を継続することで不利益を回避し、受給者の老後生活を安定させることができる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:「平成23年4月～対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間。」)                  事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者について、廃止期限後に公的年金等控除・退職年金所得控除等が受けられなくなり、年金受給額が少なくなり、老後生活が不安定となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～「平成23年4月～対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間。」)                  事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者について、廃止期限前と同様の給付を図ることができる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	適格退職年金が廃止されるため、同様の措置を講ずるものであり、適用の範囲は限定的であり、税の優遇措置をすることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	適格退職年金が廃止されるため、同様の措置を講ずるものであり、適用の範囲は限定的であり、税の優遇措置をすることが妥当である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	住民の老後の所得保障の充実及び財産形成の促進により住民の現役期間中及び老後における生活の安定は地方公共団体においても重要であり、地方公共団体においても協力することが相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金について

暦年	残存率 (単位:%)	適用件数	適用者数 (単位:人)	減収見込み額(単位:百万円)		
				計	国税	地方税
平成 23 年(6 月末時点)	100	172	762	64.9	38.6	26.3
平成 23 年(6/30-12/31)	94.0	162	717	61.0	36.3	24.8
平成 24 年	82.9	143	632	53.8	32.0	21.8
平成 25 年	75.4	130	575	48.9	29.1	19.9
平成 26 年	67.6	116	515	43.9	26.1	17.8
平成 27 年	59.4	102	453	38.6	22.9	15.6
平成 28 年	52.5	90	400	34.1	20.3	13.8
平成 29 年	43.3	74	330	28.1	16.7	11.4
平成 30 年	34.1	59	260	22.2	13.2	9.0
平成 31 年	24.3	42	185	15.8	9.4	6.4
平成 32 年	20.6	35	157	13.4	8.0	5.4
平成 33 年	15.5	27	118	10.0	6.0	4.1
平成 34 年	13.6	23	104	8.8	5.3	3.6
平成 35 年	8.9	15	68	5.8	3.4	2.3
平成 36 年	7.0	12	53	4.6	2.7	1.8
平成 37 年	5.0	9	38	3.3	1.9	1.3
平成 38 年	4.6	8	35	3.0	1.8	1.2
平成 39 年	3.7	6	28	2.4	1.4	1.0
平成 40 年	1.1	2	8	0.7	0.4	0.3
平成 41 年	0.7	1	5	0.4	0.3	0.2
平成 42 年	0.5	1	4	0.3	0.2	0.1
平成 43 年	0.1	0	1	0.1	0.1	0.0
平成 44 年	0.0	0	0	0.0	0.0	0.0

※暦年は、注釈のない限り1月から12月の統計。  
 ※平成23年6月末時点の適用件数等に残存率(生命保険協会推定)を乗じ算出。  
 ※年度毎の減収見込み額に関しては、運用時における年金資産が各年度の経済情勢によって大きく変化することから、変動がありうる。  
 ※残存率計算方法  
 ○確定年金  
 支払期間が確定しているため、支払終了年月にて計算。  
 (例:10年確定年金…年金受給開始から10年後に支払終了として計算)  
 ○保証期間付終身年金  
 各年金受給者の年齢に応じた平均余命と保証期間のうち長い方を支払終了年月として計算。  
 ○保証期間付有期年金  
 残存有期間と平均余命を比較し、短い方を支払終了年月として計算。  
 ○保証期間付××年年金等  
 各年金受給者の年齢に応じた平均余命と残存××年を比較して短い方を支払終了年月として計算。  
 ※平均余命を用いる際の年齢は、平成23年6月末時点の年齢(男性を前提)を使用。  
 ※平均余命は、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)別表 余命年数表を使用。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	府省名	厚生労働省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ○
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし ○
⑤ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性			
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし
その他			
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

○：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 ※：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 ※：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「適用設備数」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。  
 また、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
    - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。
      - ⑤⑥ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績についての算定根拠が明らかでなく、適用の実態が不透明である。また、本租税特別措置等の適用数は、平成20年度0件、21年度0件、22年度2件と把握されているが、本租税特別措置等が適用され得る組合等の全体数からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明されていない。
      - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]  
 ⑫ 減収額の実績（平成21年度0、22年度0.2百万円）と効果を対比すべきところ、定性的に「企業収益の改善、国内民間需要の回復や雇用情勢の改善に寄与している」と説明することとなり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の実績について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
        - ⑩ 達成目標（共同利用施設数の増加を通じて経営基盤の強化を図る）の実現状況について定性的に「企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与してきた」と説明することとなり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。  
 [将来の見込み]  
 ⑬ 減収額の見込み（平成23年度1.9百万円、24年度6百万円）と効果を対比すべきところ、定性的に「本措置活用により、組合の事業支援を通じた営業者の経営基盤の強化に寄与」と説明することとなり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
          - ⑦ 適用数の将来推計について、「今後は各業種において共同利用施設の取得が確実に見込まれるところ」と定性的に記載されているが、定量的に予測できない理由が示されていないため、その説明に疑問があり、適用の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標の実現状況について予測されていないため、将来における本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長 (国税18)(法人税:義)
2	要望の内容	生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限を平成25年度末までの2年間延長する。
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和55年 期限切れごとに延長要望(直近は平成23年度)
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで (平成24年度～平成25年度)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》  生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。  生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める各業種ごとの営業の振興に関する指針(振興指針)に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業(振興事業)に関する計画(振興計画)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。本税制は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図るものである。  《政策目的の根拠》 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の5	
	基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標4 衛生的で安心・快適な生活環境を確保する 施策中目標5 生活衛生の向上・推進を図る	
	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等について、共同利用施設数の増加を通じて経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じる必要がある。	

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置適用設備数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>生衛業は国民生活と極めて密着し(全産業589万事業所のうち19.5%、全従業者5,844万人のうち11.4%)、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>一方、その大半が経営基盤が脆弱な中小零細事業者であるところ、規制緩和の流れの中で、零細な生活衛生関係事業者がチェーンストアをはじめとする大企業との熾烈な競争に生き残るためには、協業化等により合理化及び省力化を進め、生産性の一層の向上を図るとともに労働環境の改善及び福利厚生の実施等を強力に推進する必要がある。</p> <p>現在の生活衛生関係営業の業況判断 DI (▲52.6=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成23年1-3月期)は低調で、経営状況の悪化が懸念されている。さらに、震災によるマインドの萎縮、規制緩和や資材価格高騰を背景とした国内民需の減速等により中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しい。</p> <p>このため、零細な事業者の設備投資(共同利用施設取得)に係る負担を軽減し、生活衛生関係事業者の経営基盤の強化を図るため、引き続き本制度を措置する必要がある。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(対象施設数)</p> <p>20年度 0 21年度 0 22年度 2</p> <p>共同利用施設の取得のためには相当の費用を必要とするが、生活衛生関係事業者は中小零細事業者で、事業収益の低迷やデフレの影響、円高による成長モメンタムの低下・国内民需の減速により、設備投資(共同利用施設取得)意欲が弱含みであったが、中小企業にとっては、生産性の向上、経営コスト低減等のために事業の共同化・協業化を図る必要があるとともに、東日本大震災の発生を受けて、復旧等の必要が高まりや、被災していない地域にあっても、耐震改修等への意識が高まっており、今後は各業種において共同利用施設の取得が確実に見込まれるところである。</p>
		② 減収額	<p>(減収額)</p> <p>21年度 0 22年度 0.2百万円 23年度(推計) 1.9百万円 24年度(推計) 6.0百万円</p> <p>※いずれも(社)全国生活衛生同業組合中央会調べによる</p>

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時~平成26年3月)</p> <p>財政政策の緊縮スタンスや資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による成長モメンタムの低下などにより中小零細事業者にとって国内マーケットは厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から必要最低限の設備投資しか行わない状況に陥りやすい中、本税制の特例措置による設備投資の促進により、営業施設の衛生水準の向上、経営基盤の強化に寄与している。</p> <p>しかし、共同利用施設の取得のためには相当の費用を要するため、設備投資(共同利用施設取得)意欲が弱含みであり、ここ数年は投資を見合わせざるを得ない状況にあったが、震災復興について、「絆」(支え合い)で危機を乗り越える観点から、クリーニング業において被災事業者が共同で洗濯物の処理を行うクリーニング所の設置や理容業・美容業において共同の理容室・美容室の設置、種類飲食業において共同の営業施設を設置し、被災者支援をする取り組みが進んでおり、これら組合に対して本措置を適用することで、政策目的の実現を図っていく。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:創設時~平成26年3月)</p> <p>本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与してきた。</p> <p>また、震災復興について、「絆」(支え合い)で危機を乗り越える観点から、クリーニング業において被災事業者が共同で洗濯物の処理を行うクリーニング所の設置や理容業・美容業において共同の理容室・美容室の設置、種類飲食業において共同の営業施設を設置し、被災者支援をする取り組みが進んでおり、これら組合に対して本措置を適用することで、本措置適用組合の事業支援を通じた事業者の経営基盤の強化を後押しする。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:創設時~平成26年3月)</p> <p>国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の設備投資(共同利用施設の取得)が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。また、震災復興の足かせの懸念があるほか、少子高齢化、子育て・共働き世帯の増による社会的孤立の懸念への対応や節電・非常用需要に対応する共同蓄電設備の導入など、経済・社会的に必要なニーズに則することができなくなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時~平成26年3月)</p> <p>本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復や雇用情勢の改善に寄与している。今後も、本措置活用により、組合の事業支援を通じた事業者の経営基盤の強化(税収の増大)に寄与。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>生衛業は国民生活と極めて密着し(全産業589万事業所のうち19.5%、全従業者5,844万人のうち11.4%)、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしているが、その営業の大半の経営基盤が</p>

			<p>脆弱であることに鑑みれば、中小零細事業者対策という視点は特に重要である。</p> <p>共同利用施設の特別償却制度は、高度な経営技術を持つ大企業の参入による価格競争に伴う深刻な影響や経営悪化など経済構造の変化に対応し、生衛業の経営の安定と消費者利益の擁護を図るため、昭和54年の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正により条文化され、昭和55年に創設されたものであるが、今日においても、大規模な量販店やチェーンストアの増加が相次ぐなど生衛業を取り巻く環境は総じて厳しいことから、引き続き政策税制としての役割を維持していくことは妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当地性	—
10	有識者の見解		<p>『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第3次報告書(平成23年7月28日とりまとめ公表)』において、</p> <p>(1) 東日本大震災を踏まえ、クリーニング業、理容業、美容業、飲食店(めん類)などで組合が主導して事業を実施する計画も進んでいること、節電行動の徹底の観点から、節電・非常用需要に対応する共同蓄電設備の導入が求められていることなど、これら新しい必要性にも対応できる特別償却制度とすることが必要なこと</p> <p>(2) 生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしていること、営業の大半の経営基盤が脆弱であることに鑑み、中小零細事業者対策という視点が重要であるとされ、これら報告の提言や改革の方向性を踏まえ、平成24年度税制改正大綱において、適切に対応するよう指摘されている。</p> <p>また、平成23年7月に、「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」が開催され、『生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方(平成23年8月2日答申)』において、節電つながる共同工場や共同営業施設、共同蓄電設備などの共同利用施設の設置が可能な場合には、積極的に活用するよう指摘されている。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	確定給付企業年金の損金算入の対象となる掛金の範囲の拡大	府省名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし		⊗
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		⊗
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		⊗
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「適用期間において基金型確定給付企業年金3%の適用」は経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]
- ⑬ 減収額と効果を対比して定性的に説明しているが、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。
- ⑰ 達成目標（確定給付企業年金の財政安定化を図る）の実現状況の将来予測について定性的に「確定給付企業年金の財政安定化を図ることが可能となる」と説明しているが、達成目標の実現状況を把握できる適切な測定指標を用いて説明されていないためその説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」、補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

## 【点検結果表の別紙】

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄及び7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

「確定給付企業年金法第五十五条」には事業主の掛金拠出義務が規定されているところであるが、同法第五十七条において「掛金の額は、給付に要する費用の額の予想額及び予定運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。」とする掛金の額の基準が規定され、さらに委任を受けた確定給付企業年金法施行規則第四十三条から第四十九条において、掛金の種類及び計算方法が規定されている。

現在、同規則に規定される掛金の範囲では「将来にわたって財政の均衡を保つことができる」ための迅速な対応が難しいため、新たに、「翌年度の予算上見込んだ積立不足を償却するための掛金（以下、「特例掛金」という。）」を追加するものである。

なお、「政策体系における施策大目標に疑問がある。」との課題については、施策大目標Ⅳ6の「『消えた年金』問題の対応に注力し、年金制度に対する信頼を回復するとともに、年金制度改革の道筋をつける等により、安心して信頼できる年金制度を確立する。」ための施策中目標3「企業年金等の健全な育成を図ること」、施策中目標4「企業年金等の適正な運営を図ること」とした政策目的のために、今回の特例掛金を導入するものである。

- ④ 測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>欄への補足説明）

基金型確定給付企業年金は、厚生年金基金が代行返上し設立しているものがほとんどであり、確定給付企業年金制度創設（平成14年）当初は、従来から代行返上を要望していた厚生年金基金の多くが代行返上し、基金型の確定給付企業年金を設立したが、現在は代行返上が年に数件しかない一方で解散する基金型の確定給付企業年金もあることから、基金数は現在の611基金程度を維持すると見込まれる。

また、同じ確定給付型の制度である厚生年金基金においては直近（平成21年度）で3%程度が特例掛金を拠出していることから、現在の経済情勢等が継続される前提（平成21年度の特例掛金の拠出は平成19年度末の積立状況が基準となるが、当該年度における厚生年金基金の平均運用利回りは△12.03%となっており、今後、同程度の運用利回りとなるとした場合）では、基金型確定給付企業年金においても3%の適用が目標値となり、達成時期は本租特の適用期間とする。

- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

確定給付企業年金の財政安定化のため、5年間での収支の判断による特例掛金の拠出に加えて、短期的な財政均衡を図るための措置を講ずるものである。

- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

今回の措置の導入により、目標となる3%の基金型確定給付企業年金（18基金）に加入している企業について、当該特例掛金を拠出することにより、国税約259百万円地方税約117百万円の税収減が見込まれるが、一方で、これらの3%の基金型確定給付企業年金について、迅速な掛金拠出を行うことにより、積立不足が過大となることにより行われる給付削減等を回避することができ、受給権保護に資する。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	確定給付企業年金の損金算入の対象となる掛金の範囲の拡大 (国税12)(法人税:義) (地方税12)(法人住民税:義 事業税:義)
2	要望の内容	確定給付企業年金を実施している事業主について、損金算入可能な掛金の範囲に、翌年度の予算上見込んだ積立不足を償却するための掛金(特例掛金)を追加する。
3	担当部局	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成24年4月以降
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 運用環境の変動が激しく、迅速な財政安定化に向けた対応が企業年金存続のためにも必要であるが、確定給付企業年金において現在認められている掛金だけでは迅速な対応が難しく、翌年度の予算上見込んだ積立不足を償却するための掛金(特例掛金)の導入により、より迅速な掛金の対応が可能となる。 《政策目的の根拠》 確定給付企業年金法(掛金) 第五十五条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、規約で定めるところにより、年一回以上、定期的に掛金を拠出しなければならない。 2 加入者は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、前項の掛金の一部を負担することができる。 3 掛金の額は、規約で定めるところにより算定した額とする。 4 前項に規定する掛金の額は、次の要件を満たすものでなければならない。 一 加入者のうち特定の者につき、不当に差別的なものであってはならないこと。 二 定額又は給与に一定の割合を乗ずる方法その他適正かつ合理的な方法として厚生労働省令で定めるものにより算定されるものであること。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標6 「消えた年金」問題の対応に注力し、年金制度に対する信頼を回復するとともに、年金制度改革の道筋をつける等により、高齢者の所得保障の充実を図る 施策中目標3 企業年金等の健全な育成を図ること 施策中目標4 企業年金等の適正な運営を図ること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 基金型確定給付企業年金について、予算において生じることが予め見込まれる積立不足について、当該不足が生じる年度における掛金拠出を可能とし、迅速に掛金対応することで、運用環境の変動が激しい中において、確定給付企業年金の財政安定化を図る。

			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・予算時の特例掛金の対象となる基金型確定給付企業年金基金数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 基金型確定給付企業年金について、予算において生じることが予め見込まれる積立不足について、当該不足が生じる年度における掛金拠出を可能とし、迅速に掛金対応することで、運用環境の変動が激しい中において、確定給付企業年金の財政安定化を図ることが可能となる。
8	有効性等	① 適用数等	《基金数》 平成23年度9月1日現在:611基金 平成24年度末: 611基金(推計) 平成25年度末: 611基金(推計) 平成26年度末: 611基金(推計) 平成27年度末: 611基金(推計)  ※平成18年度末～平成22年度末時点の基金数はほぼ横ばいで平均して611基金となっており、この傾向が維持されるとして推計。 平成18年度末: 605基金 平成19年度末: 619基金 平成20年度末: 611基金 平成21年度末: 610基金 平成22年度末: 613基金
		② 減収額	《減収見込み額》 平成24年度:347百万円(国税:259百万円、地方税:88百万円) 平成25年度:347百万円(国税:259百万円、地方税:88百万円) 平成26年度:347百万円(国税:259百万円、地方税:88百万円) 平成27年度:347百万円(国税:259百万円、地方税:88百万円)  なお、年度毎の減収見込み額に関しては、積立不足額は各年度の経済情勢によって大きく変化することから、変動がありうる。  《算出方法》 厚生年金基金の特例掛金拠出実績(平成21年度)を基に、3%の基金が予算上見込む当年度不足金の額について特例掛金として拠出するとし、法人税率30%、法人住民税率17.3%、事業税率5%として減収見込み額を算出。(事業税について損金算入しないとする。) 当年度不足金額 × 0.3 × 適用基金数 = 減収見込み額(国税) 当年度不足金額 × (0.3 × 0.173 + 0.05) × 適用基金数 = 減収見込み額(地方税)  ※当年度不足金額:掛金収入を上限として平成18年度～平成21年度の基金当たり当年度不足金額の平均額を用いる。 ＜1基金当たり当年度不足金額＞ 平成18年度: 4百万円 平成19年度: 280百万円 平成20年度: 263百万円 平成21年度: △354百万円

			<p>平均額: <u>48百万円</u></p> <p>※適用基金数=611×3%=18基金</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>基金型確定給付企業年金について、予算において生じることが予め見込まれる積立不足について、当該不足が生じる年度における掛金拠出を可能とし、迅速に掛金対応することで、運用環境の変動が激しい中において、確定給付企業年金の財政安定化を図ることが可能となる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>基金型確定給付企業年金について、予算において生じることが予め見込まれる積立不足について、当該不足が生じる年度における掛金拠出を可能とし、迅速に掛金対応することで、運用環境の変動が激しい中において、確定給付企業年金の財政安定化を図ることが可能となる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>基金型確定給付企業年金について、予算において生じることが予め見込まれる積立不足について、当該不足が生じる年度における掛金拠出を可能とし、迅速に掛金対応することで、運用環境の変動が激しい中において、確定給付企業年金の財政安定化を図ることができなくなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>基金型確定給付企業年金について、予算において生じることが予め見込まれる積立不足について、当該不足が生じる年度における掛金拠出を可能とし、迅速に掛金対応することで、運用環境の変動が激しい中において、確定給付企業年金の財政安定化を図ることが可能となる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>確定給付企業年金において積立不足が生じた場合は掛金を追加拠出する必要があるが、今回の措置により、積立不足に対してより迅速な掛金対応を可能とするものであり、税の優遇措置をすることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>確定給付企業年金において積立不足が生じた場合は掛金を追加拠出する必要があるが、今回の措置により、積立不足に対してより迅速な掛金対応を可能とするものであり、確定給付企業年金の財政安定化を図ることにより、住民の老後の所得保障の充実及び財産形成の促進により住民の現役期間中及び老後における生活の安定は地方公共団体においても重要であり、地方公共団体においても協力することが相当である。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長	府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	<input type="checkbox"/>
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	<input type="checkbox"/>
⑧ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	<input type="checkbox"/>
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	<input type="checkbox"/>
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	<input type="checkbox"/>
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	<input type="checkbox"/>
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。  
 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(【点検結果表の別紙】参照)により課題が解消したもの。  
 「◎」:点検過程における各府省からの補足説明(【点検結果表の別紙】参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
    - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
  - 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
    - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
      - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング導入台数」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。  
 また、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
    - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。
      - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は、平成 21 年度 95 台、22 年度 54 台と把握しているが、本租税特別措置等が適用され得る事業者の全体数から見て想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明されてない。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]
- 減収額と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
    - 減収額の過去の実績が把握されていないため、減収額の実態が不透明である。
    - 達成目標(全てのドライクリーニング機における活性炭吸着装置導入の促進)の実現状況について、定性的に「本税制措置により設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)が行われている」と説明することとなり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
- [将来の見込み]
- 減収額と効果を対比すべきところ、定性的に「本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性の解消に寄与」と説明することとなり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
    - 本租税特別措置等の適用数の将来推計が予測されていないため、適用の見込みが不透明である。
  - 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、日本産業機械工業会業務用選択機械出荷統計により推計としているが、試算及び推計方法が明らかでなく、減

取額の見込みが不透明である。

- ⑪ 達成目標（全てのドライクリーニング機における活性炭吸着装置導入の促進）の実現状況について予測されていないため、将来における本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長 (国税19)(所得税:外、法人税:義)
2	要望の内容	クリーニング事業者による活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得に係る特別償却制度の適用期限を、平成25年度末まで2年間延長する。
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 平成5年 平成9年度税制改正 2年間延長 平成11年度税制改正 2年間延長 平成13年度税制改正 1年間延長 平成14年度税制改正 2年間延長 平成16年度税制改正 2年間延長 平成18年度税制改正 1年間延長 平成19年度税制改正 2年間延長 平成21年度税制改正 2年間延長 平成23年度税制改正 1年間延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで (平成24年度～平成25年度)
7	① 必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 クリーニング業について、環境面から望ましい活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入(買替えを含む)促進を図り、もって公害防止対策の円滑な推進を図る。  《政策目的の根拠》 大気汚染防止法附則第9条、大気汚染防止法施行令附則第3項、水質汚濁防止法施行令第2条、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条の2
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標4 衛生的で安心・快適な生活環境を確保する 施策中目標5 生活衛生の向上・推進を図る
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 健康被害及び環境保全の防止のため、全てのドライクリーニング機における活性炭吸着回収装置導入の促進が必要不可欠

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機導入台数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>クリーニング業はテトラクロロエチレン排出量の大部分を占めており、排出抑制基準を超過する濃度が依然として測定されている（厚生労働省調査＝「ドライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査」による）。</p> <p>健康被害及び環境保全の防止の観点から、活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資（活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得）については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となる。</p>									
8	有効性等	① 適用数等	<p>○活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(取得台数)</td> <td>(設備取得合計額)</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>95</td> <td>148,485 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>54</td> <td>84,402 万円</td> </tr> </table> <p>※取得台数は 日本産業機械工業会業務用洗濯機械部会クリーニング機械出荷統計による ※設備取得合計額は日本産業機械工業会業務用洗濯機械部会クリーニング機械出荷統計より推計</p>		(取得台数)	(設備取得合計額)	平成 21 年度	95	148,485 万円	平成 22 年度	54	84,402 万円
	(取得台数)	(設備取得合計額)										
平成 21 年度	95	148,485 万円										
平成 22 年度	54	84,402 万円										
		② 減収額	<p>(減収額)</p> <table border="1"> <tr> <td>23年度(推計)</td> <td>608 万円</td> </tr> <tr> <td>24年度(推計)</td> <td>608 万円</td> </tr> </table> <p>※いずれも日本産業機械工業会業務用洗濯機械部会機械出荷統計により推計 ※平成23年度税制改正において対象設備を大きく見直したため、23年度以降の減収額を記載</p>	23年度(推計)	608 万円	24年度(推計)	608 万円					
23年度(推計)	608 万円											
24年度(推計)	608 万円											
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)</p> <p>原材料価格の高騰、コインランドリーの普及等によるクリーニング支出の減少、円高による国内民需の減速、新素材の開発・普及等、衣類の多様化に伴うクリーニング事故に対する苦情の増加、大規模企業による取次チェーン店の展開や無店舗型取次サービスといった新しい営業形態を採る企業の参入等による過当競争の激化などにより中小零細のクリーニング業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から必要最低限の設備投資しか行わない状況に陥りやすい中、本税制の特例措置による設備投資の促進により、環境基準を満たす施設数の増加に寄与している。</p>									

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)</p> <p>中小零細のクリーニング業者にとって依然として厳しい経営環境が続く、先行きの不透明感から必要最低限の設備更新・改修しか行わない状況に陥りやすい中、本税制措置により設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)が行われている。今後も引き続き環境対策に取り組むクリーニング業者に本措置を適用することで、環境面から望ましいドライクリーニング機導入の後押しをする。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)</p> <p>テトラクロロエチレンの排出量の大半を占めるクリーニング業の設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)が行えなかった場合、健康被害及び環境汚染を見逃すこととなり、国民の健康保護及び生活環境の保全に重大な被害を招くおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)</p> <p>テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着式回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する。今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性(健康被害・環境汚染)の解消に寄与。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>クリーニング業は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>一方、その営業の大半の経営基盤が脆弱であり、健康被害や環境汚染といった外部不経済への対策など、直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)に関する資金的余力がない状況にある。</p> <p>したがって、引き続き本政策税制により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することは妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月
----	--------------------	---------

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長	府省名	厚生労働省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング導入台数」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。  
 また、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
  - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。
    - ⑤⑥ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績が把握されておらず、本租税特別措置等が適用され得る事業者の全体数から見て想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明されていない。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]
  - ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
    - ⑧ 減収額の過去の実績が把握されていないため、減収額の実態が不透明である。
    - ⑩ 達成目標（全てのドライクリーニング機における活性炭吸着装置導入の促進）の実現状況について、定性的に「本税制措置により設備投資（活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得）が行われている」と説明することとなり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
- 将来の見込み]
  - ⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、定性的に「本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性の解消に寄与」と説明することとなり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
    - ⑰ 達成目標（全てのドライクリーニング機における活性炭吸着装置導入の促進）の実現状況について予測されていないため、将来における本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長 (地方税20)(固定資産税:外)
2	要望の内容	<p>公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置(固定資産税の課税標準を1/3に軽減)について、対象設備を下記の内容に見直しの上で、その適用期限を2年延長する。</p> <p>[対象設備]</p> <p>(1) テトラクロロエチレン溶剤に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機</p> <p>(2) フッ素溶剤(※)に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機</p> <p>※1, 1, 1, 3, 3-ペンタフルオロブタンを含む溶剤</p>
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成9年度 創設</p> <p>平成10,12,14年度 延長</p> <p>平成16年度 延長(活性炭吸着式処理装置の特例措置が「6分の1に減額」から「3分の1に減額」に変更)</p> <p>平成18年度 延長(地下水浄化施設の特例措置が「3分の1に減額」から「2分の1に減額」に変更)</p> <p>平成20年度 延長</p> <p>平成22年度 延長(地下水浄化施設の特例措置は廃止)</p>
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで (平成24年度～平成25年度)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>クリーニング業について、環境面から望ましい活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入(買替えを含む)促進を図り、もって公害防止対策の円滑な推進を図る。クリーニング業においてはドライクリーニング溶剤としてテトラクロロエチレン溶剤やフッ素系溶剤が使用されているが、これら溶剤は健康被害や環境汚染など外部不経済を引き起こすため、本政策税制により、環境面から望ましい活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入促進を図り、もって公害防止対策の円滑な推進を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>大気汚染防止法附則第9条、大気汚染防止法施行令附則第3項、水質汚濁防止法施行令第2条、化学物質の審査及び製造等の規制に</p>

			関する法律施行令第1条の2																								
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する</p> <p>施策大目標4 衛生的で安心・快適な生活環境を確保する</p> <p>施策中目標5 生活衛生の向上・推進を図る</p>																								
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 健康被害及び環境保全の防止のため、全てのクリーニング業者に指定物質等回収設備を含むドライクリーニング機が導入されるよう支援する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機導入台数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>クリーニング業はテトラクロロエチレン排出量の大部分を占めており、排出抑制基準を超過する濃度が依然として測定されている（厚生労働省調査＝「ドライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査」による）。</p> <p>健康被害及び環境保全の防止の観点から、活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資（活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得）については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となる。</p>																								
8	有効性等	① 適用数等	<p>【適用見込み】</p> <p>○テトラクロロエチレン溶剤に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(課税対象設置台数)</th> <th>(課税対象額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>429</td> <td>1,939百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>376</td> <td>1,693百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○フッ素系溶剤に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(課税対象設置台数)</th> <th>(課税対象額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>27</td> <td>459百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>54</td> <td>789百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○合計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(課税対象設置台数)</th> <th>(課税対象額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>456</td> <td>2,398百万円</td> </tr> </tbody> </table>		(課税対象設置台数)	(課税対象額)	平成23年度	429	1,939百万円	平成24年度	376	1,693百万円		(課税対象設置台数)	(課税対象額)	平成23年度	27	459百万円	平成24年度	54	789百万円		(課税対象設置台数)	(課税対象額)	平成23年度	456	2,398百万円
	(課税対象設置台数)	(課税対象額)																									
平成23年度	429	1,939百万円																									
平成24年度	376	1,693百万円																									
	(課税対象設置台数)	(課税対象額)																									
平成23年度	27	459百万円																									
平成24年度	54	789百万円																									
	(課税対象設置台数)	(課税対象額)																									
平成23年度	456	2,398百万円																									

			平成24年度 430 2,482百万円
			<p>※課税対象設置台数、課税対象額については全国クリーニング生活衛生同業組合連合会調べ</p> <p>※課税対象額については、耐用年数7年、減価償却率0.28として算出</p>
	②	減収額	<p>(減収額)</p> <p>24年度(推計) 23.2百万円</p> <p>※全国クリーニング生活衛生同業組合連合会調べ</p>
	③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)</p> <p>原材料価格の高騰、コインランドリーの普及等によるクリーニング支出の減少、円高による国内民需の減速、新素材の開発・普及等、衣類の多様化に伴うクリーニング事故に対する苦情の増加、大規模企業による取次チェーン店の展開や無店舗型取次サービスといった新しい営業形態を採る企業の参入等による過当競争の激化などにより中小零細のクリーニング業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から必要最低限の設備投資しか行わない状況に陥りやすい中、本税制の特例措置による設備投資の促進により、環境基準を満たす施設数の増加に寄与している。今後も引き続き環境対策に取り組むクリーニング業者に本措置を適用することで、環境面から望ましいドライクリーニング機導入の後押しをする。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)</p> <p>中小零細のクリーニング業者にとって依然として厳しい経営環境が続き、先行きの不透明感から必要最低限の設備更新・改修しか行わない状況に陥りやすい中、本税制措置により設備投資（活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得）が行われている。今後も引き続き環境対策に取り組むクリーニング業者に本措置を適用することで、環境面から望ましいドライクリーニング機導入の後押しをする。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)</p> <p>テトラクロロエチレンの排出量の大半を占めるクリーニング業の設備投資（活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得）が行えなかった場合、健康被害及び環境汚染を見逃すこととなり、国民の健康保護及び生活環境の保全に重大な被害を招くおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)</p> <p>テトラクロロエチレンについては危険有害性（蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している）があるため、健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着式回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資（活性炭吸着回収装置の取得）については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数</p>

			の増加に寄与する。今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性（健康被害・環境汚染）の解消に寄与。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>クリーニング業は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>一方、その営業の大半の経営基盤が脆弱であり、健康被害や環境汚染といった外部不経済への対策など、直接的に利益に結びつかない設備投資（活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得）に関する資金的余力がない状況にある。</p> <p>したがって、引き続き本政策税制により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することは妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第3次報告書(平成23年7月28日とりまとめ公表)』において、「公害防止用設備の特例措置については、平成23年度税制改正において制度の見直しが行われ、対象設備をテトラクロロエチレン溶剤又はフッ素系溶剤を用いるドライ機とされた経緯があり、対象設備の取得を促すとともに、公害防止の政策効果を実効的に及ぼすため、取得段階(国税)と整合的な軽減措置としていく必要があり、所要の措置を講ずることが望まれる」と指摘されている。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し	府省名	厚生労働省
税目	固定資産税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 設定なし	<input type="checkbox"/>
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	<input type="checkbox"/>
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	<input type="checkbox"/>
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	<input type="checkbox"/>
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の相当性			
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
その他			
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
  - 政策目的の根拠法令等が明らかにされておらず、政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているのか疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について課題がある。
    - ③④ 本租税特別措置等の政策目的（使用実態に即した税負担とする）に関係のない達成目標（国内観光旅行による国民1人当たり年間宿泊数4泊、国内における観光旅行消費額30兆円）が設定されていること及び本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難である。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）について説明されていない。
 

[将来の見込み]

 ⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するののかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
    - ⑦⑨ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計が予測されていないため、適用及び減収額の見込みが不透明である。
    - ⑪ 達成目標の実現状況について予測されていないため、将来における本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
  - 同様の政策目的に係る他の政策手段がないことが説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。
- その他
  - 政策目的に対し、達成目標の実現がどのように寄与するのか説明されておらず、両者の因果関係が不明である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し (地方税30)(固定資産税:外)
2	要望の内容	ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価を実態に即したものに新たに見直す。
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直しにより、使用実態に即した税負担とする。  《政策目的の根拠》 ホテル・旅館は、建物等の固定資産そのものが重要な商品であることから、顧客ニーズの変化を踏まえて、3～5年程度の周期で施設・設備の更新を行う必要があるとともに、顧客ニーズに合致しなくなった建物は経過年数が比較的短くても除却されるような状況にある。一方で、ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産税に関しては、建築後、何年経過してもその評価額が下がらない等、使用実態に即したものとされているとは言い難いことから、その評価を適正化する必要がある。  なお、こうした措置を講ずることにより、ホテル・旅館の適正な事業活動が確保され、観光立国の推進にも寄与することとなる。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標4 衛生的で安心・快適な生活環境を確保する 施策中目標5 生活衛生の向上・推進を図る
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 4泊 国内における観光旅行消費額 30兆円  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 —  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 実績値:2.31泊(平成21年度暫定値)

			国内における観光旅行消費額 実績値:23.6兆円(平成20年度)
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:)
			—
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:)	
		—	《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:)
		—	《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:)
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	実際の使用実態との乖離から生じている固定資産税の負担については、補助金等の他の支援措置にて解消できるものではなく、使用実態に即した形でホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価を見直すことは妥当性を有する。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業投資促進税制の拡充	府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「設備投資対キャッシュフロー比率：80%程度の水準まで改善、設備投資実施企業割合：30%以上の水準まで改善、生産営業用設備判断DI：±5ポイント」は、達成時期が設定されておらず、いつの時点で目標が達成されたといえるのか不明である。  
 また、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等による設備投資の押し上げ効果（1.65倍）が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことの説明に疑問がある。
- ⑤⑥ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は、平成20年度44,810社、21年度32,398社、22年度40,497社と把握しているが、算定根拠が明らかでないため、適用数が想定外に僅少でなく偏りもないとの説明に疑問がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]  
 ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、投資押し上げ効果・経済効果の算定根拠についても課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。  
 ⑧ 減収額の過去の実績について、試算及び推計方法が明らかでなく、減収額の実態が不透明である。  
 ⑩ 達成目標（生産性の向上及び経営の近代化・合理化を進め、多様で効率的なサービスの提供を可能にすることにより、経済の活性化を図る）の実現状況について、課題のある測定指標（(1)参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。  
 [将来の見込み]  
 ⑬ 減収額と効果を対比すべきところ、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、投資押し上げ効果・経済効果の算定根拠についても課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。  
 ⑦⑨ 適用数及び減収額の将来推計についての算定根拠が明らかでなく、適用及び減収額の見込みが不透明である。  
 ⑩ 達成目標の実現状況について予測されていないため、将来における本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業投資促進税制の拡充 (国税31)(所得税:外、法人税:義) (地方税33)(法人住民税:義、事業税:外)
2	要望の内容	次の設備を対象設備に追加した上で、延長する。 ・器具備品のうち、度量衡器、試験機器及び測定機器
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8ト以上→3.5ト以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで (平成24年度～平成25年度)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、我が国経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化への投資の加速を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」等が定められている。また、民主党政集INDEX2009では、「中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であり、雇用の大半を支える存在です。このような観点から、税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要です。」との記述がある。 中小企業白書(2010年版、閣議決定)において、中小企業投資促進税制は、「中小企業者の設備投資を促進し、生産性の向上を図る」措置として位置づけられている。 新経済成長戦略2008改訂版(閣議決定)において、「生産性向上を図るため」の措置として、中小企業投資促進税制が位置づけられている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標4 衛生的で安心・快適な生活環境を確保する 施策中目標5 生活衛生の向上・推進を図る

③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業における機械装置・IT投資等の設備投資の活発化・加速化を支援することにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を進め、多様で効率的なサービスの提供を可能にすることにより、経済の活性化を図る。																								
	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①～③の指標を全て満たすことを目標とする。  ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI (DI=「過剰」-「不足」) ±5ポイント程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げ、もって経済の活性化を図ることが出来る。 上記達成目標を設定することで、設備投資が活発に行われているかどうか、一方で、過剰な設備投資が行われていないかを把握することが可能となり、それぞれの指標を満たすことで設備投資を通じた生産性の向上、経済の活性化に寄与するものである。 本税制措置非利用企業における設備投資対キャッシュフローが約49%であるのに対し、利用企業は約86%と目標の80%を超えており、本税制措置による投資拡大に寄与している。 また、本税制措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本税制措置が影響した」と答えた企業は約51%であり、企業の設備投資実施を大きく後押ししている。																								
8 有効性等	①: 適用数等 平成20年度 44,810社 平成21年度 32,398社 平成22年度 40,497社 平成23年度 39,687社 平成24年度 39,073社  平成21年度会社標準調査によると、本特例の利用中小法人は約3万1千法人となっており、想定外に僅少ではない。 また、ほぼすべての業種がこの税制の適用対象となっており、税制の利用状況(中小企業庁アンケート調査)を見ても、以下の通り想定外に特定の者に偏ってはいない。 <table border="1"> <tr> <td>業種</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>情報通信業</td> <td>サービス業</td> <td>卸売業</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>12.1</td> <td>34.7</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>17.5</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>小売業</td> <td>不動産業</td> <td>飲食・宿泊業</td> <td>運輸業</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>16.1</td> <td>4.2</td> <td>6.5</td> <td>26.7</td> <td>12.9</td> </tr> </table>	業種	建設業	製造業	情報通信業	サービス業	卸売業	割合(%)	12.1	34.7	9	11	17.5	業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	運輸業	その他	割合(%)	16.1	4.2	6.5	26.7	12.9
業種	建設業	製造業	情報通信業	サービス業	卸売業																				
割合(%)	12.1	34.7	9	11	17.5																				
業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	運輸業	その他																				
割合(%)	16.1	4.2	6.5	26.7	12.9																				
	②: 減収額 (過去5年間の減収額試算) 平成18年度 2,110億円 平成19年度 2,300億円																								

		平成 20 年度 2,560 億円 平成 21 年度 2,500 億円 平成 22 年度 1,288 億円 (出典:財務省による試算) (将来の推計) 平成 23 年度 1,486 億円 平成 24 年度 1,419 億円																																																																																																																																			
③: 効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 18~22 年度) 本税制は、一定の価格要件を課すことにより生産性の高い設備取得を促進するものであり、実際に約三万社の中小企業に利用されている。さらに、本税制による設備投資の押し上げ効果が 1.65 倍と測定されており、経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化への投資の加速に寄与していることが伺える。	《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年度~22 年度) 平成 16 年(2004 年)以降、平成 20 年(2008 年)第Ⅳ四半期まで設備投資は堅調に推移(企業の投資性向である「設備投資対キャッシュフロー比率」も上昇傾向で推移)。しかし、平成 20 年第Ⅳ四半期以降、世界的な金融危機を背景とする景気の急落により、企業の収益が急激に悪化。生産の落ち込み(稼働率の低下)により設備の過剰感が増し、設備投資を手控える傾向が顕著になっており、直近は若干の回復が見られるものの、未だ目標には達していない状況。																																																																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年・期</th> <th colspan="2">設備投資対キャッシュフロー比率</th> <th colspan="2">設備投資実施企業割合</th> <th colspan="2">生産・営業用設備判断 DI</th> </tr> <tr> <th>年間</th> <th>平均値</th> <th>年間</th> <th>平均値</th> <th>年間</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">18年</td> <td>I</td> <td>62.2</td> <td>年間</td> <td>32.1</td> <td>年間</td> <td>0</td> <td rowspan="4">0.5</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>65.4</td> <td>平均値</td> <td>30.6</td> <td>平均値</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>67.5</td> <td rowspan="2">66.6</td> <td>31</td> <td rowspan="2">31.3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>71.3</td> <td>31.3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">19年</td> <td>I</td> <td>75.4</td> <td>年間</td> <td>30.7</td> <td>年間</td> <td>▲ 1</td> <td rowspan="4">0.5</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>71.6</td> <td>平均値</td> <td>29.8</td> <td>平均値</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>69.9</td> <td rowspan="2">71.8</td> <td>27.1</td> <td rowspan="2">28.3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>70.3</td> <td>25.4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">20年</td> <td>I</td> <td>71</td> <td>年間</td> <td>26.3</td> <td>年間</td> <td>2</td> <td rowspan="4">5</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>71.8</td> <td>平均値</td> <td>24.5</td> <td>平均値</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>71.9</td> <td rowspan="2">70.8</td> <td>26.3</td> <td rowspan="2">25.0</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>68.4</td> <td>22.9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">21年</td> <td>I</td> <td>64.8</td> <td>年間</td> <td>19.3</td> <td>年間</td> <td>18</td> <td rowspan="4">18.5</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>62.2</td> <td>平均値</td> <td>18.9</td> <td>平均値</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>55.8</td> <td rowspan="2">58.8</td> <td>19.3</td> <td rowspan="2">19.6</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>52.5</td> <td>20.7</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">22年</td> <td>I</td> <td>51.1</td> <td>年間</td> <td>21.6</td> <td>年間</td> <td>13</td> <td rowspan="4">10.5</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>51.1</td> <td>平均値</td> <td>22.4</td> <td>平均値</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>55.1</td> <td rowspan="2">53.1</td> <td>24.9</td> <td rowspan="2">23.5</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>55.2</td> <td>25.2</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	年・期	設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断 DI		年間	平均値	年間	平均値	年間	平均値	18年	I	62.2	年間	32.1	年間	0	0.5	II	65.4	平均値	30.6	平均値	1	III	67.5	66.6	31	31.3	1	IV	71.3	31.3	0	19年	I	75.4	年間	30.7	年間	▲ 1	0.5	II	71.6	平均値	29.8	平均値	0	III	69.9	71.8	27.1	28.3	2	IV	70.3	25.4	1	20年	I	71	年間	26.3	年間	2	5	II	71.8	平均値	24.5	平均値	4	III	71.9	70.8	26.3	25.0	5	IV	68.4	22.9	9	21年	I	64.8	年間	19.3	年間	18	18.5	II	62.2	平均値	18.9	平均値	20	III	55.8	58.8	19.3	19.6	19	IV	52.5	20.7	17	22年	I	51.1	年間	21.6	年間	13	10.5	II	51.1	平均値	22.4	平均値	12	III	55.1	53.1	24.9	23.5	9	IV	55.2	25.2
年・期	設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断 DI																																																																																																																																
	年間	平均値	年間	平均値	年間	平均値																																																																																																																															
18年	I	62.2	年間	32.1	年間	0	0.5																																																																																																																														
	II	65.4	平均値	30.6	平均値	1																																																																																																																															
	III	67.5	66.6	31	31.3	1																																																																																																																															
	IV	71.3		31.3		0																																																																																																																															
19年	I	75.4	年間	30.7	年間	▲ 1	0.5																																																																																																																														
	II	71.6	平均値	29.8	平均値	0																																																																																																																															
	III	69.9	71.8	27.1	28.3	2																																																																																																																															
	IV	70.3		25.4		1																																																																																																																															
20年	I	71	年間	26.3	年間	2	5																																																																																																																														
	II	71.8	平均値	24.5	平均値	4																																																																																																																															
	III	71.9	70.8	26.3	25.0	5																																																																																																																															
	IV	68.4		22.9		9																																																																																																																															
21年	I	64.8	年間	19.3	年間	18	18.5																																																																																																																														
	II	62.2	平均値	18.9	平均値	20																																																																																																																															
	III	55.8	58.8	19.3	19.6	19																																																																																																																															
	IV	52.5		20.7		17																																																																																																																															
22年	I	51.1	年間	21.6	年間	13	10.5																																																																																																																														
	II	51.1	平均値	22.4	平均値	12																																																																																																																															
	III	55.1	53.1	24.9	23.5	9																																																																																																																															
	IV	55.2		25.2		8																																																																																																																															

	《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年度~25 年度) 我が国経済は、アメリカ発の金融危機に端を発する景気後退から持ち直してきているが、自律的な回復といえる状況には至っていない。特に、中小企業の業況は、その水準自体は依然として低く、厳しい状況が続いており、設備投資を手控える傾向が顕著となっている。このような厳しい経済情勢の中にあつて、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するための施策を廃止した場合、急減した設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していくことが出来なくなるおそれがある。 本税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値として、設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備投資額との比較を行って試算した結果、本税制措置による減収額に対して、1.65 倍の設備投資押し上げ効果が得られるという試算がある。 他方、近年、中国等のアジア諸国の企業の競争力向上、EU 等における環境規制の強化、東日本大震災による原発事故や相次ぐ製品事故等に伴う品質・性能に対する消費者の安全意識の高まり等の環境変化を受け、製品の品質向上に資する設備の導入ニーズが高まっているところ。 厳しい内外環境の中で、自立的な成長発展を目指す中小企業を強力に支援するため、税制面においても、品質・生産性の向上に資する度量衡器、試験機器及び測定機器を中小企業投資促進税制の対象として加えることにより、中小企業の品質・生産性向上のための取り組みを強力に後押しすることが必要。
	《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 18~22 年度) 本税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、本税制措置による減収額に対して、1.65 倍の設備投資押し上げ効果が得られているとの試算がある(注 1)。これをもとに、マクロ的な経済効果を試算した場合、設備投資増加額は 2,385 億円となり(注 2)、これによる GDP 押し上げ効果は 2,766 億円、各産業への生産誘発効果は 5,188 億円、雇用誘発効果は 36,931 人と試算される(注 3)。 (※上記の試算は、平成 22 年度に中小企業庁から三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング(株)への委託事業の一環として実施したもので。)
	(注 1) 設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備投資額との比較を行って試算したもの。 (注 2) 中小企業投資促進税制の減収額をベースに試算している。 (注 3) GDP 押し上げ効果の算出にあたっては、代表的なマクロ計量モデルにおける公共投資乗数効果を用いた(複数のモデルの平均値を採用)。生産誘発額については、GDP 押し上げ効果(金額)を産業別の中小企業投資額に応じて産業別の最終需要増加額を推計し、これに産業連関表のレオンチェフ逆行列係数を乗じて算出した。また、この生産誘発額に産業連関表の雇用係数を乗じて雇用誘発効果を算出した。

9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>経済全体として設備投資を手控えする傾向が顕著となっている中において、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和や、特別償却(償却費用の前倒し)による投下資金の早期回収が可能な税制措置を講じることは、急減した設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で、必要不可欠な施策である。</p> <p>中小企業の設備投資は、その企業の資金状況や業況等により左右されるため、最近の著しい技術革新の中で時代に即応した中小企業の機動的な投資を促進するためには、設備投資に際して多くの選択肢を持つことが有益である。よって、ほぼすべての業種で利用可能であり、対象設備も広い本税制措置は必要不可欠である。さらに、取得価格の下限額を設定することによって設備の近代化・生産性の向上等を後押ししている。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本税制措置は、中小企業等の幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げを図ることを通じて、中小企業の経営安定を図ることを目的としているものであるが、本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等の予算上の措置、及び財投による融資制度等は存在しない。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性向上を通じて当該中小企業の経営基盤の安定・強化が図られ、利益の増加により、雇用の創出や取引先の拡大など、地域の経済の活性化に資する。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長	府省名	厚生労働省
税目	登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし		○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「ROE、ROA、エネルギー生産性及び炭素生産性等」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本措置を活用した企業のROE及びROAの平均値が政策目標（平成22年度値+2%）を上回るという目標値に本措置がどの程度寄与しているのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
    - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないことについて説明されていない。
    - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績（平成22年度20件、21年度24件等）について、想定外に偏りが少ないことは説明されているが、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]
    - 減収額の実績（平成22年度557百万円、21年度2,609百万円等）と効果を対比すべきところ、定性的に「生産性向上の基準を達成している」と説明しているにとどまり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の実績について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 達成目標（本措置を活用した企業のROE、ROAの平均値が、平成22年度値+2%を上回る）の実現状況について、定性的に「約9割の認定計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成している」と説明しているが、本租税特別措置等が目標にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。  
 [将来の見込み]
        - 減収額と効果を対比すべきところ、定性的に「本租税特別措置等の活用により生産性向上と計画終了後の利益確保に寄与する」と説明しているにとどまり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
          - 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が明らかでなく、減収額の見込みが不透明である。
          - 達成目標（本措置を活用した企業のROE、ROAの平均値が、平成22年度値+2%を上回る）の実現状況の将来予測について、定性的に「本措置適用企業の更なる生産性の向上を後押しする」と説明しているが、本租税特別措置等が目標にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されていないため、その説明に疑問がある。

- 3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
- ⑭ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長 (国税32)(登録免許税:外)																																																															
2	要望の内容	<p>&lt;制度概要&gt;</p> <p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「産活法」。)に基づく認定事業再構築計画、認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画、認定資源生産性革新計画に従って、会社の設立、増資等を行う場合に登録免許税の税率を以下のとおり軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>租税特別措置法 第80条第1項</th> <th>措置の内容</th> <th>通常の 税率</th> <th>産活法 の特例</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>会社の設立、資本金の増加</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>合併</td> <td>0.15%</td> <td>0.1%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>(括弧書きの部分)</td> <td>(資本金が増加する場合の合併)</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>分割</td> <td>0.15%</td> <td>0.1%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>(括弧書きの部分)</td> <td>(資本金が増加する場合の分割)</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4号(売買)</td> <td rowspan="2">不動産の所有権の取得</td> <td>土地</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">5号</td> <td rowspan="2">合併時</td> <td>不動産</td> <td>0.4%</td> <td>0.2%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">分割時</td> <td>不動産</td> <td>1.2%</td> <td>0.2%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>2.8%</td> <td>1.2%</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;要望の内容&gt;</p> <p>産活法に基づく登録免許税の特例措置を平成26年3月31日まで(2年間)延長する。</p>					租税特別措置法 第80条第1項	措置の内容	通常の 税率	産活法 の特例	軽減率	1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%	2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%	3号	分割	0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の分割)	0.7%	0.35%	0.35%	4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%	建物	2.0%	1.6%	0.4%	5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%	船舶	0.4%	0.3%	0.1%	分割時	不動産	1.2%	0.2%	1.0%	船舶	2.8%	1.2%	1.6%
租税特別措置法 第80条第1項	措置の内容	通常の 税率	産活法 の特例	軽減率																																																													
1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%																																																													
2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%																																																													
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%																																																													
3号	分割	0.15%	0.1%	0.05%																																																													
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の分割)	0.7%	0.35%	0.35%																																																													
4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%																																																												
		建物	2.0%	1.6%	0.4%																																																												
5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%																																																												
		船舶	0.4%	0.3%	0.1%																																																												
	分割時	不動産	1.2%	0.2%	1.0%																																																												
		船舶	2.8%	1.2%	1.6%																																																												
3	担当部局	健康局生活衛生課																																																															
4	評価実施時期	平成23年9月																																																															
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成11年度 創設 平成12年度 税率の引き下げ 平成13年度 2年間延長 平成15年度 5年間延長 平成18年度 2年間延長 平成20年度 2年間延長 平成21年度 1年間延長、拡充 平成22年度 2年間延長 平成23年度 一部縮減																																																															
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで (平成24年度～平成25年度)																																																															

7	必要性等	①	<p>政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国に存する経営資源の効率的な活用が図られる環境を整備し、企業全体の生産性を向上させるとともに、オープン・イノベーションを推進する新たな仕組みを構築することにより、我が国経済の新陳代謝の能力を高める。また、構造的な資源価格の高騰に耐えうる新たな経済産業構造の構築により、我が国の資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長の実現を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号) (目的) <b>第一条</b> この法律は、我が国経済の持続的な発展を図るためにはその生産性の向上が重要であることにかんがみ、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに、株式会社産業革新機構を設立し特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業再生を円滑化するための措置を講じ、併せて事業活動における知的財産権の活用を促進することにより、我が国の産業活力の再生を図るとともに、我が国産業が最近における国際経済の構造的な変化に対応したもとなるための産業活動の革新に寄与することを目的とする。</p>
		②	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標 4 衛生的で安心・快適な生活環境を確保する 施策中目標 5 生活衛生の向上・推進を図る</p>
		③	<p>達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の経営資源の効率的な活用を促進し生産性の向上を実現することを通じて、我が国経済の活力向上及び持続的な発展を実現する。具体的には、本措置を活用した企業のROE、ROAの平均値が、政策目標(ROE、ROA:平成22年度値+2%)を上回ることを目指す。</p> <p>また、資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長を実現する。具体的には、本措置を活用した企業の資源生産性を高めるため、3年間でエネルギー生産性の6%以上向上又は炭素生産性の7%以上向上を実現することを目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 認定事業者は、計画(3年以内)の終了時点において以下のいずれかの指標について基準を達成するものとする。 【事業再構築計画、経営資源再活用計画】 ➢ ROE≧2%ポイント(経営資源再活用計画ではROA) ➢ 有形固定資産回転率≧5% ➢ 従業員一人当たり付加価値額≧6% 【経営資源融合計画】</p>

			<p>➢ 修正 ROA≧3%ポイント ➢ 有形固定資産回転率≧10% ➢ 従業員一人当たり付加価値額≧12%</p> <p>【資源生産性革新計画】 ➢ エネルギー生産性:+4%(平成23年度以降に開始する計画は+6%) 炭素生産性:+5%(平成23年度以降に開始する計画は+7%)</p>																																				
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産活法の認定を受けた企業のROE、ROA向上率は日本国全体のROE、ROA向上率と比較した場合に高く、政策目的の達成に大きく寄与している。</p>																																				
8	有効性等	①	<p>適用数等</p> <p>【本措置を利用した計画の認定件数】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年口</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>72</td> <td>67</td> <td>57</td> <td>26</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>24</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記のうち中小企業を含む計画:101件</p> <p>【将来推計】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>32</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>【本措置を利用した企業が営む業種】</p> <p>【適用件数】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>912</td> <td>438</td> <td>994</td> <td>604</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所:法務省「登記統計」</p>		15年度	16年度	17年度	18年口	19年度	20年度	21年度	22年度	件数	72	67	57	26	21	18	24	20		23年度	24年度	25年度	件数	32	30	30		18年度	19年度	20年度	21年度	件数	912	438	994	604
	15年度	16年度	17年度	18年口	19年度	20年度	21年度	22年度																															
件数	72	67	57	26	21	18	24	20																															
	23年度	24年度	25年度																																				
件数	32	30	30																																				
	18年度	19年度	20年度	21年度																																			
件数	912	438	994	604																																			

		※不動産登記については、例えば1つの敷地内の土地や建物であっても登記上は複数の登記となる場合があり、租特の適用件数はそれを反映している。																																				
②	減収額	<p>【減収額】</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽減額</td> <td>16,895</td> <td>9,745</td> <td>5,133</td> <td>3,789</td> <td>1,586</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽減額</td> <td>4,509</td> <td>2,609</td> <td>557</td> <td>1,300</td> <td>1,300</td> <td>1,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年度の減収額は認定年度別に集計したものであるため、計画期間中の認定計画がある年度の減収額は、今後行われる登記により増加する見込み。</p> <p>出所:産活法に基づく提出資料</p>		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	軽減額	16,895	9,745	5,133	3,789	1,586		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	軽減額	4,509	2,609	557	1,300	1,300	1,300										
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																																	
軽減額	16,895	9,745	5,133	3,789	1,586																																	
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																																
軽減額	4,509	2,609	557	1,300	1,300	1,300																																
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)</p> <p>産活法を創設した平成11年度以降、組織再編や事業再編が促進され我が国のROA及びROEは改善してきたが、平成20年度はリーマンショックに端を発する世界的な景気低迷等により大幅に下落する結果となった。</p> <p>第177回通常国会で成立した改正産活法の施行により、抜本的な企業再編・事業再編をより円滑化することで、本措置を活用する企業のROE、ROAの一層の向上を図り、政策目的の実現を図っていく。</p> <p>(法人企業統計調査(財務省))</p> <p>①総資産経常利益率(ROA)の実績 【制度創設】平成11年度:2.1% → 平成21年度:2.2%</p> <p>②自己資本当期純利益率(ROE)の実績 【制度創設】平成11年度:0.8% → 平成21年度:1.9%</p> <table border="1"> <caption>ROE, ROAの年度推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>ROE (%)</th> <th>ROA (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成11年度</td><td>0.8%</td><td>2.1%</td></tr> <tr><td>平成12年度</td><td>2.5%</td><td>2.7%</td></tr> <tr><td>平成13年度</td><td>0.1%</td><td>2.3%</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td>1.8%</td><td>2.5%</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>2.9%</td><td>2.9%</td></tr> <tr><td>平成16年度</td><td>3.8%</td><td>3.5%</td></tr> <tr><td>平成17年度</td><td>4.4%</td><td>3.5%</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>5.7%</td><td>3.8%</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>6.2%</td><td>3.9%</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>5.6%</td><td>4.0%</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>1.9%</td><td>2.2%</td></tr> </tbody> </table>	年度	ROE (%)	ROA (%)	平成11年度	0.8%	2.1%	平成12年度	2.5%	2.7%	平成13年度	0.1%	2.3%	平成14年度	1.8%	2.5%	平成15年度	2.9%	2.9%	平成16年度	3.8%	3.5%	平成17年度	4.4%	3.5%	平成18年度	5.7%	3.8%	平成19年度	6.2%	3.9%	平成20年度	5.6%	4.0%	平成21年度	1.9%	2.2%
年度	ROE (%)	ROA (%)																																				
平成11年度	0.8%	2.1%																																				
平成12年度	2.5%	2.7%																																				
平成13年度	0.1%	2.3%																																				
平成14年度	1.8%	2.5%																																				
平成15年度	2.9%	2.9%																																				
平成16年度	3.8%	3.5%																																				
平成17年度	4.4%	3.5%																																				
平成18年度	5.7%	3.8%																																				
平成19年度	6.2%	3.9%																																				
平成20年度	5.6%	4.0%																																				
平成21年度	1.9%	2.2%																																				

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)</p> <p>平成23年8月現在、約9割の認定計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成している。</p> <p>第177回通常国会で成立した改正産活法の施行により、抜本的な企業再編・事業再編に取り組む企業に対して本措置を適用することで、本措置適用企業の更なる生産性の向上を後押しする。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)</p> <p>分析対象期間中に産活法の認定を受けた計画のうち、8割以上が本措置を活用しており、本措置が活用できない場合は、組織再編や事業再編を通じた経営資源の効率的活用を図る産活法全体の政策目的を阻害することになる。</p> <p>また、現下の日本経済を取り巻く環境は、内需の減退や新興国の台頭による影響など決して楽観視できるものではなく、我が国企業にはグローバル競争下において競争力を有するコア事業や高付加価値事業への積極投資・事業転換が喫緊の課題である。本措置は、合併や会社分割等の組織再編に取り組む際のコストを軽減し、我が国企業の再編を促進・円滑化するために必要不可欠なものであり、本措置が引き続き手当されない場合には、グローバル経済における我が国企業の競争力低下を招くことになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)</p> <p>これまで本措置を活用した計画のうち、約9割の計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成している。今後も本措置活用により、企業の生産性向上と計画終了後の利益確保(税収の増大)に寄与。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や生産工程の導入などの事業革新を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、本措置を講じている。本措置により、上記のような事業構造の変更・事業革新等に要する費用を軽減することで、本措置の適用を受ける企業の抜本的な生産性の向上を促すものであり、組織再編等に関する資金面での阻害要因を除去する特例措置として妥当である。</p> <p>なお、平成23年の産活法改正に伴い、事業再構築計画の支援対象から「資本の相当程度の増加(単純増資)」が除かれており、本措置の適用対象の見直し(縮減)を行ったところ。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—

10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	社会保険診療報酬の所得計算の特例	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		<input type="checkbox"/>
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	<input type="checkbox"/>
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	<input type="checkbox"/>
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 政策目的（個人又は医療法人の経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保）の根拠が「医療法」と記載されているのみで、根拠となる具体的内容等が不明なため、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているのか疑問がある。また、政策体系における政策目的の位置付けに誤りがあると思われる。
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「事務処理の負担が軽減された医療機関の割合」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。  
 また、経済情勢等の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
    - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]  
 ⑫ 減収額の実績と把握した効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、定性的に「その経営の安定を図り、地域医療やその担い手の確保に資するものとなっている」と説明しており、税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
    - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、「平成21年財務統計から見た法人企業の実態」（国税庁）から推計」としているが、試算及び推計方法が明らかでなく、適用の実態が不透明である。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
  - 同様の政策目的に係る他の政策手段がないことが説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会保険診療報酬の所得計算の特例 (法人税:義、所得税:外)										
2	租税特別措置等の内容	<p>医業若しくは歯科医業を営む個人又は医療法人が、社会保険診療につき、支払いを受けるべき金額を有する場合であって、その金額が5,000万円以下であるときは、当該事業年度の所得金額の計算上、その社会保険診療に係る費用として、支払いを受けるべき金額については、次の金額の区分に応じる率を乗じて計算した金額の合計額を必要経費損金に算入することを認めるものである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収入金額</th> <th>控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,500万円以下の部分</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超3,000万円以下の部分</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円超4,000万円以下の部分</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>4,000万円超5,000万円以下の部分</td> <td>57%</td> </tr> </tbody> </table>	収入金額	控除率	2,500万円以下の部分	72%	2,500万円超3,000万円以下の部分	70%	3,000万円超4,000万円以下の部分	62%	4,000万円超5,000万円以下の部分	57%
収入金額	控除率											
2,500万円以下の部分	72%											
2,500万円超3,000万円以下の部分	70%											
3,000万円超4,000万円以下の部分	62%											
4,000万円超5,000万円以下の部分	57%											
3	担当部局	厚生労働省 医政局 総務課 歯科保健課										
4	評価実施時期	平成23年9月										
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和29年創設 昭和54年見直し (一律72%とした控除率を社会保険診療に係る所得別に見直し) 昭和63年見直し (5,000万円を超える医業等事業所得者及び医療法人の特例撤廃)</p>										
6	適用期間	期限なし										
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 個人又は医療法人の経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 医療法</p>									
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 地域で健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標1 医療サービスを安定的に供給する 施策中目標1 安定的な医療提供体制を構築する</p>									
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 小規模医療機関の事務処理の負担を軽減する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置の適用によって、事務処理の負担が軽減された医療機関の割合</p>										

8	有効性等	① 適用数等	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 小規模医療機関の事務処理の負担が軽減された結果、経営の安定化がはかられるとともに、煩雑な事務処理に時間を割かなくて済むので、医業に専念できる。 27,696件「平成21年財務統計から見た法人企業の実態」(国税庁)から推計
		② 減収額	245億円 租税特別措置法の規定による増減収額試算 (平成23年7月参議院・予算委員会資料)より
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年~平成22年) 医科において、社会保険診療報酬が5,000万円以下の個人立医療機関の適用率は、約半数(平成20年48.2%/平成22年56.9%)となっており、当該措置が適用され得る医療機関の全体数から見て僅少や偏りが無く当該措置が使われ、適用機関において事務処理負担が軽減されていると言える。 ※日本医師会調査に基づく</p> <p>歯科において、社会保険診療報酬が5,000万円以下の割合は全会員の78%であり、個人立医療機関の適用率は約4割(平成17年42.6%)となっており、当該措置が適用され得る医療機関の全体数から見て僅少や偏りが無く当該措置が使われ、適用機関において事務処理負担が軽減されていると言える。 ※日本歯科医師会調査に基づく</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年~平成22年) 当該措置の適用によって、事務処理の負担が軽減された医療機関の割合は、平成20年では48.2%であったものが平成22年では56.9%となっており、特に白色申告者における利用割合は平成20年の85.2%から平成22年では92.0%となり、高い水準で増加傾向にある。 ※日本医師会調査に基づく</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年) 特例対象者をその年の社会診療報酬が5,000万円以下の者に限るなど制度の適正化を行っており、広く地域医療を担当し、日夜近隣住民の健康維持に努めている小規模医療機関に対して重点的に措置することにより、その経営の安定を図り、地域医療やその担い手の確保に資するものとなっている。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地域医療の推進のため、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減することで、小規模医療機関が医業に専念できる環境を維持するには、社会保険診療報酬が5,000万円以下の者に限り概算経費率の利用を認める本措置が妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向 性		当該措置の適用によって事務の負担が軽減された医療機関の割合は50%を超えていることから、当該措置が小規模医療機関に対し医業に専念できる環境に寄与していることがわかる。国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を維持し続けるためには、当該措置の存続が必要。
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		—



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置	府省名	厚生労働省
税目	所得税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、印紙税、法人税、地価税その他の関連する税目		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性			
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
その他			
⑯ 政策目的への寄与	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難である。
    - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）について説明されていない。
 

[将来の見込み]

    - 将来において、税収減を是認するような効果が発現するののかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。  
また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - ⑦⑨ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計が予測されていないため、適用及び減収額の見込みが不透明である。
      - ⑪ 達成目標（幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築）の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
  - 本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。
  - 同様の政策目的に係る他の政策手段がないことが説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑩ 政策目的への寄与（評価書中7③《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》欄への補足説明）

子ども・子育て新システムは、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を目指すものであり、その構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支援することができる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置 (国税28)(所得税:外、登録免許税:外、相続税:外、贈与税:外、消費税:外、印紙税:外、法人税:義、地価税その他の関連する税目:外)
2	要望の内容	○平成22年1月29日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設けられ、子ども・子育て新システムの議論が進められ、同年6月29日に、全閣僚で構成する少子化社会対策会議(会長:内閣総理大臣)において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定された。  ○「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、「事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する」とされており、これを踏まえ、学校教育法第1条の学校、児童福祉法に基づく児童福祉施設及び社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業に位置付ける方向で検討している総合施設(仮称)に対して幼稚園・保育所と同等の税制措置を講ずることや新システムに位置づけられる給付や事業等について必要となる税制上の所要の措置を講ずることを要望する。  ○子ども・子育て新システムの今後の進め方については、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」(平成23年7月29日少子化社会対策会議(会長:内閣総理大臣))において、「平成23年度中に必要な法制上の措置を講ずることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」とされた。
3	担当部局	用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室 担当室長 黒田 秀郎(内線7791) 代表☎5253-1111 担当補佐 福井 香月(内線7880) 直通☎3595-2493 担当者 唐戸 直樹(内線7944) F A X 3595-2313 鳥原 弘達(内線7793)
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、出産・子育て・就労の希望がかなう社会を実現することが必要であり、子ども・子育てを社会全体で支援するために、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。

			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○平成22年1月29日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、子ども・子育て新システムの議論が進められ、同年6月29日に、全閣僚で構成する少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣）において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定された。</p> <p>○「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、「事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する」とされている。</p> <p>○子ども・子育て新システムの今後の進め方については、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」（平成23年7月29日少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣））において、「平成23年度中に必要な法制上の措置を講ずることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」とされた。</p>
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅲ 安心して子どもを産み育てられる社会を実現する</p> <p>施策大目標 1 新たな子ども・子育て支援のための制度の構築を推進し、子ども・子育て支援施策の充実を図る</p> <p>施策中目標 2 地域における子ども・子育て支援策を推進する</p>
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>—</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>—</p>
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：—)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：—)</p> <p>—</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：—)</p> <p>—</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：—)</p> <p>—</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することができる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>保育サービス事業等に対する現行の税制上の特例措置</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することができる。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置	府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税、法人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）について説明されていない。

[将来の見込み]

⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するののかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑦⑨ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計が予測されていないため、適用及び減収額の見込みが不透明である。

⑪ 達成目標（パートタイム労働者の均等・均衡待遇及び正社員への転換を推進）の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
- 政策目的の達成のためには、パートタイム労働法に基づく規制的手段のみでは十分でなく、事業主の自主的な取組を促すことが不可欠であるが、パートタイム労働者の待遇の改善にはコストの増加を伴うことが多いため、事業主に対する効果的なインセンティブとして、本租税特別措置等は必要かつ適切である。
- また、均衡待遇・正社員化推進奨励金は、正社員転換制度等の制度の新規導入を促す観点から行うものであるのに対し、税制上の優遇措置は、パートタイム労働者の正社員への転換を効果的に促進する観点や職務評価を実際に導入する観点から行うものであり、本租税特別措置等の措置を講ずることには相当性があると考えている。
- ⑯ 政策目的への寄与（評価書中7③「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」欄への補足説明）
- パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保及び正社員への転換の推進は、パートタイム労働者の待遇を改善していくための措置として、パートタイム労働法に規定されている内容である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置 (国税15)(法人税:義) (地方税1)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>【現行制度の概要】</p> <p>○平成20年4月より施行された改正パートタイム労働法において、事業主は、正社員と均衡のとれた待遇の確保や正社員への転換を推進するための措置を講じることとされており、同法に基づき、都道府県労働局雇用均等室において、事業主に対する助言・指導等を行っている。</p> <p>○パートタイム労働者の均衡待遇の確保や正社員への転換に取り組む事業主を支援するため、均衡待遇・正社員化推進奨励金を支給し、その取組を促進している。</p> <p>※ 均衡待遇・正社員化推進奨励金は、短時間労働者均衡待遇推進等助成金と中小企業雇用安定化奨励金を整理・統合し、平成23年4月に創設</p> <p>【要望内容の概要】</p> <p>○パートタイム労働者の雇用管理の改善につながる一定の取組（正社員又は短時間正社員転換の実施、職務評価の導入等）を実施した事業主に対し、税制上の所要の措置を講じる。（新設）</p>
3	担当部局	雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課 担当課長 吉永 和生(内線 7871) 直通☎3595-3273 担当補佐 藤原 裕子(内線 7875) FAX☎3502-6764 担当者 近藤有希子(内線 7876)
4	評価実施時期	平成23年10月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>パートタイム労働者の待遇を改善していくためには、パートタイム労働法に基づく規制的手段のみでは十分でなく、事業主の自主的な取組を促すことが不可欠である。そのため、パートタイム労働法を見直し、事業主の自主的な取組を促す仕組みを導入するとともに、これに基づき、パートタイム労働者の待遇改善に取り組む事業主に対する税制上の優遇措置を講じる必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）においても、『同一価値労働同一賃金の実現』に向けた均等・均衡待遇の推進が掲げられており、非正規労働者の待遇の改善が重要な課題となっている。その工程表においても「パートタイム労働者の均等・均衡待遇、正社員</p>

			転換の推進」をすることとされている。
	②	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ：意欲のあるすべての者がディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）に就ける社会を実現する 施策目標Ⅲ：男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する
	③	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 パートタイム労働者の均等・均衡待遇及び正社員への転換を推進すること  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 —  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —
8	有効性等	①	適用数等 パートタイム労働法の見直しにより事業主に自主的な取組を促す仕組みを導入することを検討しており、パートタイム労働者を雇用する事業主のうち一定の基準等を満たす者が対象になると見込まれる。
		②	減収額 —
		③	効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間：—) —  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：—) —  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：—) —  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：—) 本租税特別措置を講ずることにより、パートタイム労働者の働き・貢献に見合った待遇が確保され、「新成長戦略」に掲げられた『『同一価値労働同一賃金の実現』に向けた均等・均衡待遇』が推進され、社会保障・税一体改革成案(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)に掲げられた全員参加型社会、ディーセント・ワーク(働きがいのある

			人間らしい仕事)の実現に効果があるものと考えられる。また、パートタイム労働者が有効にその能力を発揮できるようになることにより、高い経営パフォーマンスの確保、ひいては、日本経済の持続的発展につながるものと考えられる。
9	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等 「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)において、「新成長戦略実現、特に、「雇用」を基軸とした経済成長を推進する観点から、(中略)①健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、②正規雇用化、③育児支援、④障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る。」とされており、本要望はこれを踏まえた要望である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担 均衡待遇・正社員化推進奨励金は、パートタイム労働者等の正社員転換制度等の導入を促す観点から行うものであるのに対し、税制上の優遇措置は、パートタイム労働法に規定するパートタイム労働者の待遇改善に向けた事業主の自主的な取組を促す仕組みに基づき、パートタイム労働者の正社員転換を具体的に促進する観点や職務評価の導入によりパートタイム労働者の公正な待遇の確保の実現を図る観点から行うものである。
		③	地方公共団体が協力する相当性 パートタイム労働法第4条第2項において、地方公共団体は、国の施策と相まって、短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するように努めるものとされている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

農林水産省



番号	制度名
農林水産省	
農水01	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化）（食品製造業及び農薬製造業）
農水02	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置（食品製造業及び農薬製造業）
農水03	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（食品企業者関係）
農水04	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（食品企業者関係）
農水05	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（農業者関係）
農水06	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（農業者関係）
農水07	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（森林組合等関係）
農水08	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（森林組合等関係）
農水09	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（漁業協同組合等関係）
農水10	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（漁業協同組合等関係）
農水11	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置
農水12	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置の拡充及び延長
農水13	経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却
農水14	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく総合化事業計画又は研究開発・成果利用事業計画に係る機械装置等を取得した場合の特別償却

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化）（食品製造業及び農薬製造業）	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。  
 ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「食品製造業の研究開発投資額を平成 25 年度までに現在の 242,044 百万円（21 年度実績）から 3%増加」は、本租税特別措置等の適用対象となる農薬製造業については目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において達成目標が達成されたといえるのか不明である。

また、当該測定指標は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないかについて疑問がある。

⑥ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、本租税特別措置等が適用される事業者の全体数からみて想定外に僅少でないとの説明に疑問がある（【点検結果表の別紙】⑤⑥参照）。

(3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績（20 年度 227 百万円、21 年度 385 百万円）と効果を対比して説明しているが、試験研究の経済波及効果について、投資額（試験研究支出額）全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、適切な測定指標を用いて説明されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額と効果を対比して説明しているが、試験研究の経済波及効果について、投資額（試験研究支出額）全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑦ 適用数の将来推計について、本租税特別措置等の対象である食品製造業及び農薬製造業の適用数の見込みが予測されていない。また、法人全体で 21 年度と同件数を見込んでいるが、達成目標において研究開発投資額の増加を見込んでいることとの整合性が不明であり、適用の見込みに疑問がある。

⑨ 減収額の将来推計について、21 年度と同額を見込んでいるが、達成目標において研究開発投資額の増加を見込んでいることとの整合性が不明であり、減収額の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、25 年度に達成すると説明しているが、適切な測定指標を用いて説明されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 本評価書は、税収減を是認するような効果の有無について、「試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除」の対象である事業者のうち、食品産業及び農薬製造業の事業者等を抜き出して評価しているものである。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

今回の要望において、前回の目標及びその達成状況を説明していないのは、事実である。これは、前回要望時の達成目標は、定性的なものであったことから、今回はあえて明示することを見送ったためである。

なお、今回の評価からは、達成目標の定量化を行い、評価書に記入したところである。

⑤⑥ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

○試験研究税制の利用状況に関するアンケート調査結果

	調査業種数	調査事業者数	実績業種	実績数	業種
22年度実績	8	181	5	12	てん菜等製造業(1)、植物油製造業(3)、醤油製造業(1)、乳製品製造業(2)、小麦粉製造業(5)
21年度実績	8	165	6	11	てん菜等製造業(1)、植物油製造業(1)、醤油製造業(1)、小麦粉製造業(5)、農薬製造業(1)、配合飼料製造業(2)
20年度実績	8	179	7	12	てん菜等製造業(1)、植物油製造業(1)、醤油製造業(1)、乳製品製造業(2)、小麦粉製造業(3)、農薬製造業(1)、配合飼料製造業(3)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化） （食品製造業及び農業製造業） （国税12）（所得税、法人税：義）
2	要望の内容	増加型・高水準型の恒久化  対象者：食品産業、農業製造業の事業者等  特例の内容：次の①または②を選択適用。控除の上限は当該事業年度の所得税額または法人税額の10%まで。  ① 増加型 試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費（前2期の試験研究費の額の内最も多い額）の額を超える場合は、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の5%を税額控除  ② 高水準型 試験研究費の額が平均売上金額（当該年度を含む4期の平均売上金額）の10%を超える場合には、その超える部分の金額に特別税額控除割合（（試験研究費割合－10%）×0.2）を乗じて得た金額を税額控除
3	担当部局	食料産業局新事業創出課/技術会議事務局研究推進課
4	評価実施時期	平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型：昭和42年度創設 ・高水準型：平成20年度創設
6	適用又は延長期間	恒久化
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 食品産業については、食料の安定供給や農山漁村と消費者の架け橋として、また、地域経済の活性化において重要な役割を果たしており、輸入食品との競争が激化する中でその役割が引き続き十分発揮されるよう新技術の開発・導入等を促進し、競争力の強化を図ることが必要である。 また、農業製造業においては、消費者の食の安全性・信頼性の確保に対する関心の高まりを踏まえ、より安全性の高い環境負荷の少ない農業を供給できるよう研究開発の一層の促進を図ることが必要である。  《政策目的の根拠》 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定） 2020年度までに官民合わせてGDP比4%以上の研究開発投資を行う。 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定） 6次産業化の基礎となる革新技術の開発やフードチェーン全体における安全性を確保するための技術の開発等の実現に向けて、中長期的な視点、国際競争力の観点も踏まえた技術・環境対策の総合的な推進を規定。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 食料の安定供給の確保

3	達成目標及び測定指標	農業の持続的な発展 [政策分野] 食品産業の持続的な発展 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・基盤
		《租税特別措置により達成しようとする目標》 目標① 2020年度までに官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 （主管の省庁である経済産業省と同一の目標）  目標② 食料の安定供給や地域経済の活性化など食品産業がその役割を十分発揮するため、研究開発投資を増進し、研究開発を一層の促進することによりその技術基盤や競争力の強化を図る。 また、農業製造業については、より安全性の高い、環境負荷の少ない農業を供給するため、研究開発投資を増進し、研究開発の一層の促進を図る。（食品製造業の研究開発投資額を平成25年度までに現在の242,044百万円（21年度実績）から3%の増加（7,261百万円増加）することを目標とする。  （総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。）
8	有効性等	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 研究開発投資額  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 食品製造業及び農業製造業の研究開発投資を増進させることにより、食糧の安定供給や地域経済の活性化において重要な役割を果たしている食品産業については、その役割が引き続き十分発揮されるための新技術の開発・導入等を促進することに寄与する。農業製造業については、より安全性の高い環境負荷の少ない農業を供給するための研究開発を促進することに寄与する。
		① 適用数等 平成23年度に食品製造業及び農業製造業等（8業種181社）に対して実施した利用状況実態調査の結果、5業種（22年度実績5業種12社：利用率6.6%）で利用が確認されており、想定外に利用実績が僅少であったり、特定の者に偏っているとは言えない。  ・利用実績（うち税法上の中小企業分） 平成20事業年度（実績） 907件（430件） 平成21事業年度（実績） 1,544件（1,019件） 平成22事業年度（見込） 1,544件（1,019件） 平成23事業年度（見込） 1,544件（1,019件） 平成24事業年度（見込） 1,544件（1,019件） 平成25事業年度（見込） 1,544件（1,019件） （出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」） （注）22事業年度以降は21事業年度と同伴数を見込んだ。
	② 減収額	・減収額実績（食料品製造業及び農業製造業） 平成20年度（実績）227百万円 平成21年度（実績）385百万円 平成22年度（見込）385百万円 平成23年度（見込）385百万円 平成24年度（見込）385百万円 平成25年度（見込）385百万円

		<p>(出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。 農薬製造業は製品出荷額の比率(農薬製造業/化学工業)を化学工業の 控除額にかけて算出。) (※算定根拠は別添1参照)</p>																																																																																								
③	効果・達成 目標の実 現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年度~平成25年度) 食料の安定供給や地域経済の活性化等において重要な役割を果たして おり、対GDP民間研究開発投資比率を見ても微増で推移していること から、相応の達成状況にあるといえる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平 成15年度~平成25年度)</p> <p>目標① 我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比 率を維持している。 (2013年の見込み値は、回帰直線によるトレンドにより推計)</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率 (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003 年</th> <th>2004 年</th> <th>2005 年</th> <th>2006 年</th> <th>2007 年</th> <th>2008 年</th> <th>2013年 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>2.40</td> <td>2.38</td> <td>2.54</td> <td>2.63</td> <td>2.68</td> <td>2.69</td> <td>3.11</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.71</td> <td>0.82</td> <td>0.91</td> <td>1.01</td> <td>1.04</td> <td>1.13</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>1.89</td> <td>2.08</td> <td>2.15</td> <td>2.33</td> <td>2.45</td> <td>2.54</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.81</td> <td>1.76</td> <td>1.80</td> <td>1.86</td> <td>1.92</td> <td>2.01</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.11</td> <td>1.05</td> <td>1.06</td> <td>1.08</td> <td>1.12</td> <td>1.10</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>1.16</td> <td>1.18</td> <td>1.15</td> <td>1.11</td> <td>1.04</td> <td>1.00</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.88</td> <td>0.79</td> <td>0.73</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.65</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.36</td> <td>1.36</td> <td>1.30</td> <td>1.32</td> <td>1.29</td> <td>1.27</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.76</td> <td>1.74</td> <td>1.72</td> <td>1.77</td> <td>1.77</td> <td>1.85</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>0.52</td> <td>0.52</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> <td>0.61</td> <td>0.60</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」</p> <p>目標② 食品製造業の試験研究支出額 平成20年度(実績)266,998百万円 平成21年度(実績)242,044百万円 平成22年度(見込)243,859百万円 平成23年度(見込)245,674百万円 平成24年度(見込)247,489百万円 平成25年度(見込)249,305百万円(21年度比103%) 出典:総務省「科学技術研究調査」</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析 対象期間:平成24年度~平成25年度)</p> <p>途上国の急成長等により食料の調達がますます困難となる中、研究開 発後は食品製造業及び農薬製造業の成長のエンジンであり、試験研究が 行えなくなることは、食品産業等の競争力低下により食料の安定供給に 不安が生じることが予想される。</p>		2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2013年 (見込み)	日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69	3.11	中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13	—	韓国	1.89	2.08	2.15	2.33	2.45	2.54	—	アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01	—	イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10	—	カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00	—	ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65	—	フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27	—	ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85	—	イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60	—
	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2013年 (見込み)																																																																																			
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69	3.11																																																																																			
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13	—																																																																																			
韓国	1.89	2.08	2.15	2.33	2.45	2.54	—																																																																																			
アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01	—																																																																																			
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10	—																																																																																			
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00	—																																																																																			
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65	—																																																																																			
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27	—																																																																																			
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85	—																																																																																			
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60	—																																																																																			

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年度~ 平成25年度)</p> <p>本特例措置の適用実績に対する経済波及効果を試算すると以下の表の とおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、 本特例措置には税収減を是認できる効果があると言える。</p> <p>試験研究に係る経済波及効果 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>266</td> <td>452</td> <td>452</td> <td>452</td> <td>452</td> <td>452</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>8,436</td> <td>10,898</td> <td>10,980</td> <td>11,061</td> <td>11,143</td> <td>11,225</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>19,652</td> <td>25,387</td> <td>25,578</td> <td>25,766</td> <td>25,958</td> <td>26,149</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 租税特別措置を受けないで投資することも可能な中、租税特別措 置が適用されることを勘案すれば、研究開発投資の理由の一つに、 この租税特別措置があると考えることが妥当。したがって当該租税 特別措置を適用して研究開発投資を行っているものについては、当 該租税特別措置がインセンティブになっているとして計算。 ※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、 経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。 ※ 投資額は食品製造業の試験研究支出額 ※ 経済波及効果の計算方法として、「平成17年農林水産業及び関連 産業を中心とした産業関連表(101部門)」を使用 ※ 消費転換計数は0.73で算出 ※ 経済波及効果は2次波及効果まで算定 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参 ※ 表中の減収額及び投資額の算出は別添1参照</p>	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	減収額	266	452	452	452	452	452	投資額	8,436	10,898	10,980	11,061	11,143	11,225	経済波及効果	19,652	25,387	25,578	25,766	25,958	26,149
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25																									
減収額	266	452	452	452	452	452																									
投資額	8,436	10,898	10,980	11,061	11,143	11,225																									
経済波及効果	19,652	25,387	25,578	25,766	25,958	26,149																									
9	相当性	①	<p>租税特別 措置等に よるべき 妥当性等</p> <p>予算措置(新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業等)の研究 開発支援と比較し、税制措置による研究開発支援は、民間企業の研究 開発活動を広範囲に支援することが可能であり、民間企業の研究開発の 促進を図るためにはより効果的である。</p>																												
		②	<p>他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担</p> <p>予算上の措置(補助金)は、助成等の対象者及び研究テーマ等を設定 することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得 を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制 度である本税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p>																												
		③	<p>地方公共 団体が協 力する相 当性</p> <p>地域の食品産業は、食品の安定供給や一次産業と消費者との橋渡しと いった役割だけでなく、地域経済の重要な牽引役でもあり、試験研究税 制により食品企業の研究開発投資が促進され、企業活動が活発化すれば、 地域経済の活性化が期待でき、地域雇用の増進、地域経済の健全な発展 につながると考えられる。</p>																												
10	有識者の見解		—																												
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		—																												

別添 1

[試験研究税制：税目：所得税・法人税]

試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乘せ措置の恒久化） （食品産業及び農薬製造業）	平成24年度減税見込額 385百万円
---------------------------------------------------	-----------------------

（根拠条項：措法10⑥、42の4⑨、68の9⑨）

1. 減税額の算定

(1) 食品製造業

①平成21年度の試験研究費の増加額等に係る特別控除額

税額控除実績額：346百万円（資料：国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」）

②平成22年度～25年度の特別控除額の推計

H22：346百万円

H23～H25：346百万円

(2) 農薬製造業

①平成21年度の試験研究費の増額等に係る特別控除額

・化学工業の税額控除実績額：7,445百万円（資料：国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」）

・農薬製造業の化学工業に占める割合：0.52%（資料：経済産業省「工業統計表」）

・農薬製造業の推計：

$$7,445 \text{ 百万円} \times 0.0052 = 39 \text{ 百万円}$$

②平成22年度～25年度の特別控除額の推計

H22：39百万円

H23～H25：39百万円

(3) 控除額の推計

H22：346+39 = 385百万円

H23～H25：385百万円

2. 投資額（試験研究支出額）の算定

(1) 全体投資額の算定

・平成25年度は平成21年度の投資額の3%増加を見込んだ。

$$H25：242,044 \times 1.03 = 249,305$$

・平成22年度以降は平成21年度から平成25年度までは一定の割合で投資額が増加すると見込んだ。

$$\text{割合} = (H25 - H21) / 4 \text{ 年} = (249,305 - 242,044) / 4 = 1,815$$

$$H22：242,044 + 1,815 = 243,859$$

$$H23：243,859 + 1,815 = 245,674$$

$$H24：245,674 + 1,815 = 247,489$$

(2) 要望分減収額

$$[\text{要望分減収額}] = [\text{国税分}] + [\text{地方税分}]$$

$$H20：227 + 39 = 266$$

$$H21 \sim H25：385 + 67 = 452$$

(3) 要望分投資額の算定

・制度全体の減収額に占める要望分減収額の割合で案分した。

$$[\text{要望分投資額}] = [\text{全体投資額}] \times ( [\text{要望分減収額}] / [\text{全体減収額}] )$$

（単位：百万円）

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
全体減収額	8,419	10,039	10,039	10,039	10,039	10,039
うち要望分	266	452	452	452	452	452
全体投資額	266,998	242,044	243,859	245,674	247,489	249,305
うち要望分	8,436	10,898	10,980	11,061	11,143	11,225

全体減収額：国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」

全体投資額（試験研究支出額）：総務省「科学技術研究調査」

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度			
20年度	教育・研究・医療・保健 (8, 436)		
21年度	教育・研究・医療・保健 (10, 898)		
22年度	教育・研究・医療・保健 (10, 980)		
23年度	教育・研究・医療・保健 (11, 061)		
24年度	教育・研究・医療・保健 (11, 143)		
25年度	教育・研究・医療・保健 (11, 225)		
26年度			
27年度			
28年度			

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置（食品製造業及び農薬製造業）	府省名	農林水産省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし			
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○	
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		◎	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし		
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし		○	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○	
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○	
租税特別措置等の相当性					
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし			
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
その他					
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし			

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「食品製造業の研究開発投資額を平成 25 年度までに現在の 242,044 百万円（21 年度実績）から 3%増加」は、本租税特別措置等の適用対象となる農薬製造業については目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において達成目標が達成されたといえるのか不明である。

また、当該測定指標は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないかについて疑問がある。

⑥ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、本租税特別措置等が適用される事業者の全体数からみて想定外に僅少でないとの説明に疑問がある（【点検結果表の別紙】⑤⑥参照）。

(3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績（20 年度 39 百万円、21 年度 67 百万円）と効果を対比して説明しているが、試験研究の経済波及効果について、投資額（試験研究支出額）全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、適切な測定指標を用いて説明されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額と効果を対比して説明しているが、試験研究の経済波及効果について、投資額（試験研究支出額）全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑦ 適用数の将来推計について、本租税特別措置等の対象である食品製造業及び農薬製造業の適用数の見込みが予測されていない。また、法人全体で 21 年度と同件数を見込んでいるが、達成目標において研究開発投資額の増加を見込んでいることとの整合性が不明であり、適用の見込みに疑問がある。

⑨ 減収額の将来推計について、21 年度と同額を見込んでいるが、達成目標において研究開発投資額の増加を見込んでいることとの整合性が不明であり、減収額の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、25 年度に達成すると説明しているが、適切な測定指標を用いて説明されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 本評価書は、税収減を是認するような効果の有無について、「中小企業者等の試験研究費に係る特例措置」の対象である事業者のうち、食品産業及び農薬製造業の事業者等を抜き出して評価しているものである。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

今回の要望において、前回の目標及びその達成状況を説明していないのは、事実である。

これは、前回要望時の達成目標は、定性的なものであったことから、今回はあえて明示することを見送ったためである。

なお、今回の評価からは、達成目標の定量化を行い、評価書に記入したところである。

⑤⑥ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

○試験研究税制の利用状況に関するアンケート調査結果

	調査業種数	調査事業者数	実績業種	実績数	業種
22年度実績	8	181	5	12	てん菜等製造業(1)、植物油製造業(3)、醤油製造業(1)、乳製品製造業(2)、小麦粉製造業(5)
21年度実績	8	165	6	11	てん菜等製造業(1)、植物油製造業(1)、醤油製造業(1)、小麦粉製造業(5)、農薬製造業(1)、配合飼料製造業(2)
20年度実績	8	179	7	12	てん菜等製造業(1)、植物油製造業(1)、醤油製造業(1)、乳製品製造業(2)、小麦粉製造業(3)、農薬製造業(1)、配合飼料製造業(3)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置（食品製造業及び農業製造業）（地方税 14）（法人住民税：義）
2	要望の内容	<p>増加型・高水準型の恒久化</p> <p>対象者：食品産業、農業製造業の事業者等</p> <p>特例の内容：次の①または②を選択適用。控除の上限は当該事業年度の所得税額または法人税額の 10%まで。</p> <p>① 増加型 試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費（前 2 期の試験研究費の額の内最も多い額）の額を超える場合は、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の 5% を税額控除</p> <p>② 高水準型 試験研究費の額が平均売上金額（当該年度を含む 4 期の平均売上金額）の 10% を超える場合には、その超える部分の金額に特別税額控除割合（（試験研究費割合－10%）×0.2）を乗じた金額を税額控除</p>
3	担当部局	総合食料局食品産業企画課/技術会議事務局研究推進課
4	評価実施時期	平成 23 年 4 月～9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型：昭和 42 年度創設 ・高水準型：平成 20 年度創設
6	適用又は延長期間	恒久化
7	必要性等	<p>①：政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020 年度までに官民合わせた研究開発投資を GDP 比 4% 以上にする。 食品産業については、食料の安定供給や農山漁村と消費者の架け橋として、また、地域経済の活性化において重要な役割を果たしており、輸入食品との競争が激化する中でその役割が引き続き十分発揮されるよう新技術の開発・導入等を促進し、競争力の強化を図ることが必要である。また、農業製造業においては、消費者の食の安全性・信頼性の確保に対する関心の高まりを踏まえ、より安全性の高い環境負荷の少ない農業を供給できるよう研究開発の一層の促進を図ることが必要である。 《政策目的の根拠》 新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） 2020 年度までに官民合わせて GDP 比 4% 以上の研究開発投資を行う。</p> <p>食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月閣議決定） 6 次産業化の基礎となる革新技術の開発やフードチェーン全体における安全性を確保するための技術の開発等の実現に向けて、中長期的な視点、国際競争力の観点も踏まえた技術・環境対策の総合的な推進を規定。</p> <p>②：政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>〔中目標〕 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p>

		<p>〔中目標〕 食料の安定供給の確保 農業の持続的な発展</p> <p>〔政策分野〕 食品産業の持続的な発展 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保管理・整備</p>
	③：達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置により達成しようとする目標》 研究開発投資額</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 指標① 2020 年度までに官民合わせて GDP 比 4% 以上の研究開発投資を行う。 （主管の省庁である経済産業省と同一の目標）</p> <p>指標② 食料の安定供給や地域経済の活性化など食品産業がその役割を十分発揮するため、研究開発投資を増進し、研究開発を促進することによりその技術基盤や競争力の強化を図る。 また、農業製造業については、より安全性の高い、環境負荷の少ない農業を供給するため、研究開発投資を増進し、研究開発の一層の促進を図る。（食品製造業の研究開発投資額を平成 25 年度までに現在の 242,044 百万円（21 年度実績）から 3% の増加（7,261 百万円増加）することを目標とする。 （総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 食品製造業及び農業製造業の研究開発投資を増進させることにより、食糧の安定供給や地域経済の活性化において重要な役割を果たしている食品産業については、その役割が引き続き十分発揮されるための新技術の開発・導入等を促進することに寄与する。農業製造業については、より安全性の高い環境負荷の少ない農業を供給するための研究開発を促進することに寄与する。</p>
8	有効性等	<p>①：適用数等</p> <p>平成 23 年度に食品製造業及び農業製造業等（8 業種 181 社）に対して実施した利用状況実態調査の結果、5 業種（22 年度実績 5 業種 12 社：利用率 6.6%）で利用が確認されており、想定外に利用実績が僅少であったり、特定の者に偏っているとは言えない。</p> <p>・増加型等利用実績（うち税法上の中小企業分） 平成 20 事業年度（実績） 907 件（430 件） 平成 21 事業年度（実績） 1,544 件（1,019 件） 平成 22 事業年度（見込） 1,544 件（1,019 件） 平成 23 事業年度（見込） 1,544 件（1,019 件） 平成 24 事業年度（見込） 1,544 件（1,019 件） 平成 25 事業年度（見込） 1,544 件（1,019 件） （出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」） （注）22 事業年度以降は 21 事業年度と同件数を見込んだ。</p>

①: 減収額	<p>・減収額実績（食料品製造業及び農薬製造業）</p> <p>平成20年度（実績）39百万円          平成21年度（実績）67百万円          平成22年度（見込）67百万円          平成23年度（見込）67百万円          平成24年度（見込）67百万円          平成25年度（見込）67百万円</p> <p>（出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。          農薬製造業は製品出荷額の比率（農薬製造業／化学工業）を化学工業の          控除額にかけて算出。）          （※算定根拠は別添1参照）</p>																																																																																								
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成19年～平成25年）          食料の安定供給や地域経済の活性化等において重要な役割を果たして          おり、対GDP民間研究開発投資比率を見ても微増で推移していること          から、相応の達成状況にあるといえる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平          成15年～平成25年）</p> <p>目標①          我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資          比率を維持している。          （2013年の見込み値は、回帰直線によるトレンドにより推計）</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率          （単位：％）</p> <table border="1" data-bbox="414 790 974 1165"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2013年 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>2.40</td> <td>2.38</td> <td>2.54</td> <td>2.63</td> <td>2.68</td> <td>2.69</td> <td>3.11</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.71</td> <td>0.82</td> <td>0.91</td> <td>1.01</td> <td>1.04</td> <td>1.13</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>1.89</td> <td>2.08</td> <td>2.15</td> <td>2.33</td> <td>2.45</td> <td>2.54</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.81</td> <td>1.76</td> <td>1.80</td> <td>1.86</td> <td>1.92</td> <td>2.01</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.11</td> <td>1.05</td> <td>1.06</td> <td>1.08</td> <td>1.12</td> <td>1.10</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>1.16</td> <td>1.18</td> <td>1.15</td> <td>1.11</td> <td>1.04</td> <td>1.00</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.88</td> <td>0.79</td> <td>0.73</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.65</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.36</td> <td>1.36</td> <td>1.30</td> <td>1.32</td> <td>1.29</td> <td>1.27</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.76</td> <td>1.74</td> <td>1.72</td> <td>1.77</td> <td>1.77</td> <td>1.85</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>0.52</td> <td>0.52</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> <td>0.61</td> <td>0.60</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」</p> <p>目標②          食品製造業の試験研究支出額          平成20年度（実績）266,998百万円          平成21年度（実績）242,044百万円          平成22年度（見込）243,859百万円          平成23年度（見込）245,674百万円          平成24年度（見込）247,489百万円</p>		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2013年 (見込み)	日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69	3.11	中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13	—	韓国	1.89	2.08	2.15	2.33	2.45	2.54	—	アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01	—	イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10	—	カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00	—	ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65	—	フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27	—	ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85	—	イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60	—
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2013年 (見込み)																																																																																		
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69	3.11																																																																																		
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13	—																																																																																		
韓国	1.89	2.08	2.15	2.33	2.45	2.54	—																																																																																		
アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01	—																																																																																		
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10	—																																																																																		
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00	—																																																																																		
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65	—																																																																																		
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27	—																																																																																		
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85	—																																																																																		
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60	—																																																																																		

		<p>平成25年度（目標）249,305百万円（21年度比103.3%）          出典：総務省「科学技術研究調査」</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析          対象期間：平成24年～平成25年）</p> <p>途上国の急成長等により食料の調達がますます困難となる中、食品産          業の競争力低下により食料の安定供給に不安が生じることが予想され          る。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成20年～平          成25年）</p> <p>本特例措置の適用実績に対する経済波及効果を試算すると以下の表の          とおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、          本特例措置には税収減を是認できる効果がある。</p> <p>試験研究に係る経済波及効果          （単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1496 582 2049 702"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>266</td> <td>452</td> <td>452</td> <td>452</td> <td>452</td> <td>452</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>8,436</td> <td>10,898</td> <td>10,980</td> <td>11,061</td> <td>11,143</td> <td>11,225</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>19,652</td> <td>25,387</td> <td>25,578</td> <td>25,766</td> <td>25,958</td> <td>26,149</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 租税特別措置を受けないで投資することも可能な中、租税特別措          置が適用されることを勧奨すれば、研究開発投資の理由の一つに、          この租税特別措置があると考えることが妥当。したがって当該租税          特別措置を適用して研究開発投資を行っているものについては、当          該租税特別措置がインセンティブになっているとして計算。          ※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、          経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。          ※ 投資額は食品製造業の試験研究支出額          ※ 経済波及効果の計算方法として、「平成17年農林水産業及び関連          産業を中心とした産業関連表（101部門）」を使用          ※ 消費転換計数は0.73で算出          ※ 経済波及効果は2次波及効果まで算定          ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照          ※ 表中の減収額及び投資額の算出は、別添1参照</p>	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	減収額	266	452	452	452	452	452	投資額	8,436	10,898	10,980	11,061	11,143	11,225	経済波及効果	19,652	25,387	25,578	25,766	25,958	26,149
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25																								
減収額	266	452	452	452	452	452																								
投資額	8,436	10,898	10,980	11,061	11,143	11,225																								
経済波及効果	19,652	25,387	25,578	25,766	25,958	26,149																								
相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>予算措置（新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業等）の研究          開発支援と比較しても税制措置による研究開発支援は、民間企業の研          究開発活動に直接的かつ広範囲に支援することが可能であり、民間企業          の研究開発の促進を図るためにはより効果的である。</p>																												
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置（補助金）は、助成等の対象者及び研究テーマ等を設定          することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得          を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制          度である本税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p>																												

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	地域の食品産業は、食品の安定供給や一次産業と消費者との橋渡しといった役割だけでなく、地域経済の重要な牽引役でもあり、試験研究税制により食品企業の研究開発投資が促進され、企業活動が活発化すれば、地域経済の活性化が期待でき、地域雇用の増進、地域経済の健全な発展につながると考えられる。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

[試験研究税制：税目：法人住民税]

中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 (食品産業及び農業製造業)	平成24年度減税見込額 67百万円
--------------------------------------	----------------------

(根拠条項：措法10⑥、42の4⑨、68の9⑨)

1. 減税額

(1) 食品製造業

- ①平成21年度の試験研究費の増加額等に係る特別控除額  
税額控除実績額：346百万円(資料：国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」)
- ②平成22年度～25年度の特別控除額の推計  
H22：346百万円  
H23～H25：346百万円

(2) 農業製造業

- ①平成21年度の試験研究費の増額等に係る特別控除額
  - ・化学工業の税額控除実績額：7,445百万円(資料：国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」)
  - ・農業製造業の化学工業に占める割合：0.52%(資料：経済産業省「工業統計表」)
  - ・農業製造業の推計：  
 $7,445 \text{ 百万円} \times 0.0052 = 39 \text{ 百万円}$
- ②平成22年度～25年度の特別控除額の推計  
H22：39百万円  
H23～25：39百万円

(3) 税額控除額の推計

H22：346+39 = 385百万円  
H23～25：346+39 = 385百万円

(4) 法人住民税額の推計 (標準税率：0.173)

H22：385×0.173 = 67百万円  
H23～25：385×0.173 = 67百万円

2. 投資額(試験研究支出額)の算定

(1) 全体投資額の算定

- ・平成25年度は平成21年度の投資額の3%増加を見込んだ。  
H25：242,044 × 1.03 = 249,305
- ・平成22年度以降は平成21年度から平成25年度までは一定の割合で投資額が増加すると見込んだ。  
割合 = (H25-H21) / 4年 = (249,305-242,044) / 4 = 1,815  
H22：242,044+1,815 = 243,859  
H23：243,859+1,815 = 245,674  
H24：245,674+1,815 = 247,489

(2) 要望分減収額

[要望分減収額] = [国税分] + [地方税分]  
H20：227+39 = 266  
H21～H25：385+67 = 452

(3) 要望分投資額の算定

・制度全体の減収額に占める要望分減収額の割合で案分した。

$$[\text{要望分投資額}] = [\text{全体投資額}] \times ( [\text{要望分減収額}] / [\text{全体減収額}] )$$

(単位：百万円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
全体減収額	8,419	10,039	10,039	10,039	10,039	10,039
うち要望分	266	452	452	452	452	452
全体投資額	266,998	242,044	243,859	245,674	247,489	249,305
うち要望分	8,436	10,898	10,980	11,061	11,143	11,225

全体減収額：国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」

全体投資額（試験研究支出額）：総務省「科学技術研究調査」

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位：百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度			
20年度	教育・研究・医療・保健 (8,436)		
21年度	教育・研究・医療・保健 (10,898)		
22年度	教育・研究・医療・保健 (10,980)		
23年度	教育・研究・医療・保健 (11,061)		
24年度	教育・研究・医療・保健 (11,143)		
25年度	教育・研究・医療・保健 (11,225)		
26年度			
27年度			
28年度			

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（食品企業者関係）	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率について、平成 23 年度の 53.1% から 10%ポイント向上して 25 年度で 63.1%」は、本租税特別措置等の適用対象（食品産業）以外を含む中小企業全体の目標であり、また、当該測定指標は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
    - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないことの説明について疑問がある。
    - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、19 年度 9,740 件、20 年度 9,199 件、21 年度 9,251 件、22 年度 9,397 件と説明されているが、本租税特別措置等が適用される事業者の全体数からみて想定外に僅少でないことの説明に疑問がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]
    - 減収額の実績（19 年度 13,491 百万円、20 年度 8,186 百万円、21 年度 6,470 百万円、22 年度 6,879 百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 達成目標の実現状況について、課題のある測定指標（（1）参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
  - 将来の見込み
    - 減収額と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 減収額の将来予測について、22 年度と同額と見込んでいるが、達成目標において設備投資対キャッシュフロー比率の向上を見込んでいることとの整合性が不明であり、減収額の見込みに疑問がある。
      - 達成目標の実現状況の将来予測について、25 年度に達成すると説明しているが、24、25 両年度における適用数及び減収額の見込みが 22 年度と同等とされており、また、課題のある測定指標（（1）参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に疑問がある。
- その他
  - 政策目的に対し、達成目標の実現がどのように寄与するのかが説明されておらず、両者の因果関係が不明である。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 本評価書は、税収減を是認するような効果の有無等について、「中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除」の対象である事業者のうち、食品企業者関係等を抜き出して評価しているものである。

#### 【点検結果表の別紙】

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
前回要望時の達成目標については、定性的に記述しており、貴省が求められているような「達成したかどうか」について、判断根拠が無く、今回はあえて明示することを見送ったものである。  
なお、今回から評価するに当たり、達成目標の定量化が求められており、達成目標を「所期の目標」の趣旨を変更しないで定量化を行ったところ。（評価書に記入）
- ⑤ 適用数等の実績把握（評価書中8①《租税特別措置等の適用数等》欄への補足説明）  
本税制措置の利用状況についてのアンケート調査（中小企業庁の委託事業の一環として平成20年6月に実施。全体の回答数は約4,000事業者）で、全回答事業者数ベースで約2割の利用率となっていることから、2割を適用件数と推計している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（食品企業者関係）（国税16）（所得税・法人税：義）
2	要望の内容	<p>中小企業投資促進税制の適用期限を延長する。</p> <p>[現行制度の概要]</p> <p>(1) 適用対象者：中小企業者、事業協同組合等</p> <p>(2) 対象設備の取得価額：                  ・機械及び装置（取得価額が160万円以上）                  ・特定の器具及び備品（1台の取得価額が120万円以上）                  ・一定のソフトウェア（1のソフトウェアの取得価額が70万円以上）等</p> <p>(3) 特例措置：取得の場合は30%の特別償却又は7%の税額控除（ただし、資本等の金額が3千万円以下の中小企業等に適用）との選択</p>
3	担当部局	食料産業局企画課
4	評価実施時期	平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>中小企業投資促進税制創設（平成10年4月総合経済対策）</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備の拡充                  [普通自動車：車両総重量8t以上→3.5t以上]</p> <p>平成12年度 1年間の延長                  [平成13年5月までの適用期限の延長]</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長                  [平成14年3月までの適用期限の延長]</p> <p>平成14年度 2年間の延長                  [平成16年3月までの適用期限の延長、対象設備の取得価額の引下げ]                  取得：230万円以上→160万円以上                  リース：300万円以上→210万円以上</p> <p>平成16年度 2年間の延長                  [平成18年3月までの適用期限の延長、対象設備（器具・備品）の取得価額の引上げ]                  取得：100万円以上→120万円以上                  リース：140万円以上→160万円以上</p> <p>平成18年度 2年間の延長                  [平成20年3月までの適用期限の延長、対象資産に一定のソフトウェア、デジタル複合機を追加し、電子計算機以外の器具・備品を除外]</p> <p>平成20年度 2年間の延長</p> <p>平成22年度 2年間の延長</p>
6	適用又は延長期間	平成24年4月～平成26年3月

7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  農林水産関連中小企業は、大企業に比べ設備投資の資金繰りについて厳しい状況にある。</p> <p>一方で、食の安全・安心に対する消費者の関心が高まっており、中小食品製造業においては、衛生管理システムの導入等の取組が急務となっている。また、大規模食品製造業との競争力を確保するため、特色ある新商品開発等を行い、製品の高付加価値化を図ることも不可欠となっている。</p> <p>このようなことから、本税制措置をもって設備投資を促進することにより、日本経済の担い手である農林水産関連中小企業の成長を実現することを目的とする。………《政策目的の根拠》</p> <p>創設当初は、総合経済対策（平成10年4月経済対策閣僚会議）の一環として、投資減税の特例として措置されていた。</p> <p>「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月閣議決定）において、円高や海外経済の減速等による景気の下振れリスクとして、設備投資の停滞が経済成長の下押し要因とされており、雇用促進等の観点から、設備投資を推進するための税制上の措置を講ずることとされている。</p> <p>「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月閣議決定）（抜粋）</p> <p>新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策                  ～円高、デフレへの緊急対応～</p> <p>I. 基本的な考え方</p> <p>1. 当面の目標と現状認識                  （円高や海外経済の減速等による景気の下振れリスク）</p> <p>我が国経済は、アジアを中心とした外需や「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）をはじめとする政策の下支え効果等により、持ち直してきたものの、依然として厳しい状況にある。特に、新卒者・若年者の雇用状況は厳しく、また、多くの地域で厳しい雇用情勢が続くなど、デフレ終結に向けた経済の基盤は未だ脆弱である。</p> <p>こうした中、内外金利差の縮小等から、円ドル・レートが8月には1995年4月以来15年振りの水準を記録するなど急速な円高が進行している。円高には、輸入価格の低下による企業収益の増加要因となるほか、国内投資家・消費者の購買力の増加につながる等のメリットもある一方で、円高の進行・長期化は、外需の減少、設備投資や雇用の停滞、さらには企業の海外移転等を通じて、経済成長の下押し要因となる。また、海外経済は、減速懸念が強まっている。</p> <p>このような円高や海外経済の減速懸念等が我が国景気の大きな下振れリスクとなっている。</p> <p>II. 「3段階」の対応について</p>
---	------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>ステップ3 平成23年度の対応—新成長戦略の本格実施 (2) 雇用促進等のための企業減税(抜粋)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新成長戦略の実現、特に、「雇用」を機軸とした経済成長を推進する。</li> <li>・企業の環境関連の設備投資・技術開発等を推進するための税制上の措置を講ずる。</li> </ul>																
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 食料の安定供給の確保</p> <p>[政策分野] 食品産業の持続的な発展</p>																
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率について、前年の(53.1ポイント)と比較して5%ポイント程度向上させることを目指す(2年間で10%ポイント向上)。 (総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 22年度において、減税額として69億円適用があり、中小企業における大規模食品製造業の競争力を確保し、また衛生管理システムの導入等にも寄与。</p>																
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>農林水産関連中小企業において、継続して利用されている。 本措置は、青色申告を行う中小企業者を対象としており、特定の者に偏っていない。また、過去4年平均で約9,397件の利用があり、僅少でもない。</p> <p>(単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度 (実績)</th> <th>20年度 (実績)</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>9,740</td> <td>9,199</td> <td>9,251</td> <td>9,397</td> <td>9,397</td> <td>9,397</td> <td>9,397</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)適用件数は、工業統計(経済産業省)における食品製造業の事業所数(全事業者-300人以上事業所)のうち、2割を適用件数として推計している。</p>		19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	適用数	9,740	9,199	9,251	9,397	9,397	9,397	9,397
	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)											
適用数	9,740	9,199	9,251	9,397	9,397	9,397	9,397											

	②: 減収額	<p>農林水産関連中小企業において、継続した利用実績がある。</p> <p>(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度 (実績)</th> <th>20年度 (実績)</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税額</td> <td>13,491</td> <td>8,186</td> <td>6,470</td> <td>6,879</td> <td>6,879</td> <td>6,879</td> <td>6,879</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照</p>		19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	減税額	13,491	8,186	6,470	6,879	6,879	6,879	6,879
	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)											
減税額	13,491	8,186	6,470	6,879	6,879	6,879	6,879											
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成19年度~平成25年度) 農林水産関連中小企業が設備投資を行うに当たって、継続的な利用がなされ、大規模食品製造業の競争力を確保や衛生管理システムの導入等にも寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成19年度~平成25年度)</p> <p>(単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>19年 (実績)</th> <th>20年 (実績)</th> <th>21年 (実績)</th> <th>22年 (実績)</th> <th>23年 (見込)</th> <th>24年 (見込)</th> <th>25年 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備投資対 キャッシュ フロー比率</td> <td>71.8</td> <td>70.8</td> <td>58.8</td> <td>53.1</td> <td>53.1</td> <td>58.1</td> <td>63.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中小企業全体指数 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成24年度~平成25年度) 経済全体として設備投資の手控え傾向が引き続きある中において、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業の支援をやめることによって、中小企業の競争力が低下し、経営が成り立たなくなる企業が増加し、我が国経済の成長力の維持が困難となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成19年~25年) 本特例措置の利用状況を調査(全体回答数5,500社)した結果、本特例措置を利用した企業の約5割の企業において、「本特例措置が設備投資の決定に影響した」(H21.6 中小企業庁アンケート調査)と回答しており、本特例措置には投資促進効果がある。</p> <p>また、上記アンケート結果を用いて(具体的には利用者の半数が当該措置にインセンティブがあったとし、投資額の半額を用いて経済波及効果を算出。また、減収額は全額計上している)本特例措置の適用実績(減収額)に対する経済波及効果を試算すると以下の表のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。</p> <p>(例)平成22年度の経済波及効果 330,026百万円が設備投資額であるが、経済波及効果を算出した際に使用した投資額は半額の165,013百万円、産業連関表を使用して経済波及効果を算出している。</p>	年	19年 (実績)	20年 (実績)	21年 (実績)	22年 (実績)	23年 (見込)	24年 (見込)	25年 (見込)	設備投資対 キャッシュ フロー比率	71.8	70.8	58.8	53.1	53.1	58.1	63.1
年	19年 (実績)	20年 (実績)	21年 (実績)	22年 (実績)	23年 (見込)	24年 (見込)	25年 (見込)											
設備投資対 キャッシュ フロー比率	71.8	70.8	58.8	53.1	53.1	58.1	63.1											

別添1

		設備投資に係る減収額及び経済波及効果						
		(単位：百万円)						
		19年 (実績)	20年 (実績)	21年 (実績)	22年 (見込)	23年 (見込)	24年 (見込)	25年 (見込)
	減収額	17,165	11,482	9,101	9,673	9,673	9,673	9,673
	投資額 (半額)	204,898	193,425	155,513	165,013	165,013	165,013	165,013
	経済波及効果	532,676	502,848	404,288	428,985	428,985	428,985	428,985
	※ 租税特別措置を受けないで投資することも可能な中、租税特別措置が適用されることを勘案すれば、設備投資の理由の一つに、この租税特別措置があると考えることが妥当。したがって当該租税特別措置を適用して設備投資を行っているものについては、当該租税特別措置がインセンティブになっているとして計算。							
	※ 経済波及効果については、中小企業庁からのデータに基づき投資額を算出し「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用して算出。							
	※ 消費転換係数は0.73で算出							
	※ 経済波及効果は2次効果まで算定							
	※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照							
	※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。							
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、青色申告を行う中小企業者を対象としており、他の措置のような細やかな条件付与がなされていないため、事業者の迅速な設備導入に対応できる。従って、設備投資促進に大きなインセンティブが働く。					
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。					
		③: 地方公共団体が協力する相当性	農林水産関係、特に食品産業は、中小企業が大宗を占めている。それら企業の設備投資を促進することは、地方の経済活動の活性化等に貢献する。					
10	有識者の見解	(農林水産省政策評価第三者委員会意見) 特別償却による減収は、経費の前倒しに過ぎないため是認できる。						
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—						

[中小企業投資促進税制：所得税・法人税：特別償却・税額控除]

中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除(食品企業者関係)の2年延長	平成24年度減税見込額 6,879百万円
------------------------------------------------	-------------------------

(根拠条項：措法10の3、42の6、68の11)

1. 減税見込額等の積算

【平成22年度見込額】

ア 特別償却減税見込額 = 2,129,191百万円 × 3/4 × 30% × 30% × 22.5% × 15.5% = 5,012百万円①  
(投資促進税制対象設備取得額) (特償率) (法人税率) (黒字率※1) (農林水産関連業種割合※2)

イ 税額控除減税見込額 = (2,129,191百万円 × 1/4 + 232,416百万円) × 7% × 22.5%  
(投資促進税制対象設備取得額) (税額控除選択率) (リースによる取得分) (控除率) (黒字率)  
× 15.5% = 1,867百万円②  
(農林水産関連業種割合)

5,012百万円 ① + 1,867百万円 ② = 6,879百万円

【平成23年度から平成25年度までの見込額】

平成23年度から平成25年度までの見込については、平成22年度と同様とする。

※1 黒字率：税務統計から見た法人企業の実態における食料品製造業(1億円以下)から算出

※2 業種割合：「工業統計表」から算出

2. 適用実績及び適用見込み

区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)
対象者数	48,702	45,993	46,254	46,983	46,983	46,983	46,983
適用件数	9,740	9,199	9,251	9,397	9,397	9,397	9,397
減税見込額 (百万円)	13,491	8,186	6,470	6,879	6,879	6,879	6,879

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度	食品機械・同装置 (204,898)		
20年度	食品機械・同装置 (193,425)		
21年度	食品機械・同装置 (155,513)		
22年度	食品機械・同装置 (165,013)		
23年度	食品機械・同装置 (165,013)		
24年度	食品機械・同装置 (165,013)		
25年度	食品機械・同装置 (165,013)		
26年度			
27年度			
28年度			

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（食品企業者関係）	府省名	農林水産省
税目	法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率について、平成 23 年度の 53.1% から 10%ポイント向上して 25 年度で 63.1%」は、本租税特別措置等の適用対象（食品産業）以外を含む中小企業全体の目標であり、また、当該測定指標は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないことの説明について疑問がある。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、19 年度 9,740 件、20 年度 9,199 件、21 年度 9,251 件、22 年度 9,397 件と説明されているが、本租税特別措置等が適用される事業者の全体数からみて想定外に僅少でないことの説明に疑問がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]
- ⑫ 減収額の実績（19 年度 3,674 百万円、20 年度 3,296 百万円、21 年度 2,631 百万円、22 年度 2,794 百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。
- また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
- ⑩ 達成目標の実現状況について、課題のある測定指標（(1) 参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
- [将来の見込み]
- ⑬ 減収額と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、本租税特別措置等の効果の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果に疑問がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
- ⑨ 減収額の将来予測について、22 年度と同額と見込んでいるが、達成目標において設備投資対キャッシュフロー比率の向上を見込んでいることとの整合性が不明であり、減収額の見込みに疑問がある。
- ⑪ 達成目標の実現状況について、25 年度に達成すると説明しているが、24、25 両年度における適用数及び減収額の見込みが 22 年度と同等とされており、また、課題のある測定指標（(1) 参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に疑問がある。
- 2 その他
- ⑯ 政策目的に対し、達成目標の実現がどのように寄与するのかが説明されておらず、両者の因果関係が不明である。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 本評価書は、税収減を是認するような効果の有無について、「中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長」の対象である事業者のうち、食品企業者関係等を抜き出して評価しているものである。

#### 【点検結果表の別紙】

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
前回要望時の達成目標については、定性的に記述しており、貴省が求められているような「達成したかどうか」について、判断根拠が無く、今回はあえて明示することを見送ったものである。  
なお、今回から評価するに当たり、達成目標の定量化が求められており、達成目標を「所期の目標」の趣旨を変更しないで定量化を行ったところ。（評価書に記入）
- ⑤ 適用数等の実績把握（評価書中8①《租税特別措置等の適用数等》欄への補足説明）  
本税制措置の利用状況についてのアンケート調査（中小企業庁の委託事業の一環として平成20年6月に実施。全体の回答数は約4,000事業者）で、全回答事業者数ベースで約2割の利用率となっていることから、2割を適用件数と推計している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（食品企業者関係）（地方税19）（法人住民税・事業税：義）
2	要望の内容	<p>中小企業投資促進税制の適用期限を延長する。</p> <p>[現行制度の概要]</p> <p>(1) 適用対象者：中小企業者、事業協同組合等</p> <p>(2) 対象設備の取得価額：                  ・機械及び装置（取得価額が160万円以上）                  ・特定の器具及び備品（1台の取得価額が120万円以上）                  ・一定のソフトウェア（1のソフトウェアの取得価額が70万円以上）等</p> <p>(3) 特例措置：取得の場合は30%の特別償却又は7%の税額控除（ただし、資本等の金額が3千万円以下の中小企業等に適用）との選択</p>
3	担当部局	食料産業局企画課
4	評価実施時期	平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>中小企業投資促進税制創設（平成10年4月総合経済対策）</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備の拡充                  [普通自動車：車両総重量8t以上→3.5t以上]</p> <p>平成12年度 1年間の延長                  [平成13年5月までの適用期限の延長]</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長                  [平成14年3月までの適用期限の延長]</p> <p>平成14年度 2年間の延長                  [平成16年3月までの適用期限の延長、対象設備の取得価額の引下げ]                  取得：230万円以上→160万円以上                  リース：300万円以上→210万円以上</p> <p>平成16年度 2年間の延長                  [平成18年3月までの適用期限の延長、対象設備（器具・備品）の取得価額の引上げ]                  取得：100万円以上→120万円以上                  リース：140万円以上→160万円以上</p> <p>平成18年度 2年間の延長                  [平成20年3月までの適用期限の延長、対象資産に一定のソフトウェア、デジタル複合機を追加し、電子計算機以外の器具・備品を除外]</p> <p>平成20年度 2年間の延長</p> <p>平成22年度 2年間の延長</p>
6	適用又は延長期間	平成24年4月～平成26年3月

7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  農林水産関連中小企業は、大企業に比べ設備投資の資金繰りについて厳しい状況にある。</p> <p>一方で、食の安全・安心に対する消費者の関心が高まっており、中小食品製造業においては、衛生管理システムの導入等の取組が急務となっている。また、大規模食品製造業との競争力を確保するため、特色ある新商品開発等を行い、製品の高付加価値化を図ることも不可欠となっている。</p> <p>このようなことから、本税制措置をもって設備投資を促進することにより、日本経済の担い手である農林水産関連中小企業の成長を実現することを目的とする。……《政策目的の根拠》</p> <p>創設当初は、総合経済対策（平成10年4月経済対策閣僚会議）の一環として、投資減税の特例として措置されていた。</p> <p>「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月閣議決定）において、円高や海外経済の減速等による景気の下振れリスクとして、設備投資の停滞が経済成長の下押し要因とされており、雇用促進等の観点から、設備投資を推進するための税制上の措置を講ずることとされている。</p> <p>「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月閣議決定）（抜粋）</p> <p>新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策                  ～円高、デフレへの緊急対応～</p> <p>I. 基本的な考え方</p> <p>1. 当面の目標と現状認識                  （円高や海外経済の減速等による景気の下振れリスク）</p> <p>我が国経済は、アジアを中心とした外需や「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）をはじめとする政策の下支え効果等により、持ち直してきたものの、依然として厳しい状況にある。特に、新卒者・若年者の雇用状況は厳しく、また、多くの地域で厳しい雇用情勢が続くなど、デフレ終結に向けた経済の基盤は未だ脆弱である。</p> <p>こうした中、内外金利差の縮小等から、円ドル・レートが8月には1995年4月以来15年振りの水準を記録するなど急速な円高が進行している。円高には、輸入価格の低下による企業収益の増加要因となるほか、国内投資家・消費者の購買力の増加につながる等のメリットもある一方で、円高の進行・長期化は、外需の減少、設備投資や雇用の停滞、さらには企業の海外移転等を通じて、経済成長の下押し要因となる。また、海外経済は、減速懸念が強まっている。</p> <p>このような円高や海外経済の減速懸念等が我が国景気の大きな下振れリスクとなっている。</p> <p>II. 「3段階」の対応について</p>
---	------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>ステップ3 平成23年度の対応—新成長戦略の本格実施 (2) 雇用促進等のための企業減税(抜粋)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新成長戦略の実現、特に、「雇用」を機軸とした経済成長を推進する。</li> <li>・企業の環境関連の設備投資・技術開発等を推進するための税制上の措置を講ずる。</li> </ul>																
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 食料の安定供給の確保</p> <p>[政策分野] 食品産業の持続的な発展</p>																
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率について、前年の(53.1ポイント)と比較して5%ポイント程度向上させることを目指す(2年間で10%ポイント向上)。 (総務省ガイドライン等の要請により、初期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 22年度において、減税額として28億円適用があり、中小企業における大規模食品製造業の競争力を確保し、また衛生管理システムの導入等にも寄与。</p>																
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>農林水産関連中小企業において、継続して利用されている。 本措置は、青色申告を行う中小企業者を対象としており、特定の者に偏っていない。また、過去4年平均で約9,397件の利用があり、僅少でもない。</p> <p>(単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度 (実績)</th> <th>20年度 (実績)</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>9,740</td> <td>9,199</td> <td>9,251</td> <td>9,397</td> <td>9,397</td> <td>9,397</td> <td>9,397</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 適用件数は、工業統計(経済産業省)における食品品製造業の事業所数(全事業所-300人以上事業所)のうち、2割を適用件数として推計している。</p>		19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	適用数	9,740	9,199	9,251	9,397	9,397	9,397	9,397
	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)											
適用数	9,740	9,199	9,251	9,397	9,397	9,397	9,397											

	②: 減収額	<p>農林水産関連中小企業において、継続した利用実績がある。</p> <p>(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度 (実績)</th> <th>20年度 (実績)</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税額</td> <td>3,674</td> <td>3,296</td> <td>2,631</td> <td>2,794</td> <td>2,794</td> <td>2,794</td> <td>2,794</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照</p>		19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	減税額	3,674	3,296	2,631	2,794	2,794	2,794	2,794
	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)											
減税額	3,674	3,296	2,631	2,794	2,794	2,794	2,794											
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成19年度~平成25年度) 農林水産関連中小企業が設備投資を行うに当たって、継続的な利用がなされ、大規模食品製造業の競争力を確保や衛生管理システムの導入等にも寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成19年度~平成25年度)</p> <p>(単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>19年 (実績)</th> <th>20年 (実績)</th> <th>21年 (実績)</th> <th>22年 (実績)</th> <th>23年 (見込)</th> <th>24年 (見込)</th> <th>25年 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備投資対 キャッシュ フロー比率</td> <td>71.8</td> <td>70.8</td> <td>58.8</td> <td>53.1</td> <td>53.1</td> <td>58.1</td> <td>63.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中小企業全体指数 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成24年度~平成25年度) 経済全体として設備投資の手控え傾向が引き続きある中において、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業の支援をやめることにより、中小企業の競争力が低下し、経営が成り立たなくなる企業が増加し、我が国経済の成長力の維持が困難となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成19年~25年) 本特例措置の利用状況を調査(全体回答数5,500社)した結果、本特例措置を利用した企業の約5割の企業において、「本特例措置が設備投資の決定に影響した」(H21.6 中小企業庁アンケート調査)と回答しており、本特例措置には投資促進効果がある。</p> <p>また、上記アンケート結果を用いて(具体的には利用者の半数が当該措置にインセンティブがあったとし、投資額の半額を用いて経済波及効果を算出。また、減収額は全額計上している)本特例措置の適用実績(減収額)に対する経済波及効果を試算すると以下の表のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。</p> <p>(例)平成22年度の経済波及効果 330,026百万円が設備投資額であるが、経済波及効果を算出した際に使用した投資額は半額の165,013百万円、産業連関表を使用して経済波及効果を算出している。</p>	年	19年 (実績)	20年 (実績)	21年 (実績)	22年 (実績)	23年 (見込)	24年 (見込)	25年 (見込)	設備投資対 キャッシュ フロー比率	71.8	70.8	58.8	53.1	53.1	58.1	63.1
年	19年 (実績)	20年 (実績)	21年 (実績)	22年 (実績)	23年 (見込)	24年 (見込)	25年 (見込)											
設備投資対 キャッシュ フロー比率	71.8	70.8	58.8	53.1	53.1	58.1	63.1											

別添1

		設備投資に係る減収額及び経済波及効果 (単位: 百万円)						
		19年 (実績)	20年 (実績)	21年 (実績)	22年 (見込)	23年 (見込)	24年 (見込)	25年 (見込)
		減収額	17,165	11,482	9,101	9,673	9,673	9,673
		投資額 (半額)	204,898	193,425	155,513	165,013	165,013	165,013
		経済波及効果	532,676	502,848	404,288	428,985	428,985	428,985
		<p>※ 租税特別措置を受けないで投資することも可能な中、租税特別措置が適用されることを勘案すれば、設備投資の理由の一つに、この租税特別措置があると考えることが妥当。したがって当該租税特別措置を適用して設備投資を行っているものについては、当該租税特別措置がインセンティブになっているとして計算。</p> <p>※ 経済波及効果については、中小企業庁からのデータに基づき投資額を算出し「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用して算出。</p> <p>※ 消費転換係数は0.73で算出</p> <p>※ 経済波及効果は2次効果まで算定</p> <p>※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照</p> <p>※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。</p>						
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、青色申告を行う中小企業者を対象としており、他の措置のような細やかな条件付与がなされていないため、事業者の迅速な設備導入に対応できる。従って、設備投資促進に大きなインセンティブが働く。					
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。					
		③: 地方公共団体が協力する相当性	農林水産関係、特に食品産業は、中小企業が大宗を占めている。それら企業の設備投資を促進することは、地方の経済活動の活性化等に貢献する。					
10	有識者の見解	(農林水産省政策評価第三者委員会意見) 特別償却による減収は、経費の前倒しに過ぎないため是認できる。						
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—						

[中小企業投資促進税制: 個人住民税・法人住民税・事業税: 特別償却・税額控除]

中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除(食品企業者関係)の2年延長	平成24年度減税見込額 2,794百万円
------------------------------------------------	-------------------------

(根拠条項: 措法10の3、42の6、68の11、地法第23、72、292)

1. 減税見込額積算

【平成22年度見込額】

○法人事業税

(投資促進税制対象設備取得額) (特償選択率) (特償率) (事業税率) (黒字率①) (農林水産関連業種割合②)

特別償却減税見込額 = 2,129,191百万円 × 3/4 × 30% × 9.6% × 22.5% × 15.5% = 1,604百万円①

○法人住民税

(投資促進税制対象設備取得額) (特償選択率) (特償率) (法人税率) (黒字率) (農林水産関連業種割合) (住民税率)

ア 特別償却減税見込額 = 2,129,191百万円 × 3/4 × 30% × 30% × 22.5% × 15.5% × 17.3% = 867百万円②

(投資促進税制対象設備取得額) (リースによる取得分) (控除率) (黒字率)

イ 税額控除減税見込額 = (2,129,191百万円 × 1/4 + 232,416百万円) × 7% × 22.5% × 15.5% × 17.3% = 323百万円③

○減税見込額

① 1,604百万円 + ② 867百万円 + ③ 323百万円 = 2,794百万円

【平成23年度から平成25年度までの見込額】

平成23年度から平成25年度までの見込については、平成22年度と同様とする。

※1 黒字率: 税務統計から見た法人企業の実態における食料品製造業(1億円以下)から算出

※2 業種割合: 「工業統計表」から算出

2. 適用実績及び適用見込み

区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)
対象者数	48,702	45,993	46,254	46,983	46,983	46,983	46,983
適用件数	9,740	9,199	9,251	9,397	9,397	9,397	9,397
減税見込額 (百万円)	3,674	3,296	2,631	2,794	2,794	2,794	2,794

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度	食品機械・同装置 (204,898)		
20年度	食品機械・同装置 (193,425)		
21年度	食品機械・同装置 (155,513)		
22年度	食品機械・同装置 (165,013)		
23年度	食品機械・同装置 (165,013)		
24年度	食品機械・同装置 (165,013)		
25年度	食品機械・同装置 (165,013)		
26年度			
27年度			
28年度			

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（農業者関係）	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「160 万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値を維持」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である（【点検結果表の別紙】④参照）。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績（19 年度 386 百万円、20 年度 381 百万円、21 年度 389 百万円、22 年度 377 百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込み（24、25 両年度 377 百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、25 年度に達成すると説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に疑問がある。

注 1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注 2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

注 3 本評価書は、税収減を是認するような効果の有無等について、「中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除」の対象である事業者のうち、農業者関係等を抜き出して評価しているものである。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
 前回要望時の達成目標について、定性的に記述しており、貴省が求められているような「達成したかどうか」について、判断根拠が無く、今回はあえて明示することを見送ったものである。  
 なお、今回から評価するに当たり、達成目標の定量化が求められており、達成目標を「所期の目標」の趣旨を変更しないで定量化を行ったところ。（評価書に記入）
- ④ 測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等の達成目標及び測定指標》欄への補足説明）  
 平成20年以降、国税庁「統計年報」での青色申告を行う農家数の把握ができなくなったため、販売農家数を使用して達成目標の測定指標を設定している。販売農家には青色申告を行う農家以外も含まれているが、達成目標を指数化するために使用しているだけであり、設定方法に問題はないと考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（農業者関係）（国税13）（所得税、法人税：義）
2	要望の内容	<p>農業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額の特別控除（7%）の2年延長。</p> <p>【制度の概要】</p> <p>（1）適用対象者：青色申告を行う農業者等</p> <p>（2）対象設備の取得価額：                  ・機械及び装置（1台の取得価額が160万円以上）                  ・特定の器具及び備品（1台の取得価額が120万円以上）                  ・一定のソフトウェア（1つの取得価額が70万円以上）等</p> <p>（3）特例措置：青色申告を行う農業者等が上記機械等を取得し、農業の用に供した場合には、初年度にその取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（但し、資本金3,000万円以下）の選択適用が認められる。</p>
3	担当部局	生産局農産部技術普及課
4	評価実施時期	平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度 「総合経済対策（平成10年4月）」に伴う措置として創設。</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備の拡充                  [普通自動車：車両重量8t以上→3.5t以上]</p> <p>平成12年度 1年間の延長                  [平成13年5月までの適用期限の延長]</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長                  [平成14年3月までの適用期限の延長]</p> <p>平成14年度 2年間の延長                  [対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ]                  取得：230万円以上→160万円以上                  リース：300万円以上→210万円以上</p> <p>平成16年度 2年間の延長                  [対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ]                  取得：100万円以上→120万円以上                  リース：140万円以上→160万円以上</p> <p>平成18年度 2年間の延長                  [対象資産に一定のソフトウェア、デジタル複合機を追加し、電子計算機以外の器具・備品を除外]</p> <p>平成20年度 2年間の延長                  平成22年度 2年間の延長</p>
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  中小規模の農業者がほぼ全体である農業では、生産性の向上等により</p>

		<p>経営体質を強化していくことが必要不可欠。また、農業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業や観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。</p> <p>このため、生産性の向上に資する高性能な農業機械等の導入（機械化等投資）を加速し、農業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保することが目的。</p> <p>《政策目的の根拠》          食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）          食料・農業・農村基本法第2条の3において、「食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない」とされている。</p>																																
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標]          食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標]          食料の安定供給の確保</p> <p>[政策分野]          国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化</p>																																
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》          平成25年度における160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値：(86,463円(平成22年度実績))を指数として基準値とし、これを維持すること。          (総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。)          ※上記基準値の算出根拠は以下のとおり。          160万円以上の農業機械出荷額 141,039百万円 ÷ 販売農家数 1631千戸 = 86,463円</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》          販売農家1戸当たりの160万円以上の農業機械取得額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          高性能な農業機械の導入による労働時間の低減により、農業の生産性向上を図り、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保することができる。</p>																																
8	有効性等	<p>① 適用数等 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19年度(実績)</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H21年度(実績)</th> <th>H22年度(実績)</th> <th>H23年度(見込み)</th> <th>H24年度(見込み)</th> <th>H25年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>3,056</td> <td>2,985</td> <td>2,689</td> <td>2,670</td> <td>2,670</td> <td>2,670</td> <td>2,670</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照          本税制措置は、青色申告を行う全ての農業者を対象としており、特定の者に偏った利用とはなっていない。また、毎年2,500件を超える適用があり、僅少でもない。          想定適用数 2,985件(前回要望時に想定した件数(2年平均))</p> <p>② 減収額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19年度(実績)</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H21年度(実績)</th> <th>H22年度(実績)</th> <th>H23年度(見込み)</th> <th>H24年度(見込み)</th> <th>H25年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>386</td> <td>381</td> <td>389</td> <td>377</td> <td>377</td> <td>377</td> <td>377</td> </tr> </tbody> </table>		H19年度(実績)	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(実績)	H23年度(見込み)	H24年度(見込み)	H25年度(見込み)	適用件数	3,056	2,985	2,689	2,670	2,670	2,670	2,670		H19年度(実績)	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(実績)	H23年度(見込み)	H24年度(見込み)	H25年度(見込み)	減収額	386	381	389	377	377	377	377
	H19年度(実績)	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(実績)	H23年度(見込み)	H24年度(見込み)	H25年度(見込み)																											
適用件数	3,056	2,985	2,689	2,670	2,670	2,670	2,670																											
	H19年度(実績)	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(実績)	H23年度(見込み)	H24年度(見込み)	H25年度(見込み)																											
減収額	386	381	389	377	377	377	377																											

		※算定根拠は別添1参照																																																
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度)          農業者の経営が厳しい状況においても、高性能な農業機械の導入が確保されており、農業の生産性向上等に効果を上げている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度)          下表のとおり、160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値は推移しており、本特例措置は高性能な農業機械の導入に効果を上げている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19(実績)</th> <th>H20(実績)</th> <th>H21(実績)</th> <th>H22(実績)</th> <th>H23(見込)</th> <th>H24(見込)</th> <th>H25(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値(指数)</td> <td>79.766</td> <td>81.545</td> <td>85.098</td> <td>86.463</td> <td>86.463</td> <td>86.463</td> <td>86.463</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成25年度)          本税制措置が延長されない場合、農業者は投資余力が小さいことから、高性能な農業機械等の導入(機械化等投資)が減退し、農業の生産性向上が阻害され、農業者の経営安定及び農産物の安定供給の確保に支障をきたす。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度)          生産性向上をもたらす高性能な農業機械等は初期投資額が大きいため、本税制措置による初期投資額の軽減等は農業者による機械化等投資の促進に大きなインセンティブとなり、農業の生産性向上に大きく寄与する。</p> <p>本税制措置の利用状況を調査(全体回答数約5,500社)した結果、本特例措置を利用した企業の約5割の企業において、「本特例措置が設備投資の決定に影響した」(H21年6月中小企業庁アンケート調査)と回答しており、本特例措置には投資促進効果がある。</p> <p>また、上記アンケート調査結果を用いて(利用者の半数が当該措置にインセンティブがあったとし、投資額の半額を用いて経済波及効果を算出。減収額は全額計上)本特例措置の適用実績(減収額)に対する経済波及効果を試算したところ、以下の表のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。</p> <p>上記の考え方を踏まえ、経済波及効果について、算出したところ、以下の表のとおり。</p> <p>[経済効果の算出方法]          141,039百万円(160万円以上の国内向け農業機械出荷額) × 3.81% (全販売農家に占める青色申告を行った販売農家の割合) = 5,380百万円を設備投資額とし、経済波及効果を算出した際に使用した投資額をその半額の2,690百万円とした上で、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19年度(実績)</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H21年度(実績)</th> <th>H22年度(実績)</th> <th>H23年度(見込み)</th> <th>H24年度(見込み)</th> <th>H25年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>453</td> <td>447</td> <td>456</td> <td>442</td> <td>442</td> <td>442</td> <td>442</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>2,759</td> <td>2,722</td> <td>2,777</td> <td>2,690</td> <td>2,690</td> <td>2,690</td> <td>2,690</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>7,276</td> <td>7,180</td> <td>7,325</td> <td>7,095</td> <td>7,095</td> <td>7,095</td> <td>7,095</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H19(実績)	H20(実績)	H21(実績)	H22(実績)	H23(見込)	H24(見込)	H25(見込)	160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値(指数)	79.766	81.545	85.098	86.463	86.463	86.463	86.463		H19年度(実績)	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(実績)	H23年度(見込み)	H24年度(見込み)	H25年度(見込み)	減収額	453	447	456	442	442	442	442	投資額	2,759	2,722	2,777	2,690	2,690	2,690	2,690	経済波及効果	7,276	7,180	7,325	7,095	7,095	7,095	7,095
年度	H19(実績)	H20(実績)	H21(実績)	H22(実績)	H23(見込)	H24(見込)	H25(見込)																																											
160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値(指数)	79.766	81.545	85.098	86.463	86.463	86.463	86.463																																											
	H19年度(実績)	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(実績)	H23年度(見込み)	H24年度(見込み)	H25年度(見込み)																																											
減収額	453	447	456	442	442	442	442																																											
投資額	2,759	2,722	2,777	2,690	2,690	2,690	2,690																																											
経済波及効果	7,276	7,180	7,325	7,095	7,095	7,095	7,095																																											

		<p>※経済波及効果の算出には、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用。</p> <p>※消費転換係数0.73で算出。</p> <p>※経済波及効果は2次効果まで算定。</p> <p>※経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。</p> <p>※投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>農業者による高性能な農業機械等に対する投資(機械化投資)を促進し、農業の生産性向上の底上げを図るためには、対象とする農業者や農業機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者を幅広く支援できる税制措置が政策手段として妥当。</p> <p>また、農業においては、水稻、園芸等の作物の品種が多数あり、農業者の資金状況や作物の品種毎の業況に機械化等投資が左右されるため、対象者、対象設備等が限定される補助金や財投融資とは異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>関連する措置として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農畜産業機械等リース支援事業</li> <li>・経営体育成支援事業</li> <li>・多様な農業者向け制度金融</li> </ul> <p>等があるが、本税制措置と同一の目的及び対象要件で交付される補助金等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。</p> <p>機械化等投資等の農業の生産性向上に係る政策支援については、関係する補助金、交付金、金融等の措置と一体的に講じることにより、政策効果の拡大を図る。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、高性能な農業機械に対する投資を行う意欲と能力のある農業者を支援することは、食品産業や観光業等をも含めた地域経済の活性化に貢献するため。</p>
10	有識者の見解	(農林水産省政策評価第三者委員会意見)
		特別償却による減収は、経費の前倒しに過ぎないため是認できる。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

○減税見込額積算資料(国税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 減税対象機械設備 = 141,039百万円(平成22年度)

【算出例】トラクターの場合

$$33,121 \text{ 台 (国内向け出荷台数)} \div 145,590 \text{ 台 (20馬力以上のトラクターの出荷台数)} \\ \times 212,890 \text{ 百万円 (20馬力以上のトラクターの出荷額)} = 48,431 \text{ 百万円}$$

○上記の算出例に沿って算出した主要農業機械(160万円以上)の合計額

$$48,431 \text{ 百万円 (トラクター)} + 15,724 \text{ 百万円 (田植機)} + 73,762 \text{ 百万円 (コンバイン)} \\ + 3,122 \text{ 百万円 (ステートプレー)} = 141,039 \text{ 百万円}$$

(注) 「農業機械出荷額」及び「農業機械出荷台数」は、団体からの聞き取り等を基に試算した。また、当税制の対象である160万円以上と想定される主要農業機械をトラクター(20馬力以上)、田植機(5条以上)、コンバイン及びステートプレーとした。

(2) 減税見込額(平成22年度実績推計)・・・所得控除から試算

$$141,039 \text{ 百万円 (減税対象機械設備取得価額)} \times 0.0381 \text{ (青色申告により所得税を納税している農業所得者率)} \times 7\% \text{ (税額控除率)} = 37,700 \text{ 百万円}$$

$$H19 \text{ 青色申告所得納税者数 (農業所得者)} \div \text{販売農家数} \\ 74,901 \text{ 人} \div 1,963,424 \text{ 人} = 0.0381$$

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

国税庁「統計年報」、農林水産省「2005農林業センサス」

2. 適用実績及び適用見込み

区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)
対象数	80,111	78,259	70,495	70,003	70,003	70,003	70,003
適用件数	3,056	2,985	2,689	2,670	2,670	2,670	2,670
減税見込額	386	381	389	377	377	377	377

注) 1 対象数は、減税対象機械設備の出荷台数である。

2 適用件数は、(対象者数) × (青色申告により所得税を納税している農業所得者率) で推計。

3 平成23年度以降については、平成22年度の推計値と同数とした。

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度	農業用機械 (2,241)	商業 (486)	運輸 (31)
20年度	農業用機械 (2,212)	商業 (480)	運輸 (30)
21年度	農業用機械 (2,257)	商業 (489)	運輸 (31)
22年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
23年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
24年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
25年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
26年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
27年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
28年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（農業者関係）	府省名	農林水産省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「160 万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値を維持」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である（【点検結果表の別紙】④参照）。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績（19 年度 67 百万円、20 年度 66 百万円、21 年度 67 百万円、22 年度 65 百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込み（24、25 両年度 65 百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、25 年度に達成すると説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 本評価書は、税収減を是認するような効果の有無等について、「中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長」の対象である事業者のうち、農業者関係等を抜き出して評価しているものである。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
 前回要望時の達成目標について、定性的に記述しており、貴省が求められているような「達成したかどうか」について、判断根拠が無く、今回はあえて明示することを見送ったものである。  
 なお、今回から評価するに当たり、達成目標の定量化が求められており、達成目標を「所期の目標」の趣旨を変更しないで定量化を行ったところ。（評価書に記入）
- ④ 測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等の達成目標及び測定指標》欄への補足説明）  
 平成20年以降、国税庁「統計年報」での青色申告を行う農家数の把握ができなくなったため、販売農家数を使用して達成目標の測定指標を設定している。販売農家には青色申告を行う農家以外も含まれているが、達成目標を指数化するために使用しているだけであり、設定方法に問題はないと考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長(地方税16)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>農業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額の特別控除（7%）の2年延長。</p> <p>【制度の概要】</p> <p>(1) 適用対象者：青色申告を行う農業者等</p> <p>(2) 対象設備の取得価額：                  ・機械及び装置（1台の取得価額が160万円以上）                  ・特定の器具及び備品（1台の取得価額が120万円以上）                  ・一定のソフトウェア（1つの取得価額が70万円以上）                  等</p> <p>(3) 特例措置：青色申告を行う農業者等が上記機械等を取得し、農業の用に供した場合には、初年度にその取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（但し、資本金3,000万円以下）の選択適用が認められる。</p>
3	担当部局	生産局農産部技術普及課
4	評価実施時期	平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度 「総合経済対策(平成10年4月)」に伴う措置として創設。</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備の拡充                  [普通自動車:車両重量8t以上→3.5t以上]</p> <p>平成12年度 1年間の延長                  [平成13年5月までの適用期限の延長]</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長                  [平成14年3月までの適用期限の延長]</p> <p>平成14年度 2年間の延長                  [対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ]                  取得:230万円以上→160万円以上                  リース:300万円以上→210万円以上</p> <p>平成16年度 2年間の延長                  [対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ]                  取得:100万円以上→120万円以上                  リース:140万円以上→160万円以上</p> <p>平成18年度 2年間の延長                  [対象資産に一定のソフトウェア、デジタル複合機を追加し、電子計算機以外の器具・備品を除外]</p> <p>平成20年度 2年間の延長</p> <p>平成22年度 2年間の延長</p>
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  中小規模の農業者がほぼ全体である農業では、生産性の向上等により</p>

		根拠	経営体質を強化していくことが必要不可欠。また、農業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業や観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。 このため、生産性の向上に資する高性能な農業機械等の導入(機械化等投資)を加速し、農業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保することが目的。 《政策目的の根拠》 食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号) 食料・農業・農村基本法第2条の3において、「食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない」とされている。																
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 食料の安定供給の確保 [政策分野] 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化																
		③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成25年度における160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値(86,463円(平成22年度実績))を指数として基準値とし、これを維持すること。 (総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。) ※上記基準値の算出根拠は以下のとおり。 160万円以上の農業機械出荷額 141,039百万円÷販売農家数 1631千戸＝86,463円 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 販売農家1戸当たりの160万円以上の農業機械取得額 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 高性能な農業機械の導入による労働時間の低減により、農業の生産性向上を図り、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保することができる。																
8	有効性等	①: 適用数等	(単位:件) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19年度(実績)</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H21年度(実績)</th> <th>H22年度(実績)</th> <th>H23年度(見込み)</th> <th>H24年度(見込み)</th> <th>H25年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>3,056</td> <td>2,985</td> <td>2,689</td> <td>2,670</td> <td>2,670</td> <td>2,670</td> <td>2,670</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照 本税制措置は、青色申告を行う全ての農業者を対象としており、特定の者に偏った利用とはなっていない。また、毎年2,500件を超える適用があり、僅少でもない。 想定適用数 2,985件(前回要望時に想定した件数(2年平均))</p>		H19年度(実績)	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(実績)	H23年度(見込み)	H24年度(見込み)	H25年度(見込み)	適用件数	3,056	2,985	2,689	2,670	2,670	2,670	2,670
	H19年度(実績)	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(実績)	H23年度(見込み)	H24年度(見込み)	H25年度(見込み)												
適用件数	3,056	2,985	2,689	2,670	2,670	2,670	2,670												
		②: 減収額	(単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19年度(実績)</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H21年度(実績)</th> <th>H22年度(実績)</th> <th>H23年度(見込み)</th> <th>H24年度(見込み)</th> <th>H25年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>67</td> <td>66</td> <td>67</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table>		H19年度(実績)	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(実績)	H23年度(見込み)	H24年度(見込み)	H25年度(見込み)	減収額	67	66	67	65	65	65	65
	H19年度(実績)	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(実績)	H23年度(見込み)	H24年度(見込み)	H25年度(見込み)												
減収額	67	66	67	65	65	65	65												

			※算定根拠は別添1参照																																																
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度) 農業者の経営が厳しい状況においても、高性能な農業機械の導入が確保されており、農業の生産性向上等に効果を上げている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度) 下表のとおり、160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値は推移しており、本特例措置は高性能な農業機械の導入に効果を上げている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19(実績)</th> <th>H20(実績)</th> <th>H21(実績)</th> <th>H22(実績)</th> <th>H23(見込)</th> <th>H24(見込)</th> <th>H25(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値(指数化)</td> <td>79.766</td> <td>81.545</td> <td>85.099</td> <td>86.463</td> <td>86.463</td> <td>86.463</td> <td>86.463</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成25年度) 本税制措置が延長されない場合、農業者は投資余力が小さいことから、高性能な農業機械等の導入(機械化等投資)が減退し、農業の生産性向上が阻害され、農業者の経営安定及び農産物の安定供給の確保に支障をきたす。 《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度) 生産性向上をもたらす高性能な農業機械等は初期投資額が大きいため、本税制措置による初期投資額の軽減等は農業者による機械化等投資の促進に大きなインセンティブとなり、農業の生産性向上に大きく寄与する。 本税制措置の利用状況を調査(全体回答数約5,500社)した結果、本特例措置を利用した企業の約5割の企業において、「本特例措置が設備投資の決定に影響した」(H21年6月中小企業庁アンケート調査)と回答しており、本特例措置には投資促進効果がある。 また、上記アンケート調査結果を用いて(利用者の半数が当該措置にインセンティブがあったとし、投資額の半額を用いて経済波及効果を算出。減収額は全額計上)本特例措置の適用実績(減収額)に対する経済波及効果を試算したところ、以下の表のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。 上記の考え方を踏まえ、経済波及効果について、算出したところ、以下の表のとおり。 [経済効果の算出方法] 141,039百万円(160万円以上の国内向け農業機械出荷額)×3.81%(全販売農家に占める青色申告を行った販売農家の割合)=5,380百万円を設備投資額とし、経済波及効果を算出した際に使用した投資額をその半額の2,690百万円とした上で、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。  <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19年度(実績)</th> <th>H20年度(実績)</th> <th>H21年度(実績)</th> <th>H22年度(実績)</th> <th>H23年度(見込み)</th> <th>H24年度(見込み)</th> <th>H25年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>453</td> <td>447</td> <td>456</td> <td>442</td> <td>442</td> <td>442</td> <td>442</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>2,759</td> <td>2,722</td> <td>2,777</td> <td>2,690</td> <td>2,690</td> <td>2,690</td> <td>2,690</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>7,276</td> <td>7,180</td> <td>7,325</td> <td>7,095</td> <td>7,095</td> <td>7,095</td> <td>7,095</td> </tr> </tbody> </table> <p>※経済波及効果の算出には、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心と</p> </p>	年度	H19(実績)	H20(実績)	H21(実績)	H22(実績)	H23(見込)	H24(見込)	H25(見込)	160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値(指数化)	79.766	81.545	85.099	86.463	86.463	86.463	86.463		H19年度(実績)	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(実績)	H23年度(見込み)	H24年度(見込み)	H25年度(見込み)	減収額	453	447	456	442	442	442	442	投資額	2,759	2,722	2,777	2,690	2,690	2,690	2,690	経済波及効果	7,276	7,180	7,325	7,095	7,095	7,095	7,095
年度	H19(実績)	H20(実績)	H21(実績)	H22(実績)	H23(見込)	H24(見込)	H25(見込)																																												
160万円以上の農業機械取得額を販売農家数で規格化した値(指数化)	79.766	81.545	85.099	86.463	86.463	86.463	86.463																																												
	H19年度(実績)	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(実績)	H23年度(見込み)	H24年度(見込み)	H25年度(見込み)																																												
減収額	453	447	456	442	442	442	442																																												
投資額	2,759	2,722	2,777	2,690	2,690	2,690	2,690																																												
経済波及効果	7,276	7,180	7,325	7,095	7,095	7,095	7,095																																												

			<p>した産業連関表(101部門)」を使用。                  ※消費転換係数0.73で算出。                  ※経済波及効果は2次効果まで算定。                  ※経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。                  ※投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>農業者による高性能な農業機械等に対する投資(機械化投資)を促進し、農業の生産性向上の底上げを図るためには、対象とする農業者や農業機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者を幅広く支援できる税制措置が政策手段として妥当。</p> <p>また、農業においては、水稻、園芸等の作物の品種が多数あり、農業者の資金状況や作物の品種毎の業況に機械化等投資が左右されるため、対象者、対象設備等が限定される補助金や財投融資とは異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当。</p> <p>関連する措置として、                  ・農畜産業機械等リース支援事業                  ・経営体育成支援事業                  ・多様な農業者向け制度金融等があるが、本税制措置と同一の目的及び対象要件で交付される補助金等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。                  機械化等投資等の農業の生産性向上に係る政策支援については、関係する補助金、交付金、金融等の措置と一体的に講じることにより、政策効果の拡大を図る。</p> <p>農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、高性能な農業機械に対する投資を行う意欲と能力のある農業者を支援することは、食品産業や観光業等をも含めた地域経済の活性化に貢献するため。</p>
10	有識者の見解		(農林水産省政策評価第三者委員会意見) 特別償却による減収は、経費の前倒しに過ぎないためは認める。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

○減税見込額積算資料(地方税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 減税対象機械設備 = 141,039百万円(平成22年度)

【算出例】トラクターの場合

$$33,121 \text{ 台 (国内向け出荷台数)} \div 145,590 \text{ 台 (20馬力以上のトラクターの出荷台数)} \times 212,890 \text{ 百万円 (20馬力以上のトラクターの出荷額)} = 48,431 \text{ 百万円}$$

○上記の算出例に沿って算出した主要農業機械(160万円以上)の合計額

$$48,431 \text{ 百万円 (トラクター)} + 15,724 \text{ 百万円 (田植機)} + 73,762 \text{ 百万円 (コンバイン)} + 3,122 \text{ 百万円 (ステートスレー)} = 141,039 \text{ 百万円}$$

(注)「農業機械出荷額」及び「農業機械出荷台数」は、団体からの聞き取り等を基に試算した。また、当税制の対象である160万円以上と想定される主要農業機械をトラクター(20馬力以上)、田植機(5条以上)、コンバイン及びステートスレーとした。

(2) 減税見込額(平成22年度実績推計)・・・所得控除から試算

$$141,039 \text{ 百万円 (減税対象機械設備取得価額)} \times 0.0381 \text{ (青色申告により所得税を納税している農業所得者率)} \times 7\% \text{ (税額控除率)} \times 17.3\% \text{ (法人住民税率)} = 6.5 \text{ 百万円}$$

$$H19 \text{ 青色申告所得納税者数 (農業所得者)} \div \text{販売農家数} = 74,901 \text{ 人} \div 1,963,424 \text{ 人} = 0.0381$$

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

国税庁「統計年報」、農林水産省「2005農林業センサス」

2. 適用実績及び適用見込み

区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)
対象者数	80,111	78,259	70,495	70,003	70,003	70,003	70,003
適用件数	3,056	2,985	2,689	2,670	2,670	2,670	2,670
減税見込額	67	66	67	65	65	65	65

注) 1 対象者は、減税対象機械設備の出荷台数である。

2 適用件数は、(対象者) × (青色申告により所得税を納税している農業所得者率) で推計。

3 平成23年度以降については、平成22年度の推計値と同数とした。

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度	農業用機械 (2,241)	商業 (486)	運輸 (31)
20年度	農業用機械 (2,212)	商業 (480)	運輸 (30)
21年度	農業用機械 (2,257)	商業 (489)	運輸 (31)
22年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
23年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
24年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
25年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
26年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
27年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)
28年度	農業用機械 (2,186)	商業 (474)	運輸 (30)



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（森林組合等関係）	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。  
 ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「素材生産の労働生産性の向上」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績（20年度36百万円、21年度102百万円、22年度101百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、設備投資額全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、設備投資額全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑨ 減収額の将来推計について、推計の過程において用いられているデータの時期が明らかでないため、減収額の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、素材生産の労働生産性は、25年度で主伐7.18㎡/人日、間伐5.03㎡/人日と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 本評価書は、税収減を是認するような効果の有無等について、「中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除」の対象である事業者のうち、森林組合等関係等を抜き出して評価しているものである。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
 前回要望時の達成目標については、定性的に記述しており、貴省が求められているような「達成したかどうか」について、判断根拠が無く、今回はあえて明示することを見送ったものである。  
 なお、今回から評価するに当たり、達成目標の定量化が求められており、達成目標を「所期の目標」の趣旨を変更しないで定量化を行ったところ。（評価書に記入）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（森林組合等関係）（国税14）（法人税：義）
2	要望の内容	本制度の適用期限の2年延長 【現行制度】 (1)対象者 森林組合等で青色申告書を提出するもの (2)対象設備 全ての機械・装置、特定の器具・備品及び一定のソフトウェア (3)特例措置 機械等の取得価格の30%の特別償却又は7%の特別税額控除の選択適用 (4)取得価格 機械・装置は1設備 160万円以上 器具・備品は1設備 120万円以上 ソフトウェアは1ソフトウェア 70万円以上
3	担当部局	林野庁林政部経営課
4	評価実施時期	平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設：平成10年4月総合経済対策 延長：平成11年、12年、13年、14年、16年、18年、20年、22年 適用期限ごとに延長。
6	適用又は延長期間	平成24年4月～平成26年3月
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 林業生産活動の生産性向上に取り組む意欲のある森林組合等を支援することにより、林業・木材産業の活性化を図るとともに、森林所有者の経済的社会的地位の向上を促進し、山村地域の経済活性化と国土保全に資する。 《政策目的の根拠》 ○森林・林業基本法（昭和三十九年法律第六十一号） （林業の持続的かつ健全な発展） 第三条 林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。 ○森林・林業基本計画（平成23年7月26日閣議決定） 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策 (1)望ましい林業構造の確立 ○森林・林業再生プラン（平成21年12月農林水産省策定） III. 検討事項 1. 林業経営・技術の高度化 ※森林・林業再生プランについては、平成22年6月に閣議決定された

			「新成長戦略」において、経済成長に特に貢献度が高い施策である「21 の国家戦略プロジェクト」の一つに位置付けられているところ。																
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標]</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標]</p> <p>森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>[政策分野]</p> <p>林業の持続的かつ健全な発展</p>																
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>意欲のある森林組合等に対して、高性能林業機械の導入等を促すことにより、効率的かつ低コストの素材生産の達成を目指す。</p> <p>具体的には、素材生産の労働生産性の向上を図る。</p> <p>[10年後(平成32年)の労働生産性]</p> <p>主伐 11～13m<sup>3</sup>/人日以上</p> <p>間伐 8～10m<sup>3</sup>/人日以上</p> <p>(総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>素材生産の労働生産性</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>意欲ある森林組合等が、施業集約化、路網整備、高性能林業機械の導入等により、効率的かつ低コストの素材生産することで、林業・木材産業の活性化を図るとともに、森林所有者の経済的社会的地位の向上を促進し、山村地域の経済活性化と国土保全に資する。</p>																
8	有効性等	① 適用数等	<p>(件数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23 (推定)</th> <th>H24 (推定)</th> <th>H25 (推定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数</td> <td>47</td> <td>41</td> <td>79</td> <td>52</td> <td>57</td> <td>57</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <p>全国の森林組合等が対象であり、偏りはない。適用対象者は年度単位で見ると約700森林組合のうち約1割の森林組合が本制度を活用していることとなる。高性能林業機械の導入は生産性の向上を図る際の有効な手段の一つであるが、林業機械等は高価であり、導入を進めるにあたり、生産性の向上の観点に加え、導入経費、ランニングコスト及び事業量に基づく機械稼働率等を参酌し総合的な判断を行ったうえで、各森林組合において計画性をもって導入する必要があるため、適用件数が約1割であっても僅少ではない。</p> <p>想定適用数37件(前回要望時に想定した件数(3年平均))</p> <p>※算定根拠は別添1参照。</p>	年度	H19	H20	H21	H22	H23 (推定)	H24 (推定)	H25 (推定)	適用法人数	47	41	79	52	57	57	57
年度	H19	H20	H21	H22	H23 (推定)	H24 (推定)	H25 (推定)												
適用法人数	47	41	79	52	57	57	57												

	②	減収額	<p>(百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23 (推定)</th> <th>H24 (推定)</th> <th>H25 (推定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税見込額</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>102</td> <td>101</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照。</p>	年度	H19	H20	H21	H22	H23 (推定)	H24 (推定)	H25 (推定)	減税見込額	36	36	102	101	80	80	80								
年度	H19	H20	H21	H22	H23 (推定)	H24 (推定)	H25 (推定)																				
減税見込額	36	36	102	101	80	80	80																				
	③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度)</p> <p>林業生産活動の生産性向上に取り組む意欲のある森林組合等を支援することにより、林業・木材産業の活性化を図るとともに、森林所有者の経済的社会的地位の向上を促進し、山村地域の経済活性化と国土保全に資することとしている。</p> <p>現状の素材生産の労働生産性は、主伐で5m<sup>3</sup>/人日程度、間伐で3m<sup>3</sup>/人日程度であるが、当該租税特別措置等を活用して、林業機械等の導入を進めていくことで、最終目標に近付けていくことが可能である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度)</p> <p>下表のとおり、これまで、当該租税特別措置等を活用し、着実に林業機械等の導入が図られ、毎年度、労働生産性の向上等に寄与していると考えられる。</p> <p>[素材生産の労働生産性]</p> <p>(単位:m<sup>3</sup>/人日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (見込)</th> <th>H23 (推定)</th> <th>H24 (推定)</th> <th>H25 (推定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主伐</td> <td>4.76</td> <td>4.76</td> <td>5.00</td> <td>5.55</td> <td>6.09</td> <td>6.64</td> <td>7.18</td> </tr> <tr> <td>間伐</td> <td>3.13</td> <td>3.23</td> <td>3.33</td> <td>3.75</td> <td>4.18</td> <td>4.60</td> <td>5.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成25年度)</p> <p>森林の適切な整備を進めていくため、新成長戦略に位置づけられている森林・林業再生プランにおいて、森林施業の担い手である森林組合等における間伐等施業の集約化を推進するとともに、高性能林業機械等の導入を通じた生産コスト縮減を図ることとしている。</p> <p>一方、当該租税特別措置が延長されなかった場合林業機械等の導入促進が進まず、生産性向上に取り組む森林組合等の育成に支障をきたす。</p>	年度	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (見込)	H23 (推定)	H24 (推定)	H25 (推定)	主伐	4.76	4.76	5.00	5.55	6.09	6.64	7.18	間伐	3.13	3.23	3.33	3.75	4.18	4.60	5.03
年度	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (見込)	H23 (推定)	H24 (推定)	H25 (推定)																				
主伐	4.76	4.76	5.00	5.55	6.09	6.64	7.18																				
間伐	3.13	3.23	3.33	3.75	4.18	4.60	5.03																				

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 25 年度)</p> <p>意欲のある森林組合等の経営基盤を強化するためには、素材生産量を増加させ、その生産額も増加することが必要であり、これらの森林組合等は、当該租税特別措置の活用により林業機械等の導入促進による労働生産性の向上等を図ることをめざすこととなる。</p> <p>このことから、当該租税特別措置の適用を受けた森林組合等が、この適用を受けたことによる効果については、これらの森林組合等の各年度の素材生産量及び生産額の増加分を算出することによって推定することとした。</p> <p>これによると、いずれの年度についても生産額の増加分が減収額を上回るため、当該租税特別措置を是認できるものと考えられる。</p> <p style="text-align: center;">(単位:組合、百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>47</td> <td>41</td> <td>79</td> <td>52</td> <td>57</td> <td>57</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>減税額</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>102</td> <td>101</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>生産額 (増加分)</td> <td>1,864</td> <td>1,489</td> <td>2,465</td> <td>1,730</td> <td>1,897</td> <td>1,897</td> <td>1,897</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 各年度の生産額(増加分)については、目標とする素材生産の労働生産性を向上させたことにより増加する素材生産量に木材生産額を乗じて推定した。</p>	年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	適用数	47	41	79	52	57	57	57	減税額	36	36	102	101	80	80	80	生産額 (増加分)	1,864	1,489	2,465	1,730	1,897	1,897	1,897
年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25																												
適用数	47	41	79	52	57	57	57																												
減税額	36	36	102	101	80	80	80																												
生産額 (増加分)	1,864	1,489	2,465	1,730	1,897	1,897	1,897																												
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>高性能林業機械等の導入を行った際に、他の支援措置に比べ迅速に機能する本措置は、森林組合等における機械等への投資の促進に大きなインセンティブとなり、効率化が図られる。</p>																																
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>森林組合等への設備投資に係る支援措置として、森林・林業・木材産業づくり交付金、林業・木材産業改善資金等補助・融資があり、その対象となっている高性能林業機械は、次のとおり、非常に高価である。このため、これらの導入をより一層促進するためには、補助・融資を含めた一体的な措置を講じる必要がある。</p> <p>また、素材生産に必要なホイールローダー等重機や、施業集約化に欠かせない器具、ソフトウェア等については、補助・融資の対象となっていないことから、他の支援措置等との役割分担ができていない。</p> <p>[参考:高性能林業機械の金額]</p> <p>フォワーダ(1,500万円前後)</p> <p>ハーベスタ(2,000～3,000万円)</p> <p>プロセッサ(1,500～2,500万円)</p> <p>スイングヤーダ(1,500万円前後)</p>																																
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>林業生産活動等に対する投資を促進することで、林業・木材産業の構造改革を図り、山村地域の経済活性化を促進する。</p>																																

10	有識者の見解	(農林水産省政策評価第三者委員会意見) 特別償却による減収は、経費の前倒しに過ぎないためは認める。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

減税見込額積算資料(国税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 特別償却額

① 森林組合

3年平均(81百万円/79%+190百万円/77%+90百万円/78%)÷3=155百万円

② 森林組合連合会

3年平均(20百万円/100%+12百万円/100%+120百万円/100%)÷3=52百万円

③ 計(森林組合+森林組合連合会) 207百万円

注)〇〇%は全数における調査回答率である。

(2) 税額控除額

① 森林組合

3年平均(8百万円+43百万円+46百万円)÷3=32百万円

② 森林組合連合会

3年平均(1百万円+2百万円+2百万円)÷3=2百万円

③ 計(森林組合+森林組合連合会) 34百万円・・・(ア)

(3) 特別償却による減税額試算

① 特別償却額 207百万円

② 特別償却減税額 207百万円×22%(法人税率)=46百万円・・・(イ)

③ 減税見込額(ア)+(イ) 80百万円

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査のデータを基に減税見込額を推計。

2. 適用実績及び適用見込み

(単位:百万円)

区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)
対象者数	782	757	738	723	717	713	713
適用法人数	47	41	79	52	57	57	57
税額控除	13	9	45	48	34	34	34
特別償却	23	27	57	53	46	46	46
減税見込額	36	36	102	101	80	80	80

注)適用実績及び適用見込みは、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

対象者は、森林組合及び森林組合連合会の数である。(四捨五入により合計数値が一致しない場合がある。)



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（森林組合等関係）	府省名	農林水産省
税目	法人住民税、法人事業税、地方法人特別税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。  
 ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「素材生産の労働生産性の向上」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績（20年度12百万円、21年度28百万円、22年度29百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、設備投資額全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、設備投資額全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑨ 減収額の将来推計について、推計の過程において用いられているデータの時期が明らかでないため、減収額の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、素材生産の労働生産性は、25年度で主伐7.18㎡/人日、間伐5.03㎡/人日と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 本評価書は、税収減を是認するような効果の有無等について、「中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長」の対象である事業者のうち、森林組合等関係等を抜き出して評価しているものである。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時の達成目標については、定性的に記述しており、貴省が求められているような「達成したかどうか」について、判断根拠が無く、今回はあえて明示することを見送ったものである。

なお、今回から評価するに当たり、達成目標の定量化が求められており、達成目標を「所期の目標」の趣旨を変更しないで定量化を行ったところ。（評価書に記入）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（森林組合等関係）（地方税17）（法人住民税・法人事業税・地方法人特別税：義）
2	要望の内容	本制度の適用期限の2年延長 〔現行制度〕 (1)対象者 森林組合等で青色申告書を提出するもの (2)対象設備 全ての機械・装置、特定の器具・備品及び一定のソフトウェア (3)特例措置 機械等の取得価格の30%の特別償却又は7%の特別税額控除の選択適用 (4)取得価格 機械・装置は1設備 160万円以上 器具・備品は1設備 120万円以上 ソフトウェアは1ソフトウェア 70万円以上
3	担当部局	林野庁林政部経営課
4	評価実施時期	平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設：平成10年4月総合経済対策 延長：平成11年、12年、13年、14年、16年、18年、20年、22年 適用期限ごとに延長。
6	適用又は延長期間	平成24年4月～平成26年3月
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 林業生産活動の生産性向上に取り組む意欲のある森林組合等を支援することにより、林業・木材産業の活性化を図るとともに、森林所有者の経済的社会的地位の向上を促進し、山村地域の経済活性化と国土保全に資する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○森林・林業基本法（昭和三十九年法律第六十一号） （林業の持続的かつ健全な発展） 第三条 林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。</p> <p>○森林・林業基本計画（平成23年7月26日閣議決定） 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策 (1)望ましい林業構造の確立</p> <p>○森林・林業再生プラン（平成21年12月農林水産省策定） Ⅲ. 検討事項 1. 林業経営・技術の高度化 ※森林・林業再生プランについては、平成22年6月に閣議決定された</p>

			「新成長戦略」において、経済成長に特に貢献度が高い施策である「21 の国家戦略プロジェクト」の一つに位置付けられているところ。																						
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>[政策分野] 林業の持続的かつ健全な発展</p>																						
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 意欲のある森林組合等に対して、高性能林業機械の導入等を促すことにより、効率的かつ低コストの素材生産の達成を目指す。 具体的には、素材生産の労働生産性の向上を図る。 〔10年後(平成32年)の労働生産性〕 主伐 11～13m<sup>3</sup>/人日以上 間伐 8～10m<sup>3</sup>/人日以上 (総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 素材生産の労働生産性</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 意欲ある森林組合等が、施業集約化、路網整備、高性能林業機械の導入等により、効率的かつ低コストの素材生産することで、林業・木材産業の活性化を図るとともに、森林所有者の経済的社会的地位の向上を促進し、山村地域の経済活性化と国土保全に資する。</p>																						
8	有効性等	① 適用数等	<p>(件数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23 (推定)</th> <th>H24 (推定)</th> <th>H25 (推定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数</td> <td>47</td> <td>41</td> <td>79</td> <td>52</td> <td>57</td> <td>57</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <p>全国の森林組合等が対象であり偏りはない。適用対象者は年度単位で見ると約700森林組合のうち約1割の森林組合が本制度を活用していることとなる。高性能林業機械の導入は生産性の向上を図る際の有効な手段の一つであるが、林業機械等は高価であり、導入を進めるにあたり、生産性の向上の観点に加え、導入経費、ランニングコスト及び事業量に基づく機械稼働率等を参酌し総合的な判断を行ったうえで、各森林組合において計画性をもって導入する必要があるため、適用件数が約1割であっても僅少ではない。 想定適用数 37件(前回要望時に想定した件数(3年平均))</p>							年度	H19	H20	H21	H22	H23 (推定)	H24 (推定)	H25 (推定)	適用法人数	47	41	79	52	57	57	57
年度	H19	H20	H21	H22	H23 (推定)	H24 (推定)	H25 (推定)																		
適用法人数	47	41	79	52	57	57	57																		

			※算定根拠は別添1参照。																														
	②	減収額	<p>(百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23 (推定)</th> <th>H24 (推定)</th> <th>H25 (推定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税見込額</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照。</p>							年度	H19	H20	H21	H22	H23 (推定)	H24 (推定)	H25 (推定)	減税見込額	11	12	28	29	25	25	25								
年度	H19	H20	H21	H22	H23 (推定)	H24 (推定)	H25 (推定)																										
減税見込額	11	12	28	29	25	25	25																										
	③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度)</p> <p>林業生産活動の生産性向上に取り組む意欲のある森林組合等を支援することにより、林業・木材産業の活性化を図るとともに、森林所有者の経済的社会的地位の向上を促進し、山村地域の経済活性化と国土保全に資することとしている。 現状の素材生産の労働生産性は、主伐で5m<sup>3</sup>/人日程度、間伐で3m<sup>3</sup>/人日程度であるが、当該租税特別措置等を活用して、林業機械等の導入を進めていくことで、最終目標に近付けていくことが可能である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年度～平成25年度)</p> <p>下表のとおり、これまで、当該租税特別措置等を活用し、着実に林業機械等の導入が図られ、毎年度、労働生産性の向上等に寄与していると考えられる。</p> <p>[素材生産の労働生産性] (単位:m<sup>3</sup>/人日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (見込)</th> <th>H23 (推定)</th> <th>H24 (推定)</th> <th>H25 (推定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主伐</td> <td>4.76</td> <td>4.76</td> <td>5.00</td> <td>5.55</td> <td>6.09</td> <td>6.64</td> <td>7.18</td> </tr> <tr> <td>間伐</td> <td>3.13</td> <td>3.23</td> <td>3.33</td> <td>3.75</td> <td>4.18</td> <td>4.60</td> <td>5.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成25年度)</p> <p>森林の適切な整備を進めていくため、新成長戦略に位置づけられている森林・林業再生プランにおいて、森林施業の担い手である森林組合等における間伐等施業の集約化を推進するとともに、高性能林業機械等の導入を通じた生産コスト縮減を図ることとしている。 一方、当該租税特別措置が延長されなかった場合林業機械等の導入促進が進まず、生産性向上に取り組む森林組合等の育成に支障をきたす。</p>							年度	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (見込)	H23 (推定)	H24 (推定)	H25 (推定)	主伐	4.76	4.76	5.00	5.55	6.09	6.64	7.18	間伐	3.13	3.23	3.33	3.75	4.18	4.60	5.03
年度	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (見込)	H23 (推定)	H24 (推定)	H25 (推定)																										
主伐	4.76	4.76	5.00	5.55	6.09	6.64	7.18																										
間伐	3.13	3.23	3.33	3.75	4.18	4.60	5.03																										

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 25 年度)</p> <p>意欲のある森林組合等の経営基盤を強化するためには、素材生産量を増加させ、その生産額も増加することが必要であり、これらの森林組合等は、当該租税特別措置の活用により林業機械等の導入促進による労働生産性の向上等を図ることをめざすこととなる。</p> <p>このことから、当該租税特別措置の適用を受けた森林組合等が、この適用を受けたことによる効果については、これらの森林組合等の各年度の素材生産量及び生産額の増加分を算出することによって推定することとした。</p> <p>これによると、いずれの年度についても生産額の増加分が減収額を上回るため、当該租税特別措置を是認できるものと考えられる。</p> <p style="text-align: center;">(単位:組合、百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>47</td> <td>41</td> <td>79</td> <td>52</td> <td>57</td> <td>57</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>減税額</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>生産額 (増加分)</td> <td>1,864</td> <td>1,489</td> <td>2,465</td> <td>1,730</td> <td>1,897</td> <td>1,897</td> <td>1,897</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 各年度の生産額(増加分)については、目標とする素材生産の労働生産性を向上させたことにより増加する素材生産量に木材生産額を乗じて推定した。</p>	年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	適用数	47	41	79	52	57	57	57	減税額	11	12	28	29	25	25	25	生産額 (増加分)	1,864	1,489	2,465	1,730	1,897	1,897	1,897
年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25																												
適用数	47	41	79	52	57	57	57																												
減税額	11	12	28	29	25	25	25																												
生産額 (増加分)	1,864	1,489	2,465	1,730	1,897	1,897	1,897																												
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>高性能林業機械等の導入を行った際に、他の支援措置に比べ迅速に機能する本措置は、森林組合等における機械等への投資の促進に大きなインセンティブとなり、効率化が図られる。</p>																																
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>森林組合等への設備投資に係る支援措置として、森林・林業・木材産業づくり交付金、林業・木材産業改善資金等補助・融資があり、その対象となっている高性能林業機械は、次のとおり、非常に高価である。このため、これらの導入をより一層促進するためには、補助・融資を含めた一体的な措置を講じる必要がある。</p> <p>また、素材生産に必要なホイールローダー等重機や、施業集約化に欠かせない器具、ソフトウェア等については、補助・融資の対象となっていないことから、他の支援措置等との役割分担ができていない。</p> <p>[参考:高性能林業機械の金額]</p> <p>フォワーダ(1,500万円前後)</p> <p>ハーベスタ(2,000～3,000万円)</p> <p>プロセッサ(1,500～2,500万円)</p> <p>スイングヤーダ(1,500万円前後)</p>																																
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>林業生産活動等に対する投資を促進することで、林業・木材産業の構造改革を図り、山村地域の経済活性化を促進する。</p>																																

10	有識者の見解	(農林水産省政策評価第三者委員会意見) 特別償却による減収は、経費の前倒しに過ぎないためは認める。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

## 減税見込額積算資料(地方税)

## 1. 減税見込額等の積算

## (1) 特別償却額

## ① 森林組合

3年平均(81百万円/79%+190百万円/77%+90百万円/78%)÷3=155百万円

## ② 森林組合連合会

3年平均(20百万円/100%+12百万円/100%+120百万円/96%)÷3=52百万円

## ③ 計(森林組合+森林組合連合会) 207百万円

注)〇〇%は全数における調査回答率である。

## (2) 税額控除額

## ① 森林組合

3年平均(8百万円+43百万円+46百万円)÷3=32百万円

## ② 森林組合連合会

3年平均(1百万円+2百万円+2百万円)÷3=2百万円

## ③ 計(森林組合+森林組合連合会) 34百万円…(ア)

## (3) 特別償却による減税額試算

## ① 特別償却額 207百万円

## ② 特別償却減税額 207百万円×22%(法人税率)=46百万円…(イ)

## ③ 減税見込額(ア)+(イ) 80百万円

## (4) 地方税減税見込額

## ① 法人住民税額

80百万円×17.3% = 14百万円

## ② 法人事業税

207百万円×2.7% = 6百万円

## ③ 地方法人特別税(21年度分)

250百万円×2.7%×81% = 6百万円

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調のデータを基に減税見込額を推計。

## 2. 適用実績及び適用見込み

(単位:百万円)

区 分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)
対象者数	782	757	738	723	717	713	713
適用法人数	47	41	79	52	57	57	57
税額控除	13	9	45	48	34	34	34
特別償却	23	27	57	53	46	46	46
減税見込額	36	36	102	101	80	80	80
減税見込額	法人住民税	6	6	17	17	17	14
	法人事業税	5	6	7	7	6	6
	地方法人特別税			3	5	6	6

注)適用実績及び適用見込みは、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。  
対象者は、森林組合及び森林組合連合会の数である。(四捨五入により合計数値が一致しない場合がある。)



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（漁業協同組合等関係）	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。  
 ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「水産業等の体質強化」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績（19年度 251百万円、20年度 243百万円、21年度 280百万円、22年度 82百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等を受けて漁協等が行った設備投資額は、22年度で3,014百万円と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込み（24年度 224百万円、25年度 184百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、25年度に目標を達成すると説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 本評価書は、税収減を是認するような効果の有無等について、「中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除」の対象である事業者のうち、漁業協同組合等関係等を抜き出して評価しているものである。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時の達成目標について、定性的に記述しており、貴省が求められているような「達成したかどうか」について、判断根拠が無く、今回はあえて明示することを見送ったものである。

なお、今回から評価するに当たり、達成目標の定量化が求められており、達成目標を「所期の目標」の趣旨を変更しないで定量化を行ったところ。（評価書に記入）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（漁業協同組合等関係）（国税15）（所得税、法人税：義）
2	要望の内容	本制度の適用期限の2年延長 〔現行制度〕 （1）対象者：漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会 （2）対象設備：全ての機械・装置、特定の器具・備品及び一定のソフトウェア （3）特例措置：機械等の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除の適用が選択可能 （4）取得価格：機械・装置は1設備160万円以上 器具・備品は1設備120万円以上 ソフトウェアは1ソフトウェア70万円以上
3	担当部局	水産庁水産経営課
4	評価実施時期	平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設：平成10年4月総合経済対策 延長：平成11年、12年、13年、14年、16年、18年、20年、22年適用期限ごとに延長。
6	適用又は延長期間	平成24年4月～平成26年3月
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 健全な地域社会を形成・維持していくためには、地域経済を担う水産業及び関連産業の活性化が必要である。このため、漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資の支援を通じ、水産業等の体質強化を図り、地域経済の活性化及び漁業経営の安定を実現する。 《政策目的の根拠》 V-16 漁業経営の安定 水産基本計画（平成19年3月閣議決定）の「第3の2 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立」において、地域の経済社会の維持・発展を図るため、継続的に漁業活動を担いうる漁業経営を育成する旨規定しており、本特例措置の目的（地域経済の活性化及び漁業経営の安定）と合致している。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	〔大目標〕 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 〔中目標〕 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 〔政策分野〕 漁業経営の安定

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 水産業等の体質強化 他産業並みの所得を確保しう効率的かつ安定的な農林漁業・関連産業の育成（政策目的と同趣旨） （H24年度及びH25年度の2年間に本特例措置の下で漁協等が取得する機械等の金額：8,866百万円） （総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。）</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 漁協等が取得した機械の金額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資の支援を通じて、水産業の体質強化、地域経済の活性化及び漁業経営の安定に寄与する。</p>																
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用件数 (単位：組合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>19年度 (実績)</th> <th>20年度 (実績)</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>155</td> <td>117</td> <td>162</td> <td>68</td> <td>116</td> <td>115</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>本特例適用対象者は全ての漁協等が対象となっているため、偏りもなく、また適用件数についても、毎年100件程度であり、僅少でもない。 ※算定根拠は別添1参照 想定適用数117件（前回要望時に想定した件数（平成22年度））</p>	区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	適用件数	155	117	162	68	116	115	100
区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)												
適用件数	155	117	162	68	116	115	100												
		② 減収額	<p>減収額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>19年度 (実績)</th> <th>20年度 (実績)</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>251</td> <td>243</td> <td>280</td> <td>82</td> <td>187</td> <td>224</td> <td>184</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照</p>	区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	減収額	251	243	280	82	187	224	184
区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)												
減収額	251	243	280	82	187	224	184												
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間 H19～H25 年度） 本特例措置の下、漁協等により約30～60億円の投資がなされ、水産業等の体質強化に貢献している。 近年、燃油・資材価格の高騰等、生産コストの増加要因が生じており、目標達成のためには投資を通じた一層の体質強化が必要である。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：H19～H25 年度）</p> <p>本特例措置の下、漁協等が行った投資額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>19年度 (実績)</th> <th>20年度 (実績)</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本特例措置を受けた投資額</td> <td>4,275</td> <td>5,399</td> <td>6,168</td> <td>3,014</td> <td>4,860</td> <td>4,681</td> <td>4,185</td> </tr> </tbody> </table> <p>※投資額の実績は、漁協等に対するアンケート調査の集計値（実数）。投資額の見込（平成23～25年）は直近3カ年の平均値。</p>	区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	本特例措置を受けた投資額	4,275	5,399	6,168	3,014	4,860	4,681	4,185
区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)												
本特例措置を受けた投資額	4,275	5,399	6,168	3,014	4,860	4,681	4,185												

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：H24～H25 年度） 経済全体として設備投資の手控え傾向があり、また、漁協等の経営が厳しい中において、本特例措置が廃止された場合、漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資が抑制され、設備の省人・省エネ化を図ることによる生産・流通コストの削減、市場設備の近代化による衛生・品質管理の徹底等の取組が遅れることが見込まれる。その結果、収益・生産性の向上等水産業等の体質強化が遅れ、地域経済の活性化及び漁業経営の安定化が停滞することが想定される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：H19～H25 年度） 本特例措置の利用状況を調査（全体回答数5,500社）した結果、本特例措置を利用した企業の約5割の企業において、「本特例措置が設備投資の決定に影響した」（H21.6 中小企業庁アンケート調査）と回答しており、本特例措置には投資促進効果がある。 また、上記アンケート結果を用いて（具体的には利用者の半数が当該措置にインセンティブがあったとし、投資額の半額を用いて経済波及効果を算出。また、減収額は全額計上している）本特例措置の適用実績（減収額）に対する経済波及効果を試算すると以下の表のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。 上記の考え方を踏まえ、下表の経済波及効果については、以下のとおり算出している。 (例)H22年度の経済波及効果 3,014百万円が設備投資額であるが、経済波及効果を算出した際に使用した投資額は半額の1,507百万円、産業連関表を使用して経済波及効果を算出している。</p> <p>本特例措置の下、漁協等が行った投資に係る減収額及び経済波及効果（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度 (実績)</th> <th>20年度 (実績)</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>366</td> <td>353</td> <td>419</td> <td>120</td> <td>279</td> <td>321</td> <td>263</td> </tr> <tr> <td>投資額 (半額)</td> <td>2,138</td> <td>2,700</td> <td>3,084</td> <td>1,507</td> <td>2,430</td> <td>2,341</td> <td>2,093</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>5,565</td> <td>7,025</td> <td>8,025</td> <td>3,923</td> <td>6,324</td> <td>6,092</td> <td>5,447</td> </tr> </tbody> </table> <p>※経済波及効果については、漁協等に対するアンケート調査から得られた投資額(実数)及び取得機械等の情報を用い、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用して算出。なお、経済波及効果の見込(平成23～25年)は、投資額(直近3カ年の平均値)及び取得機械等の分類の割合(直近3カ年の平均値)により算出。 ※消費転換係数は0.73で算出 ※経済波及効果は2次波及効果まで算定 ※経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照 ※投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。</p>		19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	減収額	366	353	419	120	279	321	263	投資額 (半額)	2,138	2,700	3,084	1,507	2,430	2,341	2,093	経済波及効果	5,565	7,025	8,025	3,923	6,324	6,092	5,447
	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)																												
減収額	366	353	419	120	279	321	263																												
投資額 (半額)	2,138	2,700	3,084	1,507	2,430	2,341	2,093																												
経済波及効果	5,565	7,025	8,025	3,923	6,324	6,092	5,447																												
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>投資を通じた地域経済の活性化及び漁業経営の安定を図るためには、対象者を特定せず、かつ広範に投資促進効果のある本特例措置による支援が妥当である。</p>																																
		② 他の支援	<p>本特例措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等予算上の措置等</p>																																

		措置や義務付け等との役割分担	はない。
	③	地方公共団体が協力する相当性	水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第127条において、都道府県の地区を超えない漁協等への指導・監督は都道府県の自治事務(信用事業実施組合については法定受託事務)とされている。 また、漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資を促進することは、地域経済・漁業等の振興及び地域の活性化に貢献する。
10	有識者の見解		(農林水産省政策評価第三者委員意見) 特別償却による減収は、経費の前倒しに過ぎないため是認できる。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

### 別添1:減税見込額積算資料(国税)

[中小企業投資促進:所得税・法人税:特別償却・税額控除]

中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除 (漁業協同組合等関係)	平成24年度減税見込額 224百万円
-------------------------------------------------	-----------------------

(根拠条項:措法10の3、42の6、68の11)

#### 1. 減税見込額等の積算

[平成19年度(実績)]

①特別償却 1,090百万円×22%=240百万円 ②税額控除 10百万円 ③リース 1百万円  
①+②+③=251百万円

[平成20年度(実績)]

①特別償却 1,031百万円×22%=227百万円 ②税額控除 14百万円 ③リース 2百万円  
①+②+③=243百万円

[平成21年度(実績)] ※法人税率18%にて算出

①特別償却 1,393百万円×18%=251百万円 ②税額控除 29百万円  
①+②=280百万円

[平成22年度(実績)] ※法人税率18%で算出。

①特別償却 356百万円×18%=64百万円 ②税額控除 18百万円  
①+②=82百万円

[平成23年度(見込)] ※直近3カ年の平均額、ただし法人税率18%で算出。

((平成20年度:243×18/22)+(平成21年度:280)+(平成22年度見込:82)) / 3  
=187百万円

[平成24年度(見込)] ※直近3カ年の平均額、ただし法人税率22%で算出。

((平成21年度:280×22/18)+(平成22年度見込:82×22/18)+(平成23年度見込:187×22/18)) / 3=224百万円

[平成25年度(見込)] ※直近3カ年の平均額、ただし法人税率22%で算出。

((平成22年度見込:82×22/18)+(平成23年度見込:187×22/18)+(平成24年度見込:224)) / 3=184百万円

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

漁業協同組合(以下「漁協」)、水産加工業協同組合(以下「加工協」)及び漁業協同組合連合会(以下「漁連」)に対するアンケート調査の集計値(実数)から減税見込額を算出。

## 2. 適用実績及び適用見込み

区 分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)
対象者数※1 (組合)	2,434	2,353	2,270	2,224	2,139	2,054	1,969
適用件数※2 (組合)	155	117	162	68	116	115	100
減税見込額 (百万円)	251	243	280	82	187	224	184

注) 適用実績は、漁協・漁連・加工協に対するアンケート調査の集計値(実数)。

※1 対象者数の実績は前年度末の漁協・漁連・加工協の組合数(実数)、見込み(平成23～25年度)は平成18年～平成22年の対象者数の平均減少数(年間85組合)をもとに算出。

※2 適用件数の実績は本制度を利用した組合数(実数)、見込み(平成23～25年度)は直近3カ年の平均値。

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度	食品機械 (1,041)	その他の機械 (1,097)	
20年度	食品機械 (1,744)	その他の機械 (956)	
21年度	食品機械 (1,930)	その他の機械 (1,154)	
22年度	食品機械 (717)	その他の機械 (790)	
23年度	食品機械 (1,415)	その他の機械 (1,015)	
24年度	食品機械 (1,314)	その他の機械 (1,027)	
25年度	食品機械 (1,130)	その他の機械 (963)	
26年度			
27年度			
28年度			



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（漁業協同組合等関係）	府省名	農林水産省
税目	法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし		○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。  
 ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「水産業等の体質強化」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績（19年度115百万円、20年度110百万円、21年度139百万円、22年度38百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等を受けて漁協等が行った設備投資額は、22年度で3,014百万円と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込み（24年度97百万円、25年度79百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、25年度に目標を達成すると説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 本評価書は、税収減を是認するような効果の有無等について、「中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長」の対象である事業者のうち、漁業協同組合等関係等を抜き出して評価しているものである。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
- 前回要望時の達成目標について、定性的に記述しており、貴省が求められているような「達成したかどうか」について、判断根拠が無く、今回はあえて明示することを見送ったものである。
- なお、今回から評価するに当たり、達成目標の定量化が求められており、達成目標を「所期の目標」の趣旨を変更しないで定量化を行ったところ。（評価書に記入）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（漁業協同組合等関係）（地方税18）（法人住民税、法人事業税：義）
2	要望の内容	本制度の適用期限の2年延長 〔現行制度〕 （1）対象者：漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会 （2）対象設備：全ての機械・装置、特定の器具・備品及び一定のソフトウェア （3）特例措置：機械等の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除の適用が選択可能 （4）取得価格：機械・装置は1設備160万円以上 器具・備品は1設備120万円以上 ソフトウェアは1ソフトウェア70万円以上
3	担当部局	水産庁水産経営課
4	評価実施時期	平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設：平成10年4月総合経済対策 延長：平成11年、12年、13年、14年、16年、18年、20年、22年 適用期限ごとに延長。
6	適用又は延長期間	平成24年4月～平成26年3月
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 健全な地域社会を形成・維持していくためには、地域経済を担う水産業及び関連産業の活性化が必要である。このため、漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資の支援を通じ、水産業等の体質強化を図り、地域経済の活性化及び漁業経営の安定を実現する。 《政策目的の根拠》 V-16 漁業経営の安定 水産基本計画（平成19年3月閣議決定）の「第3の2 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立」において、地域の経済社会の維持・発展を図るため、継続的に漁業活動を担う漁業経営を育成する旨規定しており、本特例措置の目的（地域経済の活性化及び漁業経営の安定）と合致している。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 〔大目標〕 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 〔中目標〕 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 〔政策分野〕 漁業経営の安定

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 水産業等の体質強化 他産業並みの所得を確保しうる効率的かつ安定的な農林漁業・関連産業の育成（政策目的と同趣旨） （H24年度及びH25年度の2年間に本特例措置の下で漁協等が取得する機械等の金額：8,866百万円） （総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。）</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 漁協等が取得した機械の金額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資の支援を通じて、水産業の体質強化、地域経済の活性化及び漁業経営の安定に寄与する。</p>																
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用件数（単位：組合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>19年度 (実績)</th> <th>20年度 (実績)</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>155</td> <td>117</td> <td>162</td> <td>68</td> <td>116</td> <td>115</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>本特例適用対象者は全ての漁協等が対象となっているため、偏りもなく、また適用件数についても、毎年100件程度であり、僅少でもない。 ※算定根拠は別添1参照 想定適用数117件（前回要望時に想定した件数（平成22年度））</p>	区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	適用件数	155	117	162	68	116	115	100
区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)												
適用件数	155	117	162	68	116	115	100												
		② 減収額	<p>減収額（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>19年度 (実績)</th> <th>20年度 (実績)</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>115</td> <td>110</td> <td>139</td> <td>38</td> <td>92</td> <td>97</td> <td>79</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照</p>	区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	減収額	115	110	139	38	92	97	79
区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)												
減収額	115	110	139	38	92	97	79												
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間H19～H25年度） 本特例措置の下、漁協等により約30～60億円の投資がなされ、水産業等の体質強化に貢献している。 近年、燃油・資材価格の高騰等、生産コストの増加要因が生じており、目標達成のためには投資を通じた一層の体質強化が必要である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：H19～H25年度）</p> <p>本特例措置の下、漁協等が行った投資額 （単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>19年度 (実績)</th> <th>20年度 (実績)</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本特例措置を受けた投資額</td> <td>4,275</td> <td>5,399</td> <td>6,168</td> <td>3,014</td> <td>4,860</td> <td>4,681</td> <td>4,185</td> </tr> </tbody> </table> <p>※投資額の実績は、漁協等に対するアンケート調査の集計値（実数）。 投資額の見込（平成23～25年）は直近3カ年の平均値。</p>	区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	本特例措置を受けた投資額	4,275	5,399	6,168	3,014	4,860	4,681	4,185
区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)												
本特例措置を受けた投資額	4,275	5,399	6,168	3,014	4,860	4,681	4,185												

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：H24～H25年度） 経済全体として設備投資の手控え傾向があり、また、漁協等の経営が厳しい中にあることは、本特例措置が廃止された場合、漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資が抑制され、設備の省人・省エネ化を図ることによる生産・流通コストの削減、市場設備の近代化による衛生・品質管理の徹底等の取組が遅れることが見込まれる。その結果、収益・生産性の向上等水産業等の体質強化が遅れ、地域経済の活性化及び漁業経営の安定化が停滞することが想定される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：H19～H25年度） 本特例措置の利用状況を調査（全体回答数5,500社）した結果、本特例措置を利用した企業の約5割の企業において、「本特例措置が設備投資の決定に影響した」（H21.6 中小企業庁アンケート調査）と回答しており、本特例措置には投資促進効果がある。 また、上記アンケート結果を用いて（具体的には利用者の半数が当該措置にインセンティブがあったとし、投資額の半額を用いて経済波及効果を算出。また、減収額は全額計上している）本特例措置の適用実績（減収額）に対する経済波及効果を試算すると以下の表のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。 上記の考え方を踏まえ、下表の経済波及効果については、以下のとおり算出している。 （例）H22年度の経済波及効果 3,014百万円が設備投資額であるが、経済波及効果を算出した際に使用した投資額は半額の1,507百万円、産業連関表を使用して経済波及効果を算出している。</p> <p>本特例措置の下、漁協等が行った投資に係る減収額及び経済波及効果（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度 (実績)</th> <th>20年度 (実績)</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>366</td> <td>353</td> <td>419</td> <td>120</td> <td>279</td> <td>321</td> <td>263</td> </tr> <tr> <td>投資額 (半額)</td> <td>2,138</td> <td>2,700</td> <td>3,084</td> <td>1,507</td> <td>2,430</td> <td>2,341</td> <td>2,093</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>5,565</td> <td>7,025</td> <td>8,025</td> <td>3,923</td> <td>6,324</td> <td>6,092</td> <td>5,447</td> </tr> </tbody> </table> <p>※経済波及効果については、漁協等に対するアンケート調査から得られた投資額（実数）及び取得機械等の情報を用い、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表（101部門）」を使用して算出。なお、経済波及効果の見込（平成23～25年）は、投資額（直近3カ年の平均値）及び取得機械等の分類の割合（直近3カ年の平均値）により算出。 ※消費転換係数は0.73で算出 ※経済波及効果は2次波及効果まで算定 ※経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照 ※投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。</p>		19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	減収額	366	353	419	120	279	321	263	投資額 (半額)	2,138	2,700	3,084	1,507	2,430	2,341	2,093	経済波及効果	5,565	7,025	8,025	3,923	6,324	6,092	5,447
	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)																												
減収額	366	353	419	120	279	321	263																												
投資額 (半額)	2,138	2,700	3,084	1,507	2,430	2,341	2,093																												
経済波及効果	5,565	7,025	8,025	3,923	6,324	6,092	5,447																												
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>投資を通じた地域経済の活性化及び漁業経営の安定を図るためには、対象者を特定せず、かつ広範に投資促進効果のある本特例措置による支援が妥当である。</p>																																

	②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等予算上の措置等はない。
	③	地方公共団体が協力する相当性	水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第127条において、都道府県の地区を超えない漁協等への指導・監督は都道府県の自治事務(信用事業実施組合については法定受託事務)とされている。 また、漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資を促進することは、地域経済・漁業等の振興及び地域の活性化に貢献する。
10	有識者の見解		(農林水産省政策評価第三者委員意見) 特別償却による減収は、経費の前倒しに過ぎないため是認できる。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

## 別添1:減税見込額積算資料(地方税)

[中小企業投資促進:法人住民税・法人事業税:特別償却・税額控除]

中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長(漁業協同組合等関係)	平成24年度減税見込額 97百万円
------------------------------------------------	----------------------

(根拠条項:地法51、314の4、72の24の7等)

### 1. 減税見込額等の積算

[平成19年度(実績)]

法人住民税	251百万円(国税の減税額)	×	17.3%	=	43百万円
法人事業税	1,090百万円(特別償却特例による所得額の減額)	×	6.6%	=	72百万円
					合計 115百万円

[平成20年度(実績)]

法人住民税	243百万円(国税の減税額)	×	17.3%	=	42百万円
法人事業税	1,031百万円(特別償却特例による所得額の減額)	×	6.6%	=	68百万円
					合計 110百万円

[平成21年度(実績)]

法人住民税	280百万円(国税の減税額)	×	17.3%	=	48百万円
法人事業税	1,393百万円(特別償却特例による所得額の減額)	×	3.6%	=	50百万円
法人特別税	50百万円(法人事業税の減税額)	×	81.0%	=	41百万円
					合計 139百万円

[平成22年度(実績)]

法人住民税	82百万円(国税の減税見込額)	×	17.3%	=	14百万円
法人事業税	356百万円(特別償却特例による所得額の減税見込)	×	3.6%	=	13百万円
法人特別税	13百万円(法人事業税の減税見込額)	×	81.0%	=	11百万円
					合計 38百万円

[平成23年度(見込)]

法人住民税	187百万円(国税の減税見込額)	×	17.3%	=	32百万円
法人事業税	927百万円(特別償却特例による所得額の減税見込)	×	3.6%	=	33百万円
法人特別税	33百万円(法人事業税の減税見込額)	×	81.0%	=	27百万円
					合計 92百万円

[平成 24 年度 (見込) ]

法人住民税	224 百万円 (国税の減税見込額)	×	17.3%	=	39 百万円
法人事業税	892 百万円 (特別償却特例による所得額の減額見込)	×	3.6%	=	32 百万円
法人特別税	32 百万円 (法人事業税の減税見込額)	×	81.0%	=	26 百万円
	合計				97 百万円

[平成 25 年度 (見込) ]

法人住民税	184 百万円 (国税の減税見込額)	×	17.3%	=	32 百万円
法人事業税	725 百万円 (特別償却特例による所得額の減額見込)	×	3.6%	=	26 百万円
法人特別税	26 百万円 (法人事業税の減税見込額)	×	81.0%	=	21 百万円
	合計				79 百万円

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

漁業協同組合 (以下「漁協」)、水産加工業協同組合 (以下「加工協」) 及び漁業協同組合連合会 (以下「漁連」) に対するアンケート調査の集計値 (実数) から減税見込額を算出。

## 2. 適用実績及び適用見込み

区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)
対象者数※1 (組合)	2,434	2,353	2,270	2,224	2,139	2,054	1,969
適用件数※2 (組合)	155	117	162	68	116	115	100
減税見込額 (百万円)	115	110	139	38	92	97	79

注) 適用実績は、漁協・漁連・加工協に対するアンケート調査の集計値 (実数)。

※1 対象者数の実績は前年度末の漁協・漁連・加工協の組合数 (実数)、見込み (平成 23～25 年度) は平成 18 年～平成 22 年の対象者数の平均減少数 (年間 85 組合) をもとに算出。

※2 適用件数の実績は本制度を利用した組合数 (実数)、見込み (平成 23～25 年度) は直近 3 カ年の平均値。

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度	食品機械 (1,041)	その他の機械 (1,097)	
20年度	食品機械 (1,744)	その他の機械 (956)	
21年度	食品機械 (1,930)	その他の機械 (1,154)	
22年度	食品機械 (717)	その他の機械 (790)	
23年度	食品機械 (1,415)	その他の機械 (1,015)	
24年度	食品機械 (1,314)	その他の機械 (1,027)	
25年度	食品機械 (1,130)	その他の機械 (963)	
26年度			
27年度			
28年度			



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

【○】：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 【※】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 【◎】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「沖縄県の特中小企業者による設備投資額として118百万円」は、経済情勢等の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績（平成20年度0百万円、21年度5百万円、22年度98百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、設備投資額（沖縄の特中小企業者）全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せず効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、21年度で59百万円と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込み（24年度以降、毎年度16百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、設備投資額（沖縄の特中小企業者）全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せず効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、24年度以降は毎年度目標を達成すると説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
- 前回要望時の達成目標について、定性的に記述しており、所期の目標が「達成したかどうか」について、判断根拠が無く、今回はあえて明示することを見送ったものである。
- なお、今回から評価するに当たり、達成目標の定量化が求められており、達成目標を「所期の目標」の趣旨を変更しないで定量化を行ったところ。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置 (国税17)(所得税、法人税：義)
2	要望の内容	沖縄振興特別措置法により読み替えて適用される中小企業新事業活動促進法に規定する経営革新計画の承認を受けた特定中小企業者等（食料品製造業、清涼飲料製造業等の特定業種）が取得した機械装置等について、以下の通り投資税額控除又は特別償却の特例を認める措置を5年延長するものである。 【投資税額控除】 ○機械・装置、器具・備品：取得価額の15% ○建物・付属設備：取得価額の8% 【特別償却】 ○機械・装置、器具・備品：34% ○建物・付属設備：20%
3	担当部局	食料産業局新事業創出課
4	評価実施時期	平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年度創設 平成19年度適用期限を5年間延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月～平成29年3月（5年間）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄振興特別措置法に基づき、中小企業新事業活動促進法の特例措置を講じ、やる気と能力のある中小企業の経営革新を支援し、沖縄の経済発展に資することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>1 沖縄振興特別措置法第66条（平成14年3月31日法律第14号） 特定中小企業者とは、沖縄においてその業種における経営革新による経営の向上の促進が沖縄の経済の振興に資すると認められる業種であって政令で定める沖縄の中小企業者をいう。</p> <p>2 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年3月31日法律第18号） 中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業の新たな事業活動の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 食料の安定供給の確保 [政策分野]</p>

		食品産業の持続的な発展																																																																																																							
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>沖縄の経済の振興に資すると認められる特定中小企業者の経営革新による経営の向上の促進を図るため、沖縄の特定中小企業者による設備投資額として年間118百万円とする。(各年度)</p> <p>(総務省のガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>沖縄県の特定中小企業者による設備投資額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>沖縄の特定中小企業者による経営革新計画の策定による経営革新設備の導入により、経営の向上が図られ、沖縄県の自立型経済の発展、雇用拡大に貢献している。</p>																																																																																																							
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>【沖縄県の特定中小企業者による経営革新計画承認件数】 (H23～28年度は平均見込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>【上記の計画件数のうち租税特別措置適用件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>租税特別措置の対象となるのは、沖縄の経済の振興に資すると認められる55の業種であり、適用は特定の者に偏ってはいない。しかし、経営改善計画の承認件数も伸び悩んでおり、経営革新計画の承認を要件とする本措置の適用件数は僅少となっている。</p> <p>※算定根拠は別添1参照</p> <p>② 減収額</p> <p>実績 (H23～28年度は見込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">特別償却 (百万円)</th> <th colspan="2">税額控除 (百万円)</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>減収額</th> <th>件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19年度 (実績)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>H20年度 (実績)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H21年度 (実績)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H22年度 (実績)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>H23年度 (見込)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>H24年度 (見込)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>H25年度 (見込)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>H26年度 (見込)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>H27年度 (見込)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>H28年度 (見込)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成19～28年度)</p> <p>沖縄県知事により承認された経営革新計画のうち、税制の特例措置対象となる沖縄特例業種の中小企業者による計画が約半数となっている。このため、中小企業者の経営革新を税制面で支援することにより経営の向上が図られ、沖縄県の自立型経済の発展・雇用拡大に貢献していると考えられる。</p>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	件数	10	6	5	13	7	7	7	7	7	7	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	件数	1	0	1	6	1	1	1	1	1	1		特別償却 (百万円)		税額控除 (百万円)		件数	減収額	件数	減収額	H19年度 (実績)	0	0	1	44	H20年度 (実績)	0	0	0	0	H21年度 (実績)	0	0	1	5	H22年度 (実績)	1	5	5	98	H23年度 (見込)	0	0	1	16	H24年度 (見込)	0	0	1	16	H25年度 (見込)	0	0	1	16	H26年度 (見込)	0	0	1	16	H27年度 (見込)	0	0	1	16	H28年度 (見込)	0	0	1	16
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																																																																															
件数	10	6	5	13	7	7	7	7	7	7																																																																																															
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																																																																															
件数	1	0	1	6	1	1	1	1	1	1																																																																																															
	特別償却 (百万円)		税額控除 (百万円)																																																																																																						
	件数	減収額	件数	減収額																																																																																																					
H19年度 (実績)	0	0	1	44																																																																																																					
H20年度 (実績)	0	0	0	0																																																																																																					
H21年度 (実績)	0	0	1	5																																																																																																					
H22年度 (実績)	1	5	5	98																																																																																																					
H23年度 (見込)	0	0	1	16																																																																																																					
H24年度 (見込)	0	0	1	16																																																																																																					
H25年度 (見込)	0	0	1	16																																																																																																					
H26年度 (見込)	0	0	1	16																																																																																																					
H27年度 (見込)	0	0	1	16																																																																																																					
H28年度 (見込)	0	0	1	16																																																																																																					

		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成19～28年度)			
		年度	設備投資額 (百万円)		
		H19(実績)	295		
		H20(実績)	0		
		H21(実績)	59		
		H22(実績)	1,167		
		H23(見込)	118		
		H24(見込)	118		
		H25(見込)	118		
		H26(見込)	118		
		H27(見込)	118		
		H28(見込)	118		
		※算定根拠は別添1参照			
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成24～28年度)			
		本特例措置が廃止された場合、中小企業による設備投資等が進まず、金融不況から回復の兆しを見せている沖縄県経済へ与える影響も大きい。			
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成19～28年度)			
		設備投資によりもたらされる経済波及効果と減収額の関係は以下のとおり。いずれの年度も経済波及効果が減収額を上回るため、是認できる。			
		沖縄の特定中小企業者が行った投資に係る減収額及び経済波及効果 (単位：百万円)			
		年度	設備投資額	減収額	経済波及効果
		H19(実績)	295	52.0	767
		H20(実績)	0	0	0
		H21(実績)	59	5.5	153
		H22(実績)	1,167	121.3	3,034
		H23(見込)	118	19.1	307
		H24(見込)	118	19.1	307
		H25(見込)	118	19.1	307
		H26(見込)	118	19.1	307
		H27(見込)	118	19.1	307
		H28(見込)	118	19.1	307
		※ 租税特別措置を受けなくて投資することも可能な中、租税特別措置が適用されることを勘案すれば、設備投資の理由の一つに、この租税特別措置があると考えることが妥当。したがって当該租税特別措置を適用して設備投資を行っているものについては、当該租税特別措置がインセンティブになっているとして計算。			
		※ 経済波及効果については、税制活用実績から投資額を算出し「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用して算出。			
		※ 消費転換係数は0.73で算出			

			※ 経済波及効果は2次効果まで算定 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照 ※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	他の支援措置に比べ、迅速に機能する本措置は、特定中小企業者による設備投資促進に大きなインセンティブとなり、効率化が図られる。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	設備等の政策金融による支援措置は、自己資金だけでは設備投資資金や運転資金の確保が難しい事業者に対して低利融資による設備導入や事業化の円滑な実施といった事業活動そのものを支援しているのに対し、設備投資の初期費用の負担軽減によるキャッシュフローの改善を目的とする税制措置による支援とは目的・対象が異なる。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	設備投資を計画的に促進させることは沖縄県の自立型経済の発展・雇用拡大に寄与するため。
10	有識者の見解		(農林水産省政策評価第三者委員会意見) 特別償却による減収は、経費の前倒しに過ぎないためは認できる。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

沖縄県の特定中小企業者による経営革新計画承認件数算定資料

	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)
承認件数	10	6	5	13	7	7	7	7	7	7

※沖縄県による企業からの聞き取り調査

H23～H28(見込)計算

(H19～H21の平均)

承認件数=(10+6+5)÷3=7

減収見込額算定資料

○税制活用実績(H19～H28)

(単位:件、百万円)

		H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)
特別償却	件数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	額	0	0	0	4.9	0	0	0	0	0	0
税額控除	件数	1	0	1	5	1	1	1	1	1	1
	額	44.3	0	4.7	98.1	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3
合計	件数	1	0	1	6	1	1	1	1	1	1
	額	44.3	0	4.7	103.0	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3

※沖縄県による企業からの聞き取り調査

H23～H28(見込)計算

(H19～H21の平均)

特別償却: 件数=0 平均減収額=0

税額控除: 件数=2÷3≒1 平均減収額=44.3+4.7)÷3=16.3≒16(百万円)

設備投資額算定資料

	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)
設備投資額	295	0	59	1,167	118	118	118	118	118	118

※沖縄県による企業からの聞き取り調査

H23～H28(見込)計算

(H19～H21の平均)

設備投資額=(295+0+59)÷3=118

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度	食品機械・同装置 (295)		
20年度	食品機械・同装置 (0)		
21年度	食品機械・同装置 (59)		
22年度	食品機械・同装置 (1,167)		
23年度	食品機械・同装置 (118)		
24年度	食品機械・同装置 (118)		
25年度	食品機械・同装置 (118)		
26年度	食品機械・同装置 (118)		
27年度	食品機械・同装置 (118)		
28年度	食品機械・同装置 (118)		



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特別措置の拡充及び延長	府省名	農林水産省
税目	個人住民税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「沖縄県の特中小企業者による設備投資額として118百万円」は、経済情勢等の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績（平成19年度7.7百万円、21年度0.8百万円、22年度18.3百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、設備投資額（沖縄の特中小企業者）全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の効果の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、21年度で59百万円と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込み（24年度以降、毎年度2.8百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、設備投資額（沖縄の特中小企業者）全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の効果の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、24年度以降は毎年度目標を達成すると説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
- 前回要望時の達成目標について、定性的に記述しており、所期の目標が「達成したかどうか」について、判断根拠が無く、今回はあえて明示することを見送ったものである。
- なお、今回から評価するに当たり、達成目標の定量化が求められており、達成目標を「所期の目標」の趣旨を変更しないで定量化を行ったところ。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置の拡充及び延長（地方税 15）（個人住民税、法人住民税、事業税：義）
2	要望の内容	<p>沖縄振興特別措置法により読み替えて適用される中小企業新事業活動促進法に規定する経営革新計画の承認を受けた特定中小企業者等（食料品製造業、清涼飲料製造業等の特定業種）が取得した機械装置等について、以下の通り投資税額控除又は特別償却の特例を認める措置を5年延長するものである。</p> <p>【投資税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○機械・装置、器具・備品：取得価額の15%</li> <li>○建物・付属設備：取得価額の8%</li> </ul> <p>【特別償却】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○機械・装置、器具・備品：34%</li> <li>○建物・付属設備：20%</li> </ul>
3	担当部局	食料産業局新事業創出課
4	評価実施時期	平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年度創設 平成19年度適用期限を5年間延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月～平成29年3月（5年間）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄振興特別措置法に基づき、中小企業新事業活動促進法の特例措置を講じ、やる気と能力のある中小企業の経営革新を支援し、沖縄の経済発展に資することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 沖縄振興特別措置法第66条（平成14年3月31日法律第14号） 特定中小企業者とは、沖縄においてその業種における経営革新による経営の向上の促進が沖縄の経済の振興に資すると認められる業種であつて政令で定める沖縄の中小企業者をいう。</li> <li>2 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年3月31日法律第18号） 中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業の新たな事業活動の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</li> </ol> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 食料の安定供給の確保</p> <p>[政策分野]</p>

		食品産業の持続的な発展																																																																													
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》          沖縄の経済の振興に資すると認められる特定中小企業者の経営革新による経営の向上の促進を図るため、沖縄の特定中小企業者による設備投資額として年間118百万円とする。(各年度)          (総務省のガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》          沖縄県の特設中小企業者による設備投資額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          沖縄の特定中小企業者による経営革新計画の策定による経営革新設備の導入により、経営の向上が図られ、沖縄県の自立型経済の発展、雇用拡大に貢献している。</p>																																																																													
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>【沖縄の特定中小企業者による経営革新計画承認件数】          (H23～28年度は平均見込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>【上記の計画件数のうち租税特別措置適用件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>租税特別措置の対象となるのは、沖縄の経済の振興に資すると認められ55の業種であり、適用は特定の者に偏ってはいない。しかし、経営改善計画の承認件数も伸び悩んでおり、経営革新計画の承認を要件とする本措置の適用件数は僅少となっている。          ※算定根拠は別添1参照</p> <p>② 減収額</p> <p>減収額実績 (H23～28年度は見込)          (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H19(実績)</td><td>1</td><td>7.7</td></tr> <tr><td>H20(実績)</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>H21(実績)</td><td>1</td><td>0.8</td></tr> <tr><td>H22(実績)</td><td>6</td><td>18.3</td></tr> <tr><td>H23(見込)</td><td>1</td><td>2.8</td></tr> <tr><td>H24(見込)</td><td>1</td><td>2.8</td></tr> <tr><td>H25(見込)</td><td>1</td><td>2.8</td></tr> <tr><td>H26(見込)</td><td>1</td><td>2.8</td></tr> <tr><td>H27(見込)</td><td>1</td><td>2.8</td></tr> <tr><td>H28(見込)</td><td>1</td><td>2.8</td></tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成19～28年度)          沖縄県知事により承認された経営革新計画のうち、税制の特例措置対象となる沖縄特例業種の中小企業者による計画が約半数となっている。このため、中小企業者の経営革新を税制面で支援することにより経営の向上が図られ、沖縄県の自立型経済の発展・雇用拡大に貢献していると考えられる。</p>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	件数	10	6	5	13	7	7	7	7	7	7	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	件数	1	0	1	6	1	1	1	1	1	1	年度	件数	減収額	H19(実績)	1	7.7	H20(実績)	0	0	H21(実績)	1	0.8	H22(実績)	6	18.3	H23(見込)	1	2.8	H24(見込)	1	2.8	H25(見込)	1	2.8	H26(見込)	1	2.8	H27(見込)	1	2.8	H28(見込)	1	2.8
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																																																					
件数	10	6	5	13	7	7	7	7	7	7																																																																					
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																																																					
件数	1	0	1	6	1	1	1	1	1	1																																																																					
年度	件数	減収額																																																																													
H19(実績)	1	7.7																																																																													
H20(実績)	0	0																																																																													
H21(実績)	1	0.8																																																																													
H22(実績)	6	18.3																																																																													
H23(見込)	1	2.8																																																																													
H24(見込)	1	2.8																																																																													
H25(見込)	1	2.8																																																																													
H26(見込)	1	2.8																																																																													
H27(見込)	1	2.8																																																																													
H28(見込)	1	2.8																																																																													

		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成19～28年度)			
		年度	設備投資額 (百万円)		
		H19(実績)	295		
		H20(実績)	0		
		H21(実績)	59		
		H22(実績)	1,167		
		H23(見込)	118		
		H24(見込)	118		
		H25(見込)	118		
		H26(見込)	118		
		H27(見込)	118		
		H28(見込)	118		
		※算定根拠は別添1参照			
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成24～28年度) 本特例措置が廃止された場合、中小企業による設備投資等が進まず、金融不況から回復の兆しを見せている沖縄県経済へ与える影響も大きい。			
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成19～28年度) 設備投資によりもたらされる経済波及効果と減収額の関係は以下のとおり。いずれの年度も経済波及効果が減収額を上回るため、是認できる。			
		沖縄の特定中小企業者が行った投資に係る減収額及び経済波及効果 (単位：百万円)			
		年度	設備投資額	減収額	経済波及効果
		H19(実績)	295	52.0	767
		H20(実績)	0	0	0
		H21(実績)	59	5.5	153
		H22(実績)	1,167	121.3	3,034
		H23(見込)	118	19.1	307
		H24(見込)	118	19.1	307
		H25(見込)	118	19.1	307
		H26(見込)	118	19.1	307
		H27(見込)	118	19.1	307
		H28(見込)	118	19.1	307
		※ 租税特別措置を受けなくて投資することも可能な中、租税特別措置が適用されることを勘案すれば、設備投資の理由の一つに、この租税特別措置があると考えることが妥当。したがって当該租税特別措置を適用して設備投資を行っているものについては、当該租税特別措置がインセンティブになっているとして計算。 ※ 経済波及効果については、税制活用実績から投資額を算出し「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用して算出。 ※ 消費転換係数は0.73で算出			

			※ 経済波及効果は2次効果まで算定 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照 ※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	他の支援措置に比べ、迅速に機能する本措置は、特定中小企業者による設備投資促進に大きなインセンティブとなり、効率化が図られる。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	設備等の政策金融による支援措置は、自己資金だけでは設備投資資金や運転資金の確保が難しい事業者に対して低利融資による設備導入や事業化の円滑な実施といった事業活動そのものを支援しているのに対し、設備投資の初期費用の負担軽減によるキャッシュフローの改善を目的とする税制措置による支援とは目的・対象が異なる。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	設備投資を計画的に促進させることは沖縄県の自立型経済の発展・雇用拡大に寄与するため。
10	有識者の見解		(農林水産省政策評価第三者委員会意見) 特別償却による減収は、経費の前倒しに過ぎないためは認める。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

沖縄県の特定中小企業者による経営革新計画承認件数算定資料

	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)
承認件数	10	6	5	13	7	7	7	7	7	7

※沖縄県による企業からの聞き取り調査

H23～H28(見込)計算

(H19～H21の平均)

承認件数=(10+6+5)÷3=7

減収見込額算定資料

○税制活用実績(H19～H28)

(単位:件、百万円)

		H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)
国税 (特別償却)	件数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	額	0	0	0	4.9	0	0	0	0	0	0
国税 (税額控除)	件数	1	0	1	5	1	1	1	1	1	1
	額	44.3	0	4.7	98.1	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3
法人住民税		7.7	0.0	0.8	17.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
事業税		0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地方税		7.7	0.0	0.8	18.3	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8

※沖縄県による企業からの聞き取り調査

H23～H28(見込)計算

(H19～H21の平均)

特別償却: 件数=0 平均減収額=0

税額控除: 件数=2÷3≒1 平均減収額=(44.3+0+4.7)÷3=16.3≒16(百万円)

法人住民税=国税(減税額)×17.3%

事業税=特別償却額(減税額)×9.6%

地方税=法人住民税+事業税

設備投資額算定資料

	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)
設備投資額	295	0	59	1167	118	118	118	118	118	118

※沖縄県による企業からの聞き取り調査

H23～H28(見込)計算

(H19～H21の平均)

設備投資額 = (295 + 0 + 59) ÷ 3 = 118

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度	食品機械・同装置 (295)		
20年度	食品機械・同装置 (0)		
21年度	食品機械・同装置 (59)		
22年度	食品機械・同装置 (1,167)		
23年度	食品機械・同装置 (118)		
24年度	食品機械・同装置 (118)		
25年度	食品機械・同装置 (118)		
26年度	食品機械・同装置 (118)		
27年度	食品機械・同装置 (118)		
28年度	食品機械・同装置 (118)		



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。  
 ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「指定中小企業者（砂糖製造業）による年平均1,194百万円の設備投資額」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受け、また、本租税特別措置等の適用を受けない設備投資額も含まれていることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績（平成19年度46百万円、20年度47百万円、21年度38百万円、22年度51百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、設備投資額（計画承認事業者）全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、平成22年度で1,782百万円と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込み（平成24年度73百万円、25年度86百万円、26年度37百万円、27年度41百万円、28年度40百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、設備投資額（計画承認事業者）全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、平成24年度以降に目標を達成すると説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
- 前回要望時の達成目標について、定性的に記述しており、所期の目標が「達成したかどうか」について、判断根拠が無く、今回はあえて明示することを見送ったものである。
- なお、今回から評価するに当たり、達成目標の定量化が求められており、達成目標を「所期の目標」の趣旨を変更しないで定量化を行ったところ。
- ① 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
- 平成24年度以降の設備投資額の推計値は、本税制の延長要望にあたり、対象事業者より平成28年度までの設備投資計画を提出させ、それを積み上げたものである。
- なお、本特例措置の適用を受けるために各事業者が作成する経営基盤強化計画では、計画期間中の設備投資計画を明記することとしており、この数字は、各事業者にとって平成24年度以降の経営基盤強化計画策定の基礎となる数字である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却（国税18）（所得税、法人税：義）
2	要望の内容	沖縄振興特別措置法に基づき承認を受けた経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者（以下、「計画承認事業者」）で、同法の指定業種のうちその計画に係るものを主として営む個人もしくは法人が有する機械装置（原料を搾る圧搾機、糖汁の濃縮、結晶化を行う効用缶、結晶缶等）及び工場用建物について、5年間27%の割増償却を認める措置について、割増償却対象物を拡充（構築物を追加）した上で5年間延長すること。
3	担当部局	生産局農産部地域作物課
4	評価実施時期	平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年創設 平成19年に5年間の延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月～平成29年3月
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 近代的な装置・設備の導入を促すことで、沖縄の中小砂糖製造業者の経営基盤の強化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法（平成14年3月31日法律第14号）（抜粋） 第六十七条 次の各号のいずれにも該当する業種であって政令で指定するもの（第三項第一号において「指定業種」という。）に属する事業を行う沖縄の中小企業者（以下「指定中小企業者」という。）は、その事業に係る新商品、新役務又は新技術の開発、企業化、需要の開拓その他の事業であってその将来の経営革新に寄与するための経営基盤の強化に関するもの（以下「経営基盤強化事業」という。）についての計画（以下「経営基盤強化計画」という。）を作成し、これを沖縄県知事に提出して、その経営基盤強化計画が適当である旨の承認を受けることができる。</p> <p>一 沖縄における当該業種の事業活動の相当部分が中小企業者によって行われていること。</p> <p>二 当該業種に係る競争条件、貿易構造、原材料の供給事情その他の当該業種に係る経済的環境の著しい変化による影響を受け、沖縄における当該業種に属する事業に係る生産額又は取引額が相当程度減少し、又は減少する見通しがあること。</p> <p>三 当該業種に属する沖縄の中小企業の経営基盤の強化を図ることが沖縄の経済の振興に資するため特に必要であると認められること。</p> <p>2 経営基盤強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 経営基盤強化事業の目標</p> <p>二 経営基盤強化事業の内容及び実施時期</p> <p>三 経営基盤強化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>3 沖縄県知事は、第一項の承認の申請があった場合において、当該申請</p>

	<p>に係る経営基盤強化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。</p> <p>一 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該指定中小企業者が当該指定業種に係る経済的環境の著しい変化に対処する上で有効かつ適切なものであること。</p> <p>二 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該指定中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮させるとともに、その経営革新に向けた努力を助長するものであること。</p> <p>三 その経営基盤強化計画が当該経営基盤強化事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>第七十一条 指定中小企業者であって承認経営基盤強化計画に従って経営基盤強化事業を行うとするものは、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却を行うことができる。</p> <p>沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年三月三十一日政令第百二号) 第三十条 法第六十七条第一項の政令で定める業種は、砂糖製造業とする。</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生活力の推進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 食料の安定供給の確保</p> <p>[政策分野] 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化</p>
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置により達成しようとする目標》 指定中小企業者(砂糖製造業)の経営基盤強化 (平成24年度以降、年平均1,194百万円の設備投資) (総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 設備投資促進</p> <p>《租税特別措置等による達成目標実現による寄与》(分析対象期間:H19年度～H28年度) 製造に係る機械、装置が複雑で、多段階の工程を要する砂糖製造業においては、機械の老朽化は、さとうきび圧搾能力の低下やボイラーの熱効率の低下、部品交換等修繕費の増大、機械故障による工場停止リスクの増大につながり、歩留まりの低下や製造経費の増大を引き起こすことから、各工場において計画的な機械、施設の更新が必要である。 加えて、糖分の沈殿を行う連続沈殿槽や、ボイラーの負荷を一定に保つ</p>

	<p>スチームアキュムレーター、水分を蒸発させ糖液濃度を高める効用缶等の性能の向上、製造ラインの自動化等を図ることで、製品の歩留り向上や製造の省エネ化、低コスト化が実現し、製造コストの低減が図られる。</p> <p>以上により、租税特別措置による継続的な設備投資を促すことは、砂糖製造業の経営基盤の強化に寄与するものである。</p>																							
8 有効性等	① 適用数等 (単位:件)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ H23は現時点での見込み値、H24年以降は推計 沖縄県内の砂糖製造業の中小企業が対象であり、適用対象者11社のうち7社が本制度を活用しており、偏りはない。適用対象者11社中、これら7社が占める売上高のシェアは8.1%を占めており、本制度の適用件数は僅少ではない。 ※算定根拠は別添1参照 想定適用数6件(前回要望時に想定した件数(H14年～17年実績の4年平均))</p>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	適用件数	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28													
適用件数	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7														
② 減収額 (単位:百万円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>46</td> <td>47</td> <td>38</td> <td>51</td> <td>60</td> <td>73</td> <td>86</td> <td>37</td> <td>41</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ H23は現時点での見込み値、H24年以降は推計 ※算定根拠は別添1参照</p>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	減収額	46	47	38	51	60	73	86	37	41	40	
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28														
減収額	46	47	38	51	60	73	86	37	41	40														
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H19年度～H28年度) 各社、承認を受けた経営基盤強化計画に基づき設備投資を行い、糖分回収率の向上、熱効率の向上、省力化、環境負荷低減、工場運転の安定化等を図り、製糖歩留まりの向上、砂糖製造コストの削減等経営基盤強化に向けた取組を実施している。 今後、さとうきび栽培面積の減少など、依然として砂糖製造業を巡る厳しい状況が見込まれる中、引き続き各社が計画的に機械・施設の更新を行い経営基盤の強化に向けた取組を実施する見込みである。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:H19年度～H28年度) 計画承認事業者合計で年平均10.9億円程度の設備投資を実施、割増償却額にして150～170百万円の利用実績があり、計画承認事業者7社は本制度を活用し、積極的に設備投資を行い、経営の改善を図っている。 当該税制措置により設備投資が促進され平成19年度～平成22年度においては、年平均1,090百万円の設備投資を実施。また、平成24年度以降も当該措置により計画的な設備投資を促進。</p> <p>○ 計画承認事業者の設備投資額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資額</td> <td>697</td> <td>1,158</td> <td>721</td> <td>1,782</td> <td>1,894</td> <td>1,517</td> <td>1,332</td> <td>985</td> <td>1,158</td> <td>977</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:H24年度～H28年度) 装置型産業である砂糖製造業においては、経営基盤の強化に向け継続的な設備投資が必要であるが、本特例制度が廃止された場合、割増償却分の</p>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	投資額	697	1,158	721	1,782	1,894	1,517	1,332	985	1,158	977	
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28														
投資額	697	1,158	721	1,782	1,894	1,517	1,332	985	1,158	977														

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—
----	--------------------	---

		<p>損金算入が減り、短期的に法人税等の支払額が増え、資金減となるため、新規の設備投資が抑制されることが見込まれる。</p> <p>この結果、必要な設備更新等が滞り、生産性の効率化の減退、修繕費の増加等により企業収益が減少し、経営基盤の弱体化が想定される。</p> <p>《減収額を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:H19年度～H28年度)</p> <p>各年度の本税制措置による減収額(推計)とその経済波及効果の推移は以下の表のとおり、各年度とも農業機械への投資により様々な分野へ経済波及効果があり、その効果は減収額を上回るため、税収減を是認できると考えられる。</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> <th>H23 (見込)</th> <th>H24 (見込)</th> <th>H25 (見込)</th> <th>H26 (見込)</th> <th>H27 (見込)</th> <th>H28 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資額</td> <td>697</td> <td>1,158</td> <td>721</td> <td>1,782</td> <td>1,894</td> <td>1,517</td> <td>1,332</td> <td>985</td> <td>1,158</td> <td>977</td> </tr> <tr> <td>減収額 (見込額)</td> <td>46</td> <td>47</td> <td>38</td> <td>51</td> <td>60</td> <td>73</td> <td>86</td> <td>37</td> <td>41</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>経済波及 効果</td> <td>1,812</td> <td>3,010</td> <td>1,874</td> <td>4,633</td> <td>4,924</td> <td>3,944</td> <td>3,463</td> <td>2,561</td> <td>3,010</td> <td>2,540</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当該措置による投資促進の効果を切り分けることは困難であるため、当該措置が投資理由になっているものとして計算している。  ※経済波及効果は、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用し算出した第1次波及効果及び第2次波及効果の合計である。  ※2次波及効果分析に用いた消費転換係数は0.73で算出  ※経済波及効果は2次効果まで算定  ※経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照</p>		H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)	投資額	697	1,158	721	1,782	1,894	1,517	1,332	985	1,158	977	減収額 (見込額)	46	47	38	51	60	73	86	37	41	40	経済波及 効果	1,812	3,010	1,874	4,633	4,924	3,944	3,463	2,561	3,010	2,540
	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)																																				
投資額	697	1,158	721	1,782	1,894	1,517	1,332	985	1,158	977																																				
減収額 (見込額)	46	47	38	51	60	73	86	37	41	40																																				
経済波及 効果	1,812	3,010	1,874	4,633	4,924	3,944	3,463	2,561	3,010	2,540																																				
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>他の支援措置に比べ、迅速に機能する本措置は、沖縄の中小砂糖製造業者が装置・設備の新規導入・更新を円滑に進める大きなインセンティブとなり、結果、製造の効率化が進められ、経営基盤の強化が図られる。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>内閣府の沖縄糖業振興対策費により施設整備に対して助成を実施しているが、対象は省エネルギー化のための施設等に限定されている。  他の支援措置としては沖縄振興開発金融公庫の融資措置があるが、これは自己資金では設備投資資金の確保が難しい事業者に対する支援であるのに対し、本措置は設備投資後の事業者への負担を減らすためのものであり、役割が異なる。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>該当なし</p>																																												
10	有識者の見解	<p>(農林水産省政策評価第三者委員意見)</p> <p>割増償却は経費の前倒しに過ぎないので是認できる。</p>																																												

別 添 1

1. 減税見込額等の積算

	割増償却（27％）額		法人税率		
平成22年度：	169	×	30%	=	51（百万円）
平成23年度：	200	×	30%	=	60（百万円）
平成24年度：	243	×	30%	=	73（百万円）
平成25年度：	285	×	30%	=	86（百万円）
平成26年度：	122	×	30%	=	37（百万円）
平成27年度：	136	×	30%	=	41（百万円）
平成28年度：	133	×	30%	=	40（百万円）

（減税見込額等の算出基礎としたデータについて）

割増償却額の見込みは経営基盤強化計画を実施する砂糖製造業者からの調査報告の積み上げにより集計。

（法人税率について）

経営基盤強化計画を実施する砂糖製造業者からの過去の調査報告の減税額等から類推したもの。

2. 適用実績及び適用見込み

（単位：百万円）

区分	H19年度 （実績）	H20年度 （実績）	H21年度 （実績）	H22年度 （実績）	H23年度 （見込）	H24年度 （見込）	H25年度 （見込）	H26年度 （見込）	H27年度 （見込）	H28年度 （見込）
対象者数	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
適用事業者	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
減税見込額	46	47	38	51	60	73	86	37	41	40
設備投資額 （参考）	697	1,158	721	1,782	1,894	1,517	1,332	985	1,158	977

- 注） 1. 対象者は分蜜糖企業8社、含蜜糖企業3社（1社重複）  
 2. 適用事業者は全て分蜜糖企業  
 3. H24年以降からは、割増償却の対象物に構築物を追加した金額（見込）  
 4. 設備投資額は適用事業者の設備投資額の積み上げ

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位：百万円

	①投入部門 （金額）	②投入部門 （金額）	③投入部門 （金額）
19年度	2078 食品機械・同装置 （697）		
20年度	2078 食品機械・同装置 （1,158）		
21年度	2078 食品機械・同装置 （721）		
22年度	2078 食品機械・同装置 （1,782）		
23年度	2078 食品機械・同装置 （1,894）		
24年度	2078 食品機械・同装置 （1,517）		
25年度	2078 食品機械・同装置 （1,332）		
26年度	2078 食品機械・同装置 （985）		
27年度	2078 食品機械・同装置 （1,158）		
28年度	2078 食品機械・同装置 （977）		



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく総合化事業計画又は研究開発・成果利用事業計画に係る機械装置等を取得した場合の特別償却	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし		○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「25年度までに6次産業化の設備投資額を76億円」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込み（24、25両年度175百万円）と効果を対比して説明しているが、設備投資の経済波及効果について、設備投資額全体を本租税特別措置等の効果として算定し、本租税特別措置等の寄与分を十分に分析せずに効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、25年度に達成すると説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等の達成目標の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく総合化事業計画又は研究開発・成果利用事業計画に係る機械装置等を取得した場合の特別償却（国税4）（法人税・所得税：義）
2	要望の内容	1 対象者 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づき認定された総合化事業計画又は研究開発・成果利用事業計画により機械装置等を取得した農林漁業者等  2 特例の内容 1の対象者が取得した機械装置等に対して、通常の減価償却に加え、取得価額の30%の特別償却を実施
3	担当部局	食料産業局産業連携課/新事業創出課
4	評価実施時期	平成23年4月～9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設
6	適用又は延長期間	平成24年4月～平成26年3月
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農林漁業の持続的かつ健全な発展は、その有する農林水産物等の安定的な供給の機能及び国土の保全等の多面にわたる機能が発揮されることにより、農山漁村の活力の維持向上に寄与するとともに、国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に貢献するものである。しかしながら、我が国の農林漁業及び農山漁村は内外の様々な課題に直面しており、農林水産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化や過疎化の進展等により、農山漁村の活力は著しく低下している。  このため、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す「6次産業化」の取組により、農林漁業者の所得の確保を通じて農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とするとともに、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等を図ることを目的とする。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>1 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年12月3日法律第67号） 基本理念として「農林漁業等の振興」、「農山漁村その他の地域の振興」等を掲げており、その実現に向けた施策として「農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策」の総合的な推進を図る。</p> <p>2 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定） 6次産業化については、「農業の持続的発展に関する施策」において、地域の第1次産業としての農林水産業とこれに関連する第2次・第3次産業に係る事業を融合させることにより、総合的かつ一体的な産業化を進めていくことが必要であり、これを通じて農業者の所得の増大を図ることとしている。 また、「農村の振興に関する施策」においても、6次産業化の推進により、新たな付加価値を地域内で創出し、雇用と所得を確保することとしている。</p> <p>3 「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定） 「6次産業化（生産・加工・流通の一体化等）や農商連携、縦割り型規制の見直し等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出」と明記。また、民主党マニフェストや政策集 INDEX2009 において、「農山漁村の6次産業化」の実現が明記されている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 農村の振興 [政策分野] 農業・農村における6次産業化の推進</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農林漁業者等の所得を向上させ、雇用の確保を図るため、各都道府県に6次産業化に取り組む農林漁業者等を出現させる。25年度までに6次産業化の設備投資額を76億円とする。 （総務省ガイドライン等の要請により、所期の目標の趣旨を変更しないで定量化した目標設定を行った。） 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 25年度までに6次産業化の設備投資額を76億円とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 初期投資等の大きさのため、6次産業化に取り組むことを躊躇している農林漁業者等を租税特別措置により後押しするものである。</p>

8	有効性等	①: 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24 (見込み)</th> <th>H25 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(件)</td> <td>211</td> <td>211</td> </tr> </tbody> </table> <p>六次産業化法に基づく総合化事業計画の第1回認定事業者へのアンケート調査等から、各年度211件の適用を見込んでいるところである。 また、適用が見込まれる事業者は、六次産業化法の総合化事業計画又は研究開発・成果利用事業計画の認定を受ける農林漁業者等であり、特定の者に偏っておらず、僅少でもない。</p>	年度	H24 (見込み)	H25 (見込み)	件数(件)	211	211
		年度	H24 (見込み)	H25 (見込み)					
		件数(件)	211	211					
②: 減収額	<p>(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24 (見込み)</th> <th>H25 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>175</td> <td>175</td> </tr> </tbody> </table> <p>六次産業化法に基づく総合化事業計画の第1回認定事業者へのアンケート調査から、減収見込額は、各年度1億7,500万円を見込んでいる。 ※別添1参照</p>	年度	H24 (見込み)	H25 (見込み)	減収額	175	175		
年度	H24 (見込み)	H25 (見込み)							
減収額	175	175							
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成24年~25年) 初期投資等の大きさから、6次産業化に取り組むことを躊躇している農林漁業者等を租税特別措置により後押し、農林漁業者の所得の確保を通じて農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とし、農山漁村の活力の再生等を図る。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成24年~25年)</p> <p>(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24 (見込み)</th> <th>H25 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6次産業化の設備投資額</td> <td>3,789</td> <td>3,789</td> </tr> </tbody> </table> <p>25年度までに6次産業化の設備投資額を76億円とする。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成24年~25年) 農林漁業者等が6次産業化に取り組むことを躊躇することにより、農林漁業者等の所得の向上や雇用の確保に支障をきたすことが想定される。</p>	年度	H24 (見込み)	H25 (見込み)	6次産業化の設備投資額	3,789	3,789		
年度	H24 (見込み)	H25 (見込み)							
6次産業化の設備投資額	3,789	3,789							

9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成23年~25年) 機械取得等によってもたらされる経済波及効果と減収額の関係は、以下の表のとおり。いずれの年度についても経済波及効果が減税額を上回るため、是認できる。</p> <p>6次産業化に取り組む農林漁業者等が行った投資に係る減税額及び経済波及効果</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24 (見込み)</th> <th>H25 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税額</td> <td>175</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>3,789</td> <td>3,789</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>9,851</td> <td>9,851</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 租税特別措置を受けないで投資することも可能な中、租税特別措置が適用されることを勘案すれば、研究開発投資及び設備投資の理由の一つに、この租税特別措置があると考えることが妥当。したがって当該租税特別措置を適用して研究開発及び設備投資を行っているものについては、当該租税特別措置がインセンティブになっているとして計算。 ※ 経済波及効果については、六次産業化法に基づく総合化事業計画の第1回認定事業者へのアンケート調査から得られた投資額(実数)及び取得機械等の情報、見込まれる研究開発・成果利用事業計画を用い、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用して算出。 ※ 消費転換係数は0.73で算出 ※ 経済波及効果は2次効果まで算定 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照</p>	年度	H24 (見込み)	H25 (見込み)	減税額	175	175	投資額	3,789	3,789	経済波及効果	9,851	9,851
		年度	H24 (見込み)	H25 (見込み)											
減税額	175	175													
投資額	3,789	3,789													
経済波及効果	9,851	9,851													
②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>農業改良資金等 農業改良資金等の政策金融による支援は、自己資金だけでは設備投資資金の確保が難しい農林漁業者等に対して、新たな事業展開に必要な資金の事前供給を目的としているのに対し、設備投資の初期費用の負担軽減によるキャッシュフローの改善を目的とする税制措置による支援とは目的・対象が異なる。</p> <p>6次産業化総合推進事業等 6次産業化総合推進事業等の予算上の措置(補助金)は、総合化事業計画の認定は必要なく、それぞれの補助事業の公募要件に合致し採択された農林漁業者等が支援対象になるのに対し、税制措置は設備投資を行</p>														

		う総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者等が支援対象になることから、双方の支援対象は異なる。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	(農林水産省政策評価第三者委員会意見) 特別償却による減収は、経費の前倒しに過ぎないためは認できる。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

(別添1)

## H24 税制特例の減税見込額等の試算

### 【総合化事業計画】

#### ○特別償却

(注1: 推計設備投資額) (特別償却) (法人税率) (注2: 黒字率) (注3: 事業者の比率)

大企業	3,717百万円	×	30%	×	30%	×	77%	×	1.4%	=	4百万円
中小企業	3,717百万円	×	30%	×	22%	×	77%	×	75.4%	=	142百万円
個人	3,717百万円	×	30%	×	12%	×	77%	×	23.2%	=	24百万円

合計 170百万円

(注1) 平成23年度の280万円以上の推計設備投資額

$$18百万円(※①) \times 350件(※②) \times 59\%(※③) = 3,717百万円$$

※① 中小企業基盤強化税制(特定農産加工)H18~22年度の設備投資額のうち、最大と最小の年度を除いた平均設備投資額

※② 六次産業化法に基づく総合化事業計画のH23年度認定見込件数

※③ ②のうち機械等の取得を伴う認定総合化事業計画の比率(第1回認定総合化事業計画におけるアンケート調査結果により推計)

(注2) 黒字率

認定総合化事業計画におけるアンケート調査結果により黒字率を推計

(注3) 事業者の比率

認定総合化事業計画におけるアンケート調査結果により大企業、中小企業、個人の比率を推計

### 【研究開発・成果利用事業計画】

#### ○特別償却

(注1: 推計設備投資額) (特別償却) (法人税率) (注2: 事業者の比率)

大企業	72百万円	×	30%	×	30%	×	17%	=	1百万円
中小企業	72百万円	×	30%	×	22%	×	83%	=	4百万円

合計 5百万円

(注1) 平成23年度の280万円以上の推計設備投資額

$$18百万円(※①) \times 5件(※②) \times 80\%(※③) = 72百万円$$

※① 中小企業基盤強化税制(特定農産加工)H18~22年度の設備投資額のうち、最大と最小の年度を除いた平均設備投資額

※② 六次産業化法に基づく研究開発・成果利用事業計画のH23年度認定見込件数

※③ ②のうち機械等の取得を伴う研究開発・成果利用事業計画の比率※④(推計)

※④ 新事業創出に係る緑と水のプロジェクト事業の申請状況から推計

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度			
20年度			
21年度			
22年度			
23年度			
24年度	再生資源回収・加工処理 (18)	プラスチック・ゴム・革製品 (18)	その他機械 (36)
25年度	再生資源回収・加工処理 (18)	プラスチック・ゴム・革製品 (18)	その他機械 (36)
26年度			
27年度			
28年度			

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度			
20年度			
21年度			
22年度			
23年度			
24年度	食品機械・同装置 (3, 717)		
25年度	食品機械・同装置 (3, 717)		
26年度			
27年度			
28年度			

經濟産業省



番号	制度名
経済産業省	
経産01	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等
経産02	移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税
経産03	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税
経産04	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税
経産05	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付
経産06	石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付
経産07	再生可能エネルギーの普及・拡大のための税制措置
経産08	海外投資等損失準備金
経産09	交際費等の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）
経産10	会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減
経産11	金属鉱業等鉱害防止準備金
経産12	中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置
経産13	株式会社商工組合中央金庫の抵当権設定登記に係る登録免許税の軽減
経産14	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化）
経産15	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価T O Bに応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等
経産16	中小企業投資促進税制
経産17	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
経産18	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（産活法）に基づく登録免許税の税率の軽減措置
経産19	特定の資産の買換えの場合の課税の特例
経産20	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大等に向けた所要の措置
経産21	沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における特例措置
経産22	国際物流拠点産業集積地域（仮称）における税制上の特例措置
経産23	産業イノベーション地域（仮称）の課税の特例
経産24	沖縄の情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における税制上の特例措置

番号	制度名
経産25	引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税
経産26	特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付
経産27	農林漁業用輸入A重油の石油石炭税免税措置
経産28	車体課税の抜本的見直し（自動車税のグリーン化関連）
経産29	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（電気供給業）
経産30	軽油引取税の課税免除措置の特例措置（地熱資源）
経産31	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鋳さいバラス製造業）
経産32	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（生コンクリート製造業）
経産33	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（セメント製品製造業）
経産34	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）
経産35	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業）
経産36	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石等鉱物掘採業）
経産37	軽油引取税の課税免除の特例措置（陶磁器製造業）
経産38	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（ゴルフ場業）
経産39	再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に伴う特例措置
経産40	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
経産41	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
経産42	中小企業の事業再生に伴う不動産取得税の軽減措置
経産43	株式会社商工組合中央金庫の事業税の課税標準の特例
経産44	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
経産45	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の創設
経産46	公害防止用設備（汚水・廃液処理施設）に対する課税標準の特例
経産47	「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により取得した少額資産の固定資産税免除
経産48	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大等に向けた所要の措置

番号	制度名
経産49	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置
経産50	外国組合員に対する課税の特例
経産51	エンジェル税制 ・ 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等 ・ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等 ・ 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例
経産52	ストックオプション・税制 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等
経産53	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除
経産54	青色申告特別控除
経産55	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
経産56	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（地域商店街活性化法）
経産57	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（総合特区法）
経産58	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（鉱害防止事業基金）
経産59	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（信用保証協会）
経産60	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（中小企業倒産防止共済制度の掛金に係るもの）
経産61	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（商品先物取引法に基づく委託者保護基金）
経産62	相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例
経産63	非上場株式等についての贈与税の納税猶予 非上場株式等についての相続税の納税猶予 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予
経産64	使用済自動車に係る自動車重量税の還付制度
経産65	エンジェル税制 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例措置
経産66	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の特例措置
経産67	変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例
経産68	ガス事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る特例措置
経産69	熱供給事業者が新設した熱供給事業用の償却資産に係る特例措置
経産70	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る軽減税率

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等	府省名	経済産業省
税目	揮発油税、地方揮発油税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「諸外国と同等の課税条件が整備されること」は、本租税特別措置等による措置そのものであり、効果を測り得るものでないことから、当該測定指標では効果の検証が困難である。  
 (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標（石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る）の実現状況について把握されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の実態が不透明である。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、本租税特別措置等により達成しようとする目標が本租税特別措置等による措置そのものとなる特殊なものであることから、税収減に言及せず、本租税特別措置等が廃止された場合の影響（石油化学産業からの税収及び石油化学業界8万8千人を始め、化学関連産業約70万人の雇用が脅かされる）を説明することにより、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、石油化学企業等における安定的な国内投資が促進されるため、その結果として、石油化学製品の低廉かつ安定的な供給が実現すると説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的及びその根拠》欄への補足説明）
- 1 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）  
「新成長戦略（平成22年6月18日）」においては「産業競争力の強化とあわせて、富が広く循環する経済構造を築く必要がある。」（第一章 新成長戦略—「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」）との記述があり、政策上の位置付け、重要性が明確になっている。
  - 2 基本方針（平成23年9月2日閣議決定）  
「基本方針（平成23年9月2日）」においては、政務三役の職務の方針として「国内産業の空洞化対策を講ずる」ことが明記されており、産業空洞化防止についての政策上の位置付け、重要性が明確になっている。
  - 3 経済産業政策の課題と対応（平成23年9月29日、経済産業省）  
今般講じようとする措置（原料用途免税の恒久化・本則化）と事前評価書に記載した政策目的との関係については、当省の「経済産業政策の課題と対応（平成23年9月29日）」において、国際競争力強化及び産業空洞化防止のための具体的施策として、「諸外国と同様、石油化学製品等の原料として利用されるナフサ等への免税措置について本則化・恒久化を図る」ことが明記されており、これらの措置が、国際競争力強化及び産業空洞化防止に帰属することが明確になっている。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
- 前回要望時においては、我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図ることを目標として設定しているが、現時点においては、「効果・達成目標の実現状況」に記載のとおり、必ずしも石油化学企業の事業基盤の安定が確保されていない状況にあり、このため、必ずしも石油化学製品の低廉かつ安定的な供給が確保されていない。
- ③ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
- 今回要望においては、我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図ることを目標として設定している。本要望が実現した場合、いつ課税されるか分からないという不安定なビジネス環境が改善され、石油化学企業等における安定的な国内投資が促進されるため、その結果として、石油化学製品の低廉かつ安定的な供給が実現する。

- ④ 政策目的への寄与（評価書中7③《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》欄への補足説明）

石油化学製品の低廉かつ安定的な供給の確保は、国内製造業における材料調達環境の安定化に貢献する。これにより、石油化学製品を利用して事業を営むメーカーをはじめとする多くの企業は、サプライチェーンの強化を通じた供給力の強化、すなわち国際競争力の強化が図ることが可能となる。また、材料調達環境の安定化は、国内投資へのインセンティブとなるため、産業空洞化の防止にもつながる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等 (租税特別措置法 89 条の 2)
2	要望の内容	(免税措置の本則化・恒久化) ① エチレン等石油化学製品の製造のため消費される揮発油については、揮発油税及び地方揮発油税を免除とする措置の本則化・恒久化を図る。 ② ①の規定を受けて製造された石油化学製品のうち、特定石油化学製品が指定用途以外の用途に消費又は移出された場合には揮発油税法及び地方揮発油税法が適用される。
3	担当部局	製造産業局化学課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和32年度 創設
6	適用又は延長期間	本則恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。  《政策目的の根拠》 [平成23年度 税制改正大綱] 9. 検討事項 [国税](12)原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化や本則化について、平成24年度税制改正において引き続き検討します。  石油化学製品の原料について、諸外国では課税をしていない。石油化学産業の存立の観点から、課税環境に関する国際的なイコール・フットINGを確保することが必要である。 原料用揮発油(ナフサ等)に対する課税状況(2010年2月現在) 課税対象外:米国、英国、ドイツ、フランス、スイス、台湾、 免税:中国、韓国 (出典:三菱総合研究所及び石油化学工業協会調べ)
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 1. 経済成長
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国製造業の国際競争力の強化及び産業空洞化の防止を図るため、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る。

		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置は、課税環境に関する国際的なイコール・フットINGを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同等の課税条件が整備されることそのものが、目標達成の指標となる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置の効果により、石油化学製品の原料用揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税が免税され、課税環境の国際的なイコール・フットING及び国際競争力の確保、産業空洞化の防止、石油化学製品の低廉かつ安定的供給が図られている。
8	有効性等	①: 適用数等 免税量 平成17年度 73,652(千 KL) 平成23年度 66,082(千 KL)(見込み) 平成18年度 72,667(千 KL) 平成24年度 67,605(千 KL)(見込み) 平成19年度 73,664(千 KL) 平成20年度 64,270(千 KL) 平成21年度 67,220(千 KL) 平成22年度 69,514(千 KL) (17~21年度は国税庁統計年報、22年度は石油化学工業協会ほか業界推計、23年度は財務省試算値、24年度は経産省推計)  ○石油化学企業及び石油精製企業(エチレン製造者11社、芳香族製造者23社、ナフサ製造者14社)が本措置を利用する見込み。 ○23年度の免税量は下記減収額を税額で割り算定、24年度は21~23年度の平均値で算定。 ○適用数量等は想定以上に僅少ではなく、輸入ナフサを使用する全ての石油化学企業の事業者が本措置を利用していることから、特定の者に偏っていない。また、石油化学製品を利用する中小企業17000社にも効果が均露している。
		②: 減収額 免税額 平成17年度 39,625億円 平成23年度 35,552億円(見込み) 平成18年度 39,095億円 平成24年度 36,372億円(見込み) 平成19年度 39,631億円 平成20年度 38,753億円 平成21年度 35,938億円 平成22年度 37,399億円 (17~21年度は国税庁統計年報、22年度は石油化学工業協会ほか業界推計、23年度は財務省試算値、24年度は経産省推計)  ○17~21年度の減収額は上記免税量に税額を乗じて算定、24年度は21~23年度の平均値で算出。
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月~平成25年3月) 現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、事業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月)</p> <p>現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、事業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月)</p> <p>世界に類のない原料用途課税により、石油化学産業が在立できなくなれば、本措置廃止に伴う税収見込額が、そもそも失われることに加え、石化業界約8万8千人を始め、化学関連産業の約70万人の雇用も脅かされる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月)</p> <p>仮に世界に類のない原料用途課税が行われた場合には、石油化学産業からの税収、及び、石油化学業界8万8千人を始め、化学関連産業約70万人の雇用の確保が脅かされることとなる。</p> <p>したがって、将来における石油化学産業の税収、雇用を確保するために、本措置は有効である。</p> <p>なお、本措置の目的(課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る)は、本措置が講じられなければ、そもそも達成することができないものであることから、本措置が講じられた場合の予測される効果と減収額の対比ではなく、本措置が講じられた場合と、講じられなかった場合の影響を説明することにより、税収を是認する効果を説明することが妥当である。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>生産量は予め予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難。</p> <p>仮に原料に課税をされた場合、石油化学製品のサプライチェーン上には、価格交渉力の弱い中小企業が多く存在し、価格転嫁は極めて困難。中小企業をはじめとして国内関連産業に多大な影響が生じる。</p> <p>仮に現行揮発油税の1%(538円/KL)の課税でも、約300億円の負担となり、エチレンセンター全社の合計利益(11社の過去5年平均営業利益820億円)の大半が喪失。</p> <p>価格転嫁をしたとしても、無税の原料により作られた輸入製品が国産品と置き換わる事態が生じる。石油化学製品の市場は広範であり、製品輸入時点で課税して調整することは困難なため、原料時点での免税で措置することが妥当。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>①石油化学製品製造用輸入ナフサに係る石油石炭税の免税措置  ②石油化学製品原料用国産ナフサに係る石油石炭税の還付措置  ③石油化学製品製造用輸入ナフサに係る関税の無税措置  ④移出または引取りに係る揮発油またはみなし揮発油の特定用途免税  ⑤石油化学製品製造用の軽油にかかる非課税措置</p> <p>・石油化学製品の原料に課税をしないという国際的なイコールフットイングを確保するため、目的や対象行為に応じて措置が講じられている。このうち本措置については、エチレン等石油化学製品の製造のため消費される揮発油について、揮発油税及び地方揮発油税を免除するものである。</p>

		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税	府省名	経済産業省
税目	揮発油税、地方揮発油税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。  
 ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「諸外国と同等の課税条件が整備されること」は、本租税特別措置等による措置そのものであり、効果を測り得るものでないことから、当該測定指標では効果の検証が困難である。  
 (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標（ゴム製品等の低廉かつ安定的な供給を図る）の実現状況について把握されていないため、本租税特別措置等の達成目標による効果・実現状況の実態が不透明である。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、本租税特別措置等により達成しようとする目標が本租税特別措置等による措置そのものとなる特殊なものであることから、税収減に言及せず、本租税特別措置等が廃止された場合の影響（石油化学産業からの税収及び石油化学業界8万8千人を始め、化学関連産業約70万人の雇用が脅かされる）を説明することにより、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況の将来予測について、ゴム製品製造事業者等における安定的な国内投資が促進されるため、その結果として、ゴム製品等の低廉かつ安定的な供給が実現すると説明しているが（【点検結果表の別紙】⑩参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

## 【点検結果表の別紙】

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的及びその根拠》欄への補足説明）
- 1 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）  
「新成長戦略（平成22年6月18日）」においては「産業競争力の強化とあわせて、富が広く循環する経済構造を築く必要がある。」（第一章 新成長戦略—「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」）との記述があり、政策上の位置付け、重要性が明確になっている。
  - 2 基本方針（平成23年9月2日閣議決定）  
「基本方針（平成23年9月2日）」においては、政務三役の職務の方針として「国内産業の空洞化対策を講ずる」ことが明記されており、産業空洞化防止についての政策上の位置付け、重要性が明確になっている。
  - 3 経済産業政策の課題と対応（平成23年9月29日、経済産業省）  
今般講じようとする措置（原料用途免税の恒久化・本則化）と事前評価書に記載した政策目的との関係については、当省の「経済産業政策の課題と対応（平成23年9月29日）」において、国際競争力強化及び産業空洞化防止のための具体的施策として、「諸外国と同様、石油化学製品等の原料として利用されるナフサ等への免税措置について本則化・恒久化を図る」ことが明記されており、これらの措置が、国際競争力強化及び産業空洞化防止に帰属することが明確になっている。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
- 前回要望時においては、我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用されるゴム製品等の低廉かつ安定的な供給を図ることを目標として設定しているが、現時点においては、「効果・達成目標の実現状況」に記載のとおり、必ずしもゴム製品等の製造企業の事業基盤の安定が確保されていない状況にあり、このため、必ずしもゴム製品等の低廉かつ安定的な供給が確保されていない。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- ① ゴム  
平成24年度は、国税庁統計及び業界調べでは減少傾向であり、平均値では数字が対前年増量になってしまうため、前年同量と想定して平成23年度の業界調べによる見込み額を使用
  - ② 塗料、印刷用インキ、接着剤、電気絶縁塗料、洗浄剤又はプラスチックその他の離型用  
平成24年度見込額は、平成20～23年度4カ年の平均額

- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

今回要望においては、我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用されるゴム製品等の低廉かつ安定的な供給を図ることを目標として設定している。本要望が実現した場合、いつ課税されるか分からないという不安定なビジネス環境が改善され、ゴム製品製造事業者等における安定的な国内投資が促進されるため、その結果として、ゴム製品等の低廉かつ安定的な供給が実現する。

- ⑯ 政策目的への寄与（評価書中7③《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》欄への補足説明）

ゴム製品等の低廉かつ安定的な供給の確保は、国内製造業における材料調達環境の安定化に貢献する。これにより、ゴム製品等を利用して事業を営むメーカーをはじめとする多くの企業は、サプライチェーンの強化を通じた供給力の強化、すなわち国際競争力の強化を図ることが可能となる。また、材料調達環境の安定化は、国内投資へのインセンティブとなるため、産業空洞化の防止にもつながる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 (租税特別措置法 89 条の3、89 条の4、90 条、90 条の2)																																
2	要望の内容	(免税措置の本則化・恒久化) ゴムの溶剤等に供される揮発油及びみなし揮発油について、揮発油製造所からの移出及び保税地域から引き取る場合、揮発油税及び地方揮発油税を免除する措置の本則化・恒久化を図る。																																
3	担当部局	製造産業局化学課																																
4	評価実施時期	平成23年8月																																
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和32年度 創設(揮発油) 昭和59年度 創設(みなし揮発油)																																
6	適用又は延長期間	本則恒久措置																																
7	①: 必要性等及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ゴム製品、接着剤、塗料等に用いられる揮発油及びみなし揮発油については、先進諸外国において課税されておらず、課税環境の国際的なイコールフットリングが必要である。また、ゴム製品、接着剤、塗料等は産業の基盤となる基礎材として欠かせず、代替も困難なものであるが、その製造事業者は、経営基盤が脆弱な中小企業者が多く(ゴム製品98.8%、接着剤99.4%、塗料99.2%)、仮に課税された場合、製品価格への転嫁を行うことが困難である。したがって、中小企業の経営への悪影響を回避する観点からも非課税措置が不可欠である。</p> <p>○諸外国の課税状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">日本</th> <th colspan="2">アメリカ</th> <th colspan="2">イギリス</th> <th colspan="2">ドイツ</th> <th colspan="2">フランス</th> </tr> <tr> <th>石化以外</th> <th>原料用</th> <th>石化以外</th> <th>原料用</th> <th>石化以外</th> <th>原料用</th> <th>石化以外</th> <th>原料用</th> <th>石化以外</th> <th>原料用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揮発油</td> <td>53,800</td> <td>免税</td> <td>有税</td> <td>課税</td> <td>有税</td> <td>課税</td> <td>有税</td> <td>課税</td> <td>有税</td> <td>課税</td> </tr> </tbody> </table> <p>三菱総合研究所調べ</p> <p>[平成23年度 税制改正大綱] 9. 検討事項 [国税](12)原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化や本則化について、平成24年度税制改正において引き続き検討します。</p>		日本		アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス		石化以外	原料用	揮発油	53,800	免税	有税	課税	有税	課税	有税	課税	有税	課税								
		日本		アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス																								
石化以外		原料用	石化以外	原料用	石化以外	原料用	石化以外	原料用	石化以外	原料用																								
揮発油	53,800	免税	有税	課税	有税	課税	有税	課税	有税	課税																								
②: 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長																																	

8	有効性等	①: 適用数等	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国製造業の国際競争力の強化及び産業空洞化の防止を図るため、幅広い産業で活用されるゴム製品等の低廉かつ安定的な供給を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本措置は、課税環境に関する国際的なイコールフットリングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同等の課税条件が整備されることそのものが、目標達成の指標となる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、ゴム製品等の原料用揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税が免税され、ゴム製品等の低廉かつ安定的供給が図られる。</p>																																																																																		
		②: 減収額	<p>免税量(KL)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴム</td> <td>14,526</td> <td>10,739</td> <td>6,900</td> <td>6,062</td> <td>6,062</td> </tr> <tr> <td>塗料</td> <td>58,122</td> <td>42,323</td> <td>42,732</td> <td>42,527</td> <td>46,426</td> </tr> <tr> <td>印刷用インキ</td> <td>4,936</td> <td>4,444</td> <td>4,383</td> <td>4,413</td> <td>4,544</td> </tr> <tr> <td>接着剤</td> <td>752</td> <td>7,630</td> <td>8,173</td> <td>7,902</td> <td>7,804</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>14,993</td> <td>12,265</td> <td>12,439</td> <td>12,352</td> <td>13,011</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100,089</td> <td>77,401</td> <td>74,627</td> <td>73,256</td> <td>77,848</td> </tr> </tbody> </table> <p>(国税庁統計及び10年度以降は日本ゴム工業会、日本塗料工業会、印刷インキ工業会、日本接着剤工業会等業界調べ)</p> <p>○ゴム製品製造企業158社、接着剤製造企業19社、塗料製造企業253社が、本措置を利用する見込み。 ○23年度、24年度の免税量は、平成23年度の免税量は財務省試算、平成24年度の免税額は過去の実績を基に算定。 ○適用数量等は想定以上に僅少ではなく、ゴム製品等を製造するために揮発油又はみなし揮発油を使用する全ての事業者が本措置を利用していることから、特定の者に偏っていない。</p> <p>免税額(百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴム</td> <td>781</td> <td>577</td> <td>371</td> <td>326</td> <td>326</td> </tr> <tr> <td>塗料</td> <td>3,127</td> <td>2,277</td> <td>2,299</td> <td>2,288</td> <td>2,497</td> </tr> <tr> <td>印刷用インキ</td> <td>266</td> <td>239</td> <td>236</td> <td>237</td> <td>244</td> </tr> <tr> <td>接着剤</td> <td>404</td> <td>411</td> <td>440</td> <td>425</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>807</td> <td>660</td> <td>669</td> <td>665</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,385</td> <td>4,164</td> <td>4,015</td> <td>3,941</td> <td>4,171</td> </tr> </tbody> </table> <p>(国税庁統計及び10年度以降は上記免税量に税率を乗じて算出) ○免税額は、免税量に税額を乗じて算出。</p>		2008	2009	2010	2011	2012	ゴム	14,526	10,739	6,900	6,062	6,062	塗料	58,122	42,323	42,732	42,527	46,426	印刷用インキ	4,936	4,444	4,383	4,413	4,544	接着剤	752	7,630	8,173	7,902	7,804	その他	14,993	12,265	12,439	12,352	13,011	合計	100,089	77,401	74,627	73,256	77,848		2008	2009	2010	2011	2012	ゴム	781	577	371	326	326	塗料	3,127	2,277	2,299	2,288	2,497	印刷用インキ	266	239	236	237	244	接着剤	404	411	440	425	420	その他	807	660	669	665	700	合計	5,385	4,164	4,015
	2008	2009	2010	2011	2012																																																																																
ゴム	14,526	10,739	6,900	6,062	6,062																																																																																
塗料	58,122	42,323	42,732	42,527	46,426																																																																																
印刷用インキ	4,936	4,444	4,383	4,413	4,544																																																																																
接着剤	752	7,630	8,173	7,902	7,804																																																																																
その他	14,993	12,265	12,439	12,352	13,011																																																																																
合計	100,089	77,401	74,627	73,256	77,848																																																																																
	2008	2009	2010	2011	2012																																																																																
ゴム	781	577	371	326	326																																																																																
塗料	3,127	2,277	2,299	2,288	2,497																																																																																
印刷用インキ	266	239	236	237	244																																																																																
接着剤	404	411	440	425	420																																																																																
その他	807	660	669	665	700																																																																																
合計	5,385	4,164	4,015	3,941	4,171																																																																																

	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月)          現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、事業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月)          現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、事業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月)          当該製品の製造事業者は経営基盤が脆弱な中小企業者が多く、揮発油税等が課税された場合に製品価格への価格転嫁が困難であり、当該中小企業の経営にも大きな影響が生じることとなる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月)          仮に世界に類のない原料用途課税が行われた場合には、石油化学産業からの税收、及び、石油化学業界8万8千人を始め、化学関連産業約70万人の雇用の確保が脅かされることとなる。          したがって、将来における石油化学産業の税收、雇用に確保するために、本措置は有効である。          なお、本措置の目的(課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、ゴム製品等の低廉かつ安定的な供給を図る)は、本措置が講じられなければ、そもそも達成することができないものであることから、本措置が講じられた場合の予測される効果と減収額の対比ではなく、本措置が講じられた場合と、講じられなかった場合の影響を説明することにより、税收を是認する効果を説明することが妥当である。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等          生産量は予め予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担          ・石油化学製品製造用輸入ナフサに係る石油石炭税の免税措置          ・石油化学製品原料用国産ナフサに係る石油石炭税の還付措置          ・石油化学製品の製造のために消費される揮発油の免税措置          ・石油化学製品製造用輸入ナフサに係る関税の無税措置          ・石油化学製品製造用軽油の引取りにかかる非課税措置          石油化学製品の原料に課税しない国際的なイコールフットイングを確保するため、目的や対象行為に応じて措置が講じられている。このうち本措置は、ゴム溶剤等の特定用途に供するため、移出または引取りに係る揮発油税及びびみなし揮発油税を免除する。</p>

		③: 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税	府省名	経済産業省
税目	石油石炭税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「諸外国と同等の課税条件が整備されること」は、本租税特別措置等による措置そのものであり、効果を測り得るものでないことから、当該測定指標では効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

- ⑩ 達成目標（石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る）の実現状況について把握されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の実態が不透明である。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、本租税特別措置等により達成しようとする目標が本租税特別措置等による措置そのものとなる特殊なものであることから、税収減に言及せず、本租税特別措置等が廃止された場合の影響（石油化学産業からの税収及び石油化学業界8万8千人を始め、化学関連産業約70万人の雇用が脅かされる）を説明することにより、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

- ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、石油化学企業等における安定的な国内投資が促進されるため、その結果として、石油化学製品の低廉かつ安定的な供給が実現すると説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的及びその根拠》欄への補足説明）

1 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

「新成長戦略（平成22年6月18日）」においては「産業競争力の強化とあわせて、富が広く循環する経済構造を築く必要がある。」（第一章 新成長戦略—「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」）との記述があり、政策上の位置付け、重要性が明確になっている。

2 基本方針（平成23年9月2日閣議決定）

「基本方針（平成23年9月2日）」においては、政務三役の職務の方針として「国内産業の空洞化対策を講ずる」ことが明記されており、産業空洞化防止についての政策上の位置付け、重要性が明確になっている。

3 経済産業政策の課題と対応（平成23年9月29日、経済産業省）

今般講じようとする措置（原料用途免税の恒久化・本則化）と事前評価書に記載した政策目的との関係については、当省の「経済産業政策の課題と対応（平成23年9月29日）」において、国際競争力強化及び産業空洞化防止のための具体的施策として、「諸外国と同様、石油化学製品等の原料として利用されるナフサ等への免税措置について本則化・恒久化を図る」ことが明記されており、これらの措置が、国際競争力強化及び産業空洞化防止に帰属することが明確になっている。

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時においては、我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図ることを目標として設定しているが、現時点においては、「効果・達成目標の実現状況」に記載のとおり、必ずしも石油化学企業の事業基盤の安定が確保されていない状況にあり、このため、必ずしも石油化学製品の低廉かつ安定的な供給が確保されていない。

⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

輸入ナフサを使用する石油化学企業（エチレン製造者11社、芳香族製造者23社）の全てが本措置を利用しており、想定外に特定の者に偏っているとは考えていない。

⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

今回要望においては、我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図ることを目標として設定している。本要望が実現した場合、いつ課税されるか分からないという不安定なビジネス環境が改善され、石油化学企業等における安

定的な国内投資が促進されるため、その結果として、石油化学製品の低廉かつ安定的な供給が実現する。

⑯ 政策目的への寄与（評価書中7③《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》欄への補足説明）

石油化学製品の低廉かつ安定的な供給の確保は、国内製造業における材料調達環境の安定化に貢献する。これにより、石油化学製品を利用して事業を営むメーカーをはじめとする多くの企業は、サプライチェーンの強化を通じた供給力の強化、すなわち国際競争力の強化を図ることが可能となる。また、材料調達環境の安定化は、国内投資へのインセンティブとなるため、産業空洞化の防止にもつながる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税 (租税特別措置法 90 条の 4)
2	要望の内容	(免税措置の本則化・恒久化) 石油化学製品製造用原油(重質NGL)、揮発油(ナフサ)、灯油及び軽油、並びにアンモニア等の製造用液化石油ガス(LPG)で保税地域から引き取られるものについては、石油石炭税を免除とする措置の本則化・恒久化を図る。
3	担当部局	製造産業局化学課 資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和52年度 創設 石油化学製品等製造用輸入ナフサに係る免税措置の創設 (1年毎に免税措置を延長) 昭和59年 石油化学製品等製造用輸入LPGに係る免税措置の創設 (1年毎に免税措置を延長) 昭和61年 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPGに係る本税を2年間の免税措置として延長 昭和63年 同上 平成 2年 同上 平成 4年 同上 石油化学製品製造用輸入原油(重質NGL)に係る免税措置の創設 平成 6年 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油(重質NGL)に係る本税を2年間の免税措置として延長 平成 8年 同上 平成10年 同上 平成12年 同上 平成14年 同上 平成16年 同上 石油化学製品製造用輸入ガスオイル(粗製灯油、粗製軽油)に係る免税措置の創設 平成18年 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油(重質NGL)・ガスオイル(粗製灯油、粗製軽油)に係る本税を2年間の免税措置として延長 平成20年 同上 平成22年 同上
6	適用又は延長期間	本則恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。

		《政策目的の根拠》 [平成 23 年度 税制改正大綱] 9. 検討事項 [国税](12)原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化や本則化について、平成 24 年度税制改正において引き続き検討します。  石油化学製品の原料について、諸外国では課税をしていない。石油化学産業の存立の観点から課税環境の国際的なイコール・フットイングを確保することが必要である。 原料用揮発油(ナフサ等)に対する課税状況(2010年2月現在) 課税対象外:米国、英国、ドイツ、フランス、スイス、台湾、 免税:中国、韓国 (出典:三菱総合研究所及び石油化学工業協会調べ)
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 石油化学製品の製造用に使用する原油、石油製品及びガス状炭化水素における、課税環境の国際的なイコール・フットイングを確保し、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置は、課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同等の課税条件が整備されることそのものが、目標達成の指標となる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、石油化学製品の製造用に使用する原油等を引き取る際の石油石炭税が免税され、課税環境の国際的なイコール・フットイング及び国際競争力の確保、産業空洞化の防止、石油化学製品の低廉かつ安定的供給に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等 免税数量 (ナフサ等)(千kl) (LPG)(千t) 平成 18 年度 28,393 836 平成 19 年度 26,746 874 平成 20 年度 21,805 1,074 平成 21 年度 25,606 1,286 平成 22 年度 26,726 748 平成 23 年度 24,712 1,036 平成 24 年度 25,681 1,023 (平成 18～22年度は石油化学工業協会及び石油連盟調べ、23～24年度は経産省推計)  ○23年度の減収額は20～22年度の平均値で算定。24年度の減収額は21～23年度の平均値で算定。  ○輸入ナフサを使用する石油化学企業(エチレン製造者11社、芳香族製造者23社)が本措置を利用する見込み。

		<p>○免税数量は、各事業者から聴取した数値を集計。 ○適用数量等は想定以上に僅少ではなく、適用対象者は輸入ナフサを使用する石油化学企業全てであることから、特定の者に偏っていない。また、この効果は、直接、本措置が適用される者のみならず、石油化学製品を利用する中小企業約 17,000 社にも効果が均霑している。</p>
②：減収額	<p>免税額 平成 18 年度 589 億円                      平成 23 年度 552 億円(見込み) 平成 19 年度 556 億円                      平成 24 年度 541 億円(見込み) 平成 20 年度 456 億円 平成 21 年度 536 億円 平成 22 年度 553 億円 (石油化学工業協会及び石油連盟調べ、23年度は財務省試算値、24年度は経産省推計)</p> <p>○18～22年度の減収額は上記免税量に税額を乗じて算定、24年度は21～23年度の平均値で算定。</p>	
③：効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成20年4月～平成25年3月) 現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで期間限定である等特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、事業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成20年4月～平成25年3月) 現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで期間限定である等特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、事業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成20年4月～平成25年3月) 輸入ナフサを使用する石油化学企業が本措置を利用。また、石油化学製品を利用する中小企業 17,000 社にも効果が均霑している。 本措置により石油化学産業が存立。世界に類のない原料用途課税により、石油化学産業が在立できなくなれば、本措置廃止に伴う税収見込額が、そもそも失われることに加え、石化業界約8万8千人を始め、化学関連産業の約70万人の雇用も脅かされる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成20年4月～平成25年3月) 仮に世界に類のない原料用途課税が行われた場合には、石油化学産業からの税収、及び、石油化学業界8万8千人を始め、化学関連産業約70万人の雇用の確保が脅かされることとなる。 したがって、将来における石油化学産業の税収、雇用を確保するために、本措置は有効である。 なお、本措置の目的(課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る)は、本措置が講じられなければならない、そもそも達成することができないものであることから、本措置が講じ</p>	

			<p>られた場合の予測される効果と減収額の対比ではなく、本措置が講じられた場合と、講じられなかった場合の影響を説明することにより、税収を是認する効果を説明することが妥当である。</p>
9	相当性	<p>①：租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>生産量は予め予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難。 仮に原料に課税をされた場合、石油化学製品のサプライチェーン上には、価格交渉力の弱い中小企業が多く存在し、価格転嫁は極めて困難。中小企業をはじめとして国内関連産業に多大な影響が生じる。 石油石炭税の 2040 円/kLは、エチレン 4400 円/tのコストアップに相当し、競争力を喪失。仮に課税されれば、全体で約 500 億円の負担となり、エチレンセンター全社の合計利益(11社の過去5年平均営業利益 820 億円)の大半が喪失。 仮に価格転嫁をしたとしても、無税の原料により作られた輸入製品が国産品と置き換わる事態が生じる。石油化学製品の downstream は広範であり、製品輸入時点で課税して調整することは困難なため、原料時点での免税で措置することが妥当。</p> <p>②：他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>① 石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等 ② 石油化学製品原料用国産ナフサに係る石油石炭税の還付措置 ③ 石油化学製品製造用輸入ナフサに係る関税の無税措置 ④ 移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 ⑤ 石油化学製品製造用の軽油にかかる非課税措置</p> <p>・石油化学製品の原料に課税をしないという国際的なイコールフットイングを確保するため、目的や対象行為に応じて措置が講じられている。このうち本措置については、石油化学製品製造用原油(重質NGL)、揮発油(ナフサ)、灯油及び軽油、並びにアンモニア等の製造用液化石油ガス(LPG)で保税地域から引き取られるものについては、石油石炭税を免除するものである。</p>	
		③：地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税	府省名	経済産業省
税目	石油石炭税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給がなされていること」は、目標値が設定されておらず、どのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。  
 また、当該測定指標は、経済情勢等他等の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等の目標値にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

- ⑫ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

- ⑩ 達成目標（国際競争力を確保するとともに、我が国製造業の基盤や社会資本に必要な不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給を確保すること）について説明するのみで、達成目標の実現状況について把握されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の実態が不透明である。

[将来の見込み]

- ⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、税収減及び本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

- ⑦ 本租税特別措置等の適用数の将来（平成23年度及び24年度）の推計（【点検結果表の別紙】⑦参照）についての算定根拠が明らかでなく、適用の見込みが不透明である。

- ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、鉄鋼、コークス及びセメント製造事業者等における安定的な国内投資が促進されるため、その結果として、鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給が実現すると説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられた

ものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

#### 【点検結果表の別紙】

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的及びその根拠》欄への補足説明）
  - 1 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

「新成長戦略（平成22年6月18日）」においては「産業競争力の強化とあわせて、富が広く循環する経済構造を築く必要がある。」（第一章 新成長戦略―「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」）との記述があり、政策上の位置付け、重要性が明確になっている。
  - 2 基本方針（平成23年9月2日閣議決定）

「基本方針（平成23年9月2日）」においては、政務三役の職務の方針として「国内産業の空洞化対策を講ずる」ことが明記されており、産業空洞化防止についての政策上の位置付け、重要性が明確になっている。
  - 3 経済産業政策の課題と対応（平成23年9月29日、経済産業省）

今般講じようとする措置（原料用途免税の恒久化・本則化）と事前評価書に記載した政策目的との関係については、当省の「経済産業政策の課題と対応（平成23年9月29日）」において、国際競争力強化及び産業空洞化防止のための具体的施策として、「諸外国と同様、石油化学製品等の原料として利用されるナフサ等への免税措置について本則化・恒久化を図る」ことが明記されており、これらの措置が、国際競争力強化及び産業空洞化防止に帰属することが明確になっている。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時においては、我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される鉄鋼製品等の低廉かつ安定的な供給を図ることを目標として設定しているが、現時点においては、非課税または免税の恒久措置が世界標準であることに照らして諸外国と同様な課税環境の国際的なイコールフットリングが確保されていない。よって、低廉かつ安定的な供給に必要な鉄鋼メーカー等の事業基盤の安定化が図られているとはいえない。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

輸入石炭を使用するすべての鉄鋼メーカー等の事業者が本措置を利用していることから、特定の者に偏ってはいない。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
  - 特定石炭（鉄鋼）

（算出根拠）平成23年度における鉄鋼製造用免税用途証明申請書による取引数量に、過去の実績利用率の平均と一定の取引数量増加見込み率を掛け合わせた数値を適用
  - 特定石炭（コークス）

(算出根拠) 平成 23 年度におけるコークス製造用免税用途証明申請書による取引数量を適用。  
 ○特定石炭 (セメント)  
 (算出根拠) 平成 23 年度におけるセメント製造用免税用途証明申請書による取引数量を適用。

⑩ 達成目標の実現状況の将来予測 (評価書中 8 ③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明)

今回要望においては、我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給を図ることを目標として設定している。本要望が実現した場合、いつ課税されるか分からないという不安定なビジネス環境が改善され、鉄鋼、コークス及びセメント製造事業者等における安定的な国内投資が促進されるため、その結果として、鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給が実現する。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税 (租税特別措置法 90 条の 4 の 2)
2	要望の内容	免税措置の本則恒久化を図る。
3	担当部局	製造産業局鉄鋼課製鉄企画室 資源エネルギー庁資源・燃料部石炭課 製造産業局住宅産業窯業建材課
4	評価実施時期	平成 23 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 15 年 創設 平成 17 年 2 年間延長 平成 19 年 2 年間延長 平成 21 年 2 年間延長 平成 23 年 2 年間延長
6	適用又は延長期間	本則恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の向上を図る。 本免税措置は、諸外国において、原料用途の石炭に対する課税がない中、鉄鋼、コークス及びセメントの製造に使用する石炭に係る石油石炭税を免除することにより、①我が国の基盤的産業における課税環境の国際的なイコールフットィング及び国際競争力を確保し、中長期的な国内投資を維持するとともに、②我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要な不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給を通じて、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現するものであって、上記政策目的を達成するためのものである。 《政策目的の根拠》 課税環境の国際的なイコールフットィングの確保、低廉かつ安定的な供給を通じた国際競争力強化及び産業空洞化の防止の実現 なお、平成 23 年度税制改正大綱において、原料用途に係る免税措置については、「(12)原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化や本則化について、平成 24 年度税制改正において引き続き検討します。」と位置づけられた。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 1. 経済成長
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 諸外国において、原料用途の石炭に対する課税がない中、鉄鋼、コークス及びセメントの製造に使用する石炭に係る石油石炭税を免除することにより、①我が国の基盤的産業における課税環境の国際的なイコールフットィング及び国際

		競争力を確保し、中長期的な国内投資を維持するとともに、②我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給を通じて、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現し、我が国経済の活性化及び国民生活の質の向上を図る。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 我が国の基盤的産業における課税環境に関する国際的なイコールフットィングを確保し、我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給がなされていること。 なお、定量的な測定指標を設定することについては、本措置はそもそも課税環境に関する国際的なイコールフットィングを確保し、競争条件の平等を図ることを目的とするものであることから、例えば、内外価格差などを測定指標として設定することは、政策目的との関連性がないことから困難である。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 政策目的は、ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の向上を図ることである。今後も鉄鋼、コークス及びセメント製品が国際競争力を維持し、産業空洞化を防止するためには、非課税または免税の恒久措置が世界標準であることに照らして、諸外国と同様に非課税または恒久免税措置とし、課税環境の国際的なイコールフットィングを確保することが必要。
8	有効性等	①：適用数等 ○鉄鋼(適用件数、引取数量) 2006年度：16件 62,994千トン 2007年度：16件 65,639千トン 2008年度：15件 63,558千トン 2009年度：13件 57,341千トン 2010年度：13件 65,273千トン 2011年度：13件 63,400千トン※ 2012年度：13件程度 64,000千トン※  ○13件の内訳は、高炉メーカー5社、電炉メーカー6社、その他商社等2社 ○本免税措置は、「鉄鋼」製造用石炭に係る石油石炭税を免除するものであり、措置対象者は全ての鉄鋼製造者であることから、特定の者に偏っていない。また、適用数等については、本免税措置が講じられることとなった時から、想定通りであり、僅少ではない。 ※：生産量の予測は困難なため、2011年度及び2012年度の引取数量の試算に当たっては過去の実績を用いて一定の仮定のもとに試算。  ○コークス(適用件数、引取数量) 2006年度：12件 5,432千トン 2007年度：12件 5,094千トン 2008年度：12件 4,044千トン 2009年度：12件 3,211千トン 2010年度：11件 4,633千トン 2011年度：11件 4,600千トン※

		2012年度：11件程度 4,600千トン※ ○本免税措置は、「コークス」製造用石炭に係る石油石炭税を免除するものであり、措置対象者は全てのコークス製造者であることから、特定の者に偏っていない。また、適用数等については、本免税措置が講じられることとなった時から、想定通りであり、僅少ではない。 ※生産量の予測は困難なため、2011年度及び2012年度の引取数量の試算に当たっては過去の実績を用いて一定の仮定のもとに試算。  ○セメント(適用件数、引取数量) 2006年度：15件 5,534千トン 2007年度：16件 5,651千トン 2008年度：17件 5,599千トン 2009年度：15件 4,204千トン 2010年度：15件 4,847千トン 2011年度：16件 4,700千トン※ 2012年度：16件程度 4,700千トン※  ○16件の内訳は、セメントメーカー14社、その他商社等2社 ○本免税措置は、「セメント」製造用石炭に係る石油石炭税を免除するものであり、措置対象者は全てのセメント製造者等であることから、特定の者に偏っていない。また、適用数等については、本免税措置が講じられることとなった時から、想定通りであり、僅少ではない。 ※生産量の予測は困難なため、2011年度及び2012年度の引取数量の試算に当たっては過去の実績を用いて一定の仮定のもとに試算。  (出典：用途証明申請者提出の実績報告書)
		②：減収額 ○鉄鋼 2006年度：290億円 2007年度：459億円 2008年度：445億円 2009年度：401億円 2010年度：457億円 2011年度：444億円程度※ 2012年度：448億円程度※  ○コークス 2006年度：25億円 2007年度：36億円 2008年度：28億円 2009年度：22億円 2010年度：33億円 2011年度：32億円程度※ 2012年度：32億円程度※  ○セメント 2006年度：25億円 2007年度：40億円 2008年度：39億円

	<p>2009年度：29億円 2010年度：34億円 2011年度：33億円程度※ 2012年度：33億円程度※</p> <p>※ ①適用件数にて算出した引取数量試算を基にしたもの。</p> <p>注) 減収額は、石炭引取数量(トン)×税率(円/トン)で算出。 なお、石油石炭税法により石炭への税率は、2006年度は460円/トン、2007年度から700円/トンとなっている。</p> <p>(出典：用途証明申請者提出の実績報告書)</p>																														
<p>③ 効果ない達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成21年4月～平成25年3月) 政策目的は、ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の向上を図ることである。</p> <p>今後も鉄鋼、コークス及びセメント製品が国際競争力の確保等を維持し、産業空洞化を防止するためには、非課税または免税の恒久措置が世界標準であることに照らして、諸外国と同様に非課税または恒久免税措置とし、課税環境の国際的なイコールフットイングを確保することが必要。</p> <p>(参考：諸外国のエネルギー関係諸税(原料用石炭への課税状況))</p> <table border="1" data-bbox="405 772 1003 1059"> <thead> <tr> <th>国名</th> <th>税制</th> <th>減免措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドイツ</td> <td>エネルギー税</td> <td>免税(又は還付)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">フランス</td> <td>石油製品税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>石炭税</td> <td>免税</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">スイス</td> <td>鉱油税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>CO2税</td> <td>免税</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>エネルギー製品税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>燃料税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>消費税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">韓国</td> <td>個別消費税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>交通・エネルギー・環境税</td> <td>非課税</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典：経済産業省委託調査】</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成21年4月～平成25年3月) 我が国の基盤的産業における課税環境の国際的なイコールフットイング及び国際競争力を確保するとともに、我が国製造業の基盤や社会資本に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給を確保することが達成目標であるところ、今後も国際競争力の確保及び産業空洞化の防止を図るためには、非課税または免税の恒久措置が世界標準であることに照らして、諸外国と同様に非課税または恒久免税措置とし、課税環境の国際的なイコールフットイングを確保することが必要。</p>	国名	税制	減免措置	ドイツ	エネルギー税	免税(又は還付)	フランス	石油製品税	非課税	石炭税	免税	スイス	鉱油税	非課税	CO2税	免税	イタリア	エネルギー製品税	非課税	アメリカ	燃料税	非課税	中国	消費税	非課税	韓国	個別消費税	非課税	交通・エネルギー・環境税	非課税
国名	税制	減免措置																													
ドイツ	エネルギー税	免税(又は還付)																													
フランス	石油製品税	非課税																													
	石炭税	免税																													
スイス	鉱油税	非課税																													
	CO2税	免税																													
イタリア	エネルギー製品税	非課税																													
アメリカ	燃料税	非課税																													
中国	消費税	非課税																													
韓国	個別消費税	非課税																													
	交通・エネルギー・環境税	非課税																													

	<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成21年4月～平成25年3月) 我が国産業は、国際的に高い法人税やCO<sub>2</sub>削減目標に加え、昨今の円高の進展、今般の東日本大震災によるエネルギー供給不安等の環境下に置かれており、新規国内立地の停滞や産業空洞化が懸念されているところ。 こうした厳しい事業環境に置かれる中、本免税が安定的な恒久措置とされなければ、今後、より一層の国内投資の鈍化、国際競争力低下、産業空洞化の加速を助長しかねず、我が国の成長と雇用に甚大な影響を与えることとなる。</p> <p>○鉄鋼 仮に、鉄鋼製造用石炭へ課税された場合、粗鋼1トン当たり500円程度の負担増と試算されるが、国内・海外双方の市場で激しい競争を行っていることから、課税負担分を全額転嫁することは困難。更に、鉄鋼業が課税負担分を吸収することにより、鋼材の価格競争力の喪失や、研究開発費・設備投資費の減少により、中長期的な技術優位性の喪失が予想される。こうした結果、我が国鋼材が市場シェアを失い、一定の仮定を置いて試算をした結果、鉄鋼業及び関連産業の国内生産額が7,660億円、雇用者数が2.3万人、GDPが2,556億円の減少と重大な影響が生じる可能性がある。更には、我が国鉄鋼業の国際競争力が失われることにより、ユーザー産業の競争力等への悪影響も懸念される。</p> <p>○コークス 仮に課税された場合、コークス1トン当たり900円程度の負担増と試算されるが、コークスは製品価格に占める原料価格の割合が高いことから(約90%)、僅少な利幅に与える影響は非常に大きく、業界の存続問題も生じかねない。また、国際的なコークス市場においては、安価なコークスの流通が見られており、仮に、国内コークス業者の存立が困難となれば、雇用(コークス業界約2200人及び、関連産業約6000人)にも影響が及ぶ。 また、課税の影響等でコークス専門業者が廃業すると、我が国の基幹的産業である鉄鋼業における安定的なコークス調達にも大きな支障を生じかねない。</p> <p>○セメント 仮に課税された場合、セメント1トン当たり70円程度の負担増と試算されるが、国内産のセメントは中国・韓国からの輸入セメントと50円/トン程度の価格差で熾烈な競争を展開している。主要国において、セメントの原料に使用される石炭に対する課税が行われないまま、我が国だけが課税された場合、我が国セメントメーカーは、価格競争力を失い、徐々に市場シェアを失い、これによって設備稼働率が低減することから、更に競争力が低下する事態も考えられる。こうした事態が継続すれば、国内に30カ所存在するセメント工場も徐々に閉鎖されることも考えられ、国内でセメント製造に直接関連する雇用(現時点での業界団体推計約2万人)に影響するのみならず、セメントを材料とする他の多くの産業や国民生活に多大な影響を及ぼすおそれがある。中でも、生コンクリート製造業やコンクリート製品製造業は大半が価格交渉力の弱い中小企業であり影響が大きい。 また、全国で発生する全ての廃棄物のうち約1割を、セメント産業は生産プロセスの中で処理しており、各地で廃棄物処理の中核的役割を担っている。仮に、セメント産業が縮小した場合には、各地の廃棄物処理にも大きな影響を及ぼす可能性がある。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年4月～平成25年3月)</p> <p>鉄鋼、コークス、セメントは製品価格に占める原料用石炭のウェイトが大きく、石炭の価格上昇が製品価格に与える影響が大きい。</p> <p>この点、諸外国では、鉄鋼、コークス及びセメント製造用の原料用石炭に対して、課税目的の如何に関わらず、非課税あるいは恒久免税措置となっている。そのため、我が国においても鉄鋼、コークス及びセメント製造業の国際競争力の維持・向上及び産業空洞化の防止を図り、課税環境の国際的なイコールフットイングを確保することが必要不可欠であるため、租税特別措置といった時限的な措置ではなく、非課税あるいは恒久免税措置といった期限の定めのない措置することが必要である。</p> <p>また、本措置が廃止された場合には、鉄鋼、コークス及びセメント関連産業からの税収や雇用が脅かされる。従って、将来における鉄鋼、コークス及びセメント関連産業の税収、雇用を確保するために、本措置は有効である。</p> <p>なお、本措置の目的(課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、鉄鋼、コークス及びセメント製品の低廉かつ安定的な供給を図る)は、本措置が講じられることを前提としたものであることから、本措置の減収額と予測した効果との対比ではなく、そもそも本措置が廃止された場合の影響を説明することにより、本措置の効果としている。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>鉄鋼、コークス及びセメント製造用の原料用石炭に対しては、諸外国では課税しておらず、我が国において税制以外の手段により措置することは課税環境の国際的なイコールフットイングとならない。また、生産量はあらかじめ予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難である。</p> <p>また、我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要な不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの製造に使用する石炭については、</p> <p>①製品の製造用原料として石炭の使用が不可欠なこと、</p> <p>②他の原料による代替が事実上困難であること、</p> <p>③製品価格に占めるウェイトが大きく、石炭の価格上昇が製品価格に与える影響が大きいこと、</p> <p>を踏まえ、国民経済への影響にも配慮し、免税措置を講じることは必要であり、その際には租税特別措置による時限的な措置ではなく、非課税あるいは恒久免税措置といった期限の定めのない措置することが必要である。</p>	
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 22 年

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付	府省名	経済産業省
税目	石油石炭税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
    - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
  - 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
    - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
      - また、本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「輸入品と国産品の課税環境のイコールフットイングを確保する」は、本租税特別措置等による措置そのものであり、効果を測り得るものでないことから、当該測定指標では効果の検証が困難である。
    - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。[過去の実績]
      - 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。  
 また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
        - 達成目標（石油化学製品製造用国産揮発油等の低廉かつ安定的な供給を通じて産業空洞化の防止を図る）の実現状況について把握されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の実態が不透明である。
- [将来の見込み]
- 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、本租税特別措置等により達成しようとする目標が本租税特別措置等による措置そのものとなる特殊なものであるとしてことから、税収減に言及せず、定性的に本租税特別措置等が廃止された場合の影響（国産ナフサ等の販売が困難となるため、国内企業にとって不合理な不利となり、競争力低下を招く）を説明することにより、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
    - 達成目標の実現状況の将来予測について、ナフサ製造事業者等における安定的な国内投資が促進されるため、その結果として、石油化学製品製造用国産揮発油等の低廉かつ安定的な供給が実現すると説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的及びその根拠>欄への補足説明）
- 1 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）  
「新成長戦略（平成22年6月18日）」においては「産業競争力の強化とあわせて、富が広く循環する経済構造を築く必要がある。」（第一章 新成長戦略―「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」）との記述があり、政策上の位置付け、重要性が明確になっている。
  - 2 基本方針（平成23年9月2日閣議決定）  
「基本方針（平成23年9月2日）」においては、政務三役の職務の方針として「国内産業の空洞化対策を講ずる」ことが明記されており、産業空洞化防止についての政策上の位置付け、重要性が明確になっている。
  - 3 経済産業政策の課題と対応（平成23年9月29日、経済産業省）  
今般講じようとする措置（原料用途免税の恒久化・本則化）と事前評価書に記載した政策目的との関係については、当省の「経済産業政策の課題と対応（平成23年9月29日）」において、国際競争力強化及び産業空洞化防止のための具体的施策として、「諸外国と同様、石油化学製品等の原料として利用されるナフサ等への免税措置について本則化・恒久化を図る」ことが明記されており、これらの措置が、国際競争力強化及び産業空洞化防止に帰属することが明確になっている。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①<適用数等>欄への補足説明）  
本措置の対象は、ナフサ等製造事業者（石油精製事業者）の全てが対象であり、過去の実績についても、石油化学製品製造用ナフサ等製造事業者の全てが本措置による還付を受けており、ナフサ等製造事業者（製油精製事業者）からみても僅少ではなく、適用に偏りは無い。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①<適用数等>欄への補足説明）  
適用数は実際に還付を受けるナフサ等製造事業者（石油精製事業者）の社数としており、過去の傾向からみれば、適用数が大きく変化することはないと想定されることから、22年度と同数を将来推計としている。
- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
今回要望においては、我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される石油化学製品製造用国産揮発油等の低廉かつ安定的な供給を図ることを目標として設定している。本要望が実現した場合、いつ課税されるか分からないという不安定なビジネス環境が改善され、ナフサ製造事業者等における安定的な国内投資が促進されるため、その結果として、石油化学製品製造用国産揮発油等の低廉かつ安定的な供給が実現する。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付（租税特別措置法90条の5）
2	要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油化学製品製造用国産ナフサ等の石油石炭税還付措置を本則恒久化する（拡充）。</li> <li>・石油化学製品の製造者が、課税済みの原油等から国内において製造された揮発油等（国産ナフサ、灯油及び軽油）を原料に用いて石油化学製品を製造した場合には、その原料に供した揮発油等（原料用特定揮発油等）につき、1klあたり2,040円の税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を揮発油等の製造者に還付する。</li> </ul>
3	担当部局	資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 元年度 創設（石油化学製品製造用国産ナフサに係る還付制度創設）</p> <p>平成 2年度 延長</p> <p>平成 4年度 延長</p> <p>平成 6年度 延長</p> <p>平成 8年度 延長</p> <p>平成 10年度 延長</p> <p>平成 12年度 延長</p> <p>平成 14年度 延長</p> <p>平成 16年度 拡充・延長（対象に石油化学製品製造用国産ガスオイル（粗製灯油及び粗製軽油）を追加）</p> <p>平成 18年度 延長</p> <p>平成 20年度 延長</p> <p>平成 22年度 延長</p>
6	適用又は延長期間	本則恒久化
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 石油化学製品製造用輸入揮発油（ナフサ）等に係る石油石炭税が免税されている一方、国内で原油を処理して生産される国産ナフサ等は、原油段階で石油石炭税が課され、不均衡となっているため、輸入品と国産品の課税環境のイコールフットイングを確保し、石油化学製品製造用国産揮発油等の低廉かつ安定的な供給を通じて、産業空洞化を防止する。</p> <p>《政策目的の根拠》 石油製品は連産品であり、原油からは一定の割合でナフサ等が生産される。仮に当該措置がない場合には、輸入ナフサ等との価格差が生じ、国産ナフサ等の販売が困難となり、国民生活・産業活動に不可欠な石油製品供給に支障を及ぼすおそれがある。したがって、輸入ナフサ等と国産ナフサ等の課税環境のイコールフットイングを確保し、石油化学製品製造用国産揮発油等の低廉かつ安定的な供給を通じて、産業空洞化を防止する観点から当該還付措置を講じることが重要である。</p> <p>【平成23年度 税制改正大綱】 9. 検討事項 〔国税〕</p>

		(12)原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化や本則化について、平成24年度税制改正において引き続き検討します。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 石油石炭税が課された原油等から国内において製造された石油化学製品製造用国産揮発油(ナフサ)等に係る石油石炭税を還付することにより、輸入品と国産品の課税環境のイコールフットイングを確保し、石油化学製品製造用国産揮発油等の低廉かつ安定的な供給を通じて、産業空洞化の防止を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 石油化学製品製造用国産揮発油(ナフサ)等の低廉かつ安定的な供給を図るため、輸入品と国産品の課税環境のイコールフットイングを確保する。 なお、定量的な測定指標を設定することについては、本措置はそもそも輸入品と国産品との課税環境に関するイコールフットイングを確保し、競争条件の平等を図ることを目的とするものであることから、例えば、内外価格差などを測定指標として設定することは、政策目的との関連性がないことから困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本還付措置により、原油等を処理して生産される国産の原料用特定揮発油等と輸入品との間で課税環境のイコール・フットイングが確保される。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>&lt;適用者数&gt; 平成18年度 12社 平成19年度 12社 平成20年度 12社 平成21年度 11社 平成22年度 10社(実績見込み) 平成23年度 10社(見通し) 平成24年度 10社(見通し)</p> <p>&lt;適用数量&gt; 平成18年度 23,225千kl 平成19年度 24,357千kl 平成20年度 22,565千kl 平成21年度 23,319千kl 平成22年度 22,026千kl(実績見込み) 平成23年度 21,894千kl(見通し) 平成24年度 21,696千kl(見通し)</p> <p>(石油連盟調べ)</p> <p>適用数量は、実際に還付手続を行うナフサ等製造事業者(石油精製業者)から実績値を集計し、算出した。平成23年度以降の見通しは、平成22年度実績見込みをベースに石油製品需要見通しの対前年度変化率を勘</p>

		案し、算出した。 また、本措置の対象は国内で原油を精製して製造された国産ナフサ等を原料として石油化学製品を製造した場合のナフサ等製造事業者(石油精製業者)が対象であるため、僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。
	②: 減収額	<p>&lt;還付額&gt; 平成18年度 474億円 平成19年度 497億円 平成20年度 460億円 平成21年度 476億円 平成22年度 449億円(実績見込み) 平成23年度 447億円(見通し) 平成24年度 443億円(見通し)</p> <p>(石油連盟調べ)</p> <p>還付額は、上記「①適用数等」にて算出した適用数量に税率(2,040円/kl)を乗じて算出した。 また、本措置の対象は国内で原油を精製して製造された国産ナフサ等を原料として石油化学製品を製造した場合のナフサ等製造事業者(石油精製業者)が対象であるため、僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。 なお、平成23年度の減収額について、財務省試算では437億円である。</p>
	③: 効果ないし達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成21年4月~平成25年3月) 現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、産業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成21年4月~平成25年3月) 現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、産業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成21年4月~平成25年3月) 石油製品は連産品であり、原油からは一定の割合でナフサ等が生産される中で、仮に当該措置がない場合には、輸入ナフサ等との価格差が生じ、国産ナフサ等の販売が困難となるため、国内企業にとって不合理な不利となり、競争力低下を招く。</p>

		<p>《税込減を是認するような効果の有無》  (分析対象期間:平成21年4月～平成25年3月)</p> <p>石油製品は連産品であり、原油からは一定の割合でナフサ等が生産される中で、仮に当該措置がない場合には、輸入ナフサ等との価格差が生じ、国産ナフサ等の販売が困難となるため、国内企業にとって不合理な不利となり、競争力低下を招く。</p> <p>従って、将来における石油化学産業の税込、雇用を確保するために、本措置は有効である。</p> <p>なお、本措置の目的(輸入品と国産品との課税環境に関するイコールフットィングを確保し、石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る)は、本措置が講じられることを前提としたものであることから、本措置の減収額と予測した効果との対比ではなく、そもそも本措置が廃止された場合の影響を説明することにより、本措置の効果としている。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>石油化学製品製造用国産ナフサ等の生産量は予測できず、補助金では適切な資金を手当て不可能であることから、他の手段での公平な措置は困難であり、課税の公平原則の観点からも、必要最小限の措置である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>○石油化学製品原料用輸入ナフサ・ガスオイル(粗製灯油、粗製軽油)に係る関税の免税措置  ○石油化学製品製造用揮発油に係る揮発油税の免税  ○引取に係る石油製品等の石油石炭税の免税</p> <p>上記の措置は、我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される輸入品の石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図るための措置である。</p> <p>一方、本措置は、我が国の石油の安定供給を図るため、輸入品とのイコールフットィングによる公平な競争条件の確保を通じた石油精製業の経営安定化を目的としており、上記の措置とは明確に役割分担されている。</p>
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付	府省名	経済産業省
税目	石油石炭税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
    - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
  - 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
    - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
      - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「国産品と輸入品の環境課税のイコールフットィングを確保する」は、本租税特別措置等による措置そのものであり、効果を測り得るものでないことから、当該測定指標では効果の検証が困難である。
    - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 

[過去の実績]

 ⑫ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 達成目標（石油アスファルト等の低廉かつ安定的な供給を通じて産業空洞化の防止を図る）の実現状況について把握されていないため、本租税特別措置等の達成目標の実現状況の実態が不透明である。
- [将来の見込み]
- 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、本租税特別措置等により達成しようとする目標が本租税特別措置等による措置そのものとなる特殊なものであることから、税収減に言及せず、定性的に本租税特別措置等が廃止された場合の影響（国産アスファルト等の販売が困難となるため、国内企業にとって不合理な不利となり、競争力低下を招く）を説明することにより、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
    - 達成目標の実現状況の将来予測について、石油アスファルト製造事業者等における安定的な国内投資が促進されるため、その結果として、石油アスファルトの低廉かつ安定的な供給が実現すると説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）
- 1 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）  
 「新成長戦略（平成22年6月18日）」においては「産業競争力の強化とあわせて、富が広く循環する経済構造を築く必要がある。」（第一章 新成長戦略―「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」）との記述があり、政策上の位置付け、重要性が明確になっている。
- 2 基本方針（平成23年9月2日閣議決定）  
 「基本方針（平成23年9月2日）」においては、政務三役の職務の方針として「国内産業の空洞化対策を講ずる」ことが明記されており、産業空洞化防止についての政策上の位置付け、重要性が明確になっている。
- 3 経済産業政策の課題と対応（平成23年9月29日、経済産業省）  
 今般講じようとする措置（原料用途免税の恒久化・本則化）と事前評価書に記載した政策目的との関係については、当省の「経済産業政策の課題と対応（平成23年9月29日）」において、国際競争力強化及び産業空洞化防止のための具体的施策として、「諸外国と同様、石油化学製品等の原料として利用されるナフサ等への免税措置について本則化・恒久化を図る」ことが明記されており、これらの措置が、国際競争力強化及び産業空洞化防止に帰属することが明確になっている。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 本措置の対象は、石油アスファルト等製造事業者（石油精製事業者）の全てが対象であり、過去の実績についても、石油アスファルト等製造事業者の全てが本措置による還付を受けており、石油アスファルト等製造事業者（石油精製事業者）からみても僅少ではなく、適用に偏りはない。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 適用数は実際に還付を受ける石油アスファルト等製造事業者（石油精製事業者）の社数としており、過去の傾向からみれば、適用数が大きく変化することはないと想定されることから、22年度と同数を将来推計としている。
- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
 今回要望においては、我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される石油アスファルトの低廉かつ安定的な供給を図ることを目標として設定している。本要望が実現した場合、いつ課税されるか分からないという不安定なビジネス環境が改善され、石油アスファルト製造事業者等における安定的な国内投資が促進されるため、その結果として、石油アスファルトの低廉かつ安定的な供給が実現する。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付（租税特別措置90条の6の2）
2	要望の内容	・石油アスファルト等に係る石油石炭税還付制度を恒久化する。（拡充） ・課税済みの原油等から国内において製造された石油アスファルト等（石油アスファルト又は石油コークス）につき、1klあたり2,040円の税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を石油アスファルト等の製造者に還付する。
3	担当部局	資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成9年度 創設 平成11年度 2年間の延長 平成13年度 2年間の延長 平成15年度 2年間の延長 平成17年度 2年間の延長 平成19年度 2年間の延長 平成21年度 2年間の延長 平成23年度 2年間の延長
6	適用又は延長期間	本則恒久化
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 輸入石油アスファルト等に係る石油石炭税が非課税になっている一方、国内で原油を蒸留あるいは分解処理して重質油から軽質油を生産する際に付随的に発生する石油アスファルト等は、原油段階で石油石炭税が課され、輸入品との間で不均衡となっているため、輸入品と国産品の課税環境のイコールフットイングを確保し、石油化学製品製造用国産揮発油等の低廉かつ安定的な供給を通じて、産業空洞化を防止する。 ----- 《政策目的の根拠》 輸入石油アスファルト等には、石油石炭税が課税されていない一方で、国産石油アスファルト等の原料である原油には石油石炭税が課されている。このため、輸入石油アスファルト等と国産石油アスファルト等の課税環境のイコールフットイングを確保し、石油化学製品製造用国産揮発油等の低廉かつ安定的な供給を通じて、産業空洞化を防止することが必要である。 【平成23年度 税制改正大綱】 9. 検討事項 【国税】 (12)原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化や本則化について、平成24年度税制改正において引き続き検討します。

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 石油石炭税が課された原油等から国内において製造した石油アスファルト等に係る石油石炭税を還付することにより、輸入品と国産品の課税環境のイコールフットイングを確保し、石油アスファルト等の低廉かつ安定的な供給を通じて、産業空洞化の防止を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 国産石油アスファルト等の原料である原油には石油石炭税が課されているが、輸入石油アスファルト等には石油石炭税は課されていない。 したがって、国産品に対する還付制度を措置することで、国産品と輸入品の課税環境のイコールフットイングを確保する。 なお、定量的な測定指標を設定することについては、本措置はそもそも輸入品と国産品との課税環境に関するイコールフットイングを確保し、競争条件の平等を図ることを目的とするものであることから、例えば、内外価格差などを測定指標として設定することは、政策目的との関連性がないことから困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国産石油アスファルト等の低廉かつ安定的な供給を図るため、輸入品と国産品の課税環境のイコールフットイングを確保する。</p>
	8 有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>&lt;適用者数&gt; 平成 18 年度 11 社 平成 19 年度 11 社 平成 20 年度 11 社 平成 21 年度 10 社 平成 22 年度 9 社 (実績見込み) 平成 23 年度 9 社 (見通し) 平成 24 年度 9 社 (見通し)</p> <p>&lt;適用数量&gt; 平成 18 年度 6,513 千 kl 平成 19 年度 6,372 千 kl 平成 20 年度 6,092 千 kl 平成 21 年度 6,059 千 kl 平成 22 年度 5,876 千 kl (実績見込み) 平成 23 年度 5,695 千 kl (見通し) 平成 24 年度 5,524 千 kl (見通し)</p> <p>(石油連盟調べ)</p> <p>適用数量は、実際に還付手続を行う石油アスファルト等製造業者 (石</p>

		油精製業者)からの実績値を集計し、算出した。平成 23 年度以降の見込みは、平成 22 年度実績見込みをベースに、原油処理量の対前年度変化率を勘案し、算出した。 また、本措置の対象は国内で原油を精製し、石油アスファルト等を製造する全ての事業者 (石油精製業者) が対象であるため、僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。
	②: 減収額	<p>&lt;還付額&gt; 平成 18 年度 133 億円 平成 19 年度 130 億円 平成 20 年度 124 億円 平成 21 年度 124 億円 平成 22 年度 120 億円 (実績見込み) 平成 23 年度 116 億円 (見通し) 平成 24 年度 113 億円 (見通し)</p> <p>(石油連盟調べ)</p> <p>還付額は、上記「①適用数等」にて算出した適用数量に税率 (2,040 円/kl) を乗じて算出した。 また、本措置の対象は国内で原油を精製し、石油アスファルト等を製造する全ての事業者 (石油精製業者) が対象であるため、僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。 なお、平成 23 年度の減収額について、財務省試算では 102 億円である。</p>
	③: 効果ないし達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成21年4月～平成25年3月) 現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、産業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成21年4月～平成25年3月) 現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、産業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成21年4月～平成25年3月) 石油製品は連産品であり、原油からは一定量の割合で石油アスファルト等が生産される中で、仮に当該措置がない場合には、輸入アスファルト等との価格差が生じ、国産アスファルト等の販売が困難となるため、国内企業にとって不合理な不利となり、競争力低下を招く。</p>

		<p>《税込減を是認するような効果の有無》  (分析対象期間:平成21年4月～平成25年3月)</p> <p>石油製品は連産品であり、原油からは一定量の割合で石油アスファルト等が生産される中で、仮に当該措置がない場合には、輸入アスファルト等との価格差が生じ、国産アスファルト等の販売が困難となるため、国内企業にとって不合理な不利となり、競争力低下を招く。</p> <p>従って、将来における石油化学産業の税込、雇用を確保するために、本措置は有効である。</p> <p>なお、本措置の目的(輸入品と国産品との課税環境に関するイコールフットディングを確保し、石油アスファルト等の低廉かつ安定的な供給を図る)は、本措置が講じられることを前提としたものであることから、本措置の減収額と予測した効果との対比ではなく、そもそも本措置が廃止された場合の影響を説明することにより、本措置の効果としている。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等  国産アスファルト等の生産量は予め予測できず、補助金では適切な資金を手当て不可能であることから、他の手段での公平な措置は困難であり、課税の公平原則の観点からも、必要最小限の措置である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担  他の支援措置や義務付け等は無い。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性  —</p>
10	有識者の見解	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	再生可能エネルギーの普及・拡大のための税制措置	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「新エネルギー導入量、再生可能エネルギー導入割合」は、新エネルギーや代替エネルギーの需給等其他の政策手段の効果及び要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
  - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないことの説明に疑問がある。
    - 適用数の過去の実績が想定外に僅少ではなく、特定の者に偏っていないと説明されているが（ただし、平成23年度適用数523件のうち風力80件の算定根拠が不明（【点検結果表の別紙】⑤参照）、想定した適用数と過去の実績とを比較することができないため、僅少でないとの説明に疑問がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 

[過去の実績]

    - 減収額の実績と効果を対比すべきところ、定性的に「投資促進や再生可能エネルギー導入の効果がある」と説明するにとどまり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。  
また、減収額の実績と効果を対比するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
    - 達成目標の実現状況について、新エネルギー導入量の推移により説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明しているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

    - 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、定性的に「投資促進や再生可能エネルギー導入の効果がある」と説明するにとどまり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。  
また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
    - 本租税特別措置等の適用数の将来推計について、平成24年度だけ把握されているが、24年度だけでは、本租税特別措置等の適用数の将来推計がどの程度見込まれているかが明らかでなく、適用の見込みが不透明である。また、本租税特別措置等の適用数の将来推計について、平成24年度適用数636件としているが、試算及び推計方法が明らかでなく、適用の見込みが不透明である。
    - 達成目標の実現状況の将来予測について、「新エネルギー導入量 目標：2020年度 2,455万kWh」と説明しているのみで、その過程の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明

である。

- 3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
- ⑭ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。
- ※ 本租税特別措置等は、制度創設から間もなく、効果の測定には時期尚早である。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑤ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
平成23年度適用数523件の内訳は、太陽光443件、風力80件。  
太陽光は、「平成22年度新エネルギー等事業者支援対策事業」及び「平成22年度地域新エネルギー等導入促進事業」の太陽光発電設備に対する交付実績353件を基に直近の増加率（約2割）を踏まえ、25.4%を乗じて試算。  
風力80件については、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構調べの「導入実績」から「年度別台数（台）」を把握し、過去の税制利用割合を考慮して算出。
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
平成25年度の減収額 3,942百万円（平成24年度と同規模を想定）  
減収額（特別償却と即時償却の差額）の算定については、まず、大企業・中小企業の設備投資金額と大企業黒字法人比率を乗じて特別償却利用投資額を算出し、次に算出した特別償却利用投資額と償却実施割合と特別償却割合を乗じて特別償却実施額を算出。特別償却実施額に法人税を乗じたものが減収額（特別償却と即時償却の差額）となり、太陽光発電設備と風力発電設備のそれぞれの減収額（特別償却と即時償却の差額）を足すことで、本租税特別措置等の減収額を算出。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	再生可能エネルギーの普及・拡大のための税制措置 (租税法第10条の2の3、第42条の5の2、第68条の10の2、施行令第5条の4の2、第27条の5の2、第39条の40の2、財務省告示第219号)
2	要望の内容	【現行制度】 グリーン投資減税:エネルギー環境負荷低減推進設備を取得した場合には、30%の特別償却(中小企業者等は7%の税額控除との選択が可能)ができる。  【要望内容】 エネルギー環境負荷低減推進設備のうち再生可能エネルギー発電設備について、初年度即時償却を認める。
3	担当部局	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日(2年間)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 省エネ効果・CO2削減効果の高い設備に対する投資を促進し、低炭素社会の構築を実現する。  エネルギー需給に関する以下の施策目標を達成する。 再生可能エネルギーについては、一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを旨とする。 《政策目的の根拠》 エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定)において、「一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを旨とする。」と記載。  電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年8月26日成立)附帯決議において、「再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、税制上の措置等を速やかに検討すること」と記載。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策軸: 資源エネルギー・環境政策
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○エネルギー基本計画 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを旨とする。

		OG8ドーヴィル・サミット総理発言 発電電力量に占める自然エネルギーの割合を2020年代のできるだけ早い時期に少なくとも20%を超える水準となるよう取り組む。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 新エネルギー導入量(原油換算:万kl) 再生可能エネルギー導入割合(一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合:%)  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすること及び発電電力量に占める自然エネルギーの割合を2020年代のできるだけ早い時期に少なくとも20%を超える水準となるよう取り組む。 【現状】 新エネルギー導入量の推移 (原油換算:万kl、目標:2020年度 2,455万kl) 2005年度 1,160万kl 2006年度 1,262万kl 2007年度 1,293万kl 2008年度 1,307万kl 2009年度 1,282万kl (各種統計資料より経済産業省集計)
8	有効性等	①: 適用数等 太陽光発電と風力発電の適用数 ・平成23年度適用数:523件 ・平成24年度適用数:636件(経済産業省試算) 試算方法 「平成22年度新エネルギー等事業者支援対策事業」及び「平成22年度地域新エネルギー等導入促進事業」の交付実績から2020年度目標値に到達するための増加率を算出し、22年度実績値に当該増加率を乗じて試算。  適用数は想定外に僅少ではなく、特定の者に偏っていない。
		②: 減収額 太陽光発電と風力発電の適用数から算出した減収額 ・平成23年度 3,886百万円 ・平成24年度 3,942百万円(経済産業省試算) 試算方法 上記適用数に係る特別償却利用投資額は、25,015百万円。 この金額に特別償却比率30%と100%をそれぞれ乗じ、更に法人税率を乗じた金額を算出する。 それぞれ算出された金額の差額を減収額として算出。
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月) 新エネルギー導入量の推移 (原油換算:万kl、目標:2020年度 2,455万kl) 2005年度 1,160万kl 2006年度 1,262万kl 2007年度 1,293万kl 2008年度 1,307万kl 2009年度 1,282万kl

		<p>(出展:各種統計資料より経済産業省集計)</p> <p>太陽光発電導入量の推移 (発電出力:kW、目標:2020年度 2,865万 kW) 2005年度 142.2万 kW 2006年度 170.9万 kW 2007年度 191.9万 kW 2008年度 214.4万 kW 2009年度 262.7万 kW (出展:太陽光発電協会)</p> <p>風力発電導入量の推移 (発電出力:kW、目標:2020年度 491万 kW) 2005年度 108.5万 kW 2006年度 149.1万 kW 2007年度 167.5万 kW 2008年度 185.0万 kW 2009年度 218.6万 kW (出展:新エネルギー・産業技術総合開発機構)</p> <p>新エネルギーの導入量は増加傾向にあり、将来においても同程度の効果があるものと推定されるため、目標達成のためには引き続き税制による継続的支援が必要。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月) 新エネルギー導入量の推移 (原油換算:万kl、目標:2020年度 2,455万 kl) 2005年度 1,160万 kl 2006年度 1,262万 kl 2007年度 1,293万 kl 2008年度 1,307万 kl 2009年度 1,282万 kl (出展:各種統計資料より経済産業省集計)</p> <p>太陽光発電導入量の推移 (発電出力:kW、目標:2020年度 2,865万 kW) 2005年度 142.2万 kW 2006年度 170.9万 kW 2007年度 191.9万 kW 2008年度 214.4万 kW 2009年度 262.7万 kW (出展:太陽光発電協会)</p> <p>風力発電導入量の推移 (発電出力:kW、目標:2020年度 491万 kW) 2005年度 108.5万 kW 2006年度 149.1万 kW 2007年度 167.5万 kW</p>
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>2008年度 185.0万 kW 2009年度 218.6万 kW (出展:新エネルギー・産業技術総合開発機構)</p> <p>新エネルギーの導入量は増加傾向にあり、将来においても同程度の効果があるものと推定されるため、目標達成のためには引き続き税制による継続的支援が必要。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月) 本措置が導入されなかった場合、対象設備の導入が遅れるため、上記の目標達成は困難。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月) 本措置によりエネルギー環境負荷低減推進設備等への投資時の負担の軽減が図られることから、投資促進の効果がある。また、本税制導入により、通常よりも再生可能エネルギー導入促進効果の増大が見込まれる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、電力需給の逼迫が長期化する可能性が高く、エネルギーの安定供給の確保のためには、再生可能エネルギーのより一層の導入拡大が不可欠。 今般、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)が第177回通常国会にて成立。本法では買取価格の設定に当たっては過重なものとならないよう配慮が求められており(法3条4項)、このような法の趣旨等を踏まえると、法制度による支援だけでなく、税制上の措置も含めた複合的な支援の必要性が求められている。特に、再生可能エネルギー利用設備は初期負担が高いことが普及の課題であり、固定価格買取制度によるランニングコストの支援だけでなく、即時償却制度による初期投資負担の軽減策をあわせた複合的な支援が効果的。 また、対象設備を再生可能エネルギー発電設備の中でもポテンシャルが大きく産業政策的にも大きな効果が期待される太陽光発電設備と風力発電設備に限定することで、政策的な重点投資を図り、課税の公平原則に照らし必要最小限の措置としている。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>【関連する他の支援措置の内容】 税制:太陽光発電設備に係る課税標準の特例 融資:日本政策金融公庫の低利融資 制度:太陽光発電の余剰電力買取制度</p> <p>【他の支援措置との役割の違い】 グリーン投資減税は、太陽光発電等の設備を導入した者に対して、導入初年度に広く特別償却又は税額控除による支援を行うことにより、導入後初年度のキャッシュフロー負担を改善させるもの。 他の支援措置の目的等は以下のとおり。</p> <p>○太陽光発電設備に係る課税標準の特例(税制) 設備導入後の固定資産税の課税対象年以降(主に設備導入後2年目以</p>

		<p>降)の税負担を3年間軽減し、導入初期(導入後2年目以降)のキャッシュフローを改善させるもの。</p> <p>○日本政策金融公庫の低利融資(融資) 資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、太陽光発電等の導入に必要な資金の低利融資の政策的支援を行うことで、資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利の低減を図るもの。</p> <p>○太陽光発電の余剰電力買取制度(制度) 太陽光発電の余剰分について、固定価格で買い取ることで、事業性を向上させ、買取制度適用期間中(導入から10年間)のキャッシュフローを改善させるもの。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>エネルギーの環境への適合及びエネルギーの安定供給確保を実現することは、地方公共団体の活動にも不可欠であり、また、本税制により地方公共団体においても省エネ設備等への投資が促進され、地域経済活性化に資することから、地方公共団体にとってもメリットのあるものである。</p>
10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	海外投資等損失準備金	府省名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（自主開発比率）は、経済情勢等の要因の影響を大きく受けるものであることから、当該指標が本租税特別措置等による目標の達成をどの程度押し上げることが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、効果について「本租税特別措置等の認定を受けた引取量の自主開発プロジェクト全体に占める割合」を用いて定性的に説明されるにとどまり（【点検結果表の別紙】⑫⑬参照）、その根拠が明らかでないため、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等による目標の達成をどの程度押し上げることが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、効果について「本租税特別措置等の認定を受けた引取量の自主開発プロジェクト全体に占める割合」を用いて定性的に説明されるにとどまり（【点検結果表の別紙】⑫⑬参照）、その根拠が明らかでないため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、本租税特別措置等による目標の達成をどの程度押し上げることが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）  
「エネルギー基本計画」P.5  
国産資源に恵まれない我が国の状況を勘案すれば、その多くを海外に依存する化石燃料については、自主開発の比率を中長期的に高めることが重要である。これにより、我が国のエネルギー供給の自立性を総合的に向上させる。  
「未来開拓戦略」P.15  
我が国の都市部等から発生する廃棄物に眠る膨大な資源のリサイクル、水処理技術の国際展開、原子力産業の基盤強化・国際展開、国際的な資源獲得戦略の強化等によって、資源大国日本を目指す。  
「資源確保指針」P.1  
我が国への資源エネルギーの安定供給確保に当たり、特に重要と考えられる権益取得案件及び資源調達案件を支援していくための関係機関を含む政府全体の指針として、資源確保指針を定める。これにより、政府は、重要な資源獲得案件の支援に当たり、外交を積極的に展開していくとともに、政府開発援助、政策金融、貿易保険などの経済協力との戦略的な連携を推進する。  
「新・国家エネルギー戦略」P.49  
エネルギー資源の大宗を輸入に依存する我が国にとって、エネルギー資源の安定供給確保は国家安全保障に直結する課題である。このため、石油・天然ガス等の我が国への安定供給確保を目指し、資源国と我が国との幅広い関係強化、我が国企業に対する支援等を通じた資源国における資源開発、供給源の多様化等の施策を戦略的・総合的に推進する。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
前回の当該租税特別措置の期間中の達成目標は、「探鉱・開発事業のための投資活動を活発化させることによって、我が国への輸入資源の増加を図り、自主開発比率を目標値に向けて向上させる。」こととしている。このため、達成状況の説明として、2030年の目標値に向けて自主開発比率がどの程度向上しているかを提示している。
- ④ 測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）  
ベースメタル、戦略レアメタルについては、「2030年までにベースメタルの自給率を80%、戦略レアメタルの自給率を50%以上に引き上げる」こととしている。  
ウランについては、「需給逼迫のおそれがある2020年頃までに、自主開発比率を3分の1以上まで引き上げる」こととしている。  
測定指標は、「探鉱・開発事業のための投資活動を活発化させることによって、我が国企業による開発輸入の促進を図り、自主開発比率を引き上げる」こととしている。本租税特別措置が目標値にどの程度寄与しているかという点については、我が国企業による平成22年度の本租税特別措置

の認定を受けた石油天然ガスのプロジェクトの引取量は、我が国自主開発プロジェクトの概ね7割程度を占めており、本租税特別措置が自主開発比率の向上に大きく貢献していると言える。

- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
本税特別措置の延べ適用事業者数である認定件数については記載済みであり、適用事業者数も把握済みである。なお、石油天然ガスにおいては、本税特別措置の認定を受けたプロジェクトの引取量は、我が国自主開発プロジェクトの概ね7割程度を占めており、適用割合が想定外に僅少であったり、偏りがあるとは考えられない。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
平成23年度の試算及び推計方法については、本税特別措置の申請を行ったことがある企業に対して、今後の本税特別措置の活用見込みについてヒアリングを行ったもの。
- ⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
ベースメタル（銅）の自給率は、2006年から2010年間に42.4%から49.1%に上昇、戦略レアメタル（ニッケル）の自給率は、2005年から2009年間に11.8%から16.5%に上昇、ウランの自主開発比率は、2008年から2010年間に6.0%から10.3%に上昇しており、過去実態把握は適切に行われている。
- ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
ここ3年の自主開発比率の傾向としては、石油・天然ガスは年約2.0%上昇、ベースメタル（銅）は年約1.8%上昇、ウランは年2.2%上昇しており、今後も引き続き上昇していくことが見込まれる。なお、戦略レアメタル（ニッケル）は、年0.2%低下となっているが、2012年には、アンバトビープロジェクト（マダガスカル）が稼行を開始することから、自主開発比率は上昇していく見込みである。
- ⑫⑬ 税収減是認の効果の実績確認及び将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）  
本租税特別措置のここ3年間の平均年間減収額は約45億円であるが、平成22年度の本税特別措置の認定を受けた石油天然ガスのプロジェクトの引取量は、我が国自主開発プロジェクトの概ね7割程度を占めており、税収減を是認する効果がある（自主開発比率の向上に大きく貢献している）と認められる。  
企業へのヒアリングにより、今後も本租税特別措置が活用されることが見込まれており、資源エネルギーの探鉱開発が促進されることを通じて、自主開発比率の向上に貢献するものと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	海外投資等損失準備金
2	要望の内容	海外で行う資源の探鉱・開発事業に対する投融資について、投融資を行った内国法人に一定割合の準備金の積立を認め、これを損金に算入することができる制度。 平成 24 年 3 月 31 日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を 2 年間延長する。 積立割合：探鉱事業・・・90% 開発事業・・・30%
3	担当部局	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油・天然ガス課
4	評価実施時期	平成 23 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 39 年度 「海外投資損失準備金」の創設。開発段階の積立率を 50%とする。 昭和 45 年度 「石油開発投資損失準備金」の新設。探鉱段階の積立率を 50%とする。 昭和 46 年度 「石油開発投資損失準備金」を「資源開発投資損失準備金」に改組。探鉱段階の積立率を 100%に引き上げ、開発段階の積立率 30%を認める。 昭和 48 年度 「海外投資損失準備金」と「資源開発投資準備金」を統合し、「海外投資等損失準備金」とする。開発段階の積立率を 50%に引き上げ。 昭和 51 年度 開発事業の積立率を 40%に引き下げ。 平成 10 年度 開発段階の積立率を 30%に引き下げ。 平成 22 年度 探鉱段階の積立率を 90%に引き下げ。
6	適用又は延長期間	平成 24 年 3 月 31 日
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 資源エネルギーは、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものであるが、我が国においてはその大部分を海外からの輸入に依存しており、国際市況の不安定、探鉱開発地域の地理的条件の悪化、政治的不安定要因等、脆弱な供給構造を抱えている。こうした脆弱性を克服するため、資源エネルギー供給の効率化を図るとともに、長期にわたって海外における資源エネルギーの安定的な供給を確保するためにも、我が国企業による開発輸入の促進を図ることが重要であり、税制措置を通じリスクの軽減を図ることが重要である。 《政策目的の根拠》 ・「エネルギー基本計画」 (平成 22 年 6 月閣議決定) ・「未来開拓戦略」 (平成 20 年 4 月内閣府・経済産業省) ・「資源確保指針」 (平成 20 年 3 月閣議了解) ・「新・国家エネルギー戦略」 (平成 18 年 5 月経済産業省)
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 3. 資源エネルギー・環境政策

8	有効性等	③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (1) 石油・天然ガス 我が国の国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を 2030 年までに 40%以上に引き上げる。 (2) 金属鉱物 我が国の鉱物資源の自給率をベースメタル 80%、戦略レアメタル 50%以上に引き上げるため、自主開発鉱山の開発を推進する ウランについては、ウラン燃料の安定確保の観点から、ウラン鉱山の自主開発比率を高める。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 探鉱・開発事業のための投資活動を活性化させることによって、我が国企業による開発輸入の促進を図り、自主開発比率を引き上げる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、探鉱開発投資に対するリスクの軽減が図られ、また、キャッシュフロー改善効果も得られる。その結果として探鉱開発投資が促進されることが自主開発比率の向上につながり、我が国への資源エネルギーの安定供給確保に寄与する。																																
		①: 適用数等 ○損金算入額 (単位 百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19FY</th> <th>H20FY</th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FH 見込み</th> <th>H24FH 見込み</th> <th>H25FH 見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損金算入額</td> <td>102,561</td> <td>33,962</td> <td>25,318</td> <td>43,480</td> <td>75,045</td> <td>56,073</td> <td>46,776</td> </tr> </tbody> </table> (注)石油・天然ガス、金属鉱物の実績値。H24FY、H25FY は過去 5 年平均値。 ○探鉱開発プロジェクトへの投資に係る認定件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19FY</th> <th>H20FY</th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY 見込み</th> <th>H24FY 見込み</th> <th>H25FY 見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>80 件</td> <td>56 件</td> <td>50 件</td> <td>44 件</td> <td>49 件</td> <td>56 件</td> <td>51 件</td> </tr> </tbody> </table> (注) 石油・天然ガス、金属鉱物の実績値。同一申請者の複数利用を含む。 H24FY、H25FY は過去 5 年平均値。	年度	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FH 見込み	H24FH 見込み	H25FH 見込み	損金算入額	102,561	33,962	25,318	43,480	75,045	56,073	46,776	年度	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY 見込み	H24FY 見込み	H25FY 見込み	認定件数	80 件	56 件	50 件	44 件	49 件	56 件	51 件
		年度	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FH 見込み	H24FH 見込み	H25FH 見込み																									
損金算入額	102,561	33,962	25,318	43,480	75,045	56,073	46,776																											
年度	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY 見込み	H24FY 見込み	H25FY 見込み																											
認定件数	80 件	56 件	50 件	44 件	49 件	56 件	51 件																											
②: 減収額 (単位 百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19FY</th> <th>H20FY</th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY 見込み</th> <th>H24FY 見込み</th> <th>H25FY 見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>2,000</td> <td>4,900</td> <td>6,500</td> <td>4,467</td> <td>5,289</td> </tr> </tbody> </table> (注)財務省試算。平成 20 年度については 10 億円未満と見込まれるため試算がされていない。 H24FY、H25FY は過去 3 年平均値。	年度	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY 見込み	H24FY 見込み	H25FY 見込み	減収額	1,000	-	2,000	4,900	6,500	4,467	5,289																		
年度	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY 見込み	H24FY 見込み	H25FY 見込み																											
減収額	1,000	-	2,000	4,900	6,500	4,467	5,289																											
③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 18～25 年度) 《自主開発比率の推移》 (単位：%) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H18FY</th> <th>H19FY</th> <th>H20FY</th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油</td> <td>自主開発比率</td> <td>18.9</td> <td>18.9</td> <td>15.8</td> <td>18.1</td> <td>17.9</td> </tr> <tr> <td>石油・天然ガス</td> <td>自主開発比率(注 1)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>19.6</td> <td>23.1</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>銅鉱石</td> <td>自主開発比率(注 2)</td> <td>37.5</td> <td>39.6</td> <td>39.7</td> <td>42.9</td> <td>43.3</td> </tr> </tbody> </table>			H18FY	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	石油	自主開発比率	18.9	18.9	15.8	18.1	17.9	石油・天然ガス	自主開発比率(注 1)	-	-	19.6	23.1	23.5	銅鉱石	自主開発比率(注 2)	37.5	39.6	39.7	42.9	43.3						
		H18FY	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY																												
石油	自主開発比率	18.9	18.9	15.8	18.1	17.9																												
石油・天然ガス	自主開発比率(注 1)	-	-	19.6	23.1	23.5																												
銅鉱石	自主開発比率(注 2)	37.5	39.6	39.7	42.9	43.3																												

			鉄鉱石	自主開 発比率	29.8	28.6	33.3	36.3	32.5	
			ウラン	自主開 発比率	12.5	6.2	6.0	7.4	10.3	
			<p>(注1) 自主開発比率は、平成22年6月のエネルギー基本計画における「自主開発比率」指標見直しにともない、これまでの原油(輸入分)に加え、原油(国産分)と天然ガス(輸入・国産分)を追加。</p> <p>(注2) 暦年</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18~25年度)</p> <p>(1) 石油・天然ガス          国産を含む石油・天然ガスを合わせた自主開発比率は、平成20年度の19.6%から22年度には23.5%に上昇した。当該税制の認定を受けたプロジェクト企業数は、我が国自主開発プロジェクトの概ね7割程度を占めており、これらが自主開発比率の維持・向上に寄与している。</p> <p>(2) 金属鉱物          権益分の銅鉱石輸入量に占める当該税制利用率は平成22年86%となっており、銅鉱石の自主開発比率は平成12年31%から平成22年には43%へ上昇している。          鉄鉱石は、平成15年以降、自主開発権益比率、当該税制の利用割合ともに着実に上昇している。また、平成20年度に当該税制の認定を受けたナミザ社(ブラジル)保有鉱山における生産が平成21年から開始されたことにより、平成21年の自主開発比率は36.3%に上昇した。今後、同鉱山における生産量は現在の約2倍に増産予定であり、これにより自主開発比率はさらに約10%上昇する効果が見込まれる。          ウランは、平成16年度以降、自主開発権益比率が一時的に低下しているものの、今後、本税制の認定を受けたプロジェクトの生産開始が予定されており、自主開発比率の更なる上昇が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成18~25年度)</p> <p>探鉱開発が失敗した場合の財務リスクが増加し、また、キャッシュフローが減少することにより、探鉱開発投資が減少し、自主開発比率が低下する。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18~25年度)</p> <p>探鉱開発投資が促進され、自主開発比率が維持・向上し、我が国への資源エネルギーの安定供給の確保に寄与する効果があった。</p>							
9	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制措置は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する探鉱開発事業に投資を行う者に損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図ることにより、民間の探鉱開発投資を促進するものである。</p>						
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>当該施策以外の税制措置としては、鉱業所得の課税の特例制度として以下の減耗控除制度がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・探鉱準備金又は海外探鉱準備金</li> <li>・新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除</li> </ul> <p>減耗控除制度は、鉱山・油田等の開発は多額の投資を要し、次に開発する鉱山等からの収入も含めて長期的に投下資本を回収する必要があることから鉱業者による(次の自主開発鉱山・油田等の)探鉱費の確保を円滑化するための制度であり、①自ら鉱山等を開発する事業者が、②採掘収入の一定割合</p>						

				<p>について将来の探鉱費を確保するための準備金として積立て、③その準備金を実際に探鉱費用に充てる場合に所得控除を認めるものである。</p> <p>予算措置としては以下がある。</p> <p>(1)石油・天然ガス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出資・債務保証(出資金)</li> </ul> <p>(2)金属鉱物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出融資・債務保証</li> <li>・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外共同地質構造調査(金属鉱物)(補助金)</li> <li>・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外ウラン探鉱支援事業(補助金)</li> </ul> <p>本税制措置は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する探鉱開発事業に投資を行う者に損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図るものであり、民間の探鉱開発投資を促進する上で基盤となるものである。他方、予算措置は、特にリスクが高いと考えられる案件等、一部のプロジェクトについて、JOGMECの出資等により、民間の出資負担を軽減することにより、民間の探鉱開発投資を促進するものである。          自主開発比率を引き上げ、我が国への資源エネルギーの安定供給を確保するためには、引き続き、探鉱開発投資を促進する必要がある、本制度を存置する必要がある。</p> <p>民間企業が事業活動拠点を置くことで地方公共団体にも経済的波及効果が見込まれると考えられる。</p>
		③	地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解			—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	交際費等の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）	府省名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「中小企業の経営の安定化、活性化、競争力の強化及び日本経済の成長」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明であり、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。  
 また、本租税特別措置等の効果を把握するため、定性的な測定指標（中小企業の経営の安定化、活性化、競争力の強化及び日本経済の成長）が設定されているところ、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、その説明に疑問があり、その効果の検証が困難である。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]
    - 減収額と産業部門全体の生産誘発効果及び雇用誘発効果の比較については点検過程において新たに説明されている。ただし、本租税特別措置等の達成目標である中小企業の経営の安定化に関しては、評価書の説明では交際費と売上高の相関関数を因果関係としているためその効果が不透明である。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 達成目標（中小企業の安定化を図る。特に我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確実なものとする）の実現状況について説明しているが、定量的な測定指標を設定できない理由が示されないまま、定性的な測定指標（（1）参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
  - 将来の見込み]
    - 減収額と産業部門全体の生産誘発効果及び雇用誘発効果の比較については点検過程において新たに説明されている。ただし、本租税特別措置等の達成目標である中小企業の経営の安定化に関しては、評価書の説明では交際費と売上高の相関関数を因果関係としているためその効果が不透明である。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 達成目標の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑫⑬ 税収減是認の効果の実績確認及び将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）において、本特例が無くなった場合交際費が何%減少するかという問いの資本金階級別の交際費減少率を算出し、それぞれの減少率を会社標本調査の資本金階級企業数割合に補正して全体の減少率を試算したところ、本特例が無かった場合、全体で交際費支出が8.4%減少する結果となった。平成21年度会社標本調査における中小法人の交際費支出額22,169億円で試算すると、本特例が無かった場合、1,862億円の交際費支出が減少することとなる。

上記1,862億円について、飲食業、娯楽サービス業、宿泊業の各部門に国内生産額表の生産割合に応じて配分し、生産誘発額を産業連関表の逆行列係数を用いて試算した場合、産業部門全体の生産誘発額は約3,400億円、同様に雇用表を用いて雇用誘発額を試算した場合、産業部門全体の雇用誘発額は約42,000人となる。

平成22年度の減収額2,160億円（国税）、1,142億円（地方税）に対し、産業部門全体の生産誘発額3,400億円及び雇用誘発額42,000人の効果があり、本租特は税収減を是認するような効果を有している。

平成24年度の減収見込額2,150億円（国税）、1,139億円（地方税）に対し、産業部門全体の生産誘発額3,400億円及び雇用誘発額42,000人の効果があり、本租特は税収減を是認するような効果を有している。

⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本租特は中小企業の88.0%（2,297,238社）が利用しており、かつ個々の企業の交際費支出金額は企業の事情により様々であることから、補助金等で予算限度を設定し、支援する方法は馴染まない。また本租特は企業の冗費・濫費の抑制も視野に入れて設定されているものであることから、補助金等の措置で支援をした場合、企業の際限ない交際費支出を助長することも考えられる。これらの状況から、本政策については大部分の中小企業が最低限支出を必要とする程度をカバーする金額で税金の定額控除限度を設定し、かつ冗費抑制の観点から一定の損金不算入割合を設定する租特での支援が手段として必要かつ適切である。

⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

異なる企業間の関係を支援するものとして、中小企業庁では中小企業総合展の開催によるビジネスマッチングの場の提供や、新連携対策事業として2社以上の異分野の中小企業が連携して新たな事業を行う際に必要な経費について、必要経費の2/3以内で補助金を交付する制度等を実施しているが、これらの制度は企業間の出会いを促進する制度であり、企業同士が出会ってからの関係維持を目的とした交際費支出を支援する制度とは効果の発現時期及び達成目標が異なる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	交際費等の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）																																										
2	要望の内容	<p>〇2年間の適用期限延長</p> <p>平成24年3月31日を以て、適用期限が到来するため、適用期限の2年間の延長を要望する。</p> <p>【制度概要】 法人の支出した交際費等は、原則損金不算入とされているが、中小企業（資本金1億円以下の法人）については、定額控除限度額（600万円）の90%までの損金算入を認める措置。</p>																																										
3	担当部局	経済産業省																																										
4	評価実施時期	平成23年9月																																										
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和29年度（交際費課税制度の創設年度） ＜最近の交際費課税における主な改正＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象法人</th> <th>損金算入限度額等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">昭和57年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円)</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成6年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円)×90%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)×90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成10年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円)×80%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)×80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成14年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)×80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成15年度</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(400万円)×90%</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>全法人</td> <td>一人当たり5000円以下の飲食費（社内飲食費を除く）について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成21年度 （経済危機対策）</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(600万円)×90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成22年度 2年間の延長</p>		対象法人	損金算入限度額等	昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円)	1,000万円以下	定額控除(400万円)	平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円)×90%	1,000万円以下	定額控除(400万円)×90%	平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円)×80%	1,000万円以下	定額控除(400万円)×80%	平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(400万円)×80%	平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(400万円)×90%	平成18年度	全法人	一人当たり5000円以下の飲食費（社内飲食費を除く）について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。	平成21年度 （経済危機対策）	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(600万円)×90%
	対象法人	損金算入限度額等																																										
昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																										
	5,000万円以下	定額控除(300万円)																																										
	1,000万円以下	定額控除(400万円)																																										
平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																										
	5,000万円以下	定額控除(300万円)×90%																																										
	1,000万円以下	定額控除(400万円)×90%																																										
平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																										
	5,000万円以下	定額控除(300万円)×80%																																										
	1,000万円以下	定額控除(400万円)×80%																																										
平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																										
	5,000万円以下	定額控除(400万円)×80%																																										
平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入																																										
	1億円以下	定額控除(400万円)×90%																																										
平成18年度	全法人	一人当たり5000円以下の飲食費（社内飲食費を除く）について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。																																										
平成21年度 （経済危機対策）	資本金1億円超	全額損金不算入																																										
	1億円以下	定額控除(600万円)×90%																																										

6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日(2年間)
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業は我が国経済や雇用を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。このような中小企業の営業活動の促進を図るとともに、飲食店業を中心とした需要の喚起を図ることにより、中小企業の経済活動の活性化を支援する。また、景気悪化や震災の影響等により、深刻な状況にある我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確かなものとするを旨とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業は我が国の雇用・産業創出の原動力であり、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える重要な存在である。しかし、中小企業は一般的に大企業や中堅企業と比較して販売促進の手段が限られていることから、交際費は中小企業の事業活動において必要不可欠なものと考えられる。</p> <p>交際費課税の特例措置は、①個々の中小企業に対して交際費の支出へのインセンティブを付与することで、中小企業の営業活動の促進を図るとともに、②中小企業が支出する交際費の多くは飲食店で消費されると見込まれることから、飲食店業の需要喚起にも繋がるという、ミクロとマクロの両面に効果を発揮する措置である。</p> <p>上記2つの効果を期待し、リーマンショック以降の世界同時不況を受けて平成21年4月に決定された「経済危機対策」(「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議の合同会議)においては、税制上の措置として本措置の中小企業(資本金1億円以下の法人)が支出した交際費等の損金算入限度額を、従来の400万円から600万円に引き上げる税制改正が行われたという経緯もある。</p> <p>世界的な金融危機に続き、国内における東日本大震災等の直接的・間接的な影響、急激な円高進行等により、中小企業を取り巻く経営環境は依然厳しい状況に置かれている。不景気によるコスト削減圧力の中において、交際費支出総額の約1割(2,075億円程度(※1))は上限額600万円を超過して支出されており、中小企業の経営安定にとって交際費が必要不可欠であることが伺える。</p> <p>近時の国際的な経済危機及び震災影響からの脱却等を勘案すれば、従前よりも取引先維持に資する交際費出が必要であり、中小企業の営業活動を促進させ、飲食業等の需要を喚起するためにも、最低でも現状限度額600万円での本措置の延長が必要である。</p> <p>(※1)</p> <p>資本金1億円以下法人における交際費支出額2,216,881百万円－(資本金1億円以下法人における損金算入限度額1,808,468百万円÷損金算入限度割合90%)≒2,075億円</p> <p>(出典)「会社標本調査」国税庁</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>経済社会の安心・安全の確保 4. 取引・経営の安心</p>

	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業関連税制等の諸施策を通じて中小企業の経営安定を図る。特に、中小企業の事業活動を活性化させ、国外及び国内に端を発する景気悪化により深刻な状況にある我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確かなものとするを旨とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>中小関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営安定を図り、その活性化・競争力の強化を通して、日本経済の成長に繋げる。その達成度を検討するため、具体的には、「中小企業の業況判断D I」(「中小企業景況調査」(中小企業庁)やGDPギャップの数値等を参考にする。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>① 個々の中小企業に対して交際費の支出へのインセンティブを付与することで、中小企業の営業活動の促進を図る</p> <p>② 中小企業が支出する交際費の多くは飲食店で消費されると見込まれることから、飲食店業の需要喚起にも繋がる</p>																																																																								
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>○過去5年間及び将来の交際費支出額推移(括弧内は資本金階級)</p> <table border="1"> <tr><td>平成18年度</td><td>2,490,946百万円</td><td>(同上)</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>2,280,791百万円</td><td>(同上)</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>2,227,485百万円</td><td>(資本金1億円以下)</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>2,216,881百万円</td><td>(同上)</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>2,211,460百万円</td><td>(同上:推計)</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>2,206,085百万円</td><td>(同上:推計)</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>2,200,710百万円</td><td>(同上:推計)</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>2,195,334百万円</td><td>(同上:推計)</td></tr> </table> <p>○過去5年間及び将来の損金算入額の推移(中小企業のみ)</p> <table border="1"> <tr><td>平成18年度</td><td>1,773,673百万円</td><td>(2,162,544社)</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>1,697,062百万円</td><td>(2,169,829社)</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>1,614,455百万円</td><td>(2,078,830社)</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>1,808,468百万円</td><td>(2,297,238社)</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>1,803,543百万円</td><td>(2,291,668社)(推計)</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>1,799,159百万円</td><td>(2,286,098社)(推計)</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>1,794,776百万円</td><td>(2,280,528社)(推計)</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>1,790,392百万円</td><td>(2,274,958社)(推計)</td></tr> </table> <p>○過去5年間及び将来の利益計上法人数及び損金算入額推移(中小企業のみ)</p> <table border="1"> <tr><td>平成18年度</td><td>968,592百万円</td><td>(768,826社)</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>918,360百万円</td><td>(753,171社)</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>793,278百万円</td><td>(655,986社)</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>801,038百万円</td><td>(642,276社)</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>800,159百万円</td><td>(641,667社)(推計)</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>798,213百万円</td><td>(640,107社)(推計)</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>796,269百万円</td><td>(638,548社)(推計)</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>794,324百万円</td><td>(636,988社)(推計)</td></tr> </table> <p>(※)(推計)部分は経済産業省による推計。</p> <p>(注)H17～H19の損金算入額は「資本金1億円以下企業」分、利益計上法人数は「資本金1億円未満企業」数。H20～H21は双方とも「資本金1億円以下企業」分。</p>	平成18年度	2,490,946百万円	(同上)	平成19年度	2,280,791百万円	(同上)	平成20年度	2,227,485百万円	(資本金1億円以下)	平成21年度	2,216,881百万円	(同上)	平成22年度	2,211,460百万円	(同上:推計)	平成23年度	2,206,085百万円	(同上:推計)	平成24年度	2,200,710百万円	(同上:推計)	平成25年度	2,195,334百万円	(同上:推計)	平成18年度	1,773,673百万円	(2,162,544社)	平成19年度	1,697,062百万円	(2,169,829社)	平成20年度	1,614,455百万円	(2,078,830社)	平成21年度	1,808,468百万円	(2,297,238社)	平成22年度	1,803,543百万円	(2,291,668社)(推計)	平成23年度	1,799,159百万円	(2,286,098社)(推計)	平成24年度	1,794,776百万円	(2,280,528社)(推計)	平成25年度	1,790,392百万円	(2,274,958社)(推計)	平成18年度	968,592百万円	(768,826社)	平成19年度	918,360百万円	(753,171社)	平成20年度	793,278百万円	(655,986社)	平成21年度	801,038百万円	(642,276社)	平成22年度	800,159百万円	(641,667社)(推計)	平成23年度	798,213百万円	(640,107社)(推計)	平成24年度	796,269百万円	(638,548社)(推計)	平成25年度	794,324百万円	(636,988社)(推計)
平成18年度	2,490,946百万円	(同上)																																																																								
平成19年度	2,280,791百万円	(同上)																																																																								
平成20年度	2,227,485百万円	(資本金1億円以下)																																																																								
平成21年度	2,216,881百万円	(同上)																																																																								
平成22年度	2,211,460百万円	(同上:推計)																																																																								
平成23年度	2,206,085百万円	(同上:推計)																																																																								
平成24年度	2,200,710百万円	(同上:推計)																																																																								
平成25年度	2,195,334百万円	(同上:推計)																																																																								
平成18年度	1,773,673百万円	(2,162,544社)																																																																								
平成19年度	1,697,062百万円	(2,169,829社)																																																																								
平成20年度	1,614,455百万円	(2,078,830社)																																																																								
平成21年度	1,808,468百万円	(2,297,238社)																																																																								
平成22年度	1,803,543百万円	(2,291,668社)(推計)																																																																								
平成23年度	1,799,159百万円	(2,286,098社)(推計)																																																																								
平成24年度	1,794,776百万円	(2,280,528社)(推計)																																																																								
平成25年度	1,790,392百万円	(2,274,958社)(推計)																																																																								
平成18年度	968,592百万円	(768,826社)																																																																								
平成19年度	918,360百万円	(753,171社)																																																																								
平成20年度	793,278百万円	(655,986社)																																																																								
平成21年度	801,038百万円	(642,276社)																																																																								
平成22年度	800,159百万円	(641,667社)(推計)																																																																								
平成23年度	798,213百万円	(640,107社)(推計)																																																																								
平成24年度	796,269百万円	(638,548社)(推計)																																																																								
平成25年度	794,324百万円	(636,988社)(推計)																																																																								

	<p>本措置は中小法人の内の 88.0%が利用している実績。交際費支出は中小企業の経営安定に必要な不可欠な支出という性質があり、引き続き中小法人全般にわたり利用が見込まれる。(出典)「会社標本調査」国税庁</p> <p>(算出方法) 平成23年度中小企業白書によると、直近における年平均の会社増加数は▲6,329社となっており、本措置利用企業数(交際費支出企業数、損金算入企業数)は、年間6,329社×88.0%=5,570社減少が見込まれる。交際費支出額及び損金算入額については、平成21年度の平均実績に、それぞれの適用見込み企業数を乗じて算出。 利益計上法人については、会社標本調査における平成21年度利益計上法人割合実績28.0%を乗じて算出。利益計上法人における損金算入額についても、平成21年度の平均実績に、利益計上法人企業数を乗じて算出。(詳細は別紙「算定根拠」参照。)</p>																
③ 減収額	<p>中小企業の損金算入による減収額</p> <table border="0"> <tr><td>平成18年度</td><td>▲2,712億円(768,826社)</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>▲2,571億円(753,171社)</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>▲2,221億円(655,986社)</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>▲2,243億円(642,276社)</td></tr> <tr><td>平成22年度(推計)</td><td>▲2,160億円(641,667社)</td></tr> <tr><td>平成23年度(推計)</td><td>▲2,155億円(640,107社)</td></tr> <tr><td>平成24年度(推計)</td><td>▲2,150億円(638,548社)</td></tr> <tr><td>平成25年度(推計)</td><td>▲2,145億円(636,988社)</td></tr> </table> <p>(備考) *上記利益計上法人の損金算入額に法人税率を掛けて算出。 (経済産業省試算) *平成18年度～平成21年度は法人税率28%で計算。平成22年度以降は法人税率27%で計算。 (出典)「会社標本調査」国税庁</p>	平成18年度	▲2,712億円(768,826社)	平成19年度	▲2,571億円(753,171社)	平成20年度	▲2,221億円(655,986社)	平成21年度	▲2,243億円(642,276社)	平成22年度(推計)	▲2,160億円(641,667社)	平成23年度(推計)	▲2,155億円(640,107社)	平成24年度(推計)	▲2,150億円(638,548社)	平成25年度(推計)	▲2,145億円(636,988社)
平成18年度	▲2,712億円(768,826社)																
平成19年度	▲2,571億円(753,171社)																
平成20年度	▲2,221億円(655,986社)																
平成21年度	▲2,243億円(642,276社)																
平成22年度(推計)	▲2,160億円(641,667社)																
平成23年度(推計)	▲2,155億円(640,107社)																
平成24年度(推計)	▲2,150億円(638,548社)																
平成25年度(推計)	▲2,145億円(636,988社)																
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成26年3月) GDPギャップは2008年第2四半期以降マイナスが続いており、引き続き需要不足の状況。 経済情勢はリーマンショック以降、一部で持ち直しの動きが見られたものの、平成23年3月の東日本大震災の影響や急激な円高進行等により、再び予断を許さない状況となっており、中小企業の業況判断DIは▲34.8(平成23年4～6月)まで下落している。 これらの状況から、中小企業をとりまく環境は依然厳しい状況となっており、平成24年度以降についても引き続き本措置によって中小企業の経営安定を図る必要がある。</p> <p>(出所)「第124回中小企業景況調査」(中小企業庁)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(平成18年4月～平成26年3月) 平成23年「中小企業税制に関するアンケート」でも、交際費の必要性について「取引先との良好な関係維持のため必要不可欠」という回答が70.4%、新規顧客の開拓のため必要不可欠」という回答が36.7%となっており、交際費支出が中小企業の経営安定にとって必要不可欠であるということが把握できる。コスト削減傾向の中、交際費支出額は若干の減少傾向にあるものの、毎期概ね一定の利用実績があ</p>																

		<p>り(下記「租税特別措置の利用実績」参照)、本措置に対する中小企業者の期待、及び経済波及効果は相対的に高まっているものと考えられ、経営安定への寄与は図られていると推察できる。東日本大震災や急激な円高進行を受け、中小企業の取引環境は更に厳しいものとなっており、平成24年度以降についても引き続き本措置により、中小企業の経営安定を図る必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～平成26年3月) 平成23年「中小企業税制に関するアンケート」調査において、中小企業の交際費損金算入特例が無くなった場合、交際費が何%減少するかを調査したところ、本特例が無かった場合全体で8.4%(※1)交際費が減少するという結果が出ており、また、交際費支出額が1%減少した場合、売上高は0.26%減少する関係(※2)となっていることから、本特例が無くなった場合、売上高は2.2%減少すると推計される。よって、本特例が無くなった場合、平成21年度の資本金1億円以下法人の営業収入合計額(約594兆円)のうち、13兆円程度中小企業の営業収入が下がることとなる。 これらから、中小企業にとって必要不可欠な営業経費である交際費について、税制上の優遇を施す本措置は中小企業の経営安定、事業の活性化に寄与しており、手段として有効である。</p> <p>(※1)アンケートにおける資本金階級別の交際費減少率を、会社標本調査の資本金階級割合に補正し、全体の減少率を算出。 (出典)「会社標本調査」国税庁</p> <p>(※2)平成23年「中小企業税制に関するアンケート」(中小企業庁)から重回帰分析。 LN(売上高)=5.78+0.26LN(交際費支出額)+0.21LN(資本金)+0.71LN(従業員数)-0.22ダミー建設業-0.09ダミー製造業-0.63ダミー情報サービス業-0.11ダミー運輸業+0.73ダミー卸売業+0.33ダミー小売業+0.25ダミー不動産業-0.80ダミー研究・技術サービス業-0.66ダミー宿泊・飲食サービス業-0.85ダミー医療・福祉業-0.51ダミーその他サービス業 &lt;回帰統計&gt;重相関R2:0.74</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18年4月～平成26年3月) 近時の不景気及び震災等による混乱の中、中小企業は徹底的なコスト削減の圧力がかけられているが、交際費は取引先との関係維持、新規顧客の開拓等に必要不可欠な費用であり、本費用にかかる税制措置で営業性資金の確保を支援する本措置は必要不可欠な支援である。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>企業会計上、交際費は費用として処理されるものであるが、法人税においては租税特別措置により、原則として法人の支出した交際費の全額を損金の額に算入することを認めていない。これは法人の無駄な支出(冗費)を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置されているものと考えられる。</p> <p>しかしながら、中小企業については、大企業と比較すると新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られていることから、販売促進等の手段として交際費を支出することは事業活動において必要不可欠なものと考えられる。このような観点から、従来から中小企業については、一定の範囲で交際費の損金算入が認められてきたものであり、平成2</p>

		<p>1年4月の税制改正では、経済危機対策として中小企業の交際費等の損金算入限度額が拡充されたものである。</p> <p>我が国経済は新たな自然災害による直接的・間接的な影響が加わり、依然として先行き不透明な状況が継続していることから、本措置について引き続き適用期限を延長し、中小企業の営業促進、飲食業需要の喚起を図ることが適当である</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	中小企業は地域活性化の原動力であり、また、本措置は地域の飲食業の振興にも寄与することから、地方公共団体が協力する相当性あり。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

## 別紙「算定根拠」

<一社あたりの交際費支出額平均>

$$2,216,881 \text{ 百万円} \div 2,297,238 \text{ 社} = 0.965 \text{ 百万円}$$

<一社あたりの損金算入額平均>

$$1,808,468 \text{ 百万円} \div 2,297,238 \text{ 社} = 0.787 \text{ 百万円}$$

<利益計上法人の一社あたり損金算入額>

$$801,038 \text{ 百万円} \div 642,276 \text{ 社} = 1.247 \text{ 百万円}$$

(出典) H21「会社標本調査」(国税庁)

### ○平成22年度適用件数

$$\frac{2,297,238 \text{ 社}}{(*1)} + \left( \frac{\triangle 6,329 \text{ 社}}{(*2)} \times \frac{88.0\%}{(*3)} \right) = 2,291,668 \text{ 社}$$

内、利益計上法人

$$2,291,668 \text{ 社} \times \text{利益計上法人割合 } 28.0\% (*4) = 641,667 \text{ 社}$$

<交際費支出額推計>

$$0.965 \text{ 百万円} \times 2,291,668 \text{ 社} = 2,211,460 \text{ 百万円}$$

<損金算入額推計>

$$0.787 \text{ 百万円} \times 2,291,668 \text{ 社} = 1,803,543 \text{ 百万円}$$

<利益計上法人の損金算入額>

$$1.247 \text{ 百万円} \times 641,667 \text{ 社} = 800,159 \text{ 百万円}$$

\*1：前年度適用件数(H21「会社標本調査」(国税庁))

\*2：会社企業の年平均増加会社数(2011年版「中小企業白書」(中小企業庁))

\*3：本特例利用法人割合

\*4：前年度利益法人割合(642,276社÷2,297,238社)(H21「会社標本調査」(国税庁))

### ○平成23年度適用件数

$$\frac{2,291,668 \text{ 社}}{(*1)} + \left( \frac{\triangle 6,329 \text{ 社}}{(*2)} \times \frac{88.0\%}{(*3)} \right) = 2,286,098 \text{ 社}$$

内、利益計上法人

$$2,286,098 \text{ 社} \times \text{利益計上法人割合 } 28.0\% (*4) = 640,107 \text{ 社}$$

<交際費支出額推計>

0.965 百万円 × 2,286,098 社 = 2,206,085 百万円

<損金算入額推計>

0.787 百万円 × 2,286,098 社 = 1,799,159 百万円

<利益計上法人の損金算入額>

1.247 百万円 × 640,107 社 = 798,213 百万円

\* 1 : 上記試算値

\* 2 : 会社企業の年平均増加会社数 (2011 年版「中小企業白書」(中小企業庁))

\* 3 : 本特例利用法人割合

\* 4 : H21 年度利益法人割合 (642,276 社 ÷ 2,297,238 社) (H21「会社標本調査」(国税庁))

○平成 24 年度適用件数

2,286,098 社 + (▲6,329 社 × 88.0%) = 2,280,528 社  
(\* 1) (\* 2) (\* 3)

内、利益計上法人

2,280,528 社 × 利益計上法人割合 28.0% (\* 4) = 638,548 社

<交際費支出額推計>

0.965 百万円 × 2,280,528 社 = 2,200,710 百万円

<損金算入額推計>

0.787 百万円 × 2,280,528 社 = 1,794,776 百万円

<利益計上法人の損金算入額>

1.247 百万円 × 638,548 社 = 796,269 百万円

\* 1 : 上記試算値

\* 2 : 会社企業の年平均増加会社数 (2011 年版「中小企業白書」(中小企業庁))

\* 3 : 本特例利用法人割合

\* 4 : H21 年度利益法人割合 (642,276 社 ÷ 2,297,238 社) (H21「会社標本調査」(国税庁))

○平成 25 年度適用件数

2,280,528 社 + (▲6,329 社 × 88.0%) = 2,274,958 社  
(\* 1) (\* 2) (\* 3)

内、利益計上法人

2,274,958 社 × 利益計上法人割合 28.0% (\* 4) = 636,988 社

<交際費支出額推計>

0.965 百万円 × 2,274,958 社 = 2,195,334 百万円

<損金算入額推計>

0.787 百万円 × 2,274,958 社 = 1,790,392 百万円

<利益計上法人の損金算入額>

1.247 百万円 × 636,988 社 = 794,324 百万円

\* 1 : 上記試算値

\* 2 : 会社企業の年平均増加会社数 (2011 年版「中小企業白書」(中小企業庁))

\* 3 : 本特例利用法人割合

\* 4 : H21 年度利益法人割合 (642,276 社 ÷ 2,297,238 社) (H21「会社標本調査」(国税庁))

平成 24 年度減収見込額

○法人税

利益計上法人 (中小企業) の損金算入額 : 796,269 百万円 × 税率 27.0% = ▲2,150 億円

○法人住民税

国税減収額 : 2,150 億円 × 税率 17.3% = ▲372 億円

○法人事業税

利益計上法人 (中小企業) の損金算入額 : 796,269 百万円 × 旧税率 9.6% = ▲764 億円

地方税損金算入額合計 : ▲372 億円 + ▲764 億円 = ▲1,136 億円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減	府省名	経済産業省
税目	登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 減収額の実績と把握した効果を対比すべきところ、定性的に本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明するにとどまり、その根拠が明らかでないため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと予測した効果を対比すべきところ、定性的に本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明するにとどまり、その根拠が明らかでないため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）  
 政策目的の根拠となる記載は以下の通り。  
 ・新成長戦略（平成22年6月）P84  
 「（3）企業の戦略的な事業再編の促進」  
 ・産業構造ビジョン（平成22年6月）P221  
 「3. 収益力を高める産業再編・棲み分け、新陳代謝の活性化」
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
 前回要望時も「引き続き同数程度の件数」を目標とし、所期の目標は概ね達成できているが、現時点においても、企業の「選択と集中」を進めるための会社分割の重要性はいささかも減じていない。
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 本減収額試算値は、税務当局という信頼性の高い機関の試算値を引用。
- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
 会社分割に代表される企業活動は、あくまでも企業が自主的に行う行為であることから、規制や補助金という形で促進するよりも、租税特別措置という形で企業活動にかかる負担を軽減することが最も適切な手段である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減
2	要望の内容	<p>株式会社が新設分割又は吸収分割により、不動産に関する権利等を取得し、当該権利に関する事項について登記又は登録を受ける場合には、当該登記等に係る登録免許税の税率を軽減する（不動産に関する権利の移転に係る登録免許税についての現在の軽減税率は以下のとおり。）。</p> <p>①所有権の移転登記（本則1,000分の20） 1,000分の13（平成24年3月31日まで）</p> <p>②地上権の移転登記（本則1,000分の10） 1,000分の6.5（平成24年3月31日まで）</p> <p>③先取特権等の移転登記（本則1,000分の2） 1,000分の1.8（平成24年3月31日まで）</p> <p>④所有権の移転の仮登記等（本則1,000分の10） 1,000分の6.5（平成24年3月31日まで）</p> <p>⑤地上権の移転の仮登記等（本則1,000分の5） 1,000分の3.25（平成24年3月31日まで）</p>
3	担当部局	経済産業省経済産業政策局産業組織課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>創設年度：平成13年度 改正経緯： （1）平成18年度改正 不動産登記に係る登録免許税の全体の税率の特例の廃止により税率が引き上がり、また、売買のケースと同水準に税率を一挙に引き上げることは企業行動に影響を与えることから、3年間の時限の中で徐々に引き上げられた。</p> <p>①所有権の移転登記： 平成18年4月1日～平成20年3月31日 1,000分の4 平成20年4月1日～平成21年3月31日 1,000分の8</p> <p>②地上権等の移転登記： 平成18年4月1日～平成20年3月31日 1,000分の2 平成20年4月1日～平成21年3月31日 1,000分の4</p> <p>③先取特権等の移転登記： 平成18年4月1日～平成20年3月31日 1,000分の1.2 平成20年4月1日～平成21年3月31日 1,000分の1.4</p> <p>④所有権の移転の仮登記等： 平成18年4月1日～平成20年3月31日 1,000分の2 平成20年4月1日～平成21年3月31日 1,000分の4</p> <p>⑤地上権等の移転の仮登記等： 平成18年4月1日～平成20年3月31日 1,000分の1 平成20年4月1日～平成21年3月31日 1,000分の2</p>

		(2)平成 21 年度改正 平成 18 年度改正において示された、軽減税率を段階的に引き上げ売上のケースと同水準にするとの道筋は踏襲しながら、会社分割制度の企業競争力を高めるための有効性にも鑑み、3年間の時限措置を講じ、その中で、土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減措置との関係も踏まえ、軽減税率を段階的に引き上げた。 ①所有権の移転登記: 平成 21 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日 1,000 分の 8 平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 1,000 分の 13 ②地上権の移転登記: 平成 21 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日 1,000 分の 4 平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 1,000 分の 6.5 ③先取特権等の移転登記: 平成 21 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日 1,000 分の 1.4 平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 1,000 分の 1.8 ④所有権の移転の仮登記等: 平成 21 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日 1,000 分の 4 平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 1,000 分の 6.5 ⑤地上権の移転の仮登記等: 平成 21 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日 1,000 分の 2 平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 1,000 分の 3.25
6	適用又は延長期間	3年
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口減少、国際競争の激化等が進展する中、企業の経営資源の効率化や最適配置、合従連衡を通じた「選択と集中」を可能とする会社分割の活用を円滑化することにより、企業の競争力を高め、もって我が国経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 「新成長戦略」(平成 22 年 6 月) 「産業構造ビジョン」(平成 22 年 6 月)
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 1. 経済成長
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業の経営資源の効率化や最適配置、合従連衡を通じた「選択と集中」を可能とする会社分割の活用を円滑化する。現在年間300件程度の水準で行われている会社分割について、引き続き活発な利用を促進し、企業の競争力を高め、もって我が国経済の活性化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 会社分割の活用件数の推移を指標とし、例年と同数程度会社分割が活用されることにより、企業の競争力を高め、もって我が国経済の活性化を図る。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 会社分割を通じて「選択と集中」を進め競争力を強化した企業が年々増加することにより、我が国経済の活性化に一定の効果をもたらしている。
8	有効性等	①: 適用数等 会社分割の平成 22 年までの活用件数及び平成 26 年までの活用想定件数は、以下のとおり。 平成 13 年 153 件、平成 14 年 229 件、平成 15 年 198 件、平成 16 年 233 件、平成 17 年 281 件、平成 18 年 310 件、平成 19 年 295 件、平成 20 年 315 件、平成 21 年 278 件 平成 22 年 249 件、平成 23～26 年各々250～300 件程度	
		②: 減収額 平成 21 年度約33億円、平成 22 年度約33億円、平成 23 年度約19億円、平成 24 年度～平成 26 年度約19億円	
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 13 年度～平成 26 年度) 会社分割の件数が増加し、会社分割を通じて「選択と集中」を進め競争力を強化した企業が年々増えることにより、我が国経済の活性化に一定の効果をもたらしていることから、今後も、同数程度(年間 250～300 件)程度の会社分割を目標とし、我が国経済の活性化を実現していく。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 13 年度～平成 26 年度) 会社分割の活用件数は、平成 13 年 153 件、平成 14 年 229 件、平成 15 年 198 件、平成 16 年 233 件、平成 17 年 281 件、平成 18 年 310 件、平成 19 年 295 件、平成 20 年 315 件、平成 21 年 278 件 平成 22 年 249 件 と制度創設以降、リーマンショックによる M&A 全体の減少による影響はあったものの、着実に実施されており、今後も同数程度(年間 250～300 件)を目標とする。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 22 年度) 平成 21・22 年度に会社分割を行った企業に対するアンケートによると、不動産移転を実施した企業においては、軽減税率が無かった場合は会社分割を躊躇したという回答が約40%であり、仮に当該措置が延長されなかった場合は、会社分割の件数が落ちたものと思われる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 13 年度～平成 26 年度) 長いスパンで見ると、会社分割を通じて「選択と集中」を進め競争力を強化した企業における収益状況の改善等により、課税所得の増加による健全な形で税収増につながる効果がある。	
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 会社分割制度は、非効率・不振・不採算事業の切り離しや、優良部門の分離・統合による更なる強化、類似事業の統合・効率化等、企業にとって、事業分野の選択や経営資源の集中による競争力強化に繋げるための極めて重要なツールであり、我が国経済の活性化のために租税特別措置によって引き続き活用を促進していく必要がある。	

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
	③ 地方公共団体が協力する相当性	なし
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	なし

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	金属鉱業等鉱害防止準備金	府省名	経済産業省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために測定指標である「産業保安部長が算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額」は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法によって積立てが義務付けられており、当該測定指標では本租税特別措置等の効果の測定が困難であり、本租税特別措置等が目標値にどの程度寄与しているのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、定性的に「鉱害防止事業が行われない場合、年間数百億円規模の経済損失の発生が見込まれる」と説明しているが、本租税特別措置等による効果が不明であり、過去における税収減を是認する効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標（閉山等の鉱害防止事業を確実に実施する）の実現状況について確実に実施されていると説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、定性的に「鉱害防止事業が行われない場合、年間数百億円規模の経済損失の発生が見込まれる」と説明しているが、本租税特別措置等による効果が不明であり、将来における税収減を是認する効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標（閉山等の鉱害防止事業を確実に実施する）の実現状況の将来予測について本措置を中心とした制度が十分定着しており、今後の目標達成の実現が見込まれると説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

本租税特別措置等により達成しようとする所期の目標（政策目標）は、金属鉱山等が使用した特定施設（坑道、集積場等）からの鉱害の発生防止を果たすことであるが、鉱害防止業務は他の事業と異なり鉱山閉山後も重金属を含んだ坑廃水が排出される場合が多く、半永久的に坑廃水処理等の鉱害防止事業を行う必要があるという特殊性を有している。

④ 測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）

本制度の所期目標である鉱害防止業務が半永久的に継続する特殊性を有していることから、収益性の全く無い鉱害防止事業を着実にを行うために必要な額を計画的に積み立てさせる鉱害防止積立金制度がこれまで有効に機能を果たしており、特定施設からの鉱害発生防止に貢献している。一方、経営環境の厳しい中において事業者（採掘権者等）による計画的・安定的な積み立てを支援するため、当該積立金制度を定める金属鉱業等鉱害対策特別措置法案成立時の税法上の優遇措置を求める附帯決議（S48.3.28衆議院商工委員会）を踏まえ、積立金制度を確実に運営していくための支援策の一つとして本租税特別措置等が設置された。このため、当該支援策が有効に機能しているかどうかを示す一つの定量的指標として毎年度の積立率（産業保安監督部長が算定した額に対する積立額の比率）を用いており、それが100%を達成している。

⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①《租税特別措置等によるべき妥当性等》欄への補足説明）

鉱害防止事業は基本的にPPP（汚染者負担の原則）に則り、金属鉱山等の事業者（採掘権者等）の責任で行われるものであるが、当該準備金制度は、稼働中に事業者より特定施設（坑道、集積場）の使用終了後に実施する必要がある鉱害防止事業費を積立てさせる積立金制度を支援する税制優遇措置として用意されている。閉山後に永続的に流出する坑廃水を処理するための基金に拠出させる制度を支援する税制優遇措置が別に用意されているが支援対象は異なる。また、他に補助金制度等の政策手段はあるが、基金制度については、自己汚染分の坑廃水処理費用について対象としているが、補助金については自然汚染、他者汚染分の坑廃水処理費用を対象としているものであり、支援対象が明確に異なる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	金属鉱業等鉱害防止準備金			
2	要望の内容	金属鉱山等における将来の閉山後等の鉱害を防止するために金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条の規定に基づき、金属鉱山等の特定施設（坑道、集積場）の使用終了後に実施する必要がある鉱害防止事業の事業費についての積み立てが、当該鉱山の採掘権者等に義務付けられており、この積立金について損金算入を認める。 本制度は、平成24年3月31日が適用期限となっているため、期限を2年間延長する。			
3	担当部局	原子力安全・保安院 鉱山保安課			
4	評価実施時期	平成23年9月			
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和49年度	制度創設	平成6年度	2年間延長
		昭和51年度	2年間延長	平成8年度	〃
		昭和53年度	〃	平成10年度	〃
		昭和55年度	〃	平成12年度	〃
		昭和57年度	〃	平成14年度	〃
		昭和59年度	〃	平成15年度	〃
		昭和61年度	〃	平成16年度	〃
		昭和63年度	〃	平成18年度	〃
		平成2年度	〃	平成20年度	〃
		平成4年度	〃	平成22年度	〃
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日（2年間）			
7	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 鉱山の特性に応じた保安上の措置を確実に実施することにより、鉱害の発生を防止する。 《政策目的の根拠》 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第1条	
		②	政策体系における政策目的の位置付け	経済社会の安心・安全の確保 5. 生命・身体の安全	
		③	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 閉山後等の鉱害防止事業に要する費用を鉱害防止義務者に積立てさせることにより、閉山後等の鉱害防止事業を確実に実施する。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 産業保安監督部長が算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額	

		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 法による規制（金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条）と本制度による支援措置との相乗効果により、産業保安監督部長が算定して通知した額が確実に積み立てられることにより、閉山後等の鉱害防止事業が確実に実施される。																																																										
8	有効性等	<p>①: 通用数等</p> <p style="text-align: center;">(金額の単位: 百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">積立額</th> <th colspan="2">取戻額</th> <th rowspan="2">積立金 残額</th> </tr> <tr> <th>鉱山数</th> <th>金額</th> <th>鉱山数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>18</td><td>12</td><td>20</td><td>3</td><td>152</td><td>2,311</td></tr> <tr><td>19</td><td>15</td><td>71</td><td>2</td><td>39</td><td>2,343</td></tr> <tr><td>20</td><td>12</td><td>97</td><td>4</td><td>99</td><td>2,340</td></tr> <tr><td>21</td><td>13</td><td>16</td><td>5</td><td>543</td><td>1,813</td></tr> <tr><td>22</td><td>12</td><td>13</td><td>1</td><td>14</td><td>1,811</td></tr> <tr><td>23 (見込)</td><td>12</td><td>13</td><td>2</td><td>1</td><td>1,823</td></tr> <tr><td>24 (見込)</td><td>12</td><td>15</td><td>2</td><td>220</td><td>1,618</td></tr> <tr><td>25 (見込)</td><td>13</td><td>13</td><td>2</td><td>106</td><td>1,525</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(経済産業省調べ)</p> <p>②: 減収額</p> <p>18年度 6百万円 19年度 21百万円 20年度 29百万円 21年度 5百万円 22年度 4百万円 23年度 4百万円(見込) 24年度 5百万円(見込) 25年度 4百万円(見込) (経済産業省調べ) &lt;算出方法&gt; 減収額＝積立額(鉱害防止積立金算定通知額)×法人税率(30%)で算出</p> <p>③: 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成18年度～25年度) 閉山後等において、鉱害防止準備金の取り戻しにより鉱害防止事業が確実に実施されており、今後とも積立金(平成25年度時点で15億円予定)の中から不足無く事業費を取り戻し、確実に実施する。</p>	年度	積立額		取戻額		積立金 残額	鉱山数	金額	鉱山数	金額	18	12	20	3	152	2,311	19	15	71	2	39	2,343	20	12	97	4	99	2,340	21	13	16	5	543	1,813	22	12	13	1	14	1,811	23 (見込)	12	13	2	1	1,823	24 (見込)	12	15	2	220	1,618	25 (見込)	13	13	2	106	1,525
年度	積立額			取戻額		積立金 残額																																																						
	鉱山数	金額	鉱山数	金額																																																								
18	12	20	3	152	2,311																																																							
19	15	71	2	39	2,343																																																							
20	12	97	4	99	2,340																																																							
21	13	16	5	543	1,813																																																							
22	12	13	1	14	1,811																																																							
23 (見込)	12	13	2	1	1,823																																																							
24 (見込)	12	15	2	220	1,618																																																							
25 (見込)	13	13	2	106	1,525																																																							

		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成18年度～25年度) 産業保安監督部長が算定して通知した積立額に対して100%採掘権者等が積み立てを行っており、当該積立金から取り戻された額により必要な鉱害防止対策が確実に実施されている。本措置を中心とした制度が十分定着しており、今後の目標達成の実現が見込まれる。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成18年度～25年度) 閉山後も収益性の無い鉱害防止事業を確実にに行わせるため、操業中から強制的にその資金を積立させる必要があるが、今後とも厳しい経営環境が予想される中において中小企業を含む採掘権者等に着実に経費負担させることが困難となり、閉山後における適切な鉱害防止事業が実施されず、鉱害の発生が懸念される。
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成18年度～25年度) 閉山後等の鉱害防止事業が確実に実施され、鉱害発生時の未然防止が図られているが、鉱害防止事業が行われない場合、年間数百億円規模の経済損失が発生することも見込まれ、減収額と比較して十分に有効性はある。
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>鉱害防止事業は、イタイイタイ病など国民の健康被害や土砂崩れ災害を防止する事業であり、集積場等の施設に対する鉱害防止積立金の積立では、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条第1項に基づく法律上の義務である。また、同法第7条第2項に基づき、鉱害防止積立金の積み立ては、独立行政法人石油天然ガス金属鉱物資源機構(JOGMEC)にしなければならず、税制面での損金算入措置は妥当である。 なお、制度創設(昭和49年度)以来、37年経過したが、現在もなお移行中の鉱山は存在するため、引き続き税制措置が必要である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>使用中の集積場等の施設の鉱害防止工事費の確保を支援する本制度の他に、鉱害防止工事が完了してもなお永続的に坑廃水が流出する場合に、以下の支援措置を実施。 ○休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金【予算措置】 倒産等により事業者が存在しない休廃止鉱山の鉱害防止事業を地方自治体を実施する場合や、鉱山の開発前からの汚染(自然汚染)や事業者が自ら実施した事業に起因しない人為汚染等の坑廃水処理を実施する場合に、その費用の一部を補助する制度。 上記の措置は、採掘権者等が存在しない休廃止鉱山や開発前の汚染、及び事業者自らが実施した事業に起因しない汚染等に対する鉱害防止事業を対象としており、支援の対象となる範囲が異なっている。  ○鉱害防止事業基金に充てるための掛金の損金算入の特例【措28条(1)④、措66条の11(1)④、措68条の95】 鉱害防止義務者が存在する鉱山について、永続的に流出する坑廃水を処理</p>

		<p>するため金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条の規定に基づき鉱害防止事業基金に採掘権者等が拠出した場合に、その拠出額を損金算入の特例として認める。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>鉱害防止積立金の積み立てを行わず、企業倒産等により鉱害防止義務者が不存在化した場合、地方公共団体が地方自治法等に基づき鉱害防止事業を行うこととなるが、当該支援措置により、そうした事態を回避することが可能となる。</p>
10	有識者の見解	<p>(参考)金属鉱業等鉱害対策特別措置法案に対する附帯決議(昭和48年3月28日、衆議院商工委員会)</p> <p>将来の鉱害防止事業を確実に実施させるため、適確かつ厳格な指導監督を行うとともに、鉱害防止積立金制度の適切な運用を図り、鉱害防止積立金の税法上の優遇措置を検討すること。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	なし

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置	府省名	経済産業省
税目	登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「中小企業承継事業再生計画の認定を年間50件にする」は、点検過程で、達成目標と測定指標の関係性が説明されたものの（【点検結果表の別紙】④参照）、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比して説明しているが、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比して説明しているが、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

様々な再生計画のスキームが存在する中、中小企業の再生計画のほとんどを中小企業再生支援協議会が行っており、リスケジュール、直接放棄、第二会社方式等の再生手法を活用し、再生計画の策定を行うものを年間500件、その前段となる相談件数を3,000件と目標付けている。

この中小企業再生支援協議会の再生計画500件及び他のスキームを活用した再生計画の中で、第二会社方式の形態により計画策定支援を行う案件で、中小企業承継事業再生計画の認定を行うものを50件程度と想定し、測定指標としている。

また、これまで中小企業承継事業再生計画の認定を受けた7件は、いずれも登録免許税の軽減措置を受けており（なお、このうち2件は、登録免許税の軽減措置以外に認定に伴う措置を受けていない。）、本租税特別措置が、中小企業承継事業再生計画の認定件数の押し上げに大きく寄与している。

中小企業の事業再生が促進されるには、多様な再生手法が用意されていることが望ましく、その一つである第二会社方式による中小企業承継事業再生計画の認定件数が増加することは、再生支援協議会の再生計画の策定件数の増加につながるものであり、ひいてはその前段階である再生支援協議会への相談件数の増加にもつながるものである。

⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用数の算出根拠については、試算の内容が大部となるために試算概要を記載したところである。（詳細は「別紙1」参照。）

⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額の算出根拠については、試算の内容が大部となるために試算概要を記載したところである。（詳細は「別紙2」参照。）

⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

④で述べたとおり、測定指標と達成目標には関連性がある。

平成22年度、23年度は、金融円滑化法の影響により金融機関のリスケジュールがやりやすいことから、抜本的な再生手法がとりにくい環境であったこともあり、適用件数は7件と少なく、測定指標である承継事業再生計画の認定件数も目標を下回った。しかしながら、そのような状況の中、第二会社方式による承継事業再生計画の認定を受けたこの7件は、税の軽減措置によって運転資金等の確保が図られたほか、約800名の雇用を維持・確保しており、案件は少ないものの、達成目標（経営困難な状況にある地域中小企業の事業再生を促進し、地域経済の活力維持や雇用の維持・確保を図る）に寄与している。

また、これまで中小企業承継事業再生計画の認定を受けた7件は、いずれも登録免許税の軽減措置を受けていることから（なお、このうち2件は、登録免許税の軽減措置以外に認定に伴う措置は

受けていない。）、本租税特別措置が、中小企業承継事業再生計画の認定件数の押し上げに大きく寄与しており、④で述べたとおり、達成目標である再生計画完了件数等にも結びついている。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

④で述べたとおり、測定指標と達成目標には関連性がある。

平成24年度以降は、金融円滑化法が終了する予定であることから、金融機関のリスケジュールで対応していた事業者の抜本的対応が必要になること、②東日本大震災の影響を受けた事業者（間接被災者を含む。）が事業再建を図るために抜本的対応を必要とすることが増加することが予想される。その場合、キャッシュフローが必要不可欠な中小企業にとって、本件のような税の軽減措置のある第二会社方式を選択できると、運転資金等を確保できるほか、金融機関の同意も得られやすく再生計画が策定しやすくなる。したがって、承継事業再生計画の認定件数も増加が見込まれるとともに、達成目標（経営困難な状況にある地域中小企業の事業再生を促進し、地域経済の活力維持や雇用の維持・確保を図る）を実現するための手段としても適確である。

また、これまで中小企業承継事業再生計画の認定を受けた7件は、いずれも登録免許税の軽減措置を受けていることから（なお、このうち2件は、登録免許税の軽減措置以外に認定に伴う措置を受けていない。）、本租税特別措置が、中小企業承継事業再生計画の認定件数の押し上げに大きく寄与すると考えており、④で述べたとおり、達成目標である再生計画完了件数等の増加にも結びつくものである。

⑫ 税収減是認の効果の実績把握（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

登録免許税の軽減措置の減収額は1件当たり約700万円であるが、中小企業にとってみれば、売上高が7億円程度増加すること（中小企業の売上高経常利益率は約1%（中小企業白書2011年版の付属統計資料16表「法人企業の主要財務・損益状況と財務指標」参照）と同じであり、700万円を運転資金に充当できることは、達成目標（経営困難な状況にある地域中小企業の事業再生の促進）を図る上で、非常に効果的である。

また、これまで中小企業承継事業再生計画の認定を受けた7件（減収額約4,600万円）は、いずれも登録免許税の軽減措置を受けていることから（なお、このうち2件は、登録免許税の軽減措置以外に認定に伴う措置を受けていない。）、本租税特別措置が、中小企業承継事業再生計画の認定件数の押し上げに寄与しており、④で述べたとおり、達成目標である再生計画完了件数等にも結びついている。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

登録免許税の軽減措置の減収額は1件当たり約700万円であるが、中小企業にとってみれば、売上高7億円程度増加すること（中小企業の売上高経常利益率は約1%（中小企業白書2011年版の付属統計資料16表「法人企業の主要財務・損益状況と財務指標」参照）と同じ効果がある。

平成24年度以降は、金融円滑化法が終了する予定であることから、金融機関のリスケジュールで対応していた事業者の抜本的対応が必要になること、②東日本大震災の影響を受けた事業者（間接被災者を含む。）が事業再建を図るために抜本的対応を必要とすることが増加することが予想される。その場合、キャッシュフローが必要不可欠な中小企業にとって、本件のような税の軽減措置

のある第二会社方式を選択できると、運転資金等を確保できるほか、再生計画に対する金融機関の同意も得やすくなり、達成目標（経営困難な状況にある地域中小企業の事業再生の促進）を図る上で非常に効果的であるし、再生計画策定支援件数の増加にもつながる。

また、これまで中小企業承継事業再生計画の認定を受けた7件（減収額約4,600万円）は、いずれも登録免許税の軽減措置を受けていることから（なお、このうち2件は、登録免許税の軽減措置以外に認定に伴う措置を受けていない。）、本租税特別措置が、中小企業承継事業再生計画の認定件数の押上げに大きく寄与しており、④で述べたとおり、達成目標である再生計画完了件数等の増加にも結びつくものである。

⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

補助金と比較した場合、本租税特別措置等は、予算の制約を受けず、一律に適用されるものである。本認定制度のように、経済環境によって対象件数に見通しがつかない場合には、支払総額をあらかじめ設定する補助金よりも、本租税特別措置等を講ずる方が、利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減されるため、適切である。また、本租税特別措置等の場合、課税時点で軽減することから、補助金と比較して執行コストが小さい。さらに、補助金は、国の政策目的に合致した自主事業を行う事業者を支援するものであり、本件のように、単なる一事業者の運転資金等の補填を行うにはなじむものではない。

登録免許税の軽減措置に係る適用見込数の推計資料

1. 適用見込数の推計（将来3年間分）

- 23年度 : 38件
- 24年度 : 52件
- 25年度 : 54件

2. 根拠

① 23年度：38件

$$\begin{aligned} & \cdot 60 \text{件} \times 88\% \times 103\% = 54 \text{件} \\ & \quad \text{【ア】} \quad \text{【イ】} \quad \text{【ウ】} \quad \text{【エ】} \\ & \cdot 54 \text{件} \times 93\% = 50 \text{件} \\ & \quad \text{【エ】} \quad \text{【オ】} \quad \text{【カ】} \\ & \cdot 50 \text{件} \times (100\% - 24\%) = 38 \text{件} \\ & \quad \text{【カ】} \quad \text{【キ】} \end{aligned}$$

中小企業再生支援協議会事業の債権放棄の件数は、20-22年度の平均が60件であり、23年度も60件【ア】と仮定。債権放棄のうち第二会社方式の割合は、22年度が88%【イ】であるが、20-22年度でその割合が毎年度伸びており、今後もその割合が毎年3%伸びるとして103%【ウ】乗ずると、23年度の第二会社方式の件数は、54件【エ】と想定。  
この54件に、協議会事業で承継事業再生計画の認定要件（従業員8割確保）を満たす割合93%【オ】（22年度）を乗ずると、適用件数は50件【カ】と見込まれる。  
ただし、23年度は、金融円滑化法が延長され、22年度と同様に抜本的な再生手法によらずにすむ案件や、震災の影響で策定計画が策定できない案件が増加することが予想されることから、22年度の協議会事業の再生計画完了案件の減少率（前年度比24%）【キ】と同じくらい案件数が減少すると想定し、最終的に38件と想定。  
（内訳）・事業譲渡を用いた認定計画に係る件数  
38件 × 19%（第二会社方式のうち事業譲渡の割合、22年度）= 7件  
・会社分割を用いた認定計画に係る件数  
38件 × 81%（第二会社方式のうち会社分割の割合、22年度）= 31件

② 24年度：52件

$$\begin{aligned} & \cdot 54 \text{件} \times 103\% = 56 \text{件} \quad \cdot 56 \text{件} \times 93\% = 52 \text{件} \\ & \quad \text{【エ】} \quad \text{【ウ】} \quad \text{【ウ】} \quad \text{【ウ】} \quad \text{【オ】} \end{aligned}$$

①で算出した23年度の第二会社方式の想定件数54件【エ】に、伸び率103%【ウ】を乗ずると、24年度の第二会社方式の件数は56件【ウ】と想定。  
この56件に、協議会事業で承継事業再生計画の認定要件（従業員8割確保）を満たす割合93%【オ】（22年度）を乗ずると、適用件数は52件と見込まれる。  
（内訳）・事業譲渡を用いた認定計画に係る件数  
52件 × 19%（第二会社方式のうち事業譲渡の割合、22年度）= 10件  
・会社分割を用いた認定計画に係る件数  
52件 × 81%（第二会社方式のうち会社分割の割合、22年度）= 42件

③ 25年度：54件

$$\begin{aligned} & \cdot 56 \text{件} \times 103\% = 58 \text{件} \quad \cdot 58 \text{件} \times 93\% = 54 \text{件} \\ & \quad \text{【ウ】} \quad \text{【ウ】} \quad \text{【ウ】} \quad \text{【ウ】} \quad \text{【オ】} \end{aligned}$$

②で算出した24年度の第二会社方式の想定件数56件【ウ】に、伸び率103%【ウ】を乗ずると、25年度における第二会社方式の想定件数は58件【ウ】と見込まれる。  
この58件に、協議会事業で承継事業再生計画の認定要件（従業員8割確保）を満たす割合93%【オ】（22年度）を乗ずると、適用件数は54件と見込まれる。  
（内訳）・事業譲渡を用いた認定計画に係る件数  
54件 × 19%（第二会社方式のうち事業譲渡の割合、22年度）= 10件  
・会社分割を用いた認定計画に係る件数  
54件 × 81%（第二会社方式のうち会社分割の割合、22年度）= 44件

登録免許税の減収見込額の積算根拠（産活法の「中小企業承継事業再生計画」に係る減額措置）

平年度 税収見込額（24年度税収見込額合計+25年度税収見込額合計）÷2=134.07百万円

○23年度減収見込額合計（①+②） 96.54百万円

①事業譲渡を用いた認定計画に係る税収見込額

$$(3.95\text{百万円} - 3.40\text{百万円}) \times 7\text{件} = 3.85\text{百万円}$$

【A】                      【B】                      【C】

②会社分割を用いた認定計画に係る税収見込額

$$(4.03\text{百万円} - 1.04\text{百万円}) \times 31\text{件} = 92.69\text{百万円}$$

【D】                      【E】                      【C】

○24年度減収見込額合計 131.08百万円

①事業譲渡を用いた認定計画に係る税収見込額

$$(3.95\text{百万円} - 3.40\text{百万円}) \times 10\text{件} = 5.5\text{百万円}$$

【A】                      【B】                      【C】

②会社分割を用いた認定計画に係る税収見込額

$$(4.03\text{百万円} - 1.04\text{百万円}) \times 42\text{件} = 125.58\text{百万円}$$

【D】                      【E】                      【C】

○25年度減収見込額合計 137.06百万円

①事業譲渡を用いた認定計画に係る税収見込額

$$(3.95\text{百万円} - 3.40\text{百万円}) \times 10\text{件} = 5.5\text{百万円}$$

【A】                      【B】                      【C】

②会社分割を用いた認定計画に係る税収見込額

$$(4.03\text{百万円} - 1.04\text{百万円}) \times 44\text{件} = 131.56\text{百万円}$$

【D】                      【E】                      【C】

- 【A】 支援協議会の第二会社方式案件のうち、事業譲渡を採用した計画の1件当たりの税額の平均額  
・不動産移転登記に係る平均税額：3.76百万円（内訳：土地1.53百万円、建物2.23百万円）  
（税率：土地1.0%、建物2.0%で計算）  
・資本金（商業登記）に係る平均税額：0.19百万円（税率：0.7%で計算）
- 【B】 軽減措置の税率が適用された場合の税額（税率：資本金0.35%、建物のみ1.6%）  
・不動産移転登記に係る税額：3.31百万円（内訳：土地1.53百万円、建物1.78百万円）  
・資本金（商業登記）に係る税額：0.09百万円
- 【C】 認定見込み件数（別紙1）を参照
- 【D】 支援協議会の第二会社方式案件において、会社分割を採用した計画の1件当たりの税額の平均額  
・不動産移転登記に係る平均税額：3.88百万円（税率：土地・家屋ともに0.8%で計算）  
・資本金（商業登記）に係る平均税額：0.15百万円（税率：0.7%で計算）
- 【E】 軽減措置の税率が適用された場合の税額（税率：資本金0.35%、土地・建物ともに0.2%）  
・不動産移転登記に係る税額：0.97百万円  
・資本金（商業登記）に係る税額：0.07百万円

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置
2	要望の内容	登録免許税の軽減措置について、適用期限を2年間延長する。 登録免許税の軽減措置は、第二会社方式による再生計画（「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）」における「中小企業承継事業再生計画」。以下同じ。）の認定を受けた中小企業者が対象。軽減措置内容は以下のとおり。 (1) 株式会社の設立又は増資の登記 1,000分の3.5（本則：1,000分の7） (2) 分割による株式会社の設立又は増資の登記 1,000分の1（純増部分は1,000分の3.5） （本則：1,000分の1.5（純増部分は1,000分の7）） (3) 事業譲渡に伴う次の登記 ① 不動産の所有権の移転 1,000分の16（本則：1,000分の20） ② 船舶の所有権の移転 1,000分の23（本則：1,000分の28） (4) 分割に伴う次の登記 ① 不動産の所有権の移転 1,000分の2（本則：1,000分の13） ② 船舶の所有権の移転登記 1,000分の12（本則：1,000分の28）
3	担当部局	中小企業庁 経営支援部 経営支援課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度：平成21年度（「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」） 改正経緯：平成22年度 軽減措置を2年延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日（2年間）
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しにより再生が可能な中小企業について、債務超過の解消、収益性の向上等に向けた再生計画の策定を、地域の関係機関や専門家等が連携して支援することにより、地域の中小企業の再生を図るとともに、雇用の維持・確保を行う。 《政策目的の根拠》 産活法において、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業再生を円滑化するための措置を講じ、我が国産業活力の再生を図ることとされている。 当該軽減措置（登録免許税の軽減措置）は、第二会社方式による再生計画の認定を受けた者に対する支援措置。

	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長																
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業再生支援協議会等の支援によって、経営困難な状況にある地域中小企業の債務の抜本的処理と事業の収益性改善等を図り、事業再生を促進する。以て、地域経済の活力維持や雇用の維持・確保を図る。</p> <p>具体的には、中小企業再生支援協議会への相談件数を年間3,000件(※)とし、再生計画完了件数を年間500件(※)とする。</p> <p>※件数の根拠：過去5年間の相談件数平均が2,656件、同じく過去5年間の再生計画完了件数は368件であるため、それよりも多い件数を設定。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>全国47都道府県の中小企業再生支援協議会と連携し、「中小企業承継事業再生計画」の認定目標を、当該軽減措置の延長期間中は年間50件程度とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>債権放棄を伴う再生計画には直接放棄方式と第二会社方式がある。実質的には同じように債権放棄を行うにも係わらず、第二会社方式には直接放棄方式には存在しない特有の課題として、事業を承継する第二会社方式においては登録免許税や不動産取得税(一定の要件をみたす会社分割を除く)の負担が発生する。</p> <p>このような「第二会社方式」特有の税制面の課題に対して軽減措置を講ずることで、再生手法間におけるイコールフットイングを図ることにより、中小企業に対して再生手法の選択肢が増え、事業再生が円滑化することにより、地域の雇用維持等の政策目的の達成に寄与することになる。</p>																
8 有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度(23年8月末現在)</td> </tr> <tr> <td>適用件数の実績</td> <td>2件</td> <td>4件</td> <td>1件</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> </tr> <tr> <td>将来の見込み件数</td> <td>38件</td> <td>52件</td> <td>54件</td> </tr> </table> <p>※将来の見込み件数の算出根拠は、過去の中小企業再生支援協議会の債権放棄の計画完了件数から将来の債権放棄の計画件数を算出し、それに、第二会社方式が採用された割合及び雇用の計画認定要件を満たす割合を乗じて算出(経済産業省試算)。</p> <p>【適用数が僅少である理由】</p> <p>第二会社による中小企業承継事業再生計画の認定を受けた企業の登録免許税の軽減措置の実績は、23年8月末現在で7件ある。適用数が僅少であったのは、平成21年12月に施行された金融円滑化法により金融機関がリスケ</p>		21年度	22年度	23年度(23年8月末現在)	適用件数の実績	2件	4件	1件		23年度	24年度	25年度	将来の見込み件数	38件	52件	54件
	21年度	22年度	23年度(23年8月末現在)															
適用件数の実績	2件	4件	1件															
	23年度	24年度	25年度															
将来の見込み件数	38件	52件	54件															

		<p>ジュールに応じやすい環境にあり、抜本的な再生手法をとらずにすむ案件が多かったこと(なお、金融円滑化法は平成23年度末までの時限立法)や、再生計画策定に予定していたより時間がかかり計画完了が後年度にずれ込んだ案件があることによる。</p>																		
	② 減収額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度(23年8月末現在)</td> </tr> <tr> <td>減収額の実績</td> <td>15百万円</td> <td>27百万円</td> <td>4百万円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> </tr> <tr> <td>将来の見込み減収額</td> <td>97百万円</td> <td>131百万円</td> <td>137百万円</td> </tr> </table> <p>※将来の見込み減収額の算出方法は、アンケートにより算出した1件当たりの登録免許税の平均額から軽減措置の税率が適用された場合の税額を控除し、それに適用見込み件数を乗じて算出(経済産業省試算)。</p>				21年度	22年度	23年度(23年8月末現在)	減収額の実績	15百万円	27百万円	4百万円		23年度	24年度	25年度	将来の見込み減収額	97百万円	131百万円	137百万円
	21年度	22年度	23年度(23年8月末現在)																	
減収額の実績	15百万円	27百万円	4百万円																	
	23年度	24年度	25年度																	
将来の見込み減収額	97百万円	131百万円	137百万円																	
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成21年6月～平成26年3月)</p> <p>登録免許税軽減措置の適用件数は7件あり、これにより、地域の中小企業の再生が図られ、800名以上の雇用を確保できた。</p> <p>7. ③《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》に記載したとおり、多様な再生手法を用意し、選択肢を広げることは、相談件数及び再生計画完了件数の増加に寄与すると考えられ、もって地域の中小企業の活力の再生を図り、雇用の確保に繋がると考える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成21年6月～平成26年3月)</p> <p>上記の《政策目的の実現状況》のとおり、登録免許税軽減措置に係る適用件数は7件であり、現状では「租税特別措置等により達成しようとする目標」に寄与しているものの、目標達成には至っていない。</p> <p>しかし、登録免許税の軽減措置によって再生手法間におけるイコールフットイングを図り、再生手法の選択肢を広げることで、8. ①の将来の見込み件数の表で示すとおり、将来的には適用件数が増加する見込みであり、相談件数及び再生計画完了件数の増加に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成21年6月～平成26年3月)</p> <p>登録免許税の軽減措置が無くなった場合、直接放棄方式と第二会社方式において、税負担という側面で格差が生じてしまい、中小企業にとって事業再生の選択肢を狭めることになる。</p>																		

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年6月～平成26年3月)</p> <p>本措置の適用により、新会社のキャッシュフローに余裕が生じ、新たな運転資金が確保できるなど事業再生の円滑化に重要な役割を果たしている。</p> <p>なお、これまで承継事業再生計画の認定を受けた7件は、すべて登録免許税の軽減措置を適用している。この7件の中には、税の支援措置のみ適用している案件が2件あるが、税の軽減措置により運転資金等を確保したいために、第二会社方式の承継事業再生計画の申請を行った案件でもある。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>再生計画を策定する場合、再生計画の策定・実行に要する処理費用(トランザクションコスト)が発生する。しかし、過剰債務状態にある中小企業が再生計画を策定するにあたってはキャッシュフローが満たされる計画としなければならない。そのためトランザクションコストの負担を最小限に抑える必要がある。</p> <p>このトランザクションコストに着目すると、「第二会社方式」には、「直接放棄方式」には存在しない特有の課題として、事業を承継する第二会社において会社分割や事業譲受に伴う登録免許税や不動産取得税(一定の要件を満たす会社分割を除く)の負担が発生するケースが多いため、「直接放棄方式」と比べてトランザクションコストが多くなる。</p> <p>このような「第二会社方式」特有の税制面の課題に対して軽減措置を講ずることにより、イコールフットイングを図り、中小企業に対して再生手法の選択肢を広げることが、政策目的を達成するための政策手段としての確である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>中小企業の再生を支援するための予算措置として中小企業再生支援協議会事業(23fy 予算額:約42億円)を実施している。当該事業では、各都道府県に一カ所ずつ配置した中小企業再生支援協議会に窓口専門家を配置し中小企業から相談に応じるとともに、必要な場合には外部専門家を活用し再生計画の策定支援を行っている。当該予算は再生計画策定段階における支援措置であり、再生計画の実行段階を支援する本税制措置とはその支援の段階(ステージ)が異なっていることから、明確な役割分担がなされている。</p> <p>また、第二会社方式の認定制度については、税の軽減措置とは別に融資がある。融資は事業譲受の対価の支払いや事業承継後の事業運営に当てることを目的としているが、税の軽減措置は再生計画の実行段階におけるトランザクションコストの負担緩和により直接放棄方式とのイコールフットイングを図ること、加えて第二会社方式における会社分割と事業譲受に係るイコールフットイングを図ることを目的としている。税の軽減措置は、これらの理由から中小企業再生における手法が多様化されるため非常に有効である。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>事業性はあるながら過剰債務で苦しんでいる企業に対し、当該措置を適用することによりキャッシュフローが生まれ事業再生が図られる。それにより雇用確保が達成され地域が活性化する。</p>
10	有識者の見解	<p>第二会社方式は、長いこと利用してきましたが、取引に付帯的に係る税金が適用面で邪魔をしていた例がありまして、再三税制改正の要望をしてきたがなかなか通りませんでした。今回これが少しやわらぐ方向がみえてきたので、使い勝手が良くなったと思います。(第3回中小企業再生支援全国本部アドバイザーボード(平成21年3月31日)、委員発言)</p> <p>※中小企業再生支援全国本部アドバイザーボードは、中小企業基盤整備機構に設置されている中小企業再生支援業務のあり方に関する事項等を審議する委員会</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	株式会社商工組合中央金庫の抵当権設定登記に係る登録免許税の軽減	府省名	経済産業省
税目	登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」: 評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」: 点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「商工中金の貸付実績、資金繰り判断D I」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、一つの時点でのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。  
 また、当該測定指標は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
  - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないことについて説明されていない。
  - 適用数の過去の実績について、想定外に偏りが無いことは説明されているが、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]
  - 減収額の実績と効果を対比して説明しているが、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。
    - 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
- 将来の見込み]
  - 減収額の見込みと効果を対比して説明しているが、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。
    - 達成目標の実現状況の将来予測について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 減収額の見込みについては、平成21年度減収額812百万円＋平成22年度減収額719百万円の平均766百万円を平成23年度～27年度の見込みとしている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

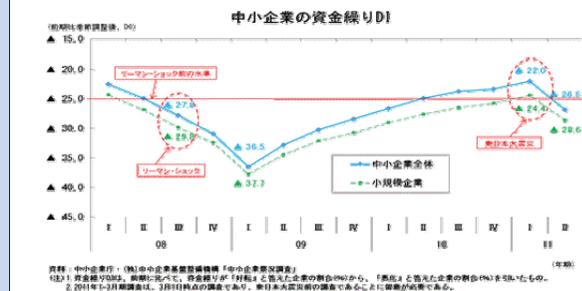
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	株式会社商工組合中央金庫の抵当権設定登記に係る登録免許税の軽減	
2	要望の内容	株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）の抵当権設定登記等の税率軽減措置の適用期限（不動産担保 2/1000 等への軽減措置）について、平成28年3月31日まで3年間延長する。	
3	担当部局	中小企業庁 金融課	
4	評価実施時期	平成23年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和44年に創設（税率 1/1000（本則 4/1000））。</li> <li>・以後2年毎に単純延長。</li> <li>・平成19年に、政策金融改革に伴う完全民営化に向けて、軽減措置を段階的に縮減し、平成24年度末で現在の不動産担保 2/1000 等の軽減措置が終了し、平成25年度から引上げ、更に完全民営化時点等で軽減措置が終了する予定。</li> <li>・平成21年、23年に商工中金法等改正により、完全民営化のプロセスが凍結。</li> </ul>	
6	適用又は延長期間	平成28年3月末まで（適用期間を3年間延長）	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                      中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業者の事業活動の活性化を図る。                      ※上記政策目的は、本税制措置に係る商工中金による貸付制度など政府系金融機関による融資に加えて、信用補完制度も併せて実施することにより達成を目指すもの。                      （達成目標：商工中金の貸付実績、資金繰り判断DI）</p> <p>《政策目的の根拠》                      中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業者の事業活動の活性化を図る。                      また、平成22年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」の行動指針において「中小企業向けの金融を円滑化する」ことが政府の取組の一つの柱として位置付けられ、政策的重要性について改めて確認されているところ。                      さらに東日本大震災への対応としても、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部）においても、豊かで活力ある日本全体の再生を実現するための復興施策として、「中小企業支援については、地域の産業・雇用の回復の観点から、資金繰り支援、…ニーズを踏まえつつ十分な規模を確保する。」と位置付けられている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済社会の安心・安全の確保                      4. 取引・経営の安心</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》                      本措置により、中小企業者の有担保での借入の利用負担を軽減し、中小企業者の資金調達の円滑化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》                      商工中金の貸付実績、資金繰り判断DI</p>

		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、中小企業者の登録免許税の負担が軽減され、商工中金の貸付制度の利用負担を軽減し、中小企業者の資金調達に寄与している。																																
8 有効性等	①: 適用数等	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">課税軽減件数</td> <td colspan="5">実績</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> </tr> <tr> <td>3,136</td> <td>3,240</td> <td>2,944</td> <td>2,676</td> <td>2,854</td> </tr> <tr> <td colspan="5">見込み*</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,675</td> <td>2,675</td> <td>2,675</td> <td>2,675</td> <td>2,675</td> </tr> </table> <p>※出典：商工中金調べ *(21年度件数2,676件+22年度件数2,854件)÷2</p>	課税軽減件数	実績					18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	3,136	3,240	2,944	2,676	2,854	見込み*					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		2,675	2,675	2,675	2,675	2,675
	課税軽減件数	実績																																
		18年度		19年度	20年度	21年度	22年度																											
3,136		3,240		2,944	2,676	2,854																												
見込み*																																		
23年度		24年度	25年度	26年度	27年度																													
	2,675	2,675	2,675	2,675	2,675																													
②: 減収額	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">減収額(百万円)</td> <td colspan="5">実績</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> </tr> <tr> <td>1,664</td> <td>1,402</td> <td>1,031</td> <td>812</td> <td>719</td> </tr> <tr> <td colspan="5">見込み*</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>766</td> <td>766</td> <td>766</td> <td>766</td> <td>766</td> </tr> </table> <p>※出典：商工中金調べ *(21年度軽減額812百万円+22年度軽減額719百万円)÷2</p>	減収額(百万円)	実績					18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	1,664	1,402	1,031	812	719	見込み*					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		766	766	766	766	766	
減収額(百万円)	実績																																	
	18年度		19年度	20年度	21年度	22年度																												
	1,664		1,402	1,031	812	719																												
	見込み*																																	
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度																													
	766	766	766	766	766																													
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成23年6月)</p> <p>中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業者の事業活動の活性化を図る。</p> <p>また、平成22年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」の行動指針において「中小企業向けの金融を円滑化する」ことが政府の取組の一つの柱として位置付けられ、政策的重要性について改めて確認されているところ。</p> <p>さらに東日本大震災への対応としても、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部)においても、豊かで活力ある日本全体の再生を実現するための復興施策として、「中小企業支援については、地域の産業・雇用の回復の観点から、資金繰り支援、…ニーズを踏まえつつ十分な規模を確保する。」と位置付けられている。</p> <p>資源価格の高騰、金融危機等の影響を受けて、平成20年以降、中小企業の資金繰りは急激に悪化したものの、商工中金による危機対応業務等累次の対策を講じた結果、平成21年3月を底に改善傾向にあり、商工</p>																																

中金の貸付制度が中小企業の資金繰りの円滑化という目標達成に対して、相当の効果があつたものと考えられる。

しかし、平成23年3月11日の東日本大震災以降、中小企業の資金繰りは再び急激に悪化しており、先行きは予断を許さない状況にある。

東日本大震災により影響を受けた中小企業を支援するため、平成23年4月以降、商工中金等による東日本大震災復興特別貸付の創設等により、中小企業の資金繰りを支えている。



(出典：中小企業景況調査(中小企業庁・中小企業基盤整備機構))

※資金調達の円滑化(商工中金の貸付実績)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
貸付金額(億円)	133,317	144,163	156,820	141,826	129,432
<b>うち長貸付</b>	<b>20,728</b>	<b>20,511</b>	<b>25,354</b>	<b>27,406</b>	<b>25,786</b>
貸付件数	1,080,745	1,012,614	912,432	711,656	675,699
<b>うち長期貸付</b>	<b>33,890</b>	<b>32,596</b>	<b>38,656</b>	<b>37,054</b>	<b>42,446</b>

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成28年3月)

過去5年間の推移によれば、概ね年間3千件程度の適用実績となっている。平成23年度以降も年度間27百件程度の利用が見込まれ(現行税率への引き上げ後の利用実績を勘案)、中小企業者の登録免許税の負担軽減、商工中金の貸付制度の利用負担を軽減し、中小企業者の資金調達の円滑化に寄与。



		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成18年4月～平成28年3月)          本措置が延長されなかった場合、商工中金の貸付制度について、中小企業の利用負担の実質的な引き上げとなり、中小企業の資金繰りの円滑化という政策目的の阻害要因となる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18年4月～平成28年3月)</p> <p>本措置による利用者に対する影響・効果は以下のとおり。</p> <p>①本措置の軽減額(1件あたり平均27万7千円)が、中小企業の経常利益に占める割合:約9%          ※27万7千円の経常利益を計上するために必要な売上高は21百万円(資本金1億円未満企業の年商230百万円⇒1ヵ月分の売上に相当)。          震災、円高等の影響で売上が減少傾向にある中で1ヵ月分の売上に相当する本措置の軽減効果は大きい。</p> <p>②本措置の金利換算効果          【長期貸付】約1/10相当          【短期貸付】約1/6相当</p> <p>また、登免税軽減措置の設定債権額別分布状況(平成22年度)によれば、特定の規模への偏りは生じていない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>債権額規模</th> <th>件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10百万円未満</td> <td>57</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>10～30百万円</td> <td>328</td> <td>15.5%</td> </tr> <tr> <td>30～50百万円</td> <td>312</td> <td>14.7%</td> </tr> <tr> <td>50～100百万円</td> <td>527</td> <td>24.9%</td> </tr> <tr> <td>100～300百万円</td> <td>661</td> <td>31.2%</td> </tr> <tr> <td>300百万円以上</td> <td>234</td> <td>11.0%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,119</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>	債権額規模	件数	割合	10百万円未満	57	2.7%	10～30百万円	328	15.5%	30～50百万円	312	14.7%	50～100百万円	527	24.9%	100～300百万円	661	31.2%	300百万円以上	234	11.0%	合計	2,119	100.0%
債権額規模	件数	割合																								
10百万円未満	57	2.7%																								
10～30百万円	328	15.5%																								
30～50百万円	312	14.7%																								
50～100百万円	527	24.9%																								
100～300百万円	661	31.2%																								
300百万円以上	234	11.0%																								
合計	2,119	100.0%																								
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>補助金と比較した場合、税制措置は、予算の制約を受けず、有担で借り入れる場合に一律に適用されるものである。利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減する制度は、税制措置以外には無い。また、税制措置の場合、課税時点で軽減することから、補助金と比較して執行コストが小さい。</p> <p>なお、政策金融機関である日本政策金融公庫の登録免許税が非課税、公的金融機関が軽減措置を受けていることを勘案すると、同じ公的金融を担う商工中金の登録免許税を軽減することは、他の政策手段と比較しても、国民の納得できる必要最小限の措置である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本措置の第一意義的な目的である「商工組合中央金庫による担保の抵当権の登記に係るコストを軽減することと同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付けは存在しない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相</p> <p>—</p>																								

		当性	
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乘せ措置の恒久化）	府省名	経済産業省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

【○】：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 【※】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 【◎】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（【点検結果表の別紙】参照）をも踏まえている。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

【修正前】我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

【修正後】我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。そのうち、研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおり（平成23年度経済産業省アンケート調査に基づき、21年度の場合につき試算）。

・研究開発税制による研究開発投資押上げ額は3,078億円と推計される。  
大企業及び中小企業：2,565億円（21年度減収額）×1.2倍（研究開発投資押上げ効果（※））＝3,078億円

（※）平成21年度アンケート調査においては、大企業分と中小企業分を合算の上、試算。

・これは、民間試験研究費約12兆円（21年度実績額）を約2.6%押し上げる効果をもたらし、対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献したと言える。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

【修正前】主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。

【修正後】主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。そのうち、研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおり（平成23年度経済産業省アンケート調査に基づき、24年度の場合につき試算）。

・研究開発税制による研究開発投資押上げ額は3,302億円と推計される。  
大企業：2,479億円（24年度減収見込額）×1.26倍（研究開発投資押上げ効果）＝3,125億円  
中小企業：112億円（24年度減収見込額）×1.59倍（研究開発投資押上げ効果）＝177億円  
・これは、民間試験研究費約12兆円（21年度実績額）を約2.8%押し上げる効果をもたらし、対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献すると言える。

・なお、上乗せ措置が恒久化された場合、上乗せ措置を考慮して研究開発投資計画を策定する企業は約3.4倍に増加すると想定されており、上乗せ措置の恒久化により、一層の研究開発投資の押し上げが期待できる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化）	
2	要望の内容	増加型・高水準型の恒久化	
3	担当部局	経済産業省産業技術環境局技術振興課	
4	評価実施時期	平成23年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型：昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制：昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度：平成5年度創設 ・総額型：平成15年度創設 ・高水準型：平成20年度創設	
6	適用又は延長期間	・総額型（中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む）：期限なし ・増加型：平成23年度末まで ・高水準型：平成23年度末まで ・経済対策部分：（総額型控除上限20%→30%については平成23年度末まで。繰越期間は最長平成24年度末まで）	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。  《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」（新成長戦略：平成22年6月18日閣議決定）
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準（第1位）に維持する。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げるにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。
8	有効性等	① 適用数等 ・利用実績（うち、税法上の中小企業分） ＜本租税特別措置全体＞ 平成19年度 8,479事業年度（5,747事業年度） 平成20年度 7,912事業年度（4,657事業年度） 平成21年度 7,172事業年度（4,411事業年度）	

	<p>&lt;増加型・高水準型&gt;  平成20年度 907事業年度(430事業年度)  平成21年度 1,544事業年度(1,019事業年度)  (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。  なお、平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されておらず、また増加型・高水準型の事業年度は平成20年度から表記されている。)</p> <p>・将来推計(うち、税法上の中小企業分) 【算出根拠:別紙①】  &lt;本租税特別措置全体&gt;  平成22年度見込み 8,727事業年度(5,224事業年度)  平成23年度見込み 6,485事業年度(3,099事業年度)  平成24年度見込み 6,660事業年度(3,180事業年度)</p> <p>&lt;増加型・高水準型&gt; 【算出根拠:別紙②】  平成22年度見込み 1,442事業年度(877事業年度)  平成23年度見込み 887事業年度(439事業年度)  平成24年度見込み 857事業年度(390事業年度)</p> <p>(出典:平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より経済産業省が推計)</p> <p>・利用業種  下記の通り、幅広い業種で利用されている。  【平成22年度増加型・高水準型 業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>利用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学</td> <td>44</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>電気機械</td> <td>19</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>窯業</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械</td> <td>7</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>精密機械</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>13</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>52</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より</p>	業種	利用企業数	(うち中小企業)	化学	44	3	電気機械	19	3	窯業	3	0	輸送用機械	7	3	精密機械	6	1	機械	13	3	その他	52	14
業種	利用企業数	(うち中小企業)																							
化学	44	3																							
電気機械	19	3																							
窯業	3	0																							
輸送用機械	7	3																							
精密機械	6	1																							
機械	13	3																							
その他	52	14																							
②: 減収額	<p>・減収額実績(うち、税法上の中小企業分)  &lt;本租税特別措置全体&gt;  平成17年度 5,663億円(307億円)  平成18年度 5,820億円(305億円)  平成19年度 6,269億円(167億円)  平成20年度 2,881億円(246億円)  平成21年度 2,565億円(131億円)</p> <p>&lt;増加型・高水準型&gt;  平成20年度 178億円(14億円)</p>																								

	<p>平成21年度 133億円(6億円)</p> <p>(出典:国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</p> <p>・将来推計(うち、税法上の中小企業分)  &lt;本租税特別措置全体&gt; 【算出根拠:別紙①】  平成22年度見込み 3,059億円(248億円)  平成23年度見込み 2,915億円(113億円)  平成24年度見込み 2,591億円(112億円)</p> <p>&lt;増加型・高水準型&gt; 【算出根拠:別紙②】  平成22年度見込み 221億円(8億円)  平成23年度見込み 151億円(4億円)  平成24年度見込み 126億円(3億円)</p> <p>(出典:平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より経済産業省が推計)</p>																																																																													
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成15年~平成20年)  現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.42%。主要先進諸国の中で最高水準の対GDP研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。  なお、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである点に留意。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.20</td> <td>3.17</td> <td>3.32</td> <td>3.41</td> <td>3.44</td> <td>3.42</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.13</td> <td>1.23</td> <td>1.34</td> <td>1.42</td> <td>1.44</td> <td>1.54</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.49</td> <td>2.68</td> <td>2.79</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.37</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.61</td> <td>2.54</td> <td>2.57</td> <td>2.61</td> <td>2.66</td> <td>2.77</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.68</td> <td>1.73</td> <td>1.75</td> <td>1.79</td> <td>1.77</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>2.04</td> <td>2.08</td> <td>2.05</td> <td>1.97</td> <td>1.90</td> <td>1.84</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.28</td> <td>1.15</td> <td>1.07</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.17</td> <td>2.15</td> <td>2.10</td> <td>2.10</td> <td>2.04</td> <td>2.02</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.52</td> <td>2.49</td> <td>2.49</td> <td>2.53</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.09</td> <td>1.13</td> <td>1.18</td> <td>1.19</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」</p> <p>&lt;今後の達成予測&gt;  主要先進諸国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる。</p>		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42	中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54	韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37	アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77	イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77	カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84	ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04	フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02	ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64	イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年																																																																								
日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42																																																																								
中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54																																																																								
韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37																																																																								
アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77																																																																								
イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77																																																																								
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84																																																																								
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04																																																																								
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02																																																																								
ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64																																																																								
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19																																																																								

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成20年)  
我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13
韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54
アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」

<今後の達成予測>  
主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22年度～平成31年度)  
平成23年度の減収見込み額及び投資押し上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。  
なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成24年度～平成33年度までの10年間とした。

<増加型・高水準型>  
平成24年度の減収見込み額における、各租税特別措置の効果  
・減収額:126億円程度(うち中小企業分3億円)  
↓(マクロモデルによる計算)  
・GDP押し下げ影響:約654億円(うち中小企業分:20億円)

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成33年度)  
経済波及効果の試算(※23年度の経済産業省実施アンケートに基づく)

<本租税特別措置全体>  
・平成24年度減収額 2591億円(うち中小企業112億円)  
↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果  
大企業:1.26倍  
中小企業:1.59倍  
・研究開発投資押し上げ額

		<p>大企業:3125億円(2480億円×1.26倍) 中小企業:177億円(112億円×1.59倍) ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算) 大企業:1兆2719億円 中小企業:728億円</p> <p>・平成24年度の本租税特別措置全体による減収が、平成24年度～平成33年までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果:1兆3447億円</p>
9	相当性	<p>①租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国においては、①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%。韓国に次いで2番目)、②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、③政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、主要国中最低)。</li> <li>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。</li> <li>研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。</li> <li>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</li> <li>平成23年度経済産業省アンケート結果によれば、「上乗せ措置が継続される保証がないが恒久措置となれば計画に考慮」と回答する企業が半数近く(42%)存在し、上乗せ措置の恒久化が研究開発投資促進の大きなインセンティブとなることが期待できる。</li> </ul> <p>②他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</li> <li>また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</li> </ul> <p>③地方公共団体が協力する相当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人税法第23条第一項第四号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</li> </ul>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年9月

**別紙①「本租税特別措置全体における適用数・適用金額の算定根拠」**

**試算方法**

活用資料：経済産業省平成23年度企業アンケート調査（以下、企業アンケート）  
 大企業：技術振興課（送付2,068社。回収844社（回収率41%））  
 中小企業：中小企業庁（送付2,837社。回収626社（回収率22%））  
 国税庁会社標本調査「税務統計から見た法人企業の実態」（以下、国税庁調査）

目的とする試算値：平成24年度の本租税特別措置の適用数及び適用金額

試算方法：【本ページ「総額型」における推計値】及び次ページ「増加型・高水準型」における推計値を合算し本租税特別措置全体の推計値としている

**「総額型」における推計値**

①平成24年度試験研究費の回答がある企業（大企業198社、中小企業278社）において、企業アンケートと国税庁調査の適用数及び適用金額を比較し、企業アンケートの平均カバー率（端数あり）を算出

【適用数】（平成21年度国税庁調査：大企業2,236社、中小企業3,392社）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	3.7%	4.3%		<u>4.0%</u>
中小企業	1.5%	1.6%		<u>1.5%</u>

【適用金額】（平成21年度国税庁調査：大企業2,307億円、中小企業125億円）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	27.7%	25.4%		<u>26.5%</u> +=
中小企業	1.6%	1.9%		<u>1.7%</u>

②企業アンケートにおける平成24年度の適用数及び適用金額を、算出した平均カバー率で除して推計

【適用数（推計）】

	アンケート結果	平均カバー率	=	適用数（推計）
大企業	120社	÷ 4.0%	=	3,013社
中小企業	43社	÷ 1.5%	=	2,790社

【適用金額（推計）】

大企業	626億円	÷ 26.5%	=	2,357億円
中小企業	1.89億円	÷ 1.7%	=	108億円



**別紙②「増加型・高水準型における適用数・適用金額の算定根拠」**

**試算方法**

活用資料：経済産業省平成23年度企業アンケート調査（以下、企業アンケート）  
 大企業：技術振興課（送付2,068社。回収844社（回収率41%））  
 中小企業：中小企業庁（送付2,837社。回収626社（回収率22%））  
 国税庁会社標本調査「税務統計から見た法人企業の実態」（以下、国税庁調査）

目的とする試算値：平成24年度の上乗せ措置の適用数及び適用金額

試算方法：①平成24年度試験研究費の回答がある企業（大企業198社、中小企業278社）において、企業アンケートと国税庁調査の適用数及び適用金額を比較し、企業アンケートの平均カバー率を算出

【適用数】（平成21年度国税庁調査：大企業525社、中小企業1,019社）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	6.1%	4.2%		<u>5.1%</u>
中小企業	3.0%	1.1%		<u>2.1%</u>

【適用金額】（平成21年度国税庁調査：大企業127億円、中小企業6億円）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	62.3%	35.3%		<u>48.8%</u>
中小企業	1.9%	0.9%		<u>1.4%</u>

②企業アンケートにおける平成24年度の適用数及び適用金額を、算出した平均カバー率で除して推計

【適用数（推計）】

	アンケート結果	平均カバー率	=	適用数（推計）
大企業	24社	÷ 5.1%	=	467社
中小企業	8社	÷ 2.1%	=	390社

【適用金額（推計）】

大企業	60億円	÷ 48.8%	=	123億円
中小企業	5百万円	÷ 1.4%	=	3億円



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価TOBに応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等	府省名	経済産業省
税目	所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、定性的に「競争力を強化した企業における収益状況の改善等により、課税所得の増加による健全な形での税収増につながる効果がある」と説明しているが、その根拠が明らかでなく、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑦ 適用数の将来推計について、年間5件としているが、その推計方法が明らかでなく、適用の見込みが不透明である。また、年間5件が僅少でないことについて明らかでない。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、推計方法が明らかでない適用数を用いて説明されているので、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

## 【点検結果表の別紙】

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

達成目標は初年度5件程度のペースが続くとすれば、本租税特別措置等の適用期限である平成26年度までに15件程度。達成時期は、本租税特別措置等の適用期限である平成26年度。

⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用数が初年度5件程度である根拠は、平成22年度に国内で行われたTOB件数に世界で行われたTOB金額に占める株対価の割合を乗じたもの。仮に初年度5件程度のペースが続くとすれば、本租税特別措置等適用期限である平成26年度までには15件程度が見込まれる。

⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、平成22年度の国内のTOBにおける株式譲渡損益総額から非居住株主における株式譲渡損益総額を差し引き、国内税法の対象となる株式譲渡損益総額を算出し、当該金額を個人株主及び法人株主に按分した上で、株対価の割合及び個人・法人株主ごとの税率を乗じ算出した。また、25年度、26年度についても同様の減収額が見込まれることになる。

⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

適用数が初年度5件程度である根拠は、平成22年度に国内で行われたTOB件数に世界で行われたTOB金額に占める株対価の割合を乗じたもの。仮に初年度5件程度のペースが続くとすれば、本租税特別措置等適用期限である平成26年度までには15件程度が見込まれる。

⑭⑮ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）及び他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本租税特別措置等と産活法との役割分担の説明は以下のとおり。

自社株対価TOBは、欧米諸国においてM&Aのための有効な手段であるにもかかわらず、我が国において実施されてこなかった主な理由は以下の2点である。

1. 会社法上の問題

自社株対価TOBは、TOBを実施する会社（買付会社）が、TOBの対象となる会社（対象会社）の株主から対象会社の株式を取得する対価として自社の株式を交付するものであり、事前に株主総会で決議することやTOB中の株価変動について取締役が填補責任を追うことなどが会社法で規定されており、実施にあたっての大きな制約となっている。

2. 課税の問題

対象会社株主が買付会社に株式を渡す場合には株式譲渡として課税が発生するため、対象会社の株主がTOBに応じない可能性が高い。加えて、TOBをはじめとするM&Aは企業にとってリスクを伴う高度な経営判断であり、このような株主が応じない懸念が強い状態では、企業が自

社株対価TOBをM&Aのツールとして選択することは困難であり、アンケート結果でも、産活法の改正を踏まえて自社株対価TOBの実施を検討したいとする企業の約9割が、課税が自社株対価TOB実施上の制約になると回答している。

上述のように、会社法上の問題と課税上の問題は別個の問題であって、産活法による特例措置は「1. 会社法上の問題」の解決策となっているものの、「2. 課税上の問題」については何ら解決に寄与するものではなく、産活法による会社法の特例措置があることをもって税制措置の相当性を論ずることは意味をなさない。なお、株式譲渡に係る課税の問題を解決するための補助金等の他の政策措置は講じられていない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価TOBに応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等
2	要望の内容	産業活力再生特別措置法の認定を受けて事業者が行う自社株対価TOBについて、以下の措置を講ずる。 ① TOBに応募した法人株主の株式譲渡損益に対する課税の繰延べ ② TOBに応募した個人株主の譲渡所得等（譲渡所得、事業所得、雑所得）に対する課税の繰延べ ③ 一定の要件のもと、TOBに応募した個人株主が取得した株式の特定口座預け入れ対象への追加  ※ 自社株対価TOB：現金ではなく自社又は親会社の株式を対価として行う株式公開買付
3	担当部局	経済産業政策局産業組織課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望であるため該当なし。
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日の3年間
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本年7月に施行された改正産業活力再生特別措置法では会社法の特例を設けることで自社株対価TOBを行いやすくしているが、自社株対価TOBの対象会社株主が株式譲渡損益・譲渡所得等に対して課税されることを理由に自社株対価TOBに応じないことが課題となっており、応募株主の課税の繰延措置等を講じることで自社株対価TOBが活発に行われる環境を整備し、我が国企業の成長、国際競争力の強化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・新成長戦略p30(平成22年6月) 「(3)企業の戦略的な事業再編の促進 M&amp;A等の組織再編手続の簡素化・多様化のための措置の在り方の検討」 ・産業構造ビジョンp212(平成22年6月) 「③企業組織再編法制関係 (ア)自社株式を対価とするTOBの簡易化」 ・産業活力再生特別措置法第21条の2(平成23年7月) 「(株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例)」</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 自社株式を対価とする株式取得を通じたM&amp;Aの促進による企業の成長、国際競争力の強化。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 自社株対価TOBの活用件数を指標とし、各社の選択と集中の進捗を測定する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 自社株対価TOBによるM&amp;Aの実施を通じて、企業の成長、競争力の強化が図られる。</p>
		8 有効性等	<p>① 適用数等 初年度5件程度を想定している。</p> <p>② 減収額 初年度約42億円を想定している。</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成26年度) 自社株対価TOBが活発に行われる環境を整備し、我が国企業の成長、国際競争力の強化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成26年度) 平成24年度5件程度を想定</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成26年度) アンケート結果によれば、今後自社株対価TOBの活用を検討する企業のうち、約90%の企業が、応募株主の課税関係が制約要因になると考えており、租税特別措置の新設により、制約要因を取り除かない場合、自社株対価TOBによるM&amp;Aが停滞し、M&amp;Aを通じた企業の成長が妨げられる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成26年度) 長いスパンで見ると、自社株対価TOBによるM&amp;Aの実施を通じて「選択と集中」を進め競争力を強化した企業における収益状況の改善等により、課税所得の増加による健全な形での税收増につながる効果がある。</p>
		9 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 アンケート結果によれば、今後自社株対価TOBの活用を検討する企業のうち、約90%の企業が、応募株主の課税関係が制約要因になると考えているところ、課税の繰延措置によって制約要因を直接に取り除くことが必要かつ適切である。 また、本措置は、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な事業再編等について一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限って認められるものであり、政策手段としての的確である。</p>

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	・産業活力再生特別措置法 第 21 条の 2 (平成 23 年 7 月) 「(株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例)」
	③ 地方公共団体が協力する相当性	自社株対価 TOB による M&A の実施を通じて、地方企業の成長、競争力の強化が図られる。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業投資促進税制	府省名	経済産業省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	※
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（【点検結果表の別紙】参照）をも踏まえている。

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

### ④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

本税制は、中小企業の設備投資を促進し、生産性の向上等を図ることを目的としており、中小企業全体の設備投資の水準を測る指標としては、設備投資対キャッシュフロー比率等が適切である。事前評価書にも記載のとおり、中小企業庁が実施したアンケート結果によれば、本税制利用企業の設備投資対キャッシュフロー比率は約86%、税制非利用企業の比率は約49%となっており、本税制利用企業が、中小企業全体の設備投資の水準向上に寄与していることは明らかである。また、資本コストモデルにより、過去4年間の経済情勢（利子率、物価等）やアンケート回答企業の投資実績等から、外部要因の影響を除いた本税制による設備投資の押し上げ効果を分析しており、その効果を十分に検証できる。

※ 設備投資押し上げ効果については「税収減を是認するような効果の有無」にある「1.22倍」が正しい数字であり、「政策目的の実現状況」及び「租特等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響」にある「1.65倍」は修正漏れ。

### ⑤ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成18～20年度については、中小企業実態基本調査（中小企業庁）より少額減価償却資産の特例の利用者数を把握（①）。中小企業庁が実施したアンケート調査より本税制と少額特例の利用者数比率を算出（②）。①に②を乗じることで中小企業投資促進税制の利用者数を算出。

平成21～23年度については、本税制と対象となっている設備毎に平成20～23年度の取得価額を中小製造業設備投資動向調査（日本政策金融公庫）等より算出し、それぞれの伸び率を年度毎に平成20年度の利用者数に乗じて算出。

### ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成24、25年度については、上記試算により算出した平成20～23年度伸び率の平均を23年度の利用者数に乗じてそれぞれ算出。

### ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本税制の対象となっている設備毎に取得価額を中小製造業設備投資動向調査（日本政策金融公庫）等より算出（①）。中小企業庁が実施したアンケート調査より特別償却・税額控除の利用率を算出（②）。中小企業実態基本調査（中小企業庁）より設備投資実施企業の割合を算出（③）。

上記①～③を乗じるとともに、特別償却・税額控除それぞれの償却率・控除及び特別償却については法人税率を乗じることで、特別償却及び税額控除の減収額を算出。

### ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

投資押し上げ効果・経済効果については、評価書に概要を記載してあるが、本税制による効果を検証するため、設備投資関数分析に用いられている資本コストモデルを用いて投資誘発効果を定量的に算出。

租税特別措置がない場合の設備投資額の推計と実際の設備投資額を比較することで、租税特別措置による設備投資増加額の推計している。（別紙「定量分析の手法について」参照）

### ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

投資押し上げ効果・経済効果については、評価書に概要を記載してあるが、本税制による効果を検証するため、設備投資関数分析に用いられている資本コストモデルを用いて投資誘発効果を定量的に算出。

租税特別措置がない場合の設備投資額の推計と実際の設備投資額を比較することで、租税特別措置による設備投資増加額の推計している。（別紙「定量分析の手法について」参照）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

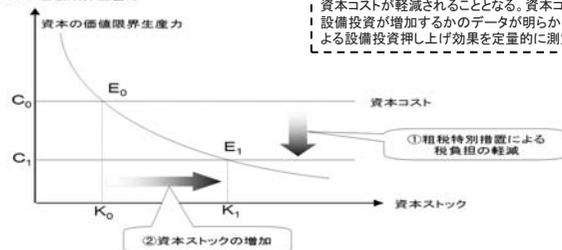
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業投資促進税制
2	要望の内容	器具備品の試験機器等を対象設備に追加した上で、延長する。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8トンを以上→3.5トンを以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、我が国経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化への投資の加速を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」等が定められている。また、民主党政策集 INDEX2009では、「中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であり、雇用の大半を支える存在です。このような観点から、税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要です。」との記述がある。 中小企業白書(2010年版、閣議決定)において、中小企業投資促進税制は、「中小企業者の設備投資を促進し、生産性の向上を図る」措置として位置づけられている。 新経済成長戦略2008改訂版(閣議決定)において、「生産性向上を図るため」の措置として、中小企業投資促進税制が位置づけられている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>経済社会の安心・安全の確保 4. 取引・経営の安心</p>

【参考】定量分析の手法について

- 中小企業投資促進税制による効果を検証するため、設備投資関数分析に用いられている資本コストモデルを用いて投資誘発効果を定量的に算出。

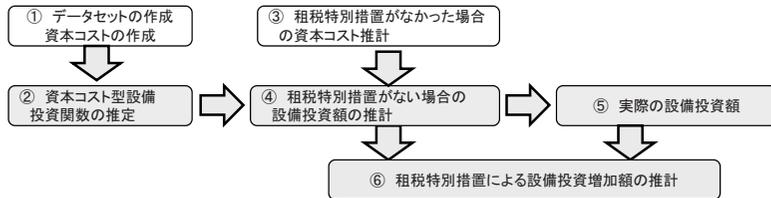
《資本コストモデルのイメージ》

資本コスト/価値限界生産力



(考え方)  
特別償却や税額控除が導入されると企業の税負担が軽減されるため、資本コストが軽減されることとなる。資本コストが低下したときにどの程度設備投資が増加するかデータが明らかに出来れば、租税特別措置による設備投資押し上げ効果を定量的に測定できるものと想定。

《効果測定の作業フロー》



	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業における機械装置・IT投資等の設備投資の活発化・加速化を支援することにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を進め、多様で効率的なサービスの提供を可能にすることにより、経済の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①～③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備DI（DI=「過剰」-「不足」） ±5ポイント程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>また、本税制措置の適用期間中は中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率、設備投資実施企業割合、生産営業用設備判断DIについて、前年平均値と比較して5%ポイント程度向上させることを目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の実業性の向上、成長力の底上げ、もって経済の活性化を図ることが出来る。</p> <p>上記達成目標を設定することで、設備投資が活発に行われているかどうか、一方で、過剰な設備投資が行われていないかを把握することが可能となり、それぞれの指標を満たすことで設備投資を通じた生産性の向上、経済の活性化に寄与するものである。</p> <p>本税制措置非利用企業における設備投資対キャッシュフローが約49%であるのに対し、利用企業は約86%と目標の80%を超えており、本税制措置による投資拡大に寄与している。</p> <p>また、本税制措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本税制措置が影響した」と答えた企業は約51%であり、企業の設備投資実施を大きく後押ししている。</p>
		<p>① 適用数等</p> <p>(過去5年間の適用数)</p> <p>平成18年度 64,341社 平成19年度 64,156社 平成20年度 44,810社 平成21年度 32,398社 平成22年度 40,497社 (将来の推計) 平成23年度 39,687社 平成24年度 39,073社 平成25年度 38,469社</p> <p>※平成18～20年度は、中小企業庁のアンケート調査より本税制と少額特例の利用者数比を算出し、それを中小企業実態基本調査の少額特例利用法人数に乗じて本税制の利用者数を推計</p> <p>※平成21～25年度は、本税制の対象となっている設備毎に中小企業実態基本調査等を元に設備取得額を算出し、それら合計額の年度毎の伸び率を乗じて推計</p>
8	有効性等	

	② 減収額	<p>平成21年度会社標準調査によると、本特例の利用中小法人は約3万1千法人となっており、想定外に僅少ではない。</p> <p>また、ほぼすべての業種がこの税制の適用対象となっており、税制の利用状況(平成22年度アンケート調査)を見ても、以下の通り想定外に特定の者に偏ってはいない。</p> <table border="1"> <tr> <td>業種</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>情報通信業</td> <td>サービス業</td> <td>卸売業</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>12.1</td> <td>34.7</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>17.5</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>小売業</td> <td>不動産業</td> <td>飲食・宿泊業</td> <td>運輸業</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>16.1</td> <td>4.2</td> <td>6.5</td> <td>26.7</td> <td>12.9</td> </tr> </table>	業種	建設業	製造業	情報通信業	サービス業	卸売業	割合(%)	12.1	34.7	9	11	17.5	業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	運輸業	その他	割合(%)	16.1	4.2	6.5	26.7	12.9
		業種	建設業	製造業	情報通信業	サービス業	卸売業																			
割合(%)	12.1	34.7	9	11	17.5																					
業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	運輸業	その他																					
割合(%)	16.1	4.2	6.5	26.7	12.9																					
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>(過去5年間の減収額試算)</p> <p>平成18年度 2,110億円 平成19年度 2,300億円 平成20年度 2,560億円 平成21年度 2,500億円 平成22年度 1,288億円 平成23年度 1,322億円 (財務省による試算) (将来の推計) 平成24年度 1,419億円 (中小企業庁による試算)</p> <p>※本税制の対象となっている設備毎に、中小企業実態基本調査等を元に設備取得額を算出し減収額を推計</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18～25年度)</p> <p>本税制は、一定の価格要件を課すことにより生産性の高い設備取得を促進するものであり、実際に約三万社の中小企業に利用されている。さらに、本税制による設備投資の押し上げ効果が1.65倍と測定されており、経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化への投資の加速に寄与していることが伺える。</p> <p>8①に記載の通り、将来的にも引き続き多くの中小企業に利用が見込まれ、生産性の向上に資する設備投資等を加速させ、もって中小企業の経済活動の活性化に寄与すると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年度～25年度)</p> <p>平成16年(2004年)以降、平成20年(2008年)第Ⅲ四半期まで設備投資は堅調に推移(企業の投資性向である「設備投資対キャッシュフロー比率」も上昇傾向で推移)。しかし、平成20年第Ⅳ四半期以降、世界的な金融危機を背景とする景気の急落により、企業の収益が急激に悪化。生産の落ち込み(稼働率の低下)により設備の過剰感が増し、設備投資を手控えする傾向が顕著になっており、直近は若干の回復が見られるものの、未だ目標には達していない状況。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年・期</th> <th>設備投資対キャッシュフロー比率</th> <th>設備投資実施企業割合</th> <th>生産・営業用設備判断DI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">18年</td> <td>I 62.2</td> <td>年間 32.1</td> <td>年間 0</td> </tr> <tr> <td>II 65.4</td> <td>平均値 30.6</td> <td>平均値 1</td> </tr> <tr> <td>III 67.5</td> <td>31</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>IV 71.3</td> <td>66.6 31.3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>19年</td> <td>I 75.4</td> <td>年間 30.7</td> <td>年間 ▲1</td> </tr> </tbody> </table>	年・期	設備投資対キャッシュフロー比率	設備投資実施企業割合	生産・営業用設備判断DI	18年	I 62.2	年間 32.1	年間 0	II 65.4	平均値 30.6	平均値 1	III 67.5	31	1	IV 71.3	66.6 31.3	0	19年	I 75.4	年間 30.7	年間 ▲1				
年・期	設備投資対キャッシュフロー比率	設備投資実施企業割合	生産・営業用設備判断DI																							
18年	I 62.2	年間 32.1	年間 0																							
	II 65.4	平均値 30.6	平均値 1																							
	III 67.5	31	1																							
	IV 71.3	66.6 31.3	0																							
19年	I 75.4	年間 30.7	年間 ▲1																							

	II	71.6	71.8	29.8	0	0.5
	III	69.9		27.1	2	
	IV	70.3		25.4	1	
20年	I	71	70.8	26.3	2	5
	II	71.8		24.5	4	
	III	71.9		26.3	5	
	IV	68.4		22.9	9	
21年	I	64.8	58.8	19.3	18	18.5
	II	62.2		18.9	20	
	III	55.8		19.3	19	
	IV	52.5		20.7	17	
22年	I	51.1	53.1	21.6	13	10.5
	II	51.1		22.4	12	
	III	55.1		24.9	9	
	IV	55.2		25.2	8	

24年度以降も引き続き本措置を継続することで、設備投資の活性化を図っていく必要がある。平成23年度及び24年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。

	23年度	24年度
設備投資対キャッシュフロー比率	58.1	63.1
設備投資実施企業割合	28.5	33.1
生産・営業用設備判断DI	5.5	0.5

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～25年度)

我が国経済は、アメリカ発の金融危機に端を発する景気後退から持ち直してきているが、自律的な回復といえる状況には至っていない。特に、中小企業の業況は、その水準自体は依然として低く、厳しい状況が続いており、設備投資を手控える傾向が顕著となっている。このような厳しい経済情勢の中にあつて、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するための施策を廃止した場合、急減した設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していくことが出来なくなるおそれがある。

本税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値として、設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備投資額との比較を行って試算した結果、本税制措置による減収額に対して、1.65倍の設備投資押し上げ効果が得られるという試算がある。

他方、近年、中国等のアジア諸国の企業の競争力向上、EU等における環境規制の強化、東日本大震災による原発事故や相次ぐ製品事故等に伴う品質・性能に対する消費者の安全意識の高まり等の環境変化を受け、製品の品質向上に資する設備の導入ニーズが高まっているところ。

厳しい内外環境の中で、自律的な成長発展を目指す中小企業を強力に支援するため、税制面においても、品質・生産性の向上に資する度量衡器、試験

機器及び測定機器を中小企業投資促進税制の対象として加えることにより、中小企業の品質・生産性向上のための取り組みを強力に後押しすることが必要。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18～25年度)  
本税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、本税制措置による減収額に対して、1.22倍の設備投資押し上げ効果が得られているとの試算がある(注1)。これをもとに、マクロ的な経済効果を試算した場合、設備投資増加額は789億円となり(注2)、これによるGDP押し上げ効果は915億円、各産業への生産誘発効果は1750億円、雇用誘発効果は12,466人と試算される(注3)。

適用期間が延長された場合の24、25年度においても、引き続き本税制措置による同様の設備投資・GDP押し上げ等が期待される。

(※上記の試算は、平成23年度に中小企業庁から山田ビジネスコンサルティング株式会社への委託事業の一環として実施したものであり、暫定的なもの。)

(注1) 設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備投資額との比較を行って試算したもの。

(注2) 中小企業投資促進税制の減収額をベースに試算している。

(注3) GDP押し上げ効果の算出にあたっては、代表的なマクロ計量モデルにおける公共投資乗数効果を用いた(複数のモデルの平均値を採用)。生産誘発額については、GDP押し上げ効果(金額)を産業別の中小企業投資額に応じて産業別の最終需要増加額を推計し、これに産業連関表のレオンチェフ逆行列係数を乗じて算出した。また、この生産誘発額に産業連関表の雇用係数を乗じて雇用誘発効果を算出した。

また、減収額と達成目標の実現状況を対比すると以下の通り。

年度	減収額 (億円)	設備投資対 キャッシュ フロー比率 (%)	設備投資 実施企業割合 (%)	生産・営業用 設備判断DI
18	2,110	66.6	31.3	0.5
19	2,300	71.8	28.3	0.5
20	2,560	70.8	25.0	5.0
21	2,500	58.8	19.6	18.5
22	1,288	53.1	23.5	10.5
23	1,486	58.1	28.5	5.5
24	1,419	63.1	33.1	0.5

我が国経済は、アメリカ発の金融危機に端を発する景気後退から持ち直してきているが、自律的な回復といえる状況には至っていない。特に、中小企業の業況は、その水準自体は依然として低く、厳しい状況が続いており、設備投資を手控える傾向が顕著となっている。

しかし、本税制措置は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。こ

		<p>これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本税制措置では、中小企業の設備投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置全般、一部の器具備品、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化や生産性向上に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>将来的にも引き続き多くの中小企業に利用が見込まれ、生産性の向上に資する設備投資等を加速させ、もって中小企業の経済活動の活性化に寄与すると考えられる。</p>
9	相当性	<p>①：租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>経済全体として設備投資を手控える傾向が顕著となっている中であつても、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和や、特別償却（償却費用の前倒し）による投下資金の早期回収が可能な税制措置を講じることは、急減した設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で、必要不可欠な施策である。</p> <p>中小企業の設備投資は、その企業の資金状況や業況等により左右されるため、最近の著しい技術革新の中で時代に即応した中小企業の機動的な投資を促進するためには、設備投資に際して多くの選択肢を持つことが有益である。よって、ほぼすべての業種で利用可能であり、対象設備も広い本税制措置は必要不可欠である。さらに、取得価格の下限額を設定することによって設備の近代化・生産性の向上等を後押ししている。</p> <p>②：他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本税制措置は、中小企業等の幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の実業性の向上、成長力の底上げを図ることを通じて、中小企業の経営安定を図ることを目的としているものであるが、本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等の予算上の措置、及び財投による融資制度等は存在しない。</p> <p>③：地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本税制により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の実業性向上を通じて当該中小企業の経営基盤の安定・強化が図られ、利益の増加により、雇用の創出や取引先の拡大など、地域の経済の活性化に資する。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	府省名	経済産業省
税目	所得税、法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	■達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	■定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	
⑤ 適用数等の実績把握	■定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	■定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	■定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	■定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	■把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	■予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	■他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

【過去の実績】

⑫ 本租税特別措置等による効果について、「法人個人で一社あたり約 20 万円(概ねパソコン一台分の価格)の納税及び事務負担軽減効果があった」と説明されているが、その効果が達成目標（個人事業主：平成 24 年に実施する「個人企業経済調査」で従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコンの利用割合 5 割、法人：平成 24 年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」で従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合 9 割）にどの程度寄与しているのかが明らかでないため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある（【点検結果表の別紙】⑫参照）。

【将来の見込み】

⑬ 本租税特別措置等による効果の見込みについて、納税及び事務負担軽減効果によって「パソコン導入等更なる事務効率化に資する設備投資に回すことで本要望の達成目標であるパソコン利用割合の向上に寄与する」と説明されているが、その効果が設備投資及び達成目標にどの程度寄与しているのかが明らかでないため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある（【点検結果表の別紙】⑬参照）。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本措置による法人個人合計の社あたり減税額の平成21年度実績額は、103,377円、本特例が措置されたことによる社あたり事務負担軽減効果額は89,430円と試算される（別添試算結果参照）。  
これらをあわせると、法人個人で社あたり約20万円（概ねパソコン一台分の価格）の納税及び事務負担軽減効果があったことが確認できる。

また、事前評価書に記載の通り、従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合が本措置創設時の19.6%から平成21年には26.8%と着実に上昇してきていること、及び中小企業庁実施のアンケート結果において、本措置を利用したことによる効果として、「全額必要経費算入による経理事務負担減少」が48%、「パソコン導入による事業・経理事務の効率化」が46.5%にのぼることから、パソコン利用割合の向上と事務負担軽減・事業効率向上に対して本措置が大きな効果を与えていると考えられ、税収減を是認できる措置となっている。

- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本措置による法人個人合計の社あたり減税額の平成23年度見込み額は、115,846円、本特例が措置されることによる社あたり事務負担軽減効果額は77,289円と試算される（別添試算結果参照）。

これらをあわせると、法人個人で社あたり約20万円（概ねパソコン一台分の価格）の納税及び事務負担軽減効果が見込まれ、これをパソコン導入等更なる事務効率化に資する設備投資に回すことで本要望の達成目標であるパソコン利用割合の向上に寄与すると考える。

また、平成23年度中小企業庁実施のアンケート結果によれば、「今後も少額減価償却資産の特例を利用して設備等の購入をする意向である」と回答する者が8割以上（83.9%）存在し、「少額減価償却資産の特例を利用してパソコンを取得した」と回答した者も3割強（37.5%）存在することから、本特例が措置されることが目標達成への大きなインセンティブとなることが期待できる。

⑫過去の実績について、税収減を是認するような効果が確認されているかが説明されているか。

平成22年中小企業実態基本調査（平成21年度実績）に基づく分析

- 社あたり減税額の算出  
※ 減税額は平成21年度における社あたり減税額を表す。  
法人・個人（財務省試算は個人法人で分かれていない）  
29,000百万円 ÷ 280,524社 = 103,377円

- 社あたり資産件数（法人）  
※ 各年の件数は平成21年度における実数を基に按分計算により算出している。  
法人（150万円～300万円）

		計 算 式		資産件数	企業数	社あたり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 損金算入額による按分千円			
H17	255,400	×	2543 / 2374 =	273,581	35,639	8
H18			2339 / 2374 =	251,635	23,153	11
H19			2472 / 2374 =	265,943	34,457	8
H20			2416 / 2374 =	259,918	27,712	9
H21			2374 / 2374 =	255,400	21,541	12
平成21年度における社あたり資産件数				1,306,478		47

		計 算 式		資産件数	企業数	社あたり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 平均損金算入額による按分千円			
H17	329,322	×	448,407 / 416,766 =	354,324	139,074	3
H18			431,853 / 416,766 =	341,244	163,502	2
H19			445,056 / 416,766 =	351,676	168,190	2
H20			419,473 / 416,766 =	331,461	165,959	2
H21			416,766 / 416,766 =	329,322	151,312	2
平成21年度における社あたり資産件数				1,708,027		11

58

- 社あたり資産件数（個人）

		計 算 式		資産件数	企業数	社あたり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 損金算入額による按分千円			
H17	105,233	×	2420 / 2231 =	114,148	2,317	49
H18			2533 / 2231 =	119,478	5,014	24
H19			2747 / 2231 =	129,572	8,627	17
H20			2367 / 2231 =	111,648	6,645	15
H21			2231 / 2231 =	105,233	8,898	12
平成21年度における社あたり資産件数				580,079		117

		計 算 式		資産件数	企業数	社あたり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 平均損金算入額による按分千円			
H17	188,025	×	267,962 / 336,408 =	149,769	37,777	4
H18			398,609 / 336,408 =	222,790	55,429	4
H19			297,403 / 336,408 =	166,224	78,481	2
H20			418,714 / 336,408 =	234,027	120,739	2
H21			336,408 / 336,408 =	188,025	98,737	2
平成21年度における社あたり資産件数				960,836		14

131

● 管理事務負担額(現況調査)

(前提)  
 事業者に聴取したところ、期末の固定資産台帳と実物資産との突合作業を行う現況調査にほぼ一日かかるとのこと  
 (負担額の計算)

**法人**  
 8時間 × 2,295円 / 時間(注) = 18,360円

**個人**  
 8時間 × 1,604円 / 時間(注) = 12,832円

(注)「民間給与実態統計調査」(平成21年度調査、平成22年9月公表)より中小法人及び個人事業主に  
 雇用される従業員の時間あたり平均給与を社会保険料も考慮の上算出

● 申告事務負担額(減価償却計算の実施及び法人税申告書別表16の作成)

(前提)  
 法人税申告業務に従事している税理士に聴取したところ、毎年の償却計算と法人税申告書の別表16  
 への記入などを勘案平均して一件あたりの記入時間を計算すると10分程度はかかるとのこと。

**法人**  
 10分 × 58件 = 580分 → 約10時間  
 10時間 × 2,295円 / 時間 = 22,950円

**個人**  
 10分 × 131件 = 1,310分 → 約22時間  
 22時間 × 1,604円 / 時間 = 35,288円

● 効果額(法人個人合計)

減税額103,377円 + 事務負担軽減効果額89,430円(注) = 192,807円  
 (注)管理事務負担額31,192円(18,360円 + 12,832円) + 申告事務負担額58,238円(22,950円 + 35,288円) = 89,430円

⑬ 将来推計として、税収減を是認するような効果が見込まれるかが説明されているか。

平成22年中小企業実態基本調査(平成21年度実績)に基づき平成23年度を推計により分析

● 一社あたり減税額の算出

※ 減税額は平成23年度における一社あたり減税額を表す。  
 法人・個人(財務省試算は個人法人で分かれていない)  
 26,800百万円 ÷ 231,341社 = 115,846円

● 一社あたり資産件数(法人)

※ 各年の件数は平成21年度における実数を基に按分計算により算出している。  
 法人(150万円～300万円)

		計 算 式		資産件数	企業数	一社あたり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 損金算入額による按分千円 =			
H19	255,400	×	2472 / 2374 =	265,943	34,457	8
H20			2416 / 2374 =	259,918	27,712	9
H21			2374 / 2374 =	255,400	21,541	12
H22			2438 / 2374 =	262,285	22,122	12
H23			1958 / 2374 =	210,646	17,764	12
平成23年度における一社あたり資産件数				1,254,193		53

法人(0円～150万円)

		計 算 式		資産件数	企業数	一社あたり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 平均損金算入額による按分円 =			
H19	329,322	×	445,056 / 416,766 =	351,676	168,190	2
H20			419,473 / 416,766 =	331,461	165,959	2
H21			416,766 / 416,766 =	329,322	151,312	2
H22			428,018 / 416,766 =	338,213	155,397	2
H23			343,699 / 416,766 =	271,586	124,784	2
平成23年度における一社あたり資産件数				1,622,258		11

63

● 一社あたり資産件数(個人)

個人

		計 算 式		資産件数	企業数	一社あたり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 平均損金算入額による按分千円 =			
H19	105,233	×	2747 / 2231 =	129,572	8,627	15
H20			2367 / 2231 =	111,648	6,645	17
H21			2231 / 2231 =	105,233	8,898	12
H22			2291 / 2231 =	108,063	9,138	12
H23			1840 / 2231 =	86,790	7,338	12
平成23年度における一社あたり資産件数				541,306		67

個人

		計 算 式		資産件数	企業数	一社あたり 資産件数
		平成21年度における実数件数	× 平均損金算入額による按分円 =			
H19	188,025	×	297,403 / 336,408 =	166,224	78,481	2
H20			418,714 / 336,408 =	234,027	120,739	2
H21			336,408 / 336,408 =	188,025	98,737	2
H22			345,491 / 336,408 =	193,102	101,402	2
H23			277,429 / 336,408 =	155,060	81,426	2
平成23年度における一社あたり資産件数				936,439		10

77

●管理事務負担額(現況調査)

(前提)  
 事業者に聴取したところ、期末の固定資産台帳と実物資産との突合作業を行う現況調査にはほぼ一日かかるとのこと  
 (負担額の計算)

**法人**  
 8時間×2,295円/時間(注)=18,360円

**個人**  
 8時間×1,604円/時間(注)=12,832円

(注)「民間給与実態統計調査」(平成21年度調査、平成22年9月公表)より中小法人及び個人事業主に  
 雇用される従業員の時間あたり平均給与を社会保険料も考慮の上算出

●申告事務負担額(減価償却計算の実施及び法人税申告書別表16の作成)

(前提)  
 法人税申告業務に従事している税理士に聴取したところ、毎年の償却計算と法人税申告書の別表16  
 への記入など全てを勘案平均して一件あたりの記入時間を計算すると10分程度はかかるとのこと。

**法人**  
 10分×63件=630分→約11時間  
 11時間×2,295円/時間=25,245円

**個人**  
 10分×77件=770分→約13時間  
 13時間×1,604円/時間=20,852円

●効果額(法人個人合計)

減税額115,846円 + 事務負担軽減効果額77,289円(注) = 193,135円  
 (注)管理事務負担額31,192円(18,360円+12,832円)+申告事務負担額46,097円(25,245円+20,852円)=77,289円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
2	要望の内容	適用期限を2年間延長する。  【制度概要】 中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)できる制度。
3	担当部局	中小企業庁 事業環境部 財務課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年度 創設 平成18年度 損金算入額の上限を年間300万円とした上で、2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日(2年間)
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  中小企業は、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、未曾有の経済危機及び震災等による直接的・間接的な影響の中で一層厳しい経営環境に置かれている中小企業に対して事務負担の軽減を図るとともに、小規模企業を中心に事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る。                  《政策目的の根拠》                  中小企業基本法では、「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」等が定められている。また、民主党政策集 INDEX2009 では、「中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であり、雇用の大半を支える存在です。このような観点から、税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要です。」との記述がある。</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>経済社会の安心・安全の確保                  4. 取引・経営の安心</p> <p>③: 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》                  中小企業の中でも特に規模の小さい企業で本措置が多く活用されており、事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、個人事業主に関しては平成24年に実施する「個人企業経済調査」(総務省)での従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコンの利用割合5割への到達を目指す。法人に関しては、平成24年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)での従業員数20名未満の企業におけるパソコン利用割合が、20名以上の企業の水準である</p>

			<p>9割への到達を目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》          個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員20名未満の事業者におけるパソコン利用割合          法人:「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)での従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          中小企業の中でも特に規模の小さい企業においては、経理担当の人員が少なく、適時適切な経営状況の把握もままならない状況である。資金調達環境や新規顧客開拓に困難を有する中小企業においては、少ない経理体制の中で効率的な事務を行う事が非常に重要であり、本措置により償却資産管理や納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン導入等事務の効率化に資する設備投資を促進する意義は非常に大きい。          本措置により事務処理能力・事業効率の向上が図られた場合、少ない人員の経理体制の中でも適時正確な経営成績の把握が可能となり、事業見通しの分析や財務諸表の信用力が向上することによって、新規顧客開拓や金融調達環境の改善に寄与する。また、経理能力の向上は、正規の簿記の原則に従って記録し、その帳簿書類に基づいた貸借対照表、損益計算書を確定申告に添付させる「青色申告」の利用インセンティブにも繋がり、中小企業施策の一層の普及・活用を促進することとなり、これらから、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化が図られる。</p>																								
8	有効性等	① 適用数等	<p>各年度における適用企業数及び損金算入金額(過去5年分)</p> <table border="1"> <tr><td>平成17年度</td><td>222,811 社</td><td>377,926 百万円</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>219,819 社</td><td>142,403 百万円</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>289,794 社</td><td>222,348 百万円</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>321,090 社</td><td>202,899 百万円</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>280,524 社</td><td>167,325 百万円</td></tr> </table> <p>(将来推計)</p> <table border="1"> <tr><td>平成22年度</td><td>288,097 社</td><td>171,842 百万円</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>231,341 社</td><td>137,989 百万円</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>211,676 社</td><td>126,260 百万円</td></tr> </table> <p>(出典)「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)          ※算定根拠は別紙参照</p> <p>本税制措置は、小規模企業を始めとして多くの企業が利用している。          本措置の平成21年度の利用実績の詳細は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人(全中小法人数:1,428,557 社)             <ul style="list-style-type: none"> <li>黒字中小法人数:387,139 社(1,428,557 社×27.1%)</li> <li>本措置を利用した中小法人数:172,885 社(44.7%)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>従業員数20名以下 123,751 社(71.6%)</li> <li>従業員数21名以上 49,134 社(28.4%)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>個人事業主(全個人事業主数:2,221,952 社)             <ul style="list-style-type: none"> <li>本措置を利用した個人事業主数:107,639 社(4.8%)</li> </ul> </li> </ul> <p>(出典)平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)</p>	平成17年度	222,811 社	377,926 百万円	平成18年度	219,819 社	142,403 百万円	平成19年度	289,794 社	222,348 百万円	平成20年度	321,090 社	202,899 百万円	平成21年度	280,524 社	167,325 百万円	平成22年度	288,097 社	171,842 百万円	平成23年度	231,341 社	137,989 百万円	平成24年度	211,676 社	126,260 百万円
平成17年度	222,811 社	377,926 百万円																									
平成18年度	219,819 社	142,403 百万円																									
平成19年度	289,794 社	222,348 百万円																									
平成20年度	321,090 社	202,899 百万円																									
平成21年度	280,524 社	167,325 百万円																									
平成22年度	288,097 社	171,842 百万円																									
平成23年度	231,341 社	137,989 百万円																									
平成24年度	211,676 社	126,260 百万円																									

		<p>平成21年度「会社標本調査」(国税庁)</p> <p>また、すべての業種がこの税制の適用対象となっており、利用状況(平成22年中小企業実態調査)を見ても、以下の通り特定の者に偏ってはいない。</p> <table border="1"> <tr> <th>業種</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>情報通信業</th> <th>運輸業</th> <th>卸売業</th> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>15.0</td> <td>18.6</td> <td>3.4</td> <td>2.9</td> <td>8.7</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>業種</th> <th>小売業</th> <th>不動産業</th> <th>飲食・宿泊業</th> <th>サービス業</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>15.4</td> <td>8.3</td> <td>6.2</td> <td>14.0</td> <td>7.4</td> </tr> </table>	業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業	割合(%)	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7	業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	割合(%)	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4
業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業																					
割合(%)	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7																					
業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他																					
割合(%)	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4																					
		② 減収額	<p>(過去5年間の減収額試算)(全省庁ベース)</p> <p>平成17年度 480億円          平成18年度 410億円          平成19年度 460億円          平成20年度 520億円          平成21年度 290億円          平成22年度 164億円          (将来推計)(全省庁ベース)          平成23年度 268億円          平成24年度 245億円</p> <p>※算定根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度～23年度は、財務省による試算。</li> <li>平成24年度は、財務省による平成23年度の減収試算額に日報短観の中小企業におけるソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)の伸び率(平成23年6月調査における平成22年度実績値と平成23年度計画値の平均値)を掛けて算出。</li> </ul>																							
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年4月～平成26年3月)</p> <p>本措置が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定量的に確認できる。</p> <p>○直近の事業年度において本措置を利用して取得した設備          パソコン:37.5%(法人のみ)</p> <p>○本措置を利用したことによる効果          全額必要経費算入による経理事務負担減少:48.0%          パソコン導入による事務の効率化:28.2%          パソコン導入による経理事務の効率化:18.3%</p> <p>本特例を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>回帰分析による定量分析(労働生産性と少額特例利用額の関係)             <ul style="list-style-type: none"> <li>少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高(労働生産性)が0.17%増加する。</li> </ul> </li> <li>経済波及効果             <ul style="list-style-type: none"> <li>本特例により、中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効</li> </ul> </li> </ul>																							

	<p>果がある。  (出典) 平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)  平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)  ※算定根拠は別紙参照</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年4月～平成26年3月)  ○中小企業におけるパソコン利用状況(括弧内は平成22年要望時)  ・個人事業主  従業員数20名未満:27.6%(前回28.5%:前回比▲0.9ポイント)  従業員数20名以上:71.4%(前回85.7%:前回比▲14.3ポイント)  ・法人  従業員数20名未満:64.9%(前回75.1%:前回比▲10.2ポイント)  従業員数20名以上:90.4%(前回91.7%:前回比▲1.3ポイント)  (出典)  個人事業主:平成20、22年「個人企業経済調査」(総務省)  法人:平成20、22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)から算出</p> <p>個人事業主に関しては、平成22年「個人企業経済調査」(総務省)における雇用が20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合は、27.6%となっている。  平成15年(措置創設時)の19.6%と比較すれば一定の効果が見られるが、目標である5割には未達。  法人に関しては、平成22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)における従業員20名未満の企業のパソコンの利用割合は64.9%であり、目標である9割には未達。</p> <p>平成23年度および24年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。  ・個人事業主  従業員数20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合 50%  ・法人  従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合 90%</p> <p>平成23年度中小企業税制に関するアンケート調査によると、本措置を利用した企業および個人事業主で、今後も本措置を利用して設備等の購入をしたと回答した割合が83.9%に上るなど、将来においても本措置を利用した設備投資の促進による事務効率の向上と、中小企業の活力向上及び我が国経済の活性化が見込まれることから、目標達成の為に本措置が引き続き必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22年4月～平成26年3月)  本措置が延長されない場合、法人172,885社、個人企業107,639社、合計280,524社に影響が及ぶ。投資額としては167,325百万円が縮小。  尚、本措置は、中小法人のうち、83.9%が今後利用の意向あり、延長されない場合、事務効率化を意図した少額設備投資の鈍化が予想される。  (出典)  平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>平成23年「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年4月～平成26年3月)  本措置が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定性的に確認できる。  ○直近の事業年度において本措置を利用して取得した設備  パソコン:37.5%(法人のみ)  ○本措置を利用したことによる効果(法人のみ)  全額必要経費算入による経理事務負担減少:48.0%  パソコン導入による事務の効率化:28.2%  パソコン導入による経理事務の効率化:18.3%</p> <p>本特例を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。  ・回帰分析による定量分析(労働生産性と少額特例利用額の関係)  少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高(労働生産性)が0.17%増加する。  ・経済波及効果  本特例により、中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効果がある。  (出典) 平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)  平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)  ※算定根拠は別紙参照</p> <p>これらの効果の結果、達成目標である従業員20名未満の法人、個人事業主のパソコン利用割合の低減抑制に寄与しているものと考えられる。</p> <p>減収額と達成目標の実現状況との対比  減収額と達成目標の実現状況との対比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減収額 (億円)</th> <th>個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)</th> <th>法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>520</td> <td>28.5</td> <td>75.1</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>164</td> <td>27.6</td> <td>64.9</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>245</td> <td>50.0</td> <td>90.0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	減収額 (億円)	個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)	法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)	20	520	28.5	75.1	22	164	27.6	64.9	24	245	50.0	90.0
年度	減収額 (億円)	個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)	法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)														
20	520	28.5	75.1														
22	164	27.6	64.9														
24	245	50.0	90.0														
相当性	<p>①:租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は中小企業の事務負担の軽減、事務の効率化により、中小企業の活力向上を志向した措置。補助金やその他の規制など、一時的な制度では、事務効率向上を図るパソコン等設備の導入には寄与することが考えられるが、圧縮記帳の導入や、償却資産の管理など、事務負担については増加が見込まれ、抜本的な中小企業の活力向上に寄与しない。よって、本措置は租税特</p>																

		別措置によるべき制度である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業における事務負担の軽減等による経営基盤の強化を図るための本特例と、設備投資の促進により生産性の向上等を図るための中小企業投資促進税制・中小企業基盤強化税制とは、そもそも、政策目的が異なる。</p> <p>このため、対象設備について、本措置では、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産としているとともに、中古設備も対象となっているのに対し、中小企業投資促進税制・中小企業基盤強化税制では、最低取得価額が高額(例えば、機械装置であれば 160 万円)のものとしており、両者は切り分けがなされている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置によって、相対的に経理面の人員が少数である中小企業の実情を踏まえ、少額減価償却資産の即時償却を認めることにより、償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等、中小企業の実態に即した効果が得られるほか、地方公共団体における償却資産に対する徴税事務の効率化に資する。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

○少額特例利用企業数

平成 2 1 年度（実績） 法人：172,885 社（注 1）  
 個人：107,639 社（注 1）  
 合計：280,524 社

平成 2 2 年度（推計値） 法人：172,885 社×1.027（注 2）＝177,552 社  
 個人：107,885 社×1.027（注 2）＝110,545 社  
 合計：288,097 社

平成 2 3 年度（推計値） 法人：177,552 社×0.803（注 3）＝142,574 社  
 個人：110,545 社×0.803（注 3）＝88,767 社  
 合計：231,341 社

平成 2 4 年度（推計値） 法人：142,574 社×0.915（注 4）＝130,455 社  
 個人：88,767 社×0.915（注 4）＝81,221 社  
 合計：211,676 社

平成 2 5 年度（推計値）平成 2 4 年度と同様。

○少額特例損金算入金額

平成 2 1 年度（実績） 法人：114,248 百万円（注 1）  
 個人：53,077 百万円（注 1）  
 合計：167,325 百万円

平成 2 2 年度（推計値） 法人：114,248×1.027（注 2）＝117,332 百万円  
 個人：53,077×1.027（注 2）＝54,510 百万円  
 合計：171,842 百万円

平成 2 3 年度（推計値） 法人：117,332×0.803（注 3）＝94,218 百万円  
 個人：54,510×0.803（注 3）＝43,771 百万円  
 合計：137,989 百万円

平成 2 4 年度（推計値） 法人：94,218×0.915（注 4）＝86,209 百万円  
 個人：43,771×0.915（注 4）＝40,051 百万円  
 合計：126,260 百万円

平成 2 5 年度（推計値）平成 2 4 年度と同様。

(注1) 少額減価償却資産の損金算入特例の利用企業数及び損金算入額  
H22年中小企業実態基本調査(中小企業庁)における平成21年度実績額

(注2) 設備投資伸び率(平成22年度分)  
日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)における平成23年6月調査時点での設備投資伸び率(実績値): +2.7%

(注3) 設備投資伸び率(平成23年度)  
日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)における平成23年6月調査時点での設備投資伸び率(計画値): ▲19.7%

(注4) 設備投資伸び率(平成24年度)  
(注2)及び(注3)の単純平均値で推移するものと仮定。  
(2.7%▲19.7%)÷2=▲8.5%  
平成25年度以降の設備投資額は平成24年度の設備投資額と同水準(▲8.5%)で推移するものと仮定。

<少額特例> 税収減を是認するような効果

#### 1. 回帰分析結果

○ 労働生産性と少額特例利用額の関係(法人のみ)

少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上が0.17%増加する。

(重回帰分析結果)

$LN(\text{一人当売上高}/\text{従業員数}) = 6.41^* + 0.09LN(\text{設備投資額}/\text{従業員数}) + 0.17LN(\text{少額特例利用額}/\text{従業員数}) + 0.41 \text{ダミーパソコン利用}^{**} + 0.48 \text{ダミー建設業}^* + 0.31 \text{ダミー製造業}^* - 0.18 \text{ダミー情報通信業} + 0.31 \text{ダミー運輸業} + 1.19 \text{ダミー卸売業・小売業}^* + 1.52 \text{ダミー不動産業}^* - 0.33 \text{ダミー飲食・宿泊業} + 0.47 \text{ダミー教育・学習支援業} + 0.34 \text{ダミーその他サービス業}^{**}$

(出所) 平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)より分析

(備考) \*: 5%有意水準、\*\*: 10%有意水準、補正R<sup>2</sup>=0.30

#### 2. 経済波及効果

本特例により、中小企業全体の労働生産性(一人当付加価値額)を4.5%押し上げる効果がある。

→ 少額特例利用による労働生産性向上 17%×少額特例利用企業の中小企業全体に占める売上高の割合 26.5% (従業員数は変化しないものとして算定)

(出所) 平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)、平成22年度「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)より分析

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（産活法）に基づく登録免許税の税率の軽減措置	府省名	経済産業省
税目	登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らかな <input type="checkbox"/> 明らかなでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている    ■説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	■定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	■定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり    ■説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	■定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	■定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化    ■定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	■把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	■予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	■他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「ROE、ROA、エネルギー生産性及び炭素生産性等」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本措置を活用した企業のROE及びROAの平均値が政策目標（平成22年度値+2%）を上回るという目標値に本措置がどの程度寄与しているのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 評価書において「生産性向上の基準を達成している」と説明され、また、点検過程において、減収額と法人税等増加額の比較が説明されている（【点検結果表の別紙】⑫参照）が、本租税特別措置等がどの程度これらの効果に寄与しているのかが明らかでないため、税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標（本措置を活用した企業のROE、ROAの平均値が、平成22年度値+2%を上回る）の実現状況について、定性的に「約9割の認定計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成している」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 評価書において「本租税特別措置等の活用により生産性向上と計画終了後の利益確保に寄与する」と説明され、また、点検過程において、減収額と法人税等増加額の比較が説明されている（【点検結果表の別紙】⑬参照）が、本租税特別措置等がどの程度これらの効果に寄与しているのかが明らかでないため、税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、本租税特別措置等が目標にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、その説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回要望時における達成目標は、今回要望における達成目標と同様に「本措置を活用した企業のROE、ROAの向上幅が政策目標を上回る」としていたところ、当該目標の達成状況については、事前評価書中の「8 有効性等 ③効果・達成目標の実現状況」において記載のとおり「平成23年8月現在、約9割の認定計画が目標として設定した生産性の向上の基準を達成」しており一定の効果は確認されているが、引き続き所期の目標に達成に向けて本税制措置を講じる必要がある。

- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

産活法は、生産性の向上や財務の健全性など、法律に基づく厳格な基準を満たす場合に限り計画認定を行い、税制等の各種支援を講じる体系である。特に本税制措置（登録免許税の軽減）を受ける場合には、新商品開発等の事業革新という企業にとって事業リスクの高い取組も適用を受ける要件とされており、そもそも適用される企業は限定されている。

- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用見込みの件数については、過去の登録免許税に対する軽減措置を活用した計画の実績数（8年間で305件、年度平均適用件数38.1件）を用い、制度改正の影響で減少する見込みの適用数を差し引き算出した。

- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収見込額の試算は税務当局の23年度減収見込額（試算値）を基に試算したものであるが、今回の税制要望は、税制措置の適用条件等は見直さずに適用期限の延長のみを求めるものであること、また直近の産活法の認定状況や事前相談は例年どおりであることから、24年度以降も同様の適用件数・減収額が見込まれることを前提に試算したものである。

- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本税制措置の測定指標である認定計画の終了時点における基準（ROE等の向上）については、直近の実績でとりまとめた結果を見ても約9割の計画が目標として設定した基準を達成しており、残りの約1割の計画についても、経済状況の悪化や円高などの外的要因によるものであると分析しているところである。世界経済の先行きが不透明である中で、計画の審査にあたってはこれまで以上に厳格な審査を行っているところである。

- ⑫ 税収減是認の効果の実績把握（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

事前評価書で記載した減収額の実績のうち、経済産業省認定案件で法人税等額の実績値を把握できた案件について分析したところ、登録免許税の軽減額に対して、産活法の認定計画の基準年度（計

画開始時期の直前確定決算年度）から最終年度にかけて法人税等額は大幅に増加しており、税収減を上回る施策効果が認められる。

- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

事前評価書で記載した減収額の実績のうち、経済産業省認定案件で法人税等額の実績値を把握できた案件について分析したところ、登録免許税の軽減額に対して、産活法の認定計画の基準年度（計画開始時期の直前確定決算年度）から最終年度にかけて法人税等額は大幅に増加しており、税収減を上回る施策効果が認められる。

将来見込についても、引き続き計画の実現見込みに関する審査を厳格に行うことで、過去と同様の施策効果が見込まれる。

- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本税制措置は、既存事業の単なる選択と集中でなく、併せて事業革新を行う企業の行為に着目してインセンティブを付与するために措置されているもの。事業革新という行為の重要性は業種、企業規模で変わりがなく、産活法のスキームに合わせて業種、企業規模の区別ない形で存在している。

他方補助金は、成長性などの観点から特定産業、事業を限定し、これが民間ベースのビジネスとして回る段階に発展するまでに必要な費用を補助するためのもの。事業革新という企業の行為そのものに着目し、これに広くインセンティブを付与する本税制措置とは、趣旨が大きく異なるものである。

また、事業者における再編機運の高まりは、先般の金融危機のように突発的な外的要因に左右される面も多く、どの程度の案件が事前に発生するかを予測することは困難。予め件数を予測しておく必要のある財政措置で対応することは、現実的に困難である。幅広く安定的に門戸を開くことができる税制措置による対応が望ましいと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法)に基づく登録免許税の税率の軽減措置																																																															
2	要望の内容	<p>&lt;制度概要&gt;</p> <p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「産活法」。)に基づく認定事業再構築計画、認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画、認定資源生産性革新計画の認定を受けた事業者(当該事業者がその経営を実質的に支配している者(関係事業者)を含む。)が認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、資本の相当程度の増加(合併等の事業の構造の変更を伴うものに限る。)、会社の設立等を行う場合における登録免許税を以下のとおり軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>租税特別措置法第80条第1項</th> <th>措置の内容</th> <th>通常の税率</th> <th>産活法の特例</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>会社の設立、資本金の増加</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>合併</td> <td>0.15%</td> <td>0.1%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>(括弧書きの部分)</td> <td>(資本金が増加する場合の合併)</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>分割</td> <td>0.15%</td> <td>0.1%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>(括弧書きの部分)</td> <td>(資本金が増加する場合の分割)</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4号(売買)</td> <td rowspan="2">不動産の所有権の取得</td> <td>土地</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>船舶の所有権の取得</td> <td>2.8%</td> <td>2.3%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">5号</td> <td rowspan="2">合併時</td> <td>不動産</td> <td>0.4%</td> <td>0.2%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">分割時</td> <td>不動産</td> <td>1.2%</td> <td>0.2%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>2.8%</td> <td>1.2%</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;要望の内容&gt;</p> <p>産活法に基づく登録免許税の特例措置を平成26年3月31日まで(2年間)延長する。</p>	租税特別措置法第80条第1項	措置の内容	通常の税率	産活法の特例	軽減率	1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%	2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%	3号	分割	0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の分割)	0.7%	0.35%	0.35%	4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%	建物	2.0%	1.6%	0.4%	船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%	5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%	船舶	0.4%	0.3%	0.1%	分割時	不動産	1.2%	0.2%	1.0%	船舶	2.8%	1.2%	1.6%
租税特別措置法第80条第1項	措置の内容	通常の税率	産活法の特例	軽減率																																																													
1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%																																																													
2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%																																																													
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%																																																													
3号	分割	0.15%	0.1%	0.05%																																																													
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の分割)	0.7%	0.35%	0.35%																																																													
4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%																																																												
		建物	2.0%	1.6%	0.4%																																																												
	船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%																																																													
5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%																																																												
		船舶	0.4%	0.3%	0.1%																																																												
	分割時	不動産	1.2%	0.2%	1.0%																																																												
		船舶	2.8%	1.2%	1.6%																																																												
3	担当部局	経済産業政策局産業再生課																																																															
4	評価実施時期	平成23年9月																																																															
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成11年度 創設 平成12年度 税率の引き下げ 平成13年度 2年間延長 平成15年度 5年間延長 平成18年度 2年間延長 平成20年度 2年間延長 平成21年度 1年間延長、拡充 平成22年度 2年間延長 平成23年度 一部縮減																																																															

6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日(2年延長)	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国に存する経営資源の効率的な活用が図られる環境を整備し、企業全体の生産性を向上させるとともに、オープン・イノベーションを推進する新たな仕組みを構築することにより、我が国経済の新陳代謝の能力を高める。また、構造的な資源価格の高騰に耐えうる新たな経済産業構造の構築により、我が国の資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長の実現を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国経済の持続的な発展を図るためにはその生産性の向上が重要であることにかんがみ、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに、株式会社産業革新機構を設立し特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業再生を円滑化するための措置を講じ、併せて事業活動における知的財産権の活用を促進することにより、我が国の産業活力の再生を図るとともに、我が国産業が最近における国際経済の構造的な変化に対応したもとなるための産業活動の革新に寄与することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国の経営資源の効率的な活用を促進し生産性の向上を実現することを通じて、我が国経済の活力向上及び持続的な発展を実現する。</p> <p>具体的には、本措置を活用した企業のROE、ROAの向上幅が、政策目標(ROE、ROA:平成22年度値+2%)を上回ることを目指す。</p> <p>また、資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長を実現する。</p> <p>具体的には、本措置を活用した企業の資源生産性を高めるため、3年間でエネルギー生産性の6%以上向上又は炭素生産性の7%以上向上を実現することを目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>認定事業者は、計画(3年以内)の終了時点において以下のいずれかの指標について基準を達成するものとする。</p> <p>【事業再構築計画、経営資源再活用計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ROE≧2%ポイント(経営資源再活用計画ではROA)</li> <li>➢ 有形固定資産回転率≧5%</li> <li>➢ 従業員一人当たり付加価値額≧6%</li> </ul>

		<p>【経営資源融合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>修正 ROA<math>\geq</math>3%ポイント</li> <li>有形固定資産回転率<math>\geq</math>10%</li> <li>従業員一人当たり付加価値額<math>\geq</math>12%</li> </ul> <p>【資源生産性革新計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー生産性:+4%(平成23年度以降に開始する計画は+6%)</li> <li>炭素生産性:+5%(平成23年度以降に開始する計画は+7%)</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産活法の認定を受けた企業の ROE、ROA 向上率は日本国全体の ROE、ROA 向上率と比較した場合に高く、政策目的の達成に大きく寄与している。</p>																																				
8	有効性等 ①:適用数等	<p>【本措置を利用した計画の認定件数】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>72</td> <td>67</td> <td>57</td> <td>26</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>24</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記のうち中小企業を含む計画:101件</p> <p>【将来推計】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>32</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>【本措置を利用した企業が営む業種】</p> <p>【適用件数】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>912</td> <td>458</td> <td>994</td> <td>604</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所:財務省「登記統計」</p>		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	件数	72	67	57	26	21	18	24	20		23年度	24年度	25年度	件数	32	30	30		18年度	19年度	20年度	21年度	件数	912	458	994	604
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																														
件数	72	67	57	26	21	18	24	20																														
	23年度	24年度	25年度																																			
件数	32	30	30																																			
	18年度	19年度	20年度	21年度																																		
件数	912	458	994	604																																		

		<p>※不動産登記については、例えば1つの敷地内の土地や建物であっても登記上は複数の登記となる場合があり、租特の適用件数はそれを反映している。</p>																										
	②:減収額	<p>【減収額】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽減額</td> <td>16,895</td> <td>9,745</td> <td>5,133</td> <td>3,789</td> <td>1,586</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽減額</td> <td>4,509</td> <td>2,609</td> <td>557</td> <td>1,300</td> <td>1,300</td> <td>1,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年度の減収額は認定年度別に集計したものであるため、計画期間中の認定計画がある年度の減収額は、今後行われる登記により増加する見込み。</p> <p>出所:産活法に基づく提出資料</p>		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	軽減額	16,895	9,745	5,133	3,789	1,586		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	軽減額	4,509	2,609	557	1,300	1,300	1,300
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																							
軽減額	16,895	9,745	5,133	3,789	1,586																							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																						
軽減額	4,509	2,609	557	1,300	1,300	1,300																						
	③:効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時~平成26年3月) 産活法を創設した平成11年度以降、組織再編や事業再編が促進され我が国の ROA 及び ROE は改善してきたが、平成20年度はリーマンショックに端を発する世界的な景気低迷等により大幅に下落する結果となった。第177回通常国会で成立した改正産活法の施行により、抜本的な企業再編・事業再編をより円滑化することで、本措置を活用する企業の ROE、ROA の一層の向上を図り、政策目的の実現を図っていく。</p> <p>(法人企業統計調査(財務省))</p> <p>①総資産経常利益率(ROA)の実績 【制度創設】平成11年度:2.1% → 平成21年度:2.2%</p> <p>②自己資本当期純利益率(ROE)の実績 【制度創設】平成11年度:0.8% → 平成21年度:1.9%</p>																										

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)  平成23年8月現在、約9割の認定計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成している。  第177回通常国会で成立した改正産活法の施行により、抜本的な企業再編・事業再編に取り組む企業に対して本措置を適用することで、本措置適用企業の更なる生産性の向上を後押しする。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)</p> <p>分析対象期間中に産活法の認定を受けた計画のうち、8割以上が本措置を活用しており、本措置が活用できない場合は、組織再編や事業再編を通じた経営資源の効率的活用を図る産活法全体の政策目的を阻害することになる。  また、現下の日本経済を取り巻く環境は、内需の減退や新興国の台頭による影響など決して楽観視できるものではなく、我が国企業にはグローバル競争下において競争力を有するコア事業や高付加価値事業への積極投資・事業転換が喫緊の課題である。本措置は、合併や会社分割等の組織再編に取り組む際のコストを軽減し、我が国企業の再編を促進・円滑化するために必要不可欠なものであり、本措置が引き続き手当てされない場合には、グローバル経済における我が国企業の競争力低下を招くことになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)</p> <p>これまで本措置を活用した計画のうち、約9割の計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成している。今後も本措置活用により、企業の実績向上と計画終了後の利益確保(税収の増大)に寄与。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や生産工程の導入などの事業革新を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、本措置を講じている。本措置により、上記のような事業構造の変更・事業革新等に要する費用を軽減することで、本措置の適用を受ける企業の抜本的な生産性の向上を促すものであり、組織再編等に関する資金面での阻害要因を除去する特例措置として妥当である。</p> <p>なお、平成23年の産活法改正に伴い、事業再構築計画の支援対象から「資本の相当程度の増加(単純増資)」が除かれており、本措置の適用対象の見直し(縮減)を行ったところ。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>類似する他の支援措置は存在しない。</p>

		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の資産の買換えの場合の課税の特例	府省名	経済産業省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		○
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 政策目的（不動産取引を活性化し、土地の有効利用を図るとともにマクロ経済の活性化をはかる）の根拠法令等が明らかにされておらず、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているのか疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「旧式な過剰設備を廃棄し新規更新を促進するとともに、企業の新規立地を促す」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。  
 また、当該測定指標は、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかでなく、その効果の検証が困難である。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]
    - 減収額の実績と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 達成目標の実現状況について、課題のある測定指標（（1）参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
  - 将来の見込み]
    - 減収額と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 減収額の将来推計についての推計方法が明らかでなく、減収額の見込みが不透明である。
      - 達成目標の実現状況の将来予測について、課題のある測定指標（（1）参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回要望時の目標は、「我が国企業が所有している旧式な過剰設備を廃棄し新規更新を促進するとともに、企業の新規立地を促す」である。他方、景気の低迷や我が国企業の海外設備投資の活発化等を背景に、我が国の設備投資は平成18年をピークに減少傾向にあり、直近では若干持ち直しが見られるものの、依然として低水準のまま推移。また、工場立地件数・工場立地面積についても、平成20年から3年連続で減少している。したがって、前回要望時の政策目標が達成されていない。

⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成19年度に945件、平成20年度に1,069件、平成21年度に549件の適用実績があるが、前回要望時以降の適用件数の実績の推移を見ても、想定外に少ないとまでは言えない。なお、平成21年度の適用件数は平成19年度、平成20年度の適用件数に比べて少ないのは、経済産業省「工場立地動向調査」によると、我が国の工場立地件数は、平成19年に1,631件、平成20年に1,630件、平成21年に873件と大きく減少しており、本租税特別措置の適用件数の減少も、これとの見合いで考えれば妥当な水準だ。また、経済産業省・国土交通省が今年行ったアンケートによると、本租税特別措置等は、大企業・中小企業ほぼ均等に適用されている。

⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

補助金等とは異なり、税制措置であれば、資産の処分により発生する税負担を軽減し、かつ、その収入をもって生産性の高い設備の新規投入を促進することが可能であるため、本制度は補助金等による措置と比較しても有効である。また、補助金が単なる支出であることに比べ、本制度はあくまで課税の繰延に過ぎず、将来の税収に反映されることから、本制度の相当性は十分に説明できている。

⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

設備投資の活性化のための税制措置としては、中小企業等投資促進税制、IT投資促進税制等があるが、いずれも特別償却・税額控除等を内容とするものである。企業が長期にわたって所有する事業用の土地、建物等の売却を通じた設備投資を行う際、資産の買換えの課程で発生する課税所得に着目し、その平準化を可能とすることにより、設備投資に対する萎縮効果の解消を図る本租税特別措置とは、政策手法が明確に異なる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の資産の買換えの場合の課税の特例
2	要望の内容	長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について圧縮記帳(圧縮割合80%)を認めている現行制度(平成23年12月31日まで)を3年間延長する。
3	担当部局	製造産業局参事官室
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年度 創設 昭和61年度 圧縮割合を100%→80% 平成3年度 廃止 平成6年度 緊急経済対策として復活 平成7年度 圧縮割合を80%→60% 平成8年度 1年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 2年間延長(経済対策で圧縮割合を60%→80%) 平成13年度 3年間延長 平成16年度 3年間延長 平成19年度 3年間延長 平成21年度 3年間延長
6	適用又は延長期間	平成23年12月31日～平成26年12月31日(3年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業の保有する長期保有土地等を活用した設備投資需要を喚起することにより不動産取引を活性化し、土地の有効利用を図るとともに、生産性の向上による企業の国際競争力の強化、雇用増、需給バランスの改善等によるマクロ経済の活性化をはかる。 《政策目的の根拠》 —
		② 政策体系における政策目的の位置付け 1.経済成長
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国企業が所有している旧式な過剰設備を廃棄し新規更新を促進するとともに、企業の新規立地を促す。

		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 上記と同じ
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 課税の繰延べ措置を講ずることにより、資産の買換えに伴う税負担が軽減され、効果的に資産の買換えが行われることが期待される。 企業が長期間保有している遊休固定資産等を売却することで得られるキャッシュフローを生産性の高い事業環境整備の促進につなげていくことを通じて、生産性の向上による企業の国際競争力の強化、雇用増、需給バランスの改善等によるマクロ経済の活性化が図られるとともに、不動産取引を活性化し、事業用の土地、建物等の有効利用を図ることが出来るため、政策目標の実現に大きく寄与する。
8	有効性等	①: 適用数等 ○適用件数 平成 20 年度: 877 件 平成 21 年度: 450 件 平成 22 年度: 664 件(見込) 平成 23 年度: 664 件(見込) 平成 24 年度: 664 件(見込) 平成 25 年度: 664 件(見込) 平成 26 年度: 664 件(見込) (出典:国税庁「会社標本統計」より推計)
		②: 減収額 ○損金算入額 平成 20 年度: 2,999 億円 平成 21 年度: 2,118 億円 平成 22 年度: 2,459 億円(見込) 平成 23 年度: 2,459 億円(見込) 平成 24 年度: 2,459 億円(見込) 平成 25 年度: 2,459 億円(見込) 平成 26 年度: 2,459 億円(見込) (出典:国税庁「会社標本統計」より推計)
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年～平成 26 年) ○設備投資額(製造業) 平成 20 年度: 160,049 億円 平成 21 年度: 107,603 億円 平成 22 年度: 150,429 億円(見込) 平成 23 年度: 150,429 億円(見込) 平成 24 年度: 150,429 億円(見込) 平成 25 年度: 150,429 億円(見込) 平成 26 年度: 150,429 億円(見込) (出典:財務省「法人企業統計」より推計) 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年～平成 26 年) ○適用数(適用額※) 平成 20 年度: 877 件(2,999 億円) 平成 21 年度: 450 件(2,118 億円) 平成 22 年度: 664 件(2,459 億円)(見込) 平成 23 年度: 664 件(2,459 億円)(見込)

		平成 24 年度: 664 件(2,459 億円)(見込) 平成 25 年度: 664 件(2,459 億円)(見込) 平成 26 年度: 664 件(2,459 億円)(見込) ※適用額は損金算入額を記載 (出典:国税庁「会社標本統計」より推計)
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:昭和 44 年～平成 26 年) 本制度が存在しない場合、企業が長期間にわたって所有する事業用の土地、建物等の売却を通じた設備投資を行おうとした際、資産の買換えの過程で課税所得が発生し、多くの税金を納付する必要が生じることから、遊休資産等の処分を妨げ、設備投資を萎縮させてしまう。
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年～平成 26 年) 本制度の活用により、平成 21～22 年度の 2 年間で少なくとも 4,751 億円の資産が新たに購入されており、設備投資が促されている。 同規模の設備投資が維持された場合、平成 23～26 年度の 4 年間で 9,500 億円超(見込)の資産が本制度の活用により新規購入されることになり、非常に大きな効果が期待出来る。 (出典:国交省・経産省アンケート調査)
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 我が国の設備投資、工場立地件数及び工場立地面積は低水準もしくは減少傾向にあり、本制度は設備投資が低迷する現在の経済情勢を踏まえた妥当な措置である。本制度の活用により、①収益に寄与しない資産の処分、②生産性向上につながる新規の設備投資を促進することは、中長期的な産業政策上の方向性とも一致する。 また本制度はあくまで課税の繰延に過ぎず、対象となる事業用資産は一定の施策効果が認められるものに限定されていることから、必要最低限度の措置である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 他制度との関係は特になし。
		③: 地方公共団体が協力する相当性 -
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 20 年度



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大等に向けた所要の措置	府省名	経済産業省
税目	所得税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		⊗
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。  
 ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「社債発行残高のうち家計の保有割合、個人金融資産に占める社債の保有割合及び商品先物市場における個人投資家数」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。

また、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比して説明しているが（【点検結果表の別紙】⑬参照）、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標（証券・商品市場への個人投資家の参加を促す）の実現状況の将来予測について、「社債について約43万人、商品先物について約2万人程度の新たな投資家が呼び込まれる」と説明しているが、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を把握できる適切な指標を用いて説明されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

社債に係る減収額の見込みについては、個人による社債保有残高（日銀資金循環統計）や個人向け社債利率平均（日証協資料より算出）をベースに、社債による個人投資家利子所得を算出した後、税率を乗じて減収額を算出している。

また、商品先物等に係る減収額の見込みについては、個人投資家のうちの損失者数や商品先物投資家等のうち株取引を行っている割合（日本商品先物振興協会アンケート調査）等をベースに上場株式等の配当所得等との損益通算により減少する課税所得を算出した後、税率を乗じて減収額を算出している。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本租税特別措置による減収額は約24億円（社債に係る減収額約18億円、商品先物等に係る減収額約6億円）と見込まれる。

これに対して、株式についての配当・譲渡益を超える譲渡損失を抱える個人投資家が、本租税特別措置をインセンティブとして新たな投資家となることが期待され、こうした投資家は少なくとも約43万人は存在すると推定される。また、商品先物取引については、少なくとも約2万人程度の新たな投資家が呼び込まれることが推定されるため、税収減を是認するような効果があると見込まれる。

なお、本措置により、個人投資家が増加することによって、金融商品を介した市場への資金供給が円滑なものとなることで、市場機能が活性化し、我が国企業による市場からの産業資金の調達も円滑なものとなれば、我が国企業による適時適量の資金調達と投資の実行が可能となる。また、個人投資家の増加により商品先物市場の流動性が高まることによって、我が国企業が商品先物市場を活用して商品価格の変動リスクを固定化するヘッジニーズに応えることが可能となる。

したがって、これらの効果は我が国企業の国際競争力を高めることにつながるため、税収減を是認する効果がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大等に向けた所要の措置
2	要望の内容	金融所得に対する課税について、多様な金融商品と幅広く捉え、金融所得に係る課税関係の均衡化を図り、併せて金融商品間の損益通算及び損失繰越を広く可能とするため、所要の措置を講じる。 ・上場株式等の譲渡損益と配当の間で認められている損益通算について、特定口座の活用等の実務に配慮しつつ、我が国企業の発行する社債に係る利子及び譲渡損益等を損益通算の対象に含めることを前提に、社債に係る利子及び譲渡所得等の課税方式の見直しを行う。 ・商品先物取引の決済差損益や商品ファンドの収益分配金・償還損益について、特定口座等の導入による簡易な確定申告の方法の整備等により、上場株式等の譲渡損益等との損益通算の対象に含める。
3	担当部局	経済産業政策局 産業資金課、 商務情報政策局 商務流通グループ 商取引・消費経済政策課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	適用期限の定めのない措置を要望
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、金融商品を介した市場への資金供給が円滑なものとし、市場機能を活性化することによって、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○平成22年度税制改正大綱において、「金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成23年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討」と明記されるなど、政府として金融所得の損益通算の拡充を当面の方針として位置づけている。</p> <p>○新成長戦略（2010年6月18日閣議決定）（抜粋） VII. 金融分野における国家戦略プロジェクト 21. 総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設を推進 「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。 総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指す。</p> <p>○総合的な取引所検討チーム中間整理（平成22年12月22日金融庁・農林水産省・経済産業省）（抜粋） 論点4：税制について</p>

		総合的な取引所を魅力あるものとするためには、現物株と先物取引の損益通算の実現によって資金効率の向上を早期に図ることが重要。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	経済成長
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとしつつ、投資リスクの軽減を図ることにより、証券・商品市場への個人投資家の参加を促す。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・資金循環統計(日銀)による社債市場及び家計資産の状況(22年末) — 社債発行残高のうち家計(個人事業主を含む)の保有割合:2.0% — 個人金融資産に占める社債の保有割合:0.1% ・日本商品先物振興協会のアンケート等による個人投資家の参加状況 — 商品先物市場における個人投資家数:約7.6万人(22年12月)  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとし、投資リスクの軽減を図ることによって、商品先物に対する個人投資家の投資インセンティブが増し、証券・商品市場への個人投資家の参加が拡大する。
8	有効性等	① 適用数等 ・「証券投資に関する全国調査」(平成21年度;日証協)によると、公社債の保有者(推計約537万人)のうち、社債保有者が約7.9%との結果が出ていることから、現状、社債を保有している個人は約42万人と推計される。 ・「金融所得一体課税が商品先物取引に与える影響に関するアンケート調査」(平成22年度;商品先物振興協会)によると、商品先物や商品ファンド等の取引を行う投資家のうち、本措置の利用者は約4.3万人と推計される。  ② 減収額 ・個人投資家によって保有されている社債に係る利子課税所得は約123億円(日銀資金循環、日証協公表データより推計<平成22年度>)。上場株式等の譲渡損との損益通算の結果、これが全て減少してしまうとすれば、最大で約18億円(地方税は約6億円)の減収となる。 ・日本商品先物振興協会によるアンケート結果(平成22年度)等から、商品先物や商品ファンド等で損失を出した者の損失総額から減少する課税標準総額を算出すると、約38億円。これが全て損益通算による課税所得の減少要因になるとすれば、約6億円(地方税は約2億円)の減収が発生する。  ③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年1月～平成25年3月) ・現状、個人金融資産に占める社債の保有割合は0.1%と僅少、社債発行残高に占める家計の保有割合も2.0%にとどまっており、我が国企業は、個人金融資産を活用した社債による市場からの資金調達を活用しきれていないが、本措置の導入により、証券市場への個人投資家の参加を促し、市場機能の活性化を図る。 ・商品先物については、個人投資家が年間1万人ずつ減少して、平成22年末時点では約7.6万人にまで落ち込み、商品市場が縮小したことにより、原材料等のために購入する商品価格の変動リスクを固定化したいという我が国企業の価格のヘッジニーズに答えられていない状況であるが、本措置の導入により、商品市場への個人投資家の参加を促し、市場機能の活性化を図る。

			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年1月～平成25年3月) ・株式について配当・譲渡益を超える譲渡損失を抱える個人投資家のうち、これまで社債への投資を行っていなかった投資家は、本措置による損益通算の可能性をインセンティブとして新たな投資家となることが期待され、こうした投資家は、少なくとも約43万人は存在すると推定される。 ・低迷する我が国の商品先物市場が、多様な参加者が豊富に存在する流動性の高い商品先物市場となるためのアクションプログラムを策定し、官民をあげて取り組んでいるところである。本税制措置を、資産運用の場として使いやすい市場を実現するための項目として位置付けており、株式の配当・譲渡損益等との損益通算が可能となることをインセンティブとして個人投資家が増加し、少なくとも商品市場の取引が平成19年度並みに回復することが期待されることである。これに伴い、少なくとも約2万人程度の新たな投資家が呼び込まれることが推定される。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年1月～平成25年3月) ・我が国企業の資金調達に資する金融商品に対する個人の投資インセンティブが促されないほか、金融所得にかかる簡素で中立的な税制が実現されない結果となる。 ・商品先物市場が機能不全に陥ることによって、企業のヘッジニーズに応えることができなくなるほか、商品の価格の指標が無くなることにより、わが国経済が混乱するおそれがある。  《収税減を是認するよう効果の有無》(分析対象期間:平成21年1月～平成25年3月) ・我が国企業が、株式や社債等の金融商品を通じた市場からの資金調達を実施しやすくなることは、資金調達手法の多様化、適時適量な資金調達と投資の実行等にも資するものであり、有効なものであるといえる。 ・個人金融資産が商品先物市場に流動性を与えることにより、我が国企業が、商品価格の変動リスクを固定化するヘッジニーズに応えることが可能となることで、我が国企業の国際競争力が高まることから、有効であるといえる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本税率は、個人投資家一般に公平に適用されるものであり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。また、新成長戦略においても、総合的な取引所創設に向け、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとすることが求められており、世界から資本を呼び込むためには、現物株と先物取引の損益通算の実現が不可欠。  ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 現在、本措置と同一の目的・対象に対する補助金等は存在しないため、役割分担は適切かつ明確といえる。  ③ 地方公共団体が協力する相当性 金融所得については、利子割や配当割等で地方税としても課税対象となるものであるため、地方公共団体が協力することは妥当である。	
10	有識者の見解	「○ 金融所得課税については、理想的には総合課税が望ましいが、金融資産の流動性、グローバル化等を考慮すると、分離課税が適切。その上で、一体化を目指す方向で検討すべき。」 ——平成22年6月22日に公表された政府税制調査会専門家委員会「議論の中間的な整理」の(別添)個別税目の各論的な論点に関して出された主な意見	

		見 中、(1)個人所得課税 ①所得税 の箇所より抜粋。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における特例措置	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、事業税、事業所税、特別土地保有税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性			
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他			
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「平成 28 年度における沖縄県の入域観光客数約 780 万人、観光収入約 7,000 億円、1 人当たりの観光消費額 85,000 円、平均滞在日数 4.28 日の達成」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]
- ⑬ 減収額の見込み（国税：（平年度）62 百万円、地方税：（平年度）79 百万円）と効果を対比して説明しているが（【点検結果表の別紙】⑬参照）、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。
- ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、「観光関連施設の集積とともに、周辺の観光関連施設との相乗効果の発揮や、新たな観光関連施設の呼び込みが図られることによって、さらなる集客力の向上が期待される。これにより、平成 28 年度には約 780 万人の入域観光客数を達成するものである」等と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注 2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
- ・沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）  
（目的）  
第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。  
（課税の特例）  
第十六条 同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内において特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するものに限る。）であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
- 本制度により年間5施設の観光関連施設の新設を見込んでおり、本制度の措置期間（5年間）において同様に新設が行われるものとした場合、計25施設が整備される。
- これら観光関連施設が集積とともに、周辺の観光関連施設との相乗的効果の発揮や、新たな観光関連施設の呼び込みが図られることによって、さらなる集客力の向上が期待される。これにより、平成28年度には約780万人の入域観光客数を達成するものである。
- これと同様に、観光関連施設が集積による観光需要の喚起により、1人当たりの観光消費額、滞在日数の増加を達成するものである。
- なお、達成目標の設定に当たっては、次期沖縄振興法制の予定期限である平成33年度を最終目標として沖縄県が設定した下記数値の50%の達成（対平成22年度実績比）を目指すもの。
- （平成33年度目標）入域観光客数1,000万人、観光収入1兆円、  
1人当たりの観光消費額10万円、平均滞在日数4.78日
- （平成22年度実績）入域観光客数572万人、観光収入4,033億円、  
1人当たりの観光消費額70,536円、平均滞在日数3.78日
- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本制度により観光関連施設が集積が図られ、入域観光客数、1人当たりの観光消費額、平均滞在日数、観光収入の増加が見込まれる。これにより地元経済や雇用の改善が図られ、将来の沖縄県、県内市町村における税収増加が期待できる。

観光消費による波及効果について、平成21年度の観光消費額4,418億円による経済波及効果は6,616億円、雇用創出効果は79,471人となっており、その波及効果は非常に大きい。また、観光客の滞在日数が1日延びることにより、観光消費額約1,200億円、経済波及効果約2,000億円、雇用創出効果約2万6千人の増加が見込まれる（出典：「沖縄県における観光消費の経済波及効果」（平成23年3月 沖縄県））。

これらを勘案すると、本制度により入域観光客数、1人当たりの観光消費額、平均滞在日数、観光収入の増加が図られることにより、例えば、観光客がわずか0.1%増加するだけで、約4億円/年間の観光収入が増加（平成22年度：観光客572万人×0.1%×1人当たり観光消費額70,536円）し、また、観光客のわずか0.1%が滞在日数を1日延ばすだけで約2億円/年間の経済波及効果が増加（平成21年度：観光客（569万人）の滞在日数が1日延びた場合の経済波及効果の増加額約2,000億円×0.1%）することとなり、減収額（国税・地方税 計1.4億円/年間）を大幅に上回る効果が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における特例措置 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	<p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）が平成24年3月31日に期限を迎えることから、次期法制においては、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化等の課題に対応し、地域の特性に応じたきめ細かな観光振興を図るため、同法に基づく観光振興地域を、国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）に分割することとし、各地域に観光関連施設を新・増設した場合に税制優遇を行うことにより、質の高い観光施設の立地を促進する。</p> <p>【特例措置の内容】</p> <p>(1) 国税 観光関連施設（一定の要件を満たしたスポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設、宿泊施設（スポーツ・レクリエーション施設等の附帯施設と一体的に設置される等の要件を満たすものに限る。）の新・増設に係る投資税額控除（法人税）</p> <p>現行の観光振興地域に係る特例の拡充（機械等 25%、建物等 15%、法人税額の20%限度額の緩和、投資上限額 20 億円の緩和、建物と附属設備の同時取得要件の緩和） ※対象施設は、上記各地域の特性を踏まえたものとする。</p> <p>(2) 地方税 ①上記の観光関連施設に係る事業所等の事業所税の特例 資産割 課税標準 1/2（5年） ②観光関連施設を新・増設した場合に係る法人税負担の軽減が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び法人事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。</p>
3	担当部局	経済産業省 地域経済産業グループ 立地環境整備課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>新設</p> <p>（参考）現行観光振興地域における租税特別措置の経緯 平成10年4月 制度創設 平成14年4月 地域指定要件、対象施設要件の緩和 平成19年4月 制度の延長及び対象施設の拡充</p>
6	適用又は延長期間	平成24年度から28年度までの5年間

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の更なる発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・沖縄振興審議会総合部会専門委員会「沖縄の振興についての調査審議結果報告」（平成23年7月）の「Ⅱ 今後の沖縄振興の在り方」及び「Ⅲ 今後の沖縄振興を進めるに当たって検討すべき課題と方向性」の「1 アジアに開かれた自立型経済の発展に向けた産業の振興」において、沖縄の自立発展のため、リーディング産業である観光産業について、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化、環境保全との両立等の課題が指摘されている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・平成28年度における沖縄県の入域観光客数約780万人、観光収入約7,000億円、1人当たりの観光消費額85,000円、平均滞在日数4.28日の達成。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 沖縄県における入域観光客数、観光収入、1人当たりの観光消費額、平均滞在日数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 入域観光客数、観光収入、1人当たりの観光消費額、平均滞在日数の増加により、観光産業の更なる発展が図られ、沖縄の自立型経済の確立に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	5施設／年 沖縄県が把握した今後見込まれる観光関連施設の内容を検討した上で、将来の予測を記載。
		② 減収額	<p>国税：（平年度）62百万円 地方税：（平年度）79百万円</p> <p>沖縄県が把握した今後見込まれる観光関連施設の内容を検討した上で、各施設ごとに見込まれる減収額を積み上げるにより算定。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 （平成22年度の実績） ・入域観光客数：572万人（うち外国人観光客数：28万人） ・観光収入：4,033億円 ・観光客一人当たりの県内消費額：70,536円 ・平均滞在日数：3.78日</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24～28年度)</p> <p>分析対象期間における当該租税特別措置の政策目的の達成への効果指標として、税制措置適用施設の利用者数を検証。</p> <p>また、前記平成28年度における沖縄県の入域観光客数、観光収入、1人当たりの観光消費額、平均滞在日数の達成目標の実現状況を検証。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24～28年度)</p> <p>観光振興への後押しがなくなり、沖縄振興審議会総合部会専門委員会の審議結果報告及びこれに基づいた同審議会会長の内閣総理大臣への意見具申で述べられている沖縄の自立型経済のさらなる発展に支障が生ずる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24～28年度)</p> <p>入域観光客数、観光収入、観光客の平均滞在日数の増加を通じて、地元雇用の拡大、立地企業からの税収増、観光メニューの高度化、観光客増加による観光資源への負荷の緩和等の効果が見込まれるほか、特例措置の対象に外国人観光客への対応や周辺環境の保全、伝統的景観への配慮等を要件とすることにより、観光関連施設の外国人対応の促進や持続的観光資源の利用等の効果が見込まれる。成長著しいアジアにおいて、国際的な観光地としての地位を強化していくには、質の高いサービスの提供、観光客の利便性の向上が求められおり、上記の効果発生に資するため、沖縄において観光の高付加価値拠点を整備に向けた、投資に係るインセンティブが必要。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>観光産業の振興に当たっては、民間の創意を活用することが極めて重要であるが、他方、観光産業は気象や社会情勢の変動など外的要因の影響を受けやすく、不安定であることが課題。</p> <p>こうした中、本制度は、①民間の創意を活かした投資を促進するものであること、②リスクが大きい初期投資を低減し、将来的に安定した事業を展開する意思がある事業者にとって、中期的な優遇を保証するものであることから、最低限のコストで大きな効果が見込めるものとなっている。加えて、特例措置の対象に外国人観光客への対応や周辺環境の保全、伝統的景観への配慮等を要件とすることにより、観光関連施設の外国人対応の促進や持続的な観光資源の利用に向けた自発的な取組に誘導できるものとなっている。以上のことから、本措置は妥当。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖縄県及び市町村による減税措置とあいまって、初期投資のリスクを軽減する多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げる。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相</p> <p>質の高い観光関連施設の立地を促進することで、観光客数、観光収入の増加が見込まれ、これにより地元経済や雇用の改善が図られることにより、将来の沖縄県、市町村における税収の増加が期待できる。</p>

		当性	
10	有識者の見解		・沖縄振興審議会総合部会専門委員会「沖縄の振興についての調査審議結果報告」(平成23年7月)の「Ⅱ 今後の沖縄振興の在り方」及び「Ⅲ 今後の沖縄振興を進めるに当たって検討すべき課題と方向性」の「1 アジアに開かれた自立型経済の発展に向けた産業の振興」において、沖縄の自立的発展のため、リーディング産業である観光産業について、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化、環境保全との両立等の課題が指摘されている。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

## 減収見込額積算【国税等】

### ○適用見込み件数

1宿泊施設	2件/年
2宿泊施設以外	3件/年
① スポーツ・レクリエーション施設	1件/年 (ゴルフ場)
② 休養施設	1件/年 (温浴施設)
③ 販売施設	1件/年 (デパート)

法人税	
宿泊施設控除額(2施設)	+ 宿泊施設以外控除額(各1施設)
9,919 千円	3,030 千円 ①
	1,275 千円 ②
	48,031 千円 ③
※取得額は20億限度、法人税額控除額は20/100を限度、控除しきれない場合は翌年度以降4年繰越	
<b>特例控除額(初年度)</b>	<b>62,255 千円</b>

## 減収見込額積算【地方税】

### ○適用見込み件数

1宿泊施設	2件/年
2宿泊施設以外	3件/年
① スポーツ・レクリエーション施設	1件/年(ゴルフ場)
② 休養施設	1件/年(温浴施設)
③ 販売施設	1件/年(デパート)

法人県民税 (税割)	(法人税自動連動)	
	宿泊施設控除額(2施設)	+ 宿泊施設以外控除額(各1施設)
	575 千円	176 千円 ①
		74 千円 ②
		2,786 千円 ③
	<b>特例控除額(初年度)</b>	<b>3,611 千円</b>
法人市町村民税 (税割)	(法人税自動連動)	
	宿泊施設控除額(2施設)	+ 宿泊施設以外控除額(各1施設)
	1,220 千円	373 千円 ①
		157 千円 ②
		5,908 千円 ③
	<b>特例控除額(初年度)</b>	<b>7,658 千円</b>
法人事業税		
	宿泊施設控除額(2施設)	+ 宿泊施設以外控除額(各1施設)
	10,308 千円	3,149 千円 ①
		1,325 千円 ②
		49,915 千円 ③
	<b>特例控除額(初年度)</b>	<b>64,697 千円</b>
事業所税		
	宿泊施設控除額(1施設)	
	6,300 千円	
	<b>特例控除額(初年度)</b>	<b>3,150 千円</b>

※税額控除率は現行税制を前提として算出、取得額は20億限度、法人税額控除額は20/100を限度、控除しきれない場合は翌年度以降4年繰越



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国際物流拠点産業集積地域（仮称）における税制上の特例措置	府省名	経済産業省
税目	法人税、事業税、法人住民税、事業所税、特別土地保有税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「概ね10年間で国際物流拠点産業の総生産額約50億円、雇用数500人の創出」は、物流ハブ活用推進事業及び規制緩和等他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比して説明しているが（【点検結果表の別紙】⑬参照）、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込み

⑦ 適用数の将来推計について、旧エリアにおいては予測されていないため、適用の見込みが不透明である。

⑭ 達成目標の実現状況の将来予測について、「毎年、総生産額5億円、雇用数50人が創出され10年で目標達成を目指す」と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑭参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）  
政策目的の根拠となる規定については、評価書に記載をした沖縄振興特別措置法第一条において、「沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図る」とされ、その中で、自由貿易地域、特別自由貿易地域の振興を図ることを目的として、同法第四十一条、第四十二条において「自由貿易地域」「特別自由貿易地域」を指定するとともに、同法第四十八条において、同指定地域等に対して「租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用がある」とされている。  
なお、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄振興審議会が内閣総理大臣に申し出た意見においても、「民間主導の自立型経済の発展」、「我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の『万国津梁』の形成」という基本方向の下、先述の地理的特性や亜熱帯・海洋性の貴重な自然、沖縄独特の国際色豊かな歴史・文化など、沖縄の持つ様々な地域特性を最大限に発揮して、沖縄振興を進めていくことが求められている」とされており、沖縄振興審議会総合部会専門委員会による「沖縄の振興についての調査審議結果報告」においては製造業の立地が国際貨物ハブを活用するコスト競争力のある高付加価値型の産業の集積を積極的に図っていくべきである、と報告されている。  
また、川端大臣は「政府の中でそれが最大限前向きに実現するようにということが私の仕事であります。」と発言されており、このような意見、調査報告を踏まえて国際物流拠点産業集積地域（仮称）を創設するものである。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
進出見込件数については現特別自由貿易地域が制度開始以来12年間で立地企業数27社を数え、年平均約2社である。したがって、実績ベースでも20社進出するのに10年の期間が必要であり、次期沖縄振興特別措置法の期限10年と合致している。
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
事業所税については3百万円/年の減収見込を想定。  
（前提）10,000㎡のロジスティックスセンター立地  
（算式） $10,000 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} \times 1/2 = 3,000 \text{ 千円}$
- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
現在特別自由貿易地域及び自由貿易地域に立地している企業の1社当たりの売上平均(2.5億円)と平均従業員数(25人)の実績を基に⑦で説明した年間2社の進出が想定されることから、毎年、総生産額5億円、雇用数50人が創出され10年で目標達成を目指すとして予測している。

- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）  
毎年立地する企業が2社あり、アジアの中心に位置するという地理的優位性を活用し、近隣諸国の活力を取り込んでいったならば、3年平均の実績を基にして算出した減収額が見込まれ、更に臨空・臨海型産業の企業誘致や国全体の経済発展にも波及効果が期待でき、10年間で立地した企業数20社、立地した企業の減収(1社平均6百万円)合計:120百万円をピークに年々税収が上昇することになり、将来的には税収が減収額を上回る効果があると考えられる。
- ⑭ 租税の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
税制措置については、より多くの企業の判断に影響を及ぼすことが可能であり、対象とする国際物流拠点産業の設備投資及び雇用の拡大等の効果が期待できる。
- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
予算措置は、国際航空物流ハブを利用した航空貨物便の誘致、県産品の販路拡大等、租税特別措置等は、企業の立地及び設備投資の促進を目的としており、いずれも国際物流拠点産業の集積や発展を目的としているものの、手段が異なる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国際物流拠点産業集積地域（仮称）における税制上の特例措置 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	<p>1 国税（法人税）関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自由貿易地域及び特別自由貿易地域を発展的に拡充し、国際物流拠点産業集積地域制度（仮称）（対象地域：現在の那覇空港・那覇港周辺地域・中城湾港等を想定）を創設する。</li> <li>アジア等の外資系金融業の集積を促進するため、対象法人に「内国法人」だけでなく「外国法人」を追加。</li> <li>優遇制度適用対象業種の拡大（無店舗小売業、機械修理業、貸倉庫業を追加）</li> <li>適用対象法人の要件緩和             <ul style="list-style-type: none"> <li>①「新設から10年」を「認定から10年」とし、更に、対象地区内新設法人のみでなく、対象地域内に本店事務所を移転した既設法人も対象。</li> <li>②「専ら」要件を緩和。</li> </ul> </li> <li>現行の特定地域内において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の拡充（控除率の引上げ）             <ul style="list-style-type: none"> <li>①所得控除関係 所得税額控除 35%⇒55%</li> <li>②投資税額控除関係 償却率 機械等・15%⇒25%、建物等・8%⇒15% （控除制限（法人税額20%上限）の撤廃） 建物と建物付属設備同時取得の撤廃 取得価格上限（20億円）の撤廃</li> <li>③特別償却関係（新規） 償却率 機械等・50%、建物等・25% 建物と建物付属設備の別取得の適用</li> </ul> </li> </ul> <p>2 地方税関係</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>国際物流拠点産業集積地域（仮称）内において、上記優遇制度の適用を受けた場合に係る法人税負担の軽減が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び法人事業税等についても同様の効果を適用する（自動連動）。</li> <li>国際物流拠点産業集積地域における事業所税の軽減措置及び特別土地保有税の非課税措置</li> </ol>
3	担当部局	経済産業政策局地域経済産業グループ立地環境整備課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年4月：創設 平成14年4月：延長 平成19年4月：延長
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 近年のアジア諸国の経済成長は目覚ましく、将来的には中国、インド、ASEANなど我が国を上回る経済圏が出現するとともに、これらの間の経済交流が、今後ますます増大することは確実と見込まれている。このような中で、沖縄が、我が国を含むアジアのハブに位置しており、その地理的特性を生かした沖縄の振興を図っていくことが重要である。</p>

		<p>一昨年10月に開始された那覇空港を拠点とした国際貨物ハブ事業により、那覇空港の国際貨物取扱量は、中部国際空港を抜いて、成田空港、関西空港について我が国第3位の規模となっている。24時間空港である那覇空港を拠点に、日本を含むアジア主要8都市が極めて効率的に結ばれており、アジアにおけるジャストインタイムシステムの重要なインフラとなっている。</p> <p>これまで沖縄は、物流コストが高いことに加え、台風などの気象の影響により物流が途絶えてしまうリスクがあることから、製造業の立地が進んでこなかったが、国際貨物ハブの開始により、新たな臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の立地が始まりつつある。</p> <p>国際物流拠点産業の集積は平成24年度からの新たな沖縄振興に向けた主要施策の一つでもあり、観光や情報に次ぐ沖縄県のリーディング産業と位置づけ、併せて、那覇空港、那覇港及び中城湾港の国際競争力を向上させ、沖縄の自立型経済の構築を図る。</p> <p>今後、アジアの中心に位置するという沖縄の地理的優位性を活用し、近隣諸国の成長や活力を効果的に取り込み、沖縄だけではなく我が国全体の経済発展にも波及効果が期待できるものと考えられ、国際物流拠点産業の集積を新たな沖縄振興の重要な柱のひとつと位置づけ、支援施策を行っていくことが必要である。</p>
		<p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号） 沖縄振興計画（平成14年7月10日内閣総理大臣決定）</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 概ね10年間で国際物流拠点産業の総生産額約50億円、雇用数500人の創出を見指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 10年間で臨空・臨港型産業の ①総生産額の増加額 ②新たな雇用数の増加数</p>
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国際物流拠点の形成は、沖縄振興における重要分野であることから、「国際物流拠点産業集積地域」（仮称）における国際貨物の取扱量の増加は政策目的の達成に寄与するもの。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>平成23年度中の国会において、現行の沖縄振興特別措置法の後継となる法律が成立した後、速やかに「国際物流拠点産業集積地域」を指定し、平成24年度から税制の特例措置が活用されることを見込む。 ※国際物流拠点産業集積地域・那覇空港・那覇港周辺地域・中城湾港等を想定</p>
	② 減収額	<p>平年度の減収見込額 20百万円 （制度自体の減収額）（－百万円）</p>

	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>「国際物流拠点産業集積地域」に集積される産業については、沖縄振興における重要分野であることから、関連産業の集積や国内外への普及展開のための施策を講ずることで、政策目的を実現することができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>以下の優遇制度適用実績(自由貿易地域及び特別自由貿易地域)がある。(平成14年～平成21年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得控除・32百万円(延6社)</li> <li>・投資税額控除・27百万円(延12社)</li> <li>・特別償却・132百万円(延4社)</li> </ul> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>租税特別措置等と予算措置等との相乗効果により、民間活力主導による沖縄振興における重要分野を担う企業等の集積が進まず、沖縄における自主型経済の発展に寄与できない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>租税特別措置法により沖縄振興における重要分野を担う企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出すことが期待される。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>高度モノづくり産業を始めロジスティックセンター及びリペアセンター等の国際物流拠点産業を国内企業だけでなく、「沖縄」という立地を生かしたアジア等の外資系企業の集積を促進するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>「国際物流拠点産業集積地域」に集積される産業については、沖縄振興における重要分野であることから、関連産業の集積や国内外への普及展開のための施策を講ずることで、政策目的を実現することができる。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

### 国際物流拠点産業集積地域(仮称)の所得控除、投資税額控除及び特別償却に関する減収見込額

【税制優遇措置を利用した企業に対するアンケート等をもとに推計】

年度	所得控除	投資税額控除	特別償却
20	【2】 18,923	【1】 882	0(H16:42,731 【1】)
21	【2】 12,317	【1】 1,006	0(H17:63,928 【1】)
22	【2】 3,180	【3】 5,530	0(H18:24,598 【1】)
合計	【6】 34,420	【5】 7,418	0(合計:131,257 【3】)
	【】・適用法人数		( )・過去の実績

新エリア(那覇港・那覇空港周辺地域)を拡大することによる効果  
 $\rightarrow$  新規エリア 7.8ha  $\div$  3,769m<sup>2</sup>(1社平均)  $\doteq$  20社  
 $\therefore$  新沖振法(10年)を想定し、3年で6社の進出を想定(1年で2社の進出を想定)

【所得控除分(想定:2社)】  
 $= 34,420 \div 6社 \times 2社 \div 35\% \times 55\% \times 30\% (税率) = 5,409 \cdot \textcircled{4}$   
 【投資税額控除分(想定:2社)】  
 $= (7,418 \div 5社 \times 2社 \times 8\% \div 8\% \times 15\%) + (7,418 \div 5社 \times 2社 \times 92\% \div 15\% \times 25\%) = 4,995 \cdot \textcircled{5}$   
 【特別償却分(想定:2社)】  
 $= (131,257 \div 3社 \times 2社 \times 100\% \div 50\% \times 50\% \times 30\% (税率)) = 26,251 \cdot \textcircled{6}$   
 $\ast$  3年6社合計(36,655)を単年度(2社)に割り戻す  
 $= (\textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{6}) \div 3年 = 12,218$   
 【合計】 $= 12,218 \rightarrow$  単年度では、12百万円  
 それぞれの効果を反映した場合、減収見込み=20百万円と推計

## ○ 国際物流拠点産業集積地域(仮称)地方税減税見込額

### I 旧エリア(特自貿・自貿)の地方税の減税見込額について

#### 1. 固定資産税減免額

	平成20年	平成21年	平成22年	合計	1社平均 ①
固定資産税(実績)	32,564	18,344	10,110	61,018	1,387
固定資産税納付企業数(実績)	18	13	13	44	

#### 2. 不動産取得税減免額

	平成20年	平成21年	平成22年	合計	1社平均 ②
不動産取得税(実績)	5,911	0	0	5,911	1,970
不動産取得税納付企業数(実績)	3	0	0	3	

#### 3. 法人事業税減免額

	平成20年	平成21年	平成22年	合計	1社平均 ③
法人事業税(実績)	15,876	772	1,120	17,768	1,777
法人事業税納付企業数(実績)	5	3	2	10	

◎旧エリアの減収見込額 28,232 千円(①~③の実績合計÷3年)

### II 新エリア(那覇港、那覇空港)の地方税の減税見込額について

#### 1. 固定資産税の減収見込額

$$\text{①} \times 2\text{社}^{\ast 1} = 2,774 \text{ 千円} \cdot \text{④}$$

※1・新規エリア進出企業数(7.8ha(新規エリア) ÷ 3,769㎡(1社平均) ≒ 20社  
∴1年当たり2社の進出を想定

#### 2. 不動産取得税の減収見込額

$$\text{②} \times 2\text{社}^{\ast 1} = 3,940 \text{ 千円} \cdot \text{⑤}$$

#### 3. 法人事業税の減収見込額

$$\text{③} \times 2\text{社}^{\ast 1} = 3,554 \text{ 千円} \cdot \text{⑥}$$

◎新エリア減収見込額 10,268 千円(④+⑤+⑥)

### III 国際物流拠点産業集積地域(仮称)の地方税の減税見込額について

(単年度)

$$\text{I} + \text{II} = 38,500 \text{ 千円}$$



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	産業イノベーション地域（仮称）の課税の特例	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税、事業所税、特別土地保有税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。  
 ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「沖縄の製造品出荷額を平成24年に比べて平成33年度には1.5倍に増加」は、マッチング支援や海外展開支援等の予算措置等他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]

⑬ 減収額と効果を対比すべきところ、定性的に「税制で支援することにより、沖縄の優位性を生かした新たな産業の創出が期待される」と説明することにより、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑦ 適用数の将来推計について、「平均して年40件弱の適用がある」としているが（【点検結果表の別紙】⑦参照）、その算定において、減免額及び適用件数の比率の値並びにそれを用いた推計過程が明らかでなく、算定根拠に問題があることから、適用の見込みに疑問がある。

⑨ 減収額の将来推計について、506百万円（国税）、85百万円（地方税）としているが、別紙の「産業イノベーション地域内の企業に対する投資促進に関する減収見込み」において、沖縄県内における平成19年から22年までの全国版のエンジェル税制の利用実績は延べ4社にとどまるところ、ベンチャー企業30社全てに前出4社と同水準の投資がなされるとした根拠が明らかでなく、算定根拠に問題があることから、減収額の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標（産業イノベーション（仮称）地域内の製造業等の発展）の実現状況の将来予測について、「全体として年平均4%の成長率を目標とし、平成33年には約1.5倍の製造品出荷額を目指す」と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）  
 現行法においては、今回要望する産業イノベーション地域（仮称）への発展前の産業高度化地域について、次のとおり規定している。  
 （目的）  
 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な事情にかんがみ、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等の特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。  
 （課税の特例）  
 第三十六条 産業高度化地域の区域内において製造業等又は産業高度化事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
- 現在、産業高度化地域制度については、新しい沖縄振興特別措置法の中で産業イノベーション地域として拡充することを検討しているが、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄振興審議会が内閣総理大臣に申し出た意見具申において、「民間主導の自立型経済の発展」、「我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の『万国津梁』の形成」という基本方向の下、先述の地理的特性や亜熱帯・海洋性の貴重な自然、沖縄独特の国際色豊かな歴史・文化など、沖縄の持つ様々な地域特性を最大限に発揮して、沖縄振興を進めていくことが求められており、健康・バイオ産業等のクラスターの形成、環境・エネルギー関連産業の育成、サポーターディングインダストリーの集積が必要であるとされている。また、川端大臣からも「元氣よく沖縄が活力を持って進めるように、国として責任を持って応援するという環境を整えるというのは国の仕事であり」と発言されており、新たな制度を創設することとしている。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 これまでの減免額と適用件数の比率にかんがみ、平均して年40件弱の適用があると考えられる。
- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
 製造業に分類される業種について、業種ごとに3～7%の成長率を目標とし、全体として年平均4%の成長率を目標とし、平成33年には約1.5倍の製造品出荷額を目指すもの。政府の成長戦略においても、年間3%の経済成長率を目標としており、製造品出荷額の4%増は目標として適当と考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業イノベーション地域(仮称)の課税の特例（国税、地方税） <b>【新設】</b>
2	要望の内容	<p>産業イノベーション事業を行う新産業の集積等により、将来の沖縄経済を牽引しうる地域産業のイノベーションを促進するため、現行の産業高度化地域を発展的に拡充し、産業イノベーション地域（仮称）に係る特例措置を新設する。</p> <p>○投資税額控除の拡充              控除率              ・機械等 15%→25%              ・器具等 15%              ・建物等 8%→15%              ・法人税額の20%上限の撤廃              ・建物と附属設備の同時取得要件の撤廃              ・取得価額上限20億円の撤廃              ・最低取得価格要件の緩和 ※現行の産業高度化地域と比較</p> <p>○特別償却制度の拡充              償却率              ・機械等 34%→50%              ・器具等 34%、建物等 20%→25%              ・建物と附属設備の同時取得要件の撤廃              ・最低取得価格要件の緩和</p> <p>○対象設備の拡充（試験研究用資産、再生可能エネルギー設備）              ○事業所税 資産割 課税標準 1/2              ○対象地域の拡大</p> <p>&lt;以上、経済産業省と共同要望&gt;</p> <p>○産業イノベーション地域において、試験研究を行う企業の試験研究費に係る法人税額控除（沖縄特定試験研究費50%）の新設              ○先進的な産業イノベーションを行う特定企業の発行株式等の取得に係る個人投資家の所得控除の新設              適用期限5年</p>
3	担当部局	経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新商品の開発等を通じて新たな価値を生み出すイノベーションを促進することにより、沖縄の優位性を生かした産業の高付加価値化や製造業等の発展を支援することを目的とする。</li> </ul> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新法にて規定する予定</li> </ul>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>産業イノベーション（仮称）地域内の製造業等の発展</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>沖縄の製造品出荷額を平成24年度に比べて平成33年度には1.5倍に増加させる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>研究開発、設備投資を支援することで、製品開発、生産工程におけるイノベーションが促進される。</p>
8	有効性等	① 適用数等	・産業イノベーション（仮称）地域内において年平均240億円程度の設備投資を想定
		② 減収額	<p>▲506百万円(国税) ▲85百万円(地方税)</p> <p>(国税の内訳)</p> <p>投資税額控除等による減収見込み:488百万円、研究開発費の特別控除による減収見込み:6百万円、投資促進に関する減収見込み:12百万円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H14~H20)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県の製造品出荷額は平成14年度に比べて平成20年度は1.05倍に増加し、産業イノベーション地域(仮称)制度の前身となる産業高度化地域に限っては1.09倍に増加。</li> </ul>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H14~H20)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業高度化地域制度において、工業用機械等に対する投資税額控除及び特別償却(いずれか選択)を行ったところ、平成20年の設備投資額は平成14年に比べて2.2倍、有形固定資産残高も1.2倍に増加。沖縄県全体では、設備投資額は1.8倍、有形固定資産は1.1倍の増加であり、産業高度化地域制度による投資促進効果があったと思われる。</li> <li>・沖縄県の製造品出荷額は平成14年度に比べて平成20年度は1.05倍に増加、産業高度化地域に限っては1.09倍に増加。</li> </ul> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H24~H29)</p> <p>研究開発、設備投資の停滞</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H24~H29)</p> <p>研究開発の成果は設備投資を含め広く経済全体に効果を及ぼすが、リスクが高いため市場原理に任せるだけでは十分な研究開発が行われない可能性があり、新たな設備投資も滞る可能性がある。沖縄は豊富な亜熱帯生物資源等のポテンシャルを有する一方で消費地からの遠隔性などの不利性を抱えているが、税制で支援することにより、沖縄の優位性を生かした新たな産業の創出が期待される。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな製品の研究開発に際して企業のニーズを研究機関につなげるための支援や海外での販路を開拓するための側面支援を予算に措置。実際の研究開発や商品開発のための新たな設備への投資を促進させるための支援措置として税制措置を講じることとしている。</li> <li>・新たな製品の研究開発に際して企業のニーズを研究機関につなげるための支援や海外での販路を開拓するための側面支援を予算に措置。実際の研究開発や商品開発のための新たな設備への投資を促進させるための支援措置として税制措置を講じることとしている。</li> </ul>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	沖縄振興にかかる租税特別措置であり、租税特別措置により政策目的が達成されるよう、沖縄県が主体的に取り組むものと思われる。
10	有識者の見解		<p>これまでも、食品加工、健康食品、琉球泡盛等地域資源を活用したものづくり産業の振興を図ってきたが、引き続き戦略的に取組を進めるとともに、沖縄の優位性を活用した新たな産業の創出が期待されることである。(沖縄振興審議会総合部会専門委員会「沖縄の振興についての調査審議結果報告」)</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		※租税の事前評価を行うことが初めての場合は記載の必要なし。

### 工業用機械等の投資税額控除、特別償却に関する減収見込額

【税制優遇措置を利用した企業に対するアンケート等をもとに推計】

#### 平成19年から21年の実績

	投資税額控除	特別償却	
19年度	210,586	3,940	アンケートによると、 投資税額控除のうち、18%が建物、82%が機械 特別償却による減収額のうち、44%が建物、55%が機械、1%が器具
20年度	213,599	1,886	3年の実績をもとに、率を拡充した場合の減収額を計算すると、
21年度	212,287	71,417	【投資税額控除分】 =(636,472 × 18% ÷ 8% × 15%) + (636,472 × 82% ÷ 15% × 25%) = 1,077,837
	636,472	77,243	【特別償却分】 =(77,243 × 44% ÷ 20% × 25%) + (77,243 × 55% ÷ 34% × 50%) + (77,243 × 1%) = 42,484 + 62,476 + 7,724 = 112,684 【合計】= 1,190,521 → 単年度では、397百万円

#### 下限額を引き下げることによる効果

→ 1,000万以上の投資をした企業について、1,000万以下の投資を含めた投資総額は、1,000万以上の投資総額に比べて1.01倍なので、397百万円 × 1.01 = 400百万円

#### 地域を拡大することによる効果

→ 現行地域と想定される追加地域を合わせた地域の投資総額は、現行地域の1.15倍なので、400百万円 × 1.15 = 460百万円

#### 試験研究用設備を追加することによる効果

→ 投資総額のうち、研究開発用の投資が占める割合は0.6%なので、460百万円 × 1.06 = 488百万円

それぞれの効果を反映した場合、減収見込み = 488百万円と推計

### 研究開発費の特別控除に関する減収見込み

- ・現在、産業イノベーション地域として想定される地域において研究開発を行うことが期待できる企業は約100社
- ・研究開発を行う企業の1社あたりの研究開発費は約100万円
- ・研究開発を行う企業のうち、全国版の研究開発税制を使っているのは12%

→ 現状で研究開発費の50%を控除とした場合の減収見込額は  
100社 × 12% × 100万円 × 50% = 600万円

### 産業イノベーション地域内の企業に対する投資促進に関する減収見込み

- ・沖縄県内においては、平成19年から平成22年にかけて、全国版のエンジェル税制を利用して延べ4社に対して33,500千円の投資がされた。
- ・1社1年あたりでは、平均約200万円の投資が行われたことになる。
- ・個人の平均年収は約600万であり、適用される所得税率は20%と仮定。
- ・ベンチャー企業は約30社あるが、これら全てに個人が投資すると仮定すると、

減収見込額 = 200万 × 30社 × 20% = 1200万円

産業イノベーション地域制度 減収見込みの根拠【地方税 自動連動分】(単独要望分)

試験研究費の税額控除にかかる国税の減収にかかる自動連動分 + 個人投資家の所得控除にかかる自動連動分  
= 試験研究費の税額控除にかかる国税の減収 × 法人住民税率 + 個人投資家の所得控除にかかる国税の減収 × 個人住民税率  
= 6百万 × 17.3% + 12百万 × 10%  
= 2百万

産業イノベーション地域制度 減収見込みの根拠【地方税 自動連動分】

工業用機械等の取得にかかる国税の減収見込額 × 法人住民税率  
= 488百万円 × 17.3% = 84百万円

事業所税 = 500m<sup>2</sup> × 600円 × (1/2) × 5社 = 750,000円/年と推計



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における税制上の特例措置	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人事業税、法人住民税、事業所税、特別土地保有税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「平成33年度までに情報通信産業就業者数：5.5万人雇用、企業誘致数：300社」は、適用対象法人の経営状況等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。

⑥ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、地方税では平成19年度79件、20年度67件、21年度70件と把握しているが、本租税特別措置等が適用され得る法人、地域等の全体数からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明されていない。

(3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、情報通信関連産業の雇用者数等の推移が説明されることとなり、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかが説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況について予測されていないため、将来における本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）  
政策目的の根拠となる規定については、評価書に記載をした沖縄振興特別措置法第一条において、「沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図る」とされ、その中で、情報通信産業の振興を図ることを目的として、同法第二十八条において「情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区」を指定するとともに、同法第三十一条において、同指定地域等に対して「租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用がある」とされている。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
現状としては、中小企業が大部分を占める関係事業者において、機械設備等の最低取得価格や建物と建物附属設備同時取得要件によって、それぞれ投資の内容等が制度の要件に至っていない状況が主たる要因と見ている。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
平成33年度までの推計については、直近過去3年の実績の平均を将来の見込みとして算出を行っている。
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
平成33年度までの推計については、直近過去3年の実績の平均を将来の見込みとして算出を行っている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における税制上の特例措置 【新設・ <u>延長</u> ・ <u>拡充</u> 】
2	要望の内容	<p>1 国税要望 (情報通信産業振興地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象事業の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信産業へのインターネット付随サービス業（ASP等）の追加</li> <li>・情報通信技術利用事業へのBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）の追加</li> </ul> </li> <li>② 投資税額控除の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>・控除率の拡大 機械等・15%⇒25%、建物等・8%⇒15%</li> <li>・建物と建物附属設備同時取得要件の廃止</li> <li>・投資税額控除の法人税額20%限度要件の撤廃</li> <li>・最低取得価格の引下げ 1000万円以上⇒機械等・280万円以上、建物等・500万円以上</li> <li>・取得価格上限（20億円）の緩和</li> </ul> </li> <li>③ 特別償却の新設（投資税額控除との選択制） <ul style="list-style-type: none"> <li>・償却率 機械等・50%、建物等・25%</li> <li>・建物と建物附属設備の別取得の適用</li> </ul> </li> </ul> <p>(情報通信産業特別地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象法人に「内国法人」だけでなく「外国法人」を追加。</li> <li>② 対象業種として、バックアップセンター、セキュリティデータセンター（個人情報保護データセンター等）等を追加</li> <li>③ 対象地域として、うるま市を追加。</li> <li>④ 適用対象法人の要件緩和 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新設から10年」を「認定から10年」とし、更に、対象地区内新設法人のみでなく、対象地域内に本店事務所を移転した既設法人も対象。</li> <li>・「専ら」要件を緩和。</li> </ul> </li> <li>⑤ 所得控除率の拡大 35%⇒55%</li> </ul> <p>2 地方税</p> <p>国税に合わせて、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区において、新設された、対象業種の事業用に供される施設に係る事業所税を減免する特例措置の適用期限（平成24年3月31日）を5年間延長する。</p> <p>(特例措置の具体的な内容)</p> <p>事業所税のうち資産割の課税標準の特例の延長 事業所税 資産割 課税標準 1/2 (5年間)</p>

		また、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区制度において対象事業の見直し（追加）等国税の拡充が認められた場合、併せて、法人税額の特別控除を行う。
3	担当部局	経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>1 国税</p> <p>平成 10 年 情報通信産業振興地域 創設</p> <p>平成 14 年 5 年間延長。情報通信産業特別地区 創設</p> <p>平成 19 年 5 年間延長。情報通信業特別地区における認定法人の所得控除投の 5 年間延長及び拡充（常時使用人数要件 20 名以上を 10 名以上）</p> <p>2 地方税</p> <p>平成 10 年 創設（情報通信産業振興地域における特別土地保有税及び事業所税の非課税措置）</p> <p>平成 14 年 5 年間延長。情報通信産業特別地区 創設</p> <p>平成 19 年 5 年間延長。情報通信業特別地区における認定法人の所得控除等の拡充（常時使用人数要件 20 名以上を 10 名以上）</p>
6	適用又は延長期間	5 年間延長（平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》          情報通信技術は、距離や時間を超越してヒト、モノ、カネ、情報を結びつけることが可能であり、島しょ県である沖縄において大消費地や原料供給地から離れているというデメリットの影響を受けにくいことから、情報通信関連産業は、観光産業に続く沖縄のリーディング産業として、今後とも期待される分野である。これまで、労働集約型のコールセンターの集積が進んできたが、今後は、BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）関連企業の更なる集積など一層の高付加価値化への取組が急務であり、沖縄の自立的経済の構築にとって必要不可欠である。</p> <p>近年、アジア諸国の成長が著しく、クラウドコンピューティングやオフショアリングなど新たな分野の発展も背景として、アジアに近い沖縄の地理的特性は改めて注目されている。今後、我が国の産業がアジアをはじめとしたグローバルな事業展開を行う際に沖縄の果たす役割は大きく、沖縄に情報通信産業を集積させることは、日本の成長戦略の中でも大きなポイントとなる。</p> <p>《政策目的の根拠》          沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>1. 経済成長</p>

		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》          沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成を図ることを目標とする。特に、情報通信関連産業の集積は、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、他の産業の高度化・多様化への波及効果によって、産業振興に寄与することが期待できる。</p> <p>そのため、本制度では、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における企業の集積（進出企業数）及び同企業等の進出によって生じる雇用者数を測定指標として制度を評価する。</p> <p>なお、本件目標は、個別の税制項目ごとのものではなく、国税・地方税を含めた特別措置全体によって実現を目指すものである。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》          平成 33 年度 達成目標          ○情報通信産業就業者数 5.5 万人雇用          （平成 22 年度時点で 25,339 人の実績）          ○企業誘致数 300 社          （平成 24 年から）</p> <p>なお、本制度は、沖縄振興特別措置法に基づき制度化されており、同措置法の時限期間である 10 年間を目標時期としている。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られる。</p> <p>また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>																			
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における投資税額控除制度の適用実績等</p> <p>1 国税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 14～21 年度 累計 20 件</li> </ul> <p>近年の実績（過去 5 年間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">投資税額控</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H0</th> <th>H21</th> <th rowspan="2">累計</th> </tr> <tr> <th colspan="5">免除額(件数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>408(5)</td> <td>458(6)</td> <td>272(2)</td> <td>248(1)</td> <td>271(1)</td> <td>2,324(20)</td> </tr> </tbody> </table> <p>額単位 百万円</p> <p>・平成 33 年度までに 累計 36 件適用見込み</p>	投資税額控	H17	H18	H19	H0	H21	累計	免除額(件数)						408(5)	458(6)	272(2)	248(1)	271(1)	2,324(20)
投資税額控	H17	H18		H19	H0	H21	累計														
	免除額(件数)																				
	408(5)	458(6)	272(2)	248(1)	271(1)	2,324(20)															

	<p>2 地方税</p> <p>・平成12～21年度 累計 516 件</p> <p>近年の実績（過去5年間）</p> <table border="1" data-bbox="421 236 1030 363"> <thead> <tr> <th>地方 税適 用額 等</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>1</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="5">免除額(件数)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>238 (58)</td> <td>210 (66)</td> <td>407 (79)</td> <td>205 (67)</td> <td>268 (70)</td> <td>1,895 (516)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">額単位 百万円</p> <p>・平成33年度までに 累計 1,400 件適用見込み</p>	地方 税適 用額 等	H17	H18	H19	H20	1	累計		免除額(件数)							238 (58)	210 (66)	407 (79)	205 (67)	268 (70)	1,895 (516)																					
地方 税適 用額 等	H17	H18	H19	H20	1	累計																																					
	免除額(件数)																																										
	238 (58)	210 (66)	407 (79)	205 (67)	268 (70)	1,895 (516)																																					
② 減収額	<p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における事業所税等地方税の適用実績等</p> <p>1 国税</p> <p>・平成14～21年度 累計 2,324 百万円</p> <p>近年の実績（過去5年間）【適用数の項から再掲】</p> <table border="1" data-bbox="421 603 1030 730"> <thead> <tr> <th>投資 税額 控除</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="5">免除額(件数)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>408(5)</td> <td>458(6)</td> <td>272(2)</td> <td>24(1)</td> <td>271(1)</td> <td>2,324 (20)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">額単位 百万円</p> <p>・平成33年度までに 累計 5,500 百万円適用見込み</p> <p>2 地方税</p> <p>平成12～21年度 1,895 百万円</p> <p>近年の実績（過去5年間）【適用数の項から再掲】</p> <table border="1" data-bbox="421 898 1030 1026"> <thead> <tr> <th>地方 税適 用額 等</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="5">免除額(件数)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>238 (58)</td> <td>210 (66)</td> <td>407 (79)</td> <td>205 (67)</td> <td>268 (70)</td> <td>1,895 (516)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">額単位 百万円</p> <p>・平成33年度までに 累計 5,400 百万円適用見込み</p>	投資 税額 控除	H17	H18	H19	H20	H21	累計		免除額(件数)							408(5)	458(6)	272(2)	24(1)	271(1)	2,324 (20)	地方 税適 用額 等	H17	H18	H19	H20	H21	累計		免除額(件数)							238 (58)	210 (66)	407 (79)	205 (67)	268 (70)	1,895 (516)
投資 税額 控除	H17	H18	H19	H20	H21	累計																																					
	免除額(件数)																																										
	408(5)	458(6)	272(2)	24(1)	271(1)	2,324 (20)																																					
地方 税適 用額 等	H17	H18	H19	H20	H21	累計																																					
	免除額(件数)																																										
	238 (58)	210 (66)	407 (79)	205 (67)	268 (70)	1,895 (516)																																					
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成10年～平成23年)</p> <p>本措置は新規立地企業の初期投資負担を軽減するものであり、情報通信産業の集積を促し、同産業への雇用の確保に寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成10年～平成23年)</p> <p>平成23年1月時点で、情報通信産業振興地域への進出企業数は216社であり、平成23年度目標の200社を達成している。また、進出企業による雇用者数が20,212人に達している。一方で、平成23年度の県内における情報通信関連産業の雇用者数の数値目標は33,700人であるのに対して平成22年度時点での県内実績は25,339人となっている。しかし、現在の</p>																																										

		<p>数値目標が平成20年3月に22,400人から上方修正された目標であり、かつ、同年9月に生じたリーマンショックによって全世界的な大幅な景気後退が生じた経済情勢等を考慮すると、見直し前の当初目標を達成している現状は相当の成果を得ていると判断される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成10年～平成23年)</p> <p>効果・達成目標の実現のとおり、施策効果は発揮されているところ情報通信産業振興地域制度が拡充又は延長されなかった場合その効果が減じられ、沖縄振興審議会にもある、観光産業に続くリーディング産業である情報通信産業の振興による経済発展が阻害される可能性が高い。特に、今後一層の集積に加えて、関連企業の高付加価値化による経営基盤等の強化を図っていくことが必要であり、租税特別措置の拡充延長が必要不可欠である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成10年～平成23年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報通信産業に係る県内総生産の増加 1,391億円(平成12年度) → 2,252億円(平成18年度)</li> <li>○雇用者数の増加 8,600人(平成12年度) → 25,339人(平成22年度)</li> <li>○県外からの誘致企業数(累計) 54社(平成14年7月末) → 216社(平成22年度)</li> </ul>
9 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>情報通信関連産業は、沖縄におけるリーディング産業となっており、情報通信振興地域制度に係る税制インセンティブの強化を行うことにより、投資促進とともに、社会基盤としての情報通信技術の利活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業の高度化・多様化への波及効果に寄与し、新たな雇用の創出及び積極的な人材育成を図ることができる。また、税制の活用は、沖縄特別措置法(法第31条 課税の特例等)に明示されているものである。</p> <p>さらに、情報通信関連企業のほとんどがインキュベーション施設等の建物賃借しており、また、自社の業務にあわせた建物のカスタマイズが必要となるため、建物と附属設備の同時取得要件を緩和することが合理的であるなど、今回の税制要望による拡充を図るべきものである。</p> <p>予算措置等直接的な重複はないが、必要に応じて予算措置と税制制度の役割分担によって、企業立地促進及び立地企業振興の双方によって産業振興を図る。税制が、課税の対象となる法人全般に対して影響を与えるに対して、予算措置は、実施時点における政策の優先順位によって特定分野に対して行われる。その相乗効果をもって情報通信産業分野に振興を図り、沖縄県の自立的経済の構築に資するものである。</p>

	③ 地方公共団体が協力を相対する相当性	本措置の要望は、沖縄県から提出されたものであり、本措置の実現により、沖縄県内の産業が活性化され、沖縄県及び県内の地方公共団体の税収の増加をもたらすと考えられる。
10: 有識者の見解		<p>沖縄振興審議会総合部会専門委員会報告：沖縄の振興についての調査審議結果報告(平成23年7月報告)</p> <p>(報告抜粋)</p> <p>Ⅲ 今後の沖縄振興を進めるに当たって健闘すべき課題と方向性</p> <p>1. アジアに開かれた自立型経済の発展に向けた産業の振興</p> <p>(2) 情報通信関連産業</p> <p>「情報通信関連産業は、島しょ県である沖縄県においても、大消費地や原料供給地から離れているというデメリットの影響を受けにくく、観光産業に続く<u>沖縄のリーディング産業</u>として、<u>今後とも期待される分野</u>である。」</p> <p>「今後、我が国産業がアジアを始めとしたグローバルな事業展開を行う際に沖縄の果たす役割は極めて大きく、<u>沖縄に情報通信産業を集積させることは、日本の成長戦略の中でも大きなポイントになる</u>」等の提言を受けている。</p> <p>沖縄振興審議会は、沖縄振興特別措置法により設置が定められており、他沖縄の振興に関する重要事項を調査審議するとともに、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることを所掌事務とし、沖縄県知事、議会関係者、学識経験者により組織されている。なお、専門委員会報告は、平成23年7月に開催された同審議会において了承されているものである。</p>
11: 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		※租特の事前評価を行うことが初めての場合は記載の必要なし。



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税	府省名	経済産業省
税目	石油石炭税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	※
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 税収減を是認するような効果について、減収額と影響額の記載及び「沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響が大きい」との説明にとどまり、本租税特別措置等の過去における効果が税収減を是認しているかどうか疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 税収減を是認するような効果について、減収額と影響額の記載及び「沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響が大きい」との説明にとどまり、本租税特別措置等の将来における効果の見込みが税収減を是認するかどうか疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本措置の目標は電力市場環境の整備を図ることにより電力の安定供給の確保を実現することであり、本措置によって、電力の安定供給に支障が生じてはおらず、電力の安定供給の確保が実現されているといえ、本措置を今後も引き続き実施するという合理性がある。

④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

「達成目標の目標値及び達成時期」について下記に記載する。

今後の見通し(H24～H28)

- ・ 沖縄発電用特定石炭  
合計額 7,992（百万円）
- ・ 沖縄発電用特定LNG  
合計額 1,382（百万円）

販売電力量 1 kWh あたり 0.22～0.25 円の低減

⑧⑨ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）、減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、沖縄電力（株）及び電源開発（株）から聴取した石炭受入数量（平成15年～平成28年）及びLNG受入数量（平成24年～平成28年）のデータに石油石炭税の税額（石炭：700円/t、LNG：1080円/t）を乗じて減収額を算出した。

⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

沖縄における県民生活の向上及び産業振興のためには、電気の安定的な供給、および電気料金の低廉化は必要不可欠である。一方、今後も沖縄の電気事業における構造的不利性に変化がないことから、沖縄における電気事業への継続的な支援が必要である。

この政策目的の実現のためには、継続性のより高い政策手段である本租税特別措置を行うことにより、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給に資することが必要かつ適切である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税 (租税特別措置法90条の4の3、租税特別措置法施行令48条の8第1項)
2	要望の内容	一般電気事業者又は卸電気事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する石炭にかかる石油石炭税の免除について適用期限を5年間延長する。 また、今回、沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する液化天然ガス(以下、LNG)で保税地域から引き取られるものにかかる石油石炭税についても免税対象として追加する。適用期間は5年間とする。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年 創設 平成17年 2年間の延長 平成19年 5年間の延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日まで(5年間)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分考慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。 特に沖縄県の自立型経済を構築するため、その基礎となる社会資本の整備や県民生活の向上を図る。 《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年3月31日法律第14号)(以下、沖振法)「第7節電気の安定的かつ適正な供給の確保」中、第65条第2項において、「一般電気事業者又は卸電気事業者が沖縄にある事業場において発電の用に供する石炭については、租税特別措置法で定めるところにより、その石油石炭税を免除する」と規定されている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策名: 資源エネルギー・環境政策
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 電力市場環境の整備を図ることにより、電力の安定供給の確保を実現する。 特に、沖縄振興特別措置法に基づいて策定された「沖縄振興計画」に基づき、沖縄振興のための電力の安定的な供給及び適正な料金水準を確保することにより、沖縄の産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善を目指す。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置による免税額分が電気料金に与える影響 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租特の目標である「電力の安定的な供給及び適正な料金水準を確保することにより、沖縄の産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善」を実現することで、政策目的である「効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進」及び「沖縄県の自立型経済を構築するため、その基礎となる社会資本の整備や県民生活の向上」に寄与す

8	有効性等	①: 適用数等	る。																																				
			<p>適用件数：2社（一般電気事業者1社、卸電気事業者1社）</p> <p>沖縄の電源構成は石炭・石油に大きく依存せざるを得ないこと等のこうした構造的な問題を踏まえると、沖縄地域における電力の安定的な供給及び適正な料金水準の確保には、法律上規定されている政策的支援措置が必要不可欠である。</p> <p>適用量：石炭（単位：千t）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18 (実績)</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石炭消費量</td> <td>2,409</td> <td>2,478</td> <td>2,781</td> <td>2,461</td> <td>2,823</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H24 (見込)</th> <th>H25 (見込)</th> <th>H26 (見込)</th> <th>H27 (見込)</th> <th>H28 (見込)</th> </tr> <tr> <td>石炭消費量</td> <td>2,486</td> <td>2,449</td> <td>2,464</td> <td>1,984</td> <td>2,041</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取</p> <p>適用量：LNG（単位：千t）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24 (見込)</th> <th>H25 (見込)</th> <th>H26 (見込)</th> <th>H27 (見込)</th> <th>H28 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LNG消費量</td> <td>180</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>350</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は沖縄電力(株)より聴取</p>	年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	石炭消費量	2,409	2,478	2,781	2,461	2,823	年度	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)	石炭消費量	2,486	2,449	2,464	1,984	2,041	年度	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)	LNG消費量	180	200	200	350	350
			年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)																															
			石炭消費量	2,409	2,478	2,781	2,461	2,823																															
年度	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)																																		
石炭消費量	2,486	2,449	2,464	1,984	2,041																																		
年度	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)																																		
LNG消費量	180	200	200	350	350																																		
②: 減収額	<p>○沖縄発電用特定石炭にかかる石油石炭税（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18 (実績)</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免税額</td> <td>1,107</td> <td>1,734</td> <td>1,946</td> <td>1,722</td> <td>1,976</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H24 (見込)</th> <th>H25 (見込)</th> <th>H26 (見込)</th> <th>H27 (見込)</th> <th>H28 (見込)</th> </tr> <tr> <td>免税額</td> <td>1,739</td> <td>1,713</td> <td>1,724</td> <td>1,388</td> <td>1,428</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取 ※免税額は、石炭受入数量×税額(700円/t)として算出</p> <p>○沖縄発電用特定LNGに係る石油石炭税（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24 (見込)</th> <th>H25 (見込)</th> <th>H26 (見込)</th> <th>H27 (見込)</th> <th>H28 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免税額</td> <td>194</td> <td>216</td> <td>216</td> <td>378</td> <td>378</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は沖縄電力(株)より聴取。 ※免税額は、LNG受入数量×税額(1,080円/t)として算出</p> <p>なお、本措置による免税額分については、料金原価に織り込まれておらず、電気料金の低減に寄与しており、県民の負担軽減に繋がっている。</p>	年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	免税額	1,107	1,734	1,946	1,722	1,976	年度	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)	免税額	1,739	1,713	1,724	1,388	1,428	年度	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)	免税額	194	216	216	378	378		
年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)																																		
免税額	1,107	1,734	1,946	1,722	1,976																																		
年度	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)																																		
免税額	1,739	1,713	1,724	1,388	1,428																																		
年度	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)																																		
免税額	194	216	216	378	378																																		
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成18年4月～平成29年3月) ◇電気料金の推移（単位：円/kWh）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄電力(株)</td> <td>19.80</td> <td>19.80</td> <td>21.41</td> <td>20.14</td> <td>19.90</td> </tr> <tr> <td>9社計</td> <td>15.81</td> <td>15.87</td> <td>17.32</td> <td>15.98</td> <td>15.87</td> </tr> <tr> <td>単価差</td> <td>3.99</td> <td>3.93</td> <td>4.09</td> <td>4.16</td> <td>4.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>※電気料金の算定方法は、電灯・電力料収入を電灯・電力(自由化対象需要</p>	年度	H18	H19	H20	H21	H22	沖縄電力(株)	19.80	19.80	21.41	20.14	19.90	9社計	15.81	15.87	17.32	15.98	15.87	単価差	3.99	3.93	4.09	4.16	4.03														
年度	H18	H19	H20	H21	H22																																		
沖縄電力(株)	19.80	19.80	21.41	20.14	19.90																																		
9社計	15.81	15.87	17.32	15.98	15.87																																		
単価差	3.99	3.93	4.09	4.16	4.03																																		

9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	分を含む)の販売電力量(kWh)で除したものを。																																
			<p>適用各社の経営努力による原価構成要素の軽減分は、電気料金の低減を通して県民の負担軽減となっているが、上記の通り、他地域と比べて割高である。これは沖縄県が抱える構造的要因によるものであることから、将来においても同様の状況であることが推測される。沖縄県内の社会資本の整備や県民生活の向上を図るにあたり、本措置が与える影響は大きく、引き続き措置する必要がある。</p> <p>なお、沖縄電力(株)は、効率化の推進による料金改定を行っているが、構造的な不利性により電源を火力発電に頼っていることから、燃料価格高騰などの外部要因により、実績単価は上昇傾向にある。</p> <p>(単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17.7</th> <th>H18.7</th> <th>H20.9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金改定率</td> <td>▲3.27</td> <td>▲3.24</td> <td>▲0.45</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成18年4月～平成29年3月)</p> <p>本措置による免税額分については、料金原価に織り込まれておらず、電気料金の低減に寄与しており、県民の負担軽減に繋がっているといえる。</p> <p>例えば、平成22年度における一般家庭のモデルケース(300kWh/月)では月額約78円の負担軽減の効果があり、将来においても同程度の効果があるものと想定される。</p> <p>&lt;電気料金に与える影響(想定)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18 (実績)</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> <th>H23 (見込)</th> <th>H24 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売電力量(百万kWh)</td> <td>7,376</td> <td>7,91</td> <td>7,476</td> <td>7,478</td> <td>7,521</td> <td>7,564</td> <td>7,639</td> </tr> <tr> <td>影響額(円/kWh)</td> <td>0.15</td> <td>0.23</td> <td>0.26</td> <td>0.23</td> <td>0.26</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> </tr> </tbody> </table> <p>※販売電力量：沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取 ※ここでの影響額は、免税額/販売電力量により算出。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成18年4月～平成29年3月)</p> <p>本措置が存在しない場合、沖縄電力(株)の需要家への料金に、免税されない分が上乗せされることになる。沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響も大きく、現在よりも活動水準を下げるなどといったことも考えられることから、措置を継続することが重要である。</p> <p>例えば、平成24年度における一般家庭のモデルケース(300kWh/月)では、月額75円の負担軽減効果が見込まれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成18年4月～平成29年3月)</p> <p>本措置が存在しない場合、沖縄電力(株)の需要家への料金に、免税されない分が上乗せされることになる。上乗せされる金額は上記の通りであり、沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響も大きく、現在よりも活動水準を下げるなどといったことも考えられることから、措置を継続することが重要である。</p>		H17.7	H18.7	H20.9	料金改定率	▲3.27	▲3.24	▲0.45	年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	販売電力量(百万kWh)	7,376	7,91	7,476	7,478	7,521	7,564	7,639	影響額(円/kWh)	0.15	0.23	0.26	0.23	0.26	0.25	0.25
				H17.7	H18.7	H20.9																													
			料金改定率	▲3.27	▲3.24	▲0.45																													
年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)																												
販売電力量(百万kWh)	7,376	7,91	7,476	7,478	7,521	7,564	7,639																												
影響額(円/kWh)	0.15	0.23	0.26	0.23	0.26	0.25	0.25																												
<p>沖縄における電気事業については、以下の構造的な不利性等の理由により、電力料金は他社平均よりkWh当たり4円程度割高であり、また年間の平均発電回数は他の電力事業者平均に比べ多い等、依然として他社並みの経営環境とは言い難い状況にある。</p> <p>1) 需要規模の矮小性から原子力発電の導入が困難。 2) 大型水力ダム建設に適した山や河川が存在しない等、水力発電の導入</p>																																			

		<p>が困難</p> <p>③供給区域に多数の離島(東西 1,000km、南北 400km)を抱え、以下の要因からユニバーサルサービスに高コストがかかる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島だけで 11 の系統に分断される等、設備形成面で非効率</li> <li>・規模が極めて零細なものであるため、スケール・メリットが得られず、離島部門は構造的な収支不均衡</li> </ul> <p>特に1)・2)の結果として、沖縄の電源構成は石炭・石油に大きく依存せざるを得ないこと等の構造的な問題を踏まえ、沖縄地域における電力の安定的な供給及び適正な料金水準の確保には、法律上規定されている政策的支援措置が必要不可欠である。</p> <p>本措置の対象である石炭を燃料とする火力発電所の発電電力量は平成 22 年度実績で 6,615 百万 kWh であり、沖縄県における発電電力量の約 77%を占める。</p> <p>また、電源の多様化によるエネルギーセキュリティの向上や、石油・石炭に比べ燃焼時の CO2 排出量が少なく地球温暖化対策に資する観点から、LNG を燃料とした吉の浦火力発電所が平成 24 年度以降、順次運開することとなっている。</p> <p>今後は、現在の石炭火力発電所を引き続きベース電源としつつ、LNG は石炭より経済性において劣後するものの、電源を多様化することによる安定供給の確保の観点から、LNG 発電の割合を徐々に増加させ、平成 32 年度における LNG 比率を約 3 割にするよう計画している。</p> <p>再生可能エネルギー由来の電源の不安定性等も鑑みると、石炭等の化石燃料による電源は、今後も沖縄の電力の安定的かつ適正な供給の確保を担う重要な基幹電源である。</p> <p>このような中、本措置によって、構造上の問題に伴う発電コストを抑えることが可能となることから、本措置は手段としての確であり、他地域との電気料金の格差を是正するための必要最小限の措置である。なお、電気料金は省令に基づき算定されており、本措置による石油石炭税の免税額分については料金原価に織り込まれておらず、電気料金の低減に寄与しており、県民の負担の軽減に繋がっている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄法に基づく支援措置として、沖縄振興開発金融公庫からの融資、沖縄電力(株)に係る固定資産税の課税標準の特例、産業高度化地域における新規に設備を取得した場合の課税の特例がある。</p> <p>沖縄振興開発金融公庫からの融資は、沖縄法第63条に基づく措置であること、設備形成を促すため、より条件の良い資金の確保を目的とした施策であることから、本措置と趣旨を異にしている。</p> <p>また、沖縄電力(株)にかかる固定資産税の課税標準の特例は、沖縄法63条に基づく措置であり、政策的に一定の類似性がみられるものであるが、沖縄が本土から遠く離れた離島であり、他の電力会社との相互融通が不可能であるため、高い供給予備力を持たざるを得ないこと等に鑑み、そのための負担の軽減を図るための施策であることから、明確な役割分担がなされている。</p> <p>さらに産業高度化地域における課税の特例は、沖縄法65条第1項に基づいた措置であること、また、沖縄県の産業全体の集積・高度化を目的とした施策であることから、本措置と趣旨を異にしている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	<p>■第 20 回 沖縄振興審議会(H23.7.25) 資料 5「沖縄の振興についての調査審議結果報告」P39 より</p> <p>「本土から系統が繋がっていないことによる電力の高い供給予備力や多数</p>

		<p>の有人離島への燃料輸送コストを負担する必要があることから、沖縄県における県民一人当たり電気料金はいまだ本土に比べて割高になっており、エネルギー供給コスト軽減に向けた支援は今後とも必要である。」</p> <p>■沖縄県「新たな計画の基本的考え方」(H23.7.28 決定)より</p> <p>OP42 「第 3 章 基本施策」-「2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して」-「(6)地域特性に応じた生活基盤の充実・強化」-「ア 地域特性に応じた生活基盤の整備」より</p> <p>「安定したエネルギーの確保については、県民生活や産業活動の重要な基盤であることから、<u>電気事業に関する税制の特別措置</u>や資金の確保等の継続、<u>液化天然ガス(LNG)への支援</u>を実施し、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に努める。さらに、経年劣化した海底ケーブルの更新や海底ケーブルの新設を促進するとともに、駐留軍用地の返還に伴って生じる電力供給設備の移設等に関して新たな制度を活用し、支援に取り組む。また、全県的なスマートグリッドに取り組み、太陽光・風力発電などクリーンエネルギーの導入促進を図り、エネルギーの多様化を推進する。」</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付	府省名	経済産業省
税目	石油石炭税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

【○】：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 【※】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 【◎】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標が既に達成されているとしているが、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するため、定性的な測定指標である「農林漁業用A重油の国産品と輸入品の間のイコールフットイングの維持を図り、農林漁業用A重油の安定的な供給を図る」が設定されており、定量的な測定指標が設定できない理由が示されているが、その理由に疑問があるため、その効果の検証が困難である。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 

[過去の実績]

 ⑫ 本租税特別措置等と他の支援措置である石油石炭税の免税措置を合わせた減収額と効果を対比して税収減を是認するような効果があると説明しているが、本租税特別措置等のみについて税収減を是認するような効果が発現したのかが説明されておらず、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
    - 達成目標の実現状況について、「農林漁業用A重油の安定的な供給が図られている」と説明しているが、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

 ⑬ 本租税特別措置等と他の支援措置である石油石炭税の免税措置を合わせた減収額の見込みと効果を対比して税収減を是認するような効果があると説明しているが、本租税特別措置等のみについて税収減を是認するような効果が発現するのかが説明されておらず、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
    - 達成目標の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

所期の目標については、本租税特別措置等が措置されていることにより平成23年度まで達成されているものの、引き続き本租税特別措置等が継続されない場合には、輸入品と国産品の価格差が生じ、国内企業の競争力低下を招き、石油製品の低廉かつ安定的な供給に支障が生じる。さらに、農林漁業の主要生産資材である農林漁業用輸入A重油の価格が上昇することにより農林漁業者の経営が悪化し、食糧の安定供給に支障を及ぼすとともに、石油製品市場にも大きな影響を与える。

⑤ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去5年間（平成18～22年度）の適用数の実績は以下のとおりである。

- 平成18年度 14社
- 平成19年度 13社
- 平成20年度 12社
- 平成21年度 10社
- 平成22年度 9社（見込み）

（出典：石油連盟）

⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本措置は国内で原油を精製して製造された国産A重油を農林漁業用に供した場合における国産A重油製造事業者（石油精製業者）の全てを対象としている。

過去の実績においても、農林漁業用国産A重油製造事業者（石油精製業者）の全てが本措置による還付を受けているため、僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。

⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用数の実績及び見込みは以下のとおりである。

- 平成18年度 14社
- 平成19年度 13社
- 平成20年度 12社
- 平成21年度 10社
- 平成22年度 9社（見込み）
- 平成23年度 9社（見込み）
- 平成24年度 9社（見込み）

（出典：石油連盟）

本措置は国内で原油を精製して製造された国産A重油を農林漁業用に供した場合における国産A重油製造事業者（石油精製業者）の全てを対象としている。

なお、適用数は実際に還付を受ける農林漁業用国産A重油製造事業者（石油精製事業者）の社数としており、過去の傾向から見れば、適用数が大きく変動することは想定しにくいことから、22年度と同数を将来推計としている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付
2	要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林漁業用国産A重油の石油石炭税還付措置の適用期限を2年間延長する。（延長）</li> <li>・農林漁業を営む者が、課税済みの原油等から国内において製造されたA重油（国産A重油）で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため購入した場合には、その購入した国産A重油につき、1klあたり2,040円の税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を国産A重油の製造者に還付する。</li> </ul>
3	担当部局	資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成元年度 創設（石油税2,040円/KL（従量税）） （以降、1年若しくは2年ごとに延長） 平成15年度 石油石炭税2,040円/KL（従量税） （以降、2年ごとに延長） 平成23年度 1年延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日（2年間）
7	必要性等	<p>①：政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                      農林漁業用輸入A重油については石油石炭税の免税措置が講じられている一方で、国産の農林漁業用A重油については、原油段階で石油石炭税が課税されている。                      したがって、輸入品と国産品のイコールフットイングを確保するため、国産品に対する還付措置を講じることが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》                      農林漁業用A重油を含む石油製品の安定供給の確保については、経済産業省設置法において「資源エネルギー等は、鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びにこれらの適正な利用の推進を図ること並びに産業保安を確保することを任務とする」とあるとおり、資源エネルギー庁本来の任務である。また、食料の安定供給確保については、本措置により農林漁業者の生産コストの低減が実現することから、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第2条に定められている良質な食料が合理的な価格で安定的に供給される環境の実現に資する。                      さらに、農林漁業用輸入A重油については石油石炭税の免税措置が講じられている一方で、国産の農林漁業用A重油については、原油段階で石油石炭税が課税されていることから、輸入品と国産品のイコールフットイングを確保するため、国産品に対する還付措置を講じることが必要である。</p> <p>②：政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>○農林水産省                      《大目標》食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。                      《中目標》食料の安定供給の確保、水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p>

		<p>《政策分野》国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化、漁業経営の安定</p> <p>○経済産業省 3. 資源エネルギー・環境政策</p>
	②: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農林漁業用A重油の国産品と輸入品の間のイコールフットingの維持を図り、農林漁業用A重油の安定的な供給を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 農林漁業用A重油の国産品と輸入品の間のイコールフットingの維持を図り、農林漁業用A重油の安定的な供給を図る。 なお、定量的な測定指標を設定することについて、本措置はそもそも輸入品と国産品との課税環境に関するイコールフットingを確保し、競争条件の平等を図ることを目的としているため、例えば、内外価格差等を測定指標として設定することは、政策目的との関連性がないことから困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、課税済みの原油等から国内において製造されたA重油で農林漁業の用に供するものについて、石油石炭税を還付し、原料調達条件の国際的なイコール・フットingの確保することにより我が国への農林漁業用A重油の安定供給が図られている。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>&lt;適用数量&gt; 平成18年度 2,201千kl 平成19年度 2,180千kl 平成20年度 1,685千kl 平成21年度 1,689千kl 平成22年度 1,689千kl (実績見込み) 平成23年度 1,689千kl (見通し) 平成24年度 1,689千kl (見通し)</p> <p>(農林水産省試算)</p> <p>適用数量は、以下「②減収額」を税率(2,040円/kl)で割り戻して算出した。 また、本措置の対象は、農林漁業者のうちA重油を使用する者全て(施設園芸農家約19万戸(2010年農林業センサス)、漁業者約14万人(2010年漁業センサス)が対象となる見込み)であり、対象が特定の者に偏っていたり、僅少ではない。</p> <p>③: 減収額</p> <p>&lt;還付額&gt; 平成18年度 4,490百万円 平成19年度 4,447百万円 平成20年度 3,437百万円 平成21年度 3,446百万円 平成22年度 3,446百万円 (実績見込み) 平成23年度 3,446百万円 (見通し) 平成24年度 3,446百万円 (見通し)</p> <p>(農林水産省試算)</p>

		<p>適用額は、実際に農林漁業用A重油還付の手続を行う全農・全石連等の団体からの実績値を集計し、算出した。平成22年度以降の見込みは原油価格の変動等により実績値が異なってくるため、推計し難いことから、平成21年度の実績値を据え置きとした。 また、本措置の対象は、農林漁業者のうちA重油を使用する者全て(施設園芸農家約19万戸(2010年農林業センサス)、漁業者約14万人(2010年漁業センサス)が対象となる見込み)であり、対象が特定の者に偏っていたり、僅少ではない。</p>
	③: 効果なし達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月) 本措置により、農林漁業用A重油の国産品と輸入品の間のイコールフットingの維持が図られ、農林漁業用A重油の安定的な供給が図られている。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月) 本措置により、農林漁業用A重油の国産品と輸入品の間のイコールフットingの維持が図られ、農林漁業用A重油の安定的な供給が図られている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月) 仮に当該措置がない場合には、輸入品との価格差が生じ、国産品等の販売が困難となるため、国内企業にとって不合理な不利となり、競争力低下を招く。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月) 農林漁業用A重油の減収額(免税・還付合計)の推移は以下のとおり。 (適用額) 平成18年度 4,662百万円 平成19年度 4,525百万円 平成20年度 3,657百万円 平成21年度 3,609百万円 平成22年度 3,609百万円(実績見込み) 平成23年度 3,609百万円(見込み) 平成24年度 3,609百万円(見込み) 平成25年度 3,609百万円(見込み) 平成26年度 3,609百万円(見込み)</p> <p>(農林水産省調べ)</p> <p>農林水産品分野ではマーケットの国際化等に伴って農水産品の価格は下落傾向にあり、一方で資材価格は高止まりしている中で零細経営体が多い農林漁業者の経営環境は悪化しつつある。そのため、我が国施設園芸における高熱動力コストの7～9割、漁業用燃料費の約2割を占める農林漁業用A重油調達に伴う燃料コストが経営上の大きな負担となっている。したがって、当該免税・還付措置がない場合には、農林漁業者の経営が悪化し、食料の安定供給</p>

		<p>に支障を及ぼすとともに、農林漁業者はA重油の大口需要者であることから、農林漁業の衰退は国内の石油製品市場にも大きな影響を与える。このような状況の下、農林漁業における主要生産資材である農林漁業用A重油の免税・還付措置を講じることにより、A重油をはじめとする石油製品の安定供給の確保及び食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)に規定された食料の安定供給の確保が実現される。</p> <p>また、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた施設園芸産地、漁業地域では、早急な復興に全力を挙げているところであり、電力不足解消の見通しも立たない状況下においては、園芸施設の加温を電力に頼ることはできず、また、漁業においても、燃油にかかるコスト負担の軽減に繋がることから、農林漁業用A重油の税負担軽減は復興の促進に必要不可欠。</p> <p>なお、本措置の目的(輸入品と国産品との課税条件に関するイコールフットディングを確保し、農林漁業用A重油の低廉かつ安定的な供給を図る)は、本措置が講じられることを前提としたものであることから、本措置の減収額と予測した効果との対比ではなく、そもそも本措置が廃止された場合の影響を説明することにより、本措置の効果としている。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>輸入A重油と国産A重油のイコールフットディングという政策目的を達成するため、本措置は的確な政策手段であるとともに、課税の公平原則の観点からも、必要最小限の特例措置である。</p> <p>また、輸入A重油と国産A重油のイコールフットディングを図ることは、公平な競争条件の確保に資すると評価できることから、本措置は有効と考えられる。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>○租税特別措置法第90条の4: 農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税相当額の免税措置 ○関税暫定措置法第2条: 農林漁業用輸入A重油に係る関税の無税措置</p> <p>上記の措置は、輸入品のA重油に対して無税又は免税措置を講ずることにより、施設園芸をはじめとする農業及び漁業経営の負担軽減を通じて農業・漁業の経営の安定及び石油製品の安定供給に資し、野菜等農産物及び水産物の安定供給を図るための措置である。</p> <p>一方、本措置は、我が国の石油の安定供給を図るため、輸入品とのイコールフットディングによる公平な競争条件の確保を通じた石油精製業の経営安定化を目的としており、上記の措置とは明確に役割分担されている。</p>
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	農林漁業用輸入A重油の石油石炭税免税措置	府省名	経済産業省
税目	石油石炭税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

【○】：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 【※】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 【◎】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標が既に達成されているとしているが、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するため、定性的な測定指標である「農林漁業用A重油の安定的な供給の確保及び農林漁業者の経営の安定」が設定されており、定量的な測定指標が設定できない理由が示されているが（【点検結果表の別紙】④参照）、その理由に疑問があるため、その効果の検証が困難である。
  - 以下のとおり、適用数が想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されておらず、想定外に僅少でないことの説明に疑問がある。
    - ⑤⑥ 本租税特別措置等の適用数（施設園芸農家、漁業者）の過去の実績が把握されておらず、本租税特別措置等が適用され得る農林漁業者の全体数からみて想定外に偏りが無いことについて説明されておらず、また、想定外に僅少でないとの説明（【点検結果表の別紙】⑥参照）に疑問がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。[過去の実績]
  - ⑫ 減収額の実績と効果を対比して定性的に説明しているが（【点検結果表の別紙】⑫参照）、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。
    - ⑩ 達成目標の実現状況について、「農林漁業用A重油の安定的な供給の確保及び農林漁業者の経営の安定化が実現した」と説明しているが、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
- [将来の見込み]
  - ⑬ 減収額の見込みと効果を対比して定性的に説明しているが（【点検結果表の別紙】⑬参照）、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。
    - ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測について、「農林漁業用A重油の低廉かつ安定的な供給の確保及び農林漁業者の経営の安定化が実現される」と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑩参照）、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の達成目標の実現状況の将来予測が不透明である。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
平成 22 年度までの間においては、農林漁業用輸入 A 重油の需給が安定的に推移していることから、本措置の目標が達成されている。
- また、本租税特別措置等の所期の目標については、本租税特別措置等が措置されていることにより達成されているものの、引き続き本租税特別措置等が継続されない場合には、農林漁業の主要生産資材である農林漁業用輸入 A 重油の価格が上昇することにより農林漁業者の経営が悪化し、食糧の安定供給に支障を及ぼすとともに、石油製品市場にも大きな影響を与える。
- ④ 測定指標の設定（評価書中 7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）  
農林漁業者への安定供給の実現状況を測定するためには、ある特定の指標を用いるのではなく、農林漁業者及び農林漁業者に A 重油を供給する者を取り巻く状況を総合的に判断する必要があるため、定量的な測定指標の設定は困難である。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）  
適用数量の想定については原油価格をはじめとする市場動向や、本租税特別措置の対象となる農林漁業者数の増減等様々な要素を考慮した上で行っているが、例年の実績を考慮しても想定外に僅少であるということはない。
- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
本租税特別措置が延長され、農林漁業用 A 重油を安価に調達することが可能となれば、農林漁業用 A 重油の低廉かつ安定的な供給の確保及び農林漁業者の生産コストの多くを占める光熱動力コストが低減され、ひいては農林漁業者の経営の安定が実現される見込みである。
- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）  
農林漁業者にとって燃料コストは経営上の大きな負担であり、仮に本租税特別措置等がなかったとすれば、農林漁業者の経営が悪化し、食糧の安定供給に大きな支障を及ぼしたものと予想される。また、農林漁業者は A 重油の大口の需要者であることから、本租税特別措置がなければ、農林漁業が衰退し、国内の石油製品市場にも大きな影響を与えたものと思われることから、税収減を上回る効果が認められる。
- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）  
農林漁業者にとって燃料コストは経営上の大きな負担であり、仮に本租税特別措置が延長されなければ、農林漁業者の経営が悪化し、食糧の安定供給に大きな支障を及ぼすものと予想される。ま

た、農林漁業者は引き続き A 重油の大口の需要者であることから、本租税特別措置がなければ、農林漁業が衰退し、国内の石油製品市場にも大きな影響を与えるものと想定されることから、税収減を上回る効果が認められる。

- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
本租税特別措置等の目的は、「農林漁業用 A 重油の低廉かつ安定的な供給の確保及び農林漁業者の経営の安定を図る」ため、石油石炭税を免税するものである。
- i 「農林漁業に供される輸入 A 重油に係る関税の無税措置」については、「施設園芸をはじめとする農業及び漁業経営の負担軽減を図るための措置」であり目的が異なる。また、石油石炭税ではなく関税における手当である。
- ii 「農林漁業用国産 A 重油に係る石油石炭税の還付措置」については、「国産品と輸入品のイコールフットイングを図るための措置」であり、本措置が輸入 A 重油を対象としているのに対して国産 A 重油を対象としたものである。
- 農林漁業に対する減免措置については、以上のように明確な役割分担がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	農林漁業用輸入A重油の石油石炭税免税措置 (租税特別措置法第90条の4、租税特別措置法施行令第48条の6)
2	要望の内容	農林水産品分野ではマーケットの国際化等に伴って農林水産品の価格は下落傾向にあり、一方で資材価格は高止まりしている中で、零細経営体が多い農林漁業者の経営環境は悪化しつつある。そのため農林漁業用A重油調達に伴う燃料コストが経営上の大きな負担となっている。一方、農林漁業者は、A重油の全販売量の約1割を購入する大口の需用者であり、農林漁業の衰退は、国内の石油製品市場にも大きな影響を与える。このような状況の下、農林漁業用輸入A重油の低廉かつ安定的な供給及び我が国農林漁業者の経営安定化を図るため農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置を延長する。
3	担当部局	資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和53年の石油税創設時より免税措置を要望 (以降、1年若しくは2年ごとに延長) 税率(額)昭和53年6月以降 3.5%(従価税) 59年9月以降 4.7%(従価税) 63年8月以降 2,040円/kl(従量税) 平成15年10月以降 2,040円/kl(従量税) 平成23年度 適用期限の1年延長
6	適用又は延長期間	2年間(平成24年4月1日～平成26年3月31日)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農林漁業用輸入A重油の免税措置については、マーケットの国際化により農林水産品価格が下落し、さらに生産資材の価格が高止まりする中で、経営環境が厳しさを増す農林漁業者に対して生産コストを低減することにより、農林漁業用A重油の低廉かつ安定的な供給の確保及び農林漁業者の経営の安定を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 農林漁業用A重油を含む石油製品の安定供給の確保については、経済産業省設置法において「資源エネルギー庁は、鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びにこれらの適正な利用の推進を図ること並びに産業保安を確保することを任務とする」とあり、資源エネルギー庁本来の任務である。また、食料の安定供給の確保については、本租特により農林漁業者の生産コストの低減が実現することから、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)第2条に定められている、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給される環境の実現に資する。 なお、近年、国民の食生活の多様化により、ますます重要な役割を果たしている野菜等の施設園芸においては、光熱動力コストが生産コストに占める割合が高く、特に光熱動力コストの7～9割を占める農林漁業用A重油に係るコストは、施設園芸農家の経営に大きな影響を与えている。 また、我が国の漁業生産は総漁船の97%を占める動力漁船に大きく依存しており、漁船漁業支出の22%を占める動力漁船に用いられるA重油のコストは、零細経営体が多い我が国漁業経営に大きな影響を与えている。 このような状況の下、農林漁業者の生産コストの低減、ひいては農林漁</p>

		業者の経営の安定を図るため、本免税措置が必要。加えて、上述の政策目的を実現するために、関税暫定措置法においても農林漁業用輸入A重油に無税措置が講じられている。																		
	② 政策体系における政策目的の位置付け	○農林水産省 Ⅲ-⑤国産農畜産物の競争力の強化 Ⅶ-⑭水産業の健全な発展  ○経済産業省 3. エネルギー・環境政策																		
	③ 効果・達成目標の実現状況	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成24年度及び25年度において、農林漁業用A重油の低廉かつ安定的な供給の確保及び農林漁業者の経営の安定を図る。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 農林漁業用A重油の安価な調達を促進することで実現される、農林漁業用A重油の安定的な供給の確保及び農林漁業者の経営の安定。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置により、輸入農林漁業A重油にかかる石油石炭税を免税し、農林漁業者の燃料調達コストを低減することにより、農林漁業用A重油の低廉かつ安定的な供給が確保されるとともに、農林漁業者の経営の安定、ひいては我が国の食料の安定供給確保に寄与している																		
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <table border="1"> <tr><td>○免税数量</td></tr> <tr><td>平成19年度 38kl</td></tr> <tr><td>平成20年度 108kl</td></tr> <tr><td>平成21年度 80kl</td></tr> <tr><td>平成22年度 80kl(実績見込み)</td></tr> <tr><td>平成23年度 80kl(見込み)</td></tr> <tr><td>平成24年度 80kl(見込み)</td></tr> <tr><td>平成25年度 80kl(見込み)</td></tr> <tr><td>平成26年度 80kl(見込み)</td></tr> </table> <p>(農林水産省調べ) 農林漁業者はA重油の大口需要者であり、平成21年度に日本国内で流通したA重油(生産量と輸入量の合計)約16,049千klのうちおよそ10.9%(約1,790千kl程度)が農林漁業向けであり、対象数量が想定外に僅少ということはない。 適用数量は、実際に農林漁業用A重油の免税の手続を行う全農・全石連等の団体からの実績値を集計し、算出した。平成22年度以降の見込みは原油価格の変動等により実績値が異なってくるため、推計し難いことから、平成21年度の実績値を据え置きとした。 なお、本租特の対象は農林漁業者のうちA重油を使用する者全て(施設園芸農家約19万戸(2010年農林業センサス)、漁業者約14万人(年漁業センサス)が対象となる見込み)であり、対象が想定外に特定の者に偏っているということはない。</p> <p>② 減収額</p> <table border="1"> <tr><td>○免税額</td></tr> <tr><td>平成19年度 0.77億円</td></tr> <tr><td>平成20年度 2.20億円</td></tr> <tr><td>平成21年度 1.63億円</td></tr> <tr><td>平成22年度 1.63億円(実績見込み)</td></tr> <tr><td>平成23年度 1.63億円(見込み)</td></tr> <tr><td>平成24年度 1.63億円(見込み)</td></tr> <tr><td>平成25年度 1.63億円(見込み)</td></tr> <tr><td>平成26年度 1.63億円(見込み)</td></tr> </table> <p>(農林水産省調べ)</p>	○免税数量	平成19年度 38kl	平成20年度 108kl	平成21年度 80kl	平成22年度 80kl(実績見込み)	平成23年度 80kl(見込み)	平成24年度 80kl(見込み)	平成25年度 80kl(見込み)	平成26年度 80kl(見込み)	○免税額	平成19年度 0.77億円	平成20年度 2.20億円	平成21年度 1.63億円	平成22年度 1.63億円(実績見込み)	平成23年度 1.63億円(見込み)	平成24年度 1.63億円(見込み)	平成25年度 1.63億円(見込み)	平成26年度 1.63億円(見込み)
○免税数量																				
平成19年度 38kl																				
平成20年度 108kl																				
平成21年度 80kl																				
平成22年度 80kl(実績見込み)																				
平成23年度 80kl(見込み)																				
平成24年度 80kl(見込み)																				
平成25年度 80kl(見込み)																				
平成26年度 80kl(見込み)																				
○免税額																				
平成19年度 0.77億円																				
平成20年度 2.20億円																				
平成21年度 1.63億円																				
平成22年度 1.63億円(実績見込み)																				
平成23年度 1.63億円(見込み)																				
平成24年度 1.63億円(見込み)																				
平成25年度 1.63億円(見込み)																				
平成26年度 1.63億円(見込み)																				

		<p>農林漁業者はA重油の大口需要者であり、平成 21 年度に日本国内で流通したA重油(生産量と輸入量の合計)約 16,049 千klのうちおよそ 10.9%(約 1,790 千 kl 程度)が農林漁業向けであり、対象数量が想定外に僅少ということはない。</p> <p>適用額は、実際に農林漁業用A重油免の税の手続を行う全農・全石連等の団体からの実績値を集計し、算出した。平成 22 年度以降の見込みは原油価格の変動等により実績値が異なってくるため、推計し難いことから、平成 21 年度の実績値を据え置きとした。</p> <p>なお、本租特の対象は農林漁業者のうちA重油を使用する者全て(施設園芸農家約 19 万戸(2010 年農林業センサス)、漁業者約 14 万人(年漁業センサス)が対象となる見込み)であり、対象が想定外に特定の者に偏っているということはない。</p>
③ 効果ない達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月～平成26年3月)</p> <p>マーケットの国際化により農林水産品の価格が下落し、さらに燃油の価格が高止まりする中で、本制度により、A重油を引き取る際の石油石炭税が免税され、農林漁業用A重油の低廉かつ安定的な供給の確保及び農林漁業者の生産コストの低減を図り、ひいては農林漁業者の経営の安定化を実現。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月～平成26年3月)</p> <p>本制度により、農林漁業用A重油の安価な調達が促進され、農林漁業用A重油の安定的な供給の確保及び農林漁業者の経営の安定化が実現した。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年4月～平成26年3月)</p> <p>当該措置がない場合には、農林漁業用国産A重油の石油石炭税還付措置の根拠が失われ、同様に措置されないおそれがある。その場合、農林漁業用A重油は、我が国の食料安定供給を支える農林漁業の主要生産資材であるため、農林漁業者の経営が悪化し、食料の安定供給に支障を及ぼすとともに、石油製品市場にも大きな影響を与える。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月～平成26年3月)</p> <p>農林漁業用A重油の減税額(免税・還付合計)の推移は以下の通り。 (適用額)</p> <p>平成18年度 4,662百万円 平成19年度 4,525百万円 平成20年度 3,657百万円 平成21年度 3,609百万円 平成22年度 3,609百万円(見込み) 平成23年度 3,609百万円(推計) 平成24年度 3,609百万円(推計) 平成25年度 3,609百万円(推計) 平成26年度 3,609百万円(推計)</p> <p>(農林水産省調べ)</p>	

		<p>農林水産品分野ではマーケットの国際化等に伴って農水産品の価格は下落傾向にあり、一方で資材価格は高止まりしている中で、零細経営体が多い農林漁業者の経営環境は悪化しつつある。そのため、我が国施設園芸における高熱動力コストの7～9割、漁業用燃料費の約2割を占める農林漁業用A重油調達に伴う燃料コストが経営上の大きな負担となっている。したがって、当該免税・還付措置がない場合には、農林漁業者の経営が悪化し、食料の安定供給に支障を及ぼすとともに、農林漁業者はA重油の大口の需用者であることから、農林漁業の衰退は国内の石油製品市場にも大きな影響を与える。このような状況の下、農林漁業における主要生産資材である農林漁業用A重油の免税・還付措置を講じることにより、エネルギー基本計画(平成22年6月閣議決定)に位置づけられているA重油をはじめとする石油製品の安定供給の確保及び食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)に規定された食料の安定供給の確保が実現されることから、税收減を上回る効果が認められる。</p> <p>なお、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた施設園芸産地、漁業地域では、早急な復興に全力を挙げているところであり、電力不足解消の見通しも立たない状況下においては、園芸施設の加温を電力に頼ることはできず、また、漁業においても、燃油にかかるコスト負担の軽減につながることから、農林漁業用A重油の税負担軽減は復興の促進に必要不可欠。</p>
9 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>農林水産品分野ではマーケットの国際化等に伴って経営環境が厳しさを増しており、零細経営体が多い農林漁業者にとって、農林漁業用A重油調達に伴う燃料コストは依然として経営上の大きな負担となっている。このため、我が国農林漁業者の経営安定化を図るためには、石油石炭税の免税制度により農林漁業者の経営負担を軽減する方法が最も適当な方法であり、補助金による補填等に比べて効率的である。</p>	
	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>①農林漁業に供される輸入A重油に係る関税の無税措置 施設園芸をはじめとする農業及び漁業経営の負担軽減を通じて農業・漁業の経営の安定に資し、国民への野菜等農産物及び水産物の安定供給を図るための措置</p> <p>②農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税の還付措置 農林漁業用輸入A重油について石油石炭税の免税措置が講じられていることから、国産品と輸入品のイコールフットイングを図るための措置。</p>	
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>	
10 有識者の見解	—	
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 23 年 8 月	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	車体課税の抜本的見直し（自動車税のグリーン化関連）	府省名	経済産業省
税目	自動車税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「2020年度までに新車販売に占める次世代自動車の割合70%」は、補助事業等の政策手段の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
    - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
[過去の実績]
      - 本租税特別措置等の効果を説明すべきところ、効果の説明に用いられている次の点検項目には課題がある。
        - 達成目標（乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%に増やす）の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。  
[将来の見込み]
          - 本租税特別措置等の効果を説明すべきところ、効果の説明に用いられている次の点検項目には課題がある。
            - 達成目標（乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%）の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。
  - 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
    - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。
    - 同様の政策目的に係る他の政策手段として、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金等があるとしているが、本租税特別措置等と補助金等他の政策手段との役割分担が説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回要望時の要望理由として、京都議定書の温室効果ガス排出量▲6%削減目標、低炭素社会づくり行動計画におけるCO2削減目標及び2020年までに新車販売のうち2台に1台の割合で次世代自動車を導入するという野心的目標の達成を掲げているが、いずれの目標も達成年度は到来しておらず、また、普及台数も目標に達成していない。

＜新車販売台数に占める次世代自動車の割合（経済産業省調べ）＞

平成20年度 2.6%  
平成21年度 9.8%  
平成22年度 10.5%

＜保有台数に占める次世代自動車の割合（国土交通省）＞

平成20年度 1.2%  
平成21年度 1.6%  
平成22年度 2.8%

⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租特は軽減対象となる自動車を取得した者はすべからく適用を受けることができる制度であり、特定業種、特定地域の住民といった偏った者が恩恵を受ける制度ではない。また、適用台数（国土交通省データ）は百万台超と多数にのぼっており、想定外に僅少という状況ではない。

⑦⑨ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）、減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

別紙参照

⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置は、制度的に、税収中立の考え方により設計されており、減収額のみを取り出して検証することは不適切であるとする。また、本措置の目的は、次世代自動車等の普及を目的とするものであることから、その効果は次世代自動車等の普及状況により把握すべきものであり、減収額との対比のみによる説明は不適切であるとする。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置の目的は、次世代自動車等の普及を目的とするものであることから、その効果は次世代自動車等の普及状況により把握すべきものであるとする。

【前提】（事前評価書P5に記載）

①販売台数：255万台（登録車）

※日本自動車工業会の平成23年度市場見通し台数、及び平成19年度以降の自動車市場の減少率（▲4.7%/年）を用いて推計。

②平成24年度の販売台数に占める次世代自動車、2015年度燃費基準超過達成車の割合：

・次世代自動車	20.1%
・2015年度燃費基準+20%超過達成車	9.0%
・2015年度燃費基準+10%超過達成車	20.4%
・2015年度燃費基準達成車	49.5%
合計	49.5%

※自動車メーカーからのヒアリングに基づき推計。

③一台あたり自動車税額：38,349円

※平成22年度の排気量別の自動車販売台数を用いて、一台当たりの平均税額を推計。

【減収額（軽課）試算】

① 適用台数

・平成24年度  
255万台 × 49.5% ≒ 126万台（α）  
・平成25年度  
α × 2年分 ≒ 252万台  
・平成26年度  
α × 3年分 ≒ 378万台

② 減収額

・免税  
255万台 × 20.1% × 38,349円 × 100% ≒ 197億円  
・75%軽減  
255万台 × 9.0% × 38,349円 × 75% ≒ 66億円  
・50%軽減  
255万台 × 20.4% × 38,349円 × 50% ≒ 100億円  
→ 合計  
197億円 + 66億円 + 100億円 ≒ 362億円

→ 措置期間中の減収額見込み

平成24年度 362億円（β）  
平成25年度 724億円（β×2年分）  
平成26年度 1086億円（β×3年分）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	車体課税の抜本的見直し(自動車税のグリーン化関連) (地方税法附則第12条の3、地方税法施行規則附則第5条・第5条の2)										
2	要望の内容	<p>車体課税の抜本的見直しとして自動車重量税(国税)の廃止、自動車取得税(地方税)の廃止を要望しており、この実現を前提に、自動車税において環境対応車への優遇措置を講じる。(詳細は下記のとおり。)</p> <p>○次世代自動車、排ガス基準及び2015年度燃費基準に照らして、以下のとおり段階的に減免措置を講じる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象車</th> <th>軽減率等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・次世代自動車※</td> <td>免税</td> </tr> <tr> <td>・2015年度燃費基準を20%超過達成したもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・2015年度燃費基準を10%超過達成したもの</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>・2015年度燃費基準を達成したもの</td> <td>50%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>※次世代自動車:ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車</p> <p>○減免措置は、新規登録から3年間適用する。</p> <p>○現在、自動車税のグリーン化において措置している重課は、これを維持する。(平成23年度増収見込額 241億円)</p> <p>○中量車、重量車についても、上記措置を踏まえた減免措置を講じる。</p>	対象車	軽減率等	・次世代自動車※	免税	・2015年度燃費基準を20%超過達成したもの		・2015年度燃費基準を10%超過達成したもの	75%軽減	・2015年度燃費基準を達成したもの	50%軽減
対象車	軽減率等											
・次世代自動車※	免税											
・2015年度燃費基準を20%超過達成したもの												
・2015年度燃費基準を10%超過達成したもの	75%軽減											
・2015年度燃費基準を達成したもの	50%軽減											
3	担当部局	製造産業局自動車課										
4	評価実施時期	平成23年9月										
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>(自動車税のグリーン化の経緯)</p> <p>○平成13年度創設</p> <p>○平成15年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年排出ガス基準達成車のうち☆車を軽課対象から除外</li> <li>・軽減措置を新規登録から2年間から1年間に短縮</li> </ul> <p>○平成16年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年排出ガス基準値に見直し</li> </ul> <p>○平成18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃費基準超過達成値を+20%及び+10%に変更</li> </ul> <p>○平成20年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メタノール自動車を除外</li> <li>・燃費基準超過達成値を+25%及び+15%に変更</li> </ul> <p>○平成22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラグインハイブリッド自動車を追加</li> <li>・燃費基準+15%超過達成車を対象から除外</li> </ul>										

6	適用又は延長期間	平成24年度～平成26年度
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成23年度税制改正大綱等に基づき、車体課税を簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的に見直す。</li> <li>活力ある国内自動車市場の存在は、自動車メーカーが国内に立地し続ける基盤。国内市場を活性化させ、自動車産業の国内立地を維持することにより、産業空洞化を回避し、地方を含む日本経済全体の活性化を図る。</li> <li>環境・エネルギー制約に対応するため、次世代自動車をはじめとする環境性能に優れた自動車の普及促進を図る。特に次世代自動車は、我が国自動車産業が先行して開発、市場投入しており、有望な成長分野。普及拡大により更なる競争力強化を図る。</li> <li>乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大で70%とすることを目指す。同様に、先進環境対応車(ポスト・エコカー)について、2020年において乗用車の新車販売に占める割合を80%とすることを目指す。</li> </ol> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○京都議定書目標達成計画(平成20年3月) 燃費性能の優れた自動車やクリーンエネルギー自動車の普及等の対策・施策を推進する。</li> <li>○低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月) 次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等)について、2020年までに新車販売のうち2台に1台の割合で導入するという野心的な目標の実現を目指す。</li> <li>○エネルギー基本計画(平成22年6月) 必要な政策支援を積極的に講じた場合における、乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大で70%とすることを目指す。同様に、先進環境対応車(ポスト・エコカー)について、2020年において乗用車の新車販売に占める割合を80%とすることを目指す。</li> <li>○新成長戦略(平成22年6月) ・次世代自動車(エコカー等)の普及促進 ・購入補助や環境負荷に応じた税制上のインセンティブの付与 ・新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%に</li> <li>○平成23年度税制改正大綱(平成22年12月) 車体課税については、エコカー減税の期限到来時まで、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、当分の間として適用されている税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的見直しを検討します。</li> <li>○所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律13号) 附則第104条第3項 四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率(租税特別措置法及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則に基づく特例による税率をいう。)を含む税率の在り方を総合的に見直し、負</li> </ul>

		<p>担の軽減を検討すること。</p> <p>○政府税制調査会「社会保障改革案に対する意見」 (平成 23 年 6 月 16 日) 別添 1「税制調査会において各委員から出された主な意見」 ・個別間接税である自動車取得税、印紙税、その他不動産流通課税については、廃止を含め抜本的な見直しを行うべき。 ・自動車取得税やガソリン関係諸税について、消費税との二重課税の問題が指摘されている。消費税率引き上げの際には、消費者への過度な負担とならないよう、二重課税の問題についても検討していくことが必要。 ・車体課税の抜本的見直しは、エコカー減税が平成 23 年度末で切れるので、法律の文章からいっても欠くべからざるもの。 ・車体課税については、平成 23 年度税制改正大綱を踏まえ、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で、抜本的に見直ししていくべき。 ・国内の自動車生産を維持し、雇用を守るため、自動車市場活性化が喫緊の課題。車体課税については、産業の空洞化を回避する観点から、当分の間として措置された税率を含め、思い切った簡素化・負担の軽減が図られなければならない。</p> <p>○政府・与党社会保障改革検討本部決定 「社会保障・税一体改革案」(平成 23 年 6 月 30 日) ・併せて、消費税制度の信頼性を確保するための一層の課税の適正化を行うほか、消費税と個別間接税の関係等の論点について検討する。 ・車体課税については、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で見直しを検討する。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>① 平成 23 年度税制改正大綱等に基づき、車体課税の簡素化、グリーン化、負担の軽減を実現。</p> <p>② 国内市場の活性化、自動車産業の国内立地維持による産業空洞化の回避。地方を含む日本経済全体の活性化。</p> <p>③ 環境性能に優れた自動車の普及促進。</p> <p>乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020 年までに最大で 50%、2030 年までに最大で 70%とすることを旨とする。同様に、先進環境対応車(ポスト・エコカー)について、2020 年において乗用車の新車販売に占める割合を 80%とすることを旨とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>&lt;自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)&gt; 平成 18 年度 141 万台 平成 19 年度 164 万台 平成 20 年度 118 万台 平成 21 年度 220 万台 平成 22 年度 177 万台</p>

		<p>&lt;新車販売台数に占める次世代自動車の割合(経済産業省調べ)&gt; 平成 20 年度 2.6% 平成 21 年度 9.8% 平成 22 年度 10.5%</p> <p>&lt;保有台数に占める次世代自動車の割合(国土交通省)&gt; 平成 20 年度 1.2% 平成 21 年度 1.6% 平成 22 年度 2.8%</p> <p>&lt;国内自動車販売台数の推移(日本自動車工業会データベース)&gt; 平成 18 年度 562 万台 平成 19 年度 532 万台 平成 20 年度 470 万台 平成 21 年度 488 万台 平成 22 年度 460 万台</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>○平成 23 年度税制改正大綱等において、「車体課税については、エコカー減税の期限到来時まで、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、当分の間として適用されている税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。」と明記されており、この実現を図る。</p> <p>○平成 22 年度において、新車登録の約 6 割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっており、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p>&lt;自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)&gt; 平成 18 年度 141 万台 平成 19 年度 164 万台 平成 20 年度 118 万台 平成 21 年度 220 万台 平成 22 年度 177 万台</p> <p>○エコカー減税(平成 21 年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、自動車税グリーン化とあわせて、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p>&lt;新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(経済産業省調べ)&gt; 平成 21 年度 64.7% 平成 22 年度 76.0%</p>
8	有効性等	① 適用数等
		<p>&lt;自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)&gt; 平成 18 年度 141 万台 平成 19 年度 164 万台 平成 20 年度 118 万台 平成 21 年度 220 万台 平成 22 年度 177 万台</p>

	<p>本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用要件を満たす全ての自動車を対象であるため、特定の者に偏ってはいない。</p>																								
② 減収額	<p>○過去5年間の軽課額試算 ○過去5年間の重課額試算</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 17 年度 ▲200 億円</td> <td>平成 18 年度 172 億円 (17 年度登録)</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度 ▲172 億円</td> <td>平成 19 年度 193 億円 (18 年度登録)</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度 ▲224 億円</td> <td>平成 20 年度 203 億円 (19 年度登録)</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度 ▲192 億円</td> <td>平成 21 年度 205 億円 (20 年度登録)</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度 ▲224 億円</td> <td>平成 22 年度 211 億円 (21 年度登録)</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度 ▲249 億円</td> <td>平成 23 年度 241 億円 (22 年度登録)</td> </tr> </table> <p>(国土交通省試算) (国土交通省試算)</p> <p>○平成 24 年度以降の減収見込額</p> <p>平成 24 年度 ▲362 億円 平成 25 年度 ▲724 億円 平成 26 年度 ▲1086 億円 (経済産業省試算)</p> <p>※積算根拠</p> <p>①販売台数 : 255 万台(登録車)</p> <p>※日本自動車工業会の平成 23 年度市場見通し台数、及び平成 19 年度以降の自動車市場の減少率(▲4.7%/年)を用いて推計。</p> <p>②販売台数に占める次世代自動車、2015 年度燃費基準超過達成車の割合:</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>軽減率等</th> <th>対象車</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免税対象</td> <td>・次世代自動車 ・2015 年度燃費基準+20%超過達成車</td> <td>20.1%</td> </tr> <tr> <td>▲75%軽減</td> <td>・2015 年度燃費基準+10%超過達成車</td> <td>9.0%</td> </tr> <tr> <td>▲50%軽減</td> <td>・2015 年度燃費基準達成車</td> <td>20.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象車の割合は自動車メーカーからのヒアリングに基づき推計。</p> <p>③一台あたり自動車税額 : 38,349 円</p> <p>※平成 22 年度の排気量別の自動車販売台数を用いて、一台当たりの平均税額を推計。</p>	平成 17 年度 ▲200 億円	平成 18 年度 172 億円 (17 年度登録)	平成 18 年度 ▲172 億円	平成 19 年度 193 億円 (18 年度登録)	平成 19 年度 ▲224 億円	平成 20 年度 203 億円 (19 年度登録)	平成 20 年度 ▲192 億円	平成 21 年度 205 億円 (20 年度登録)	平成 21 年度 ▲224 億円	平成 22 年度 211 億円 (21 年度登録)	平成 22 年度 ▲249 億円	平成 23 年度 241 億円 (22 年度登録)	軽減率等	対象車	割合	免税対象	・次世代自動車 ・2015 年度燃費基準+20%超過達成車	20.1%	▲75%軽減	・2015 年度燃費基準+10%超過達成車	9.0%	▲50%軽減	・2015 年度燃費基準達成車	20.4%
平成 17 年度 ▲200 億円	平成 18 年度 172 億円 (17 年度登録)																								
平成 18 年度 ▲172 億円	平成 19 年度 193 億円 (18 年度登録)																								
平成 19 年度 ▲224 億円	平成 20 年度 203 億円 (19 年度登録)																								
平成 20 年度 ▲192 億円	平成 21 年度 205 億円 (20 年度登録)																								
平成 21 年度 ▲224 億円	平成 22 年度 211 億円 (21 年度登録)																								
平成 22 年度 ▲249 億円	平成 23 年度 241 億円 (22 年度登録)																								
軽減率等	対象車	割合																							
免税対象	・次世代自動車 ・2015 年度燃費基準+20%超過達成車	20.1%																							
▲75%軽減	・2015 年度燃費基準+10%超過達成車	9.0%																							
▲50%軽減	・2015 年度燃費基準達成車	20.4%																							
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年度～平成 26 年度)</p> <p>○平成 22 年度において、新車登録の約 6 割が自動車税グリーン化の軽減対象車となり、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p>&lt;自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)&gt;</p>																								

	<p>平成 18 年度 141 万台 平成 19 年度 164 万台 平成 20 年度 118 万台 平成 21 年度 220 万台 平成 22 年度 177 万台</p>
	<p>○エコカー減税(平成 21 年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、自動車税グリーン化とあわせて、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p>&lt;新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(経済産業省調べ)&gt;</p> <p>平成 21 年度 64.7% 平成 22 年度 76.0%</p> <p>○平成 24 年度において、新車販売の約 5 割が減免の対象となることが見込まれており、環境性能に優れた自動車の普及促進効果は大きい。</p>
	<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年度～平成 26 年度)</p> <p>○平成 22 年度において、新車登録の約 6 割が軽減対象車となり、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p>&lt;自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)&gt;</p> <p>平成 18 年度 141 万台 平成 19 年度 164 万台 平成 20 年度 118 万台 平成 21 年度 220 万台 平成 22 年度 177 万台</p>
	<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(平成 20 年度～平成 26 年度)</p> <p>○エネルギー基本計画等において、「必要な政策支援を積極的に講じた場合における、乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020 年までに最大で 50%、2030 年までに最大で 70%とすることを目指す。同様に、先進環境対応車(ポスト・エコカー)について、2020 年において乗用車の新車販売に占める割合を 80%とすることを目指す。」という目標を掲げているが、これは必要案政策支援を積極的に講じた場合の野心的な目標のため、本措置が講じられなかった場合は、この目標の達成は困難。</p> <p>○自動車税グリーン化の導入により、環境性能に優れた自動車の普及は着実に進展しており、平成 22 年度では、新車登録の約 6 割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっている。本措置が講じられなかった場合には、これまでの水準の維持は困難。</p> <p>&lt;自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)&gt;</p> <p>平成 18 年度 141 万台 平成 19 年度 164 万台 平成 20 年度 118 万台 平成 21 年度 220 万台 平成 22 年度 177 万台</p>

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年度～平成26年度)</p> <p>○平成22年度において、新車登録の約6割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっており、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p>＜自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)＞</p> <p>平成18年度 141万台 平成19年度 164万台 平成20年度 118万台 平成21年度 220万台 平成22年度 177万台</p> <p>○エコカー減税(平成21年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、自動車税グリーン化とあわせて、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p>＜新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(経済産業省調べ)＞</p> <p>平成21年度 64.7% 平成22年度 76.0%</p> <p>○平成24年度において、新車販売の約5割が減免の対象となることが見込まれており、環境性能に優れた自動車の普及促進効果は大きい。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>○平成23年度税制改正大綱等において、「車体課税については、エコカー減税の期限到来時まで、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、当分の間として適用されている税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。」と明記されている等、これまでも様々な閣議決定等において税制上の措置を講じることは政府の方針となっている。</p> <p>○エコカー減税(平成21年度から措置)等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による効果は大きい。そのため、税制上の優遇措置を講じることが妥当。</p> <p>＜新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(経済産業省調べ)＞</p> <p>平成20年度 35.7% 平成21年度 64.7% 平成22年度 76.0%</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>○クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金</p> <p>ー平成23年度予算額:282.1億円</p> <p>ー電気自動車等の購入者に対し、ベース車両との価格差の1/2以内を補助</p> <p>※環境・エネルギー制約への対応の観点から、優れた環境性能を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車の普及促進を図る。</p> <p>次世代自動車は環境対策と経済成長を実現していく上で重要な分野。特</p>

		<p>に、補助対象の電気自動車等は、既に量産を開始するなど我が国が世界を先行。補助事業を通じて初期需要を創出し、量産による価格低減を通じた自律的市場の早期確立を目指している。一方、今後数年で各国メーカーも参入を計画しており、支援を緩めれば、現在の優位性を喪失するおそれ。</p> <p>そのため、購入補助と税制措置をあわせて実施することにより、一層強力に普及拡大を図り、環境対策と競争力強化の実現を目指す。</p>
	④ 地方公共団体が協力する相当性	<p>① 道路特定税源の廃止により、自動車取得税及び自動車重量税は課税根拠を喪失したにも関わらず、取得段階では消費税と自動車取得税の二重課税となっており、保有段階でも自動車重量税のほかに自動車税(又は軽自動車税)の2つの税が課されており、複雑かつ過大な負担を強いている。特に移動手段を車に依存せざるをえず、複数台を保有する場合は多い地方ほど負担が重い。</p> <p>② 国内自動車市場はバブル期をピークに縮小傾向が続いており、近年は年率4～5%の減少(1990年度:780万台→2010年度:460万台)。活力ある国内市場は自動車産業が国内に立地し続ける基盤であり、国内市場が縮小し続ければ国内生産体制の維持は困難となり、産業空洞化は避けられない。さらに急激な円高により、国内自動車市場の活性化の必要性が高まっている。</p> <p>③ 自動車産業は裾野が広く、他産業への波及効果も極めて大きい。また、関連産業を含めて500万人超(全就業人口の約1割)の雇用を生み出している基幹産業。自動車産業の活性化は、関連産業全体の活性化につながり、ひいては地方を含む日本経済全体の活性化につながる。</p> <p>④ 上記のとおり、車体課税の負担軽減、環境対応車の普及促進を通じた国内自動車市場の活性化は、地方経済の活性化にも資する。</p> <p>⑤ また、環境性能に優れた自動車の普及は、国全体で取り組むべき温暖化対策や、地域住民の生活に直結する大気汚染防止の観点からも重要な施策であることから、地方公共団体に協力を求めることは妥当。</p>
10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成19年度事後評価書 (26. エネルギーの高度利用・エネルギー源の多様化)</p> <p>平成20年度事後評価書 (15. ものづくり産業振興)</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（電気供給業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「同発電電力量に占める火力発電電力量割合及び電気料金軽減額推移」は、国のエネルギー政策等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
    - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。
    - 適用数の過去の実績について把握しているが、適用され得る装置の全体数からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明されていない。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]
    - 減収額の実績と効果を対比すべきところ、本租税特別措置等の必要性が定性的に説明されるにとどまり、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
  - 将来の見込み]
    - 減収額と効果を対比すべきところ、本租税特別措置等の必要性が定性的に説明されるにとどまり、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 減収額の将来推計について、平成 24 年度だけ把握されているが、24 年度だけでは、適用額の将来推計がどの程度見込まれているかが明らかでないため、減収額の見込みが不透明である。
      - 達成目標の実現状況の将来予測について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
  - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）  
 エネルギー政策基本法においては「安定供給の確保」「環境への適合」及びこれらを十分考慮した上での「市場原理の活用」をエネルギー政策の基本方針とすることが定められている。また、エネルギー基本計画において、安定供給の確保・環境への適合・経済効率性の確保と整合したベストミックスを追求することが重要であるとされており、火力発電については、安定供給及び経済性の確保の観点や、再生可能エネルギー由来の電気の大量導入時の系統安定化対策において、今後とも必要不可欠であるとされている。
- ④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）  
 エネルギー基本計画においても必要不可欠とされている、火力発電の安定的な活用のために、本租税特別措置等については、継続して適用することが必要である。また、本措置による減収相当額については、電気料金の原価に織り込まれておらず、安定的かつ低廉なエネルギー供給という目的の実現に資することとなっており、今後も、引き続き措置を継続することが必要。
- ⑤ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 汽力発電装置において軽油を消費するためには、大規模な設備が必要であるという事業の特性から、適用数が著しく増減することは考えにくく、20年度以前も、ほぼ同数の事業者が措置を適用していたものと見込まれる。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 適用量については、事業者から聴取しており、従来と比して大きく減る見込みとはなっていない。また、ガスタービン発電装置の用途については、東日本大震災の影響で、東京電力・東北電力において、合計約185万kWの設備が設置される予定であり、大幅に使用量が増加する見込みとなっている。
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 減収額の推計に用いている適用量については、事業者から聴取している。また、電力供給不足対策として、火力発電の役割が高まってくることも考慮すれば、今後適用数が減少することは想定しにくい。また、ガスタービン発電装置の用途については、東日本大震災の影響で、東京電力・東北電力において、合計約185万kWの設備が設置される予定であり、大幅に使用量が増加する見込みとなっている。
- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
 他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(電気供給業)	
2	要望の内容	<p>【延長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</li> <li>① 汽力発電装置の助燃(軽油燃焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る)(H24年度:61億円)</li> <li>② ガスタービン発電装置の動力源の用途 (H24年度:205億円)</li> </ul> <p>に供する軽油について、1KLにつき32,100円(32.1円/L)の課税免除。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の内容</li> </ul> <p>電気供給業において軽油を上記の設備に使用する場合は、軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。</p>	
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課	
4	評価実施時期	平成23年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和32年創設 平成21年3年間の期限の設定	
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日(3年間)	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分考慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>平成7年以降、電気事業の自由化が進展しているが、なお、全需要の約4割にあたる家庭用電灯や低圧の業務用電力については規制がなされている。当該規制部門においては料金規制が行われており、総括原価を通じて、適正な料金の設定が行われているところであるが、それゆえ電気料金は公益性を有しており、国の施策としても、電気料金原価の低廉化・安定化に努めることが使命である。</p> <p>本措置による免税額は、電気料金原価の低廉化を通じて需要家に還元されているところであり、逆に言えば、本措置が廃止された場合、免税額分を需要家が負担することになってしまう。従って、本措置については、国民生活や産業活動の基礎である電気料金の低廉化・安定化という目的のため、なお、存続する必要がある。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策名：資源エネルギー・環境政策
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>電源について、安定的な供給の確保、環境への適合、経済効率性の確保と整合したベストミックスを追求していく。</p> <p>下記に示すとおり、一時的に汽力発電比率に偏りが生じたことはあるが、電</p>

源を効率的に活用してきている。また、汽力の助燃に当たっては、助燃用途として考え得る燃料(重油)と比べ排出係数の低い軽油を用い環境適合を図っている。本政策目的は一過性のもではなく、継続して行うことが重要であり、そのためには引き続き措置することが必要である。

<参考:総発電電力量に占める電源(汽力・原子力)別発電電力量割合>  
(単位:%)

	H18	H19	H20	H21	H22
汽力	59.0	65.8	64.8	61.8	60.3
原子力	31.1	26.2	26.9	30.2	31.4

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》  
総発電電力量に占める汽力発電電力量割合及び電気料金軽減額推移

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  
原子力発電はベース電源として、また、汽力発電はピーク需要に対応するための電源として、どちらも必要不可欠な電源であり、安定供給を確保するために双方の電源において過不足無く発電することが重要である。現在並の水準を維持することにより、安定供給の確保に資する。  
汽力発電装置の助燃の役割をする軽油は、着火性が高く、始動が容易であり、燃料中に不純物を含まず粘度が適当であるため、噴霧がしやすい。上記目的達成のために無くてはならない燃料である。

⑧ 有効性等  
①: 適用数等  
適用件数: 61社(汽力発電装置: 50件、ガスタービン発電装置 11件)  
(平成21年度実績値、出典: 総務省による道府県課税状況調査)  
適用対象者: 一般電気事業者、卸電気事業者等

<適用量について>  
○汽力発電装置の用途 (単位: 百万円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
使用量	169,814	167,042	189,705	209,761	199,615	192,584	194,497

○ガスタービン発電装置の動力源の用途 (単位: 百万円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
使用量	8,485	31,187	12,574	4,335	2,129	166,000	638,000

※一般電気事業者及び卸電気事業者より聞き取り。  
※数値については、H18~H22年度は実績値であり、H23,H24年度は推計値を記載。

②: 減収額

○汽力発電装置の用途 (単位: 百万円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
免税額	5,451	5,362	6,089	6,733	6,407	6,181	6,243

○ガスタービン発電装置の動力源の用途 (単位: 百万円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
免税額	272	1,001	403	139	88	5,328	20,479

※一般電気事業者及び卸電気事業者より聞き取り。  
※数値については、H18~H22年度は実績値であり、H23,H24年度は推計値を記載。  
※免税額(百万円) = 軽油使用量 × 税率(32,100円/kl)

③: 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成18年度~平成26年度)  
現在使用されている軽油は、温暖化対策の推進に関する法律におけるCO<sub>2</sub>排出係数が2.58tCO<sub>2</sub>/kl、他方、代替燃料として考え得る重油(A重油)を助燃燃料として用いて発電を行うとすると(同量の重油量を用いる場合及び熱量補正をかけた場合)、CO<sub>2</sub>排出係数は2.71tCO<sub>2</sub>/klとなっており、軽油を助燃燃料として用いる場合よりも多量のCO<sub>2</sub>を排出することとなり、環境への適合という側面に反する。  
過去から現時点まで助燃燃料として軽油を使用してきたこと、上記理由から、継続的に政策目的を実現している。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成18年度~平成26年度)  
<総発電電力量に占める汽力発電電力量割合(参考: 原子力発電比率)>  
(単位:%)

年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)
汽力発電比率	59.0	65.8	64.8	61.4	60.3
原子力発電比率	31.1	26.2	26.9	30.2	31.4

出典: 電力調査統計月報  
※一般電気事業者・卸電気事業者・特定電気事業者・特定規模電気事業者計  
※汽力発電には地熱発電を含まない。

上記に示す通り、一時的に汽力発電比率に偏りが生じたことはあるが、電源を効率的に活用してきている。また、汽力の助燃に当たっては、助燃用途として考え得る燃料(重油)と比べ排出係数の低い軽油を用い環境適合を図っている。本政策目的は一過性のもではなく、継続して行うことが重要であり、そのためには引き続き措置することが重要である。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成18年度~平成26年度)  
本措置による免税額は、電気料金原価の低廉化を通じて需要家に還元されているところであり、逆に言えば、本措置が廃止された場合、免税額分を需要家が負担することとなり、負担増となる。従って、本措置については、国民生活や産業活動の基礎である電気料金の低廉化・安定化という目的のため、なお、存続する必要がある。

《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成18年度~平成26年度)  
軽油は、着火性が高く、始動が容易であり、燃料中に不純物を含まず粘度が適当であるため、噴霧がしやすく、汽力発電を円滑に行うために必要不可欠である。単価の安い重油ではなく、軽油を助燃用に用いているのはそのため

			あり、それは、安定供給を確保することと環境への適合を図ることの双方の目的を達成するための有効な手段である。 また、現在、電気事業営業費用に占める、燃料費の割合は約30%にのぼり、多額の燃料費が必要であることが確実となっている。特に、公共料金規制のある電気事業については、料金の値上げの抑制及び安定化を図り、需要家の負担を最小にする必要がある。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置については、元来、道路との関連がなかったことから免税されていたが、平成21年に道路特定財源から一般財源化されたことに伴い、原料用途以外は附則により激変緩和措置的に時限措置とされたものである。 しかし、電気供給業における用途については、現在、環境への付加等を踏まえると燃料の代替性がなく、また、今後の汽力発電ニーズも引き続き高い。汽力発電の調整力・機動力の観点から、軽油は引き続き必要となる。その際の影響額も無視できるものではない。 また、ガスタービン発電装置の用途については、これまでは使用量は少なかったものの、東日本大震災の影響で東京電力・東北電力は使用量が大幅に増加することにより、全体として大幅な増加が見込まれる。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本措置については、元来、道路との関連がなかったことから免税されていたが、平成21年に道路特定財源から一般財源化されたことに伴い、原料用途以外は附則により激変緩和措置的に時限措置とされたものである。 しかし、電気供給業における用途については、現在、環境への付加等を踏まえると燃料の代替性がなく、また、今後の汽力発電ニーズも引き続き高い。汽力発電の調整力・機動力の観点から、軽油は引き続き必要となる。その際の影響額も無視できるものではない。 また、ガスタービン発電装置の用途については、これまでは使用量は少なかったものの、東日本大震災の影響で東京電力・東北電力は使用量が大幅に増加することにより、全体として大幅な増加が見込まれる。
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除措置の特例措置（地熱資源）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「掘削コストの低減」は、軽油の価格等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、減収額の実績と効果をそれぞれ述べるにとどまり、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標（掘削コストの低減）の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、減収額の見込みと効果をそれぞれ述べるにとどまり、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標（掘削コストの低減）実現状況の将来予測について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

## 【点検結果表の別紙】

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>」欄への補足説明）  
掘削コストの低減を図ることを目標としており、この目標のためには本租税特別措置を引き続き実施する必要がある。
- ④ 測定指標の設定（評価書中7③「<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>」欄への補足説明）  
地熱発電所の総事業費に占める井戸の掘削費用の割合は約44%、また、発電所運転開始後15か年に要する経費に占める井戸の掘削費用の割合は約61%であり、掘削費用は、総事業費の大半を占めている。一方、掘削技術は成熟しており、技術開発による掘削コストの低減がほとんど見込めないことから、本租税特別措置による掘削コストの低減が効果的である。  
※ 掘削費用の割合は、21世紀に向けた発電技術懇話会地熱部会中間報告（平成8年11月）におけるコストモデルより算定した。  
地熱発電所の総事業費に占める井戸の掘削費用の割合  
＝井戸の掘削費用÷総工事費  
＝21,107百万円÷48,260百万円×100  
＝44%  
地熱発電所運転開始後15年間の経費全体（地熱発電所運営コスト）に占める井戸の掘削費用の割合  
＝井戸の掘削費用÷地熱発電所運転開始後15年間の経費  
＝28,867百万円÷47,284百万円×100  
＝61%
- ⑤ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
本租税特別措置等の適用数（法人数）は、平成18年度3社、平成19年度3社、平成20年度2社、平成21年度4社、平成22年度1社である。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
適用数（法人数）は例年3～4社程度と一定であり、適用量も500kL～800kLで安定している。電気事業用の地熱発電所を運営する事業者は9社であり、地熱用井戸の掘削頻度からみて僅少ではない。地熱用井戸は、井戸を通過する蒸気の性質により蒸気量の減衰量が異なるため、発電所によって井戸の掘削頻度も異なってくる。結果として、掘削頻度の高い地熱発電所がある。よって、想定外に特定の者に偏っていることは無い
- ⑦ 適用数の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
将来推計は次のとおり。なお、事業者へ掘削計画における適用量のヒアリングによりその合計を将来推計とした。平成23年度3件734kL、平成24年度3件734kL

- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
将来推計は次のとおり。なお、事業者へ掘削計画における適用量のヒアリングによりその合計対して課税率を乗じて将来推計とした。  
平成23年度24百万円(=734kL×32,100円/kL)、平成24年度24百万円(=734kL×32,100円/kL)
- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「<税収減を是認するような効果の有無>」欄への補足説明）  
減収額の実績は、平成18年度17百万円、平成19年度26百万円、平成20年度19百万円、平成21年度29百万円、平成22年度21百万円であり、その低減状況はそれぞれ平成18年度1.55%、平成19年度1.78%、平成20年度1.63%、平成21年度1.29%、平成22年度1.80%
- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「<税収減を是認するような効果の有無>」欄への補足説明）  
減収額予測は次のとおり平成23年度24百万円、平成24年度24百万円。また、効果は掘削コストの低減が目標であり、そのコスト至近5か年の実績から約1.6%程度減少すると見込んでいる。また、④に記載のとおり、総事業費の大半を占める掘削費用の削減は効果的である。よって、本租税特別措置による掘削コストの低減が効果的である。  
・地熱発電所新設する場合のコスト全体への低減効果 0.7%（＝44%×1.6%）  
・地熱発電所運転経費のコスト全体への低減効果 1.0%（＝61%×1.6%）
- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
将来の地熱発電所設置に向けた地熱資源探査に係る事項について平成24年度予算要求を行っている。本租税特別措置は、運転中の地熱発電所の蒸気減衰等により出力が低下するという課題に対して、掘削に必要な燃料費負担の低減が目的となっている点からも必要かつ適切と考えている。
- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
将来の地熱発電所設置に向けた地熱資源探査に係る事項について平成24年度予算要求を行っている。他方、本租税特別措置は、運転中の地熱発電所の蒸気減衰等により出力が低下するという課題に対して、掘削に必要な燃料費負担を低減することを目的としており、明確な役割分担がされている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除措置の特例措置(地熱資源)
2	要望の内容	地熱資源の開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途に対する軽油引取税の課税免除(延長)
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課
4	評価実施時期	平成 23 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○昭和55年度(創設) 課税免除対象用とは「地熱資源開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途」 ○平成21年度法制改正により軽油引取税は目的税(道路特定財源)から普通税に改められたことにより用途制限が廃止。課税免除措置については3年間で(平成21年度～平成23年度末)存続。
6	適用又は延長期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日(3年間)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の電力の安定供給に寄与し、加えて地熱発電を含めた再生可能エネルギーの推進を図る。 《政策目的の根拠》 2020年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について10%に達することを目指す。(エネルギー基本計画(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定))
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策軸: 資源エネルギー・環境政策
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地熱資源獲得を推進するため、本特例措置により掘削コストを低減させる。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 総掘削費用に対する減収額の割合を測定指標として評価する。 本特例措置を適用した場合、地熱資源獲得に係る掘削コストは約 1.6%程度減少することが見込まれる。(事業者からの聞き取りによる。) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  地熱発電は、開発コストが高いこと、蒸気減衰等により出力が低下するという課題があるため、本特例措置による事業者の負担軽減が不可欠。また、軽油取引価格は平成17年度頃より高値での推移しており、本措置は掘削コスト低減に有効である。税制の特例措置を講じなかった場合、掘削に係るコストが発電所建設のコストとして計上されることにより、発電単価が増大する。 我が国における再生可能エネルギーの導入促進を図る上で本税制の適用が必要。掘削コスト削減実績は、2010 年度 1.8%、2009 年度 1.3%、2008 年度 1.6%であった。

8	有効性等	①: 適用数等 適用量 平成 18 年度 530kL 平成 19 年度 824kL 平成 20 年度 584kL 平成 21 年度 913kL 平成 22 年度 648kL (事業者からの聞き取りによる。現在稼働中の地熱発電所は 18 地点である。)
		②: 減収額 平成 18 年度 17,009 千円 平成 19 年度 26,445 千円 平成 22 年度 20,804 千円 平成 20 年度 18,742 千円 平成 21 年度 29,320 千円 (事業者からの聞き取りによる。現在稼働中の地熱発電所は 18 地点である。)
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年 4 月～平成 27 年 3 月) 現在、地熱発電は全国で 18カ所、出力 53 万kWであり、その出力の維持等に寄与している。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年 4 月～平成 27 年 3 月) 本特例措置を適用した場合、地熱資源獲得に係る掘削コストは約 1.6%程度減少する。また、軽油取引価格は平成17年度頃より高値での推移しており、本措置は掘削コスト低減に有効である。  (参考) ・追加井 1 本の掘削コストに係る免税後における軽油コストの割合(実績) 平成 18 年度 3.51% 平成 19 年度 3.68% 平成 20 年度 4.67% 平成 21 年度 2.34% 平成 22 年度 3.69% (事業者からの聞き取りによる。)  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 20 年 4 月～平成 27 年 3 月) 本特例措置以外には、新規の発電所の建設及び追加掘削に対する支援がないことから、延長されなかった場合、建設コストの増大により、地熱発電の推進に悪影響を与える。また、本措置は至近5か年累計において 89%が東北地域において活用されており、復興再建に取り組む東北地域における電力の安定供給にも支障を生じる。全国的にも、地熱発電による発電量低下に伴って、化石燃料を使用する火力発電の発電量が増え、二酸化炭素排出量増加が見込まれる。  《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 20 年 4 月～平成 27 年 3 月) 本税制の活用を行うことにより、18 か所 53.5 万kW の地熱発電所の発電出力の維持等に貢献しており、再生可能エネルギーの導入促進に効果をあげている。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 税率の変更に伴う建設コストの増大は、地熱発電の推進に影響を及ぼす。なお、本措置は至近5か年累計において、89%が東北地域で活用されている。東北地域における電力の安定供給の観点からも妥当である。

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	施設に関わる技術者、開発者等が地域に集まることにより、資材・物流・建設等の面から地域経済へ貢献する。貢献内容として、当該地域における工事の発注並びに技術者及び開発者等の滞在に伴う宿泊施設の活用等地域経済の活性化が見込まれる。
10	有識者の見解	経済性の問題を理由として事業化を見送っている事業者に対して、開発インセンティブを与える上でコスト低減策は効果的である。(地熱発電に関する研究会・平成21年6月)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱さいバラス製造業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない		<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「鉱さいバラス製造業社数、鉱さいのリサイクル率、鉱さいによって削減されるCO2排出量」は、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に効果があると説明しているが根拠が不明であり、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に効果があると説明しているが根拠が不明であり、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄及び評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）  
鉾さいバラス製造業者が製造する鉄鋼スラグを活用した混合セメントの利用拡大は、京都議定書目標達成計画の中でも3R、CO2排出抑制のための対策の1つとして明確に位置づけられている。また、資源有効利用促進法においても、副産物に係る再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして、鉄鋼スラグが政令で指定されている。さらに、グリーン購入法においても、鉄鋼スラグ製品の多くが特定調達品目として指定されている。  
また、こうした政策目的を実現するために鉾さいバラス製造業者の安定的経営の確保が必要であることから、本租税特別措置等が「4取引・経営の安心」に位置づけられていることは適切と考える。
- ④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）  
鉾さいバラス製造業者数という指標は、鉾さいバラス製造業者の経営安定という達成目標を測定するための指標であり、会社の数を増やすことを達成目標としているわけではないため、会社数に目標値やその達成時期を設定することは困難。また、本租税特別措置等により、リサイクル率は現行で99%が確保されており、これに100%にするというような目標値を設定することは現実的ではなく、むしろ現行のリサイクル率を下げない状況を確認することが目標であることから、具体的な目標値の設定をしていないもの。CO2削減量についてもリサイクル率に連動するものであるため、同様の理由である。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
本租税特別措置等は、全ての鉾さいバラス製造業者が利用しており、原則として適用数＝鉾さいバラス製造業者数である。製造業者数は毎年毎年増減を繰り返すような性質のものではないため、適用数は何らかの計算式等によって推計算出されるものではない。また、景気動向等の不確実性の高い外生要因を製造業者数の将来推計に盛り込むような計算式を構築することは不可能。  
以上のことから、本措置が継続される場合には、適用数（＝製造業者数）は変わらないまま推移すると推定しているもの。
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
推計は業界ヒアリング等に基づき、過去数年の実績をベースに軽油使用量見込みから算出している。製造される鉾さいバラスの量は鉄鋼生産量に連動するものであり、その生産量は経済情勢の変化に影響されることから、将来見込みを正確に推計するのは困難である。
- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本租税特別措置等により、鉾さいバラス製造業者数は維持され、リサイクル率も約99%、CO2削減量は650万トンの効果が出ている。

- ⑭ 租税の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
製造される鉾さいバラスの量は鉄鋼生産量に連動するものであり、その生産量は経済情勢の変化に影響される。このため、鉾さいバラス製造業者が使用する軽油の見込量を正確に予測することは困難であり、予算措置等による対応は困難である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(鉱さいバラス製造業)
2	要望の内容	鉱さいバラス製造業を営む者の事業場内においてもつばら鉱さいの破碎、鉱さいバラスの集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に供する軽油について、1klにつき32,100円(32.1円/ℓ)の課税免除。
3	担当部局	製造産業局 鉄鋼課 製鉄企画室
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和39年度(創設) 課税免除対象用途は「鉱さいばらすの集積等のために使用する機械の動力源」  平成21年度税制改正により軽油引取税は目的税(道路特区財源)から普通税に改められたことにより、使用制限が廃止。課税免除措置については3年(平成21年度～平成23年度末)存続。
6	適用又は延長期間	延長 平成24年4月1日～平成27年3月31日(3年間)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ものづくり産業における基礎物資である鋼材の安定的な供給、安全・安心な国民生活や環境問題の解決につながるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現する。また、鉱さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO2排出削減を促進する。 《政策目的の根拠》 幅広い産業で活用される鋼材の生産工程において必然的に生じる副産物である鉱さいを再生資源に利用できるよう加工する鉱さいバラス製造業は、その半数以上が中小企業者であり、我が国の基幹産業である鉄鋼業の発展を支える重要な位置づけを担っている。また、鉱さいバラスは平成12年に制定されたグリーン購入法の公共工事における「特定調達物品」として指定され、土木資材として全国各地で有効利用されており、省資源・省エネルギーの観点からもリサイクル材としての役割はますます重要となってきている。 さらに、セメント、コンクリート骨材、道路路盤材等の材料として、安定的な鉱さいバラスの供給が、今後の東北地方の本格的な震災復旧・復興にも大きく資するものである。よって、本税制措置は必要不可欠である。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 4. 取引・経営の安心

8	有効性等	③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 鉱さいバラス製造業の経営安定及びセメント材料等へのリサイクルを通じた資源有効利用の促進、省エネルギー・省資源、CO2排出削減。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・鉱さいバラス製造業社数 ・鉄鋼製造工程で生成される鉱さいのリサイクル率 ・鉄鋼製造工程で生成される鉱さいによって削減されるCO2排出量 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  鉱さいバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、鉄鋼製造工程で生成される鉱さいのリサイクル率は99%であり、高炉セメント利用により1トンあたりのCO2排出量は40%削減でき、高炉セメントは年間1,500万トン生産されていることから資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用の促進が図られている。																						
		①: 適用数等 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>軽油使用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>15件</td> <td>16,106KL</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>15件</td> <td>17,850KL</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>15件</td> <td>18,162KL</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>15件</td> <td>17,134KL</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>16件</td> <td>15,389KL</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>16件</td> <td>16,928KL</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>16件</td> <td>16,928KL</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成23、24年度は推計値(鉄鋼スラグ協会調べ)</p>		件数	軽油使用量	平成18年度	15件	16,106KL	平成19年度	15件	17,850KL	平成20年度	15件	18,162KL	平成21年度	15件	17,134KL	平成22年度	16件	15,389KL	平成23年度	16件	16,928KL	平成24年度
	件数	軽油使用量																						
平成18年度	15件	16,106KL																						
平成19年度	15件	17,850KL																						
平成20年度	15件	18,162KL																						
平成21年度	15件	17,134KL																						
平成22年度	16件	15,389KL																						
平成23年度	16件	16,928KL																						
平成24年度	16件	16,928KL																						
	②: 減収額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>5.2億円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>5.7億円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>5.8億円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>5.5億円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>4.9億円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>5.4億円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>5.4億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成23、24年度は推計値(鉄鋼スラグ協会調べ)</p>		減収額	平成18年度	5.2億円	平成19年度	5.7億円	平成20年度	5.8億円	平成21年度	5.5億円	平成22年度	4.9億円	平成23年度	5.4億円	平成24年度	5.4億円							
	減収額																							
平成18年度	5.2億円																							
平成19年度	5.7億円																							
平成20年度	5.8億円																							
平成21年度	5.5億円																							
平成22年度	4.9億円																							
平成23年度	5.4億円																							
平成24年度	5.4億円																							

9	相当性	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成27年3月) 本措置により、鉱さいパラスの破砕、集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に使用される軽油に係る軽油引取税の課税が免除され、事業者の経営安定の確保と低廉かつ安定的な鋼材の供給が図られている。また、鉱さいパラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に大きく貢献している。《鉄鋼製造工程で生成される鉱さいの約99%が鉱さいパラスとしてリサイクルされている》。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成27年3月) ・鉱さいパラス製造業社数 16社 ・鉄鋼製造工程で生成される鉱さいのリサイクル率 99.2% ・鉄鋼製造工程で生成される鉱さいによって削減されるCO2排出量 650万t (平成22年度) 平成23年度以降は推計値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業者数</td> <td>15社</td> <td>15社</td> <td>15社</td> <td>15社</td> <td>16社</td> <td>16社</td> <td>16社</td> <td>16社</td> <td>16社</td> </tr> <tr> <td>リサイクル率</td> <td>99.0</td> <td>99.0</td> <td>98.8</td> <td>99.2</td> <td>99.2</td> <td>99.0</td> <td>99.0</td> <td>99.0</td> <td>99.0</td> </tr> <tr> <td>CO2削減量(万t)</td> <td>699</td> <td>694</td> <td>662</td> <td>599</td> <td>650</td> <td>661</td> <td>661</td> <td>661</td> <td>661</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成18年4月～平成27年3月) ・経営の悪化 鉱さいの安定的なリサイクルが行われなくなり、省エネルギー・省資源・CO2削減効果が損なわれるおそれ。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18年4月～平成27年3月) セメント、コンクリート骨材、道路路盤材等の材料として、安定的な鉱さいパラスの供給が、リサイクルを通じた省エネルギー・省資源・CO2削減効果を生み、加えて、今後の東北地方の本格的な震災復旧・復興にも大きく資するものである。</p>		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	製造業者数	15社	15社	15社	15社	16社	16社	16社	16社	16社	リサイクル率	99.0	99.0	98.8	99.2	99.2	99.0	99.0	99.0	99.0	CO2削減量(万t)	699	694	662	599	650	661	661	661	661
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																																
製造業者数	15社	15社	15社	15社	16社	16社	16社	16社	16社																																		
リサイクル率	99.0	99.0	98.8	99.2	99.2	99.0	99.0	99.0	99.0																																		
CO2削減量(万t)	699	694	662	599	650	661	661	661	661																																		
①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置が廃止され、軽油に課税された場合、その半数以上が中小企業者である鉱さいパラス製造業者の経営が悪化し、鉱さいの安定的なリサイクルが行われなくなるおそれがあり、こうした状況を回避するためにも、本制度は妥当である。また、鉱さいパラスは、セメント材料等として、石炭・石灰石の節約、省エネルギー、CO2排出量の削減に大きく寄与するとともに、平成12年に制定されたグリーン購入法の公共工事における「特定調達物品」にも指定されており、リサイクル材としての役割は極めて重要である。</p>																																										
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置はなし。</p>																																									

		③: 地方公共団体が協力する相当性	リサイクル材として安定的な鉱さいの利用は、最終処分される廃棄物の削減となり、地方公共団体が行う廃棄物処理の負担軽減に寄与する。
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（生コンクリート製造業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	○
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 政策目的（国の産業、経済の発展及び生コンクリート製造産業の雇用の安定）の根拠法令等が明らかにされておらず、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているのか疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「大幅な価格上昇の抑制、供給量の安定化、急激な雇用減の回避」は、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 

[過去の実績]

 ⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。  
 ⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

 ⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。  
 ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設における重要な基礎資材である生コンクリートが、低廉な価格でかつ品切れ等がなく安定的な供給が行われることが目標であり、特定の目標値及び時期における達成状況を設定・把握することは困難である。あくまで事後的な評価手法として、継続的な価格の安定が図られていることをもって、安定供給がなされていることを説明しており、今後も継続的な安定供給を図るためには、本租税特別措置等を引き続き実施する必要がある。

- ④ 測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設における重要な基礎資材である生コンクリートが、低廉な価格でかつ品切れ等がなく安定的な供給が行われることが目標であり、税制による価格誘導や供給量調整を行うことが目的ではない。需要に対応するための供給能力が常に確保され、継続的な安定供給を図るという観点からも、特定の時点のみ捉えて評価を行う性格のものではないため、特定の目標値及び達成時期を設定することは困難である。

- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

生コンクリート製造業は中小企業比率が99%と大きいため、本租税特別措置等の適用が特定の大企業に偏ったものとはなっていない。

また、生コンクリート製造業の場合、軽油引取税の課税免除の特例対象となる事業者は、地方税法施行令附則第10条の二の二第6項の規定により、「製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く」とされており、全ての生コンクリート製造事業者が対象とはなっていない。

その一方、上記の適用条件（コンクリートミキサー車を自社保有していない社）に合致した事業者での適用は決して少ないものではなく、当課で生コンクリート製造事業者を対象に実施したアンケート調査では、コンクリートミキサー車を保有していない事業者のうち、45%程度の事業者が本制度を適用しているとの回答があり、相当数の事業者が適用していると言える。

- ⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設における重要な基礎資材である生コンクリートが、低廉な価格でかつ品切れ等がなく安定的な供給が行われることが目標である。そのような中、事後的な評価手法として、継続的な価格の安定が図られている事実を用いて、生コンクリートの安定供給を説明したところであるが、これは品不足等による価格高騰などがなく需要量に対して供給量が安定的に推移したことを表しているものと考えている。

- ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

これまで安定した価格で推移してきたことから、将来においても本租税特別措置等の効果により、低廉かつ安定的な供給が行われ、品不足等による価格高騰などが発生しない安定した供給が見込まれる。

- ⑭ 租税の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

公共事業や民間の建築事業等の需要量に応じて生産量が左右される生コンクリートについて、その生産量を予め予測できないことから補助金等の予算措置による対応は困難である。

- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（生コンクリート製造業）
2	要望の内容	生コンクリート製造業を営む者の事業場内において、専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフト等の機械の動力源の用途に供する軽油について、1 kLにつき 32,100 円（32.1 円/L）の課税免除の延長。
3	担当部局	製造産業局住宅産業課業建材課
4	評価実施時期	平成 23 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 13 年度 創設 平成 21 年度 3 年間延長
6	適用又は延長期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日（3 年間）
	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 土木・建築用の重要な基礎資材である生コンクリートを円滑かつ低廉に供給することにより、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設を促進し、我が国産業、経済の発展を図るとともに、中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定を通じてこれら産業での雇用の安定を図る</p> <p>《政策目的の根拠》 生コンクリートは、社会資本整備や土木建築分野に不可欠な基礎資材であり、道路や橋、鉄道、空港・港湾等のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。 一方、こうした生コンクリートを製造する事業場内で使用するフォークリフトやホイールローダー等で使用する軽油は、運輸業のトラック等と異なり、他の運送手段や動力源に転換することができない。また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業（中小企業比率 99%）であり、軽油引取税による課税があった場合に、その負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。 こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にある生コンクリート製造業者に自社の経営努力では回避し得ない課税を行うことは、こうした事業者の経営状態と雇用に大きな影響を与えることとなり、ひいては社会インフラ等の整備に不可欠な生コンクリートの安定的供給に支障を及ぼす可能性がある。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長 4. 取引・経営の安心
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定化を通じて雇用の安定を図り、また、土木・建築用の重要な基礎資材である生コンクリートの円滑で低廉な供給を図る。

			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 生コンクリートの大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避。																														
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業比率が高く下流産業に価格転嫁が難しい生コンクリート製造業者の経営の安定を通じて急激な価格上昇の抑制を図ることは、円滑な生コンクリートの供給につながるほか、生コンクリート製造産業における雇用の維持に寄与する。																														
8	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(年度)</th> <th>(適用件数)</th> <th>(適用数量 (kL))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 18 年度</td><td>82</td><td>753</td></tr> <tr><td>平成 19 年度</td><td>98</td><td>804</td></tr> <tr><td>平成 20 年度</td><td>124</td><td>2,291</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>95</td><td>2,617</td></tr> <tr><td>平成 22 年度</td><td>95</td><td>2,617</td></tr> <tr><td>平成 23 年度</td><td>95</td><td>2,617</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>95</td><td>2,617</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>95</td><td>2,617</td></tr> <tr><td>平成 26 年度</td><td>95</td><td>2,617</td></tr> </tbody> </table> <p>出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、平成 22 年度以降は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）</p>	(年度)	(適用件数)	(適用数量 (kL))	平成 18 年度	82	753	平成 19 年度	98	804	平成 20 年度	124	2,291	平成 21 年度	95	2,617	平成 22 年度	95	2,617	平成 23 年度	95	2,617	平成 24 年度	95	2,617	平成 25 年度	95	2,617	平成 26 年度	95	2,617
		(年度)	(適用件数)	(適用数量 (kL))																													
		平成 18 年度	82	753																													
平成 19 年度	98	804																															
平成 20 年度	124	2,291																															
平成 21 年度	95	2,617																															
平成 22 年度	95	2,617																															
平成 23 年度	95	2,617																															
平成 24 年度	95	2,617																															
平成 25 年度	95	2,617																															
平成 26 年度	95	2,617																															
② 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(年度)</th> <th>(減収額 (百万円))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 18 年度</td><td>24</td></tr> <tr><td>平成 19 年度</td><td>26</td></tr> <tr><td>平成 20 年度</td><td>74</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>84</td></tr> <tr><td>平成 22 年度</td><td>84</td></tr> <tr><td>平成 23 年度</td><td>84</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>84</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>84</td></tr> <tr><td>平成 26 年度</td><td>84</td></tr> </tbody> </table> <p>出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、平成 22 年度以降は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）</p>	(年度)	(減収額 (百万円))	平成 18 年度	24	平成 19 年度	26	平成 20 年度	74	平成 21 年度	84	平成 22 年度	84	平成 23 年度	84	平成 24 年度	84	平成 25 年度	84	平成 26 年度	84												
(年度)	(減収額 (百万円))																																
平成 18 年度	24																																
平成 19 年度	26																																
平成 20 年度	74																																
平成 21 年度	84																																
平成 22 年度	84																																
平成 23 年度	84																																
平成 24 年度	84																																
平成 25 年度	84																																
平成 26 年度	84																																
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 18 年 4 月～平成 27 年 3 月) 生コンクリートの市場価格について、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており、近年 10 年間に於いて 1% 程度の変動で推移し、低廉で安定的な供給が行われている。また、現在のところ急激な雇用者の減少などにはつながっていない。これらは将来においても同程度の効果があるものと想定される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>セメント(原料)</th> <th>生コンクリート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 18 年</td><td>100.0%</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>平成 19 年</td><td>100.0%</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>平成 20 年</td><td>108.0%</td><td>102.9%</td></tr> <tr><td>平成 21 年</td><td>106.0%</td><td>101.7%</td></tr> <tr><td>平成 22 年</td><td>101.7%</td><td>103.5%</td></tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 18 年 4 月～平成 27 年 3 月) 同上</p>		セメント(原料)	生コンクリート	平成 18 年	100.0%	100.0%	平成 19 年	100.0%	100.0%	平成 20 年	108.0%	102.9%	平成 21 年	106.0%	101.7%	平成 22 年	101.7%	103.5%														
	セメント(原料)	生コンクリート																															
平成 18 年	100.0%	100.0%																															
平成 19 年	100.0%	100.0%																															
平成 20 年	108.0%	102.9%																															
平成 21 年	106.0%	101.7%																															
平成 22 年	101.7%	103.5%																															

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22年4月～平成27年3月)</p> <p>本措置が廃止された場合、アンケート調査によれば、現在本措置を活用している事業者のうち13%の事業者が平均2人の従業員の削減を、また、3%の事業者が平均20%の事業の縮小を考えると回答している。</p> <p>このように、本措置の撤廃は、事業者の経営の安定や雇用の維持など業界全体に大きな影響を及ぼす恐れがあり、また、こうした経営状況の悪化等により、生コンクリートの円滑な供給に大きな支障が生じる可能性がある。</p> <p>税制の適用がなくなった場合の事業者の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応内容</th> <th colspan="2">具体的内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員の削減</td> <td>13%</td> <td>平均2人程度人員を削減</td> </tr> <tr> <td>事業縮小</td> <td>3%</td> <td>平均20%程度事業を縮小</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料) アンケート調査</p>	対応内容	具体的内容		従業員の削減	13%	平均2人程度人員を削減	事業縮小	3%	平均20%程度事業を縮小
対応内容	具体的内容										
従業員の削減	13%	平均2人程度人員を削減									
事業縮小	3%	平均20%程度事業を縮小									
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18年4月～平成27年3月)</p> <p>前記のとおり、アンケート調査によれば、13%の事業者が平均2人の従業員の削減を、また、3%の事業者が平均20%の事業の縮小を考えると回答しており、本措置は、昨今の厳しい雇用情勢の中、地域の雇用維持に大きく貢献している。</p> <p>さらに、生コンクリートの市場価格についても、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており、近年10年間において1%程度の変動で推移していることから、製品の低廉かつ安定的な供給が確保されてきたところである。</p> <p>したがって、本措置は当該事業の経営基盤の安定化に大きく寄与し、生コンクリートの円滑かつ低廉な供給や雇用の維持に有効な手段である。</p>									
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置の存廃は、土木・建築用の基礎資材として使用される生コンクリートの円滑かつ低廉な供給の確保や経営基盤が脆弱な当該事業者の経営安定等に大きな影響がある。</p> <p>本措置が廃止された場合には、これら事業者の経営不安定化の要因となり、製品の安定供給にも支障が生じる可能性がある。このため、本措置はこうした事態を回避し、国民生活に直結した土木・建築工事に必要な物資の安定供給と当該産業での雇用の安定化に貢献する有効な措置である。</p>									
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置との関係はない。</p>									
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本措置により、製品の円滑かつ低廉な供給と、中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定と雇用の維持が図られており、地域経済の発展に大きく寄与している。</p>									
10	有識者の見解	—									
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—									

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（セメント製品製造業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	○
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 政策目的（国の産業、経済の発展及びセメント製品製造産業の雇用の安定）の根拠法令等が明らかにされておらず、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているのか疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「大幅な価格上昇の抑制、供給量の安定化、急激な雇用減の回避」は、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 

[過去の実績]

 ⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。  
 ⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

 ⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。  
 ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設における重要な基礎資材であるセメント製品が、低廉な価格でかつ品切れ等がなく安定的な供給が行われることが目標であり、特定の目標値及び時期における達成状況を設定・把握することは困難である。あくまで事後的な評価手法として、継続的な価格の安定が図られていることをもって、安定供給がなされていることを説明しており、今後も継続的な安定供給を図るためには、本租税特別措置等を引き続き実施する必要がある。

- ④ 測定指標の設定（評価書中 7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

国民生活に直結する社会資本整備や住宅等の建設に不可欠な砂利等製品の円滑かつ低廉な供給を行うことが目標であり、税制による価格誘導、供給量調整を行うことが目的ではない。需要に対応するための供給能力が確保され、継続的な安定供給を図るという観点からも、特定の時点のみを捉えて評価を行う性格のものではないため、特定の目標値及び達成時期を設定することは困難である。

- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）

平成 21 年経済センサス基礎調査の事業所数等については、本対象案件以外の「セメント製造業」、「生コンクリート製造業」の事業所等も合わさったものとなっていることから、「セメント製品製造業」の事業所数と整合性はない。なお、事前評価書に記載の本税制を活用した事業者割合については、アンケート調査の結果をもとに記載したものである。

また、セメント製品製造業は中小企業比率が 99%と大きいため、本租税特別措置等の適用が特定の大企業に偏ったものとはなっていない。

- ⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設における重要な基礎資材であるセメント製品が、低廉な価格でかつ品切れ等がなく安定的な供給が行われることが目標である。そのような中、事後的な評価手法として、継続的な価格の安定が図られている事実を用いて、セメント製品の安定供給を説明したところであるが、これは品不足等による価格高騰などがなく、需要量に対して供給量が安定的に推移したことを表しているものと考えている。

- ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

これまで安定した価格で推移してきたことから、将来においても本税制の効果により、低廉かつ安定的な供給が行われ、品不足等による価格高騰などが発生しない安定した供給が見込まれる。

- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中 9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

公共事業や民間の建築事業等の需要量に応じて生産量が左右されるセメント製品について、その生産量を予め予測できないことから補助金等の予算措置による対応は困難である。

- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（セメント製品製造業）
2	要望の内容	セメント製品製造業を営む者の事業場内において、専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフト等の機械の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき32,100円（32.1円/L）の課税免除の延長。
3	担当部局	製造産業局住宅産業課建材課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和56年度 創設 平成21年度 3年間延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日（3年間）
7	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 土木・建築用の重要な基礎資材であるセメント製品を円滑かつ低廉に供給することにより、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設を促進し、我が国産業、経済の発展を図るとともに、中小企業であるセメント製品製造業者の経営の安定を通じてこれら産業での雇用の安定を図る。
		《政策目的の根拠》 コンクリート管やコンクリートブロック等のセメント製品は、社会資本整備や土木建築分野に不可欠な基礎資材であり、道路や橋、鉄道、空港・港湾等のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。 一方、こうしたセメント製品を製造する事業場内で使用するフォークリフトやホイールローダー等で使用する軽油は、運輸業のトラック等と異なり、他の動力などに転換することができない。また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業（中小企業比率99%）であり、軽油引取税による課税があった場合に、その負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。 こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にあるセメント製品製造業者に自社の経営努力では回避し得ない課税を行うことは、こうした事業者の経営状態と雇用に大きな影響を与えることとなり、ひいては社会インフラ等の整備に不可欠なセメント製品の安定的供給に支障を及ぼす可能性がある。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長 4. 取引・経営の安心
③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業であるセメント製品製造業者の経営の安定化を通じて雇用の安定を図り、また、土木・建築用の重要な基礎資材であるセメント製品の円滑で低廉な供給を図る。	

		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 セメント製品の大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避。																														
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業比率が高く下流産業に価格転嫁が難しいセメント製品製造事業者の経営の安定を通じて急激な価格上昇の抑制を図ることは、円滑なセメント製品の供給につながるほか、セメント製品製造産業における雇用の維持に寄与する。																														
8	①: 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(年度)</th> <th>(適用件数)</th> <th>(適用数量 (kL))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成18年度</td><td>1,204</td><td>21,964</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>1,158</td><td>21,009</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>1,115</td><td>19,777</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>1,091</td><td>17,977</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>1,091</td><td>17,977</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>1,091</td><td>17,977</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>1,091</td><td>17,977</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>1,091</td><td>17,977</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>1,091</td><td>17,977</td></tr> </tbody> </table> <p>出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、平成22年度以降は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）</p>	(年度)	(適用件数)	(適用数量 (kL))	平成18年度	1,204	21,964	平成19年度	1,158	21,009	平成20年度	1,115	19,777	平成21年度	1,091	17,977	平成22年度	1,091	17,977	平成23年度	1,091	17,977	平成24年度	1,091	17,977	平成25年度	1,091	17,977	平成26年度	1,091	17,977
		(年度)	(適用件数)	(適用数量 (kL))																												
	平成18年度	1,204	21,964																													
平成19年度	1,158	21,009																														
平成20年度	1,115	19,777																														
平成21年度	1,091	17,977																														
平成22年度	1,091	17,977																														
平成23年度	1,091	17,977																														
平成24年度	1,091	17,977																														
平成25年度	1,091	17,977																														
平成26年度	1,091	17,977																														
②: 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(年度)</th> <th>(減収額 (百万円))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成18年度</td><td>705</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>674</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>635</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>577</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>577</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>577</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>577</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>577</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>577</td></tr> </tbody> </table> <p>出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、平成22年度以降は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）</p>	(年度)	(減収額 (百万円))	平成18年度	705	平成19年度	674	平成20年度	635	平成21年度	577	平成22年度	577	平成23年度	577	平成24年度	577	平成25年度	577	平成26年度	577											
(年度)	(減収額 (百万円))																															
平成18年度	705																															
平成19年度	674																															
平成20年度	635																															
平成21年度	577																															
平成22年度	577																															
平成23年度	577																															
平成24年度	577																															
平成25年度	577																															
平成26年度	577																															
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成27年3月) セメント製品の市場価格について、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており、近年10年間に1%程度の変動で推移し、低廉で安定的な供給が行われている。また、現在のところ急激な雇用者の減少などにはつなげていない。これらは将来においても同程度の効果があるものと想定される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>セメント(原料)</th> <th>セメント製品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成18年</td><td>100.0%</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>平成19年</td><td>100.0%</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>平成20年</td><td>108.0%</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>平成21年</td><td>106.0%</td><td>105.3%</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>101.7%</td><td>101.4%</td></tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成27年3月) 同上</p>		セメント(原料)	セメント製品	平成18年	100.0%	100.0%	平成19年	100.0%	100.0%	平成20年	108.0%	100.0%	平成21年	106.0%	105.3%	平成22年	101.7%	101.4%													
	セメント(原料)	セメント製品																														
平成18年	100.0%	100.0%																														
平成19年	100.0%	100.0%																														
平成20年	108.0%	100.0%																														
平成21年	106.0%	105.3%																														
平成22年	101.7%	101.4%																														

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22年4月～平成27年3月)</p> <p>本措置が廃止された場合、アンケート調査によれば、8割を越えるセメント製品製造業者等が本措置を利用している一方で、本措置が廃止された場合には、これまで税制措置を受けていた事業者のうち13%の事業者が平均7人の従業員の削減を、また、6%の事業者が平均17%の事業の縮小を、1%の事業者が事業からの撤退を考えると回答している。</p> <p>このように、本措置の撤廃は、事業者の経営の安定や雇用の維持など当業界全体に大きな影響を及ぼす恐れがあり、また、こうした経営状況の悪化等により、セメント製品の円滑な供給に大きな支障が生じる可能性がある。</p> <p style="text-align: center;"><b>税制の適用がなくなった場合の事業者の対応</b></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対応内容</th> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 50%;">具体的内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員の削減</td> <td>13%</td> <td>平均7人程度人員を削減</td> </tr> <tr> <td>事業縮小</td> <td>6%</td> <td>平均17%程度事業を縮小</td> </tr> <tr> <td>事業撤退</td> <td>1%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(資料) アンケート調査</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18年4月～平成27年3月)</p> <p>前記のとおり、アンケート調査によれば、13%の事業者が平均7人の従業員の削減を、また、6%の事業者が平均17%の事業の縮小を、1%の事業者が事業からの撤退を考えると回答しており、本措置は、昨今の厳しい雇用情勢の中、地域の雇用維持に大きく貢献している。</p> <p>さらに、セメント製品の市場価格についても、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており、近年10年間において1%程度の変動で推移していることから、製品の低廉かつ安定的な供給が確保されてきたところである。</p> <p>したがって、本措置は当該事業の経営基盤の安定化に大きく寄与し、セメント製品の円滑かつ低廉な供給や雇用の維持に有効な手段である。</p>	対応内容		具体的内容	従業員の削減	13%	平均7人程度人員を削減	事業縮小	6%	平均17%程度事業を縮小	事業撤退	1%	
対応内容		具体的内容												
従業員の削減	13%	平均7人程度人員を削減												
事業縮小	6%	平均17%程度事業を縮小												
事業撤退	1%													
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置の存廃は、土木・建築用の基礎資材として使用されるセメント製品の円滑かつ低廉な供給の確保や経営基盤が脆弱な当該事業者の経営安定等に大きな影響がある。</p> <p>本措置が廃止された場合には、これら事業者の経営不安定化の要因となり、製品の安定供給にも支障が生じる可能性がある。このため本措置は、こうした事態を回避し、必要な物資の安定供給と当該産業での雇用の安定化に貢献する有効な措置である。</p>												
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置との関係はない。</p>												
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本措置により、製品の円滑かつ低廉な供給と、中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定と雇用の維持が図られており、地域経済の発展に大きく寄与している。</p>												
10	有識者の見解	—												
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—												

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	○
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 政策目的（社会資本整備や住宅等の建設を円滑に進めるとともに、砂利採取業者や採石業者の経営の安定や雇用の安定化を図る）の根拠法令等が明らかにされておらず、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているのか疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「大幅な価格上昇の抑制、供給量の安定化、急激な雇用減の回避」は、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 

[過去の実績]

    - 減収額の実績と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

    - 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 達成目標の実現状況の将来予測について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
国民生活に直結する社会資本整備や住宅等の建設に不可欠な砂利等製品の円滑かつ低廉な供給を行うことが目標であり、特定の目標値及び時期における達成状況を設定・把握することは困難である。あくまでも事後的な評価手法として、継続的な価格の安定が図られていることをもって、安定供給がなされていることを説明しており、今後も継続的な安定供給を図るためには、本租税特別措置等を引き続き実施する必要がある。
- ④ 測定指標の設定（評価書中 7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）  
国民生活に直結する社会資本整備や住宅等の建設に不可欠な砂利等製品の円滑かつ低廉な供給を行うことが目標であり、税制による価格誘導、供給量調整を行うことが目的ではない。需要に対応するための供給能力が確保され、継続的な安定供給を図るという観点からも、特定の時点のみを捉えて評価を行う性格のものではないため、特定の目標値及び達成時期を設定することは困難である。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）  
業界を取り巻く事業環境から生産量の予測が困難なため、22年度以降は21年度と同数と見込んだ。
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）  
業界を取り巻く事業環境から生産量の予測が困難なため、22年度以降は21年度と同額と見込んだ。
- ⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
国民生活に直結する社会資本整備や住宅等の建設に不可欠な砂利等製品の円滑かつ低廉な供給を行うことが目標である。  
そのような中、事後的な評価手法として、継続的な価格の安定が図られている事実を用いて、砂利等の安定的供給を説明したところであるが、これは品不足等による価格高騰がなく需要量に対して供給量が安定的に推移したことを表しているものと考えている。
- ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
これまで安定した価格で推移してきたことから、将来においても本租税特別措置等の効果により、低廉かつ安定的な供給が行われ、品不足等による価格高騰などが発生しない安定した供給が見込まれる。

- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中 9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
公共工事や民間の建築事業等の需要量に応じて生産量が左右される砂利等について、その生産量を予め予測できないことから補助金等の予算措置による対応は困難である。
- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業)
2	要望の内容	さく岩機、動力付試すい機並びに鉱物(岩石及び砂利に限る)の掘削事業を営む者の事業場(砂利を洗浄する場所を含む。)内において、専らその掘削、積込み又は運搬のために使用する機械(道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。)の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき32,100円(32.1円/L)の課税免除の特例措置の延長。
3	担当部局	製造産業局住宅産業窯業建材課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和37年度 拡充 昭和46年度 拡充 平成21年度 3年間延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日(3年間)
	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 鉄鋼、セメント、木材等と並んで土木・建築用の重要な基礎資材である砂利、碎石(岩石を砕いたもの)を円滑かつ低廉に供給することにより、国民の生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設(民生需要)を円滑に進めるとともに、中小企業である砂利採取業者や採石業者の経営の安定と雇用の安定化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 砂利等は、骨材の中核として、生コンクリートの原料や路盤材など社会資本整備に必要な土木建築分野に不可欠な基礎資材であり、住宅、ビル並びに道路、橋、トンネル、ダム、鉄道及び港湾施設のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。</p> <p>一方、砂利採取場や採石場で掘削などに使用されるブルドーザーや油圧ショベル等は、運輸業のトラック等と異なり、他の運送手段や動力源に転換することができない。また、事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業(中小企業比率99%)であり、軽油引取税による課税があった場合に、立場上その負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。更に、アンケート調査によれば、生産費中に占める軽油価格の割合も平均12%と極めて高い。</p> <p>こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にある砂利採取業者等に自社の経営努力では回避し得ない課税を行うことは、こうした事業者の経営状態と雇用に大きな影響を与えることとなり、ひいては社会インフラ等の整備に必要不可欠な砂利等の安定的供給に支障を及ぼす可能性がある。</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	1 経済成長 4 取引・経営の安定																																																		
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業である砂利採取業者等の経営の安定と雇用の維持し、土木・建築用の重要な基礎資材である砂利等の円滑かつ低廉な供給を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 砂利等価格の大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同業界における急激な雇用減の回避。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業比率が高く、下流産業に価格転嫁が難しい砂利採取業者等の経営の安定を通じて大幅な価格上昇の抑制を図ることは、砂利等の円滑で低廉な供給と砂利採取業者等における経営の安定と雇用の維持に大きく寄与する。</p>																																																		
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用数量(kL)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成18年度</td><td>2,074</td><td>350,617</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>2,055</td><td>362,779</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>2,036</td><td>349,014</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>2,025</td><td>323,960</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>2,025</td><td>323,960</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>2,025</td><td>323,960</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>2,025</td><td>323,960</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>2,025</td><td>323,960</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>2,025</td><td>323,960</td></tr> </tbody> </table> <p>※アンケート調査によれば、84%の事業者が本措置を利用。 ※総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、経済産業省調べ・試算</p> <p>② 減収額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>減収額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成18年度</td><td>11,255</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>11,645</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>11,203</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>10,399</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>10,399</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>10,399</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>10,399</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>10,399</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>10,399</td></tr> </tbody> </table> <p>※総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、経済産業省調べ・試算</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年3月～平成27年3月) 砂利等の市場価格については、平成18年から平成22年までの5年間の平均伸び率が1%前後と低位で推移し、供給も安定している。また、中小企業である砂利採取業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その維持が図られている。これらは、将来においても同程度の効果があるものと想定される。</p>		適用件数	適用数量(kL)	平成18年度	2,074	350,617	平成19年度	2,055	362,779	平成20年度	2,036	349,014	平成21年度	2,025	323,960	平成22年度	2,025	323,960	平成23年度	2,025	323,960	平成24年度	2,025	323,960	平成25年度	2,025	323,960	平成26年度	2,025	323,960		減収額(百万円)	平成18年度	11,255	平成19年度	11,645	平成20年度	11,203	平成21年度	10,399	平成22年度	10,399	平成23年度	10,399	平成24年度	10,399	平成25年度	10,399	平成26年度	10,399
	適用件数	適用数量(kL)																																																		
平成18年度	2,074	350,617																																																		
平成19年度	2,055	362,779																																																		
平成20年度	2,036	349,014																																																		
平成21年度	2,025	323,960																																																		
平成22年度	2,025	323,960																																																		
平成23年度	2,025	323,960																																																		
平成24年度	2,025	323,960																																																		
平成25年度	2,025	323,960																																																		
平成26年度	2,025	323,960																																																		
	減収額(百万円)																																																			
平成18年度	11,255																																																			
平成19年度	11,645																																																			
平成20年度	11,203																																																			
平成21年度	10,399																																																			
平成22年度	10,399																																																			
平成23年度	10,399																																																			
平成24年度	10,399																																																			
平成25年度	10,399																																																			
平成26年度	10,399																																																			

		(砂利)	(砕石)
平成 18 年	100.3%	99.9%	
平成 19 年	100.8%	100.1%	
平成 20 年	99.9%	101.2%	
平成 21 年	100.8%	101.4%	
平成 22 年	100.6%	100.3%	
※出典：財団法人建設物価調査会「建設物価」			
《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成18年3月～平成27年3月)			
同上			
《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成18年3月～平成27年3月)			
アンケート調査によれば、84%の砂利採取事業者等(488/584事業者)が本措置を利用している一方で、本措置が廃止された場合には、14%の事業者が当該事業からの撤退を、また、32%の事業者は平均3人の従業員の削減を考えるとしている。更に、営業利益が赤字となっている104事業者の赤字幅が拡大するばかりでなく、黒字の68事業者が赤字に転落する状況にあるなど、事業からの撤退や倒産等を加速させる懸念がある。			
このほか、24%の事業者は平均22%の大幅な事業縮小を考えるとしている。			
このように、本措置の撤廃は、事業者の経営の安定や雇用の維持など当業界全体に大きな影響を及ぼす恐れがあり、また、こうした経営状況の悪化等により、砂利等の円滑で低廉な供給に大きな支障が生ずる可能性がある。			
税制の適用がなくなった場合の事業者の対応			
対応内容		具体的内容	
事業撤退	14%		
従業員の削減	32%	平均3人程度人員を削減	
事業縮小	24%	平均22%程度事業を縮小	
(資料)アンケート調査			
《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成18年3月～平成27年3月)			
前記のように、アンケート調査によれば、本措置が廃止された場合には、14%の事業者が当該事業からの撤退を、また、32%の事業者は平均3人の従業員の削減を考えるとしているほか、営業利益が赤字となる事業者が、104事業者から172事業者に拡大する等、事業からの撤退や倒産等を加速させる懸念があり、現下の雇用情勢が厳しい中、本措置は、事業者の経営の安定と地域における雇用維持に大きく貢献している。			
更に、砂利等の市場価格についても、平成18年から平成22年までの5年間の平均伸び率が1%前後と低位で推移し、その円滑かつ低廉な供給が図られている。			
このように、本措置は、当該事業の経営基盤の安定化に大きく寄与し、砂利等の円滑かつ低廉な供給や雇用の維持に有効な手段である。			

9	相当性	①：租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置の存廃は、土木・建築用の基礎資材として使用される砂利等の円滑かつ低廉な供給の確保や経営基盤が脆弱な砂利採取業者等の経営の安定等に大きな影響がある。 仮に本措置が廃止された場合には、これら事業者の経営不安定化の要因となり、事業からの撤退や倒産等を加速させる懸念があるほか、製品の安定供給にも支障が生じ、結果的に国民生活に直結した建設業等にも多大な影響(国民の負担増)を及ぼす可能性があることから、こうした状況を回避する観点からも、本措置の継続は必要である。
		②：他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③：地方公共団体が協力する相当性	本措置により、製品の円滑かつ低廉な供給と、中小企業者である砂利採取業者等の経営の安定と雇用の維持が図られており、地域経済の発展にも寄与している。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	○
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 政策目的（採掘原価を低減し、国内石炭の安定的採掘及び供給を図る）の根拠法令等が明らかにされておらず、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているのか疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「石炭の供給確保」は、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。[過去の実績]
    - 減収額の実績と効果を対比すべきところ、採掘原価の低減効果が達成目標である国内石炭生産の継続にどの程度寄与するのかが明らかではなく、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の実績について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 達成目標（石炭の供給確保）の実現状況について、本租税特別措置等が目標にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
  - 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、採掘原価の低減効果が達成目標である国内石炭生産の継続にどの程度寄与するのかが明らかではなく、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
    - 達成目標（石炭の供給確保）の実現状況の将来予測について、本租税特別措置等が目標にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）  
当年度において安定的採掘及び供給を続けているため、達成しているものの、将来において自立的に安定供給を続けることが目標であるため引き続き実施する必要がある。
- ④ 測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）  
延長期間である3年間において、石炭安定的採掘及び供給を行うことが目標。  
石炭採掘事業者が安定的採掘及び供給を行うためには、経営基盤の安定は不可欠であり、仮に本措置が廃止になり軽油引取税が課税されることとなると、直近5年を見ても石炭採掘事業者のほとんど（8社中6社）が赤字に転落することになり、その存続（倒産）に影響する。
- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）  
過去5年（平成18-22年度）において、各社の免税額が会社純利益より大きかった年度があるため、本措置がなかった場合に赤字となり、会社存続に影響がある。  
石炭生産コストに対する本措置が廃止となった場合の課税額は6%。国内石炭は、海外炭との価格競争となっており、6%の価格増は取引そのものに過大な影響を及ぼす。仮に、価格を維持すると石炭採掘事業者の純利益の大半（過去5年においては、60%）が失われることになってしまうため、石炭採掘事業者の存立が困難となりかねない。
- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）  
減収額見込みについて8社合計では、平成22年度の数字で推移していくと想定している。一方で、会社純利益については、3～5年に一度、開発投資が必要であり、現状でも軽油引取税の課税免税額よりも低い場合があり、本措置がなければ赤字となり、会社存続に影響がある。  
石炭生産コストに対する本措置が廃止となった場合の課税額は6%。国内石炭は、海外炭との価格競争となっており、6%の価格増は取引そのものに過大な影響を及ぼす。仮に、価格を維持すると石炭採掘事業者の純利益の大半（過去5年においては60%）が失われることになってしまうため、石炭採掘事業者の存立が困難となりかねない。
- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
本措置の廃止に伴う増税分を国内石炭の安定供給や雇用維持のために代替策として補助金等による支援も考えられるが、厳しい財政状況下においてその可能性は皆無に等しい。  
このため、予算執行を伴わない既存の課税免除措置による支援が適切。

- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長(鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業)
2	要望の内容	石炭の掘採事業を営む者の事業場内において石炭の採掘、積み込み又は運搬のために使用する機械の動力源の用途に用いる軽油について、1KLにつき32,100円(32.1円/L)の課税免除。 上記用途に供される軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。
3	担当部局	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石炭課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○ 昭和36年度(創設) 課税免除対象用途は「石炭の採掘、積み込み又は運搬のために使用する機械の動力源」。 ○ 平成21年度税制改正により軽油引取税は目的税(道路特定財源)から普通税に改められたことにより、使途制限が廃止。課税免税措置については3年間(平成21年度～平成23年度末)存続。
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日(3年間)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 炭鉱構内のみで使用する軽油に係る軽油引取税を免税することにより、採掘原価を低減し、国内石炭の安定的採掘及び供給を図る。  《政策目的の根拠》 炭鉱では、削岩機等の動力用、搬出用重機等様々な機械を有するが、そのほとんどが軽油を燃料としているところ。この構内用燃料に係る軽油引取税は多額であり、すべて採掘原価に含まれることになる。この軽油引取税の課税免税措置がなくなると、直接、採掘原価が上昇することになり、会社の経営に与える影響は多大である。また、採掘原価の上昇により石炭採掘が困難となれば、貴重な国内石炭生産の維持が困難になる。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策名: 3. 資源エネルギー・環境政策
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 石炭の安定供給確保を図る。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 石炭の供給確保

		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 軽油引取税の免税により、国内石炭事業においては、採掘原価の低減効果があり、国内石炭生産の維持に寄与
8	有効性等	①: 適用数等 平成18年度～平成22年度の適用者数は対象8社中すべてが対象(北海道のみ)23年度から26年度においても適用者数は同数で推移する見込み。 免税軽油使用量(KL) 平成18年度 8,551 平成19年度 9,373 平成20年度 9,486 平成21年度 9,514 平成22年度 10,745 平成23年度 10,745 平成24年度 10,745 平成25年度 10,745 平成26年度 10,745 ※ 北海道経済産業局の各社聞き取り実績(8社合計)23年度から26年度においても適用者数は同数で推移する見込み。
		②: 減収額 《算出方法》北海道経済産業局の各社聞き取り実績(軽油使用数量)に免税額(32.1円/L)を乗じ算出(8社合計)。 (単位:千円) 平成18年度 274,478 平成19年度 300,872 平成20年度 291,343 平成21年度 305,393 平成22年度 344,900 平成23年度 344,900 平成24年度 344,900 平成25年度 344,900
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成27年3月) (生産石炭量:千トン) 平成18年度 1,330 平成19年度 1,319 平成20年度 1,295 平成21年度 1,204 平成22年度 1,136 平成23年度 1,136 平成24年度 1,136 平成25年度 1,136 平成26年度 1,136  ※北海道経済産業局の各社聞き取り実績(8社合計)23年度から26年度においても適用者数は同数で推移する見込み。

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成27年3月)</p> <p>軽油引取税の免税により国内石炭事業においては、平成18年度～平成26年度で1社当たり約40.2百万円/年(同期間1社当たり純利益約59.5百万円の約67%)の採掘原価の低減効果があり、国内石炭生産の継続に寄与</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～平成27年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石炭採掘事業者は現在8社、その全てが当該課税免税措置を受けている。また、8社中7社が中小企業であるとともに北海道空知地域の地域経済に、大きな役割を果たしている。</li> <li>・軽油に代わる代替燃料はなく、本措置が延長されなければ、直近5年を見ても露天石炭事業等を生業としている会社のほとんど(8社中6社)が赤字に転落することになり、存続(倒産)に影響する。</li> <li>・仮に本制度廃止により国内炭産事業者の存続が困難となれば、直接・請負だけでも600名以上の雇用が失われることになるとともに、地元自治体への産産税約60百万円や本措置廃止に伴う税収見込み(約3億円)も失いかねない。</li> <li>・更に、石炭採掘事業者の主な供給先は北海道電力の火力発電所(砂川に2基、奈井江に2基)であり、国内事業者が石炭を供給できなくなると、国内炭のかわりに海外から輸入しても成分等に問題があり、そのまま焚けず、少なくとも火力発電所を成分に合致するよう改修、又はリプレイスする必要がある。そのため、相当の時間も費用も要するため、当然電気料金にも影響することが想定される。また、事業者が存続した場合にも、値上がりした国内石炭を北電が購入した場合も発電コストがかかる(電気料金見直しの可能性もあり得る)。</li> <li>・震災の影響で石炭火力発電の石炭焚き増しが見込まれており更に影響大。</li> <li>・8者の石炭採掘事業者は、地元経済を支える主要産業であり、連関する事業として、石炭輸送に始まり、重機・車輛・燃料・火薬類・資機材類の購入、修理等、地域経済に及ぼす影響(売上原価及び販管費(労務費除く)は8社合計250億円程度)は甚大である。</li> </ul> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18年4月～平成23年3月)</p> <p>本税制は、国内石炭採掘事業者が炭産構内で使用する機器の動力源としての軽油にかかる措置であり、当該措置によりその採掘原価を直接、低減する実効的効果がある。</p> <p>我が国では、国内石炭需要量のほぼ100%近くを海外に依存している状況。生産量は国内消費の0.6%ではあるが、貴重な国内資源として採掘を継続しており、本制度は有効に活用されていると評価できる。</p>
9	相当性	<p>① 国内石炭の取引価格は、海外の輸入価格とのバランスで決定され、ユーザーの価格交渉力が強いいため、課税分を価格に転嫁することは困難。</p> <p>② 仮に課税することとなれば、各企業の純利益の大半が失われることとなり、企業の存続が困難となりかねない。</p> <p>③ 国内石炭事業者の存続が困難になれば、地元電力会社に対する安定的なかつ低廉な石炭供給が不可能となり、高騰しつつある海外炭への依存を余儀なくされることとなる。</p>

		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>他の支援措置との関係はない。</p> <p>当該業種は、中小企業割合が高く(8社中7社)、現在石炭を採掘している北海道において、雇用の確保に寄与。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石等鉱物掘採業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「石灰石等の鉱物資源の自給率又は安定的な生産の維持」は、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

⑩ 達成目標（石灰石等鉱物資源の低廉かつ中長期的な安定供給）の実現状況について、本租税特別措置等が目標にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標（石灰石等鉱物資源の低廉かつ中長期的な安定供給）の実現状況の将来予測について、本租税特別措置等が目標にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠及び政策体系における政策目的の位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）

石灰石等鉱物は、その用途の重要性（コンクリート、鉄鋼等の製造や建設資材等として国民生活に必要不可欠な基礎物資）や、当該鉱物を原材料として使用する事業の発展が国民経済の発達と生活向上に寄与するため、合理的に開発することによって公共の福祉の増進に寄与する鉱物資源の鉱業に関する基本的制度を定めた鉱業法の適用鉱物（法第3条第1項）となっている。

我が国における鉱業に関する法制としては、明治5年「鉱山心得」の発布、明治6年「日本坑法」の制定、明治23年「鉱業条例」の制定、明治38年「旧鉱業法」の制定を経て昭和25年に現行法の制定に至るといった経緯からも近代日本の黎明期から長く続く施策を講じており、石灰石等鉱物も上述の重要性等から政策的に昭和25年の現鉱業法制定時に適用鉱物として追加されている。

したがって、石灰石等鉱物資源の低廉かつ安定供給は、鉱業法が目標とする公共の福祉の増進に大いに寄与するものである。

- ④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

本免税措置延長期間（平成24年4月1日～平成27年3月31日）において、引き続き石灰石等鉱物の高い自給率（石灰石鉱物が100%、けい石・けい砂鉱物が9割前後）が達成され安定供給がなされること。

- ⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

安定的な生産の維持については、石灰石等鉱物資源を生産する鉱山数の維持が上げられる。平成18～23年度の直近6年間に於いて、429鉱山から407鉱山へとなだらかな微減（▲22鉱山閉山（1年間当たり3～4鉱山閉山））に留まっており、国内需給に大きな混乱を生じてはいない。

- ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

安定的な生産の維持については、石灰石等鉱物資源を生産する鉱山数の維持が上げられる。今後の鉱山数については、直近6年間（平成18～23年度）の鉱山数の推移（⑩参照）から急激な閉山数は想定しにくく、引き続き当該措置制度が延長されれば安定的な生産の維持という目標の達成は維持されるものと考えている。

- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

鉱物の安定供給のほか、今後も鉱山で就労する従業員の雇用の維持や地域の関連産業（燃料販売業、運送業、火薬類販売業等）への経済効果を考慮すると税収減以上に見合った効果があるものと考えている。

また、赤字の試算方法については、当省が行った実態調査から各社の平成22年度税引後損益を分析したところ、中小企業鉱山の直近の経営状況は約3割が赤字であった。更に、本措置廃止後の経営状況の推計方法については、各社毎の税引後損益に本措置廃止分（各社毎の免税軽油使用量×課税税率（32,100円/KL））を加え算出している。試算結果では過半数を超える（6割弱）鉱山が赤字となった。

従業員の雇用の維持に関しては、将来の鉱山数や従事者数は直近と同数とみなすと、全国407鉱山中、中小企業鉱山数は379鉱山存在し、その従事者数は7,278人であることから、1中小企業鉱山当たり平均19人が雇用されているものと試算される。

仮に本措置が廃止となると、中小企業比率の高い石灰石鉱業等（約9割）において、コスト回収できず経営悪化に陥り急激な閉山等が多発した場合、需給に急激な混乱が生じ大きな影響を及ぼす。

また、上記に記載しているとおり、当省が行った実態調査のうち中小企業鉱山の直近の経営状況は約3割が赤字であったが、仮に本措置が廃止となり軽油引取税が課税されることとなると過半数を超える（6割弱）鉱山が赤字になる試算結果となり、当該措置の廃止による経営状況の悪化により閉山が多数発生することが懸念される。

更に、全国407の石灰石等鉱物鉱山に対し「今後、軽油引取税の免税措置が無くなった場合どのような対策が想定されるか」アンケート調査した結果、回答鉱山数228鉱山のうち約1割もの22鉱山から「鉱業からの撤退」といった切実な回答があった。

以上の点を踏まえると、「鉱業からの撤退」いわゆる「閉山」と回答した22鉱山数を基に中小企業鉱山数全体を拡大推計すると37鉱山（22×379/228）が急激に閉山するとともに、従事者も約700人（37×19）にも及ぶ解雇につながるものと推測される。

したがって、本措置が継続されると今後も引き続き石灰石等鉱物の安定供給のほか、少なくとも中小企業鉱山に従事する約700人の雇用の維持に大きく効果があるものと思料することから、税収減を是認するに足る効果があるものと考えている。

- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

鉱物の安定供給のほか、今後も鉱山で就労する従業員の雇用の維持や地域の関連産業（燃料販売業、運送業、火薬類販売業等）への経済効果を考慮すると税収減以上に見合った効果があるものと考えている。

また、赤字の試算方法については、当省が行った実態調査から各社の平成22年度税引後損益を分析したところ、中小企業鉱山の直近の経営状況は約3割が赤字であった。更に、本措置廃止後の経営状況の推計方法については、各社毎の税引後損益に本措置廃止分（各社毎の免税軽油使用量×課税税率（32,100円/KL））を加え算出している。試算結果では過半数を超える（6割弱）鉱山が赤字となった。

従業員の雇用の維持に関しては、将来の鉱山数や従事者数は直近と同数とみなすと、全国407鉱山中、中小企業鉱山数は379鉱山存在し、その従事者数は7,278人であることから、1中小企業鉱山当たり平均19人が雇用されているものと試算される。

仮に本措置が廃止となると、中小企業比率の高い石灰石鉱業等（約9割）において、コスト回収できず経営悪化に陥り急激な閉山等が多発した場合、需給に急激な混乱が生じ大きな影響を及ぼす。

また、上記に記載しているとおり、当省が行った実態調査のうち中小企業鉱山の直近の経営状況は約3割が赤字であったが、仮に本措置が廃止となり軽油引取税が課税されることとなると過半数

を超える（6割弱）鉱山が赤字になる試算結果となり、当該措置の廃止による経営状況の悪化により閉山が多数発生することが懸念される。

更に、全国407の石灰石等鉱物鉱山に対し「今後、軽油引取税の免税措置が無くなった場合どのような対策が想定されるか」アンケート調査した結果、回答鉱山数228鉱山のうち約1割もの22鉱山から「鉱業からの撤退」といった切実な回答があった。

以上の点を踏まえると、「鉱業からの撤退」いわゆる「閉山」と回答した22鉱山数を基に中小企業鉱山数全体を拡大推計すると37鉱山（22×379/228）が急激に閉山するとともに、従事者も約700人（37×19）にも及ぶ解雇につながるものと推測される。

したがって、本措置が継続されると今後も引き続き石灰石等鉱物の安定供給のほか、少なくとも中小企業鉱山に従事する約700人の雇用の維持に大きく効果があるものと思料することから、税収減を是認するに足る効果があるものと考えている。

⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石等鉱物掘採業）
2	要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内において専ら鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途に供する軽油について、1KLにつき32,100円（32.1円/L）の課税を免除。</li> <li>・適用期限を延長する。</li> </ul>
3	担当部局	資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和31年度（創設）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象用途は「さく岩機及び動力付試すい機の動力源」</li> </ul> <p>昭和34年度（拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象用途に「鉱物の掘採事業を営む者の事業場内においてもつばら鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザー及びダンパー（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」を追加</li> </ul> <p>昭和36年度（拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「鉱物」に「岩石」を含める</li> <li>・対象用途に「その他これらに類する機械」を追加</li> </ul> <p>昭和37年度（拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「鉱物」に「砂利」を含める</li> <li>・対象用途の「鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザーその他これらに類する機械及びダンパー」を「鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械」に拡充</li> </ul> <p>昭和46年度（拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内においてもつばら鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に拡充</li> </ul> <p>（平成21年度より軽油引取税は道路特定財源から一般財源に改正） 平成21年度 3年間延長</p>
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日（3年間）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱物資源の安定供給確保</li> </ul> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>経済産業省設置法第3条（経済産業省の任務）</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策軸名：資源エネルギー・環境政策																												
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民生活に欠かせない基礎物資である石灰石等鉱物資源の低廉かつ中長期的な安定供給。</li> </ul> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石灰石等の鉱物資源の自給率又は安定的な生産の維持。</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石灰石等鉱物の掘採事業者の経営基盤が安定するとともに生産コストの低減が図られ、鉱物資源の低廉な安定供給がなされること。</li> </ul>																												
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用件数(鉱山数)</p> <table border="1"> <tr><td>平成18年度</td><td>429</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>422</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>418</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>416</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>414</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>407</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>407</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>407</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>407</td></tr> </table> <p>(算出方法・データの出所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石灰石等鉱物を掘採している鉱山では、掘採する鉱物の種類に関わらず、発破孔の穿孔、原石鉱物の積込み、運搬等の作業には、軽油を動力源の燃料とする車両を使用していることから、全ての事業者は当該免税措置を受けているものと推定し、適用件数は稼行している鉱山数とした。</li> <li>・平成18年度～平成23年度の鉱山数は、経済産業局調べ。</li> <li>・平成24～26年度の鉱山数の見込みは、平成23年度と同数と推計。</li> </ul>	平成18年度	429	平成19年度	422	平成20年度	418	平成21年度	416	平成22年度	414	平成23年度	407	平成24年度	407	平成25年度	407	平成26年度	407										
		平成18年度	429																												
平成19年度	422																														
平成20年度	418																														
平成21年度	416																														
平成22年度	414																														
平成23年度	407																														
平成24年度	407																														
平成25年度	407																														
平成26年度	407																														
② 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>免税軽油使用量(KL)</th> <th>減収額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成18年度</td><td>112,167</td><td>3,601</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>108,982</td><td>3,498</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>99,562</td><td>3,196</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>87,548</td><td>2,810</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>89,320</td><td>2,867</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>87,810</td><td>2,819</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>87,810</td><td>2,819</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>87,810</td><td>2,819</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>87,810</td><td>2,819</td></tr> </tbody> </table> <p>(算出方法・データの出所)</p> <p>(1)平成22年度免税軽油使用量の算出(推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国石灰石等鉱物鉱山に対する実態調査(※)から、鉱物生産量当たりの免</li> </ul>		免税軽油使用量(KL)	減収額(百万円)	平成18年度	112,167	3,601	平成19年度	108,982	3,498	平成20年度	99,562	3,196	平成21年度	87,548	2,810	平成22年度	89,320	2,867	平成23年度	87,810	2,819	平成24年度	87,810	2,819	平成25年度	87,810	2,819	平成26年度	87,810	2,819
	免税軽油使用量(KL)	減収額(百万円)																													
平成18年度	112,167	3,601																													
平成19年度	108,982	3,498																													
平成20年度	99,562	3,196																													
平成21年度	87,548	2,810																													
平成22年度	89,320	2,867																													
平成23年度	87,810	2,819																													
平成24年度	87,810	2,819																													
平成25年度	87,810	2,819																													
平成26年度	87,810	2,819																													

			<p>税軽油使用量を算出。(生産量百万トン当たり590.73KL)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この「生産量当たりの免税軽油使用量」に平成22年度の石灰石等鉱物生産量(151,201,995トン)を乗じることで「免税軽油使用量(89,320KL)」を算出。</li> <li>・平成22年度と平成23年度との適用件数(鉱山数)の比率により、平成22年度免税軽油使用量(89,320KL)から平成23年度使用量を「87,810KL」と算出。</li> <li>・平成18年度～平成21年度の免税軽油使用量の算出(推計)</li> <li>・上記(1)の「生産量当たりの免税軽油使用量」に各年度の石灰石等鉱物生産量を乗じることで各年度の免税軽油使用量を算出。</li> <li>・平成24年度～平成26年度の免税軽油使用量の算出(推計)</li> <li>・鉱山数の見込みを平成23年度と同数と見込んでいることから、免税軽油使用量も平成23年度と同量(89,320KL)と推計。</li> <li>・(5)減収見込額(推計)</li> <li>・上記(1)～(4)で推計算出した免税軽油使用量に軽油引取税額(32,100円/KL)を乗じ各年度の減収見込額を算出。</li> </ul>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成18年4月～平成27年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱物の中で生産量が多い「石灰石」及び「けい石・けい砂」を例にすると、平成18年度から平成22年度までの自給率は、「石灰石」が100%、「けい石・けい砂」がほぼ90%で推移し安定供給に大きく貢献しており、将来においても同程度の効果があるものと想定される。</li> </ul> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成18年4月～平成27年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成18年4月～平成27年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本措置の廃止は、コンクリート、鉄鋼等の製造や建設資材等として国民生活に必要な不可欠な基礎物資である石灰石等鉱物資源の低廉かつ安定供給に欠かせない事業者の経営基盤の安定や雇用の維持、地域の関連産業(燃料販売業、運送業、火薬類販売業等)の経営に大きな影響がある。</li> <li>・仮に本措置が廃止となり、取引先からの値引き交渉により実質的に増税分を製品価格に転嫁することができない場合、特に中小企業において経営状況の悪化による廃業・倒産が相次ぎ、鉱物資源の安定供給ができなくなる可能性が高く、結果的に国民の生活を維持する社会資本整備や東日本大震災の復旧・復興の遅延の他、雇用の維持に大きな影響を及ぼす恐れがある。</li> <li>・また、仮に増税分を製品価格に転嫁出来ても低廉に供給することが出来ず、結果的に社会資本整備や東日本大震災の復旧・復興は費用的制約から工事期間が長引くなど、国民生活全体に大きな影響を及ぼす恐れがある。</li> <li>・これらのことから、本措置は今後も存置が必要。</li> </ul> <p>《増収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成18年4月～平成27年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当省が行った実態調査のうち中小企業鉱山の直近の経営状況は約3割が赤字であったが、仮に本措置が廃止となり軽油引取税が課税されることとなると過半数を超える(6割弱)鉱山が赤字になる試算結果となり、増税による経営</li> </ul>

			<p>状況の悪化により廃業・倒産が多数発生することが懸念され、事業者にとってその影響度は極めて大きいことが予見される。</p> <p>・したがって、本措置は当該事業の経営基盤の安定化に極めて大きく寄与し、鉱物資源の低廉な安定供給や雇用の維持に有効な手段である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>・本措置の廃止に伴う増税分を国内鉱物資源の低廉な安定供給や雇用維持のために代替策として補助金等による支援も考えられるが、厳しい財政状況下においてその可能性は皆無に等しい。</p> <p>・このため、予算執行を伴わない既存の課税免除措置による支援が適切。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>・他の支援措置との関係はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>・当該業種は鉱物を掘採する事業であるため、その事業場所である鉱山はそのほとんどが地方地域にあり貴重な地場産業となっていること、また、我が国の石灰石等鉱物鉱山は407鉱山(平成23年4月1日現在)存在しているが、そのうち中小企業鉱山は9割以上の379鉱山であり中小企業割合が極めて高い業種である。</p> <p>・更に、関連する事業者も少なくなく、鉱物掘採の火薬類販売業者、掘採された鉱物をセメント工場や石灰工場等の需要先へ運搬する運送業者、鉱山で使用する車両系機械の燃料(軽油)を販売する燃料業者等、地域において貴重な雇用先が存在している。</p> <p>・したがって、仮に本措置が廃止され、経営悪化によって鉱山が閉山となった場合、鉱山のみならず連鎖的にこれらの関連する事業者の経営悪化や雇用にも影響を及ぼすことになる。</p> <p>・なお、一部の地方公共団体からは、本措置の恒久化若しくは期間延長について申し入れがなされている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置（陶磁器製造業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	○
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性			
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
その他			
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 政策目的（国民の生活を維持するための社会資本整備を円滑に進めるとともに、中小企業である電気用陶磁器製造業者の経営の安定と雇用の安定化を図る）の根拠法令等が明らかにされておらず、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているのか疑問がある。
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「電気用陶磁器製造業者等の従業員の雇用維持、電気用陶磁器の出荷価格上昇の抑制及び高度な技術水準（塩害・汚損・雷害）の保持」は、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が達成目標にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
  - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。
    - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は、平成20年度7社、21年度5社、22年度5社と把握されているが、本租税特別措置等が適用され得る事業者の全体数からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明されていない。

〔過去の実績〕

  - 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。  
 また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
    - 達成目標の実現状況について、「中小企業である電気用陶磁器製造業者等の従業員の雇用維持が図られている」、「電気用陶磁器の出荷価格の4年間の平均伸び率が2.7%前後と低位で推移している」及び「高度な技術水準（塩害・汚損・雷害）を保持している」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

〔将来の見込み〕

    - 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 達成目標の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。
  - 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
    - 同様の政策目的に係る他の政策手段がないことが説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
 本租税特別措置等は、企業に対する補助金と比較して、燃料の消費に応じた支援措置を講じることが公正で合理的である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置(陶磁器製造業)
2	要望の内容	陶磁器の製造工程における焼成及び乾燥の用途に係る軽油税の免除。現在、1キロリットルにつき32,100円(32,1円/リットル)を免除している。
3	担当部局	商務情報政策局生活文化創造産業課日用品室
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和31年 地方税・道路目的税として創設 平成21年 税制改正において道路特定財源制度が廃止、普通税に移行
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日まで(3年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 (政策目的) 電気用陶磁器(がいし)(送電用がいし、配電用がいし、変電用がいし)は、電力の安全供給に重要な役割を担っており、これを円滑にかつ低廉に供給することにより、電力の安定的供給が図られ、国民の生活を維持するための社会資本整備を円滑に進めるとともに、中小企業である電気用陶磁器製造業者の経営の安定と雇用の安定化を図る。 (根拠) 電気用陶磁器(磚子)は電柱等につけ、送配電用の電線を支持するための絶縁器具で電力の安全供給に必要不可欠なものであり、陶磁器の安定的な供給を確保する上で、陶磁器製造工程にかかる軽油引取税の免税は、ものづくりの技術基盤(塩害・汚損・雷害)を絶やさない観点からも極めて重要である。
		② 政策体系における政策目的の位置付け ・取引・経営の安心
		③ 達成目標及び測定指標 (達成目標) 電気用陶磁器価格の大幅な価格上昇の抑制と雇用の維持 (測定指標) 中小企業である電気用陶磁器製造業者等の従業員の雇用維持が図られ、また、電気用陶磁器の出荷価格についても、平成19年から平成22年までの4年間の平均伸び率が2.7%前後と低位で推移したほか、供給も安定している。 国内の出荷額が低迷する中で、高度な技術水準(塩害・汚損・雷害)を保持している。 電気用陶磁器(がいし、がい管を含む。)の出荷金額及び出荷数量の推移 出荷数量(トン) 出荷金額(百万円) 単価(百万円/トン) 平成19年 59,990 34,887 0.581 平成20年 54,983 33,417 0.607 平成21年 54,503 33,054 0.606 平成22年 48,255 31,260 0.647 (出典:経済省「窯業・建材統計年報」)

8	有効性等	①: 適用数等	平成18年:10社 平成19年:9社 平成20年:7社 平成21年:5社 平成22年:5社 平成23年:5社 平成24年:4社 平成25年:4社 平成26年:4社 (出典:総務省道府県税の課税状況等に関する調査及び経済産業省調べ)
		②: 減収額	平成18年:478百万円 平成19年:314百万円 平成20年:235百万円 平成21年:139百万円 平成22年:202百万円 平成23年:206百万円 平成24年:190百万円 平成25年:190百万円 平成26年:190百万円 (出典:総務省道府県税の課税状況等に関する調査及び経済産業省調べ)
		③: 効果ないし達成目標の実現状況	(効果ないし達成目標の実現状況) 中小企業である電気用陶磁器製造業者等の従業員の雇用維持が図られ、また、電気用陶磁器の出荷価格についても、平成19年から平成22年までの4年間の平均伸び率が2.7%前後と低位で推移したほか、供給も安定している。 国内の出荷額が低迷する中で、高度な技術水準(塩害・汚損・雷害)を保持している。 現在、この制度を適用している電気用陶磁器碍子事業者の一部の地域では、軽油からLPGへの代替は、LPGタンクの安全を維持するための敷地確保の問題及び設備費用、設備点検コストに多額の投資額を要するため、一定量の軽油の使用が不可避であり、生産費に占める軽油価格の割合も平均8%と高く、軽油引取税を課した場合、自社の取組では極めて難しく、中小企業であるため価格転嫁も困難な状況である。このため本措置は、電気用陶磁器碍子事業者の経営の安定と雇用の維持が図られ、電力供給の重要な基礎資材として、円滑かつ低廉な供給に貢献。 事例:A社のシュミレーション(年間軽油使用量 678kL) 生産費に占める軽油価格の割合が (軽油価格:4,881万円)÷(生産費用:59,200百万円)=8.25% 免税措置がなくなると、1KLあたり、32,100円の負担が課され、 (軽油価格:7,057万円)÷(生産費用:59,200百万円)となり、軽油価格の割合が11.92%となり事業者の負担が2,176万円増加し、赤字経営になり、存続が厳しい状況に陥ることになる。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置の存廃は、電力の安全供給の基礎素材として使用される電気用陶磁器ガイシの円滑かつ低廉な供給の確保や経営基盤が脆弱な当該中小事業者の経営の安定と雇用維持に大きな影響がある。 仮に、本措置が廃止された場合には、これら事業者の経営不安定化の要因となり、事業からの撤退や倒産等が加速する懸念があるほか、製品の安定供給にも支障が生じ、結果的に国民生活に直結した電力業界にも多大な影響を及ぼす可能性があることから、本措置は必要最小限の措置である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援との関係はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—

11	評価結果の反映の方向性	本租税措置は必要最低限の措置であり、かつ中小企業の事業環境維持の観点から継続は必須である。
----	-------------	-----------------------------------------------



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（ゴルフ場業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「全国のゴルフ場の就業者数及び大規模災害時等に地域のゴルフ場が利用された件数」は、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ ゴルフ場1コース当たりの平均収支と免税額の比較や、ゴルフ場利用税に関する交付実績について説明しているが（【点検結果表の別紙】⑫参照）、本租税特別措置等がゴルフ場事業の継続やゴルフ場利用税の交付実績にどの程度寄与するのかが明らかでなく、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、評価書において、「全国のゴルフ場の就業者数約14万人」、「東日本大震災で被災者の受入れや食事、飲料、お風呂等を提供したゴルフ場38箇所」、点検過程において、ゴルフ場1コース当たりの平均収支と免税額の比較により「災害時の生活・復旧拠点としての機能や地域経済の核としての機能を維持し、これによって公共財的機能が発現した」（【点検結果表の別紙】⑩参照）と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ ゴルフ場1コース当たりの平均収支と免税額の比較や、ゴルフ場利用税に関する交付実績について説明しているが（【点検結果表の別紙】⑬参照）、本租税特別措置等がゴルフ場事業の継続やゴルフ場利用税の交付実績にどの程度寄与するのかが明らかでなく、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、「ゴルフ場事業が継続され、雇用が維持される」、「災害時の生活・復旧拠点としての機能や地域経済の核としての機能を維持し、これによって公共財的機能が発現する」と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
前回要望時（平成21年度税制改正要望時）において、「本租税特別措置等により達成しようとする目標」を策定していない。
- ④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）  
日本ゴルフ場経営総合研究所の調査によると、ゴルフ場1コースあたりの平均収支（平成13年～20年の平均収支額）は、500万円ほどしかないが、本免税措置（1事業所あたり約20万円程度）を通じ、経営の安定を図ることで、ゴルフ場事業が継続（平成13年度以降、ゴルフ場数は2,500事業所前後で安定的に推移している。）することを前提として、災害時の生活・復旧拠点としての機能や地域経済の核としての機能を維持し、これによって公共財的機能が発現するものであることから、本免税措置はゴルフ場が有する公共財的機能を維持する措置として有効に寄与している。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
本租税特別措置等に関しては、全国に存在する約2,400ヵ所のゴルフ場のうち約400事業所が本租税特別措置等を利用しており、想定外に僅少または適用に偏りは無い。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
平成16年度から21年度の間、平均1.52%/年増加していることから、同程度に増加すると想定し、24年度から26年度には以下の将来推計を行っている。  
平成24年度：423事業所  
平成25年度：429事業所  
平成26年度：436事業所
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
平成16年度から21年度の間、平均5.3%/年増加していることから、同程度に増加すると想定し、24年度～26年度には以下の将来推計を行っている。  
平成24年度：8,575万円  
平成25年度：9,029万円  
平成26年度：9,508万円
- ⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
日本ゴルフ場経営総合研究所の調査によると、ゴルフ場1コースあたりの平均収支は、500万円ほどしかないなか、本免税措置を通じ、経営の安定を図ることで、ゴルフ場事業が継続することを前提として、災害時の生活・復旧拠点としての機能や地域経済の核としての機能を維持し、これに

よって公共財的機能が発現するものであり、本免税措置はゴルフ場が有する公共財的機能を維持する措置として有効に寄与している。

- ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
本租税特別措置等を通じたゴルフ場の経営安定化により、ゴルフ場事業が継続され、雇用が維持されることが見込まれる。  
なお、災害時の復旧活動等の拠点としての機能については、いざという時に活用されるものであるため、実現状況を見込むことは困難である。  
日本ゴルフ場経営総合研究所の調査によると、ゴルフ場1コースあたりの平均収支は、500万円ほどしかないなか、本免税措置を通じ、経営の安定を図ることで、ゴルフ場事業が継続することを前提として、災害時の生活・復旧拠点としての機能や地域経済の核としての機能を維持し、これによって公共財的機能が発現するものであり、本免税措置はゴルフ場が有する公共財的機能を維持する措置として有効に寄与する。
- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）  
日本ゴルフ場経営総合研究所の調査によると、ゴルフ場1コースあたりの平均収支は、500万円ほどしかないなか、本免税措置を通じ、経営の安定に寄与し、ゴルフ場事業が継続することを前提として納められるゴルフ場利用税は、平成21年度には約600億円（総務省自治税務局）に達し、このうち7割相当額（約420億円）がゴルフ場所在市町村に交付されており、本免税措置による税収額実績に比して、市町村に交付される額は大きく、税収減を是認する効果がある。
- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）  
日本ゴルフ場経営総合研究所の調査によると、ゴルフ場1コースあたりの平均収支は、500万円ほどしかないなか、本免税措置を通じ、経営の安定に寄与し、ゴルフ場事業が継続することを前提として納められるゴルフ場利用税は、今後も約600億円程度で推移すると見込まれる（平成19年度：603億円、20年度：598億円、21年度：584億円）ところ、本免税措置による税収減見込みに比して、ゴルフ場所在市町村に交付される額は大きく、税収減を是認する効果が発現する。
- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
企業に対する補助金と比較して、軽油の消費に応じた支援措置を講じることは公正かつ合理的である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(ゴルフ場業)
2	要望の内容	ゴルフ場において専ら当該ゴルフ場の整備のために使用する芝生を刈り込むための装置を備えた機械(ロータリーモア及びリールモア)、刈り込んだ芝生を回収するための装置を備えた機械(乗用スイーパー)又は芝生の育成管理用の土若しくは砂を散布する装置を備えた機械(乗用目土散布車)に使用する軽油について、1klにつき32,100円(32.1kl/l)の課税免除措置の延長を要望するもの。
3	担当部局	商務情報政策局サービス政策課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成13年度(創設) ※課税免除対象用途は、「ゴルフ場のコース整備に使用する機器」。</li> <li>● 平成21年度税制改正により、軽油引取税は目的税(道路特定財源)から普通税に改められたことにより、使用制限が廃止。課税免除措置については、3年間(平成21年度～平成23年度末)存続。</li> </ul>
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日(3年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ゴルフ場自らが有する①地域経済を活性化させる機能(雇用の維持・確保、周辺に立地する産業への波及効果等)、②災害時の復旧活動等の拠点としての機能など公共財的機能を引き続き維持すること。</p> <p>《政策目的の根拠》 ①地域経済を活性化させる機能 成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (6)雇用・人材戦略 (地域雇用創造と「ディーセント・ワーク」の実現)</p> <p>②災害時の復旧活動等の拠点としての機能 地方自治体がゴルフ場との間で災害協定を締結する動きがある。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>4. 取引・経営の安心</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 政策目的に掲げるゴルフ場が有する公共財的機能を継続して提供すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ①全国のゴルフ場の就業者数 ②大規模災害時等に地域のゴルフ場が利用された件数</p>

		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 全国のゴルフ場の半数以上が赤字経営にあると言われる中において、本免税措置を通じてゴルフ場の経営安定が図られ、雇用面等地域経済の下支え役を担っているほか、災害時や緊急時の避難場所として利用されている。
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>平成16年度:379事業所(実績値) 平成17年度:351事業所( " ) 平成18年度:351事業所( " ) 平成19年度:347事業所( " ) 平成20年度:381事業所( " ) 平成21年度:405事業所( " ) 平成24年度:423事業所(推計) (出所:(実績値)総務省自治税務局、(推計)経済産業省試算)</p>
		<p>② 減収額</p> <p>平成16年度:57百万円(実績値) 平成17年度:55百万円( " ) 平成18年度:60百万円( " ) 平成19年度:60百万円( " ) 平成20年度:69百万円( " ) 平成21年度:73百万円( " ) 平成24年度:86百万円(推計) (出所:(実績値)総務省自治税務局、(推計)経済産業省試算)</p>
		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年度～平成26年度) ● 地域経済を活性化させる機能(雇用の創出・確保:全国のゴルフ場の就業者数(約14万人(平成21年度))) ● 災害時の復旧活動等の拠点としての機能(東日本大震災で被災者の受け入れや食事、飲料、お風呂等を提供したゴルフ場は38箇所。駐車場の広いことから自衛隊の救援活動の拠点としてヘリポートとして利用されたゴルフ場も存在する。)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年度～平成26年度) ● 地域経済を活性化させる機能(雇用の創出・確保:全国のゴルフ場の就業者数(約14万人(平成21年度))) ● 災害時の復旧活動等の拠点としての機能(東日本大震災で被災者の受け入れや食事、飲料、お風呂等を提供したゴルフ場は38箇所。駐車場の広いことから自衛隊の救援活動の拠点としてヘリポートとして利用されたゴルフ場も存在する。)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成18年度～平成26年度) ● ゴルフ場は、開発や施設整備などの固定費率が高く損益分岐点の高い産業であり、課税によるコストの増加は死活問題につながる。 ● また、ゴルフ場の大半は中小企業である他、半数以上が赤字経営にあると言われており、仮に免税措置が延長されなかった場合、その厳しい経営環境から、コストの増加により、ゴルフ場の破綻を頻発させ、雇用を喪失させる恐れがある。</p>

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 18 年度～平成 26 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ゴルフ場が他の産業と大きく異なるのは、芝刈り、芝の調整及びコース整備・補修管理等に係る最低限の支援を通じて、ゴルフ場利用者への恩恵を与えるだけでなく、地域社会に対する公益の還元等、公共財的機能を有している点にある。</li> <li>● 具体的には、災害時や緊急時にゴルフ場が地域住民の避難場所として提供される他、雇用の創出・確保や周辺に立地する産業への波及効果など、地域経済を活性化させる機能を有している。</li> </ul>	
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>芝刈り、芝の調整及びコース整備・補修管理等はゴルフ場の経営安定を最低限維持するためには欠かせず、これら整備に直接使用する芝刈り機等の燃料である軽油に免税措置を適用することは、ゴルフ場に対する他の支援措置がないなかであって、1 ゴルフ場あたりの免税額は比較的小さいものの、ゴルフ場の経営安定化に不可欠である。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>他の支援措置との関係はない。</p>
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政策目的に掲げる点は、日本全国いずれの地域において重要なものであり、全国一律で免税措置を講ずる必要がある。</li> <li>● ゴルフ場は、ゴルフ場利用税や法人事業税、固定資産税などの地方税を生み出し、地方財政にとって貴重な税源となっており、ゴルフ場の経営破綻が生じれば、税源の喪失により地方行政という国民生活の基盤にも打撃を与えることになりかねない。</li> </ul>
10	有識者の見解	<p>●<b>中小企業団体中央会</b> (平成 24 年度税制改正要望ヒアリング(平成 23 年 7 月 28 日)) 「今年度末に期限が到来する軽油引取税の免税措置の恒久化を強くお願い申し上げます。(中略)このため、免税措置が廃止された場合は、経費の大幅な増加となり、経営環境が極端に悪化することは必至であります。業界全体に与える影響は余りにも甚大であると考えております。これは農業だとか林業、漁業、鉱業など原動力としての軽油を使用する他の業界にも同様に大きな影響を及ぼすものであると考えております。」</p>	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に伴う特例措置	府省名	経済産業省
税目	事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「再生可能エネルギー導入量」は、制度開始10年後に約3,200万～3,500万kWの増加を目標としているが、経済情勢等他の政策手段の効果及び要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等による再生可能エネルギー導入量の押し上げ効果が制度開始10年後にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]
- ⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するののかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、平成24年度だけ把握されているが、24年度だけでは、本租税特別措置等の減収額の将来推計がどの程度見込まれているかが明らかでない。また、本租税特別措置等の減収額の将来推計（平成24年度）についての算定根拠が明らかでなく、減収額の見込みが不透明である。
- ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、制度開始10年後に再生可能エネルギーの導入量を約3,200万～3,500万kW増加させると説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されており、予測の根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）  
 「新成長戦略実現 2011」において、「2011 年に見込まれる主要な成果と課題（1）2011 年に見込まれる主要な成果と課題 ①環境・エネルギー」の項目に「全量買取方式の固定価格買取制度の導入」が挙げられている。  
 また、政策体系において、「資源エネルギー・環境政策」の中に位置づけられている。エネルギー基本計画においては、積極的な利用拡大を図ることとされているほか、9 月末に公表した「経済産業政策の課題と対応」においても、「再生可能エネルギー、自家発電などの抜本的拡大」が課題として位置づけられており、優先度・緊急度は極めて高い。
- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
 制度の大枠として、再生可能エネルギーの導入による「国民負担」は、確実な回収の観点等から、財政資金ではなく電気料金への上乗せが適当であると整理された結果、電気事業者の収入となった経緯がある。買取費用について財政資金から補填がなされれば、本措置を実施する必要はなかったが、そのような整理とはならなかった。また、課税された事業税を財政資金で補填することとなれば、租特による対応と比較して事務手続きが煩雑となるだけであり、租税特別措置による手当が妥当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に伴う特例措置
2	要望の内容	<p>【新設】</p> <p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）                  「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、法）施行に伴い、これまでの電気事業収入とは質を異にする金銭の流れが生じる。具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 電気事業者が、再生可能エネルギー電気を供給しようとする特定供給者が発電した電気を調達価格により購入する</li> <li>② ①の購入に要する費用負担の地域間の不均衡を調整するため、費用負担調整機関から電気事業者に対して交付金を交付する</li> <li>③ 各電気事業者は②に充てるため、全ての電気の需要家に対し、電気料金の一部として賦課金を請求する</li> <li>④ 各電気事業者は③で電気の需要家から回収した資金を費用負担調整機関に納付する</li> </ol> <p>・特例措置の内容                  上記②で電気事業者が費用負担調整機関から交付される交付金収入（以下、交付金）と、上記③で電気事業者が請求する賦課金収入（以下、賦課金）について、法の趣旨にかんがみ、国民負担の増加要因とならないよう、これらの収入について、事業税（収入割）の課税対象外とすること等、所要の措置を講ずる。</p>
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成24年7月1日以降、法適用期間。
6	適用又は延長期間	再生可能エネルギーの全量買取制度の実施期間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  エネルギー源としての再生可能エネルギー源を利用することが、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となっていることにかんがみ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関し、その価格、期間等について特別の措置を講ずることにより、電気のエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。                  再生可能エネルギーの全量買取制度において、電気の需要家が負担する賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達費用に充てられるべきものであり、調達費用とバランスするように設計している。また、電気事業者は、特定供給者から再生可能エネルギー電気の調達を行い、他方で需要家から賦課金を徴収する役割を果たすが、賦課金の負担が電気の需要家に対して過重なものとならないよう配慮し、負担の最小化を図る。</p>

		《政策目的の根拠》 —
	② 政策体系における政策目的の位置付け	・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年3月11日)に基づく措置 ・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)、エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定)、新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策(平成22年9月10日閣議決定)、新成長戦略実現2011(平成23年1月25日閣議決定) (政策名:資源エネルギー・環境政策)
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に再生可能エネルギーの導入効果をもとめること。(制度開始10年後に再生可能エネルギーの導入量を約3,200万~3,500万kW増加させる。) (CO2排出量を約2,400万kW~2,900万t削減。) 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 —
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —
8	有効性等	① 適用数等 一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者を対象(計40社程度)。 ② 減収額 平成24年度(見込) 28.6億円 ③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年7月~平成34年7月) 国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に再生可能エネルギーの導入効果をもとめる。(制度開始10年後に再生可能エネルギーの導入量を約3,200万~3,500万kW増加させる。) (CO2排出量を約2,400万kW~2,900万t削減。) 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 — 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇) 国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に再生可能エネルギーの導入効果をもとめることへの悪影響が想定される。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇) —

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に再生可能エネルギーの導入効果をもとめることへの悪影響が、当措置の導入により、是正される。 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 (他の支援措置) ・事業用太陽光発電設備に係る課税標準の特例措置(地方税・固定資産税、23年度末まで)・住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金(平成23年度当初予算額:349億円) ・新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金(平成23年度当初予算額:130億円) (役割分担) 上記措置は、太陽光発電システムや再生可能エネルギー発電の導入を行う一般家庭・自治体・民間事業者を対象とするものであり、導入支援を行うもの。他方で、本要望項目が狙いとしているのは、最終的な負担者となる電気の需要家の料金による負担を最小化することであり、その性格を異にしている。 ③ 地方公共団体が協力する相当性 国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に再生可能エネルギーの導入効果をもとめることへの悪影響が、当措置の導入により、是正される。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	府省名	経済産業省
税目	事業税（外形）		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし		◎
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		※
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 政策目的（電気供給業においても一般の競争下にある企業と同様の税制とすること）の根拠が税制大綱とされているが、同大綱では課税方式は中長期的に検討するとされており、課税方式を変更することの根拠とはならず、本租税特別措置等が政策目的の中で優先度や緊急性の高いものとして明確に位置付けられているのか疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「租税負担率の業種間比較」は、達成時期が設定されておらず、いつの時点で目標が達成されたといえるのか不明であり、その効果の検証方法に疑問がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。[将来の見込み]
    - 減収額と効果を対比すべきところ、電気料金が低減することとなると定性的に説明することとなり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、一般電気事業者からの聴取により減収額の見込みを算出しているが、適用対象者である卸電気事業者や特定規模電気事業者が含まれておらず、減収規模の見込みが過小となっているおそれがあることから、減収額の見込みに疑問がある。
      - 達成目標の実現状況の将来予測について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

電気事業者の租税負担率は、他の産業に比べて極めて高水準となっており、国民生活及び国民経済上必要不可欠なエネルギーである電気を低廉な価格で供給するためには、高水準の租税負担を是正することも必要であり、政策目的は、他産業と同様の取扱いとすることで達成される。

⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用数については、40社程度である。

⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

租税負担率を引き下げることが必要であり、他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
2	要望の内容	電気供給業について、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、「その他事業」と同様の付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税が組み入れられること(外形標準課税導入に伴う所要の税率の変更を含む)。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分考慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、原子力を基幹電源として推進するとともに、効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。 昭和24年に、料金統制が行われていることを根拠に、電気供給業などについては収入金額課税が創設され、現在まで継続されてきた。しかし、電気供給業については、平成17年4月から高圧の全ての需要家を対象として自由化範囲が拡大されたほか、卸電力取引所取引が開始されるなど、競争環境が整備されるとともに、一般の企業と遜色のない企業になりつつある。 こうした自由化の進展に伴い、これまで収入金額課税の根拠となってきた料金規制についても値上げ以外は届出のみになり、加えて、自由な市場で料金が設定され、料金の低価格化が期待されている中で、規制料金を前提とした負担の重い税制は自由化の阻害要件になりかねない。旧来の前提を元に、課税を続けることは課税の平等性を損なうものである。  以上から、自由化が進む電気供給業においても一般の競争下にある企業と同様の税制とすることが必要である。 《政策目的の根拠》 平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)中において、現在収入金額課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、中長期的に検討することとされている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策名: 資源エネルギー・環境政策
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 一般の競争下にある企業と同様の税制とすることで、課税の公平性を実現する。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税負担率の業種間比較  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 外形標準を基礎とする課税方法に変更することにより、これまでの重い税負

			担が緩和されることが想定され、それによって、政策目的を実現するための資金を確保することが可能となる。
8	有効性等	①: 適用数等	適用対象者: 電気供給業を行う法人
		②: 減収額	平成23年度ベース減収額(見込): 245億円程度(一般電気事業者10社計) 平成24年度ベース減収額(見込): 245億円程度(一般電気事業者10社計) ※一般電気事業者より聴取。
		③: 効果ないし達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～) 設備産業である電気事業において、本措置の減税額は投資のためのキャッシュフローとして代替することが予想される。また、一般電気事業者、卸電気事業者の電気料金については、省令によって、総括原価方式が採用されているため、減額される事業税額分については料金原価に織り込まれないため、電気料金の低廉化に資することとなり、これらはすべて需要家に還元されることとなる。 加えて、自由化の阻害要因となりうる現行の課税環境について、他の一般の企業と遜色ない状況とすることのできる本措置は、極めて有効である。  《租税特別措置等による達成目標の実現状況》  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～) 措置が新設されない場合、これまでと同様に、多大な税負担を強いられることとなる。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～) 本措置の直接の適用対象となるのは、電気供給業を行う法人であるが、電気事業者が負担する法人事業税は料金原価に算入されていることから、税負担が減少すれば、電気料金も低減することとなる。したがって、本措置の適用によって、電気の供給を受ける需要家も裨益することとなるため、特定の業界に対する支援とはならず、有効性が認められる。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、補助金などの措置によって支援するのではなく、税制措置により支援することが適当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係は無い。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	料金規制の有無を背景とした収入金課税において、電力小売市場の自由化の進展度合いを鑑み、他の一般の企業における課税状況とのイコールフットリングを図る本措置は、妥当なものである。

10	有識者の見解	—
----	--------	---



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	府省名	経済産業省
税目	事業税（外形）		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	⊗
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 政策目的（ガス使用者の利益保護や、都市ガス事業者の健全な発達に向けた公平な競争条件の確保）の根拠が税制大綱とされているが、同大綱では課税方式は中長期的に検討するとされており、課税方式を変更することの根拠とはならず、本租税特別措置等が政策目的の中で優先度や緊急性の高いものとして明確に位置付けられているのか疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「租税負担率の業種間比較」は、達成時期が設定されておらず、いつの時点で目標が達成されたといえるのか不明であり、その効果の検証方法に疑問がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。[将来の見込み]
    - 減収額と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 達成目標の実現状況の将来予測について本租税特別措置等の必要性を述べるにとどまり（【点検結果表の別紙】⑪参照）、達成目標の実現状況が予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

政策目的は、他産業と同様の取り扱いとすることで達成される。国民生活及び国民経済上必要不可欠なエネルギーであるガスを安定的に供給し、普及・拡大していくためには、課税方式を変更し高水準の租税負担を是正していくことも必要。

ガス事業は、自由化の進展やエネルギー間競争の激化により、他産業同様、厳しい経営環境にあり、早急に課税の不平等を是正すべきであると考えられる。

なお、地方自治体への影響等を踏まえ、平成24年度税制改正では、収入金課税の枠組みに外形標準課税を組み入れることを要望している。ただし、資本金1億円以下のガス事業者は、経営基盤の脆弱性等から他産業と同一の扱いとするよう要望している。

⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本要望が認められた場合の想定減収額は、現行制度での納税額（ガス事業者調査値）から、①資本金1億円超のガス事業者については、収入金課税の枠組みに外形標準課税を組み入れた場合<sup>※1</sup>の納税見込額を控除して、②資本金1億円以下のガス事業者については、他産業と同様の所得課税となった場合の納税見込額を控除して算出している。現状と同様の経営環境が続くと仮定すれば、将来の減収額も同規模になると思われる。

平成22年度想定減収額

	全ガス事業者 (公営事業者除く)	資本金1億円超 のガス事業者	資本金1億円以下 のガス事業者
現行制度での納税額 (ガス事業者調査値)	357億円	346億円	11億円
要望内容での納税見込額 (ガス事業者調査値 <sup>※2</sup> )	306億円	[収入割3/4+外形] 300億円	[全て所得課税] 6億円
想定減収額	<b>51億円</b>	46億円	5億円

※1 現行の収入金額による課税のうち3/4を収入割（他産業は所得割）とし、残りを他産業と同様の付加価値割（税率0.48%）、資本割（税率0.2%）としたもの。なお、地方法人特別税は、収入割額もしくは所得割額の148%として算出している。

※2 上記①②の考えに基づき、ガス事業者調査値（財務データ等）を使って算出したもの。

⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

政策目的は、他産業と同様の取り扱いとすることで達成される。国民生活及び国民経済上必要不可欠なエネルギーであるガスを安定的に供給し、普及・拡大していくためには、課税方式を変更し高水準の租税負担を是正していくことも必要。

ガス事業は、自由化の進展やエネルギー間競争の激化により、他産業同様、厳しい経営環境にあり、早急に課税の不平等を是正すべきであると考えられる。

なお、地方自治体への影響等を踏まえ、平成24年度税制改正では、収入金課税の枠組みに外形標準課税を組み入れることを要望している。ただし、資本金1億円以下のガス事業者は、経営基盤の脆弱性等から他産業と同一の扱いとするよう要望している。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本要望は、不平等な課税の是正である。法人事業税をはじめとする租税負担率（平成21年度）は、現状、約6.1%<sup>※1</sup>となっているが、他産業と同一の課税方式となれば、約5.5%<sup>※2</sup>となる。自由化の進展やエネルギー間競争が激化している状況下においては、課税方式変更の効果（租税負担率の約1割の改善）は大きく、他産業と同様の取り扱いとし、課税の公平性を期することが必要。

なお、地方自治体への影響等を踏まえ、平成24年度税制改正では、収入金の課税の枠組みに、外形標準課税を組み入れることを要望している。ただし、資本金1億円以下のガス事業者は、経営基盤の脆弱性等から他産業と同一の扱いとするよう要望している。

※1 ガス事業者の租税負担額(1719億円)÷売上高(28,356億円)

※2 (ガス事業者の租税負担額(1719億円) - 他産業と同一の課税方式の場合の減税額(151億円)) ÷ 売上高 (28,356億円)

(ガス事業者財務諸表より)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
2	要望の内容	ガス供給業の法人事業税について、「その他の事業」と同一の扱いとするため、その第一段階として現行の収入金課税方式に付加価値額・資本金等の額による外形標準課税を組み入れる。ただし、中小ガス事業者は「その他の事業」と同一の扱いとする。
3	担当部局	資源エネルギー庁 ガス市場整備課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギーの安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分熟慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、効率的かつ安定的な供給と環境への適合を確保するためのガス政策を着実に推進する。 そのため、ガス使用者の利益保護や、都市ガス事業の健全な発達(安定供給、保安の確保等)に向けた公平な競争条件を確保する。 《政策目的の根拠》 3業種(電気、ガス、保険)のみ収入金課税としていること(その他の産業は利益課税)は、租税原則の「課税の公平性」に著しく反する。 平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)において、「現在、収入金課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、中長期的に検討する。」と明記されたところ。</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>3. 資源エネルギー・環境政策</p> <p>③: 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ガス供給業は、法人事業税として収入金(ガス売上)に課税されることから、他の一般企業と同等の課税環境を整備することを通じて、課税の公平性を図る。</p>

8	有効性等	①: 適用数等	<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置(課税方式の変更)により、ガス供給業の事業税を軽減し、他産業との租税負担率の格差を是正する。ただし、地方公共団体に与える影響等も考慮し、直ちにその他の事業と同一の扱いとするのではなく、第一段階として、収入金額をベースに新しい外形標準課税を導入する。</p> <p>&lt;測定指標(租税負担率の業種間比較)&gt;</p> <p style="text-align: right;">(単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ガス</th> <th>全産業</th> <th>製造業</th> <th>化学工業</th> <th>石油製品等製造業</th> <th>鉄鋼</th> <th>機械</th> <th>電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>5.4 (3.5)</td> <td>2.1 (0.7)</td> <td>2.4 (0.6)</td> <td>4.1 (1.2)</td> <td>1.9 (1.4)</td> <td>4.0 (0.7)</td> <td>2.4 (0.)</td> <td>6.0 (5.5)</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>4.5 (3.2)</td> <td>1.7 (0.7)</td> <td>1.7 (0.6)</td> <td>2.0 (0.5)</td> <td>1.2 (1.5)</td> <td>2.7 (0.6)</td> <td>1.4 (0.4)</td> <td>5.0 (5.3)</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>6.1 (3.5)</td> <td>1.7 (0.7)</td> <td>1.7 (0.7)</td> <td>2.8 (0.5)</td> <td>2.1 (2.2)</td> <td>1.3 (1.0)</td> <td>1.1 (0.5)</td> <td>7.5 (5.8)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 ( )内は法人税抜きの負担率 注2 出典: 法人企業統計年報(財務省)他</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公平な競争条件を確保するためには、課税方式をその他の事業と同様にすべきであるが、地方公共団体に与える影響等も考慮し、第一段階として、収入金額をベースにした新しい外形標準課税を導入し、その他の事業との租税負担率の格差を是正する。公平な競争条件を確保するためには、課税方式をその他の事業と同様にすべきであるが、地方公共団体に与える影響等も考慮し、第一段階として、収入金額をベースにした新しい外形標準課税を導入し、その他の事業との租税負担率の格差を是正する。</p>		ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械	電力	H19	5.4 (3.5)	2.1 (0.7)	2.4 (0.6)	4.1 (1.2)	1.9 (1.4)	4.0 (0.7)	2.4 (0.)	6.0 (5.5)	H20	4.5 (3.2)	1.7 (0.7)	1.7 (0.6)	2.0 (0.5)	1.2 (1.5)	2.7 (0.6)	1.4 (0.4)	5.0 (5.3)	H21	6.1 (3.5)	1.7 (0.7)	1.7 (0.7)	2.8 (0.5)	2.1 (2.2)	1.3 (1.0)	1.1 (0.5)	7.5 (5.8)
			ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械	電力																													
		H19	5.4 (3.5)	2.1 (0.7)	2.4 (0.6)	4.1 (1.2)	1.9 (1.4)	4.0 (0.7)	2.4 (0.)	6.0 (5.5)																													
H20	4.5 (3.2)	1.7 (0.7)	1.7 (0.6)	2.0 (0.5)	1.2 (1.5)	2.7 (0.6)	1.4 (0.4)	5.0 (5.3)																															
H21	6.1 (3.5)	1.7 (0.7)	1.7 (0.7)	2.8 (0.5)	2.1 (2.2)	1.3 (1.0)	1.1 (0.5)	7.5 (5.8)																															
②: 減収額	<p>本措置の適用を受けている私営都市ガス事業者約180社のうち約6割は経営基盤が脆弱な中小事業者(資本金1億円以下)であり、欠損が発生している事業者は約1/9となっている。 本措置を実現し、地方税法上で規定することとなった場合、現行の地方税法の扱いと同様に、ガス供給業を行う全ての法人が対象となるため、想定外に僅少となることはない。</p> <p style="text-align: right;">(金額: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用社数</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>179</td> <td>181</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>想定減収額</td> <td>5,494</td> <td>6,649</td> <td>6,876</td> <td>4,189</td> <td>5,051</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. H18 からH19 は収入割税率 1.3%にて試算。H20 以降は地方法人特別税を含めた額。 注2. 出典: 都市ガス事業者調査</p>		H18	H19	H20	H21	H22	適用社数	180	180	179	181	180	想定減収額	5,494	6,649	6,876	4,189	5,051																				
	H18	H19	H20	H21	H22																																		
適用社数	180	180	179	181	180																																		
想定減収額	5,494	6,649	6,876	4,189	5,051																																		
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: ) —</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: ) —</p>																																						

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：)</p> <p>本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(都市ガス事業)に対する「課税の不公平」を是正するものである。</p> <p>本措置による効果は、ガス需要家に広く還元されるものであり、一個人や企業等に対して支援を行う補助金制度よりも税制による支援の方が適している。本措置がない場合、その他の産業との租税負担率の格差が改善されない。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日)</p> <p>本措置(収入金額をベースにした新しい外形標準課税)により、その他の産業との租税負担率の格差が是正され、ガス使用者の利益保護や、都市ガス事業の健全な発達(安定供給、保安の確保等)に向けた公平な競争条件が整備される。</p>
9	相当性	<p>①：租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②：他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③：地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>公正な競争条件を確保するためには、課税方式をその他の事業と同様にすべきであるが、地方公共団体に与える影響等も考慮し、第一段階として、収入金額をベースにした新しい外形標準課税を導入し、その他の事業との租税負担率の格差を是正する。</p> <p>補助金等同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等はない。</p> <p>ガス事業における規制緩和は、大口需要の自由化範囲が19年4月から10万m<sup>3</sup>以上(全販売量の約6割)まで拡大するなど、着実に進展中、その他の事業と同様の課税方式とする本措置は、公平な競争条件を確保する観点から妥当である</p> <p>本措置の効果は、都市ガス事業者に留まらず、需要家(約2,785万件)に広く還元されるものである。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業の事業再生に伴う不動産取得税の軽減措置	府省名	経済産業省
税目	不動産取得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。  
 ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、「中小企業承継事業再生計画」の認定目標を年間50件程度とする」ことを目標としており、点検過程で、達成目標（経営困難な状況にある地域中小企業の事業再生を促進し、地域経済の活力維持や雇用の維持・確保を図る）と測定指標の関係性が説明されたものの（【点検結果表の別紙】④参照）、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比して説明しているが（【点検結果表の別紙】⑫参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、「不動産取得税軽減措置に係る適用件数が2件であり、達成目標に寄与している」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比して説明しているが（【点検結果表の別紙】⑬参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、「将来的には適用件数が増加する見込みであり、相談件数及び再生計画完了件数の増加に寄与する」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

### ④ 測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>欄への補足説明）

様々な再生計画のスキームが存在する中、中小企業の再生計画のほとんどを中小企業再生支援協議会が行っており、リスケジュール、直接放棄、第二会社方式等の再生手法を活用し、再生計画の策定を行うものを年間500件、その前段となる相談件数を3,000件と目標付けている。

この中小企業再生支援協議会の再生計画500件及び他のスキームを活用した再生計画の中で、第二会社方式の形態により計画策定支援を行う案件で、中小企業承継事業再生計画の認定を行うものを50件程度と想定し、測定指標としている。

中小企業の事業再生が促進されるには、多様な再生手法が用意されていることが望ましく、その一つである第二会社方式による中小企業承継事業再生計画の認定件数が増加することは、再生支援協議会の再生計画の策定件数の増加につながるものであり、ひいてはその前段階である再生支援協議会への相談件数の増加にもつながるものである。

また、第二会社方式については会社分割と事業譲渡があり、会社分割は一定の要件を満たせば不動産取得税を課されないが、事業譲渡については不動産取得税が課されるため、その格差をなくすためには、本租税特別措置が必要である。これによって再生手法間におけるイコールフットィングを図り、再生手法の選択肢を広げることにより、達成目標である相談件数や再生計画完了件数の増加に寄与するものである。

### ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用数の将来推計の試算及び推計方法については、別紙1「不動産取得税軽減措置に係る適用見込数の推計資料」参照。

### ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額の将来推計の試算及び推計方法については、別紙2「減収見込額の積算根拠（産活法の「中小企業承継事業再生計画」に係る減額措置）」参照。

### ⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の実現状況>欄への補足説明）

平成22年度、23年度は、金融円滑化法の影響により金融機関のリスケジュールがやりやすいことから、抜本的な再生手法がとりにくい環境であったこともあり、適用件数は2件と少なく、測定指標である承継事業再生計画の認定件数も目標を下回った。しかしながら、そのような状況の中、第二会社方式による承継事業再生計画の認定を受けたこの2件は、税の軽減措置によって運転資金等の確保が図られたほか、142名の雇用を維持・確保しており、案件は少ないものの、達成目標（経営困難な状況にある地域中小企業の事業再生を促進し、地域経済の活力維持や雇用の維持・確保を図る）に寄与している。

また、第二会社方式については会社分割と事業譲渡があり、会社分割は一定の要件を満たせば不動産取得税を課されないが、事業譲渡については不動産取得税が課されるため、その格差をなくすためには、本租税特別措置が必要である。これによって再生手法間におけるイコールフットィング

を図り、再生手法の選択肢を広げることにより、達成目標である相談件数や再生計画完了件数の増加に寄与するものである。

### ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の実現状況>欄への補足説明）

平成24年度以降は、金融円滑化法が終了する予定であることから、金融機関のリスケジュールで対応していた事業者の抜本的対応が必要になること、東日本大震災の影響を受けた事業者（間接被災者を含む。）が事業再建を図るために抜本的対応を必要とすることが増加することが予想される。その場合、キャッシュフローが必要不可欠な中小企業にとって、本件のような税の軽減措置のある第二会社方式を選択できると、運転資金を確保できるほか、金融機関の同意も得られやすく再生計画が策定しやすくなる。したがって、承継事業再生計画の認定件数も増加が見込まれるとともに、達成目標を実現するための手段としても適確である。

また、第二会社方式については会社分割と事業譲渡があり、会社分割は一定の要件を満たせば不動産取得税を課されないが、事業譲渡については不動産取得税が課されるため、その格差をなくすためには、本租税特別措置が必要である。これによって再生手法間におけるイコールフットィングを図り、再生手法の選択肢を広げることにより、達成目標である相談件数や再生計画完了件数の増加に寄与するものである。

### ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

不動産取得税の軽減措置の減収額は1件当たり百万円近くあるが、中小企業にとってみれば、売上高1億円程度増加すること（中小企業の売上高経常利益率は約1%（中小企業白書2011年版の付属統計資料16表「法人企業の主要財務・損益状況と財務指標」参照））と同じであり、たとえ百万円でも運転資金に充当できることは、達成目標（経営困難な状況にある地域中小企業の事業再生の促進）を図る上で、非常に効果的である。

また、第二会社方式については会社分割と事業譲渡があり、会社分割は一定の要件を満たせば不動産取得税を課されないが、事業譲渡については不動産取得税が課されるため、その格差をなくすためには、本租税特別措置が必要である。これによって再生手法間におけるイコールフットィングを図り、再生手法の選択肢を広げることにより、達成目標である相談件数や再生計画完了件数の増加に寄与するものである。

### ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

不動産取得税の軽減措置の減収額は1件当たり百万円近くあるが、中小企業にとってみれば、売上高1億円程度増加すること（中小企業の売上高経常利益率は約1%（中小企業白書2011年版の付属統計資料16表「法人企業の主要財務・損益状況と財務指標」参照））と同じ効果がある。

平成24年度以降は、金融円滑化法が終了する予定であることから、金融機関のリスケジュールで対応していた事業者の抜本的対応が必要になること、東日本大震災の影響を受けた事業者（間接被災者を含む。）が事業再建を図るために抜本的対応を必要とすることが増加することが予想される。その場合、キャッシュフローが必要不可欠な中小企業にとって、本件のような税の軽減措置のある第二会社方式を選択できると、運転資金等を確保できるほか、再生計画に対する金融機関の同意も得やすくなり、達成目標を図る上で非常に効果的であるし、再生計画策定支援件数の増加にもつながる。

また、第二会社方式については会社分割と事業譲渡があり、会社分割は一定の要件を満たせば不動産取得税を課されないが、事業譲渡については不動産取得税が課されるため、その格差をなくすためには、本租税特別措置が必要である。これによって再生手法間におけるイコールフットイングを図り、再生手法の選択肢を広げることにより、達成目標である相談件数や再生計画完了件数の増加に寄与するものである。

不動産取得税軽減措置に係る適用見込数の推計資料

1. 適用見込数の推計（将来3年間分）

23年度 : 7件  
24年度 : 10件  
25年度 : 10件

2. 根拠

① 23年度：7件

・ 60件<sub>[ア]</sub> × 88%<sub>[イ]</sub> × 103%<sub>[ウ]</sub> = 54件<sub>[エ]</sub>  
 ・ 54件<sub>[エ]</sub> × 93%<sub>[オ]</sub> × 19%<sub>[カ]</sub> = 9.5件<sub>[キ]</sub>  
 ・ 9.5件<sub>[キ]</sub> × (100%<sub>[ク]</sub> - 24%) = 7件

中小企業再生支援協議会事業の債権放棄の件数は、20-22年度の平均が60件であり、23年度も60件<sub>[ア]</sub>と仮定。債権放棄のうち第二会社方式の割合は、22年度が88%<sub>[イ]</sub>であるが、20-22年度でその割合が毎年度伸びており、今後もその割合が毎年3%伸びるとして103%<sub>[ウ]</sub>を<sub>[ウ]</sub>乗ずると、23年度の第二会社方式の件数は、54件<sub>[エ]</sub>と想定。

この54件に、協議会事業で承継事業再生計画の認定要件（従業員8割確保）を満たす割合93%<sub>[オ]</sub>（22年度）を乗じ、かつ、第二会社方式のうち事業譲渡方式の割合19%<sub>[カ]</sub>（22年度）<sub>[カ]</sub>を乗じると、適用件数は9.5件<sub>[キ]</sub>と見込まれる。

ただし、23年度は、金融円滑化法が延長され、22年度と同様に抜本的な再生手法によらずにすむ案件や、震災の影響で策定計画が策定できない案件が増加することが予想されることから、22年度の協議会事業の再生計画完了案件の減少率（前年度比24%<sub>[ク]</sub>）と同じくらい案件数が減少すると想定し、最終的に7件と想定。

② 24年度：10件

・ 54件<sub>[エ]</sub> × 103%<sub>[ウ]</sub> = 56件<sub>[ケ]</sub>  
 ・ 56件<sub>[ケ]</sub> × 93%<sub>[オ]</sub> × 19%<sub>[カ]</sub> = 10件

①で算出した23年度の第二会社方式の想定件数54件<sub>[エ]</sub>に、伸び率103%<sub>[ウ]</sub>を乗じると、24年度の第二会社方式の件数は56件<sub>[ケ]</sub>と想定。

この56件に、承継事業再生計画の認定要件（従業員8割確保）を満たす割合93%<sub>[オ]</sub>を乗じ、かつ、第二会社方式のうち事業譲渡方式の割合19%<sub>[カ]</sub>を乗じると、適用件数は10件と見込まれる。

③ 25年度：10件

・ 56件<sub>[ケ]</sub> × 103%<sub>[ウ]</sub> = 58件<sub>[コ]</sub>  
 ・ 58件<sub>[コ]</sub> × 93%<sub>[オ]</sub> × 19%<sub>[カ]</sub> = 10件

②で算出した24年度の第二会社方式の想定件数56件<sub>[ケ]</sub>に、伸び率103%<sub>[ウ]</sub>を乗じると、25年度における第二会社方式の想定件数は58件<sub>[コ]</sub>と見込まれる。

この58件に、承継事業再生計画の認定要件（従業員8割確保）を満たす割合93%<sub>[オ]</sub>を乗じ、かつ、第二会社方式のうち事業譲渡方式の割合19%<sub>[カ]</sub>を乗じると、適用件数は10件と見込まれる。

減収見込額の積算根拠（産活法の「中小企業承継事業再生計画」に係る減額措置）

○23年度減収見込額合計（①+②） 10.57百万円

①土地に係る分

$$4.60 \text{百万円} \times 7 \text{件} \times \frac{1}{6} = 5.37 \text{百万円}$$

【A】                      【C】                      【D】

②家屋に係る分

$$4.46 \text{百万円} \times 7 \text{件} \times \frac{1}{6} = 5.20 \text{百万円}$$

【B】                      【C】                      【D】

○24年度減収見込額合計 15.1百万円

①土地に係る分

$$4.60 \text{百万円} \times 10 \text{件} \times \frac{1}{6} = 7.67 \text{百万円}$$

【A】                      【C】                      【D】

②家屋に係る分

$$4.46 \text{百万円} \times 10 \text{件} \times \frac{1}{6} = 7.43 \text{百万円}$$

【B】                      【C】                      【D】

○25年度減収見込額合計 15.1百万円

①土地に係る分

$$4.60 \text{百万円} \times 10 \text{件} \times \frac{1}{6} = 7.67 \text{百万円}$$

【A】                      【C】                      【D】

②家屋に係る分

$$4.46 \text{百万円} \times 10 \text{件} \times \frac{1}{6} = 7.43 \text{百万円}$$

【B】                      【C】                      【D】

- 【A】 中小企業再生支援協議会が支援を行った第二会社方式案件のうち、事業譲渡を採用した計画の1件当たりの不動産取得税（土地に係るもの）の平均額（税率は3.0%で計算）
- 【B】 中小企業再生支援協議会が支援を行った第二会社方式案件のうち、事業譲渡を採用した計画の1件当たりの不動産取得税（家屋に係るもの）の平均額（税率は4.0%で計算）
- 【C】 別紙1参照
- 【D】 特例による減額措置

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業の事業再生に伴う不動産取得税の軽減措置
2	要望の内容	不動産取得税の軽減措置について、適用期限を延長する。 不動産取得税の軽減措置は、第二会社方式による再生計画（「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）」における「中小企業承継事業再生計画」。以下同じ。）の認定を受けた中小企業者が対象。軽減措置内容は以下のとおり。 ・事業譲渡による不動産の所有権の取得 （土地）3.00%→2.50% （建物）4.00%→3.33%
3	担当部局	中小企業庁 経営支援部 経営支援課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度：平成21年度（「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」） 改正経緯：平成23年度 不動産取得税の軽減措置を1年延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日（2年間）
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しにより再生が可能な中小企業について、債務超過の解消、収益性の向上等に向けた再生計画の策定を、地域の関係機関や専門家等が連携して支援することにより、地域の中小企業の再生を図るとともに、雇用を維持・確保する。  《政策目的の根拠》 産活法において、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業再生を円滑化するための措置を講じ、我が国産業活力の再生を図ることとされている。 当該軽減措置（不動産取得税の軽減措置）は、第二会社方式による再生計画の認定を受けた者に対する支援措置。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 1. 経済成長
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業再生支援協議会等の支援によって、経営困難な状況にある地域中小企業の債務の抜本的処理と事業の収益性改善等を図り、事業再生を促進する。以て、地域経済の活力維持や雇用の維持・確保を図る。 具体的には、中小企業再生支援協議会への相談件数を年間3,000件（※）とし、再生計画完了件数を年間500件（※）とする。

		<p>※件数の根拠:過去5年間の相談件数平均が2,656件、同じく過去5年間の再生計画完了件数は368件であるため、それよりも多い件数を設定。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 全国47都道府県の中小企業再生支援協議会と連携し、「中小企業承継事業再生計画」の認定目標を、当該軽減措置の延長期間中は年間50件程度とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 債権放棄を伴う再生計画には直接放棄方式と第二会社方式がある。実質的には同じように債権放棄を行うにも係わらず、第二会社方式には直接放棄方式には存在しない特有の課題として、事業を承継する第二会社方式においては登録免許税や不動産取得税(一定の要件をみたす会社分割を除く)の負担が発生する。</p> <p>また、同じ第二会社方式においても、会社分割では一定の要件をみたせば不動産取得税を課することができないとあるが、事業譲渡においては不動産取得税が課されてしまうといった格差が生じている。中小企業の再生においては、中小企業の実態や金融機関その他の利害関係者の意向も踏まえる必要があることから事業再生の選択肢を狭めることになる。特に個人事業主においては、第二会社方式の手法は事業譲渡に限られるため、本措置が無い場合、政策目的の達成に大きな足かせとなる。このことから、当該措置により再生手法間におけるイコールフットイングを図ることにより、中小企業に対して再生手法の選択肢が増え、事業再生が円滑化することにより、地域の雇用維持等の政策目的の達成を寄与することになる。</p>																
8	有効性等	<p>①:適用数等</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度(23年8月末現在)</td> </tr> <tr> <td>適用件数の実績</td> <td>0件</td> <td>2件</td> <td>0件</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> </tr> <tr> <td>将来の見込み件数</td> <td>7件</td> <td>10件</td> <td>10件</td> </tr> </table> <p>※将来の見込み件数の算出根拠は、過去の中小企業再生支援協議会の債権放棄の計画完了件数から将来の債権放棄の計画件数を算出し、それに、第二会社方式が採用された割合、雇用に係る計画認定要件を満たす割合及び事業譲渡方式の割合を乗じて算出(経済産業省試算)。</p> <p>【適用数が僅少である理由】 第二会社方式による再生計画の認定実績は、23年8月末現在で7件ある。そのうち不動産取得税軽減措置の適用件数は2件である。適用数が僅少であったのは、平成21年12月に施行された金融円滑化法により金融機関がリスクスケジュールに応じやすい環境にあり、抜本的な再生手法をとらずにすむ案件が多かったこと(なお、金融円滑化法は平成23年度末までの時限立法)や、再生計画策定に予定していたより時間がかかり計画完了が後年度にずれ込んだ案件があることによる。</p>		21年度	22年度	23年度(23年8月末現在)	適用件数の実績	0件	2件	0件		23年度	24年度	25年度	将来の見込み件数	7件	10件	10件
	21年度	22年度	23年度(23年8月末現在)															
適用件数の実績	0件	2件	0件															
	23年度	24年度	25年度															
将来の見込み件数	7件	10件	10件															

	②:減収額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度(23年8月末現在)</td> </tr> <tr> <td>減収額の実績(見込み含む。)</td> <td>—</td> <td>1百万円</td> <td>—</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> </tr> <tr> <td>将来の見込み減収額</td> <td>11百万円</td> <td>15百万円</td> <td>15百万円</td> </tr> </table> <p>※将来の見込み減収額の算出方法は、アンケートにより算出した1件当たりの不動産取得税の平均額に適用見込み件数を乗じた額に、特例による軽減率を乗じて算出(経済産業省試算)。</p>		21年度	22年度	23年度(23年8月末現在)	減収額の実績(見込み含む。)	—	1百万円	—		23年度	24年度	25年度	将来の見込み減収額	11百万円	15百万円	15百万円
	21年度	22年度	23年度(23年8月末現在)															
減収額の実績(見込み含む。)	—	1百万円	—															
	23年度	24年度	25年度															
将来の見込み減収額	11百万円	15百万円	15百万円															
	③:効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年6月～平成26年3月) 不動産取得税軽減措置の適用件数は2件あり、これにより、地域の中小企業の再生が図られ、142名の雇用を維持・確保できた。</p> <p>7. ③《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》に記載したとおり、多様な再生手法を用意し、選択肢を広げることは、相談件数及び再生計画完了件数の増加に寄与すると考えられ、もって地域の中小企業の活力の再生を図り、雇用の確保に繋がると考える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年6月～平成26年3月) 上記の《政策目的の実現状況》のとおり、不動産取得税軽減措置に係る適用件数は2件であり、現状では「租税特別措置等により達成しようとする目標」に寄与しているものの、目標達成には至っていない。</p> <p>しかし、不動産取得税の軽減措置によって再生手法間におけるイコールフットイングを図り、再生手法の選択肢を広げることで、8. ①の将来の見込み件数の表で示すとおり、将来的には適用件数が増加する見込みであり、相談件数及び再生計画完了件数の増加に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年6月～平成26年3月) 不動産取得税の軽減措置が無くなった場合、直接放棄方式と第二会社方式、さらには会社分割と事業譲渡において、税負担という側面で格差が生じてしまい、中小企業にとって事業再生の選択肢を狭めることになる。特に、中小企業者が個人事業主の場合、第二会社方式の手法としては事業譲渡に限られるため、不動産取得税の軽減措置が無くなると、第二会社方式自体が使えなくなる可能性があり、より事業再生の選択肢を狭めることになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年6月～平成26年3月) 不動産取得税軽減措置に係る適用件数は2件あり、本措置の適用により、新会社のキャッシュフローに余裕が生じ、新たな運転資金が確保できるなど事業再生の円滑化に重要な役割を果たしている。</p> <p>なお、2件とも、登録免許税の軽減措置も併せて受けており、その効果はさらに大きいものとなっている。</p>																

9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付けなどの役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>再生計画を策定する場合、再生計画の策定・実行に要する処理費用(トランザクションコスト)が発生する。しかし、過剰債務状態にある中小企業が再生計画を策定するにあたっては、キャッシュフローが満たされる計画としなければならない。そのためトランザクションコストの負担を最小限度に抑える必要がある。</p> <p>このトランザクションコストに着目すると、「第二会社方式」には、「直接放棄方式」には存在しない特有の課題として、事業を承継する第二会社において会社分割や事業譲渡に伴う登録免許税や不動産取得税(一定の要件を満たす会社分割を除く)の負担が発生するケースが多いため、「直接放棄方式」と比べてトランザクションコストが多くなる。</p> <p>さらに、「第二会社方式」については会社分割と事業譲渡に分けられるが、会社分割については地方税法の中で一定の要件を満たす場合には不動産取得税を課することができないという規定があるが、事業譲渡にはそのような規定がなく、同じ第二会社方式による再生計画の中でも事業譲渡による場合は、税制面でのコストが他の再生手法よりも多くなる可能性がある。</p> <p>よって、「第二会社方式」における事業譲渡の際の不動産取得税を軽減することにより、イコールフットイングを図り、キャッシュフローが必要な中小企業に対して多様な再生手法を用意し選択肢を広げることで、第二会社方式において事業譲渡による再生計画を策定する場合でも再生計画が策定されやすくなるため、政策目的を達成するための政策手段としての的確である。</p> <p>中小企業の再生を支援するための予算措置として中小企業再生支援協議会事業(23fy 予算額:約 42 億円)を実施している。当該事業では、各都道府県に一カ所ずつ配置した中小企業再生支援協議会に窓口専門家を配置し中小企業から相談に応じるとともに、必要な場合には外部専門家を活用し再生計画の策定支援を行っている。当該予算は再生計画策定段階における支援措置であり、再生計画の実行段階を支援する本税制措置とはその支援の段階(ステージ)が異なっていることから、明確な役割分担がなされている。</p> <p>また、第二会社方式の認定制度については、税の軽減措置とは別に融資がある。融資は事業譲渡の対価の支払いや事業承継後の事業運営に当てることを目的としているが、税の軽減措置は再生計画の実行段階におけるトランザクションコストの負担緩和により直接放棄方式とのイコールフットイングを図ること、加えて第二会社方式における会社分割と事業譲渡に係るイコールフットイングを図ることを目的としている。税の軽減措置は、これらの理由から中小企業再生における手法が多様化されるため非常に有効である。</p> <p>事業性はありながら過剰債務で苦しんでいる企業に対し、当該措置を適用することによりキャッシュフローが生まれ事業再生が図られる。それにより雇用確保が達成され地域が活性化する。</p>
10	有識者の見解		<p>第二会社方式は、長いこと利用してきましたが、取引に付帯的にかかる税金が適用面で邪魔していた例がありまして、再三税制改正の要望をしてきたがなかなか通りませんでした。今回これが少しやわらぐ方向がみえてきたので、使い勝手がよくなったと思います。(第3回中小企業再生支援全国本部アドバイザリーボード(平成 21 年3月 31 日)、委員発言)</p> <p>※中小企業再生支援全国本部アドバイザリーボードは、中小企業基盤整備機構に設置されている中小企業再生支援業務のあり方に関する事項等を審議する委員会</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		前回の事前評価は平成22年8月に実施

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	株式会社商工組合中央金庫の事業税の課税標準の特例	府省名	経済産業省
税目	事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「商工中金の貸付実績、資金繰り判断D I」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。  
 また、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]
    - 減収額の実績と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 達成目標（商工中金の財政基盤を強化し、中小企業の多様な資金調達手段を確保しつつ、需要に応じて安定的に供給を行う）の実現状況について、課題のある測定指標（(1)参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
  - 将来の見込み]
    - 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 達成目標の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

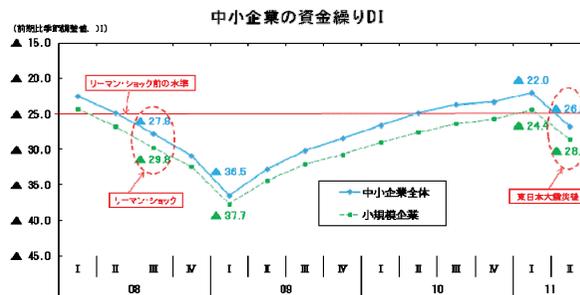
租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	株式会社商工組合中央金庫の事業税の課税標準の特例
2	要望の内容	<p>本措置は、事業税の課税標準の特例として、(株)商工組合中央金庫の資本金(政府出資分)と危機対応準備金の額に、一定の係数を乗じた額の控除を認める制度。</p> <p>商工中金は、政策金融改革により、平成20年10月に特殊会社へ以降し、平成24年4月1日から起算して5～7年後を目処として完全民営化することとなっている。「政策金融改革に係る制度設計(平成18年6月27日 行政改革推進本部・政策金融改革推進本部決定)」において、完全民営化に向けて新機関が信用力や企業価値を維持向上できるよう財務基盤に係る措置を講じるとされているため、本措置により、特殊会社化後も中小企業金融を円滑に行えるよう財政基盤の弱体化を防ぐために措置しているもの。東日本大震災の発生・対応等により、商工中金の財政基盤の毀損が見込まれるため、本措置の延長が必要である。</p> <p>加えて、商工中金法の改正に伴い、完全民営化のプロセスを凍結し、完全民営化に向けた在り方の検討期限を延長したため、完全民営化までの財政基盤強化のための本措置についても同様に延長を要望する。</p>
3	担当部局	中小企業庁 金融課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年に創設</li> <li>・平成21年、23年に商工中金法等改正があり、完全民営化のプロセスが凍結。</li> </ul>
6	適用又は延長期間	平成28年3月末まで(適用期間を3年間延長)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》          中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業者の事業活動の活性化を図る。          ※上記政策目的は、本税制措置に係る商工中金による貸付制度など政府系金融機関による融資に加えて、信用補完制度も併せて実施することにより達成を目指すもの。          (達成目標:商工中金の貸付実績、資金繰り判断DI)</p> <p>《政策目的の根拠》          中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業者の事業活動の活性化を図る。          平成22年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」の行動指針において「中小企業向けの金融を円滑化する」ことが政府の取組の一つの柱として位置付けられ、政策的重要性について改めて確認されているところ。          さらに東日本大震災への対応としても、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部)においても、豊かで活力ある日本全体の再生を実現するための復興施策として、「中小企業支援については、地域の産業・雇用の回復の観点から、資金繰り支援、…ニーズを踏まえつつ十分な規模を確保する。」と位置付けられている。</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	経済社会の安心・安全の確保 4. 取引・経営の安心															
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》          本制度等により商工中金の財政基盤を強化し、中小企業の多様な資金調達手段を確保しつつ、需要に応じて安定的に資金供給を行う。          《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》          商工中金の貸付実績、資金繰り判断DI          《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          本措置により、中小企業の事業資金の調達手段として重要となっている商工中金の財政基盤の強化を図ることは、ひいては中小企業者の事業活動を拡大・実現させるための資金供給の円滑化に資するものであることから、本措置の有効性は高い。</p>															
8 有効性等	① 適用数等	—															
	② 減収額	<p>① 実績 (単位:百万円) ※出典:商工中金調べ</p> <table border="1"> <tr> <th>20年度(10～3月)</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> <tr> <td>181</td> <td>366</td> <td>253</td> </tr> </table> <p>② 見込</p> <table border="1"> <tr> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> <tr> <td>260</td> <td>143</td> <td>143</td> <td>143</td> <td>59</td> </tr> </table> <p>※見込の試算根拠は以下のとおり。          a. 合計地方税法上の資本金等の額          =資本金+特別準備金+危機対応準備金+資本剰余金-自己株式          b. 控除基礎額          =資本金のうち政府出資+特別準備金のうち旧政府出資+危機対応準備金          c. 本措置による軽減率(延長要望の場合)          =23年度:3/5、24～26年度:2/5、27年度:1/5          d. 地方税法附則9条12項の控除額          =b×c          e. 差引計          =a-d          f. 課税標準となる資本金等の額(以下の合計金額)          ・dのうち1,000億円以下の額×100%          ・dのうち1,000億円超～5,000億円以下の額×50%          ・dのうち5,000億円超～1兆円以下の額×25%          g. 資本割額          =f×税率0.21%(東京都の例)          h. 減収額          =本措置の適用が無い場合の資本割額-本措置の適用が有る場合の資本割額</p>	20年度(10～3月)	21年度	22年度	181	366	253	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	260	143	143	143
20年度(10～3月)	21年度	22年度															
181	366	253															
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度													
260	143	143	143	59													

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年10月～平成23年6月)  
 中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業者の事業活動の活性化を図る。  
 また、平成22年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」の行動指針において「中小企業向けの金融を円滑化する」ことが政府の取組の一つの柱として位置付けられ、政策的重要性について改めて確認されているところ。  
 さらに東日本大震災への対応としても、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部)においても、豊かで活力ある日本全体の再生を実現するための復興施策として、「中小企業支援については、地域の産業・雇用の回復の観点から、資金繰り支援、…ニーズを踏まえつつ十分な規模を確保する。」と位置付けられている。  
 資源価格の高騰、金融危機等の影響を受けて、平成20年以降、中小企業の資金繰りは急激に悪化したものの、商工中金による危機対応業務等累次の対策を講じた結果、平成21年3月を底に改善傾向にあり、商工中金の貸付制度が中小企業の資金繰りの円滑化という目標達成に対して、相当の効果があつたものと考えられる。  
 しかし、平成23年3月11日の東日本大震災以降、中小企業の資金繰りは再び急激に悪化しており、先行きは予断を許さない状況にある。  
 東日本大震災により影響を受けた中小企業を支援するため、平成23年4月以降、商工中金等による東日本大震災復興特別貸付の創設等により、中小企業の資金繰りを支えている。



資料: 中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」  
 (注) 資金繰りDIは、数量に比べて、資金繰りが「悪化」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。  
 2. 2011年1-3月調査は、3月11日時点の調査であり、東日本大震災前の調査であることに留意が必要である。

(出典: 中小企業景況調査(中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構))

※商工中金の貸付実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
貸付金額(億円)	133,317	144,163	156,820	141,826	129,432
うち長期貸付	20,728	20,511	25,354	27,406	25,786
貸付件数	1,080,745	1,012,614	912,432	711,656	675,699
うち長期貸付	33,890	32,596	38,656	37,054	42,446

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年10月～平成28年3月)

「商工中金の貸付実績」及び「中小企業の資金繰り判断DI」については、上記③のとおり。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年10月～平成28年3月)

本措置により、中小企業の事業資金の調達手段として重要となっている商工中金の財務基盤の強化を図ることは、ひいては中小企業者の事業活動を拡大・実現させるための資金供給の円滑化に資するものであることから、本措置の有効性は高い。

《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月～平成28年3月)

本措置により、中小企業の事業資金の調達手段として重要となっている商工中金の財務基盤の強化を図ることは、ひいては中小企業者の事業活動を拡大・実現させるための資金供給の円滑化に資するものであることから、本措置の有効性は高い。

また、本措置による商工中金の財政基盤の強化により、特殊会社移行後も貸付額は堅調に推移しており、中小企業の需要に対して資金供給が図られている。

更に、貸付規模についても特定層に偏ることなく資金供給が行われている。

※商工中金の貸付件数の分布状況

(長期貸付、貸付規模別/平成22年度)(商工中金調べ)

貸付規模	件数	割合
10百万円以下	6,188	14.9%
10～30百万円	13,701	32.9%
30～50百万円	10,110	24.3%
50～100百万円	7,937	19.1%
100百万円超	3,698	8.9%
合計	41,634	100.0%

9 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

補助金と比較した場合、税制措置は課税時点で軽減することから、執行コストが小さい。

商工中金は、負債の約半分は商工債により市場から資金調達を行っており、仮に決算内容が悪化すると、市場の評判を落とし、資金調達の条件が悪化するおそれがある。

商工中金に対して政府が出資という予算措置を講じた場合、貸借対照表の純資産の部が厚くなるものの、損益計算書は改善しない。本措置が維持された場合は、損益計算書に計上すべき租税公課が減額となり、損益計算書の利益及び貸借対照表の純資産の部の両方が改善する。このように、本措置は商工中金の資金調達、ひいては中小企業への資金供給の円滑化にプラスの効果を与える。

なお、商工中金同様に公的金融を担う日本政策金融公庫、信用保証協会の事業税(資本割)は非課税となっており、他の政策手段と比較しても、国民

		の納得できる必要最小限の措置である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本措置と同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付けは存在しない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	府省名	経済産業省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	※
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。  
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（【点検結果表の別紙】参照）をも踏まえている。

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

平成23年度中小企業庁アンケート調査結果によれば、「上乗せ措置は期限付き措置であり継続される保証はないため、受け入れられる税額控除を考慮していないが、恒久措置となった場合には考慮して計画を作成する」と回答する企業が31.3%存在することから、上乗せ措置の恒久化が研究開発投資促進の大きなインセンティブとなることが期待できる。

従って、本租特が研究開発投資促進の大きなインセンティブになることから、主要先進国の中で最高水準（第1位）を維持することが達成目標として適切なものと考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

【修正前】我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

【修正後】我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。そのうち、研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおり（平成23年度経済産業省アンケート調査に基づき、21年度の場合につき試算）。

・研究開発税制による研究開発投資押上げ額は3,078億円と推計される。  
大企業及び中小企業：2,565億円（21年度減収額）×1.2倍（研究開発投資押上げ効果（※））  
＝3,078億円

（※）平成21年度アンケート調査においては、大企業分と中小企業分を合算の上、試算。

・これは、民間試験研究費約12兆円（21年度実績額）を約2.6%押し上げる効果をもたらし、対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献したと言える。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

【修正前】主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、本租税特別措置の恒久化により、長期に安定した研究開発投資が促進されることで、政府目標である2020年度対GDP民間研究開発投資比率3%以上の達成に寄与できる。

【修正後】主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、本租税特別措置の恒久化により、長期に安定した研究開発投資が促進されることで、政府目標である2020年度対GDP民間研究開発投資比率3%以上の達成に寄与できる。そのうち、研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおり（平成23年度経済産業省及び中小企業庁アンケート調査に基づき、24年度の場合につき試算）。

・研究開発税制による研究開発投資押上げ額

【国税】3,302億円と推計される。

大企業：2,479億円（24年度減収見込額）×1.26倍（研究開発投資押上げ効果）＝3,125億円  
中小企業：112億円（24年度減収見込額）×1.59倍（研究開発投資押上げ効果）  
＝177億円（試算では小数点以下四捨五入前の111.5億円を使用）

【地方税】30億円と推計される。

地方税減収額：112億円（国税の減収見込額）×0.173（地方税に換算）  
＝19億円（試算では小数点以下四捨五入前の111.5億円を使用）

研究開発投資押上げ額：19億円（24年度減収見込額）×1.59倍（研究開発投資押上げ効果）  
＝30億円

- ・これは、民間試験研究費約12兆円（21年度実績額）を約2.8%押し上げる効果をもたらし、対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献すると言える。
- ・なお、上乗せ措置が恒久化された場合、上乗せ措置を考慮して研究開発投資計画を策定する企業は約3.4倍に増加すると想定されており、上乗せ措置の恒久化により、一層の研究開発投資の押し上げが期待できる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
2	要望の内容	<p>・制度概要</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容</p> <p>増加型・高水準型の恒久化</p>
3	担当部局	中小企業庁経営支援部創業・技術課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充</p> <p>税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p> <p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成22年度 2年間延長(上乗せ措置)</p>
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP4%以上にする。</p> <p>《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (新成長戦略:平成22年6月18日閣議決定)</p> <p>「我が国の産業競争力の源である民間企業の研究開発力の維持・強化を図るため、研究開発税制の維持等を図る。」 「ものづくり基盤技術を支える中小企業の研究開発やその集積を支援」</p>

		(日本国内投資促進プログラム(総理指示):平成22年11月29日決定)
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)に維持する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。</p> <p>国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>平成19年度 8,479事業年度(5,747事業年度)</p> <p>平成20年度 7,912事業年度(4,657事業年度)</p> <p>平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度)</p> <p>【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 (注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>国税及び本租特(地方税)を利用したことがある中小企業の割合</p> <p>平成19年度 59.6%</p> <p>平成20年度 52.0%</p> <p>平成21年度 51.1%</p> <p>【中小企業庁アンケート調査結果(22、23年度)より算出】</p> <p>以上より、本租特における利用実績を算出すると以下のとおりとなる。</p> <p>本租特における利用実績</p> <p>平成19年度 3,425事業年度</p> <p>平成20年度 2,421事業年度</p> <p>平成21年度 2,254事業年度</p> <p>したがって、中小企業技術基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることから、適用数が想定外に僅少であるとは言えないといえる。</p> <p>また、主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p>

主な業種の本租特利用実績			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
金属製品工業	11.8%	9.7%	6.3%
精密機械工業	11.8%	11.1%	8.5%
化学工業	8.2%	8.3%	12.7%
輸送用機器工業	8.3%	6.9%	4.2%
食品工業	7.1%	8.3%	4.2%
電気機械工業	5.9%	5.6%	12.7%
卸売・売業	5.9%	8.3%	4.2%
ソフトウェア業	3.5	2.8%	4.2%

【中小企業庁アンケート調査結果(22、23年度)より算出】

将来推計としては、現行の制度体系が変わらないものと仮定していることから、約2,500~3,000事業年度程度と推測される。

②: 減収額

地方税における減収額

減収額実績

平成16年度 29億円  
平成17年度 53億円  
平成18年度 53億円  
平成19年度 29億円  
平成20年度 43億円  
平成21年度 23億円

【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】

平成22年度見込み 43億円  
平成23年度見込み 20億円  
平成24年度見込み 19億円

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果(23年度)より推計】

(減収額実績の算出方法)  
「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

(参考) 国税における減収額

減収額実績(うち、税法上の中小企業分)

平成16年度 4,235億円(167億円)  
平成17年度 5,663億円(309億円)  
平成18年度 5,820億円(305億円)  
平成19年度 6,269億円(167億円)  
平成20年度 2,881億円(246億円)  
平成21年度 2,565億円(131億円)

【出典: 国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

減収額見込み(うち、税法上の中小企業分)

平成22年度見込み 3,059億円(248億円)  
平成23年度見込み 2,915億円(113億円)

平成24年度見込み 2,591億円(112億円)  
【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果(23年度)より推計】

(参考) 国税のうち、増加型・高水準型における減収額  
減収額実績(うち、税法上の中小企業分)  
平成20年度 178億円(14億円)  
平成21年度 133億円(6億円)  
【出典: 国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

減収額見込み(うち、税法上の中小企業分)  
平成22年度見込み 221億円(8億円)  
平成23年度見込み 151億円(4億円)  
平成24年度見込み 126億円(3億円)  
【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果(23年度)より推計】

③: 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成15年~平成20年)  
我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。

主要国の対GDP研究開発投資比率(単位: %)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42
中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54
韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37
アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77
イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02
ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19

出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 20010/01」

現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.42%(2008年)であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2008年時点で2.69%という世界最高水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資拡充競争の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる(当然、政府の研究開発予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な目標とは言えない)。

<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成20年)</p> <p>我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対 GDP 民間研究開発投資比率を維持している。</p> <p>主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、本租税特別措置の恒久化により、長期に安定した研究開発投資が促進されることで、政府目標である2020年度対 GDP 民間研究開発費比率3%以上の達成に寄与できる。</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>2.40</td> <td>2.38</td> <td>2.54</td> <td>2.63</td> <td>2.68</td> <td>2.69</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.71</td> <td>0.82</td> <td>0.91</td> <td>1.01</td> <td>1.04</td> <td>1.13</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>1.89</td> <td>2.06</td> <td>2.15</td> <td>2.33</td> <td>2.45</td> <td>2.54</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.81</td> <td>1.76</td> <td>1.80</td> <td>1.86</td> <td>1.92</td> <td>2.01</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.11</td> <td>1.05</td> <td>1.06</td> <td>1.08</td> <td>1.12</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>1.16</td> <td>1.18</td> <td>1.15</td> <td>1.11</td> <td>1.04</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.88</td> <td>0.79</td> <td>0.73</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.65</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.36</td> <td>1.36</td> <td>1.30</td> <td>1.32</td> <td>1.29</td> <td>1.27</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.76</td> <td>1.74</td> <td>1.72</td> <td>1.77</td> <td>1.77</td> <td>1.85</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>0.52</td> <td>0.52</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> <td>0.61</td> <td>0.60</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」</p>			2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69	中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13	韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54	アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01	イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10	カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00	ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65	フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27	ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85	イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年																																																																								
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69																																																																								
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13																																																																								
韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54																																																																								
アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01																																																																								
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10																																																																								
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00																																																																								
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65																																																																								
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27																																																																								
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85																																																																								
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60																																																																								
<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成33年度)</p> <p>増加型・高水準型相当分:          中小企業庁アンケート調査結果(平成23年度)より、平成24年度の中小企業技術基盤強化税制のうち、増加型・高水準型相当分の減収額を3.3億円と推計。その上で、上記要望に相当する内容について、減収額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成24年度～平成33年度までの10年間とした。</p> <p>平成24年度の減税試算額における、租税特別措置の効果          平成24年度減収額 3.3億円(中企庁試算)          ↓ 地方税に換算:0.173倍          平成24年度での地方税減収額:0.57億円          ↓ 中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押上げ効果:1.59倍          研究開発投資押上げ額:0.9億円          ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる試算)          10年間(平成24～33年度)累計のGDP押し上げ効果(地方税分):約3億円</p>																																																																														

		<p>上記の試算に基づき、平成24年度に増加型・高水準型の措置がなされなかった場合におけるGDPの押し下げ効果(平成24年度～平成33年度の累計)は約3億円</p>
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24～33年度)</p> <p>経済波及効果の試算 (※23年度の経済産業省・中小企業庁アンケート結果に基づく)</p> <p>【研究開発税制全体(国税)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度減収額 2591億円 (うち中小企業112億円 ※試算では小数点以下四捨五入前の111.5億円を使用)</li> <li>↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果             <ul style="list-style-type: none"> <li>大企業:1.26倍</li> <li>中小企業:1.59倍</li> </ul> </li> <li>・研究開発投資押上げ額             <ul style="list-style-type: none"> <li>大企業:3125億円(2480億円×1.26倍)</li> <li>中小企業:177億円(112億円×1.59倍)</li> </ul> </li> <li>↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)             <ul style="list-style-type: none"> <li>大企業:1兆2719億円</li> <li>中小企業:728億円</li> </ul> </li> <li>・10年間(平成24～平成33年度)累計のGDP押し上げ効果:約1兆3447億円</li> </ul> <p>※地方税部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度減収額 112億円 (※試算では小数点以下四捨五入前の111.5億円を使用)</li> <li>↓ 地方税に換算:0.173倍</li> <li>・平成24年度での地方税減収額:19億円</li> <li>↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果:1.59倍</li> <li>・研究開発投資押上げ額:30億円(19億円×1.59倍)</li> <li>↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算):124億円</li> <li>・10年間(平成24～平成33年度)累計のGDP押し上げ効果(地方税分):約124億円</li> </ul>
9	相当性	<p>①:租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国においては、          ①企業の実施する研究開発費は国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%)。この値は米、英、独、仏、露、中、韓、日の8ヶ国中、韓国に次いで2位)          ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、          ③政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、上記8ヶ国中最低)。          すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進しているといえる。そのため、企業の創意工夫のある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から</p>

		極めて重要である。 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促す措置であり、妥当性があると言える。 ・予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。 本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年度

### 減収見込額の算定根拠(試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

活用資料: 経済産業省平成23年度企業アンケート調査(以下、企業アンケート)  
大企業: 技術振興課(送付2,068社、回収844社(回収率41%))  
中小企業: 中小企業庁(送付2,837社、回収626社(回収率22%))  
国税庁会社基本調査「税務統計から見た法人企業の実態」(以下、国税庁調査)  
目的とする試算値: 平成24年度の本租税特別措置(国税・地方税)の減収見込額  
試算方法:

#### 「総額型」における推計値

①平成24年度試験研究費の回答がある企業(大企業198社、中小企業278社)において、企業アンケートと国税庁調査の減収額を比較し、企業アンケートの平均カバー率(端数あり)を算出  
【適用金額】(国税庁調査: 大企業2,471億円(20年度)・2,307億円(21年度)、中小企業232億円(20年度)・125億円(21年度)、経産省調査: 大企業685億円(20年度)・585億円(21年度)、中小企業3,6億円(20年度)・2,4億円(21年度))

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	27.7%	25.4%		26.5%
中小企業	1.6%	1.9%		1.7%

②企業アンケートにおける平成24年度の減収見込額を、算出した平均カバー率(端数あり)で除して推計

【適用金額(推計)】  
大企業 626億円 ÷ 26.5% = 2,357億円  
中小企業 1,89億円 ÷ 1.7% = 108.2億円①



#### 「増額型・高水準型」における推計値

①平成24年度試験研究費の回答がある企業(大企業198社、中小企業278社)において、企業アンケートと国税庁調査の減収額を比較し、企業アンケートの平均カバー率(端数あり)を算出  
【適用金額】(国税庁調査: 大企業164億円(20年度)・127億円(21年度)、中小企業14億円(20年度)・6億円(21年度)、経産省調査: 大企業102億円(20年度)・45億円(21年度)、中小企業0.3億円(20年度)・0.1億円(21年度))

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	62.3%	35.3%		48.8%
中小企業	1.9%	0.9%		1.4%

②企業アンケートにおける平成24年度の減収見込額を、算出した平均カバー率(端数あり)で除して推計

【適用金額(推計)】  
大企業 60億円 ÷ 48.8% = 123億円  
中小企業 5百万円 ÷ 1.4% = 3.3億円③

126億円④

試算結果(平成24年度減収見込額):

- ・国税全体: 2,591億円② (うち、税法上の中小企業分: 112億円④(108.2億円① + 3.3億円③))
- ・国税のうち増額型・高水準型: 126億円④ (うち、税法上の中小企業分: 3.3億円③)
- ・地方税全体: 112億円④ × 17.3% = 19億円
- ・地方税のうち増額型・高水準型: 3.3億円③ × 17.3% = 57百万円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の創設	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「新エネルギー導入量、再生可能エネルギー導入割合」は、新エネルギーや代替エネルギーの需給等他の政策手段の効果及び要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等による効果が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]
    - 減収額の見込みと効果を対比して説明しているが、経済波及効果 939 億円、雇用創出効果 4,061 人、付加価値増大効果 373 億円の推計の算定根拠が明らかでなく、また、税収減を是認するような効果の見込みに用いられている次の点検項目には、課題があるため、税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。
      - 達成目標の実現状況の将来予測について定性的に太陽光発電の導入量は伸びており、将来においても同程度の効果があるものと推定されると説明しているが、具体的な予測が示されておらず、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測が不透明である。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
  - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年8月に再生可能エネルギーに関する税制措置についてアンケート調査を実施。本税制措置を実施した場合に再生可能エネルギー発電設備に対する投資意欲・導入計画に与える影響を調査したところ、「投資を確実に実施する」、「現行計画より導入時期を早める」または「現行計画よりも導入量を増やして実施する」といった税制措置の効果による新規投資実施の回答が175件得られ、この数値を日本全体に拡大すると319件と試算されたことから、当該件数を税制適用見込件数とした。

具体的な算定方法としては、アンケート調査対象企業の設備投資金額と財務省法人企業統計による日本全体の設備投資金額の比率を平成20年度、平成21年度でそれぞれ算出し、両者の平均値を拡大推計に使用した。

【設備投資金額】

	平成20年度	平成21年度	平均値
アンケート調査対象企業	6,114,326百万円	5,218,048百万円	—
日本全体（財務省法人企業統計）	27,502,400百万円	33,136,600百万円	—
比率	4.5倍	6.35倍	5.42倍

日本全体への拡大比率5.42倍を税制措置の効果による新規投資件数に乗じると、件数：175件×5.42倍＝956件

投資計画から工事完了までの平均期間を考慮して単年度フローに換算すると（3年程度）、適用件数は319件と算出。

⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

上記⑦より、税制適用見込件数319件に対する投資金額は33,075百万円になることがアンケート調査により把握されている。当該金額を毎年の設備取得価額として、平年度の減収額を試算すると1,065百万円となる。

各年の減収額試算方法は以下のとおり。

【平成22年】

当省調査によると、税制適用の条件となる事業者支援補助金を受けて、平成21年中に太陽光発電設備を設置した者は32件であり、取得見込額は1,222百万円である。

したがって、減収額は、平成21年取得見込額から1年後の残存価格1,067百万円の1/3に相当する金額に税率1.4%を乗じた金額約5百万円となる。

【平成23年】

平成22年適用見込件数は、435件であり取得見込額は17,293百万円である。

したがって、減収額は、平成21年取得見込額から2年後の残存価格931百万円と平成22年取得

見込額から1年後の残存価格15,097百万円の合計額16,028百万円の1/3に相当する金額に税率1.4%を乗じた金額が75百万円となる。

【平成24年】

平成23年適用見込件数は、383件であり取得見込額は19,704百万円である。

上記同様に平成21年取得見込額から3年後の残存価格、平成22年取得見込額から2年後の残存価格及び平成23年取得見込額から1年後の残存価格を考慮して試算すると、減収額は約146百万円となる。

【平成25～27年】

平成24年適用見込額は、33,075百万円であり、上記同様に平成24年取得見込額から1年後の残存価格を考慮して試算すると、平成25年減収額は約404百万円となる。また、平成24年適用見込額を平年度の適用見込額と仮定しているため、平成26年、平成27年減収額についても経年に伴う残存価格を考慮し、約757百万円、約1,065百万円となる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の創設
2	要望の内容	<p>&lt;現行制度&gt;                  政府の補助(※1)を受けて取得された太陽光発電設備(同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連携用保護装置を含む。)について新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格の2/3に軽減する。                  (※1)新エネルギー等事業者支援対策費に係る補助</p> <p>&lt;要望内容&gt;                  ① 対象設備を「政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備」から「再生可能エネルギー発電設備」に変更する。                  ② 特例措置の内容を固定資産税の課税標準を「最初の3年間2/3に軽減する。」から「最初の3年間減免する。」に変更する。</p>
3	担当部局	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成21年度 創設                  平成22年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の対象事業に加え「地域新エネルギー等導入促進対策事業」の対象事業の追加を要望したが見直し年度に当たらないとして改正ならず。                  平成23年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を1年間延長の上、廃止(サンセット)。</p>
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日(2年間)
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠                  《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  非化石エネルギーの開発・利用の促進やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。</p> <p>エネルギー需給に関する以下の施策目標を達成する。                  再生可能エネルギーについては、一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを旨とする。</p> <p>《政策目的の根拠》                  エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定)において、「一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを旨とする。」と記載。</p> <p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年8月26日成立)附帯決議において、「再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、税制上の措置等を速やかに検討すること」と記載。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付	政策軸: 資源エネルギー・環境政策

		け	
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》                  ○長期エネルギー需給見通し                  新エネルギーについては、2020年度までに、2,455万kl(原油換算)、2030年度までに3,213万kl(原油換算)導入することを目指す。                  ○エネルギー基本計画                  一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを旨とする。                  ○G8ドーヴィル・サミット総理発言                  発電電力量に占める自然エネルギーの割合を2020年代のできるだけ早い時期に少なくとも20%を超える水準となるよう取り組む。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》                  新エネルギー導入量(原油換算:万kl)                  再生可能エネルギー導入割合(一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合:%)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》                  一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすること及び発電電力量に占める自然エネルギーの割合を2020年代のできるだけ早い時期に少なくとも20%を超える水準となるよう取り組む。</p>	
		【現状】 新エネルギー導入量の推移 (原油換算:万kl、目標:2020年度 2,455万kl) 2005年度 1,160万kl 2006年度 1,262万kl 2007年度 1,293万kl 2008年度 1,307万kl 2009年度 1,282万kl	
		太陽光発電導入量の推移 (発電出力:kW、目標:2020年度 2,865万kW) 2005年度 142.2万kW 2006年度 170.9万kW 2007年度 191.9万kW 2008年度 214.4万kW 2009年度 262.7万kW	
8	有効性等	①: 適用数等	<p>太陽光発電設備に係る課税標準の特例措置は平成21年度税制改正で措置されたため、実際に固定資産税の軽減措置が受けられるのは平成22年からであり、適用実績は平成22年435件、平成23年383件と見込まれる。                  なお、本税制が拡充された場合、適用期間内に319件の適用が見込まれる。</p>
		②: 減収額	<p>本制度による固定資産税減収額は、                  平成22年 5百万円                  平成23年 75百万円                  平成24年 146百万円                  平成25年 404百万円                  平成26年 757百万円</p>

		平成27年 1,065百万円
	③: 効果・達成 目標の実 現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成27年3月)</p> <p>新エネルギー導入量 (原油換算:万kl)</p> <p>現状:2009年度 1,282万kl</p> <p>目標:2020年度 2,455万kl</p> <p>太陽光発電導入量(発電出力:kW)</p> <p>現状:2008年度 214.4万kW</p> <p>2009年度 262.7万kW</p> <p>目標:2020年度 2,865万kW</p> <p>太陽光発電は前年度比約23%で伸びているため、引き続き税制及びその他制度の総合的な投入によれば、目標達成は可能である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成27年3月)</p> <p>産業用太陽光太陽光電池出荷量(太陽光発電協会調べ)</p> <p>平成20年度:38,740kW(税制導入前)</p> <p>平成21年度:74,396kW(税制導入後)</p> <p>平成22年度:196,923kW</p> <p>太陽光発電の導入量は伸びており、将来においても同程度の効果があるものと推定される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年4月～平成27年3月)</p> <p>再生可能エネルギーの導入が、12万kW損なわれ、将来においても同程度の効果があるものと推定される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年4月～平成27年3月)</p> <p>本税制措置により、適用期間内に319件の再生可能エネルギー利用設備に対する投資が促される。これらの設備投資に対する経済波及効果は939億円、雇用創出効果は4,061人、付加価値増大効果は373億円と推計され、減収見込額11億円を上回る効果が生じると見込まれる。</p> <p>また、これらの設備が稼働することにより、年間で2.2億kWhの電力量を確保することができ、これは家庭に換算すると6.2万世帯で使用される電力量に相当し、地域経済の維持に欠かすことのできない電力を相当程度賅うことができる。</p> <p>なお、将来においても同程度の効果があるものと推定される。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別 措置等によるべき 妥当性等</p> <p>再生可能エネルギーは、経済性や自然条件等における制約から普及が十分に進んでおらず価格が高いのが特徴。そのため、導入当初は資産額が大きく、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが設置者の負担となっている。したがって、導入当初の固定資産税について、軽減措置を講ずることによって、設置者のキャッシュフローが改善され、投資判断に大きく影響を与えることとなる。</p> <p>また、東日本大震災の影響による電力需給逼迫を改善するための供給面の対策として、再生可能エネルギーの導入拡大は必要不可欠であり、総理からも平成23年5月に開催されたG8ドーヴィル・サミットにおいて、「発電電力量</p>

		<p>に占める自然エネルギーの割合を2020年代のできるだけ早い時期に少なくとも20%を超える水準となるよう取り組む」と強い決意が表明されたところ。</p> <p>なお、上記の課題を解決するためには、地方自治体の協力が必要不可欠である。当省が実施したアンケート調査(平成23年8月実施)によると、再生可能エネルギー利用設備の導入拡大の必要性について、「導入拡大が必要で、国の施策に関連付けて市町村自らの施策の強化を検討したい」といった回答を示す地方自治体が約半数を占めている。また、再生可能エネルギーの導入拡大を図る理由としては、「地域資源活用」及び「エネルギーの供給力確保」といった回答を示す地方自治体が約半数を占めている。</p> <p>したがって、地方自治体においても再生可能エネルギー導入拡大の必要性が認識されているところであり、地方自治体の協力を得るためには、まず国による積極的な施策投入があって初めて地方自治体による施策が誘導されるものと思慮される。また、本措置は価格の高い再生可能エネルギー利用設備を積極的に導入しようとする事業者に対する支援であるので、課税の公平原則に照らし必要最小限の特例措置となっている。</p>
	②: 他の支援 措置や義務 付け等との役割 分担	<p>【関連する他の支援措置の内容】</p> <p>税制:エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</p> <p>融資:日本政策金融公庫の低利融資</p> <p>制度:太陽光発電の余剰電力買取制度</p> <p>【他の支援措置との役割の違い】</p> <p>固定資産税の課税標準特例は、設備導入後の固定資産税の課税対象年以降(主に設備導入後2年目以降)の税負担を3年間軽減し、導入初期(導入後2年目以降)のキャッシュフローを改善させるもの。</p> <p>他の支援措置の目的等は以下のとおり。</p> <p>○エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(税制)</p> <p>太陽光発電等の設備を導入した者に対して、導入初年度に広く特別償却又は税額控除による支援を行うことにより、導入後初年度のキャッシュフロー負担を改善させるもの。</p> <p>○日本政策金融公庫の低利融資(融資)</p> <p>資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、太陽光発電等の導入に必要な資金の低利融資の政策的支援を行うことで、資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図るもの。</p> <p>○太陽光発電の余剰電力買取制度(制度)</p> <p>太陽光発電の余剰分について、固定価格で買い取ることで、事業性を向上させ、買取制度適用期間中(導入から10年間)のキャッシュフローを改善させるもの。</p>
	③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	<p>エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応するため国をあげて再生可能エネルギーの導入促進に取り組むことが必要。さらに、再生可能エネルギーは、エネルギー源が各地域に分散していることから、その導入促進を図る上では地方公共団体の役割が極めて重要。</p> <p>当省が実施したアンケート調査(平成23年8月実施)によると、再生可能エネルギー利用設備の導入拡大の必要性について、「導入拡大が必要で、国の施策に関連付けて市町村自らの施策の強化を検討したい」といった回答を示</p>

		<p>す地方自治体が約半数を占めている。また、再生可能エネルギーの導入拡大を図る理由としては、「地域資源活用」及び「エネルギーの供給力確保」といった回答を示す地方自治体が約半数を占めている。</p> <p>したがって、地方自治体においても、再生可能エネルギー導入拡大に取り組むことは、エネルギー源の確保やCO2削減だけでなく地域資源活用を通じた地域経済活性化につながるメリットがあるものとして、その必要性が認識されているところであり、地方自治体の協力を得るためには、まず国による積極的な施策投入があって初めて地方自治体による施策が誘導されるものと思慮される。</p> <p>また、再生可能エネルギーを導入しようとする事業者にとって、導入当初の財務状況に最も大きな影響を与えるのが固定資産税であることから、地方自治体の協力による全国一律の固定資産税の軽減措置が必要。</p> <p>なお、本制度は対象設備の要件が明確に設定されているため、無制限に適用を受けるものではなく、自治体による執行は可能。</p>
10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	公害防止用設備（汚水・廃液処理施設）に対する課税標準の特例	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

【○】：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 【※】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 【◎】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、「環境基本法に基づく水質の環境基準（BOD、COD等の生活環境項目）の達成」を目標としているが、環境規制等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑦⑨ 適用数及び減収額の将来推計について、平成23年度だけ予測されているが、23年度だけでは、本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計がどの程度見込まれているのかが明らかでなく、適用及び減収額の見込みが不透明である。

⑪ 達成目標の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公害防止用設備（汚水・廃液処理施設）に対する課税標準の特例
2	要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する以下の公害防止施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置。</li> <li>・以下の施設等に係る固定資産税の課税標準の特例について、適用期限を延長する。</li> </ul> <p>① 汚水又は廃液処理施設（特例率：1/3）</p>
3	担当部局	産業技術環境局環境指導室
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 42 年度 創設（対象設備：脱硫装置、廃油処理施設）</p> <p>昭和 51 年度 地方税法本則から同法附則に移行し、適用期限付きとなる。（42～51 年度間に対象設備の追加・縮減、軽減税率の引上げ措置、51 年度以降に 2 年ごとの適用期限の延長、対象設備の追加・縮減、軽減税率の引下げ、非課税からの移行措置が行われる。）</p> <p>&lt;直近の改正&gt;</p> <p>平成 22 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象設備の縮減（鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙処理施設、ばい煙処理施設、産業廃棄物処理施設、産業廃棄物焼却溶融施設、窒素酸化物燃焼改善設備、ダイオキシン類排出削減施設、廃油・廃プラスチック類処理施設、地下水浄化施設、産業廃棄物焼却施設、揮発性有機化合物（VOC）排出抑制設備、優良更新投資施設、湖沼水質保全特別措置法に定める指定施設を対象施設から除外）</li> <li>・軽減税率の引下げ（汚水又は廃液処理施設・除害施設・廃石棉・石棉含有産業廃棄物溶融施設）</li> </ul>
6	適用又は延長期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日（2 年間）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本法、水質汚濁防止法等に基づき環境基準の達成、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全を図り、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。</li> </ul> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）において、環境の保全の目的の下、政府は財政上の措置等を講じなければならないとされている（第 11 条）。</li> <li>・第 3 次環境基本計画（平成 18 年 4 月 7 日閣議決定）において、国は、環境基本計画に掲げられた各種施策を実施するため、施策の有効性を検証しつつ必要な財政上の措置その他の措置を講じるものとされている（第 3 部第 2 節）。</li> <li>・水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号）において、水質の汚濁防止に資するため、国は処理施設の設置等につき援助に努めることとされている（第 25 条）。</li> </ul>

②	政策体系における政策目的の位置付け	3. 資源エネルギー・環境政策
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 7 次水質総量規制の実行、暫定排水基準の一律排水基準への暫時見直し、1.4-ジオキサンの排水基準の設定、改正水質汚濁防止法に基づく構造基準遵守義務等の着実な履行等により、水質分野における環境負荷物質対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図る。</li> </ul> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本法に基づく水質の環境基準（BOD、COD 等の生活環境項目）の達成率については、概ね上昇傾向を維持してはいるものの、平成 21 年度は全体で 87.6%に留まっており（H19 年度：85.8%）、閉鎖性水域の環境基準達成率については更に低いものとなっている。（H22 年度：河川 92.3%、海域 79.2%、湖沼 50.0%、H19 年度：河川 90.0%、海域 78.7%、湖沼 50.3%）</li> <li>・水質汚濁防止法に基づく水質総量規制については、これまでの 6 次にわたる水質総量規制により大幅に汚濁負荷量の削減が図られているが、平成 23 年度中に第 7 次水質総量規制が実施される予定であり、より厳しい削減目標が設定される見込みである。</li> <li>・暫定排水基準の見直しについては、ほう素・ふっ素・硝酸性窒素において 28 業種中 6 業種が平成 22 年 7 月に一律排水基準に移行しており、また平成 23 年度には亜鉛において一律排水基準移行への見直しが行われ、今後も順次見直しが行われていく予定である。</li> <li>・平成 21 年度に 1.4-ジオキサンの環境基準が追加され、平成 23 年度中に排水基準が設定される見込みであるなど、新たな科学的知見に基づく環境負荷物質の規制強化の動きがある。</li> <li>・第 177 回通常国会において水質汚濁防止法の改正法案が成立し、事業者には、地下水汚染未然防止のための構造等に係る基準遵守義務等の新たな対策が求められる。</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質分野の環境基準について、BOD、COD 等の生活環境項目については昭和 50 年頃の全体の環境基準達成率は 55%程度であったものの、平成 21 年度の環境基準達成率は 87.6%となっており（平成 19 年度：85.8%）、水質環境の改善に一定の成果を収めてきた。</li> <li>・ほう素・ふっ素・硝酸性窒素に係る暫定排水基準の適用業種については、平成 13 年に合計 56 業種に適用されていたが、平成 22 年 7 月には合計 22 業種へと減少しており、一律排水基準への移行が暫時行われてきた。</li> <li>・以下の通り、水質の総量削減計画による COD 発生負荷量の低減が図られてきた。</li> </ul> <p>東京湾 ・ ・ ・ 昭和 54 年 477 トン/日 平成 21 年 183 トン/日 伊勢湾 ・ ・ ・ 昭和 54 年 307 トン/日 平成 21 年 158 トン/日 瀬戸内海 ・ ・ ・ 昭和 54 年 1012 トン/日 平成 21 年 468 トン/日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度の適用件数の内訳については、中小企業比率が約 9 割となっており、大企業・中小企業双方において本税制が適用されている。また、適用件数は平成 20 年度 2592 件、平成 21 年度 2380 件、平成 22 年度 2290 件と一定の実績で推移しており、今後も幅広い業界において一定の設備の導入が見込まれている。</li> </ul>

8	有効性等	① 適用数等	平成 20 年度：2592 件、平成 21 年度：2380 件、平成 22 年度：2290 件、平成 23 年度（見込）：2132 件 【出所】経済産業省調べ（事業者に対するアンケート調査）
		② 減収額	平成 20 年度：759 百万円、平成 21 年度：599 百万円、平成 22 年度：304 百万円、平成 23 年度（見込）：262 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 22 年 4 月～平成 24 年 3 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質分野の環境基準について、BOD、COD 等の生活環境項目については、平成 21 年度の環境基準達成率は 87.6%となっており（平成 19 年度：85.8%）、近年においても水質環境の改善が行われてきた。</li> <li>・近年においても、水質の総量削減計画による COD 発生負荷量の低減が図られてきた。 東京湾・・・平成 16 年 211 トン/日 平成 21 年 183 トン/日 伊勢湾・・・平成 16 年 186 トン/日 平成 21 年 158 トン/日 瀬戸内海・・・平成 16 年 561 トン/日 平成 21 年 468 トン/日</li> <li>・ほう素・ふっ素・硝酸性窒素に係る暫定排水基準の適用業種については、28 業種中 6 業種が平成 22 年 7 月に一律排水基準に移行している。</li> </ul> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 22 年 4 月～平成 24 年 3 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度の実績は、適用件数 2290 件、取得価額 32570 百万円、減収額 304 百万円となっており、幅広い業種において本税制が適用されている。</li> <li>・平成 23 年度においては、適用件数 2132 件、取得価額 28094 百万円、減収額 262 百万円と見込まれ（出所：経済産業省調べ）、また、平成 24 年度においても、様々な規制強化に伴い、企業規模の大小を問わず幅広く利用されると考えられる（例えば、水質汚濁防止法の改正に対応するための新たな設備投資需要が発生し得る）。</li> </ul> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 22 年 4 月～平成 24 年 3 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の公害防止対策が進まなくなることにより、環境基準達成率が低下するおそれがある。</li> <li>・1.4-ジオキサン等の新たな排水規制への対応が困難となるおそれがある。</li> <li>・ほう素・ふっ素・硝酸性窒素、亜鉛等に係る暫定排水基準の一律排水基準への移行に係る事業者の対応が困難になるおそれがある。</li> <li>・第 177 回通常国会において成立した水質汚濁防止法の改正法に基づき、事業者には、地下水汚染未然防止のための構造等に係る基準遵守義務等の新たな対策が求められるが、事業者の負担増により、地下水汚染未然防止対策の取組が円滑に進まなくなるとおそれがある。</li> </ul> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 22 年 4 月～平成 24 年 3 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質分野の環境基準について、BOD、COD 等の生活環境項目については昭和 50 年頃の全体の環境基準達成率は 55%程度であったものの、平成 21 年度の環境基準達成率は 87.6%となっており（平成 19 年度：85.8%）、水質環境の改善に一定の成果を収めてきた。</li> <li>・ほう素・ふっ素・硝酸性窒素に係る暫定排水基準の適用業種については、平成 13 年に合計 56 業種に適用されていたが、平成 22 年 7 月には合計 22 業種へと減少しており、一律排水基準への移行が暫時行われてきた。</li> </ul>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の通り、水質の総量削減計画による COD 発生負荷量の低減が図られてきた。 東京湾・・・昭和 54 年 477 トン/日 平成 21 年 183 トン/日 伊勢湾・・・昭和 54 年 307 トン/日 平成 21 年 158 トン/日 瀬戸内海・・・昭和 54 年 1012 トン/日 平成 21 年 468 トン/日</li> <li>・平成 22 年度の適用件数の内訳については、中小企業比率が約 9 割となっており、大企業・中小企業双方において本税制が適用されている。また、適用件数は平成 20 年度 2592 件、平成 21 年度 2380 件、平成 22 年度 2290 件と一定の実績で推移しており、また、平成 23 年度は 2132 件の利用が見込まれ、水質保全に係る規制強化が続く中で今後（24 年度以降）も幅広い業界において一定の設備の導入が見込まれている。</li> </ul>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【財政投融資】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 （概要：中小企業事業者が水質汚濁防止等に係る施設整備を行う場合、特別利率による融資を受けることができる。（貸付限度：中小企業事業 7 億 2 千万円以内、国民生活事業 7200 万円以内、貸付期間：15 年以内））</li> </ul> <p>財政投融資については、中小企業のみを対象としており、中小企業における公害防止設備導入のための資金調達を円滑化（イニシャルコストの一時的軽減）を図るものである一方、本税制は大企業・中小企業を含めた幅広い範囲の企業を対象とし、設備のランニングコストの低減に寄与するものである</p> <p>【予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境調和型水循環技術開発（エネ特、平成 23 年度予算：6.2 億円） （概要：我が国の強みである水処理技術について、更に省エネ性や低環境負荷性能に優れた膜技術や排水処理技術の強化に向けた要素技術の開発を実施。）</li> </ul> <p>本予算は、排水からの有用金属回収技術や難分解性物質の高効率分解技術等の排水処理技術等の開発により、省エネ性に優れ、新たな水質分野の環境規制へ対応した技術を新しく創出するものである一方、本税制は、汚水・廃液処理施設に係る施設整備の経済的負担の軽減により、幅広い範囲の企業における水質分野の環境負荷物質対策の促進を行うものである。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	・ 水質汚濁防止法において、地方公共団体は水質総量削減計画の策定や排水基準の上乗せ条例を定めることができ、地方公共団体においても、地域の実情に応じた水質汚濁防止対策が求められている。
10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により取得した少額資産の固定資産税免除	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性			
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
その他			
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 本租税特別措置等による効果の見込みについて、納税及び事務負担軽減効果によって「パソコン導入等更なる事務効率化に資する設備投資に回すことで本要望の達成目標であるパソコン利用割合の向上に寄与する」と説明しているが、その効果が設備投資及び達成目標にどの程度寄与しているのかが明らかでないため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある（【点検結果表の別紙】⑬参照）。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑬ 税込減価償却の効果を将来見込み（評価書中8③の「税込減価償却を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置による法人及び個人の一社あたり減税額の平成23年度見込み額は、法人66,215円、個人63,230円、本特例が措置されることによる一社あたり事務負担軽減効果額は、自前で償却資産の管理・申告を行った場合では、法人52,785円、個人76,992円、申告事務を外部の税理士に依頼した場合は、法人68,360円、個人62,832円と試算される（別添試算結果参照）。

以上を合わせると、法人個人ともに一社あたり約12万円～14万円の納税及び事務負担軽減効果が見込まれ、これをパソコン導入等更なる事務効率化に資する設備投資に回すことで本要望の達成目標であるパソコン利用割合の向上に寄与すると考える。

また、平成23年度中小企業庁実施のアンケート結果によれば、「今後も少額減価償却資産の特例を利用して設備等の購入をする意向である」と回答する者が8割以上(83.9%)存在し、「少額減価償却資産の特例を利用してパソコンを取得した」と回答した者も3割強(37.5%)存在することから、本特例が措置されることが目標達成への大きなインセンティブとなることが期待できる。

- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本措置は、中小企業の事務負担の軽減、事務の効率化により、中小企業の活力向上を志向した措置。補助金やその他の規制など、一時的な制度では、事務効率向上を図るパソコン等設備の導入には寄与することが考えられるが、圧縮記帳の導入や、償却資産の管理など、事務負担については増加が見込まれ、抜本的な中小企業の活力向上に寄与しない。よって本措置は租税特別措置によるべき制度である。

- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

中小企業における事務負担の軽減等による経営基盤の強化を図るための本特例と、設備投資の促進により生産性の向上を図るための中小企業投資促進税制・中小企業基盤強化税制とは、そもそも、政策目的が異なる。

このため、対象設備について、本措置では、取得価額30万円未満の少額減価償却資産としていたとともに、中古設備も対象となっているのに対し、中小企業投資促進税制・中小企業基盤強化税制では、最低取得価額が高額（例えば、機械装置であれば160万円）のものとしており、両者は切り分けがなされている。

また、中小企業の事務負担の軽減等のための同様の政策目的の措置としては、法人税等における中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置があるが、今回要望する固定資産税における少額償却資産の課税免除措置とは対象とする税目が異なるため適切かつ明確な役割分担がなされており、両措置における少額資産の範囲が統一されることにより、より一層の中小企業の事務負担の軽減に寄与することとなる。

- ⑯ 将来推計として、税込減価償却を是認するような効果が見込まれるかが説明されているか。  
中小企業実態基本調査(中小企業庁)に基づく分析

- 一社あたり減税額の算出  
※ 減税額は平成23年度における一社あたり減税額を表す。

		計 算 式				減 税 額				
		損金算入額	× 日銀短観	× 残価率	× 税率					
取 得 年	H15	2594千円	×	×	0.05	×	1.4%	=	1,816円	
	H16	2565千円	×	×	0.05	×	1.4%	=	1,796円	
	H17	2543千円	×	×	0.05	×	1.4%	=	1,780円	
	H18	2339千円	×	×	0.05	×	1.4%	=	1,637円	
	H19	2472千円	×	×	0.0625	×	1.4%	=	2,163円	
	H20	2416千円	×	×	0.125	×	1.4%	=	4,228円	
	H21	2374千円	×	×	0.25	×	1.4%	=	8,309円	
	H22	2374千円	×	1.027	×	0.5	×	1.4%	=	17,067円
	H23	2374千円	×	0.825	×	1	×	1.4%	=	27,420円
	平成23年度における一社あたり減税額									<b>66,215円</b>

		計 算 式				減 税 額				
		損金算入額	× 日銀短観	× 残価率	× 税率					
取 得 年	H15	2547千円	×	×	0.05	×	1.4%	=	1,783円	
	H16	2599千円	×	×	0.05	×	1.4%	=	1,819円	
	H17	2420千円	×	×	0.05	×	1.4%	=	1,694円	
	H18	2533千円	×	×	0.05	×	1.4%	=	1,773円	
	H19	2747千円	×	×	0.0625	×	1.4%	=	2,404円	
	H20	2367千円	×	×	0.125	×	1.4%	=	4,142円	
	H21	2231千円	×	×	0.25	×	1.4%	=	7,809円	
	H22	2231千円	×	1.027	×	0.5	×	1.4%	=	16,039円
	H23	2231千円	×	0.825	×	1	×	1.4%	=	25,768円
	平成23年度における一社あたり減税額									<b>63,230円</b>

●一社あたり資産件数(法人)

※各年の件数は平成21年度における実数を基に按分計算により算出している。  
(平成21年度実数件数 法人:255,400件 個人:105,233件)

法人		計 算 式		資産件数	企業数	一社あたり 資産件数	
	平成21年度における実数件数	×	損金算入額による按分				=
取得年	H15	255,400	×	2594 / 2374 =	279,068	29,002	10
	H16			2565 / 2374 =	275,948	35,010	8
	H17			2543 / 2374 =	273,581	35,639	8
	H18			2339 / 2374 =	251,635	23,153	11
	H19			2472 / 2374 =	265,943	34,457	8
	H20			2416 / 2374 =	259,918	27,712	9
	H21			2374 / 2374 =	255,400	21,541	12
	H22			2438 / 2374 =	262,285	22,122	12
	H23			1958 / 2374 =	210,646	17,764	12
	平成23年度における一社あたり資産件数				2,334,425		<b>89</b>

●一社あたり資産件数(個人)

個人		計 算 式		資産件数	企業数	一社あたり 資産件数	
	平成21年度における実数件数	×	損金算入額による按分				=
取得年	H15	105,233	×	2547 / 2231 =	120,138	2,398	50
	H16			2599 / 2231 =	122,591	2,715	45
	H17			2420 / 2231 =	114,148	2,317	49
	H18			2533 / 2231 =	119,478	5,014	24
	H19			2747 / 2231 =	129,572	8,627	15
	H20			2367 / 2231 =	111,648	6,645	17
	H21			2231 / 2231 =	105,233	8,898	12
	H22			2291 / 2231 =	108,063	9,138	12
	H23			1840 / 2231 =	86,790	7,338	12
	平成23年度における一社あたり資産件数				1,017,661		<b>236</b>

●管理事務負担額(現況調査)

(前提)  
償却資産税を納付している事業者に聴取したところによると、現況調査にはほぼ一日かかるとのこと。  
(負担額の計算)

法人

8時間×2,295円/時間(注)=18,360円

個人

8時間×1,604円/時間(注)=12,832円

(注)「民間給与実態統計調査」(平成21年度調査、平成22年9月公表)より中小法人及び個人事業主に雇用される従業員の時間あたり平均給与を社会保険料も考慮の上算出

●申告事務負担額

1 自前で申告した場合

(前提)

償却資産税の申告実務に従事している税理士に聴取したところ、一般方式、電算処理方式、明細書、申告書への記載など全てを勘案平均して一件あたりの記入時間を計算すると10分程度はかかるとのこと。

法人

10分×89件=890分→約15時間

15時間×2,295円/時間=34,425円

個人

10分×236件=2,360分→約40時間

40時間×1,604円/時間=64,160円

2 税理士に依頼した場合

(前提)

旧税理士報酬規定における固定資産税の税務代理報酬額 平成23年度における固定資産取得価額

固定資産取得価額	報酬額	平成23年度における固定資産取得価額	
		法人	個人
500万円未満	20,000円	H15	2,594
1,000万円未満	35,000円	H16	2,565
<b>3,000万円未満</b>	<b>50,000円</b>	H17	2,543
5,000万円未満	65,000円	H18	2,339
1億円未満	100,000円	H19	2,472
1億円以上	135,000円	H20	2,416
5千万円増すごとに	3.5万円を追加	H21	2,374
		H22	2,438
		H23	1,958

上掲報酬額表より、法人 50,000円、個人 50,000円

合計 **21,699** **21,575** 千円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により取得した少額資産の固定資産税免除
2	要望の内容	・新規要望 「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」を利用して取得した30万円未満の少額償却資産について、固定資産税の課税客体から除外する。
3	担当部局	中小企業庁 事業環境部 財務課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	【少額特例】 平成15年度 創設 平成18年度 損金算入額の上限を年間300万円とした上で、2年間の延長（平成20年3月迄の適用期間の延長） 平成20年度 2年間の延長（平成22年3月迄の適用期間の延長） 平成22年度 2年間の延長（平成24年3月迄の適用期間の延長）
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日（2年間）
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、未曾有の経済危機及び震災等による直接的・間接的な影響の中で一層厳しい経営環境に置かれている中小企業に対して事務負担の軽減を図るとともに、小規模企業を中心に事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》  中小企業基本法では、「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」等が定められている。また、民主党政策集 INDEX2009 では、「中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であり、雇用の大半を支える存在です。このような観点から、税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要です。」との記述がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 経済社会の安心・安全の確保 4. 取引・経営の安心
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 固定資産税にかかる本措置は、少額特例と不可分の関係にあり、達成目標は、少額特例の目標と同様である。少額特例の目標は、中小企業の償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図ることである。 【目標】

			<p>中小企業の中でも特に規模の小さい企業で少額特例が多く活用されており、事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、個人事業主に関しては、平成24年に実施する「個人企業経済調査」（総務省）での従業員20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達を目指す。</p> <p>法人に関しては、平成24年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）での従業員数20名未満の企業におけるパソコン利用割合が20名以上の企業の水準である9割への到達を目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 個人事業主：「個人企業経済調査」（総務省）での従業員20名未満の事業者におけるパソコン利用割合 法人：「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）での従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業の中でも特に規模の小さい企業においては、経理担当の人員が少なく、適時適切な経営状況の把握もままならない状況である。資金調達環境や新規顧客開拓に困難を有する中小企業においては、少ない経理体制の中で効率的な事務を行う事が非常に重要であり、本措置により償却資産管理や納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン導入等事務の効率化に資する設備投資を促進する意義は非常に大きい。</p> <p>本措置により事務処理能力・事業効率の向上が図られた場合、少ない人員の経理体制の中でも適時正確な経営成績の把握が可能となり、事業見通しの分析や財務諸表の信用力が向上することによって、新規顧客開拓や金融調達環境の改善に寄与する。また、経理能力の向上は、正規の簿記の原則に従って記録し、その帳簿書類に基づいた貸借対照表、損益計算書を確定申告に添付させる「青色申告」の利用インセンティブにも繋がりが、中小企業施策の一層の普及・活用を促進することとなり、これらから、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化が図られる。</p>																																	
8	有効性等	① 適用数等	<p>（各年度における固定資産税免除の適用事業者数及び損金算入金額）</p> <table border="1"> <tr><td>平成15年度</td><td>31,398 社</td><td>81,342 百万円</td></tr> <tr><td>平成16年度</td><td>37,725 社</td><td>96,878 百万円</td></tr> <tr><td>平成17年度</td><td>37,956 社</td><td>96,267 百万円</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>28,167 社</td><td>66,879 百万円</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>43,084 社</td><td>108,881 百万円</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>34,357 社</td><td>82,685 百万円</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>30,439 社</td><td>71,004 百万円</td></tr> <tr><td colspan="3">（将来推計）</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>31,260 社</td><td>72,920 百万円</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>25,100 社</td><td>58,554 百万円</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>22,966 社</td><td>53,576 百万円</td></tr> </table> <p>（出典）「中小企業実態基本調査」（中小企業庁） ※算定根拠は別紙参照</p>	平成15年度	31,398 社	81,342 百万円	平成16年度	37,725 社	96,878 百万円	平成17年度	37,956 社	96,267 百万円	平成18年度	28,167 社	66,879 百万円	平成19年度	43,084 社	108,881 百万円	平成20年度	34,357 社	82,685 百万円	平成21年度	30,439 社	71,004 百万円	（将来推計）			平成22年度	31,260 社	72,920 百万円	平成23年度	25,100 社	58,554 百万円	平成24年度	22,966 社	53,576 百万円
平成15年度	31,398 社	81,342 百万円																																		
平成16年度	37,725 社	96,878 百万円																																		
平成17年度	37,956 社	96,267 百万円																																		
平成18年度	28,167 社	66,879 百万円																																		
平成19年度	43,084 社	108,881 百万円																																		
平成20年度	34,357 社	82,685 百万円																																		
平成21年度	30,439 社	71,004 百万円																																		
（将来推計）																																				
平成22年度	31,260 社	72,920 百万円																																		
平成23年度	25,100 社	58,554 百万円																																		
平成24年度	22,966 社	53,576 百万円																																		

		<p>また、すべての業種が少額特例の適用対象となっており、利用状況(平成22年中小企業実態調査)を見ても、以下の通り特定の者に偏ってはいない。</p> <table border="1"> <tr> <th>業種</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>情報通信業</th> <th>運輸業</th> <th>卸売業</th> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>15.0</td> <td>18.6</td> <td>3.4</td> <td>2.9</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <th>業種</th> <th>小売業</th> <th>不動産業</th> <th>飲食・宿泊業</th> <th>サービス業</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>15.4</td> <td>8.3</td> <td>6.2</td> <td>14.0</td> <td>7.4</td> </tr> </table>	業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業	割合(%)	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7	業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	割合(%)	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4
業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業																					
割合(%)	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7																					
業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他																					
割合(%)	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4																					
②	減収額	<p>(将来推計) 平成23年度 ▲54億円 平成24年度 ▲49億円 (出典:経済産業省試算) ※算定根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度は別紙参照。</li> <li>平成24年度は、平成23年度の減収試算額に日銀短観の中小企業におけるソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)の伸び率(平成23年6月調査における平成22年度実績値と平成23年度計画値の平均値)を掛けて算出。</li> </ul>																								
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月) 少額特例が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定性的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 直近の事業年度において少額特例を利用して取得した設備 パソコン:37.5%(法人のみ)</li> <li>○ 少額特例を利用したことによる効果(法人のみ) 全額必要経費算入による経理事務負担減少:48.0% パソコン導入による事務の効率化:28.2% パソコン導入による経理事務の効率化:18.3%</li> </ul> <p>本措置を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回帰分析による定量分析(労働生産性と少額特例利用額の関係) 少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高(労働生産性)が0.17%増加する。</li> <li>・ 経済波及効果 本措置により、中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効果がある。</li> </ul> <p>(出典)平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) 平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁) ※算定根拠は別紙参照</p>																								

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月) ○ 中小企業におけるパソコン利用状況(括弧内は平成22年要望時) ・ 個人事業主 従業員数20名未満:27.6%(前回28.5%:前回比▲0.9ポイント) 従業員数20名以上:71.4%(前回85.7%:前回比▲14.3ポイント) ・ 法人 従業員数20名未満:64.9%(前回75.1%:前回比▲10.2ポイント) 従業員数20名以上:90.4%(前回91.7%:前回比▲1.3ポイント) (出典) 個人事業主:平成20年、22年「個人企業経済調査」(総務省) 法人:平成20年、22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)から算出</p> <p>個人事業主に関しては、平成22年「個人企業経済調査」(総務省)における雇用が20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合は、27.6%となっている。</p> <p>平成15年(措置創設時)の19.6%と比較すれば一定の効果がみられるが、目標である5割には未達。</p> <p>法人に関しては、平成22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)における従業員20名未満の企業のパソコンの利用割合は64.9%であり、目標である9割には未達。</p> <p>平成23年度および24年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人事業主 従業員数20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合 50%</li> <li>・ 法人 従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合 90%</li> </ul> <p>平成23年度中小企業税制に関するアンケート調査によると、少額特例を利用した企業および個人事業主で、今後も少額特例を利用して設備等の購入をしたいと回答した割合が83.9%に上るなど、将来においても少額特例を利用した設備投資の促進による事務効率の向上と、中小企業の活力向上及び我が国経済の活性化が見込まれることから、目標達成の為に少額特例が引き続き必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月) 少額特例が延長されない場合、法人172,885社、個人企業107,639社、合計280,524社に影響が及ぶ。投資額としては167,325百万円が縮小。 尚、本措置は、中小法人のうち、83.9%が今後利用の意向あり、延長されない場合、事務効率化を意図した少額設備投資の鈍化が予想される。 (出典) 平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) 平成23年「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)</p> <p>固定資産税にかかる本措置については、現在国税と固定資産税において少額償却資産の上限額がことなることにより、償却資産管理、記帳、帳簿保存等の事務負担が発生している状況。リーマンショック以降の不景気及び震災に</p>
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>よる直接的・間接的な影響により、中小企業の事務効率向上意欲が相対的に高まっている状況であり、本措置が認められない場合には、さらに中小企業の活性化の足枷となることが予想される。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月)          少額特例が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定性的に確認できる。          ○ 直近の事業年度において少額特例を利用して取得した設備            パソコン:37.5%(法人のみ)          ○少額特例を利用したことによる効果(法人のみ)            全額必要経費算入による経理事務負担減少:48.0%            パソコン導入による事務の効率化:28.2%            パソコン導入による経理事務の効率化:18.3%</p> <p>少額特例を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。          ・ 回帰分析による定量分析(労働生産性と少額特例利用額の関係)            少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高(労働生産性)が0.17%増加する。          ・ 経済波及効果            少額特例により、中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効果がある。          (出典)平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)                平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)          ※算定根拠は別紙参照</p>
	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>固定資産税にかかる本措置は、相対的に経理面の人員が少数であり、事務の効率化を志向する中小企業の実情を踏まえると、少額特例で取得した資産を固定資産税の課税客体から除外することにより、より一層の償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減を図ることが可能であり、中小企業の実態に即した効果が得られることから、施策として妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係は無い。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>現在、本措置により、国税における少額減価償却資産の上限額は30万円であるが、固定資産税における少額償却資産の取扱は上限額20万円となっており、上限額に差異が生じている状況。地域活性化を担う中小企業者の事務負担を軽減し、設備投資の維持・推進を考えた場合、固定資産税における本措置について協力することに相当性が認められる。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

## ○平成23年度減収見込額試算(固定資産税)

—基本式—

少額特例損金算入企業数(注1)×納税義務者割合(注2)×少額特例平均損金算入額(注3)×残存簿価割合(注4)×税率(注5)

(注1)「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)の各年度実績値

(注2)「固定資産の価格等の概要調査」(総務省)における免税点以上の納税義務者割合

(注3)「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)の各年実績値より算出

(注4)定率法償却率0.5の各年における残存簿価割合。

(注5)1.4%

—仮定—

- ・耐用年数5年(定率法償却率0.5)。
- ・平成18年度以前取得の少額償却資産は残存簿価5%部分が課税標準となる(残存簿価割合5%)。
- ・平成22年度から平成24年度の少額特例損金算入企業数および少額特例平均損金算入額及び平成24年度減収額は、平成21年度の実績値に日銀短観の中小企業におけるソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)の伸び率を掛けて算出。

(1)平成15年度

<法人>

144,509社×40.8%×2,594千円×5/100×1.4%=107百万円

<個人>

55,966社×18.3%×2,547千円×5/100×1.4%=18百万円

<合計>

107百万円+18百万円=125百万円

(2)平成16年度

<法人>

171,664社×40.8%×2,565千円×5/100×1.4%=125百万円

<個人>

92,731社×18.3%×2,599千円×5/100×1.4%=30百万円

<合計>

125百万円+30百万円=155百万円

(3)平成17年度

<法人>

174,743 社×40. 8%×2,543 千円×5/100×1. 4%=126 百万円  
<個人>  
48,068 社×18. 3%×2,420 千円×5/100×1. 4%=14 百万円  
<合計>  
126 百万円+14 百万円=140 百万円

(4) 平成18年度  
<法人>  
164,978 社×41. 1%×2,339 千円×5/100×1. 4%=111 百万円  
<個人>  
54,841 社×19. 1%×2,533 千円×5/100×1. 4%=18 百万円  
<合計>  
111 百万円+18 百万円=129 百万円

(5) 平成19年度  
<法人>  
202,683 社×41. 0%×2,472 千円×0. 0625×1. 4%=179 百万円  
<個人>  
87,111 社×19. 4%×2,747 千円×0. 0625×1. 4%=40 百万円  
<合計>  
179 百万円+40 百万円=219 百万円

(6) 平成20年度  
<法人>  
193,704 社×40. 5%×2,416 千円×0. 125×1. 4%=331 百万円  
<個人>  
127,386 社×19. 4%×2,367 千円×0. 125×1. 4%=102 百万円  
<合計>  
331 百万円+102 百万円=433 百万円

(7) 平成21年度  
<法人>  
172,885 社×40. 2%×2,374 千円×0. 25×1. 4%=577 百万円  
<個人>  
107,639 社×19. 6%×2,231 千円×0. 25×1. 4%=164 百万円  
<合計>

577 百万円+164 百万円=741 百万円

(8) 平成22年度  
<法人>  
172,885 社×1. 027×39. 0%×2,374 千円×1. 027×0. 5×1. 4%=1,181 百万円  
<個人>  
107,639 社×1. 027×19. 6%×2,231 千円×1. 027×0. 5×1. 4%=347 百万円  
<合計>  
1,181 百万円+347 百万円=1,528 百万円

(9) 平成23年度  
<法人>  
172,885 社×1. 027×0. 803×39. 0%×2,374 千円×1. 027×0. 803×1. 4%=1,524 百万円  
<個人>  
107,639 社×1. 027×0. 803×19. 6%×2,231 千円×1. 027×0. 803×1. 4%=448 百万円  
<合計>  
1,524 百万円+448 百万円=1,972 百万円

(10) 合計  
<法人>  
107 百万円+125 百万円+126 百万円+111 百万円+179 百万円+331 百万円+577 百万円  
+1,181 百万円+1,524 百万円=4,261 百万円  
<個人>  
18 百万円+30 百万円+14 百万円+18 百万円+40 百万円+102 百万円+164 百万円+347 百万円  
+448 百万円=1,181 百万円  
<合計>  
4,261 百万円+1,181 百万円=5,442 百万円

○平成24年度減収見込額(固定資産税)  
5,442 百万円×0. 915=4,979 百万円

○固定資産税免除適用事業者数見込み試算根拠

——考え方——

本措置が適用されると、少額特例利用事業者の内、少額特例損金算入額が 150 万円以上 300 万円以下の事業者の固定資産税が免除される。

少額特例損金算入額が 150 万円未満の事業者は、本措置の適用の有無に係わらず固定資産税は免税される。

少額特例損金算入額が 300 万円を超える事業者は、本措置の適用の有無に係わらず固定資産税は免除されない。

故に、本措置の創設による適用事業者数見込みとしては、少額特例損金算入額が 150 万円以上 300 万円以下の事業者数を試算している。

——データ——

「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）の平成 15 年度から平成 21 年度までの実績値。平成 22 年度から平成 24 年度までに関しては、平成 21 年度の実績値に、日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）における平成 23 年 6 月調査時点での設備投資伸び率（計画値）を乗じて推計する。

平成 15 年度（実績）法人：29,002 社  
個人：2,396 社  
合計：31,398 社

平成 16 年度（実績）法人：35,010 社  
個人：2,715 社  
合計：37,725 社

平成 17 年度（実績）法人：35,639 社  
個人：2,317 社  
合計：37,956 社

平成 18 年度（実績）法人：23,153 社  
個人：5,014 社  
合計：28,167 社

平成 19 年度（実績）法人：34,457 社  
個人：8,627 社  
合計：43,084 社

平成 20 年度（実績）法人：27,712 社  
個人：6,645 社  
合計：34,357 社

平成 21 年度（実績）法人：21,541 社  
個人：8,898 社  
合計：30,439 社

平成 22 年度（推計値）法人：21,541 社×1.027（注 1）=22,122 社  
個人：8,898 社×1.027（注 1）=9,138 社  
合計：31,260 社

平成 23 年度（推計値）法人：22,122 社×0.803（注 2）=17,763 社  
個人：9,138 社×0.803（注 2）=7,337 社  
合計：25,100 社

平成 24 年度（推計値）法人：17,763 社×0.915（注 3）=16,253 社  
個人：7,337 社×0.915（注 3）=6,713 社  
合計：22,966 社

平成 25 年度（推計値）平成 24 年度と同様。

○少額特例損金算入金額

平成 15 年度（実績）法人：75,238 百万円  
個人：6,104 百万円  
合計：81,342 百万円

平成 16 年度（実績）法人：89,820 百万円  
個人：7,058 百万円  
合計：96,878 百万円

平成 17 年度（実績）法人：90,660 百万円  
個人：5,607 百万円  
合計：96,267 百万円

平成 18 年度（実績）法人：54,176 百万円  
個人：12,703 百万円  
合計：66,879 百万円

平成 19 年度（実績）法人：85,179 百万円  
個人：23,702 百万円  
合計：108,881 百万円

平成20年度（実績）法人：66,954百万円  
個人：15,731百万円  
合計：82,685百万円

平成21年度（実績）法人：51,146百万円  
個人：19,858百万円  
合計：71,004百万円

平成22年度（推計値）法人：51,146百万円×1.027（注1）=52,526百万円  
個人：19,858百万円×1.027（注1）=20,394百万円  
合計：72,920百万円

平成23年度（推計値）法人：52,526百万円×0.803（注2）=42,178百万円  
個人：20,394百万円×0.803（注2）=16,376百万円  
合計：58,554百万円

平成24年度（推計値）法人：42,178百万円×0.915（注3）=38,592百万円  
個人：16,376百万円×0.915（注3）=14,984百万円  
合計：53,576百万円

平成25年度（推計値）平成24年度と同様。

（注1）設備投資伸び率（平成22年度分）

日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）における平成23年6月調査時点での設備投資伸び率（実績値）：+2.7%

（注2）設備投資伸び率（平成23年度）

日銀短観でのソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）における平成23年6月調査時点での設備投資伸び率（計画値）：▲19.7%

（注3）設備投資伸び率（平成24年度）

（注2）及び（注3）の単純平均値で推移するものと仮定。

$(2.7\% + \triangle 19.7\%) \div 2 = \triangle 8.5\%$

平成25年度以降の設備投資額は平成24年度の設備投資額と同水準（▲8.5%）で推移するものと仮定。

<少額特例> 税収減を是認するような効果

## 1. 回帰分析結果

○ 労働生産性と少額特例利用額の関係（法人のみ）

少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上が0.17%増加する。

（重回帰分析結果）

$LN(\text{一人当売上高} / \text{従業員数}) = 6.41^* + 0.09LN(\text{設備投資額} / \text{従業員数})^* + 0.17LN(\text{少額特例利用額} / \text{従業員数})^* + 0.41 \text{ダミーパソコン利用}^{**} + 0.48 \text{ダミー建設業}^* + 0.31 \text{ダミー製造業}^* - 0.18 \text{ダミー情報通信業} + 0.31 \text{ダミー運輸業} + 1.19 \text{ダミー卸売業・小売業}^* + 1.52 \text{ダミー不動産業}^* - 0.33 \text{ダミー飲食・宿泊業} + 0.47 \text{ダミー教育・学習支援業} + 0.34 \text{ダミーその他サービス業}^{**}$

（出所）平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）より分析

（備考）\*：5%有意水準、\*\*：10%有意水準、補正R<sup>2</sup>=0.30

## 2. 経済波及効果

本特例により、中小企業全体の労働生産性（一人当付加価値額）を4.5%押し上げる効果がある。

→ 少額特例利用による労働生産性向上17%×少額特例利用企業の中小企業全体に占める売上高の割合26.5%（従業員数は変化しないものとして算定）

（出所）平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）、平成22年度「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）より分析



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大等に向けた所要の措置	府省名	経済産業省
税目	個人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「社債発行残高のうち家計の保有割合、個人金融資産に占める社債の保有割合及び商品先物市場における個人投資家数」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。

また、本租税特別措置等以外の他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比して説明しているが（【点検結果表の別紙】⑬参照）、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みに用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標（証券・商品市場への個人投資家の参加を促す）の実現状況の将来予測について、「社債について約 43 万人、商品先物について約 2 万人程度の新たな投資家が呼び込まれる」と説明しているが、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を把握できる適切な指標を用いて説明されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

社債に係る減収額の見込みについては、個人による社債保有残高（日銀資金循環統計）や個人向け社債利率平均（日証協資料より算出）をベースに、社債による個人投資家利子所得を算出した後、税率を乗じて減収額を算出している。

また、商品先物等に係る減収額の見込みについては、個人投資家のうちの損失者数や商品先物投資家等のうち株取引を行っている割合（日本商品先物振興協会アンケート調査）等をベースに上場株式等の配当所得等との損益通算により減少する課税所得を算出した後、税率を乗じて減収額を算出している。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本租税特別措置による減収額は約8億円（社債に係る減収額約6億円、商品先物等に係る減収額約2億円）と見込まれる。

これに対して、株式についての配当・譲渡益を超える譲渡損失を抱える個人投資家が、本措置をインセンティブとして新たな投資家となることが期待され、こうした投資家は少なくとも約43万人は存在すると推定される。また、商品先物取引については、少なくとも約2万人程度の新たな投資家が呼び込まれることが推定されるため、税収減を是認するような効果があると見込まれる。

なお、本措置により、個人投資家が増加することによって、金融商品を介した市場への資金供給が円滑なものとなることで、市場機能が活性化し、我が国企業による市場からの産業資金の調達が可能となる。また、個人投資家の増加により商品先物市場の流動性が高まることによって、我が国企業が商品先物市場を活用して商品価格の変動リスクを固定化するヘッジニーズに応えることが可能となる。

したがって、これらの効果は我が国企業の国際競争力を高めることにつながるため、税収減を是認する効果がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大等に向けた所要の措置
2	要望の内容	金融所得に対する課税について、多様な金融商品と幅広く捉え、金融所得に係る課税関係の均衡化を図り、併せて金融商品間の損益通算及び損失繰越を広く可能とするため、所要の措置を講じる。 ・上場株式等の譲渡損益と配当の間で認められている損益通算について、特定口座の活用等の実務に配慮しつつ、我が国企業の発行する社債に係る利子及び譲渡損益等を損益通算の対象に含めることを前提に、社債に係る利子及び譲渡所得等の課税方式の見直しを行う。 ・商品先物取引の決済差損益や商品ファンドの収益分配金・償還損益について、特定口座等の導入による簡易な確定申告の方法の整備等により、上場株式等の譲渡損益等との損益通算の対象に含める。
3	担当部局	経済産業政策局 産業資金課、 商務情報政策局 商務流通グループ 商取引・消費経済政策課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	適用期限の定めのない措置を要望
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、金融商品を介した市場への資金供給が円滑なものとし、市場機能を活性化することによって、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。 ----- 《政策目的の根拠》 ○平成22年度税制改正大綱において、「金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成23年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討」と明記されるなど、政府として金融所得の損益通算の拡充を当面の方針として位置づけている。  ○新成長戦略（2010年6月18日閣議決定）（抜粋） VII. 金融分野における国家戦略プロジェクト 21. 総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設を推進 「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。 総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指す。  ○総合的な取引所検討チーム中間整理（平成22年12月22日金融庁・農林水産省・経済産業省）（抜粋） 論点4：税制について

			総合的な取引所を魅力あるものとするためには、現物株と先物取引の損益通算の実現によって資金効率の向上を早期に図ることが重要。
	② 政策体系における政策目的の位置付け		経済成長
	③ 達成目標及び測定指標		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとしつつ、投資リスクの軽減を図ることにより、証券・商品市場への個人投資家の参加を促す。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・資金循環統計(日銀)による社債市場及び家計資産の状況(22年末) — 社債発行残高のうち家計(個人事業主を含む)の保有割合:2.0% — 個人金融資産に占める社債の保有割合:0.1% ・日本商品先物振興協会のアンケート等による個人投資家の参加状況 — 商品先物市場における個人投資家数:約7.6万人(22年12月)  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとし、投資リスクの軽減を図ることによって、商品先物に対する個人投資家の投資インセンティブが増し、証券・商品市場への個人投資家の参加が拡大する。
8	有効性等	① 適用数等	・「証券投資に関する全国調査」(平成21年度;日証協)によると、公社債の保有者(推計約537万人)のうち、社債保有者が約7.9%との結果が出ていることから、現状、社債を保有している個人は約42万人と推計される。 ・「金融所得一体課税が商品先物取引に与える影響に関するアンケート調査」(平成22年度;商品先物振興協会)によると、商品先物や商品ファンド等の取引を行う投資家のうち、本措置の利用者は約4.3万人と推計される。
		② 減収額	・個人投資家によって保有されている社債に係る利子課税所得は約123億円(日銀資金循環、日証協公表データより推計<平成22年度>)。上場株式等の譲渡損との損益通算の結果、これが全て減少してしまうとすれば、最大で約18億円(地方税は約6億円)の減収となる。 ・日本商品先物振興協会によるアンケート結果(平成22年度)等から、商品先物や商品ファンド等で損失を出した者の損失総額から減少する課税標準総額を算出すると、約38億円。これが全て損益通算による課税所得の減少要因になるとすれば、約6億円(地方税は約2億円)の減収が発生する。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年1月～平成25年3月) ・現状、個人金融資産に占める社債の保有割合は0.1%と僅少、社債発行残高に占める家計の保有割合も2.0%にとどまっており、我が国企業は、個人金融資産を活用した社債による市場からの資金調達を活用しきれていないが、本措置の導入により、証券市場への個人投資家の参加を促し、市場機能の活性化を図る。 ・商品先物については、個人投資家が年間1万人ずつ減少して、平成22年末時点では約7.6万人にまで落ち込み、商品市場が縮小したことにより、原材料等のために購入する商品価格の変動リスクを固定化したいという我が国企業の価格のヘッジニーズに答えられていない状況であるが、本措置の導入により、商品市場への個人投資家の参加を促し、市場機能の活性化を図る。

			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年1月～平成25年3月) ・株式について配当・譲渡益を超える譲渡損失を抱える個人投資家のうち、これまで社債への投資を行っていなかった投資家は、本措置による損益通算の可能性をインセンティブとして新たな投資家となることが期待され、こうした投資家は、少なくとも約43万人は存在すると推定される。 ・低迷する我が国の商品先物市場が、多様な参加者が豊富に存在する流動性の高い商品先物市場となるためのアクションプログラムを策定し、官民をあげて取り組んでいるところである。本税制措置を、資産運用の場として使いやすい市場を実現するための項目として位置付けており、株式の配当・譲渡損益等との損益通算が可能となることをインセンティブとして個人投資家が増加し、少なくとも商品市場の取引が平成19年度並みに回復することが期待されることである。これに伴い、少なくとも約2万人程度の新たな投資家が呼び込まれることが推定される。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年1月～平成25年3月) ・我が国企業の資金調達に資する金融商品に対する個人の投資インセンティブが促されないほか、金融所得にかかる簡素で中立的な税制が実現されない結果となる。 ・商品先物市場が機能不全に陥ることによって、企業のヘッジニーズに応えることができなくなるほか、商品の価格の指標が無くなることにより、わが国経済が混乱するおそれがある。 《収税減を是認するよう効果の有無》(分析対象期間:平成21年1月～平成25年3月) ・我が国企業が、株式や社債等の金融商品を通じた市場からの資金調達を実施しやすくなることは、資金調達手法の多様化、適時適量な資金調達と投資の実行等にも資するものであり、有効なものであるといえる。 ・個人金融資産が商品先物市場に流動性を与えることにより、我が国企業が、商品価格の変動リスクを固定化するヘッジニーズに応えることが可能となることで、我が国企業の国際競争力が高まることから、有効であるといえる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税率は、個人投資家一般に公平に適用されるものであり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。また、新成長戦略においても、総合的な取引所創設に向け、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとすることが求められており、世界から資本を呼び込むためには、現物株と先物取引の損益通算の実現が不可欠。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	現在、本措置と同一の目的・対象に対する補助金等は存在しないため、役割分担は適切かつ明確といえる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	金融所得については、利子割や配当割等で地方税としても課税対象となるものであるため、地方公共団体が協力することは妥当である。
10	有識者の見解		「○ 金融所得課税については、理想的には総合課税が望ましいが、金融資産の流動性、グローバル化等を考慮すると、分離課税が適切。その上で、一体化を目指す方向で検討すべき。」 ——平成22年6月22日に公表された政府税制調査会専門委員会「議論の中間的な整理」の(別添)個別税目の各論的な論点に関して出された主な意見

		見 中、(1)個人所得課税 ①所得税 の箇所より抜粋。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	※
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

【○】：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 【※】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 【◎】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分  
 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]  
 ⑫ 税収減を是認するような効果について、減収額と影響額の記載及び「沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響が大きい」との説明にとどまり、本租税特別措置等の過去における効果が税収減を是認しているかどうか疑問がある。  
 [将来の見込み]  
 ⑬ 税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と影響額の記載及び「沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響が大きい」との説明にとどまり、本租税特別措置等の将来における効果の見込みが税収減を是認するかどうか疑問がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分  
 ⑭ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明）

「前回要望時の目標及びその達成状況」

前回要望時の目標に関しては概ね達成している。

しかし、今後も沖縄の電気事業の構造的不利性に変化がない中、本措置が存在しない場合、沖縄の電気の安定的かつ適正な供給の確保に影響を与え、ひいては県民生活の向上及び産業振興に影響を与えることが懸念されることから、引き続き支援が必要である。

《政策目的の実現状況》

◇電気料金の推移 (単位：円/kWh)

年度	H18	H19	H20	H21	H22
沖縄電力(株)	19.80	19.80	21.41	20.14	19.90
9社計	15.81	15.87	17.32	15.98	15.87
単価差	3.99	3.93	4.09	4.16	4.03

※ 電気料金の算定方法は、電灯・電力料収入を電灯・電力（自由化対象需要分を含む）の販売電力量（kWh）で除したものである。

適用各社の経営努力による原価構成要素の軽減分は、電気料金の低減を通して県民の負担軽減となっているが、上記の通り、他地域と比べて割高である。これは沖縄県が抱える構造的要因によるものであることから、将来においても同様の状況であることが推測される。沖縄県内の社会資本の整備や県民生活の向上を図るにあたり、本措置が与える影響は大きく、引き続き措置する必要がある。

なお、沖縄電力(株)は、効率化の推進による料金改定を行っているが、構造的不利性により電源を火力発電に頼っていることから、燃料価格高騰などの外部要因により、実績単価は上昇傾向にある。

(単位：%)

	H17. 7	H18. 7	H20. 9
料金改定率	▲3.27	▲3.24	▲0.45

- ④ 測定指標の設定（評価書中 7③≪租税特別措置等による達成目標に係る測定指標≫欄への補足説明）

「測定指標の目標値及び達成時期」

本措置による免税額分が電気料金に与える影響

今後の見通し(H24～H28)

合計額 6,163 (百万円)

販売電力量 1 kWh あたり 0.12～0.17 円の低減

- ⑨⑩ 減収額及び達成目標の実現状況の将来予測（評価書中 8②「減収額」及び 8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明）

減収額の見込み及び達成目標の実現状況については、沖縄電力(株)への聴取により予測しているが、当該データにより、企業情報を推計することが可能となることから、非公表。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置
2	要望の内容	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄電力株式会社が行う電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準 ・ 特例措置の内容 昭和57年度から平成23年度までの各事業年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準を2/3とする措置（事務所及び宿舍の用に供するものを除く）を5年間延長する。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和57年 創設 昭和60年 2年間の延長 昭和62年 5年間の延長 平成4年 5年間の延長 平成9年 5年間の延長 平成14年 5年間の延長 平成18年 5年間の延長
6	適用又は延長期間	昭和57年～平成29年まで(5年間の延長)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分考慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。 特に、沖縄県の自立型経済を構築するため、その基礎となる社会資本の整備や県民生活の向上を図る。 《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(以下、沖振法)「第7節電気の安定的かつ適正な供給の確保」中、第63条において、国及び地方公共団体は、電気事業の用に供する設備で、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする、と規定されている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策名：資源エネルギー・環境政策
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 電力市場環境の整備を図ることにより、電力の安定供給の確保を実現する。 特に、沖縄振興特別措置法に基づいて策定された「沖縄振興計画」に基づき、沖縄振興のための電力の安定的な供給及び適正な料金水準を確保することにより、沖縄の産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善に資する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置による免税額分が電気料金に与える影響

8	有効性等	① 適用数等 適用事業者：1社(沖縄電力(株))																
		② 減収額 (単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18 (実績)</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>1,053</td> <td>1,014</td> <td>990</td> <td>949</td> <td>908</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は沖縄電力(株)から聴取</p>	年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	減収額	1,053	1,014	990	949	908				
		年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)											
減収額	1,053	1,014	990	949	908													
③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間：昭和57年4月～平成23年3月) 本措置による固定資産税の軽減分は、電気料金原価に織り込まれておらず、県民負担の軽減に繋がっている。  ○沖縄電力(株)の料金改定率の推移： 昭和63年1月 ▲19.62%、平成元年4月 ▲2.79%、平成8年1月 ▲5.96%、平成10年2月 ▲3.72%、平成12年10月 ▲3.78%、平成14年10月 ▲5.79%、平成17年7月 ▲3.27%、平成18年7月 ▲3.24%、平成20年9月 ▲0.45% 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：昭和57年4月～平成23年4月) 本措置による固定資産税の軽減分は、電気料金原価に織り込まれておらず、電気料金の適正な水準の確保に資しており、県民負担の軽減に繋がっている。例えば、平成22年度における一般家庭のモデルケース(300kWh/月)では月額約36円の負担軽減の効果がある。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18 (実績)</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売電力量 (百万 kWh)</td> <td>7,376</td> <td>7,491</td> <td>7,476</td> <td>7,478</td> <td>7,521</td> </tr> <tr> <td>影響額 (円/kWh)</td> <td>0.14</td> <td>0.13</td> <td>0.12</td> <td>0.12</td> <td>0.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>※販売電力量は沖縄電力(株)より聴取。 ※影響額は、減収額/販売電力量により算出。</p> <p>なお、設備投資額は年々堅調に推移しており、今後、増加する見込みであるため、本税制措置の継続が必要である。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成24年4月～平成29年3月) 本措置が存在しない場合、沖縄電力(株)の需要家への料金に、軽減されない分が上乗せされることになる。上乗せされる金額は上記の通りであり、沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響も大きく、現在よりも活動水準を下げるなどといったことも考えられることから、措置を継続することが重要である。</p>	年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	販売電力量 (百万 kWh)	7,376	7,491	7,476	7,478	7,521	影響額 (円/kWh)	0.14	0.13	0.12	0.12	0.12
年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)													
販売電力量 (百万 kWh)	7,376	7,491	7,476	7,478	7,521													
影響額 (円/kWh)	0.14	0.13	0.12	0.12	0.12													

		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:昭和57年4月～平成29年3月)</p> <p>本措置が存在しない場合、沖縄電力(株)の需要家への料金に、軽減されない分が上乗せされることになる。上乗せされる金額は上記の通りであり、沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響も大きく、現在よりも活動水準を下げるなどといったことも考えられることから、措置を継続することが重要である。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>沖縄における電気事業については、以下に述べる構造的不利性等の理由により、電力料金は他社より割高であり、また年間の平均停電回数は他社平均に比べ多い等、依然として他社並みの経営環境とは言い難い状況にある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 需要規模の矮小性から原子力発電の導入が困難</li> <li>2) 大型水力ダム建設に適した山や河川が存在しない等、水力発電の導入が困難</li> <li>3) 供給区域に多数の離島(東西1000km、南北400km)を抱え、以下の要因からユニバーサルサービスに高コストがかかる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島だけで11の系統に分断される等、設備形成面で非効率</li> <li>・また、その規模も極めて零細なものであるため、スケール・メリットが得られず、離島部門は構造的な収支不均衡</li> </ul> </li> <li>4) 沖縄自身が本土から遠く離れた離島であり、他の電力会社との電力相互融通が不可能であるため、高い供給予備力を持たざるをえない。</li> <li>5) 地域特有の台風・塩害対策に巨額の投資が必要</li> </ol> <p>こうした構造的不利性等を踏まえると、沖縄振興のための電力の安定的な供給及び適正な料金水準の確保には、法律上規定されている政策的支援措置の実施が必要不可欠である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖縄特別措置法に基づく支援措置として、沖縄振興開発金融公庫からの融資、産業高度化地域における新規に設備を取得した場合の課税の特例、引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税がある。</p> <p>沖縄振興開発金融公庫からの融資は、沖振法第63条に基づく措置であることから、設備形成を促すため、より条件の良い資金の確保を目的とした施策であることから、本措置と趣旨を異にしている。</p> <p>また、産業高度化地域における課税の特例は、沖振法65条第1項に基づいた措置であること、および沖縄県の産業全体の集積・高度化を目的とした施策であることから、本措置と趣旨を異にしている。</p> <p>さらに、沖縄発電用特定石炭にかかる石油石炭税の免税は、沖振法第65条第2項に基づく措置であり、政策的に一定の類似性がみられるものであるが、本土と比して電源構成が特殊とならざるを得ないことに鑑み、そのための負担の軽減を図るための施策であることから、本措置と明確な役割分担がなされている。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本措置は、沖縄県内の電気料金低減に資する施策の一つであり、沖縄県民はもちろん、県内の産業政策にとっても影響は大きい。措置がないことによつて、沖縄県内の産業の空洞化を招く可能性も否定はできないことから、地方税法において、負担の軽減を図ることが重要である。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	外国組合員に対する課税の特例	府省名	経済産業省
税目	所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	⊗
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「投資額のGDP比等」は、達成時期が設定されておらず、いつの時点で目標が達成されたといえるのか不明であり、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、想定外に僅少でないことは説明されているが（【点検結果表の別紙】⑥参照）、想定外に偏りが無いことについて説明されていない。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]
- ⑫ 減収額の実績と把握した効果（投資額のGDP比等）を対比して説明しているが、本租税特別措置等の適用を受けていない投資組合による投資額を含めて税収減を是認するような効果があると説明しており（【点検結果表の別紙】⑫参照）、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）  
 当該政策は対外的なイコールフットイングを図り、諸外国に比して障害のない対日投資環境を作るものである。そのため、「GDPに対するファンド投資残高」等の指標を参考に、諸外国並みにファンドへの投資を促進することが当面の目標（足もとの同比率は諸外国2%であるのに対し、国内は0.4%）。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 平成21年度に本租税特別措置を適用された組合数は7件。ただし、①本租税特別措置が開始後1年しか経過していない点、②平成21年度の新規組成組合数が24件に止まる中、7件と約3割を占める点を考慮すれば、適用数は僅少ではない。
- ⑧ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 減収額については、地方産業局からの申請・確認報告の集計による各年度のエンジェル税制利用投資額実績をベースとして、投資時点・売却時点に分けて一定の前提を定めて算出した。投資時点については、年間投資額実績に所得税率を乗じる等により試算、売却時点については、過去の投資額実績を基に算出した売却損に株式譲渡税率を乗じて試算した。
- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）  
 減収額は⑧のとおり、減収額は0.4億円に対し、海外投資からの出資額は22億円に上り減収額を是認できる効果が確認される。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	外国組合員に対する課税の特例
2	租税特別措置等の内容	投資事業有限責任組合及びこれに類する外国組合に出資する非居住者・外国法人の課税関係について、以下の取扱いを認める措置。 (1) 有限責任組合員であること、組合持分が25%未満であること等、一定の要件を満たす非居住者・外国法人(特定外国組合員)は、国内に恒久的施設を有しないものとする。 (2) 特定外国組合員等による、一年以上の長期保有株式等(公的資金の注入された破綻金融機関の株式は除く)の譲渡については、「組合員単位で」、事業譲渡類似株式の譲渡に該当するかどうかを判断する。
3	担当部局	経済産業政策局 産業資金課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成21年度創設。 平成22年度税制改正によって、本特例の適用要件における「業務の執行」から、金融商品取引法に規定する自己取引等に対して投資組合の有限責任組合員が同意することを含まない、とされた。
6	適用期間	期限の定めのない措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》          企業の経営資源の効率的な活用やベンチャー企業の創出及び成長促進のため、我が国地域・企業への海外からの投資を促進することで、組合経由の投資規模を拡大し、我が国経済の活性化を図る。          《政策目的の根拠》          ○平成22年6月に閣議決定がなされた新成長戦略において、(3)アジア経済戦略【2020年までの目標】の中で「アジアの成長を取り込むための国内改革の推進、ヒト・モノ・カネの流れ倍増」が明記され、貿易投資の促進が謳われているほか、工程表Ⅶ)金融戦略1.(2)の中で、『経済活性化を担うファンドの有効活用に向けた事業環境整備(郵貯・簡保等の国民金融資産の運用に関する見直しの意図を含む。)』が明記され、経済活性化を担うベンチャーファンド等のファンド(投資組合)の事業環境整備に向けた方向性が明記されており、これらを実現するためにも、本措置を継続して措置することは必要不可欠。          ○また、震災後の復興構想会議においても、「○震災の復興過程で、我が国企業は資金の借入への依存度を高め、自己資本が毀損している。今後、毀損した資本への対応策として、資本金の提供(出資、資本金の長期融資)などが必要。」という部会長報告(第8回平成23年6月4日)に基づき、「復興への提言」(平成23年6月25日取り纏め)の中で、「全国的に見ても、震災の復興過程で事業を再開・継続する企業は、借入依存度を高め、資本が毀損しており、これに対する対応策を講じなければならない。」と明記され、復興の観点からも我が国企業への資本金(エクイティ資金)の供給の重要性が認識されており、ベンチャーファンドのみならず復興等に資する事業再生ファンド等の組成を支援する意味でも、本措置を継続して措置することが重要</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付</p> <p>・経済成長</p>

		け	
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資組合を通じて我が国企業に投資を行う非居住者・外国法人組合員の課税関係を、海外主要国と同様に一定の条件の下で非課税とすることにより、我が国地域・企業にとって意義の高い対内直接投資を呼び込み、我が国におけるベンチャーや事業再生に係る組合経由の投資規模を増加させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ベンチャー・事業再生に係る投資組合の新規設立状況と本措置適用数、投資額の GDP 対比等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置を講ずることによって、海外の投資資金を活用したベンチャーや事業再生に係る組合経由の投資が拡大し、我が国経済の活性化につながる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	平成 21 年度の組合の新規組成数が 24 件である中、本特例の適用を受けている投資組合数は 7 件(平成 22 年経産省調べ)。
		② 減収額	平成 21 年度組成分の海外からの投資額は約 22 億円である(VEC サンプル調査)。国内投資家からのヒアリングに基づく国内投資組合からの年率リターンは約 7% である。また、組合に対する法人の出資割合が 95% である(平成 19 年経産省調べ)。これらから減収額は約 0.4 億円と推計される。
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年 4 月～平成 23 年 3 月) 本措置によって、海外投資家からの投資は増加しているものの、投資規模の水準は未だ諸外国に比べて低水準にとどまっている。 諸外国の投資残高 GDP 比は 2% 前後、国内では約 0.4%</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年 4 月～平成 23 年 3 月) 本特例の適用を受けている投資組合は平成 22 年度末で 7 件となり、新規組成組合の約 3 割が海外資金の活用によって組成が可能になった。これに伴い、ベンチャーファンドへの海外からの投資額が、平成 21 年組成分 0 億円であったのが、平成 22 年組成分で約 22 億円に増加していることから、投資組合の組成拡大に一定の役割を果たしているものと評価できる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年 4 月～平成 23 年 3 月) 金融危機後、海外においても、厳しい投資組合の組成状況にある中で、本措置により、一定の条件の下で組合を通じて我が国企業に投資を行う非居住者・外国法人組合員からの投資が促進されることは、我が国におけるベンチャーや事業再生に係る投資組合の組成に資するものであり、有効である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	欧米主要国では、非居住者・外国法人による組合経由の投資について適用期限の定めのない非課税措置が講じており、海外とのイコールフットイングを図る観点からも、本税制措置を講ずることは妥当である。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	現在、本措置と同一の目的・対象に対する補助金等は存在しないため、役割分担は適切かつ明確といえる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	PE(恒久的施設)の認定に係る取扱い、国税での取扱いと地方税での取扱いは統一行的に行われる必要がある。
10	有識者の見解		なし
11	評価結果の反映の方向性		措置の継続を要望
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		なし

## 減収額の推計

### 【前提】

- ① 平成21年度組成のファンドへの海外投資家による出資額  
：22億円（VECサンプル調査）
- ② ファンドの年間投資収益率：7%（平成22年度経産省調査より推計）  
\* バイアウトファンド実績リターンの平均値を年単位に換算したもの
- ③ ファンドに対する法人出資の割合：95%
- ④ ファンドに対する個人出資の割合：5%（VECサンプル調査）

【推計減収額】 0.4億円

計算式： $[(①22億円 \times ②7\%) \times ③95\% \times \text{法人税率}30\%] + [(①22億円 \times ②7\%) \times ④5\% \times \text{所得税率}15\%]$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	エンジェル税制 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例	府省名	経済産業省
税目	所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし		○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		◎
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「ベンチャー企業への投資を行う個人投資家数」は、平成20年の所得控除制度導入後10年間で12,000人の個人投資家数の増加を目標としており、「本措置利用企業へのアンケート調査によると、本措置によって「新たな投資家の獲得に効果があった」と回答した企業が42%となっている」（【点検結果表の別紙】④参照）と一定の説明はなされているが、当該測定指標は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等による個人投資家数の押し上げ効果が12,000人の個人投資家数の増加にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比して説明しているが（【点検結果表の別紙】⑫参照）、税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目についても課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、平成20年度以降増加した新規個人投資家数を1,956人と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

本措置による測定指標（個人投資家数）の押し上げ効果については、平成21年度に関東経済産業局が実施した本措置利用企業へのアンケート調査によると、本措置によって「新たな投資家の獲得に効果があった」と回答した企業が42%となっていることから、相当の効果が認められる。

⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本措置においては、利用実績の伸び悩み等を受け、平成20年度税制改正により所得控除制度の導入を行っており、その結果、税制利用個人投資家数は着実に増加している。平成20年度の税制改正以後10年間で、12,000人の個人投資家の増加を達成目標としており、単年では1,200人の個人投資家数増加が目標となる。

事後評価書記載のとおり、平成20年度税制改正以降3年間で1,956名の新規個人投資家による投資が行われており、目標達成には至っていないものの、想定外に僅少ではないものと考えられる。

また、適用に偏りが無いことについてであるが、税制利用個人投資家のほとんどが新規個人投資家（平成9年度創設以降、累積投資件数4,110件のうち、新規投資家による投資は3,368件）であり、特定の投資家のみ当該税制が利用されている実績はない。

⑧ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、地方産業局からの申請・確認報告の集計による各年度のエンジェル税制利用投資額実績をベースとして、投資時点・売却時点に分けて一定の前提を定めて算出した。投資時点については、年間投資額実績に所得税率を乗じる等により試算、売却時点については、過去の投資額実績を基に算出した売却損に株式譲渡税率を乗じて試算した。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置においては、平成9年度の制度創設以降、約25.1億円の減収額（試算方法は本事後評価書添付書類に記載しているものと同じ。）に対し、個人投資家3,368人から約69.3億円の投資がなされ、事後評価書記載のとおり、一般的な中小企業の約2.15倍の約1,300億円の売上高を創出しているなど、税制利用企業は比較的高い成長率を示しており、本措置に税収減を是認する効果はあると認められる。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	エンジェル税制 ・特定中小企業が発行した株式の取得に要した金額の控除等 ・特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等 ・特定新規中小企業が発行した株式を取得した場合の課税の特例
2	租税特別措置等の内容	ベンチャー企業に投資を行う個人に対して下記優遇措置を設けている。 (投資時点) ・(投資金額-2,000円)をその年の総所得金額から控除。ただし上限は総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方。 ・投資額をその年の他の株式譲渡益から控除(繰延)。 (売却時点) ・損失が発生した場合に損失を翌年以降3年間の繰越控除。
3	担当部局	経済産業省 経済産業政策局 新規産業室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成9年度 創設 平成12年度 拡充(売却益圧縮の特例、対象要件の拡充) 平成14年度 拡充(投資事業組合経由にも適用) 平成15年度 拡充(取得費控除制度の創設、対象要件の拡充) 平成16年度 拡充(ファンド認定制度導入、売却益圧縮特例の拡充) 平成17年度 延長(売却益圧縮特例の延長) 平成19年度 延長、拡充(売却益圧縮特例の延長、要件及び手続きの拡充) 平成20年度 拡充、縮減(所得控除制度創設、売却益圧縮特例の廃止)
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国経済の活性化を図るためには、新しい技術・ビジネスモデルを生み出すベンチャー企業の育成が不可欠であるが、ベンチャー企業へのリスクマネー供給は現状十分とはいえない。このため、特に創業初期の資金調達において重要な役割を果たす個人投資家への税制上の優遇措置を設けることで、当該個人投資家から創業初期のベンチャー企業へのリスクマネー供給等を促進し、ベンチャー企業の成長支援を行う。 《政策目的の根拠》 エンジェル税制の内容は「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第8条」に租特で定める課税の特例として規定されており、ベンチャー企業等の事業環境を整備することで新たな事業活動を促進し国民経済の健全な発展に資するという目的を持っている。 また、平成22年6月18日に閣議決定された新成長戦略においても「地域・成長企業等に対する円滑な資金供給の実現」が目的として掲げられており、エンジェル税制は当該目的に資するものである。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 経済成長

	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本措置により、ベンチャー企業への資金供給の重要な担い手である個人投資家に対する税制上の優遇措置を設けることで、当該投資家からベンチャー企業へのリスクマネーの供給を促進するとともに個人投資家の裾野を拡大する。具体的には、平成20年度の所得控除制度導入後10年間で12,000人の個人投資家数の増加を目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>ベンチャー企業へ投資を行う個人投資家数 ベンチャー企業への投資金額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により、創業初期のベンチャー企業へのリスクマネー供給を促進するとともに、創業初期の資金調達において重要な存在である個人投資家の裾野の拡大を図る。これらにより、ベンチャー企業の成長を促し、もって我が国経済の活性化を促進する。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>○エンジェル税制利用個人投資家数(直接投資)</p> <p>平成18年度 54人 平成19年度 129人 平成20年度 497人 平成21年度 776人 平成22年度 683人</p> <p>○エンジェル税制適用企業数(直接投資)</p> <p>平成18年度 13社 平成19年度 21社 平成20年度 71社 平成21年度 50社 平成22年度 32社</p> <p>○エンジェル税制投資額(直接投資)</p> <p>平成18年度 659百万円 平成19年度 278百万円 平成20年度 1,123百万円 平成21年度 845百万円 平成22年度 652百万円</p> <p>(把握方法: 地方経済産業局からの申請・確認状況の報告を基に集計)</p> <p>②: 減収額</p> <p>過去5年間の減収額: 1,507百万円</p> <p>平成18年度 263百万円 平成19年度 226百万円 平成20年度 444百万円 平成21年度 317百万円 平成22年度 257百万円</p> <p>(把握方法: エンジェル税制適用企業への投資額実績を基に投資時点・売却時点に分けて一定の前提を定めて算出)</p> <p>③: 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成9年～平成22年)</p> <p>エンジェル税制利用企業の創業後の売上高は下記のとおりであり、一般的な新規創業企業の創業初期の売上高と比した場合に比較的高い数値を示している。</p> <p>平成9年度のエンジェル税制創設以降、税制利用企業の平均設立後経過年数(=約5年)によって、280社で約1,300億円の売上高(1社当たり4.66億円、※1)が創出されている。一方で一般的な中小企業による創業後5年での売上高創出はエンジェル税制利用企業と同数の企業(280社)では約600億円(1社あたり2.16億円、※2)となっており、税制利用企業の成長率は一般的な新規創業中小企業よりも高いと考えられる。</p> <p>(エンジェル税制利用企業は一般的な新規創業中小企業の2.15倍の売上高創出。)</p> <p>※1. 平成22年度エンジェル税制利用企業へのアンケート調査(税制利用企業280社、有効回答85社)より直近事業年度の実績と創業初年度の実績を基</p>

に経済産業省試算。

※2. 中小企業庁「平成21年度中小企業基本活動調査」より平成16年に創業した企業の売上高を基に経済産業省試算。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成18年～平成22年)

ベンチャー企業に投資を行う個人を10年間で12,000人増加させることを平成20年度税制改正時に政策目標として設定している。

エンジェル税制利用個人投資家数及び投資金額は下記のとおりである。

○エンジェル税制利用個人投資家数

年度	投資家数(人)
H18	54
H19	129
H20	497
H21	776
H22	683

(平成20年度以降増加した新規個人投資家数: 1,956人)

○エンジェル税制利用投資金額

年度	投資額(百万)
H18	659
H19	278
H20	1,123
H21	845
H22	652(※)

上記のとおり、平成20年度の所得控除制度の導入により、本税制を利用する個人投資家数は着実に増加している。一方で、リーマンショック等の影響により、ベンチャー企業への投資額は、全般的に平成20年をピークに減少傾向にあり、本税制利用投資金額についても同様の傾向が見られる。

※エンジェル税制については投資を行った翌年にも申請があることから平成22年度実績は現状より増加する見込みである。

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18年～平成22年)</p> <p>エンジェル税制は平成9年度の制度創設以来、その後の投資環境の変化に対応して様々な拡充を重ねてきたが、特に平成20年度税制改正で所得控除制度を創設したことにより、改正以前の当制度利用企業数が大幅に増加するなど政策目的であるベンチャー企業の資金調達への更なる円滑化に寄与している。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>ベンチャー企業への成長支援は、幅広い分野のベンチャー企業の事業活動等において必要とされていることを踏まえ、特定分野等を支援する補助金等よりも税制による支援が適切である。ベンチャー企業がエクイティによる資金調達を行う先としては、個人投資家に加え、ベンチャーキャピタルがあるが、制度利用企業の業種とベンチャーキャピタル投資先企業の業種の分布は同様になっており、特定分野に偏った支援策ではないと考えられる。</p> <p>(平成22年度エンジェル税制利用企業業種分布)</p> <p>IT30%、バイオ・環境20%、サービス業29%、その他21%</p> <p>※地方経済産業局からの申請・確認状況の報告を基に集計</p> <p>(平成21年度VC新規投資先企業の業種分布)</p> <p>IT40%、バイオ・環境18%、サービス業26%、その他16%</p> <p>※財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「2,009年度ベンチャービジネスに関する年次報告」より</p>	
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他のベンチャー企業への資金調達支援策として中小企業基盤整備機構において「起業支援ファンド事業」を実施している。当該支援措置は、創業5年未満のベンチャー企業への投資・経営指導(ハンズオン)支援を目的としたファンドに対し、中小企業基盤整備機構がファンド総額の半分まで出資を行うものである。当該支援措置は、ベンチャーキャピタルからの当該ファンドへの資金供給を促し、ベンチャー企業への資金供給を促進するという目的を持っている。これに対し、エンジェル税制は個人投資家からの資金供給を促すという目的を持っている。こういう観点で起業支援ファンド事業とエンジェル税制は役割分担を行っている。</p>	
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本評価は国税にかかる事後評価である。</p>	
10	有識者の見解	審議会等での検討結果や有識者見解は特になし。	
11	評価結果の反映の方向性	前述のとおり、本税制利用個人投資家数は着実に増加しており、本税制はベンチャー企業へのリスクマネーの供給に貢献している。また、税制利用企業の成長率は一般的な新規創業中小企業と比した場合に高い数値を示している。しかしながら、ベンチャー企業へのリスクマネーの供給量は未だ十分とは言えない状況にあることから、引き続き、本税制の周知・徹底を図り、利用拡大に努めることが必要である。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	事前評価・事後評価ともになし。	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ストックオプション・税制 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等	府省名	経済産業省
税目	所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「税制適格ストックオプション利用企業の成長性（従業員増加数）」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。

また、「ストックオプション制度の環境整備を行う本措置等による企業の成長性（従業員増加数）に対する押し上げについては相当の効果が認められる」（【点検結果表の別紙】④参照）と一定の説明はなされているが、当該測定指標は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等による企業の成長性の押し上げ効果が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比して説明しているが（【点検結果表の別紙】⑫参照）、税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

⑩ 達成目標の実現状況について従業員数が約 32 万人増加していると説明しているが、課題のある測定指標（(1) 参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

注 1 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注 2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）  
本措置については、有能な人材確保や従業員等に対するインセンティブ付与のため、資金力の乏しい創業初期のベンチャー企業等を中心に利用されている。  
2002年8月8日の民主党「産業再生戦略」において、従業員等のインセンティブを高める所得税制の重要性について述べられており、本措置等は従業員等のインセンティブとなるストックオプション制度の円滑化に資する税制であることから、その必要性・重要性は依然として高いと考えられる。  
（参考：2002年8月8日 産業再生戦略より抜粋）  
「人が働くのは金銭のためばかりではない。しかし、金銭は人々のやる気を引き出す大きな要因である。したがって、税制においては、インセンティブを高める所得税制の導入が大きな課題となる。特に所得税制について、その所得再分配機能を維持したうえで、インセンティブ機能が働きやすい仕組みに変えていく必要がある。」
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
本措置については、直近の改正時（平成18年度）に「人的資源の確保に資するインセンティブプランとしてストックオプション制度を円滑に導入しうる制度整備を行うことで、我が国企業の円滑な成長・発展に寄与すること」を政策目標として掲げており、企業の成長に資する従業員等のインセンティブプランとしてのストックオプション制度における問題点（権利行使時に課税されるため、現金報酬がないにもかかわらず、納税のための資金が必要となる等）を解決し、ストックオプションのメリットを最大限発揮させ、従業員等に十分なインセンティブを付与し、有能な人材の確保等を支援することを目的としている。  
平成19年に経済産業省が実施した「ベンチャー企業の創出・成長に関するアンケート調査」によると、人材確保を経営課題として掲げる企業は多く（約18%の企業が優秀なR&D人材の確保を、約13%の企業が経営層人材の確保を経営課題としている。）、本措置の政策目標が達成されているとは言えない。
- ④ 測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）  
平成23年度に経済産業省が実施した「研究開発型ベンチャー企業の創出状況及び資金調達等の課題に関するアンケート調査」では、約34.5%の企業が「優秀な人材の確保」を目的にストックオプションを付与しており、中小企業白書2011によると、「企業した事業の成果が得られている要因」として「質の高い人材の確保」を挙げている企業が33.9%であることから、ストックオプション制度の環境整備を行う本措置等による企業の成長性（従業員増加数）に対する押し上げについては相当の効果が認められることから、本措置の効果を検証する上では、網羅的ではないにせよ、定量化できるものの中で最も有効な指標であると認められる。

- ⑤⑧ 適用数等の実績把握・減収額の実績把握（評価書中8①「適用数等」、8②「減収額」欄への補足説明）

適用数及び減収額については、有価証券報告書を基にした上場企業全体のストックオプション権利行使状況の調査や、タワーズワトソン社資料によるストックオプション導入企業数やタイプ別ストックオプション権利付与数等のデータをベースとして、上場企業ストックオプションの権利行使に関するサンプル調査の結果を勘案して試算した。適用数は、調査による企業数（実数値）を調査母数で除した後に通常型ストックオプション導入上場企業数を乗じることにより、また、減収額は、調査による報酬額に税率（権利行使時の給与所得課税率と株式譲渡所得課税率の差分）を乗じることによって算出した。

- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本事後評価において、実績の検証を行った対象は上場企業約3,600社（2011年3月末時点）であり、そのうち通常型ストックオプション（権利行使価額が1円でないストックオプション）を導入している企業は、1,140社である。

本措置の適用数は、税制適格ストックオプションの権利行使を行い、課税の繰延べを受けた従業員等が属する企業の数であるが、検証対象母数が1,140社であること、権利行使を行うタイミングは従業員等個々人の判断に委ねられ、毎年権利行使されるものではないことを鑑みると、ストックオプションを導入している企業のうち、相当割合が本措置を活用しており、想定外に僅少なものではない。

なお、税収減が実現するタイミングは税制適格ストックオプションの権利行使時であり、権利行使は上場後に行われることが一般的であることから、本措置の効果検証にあたっては、上場企業を対象とすることで十分であると考えられる。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本措置においては、事後評価書記載のとおり、平成18年からの5年間で、約320億円の報酬を従業員等に付与しているのに対し、減収額は95.8億円（試算方法は本事後評価書別紙に記載。）となっている。

また、事後評価書記載のとおり、本措置利用企業において過去5年間で、一般的な上場企業の従業員増加数の約11倍の約32万人（1社あたり350人）の従業員増加を実現しており、税収減を是認する効果は認められる。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ストックオプション・税制 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等
2	租税特別措置等の内容	取締役や従業員等に付与される新株予約権の一種であるストックオプションについて、権利行使により自社株式を取得した際の給与所得課税を株式売却時まで繰り延べ、売却時に得た利益にかかる課税を株式譲渡課税とみなす。
3	担当部局	経済産業政策局 新規産業室
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 8 年度 創設 平成 10 年度 拡充 (対象要件の拡充) 平成 14 年度 拡充 (対象要件の拡充) 平成 18 年度 拡充 (対象要件の拡充)
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 自社の業績が向上した時点で、ストックオプションを付与された取締役や従業員は権利を行使することにより自社株式を取得するが、租税特別措置により、当該取得時の給与所得に係る課税は株式売却時まで繰り延べられ、さらに株式売却時点で得た利益に係る課税は譲渡所得課税とみなすことが出来る。この優遇措置により、ストックオプションを付与された取締役や従業員のインセンティブを高め、業績向上への士気上昇を促進するとともに、企業においては有能な人材の確保等を円滑化して、企業の成長を支援する。 《政策目的の根拠》 有能な人材確保や従業員等に対するインセンティブ付与のため、中小・ベンチャー企業中心に当制度を利用しており、中小・ベンチャー企業の事業環境を整備することで新たな事業活動を促進し国民経済の健全な発展に資するという普遍的な目的を持っている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 経済成長
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置により、ストックオプションの権利を行使し自社株式を取得した際の給与所得課税を繰り延べ、当該株式売却時の課税を株式譲渡課税とみなすという税制面のメリットを付与することで企業の取締役や従業員に対し、より高い勤労インセンティブを与えることが出来る。当該措置を講じることにより、各企業において取締役や従業員の企業業績拡大への士気向上や有能な人材の確保の円滑化を促進し、企業の成長を支援する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 税制適格ストックオプション利用企業の成長性(従業員増加数) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置によって、取締役や従業員等に高い勤労インセンティブを付与できるようにすることで、企業の取締役や従業員の企業業績拡大への士気向上や、有能な人材の確保を促す。それにより企業の成長を促進する。

8	有効性等	①: 適用数等 【税制適格ストックオプションの権利行使が行われた企業数】 平成 18 年度 256 社 平成 19 年度 295 社 平成 20 年度 320 社 平成 21 年度 231 社 平成 22 年度 154 社 ※平成 18 年以降にストックオプション制度を導入している上場企業 730 社の内、一部(90 社)を無作為抽出し、当該企業の開示書類(有価証券報告書等)を基に経済産業省試算。  【上場企業での税制適格ストックオプションの権利行使による株式報酬額】 平成 18 年度 75.4 億円 平成 19 年度 58.5 億円 平成 20 年度 68.0 億円 平成 21 年度 88.3 億円 平成 22 年度 29.0 億円 ※平成 18 年以降にストックオプション制度を導入している上場企業 730 社の内、一部(90 社)を無作為抽出し、当該企業の開示書類(有価証券報告書等)を基に経済産業省試算。
		②: 減収額 平成 18 年度 22.6 億円 平成 19 年度 17.6 億円 平成 20 年度 20.4 億円 平成 21 年度 26.5 億円 平成 22 年度 8.7 億円  ※平成 18 年以降にストックオプション制度を導入している上場企業 730 社の内、一部(90 社)を無作為抽出し、当該企業の開示書類(有価証券報告書等)を基に株式報酬額を算出。当該株式報酬額に対し、権利行使時の給与所得課税率(最高税率 40%)と株式譲渡所得課税率(上場株式 10%)の差分を減税率として乗算し算出。
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年~22 年) ストックオプション税制利用企業 922 社における従業員数推移は以下のとおりである。平成 18 年度から平成 22 年度にかけて、従業員数が約 32 万人増加(1 社あたり約 350 人増加)しており(※)、全上場企業における従業員数の増加が 1 社あたり平均で約 30 人であることを鑑みると、当該税制の利用が企業の成長を促進していると考えられる。 ※平成 18 年以降にストックオプション制度を導入している上場企業 730 社の内、一部(90 社)を無作為抽出し、当該企業の開示書類(有価証券報告書等)を基に経済産業省試算。 (税制適格ストックオプション利用上場企業の従業員数推移) 平成 18 年度 約 197 万人 平成 19 年度 約 217 万人 平成 20 年度 約 215 万人 平成 21 年度 約 223 万人 平成 22 年度 約 229 万人 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年~22 年) 上述のとおり、ストックオプション税制利用企業 922 社で平成 18 年度から平成 22 年度にかけて、従業員数が約 32 万人増加(1 社あたり約 350 人増加)している。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 18 年~22 年) 株式会社の取締役及び使用人の意欲や士気を高め、かつ、有能な人材を確保する手段としてストックオプション制度は有効なものと考えられる。他方、仮に付与されたストックオプションを行使した時に利益が実現したとして所得税が課税された場合以下の課題が指摘される。 ①権利行使時点では現金収入がある訳ではなく、納税のための資金が必要

		<p>となる。</p> <p>②上記①の結果として、権利行使により取得した株式の早期売却を実質的に強制されることとなる。</p> <p>このため、ストップオプション制度の目的を実現し、取締役や従業員に対して有効なインセンティブを与えるためには、最終的に金銭を受け取る株式売却時まで、課税を繰り延べる措置を講じることが必要である。</p> <p>また、前述のとおり、税制適格ストックオプション導入上場企業において平成18年度から平成22年度にかけて、従業員数が約32万人増加(1社あたり約350人増加)しており、本制度利用企業が高い経済効果を創出していると考えられる。</p>																						
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>企業の成長支援は、幅広い分野の企業において必要とされていることを踏まえると、特定の分野の企業を支援する補助金等よりも税制による支援が適切である。税制適格ストックオプションを導入している上場企業の分野を見ると、特定のものに偏っていない。</p> <p>(税制適格ストックオプション導入上場企業の業種分布)</p> <table border="1"> <caption>税制適格ストックオプション導入上場企業の業種分布</caption> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>23.6%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>16.7%</td> </tr> <tr> <td>情報・通信業</td> <td>16.7%</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>12.5%</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>5.6%</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>5.6%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>不動産業</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成18年以降にストックオプション制度を導入している上場企業のうち、税制適格ストックオプション制度を導入している企業の有価証券報告書より。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>従業員や取締役の士気向上や有能人材の確保支援という観点での支援措置は他にはない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本評価は国税にかかる事後評価である。</p>	業種	割合	製造業	23.6%	サービス業	16.7%	情報・通信業	16.7%	小売業	12.5%	化学	5.6%	食料品	5.6%	卸売業	4.2%	建設業	4.2%	不動産業	4.2%	その他	6.9%
業種	割合																							
製造業	23.6%																							
サービス業	16.7%																							
情報・通信業	16.7%																							
小売業	12.5%																							
化学	5.6%																							
食料品	5.6%																							
卸売業	4.2%																							
建設業	4.2%																							
不動産業	4.2%																							
その他	6.9%																							
10	有識者の見解	審議会等での検討結果や有識者見解は特になし。																						
11	評価結果の反映の方向性	引き続き本税制措置の実施により、取締役や従業員の業績向上への士気向上を促進するとともに、企業での有能な人材の確保等を円滑化して、企業の成長を支援する。																						
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	事前評価・事後評価共になし。																						

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除	府省名	経済産業省
税目	所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「個人投資家数、個人投資家による投資額」は、『アンケート調査（平成23年度）によれば、3年間の繰越控除可能による商品先物取引への投資額や取引回数の変化に関し、回答者の約9割が「増加した」又は「変わらない」と回答している』（【点検結果表の別紙】④参照）と一定の説明はなされているが、当該測定指標は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等による個人投資家数、個人投資家による投資額の押し上げ効果が目標値にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比して説明しているが、個人投資家数や個人投資家の投資額の減少を下支えする効果が減収額8～22億円に比してどの程度なのかが明らかでなく（【点検結果表の別紙】⑫参照）、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、減収額の実績と効果を対比するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について個人投資家数、投資額が緩やかに推移していると説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「**租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況**」欄への補足説明）

制度が創設された当時の達成目標である「流動性の高い市場が形成され、公正な価格形成という商品先物取引の機能が確保されること」については、本制度の存続により、ある程度維持できていると考えられるが、個人投資家数等は減少してきており、流動性に富んだ商品先物市場の維持・回復のためには引き続き本措置を実施する必要がある。なお、今回の事後評価において、達成目標を「個人投資家にとって資産運用の場の選択の際における税の公平、中立性を確保することによる個人投資家の商品先物市場への参入」とし、測定指標を「商品先物市場への投資が維持されること」と設定している。

- ④ 測定指標の設定（評価書中7③「**租税特別措置等による達成目標に係る測定指標**」欄への補足説明）

本措置の達成目標は、個人投資家にとって資産運用の場の選択の際における税負担の公平・中立性を確保することにより、個人投資家の商品先物市場への参入を促すことであり、この測定指標として、個人投資家数、個人投資家による投資額を設定し、商品先物市場への投資が維持されることとしている。当該測定指標と本措置の関係は、アンケート調査（平成23年度）によれば、3年間の繰越控除可能による商品先物取引への投資額や取引回数の変化に関し、回答者の約9割が「増加した」又は「変わらない」と回答していることから、本措置が商品先物市場への投資の維持に大きく影響していると考えられる。つまり、本措置により、個人投資家からの商品先物市場への資金が流入しやすくなり、市場の流動性が高まることにつながるため、商品先物市場への投資が維持されることに寄与するものである。

- ⑤⑧ 適用数等の実績把握・減収額の実績把握（評価書中8①「**適用数等**」、8②「**減収額**」欄への補足説明）

適用数については、日本商品先物振興協会アンケート調査等から推計した当該年度の損失者数に確定申告・損失申告割合を乗じて試算した。

減収額については、日本商品先物振興協会アンケート調査等から推計した複数年度の個人委託者数や利益者数、利益総額等のデータをベースに、当該年度の利益総額から、そのうち過去3年間に損失繰越控除の対象となる損失がなかった場合の利益総額を差し引いて損失繰越控除の対象利益額を算出し、確定申告者割合を乗じた後、税率を乗じて減収額を算出して推計した。

- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「**適用数等**」欄への補足説明）

平成22年度において、本措置の適用対象となる複数年度にわたって商品先物取引を行った個人委託者で損失を出している者3.09万人のうち、試算適用数は2.2万人であり（既提出の減収額試算及び適用数試算根拠のとおり）、約7割である。その他の年度においても概ね6～7割であり、僅少ではないと考えられる。また、本措置は商品先物取引により損失を出した者であれば確定申告を行うことにより認められる措置であることから適用に偏りもないと考えられる。

- ⑫ 税収減是認の効果の実績把握（評価書中8③「**税収減を是認するような効果の有無**」欄への補足説明）

商品先物市場における個人投資家数及び個人投資家による投資額は対16年比で減少しているものの、我が国の商品先物取引全体の減少に比べて緩やかに推移している。アンケート調査（平成23年度）によれば、3年間の繰越向上可能による商品先物取引への投資額や取引回数の変化に関し、回答者の約9割が「増加した」又は「変わらない」と回答しており、本措置が商品先物市場への投資の維持に大きく影響すると考えられる。このため、本措置により、個人投資家が商品先物市場に投資しやすい環境が整備され、我が国商品先物取引金額の減少率に対し、各年度の減収額試算8～22億円が、個人投資家数や個人投資家の投資額の減少を下支えする効果があったと考えられる。

- ⑬ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「**他の支援措置や義務付け等との役割分担**」欄への補足説明）

現在、本措置と同一の目的・対象に対する補助金等は存在しないため、役割分担は適切かつ明確といえる。

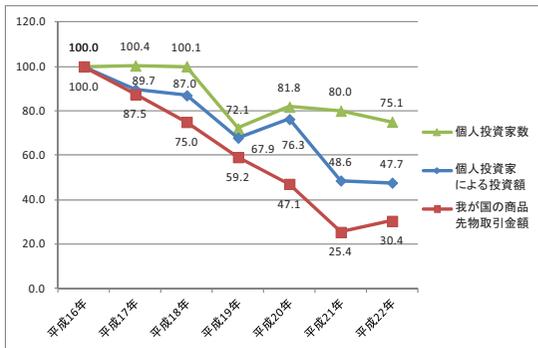
租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除
2	租税特別措置等の内容	先物取引(商品先物取引、金融商品先物取引等)における差金等決済をした場合であって、純損失が生じている場合は、それについて3年間の繰越を可能とする。
3	担当部局	商務情報政策局 商務流通グループ 商取引・消費経済政策課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 消費者が商品・サービスを安心して取引できる市場環境を整備することにより、個人投資家の参入を促し、商品価格形成機能やリスクヘッジ機能等の本来商品先物市場が有する機能を強化することによって、国民経済の健全な発展を達成する。 《政策目的の根拠》 ○新成長戦略(2010年6月18日閣議決定)(抜粋) VII. 金融分野における国家戦略プロジェクト 21. 総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設を推進 「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。 総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指す。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 4. 取引・経営の安心
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 商品先物市場は、リスクヘッジ機能や公正な価格形成機能等の機能を有する産業インフラであり、産業政策的意義を有する。一方で、個人投資家の資産運用の場としての側面も有している。 個人投資家にとっては、商品先物取引、金融先物取引も資産形成のための投資対象であることには変わりなく、個人投資家の資産運用の場の選択にあたり、税負担の公平、中立性を確保することによって、個人投資家が商品先物市場において、より投資しやすい環境を整備することが必要である。こうした環境整備により、個人投資家からの資金がより流入するような流動性に富んだ商品先物市場の形成が可能となり、本来、商品先物市場が有する機能を十分に発揮することができるようになる。 個人投資家にとって資産運用の場の選択における税負担の公平、中立性を確保することにより、個人投資家の商品先物市場への参入を促す。

8	有効性等	① 適用数等 適用数試算 平成17年度 1.2万人 平成18年度 1.7万人 平成19年度 1.4万人 平成20年度 2.4万人 平成21年度 2.4万人 平成22年度 2.2万人 (出典:日本商品先物振興協会の調査から推計)	・日本商品先物振興協会のアンケート等による個人投資家の参加状況 — 商品先物市場における個人投資家数:約7.6万人(22年12月) 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 先物取引(商品先物取引、金融商品先物取引等)における差金等決済をした場合であって、純損失が生じている場合は、それについて3年間の繰越を可能とすることにより、個人投資家にとって税負担の公平、中立性が保たれることとなり、個人投資家による商品先物市場への投資が維持されること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、個人投資家にとって資産運用の場の選択の際に税負担の公平、中立性が保たれることとなり、個人投資家から商品先物市場へ資金が流入しやすくなることから、市場の流動性が高まり、もって商品先物市場の有するリスクヘッジ機能、公正な価格形成機能等が十分に発揮されることに寄与する。
		② 減収額 減収額試算 平成17年度 17億円 平成18年度 20億円 平成19年度 22億円 平成20年度 8億円 平成21年度 13億円 平成22年度 20億円 (出典:日本商品先物振興協会の調査から推計)	
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年~平成22年) 本制度により、個人投資家が商品先物市場に投資しやすい環境が整備され、個人投資家から商品先物市場へ資金が流入することによって、リスクヘッジ機能や公正な価格形成機能等が保たれている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年~平成22年) 商品先物市場における個人投資家数及び個人投資家による投資額は、対16年比で減少しているものの、我が国の商品先物取引全体の減少に比べて緩やかに推移しており、一定の効果があったものと史料。	

	個人投資家数(人)	対16年比	個人投資家による投資額(億円)	対16年比	我が国の商品先物取引金額(兆円)	対16年比
平成16年	101,155	100.0	8,552	100.0	240	100.0
平成17年	101,511	100.4	7,667	89.7	210	87.5
平成18年	101,212	100.1	7,439	87.0	180	75.0
平成19年	72,930	72.1	5,807	67.9	142	59.2
平成20年	82,744	81.8	6,524	76.3	113	47.1
平成21年	80,943	80.0	4,156	48.6	61	25.4
平成22年	75,953	75.1	4,076	47.7	73	30.4

【商品先物市場における個人投資家数、個人投資家の投資額、商品先物取引金額の対平成16年比】



(出典: 日本商品先物振興協会の調査及び日本商品清算機構データから推計)

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成17年～平成22年)

本制度により、個人投資家が商品先物市場に投資しやすい環境が整備され、個人投資家から商品先物市場へ資金が流入することによって、リスクヘッジ機能や公正な価格形成機能等が保たれている。

9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	個人投資家の資産運用の場の選択の際の税負担の公平、中立性の確保を目的としているところであり、当該目的の達成のためには、幅広く投資家が利用できる本税制措置により行うことが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	対象なし。
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	引き続き本税制措置の実施により、商品価格形成機能やリスクヘッジ機能等の本来商品先物市場が有する機能を強化し、国民経済の健全な発展を達成する。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	青色申告特別控除	府省名	経済産業省
税目	所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 減収額の実績と把握した効果を対比すべきところ、定性的に「一定の効果（記帳水準の向上）があがっている」と説明することとどまり（【点検結果表の別紙】⑫参照）、その根拠が明らかでないため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑫ 税収減是認の効果の実績把握（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本措置は、「個人事業主が日々の取引の記帳や管理などを行うことにより自らの経営実態を適正に把握することを推進」することを政策目的に、そのためのインセンティブとして一定額の税額控除を認めるもの。青色申告のための経理事務コストを考慮しても65万円の税額控除は、事業者にとって大きなインセンティブとなるものであり、一定の効果（記帳水準の向上）があがっていることが減収を是認する理由となるといえる。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	青色申告特別控除
2	租税特別措置等の内容	不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者がこれらの所得に係る取引の内容を正規の簿記の原則に従い記録し、その帳簿書類に基づいて作成された貸借対照表、損益計算書等を添付した確定申告書をその提出期限までに提出した場合には、不動産所得の金額又は事業所得の金額から65万円の特別控除が認められる。その他の青色申告者については、10万円の特別控除が認められている。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成4年度（平成5年分所得から適用） 平成9年度（控除額を45万円に引上。平成10年分の所得から適用） 平成11年度（控除額を55万円に引上。平成12年分の所得から適用） 平成16年度（控除額を65万円に引上。平成17年分の所得から適用）
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業の経営革新・創業等を促進し、中小企業の活性化・健全な発展を図る。特に、個人事業主の記帳水準の向上を図ることにより、個人事業主の事業経営の基盤整備と経営の健全化を推進する。 《政策目的の根拠》 青色申告制度は、昭和22年に採用された申告納税制度が適正に機能するよう、正確な記帳による正確な申告を奨励するため、シャウブ勧告を受けて、昭和25年に創設。シャウブ勧告では、「納税者が帳簿をもち、正確に記帳し、その正確な帳簿を税のために使用するよう奨励、援助するようあらゆる努力と工夫をしなければならぬ。」「教育と道具の提示だけでは恐らく不十分だろう。このような道具を納税者が利用するよう積極的に奨励する報酬を与えねばならぬ。」とされ、青色事業主特別経費準備金制度を創設、昭和47年税制改正において、更なる普及を図る観点からこれまでの準備金制度に代えて、青色申告控除制度創設。 その後、税制調査会の平成3年12月19日の「平成4年度の税制改正に関する答申」において、「適正・公平な課税の推進のためには、適正な記帳慣行を確立し申告納税制度の実を上げていくことが喫緊の課題であり、青色申告制度に係る施策は、このような観点から今後とも重要である」とされたことを受け、平成4年度税制改正においてこれまでの青色申告控除制度に代えて創設（平成5年分の所得税から適用）。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	経済社会の安心・安全の確保 4. 取引・経営の安心

	③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 個人事業主に係る事業環境整備を行い、経営の健全化を図るため、青色申告制度を通じて、個人事業主が日々の取引の記帳や管理などを行うことにより自らの経営実態を適正に把握することを推進する。							
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 青色申告の割合が、所得 300 万円超の個人事業主については 80%以上、所得 300 万円以下の個人事業主については 60%以上となることを達成目標とする。 なお、記帳水準の一層の向上が図られるべく、従業員数が 5 名以下の小規模な個人事業主については、正規の簿記(複式簿記)による記帳を行う割合が 50%以上、6 名以上の個人事業主については 70%以上となることを併せて達成目標とする。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度の創設により、青色申告制度を利用する事業者は半数を超えることとなった(平成 5 年:49.8%→平成 21 年:56.1%。なお、青色申告制度創設時<昭和 25 年>は 4%程度)。 しかしながら、依然として目標数値には達成していないため、引き続き本制度を維持していく必要がある。							
8	有効性等	①: 適用数等 全ての青色申告者(約 214 万事業者、平成 21 年度※)が適用対象となっており、偏頗なき制度となっている。  平成 17 年度 2,427,706 人 平成 18 年度 2,423,905 人 平成 19 年度 2,355,949 人 平成 20 年度 2,268,167 人 平成 21 年度 2,137,927 人  (※出所:国税庁「申告所得標本調査」)							
	②: 減収額	平成 18 年度 800 億円 平成 19 年度 660 億円 平成 20 年度 710 億円 平成 21 年度 600 億円 平成 22 年度 584 億円 (出所:財務省試算)  * 算出根拠(計数は平成 22 年度試算時点) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>一人当たり課税所得減少額</td> <td>×</td> <td>適用見込人員</td> <td>×</td> <td>税率</td> <td>=</td> <td>減収見込額</td> </tr> </table> 【納税者分】:▲537 億円程度 ・一人当たり課税所得減少額(①65 万円、②10 万円) ・適用見込人員(①39.9 万人程度、②177.6 万人程度) ・税率(12.3%程度) 【非納税者分】:▲47 億円程度 ・一人当たり課税所得減少額(①32.5 万円、②5 万円)	一人当たり課税所得減少額	×	適用見込人員	×	税率	=	減収見込額
一人当たり課税所得減少額	×	適用見込人員	×	税率	=	減収見込額			

		・適用見込人員(①12.8 万人程度、②104.7 万人程度) ・税率(5.0%程度) * 非納税者分は、特例の適用により課税所得がなくなってしまった場合。
	③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 5 年 4 月~平成 23 年 8 月) 平成 5 年の制度創設以降、青色申告者の比率が徐々に上昇しており、記帳水準の向上に対する効果が客観的に確認されている。  ①-1 所得階級 300 万円以下の個人事業主の青色申告割合 平成 5 年 42.4% 平成 10 年 46.7% 平成 12 年 46.4% 平成 17 年 47.8% 平成 21 年 47.7%(※事業所得者の青色申告割合) ①-2 所得階級 300 万円超の個人事業主の青色申告割合 平成 5 年 60.8% 平成 10 年 62.4% 平成 12 年 63.8% 平成 17 年 67.2% 平成 21 年 71.9%(※事業所得者の青色申告割合) (出所:国税庁「申告所得標本調査」)  ※平成 21 年度は統計集計方法の変更(平成 20 年度から)に伴い、営業等所得者ではなく、事業所得者の青色申告割合を算出。  ②-1 従業員数 5 名以下の個人事業主の青色申告割合 平成 20 年 41.5% 平成 21 年 44.4%  ②-2 従業員数 6 名以上の個人事業主の青色申告割合 平成 20 年 62.3% 平成 21 年 55.1% (出所:中小企業庁「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」)  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:昭和 25 年 4 月~平成 23 年 8 月) 個人の営業等所得者の青色申告者割合を見ると、昭和 25 年に青色申告制度が創設されて以降、昭和 50 年までは順調に増加(4%→53%)していたものの、昭和 50 年から青色申告特別控除が創設された平成 5 年までの間に、その割合は漸減した(53%→50%で、0.17%/年の減少)。 この点、本制度の創設により、その割合が上昇基調となり、平成 21 年には、56.1%まで増加した(0.39%/年の増加)。 他方、本制度が無かった場合に、その割合が漸減傾向(0.17%/年の減少)のまま推移したと仮定すると、平成 21 年には、47.0%に低下したものと考えられる。 よって、本制度の創設により、青色申告割合に 9.0%の差が付いたと推定されることから、本制度の有効性が確認できる。

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成12年4月～平成23年8月)</p> <p>平成4年の制度の創設以降、青色申告者割合は増加を続け(平成5年:49.8%→平成21年:56.1%。なお、青色申告制度創設時&lt;昭和25年&gt;は4%程度)、中小企業における適正な記帳慣行の確立しつつある。なお、中小企業の経営安定指標をみると、その内容は順次改善。</p> <p>①自己資本比率(自己資本/総資産)</p> <p>平成12年 21.6%</p> <p>平成17年 27.6%</p> <p>平成20年 29.2%</p> <p>②当座比率(=当座資産/流動負債)</p> <p>平成12年 83.8%</p> <p>平成17年 96.8%</p> <p>平成20年 98.3%</p> <p>(出所:中小企業庁「中小企業白書」)</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>中小企業の多くを占める個人事業主(約420万の中小企業者の内、約270万が個人事業主(2010年版中小企業白書))にとって、自らの経営実態を適正に把握し、経営の健全化を図ることが必要かつ重要である。</p> <p>そのため、正規の簿記の原則に従い記録し、その帳簿書類に基づいて作成された貸借対照表、損益計算書等を確定申告書に添付させる「青色申告」の一層の普及・活用に一定のインセンティブを付与することは、政策目的を達成するための政策手段としての的確である。</p> <p>また、本特例は、個人事業者が自らの経営実態を適正に把握する上で不可欠となる個人事業主の記帳水準の向上に直結すると共に、中小企業における適正な記帳慣行の確立、引いては申告納税制度の実を挙げることに繋がるため、課税の公平原則に照らし、課税の適正・公正を確保するための必要最小限の特例措置と言える。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>青色申告に与えられる特典には種々のものがあり、①青色申告に対する更正は、推計によって行うことはできず、その帳簿書類を調査し、その調査により所得金額の計算に誤りがあると認められる場合に限り行うことができ、その場合には更正通知書に更正の理由を附記しなければならない(所得税法155条1項・2項、法人税法130条1項・2項)、②所得税法・法人税法及び租税特別措置法の規定の多くは、青色申告の場合に限って適用される、③青色申告と白色申告を通じて適用される措置についても、事業専従者控除の金額など青色申告者により多くの利益が与えられる、等といった措置が存在する。</p> <p>本特例は、青色申告者に与えられる特典の1つであるが、これらが相俟って青色申告を普及し、申告納税制度の発展に寄与しているものであり、また、①は租税確定手続面、②は法条の適用要件、③は事業専従者に係る特例であることから、青色申告者の所得控除である本特例とは役割を異にするものである。</p>
		<p>③: 地方公共団体が協力する相</p>

		当性	
10	有識者の見解		
11	評価結果の反映の方向性		制度の維持等。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	府省名	経済産業省
税目	相続税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「雇用の維持・創出等」は、達成時期が設定されておらず、いつの時点で目標が達成されたといえるのか不明であり、その効果の検証方法に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

中小企業の事業承継を取り巻く現状について

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

別紙1参照

⑤ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

（正）平成22年の利用率82%

←（誤）平成22年の利用率2%

（正）平成22年「①本特例を適用した被相続人数」38,566人

←（誤）平成22年「①本特例を適用した被相続人数」38,629人

⑩⑫ 達成目標の実現状況の実績把握・税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」、8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

雇用維持・創出効果の試算方法・その根拠については、2011年度に中小企業庁が実施したアンケートデータを用いて本税制が無かった場合の廃業率（①）を算出し、①に平成19年度の会計検査院資料等に基づいて算出した事業用宅地に係る本制度の利用者数及び2010年版中小企業白書による事業承継事由で廃業する者の割合を乗じ、本税制によって廃業が防止された企業数（②）を算出。②に同アンケートデータに基づき算出した本税制の利用者の平均従業員数（③）を乗じて本税制によって喪失が防がれた従業員数を推計し雇用維持・創出効果を算出。

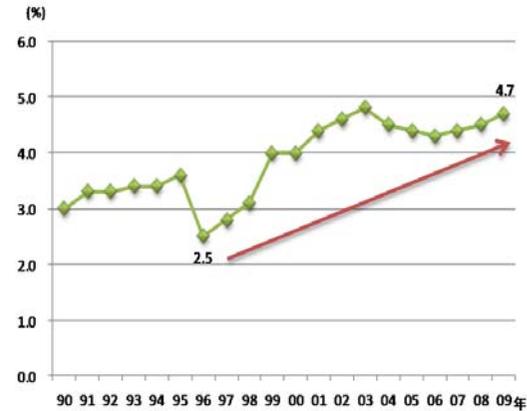
次に、経済波及効果の試算方法・その根拠については、②に当該利用者の1者あたり平均売上高及び乗数効果（三菱UFJリサーチ&コンサルティングに委託した2010年度委託報告書の数値に基づく乗数効果。）を乗じて廃業回避の経済効果（④）を算出するとともに、②に③及び雇用一人当たりの経済波及効果（同報告書の数値に基づく。）を乗じて雇用喪失回避の経済効果（⑤）を算出。最後に④と⑤を合計して本税制に伴う経済波及効果を試算。

⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

別紙2参照

○中小企業の事業承継を取り巻く環境は、厳しい経済情勢の中、高水準で移行する廃業率、従業員の過剰感に係る従業員過不足D I、高水準の完全失業率の数値などに示されるように依然として全体の状況は改善していない。  
 ○さらに、自分の代で廃業したいと考える理由として後継者がいないと回答した者が37.8%と未だ高水準であるため、前回要望時の達成状況が達成されているとは言えない。

有雇用事業所数による廃業率の推移



(出典) 中小企業白書 2011

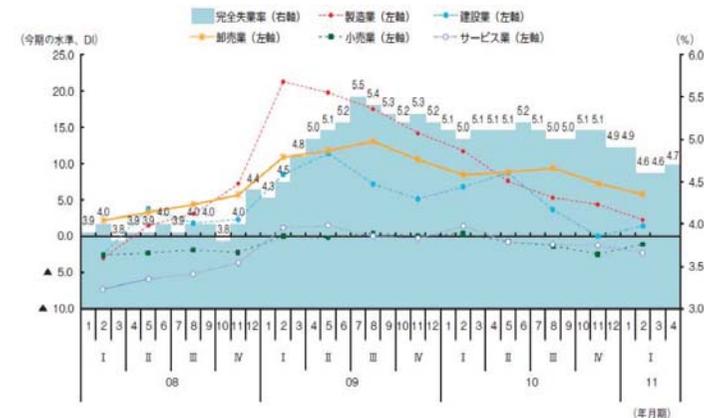
自分の代で廃業したいと考える理由



資料：中小企業庁委託「事業の引継ぎに関する調査」（2009年12月、(株)三菱総合研究所）  
 (注) 経営者の引退後の事業に対する考え方で、「自分の代で廃業したい」と回答した中小企業を集計している。

(出典) 中小企業白書 2010

業種別の従業員過不足D I と完全失業率



(注) 1. 従業員過不足D Iとは、当期の従業員数が「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

(出典) 中小企業白書 2011

## 小規模宅地等の課税の特例と他の事業承継に係る政策手段との比較について

## &lt; 予算措置の役割 &gt;

予算措置は事業承継に係る課題の抽出整理や各制度の普及啓発のためであって、法律・税制・金融に係る措置の前さばきのなものである。具体的には事後評価書に記載のとおり、施策説明会による普及啓発活動や中小企業者に対する巡回対応相談を行っており、実際に課税の軽減を行う小規模宅地等の特例制度とは役割が異なるものである。

(措置名)

- ・中小企業事業承継円滑化支援事業（施策説明会等）【親族内外、法人・個人事業主・代表者個人等】（平成23年度予算額2.6億円）
- ・中小企業支援ネットワーク強化事業（巡回対応相談等）【親族内外、法人・個人事業主・代表者個人等】（平成23年度予算額39.6億円の内数）

## &lt; 金融支援の役割 &gt;

金融支援は、中小企業者等の事業承継に際し事業用資産や株式等の購入資金に係る資金貸付のみならず、経営者交代による取引先の減少や売上高の減少などに苦しむ会社の資金繰り対策にも資するものである。さらに、税制措置とは異なり、親族外承継（M&A、MBO等）における株式購入資金等にも活用ができることが大きな特徴である。よって、適用対象が原則として親族内承継であって、かつ、宅地の相続に限った本制度とは支援対象や性格が異なるものである。

(措置名)

- ・金融支援①（信用保証制度）【親族内外、会社・個人事業主】
- ・金融支援②（日本政策公庫）【親族内外、代表者個人】
- ・企業再建・事業承継支援資金（日本政策金融公庫）【親族内外、会社・個人事業主】

## &lt; 法律支援の役割 &gt;

経営承継円滑化法に基づく民法の特例は事業承継の際に後継者以外の者による遺留分減殺請求によって、中小企業の株式が分散し経営の安定が損なわれるリスクを事前に低減するものである。納税猶予制度や金融支援とは異なり、後継者や中小企業者に対する相続税に係る納税資金をはじめとした後継者の資金需要に応える支援を行うものではない。よって、税の軽減措置である小規模宅地等の特例制度とは支援対象や性格が異なるものである。

(措置名)

- ・遺留分に関する民法特例【親族内、会社】

## &lt; 他の税制措置との役割 &gt;

事業承継に係る他の税制措置として非上場株式等の納税猶予制度等があるが、これは株式会社の事業承継の円滑化を主眼とした株式の納税猶予制度である。個人事業主等の事業用宅地の処分についての制約面に配慮し、小規模宅地等の課税価格を軽減するものとは支援対象や性格が異なるものである。

(措置名)

- ・非上場株式等についての相続税の納税猶予（措置法第70条の7の2）【親族内承継、株式会社等】
- ・非上場株式等についての贈与税の納税猶予（措置法第70条の7）【親族内承継、株式会社等】
- ・非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予（措置法第70条の7の4）【親族内承継、株式会社等】

## 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	小規模宅地等についての相続税の課税価格の特例
2	租税特別措置等の内容	<p>相続等により取得した財産のうち、その相続の開始の直前において被相続人等の事業の用又は居住の用に供されている宅地等（特例対象宅地等。申告期限まで事業を継続すること等の条件あり。）があるときは、相続等により財産を取得した者に係るすべての特例対象宅地等のうち、この特例の規定の適用を受けるものとして選択したものについては、限度面積要件を満たす場合の当該選択特例対象宅地等（小規模宅地等）に限り相続税の課税価格に算入すべき価額は、次の小規模宅地等の区分に応じ、それぞれ次の割合を乗じて計算した金額とする。</p> <p>① 特定事業用宅地等である小規模宅地等 20%</p> <p>② 特定居住用宅地等である小規模宅地等 20%</p> <p>③ 特定同族会社事業用宅地等である小規模宅地等 20%</p> <p>④ ①から③までに該当しない小規模宅地等 50%</p> <p>※平成22年4月1日以後の相続等については、相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等（現行200㎡まで50%減額）を適用対象から除外。</p>
3	担当部局	中小企業庁財務課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>○主な改正内容</p> <p>昭和58年 創設</p> <p>平成63年度 減額割合の拡充：事業用宅地（40%→60%）、居住用宅地（30%→50%）</p> <p>平成4年度 減額割合の拡充：事業用宅地（→70%）、居住用宅地（→60%）</p> <p>平成6年度 減額割合の拡充：事業用宅地（→80%）、居住用宅地（→80%）</p> <p>事業非継続宅地の見直し：事業用・居住用宅地（→50%）</p> <p>平成11年度 対象面積の拡充：事業用宅地（200㎡→330㎡）※事業非継続宅地は200㎡</p> <p>平成13年度 対象面積の拡充：事業用宅地（→400㎡）、居住用宅地（200㎡→240㎡）※事業非継続宅地は200㎡</p> <p>平成22年度 事業非継続宅地・居住非継続宅地を適用対象から除外 等</p>
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 個人事業者等の事業の用に供する小規模宅地の処分についての制約面に配慮するとともに、その事業の継続・発展を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を実現する。</p> <p>----- 《政策目的の根拠》 「中小企業憲章」(平成22年6月閣議決定) 2. 基本原則 五. セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する ・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する。</p>

		<p>3. 行動指針</p> <p>八、中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす</p> <p>(略) 中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。</p>																								
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済社会の安心・安全の確保</p> <p>4. 取引・経営の安心</p>																								
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>相続税負担によって事業活動の継続に支障を来している中小企業について、円滑な事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図る。具体的には、事業承継施策全体を通じ、後継者不在が理由で廃業する社が年間7万社、それに伴う雇用喪失20～35万人(出典:2006年中企業白書)を未然に防ぐ。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本制度の適用件数、本制度の利用率、「8有効性等③」に掲げる試算結果</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例は個人事業者等の事業の用等に供する小規模宅地の処分についての制約面に配慮し、特に、事業用土地については、事業が雇用の場であるとともに取引先等と密接に関連している等、事業主以外の多くの者の社会的基盤として居住用土地にはない制約を受ける面があること等に鑑み措置されたものであるため、事業継続を通じた雇用の確保等という政策目的に寄与するものである。</p>																								
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>毎年約4万人が本税制を利用しており、これは相続税が課税された被相続人の約8～9割が利用することとなるため、大多数の者に利用されていることが伺える。</p> <p>○適用件数(=本特例を適用した被相続人数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年分</th> <th>①本特例を適用した被相続人数</th> <th>②相続税を課税された被相続人数</th> <th>③利用率(②÷①)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年</td> <td>42,212人</td> <td>45,177人</td> <td>93%</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>41,572人</td> <td>46,820人</td> <td>89%</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>44,580人</td> <td>48,016人</td> <td>93%</td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>42,960人</td> <td>46,431人</td> <td>93%</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>38,629人</td> <td>47,060人</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所)①:平成19年の数値は政府税制調査会第3回専門家委員会(平成22年4月7日)資料による実数値。平成18年及び平成20年～22年は推計値(推計方法等については別紙参照)。</p> <p>②:国税庁HP「相続税の申告状況について」</p>	年分	①本特例を適用した被相続人数	②相続税を課税された被相続人数	③利用率(②÷①)	平成18年	42,212人	45,177人	93%	平成19年	41,572人	46,820人	89%	平成20年	44,580人	48,016人	93%	平成21年	42,960人	46,431人	93%	平成22年	38,629人	47,060人	2%
年分	①本特例を適用した被相続人数	②相続税を課税された被相続人数	③利用率(②÷①)																							
平成18年	42,212人	45,177人	93%																							
平成19年	41,572人	46,820人	89%																							
平成20年	44,580人	48,016人	93%																							
平成21年	42,960人	46,431人	93%																							
平成22年	38,629人	47,060人	2%																							
	②: 減収額	<p>平成19年度 900億円</p> <p>平成20年度 970億円</p> <p>平成21年度 1,090億円</p> <p>平成22年度 966億円</p>																								

		平成23年度 877億円(出所:財務省による試算)
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H19年度～H23年度)</p> <p>毎年約4万人が本税制を利用しており、これは相続税が課税された被相続人の約8～9割が利用することとなるため、大多数の者に利用されていることが伺える。これらの者の相続税負担を軽減することによって、小規模宅地等に係る制約面の解消や中小企業者の事業の継続・発展を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持に実際に寄与していると言える。</p> <p>また、地域経済の担い手である中小企業者の事業承継の円滑化を図ることによって、納税猶予制度に因る一定の経済波及効果がある(下記《税収減を是認するような効果の有無》参照)ため、地域経済の発展にも寄与していることが伺える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H19年度～H23年度)</p> <p>毎年約4万人が本税制を利用しており、これは相続税が課税された被相続人の約8～9割が利用することとなるため、大多数の者に利用されていることが伺える。これらの者の相続税負担を軽減することによって、小規模宅地等に係る制約面の解消や中小企業者の事業の継続・発展を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持に実際に寄与していると言える。</p> <p>また、2011年6月に実施されたアンケート(中小企業庁)によると、本制度を利用したことがある(又は利用予定がある)者(n=120)のうち、仮に本税制が無かった場合の相続に際する影響について、4割が納税資金のために、居住用地、事業用地又は株式その他の事業用資産を売却する必要があると回答している。さらに、当該事業用地又は株式その他の事業用資産を売却する必要があると回答した者(n=35)のうち、その売却が事業に与える影響について、約2割が廃業の可能性ありと回答している。これらのことから、仮に本制度が無かった場合は、中小企業者の事業承継に際し、廃業も含めた相当程度の影響を与えたものと推定される。</p> <p>加えて、本税制措置による直接的な効果として、本税制措置による事業維持に係る効果(廃業防止に係る効果)によって、本税制措置が無かった場合と比べて年間5,186名の雇用維持・創出効果があるとの試算がある(注1)(注2)。</p> <p>(※当該試算は、平成23年度に中小企業庁から山田ビジネスコンサルティング㈱へ委託事業の一環として実施しているもの。</p> <p>(注1)当該試算の分析対象は、事業継続要件が課されており、事業維持効果が見込まれる特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等に係る特例の平成22年度の利用者(個人事業主、中小企業者)3,737者が対象。(政府税制調査会第3回専門家委員会(平成22年4月7日)資料等に基づく推計値)</p> <p>(注2)中小企業者の廃業率(中小企業庁が平成23年度に実施したアンケート回答に基づく。)等のデータを用いて本税制措置が無かった場合における廃業者数を推定し、事業維持に係る効果(廃業防止効果)を測定。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H22年度)</p> <p>上述《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》の直接的な効果に伴う経済波及効果について、事業維持に係る効果(廃業防止に係る効果)によって約2,240億円(注3)の経済波及効果が生じるとされており、減収見込額約966億円(注4)に対し、約2.32倍の税収減を是認するような効果が</p>

		<p>あるとの試算がある。 (※上記試算は、平成 23 年度に中小企業庁から山田ビジネスコンサルティング㈱へ委託事業の一環として実施しているもの。)</p> <p>(注3)本税制措置による直接的な効果をベースとして、当該効果がもたらす経済波及効果について試算。具体的には、廃業防止効果によって防いだ企業等の経済的資源(当該企業の売上高や雇用)の経済波及効果を測定。 (注4)平成 22 年度の減収額(財務省試算)</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本税制措置は、相続によって先代経営者から後継者への事業承継が行われる場合において、後継者の相続税負担を軽減することによって、円滑な事業承継の実現を目的としている。すなわち、宅地を相続する場合には、相続人が当該宅地を売却せずに納税資金の確保が非常に困難なケースが度々ある(※)こと等を鑑みると、事業承継の際に相続税等の税負担の軽減を行うことは適切である。実際に、中小企業者が、事業承継を円滑にするために政府や公的支援機関に望むこととして、40%以上が「事業承継の際の税負担の軽減」を挙げているところ(出典:2010 年中小企業白書)。</p> <p>さらに、平成22年度税制改正においては、政策目的に資するものにより限定するため、事業非継続・居住非継続に係る宅地は適用対象から除外し、事業継続又は居住継続に係る宅地に限定しており、必要最低限の措置であると考えられる。</p> <p>※2011 年 6 月に実施されたアンケート(中小企業庁)によると、本制度を利用したことがある(又は利用予定がある)者(n=120)のうち、仮に本税制が無かった場合の相続に際する影響について、約4割が納税資金のため居住用地、事業用地又は株式その他の事業用資産を売却する必要があると回答</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>事業承継円滑化のための総合的支援策として、以下の措置を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・法人(会社)形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。</p> <p>※以下の【】内は適用対象者を示す。</p> <p>&lt;税制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非上場株式等についての相続税の納税猶予(措置法第 70 条の 7 の 2)【親族内承継、株式会社等】</li> <li>・非上場株式等についての贈与税の納税猶予(措置法第 70 条の 7)【親族内承継、株式会社等】</li> <li>・非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予(措置法第 70 条の 7 の 4)【親族内承継、株式会社等】</li> </ul> <p>&lt;法律&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営承継円滑化法</li> <li>遺留分に関する民法特例【親族内承継、株式会社等】</li> </ul> <p>金融支援①(信用保証制度)【親族内外承継、会社・個人事業主】</p>

		<p>金融支援②(日本政策公庫による低利融資)【親族内外承継、代表者個人】</p> <p>&lt;予算措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業事業承継円滑化支援事業(施策説明会等)【親族内外、法人・個人事業主・代表者個人等】(平成 23 年度予算額 2.6 億円)</li> <li>・中小企業支援ネットワーク強化事業(巡回対応相談等)【親族内外、法人・個人事業主・代表者個人等】(平成 23 年度予算額 39.6 億円の内数)</li> </ul> <p>&lt;財投&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業再建・事業承継支援資金の貸付【親族内外、会社・個人事業主】</li> </ul>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本税制措置は地方税に係る租税特別措置等ではない。</p>
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	引き続き措置。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

小規模宅地等の課税の特例に係る適用件数の算定根拠

本制度に係る適用件数の算定根拠は以下の表（注含む）のとおり。

年分	①相続税を課税された被相続人数(注1)	①の伸び率(対前年比) ※H22は過去5年間の平均値	②特例を適用した被相続人数(注2)(注4)	利用率 (②÷①) (注3)
11	50,730		45,161	89%
12	48,463		44,718	92%
13	46,012		43,027	94%
14	44,370		42,046	95%
15	44,438		41,896	94%
16	43,488		40,438	93%
17	45,152	3.8%	41,904	93%
18	45,177	0.1%	42,212	93%
19	46,820	3.6%	41,572	89%
20	48,016	2.6%	44,580	93%
21	46,431	-3.3%	42,960	93%
22	47,060	1.4%	38,566	82%

※網掛け部分は全て実数値

出典：H11～H16年分の数値は「租税特別措置（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）の適用状況等について」（平成17年度、会計検査院）。H19年分の数値は政府税制調査会第3回専門家委員会(平成22年4月7日)資料。

(注1) H22年分については、過去5年間の平均伸び率から逆算して算出。

(注2) H17-18, 20-21年分については(注3)で求められた利用率から逆算して算出。

(注3) H17-18, 20-21年分については過去5年分の平均利用率で算出。

(注4) H22年分については、制度に大幅な変更（事業又は居住非継続の宅地を適用対象から除外）があったため、財務省試算の同年の減収額の減少率（▲11%※）を踏まえて、下記算式で試算。

$$\text{※1} = (966 \text{ 億円 (H22 減収額)} \div 1090 \text{ 億円 (H21 減収額)})$$

$$\text{(算式) H22年分の被相続人数 (47,060 人)} \times \text{過去5年分の平均利用率(92.08\%)} \times (1 - \text{制度変更に伴う減少率 (11\%)}) = 38,566 \text{ 人}$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（地域商店街活性化法）	府省名	経済産業省
税目	所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし			
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし		
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし			
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		◎	
租税特別措置等の相当性					
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし			
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
その他					
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし			

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 減収額の実績と把握した効果（認定件数）を対比して「事業計画の認定を下支えしている」と定性的に説明しているが（【点検結果表の別紙】⑫参照）、地域商店街活性化法の認定において本租税特別措置等の活用実績がないことから、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑤ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 平成18年度から平成22年度までの実績は（独）中小企業基盤整備機構の融資データから適用実績を記載。地域商店街活性化法における平成23年度見込みは、認定件数79件中、平成23年度に施設設置を行う事業計画24件のうち、土地の譲渡を伴う可能性のある案件が10件ある。中心市街地活性化法における見込みは、これまでの中小企業基盤整備機構の融資データによる適用実績を元に2件としている。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 評価書に記載のある適用実績3件はすべて個人であるが、商店街における法人事業者と個人事業者の割合は2:8（全国から無作為に商店街を抽出し、平均を算出）で個人が多くを占めており、今後は法人の適用も予想されることから、現時点の適用実績をもって想定外に偏っているとは言えない。
- ⑧ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 減収額については、想定される譲渡件数（地域商店街活性化法に基づく認定事業部分及び中心市街地活性化法に基づく認定事業部分）について、個人及び法人それぞれの件数に譲渡人に適用される控除額の上限及び税率（所得税率・法人税率）を乗じて算出した。
- ⑫ 税込減は認の効果の実績確認（評価書中8③「税込減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）  
 本税制による減収額は22年度において2.3百万円であるが、1,500万円の譲渡所得控除は土地の譲渡額3,060万円のおよそ半分に当たり、大きなインセンティブとなっており、事業計画の認定を下支えしている。本税制により土地の取得が容易になり、事業が円滑に行われた効果としてH市におけるにぎわいが回復しており（活性化区域内の人口増、イベント回数の増）、これらの結果はH市により分析され、内閣府の中心市街地活性化本部及びH市のホームページにおいて公表されており、今後の認定を目指す地域にフィードバックされるなど、認定件数の増加に寄与している。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（地域商店街活性化法）
2	租税特別措置等の内容	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（以下「地域商店街活性化法」という）の認定計画に基づく事業、中心市街地の活性化に関する法律（以下「中活法」という）に基づく認定中小小売商業高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合、当該土地等の譲渡所得について1,500万円の特別控除を行う。 対象：地域商店街活性化法の認定商店街活性化事業、認定商店街活性化支援事業、中活法の認定中小小売商業高度化事業の用に土地等を譲渡した個人、法人
3	担当部局	中小企業庁経営支援部商業課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成3年度 中小小売商業振興法関係措置の創設。 適用対象に中小小売商業振興法の認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業を追加。  平成10年度 中心市街地の活性化に関する法律関係措置の創設。 適用対象に中心市街地の活性化に関する法律の認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業を追加。  平成19年度 対象変更。 買取対象から、特定共済組合及び特定共済組合連合会を除外。  平成21年度 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律関係措置の創設。 適用対象に商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律に規定する認定商店街活性化事業計画に基づく商店街活性化事業及び認定商店街活性化支援事業計画に基づく商店街活性化支援事業を追加。 中小小売商業振興法関係措置について、所要の経過措置を講じた上で廃止。
6	適用期間	恒久措置

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>来訪者の増加を通じた中小小売業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るために商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動の円滑な実施を支援し、商店街の活性化を図る。</p> <p>また、中心市街地の活性化のため、魅力ある店舗等の商業、サービス業集積地への立地を促進し、都市機能の集約とにぎわいの回復を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>本税制の対象者は中心市街地活性化法（以下中活法）及び商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（以下地域商店街活性化法）の認定を受けた事業に利用されることを目的に土地を譲渡した者と規定されている。</p> <p>中小企業基本法（昭和38年7月）第18条に「国は、相当数の中小小売業者又は中小サービス業者が事業を行う商店街その他の商業の集積の活性化を図るため、顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設の整備、共同店舗の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。」とある。</p> <p>民主党政策集 INDEX2009 の「中心市街地・商業の活性化」において「託児所や駐車場・駐輪場等を整備し、消費者が気軽に商店街に出かけられる環境を整備します。起業家のためのSOHO（在宅勤務の小規模オフィス）への活用や行政窓口設置により、空き店舗や空き地の利用を進めます。」とある。</p> <p>経済危機対策（平成21年4月：「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）の具体的施策の3. 底力発揮・21世紀型インフラ整備に「商店街の活性化支援の強化（空き店舗を活用した子育て支援等）」とある。</p> <p>中小企業憲章（平成22年6月閣議決定）の「七. 地域及び社会に貢献できるような体制を整備する」に「中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。」とある。</p> <p>本税制措置は商店街・中心市街地の活性化のための商業施設や商業基盤施設（駐車場等の顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設）の整備を行うための事業用地の取得を円滑化する重要な手段として位置づけられているもの。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済社会の安心・安全の確保</p> <p>4. 取引・経営の安心</p>

8	有効性等	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>地域商店街活性化法に規定する商店街活性化事業計画及び中心市街地の活性化に関する法律（以下「中活法」という。）に規定する中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の認定件数を平成30年度までに900件を目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>○地域商店街活性化法及び中活法の認定件数の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域商店街活性化法認定件数 平成22年度 36件 平成23年度（9月1日現在）10件</li> <li>・中活法基本計画認定件数 平成22年度 7件 平成23年度（9月1日現在）1件</li> </ul> <p>これまでの認定件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>中活法認定件数</th> <th>地域商店街活性化法認定件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>30</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>45</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>23</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>7</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>23 (9月1日現在)</td> <td>1</td> <td>(9月1日現在) 10</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>108</td> <td>79</td> </tr> </tbody> </table> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>土地の譲渡が促されることにより、事業計画の円滑化が図られ、商店街・中心市街地の商業施設や商業基盤施設及び地域住民の利便の増進を図る施設の整備が進み、商店街・中心市街地が活性化する。</p>	年度	中活法認定件数	地域商店街活性化法認定件数	18	2	—	19	30	—	20	45	—	21	23	33	22	7	36	23 (9月1日現在)	1	(9月1日現在) 10	計	108	79
		年度	中活法認定件数	地域商店街活性化法認定件数																							
18	2	—																									
19	30	—																									
20	45	—																									
21	23	33																									
22	7	36																									
23 (9月1日現在)	1	(9月1日現在) 10																									
計	108	79																									
① 適用数等	適用数																										

年度	中心市街地活性化法分	地域商店街活性化法分
18	1件	—
19	0件	—
20	0件	—
21	1件	0件
22	1件	0件
23 見込	2件	10件

※(独)中小企業基盤整備機構融資データ及び中企庁推計

本税正措置の対象となるのは個別法に基づく認定事業のために土地等を譲渡する者(法人・個人)であり、想定外に特定の者に偏ってはいない。

中活法関係の措置については、税制措置の適用要件となっている都道府県による高度化融資の利用について、昨今の自治体財政の逼迫を受け消極的な姿勢を示す都道府県が増える等しており、本税正措置の適用数が僅少となっている一因と考えられる。地域商店街活性化法による税制措置の適用要件である市町村による高度化融資については、市町村での制度策定がまだなされていないことが、適用件数がない要因の一つである。しかし、公共用施設及び共同店舗設置等のニーズは高いため、今後税制の活用が見込まれる。

② 減収額

年度	中心市街地活性化法分	地域商店街活性化法分
18	6百万円	—
19	0	—
20	0	—
21	10百万円	0
22	15百万円	0
23 推計	30百万円	150百万円

減収額

年度	中心市街地活性化法分	地域商店街活性化法分
18	0.9百万円	—
19	0	—
20	0	—
21	1.5百万円	0
22	2.3百万円	0
23 推計	6.8百万円	27百万円

(独)中小企業基盤整備機構融資データ及び中企庁推計

中活法に基づく認定事業部分

- ・平成23年度の譲渡件数について、個人1人、法人1社と想定
- ・譲渡人に適用される控除額は上限の1500万円と想定

減収額 6,750千円

譲渡者数	控除額	税率	譲渡者数	控除額	税率
1人	15,000千円	15%	1社	15,000千円	30%

(個人) (法人)

地域商店街活性化法に基づく認定事業部分

- ・平成23年度の譲渡件数について、個人8人、法人2社と想定
- ・譲渡人に適用される控除額は上限の1500万円と想定

減収額 27,000千円

譲渡者数	控除額	税率	譲渡者数	控除額	税率
8人	15,000千円	15%	2社	15,000千円	30%

(個人) (法人)

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成23年9月)

税制によるインセンティブにより、中心市街地活性化事業計画区域内での事業用地の譲渡が円滑に行われている。また、中活法及び地域商店街活性化法における累計認定件数は増加しており、商店街の活性化が図られている。

分析対象期間を平成21年度からとしているのは、地域商店街活性化法の認定が平成21年10月から行われているためである。

《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成23年9月)

平成21年度  
56件(うち地域商店街活性化法33件、中活法23件)

平成22年度  
43件(うち地域商店街活性化法36件、中活法7件)

平成23年度(平成23年9月1日現在)  
11件(うち地域商店街活性化法10件、中活法1件)

これまでの認定件数

年度	中活法認定件数	地域商店街活性化法認定件数
18	2	—
19	30	—
20	45	—
21	23	33
22	7	36
23 (9月1日現在)	1	(9月1日現在) 10
計	108	79

なお、地域商店街活性化法の制定された平成21年度から平成30年度の10

		<p>年間で累計 900 件の地域商店街活性化法及び中活法の事業計画の認定を目標としており、合計 187 件、現状の達成率は 20.8%である。中活法では、戦略的          中心市街地商業等活性化支援事業費補助金による中心市街地活性化協議会          事務局支援事業や(独)中小企業基盤整備機構による中心市街地商業活性化          アドバイザー派遣事業等により、法の認定を目指す市町村、中心市街地活性化          協議会に対し助言を行っている。地域商店街活性化法では(株)全国商店街支          援センターによる支援パートナー派遣事業により、商店街に対して認定に向けた          助言を行い目標達成に向けて件数を増やしているところである。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年～平成23年          9月)</p> <p>中活法では、「租特の適用実績欄」に推計されたエリアのうち、H市では、中活          法に基づきH市が作成し、内閣総理大臣が認定を行った基本計画の達成目標          について、居住人口やイベント回数が順調に増加している等、にぎわいの回復          に一定の効果が伺える。</p> <table border="1"> <tr> <td>基準値</td> <td>H22 実績</td> <td>目標値</td> </tr> <tr> <td>活性化区域内の居住人口</td> <td>1,278 人</td> <td>→ 1,321 人</td> <td>1,360 人</td> </tr> <tr> <td>市民企画によるイベント回数</td> <td>40 回</td> <td>→ 46 回</td> <td>64 回</td> </tr> </table> <p>地域商店街活性化法は平成 21 年 10 月から認定が行われているところであり          税制の活用実績はないが、認定案件79件中51件で地域住民の利便を図る公          共用施設設置の計画が立てられており、土地の譲渡を促して事業実施を円滑化          させる措置は他になく、本税制は効果がある。</p>	基準値	H22 実績	目標値	活性化区域内の居住人口	1,278 人	→ 1,321 人	1,360 人	市民企画によるイベント回数	40 回	→ 46 回	64 回
基準値	H22 実績	目標値											
活性化区域内の居住人口	1,278 人	→ 1,321 人	1,360 人										
市民企画によるイベント回数	40 回	→ 46 回	64 回										
9	相当性	<p>① 租税特別          措置等によるべき妥          当性等</p> <p>商店街や中心市街地の活性化のための商業施設や商業基盤施設の整備等          を推進するためには、事業用地の円滑な取得が不可欠であり、本税制措置により          当該事業の用に供する土地等を譲渡する者に対して一定のインセンティブを          与えることは妥当である。</p> <p>本税制措置の適用に当たっては、土地等の買い取り対象となる認定事業につ          いて、都市計画等の国又は地方公共団体の土地利用計画に適合すること、休          憩所や集会所等の公共施設の整備により地域住民の利便の増進を図ること、          等が求められており、認定事業の中でもより効果が見込まれる事業に対して          税制支援を行っているといえる。</p> <p>② 他の支援          措置や義          務付け等          との役割          分担</p> <p>当該税制は、個人等を対象として土地を譲渡する者に対してインセンティブを          与えるもので、その他の支援は、中小商業の活性化を図る商店街等が行う事業          に対し支援するものであり、その役割を異にするものである。</p> <p>【他の支援措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小商業活力向上補助金</li> </ul> <p>商店街等が地域コミュニティの担い手として実施する、少子化、高齢化等の社会</p>											

		<p>課題に対応した空き店舗活用事業や地域資源を活用した集客事業等、集客力          向上又は売上増加の効果のある取組に対して必要な経費を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</li> </ul> <p>中心市街地活性化法に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた基本計画に記          載している事業であって、商業の活性化や中心市街地のにぎわい創出等に資す          る商業等活性化事業や中心市街地活性化協議会の設立・運営に対して、「選択          と集中」の観点から重点的に支援を行う。</p> <p>③ 地方公共          団体が協          力する相          当性</p> <p>中心市街地活性化法の基本計画は市町村の中心としての役割を果たして          いる中心市街地を定め、市町村が内閣総理大臣の認定を受け、国の施策と          相まって、効果的に中心市街地の活性化を推進するもの。また、地域商店街          活性化法の認定及び税制の適用要件である地域住民の利便の増進を図る公共          用施設の整備については、事業の区域内にある都道府県及び市町村の意見を          聴き、事業計画の認定に際し考慮するもの。</p> <p>以上のことから、地方公共団体が本税制の利用について認めるものが対象と          なっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	引き続き、本税制の普及に努めるとともに、事業の円滑な実施を支援し、商店街 及び中心市街地の活性化を図る。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（総合特区法）	府省名	経済産業省
税目	所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし		
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

※ 本租税特別措置等は、制度創設から間もなく、効果の測定には時期尚早である。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

中小企業高度化事業は、都道府県と中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）との協調融資であり大型の工場団地等を対象としているもの。また、中小小売商業高度化事業では、認定を受けた商店街振興組合等が行う事業に係る施設に対し、市町村と中小機構が協調融資するもの。総合特別区域法による市町村高度化事業は、都市部における製造業集積や専門サービス業集積等、規模からして市町村が支援を行うことが適切であると考えられる共同工場等の施設を設置する際に、法の認定を受けた市町村と中小機構が協調融資できることとしたものであり対象が異なる。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（総合特区法）
2	租税特別措置等の内容	個人又は法人が所有している土地を総合特別区域法に基づく市町村向けの高度化事業のために譲渡した場合には、所得税又は法人税の特例として、土地を譲渡した者の譲渡所得から1,500万円を限度として控除又は損金算入を認める。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部企画課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度新設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・高度化融資制度は、中小企業の事業環境の整備、経営基盤の強化を目的に、個々の中小企業が単独では行えないような比較的大規模な設備投資を共同で行うことを支援するものであり、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調し、事業成果の向上を図るため事業計画に対する診断・助言を行うとともに、長期・低利の融資を行っている。 ・今般、行政課題と密接に関連する集約化の取組において、市区町村がイニシアティブを発揮しやすくするために、総合特別区域法により、市区町村向けの高度化融資を設け、我が国の経済活力の基盤である産業集積を維持・発展させるとともに新たな産業の集積による活性化促進を図る。 ・租税特別措置により、新たな土地確保を容易にするための土地所有者への税負担の軽減を行い、生産性の向上を図る。 《政策目的の根拠》 ・総合特別区域法（平成23年法律第81号）において、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るための総合特区計画に基づく事業に対する特別の措置として、独立行政法人中小企業基盤整備機構が市町村に対して、施設整備に係る資金の貸付けが出来ることとされている（第30条、第58条）。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）では、「総合特別区域法第三十条及び第五十八条の規定による貸付けを行うこと。（第15条）」と定められており、以上のとおり、市町村高度化融資制度は政策的に重要なものとして位置づけられている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 経済成長
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 近年、操業環境の悪化や地価の高騰等により、中小企業が大きく減少。これにより集積機能の低下が深刻化しており、中小企業の活力低下が危惧される。このため、従来の都道府県向け高度化事業に加え、市区町村単独での高度

			<p>化事業を創設し、中小企業の行う他の事業者との事業の共同化又は中小企業の集積の活性化を図ることにより、中小企業の健全な成長発展を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 企業の集約化により、事業環境が整備され中小企業の経営基盤が強化される。 法律による認定を受けた市区町村で実施される高度化事業において、付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費)の伸び率による目標を設定し、コスト削減等による新たな投資や雇用の確保等により、集約による中小企業の経営基盤の強化及び地域への貢献を測る指標とする。 中小企業者の将来の経営革新につながる経営基盤の強化のため、組合等の付加価値額が5年で9%増加することを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 複数の中小企業が共同施設及び共同設備の利用等を通じてコストの削減、省エネ対応や環境対応等の不可避な課題への対応を図り、経営基盤を強化することで、前向きな事業に資源を集中して投入でき、新たな設備投資や新規事業展開が可能となり、生産性の向上を図ることができる。</p>
8	有効性等	①: 適用数等	実績なし 総合特別区域法の施行が平成23年8月1日であり、現在指定申請受付中(8月15日～9月30日)
		②: 減収額	実績なし 総合特別区域法の施行が平成23年8月1日であり、現在指定申請受付中(8月15日～9月30日)
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年8月) 実績なし 総合特別区域法の施行が平成23年8月1日であり、現在指定申請受付中(8月15日～9月30日) 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》分析対象期間:平成23年8月) 実績なし 総合特別区域法の施行が平成23年8月1日であり、現在指定申請受付中(8月15日～9月30日) 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年8月) 実績なし 総合特別区域法の施行が平成23年8月1日であり、現在指定申請受付中(8月15日～9月30日)
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	高度化事業の実施にはある程度のもたまった土地を取得する必要があるが、取得できない土地が生じた場合、代替地の確保に数年を要したり、事業実施を断念せざるを得ない事態にもなりうる。租特により、地権者からの土地取得を容易とし、地域振興に貢献しつつ、産業集積の維持に寄与するものである。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	高度化事業独自の補助金や規制等、他の支援措置や義務付け等はない。 税制措置により、事業開始直後の経営が不安定となる時期に、中小企業者の経済的負担が軽減され共同事業の円滑な実施が図られることにより、前向きな投資に、より多くの資源を投入できる。  また、以下のとおり、高度化事業に関する地方税の特例があるが、対象、目的

			<p>が違い、役割分担がなされている。</p> <p>・事業所税の非課税 →大都市の都市環境の整備に必要な財源を確保するための目的税であるが、中小企業者の事業の共同化を行い、集積の活性化に寄与する事業であるため、高度化事業は非課税となっている。 対象者:東京都(特別区の区域)、政令指定都市、人口30万人以上の政令で指定する市等の事業協同組合等 対象施設:工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	高度化事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調し、住工混在の解消、集積の活性化、雇用の拡大等地域施策の実現手段である。今般、法改正により、市区町村向けの高度化融資を設けるものである。地方公共団体が主体的に参画する地方振興策であるため、地方公共団体における中小企業集積の活性化が図れる。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		租特の必要性、有効性、相当性等の検証
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（鉱害防止事業基金）	府省名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「採掘権者等の拠出額」は、拠出は金属鉱業等鉱害対策特別措置法によって義務付けられているものであることから、当該測定指標では本租税特別措置等の効果の測定が困難であり、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与しているのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
    - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
[過去の実績]
      - 減収額の実績と効果を対比して説明しているが、説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。  
また、「鉱害防止事業が行われない場合、年間数億円規模の経済損失の発生が見込まれる」としているが、本租税特別措置等による効果が不明であり、過去における税収減を是認する効果に疑問がある。
        - 達成目標（鉱害防止事業が確実に実施される事業環境を整備する）の実現状況について確実に実施されていると説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
  - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）

本制度の所期目標である鉱害防止業務が半永久的に継続する特殊性を有していることから、鉱山閉山後の収益性の全く無い中において着実な鉱害防止事業を行うために必要な額を計画的に拠出させる鉱害防止事業基金制度がこれまで有効に機能しており、坑廃水処理等を確実に行うことで鉱害発生防止に貢献しているところ。一方、経営環境の厳しい事業者（採掘権者等）にとっては計画的・安定的な拠出が容易でない中で、少しでもコストのメリットを与える支援策（本租税特別措置等）が果たす役割は大きく、当該支援策が有効に機能しているかどうかを示す一つの定量的指標として毎年度の拠出率（産業保安監督部長が算定した額に対する拠出額の比率）を用い、それが100%達成され、更に当該基金の中から毎年度必要な金額が取り崩され坑廃水処理等事業に確実に使用されることが示されることを達成目標としている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（鉱害防止事業基金）
2	租税特別措置等の内容	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条の規定に基づき産業保安監督部長が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）の鉱害防止事業基金に拠出する額として通知した額について、事業者（採掘権者等）が拠出した場合に、その拠出額を損金算入の特例として認める制度。
3	担当部局	原子力安全・保安院 鉱山保安課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成4年度に制度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 鉱山の特性に応じた保安上の措置を確実に実施することにより、鉱害の発生を防止する。 《政策目的の根拠》 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第1条
		② 政策体系における政策目的の位置付け 経済社会の安心・安全の確保 5. 生命・身体の安全
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 産業活動（採掘等）終了後における持続的な災害発生等の未然防止の観点から、休廃止鉱山における鉱害防止事業（排水（坑廃水）処理事業）について必要な対応策が確実に実施されるような環境を整備する。 具体的には、鉱害防止事業が確実に実施される事業環境を整備する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条第2項に基づき産業保安監督部長が算定して採掘権者等に通知した額に対する拠出額の実績 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 法による規制（金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条）と本制度による支援措置との相乗効果により、産業保安監督部長が算定して通知した額が確実に積み立てられることにより、閉山後の鉱害防止事業（坑廃水処理事業）が確実に実施される。

8	有効性等	① 適用数等	各年度の拠出社数、拠出額及び基金残高は以下のとおり。 (金額の単位:百万円)																																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>拠出社数</th> <th>拠出額</th> <th>運用益</th> <th>使用額</th> <th>基金残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>1</td> <td>37</td> <td>69</td> <td>62</td> <td>4,960</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>1</td> <td>39</td> <td>77</td> <td>68</td> <td>4,999</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>1</td> <td>34</td> <td>79</td> <td>69</td> <td>5,034</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>1</td> <td>31</td> <td>85</td> <td>72</td> <td>5,066</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>1</td> <td>14</td> <td>87</td> <td>75</td> <td>5,082</td> </tr> </tbody> </table>	年度	拠出社数	拠出額	運用益	使用額	基金残高	18	1	37	69	62	4,960	19	1	39	77	68	4,999	20	1	34	79	69	5,034	21	1	31	85	72	5,066	22	1	14	87	75	5,082
		年度	拠出社数	拠出額	運用益	使用額	基金残高																																
18	1	37	69	62	4,960																																		
19	1	39	77	68	4,999																																		
20	1	34	79	69	5,034																																		
21	1	31	85	72	5,066																																		
22	1	14	87	75	5,082																																		
	(経済産業省調べ) 近年、制度の利用企業が少ないのは、基金を拠出する条件(坑廃水の水质・水量の安定)を満たす鉱山が少ないためである。																																						
	② 減収額	18年度 11百万円 19年度 12百万円 20年度 10百万円 21年度 9百万円 22年度 4百万円 (経済産業省調べ)																																					
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成4年度～平成22年度) 閉山後の鉱害防止事業に要する費用を鉱害防止義務者に拠出させることにより、閉山後の鉱害防止事業を円滑に実施した。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成4年度～平成22年度) 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条第2項に基づく産業保安監督部長が算定して通知した額に対して100%採掘権者等が拠出を行っており、当該基金からの運用益により必要な鉱害防止対策が確実に実施されている。制度として十分機能を果たしているものと判断される。  《租税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成4年度～平成22年度) 閉山後の鉱害防止事業(坑廃水処理事業)が確実に実施され、鉱害発生 の未然防止が図られた。 鉱害防止事業が行われない場合、年間数百億円規模の経済損失が発生することも見込まれ、減収額と比較して十分に有効性はある。																																					
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	金属鉱業等の鉱山は、閉山後もカドミウム、砒素及び鉛など人の健康に係る被害を生ずるおそれのある有害な重金属を含む坑廃水を永続的に排出し、イタイタイ病などの鉱害問題を引き起こすおそれがある。このため、鉱害を防止するために、企業等に対し、収益の発生しない閉山後も鉱害防止事業に必要な資金を確保させて、閉山後も永続的に坑廃水処理などの鉱害防止事業を実施させる必要がある。																																				

			本事業を確実に実施する資金を確保するためにも、税制面での負担軽減措置が必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	○休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金: 倒産等により事業者が存在しない休廃止鉱山の鉱害防止事業を地方自治体が実施する場合や、鉱山の開発前からの汚染(自然汚染)や事業者が自ら実施した事業に起因しない人為汚染等の坑廃水処理を実施する場合に、その費用の一部を補助する制度。 上記の措置は、採掘権者等が存在しない休廃止鉱山や開発前の汚染、及び事業者自らが実施した事業に起因しない汚染等に対する鉱害防止事業を対象としており、支援の対象となる範囲が異なっている。  ○金属鉱業等鉱害防止準備金【措20条、措55条の5、措68条の44】 鉱山施設(坑道及び集積場)の使用終了後の鉱害防止工事を確実に実施するため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき、産業保安監督部長がJOGMECの鉱害防止積立金の積立額として通知した額について、鉱山の採掘権者等が積立てを行った場合には、その積立額を限度に準備金積立額の損金算入ができる。 当該積立金により鉱山施設の鉱害防止工事を行った後にも、さらに坑廃水が出続ける場合があり、その処理費用を基金の運用益で賄うのが本制度である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	鉱害防止事業基金への拠出が行われず、鉱害防止義務をおう鉱山会社の倒産等により鉱害防止義務者が不存在化した場合、地方公共団体が地方自治法等に基づき鉱害防止事業を行うこととなるが、当該支援措置により、そうした事態を回避することが可能となる。
10	有識者の見解	(参考)金属鉱業等鉱害対策特別措置法第6条 国は、採掘権者又は租鉱権者が鉱害防止事業計画に基づいて鉱害防止事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めるものとする。	
11	評価結果の反映の方向性	採掘終了後における永続的な鉱害防止事業(坑廃水処理事業)の確実な実施が図られる環境の整備を通じて、鉱害の発生が防止された。近年、制度の利用企業数が少ないが、基金を拠出する条件を満たす鉱山が一時的に少ないためであり、今後、新たに基金を拠出する鉱山もあるため、引き続き当該支援措置を維持していくことが必要。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	なし	



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（信用保証協会）	府省名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - ② 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「信用保証協会の基本財産に占める金融機関等負担金比率」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明であり、その効果の検証方法に疑問がある。
    - (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]  
 ⑫ 減収額の実績と把握した効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置等が適用され得る拋出機関数は約6百であるが、実際の拋出機関数は、年度により多寡があるものの、毎年度相当数に及んでおり、想定外に僅少ではない。他方、本租税特別措置等が適用され得る拋出額については、どの程度の額が適用され得る、ということを想定することは容易ではないが、1機関平均で約1千万円より多いことは、我が国の景気動向等を踏まえると、少なくとも想定外に僅少ではないと考えられる。

また、拋出機関は、都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合等、都市部のみならず地方の小規模金融機関から成っており、適用範囲に偏りは無い。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(信用保証協会)
2	租税特別措置等の内容	本措置は、金融機関等による信用保証協会に対する負担金(金融機関等負担金)の拋出コストを軽減し、信用保証協会の財政基盤を強化し、中小企業者の資金調達円滑化を図る制度。 具体的には、金融機関等負担金は、信用保証協会の保証原資となる「基本財産」の構成要素であり、基本財産の増加によって信用保証協会の保証債務額の限度が拡大する。
3	担当部局	中小企業庁 金融課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和50年度
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業者の資金調達の円滑化を図る。 ※上記政策目的は、本税制措置に係る信用補完制度に加えて、政府系金融機関による融資も併せて実施することにより達成を目指すもの。 (達成目標:保証承諾実績、資金繰り判断DI)</p> <p>《政策目的の根拠》 平成22年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」の行動指針において「中小企業向けの金融を円滑化することが政府の取組の一つの柱として位置付けられ、政策的重要性について改めて確認されているところ。 信用補完制度は、「中小企業信用保険法」及び「信用保証協会法」等により、中小企業者の資金調達の円滑化を目的として創設された制度であり、中小企業者に対する信用保証協会による信用保証、信用保証協会に対する政府の再保険(日本政策金融公庫による信用保険)により、中小企業者の信用力を補完するセーフティネットの役割を果たしている。 さらに東日本大震災への対応としても、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部)においても、豊かで活力ある日本全体の再生を実現するための復興施策として、「中小企業支援」については、地域の産業・雇用の回復の観点から、資金繰り支援、…についてニーズを踏まえつつ十分な規模を確保する。」と位置付けられている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>経済社会の安心・安全の確保 4. 取引・経営の安心</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置により、金融機関等による負担金の拋出コストを軽減し、信用保証協会の財政基盤を強化する。 これにより、信用保証協会は信用補完を必要とする中小企業者に十分な保証を提供し、中小企業者の資金調達の円滑化を図る。</p>

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 信用保証協会の基本財産に占める金融機関等負担金比率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、金融機関等による負担金の拠出コストを軽減することで、当該負担金を含む保証原資の増加による保証債務額の限度が拡大することに寄与。もって、中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業者の事業活動の活性化を図る。</p>																		
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>[拠出機関数、拠出額] (単位: 件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拠出機関数</td> <td>462</td> <td>197</td> <td>106</td> <td>129</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>拠出額</td> <td>3,943</td> <td>4,174</td> <td>7,122</td> <td>9,789</td> <td>8,566</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典: 全国信用保証協会連合会)</p>	年度	H18	H19	H20	H21	H22	拠出機関数	462	197	106	129	123	拠出額	3,943	4,174	7,122	9,789	8,566
		年度	H18	H19	H20	H21	H22													
		拠出機関数	462	197	106	129	123													
拠出額	3,943	4,174	7,122	9,789	8,566															
<p>② 減収額</p> <p>[減収額]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額(百万円)</td> <td>1,183</td> <td>1,252</td> <td>2,137</td> <td>2,937</td> <td>2,570</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算出方法 : 減収額 = 拠出額 × 法人税率(30%と仮定) (出典: 全国信用保証協会連合会)</p>	年度	H18	H19	H20	H21	H22	金額(百万円)	1,183	1,252	2,137	2,937	2,570								
年度	H18	H19	H20	H21	H22															
金額(百万円)	1,183	1,252	2,137	2,937	2,570															
<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成18年4月～平成23年6月) 資源価格の高騰、金融危機等の影響を受けて、平成20年以降、中小企業の資金繰りは急激に悪化したものの、信用補完制度において景気対応緊急保証制度等累次の対策を講じた結果、平成21年3月を底に改善傾向にあり、信用補完制度が中小企業の資金繰りの円滑化という目標達成に対して、相当の効果があったものと考えられる。 しかし、平成23年3月11日の東日本大震災以降、中小企業の資金繰りは急激に悪化しており、先行きは予断を許さない状況にある。 東日本大震災により影響を受けた中小企業を支援するため、平成23年4月以降、東日本大震災復興緊急保証の創設、セーフティネット保証の原則全業種での対応等により、中小企業の資金繰りを支えている。</p> <p style="text-align: center;"><b>中小企業の資金繰りDI</b></p> <p>資料: 中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」 注1) 資金繰りDIは、前期に比べて、資金繰りが「有利」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。 2) 2011年1-3月期調査は、3月1日時点の調査であり、東日本大震災直前の調査であることに留意が必要である。 (出典: 中小企業景況調査(中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構))</p> <p>※資金供給の円滑化(保証承諾実績) H18年度: 13,659,133 百万円 H19年度: 13,027,325 百万円 H20年度: 19,581,113 百万円</p>																				

		<p>H21年度: 16,625,178 百万円 H22年度: 14,172,296 百万円 (出典: 全国信用保証協会連合会)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成18年4月～平成23年3月) 本措置により、民間からの負担金のウエイトが引き上げられ、信用保証協会の財政基盤の安定に効果がある。 [信用保証協会の基本財産に占める金融機関等負担金比率] (単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H0</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比率</td> <td>11.6</td> <td>11.6</td> <td>12.0</td> <td>12.8</td> <td>12.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典: 全国信用保証協会連合会)</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成18年4月～平成23年3月) 本措置は、金融機関等の負担金の拠出に係るコストを軽減して負担金の拠出を円滑化するものであり、これにより信用保証協会の財政基盤たる基本財産の強化が図られ、中小企業の資金調達の円滑化に大きく寄与している。 中小企業の資金繰りDIは、資源価格の高騰、金融危機等の影響を受けて、平成20年以降、中小企業の資金繰りは急激に悪化したものの、平成21年3月を底に改善傾向にあり、本措置に係る信用補完制度が中小企業の資金繰りの円滑化という目的に対して、相当の効果があったものと考えられる。</p>	年度	H18	H19	H0	H21	H22	比率	11.6	11.6	12.0	12.8	12.8
年度	H18	H19	H0	H21	H22									
比率	11.6	11.6	12.0	12.8	12.8									
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>補助金と比較した場合、税制措置は、予算の制約を受けず、一律に適用されるものである。利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減する制度は、税制措置以外には無い。また、税制措置の場合、課税時点で軽減することから、補助金と比較して執行コストが小さい。</p>												
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>【税制措置】 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減(租税特別措置法第78条)は、担保を提供して保証を利用する際の中小企業者の負担を軽減するものであり、本措置の目的である「金融機関等による信用保証協会に対する負担金の拠出コストを軽減し、信用保証協会の財政基盤を強化することとは役割が異なる。 【予算措置】 本措置の第一意義的な目的である「金融機関等による信用保証協会に対する負担金の拠出コストを軽減し、信用保証協会の財政基盤を強化することと同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付けは存在しない。</p>												
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—												
10	有識者の見解	—												
11	評価結果の反映の方向性	本制度の維持。												
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—												



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（中小企業倒産防止共済制度の掛金に係るもの）	府省名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし		
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		◎
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 減収額の実績と把握した効果を対比して説明しているが、本租税特別措置等による効果ではなく、中小企業倒産防止共済制度の効果により説明されている。また、本制度による貸付けが行われず、貸付けを受けられたはずの加入者が連鎖倒産する事態に陥った場合には、単年で約42億円の法人税の減収が見込まれること等の試算の根拠が明らかでなく（【点検結果表の別紙】⑫参照）、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）  
 中小企業倒産防止共済法において、「取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業が倒産する等の事態の発生を防止するため、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その抛出による中小企業倒産防止共済制度を確立し、中小企業の経営の安定に寄与する（第1条）」と定められており、また、同法第21条に本措置の根拠となる課税の特例についての規定を設けており、国の責務として中小企業倒産防止共済制度の確立が位置付けられている。

⑫ 税収減是認の効果の実績把握（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

減収額の実績と達成目標の達成状況等の過去5年間の実績は下記のとおり。

政策目標の実現のためには、第一段階として中小企業者に本制度へ加入いただく必要があるが、中小企業基盤整備機構の第1期中期計画（平成16年7月～21年3月）において、期間中に80,000件の新規加入を目標としたところ、83,289件と目標が達成された。さらに、第2期中期計画（平成21年度～平成25年度）では期間中に80,000件の新規加入を目標とし、21、22年度は15,400件を目標件数としていたところ、それぞれ加入実績は30,497件、31,372件となり、目標を大きく上回る加入件数が確保されており、在籍件数は概ね30万件を維持している。

さらに、貸付規模についても、制度発足以来累計で27万件、1.8兆円の貸付けを実施するなど十分な実績を有している。

（仮に、本制度による貸付けが行われず、貸付けを受けられたはずの加入者が連鎖倒産する事態に陥った場合には、単年で約42億円の法人税の減収が見込まれることとなり、在籍約30万件全体に対して適用される本措置の税収減をも上回る減収が生じるおそれがある。加えて、当該企業の従業員約4万人の雇用喪失も見込まれることとなる（いずれも過去5年間の平均による試算値）。また、平成19年度版中小企業白書によれば、輸送用機械上場企業A社を起点とした取引構造は、1次取引企業、2次取引企業等あわせると3,600社に及ぶとされているなど企業間の取引構造は多面的であることから、1社の倒産という事態であっても、直接・間接に様々なマイナスの影響を及ぼすことが懸念され、我が国の経済活動全体にとっても極めて大きな損失となる。）

中小企業者に制度への加入を促し、円滑な資金供給によって連鎖倒産を防止することにより、加入者だけにとどまらず、多くの企業の経済活動、雇用の維持等への貢献がなされていると考えられる。このように、本措置が多くの企業の経営の安定に寄与し、高い公共性を有することを鑑みれば、税収減を是認する有効性が十分に確認されるといえる。

○過去5年間の減収額	○過去5年間の新規加入件数
平成18年度：36.8億円	平成18年度：15,004件
平成19年度：37.5億円	平成19年度：16,982件
平成20年度：39.4億円	平成20年度：26,923件
平成21年度：38.7億円	平成21年度：30,497件
平成22年度：36.8億円	平成22年度：31,372件

○過去5年間の共済制度の在籍者数  
 平成18年度：300,433件 平成19年度：293,008件 平成20年度：293,158件 平成21年度：295,771件 平成22年度：302,594件 平

○過去5年間の貸付規模  
 平成18年度：貸付件数3,288件、貸付金額259億円  
 平成19年度：貸付件数3,584件、貸付金額297億円  
 平成20年度：貸付件数5,391件、貸付金額487億円  
 平成21年度：貸付件数4,116件、貸付金額342億円  
 平成22年度：貸付件数2,476件、貸付金額195億円

⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

運営費交付金は、制度の運営に必要な不可欠な中小機構の事務経費のみを交付しているものであり、その一部が制度の普及のための広報にあてられているものの、中小企業者の積極的な加入を促す政策手段ではない。また、取引先の倒産によって資金繰りに支障をきたす中小企業への支援については、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付制度、信用保証協会のセーフティネット保証制度が存在しており、それぞれ連鎖倒産を防止するための機能を果たしてきているが、いずれも金融ルールの枠内で行われているものであるため、金融審査や市区町村長の認定等の要件があり支援の実施が確約されているものではなく、連鎖倒産防止のために要求される当面の資金繰り難の手当を行うためには、必ずしも十分な対応とはなっていない。この点において、中小企業倒産防止共済制度は、連鎖倒産を防止するための当面緊急に必要とされる資金の確保を支援することを目的とし、共済契約者の取引先倒産の事実が確認できれば、金融審査を行わずに無利子、無担保、無保証人で迅速（原則10営業日以内）な貸付けを実施するものであり、確実性、迅速性及び制度の効果の発現時期という点において役割が異なっており、明確な役割分担がなされているため、本税制措置は他の支援措置との関係は無いとした。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(中小企業倒産防止共済制度の掛金に係るもの)
2	租税特別措置等の内容	共済契約者が毎月積み立てる掛金について、必要経費又は損金に算入することができる。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室
4	評価実施時期	平成 23 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>&lt;昭和 53 年制度創設&gt;</p> <p>①掛金月額限度額を 2 万円に定める。 ②掛金総額の限度額を 120 万円に定める。 ③共済貸付の限度額を 1,200 万円に定める。</p> <p>&lt;昭和 55 年改正&gt;</p> <p>①掛金月額限度額を 2 万円から 5 万円に引き上げる。 ②掛金総額の限度額を 120 万円から 210 万円に引き上げる。 ③共済貸付の限度額を 1,200 万円から 2,100 万円に引き上げる。</p> <p>&lt;昭和 60 年改正&gt;</p> <p>①掛金月額限度額を 5 万円から 8 万円に引き上げる。 ②掛金総額の限度額を 210 万円から 320 万円に引き上げる。 ③共済貸付の限度額を 2,100 万円から 3,200 万円に引き上げる。</p> <p>&lt;平成 22 年改正&gt; ※平成 23 年 10 月 1 日施行</p> <p>①掛金月額限度額を 8 万円から 20 万円に引き上げる。 ②掛金総額の限度額を 320 万円から 800 万円に引き上げる。 ③共済貸付の限度額を 3,200 万円から 8,000 万円に引き上げる。</p>
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業倒産防止共済制度等の中小企業関連諸施策を通じて中小企業の経営の安定を図る。</p> <p>具体的には、本特例を通じて共済制度への積極的な加入を促し、円滑な資金供給体制を確保することで、中小企業の経営の安定を図る。</p> <p>* 参考</p> <p>中小企業倒産防止共済制度は、相互扶助の精神に基づく共済制度として、共済契約者が納付する掛金を原資に、取引先が倒産し売掛金債権等の回収が困難になった共済契約者に対し、その請求に基づき、納付した掛金総額の 10 倍又は回収困難額のいずれか少ない額を無利子、無担保、無担保人で貸付けを行い、共済契約者の当面の資金繰りを支援し、連鎖倒産を防止するもの。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業倒産防止共済法(昭和52年12月5日法律第84号)</p>

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済社会の安心・安全の確保</p> <p>4. 取引・経営の安心</p>
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業者が安心して経営を行える社会を目指す。</p> <p>具体的には、取引先の倒産によって、経営基盤が脆弱な中小企業者が連鎖倒産する等の事態の発生を防止するため、中小企業倒産防止共済制度への積極的な加入を促すことにより、セーフティネットの整備を強化する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>中小企業倒産防止共済制度の新規加入件数</p> <p>(中小機構の第 2 期中期計画(平成 21 年度～25 年度)において、当該期間中に 8 万件(改正中小企業倒産防止共済法の施行(平成 23 年 10 月 1 日)に伴い、当初目標件数 7 万 7 千件から 3 千件引き上げ)の新規加入者の獲得を目標とする旨を明記)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>連鎖倒産は、取引関係が鎖状に連なる中で、いずれの取引を起点としても生じうるリスクである。このため、中小企業全体の連鎖倒産のリスクを軽減させるためには、可能な限り多くの中小企業者の加入を促進する必要がある。しかしながら、納付済掛金の権利消滅を条件に共済金貸付を受けるという制度への加入を幅広い中小企業者に求める際に、結果として戻ってこない掛金が、それを拠出する時点で損金等の扱いとならない場合には、資金面で十分に余裕のない中小企業者の加入意識を著しく損なうこととなる。このため、本特例措置を講ずることによって加入のためのインセンティブが生まれ、加入促進に大きく寄与することとなり、セーフティネットの整備を強化につながる。</p>
	8 有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>○過去5年間の共済制度の在籍者数</p> <p>平成 18 年度: 在籍件数 300,433 件 平成 19 年度: 在籍件数 293,008 件 平成 20 年度: 在籍件数 293,158 件 平成 21 年度: 在籍件数 295,771 件 平成 22 年度: 在籍件数 302,594 件</p> <p>②: 減収額</p> <p>○過去5年間の掛金納付額、減税規模</p> <p>平成 18 年度: 掛金納付額 431 億円、減税規模: 36.8 億円 平成 19 年度: 掛金納付額 439 億円、減税規模: 37.5 億円 平成 20 年度: 掛金納付額 462 億円、減税規模: 39.4 億円 平成 21 年度: 掛金納付額 503 億円、減税規模: 38.7 億円 平成 22 年度: 掛金納付額 532 億円、減税規模: 36.8 億円</p> <p>③: 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 昭和 53 年度～22 年度末)</p> <p>取引先企業の倒産により連鎖倒産や著しい経営難に陥るなどの事態を防止するため、迅速な貸付けによって資金繰りを支援してきており、制度創設以来、共済金の貸付件数の累計は約 27 万件、貸付総額は約 1.8 兆円となっており、セーフティネットの役割を担う有効な事業として、中小企業者の経営の安定に寄与している。</p> <p>(参考)過去 5 年間の貸付規模</p>

		<p>平成 18 年度：貸付件数 3,288 件、貸付金額 259 億円  平成 19 年度：貸付件数 3,584 件、貸付金額 297 億円  平成 20 年度：貸付件数 5,391 件、貸付金額 487 億円  平成 21 年度：貸付件数 4,116 件、貸付金額 342 億円  平成 22 年度：貸付件数 2,476 件、貸付金額 195 億円</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：昭和 53 年度～22 年度末)</p> <p>制度発足以来、累計で 104 万社が加入。中小企業基盤整備機構の第 1 期中期計画(平成 16 年～21 年 3 月)において、期間中に 80,000 件の新規加入を目標とするところ、83,289 件と、目標が達成された。第 2 期中期計画(平成 21 年度～平成 25 年度)においても、期間中に 80,000 件の新規加入を目標とし、21、22 年度は 15,400 件を目標件数としていたところ、21、22 年度の加入実績は 30,497 件、31,372 件となり、目標を大きく上回る加入件数が確保されているところ。平成 25 年度までの 80,000 件の新規加入目標に向け、引き続き本措置を講じていく必要がある。</p> <p>なお、本措置は、資金面で十分に余裕のない中小企業者が、拠出する掛金の実質的な意味合い(=費用)に応じた処理を拠出段階でできるようにすることによって、加入の意識を損なわないようにすることを意図したものであり、中小企業倒産防止共済法第 21 条において、租税特別措置法で定めるところにより、法人税又は所得税の課税につき特別の措置を講ずるものと規定されていることから、継続的に措置を講じていくことが必要である。</p> <p>(参考)過去 5 年間の新規加入件数  平成 18 年度：加入件数 15,004 件  平成 19 年度：加入件数 16,982 件  平成 20 年度：加入件数 26,923 件  平成 21 年度：加入件数 30,497 件  平成 22 年度：加入件数 31,372 件</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：昭和 53 年度～22 年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度発足以来、累計で 104 万社が加入するとともに、共済金の貸付件数の累計は約 27 万件、貸付額累計は約 1.8 兆円の実績があり、連鎖倒産防止に大きく貢献し、中小企業の経営の安定に寄与している。</li> <li>・民間事業者には、同様の対象者に対し同様の条件での融資等を行っている者はみられない。一方、本制度は全国的に実施されており、加入者も全国各地の多数に上っている(22 年度末で約 30 万件在籍)。したがって、本制度は十分な存在意義を有しており、引き続き、本制度を運営していくことが望ましい。</li> </ul>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本共済制度は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、共済契約者が拠出する掛金によって運営することを基本としており、制度運営上必要となる掛金の拠出負担は、共済契約者自らが負うべきものである。しかしながら、掛金の税制上の取扱について、本則に基づく取扱では、中小企業者にとっての実質的な認識とは異なるものとなり、加入の意欲を減退させかねないことから、これを改善するために施策を講じるものである。これは、税制上の措置を講じることによるのみ対応できるものであるため、本税制措置を講じることは、妥当である。また、本措置の対象は、中小企業倒産防止共済法に基づき拠出される</p>

		<p>掛金であり、明確かつ形式的な要件が設定されており、執行面でも問題はない。</p> <p>具体的には、当該掛金に係る共済契約者の権利は、貸付けを実行した際に、貸付額に応じて消滅する仕組みとなっており、最終的には、共済契約者にとつての費用として処理されるべき性格のものであるところ、税法の本則によれば、拠出段階では費用として処理できない。本措置は、資金面で十分に余裕のない中小企業者が、拠出する掛金の実質的な意味合い(=費用)に応じた処理を拠出段階でできるようにすることによって、加入の意識を損なわないようにすることを意図したものであり、政策目的に照らし、有効であり、妥当であると考えられる。なお、中小企業倒産防止共済法第 21 条において、租税特別措置法で定めるところにより、法人税又は所得税の課税につき特別の措置を講ずるものと規定されている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置との関係は無い。</p> <p>(ただし、本共済制度の実施主体である中小機構への国からの運営費交付金を活用し、本共済制度の広報等を行っている。)</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>中小企業の倒産は雇用を含め地域経済に与える影響が大きいことから、地方公共団体とも連携し、加入促進運動を展開している。</p>
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	<p>引き続き、制度の普及・加入促進に努めるとともに、迅速な貸付を行うことによって、中小企業者の経営の安定が図られるよう支援。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（商品先物取引法に基づく委託者保護基金）	府省名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。  
 ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「委託者保護資金の造成額の維持（委託者保護資金積立残高等）」は、負担金の納付は商品先物取引法によって義務付けられていることから、当該測定指標では本租税特別措置等の効果の測定が困難である。また、補填に要する負担金納付期間の短縮効果がペイオフの財源の維持・充実といった本租税特別措置の目標達成に寄与すると説明されているが（【点検結果表の別紙】⑫参照）、依然として、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与しているのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比して定性的に説明しているが（【点検結果表の別紙】⑫参照）、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には課題がある。

また、本租税特別措置等の適用期間が短期間であり適用実績がないことから、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

⑩ 達成目標の実現状況について現在の委託者保護資金の額は業務規定に定める造成水準の98億円と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

※ 本租税特別措置等は、適用期間が短期間であり適用実績もないことから、効果の測定には時期尚早である。

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

定量的な測定指標は、以下のとおりであり、事後評価書に記載されていると認識している。

- ・委託者保護資金の造成額の維持：委託者保護資金積立残高、委託者保護資金取崩額
- ・取崩した委託者保護資金の補填状況：負担金の件数及び金額

委託者保護資金が取引を行う消費者（委託者）保護のためのセーフティネットであることを踏まえれば、ペイオフによって生じた委託者保護資金の取崩し額を、商品先物取引業者による負担金の納付により、可能な限り早期に補填することが重要。もし、かかる補填に要する期間が長期に渡ると、その間に次のペイオフが発生した場合、取引を行う消費者（委託者）に対する十分な支払ができなくなるなど、本来の目的であるセーフティネットの役割を十分に果たせない結果になりかねない。

商品先物取引業者は、商品先物取引法により負担金の納付義務を負っているが、1年間で納付できる額には限度があるため、日本委託者保護基金は、商品先物取引業者の財務状況を勘案しつつ、委託者保護資金の補填計画を作成する必要がある。

こうした中において、本租税特別措置等は、補填に必要な負担金納付の期間を短縮する効果を有している。具体的には、負担金の損金算入が認められる場合、認められない場合における法人税分の金額が補填されることとなるため、速やかな委託者保護資金の補填が可能となる。

○『損金算入が認められる場合の委託者保護資金の補填に係る商品先物取引業者の負担金額<損金算入が認められない場合の委託者保護資金の補填に係る商品先物取引業者の負担金額（負担金に係る法人税額を含む）』 すなわち、

『委託者保護資金への補填金額< {委託者保護資金への補填金額×（1+実効法人税率）}』

となり、商品先物取引業者が減税額分の資金を用意する必要がなくなる分の期間が短縮されるということである。

このような補填に要する負担金納付期間の短縮効果がペイオフの財源の維持・充実といった本租税特別措置の目標の達成に寄与する。なお、当該効果については実効法人税率により決定される。

⑫ 税収減是認の効果の実績把握（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本租税特別措置の適用期間である平成23年1月～3月において、本措置の適用実績はなく、税収減も生じなかった。

平成23年1～3月実績：負担金納付の件数0、負担金の金額0、減収額0

なお、本租税特別措置は、商品先物取引業者が破綻し、ペイオフにより委託者保護資金が取り崩された場合に、委託者保護資金の造成を回復するために、破綻した業者以外の業者が商品先物取引法に基づき納付する負担金の損金算入を認めるものであり、取引を行う消費者（委託者）の保護を図るとともに、商品先物取引への信頼を確保するという高い公共性を有することに鑑みれば、税収減は容認されるべきものと考えられる。

⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

委託者保護資金は、証拠金を預けて取引を行う消費者（委託者）を保護するためのセーフティネットであることを踏まえれば、ペイオフによって生じた委託者保護資金の取崩し額を商品先物取引業者による負担金の納付により、可能な限り早期に補填することが重要であり、負担金に対し租税特別措置が設けられていることは妥当と認められる。

本租税特別措置等以外の手段としては、例えば、補助金等の予算措置を講じることが考えられるが、予算上・手続上の制約により、その実現のためには本租税特別措置（商品先物取引業者が会員として加盟している日本委託者保護基金において納付計画を決定すれば迅速に実行できる）に比べて長期間を要することは明らかである。

なお、同様に有価証券への投資者の保護を図るセーフティネット（投資者保護基金に納付する負担金の損金算入）等の特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例で認められているとおり、税制上の公平性を確保する観点からも、本租税特別措置による支援は妥当なものである。

⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

委託者保護資金を取り崩した場合に補填するための支援措置は、本租税特別措置以外には存在しない。また、商品先物取引業者の破綻によりペイオフが実施された場合に、商品先物取引法により、破綻した業者以外の業者に負担金の納付が義務付けられていること以外に、義務付けは存在しない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(商品先物取引法に基づく委託者保護基金)
2	租税特別措置等の内容	商品先物取引業者が破綻し、委託者に対する資産の返還ができない場合に、委託者保護基金はこれを補填する、ペイオフのための財源として委託者保護資金制度を設けている。この制度の財源の維持・充実を図るため、会員である商品先物取引業者が納付する負担金の損金算入を可能とする。
3	担当部局	商務情報政策局 商務流通グループ 商取引監督課
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度:平成 21 年度 改正経緯:平成 21 年 7 月の商品取引所法の改正(新法名:商品先物取引法)により租税法を改正し本制度を創設。なお、商品先物取引法の完全施行は平成 23 年 1 月のため本制度の適用期間は平成 23 年 1 月～3 月。
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 消費者が商品・サービスを安心して取引できる市場環境を整備することにより、消費者の財産を保護するとともに、国民経済の健全な発展を達成する。 《政策目的の根拠》 <商品先物取引法> (目的) 第二百七十条 委託者保護基金は、第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払その他の業務を行うことにより委託者の保護を図り、もつて商品市場に対する信頼性を維持することを目的とする。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 取引・経営の安心
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 最近の商品先物取引業者の経営状況の悪化等を背景として、商品先物取引業者の破綻が増加していることも踏まえ、ペイオフの際に的確な対応を行える財源を維持・充実させることにより、適正な取引秩序に基づく市場の発展、委託者が安心して参加できる市場の実現を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 認可法人である日本委託者保護基金に造成されている基金の造成額を維持し、ペイオフの際には的確に対応する。 委託者に対する補償対象債権の支払を行うため、委託者保護基金が取り崩された場合には、その損失額を概ね4年度内で埋めることとしており(日本委託者保護基金業務規程)、取り崩された場合の補填状況の報告を受けることにより、拠出件数を把握する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 消費者が安心して取引できる市場環境を整備するためには、商品先物取引業者の破綻に際して委託者資産の確実な返還を果たすことが重要である。委託者資産の確実な返還を担保する委託者保護基金の維持・充実を図るためには、商品先物取引業者が納付する法定の義務負担である負担金について

			損金の算入が必要であり、これは委託者が安心して参加できる市場の実現に寄与する。
8	有効性等	①: 適用数等	平成17年に委託者保護基金が創設されてからペイオフの実績がないため、商品先物取引業者の基金への負担金の実績はない。現在の、委託者保護資金の額は、業務規程に定める造成水準の98億円。
		②: 減収額	平成17年に委託者保護基金が創設されてからペイオフの実績がないため、商品先物取引業者の基金への負担金の実績はない。現在の、委託者保護資金の額は、業務規程に定める造成水準の98億円。
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成23年1月～平成23年3月) 平成17年に委託者保護基金が創設されてからペイオフの実績がないため、商品先物取引業者の基金への負担金の実績はない。現在の、委託者保護資金の額は、業務規程に定める造成水準の98億円。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成23年1月～平成23年3月) 平成17年に委託者保護基金が創設されてからペイオフの実績がないため、商品先物取引業者の基金への負担金の実績はない。現在の、委託者保護資金の額は、業務規程に定める造成水準の98億円。 《収支減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成23年1月～平成23年3月) 本措置により、消費者が安心して取引できる市場環境が整備されている。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	商品先物取引業者は商品先物取引法(以下「法」という。)により委託者保護基金への加入(法第276条)及び負担金の納付(法第314条)が義務づけられており、この負担金について、税制上の損金算入の措置が講じられることは妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付けなどの役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、本税制措置の実施により、消費者が安心して取引できる市場環境を整備する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		今回が初めての事後評価



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例	府省名	経済産業省
税目	所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「雇用の維持・創出等」は、達成時期が設定されておらず、いつの時点で目標が達成されたといえるのか不明であり、その効果の検証方法に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑤⑧ 適用数等の実績把握・減収額の実績把握（評価書中 8①「適用数等」、8②「減収額」欄への補足説明）

適用数については、会社標本調査（国税庁）の中小企業者数のデータに、中小企業庁が実施したアンケートで取得したデータを用いて算出した自社株式の相続が起きた企業の割合（年率）及びみなし配当課税を利用した企業の割合を乗じて、ベンチマークとなる年の本租特の適用件数を算出し、更に「特定同族会社の株式及び出資」の被相続人数の伸び率を用いて各年度における適用件数を算出した。

減収額については、当該適用件数と国税庁統計から算出した相続人一人当たり平均取得財産額（「特定同族会社の株式及び出資」の取得財産価額／（「特定同族会社の株式及び出資」の被相続人の数×被相続人 1 人あたりの相続人の数の平均））及び税率を乗じて減収額を算出した。

⑩⑫ 達成目標の実現状況の実績把握・税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」、8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

雇用維持・創出効果の試算方法・その根拠については、2010 年版中小企業白書のデータを用いて中小企業全体の廃業率（①）を算出し、①に中小企業庁が試算した本制度の利用者数、2010 年版中小企業白書による事業承継事由で廃業する者の割合及び 2011 年度に中小企業庁が実施したアンケートデータに基づき算出した本税制の寄与率を乗じ、本税制によって廃業が防止された企業数（②）を算出。次に、②に 2011 年度に中小企業庁が実施したアンケートデータに基づき算出した当該利用者の平均従業員数（③）を乗じて本税制によって喪失が防がれた従業員数を推計し雇用維持・創出効果を算出。

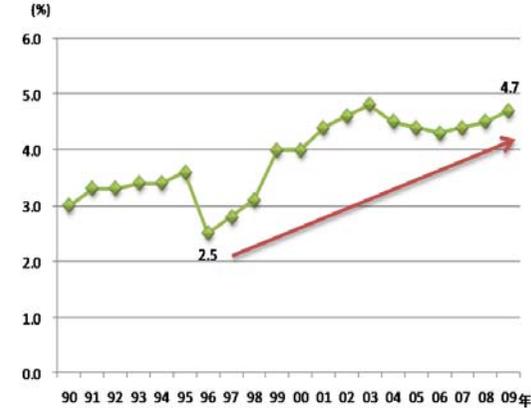
次に、経済波及効果の試算方法・その根拠については、②に当該認定企業の 1 社あたり平均売上高及び乗数効果（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングに委託した 2010 年度委託報告書の数値に基づく乗数効果。）を乗じて廃業回避の経済効果（④）を算出するとともに、②に③及び雇用一人当たりの経済波及効果（同報告書の数値に基づく。）を乗じて雇用喪失回避の経済効果（⑤）を算出。最後に④と⑤を合計して本税制に伴う経済波及効果を試算。

②⑥⑮ 所期の目標が達成していない状況、僅少・偏りのない状況、他の政策手段との役割分担（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」、8①「適用数等」、9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

別紙 1～3 参照

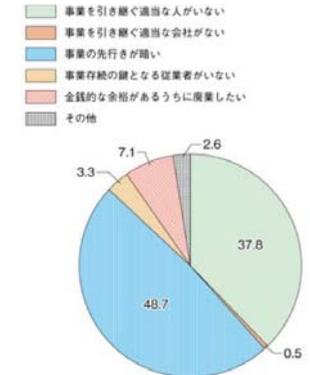
○中小企業の事業承継を取り巻く環境は、厳しい経済情勢の中、高水準で移行する廃業率、従業員の過剰感に係る従業員過不足 D I、高水準の完全失業率の数値などに示されるように依然として全体の状況は改善していない。  
 ○さらに、自分の代で廃業したいと考える理由として後継者がいないと回答した者が 37.8%と未だ高水準であるため、前回要望時の達成状況が達成されているとは言えない。

有雇用事業所数による廃業率の推移



(出典) 中小企業白書 2011

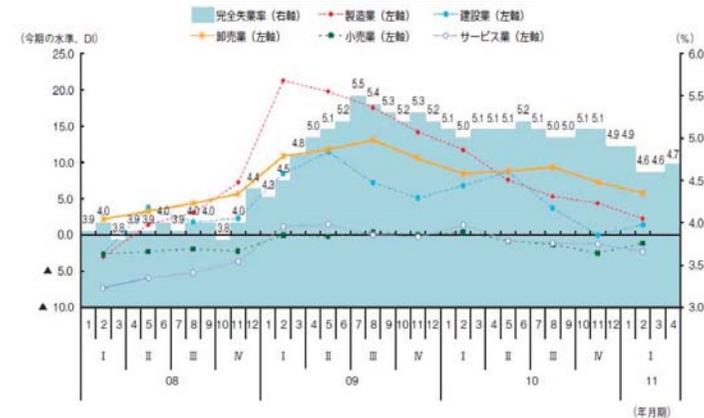
自分の代で廃業したいと考える理由



資料：中小企業庁委託「事業の引継ぎに関する調査」（2009年12月、(株)三菱総合研究所）  
 (注) 経営者の引退後の事業に対する考え方で、「自分の代で廃業したい」と回答した中小企業を集計している。

(出典) 中小企業白書 2010

業種別の従業員過不足 D I と完全失業率



(注) 1. 従業員過不足 D I とは、当期の従業員数が「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

(出典) 中小企業白書 2011

## みなし配当課税の特例と他の事業承継に係る政策手段との比較について

## &lt; 予算措置の役割 &gt;

予算措置は事業承継に係る課題の抽出整理や各制度の普及啓発のためであって、法律・税制・金融に係る措置の前さばきのものである。具体的には事後評価書に記載のとおり、施策説明会による普及啓発活動や中小企業者に対する巡回対応相談を行っており、実際に課税の軽減を行うみなし配当課税の特例とは役割が異なるものである。

## (措置名)

- ・中小企業事業承継円滑化支援事業（施策説明会等）【親族内外、法人・個人事業主・代表者個人等】（平成23年度予算額2.6億円）
- ・中小企業支援ネットワーク強化事業（巡回対応相談等）【親族内外、法人・個人事業主・代表者個人等】（平成23年度予算額39.6億円の内数）

## &lt; 金融支援の役割 &gt;

金融支援は、中小企業者等の事業承継に際し事業用資産や株式等の購入資金に係る資金貸付のみならず、経営者交代による取引先の減少や売上高の減少などに苦しむ会社の資金繰り対策にも資するものである。さらに、税制措置とは異なり、親族外承継（M&A、MBO等）における株式購入資金等にも活用ができることが大きな特徴である。よって、親族内承継を主眼としているみなし配当課税の特例とは対象が異なるものである。

## (措置名)

- ・金融支援①（信用保証制度）【親族内外、会社・個人事業主】
- ・金融支援②（日本政策公庫）【親族内外、代表者個人】
- ・企業再建・事業承継支援資金（日本政策金融公庫）【親族内外、会社・個人事業主】

## &lt; 法律支援の役割 &gt;

経営承継円滑化法に基づく民法の特例は事業承継の際に後継者以外の者による遺留分減殺請求によって、中小企業の株式が分散し経営の安定が損なわれるリスクを事前に低減するものである。つまり、納税猶予制度や金融支援とは異なり、後継者や中小企業者に対する資金的な支援を行うものではない。よって、税の軽減措置であるみなし配当課税の特例とは対象や性格が異なるものである。

## (措置名)

- ・遺留分に関する民法特例【親族内、会社】

## &lt; 他の税制措置との役割 &gt;

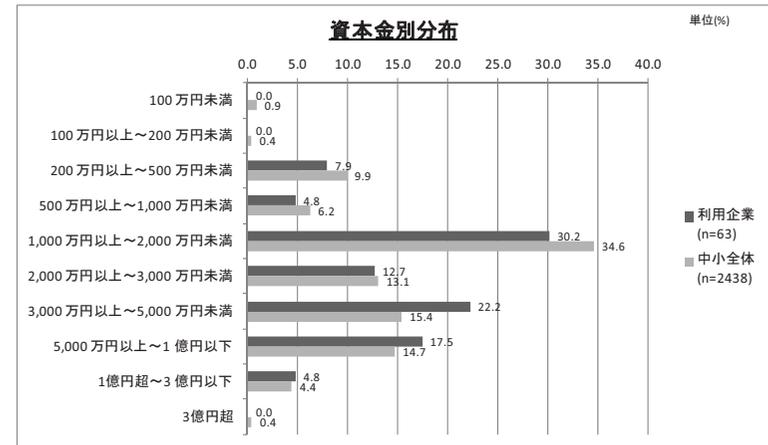
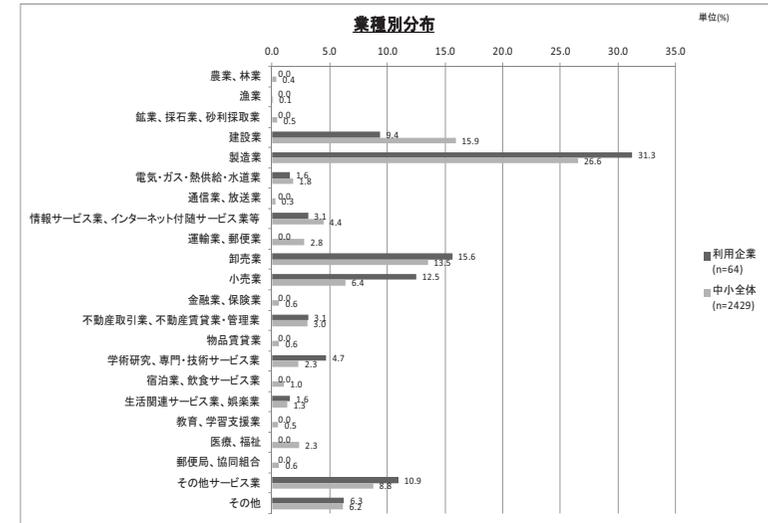
事業承継に係る他の税制措置として非上場株式等の納税猶予制度等があるが、その対象はいわゆる後継者（筆頭株主や代表者であること等の要件あり）に特定されている。一方、みなし配当課税は後継者以外の者も利用できるためその対象は納税猶予制度よりも幅広いものとなっている。そもそも、納税猶予制度を適用した場合において、経営承継期間における納税猶予対象株式の譲渡は納税猶予の確定事由となるため、みなし配当課税の特例との重複利用はできない。

## (措置名)

- ・非上場株式等についての相続税の納税猶予（措置法第70条の7の2）【親族内承継、株式会社等】
- ・非上場株式等についての贈与税の納税猶予（措置法第70条の7）【親族内承継、株式会社等】
- ・非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予（措置法第70条の7の4）【親族内承継、株式会社等】

## みなし配当課税の特例における利用企業の業種別・資本金別分布

2011年度に中小企業庁が実施したアンケートによると、本特例の利用に係る企業（相続により非上場株式を取得した相続人等から自己株式（金庫株）を取得したことがあるもの）の資本金分布、業種別分布は以下のとおりであって、大きな偏りはなく、幅広く利用されていることが伺える。



租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例
2	租税特別措置等の内容	相続又は遺贈により非上場株式を取得した個人が、相続開始の翌日から相続税の申告期限の翌日以降3年を経過する日までの間に、当該株式をその発行会社に譲渡した場合において、みなし配当相当額について配当課税とせず譲渡益課税とする。
3	担当部局	中小企業庁財務課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年度 創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者の事業の継続・発展を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を実現する。  《政策目的の根拠》 「中小企業憲章」(平成22年6月閣議決定) 2. 基本原則 五. セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する ・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する。 3. 行動指針 八. 中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす (略) 中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 経済社会の安心・安全の確保 4. 取引・経営の安心
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 相続税負担によって事業活動の継続に支障を来している中小企業について、円滑な事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図る。具体的には、事業承継施策全体を通じ、後継者不在が理由で廃業する社が年間7万社、それに伴う雇用喪失20～35万人(出典:2006年中小企業白書)を未然に防ぐ。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本制度の適用件数、「8有効性等③」に掲げる試算結果  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例は、相続税納税のための会社への自己株式売却を容易にすることにより第三者への売却に伴う経営権の分散を防止するとともに、相続人にとっては納税資金が確保できる。その効果として、中小企業の事業継続・発展を通

8	有効性等	① 適用数等	<p>じた雇用の確保や経済活性化の促進につながるものであるため、政策目的に寄与している。</p> <p>適切な税務統計データがないため租税の正確な適用実績は把握できないが、国税庁統計年報や平成23年6月に実施された中小企業庁アンケートに基づいて試算すると、以下のとおり適用件数は約1,000件超で推移しており、着実に利用されていることが伺える。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①みなし配当課税の適用者数(人)</th> <th>②「特定同族会社の株式及び出資」の被相続人の数(人)</th> <th>③「特定同族会社の株式及び出資」の取得財産価額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>1,146</td> <td>8,765</td> <td>383,229</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>1,197</td> <td>9,139</td> <td>414,242</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>1,215</td> <td>9,278</td> <td>481,889</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>1,225</td> <td>9,355</td> <td>491,636</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>1,220</td> <td>9,315</td> <td>435,332</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>1,159</td> <td>8,823</td> <td>376,840</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>1,161</td> <td>8,839</td> <td>378,013</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所:①中小企業庁アンケート結果等を基に推計、②③国税庁統計年報)</p>				①みなし配当課税の適用者数(人)	②「特定同族会社の株式及び出資」の被相続人の数(人)	③「特定同族会社の株式及び出資」の取得財産価額(百万円)	H16	1,146	8,765	383,229	H17	1,197	9,139	414,242	H18	1,215	9,278	481,889	H19	1,225	9,355	491,636	H20	1,220	9,315	435,332	H21	1,159	8,823	376,840	H22	1,161	8,839	378,013
				①みなし配当課税の適用者数(人)	②「特定同族会社の株式及び出資」の被相続人の数(人)	③「特定同族会社の株式及び出資」の取得財産価額(百万円)																															
			H16	1,146	8,765	383,229																															
			H17	1,197	9,139	414,242																															
H18	1,215	9,278	481,889																																		
H19	1,225	9,355	491,636																																		
H20	1,220	9,315	435,332																																		
H21	1,159	8,823	376,840																																		
H22	1,161	8,839	378,013																																		
② 減収額	<p>平成16年度 5,009百万円 平成17年度 5,424百万円 平成18年度 6,311百万円 平成19年度 6,439百万円 平成20年度 5,702百万円 平成21年度 4,949百万円 平成22年度 4,965百万円 (中小企業庁アンケート結果等を基に推計)</p>																																				
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H16年度～H22年度) 相続税納税のための会社への自己株式売却を容易にすることにより、相続人等の納税資金の確保に資するとともに、自社株(金庫株)の取得により、第三者への売却による経営権(株式)の分散を防止することが可能である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H22年度) 本税制措置による直接的な効果として、本税制措置による事業維持に係る効果(廃業防止に係る効果)によって、本税制措置が無かった場合と比べて年間374名の雇用維持・創出効果があるとの試算がある(注1)(注2)。 (※当該試算は、平成23年度に中小企業庁から山田ビジネスコンサルティング㈱へ委託事業の一環として実施しているもの。)</p> <p>(注1)当該試算の分析対象は、平成22年度の利用者(相続人)1,161人が対象。 (注2)中小企業の廃業率(中小企業白書2010年版)等のデータを用いて本税制措置が無かった場合における廃業社数を推定し、事業維持に係る効果(廃業防止効果)を測定。</p>																																				

		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H22年度)</p> <p>上述《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》の直接的な効果(374名の雇用維持・創出効果)に伴う経済波及効果について、事業維持に係る効果(廃業防止に係る効果)によって約98億円(注3)の経済波及効果が生じるとされており、減収見込額約50億円(注4)に対し、約1.98倍の税込減を是認するような効果があるとの試算がある。</p> <p>(※上記試算は、平成23年度に中小企業庁から山田ビジネスコンサルティング㈱へ委託事業の一環として実施しているもの。)</p> <p>(注3)本税制措置による直接的な効果をベースとして、当該効果をもたらす経済波及効果について試算。具体的には、廃業防止効果によって防いだ企業の経済的資源(当該企業の売上高や雇用)の経済波及効果を測定。</p> <p>(注4)平成22年度の減収額(中小企業庁試算)</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本税制措置は、相続税負担によって事業活動に支障を来たしている中小企業にとって、納税資金の確保や経営権(株式)の分散を防止することによって、円滑な事業承継の実現を目的としている。実際に、中小企業者が、事業承継を円滑にするために政府や公的支援機関に望むこととして、40%以上が「事業承継の際の税負担の軽減」を挙げていることから、事業承継の際に相続税等の税負担の軽減を行うことは適切である。(出典:2010年中小企業白書)。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>事業承継円滑化のための総合的支援策として、以下の措置を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・法人(会社)形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。</p> <p style="text-align: center;">※以下の【】内は適用対象者を示す。</p> <p>&lt;税制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非上場株式等についての贈与税の納税猶予(措置法第70条の7)【親族内、会社】</li> <li>・非上場株式等についての相続税の納税猶予(措置法第70条の7の2)【親族内、会社】</li> <li>・非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予(措置法第70条の7の4)【親族内、会社】</li> <li>・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(措置法第69条の4)【親族内、会社・個人事業主】</li> </ul> <p>(※上記の相続税の納税猶予の適用を受ける場合でも、本税制措置の適用(完全併用)が可能となっている。)</p> <p>&lt;法律&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営承継円滑化法</li> </ul> <p>遺留分に関する民法特例【親族内、会社】</p> <p>金融支援①(信用保証制度)【親族内外、会社・個人事業主】</p> <p>金融支援②(日本政策公庫)【親族内外、代表者個人】</p> <p>&lt;予算措置&gt;</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業事業承継円滑化支援事業(施策説明会等)【親族内外、法人・個人事業主・代表者個人等】(平成23年度予算額2.6億円)</li> <li>・中小企業支援ネットワーク強化事業(巡回対応相談等)【親族内外、法人・個人事業主・代表者個人等】(平成23年度予算額39.6億円の内数)</li> </ul> <p>&lt;金融&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業再建・事業承継支援資金の貸付対象・貸付金利の拡充【親族内外、会社・個人事業主】</li> </ul>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置は地方税に係る租税特別措置等ではない。
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	引き続き措置。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	・非上場株式等についての贈与税の納税猶予 ・非上場株式等についての相続税の納税猶予 ・非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予	府省名	経済産業省
税目	贈与税、相続税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
⑧ 減取額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし		※
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「雇用の維持・創出等」は、達成時期が設定されておらず、いつの時点で目標が達成されたといえるのか不明であり、その効果の検証方法に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

別紙 1 参照

⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）

税務統計（国税庁）によると、平成 21 年に特定同族会社の株式等を相続財産として遺した被相続人数は約 8,800 人。これらの者の中には経営者以外の単なる同族株主も含まれているため、2011 年度に実施した中企庁アンケートによる同族株主の 1 社あたりの人数（約 3 名）で除すると、1 年間で発生する同族会社の経営者の相続件数は約 2,900 件。このうち、自社株式を売却する必要がなく既に納税資金が確保されている者等、本制度の対象とはならない者も相当数いると思われる（注）ため、適用件数（平成 21 年分相続 146 件）は決して僅少ではない。

（注）H19 年版中小企業白書によると、予想される相続税負担の原資で「自社株式の売却」と回答した者は 9.6%

⑩⑫ 達成目標の実現状況の実績把握・税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」、8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

雇用維持・創出効果の試算方法・その根拠については、事業所企業統計調査（総務省）のデータ等を用いて中小企業全体の雇用維持率（①）を算出し、①に相続税又は贈与税の申告期限から 1 年後を迎えている認定企業の相続又は贈与当時の従業員数を乗じ、当該認定企業が税制を利用しなかった場合の雇用人数（②）を算出し、当該認定企業が認定後 1 年後における従業員数と②の差を抽出（③）。さらに、2010 年版中小企業白書のデータを用いて中小企業全体の廃業率（④）を算出し、④に当該認定企業数及び同白書による事業承継事由（後継者不在）で廃業する者の割合を乗じて本税制によって廃業が防止された企業数（⑤）を算出し、⑤に当該認定企業の平均従業員数（⑥）を乗じて本税制によって喪失が防がれた従業員数（⑦）を推計。最後に③に⑦を合計して雇用維持・創出効果を算出。

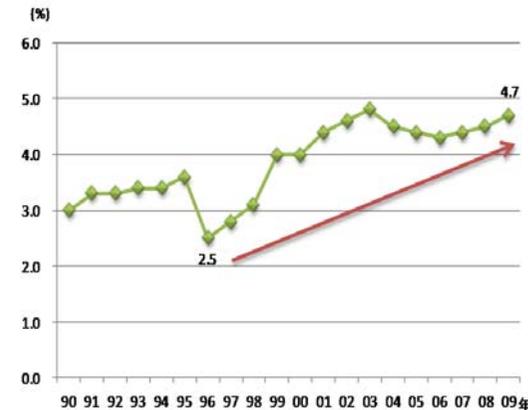
次に、経済波及効果の試算方法・その根拠については、⑤（本税制によって廃業が防止された企業数）に当該認定企業の 1 社あたり平均売上高及び乗数効果（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングに委託した 2010 年度委託報告書の数値に基づく乗数効果。）を乗じて廃業回避の経済効果（⑧）を算出するとともに、⑤に⑥及び雇用一人当たりの経済波及効果（同報告書の数値に基づく。）を乗じて雇用喪失回避の経済効果（⑨）を算出。最後に⑧と⑨を合計して本税制に伴う経済波及効果を試算。

⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中 9①「租税特別措置等によるべき妥当性」欄への補足説明）

別紙 2 参照

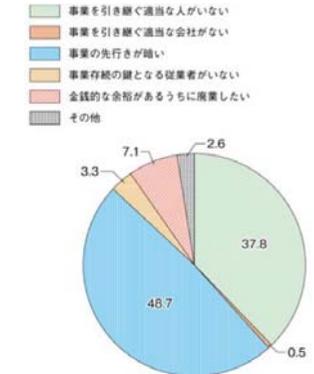
○中小企業の事業承継を取り巻く環境は、厳しい経済情勢の中、高水準で移行する廃業率、従業員の過剰感に係る従業員過不足 D I、高水準の完全失業率の数値などに示されるように依然として全体の状況は改善していない。  
○さらに、自分の代で廃業したいと考える理由として後継者がいないと回答した者が 37.8%と未だ高水準であるため、前回要望時の達成状況が達成されているとは言えない。

有雇用事業所数による廃業率の推移



(出典) 中小企業白書 2011

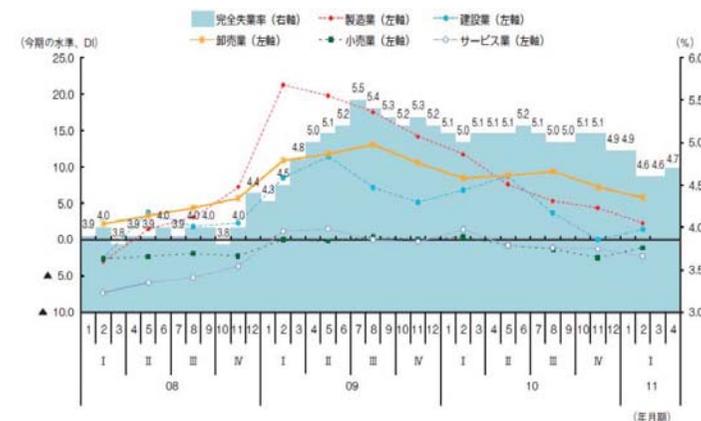
自分の代で廃業したいと考える理由



資料：中小企業庁委託「事業の引継ぎに関する調査」(2009年12月、(株)三菱総合研究所)  
注：経営者の引退後の事業に対する考え方で、「自分の代で廃業したい」と回答した中小企業を集計している。

(出典) 中小企業白書 2010

業種別の従業員過不足 D I と完全失業率



(注) 1. 従業員過不足 D I とは、当期の従業員数が「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

(出典) 中小企業白書 2011

非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度と他の事業承継に係る政策手段との比較について  
※以下の【】内は適用対象者を示す。

#### < 予算措置の役割 >

予算措置は、事業承継に係る課題の抽出整理や各制度の普及啓発のためであって、法律・税制・金融に係る制度利用の前さばきのなものである。具体的には事後評価書に記載のとおり、施策説明会による普及啓発活動や中小企業者に対する巡回対応相談を行っており、実際に課税の軽減を行う納税猶予制度とは役割が異なるものである。

(措置名)

- ・中小企業事業承継円滑化支援事業（施策説明会等）【親族内外、法人・個人事業主・代表者個人等】（平成23年度予算額2.6億円）
- ・中小企業支援ネットワーク強化事業（巡回対応相談等）【親族内外、法人・個人事業主・代表者個人等】（平成23年度予算額39.6億円の内数）

#### < 金融支援の役割 >

金融支援は、中小企業者等の事業承継に際し事業用資産や株式等の購入資金に係る資金貸付のみならず、経営者交代による取引先の減少や売上高の減少などに苦しむ会社の資金繰り対策にも資するものである。さらに、税制措置とは異なり、親族外承継（M&A、MBO等）における株式購入資金等や個人事業主の事業承継にも活用ができることが大きな特徴である。よって、親族内承継及び非上場株式等に限り相続税・贈与税の納税を猶予する本制度とは支援対象や役割が異なるものである。

(措置名)

- ・金融支援①（信用保証制度）【親族内外、会社・個人事業主】
- ・金融支援②（日本政策公庫）【親族内外、代表者個人】
- ・企業再建・事業承継支援資金（日本政策金融公庫）【親族内外、会社・個人事業主】

#### < 法律支援の役割 >

経営承継円滑化法に基づく民法の特例は事業承継の際に後継者以外の者による遺留分減殺請求によって、中小企業の株式が分散し経営の安定が損なわれるリスクを事前に低減するものである。つまり、納税猶予制度や金融支援とは異なり、後継者や中小企業者に対する相続税に係る納税資金をはじめとした後継者の資金需要に応える支援を行うものではないため、納税猶予制度とは性格が異なるものである。

(措置名)

- ・遺留分に関する民法特例【親族内、会社】

#### < 他の税制措置との役割 >

事業承継に係る他の税制措置として小規模宅地等の課税の特例等があるが、これは個人事業主等が所有する事業用宅地等の処分についての制約面等に配慮し、小規模宅地等の課税価格を軽減するものである。株式会社の事業承継の円滑化を主眼とした納税猶予制度とは支援対象等が異なるものである。

(措置名)

- ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（措置法第69条の4）（※相続税の納税猶予の適用を受ける場合でも、小規模宅地特例の適用（完全併用）が可能となっている）【親族内、会社・個人事業主】※会社も対象と記載した趣旨は、個人が会社に貸付した宅地も対象となる趣旨。

#### 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	非上場株式等についての贈与税の納税猶予 非上場株式等についての相続税の納税猶予 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予
2	租税特別措置等の内容	後継者である相続人又は受贈者が、相続（又は遺贈）又は贈与により、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「経営承継円滑化法」という。）に基づく経済産業大臣の認定を受ける非上場会社（以下「認定企業」という。）の株式等を被相続人又は贈与者から取得し、その会社を営んでいく場合には、その後継者が納付すべき相続税額又は贈与税額のうち、その株式等（相続開始前又は贈与前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その中小企業者の発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る。）に係る課税価格の80%（贈与税の場合は100%）に対応する相続税額又は贈与税額については、当該後継者の死亡の日（もしくは一定の免除事由に該当する場合）までその納税を猶予する。 また、贈与税の納税猶予期間中に先代経営者（贈与者）の死亡等があった場合には、後継者（受贈者）が猶予されている贈与税の納付が免除される。また、贈与税の納税猶予の適用を受けた非上場株式は、後継者が相続（又は遺贈）によって取得したものとみなして、贈与時の価格により他の相続財産と合算して相続税を計算することとなる。その際、経営承継円滑化法施行規則第13条第1項の「経済産業大臣の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた非上場株式等（一定の部分に限る）について相続税の納税が猶予される。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の創設 平成15年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用 平成16年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ 平成18年度改正 物納手続の改善 平成19年度改正 種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設 平成20年度改正 平成21年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定（税制改正大綱） 平成21年度改正 平成20年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設 平成22年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等 平成23年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等
6	適用期間	恒久措置

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業の事業の継続・発展を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》 「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」 非上場株式会社等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の適用は、経営承継円滑化法第12条第1項の経済産業大臣の認定が基礎となっている。 さらに、納税猶予制度の継続にあたっては、雇用確保を始めた5年間の事業継続要件が経営承継円滑化法施行規則によって課されており、政策目的を達成する上で法令の中で明確に位置づけられている。</p> <p>「中小企業憲章」(平成22年6月閣議決定) 2. 基本原則 五. セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する ・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する。 3. 行動指針 八. 中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす (略) 中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済社会の安心・安全の確保 4. 取引・経営の安心</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 相続税・贈与税負担によって事業活動の継続に支障を来している中小企業について、円滑な事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図る。具体的には、租税特別措置も含めた事業承継施策全体を通じ、後継者不在が理由で廃業する社7万社、それに伴う雇用喪失20～35万人(出典:2006年中小企業白書)を未然に防ぐ。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 納税猶予制度の適用の前提となる認定・確認の件数、認定企業の従業員数、「8有効性等③」に掲げる試算結果</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 納税猶予制度の適用者には、5年間の雇用確保を始めとする事業継続要件が課されており、政策目標である雇用喪失の防止等に寄与するもの。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>○納税猶予制度の適用の前提となる認定・確認の件数(出所:中小企業庁調べ) 制度の創設以降、認定件数は年間約200件、計画的な承継の取組に係る確認については平成22年度で1,300件超(前年比2倍以上の伸び)となっており、着実に実績を積み重ねてきている。 &lt;平成21年度&gt; ①相続税の納税猶予適用の前提となる認定:153件 ②贈与税の納税猶予適用の前提となる認定:29件 ③計画的な承継の取組に係る確認:573件※ (集計期間:①②平成21年4月1日～平成22年3月31日)</p>

③平成20年10月1日～平成22年3月31日)  
※計画的な承継の取組に係る確認は、原則、認定を取得するための前提条件であるため、将来発生しうる潜在的な納税猶予の件数と考えられるもの。  
<平成22年度>  
①相続税の納税猶予適用の前提となる認定:133件  
②贈与税の納税猶予適用の前提となる認定:67件  
③計画的な承継の取組に係る確認:1,326件  
(集計期間:平成22年4月1日～平成23年3月31日)

(参考)相続税の納税猶予適用額(出所:国税庁)  
・相続税(平成20年相続開始分)(平成20年10月1日から同年12月31日の相続に限る)  
適用件数45件 猶予税額56億円  
・相続税(平成21年相続開始分)  
適用件数146件 猶予税額43億円  
※贈与税の納税猶予税額については非公表なため不明。

○認定企業の資本金別分布  
認定企業の資本金別の分布【図表1】を見ると、中小企業全体の資本金分布と比べても大きなそん色はなく、幅広く利用されていることが伺える。  
(集計期間:平成21年4月1日～平成23年3月31日)

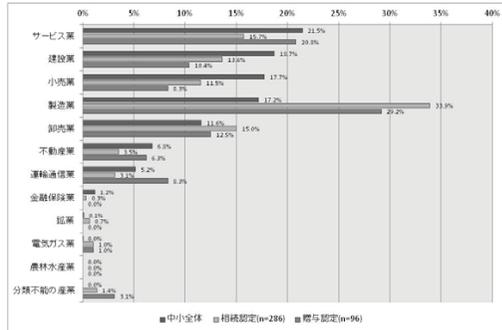
【図表1】

資本金別	中小全体	相続認定(n=286)	贈与認定(n=96)
1千万以下	49.7%	40.9%	50.0%
1千万～3千万	25.9%	21.9%	35.3%
3千万～5千万	11.6%	14.0%	16.7%
5千万～1億	9.4%	8.4%	11.5%
1億超	3.5%	1.4%	0.6%

(出典:認定企業(中企庁調べ)、中小全体(総務省「事業所・企業統計調査」)

○認定企業の業種別分布  
認定企業の業種別の分布【図表2】を見ると、中小企業全体の業種別分布と比べても、製造業に若干の偏りは見られるものの、大きなそん色はなく、幅広く利用されていることが伺える。  
(集計期間:平成21年4月1日～平成23年3月31日)

【図表 2】



(出典: 認定企業(中企庁調べ)、中小全体(総務省「事業所・企業統計調査」)

② 減収額

○減収額

平成 21 年度: 210 億円

平成 22 年度: 124 億円

平成 23 年度: 83 億円 (出典: 財務省による試算)

(参考) 納税猶予適用額(出典: 国税庁統計年報)

・相続税(平成 20 年相続開始分)(平成 20 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日の相続に限る)

適用件数 45 件 猶予税額 56 億円

・相続税(平成 21 年相続開始分)

適用件数 146 件 猶予税額 43 億円

※贈与税の納税猶予税額については非公表なため不明。

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間: H21 年度～H22 年度)

納税猶予制度の適用者には、5 年間の雇用確保を始めとする事業継続要件等が課されており、これらは政策目的である雇用確保等に直接寄与するもの。実際に制度創設から 2 年で認定企業が約 380 件、その従業員数が計約 19,000 人となっており、政策目的である雇用確保を一定程度実現していることが伺える。

また、地域経済の担い手である中小企業者の事業承継の円滑化を図ることによって、納税猶予制度に因る一定の経済波及効果がある(下記《税収減を是認するような効果の有無》参照)ため、地域経済の発展にも寄与していることが伺える。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: H21 年度～H23 年 8 月)

納税猶予適用企業には、常時使用する従業員に係る 5 年間の雇用継続要件(相続時・贈与時の 8 割以上)が課されており、制度創設から 2 年間で認定企業が約 380 件に上っており、今後、その従業員数約 19,000 人に係る一定の雇用維持効果が見込まれる【図表 3】。

実際に、相続税申告期限又は贈与税申告期限から一年後の時点における認定企業(以下、「継続認定企業」という。)の雇用状況(認定企業は認定から 5 年間毎年、経済産業大臣に雇用維持等に係る要件を満たしていることについて報告義務あり。)をみると、8 割維持の要件にも拘わらず、相続・贈与と比べて微増(+292 人)している状況であり、達成目標に一定程度寄与している

ることが伺える【図表 4】。

【図表 3】認定企業における常時使用従業員数(全認定企業における相続・贈与時点の人数)

	相続税認定企業 (286 件)	贈与税認定企業 (96 件)	合計
総数	12,971 人	6,024 人	18,995 人
1 社平均	45.4 人	62.8 人	49.7 人
中間値	21.0 人	26.5 人	22.0 人

(分析対象期間: 平成 21 年 4 月～平成 23 年 3 月)

【図表 4】認定企業の常時使用従業員数の推移(全認定企業のうち、相続税又は贈与税の申告期限から 1 年後(報告基準日)を迎えている認定企業の常時使用従業員数の推移)

	相続税認定 (112 件)	贈与税認定 (20 件)	合計
①相続・贈与時	4,241 人	1,928 人	6,169 人
②報告基準日	4,259 人	2,202 人	6,461 人
増減	+18 人	+274 人	+292 人

(分析対象期間: 平成 21 年 4 月～平成 23 年 8 月)

さらに、租税特別措置のみによる直接的な効果を他の指標との比較等によって検証すると、本税制措置による雇用維持に係る効果及び事業維持に係る効果(廃業防止に係る効果)によって、本税制措置が無かった場合と比べて年間 495 名の雇用維持・創出効果があるとの試算がある(注 1)(注 2)。(※上記試算は、平成 23 年度に中小企業庁から山田ビジネスコンサルティング㈱へ委託事業の一環として実施しているもの。)

(注 1) 当該試算(495 名の雇用維持・創出効果)の分析対象は、相続税又は贈与税の申告期限から 1 年後(報告基準日)を迎えている(平成 23 年 8 月時点)認定企業 132 社がベースとなっている。

(注 2) 事業所・企業統計調査(総務省)等のデータを用い、本税制措置が無かった場合における認定企業の雇用推移を推定し、雇用維持に係る効果を測定。また、中小企業の廃業率(中小企業白書 2010 年版)等のデータを用いて本税制措置が無かった場合における廃業社数を推定し、事業維持に係る効果(廃業防止効果)を測定。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: H21 年度～H23 年 8 月)

上述《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》の直接的な効果に伴う経済波及効果について、雇用維持に係る効果によって約 50.2 億円(注 3)の経済波及効果、事業維持に係る効果(廃業防止効果)によって約 73.5 億円(注 3)の合計 123.7 億円の経済波及効果が生じるとされており、分析対象とした認定企業の減収見込額約 43.1 億円(注 4)に対し、約 2.87 倍の税収減を是認するような効果があるとの試算がある。

(※上記試算は、平成 23 年度に中小企業庁から山田ビジネスコンサルティング㈱へ委託事業の一環として実施しているもの。)

(注 3) 上述(注 1)(注 2)に係る本税制措置による直接的な効果をベースとして、当該効果もたらす経済波及効果について試算。具体的には、雇用維持に係る効果によって創出された雇用による経済波及効果や事業維持に係る

			効果(廃業防止効果)によって防いだ企業の経済的資源(当該企業の売上高や雇用)の波及効果を測定。 (注4)財務省試算の本制度に係る減収見込額の積算根拠(H22年度)に基づき、1件当たりの減収見込額(納付割合を勘案したもの)に分析対象の認定企業数(132社)を乗じて算定。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制措置は、相続によって先代経営者から後継者への事業承継が行われる場合において、後継者の相続税負担を軽減することによって、円滑な事業承継の実現を目的としている。すなわち、換金性の低い非上場株式を有している中小企業に対し、計画的な事業承継及び経営安定のために株式の集中を促すことによって、事業承継の際に相続税等の税負担の軽減を行うことは適切である。実際に、中小企業者が、事業承継を円滑にするために政府や公的支援機関に望むこととして、40%以上が「事業承継の際の税負担の軽減」を挙げているところ(出典:2010年中小企業白書)。</p> <p>また、事業承継税制の目的は、事業の継続・発展を通じた雇用確保や経済活力の維持であり、この目的に資する税制とするため、雇用確保を含む事業継続を要件として相続税・贈与税負担を軽減することとしたもの。このため、申告時点で税負担を軽減する方式ではなく、申告時に納税を猶予し、将来、事業継続の要件を満たさなくなった時点で納付させる納税猶予方式を採用している。</p> <p>さらに、課税の公平性等の観点から、事業用資産を持たない者や、主に個人事業主向けである小規模宅地の特例とのバランスなどを踏まえて、課税価格の100%納税猶予ではなく、80%に対応する相続税の納税を猶予する制度としている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算措置として、事業承継円滑化関連予算を確保している。当該予算措置は、法人・個人事業主、親族内・親族外承継を問わず、あらゆる事業承継のニーズに対応する支援ネットワークを築くもの。当該予算措置では、本税制措置の適用対象外である親族外や個人事業形態での事業承継を含めて広く支援を行っている。また、民法上の遺留分減殺請求に伴う株式分散への防止措置として民法特例が、事業承継に伴う資金の供給の円滑化のための金融支援(親族内外、個人事業主、代表者個人も対象)を講じており、本税制措置と一体となって中小企業者のニーズに合わせた事業承継円滑化のための総合的支援策を措置している。</p> <p>他の事業承継関連税制支援措置として、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(措置法第69条の4)がある。当該税制措置では、相続税の軽減が行われる対象は小規模宅地等。株式等に係る相続税の納税猶予の適用を受ける場合でも、小規模宅地特例の適用(完全併用)が可能。</p> <p style="text-align: center;">※以下の【】内は適用対象者を示す。</p> <p>&lt;税制&gt; ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(措置法第69条の4)(※相続税の納税猶予の適用を受ける場合でも、小規模宅地特例の適用(完全併用)が可能となっている)【親族内、会社・個人事業主】</p> <p>&lt;法律&gt; ・経営承継円滑化法 遺留分に関する民法特例【親族内、会社】 金融支援①(信用保証制度)【親族内外、会社・個人事業主】 金融支援②(日本政策公庫)【親族内外、代表者個人】</p>

			<p>&lt;予算措置&gt; ・中小企業事業承継円滑化支援事業(施策説明会等)【親族内外、法人・個人事業主・代表者個人等】(平成23年度予算額2.6億円) ・中小企業支援ネットワーク強化事業(巡回対応相談等)【親族内外、法人・個人事業主・代表者個人等】(平成23年度予算額39.6億円の内数)</p> <p>&lt;金融&gt; ・企業再建・事業承継支援資金(日本政策金融公庫)【親族内外、会社・個人事業主】</p>
		③ 地方公共団体協力する相当性	本税制措置は地方税に係る租税特別措置等ではない。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		引き続き措置。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	使用済自動車に係る自動車重量税の還付制度	府省名	経済産業省
税目	自動車重量税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	○
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - ① 政策目的の根拠が「第2次循環型社会形成推進基本計画」と記載されているのみで、根拠となる具体的内容等が不明なため、政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているのか疑問がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「自動車の不法投棄発生件数」は、達成時期が設定されておらず、いつの時点で目標が達成されたといえるのか不明であり、その効果の検証方法に疑問がある。
    - (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないことについて説明されていない。
    - ⑥ 本租税特別措置等の適用数は、還付台数 140 万台（平成 22 年度）、138 万台（21 年度）、117 万台（20 年度）等と把握されているが、本租税特別措置等が適用され得る適用者数からみて想定外に僅少でないことについて説明されていない。
    - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。[過去の実績]
    - ⑫ 減収額の実績と把握した効果（不法投棄の削減）を対比すべきところ、仮に、引取業者に使用済自動車が引き渡されない場合、不法投棄などを誘発する要因となる可能性があると本租税特別措置等の必要性が定性的に説明されるにとどまり、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

②④ 所期の目標が達成していない状況・測定指標の設定（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》、7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）

前回要望時の目標として、循環型社会形成推進基本計画において定められている、三つの指標における目標について平成27年度までに維持・達成としているが、うち二つの目標について達成できていない。また、不法投棄の発生台数については、環境省策定の不法投棄撲滅アクションプラン（平成16年6月15日）において、『不法投棄対策の当面の目標である「5年以内に早期対応により大規模事案（5000トンを超えるもの）をゼロとする。」の実現を目指す。』とされているところ、不法投棄ゼロ件を目標としているが、達成できていない。

⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性」欄への補足説明）

自動車リサイクル法に基づき適正処理された使用済自動車は、二度と公道を走行することがないため、権利創設税としての性質を有する自動車重量税を所有者に還付し、適正処理を促進する制度であって、補助金等の他の政策手法を講じて、廃車を促進する方向に誘導すること自体が不適切である。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	使用済自動車に係る自動車重量税の還付制度 (租税特別措置法第90条の13、租税特別措置法施行令第51条の3、)
2	租税特別措置等の内容	車検の有効期限が残っている車両を使用済自動車として引き渡し、自動車リサイクル法に基づいて適正に解体された場合、当該自動車の最終所有者は車検の残存期間に応じた自動車重量税の還付を受けることができる。
3	担当部局	製造産業局自動車課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年度 創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 循環型社会形成推進基本計画において定められている、以下の三つの指標における目標について、平成27年度までに維持・達成する。 ①資源生産性:約42万円/トン ②循環利用率:約14~15% ③最終処分量:約2,300万トン (備考) ・資源生産性=GDP/天然資源投入量 ・循環利用率=循環利用量/(循環利用量+天然資源投入量)  《政策目的の根拠》 第2次循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月閣議決定)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 施策名: 3. 資源エネルギー・環境政策
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 自動車リサイクルの促進に伴う不法投棄の削減及び循環型社会の推進。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本税制の活用により、自動車リサイクル法に基づく適正処理が促進されることに伴う、自動車の不法投棄発生件数。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 自動車リサイクル法に基づいて適正に解体された場合、自動車の最終所有者に対して、自動車重量税を車検の残存期間に応じて還付するとのインセンティブ措置を実施することで、自動車リサイクルの促進に伴う不法投棄の削減及び循環型社会の推進に寄与。																								
8	有効性等	①: 適用数等	<p>【還付台数】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成17年度: 86万台</td> <td>305万台</td> </tr> <tr> <td>平成18年度: 103万台</td> <td>357万台</td> </tr> <tr> <td>平成19年度: 107万台</td> <td>371万台</td> </tr> <tr> <td>平成20年度: 117万台</td> <td>358万台</td> </tr> <tr> <td>平成21年度: 138万台</td> <td>392万台</td> </tr> <tr> <td>平成22年度: 140万台</td> <td>365万台</td> </tr> </table> <p>【適正処理された台数】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成17年度: 86万台</td> <td>305万台</td> </tr> <tr> <td>平成18年度: 103万台</td> <td>357万台</td> </tr> <tr> <td>平成19年度: 107万台</td> <td>371万台</td> </tr> <tr> <td>平成20年度: 117万台</td> <td>358万台</td> </tr> <tr> <td>平成21年度: 138万台</td> <td>392万台</td> </tr> <tr> <td>平成22年度: 140万台</td> <td>365万台</td> </tr> </table> <p>出典: 第29回産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会資料</p>	平成17年度: 86万台	305万台	平成18年度: 103万台	357万台	平成19年度: 107万台	371万台	平成20年度: 117万台	358万台	平成21年度: 138万台	392万台	平成22年度: 140万台	365万台	平成17年度: 86万台	305万台	平成18年度: 103万台	357万台	平成19年度: 107万台	371万台	平成20年度: 117万台	358万台	平成21年度: 138万台	392万台	平成22年度: 140万台	365万台
平成17年度: 86万台	305万台																										
平成18年度: 103万台	357万台																										
平成19年度: 107万台	371万台																										
平成20年度: 117万台	358万台																										
平成21年度: 138万台	392万台																										
平成22年度: 140万台	365万台																										
平成17年度: 86万台	305万台																										
平成18年度: 103万台	357万台																										
平成19年度: 107万台	371万台																										
平成20年度: 117万台	358万台																										
平成21年度: 138万台	392万台																										
平成22年度: 140万台	365万台																										
		②: 減収額	<p>【減収額(財務省試算)】</p> <p>平成20年度 120億円 平成21年度 130億円 平成22年度 138億円 平成23年度 180億円</p>																								
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成14年度～平成24年度)</p> <p>本税制において、該当する自動車の所有者は自動車重量税が車検の有効期間に応じて還付されることで、自動車リサイクルの促進に伴う不法投棄の削減及び循環型社会の推進に寄与している。</p> <p>第2次循環型社会形成推進基本計画(平成20年閣議決定)では、平成27年度に以下の目標を維持・達成する旨規定している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標値(平成27年度)</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①資源生産性</td> <td>約42万円/トン</td> <td>36.1万円/トン</td> </tr> <tr> <td>②循環利用率</td> <td>約14～15%</td> <td>14.1%</td> </tr> <tr> <td>③最終処分量</td> <td>約2,300万トン</td> <td>2,200万トン</td> </tr> </tbody> </table>		目標値(平成27年度)	平成20年度	①資源生産性	約42万円/トン	36.1万円/トン	②循環利用率	約14～15%	14.1%	③最終処分量	約2,300万トン	2,200万トン												
	目標値(平成27年度)	平成20年度																									
①資源生産性	約42万円/トン	36.1万円/トン																									
②循環利用率	約14～15%	14.1%																									
③最終処分量	約2,300万トン	2,200万トン																									

			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成14年度～平成24年度) 本税制の活用による、自動車リサイクル法に基づく適正処理が促進されることに伴う、自動車の不法投棄発生件数の削減に寄与した。
			<p>【車両不法投棄発生台数】</p> <p>平成16年度 17,837台 平成17年度 12,877台 平成18年度 8,230台 平成19年度 5,837台 平成20年度 4,314台 平成21年度 3,250台 平成22年度 2,893台</p> <p>出典: 第29回産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会資料</p>
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成14年度～平成24年度) 本制度に基づき、自動車所有者は、引取業者に使用済自動車を引き渡すことで、自動車重量税が車検の有効期間に応じて還付されることになる。仮に、引取業者に使用済自動車が引き渡されない場合、不法投棄などを誘発する要因となる可能性があることから、自動車所有者に対するインセンティブ措置として、政策的な目的で本税制を措置している。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>自動車リサイクル法に基づき、適正処理された使用済自動車は、二度と公道を走行することがないため、権利創設税としての性質を有する自動車重量税を還付することは公平であり妥当。</p> <p>また、本法制度において、該当する自動車の所有者に対して講じられる措置であり、特定の業種に対して優遇されるものではないため、公平性は保たれている。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方公共団体への影響はない。

10	有識者の見解	特になし。
11	評価結果の反映の方向性	特になし。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	エンジェル税制 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例措置	府省名	経済産業省
税目	個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	■達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	■定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	■定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり      ■説明なし	※
⑧ 減収額の実績把握	■定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	■把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない      ■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	■説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「ベンチャー企業への投資を行う個人投資家数」は、平成20年の所得控除制度導入後10年間で12,000人の個人投資家数の増加を目標としており、「本措置利用企業へのアンケート調査によると、本措置によって「新たな投資家の獲得に効果があった」と回答した企業が42%となっている」（【点検結果表の別紙】④参照）と一定の説明はなされているが、当該測定指標は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等による個人投資家数の押し上げ効果が12,000人の個人投資家数の増加にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

- ⑫ 減収額の実績と効果を対比して説明しているが（【点検結果表の別紙】⑫参照）、税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目についても課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。
- ⑩ 達成目標の実現状況について、平成20年度以降増加した新規個人投資家数を1,956人と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）

本措置による測定指標（個人投資家数）の押し上げ効果については、平成21年度に関東経済産業局が実施した本措置利用企業へのアンケート調査によると、本措置によって「新たな投資家の獲得に効果があった」と回答した企業が42%となっていることから、相当の効果が認められる。

⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本措置においては、利用実績の伸び悩み等を受け、平成20年度税制改正により所得控除制度の導入を行っており、その結果、税制利用個人投資家数は着実に増加している。平成20年度の税制改正以後10年間で、12,000人の個人投資家の増加を達成目標としており、単年では1,200人の個人投資家数増加が目標となる。

事後評価書記載のとおり、平成20年度税制改正以降3年間で1,956名の新規個人投資家による投資が行われており、目標達成には至っていないものの、想定外に僅少ではないものと考えられる。

また、適用に偏りが無いことについてであるが、税制利用個人投資家のほとんどが新規個人投資家（平成9年度制度創設以降、累積投資件数4,110件のうち、新規投資家による投資は3,368件）であり、特定の投資家のみ当該税制が利用されている実績はない。

⑧ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、地方産業局からの申請・確認報告の集計による各年度のエンジェル税制利用投資額実績をベースとして算出した売却損に株式譲渡税率を乗じて試算した。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本措置においては、平成9年度の制度創設以降、約3.2億円の減収額（試算方法は本事後評価書添付書類に記載しているものと同じ。）に対し、個人投資家3,368人から約69.3億円の投資がなされ、事後評価書記載のとおり、一般的な中小企業の約2.15倍の約1,300億円の売上高を創出しているなど、税制利用企業は比較的高い成長率を示しており、本措置に税収減を是認する効果はあると認められる。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	エンジェル税制 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例措置
2	租税特別措置等の内容	ベンチャー企業に投資を行う個人投資家に対して株式売却時点で損失が発生した場合に損失を翌年以降3年間の繰越控除できる措置を設けている。
3	担当部局	経済産業省 経済産業政策局 新規産業室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成9年度 創設 平成12年度 拡充（売却益圧縮の特例、対象要件の拡充） 平成14年度 拡充（投資事業組合経由にも適用） 平成15年度 拡充（取得費控除制度の創設、対象要件の拡充） 平成16年度 拡充（ファンド認定制度導入、売却益圧縮特例の拡充） 平成17年度 延長（売却益圧縮特例の延長） 平成19年度 延長、拡充（売却益圧縮特例の延長、要件及び手続きの拡充） 平成20年度 拡充、縮減（所得控除制度創設、売却益圧縮特例の廃止）
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国経済の活性化を図るためには、新しい技術・ビジネスモデルを生み出すベンチャー企業の育成が不可欠であるが、ベンチャー企業へのリスクマネー供給は現状十分とはいえない。このため、特に創業初期の資金調達において重要な役割を果たす個人投資家への税制上の優遇措置を設けることで、当該個人投資家から創業初期のベンチャー企業へのリスクマネー供給等を促進し、ベンチャー企業の成長支援を行う。 《政策目的の根拠》 エンジェル税制の内容は「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第8条」に租税で定める課税の特例として規定されており、ベンチャー企業等の事業環境を整備することで新たな事業活動を促進し国民経済の健全な発展に資するという目的を持っている。 また、平成22年6月18日に閣議決定された新成長戦略においても「地域・成長企業等に対する円滑な資金供給の実現」が目的として掲げられており、エンジェル税制は当該目的に資するものである。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 経済成長
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置により、ベンチャー企業への資金供給の重要な担い手である個人投資家に対する税制上の優遇措置を設けることで、当該投資家からベンチャー企業へのリスクマネーの供給を促進するとともに個人投資家の裾野を拡大する。具体的には、平成20年度の所得控除制度導入後10年間で12,000人の個人投資家数の増加を目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ベンチャー企業へ投資を行う個人投資家数 ベンチャー企業への投資金額

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により、創業初期のベンチャー企業へのリスクマネー供給を促進するとともに、創業初期の資金調達において重要な存在である個人投資家の裾野の拡大を図る。これらにより、ベンチャー企業の成長を促し、もって我が国経済の活性化を促進する。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>○エンジェル税制利用個人投資家数(直接投資)</p> <p>平成18年度 54人 平成19年度 129人 平成20年度 497人 平成21年度 776人 平成22年度 683人</p> <p>○エンジェル税制適用企業数(直接投資)</p> <p>平成18年度 13社 平成19年度 21社 平成20年度 71社 平成21年度 50社 平成22年度 32社</p> <p>○エンジェル税制投資額(直接投資)</p> <p>平成18年度 659百万円 平成19年度 278百万円 平成20年度 1,123百万円 平成21年度 845百万円 平成22年度 652百万円</p> <p>(把握方法: 地方経済産業局からの申請・確認状況の報告を基に集計)</p> <p>②: 減収額</p> <p>過去5年間の減収額: 254百万円</p> <p>平成18年度 52百万円 平成19年度 72百万円 平成20年度 53百万円 平成21年度 42百万円 平成22年度 36百万円</p> <p>(把握方法: エンジェル税制適用企業への投資額実績を基に一定の前提を定めて算出)</p> <p>③: 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成9年～平成22年)</p> <p>エンジェル税制利用企業の創業後の売上高は下記のとおりであり、一般的な新規創業企業の創業初期の売上高と比した場合に比較的高い数値を示している。</p> <p>平成9年度のエンジェル税制創設以降、税制利用企業の平均設立後経過年数(≒約5年)によって、280社で約1,300億円の売上高(1社当たり4.66億円、※1)が創出されている。一方で一般的な中小企業による創業後5年での売上高創出はエンジェル税制利用企業と同数の企業(280社)では約600億円(1社あたり2.16億円、※2)となっており、税制利用企業の成長率は一般的な新規創業中小企業よりも高いと考えられる。</p> <p>(エンジェル税制利用企業は一般的な新規創業中小企業の2.15倍の売上高創出。)</p> <p>※1. 平成22年度エンジェル税制利用企業へのアンケート調査(税制利用企業280社、有効回答85社)より直近事業年度の実績と創業初年度の実績を基に経済産業省試算。</p> <p>※2. 中小企業庁「平成21年度中小企業基本活動調査」より平成16年に創業した企業の売上高を基に経済産業省試算。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成18年～平成22年)</p> <p>ベンチャー企業に投資を行う個人を10年間で12,000人増加させることを平成20年度税制改正時に政策目標として設定している。</p> <p>エンジェル税制利用個人投資家数及び投資金額は下記のとおりである。</p>

		<p>○エンジェル税制利用個人投資家数</p> <p>投資家数(人)</p> <p>(平成20年度以降増加した新規個人投資家数: 1,956人)</p> <p>○エンジェル税制利用投資金額</p> <p>投資額(百万)</p> <p>上記のとおり、平成20年度の所得控除制度の導入により、本税制を利用する個人投資家数は着実に増加している。一方で、リーマンショック等の影響により、ベンチャー企業への投資額は、全般的に平成20年をピークに減少傾向にあり、本税制利用投資金額についても同様の傾向が見られる。</p> <p>※エンジェル税制については投資を行った翌年にも申請があることから平成22年度実績は現状より増加する見込みである。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成18年～平成22年)</p> <p>エンジェル税制は平成9年度の制度創設以来、その後の投資環境の変化に対応して様々な拡充を重ねてきたが、特に平成20年度税制改正で所得控除制度を創設したことにより、改正以前の当制度利用企業数が増加するなど政策目的であるベンチャー企業の資金調達の更なる円滑化に寄与している。</p> <p>ベンチャー企業への成長支援は、幅広い分野のベンチャー企業の事業活動等において必要とされていることを踏まえると、特定の分野等を支援する補助金等よりも税制による支援が適切である。ベンチャー企業がクワイティによる資</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき</p>

	妥当性等	<p>金調達を行う先としては、個人投資家に加え、ベンチャーキャピタルがあるが、制度利用企業の業種とベンチャーキャピタル投資先企業の業種の分布は同様になっており、特定分野に偏った支援策ではないと考えられる。</p> <p>(平成 22 年度エンジェル税制利用企業業種分布)</p> <p>IT30%、バイオ・環境 20%、サービス業 29%、その他 21%</p> <p>※地方経済産業局からの申請・確認状況の報告を基に集計</p> <p>(平成 21 年度 VC 新規投資先企業の業種分布)</p> <p>IT40%、バイオ・環境 18%、サービス業 26%、その他 16%</p> <p>※財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「2,009 年度ベンチャービジネスに関する年次報告」より</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他のベンチャー企業への資金調達支援策として中小企業基盤整備機構において「起業支援ファンド事業」を実施している。当該支援措置は、創業 5 年未満のベンチャー企業への投資・経営指導(ハンズオン)支援を目的としたファンドに対し、中小企業基盤整備機構がファンド総額の半分まで出資を行うものである。当該支援措置は、ベンチャーキャピタルからの当該ファンドへの資金供給を促し、ベンチャー企業への資金供給を促進するという目的を持っている。これに対し、エンジェル税制は個人投資家からの資金供給を促すという目的を持っている。こういう観点で起業支援ファンド事業とエンジェル税制は役割分担を行っている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相対性	<p>本措置は全国のベンチャー企業へのリスクマネー供給を促進する目的を持っており、本措置が各地域に展開されることにより、新たな産業の創出・育成、地域経済の活性化にも大きく寄与するものである。</p>
10	有識者の見解	審議会等での検討結果や有識者見解は特になし。
11	評価結果の反映の方向性	<p>前述のとおり、本税制利用個人投資家数は着実に増加しており、本税制はベンチャー企業へのリスクマネーの供給に貢献している。また、税制利用企業の成長率は一般的な新規創業中小企業と比した場合に高い数値を示している。しかしながら、ベンチャー企業へのリスクマネーの供給量は未だ十分とは言えない状況にあることから、引き続き、本税制の周知・徹底を図り、利用拡大に努める必要がある。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	事前評価・事後評価共になし。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の特例措置	府省名	経済産業省
税目	個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「個人投資家数、個人投資家による投資額」は、『アンケート調査（平成23年度）によれば、3年間の繰越控除可能による商品先物取引への投資額や取引回数の変化に関し、回答者の約9割が「増加した」又は「変わらない」と回答している』（【点検結果表の別紙】④参照）と一定の説明はなされているが、当該測定指標は、経済情勢等の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等による個人投資家数、個人投資家による投資額の押し上げ効果が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比して説明しているが、個人投資家数や個人投資家の投資額の減少を下支えする効果が減収額8～22億円に比してどの程度なのかが明らかでなく（【点検結果表の別紙】⑫参照）、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、減収額の実績と効果を対比するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について個人投資家数、投資額が緩やかに推移していると説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

制度が創設された当時の達成目標である「流動性の高い市場が形成され、公正な価格形成という商品先物取引の機能が確保されること」については、本制度の存続により、ある程度維持できていると考えられるが、個人投資家数等は減少してきており、流動性に富んだ商品先物市場の維持・回復のためには引き続き本措置を実施する必要がある。なお、今回の事後評価において、達成目標を「個人投資家にとって資産運用の場の選択の際における税の公平、中立性を確保することによる個人投資家の商品先物市場への参入」とし、測定指標を「商品先物市場への投資が維持されること」と設定している。

- ④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

本措置の達成目標は、個人投資家にとって資産運用の場の選択の際における税負担の公平・中立性を確保することにより、個人投資家の商品先物市場への参入を促すことであり、この測定指標として、個人投資家数、個人投資家による投資額を設定し、商品先物市場への投資が維持されることとしている。当該測定指標と本措置の関係は、アンケート調査（平成23年度）によれば、3年間の繰越控除可能による商品先物取引への投資額や取引回数の変化に関し、回答者の約9割が「増加した」又は「変わらない」と回答していることから、本措置が商品先物市場への投資の維持に大きく影響していると考えられる。つまり、本措置により、個人投資家からの商品先物市場への資金が流入しやすくなり、市場の流動性が高まることにつながるため、商品先物市場への投資が維持されることに寄与するものである。

- ⑤⑧ 適用数等の実績把握・減収額の実績把握（評価書中8①「適用数等」、8②「減収額」欄への補足説明）

適用数については、日本商品先物振興協会アンケート調査等から推計した当該年度の損失者数に確定申告・損失申告割合を乗じて試算した。

減収額については、日本商品先物振興協会アンケート調査等から推計した複数年度の個人委託者数や利益者数、利益総額等のデータをベースに、当該年度の利益総額から、そのうち過去3年間に損失繰越控除の対象となる損失がなかった場合の利益総額を差し引いて損失繰越控除の対象利益額を算出し、確定申告者割合を乗じた後、税率を乗じて減税額を算出して推計した。

- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成22年度において、本措置の適用対象となる複数年度にわたって商品先物取引を行った個人委託者で損失を出している者3.09万人のうち、試算適用数は2.2万人であり（既提出の減収額試算及び適用数試算根拠のとおり）、約7割である。その他の年度においても概ね6～7割であり、僅少ではないと考えられる。また、本措置は商品先物取引により損失を出した者であれば確定申告を行うことにより認められる措置であることから適用に偏りもないと考えられる。

- ⑫ 税収減是認の効果の実績把握（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

商品先物市場における個人投資家数及び個人投資家による投資額は対16年比で減少しているものの、我が国の商品先物取引全体の減少に比べて緩やかに推移している。アンケート調査（平成23年度）によれば、3年間の繰越向上可能による商品先物取引への投資額や取引回数の変化に関し、回答者の約9割が「増加した」又は「変わらない」と回答しており、本措置が商品先物市場への投資の維持に大きく影響すると考えられる。このため、本措置により、個人投資家が商品先物市場に投資しやすい環境が整備され、我が国商品先物取引金額の減少率に対し、各年度の減税額試算8～22億円が、個人投資家数や個人投資家の投資額の減少を下支えする効果があったと考えられる。

- ⑬ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

現在、本措置と同一の目的・対象に対する補助金等は存在しないため、役割分担は適切かつ明確といえる。

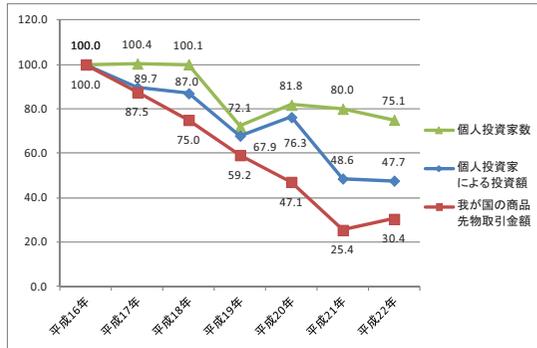
租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の特例措置
2	租税特別措置等の内容	先物取引(商品先物取引、金融商品先物取引等)における差金等決済をした場合であって、純損失が生じている場合は、それについて3年間の繰越を可能とする。
3	担当部局	商務情報政策局 商務流通グループ 商取引・消費経済政策課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 消費者が商品・サービスを安心して取引できる市場環境を整備することにより、個人投資家の参入を促し、商品価格形成機能やリスクヘッジ機能等の本来商品先物市場が有する機能を強化することによって、国民経済の健全な発展を達成する。 《政策目的の根拠》 ○新成長戦略(2010年6月18日閣議決定)(抜粋) VII. 金融分野における国家戦略プロジェクト 21. 総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設を推進 「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。 総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指す。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 4. 取引・経営の安心
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 商品先物市場は、リスクヘッジ機能や公正な価格形成機能等の機能を有する産業インフラであり、産業政策的意義を有する。一方で、個人投資家の資産運用の場としての側面も有している。 個人投資家にとっては、商品先物取引、金融先物取引も資産形成のための投資対象であることには変わりなく、個人投資家の資産運用の場の選択にあたり、税負担の公平、中立性を確保することによって、個人投資家が商品先物市場において、より投資しやすい環境を整備することが必要である。こうした環境整備により、個人投資家からの資金がより流入するような流動性に富んだ商品先物市場の形成が可能となり、本来、商品先物市場が有する機能を十分に発揮することができるようになる。 個人投資家にとって資産運用の場の選択の際における税負担の公平、中立性を確保することにより、個人投資家の商品先物市場への参入を促す。

8	有効性等	① 適用数等 適用数試算 平成17年度 1.2万人 平成18年度 1.7万人 平成19年度 1.4万人 平成20年度 2.4万人 平成21年度 2.4万人 平成22年度 2.2万人 (出典:日本商品先物振興協会の調査から推計)
		② 減収額 減収額試算 平成17年度 6億円 平成18年度 7億円 平成19年度 7億円 平成20年度 3億円 平成21年度 4億円 平成22年度 7億円 (出典:日本商品先物振興協会の調査から推計)
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年~平成22年) 本制度により、個人投資家が商品先物市場に投資しやすい環境が整備され、個人投資家から商品先物市場へ資金が流入することによって、リスクヘッジ機能や公正な価格形成機能等が保たれている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年~平成22年) 商品先物市場における個人投資家数及び個人投資家による投資額は、対16年比で減少しているものの、我が国の商品先物取引全体の減少に比べて緩やかに推移しており、一定の効果があつたものと史料。

	個人投資家数(人)	対16年比	個人投資家による投資額(億円)	対16年比	我が国の商品先物取引金額(兆円)	対16年比
平成16年	101,155	100.0	8,552	100.0	240	100.0
平成17年	101,511	100.4	7,667	89.7	210	87.5
平成18年	101,212	100.1	7,439	87.0	180	75.0
平成19年	72,930	72.1	5,807	67.9	142	59.2
平成20年	82,744	81.8	6,524	76.3	113	47.1
平成21年	80,943	80.0	4,156	48.6	61	25.4
平成22年	75,953	75.1	4,076	47.7	73	30.4

【商品先物市場における個人投資家数、個人投資家の投資額、商品先物取引金額の対平成16年比】



(出典: 日本商品先物振興協会の調査及び日本商品清算機構データから推計)

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成17年～平成22年)

本制度により、個人投資家が商品先物市場に投資しやすい環境が整備され、個人投資家から商品先物市場へ資金が流入することによって、リスクヘッジ機能や公正な価格形成機能等が保たれている。

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	個人投資家の資産運用の場の選択の際の税負担の公平、中立性の確保を目的としているところであり、当該目的の達成のためには、幅広く投資家が利用できる本税制措置により行うことが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	商品先物市場は、リスクヘッジ機能や公正な価格形成機能等の機能を有する産業インフラであり、産業政策的意義を有する。そのため、個人投資家の参入による市場の流動性向上は地方における企業の事業活動に資する。
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	引き続き本税制措置の実施により、商品価格形成機能やリスクヘッジ機能等の本来商品先物市場が有する機能を強化し、国民経済の健全な発展を達成する。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし		○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - ② 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
  
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「特例対象施設の取得価格の推移」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。  
 また、当該測定指標は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等による減収額が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
  - (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]
    - ⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、固定資産税については、現行水準を維持することが必要であると本租税特別措置等の必要性が定性的に説明されるにとどまり、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - ⑩ 達成目標の実現状況について、送電施設 2,232 億円（平成 22 年度）、2,739 億円（21 年度）、2,771 億円（20 年度）等と説明しているが、課題のある測定指標（(1) 参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
  
- 3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
  - ⑭ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 本措置は、電力流通設備を保有する一般電気事業者及び卸電気事業者 11 社を対象とした措置であり、その全てが措置を適用している現状は、適用数が想定外に僅少ではない。
- ⑬ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
 他の支援措置は存在しない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例	
2	要望の内容	一般電気事業者又は卸電気事業者により新たに建設された変電所又は送電施設の用に供する償却資産で当該電気事業者がその事業の用に供するものに対して課する固定資産税の課税標準について、変電所は当初5年間は3/5、次の5年間は3/4とし、送電施設は当初5年間は1/3、次の5年間は2/3とする。	
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課	
4	評価実施時期	平成23年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和27年 創設 昭和49年 発電所を対象から除外 昭和52年 家屋を対象から除外 昭和62年 送電施設中保安通信装置を適用除外 平成4年 更新設備を対象から除外 平成8年 変電所の課税標準を変更 （当初5年間→1/3を2/5、次の5年間→2/3を3/4） 平成10年 変電所の課税標準を変更（当初5年間→2/5を1/2） 平成13年 変電所の課税標準を変更（当初5年間→1/2を3/5）	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 電気事業においては、電気の安定供給を図るため、多額の設備投資が必要とされ、送変電施設など莫大な資産で長期にわたって保有する必要がある。このため、送変電施設を建設した当初の固定資産税の負担は極めて多額になる。本措置を講ずることによって、相当期間その負担を緩和し、電気料金を安定させることが必要不可欠。 《政策目的の根拠》 本制度は昭和27年に創設された当時から地方税法本則に位置づけられている。 なお、エネルギー基本計画（平成22年6月閣議決定）において、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの大量導入に伴う系統安定化対策（送配電システムの強化及び高度化等）を実施することが盛り込まれている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策名：資源エネルギー・環境政策
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 電気事業者による送変電施設への投資を促すことで電気の安定供給を維持しつつ、税制上の特例を認めることで電気料金の低廉化に資する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特例対象施設の取得価格の推移 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 電力需要の伸びに対して、電気事業者は電源設備のみならず、ネットワーク設備の新・増設を遅滞なく実施していく必要がある。このようなネットワーク設

		備は、新規需要が増加する場合などにおいて、安定供給や信頼度の確保の面から、新規設備投資または既存設備の増強という形での投資が必要となる。																																																						
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>適用件数: 11社 適用対象者: 一般電気事業者、卸電気事業者 (電気業100%)</p> <p>【僅少・偏りがある場合の説明】 本措置は送変電設備を所有する電気事業者を対象とするものであるが、本措置が目的とする電気の安定供給の確保は産業及び民生部門の全ての需要家に資するものであり、また、本措置による減税額は電気料金をととしてそれら需要家に還元されることから、本措置の効果は必ずしも特定業界に限定されるものではない。</p> <p>②: 減収額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">(単位: 億円)</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H 18 (実績)</th> <th>H 19 (実績)</th> <th>H 20 (実績)</th> <th>H 21 (実績)</th> <th>H 22 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送電</td> <td>162</td> <td>135</td> <td>119</td> <td>84</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>変電</td> <td>39</td> <td>32</td> <td>27</td> <td>22</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>201</td> <td>167</td> <td>146</td> <td>107</td> <td>98</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は一般電気事業者 10 社の実績値 ※計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。</p> <p>③: 効果ないし達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 18 年 4 月～平成 22 年 3 月) 効率的かつ安定的な供給を確保するため、以下のとおり、送変電に関する設備投資は増加している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">(単位: 億円)</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H18 (実績)</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H 22 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送電施設</td> <td>2,391</td> <td>3,488</td> <td>3,538</td> <td>3,660</td> <td>3,220</td> </tr> <tr> <td>変電施設</td> <td>1,373</td> <td>1,345</td> <td>1,569</td> <td>2,065</td> <td>1,934</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典: 有価証券報告書「設備の状況」 ※数値は、一般電気事業者 10 社の合計値 ※平成 22 年度のみ、一般電気事業者 10 社ヒアリングベース</p> <p>電力の安定供給のための投資インセンティブの付与 諸外国と比べて、我が国においては大規模停電等の供給支障が起きた場合(例えば、平成 18 年 8 月、送電線損傷により首都圏 140 万戸が停電した事例)の社会的・経済的な損失は非常に大きく、また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災における福島第一・第二原子力発電所の運転停止により、改めて地域間連系線等の電力系統の増強及びそれを利用した広域流通の重要性を認識したところである。 また、今後、再生可能エネルギーが大量に電力系統へ接続されると、余剰電力の発生や周波数変動等の安定供給上の問題が生じる可能性がある。導入の状況を見ながら、送配電系統の強化及び高度化等の系統安定化対策を実施する必要がある。 電力系統の増強は長期にわたって多額の費用を要することから、投資環境を整備し、一般電気事業者の投資インセンティブを促進させる制度が必要である。</p>	(単位: 億円)						年度	H 18 (実績)	H 19 (実績)	H 20 (実績)	H 21 (実績)	H 22 (実績)	送電	162	135	119	84	78	変電	39	32	27	22	20	計	201	167	146	107	98	(単位: 億円)						年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H 22 (実績)	送電施設	2,391	3,488	3,538	3,660	3,220	変電施設	1,373	1,345	1,569	2,065	1,934
(単位: 億円)																																																								
年度	H 18 (実績)	H 19 (実績)	H 20 (実績)	H 21 (実績)	H 22 (実績)																																																			
送電	162	135	119	84	78																																																			
変電	39	32	27	22	20																																																			
計	201	167	146	107	98																																																			
(単位: 億円)																																																								
年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H 22 (実績)																																																			
送電施設	2,391	3,488	3,538	3,660	3,220																																																			
変電施設	1,373	1,345	1,569	2,065	1,934																																																			

		《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 18 年 4 月～平成 22 年 3 月)																		
		(単位: 億円)																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18 (実績)</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H 22 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送電施設</td> <td>1,978</td> <td>2,747</td> <td>2,771</td> <td>2,739</td> <td>2,232</td> </tr> <tr> <td>変電施設</td> <td>1,298</td> <td>1,001</td> <td>1,134</td> <td>1,482</td> <td>1,274</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は一般電気事業者 10 社より聴取。</p> <p>一般電気事業者 10 社で単年度当たり 100～200 億円規模の税額影響が生じ、当該償却資産の税額は、償却が進むにつれ減税していくが、償却し終えるまで相当規模の税額が課されることは避けられない。 また、上記に伴い、電気事業者の投資のためのキャッシュフローが減少すると同時に、事業者の経済性重視の投資を推し進める一要因となり、安定供給への懸念が生じることが予想される。 従って、国の施策としては、安定供給及び経済性の両面を考慮したより健全な投資が行われるような環境を整備する必要があり、本特例措置はその目的に資するものであると考える。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 18 年 4 月～平成 22 年 3 月) 電気料金の更なる低廉化 現在、託送料金については、新規参入の系統利用者である特定規模電気事業者(PPS)から更なる引下げを求める声があり、今後、自由化部門の競争環境を整備するためには、託送料金改定時の系統利用者への適切な還元(料金引下げ)を行う必要があることから、託送料金算定上の原価の一部を構成する固定資産税については、現行水準を維持することが必要である。 一般電気事業者の送変電設備の敷設に関しては、電力の安定供給の観点のほかに、一地域の需要規模や見込みだけでなく、供給地域全体としての効率性や負荷率、将来の投資計画を考慮する等、総合的に判断して行っている。 上記方針の中、送変電設備について、今後、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの大量導入により、電力ネットワークに余剰電力の発生、電圧の上昇、周波数調整力の不足といった課題が生じる。こうした中で、電力ネットワークがその高い機能を維持できるような系統安定対策を進めることが重要であり、電力の安定供給を実現する電力送配電網として、「スマートグリッド」の構築の必要性が提起されているところである。その構築のためには、長期にわたって多額の費用を要することから、一般電気事業者の投資インセンティブを促進させる環境整備が不可欠であり、その効果は、国民(需要家)に等しく還元されるものである。</p>	年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H 22 (実績)	送電施設	1,978	2,747	2,771	2,739	2,232	変電施設	1,298	1,001	1,134	1,482	1,274
年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H 22 (実績)															
送電施設	1,978	2,747	2,771	2,739	2,232															
変電施設	1,298	1,001	1,134	1,482	1,274															
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>他の支援措置との関係は無い。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>ネットワーク関連設備は、地方の政策による企業誘致により新規需要が増加する場合などにおいて、安定供給や信頼度確保の面から新規設備投資、既存設備の増強が必要となる。 このため、本特例は、地方にとって直接関係があるばかりか、電気料金のコスト引き下げを通じて広く地方住民へ貢献できることから、引き続き措置することが重要である。</p>																		
10	有識者の見解	—																		

11 評価結果の反映の方向性	国の施策として、安定供給及び経済性の両面を考慮したより健全な投資が行われるような環境を整備する必要があり、本措置はその目的に資するものであることから、その重要性から引き続き措置が必要である。
12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ガス事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る特例措置	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「一次エネルギーに占める天然ガス比の推移」は、達成時期が設定されておらず、いつの時点で目標が達成されたといえるのか不明である。

また、当該測定指標は、天然ガス以外の一次エネルギーの需給等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等による設備投資の押し上げ効果が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、本措置は必要不可欠なものであると本租税特別措置等の必要性が定性的に説明されるにとどまり、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、7,996百万円(平成22年度)、8,456百万円(21年度)、8,607百万円(20年度)等としているが、適用対象者である簡易ガス事業者が含まれておらず、減収規模が過小となっているおそれがあることから、減収額の実績に疑問がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、一次エネルギーに占める天然ガス比率も堅調に推移していると説明しているが、課題のある測定指標（(1)参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」、補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ②④ 所期の目標が達成していない状況・測定指標の設定（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>、7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

測定指標<（一次エネルギーに占める天然ガス比の推移）>の表のうち、米国：H19：2%を25%に、H20：6%を26%に修正する。また、英国：H19：8%を38%に修正する。

ガス事業者によるガス事業用の償却資産に係る設備投資には、供給拡大に向けたもの、安定供給のために設備を維持するものがある。当該租税特別措置は、それら多額の設備投資を必要とするガス事業者の負担を軽減し、需要家に過度の負担とならないよう措置されているものである。

天然ガスは、クリーンで高い熱効率を有し、埋蔵量が豊富で賦存地域が中東地域に偏在せず分散化していること、長期契約に基づく供給であるためエネルギーセキュリティに優れ、燃烧段階では硫黄酸化物はゼロ、二酸化炭素や窒素酸化物も少なく、化石燃料の中では最も環境負荷が小さいエネルギーであるため、低炭素社会を担う重要なエネルギーの一つとしてさらなる普及拡大が求められている。

一次エネルギーに占める天然ガスの比率を欧州並みとするためには、天然ガスインフラにかかる長期にわたる継続的な投資が必要であり、ガス事業者に対して行った調査（平成20年度）では、本措置が廃止された場合、97.1%の投資案件において見合わせ等の影響があるとの結果が出ている。

現在、国のエネルギー政策がゼロベースで見直されている。来夏にエネルギー基本計画が策定される予定であり、達成時期については、少なくともそれをふまえて定めるべきものである。

なお、安定供給や普及拡大のためには設備投資は継続的に必要となることから、今後も引き続き本措置は必要不可欠である。

- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

簡易ガス事業者（約1,500社）について適用社数や額を把握していないが、ガスの安定供給のために本特例を利用した設備投資は必要不可欠であり、ほとんどの簡易ガス事業者は本措置を利用していると考えられる。

- ⑧ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

適用社数：H19：180、H20：180、H21：179、H22：181、H23見込：179

減収額：H19:9,214、H20:8,607、H21:8,456、H22:7,996、H23見込:8,277 と修正する。

- ⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

設備投資額の表のうち、H20：22057を220,570に修正する。

一次エネルギーに占める天然ガスの比率を欧州並みとするためには、天然ガスインフラにかかる長期にわたる継続的な投資が必要であり、ガス事業者に対して行った調査（平成20年度）では、本措置が廃止された場合、97.1%の投資案件において見合わせ等の影響があるとの結果が出ている。

いる。

一次エネルギーに占める天然ガス比率も堅調に推移しており、それに伴う設備投資も着実に実行されていることから、本措置の達成目標の実現に寄与している。

- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

天然ガスの安定供給や普及・拡大は、資源に乏しい我が国においてエネルギーセキュリティ向上のために必要不可欠であり、さらに、近年、世界的に地球温暖化問題への対応が求められている状況下において、環境性の高い天然ガスを普及拡大する必要性は益々高まっている。

こうした要請に対応するため、ガス事業者は天然ガスの普及拡大と安定供給のための設備投資を着実に進めており、減収額も毎年約80億円推移しているが、その効果は上記目的を通じ、広く国民にも還元されている。

- ⑭ 租税の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

ガス事業に係るインフラ投資は、例えば、供給区域を拡大する場合、投資検討から意思決定まで1～2年、工事開始から工事完了まで約1年と複数年にわたる。

そのため、単年度主義の補助金では、将来にわたる投資に対するインセンティブとはなり得ないが、継続的な負担軽減が可能な恒久措置（地方税本則）であれば、インセンティブとなり得る。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ガス事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る特例措置																												
2	租税特別措置等の内容	一般ガス事業及び簡易ガス事業の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準を取得後10年間軽減する特例措置 課税標準: 取得後5年間1/3、次の5年間2/3																												
3	担当部局	資源エネルギー庁 ガス市場整備課																												
4	評価実施時期	平成23年8月																												
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年度																												
6	適用期間	恒久措置																												
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギーの安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分熟慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、効率的かつ安定的な供給と環境への適合を確保し、国民生活の向上や都市ガス事業の普及を図るためのガス政策を着実に推進する。 《政策目的の根拠》 ガス事業にかかる本措置は、業務の公共性等にかんがみ税負担の軽減が認められているものである(「固定資産税逐条解説」自治省固定資産税課編(昭和61年2月発行))。 さらに、平成22年6月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、天然ガスへの燃料転換の加速、低廉かつ安定的な天然ガスの供給を拡大するため、ガスインフラネットワークの拡大、連携強化を目指すことが盛り込まれている。																												
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 3. 資源エネルギー・環境政策																												
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 天然ガスは、化石燃料の中で最もCO2排出量が少なくシェールガスなどの新規供給源も立ち上がってきていることを踏まえると、わが国の低炭素社会の実現に向けて重要なエネルギー源である。 そのため、天然ガスへの燃料転換の加速、低廉かつ安定的な天然ガスの供給を拡大するため、ガスインフラネットワークの拡大、連携強化を目指す。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 一次エネルギーに占める天然ガスの比率は、諸外国に比べて低水準となっている。 〈測定指標(一次エネルギーに占める天然ガス比の推移)〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米国</td> <td>24%</td> <td>24%</td> <td>2%</td> <td>6%</td> <td>27%</td> </tr> <tr> <td>英国</td> <td>37%</td> <td>36%</td> <td>8%</td> <td>40%</td> <td>39%</td> </tr> <tr> <td>欧州</td> <td>34%</td> <td>34%</td> <td>35%</td> <td>35%</td> <td>34%</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>14%</td> <td>15%</td> <td>16%</td> <td>17%</td> <td>17%</td> </tr> </tbody> </table> 出典: BP 統計		H17	H18	H19	H20	H21	米国	24%	24%	2%	6%	27%	英国	37%	36%	8%	40%	39%	欧州	34%	34%	35%	35%	34%	日本	14%	15%	16%
	H17	H18	H19	H20	H21																									
米国	24%	24%	2%	6%	27%																									
英国	37%	36%	8%	40%	39%																									
欧州	34%	34%	35%	35%	34%																									
日本	14%	15%	16%	17%	17%																									

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業用・業務用需要家における天然ガスへの燃料転換や、家庭用燃料電池の普及等に伴う天然ガスの供給拡大に対しては、都市ガス事業者としては、安定供給や保安の確保を考慮しつつ、既存の製造・供給設備の増強やガスインフラネットワークの拡大を遅滞なく実施していく必要がある。																								
8	有効性等	①: 適用数等	本措置(地方税法349条の3)は、私営都市ガス事業者全て(約180社)が適用を受けており、そのうち約1/9が欠損となっている(21年度)。また、経営基盤が脆弱な1億円以下の中小事業者はそのうち約6割(約100社)を占めている。 なお、簡易ガス事業者(約1,500社)も本措置の適用を受けている。																								
		②: 減収額	(金額; 百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用社数</td> <td>176</td> <td>180</td> <td>18</td> <td>179</td> <td>181</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>9,302</td> <td>9,214</td> <td>8,607</td> <td>8,456</td> <td>7,996</td> </tr> </tbody> </table> 出典: 日本ガス協会調べ		H18	H19	H20	H21	H22	適用社数	176	180	18	179	181	減収額	9,302	9,214	8,607	8,456	7,996						
	H18	H19	H20	H21	H22																						
適用社数	176	180	18	179	181																						
減収額	9,302	9,214	8,607	8,456	7,996																						
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成18年~平成22年) 本措置は、都市ガスの効率的かつ安定的な供給及び普及拡大に向けた基盤整備に貢献している。  〈設備投資額の推移〉 (金額; 百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備投資額</td> <td>202,087</td> <td>208,364</td> <td>217,555</td> <td>220,57</td> <td>223,447</td> </tr> </tbody> </table> 出典: H21 ガス事業年報 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成17年~平成21年) 都市ガス事業者は、都市ガス普及の基盤となる製造・供給設備への投資を過不足なく実施しており、諸外国に比べて低水準となっている、一次エネルギーに占める天然ガス比率も堅調に推移している。 〈一次エネルギーに占める天然ガス比の推移〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>14%</td> <td>15%</td> <td>16%</td> <td>17%</td> <td>17%</td> </tr> </tbody> </table> 出典: BP 統計  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成17年~平成21年) 都市ガス事業者は、都市ガス普及の基盤となる製造・供給設備への投資を過不足なく実施しており、一次エネルギーに占める天然ガス比率も堅調に推移している。今後、天然ガスへの燃料転換の加速や、低廉かつ安定的な天然ガスの供給を拡大していく上でも、本措置は必要不可欠なものである。 なお、都市ガス事業者は、製造設備の合理化、腐食によるガス漏れの危険性のないポリエチレン管への入れ替えなど合理的な保安施策の推進に取り組んでいるが、本措置は保安の確保の観点からも継続すべきである。		H17	H18	H19	H20	H21	設備投資額	202,087	208,364	217,555	220,57	223,447		H17	H18	H19	H20	H21	日本	14%	15%	16%	17%	17%
	H17	H18	H19	H20	H21																						
設備投資額	202,087	208,364	217,555	220,57	223,447																						
	H17	H18	H19	H20	H21																						
日本	14%	15%	16%	17%	17%																						
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	仮に本特例措置がない場合には、現在計画中の特例対象設備の工事案件の遅れや見直し等の影響を受けるのみならず、別の投資計画や料金原価、資金調達のための借入金増加による収支の悪化等の間接的な影響も及ぼすと想定される(平成20年度事業者調査より)。 また、本特例措置の対象設備について、その減収額の絶対額は各事業者																								

		<p>の規模により異なるが、各事業者はそれぞれの事業規模にあわせ適切な設備投資を行っており、本措置がない場合の相対的な影響度は、企業規模を問わず、全業者に等しく非常に多大なものとなる。</p> <p>以上のことから、本措置は、都市ガスの効率かつ安定的な供給及び普及拡大に向けた基盤整備に貢献し、国民生活の向上や都市ガスの普及に資するものであるため妥当である。</p> <p>なお、都市ガス事業者は、製造設備の合理化、腐食によるガス漏れの危険性のないポリエチレン管への入れ替えなど合理的な保安施策の推進に取り組んでいるが、本措置は保安の確保の観点からも継続すべきである。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	補助金等同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>ガスインフラは、地方の企業誘致や環境政策により新規需要が増加する場合などにおいて、安定供給や保安確保の面から、新規設備投資、既存設備の増強が必要となる。</p> <p>このため、本措置は、地方にとって直接関係あるばかりか、その効果は、地方住民や企業(約 2,763 万件)に広く還元されるものであり、引き続き措置することが重要である。</p>
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	本措置が都市ガス事業者に与える影響等については、平成 20 年度に全私営都市ガス事業者に対して調査を行っている。今後、本措置を取り巻く状況の変化にあわせ、必要な調査を適宜検討していく。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	熱供給事業者が新設した熱供給事業用の償却資産に係る特例措置	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - ② 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「熱売上に対する減税額の割合」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。  
 また、当該測定指標は、熱需給等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等による減税額が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
  - (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]
    - ⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、熱料金の低廉化に資することは、熱供給事業の一助ともなると本租税特別措置等の必要性が定性的に説明されるにとどまり、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - ⑩ 達成目標（熱料金の低廉化）の実現状況について減税額分が熱料金の低廉化に資するものとなると定性的に説明しているが、課題のある測定指標（(1)参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
- 3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
  - ⑭ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されておらず、説明の内容に疑問があり、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）  
「3. 資源エネルギー・環境政策」に位置付けられている。
- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
補助金等同様の政策目的に係る他の支援措置はない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	熱供給事業者が新設した熱供給事業用の償却資産に係る特例措置
2	租税特別措置等の内容	熱供給事業法第3条の規定により許可を受けた熱供給事業者（以下「熱供給事業者」という）が新設した同法第2条第2項の熱供給事業の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、当初5年間は1/3、次の5年間は2/3とする。
3	担当部局	経済産業省 資源エネルギー庁 熱供給産業室
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・昭和48年創設 ・平成8年度改正 対象整理のため、対象設備の一部除外 ・平成10年度改正 対象整理のため、対象設備の一部除外
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 熱供給事業の普及促進 設備投資負担の軽減 効率的かつ安定的な熱供給の確保  《政策目的の根拠》 熱供給事業法においては、熱供給事業の適正・合理的な運営、熱供給を受ける者の利益保護、熱供給事業の健全な発達、公共の安全確保を目的としている。その他、「京都議定書目標達成計画」や「地球温暖化対策基本法」にて熱供給事業の普及が求められている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 本制度は昭和48年に創設された当時から地方税法本則に位置づけられている。 熱供給については、京都議定書目標達成計画では、「エネルギーの面的利用促進」に資するエネルギーシステムとして、熱供給事業をエネルギー効率の良い街づくり、都市再生などの地方の施策としてすすめるべきであるとしている。また、現在、「地球温暖化対策基本法」では、「国が地域におけるエネルギーの共同利用及び廃熱の回収利用促進その他の必要な施策を講ずること」と明記されており、地球温暖化対策として、今後、熱供給事業すなわち地域冷暖房システムの一層の普及促進が求められている。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 熱の安定供給を維持しつつ、税制上の特例を認めることで熱料金の低廉化に資すること。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ○熱売上に対する減税額の割合  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 上記の指標は、熱料金がどの程度低廉化したかを間接的に示すものであり、熱料金の低廉化は熱供給事業の普及促進に資すると考えられる。

8	有効性等	①: 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (見込)</th> <th>H23 (見込)</th> <th>H24 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用社数</td> <td>78</td> <td>78</td> <td>79</td> <td>76</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、地方税法349条の3第17項において、対象事業者は熱供給事業法第3条による許可を受けた熱供給事業者と規定されている。 熱供給事業者は、熱事法制定の昭和47年度8社であったが、現在は以下のとおりと増加してきている。 熱供給事業者: 84社 (平成23年4月1日現在)</p>	年度	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (見込)	H23 (見込)	H24 (見込)	適用社数	78	78	79	76	78
		年度	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (見込)	H23 (見込)	H24 (見込)								
		適用社数	78	78	79	76	78								
②: 減収額	<p style="text-align: center;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (見込)</th> <th>H23 (見込)</th> <th>H24 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税額</td> <td>682</td> <td>653</td> <td>650</td> <td>612</td> <td>645</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 数値は熱供給事業者の合計値</p> <p>数値は一般社団法人日本熱供給事業協会が熱供給事業者(全84社)に対して行った熱供給施設投資調査に基づくもの。 各社に投資状況・投資計画について情報提供いただき、それをもとに減税額を算出したもの。</p>	年度	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (見込)	H23 (見込)	H24 (見込)	減税額	682	653	650	612	645		
年度	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (見込)	H23 (見込)	H24 (見込)										
減税額	682	653	650	612	645										
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>下記の設備投資の推移のとおり、大規模な設備投資が継続して行われており、この設備投資負担を軽減することで、経営基盤の弱い熱供給事業者による事業運営が安定するため、当該税制措置は熱の安定供給に著実に貢献していると言える。</p> <p style="text-align: center;">(単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (見込)</th> <th>H23 (見込)</th> <th>H24 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱供給施設投資額</td> <td>169 (100)</td> <td>205 (121)</td> <td>175 (104)</td> <td>187 (111)</td> <td>238 (141)</td> <td>285 (169)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 数値は熱供給事業者の合計値 *( )内は、H19年度を100とした場合の比率</p>	年度	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (見込)	H23 (見込)	H24 (見込)	熱供給施設投資額	169 (100)	205 (121)	175 (104)	187 (111)	238 (141)	285 (169)
年度	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (見込)	H23 (見込)	H24 (見込)									
熱供給施設投資額	169 (100)	205 (121)	175 (104)	187 (111)	238 (141)	285 (169)									

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>本措置による減税額が熱供給事業売上に占める割合は以下のとおり。 当該税制措置の熱供給事業売上に對する影響は平均0.5%程度となる。 また、その減税額分が熱料金の低廉化に資するものとなる。</p> <p style="text-align: center;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18 (実績)</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税額(a)</td> <td>827</td> <td>714</td> <td>682</td> <td>653</td> <td>650</td> </tr> <tr> <td>熱供給事業売上(b)</td> <td>152,829</td> <td>153,148</td> <td>149,396</td> <td>145,949</td> <td>150,156</td> </tr> <tr> <td>減税額の割合(a/b)</td> <td>0.54%</td> <td>0.47%</td> <td>0.46%</td> <td>0.45%</td> <td>0.43%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 数値は熱供給事業者の合計値</p>	年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (見込)	減税額(a)	827	714	682	653	650	熱供給事業売上(b)	152,829	153,148	149,396	145,949	150,156	減税額の割合(a/b)	0.54%	0.47%	0.46%	0.45%	0.43%
年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (見込)																						
減税額(a)	827	714	682	653	650																						
熱供給事業売上(b)	152,829	153,148	149,396	145,949	150,156																						
減税額の割合(a/b)	0.54%	0.47%	0.46%	0.45%	0.43%																						
			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>熱供給事業者の減税額分が熱料金の低廉化に資することは、その分が需要家へ還元されるということなので、当該税制措置は特定の者(熱供給事業者)に対して恩恵を与えるものとはならない。また、熱料金の低廉化に資することは、熱供給事業の促進の一助ともなり、京都議定書目標達成計画記載の熱供給事業推進にかなっていると言える。</p>																								
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>〇熱供給事業者の熱供給施設は、熱の安定供給の観点のほかに、地球温暖化対策(省CO2)の有効な手段として、今後も確実な普及促進が望まれる。今後の設備投資は、毎年一定規模のものが見込まれている。</p> <p>〇したがって、国の施策としては、熱の安定供給及び経済性の両面を考慮したより健全な投資がおこなわれるような環境を整備する必要があり、本措置はその目的を達成する唯一の施策と考えられる。</p> <p>〇また、本措置は熱供給事業者を対象とするものであるが、本措置が目的とする熱の安定供給の確保と設備投資負担の軽減は、熱供給を受ける需要家に資するものであり、本措置による減税額は熱料金を通して、需要家に還元されることから、本措置の効果は必ずしも特定業界に限定されるものではない。</p>																								
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>電力事業、ガス事業と同様に公共事業である熱供給事業においては、熱供給事業法により事業者規制が行われており、熱料金については需要家に不公平が生じないよう国の認可制となっている。このため、当該税制措置による固定資産税の軽減額についても確実に熱料金に反映されるものとなる。</p>																								
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>熱供給事業は全国に展開しているため、地方税による措置が適当と考えられる。</p>																								
10	有識者の見解		なし																								
11	評価結果の反映の方向性																										
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期																										



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る軽減税率	府省名	経済産業省
税目	鉱区税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「国内の探鉱開発活動・生産量の維持・増加」は、石油・天然ガスや代替エネルギーの需給、採掘技術の水準等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等による探鉱開発活動の押し上げ効果が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
    - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]
      - 減収額の実績と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
        - 達成目標の実現状況について国内生産量の推移を説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されており、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
  - 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
    - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）  
 「エネルギー基本計画」P.12  
 我が国は世界第6位の広さといわれる了解及び排他的経済水域（EEZ）を有し、これらの海域には石油・天然ガスに加え、メタンハイドレートや海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト等の資源の存在が確認されている。国内に新たな資源供給源を確保することにより、エネルギー安全保障を一層強化させていくため、我が国近海の資源の開発・利用を促進していく。  
 「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」P.13  
 我が国周辺海域に存在する石油・天然ガス資源は、その供給安定性という観点からすれば、最も供給リスクの少ないエネルギー資源である。国は、民間企業の事業活動を補完し、促進することによって、国内（陸域・海域）における資源の探鉱・開発を進め、国産石油・天然ガス資源の生産量拡大を目指す。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 本租税特別措置が適用され得る鉱区は、我が国の鉱区のうち石油天然ガスのポテンシャルがある鉱区である。石油天然ガスのポテンシャルがある鉱区として企業側が鉱業権の申請を行い、鉱業権が設定された場合に鉱区税が発生するものであり、石油天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る鉱区税はすべて本租税特別措置が活用されている。したがって、本租税特別措置等が適用され得る鉱区の全体数からみて想定外に僅少ではない。  
 また、国内において石油天然ガスの探鉱開発を行う場合にはすべからず適用対象となっているため、鉱業を営む者に幅広く活用されており、想定外に特定の者に偏っているということはない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る軽減税率
2	租税特別措置等の内容	石油又は天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区についての鉱区税の税率を、通常の税率の2/3とする。
3	担当部局	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油・天然ガス課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度： 昭和41年度
6	適用期間	本則恒久
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギーの安定供給確保、海洋エネルギー資源開発の強化 ----- 《政策目的の根拠》 「エネルギー基本計画」(平成22年6月) 「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」(平成21年3月)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 資源エネルギー・環境政策
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2030年までに国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を40%以上に引き上げる。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 国内の探鉱開発活動・生産量を維持・増加させる。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 減税額分を探鉱、開発等経費に充てることが可能となり、一層の探鉱開発活動が促進されることで、国内生産量の維持・増加に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等 石油・天然ガス課税対象鉱区件数(面積)  (試掘鉱区) 平成21年度 730件(210,217百アール) 平成20年度 721件(192,536百アール) 平成19年度 898件(254,618百アール) 平成18年度 901件(253,693百アール)  (探掘鉱区) 平成21年度 1,705件(406,414百アール) 平成20年度 2,413件(470,582百アール) 平成19年度 1,707件(408,246百アール)

		平成 18 年度 1,706 件(408,117 百アール)
② 減収額	石油・天然ガス鉱区の減税額	
	(試掘鉱区)	平成 21 年度 12 百万円 平成 20 年度 12 百万円 平成 19 年度 15 百万円 平成 18 年度 16 百万円
	(採掘鉱区)	平成 21 年度 54 百万円 平成 20 年度 66 百万円 平成 19 年度 53 百万円 平成 18 年度 54 百万円
③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度)	平成 22 年度 国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率 23.4%
	《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 18～21 年度)	民間企業の石油・天然ガスの試掘鉱区、採掘鉱区について本軽減措置を適用。
	○平成 21 年度固定資産税の課税標準額は、減免前 198 百万円→減免後 132 百万円となり、納税額で 66 百万円の経費削減効果。	国内生産量 原油 15.9 千 b/d 天然ガス 3,539 百万 m3 企業探鉱実績(試掘本数) 2 本
	○平成 20 年度固定資産税の課税標準額は、減免前 234 百万円余→減免後 156 百万円余となり、納税額で 78 百万円の経費削減効果。	国内生産量 原油 17.0 千 b/d 天然ガス 3,735 百万 m3 企業探鉱実績(試掘本数) 5 本
	○平成 19 年度固定資産税の課税標準額は、減免前 201 百万円余→減免後 134 百万円余となり、納税額で 67 百万円の経費削減効果。	国内生産量 原油 16.6 千 b/d 天然ガス 3,708 百万 m3 企業探鉱実績(試掘本数) 4 本
	○平成 18 年度固定資産税の課税標準額は、減免前 209 百万円→減免後 140 百万円となり、納税額で 70 百万円の経費削減効果。	国内生産量 原油 15.5 千 b/d 天然ガス 3,302 百万 m3 企業探鉱実績(試掘本数) 6 本

			《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 18～21 年度) 減税額分を採掘、開発等経費に充てることが可能となることで、一層の探鉱開発活動が促進され、国内生産量の維持・増加に寄与してきた。 メタンハイドレートを含め、我が国周辺海域における石油・天然ガスのポテンシャルが注目されること、本措置を継続することにより、引き続き、民間事業者による我が国周辺海域における探鉱・開発を促進することが我が国のエネルギーの安定供給確保の観点から重要である。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	面積あたりの税額設定であるため、面的な広がりをもって賦存する石油・天然ガスの特殊性から、他の鉱物の税額から軽減措置を行うことにより、税負担の公平性が確保され、石油・天然ガスの探鉱開発活動促進がはかられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	国内の石油・天然ガス資源を確保するための探鉱段階、生産段階における国の支援措置(基礎調査、利子補給制度)あり。ただし、これら措置は、主に大手企業による事業支援という傾向が強く、中小開発企業への支援措置という観点から、税の軽減措置は有効である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	民間企業が開発・生産拠点を置くことで、地方公共団体にも経済的波及効果が見込まれると考えられる。また、当該民間企業が周辺地域にガスを供給することにより、地域のエネルギーの安定供給の確保が図られることとなる。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		今後、我が国周辺海域における石油・天然ガスのポテンシャルが注目されること、本措置を継続することは、民間事業者による我が国周辺海域における探鉱・開発を促進することが我が国のエネルギーの安定供給確保の観点から重要であり、引き続き措置することが必要である。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

国土交通省



番号	制度名
国土交通省	
国交01	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
国交02	バリアフリー施設等に係る特別償却制度の創設
国交03	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1500万円の特別控除の延長
国交04	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長
国交05	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の見直し
国交06	投資法人等に係る法人住民税均等割の減免措置の導入
国交07	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充
国交08	民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充
国交09	街区防災計画（仮称）に基づく事業の推進のための課税の特例措置の創設
国交10	津波防護施設に関する収用代替資産の取得に係る課税特例等の適用を受ける際の簡易証明書制度の適用
国交11	街区防災計画（仮称）区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設
国交12	マンション建替事業に係る特例措置の適用範囲の拡大
国交13	大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設
国交14	モーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車を取得するための事業用固定資産の買換え等に関する特例措置の延長
国交15	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）の延長
国交16	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の拡充
国交17	国庫補助金等の総収入金額不算入等の特例措置の拡充
国交18	関西国際空港土地保有会社の用地整備準備金制度
国交19	新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有会社に係る課税標準の特例措置の拡充
国交20	沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における税制上の特例措置の創設

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	※
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（【点検結果表の別紙】参照）をも踏まえている。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>欄への補足説明）

平成23年度経済産業省アンケート結果によれば、「上乗せ措置が継続される保証がないが恒久措置となれば計画に考慮」と回答する企業が半数近く（42%）存在

⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

・将来推計（うち、税法上の中小企業分） 【算出根拠：別紙①】

<本租税特別措置全体>

平成22年度見込み 8,727 事業年度（5,224 事業年度）

平成23年度見込み 6,485 事業年度（3,099 事業年度）

平成24年度見込み 6,660 事業年度（3,180 事業年度）

<増加型・高水準型> 【算出根拠：別紙②】

平成22年度見込み 1,442 事業年度（877 事業年度）

平成23年度見込み 887 事業年度（439 事業年度）

平成24年度見込み 857 事業年度（390 事業年度）

（出典：平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より経済産業省が推計）

（詳細は「別紙」参照。）

⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

・将来推計（うち、税法上の中小企業分）

<本租税特別措置全体> 【算出根拠：別紙①】

平成22年度見込み 3,059 億円（248 億円）

平成23年度見込み 2,915 億円（113 億円）

平成24年度見込み 2,591 億円（112 億円）

<増加型・高水準型> 【算出根拠：別紙②】

平成22年度見込み 221 億円（8 億円）

平成23年度見込み 151 億円（4 億円）

平成24年度見込み 126 億円（3 億円）

（出典：平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より経済産業省が推計）

⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

平成23年度経済産業省アンケート結果によれば、「上乗せ措置が継続される保証がないが恒久措置となれば計画に考慮」と回答する企業が半数近く（42%）存在

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

平成23年度経済産業省アンケート結果によれば、「上乗せ措置が継続される保証がないが恒久措置となれば計画に考慮」と回答する企業が半数近く（42%）存在

<今後の需要予測>

主要先進国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の維持に寄与することが考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

【修正前】我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

↓

【修正後】我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

そのうち、研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおり（平成23年度経済産業省アンケート調査に基づき、平成21年度の場合につき試算）。

- ・研究開発税制による研究開発投資押上げ額は3,078億円と推計される。  
大企業及び中小企業：2,565億円（21年度減収額）×1.2倍（研究開発投資押上げ効果（※））=3,078億円  
（※）平成21年度アンケート調査においては、大企業分と中小企業分を合算の上、試算。
- ・これは、民間試験研究費約12兆円（21年度実績額）を約2.6%押し上げる効果をもたらし、対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献したと言える。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

【修正前】主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。

↓

【修正後】主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。そのうち、研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおり（平成23年度経済産業省アンケート調査に基づき、平成24年度の場合につき試算）。

- ・研究開発税制による研究開発投資押上げ額は3,302億円と推計される。  
大企業：2,479億円（24年度減収見込額）×1.26倍（研究開発投資押上げ効果）=3,124億円  
中小企業：112億円（24年度減収見込額）×1.59倍（研究開発投資押上げ効果）=178億円
- ・これは、民間試験研究費約12兆円（21年度実績額）を約2.8%押し上げる効果をもたらし、対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献すると言える。

## 別紙①「本租税特別措置全体における適用数・適用金額の算定根拠」

### 試算方法

活用資料：経済産業省平成23年度企業アンケート調査（以下、企業アンケート）  
 大企業：技術振興課（送付2,068社。回収844社（回収率41%））  
 中小企業：中小企業庁（送付2,837社。回収626社（回収率22%））  
 国税庁会社標本調査「税務統計から見た法人企業の実態」（以下、国税庁調査）

目的とする試算値：平成24年度の本租税特別措置の適用数及び適用金額

試算方法：【本ページ「総額型」における推計値】及び次ページ「増加型・高水準型」における推計値を合算し本租税特別措置全体の推計値としている

#### 「総額型」における推計値

①平成24年度試験研究費の回答がある企業（大企業198社、中小企業278社）において、企業アンケートと国税庁調査の適用数及び適用金額を比較し、企業アンケートの平均カバー率（端数あり）を算出

【適用数】（平成21年度国税庁調査：大企業2,236社、中小企業3,392社）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	3.7%	4.3%		<u>4.0%</u>
中小企業	1.5%	1.6%		<u>1.5%</u>

【適用金額】（平成21年度国税庁調査：大企業2,307億円、中小企業125億円）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	27.7%	25.4%		<u>26.5%</u> +=
中小企業	1.6%	1.9%		<u>1.7%</u>

②企業アンケートにおける平成24年度の適用数及び適用金額を、算出した平均カバー率で除して推計

【適用数（推計）】

	アンケート結果	平均カバー率	=	適用数（推計）
大企業	120社	4.0%	=	3,013社
中小企業	43社	1.5%	=	2,790社



【適用金額（推計）】

大企業	626億円	÷ 26.5%	=	2,357億円
中小企業	1.89億円	÷ 1.7%	=	108億円

## 別紙②「増加型・高水準型における適用数・適用金額の算定根拠」

### 試算方法

活用資料：経済産業省平成23年度企業アンケート調査（以下、企業アンケート）  
 大企業：技術振興課（送付2,068社。回収844社（回収率41%））  
 中小企業：中小企業庁（送付2,837社。回収626社（回収率22%））  
 国税庁会社標本調査「税務統計から見た法人企業の実態」（以下、国税庁調査）

目的とする試算値：平成24年度の上乗せ措置の適用数及び適用金額

試算方法：①平成24年度試験研究費の回答がある企業（大企業198社、中小企業278社）において、企業アンケートと国税庁調査の適用数及び適用金額を比較し、企業アンケートの平均カバー率を算出

【適用数】（平成21年度国税庁調査：大企業525社、中小企業1,019社）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	6.1%	4.2%		<u>5.1%</u>
中小企業	3.0%	1.1%		<u>2.1%</u>

【適用金額】（平成21年度国税庁調査：大企業127億円、中小企業6億円）

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	62.3%	35.3%		<u>48.8%</u>
中小企業	1.9%	0.9%		<u>1.4%</u>

②企業アンケートにおける平成24年度の適用数及び適用金額を、算出した平均カバー率で除して推計

【適用数（推計）】

	アンケート結果	平均カバー率	=	適用数（推計）
大企業	24社	5.1%	=	467社
中小企業	8社	2.1%	=	390社

【適用金額（推計）】

大企業	60億円	÷ 48.8%	=	123億円
中小企業	5百万円	÷ 1.4%	=	3億円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(国税30)(法人税:義)
2	要望の内容	我が国経済再生のため、民間企業の研究開発投資を最大限に下支えする観点から、増加型・高水準型の恒久化を図る。
3	担当部局	大臣官房技術調査課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和42年度 創設(増加型) 平成20年度 創設(高水準型)
6	適用又は延長期間	・増加型・高水準型:恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成32年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 《政策目的の根拠》 「平成32年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (新成長戦略:平成22年6月18日閣議決定)
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標41 技術研究開発を推進する に包含
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)に維持する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げるにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能となる。
8	有効性等	①: 適用数等 利用実績(うち、税法上の中小企業分) 〈本租税特別措置全体〉 平成19年度 8,479事業年度(5,747事業年度) 平成20年度 7,912事業年度(4,657事業年度) 平成21年度 7,182事業年度(4,411事業年度) 〈増加型・高水準型〉 平成20年度 907事業年度(430事業年度) 平成21年度 1,544事業年度(1,019事業年度) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」) (注)上記統計及び同統計における決算期間別の法人数から見て、研究開発税制の利用企業数では、中小企業が5~6割を占めると推測される。なお、平

		成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。																																																																													
②: 減収額	実績(うち、税法上の中小企業分)	<p>〈本租税特別措置全体〉</p> <p>平成15年度 1,046億円(21億円) 平成16年度 4,235億円(167億円) 平成17年度 5,663億円(309億円) 平成18年度 5,820億円(305億円) 平成19年度 6,269億円(167億円) 平成20年度 2,881億円(246億円) 平成21年度 2,565億円(131億円) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」) (参考) 平成22年度 2,358億円(225億円)(財務省による減収額試算) 平成23年度 3,044億円(-)(財務省による減収額試算)</p> <p>〈増加型・高水準型〉</p> <p>平成20年度 178億円(14億円) 平成21年度 133億円(6億円) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」) (参考) 平成22年度 85億円(3億円)(財務省による減収額試算)</p>																																																																													
③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成15年~平成20年) 我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。	<p>主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.20</td> <td>3.17</td> <td>3.32</td> <td>3.41</td> <td>3.44</td> <td>3.42</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.13</td> <td>1.23</td> <td>1.34</td> <td>1.42</td> <td>1.44</td> <td>1.54</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.49</td> <td>2.68</td> <td>2.79</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.37</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.61</td> <td>2.54</td> <td>2.57</td> <td>2.61</td> <td>2.66</td> <td>2.77</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.68</td> <td>1.73</td> <td>1.75</td> <td>1.79</td> <td>1.77</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>2.04</td> <td>2.08</td> <td>2.05</td> <td>1.97</td> <td>1.90</td> <td>1.84</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.28</td> <td>1.15</td> <td>1.07</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.17</td> <td>2.15</td> <td>2.10</td> <td>2.10</td> <td>2.04</td> <td>2.02</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.52</td> <td>2.49</td> <td>2.49</td> <td>2.53</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.09</td> <td>1.13</td> <td>1.18</td> <td>1.19</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」</p> <p>現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.42%(200</p>		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42	中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54	韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37	アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77	イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77	カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84	ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04	フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02	ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64	イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年																																																																									
日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42																																																																									
中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54																																																																									
韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37																																																																									
アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77																																																																									
イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77																																																																									
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84																																																																									
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04																																																																									
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02																																																																									
ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64																																																																									
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19																																																																									

		<p>8年)であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2008年時点で2.69%という世界最高水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資拡充競争の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる(当然、政府の研究開発予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な目標とは言えない)。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成20年)</p> <p>我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="407 564 981 852"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>2.40</td> <td>2.38</td> <td>2.54</td> <td>2.63</td> <td>2.68</td> <td>2.69</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.71</td> <td>0.82</td> <td>0.91</td> <td>1.01</td> <td>1.04</td> <td>1.13</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>1.89</td> <td>2.06</td> <td>2.15</td> <td>2.33</td> <td>2.45</td> <td>2.54</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.81</td> <td>1.76</td> <td>1.80</td> <td>1.86</td> <td>1.92</td> <td>2.01</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.11</td> <td>1.05</td> <td>1.06</td> <td>1.08</td> <td>1.12</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>1.16</td> <td>1.18</td> <td>1.15</td> <td>1.11</td> <td>1.04</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.88</td> <td>0.79</td> <td>0.73</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.65</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.36</td> <td>1.36</td> <td>1.30</td> <td>1.32</td> <td>1.29</td> <td>1.27</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.76</td> <td>1.74</td> <td>1.72</td> <td>1.77</td> <td>1.77</td> <td>1.85</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>0.52</td> <td>0.52</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> <td>0.61</td> <td>0.60</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22年度～平成31年度)</p> <p>平成24年度減収額は平成22年度の減収額とほぼ同額と仮定。また、23年度分の減税による投資押し上げ効果を現時点で算出するのも不可能であることから、減税による投資押し上げ効果も22年度と同程度と仮定。その上で、拡充要望に相当する内容について、22年度の減税額及び投資押し上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。尚、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切ることがあり、分析対象期間は平成22年度～平成31年度までの10年間とした。)。</p> <p>平成22年度の減税試算額における、各租税特別措置の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増加型・高水準型効果:85億円程度</li> <li>↓ GDP押し下げ効果(マクロモデルによる計算)</li> <li>・増加型・高水準型:約459億円(うち中小企業分:20億円)</li> </ul>		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69	中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13	韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54	アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01	イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10	カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00	ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65	フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27	ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85	イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年																																																																									
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69																																																																									
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13																																																																									
韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54																																																																									
アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01																																																																									
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10																																																																									
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00																																																																									
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65																																																																									
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27																																																																									
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85																																																																									
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60																																																																									

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成32年度)</p> <p>経済波及効果の試算(※23年度の経済産業省実施アンケートに基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度減収額 3,044億円(財務省資産)</li> <li>↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果:1.22倍</li> <li>・研究開発投資押し上げ額 3,714億円(3,044億円×1.22)</li> <li>↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)</li> <li>・平成22年度の研究開発税制による減税が、平成23年度～平成32年までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果:約1兆4,359億円</li> </ul>
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国においては、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%。韓国に次いで2番目)、</li> <li>②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、</li> <li>③政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、主要国中最低)。</li> </ul> </li> <li>・すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要である。</li> <li>・研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。</li> <li>・予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</li> <li>・予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</li> <li>・また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</li> </ul>
10	有識者の見解	-



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	バリアフリー施設等に係る特別償却制度の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、事業者にとってコスト増になる取組について長期利益の早期回収を目的とする特別償却がどの程度インセンティブとなり将来における税収減を是認するような効果があると見込んでいるのか疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標（駅施設のバリアフリー整備及びバリアフリー対応車両等の導入を促進する）の実現状況の将来予測について「租税特別措置の適用期間においては、当該制度の活用により、鉄軌道駅（約40駅）がバリアフリー化されるとともに、バリアフリー化された鉄軌道車両（約3,000両）、ノンステップバス（約5,000台）、リフト付きバス（約750台）、ユニバーサルデザインタクシー（約4,500台）が導入されると推計される」と説明しているが、測定指標（旅客施設、鉄軌道車両のバリアフリー化率及びノンステップバス、リフト付きバス、福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）の導入率）を用いて説明されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）  
 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）（以下、「バリアフリー法」という。）第1条において目的規定が定められている。また、具体的な整備目標については、バリアフリー法第3条に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成18年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号）（以下、「基本方針」という。）第1号第2項において定められているところ。
- ⑫ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
 多額な費用を要する設備の導入を促進するためには、補助金による初期投資の軽減を図るとともに、特別償却制度により発生する資金を活用するさらなるインセンティブが必要である。また、厳しい財政状況の下、補助金が出せないような場合においても、税制効果によるバリアフリー化の対応が可能となる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	バリアフリー施設等に係る特別償却制度の創設 (国税10)(法人税・義)
2	要望の内容	高齢者・障害者等が安全かつ容易に公共交通機関を利用できるよう、公共交通事業者が行う、ホームドアシステムの設置等の高度なバリアフリー化工事及びホームドアシステムの設置に伴う鉄軌道車両の整備、ノンステップバス、リフト付きバス、福祉タクシー等の導入に対する特別償却制度を創設する。 ・ホームドアシステム、エレベーター、多機能トイレ等、駅の高度な改良 特別償却率：取得価額の20% ・ホームドアシステムの設置に伴い整備される鉄軌道車両 特別償却率：基準取得価額の20% ・リフト付きバス、ノンステップバス、福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む) 特別償却率：基準取得価額の20%
3	担当部局	総合政策局安心生活政策課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	①：政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 高齢化が進む我が国において、高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会参加の機会を確保するため、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性・安全性を高める施策を講じることが喫緊の課題となっていることから、バリアフリー法に基づき公共交通機関のバリアフリー化を推進しているところ。同法に基づく基本方針では各施設等の整備目標を定めており、本年3月、今後10年間(平成32年度末)までの新たな目標を定めたところ。 これに基づき、鉄軌道駅の高度なバリアフリー化、ホームドアシステムの設置に伴う鉄軌道車両の整備、リフト付きバス・ノンステップバス、ユニバーサルデザインタクシーを含む福祉タクシーの導入を促進し、公共交通機関のバリアフリー化を一層推進する。 ----- 《政策目的の根拠》 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)
		②：政策体系における政策目的の位置付け 政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標3 総合的なバリアフリー化を推進する に包含

	③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本租税特別措置の適用期間中において、より一層集中的・効果的に駅施設のバリアフリー整備及びバリアフリー対応車両等の導入を促進する。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 旅客施設、鉄軌道車両のバリアフリー化率及びノンステップバス、リフト付きバス、福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む)の導入率 【基本方針に定める整備目標(平成32年度末まで)】 旅客施設(※):100% ※1日平均利用客数3,000人以上の駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについて、段差解消に関する目標。 鉄道車両:70% ノンステップバス:70%、リフト付きバス:25% 福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む):28,000台
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公共交通機関のバリアフリー化については、施設等の整備・導入時に多大な費用がかかるが、特別償却制度を導入することにより、需要増が見込まれない中で、投下資金を早期に回収でき、経営の安定が図られることから、施設等の整備・導入に対するインセンティブになることが見込まれる。
8 有効性等	①: 適用数等	一年度当たり:66社 ※ 適用事業者数を、鉄道事業者19社、バス事業者47社と見積もり、その合計を算出。
	②: 減収額	一年度当たり:730百万円 ※ 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において設定された平成32年度末までの整備目標及び現在の整備状況から、整備が必要となる施設・車両数等を算出し、整備・取得価額を推計して、以下の減税見込額を試算。 ・ 駅施設:295百万円 ・ ホームドアシステムの導入に伴い導入される車両:220百万円 ・ リフト付きバス、ノンステップバス、福祉タクシー:215百万円 これらを合計し、730百万円の減収見込額を算出。
	③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年~平成26年) バリアフリー法に基づく基本方針において、平成32年度末までに以下のとおり旅客施設及び車両等のバリアフリー整備目標を定めているところ、租税特別措置の適用期間中においては、当該制度がインセンティブとなり、鉄軌道駅のバリアフリー整備が促進されるとともに、バリアフリー化された鉄軌道車両、ノンステップバス、リフト付きバス、福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む)の導入が促進されると見込まれる。 【基本方針に定める整備目標(平成32年度末まで)】 旅客施設(※):100% ※1日平均利用客数3,000人以上の駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについて、段差解消に関する目標。 鉄道車両:70% ノンステップバス:70%、リフト付きバス:25% 福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む):28,000台 【現在のバリアフリー化状況(平成21年度末時点)】 旅客施設(※):70% ※1日平均利用客数3,000人以上の駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航

	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	空旅客ターミナルについて、段差解消に関する目標。 鉄道車両:45.7% ノンステップバス:25.8% 福祉タクシー:11,165台
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年~平成26年) 平成21年度末における旅客施設及び車両等のバリアフリー化率は以下のとおりであるが、租税特別措置の適用期間中においては、当該制度の活用により、鉄軌道駅(約40駅)がバリアフリー化されるとともに、バリアフリー化された鉄軌道車両(約3,000両)、ノンステップバス(約5,000台)、リフト付きバス(約750台)、ユニバーサルデザインタクシー(約4,500台)が導入されると推計される。 ※ 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において設定された平成32年度末までの整備目標及び現在の整備状況から、3年間に整備が必要と見込まれる施設・車両数等を算出。 【現在のバリアフリー化状況(平成21年度末時点)】 旅客施設(※):70% ※1日平均利用客数3,000人以上の駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについて、段差解消に関する目標。 鉄道車両:45.7% ノンステップバス:25.8% 福祉タクシー:11,165台
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年~平成26年) バリアフリー施設及び車両の整備は、公共交通事業者にとって、導入費用がかさむ一方、直接的な需要増に結びつかない投資であり、また、事業者はこれまで設置した施設等の維持管理のための負担が増え、今後更新するための費用も発生する見込みである。少子高齢化に伴う生産人口減により、公共交通機関の利用者の増加が見込まれない中、租税特別措置等の創設によるインセンティブがなければ、事業者のバリアフリー整備に対する投資意欲が減退し、高齢者、障害者等の円滑な移動に必要な公共交通機関のバリアフリー化が停滞するおそれがある。 《収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年~平成26年) 当該制度により、公共交通事業者のバリアフリー整備に対する投資が促進され、利用者の要望の強い鉄道駅におけるホームドア・可動式ホーム柵の設置や高齢者、障害者等が利用しやすい鉄道・バス・タクシー車両の導入が進むという効果が見込まれる。また、既に超高齢社会に突入しており、平成27年には高齢者が人口の1/4以上を占めると推計されているが、公共交通機関のバリアフリー化によって高齢者が自立して移動することが可能になれば、高齢者による外出機会やそれに伴う消費活動を将来にわたって確保する効果が見込まれる。
9 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	都市部における整備困難な旅客施設等の整備やホームドアの設置等の機能の向上には多額の費用がかかるため、これらの整備を促進するためには、需要増が見込まれない中で、早期に償却完了を可能とし、経営の安定を支援することによるインセンティブを与えることが必要である。なお、特別償却制度は、課税の繰延効果があるものの全体で見れば納税額は同じであり、比較的

		<p>負担力のある公共交通事業者が自己資金で行う整備に対する支援として妥当である。</p>
	<p>② ① 他 の 支 援 措 置 や 義 務 付 け 等 と の 役 割 分 担</p>	<p>公共交通機関のバリアフリー化については、都市部においては整備困難な旅客施設の整備やホームドアの設置等の一層の機能の向上が求められている一方、地方部においては基礎的なバリアフリー化が進んでおらず、そのバリアフリー化を実施していく必要がある。</p> <p>当該特別措置は、主に都市部等において、比較的負担力のある公共交通事業者が自己資金で整備を行うにあたり、新たなインセンティブとすることを想定している。</p>
	<p>③ ① 地 方 公 共 団 体 が 協 力 す る 相 当 性</p>	<p>—</p>
10	有識者の見解	<p>—</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1500万円の特別控除の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	※
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。  
 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(【点検結果表の別紙】参照)により課題が解消したもの。  
 「◎」:点検過程における各府省からの補足説明(【点検結果表の別紙】参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないことの説明に疑問がある。

⑥ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は、平成20年度:3号イ関係4件・3号ロ関係1件、21年度:3号イ関係3件・3号ロ関係2件、22年度:3号イ関係0件・3号ロ関係0件と把握しているが、適用数が想定外に僅少でないとの説明(【点検結果表の別紙】⑥参照)に疑問がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績(平成20年度:国税23百万円・地方税10百万円、21年度:国税5百万円・地方税2百万円、22年度国税0百万円・地方税0百万円)と把握した効果を対比して定性的に説明している(【点検結果表の別紙】⑫参照)が、減収額に比して効果が大きいとする根拠が不明であるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込み(平成23年度:国税8百万円・地方税4百万円、24年度:国税8百万円・地方税4百万円、25年度国税8百万円・地方税4百万円)と効果を対比して定性的に説明している(【点検結果表の別紙】⑬参照)が減収額に比して効果が大きいとする根拠が不明であるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

【3号イ関係】

前回要望時の目標は、一戸当たり住宅地面積が一定水準に満たないものの割合（平成16～18年度の平均26.7%→平成23年度22%）であり、その達成状況は、平成19～21年度の平均で24.5%となっている。

【3号ロ関係】

前回要望時の目標は、都市再生誘発量（平成18年度3,878ha→平成23年度9,200ha）であり、その達成状況は、平成22年度末時点で7,605haとなっている。

両特例とも、前回要望時の目標が未だ達成できていないため、本特例の延長により目標の達成を図る必要がある。

- ④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

3号イ関係のうち、最低居住面積水準未達率4.3%の解消については、住生活基本計画（平成23年3月15日閣議決定）に基づき、平成32年度を目途として、早急に達成することとされている。

- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本特例は一定の要件を満たした宅地造成事業等のために土地等を譲渡した地権者に対して課税の特例を認めるものであり、適用に偏りは無い。また、当該要件を満たした宅地造成事業等を行った場合には、認定を受けることで課税の適用を受けられる制度となっていることから、適用が想定外に僅少とはならない。

- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

【3号イ関係】

平成19～21年度における一戸当たり住宅地面積が一定水準に満たないものの割合は24.5%であり、平成23年度の目標に向けて順調に推移しているところである。

【3号ロ関係】

平成22年度末時点における都市再生誘発量は7,605haであり、平成23年度の目標に向けて順調に推移しているところである。

- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本特例により、3号イ関係においては、一戸当たり住宅地面積が一定水準に満たないものの割合が減少（平成16～18年度の平均：26.7%→平成19～21年度の平均：24.5%）し、3号ロ関係にお

いては、都市再生誘発量が増加（平成18年度：3,878ha→平成22年度：7,605ha）しており、良好な居住環境の形成及び都市再生の推進が図られてきたところであり、その効果は過去の税収減（平成20年度：国税23百万円・地方税10百万円、21年度：国税5百万円・地方税2百万円、平成22年度は減収額無し）に比して大きいものであることから、税収減を是認することができる。

- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本特例を延長することにより、3号イ関係においては、一戸当たり住宅地面積が一定水準に満たないものの割合が減少（平成16～18年度の平均：26.7%→平成25年度：20%）し、3号ロ関係においては、都市再生誘発量が増加（平成18年度：3,878ha→平成23年度：9,200ha）することが見込まれ、良好な居住環境の形成及び都市再生の推進が図られるところであり、その効果は平成23～25年度に見込まれる税収減（各年度において、国税8百万円、地方税4百万円）に比して大きいものであることから、税収減を是認することができる。

- ⑭ 租税の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本特例は、一定の要件を満たした宅地造成事業等の円滑な実施のために、地権者の土地譲渡にインセンティブを与えることを目的としており、補助金や規制等の他の政策手段ではなく、譲渡所得自体について特例を設けることが適切である。

- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

「優良住宅地等の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」（以下「優良軽減税率制度」という。）は、一定の優良な住宅地等の造成等のために土地等を譲渡した場合に、長期譲渡所得に係る税率の軽減を行うものである。

他方、今回延長を要望する1,500万円特別控除は、公的主体が実施する宅地造成事業等と同程度に優良な宅地造成事業等について認められるものであり、優良軽減税率制度の対象となる宅地造成事業よりも区画面積や公共施設整備率等で厳しい要件を課すぶん、優良軽減税率制度よりも大きな税負担の軽減が措置されているところである。

よって、本要望と優良軽減税率制度は明確な役割分担ができています。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1500万円の特別控除の延長 (国税1)(法人税:義) (地方税23)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合に係る譲渡所得の1500万円特別控除のうち、一団の宅地造成に関する事業及び土地区画整理事業として行われる宅地造成事業に係るものについて適用期限(平成23年12月31日まで)を3年延長する。
3	担当部局	土地・建設産業局企画課 都市局市街地整備課 住宅局住宅総合整備課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成6年度 創設 平成8年度 拡充・延長 平成10年度 延長 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 延長
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・ 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する。 ・ 都市再生・地域再生を推進する。  《政策目的の根拠》 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において、「1,000兆円の住宅・土地等実物資産の有効利用を図る」こととされており、本特例は不動産市場の活性化を目指す政府の方針に沿う特例である。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 【3号イ関係】 政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含  【3号ロ関係】 政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標26 都市再生・地域再生を推進する に包含

8	有効性等	③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 【3号イ関係】 ・ 最低居住面積水準未達率 4.3%(平成20年)を早急に解消する。 ・ 一戸あたり住宅地面積が一定水準に満たないものの割合 26.7%(平成18年度)を20%(平成25年度)とする。  【3号ロ関係】 ・ 都市再生誘発量 3,878ha(平成18年度)を9,200ha(平成23年度)とする。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・ 最低居住面積水準未達率 4.3%(平成20年)→早急に解消 ・ 都市再生誘発量 3,878ha(平成18年度)→9,200ha(平成23年度)  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置のインセンティブによって、居住面積や住宅地面積の増加により良好な居住環境の形成が実現する。また、都市再生・地域再生の推進が図られる。
		①: 適用数等 【3号イ関係】 平成20年度 4件 (地権者数:個人 167、法人 5) 平成21年度 3件 (地権者数:個人 72、法人 1) 平成22年度 0件 平成23年度 2件(見込み) 平成24年度 2件(見込み) 平成25年度 2件(見込み) (国土交通省における認定件数による。平成23年度以降は、平成20年度から平成22年度までの平均値とした)  【3号ロ関係】 平成20年度 1件 (地権者数:個人 3、法人 0) 平成21年度 2件 (地権者数:個人 34、法人 0) 平成22年度 0件 平成23年度 1件(見込み) 平成24年度 1件(見込み) 平成25年度 1件(見込み) (国土交通省における認定件数による。平成23年度以降は、平成20年度から平成22年度までの平均値とした)
	②: 減収額	平成20年度 国税 23百万円 地方税 10百万円 平成21年度 国税 5百万円 地方税 2百万円 平成22年度 国税 0百万円 地方税 0百万円 平成23年度 国税 8百万円 地方税 4百万円 (見込み) 平成24年度 国税 8百万円 地方税 4百万円 (見込み) 平成25年度 国税 8百万円 地方税 4百万円 (見込み) (推計方法は別紙に記載)

減収見込額推計

項目 特定住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の延長  
(法人税、法人住民税、法人事業税)

国税(法人税) ▲8百万円  
地方税(法人住民税、法人事業税) ▲4百万円

【推計方法】

一団の住宅地造成事業(第3号イ)、土地区画整理事業として行われる宅地造成事業(第3号ロ)に係る1,500万円特別控除の適用実績は、以下の通り。

第3号イ	事業件数	個人 地権者数	法人 地権者数	第3号ロ	事業件数	個人 地権者数	法人 地権者数
平成20年度	4	167	5	平成20年度	1	3	0
平成21年度	3	72	1	平成21年度	2	34	0
平成22年度	0	0	0	平成22年度	0	0	0
平均	2	80	2	平均	1	12	0

平成24年度以降も平成20~22年度と同程度の事業が行われると仮定すると、  
適用実績は2+1=3件、地権者数は、個人：80+12=92人、法人：2+0=2人となる。

各地権者は1,500万円まで控除を受けるものと仮定すると、法人に係る譲渡益の減収額は、  
法人： 2 × 1,500 = 3,000万円  
よって、各税目の減収見込額は以下の通りとなる。

①国税

法人税： 3,000 × 0.255 = **765万円**

②地方税

法人住民税： 3,000 × 0.255 = 765万円(法人税の減収見込額)  
→ 765 × 0.173 = 132万円 → 132万円  
法人事業税 所得割分 3,000 × 0.041 = 123万円  
地方法人特別税分 123 × 1.05 = 129万円 123+129=252 → 252万円  
→法人住民税+法人事業税： 132+252= **384万円**

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成15年~平成22年) 【3号イ関係】 平成20年度における最低居住面積水準未満率は4.3%となっている。なお、建設統計年報(新たに着工される建築物等についての統計)によれば、50㎡(4人の世帯の最低居住水準)未満の住宅(持家)は、平成22年度は1.5%となっており、居住水準の改善が進んでいると推測される。 また、平成19~21年度における一戸あたり住宅地面積が一定水準に満たないものの割合の平均は、24.5%である。  【3号ロ関係】 都市再生誘発量は平成22年度末時点で7,605haとなっており、目標値の達成に向け順調に推移している。 本政策目標を達成するため、引き続き本特例の継続が必要である。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成15年~平成25年) 【3号イ関係】 平成20年度における最低居住面積水準未満率は4.3%であるが、本特例により早急な解消が図られると見込まれる。  【3号ロ関係】 都市再生誘発量は平成22年度末に7,605haとなっており、目標値の達成に向け順調に推移している。 本政策目標を達成するため、引き続き本特例の継続が必要である。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成15年~平成25年) 本特例が実施されなかった場合、事業者の土地取得に係るコストが増大することにより優良な住宅地等の造成が停滞し、良質な住宅ストックの形成や都市再生の推進を阻害するおそれがある。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成15年~平成25年) 上記のように、本特例は事業者の土地取得を円滑化することにより、優良な宅地の供給を促進するものであることから、税収減を十分に是認できると考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	土地所有者に優良な住宅地造成事業等のために土地を譲渡するインセンティブを与える等の目的を有する措置として、本措置は的確かつ必要最小限の措置である。  ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置(所得税・法人税・住民税) 本特例措置と相まって、優良な住宅地等の造成が実現される。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することは相当である。
10	有識者の見解		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「低未利用地の面積（平成25年度：13.1万ha）、土地取引件数（平成26年度：150万件）」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 減収額と効果を対比して定性的に説明している（【点検結果表の別紙】⑫参照）が、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、定性的に「本特例により、…順調に低未利用地の面積が減少している。他方…景気後退の影響により、土地取引件数は…落ち込んでいるが、本特例をはじめとした各種施策の効果により、足下の下落幅は縮小」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額と効果を対比して定性的に説明している（【点検結果表の別紙】⑬参照）が、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

⑩ 達成目標の実現状況について「平成26年に土地取引件数が150万件（平成18年度と平成19年度の平均値）まで回復する見込みである」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回要望時における達成目標は、低未利用地の面積（平成 15 年度：13.1 万 ha→平成 23 年度：13.1 万 ha）、期間中における土地取引件数（毎年 150 万件）である。

前回要望時の目標のうち、低未利用地の面積については、平成 20 年度時点で 12.2 万 ha となっているが、人口・世帯数の減少により引き続き低未利用地の増加が懸念されることである。また、土地取引件数については、いわゆるリーマンショックを契機とする平成 20 年後半以来の景気後退の影響により、平成 22 年時点で 150 万件と低迷している。

以上のように、前回要望時の目標は達成できていない状況にあるため、本特例により引き続き目標の達成を図る必要がある。

⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）

本特例は、長期保有土地等を譲渡して新たに事業用資産を取得する事業者を対象とするものであり、適用数が想定外に僅少ではない。また、国土交通省が実施したアンケートによると、本特例は多様な業種の事業者に活用されており、適用に偏りはない。

⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本特例により、長期保有土地等を活用した新規投資が喚起され、土地の有効活用、土地取引の活性化のみならず、事業再編の円滑化や産業の空洞化防止が図られているところであり、その効果は税収減（平成 20 年度：94,137 百万円の内数、平成 21 年度：73,635 百万円の内数、平成 22 年度：83,836 百万円の内数）に比して大きいことから、税収減を是認することができる。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本特例を延長することにより、長期保有土地等を活用した新規設備投資が喚起され、土地の有効活用、土地取引の活性化のみならず、事業再編の円滑化や産業の空洞化防止が図られるところであり、その効果は平成 24 年度に見込まれる税収減（71,514 百万円の内数）に比して大きいことから、税収減を是認することができる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長 (国税 21)(法人税:義)
2	要望の内容	長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について課税の繰延べ(繰延率80%)を認めている現行措置(平成23年12月31日まで)を3年延長する。
3	担当部局	土地・建設産業局企画課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成6年度 拡充 平成7年度 延長 平成8年度 延長・拡充 平成9年度 延長・拡充 平成10年度 延長・拡充 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 延長
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業の所有する長期保有土地等を活用した設備投資需要を喚起することにより、企業の事業再編の促進、産業空洞化の防止を図るとともに、土地取引を活性化し、土地の有効利用及び地域の活性化を促進する。  《政策目的の根拠》 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において、「1,000兆円の住宅・土地等実物資産の有効利用を図る」こととされており、本特例は不動産市場の活性化を目指す政府の方針に沿う特例である。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する  に包含 また、「日本再生のための戦略に向けて(平成23年8月5日閣議決定)」においては、日本再生に向けた戦略の方針として、「空洞化防止・海外市場開拓」が掲げられている。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・低未利用地の面積(平成15年度:13.1万ha→平成25年度:13.1万ha) ・土地取引件数(平成22年:115万件→平成26年150万件)

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低未利用地の面積 平成15年度：13.1万ha→平成25年度：13.1万ha</li> <li>・土地取引件数 平成22年：115万件→平成26年150万件</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置のインセンティブにより、低未利用地の有効活用及び土地取引の活性化を通じて、地域経済の活性化が図られる。</p>
8	有効性等	①：適用数等	<p>平成20年度 1,069件の内数 平成21年度 549件の内数 平成22年度 809件の内数 平成23年度 809件の内数（見込み） 平成24年度 809件の内数（見込み）</p> <p>国税庁「会社標本調査」による。平成22年度以降は、平成20年度及び平成21年度の平均値とした。</p>
		②：減収額	<p>平成20年度 94,137百万円の内数 平成21年度 73,635百万円の内数 平成22年度 83,836百万円の内数 平成23年度 71,514百万円の内数（見込み） 平成24年度 71,514百万円の内数（見込み）</p> <p>国税庁「会社標本調査」による適用件数（平成22年度以降は、平成20年度及び平成21年度の平均値）に、法人税率（平成22年度までは、大企業30%、中小企業22%。平成23年度以降は、大企業25.5%、中小企業19%）を乗じて推計。</p>
		③：効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成15年～平成22年）</p> <p>低未利用地の面積 平成15年度：13.1万ha → 平成20年度：12.2万ha 売買による土地取引件数 平成15年：161万件 → 平成22年：115万件 いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年後半以来の景気後退の影響により、土地取引件数は115万件（平成22年）まで落ち込んでいるが、本特例をはじめとした各種施策の効果により、足下の下落幅は縮小している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成15年～平成26年）</p> <p>本特例により、企業の所有する長期保有土地等を活用した設備投資需要が喚起され、順調に低未利用地の面積が減少している。</p> <p>他方、いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年後半以来の景気後退の影響により、土地取引件数は115万件（平成22年）まで落ち込んでいるが、本特例をはじめとした各種施策の効果により、足下の下落幅は縮小しており、平成26年に土地取引件数が150万件（平成18年度と平成19年度の平均値）まで回復する見込みである。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成15年～平成26年）</p> <p>本特例が実施されなかった場合、土地取引件数が減少するとともに、低未利用地が増加し、地域経済の停滞等に繋がることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成15年～平成26年）</p> <p>上記のように、本特例は企業の所有する長期保有土地等を活用した設備投資需要を喚起することにより土地取引を活性化し、土地の有効利用及び地域の活性化を促進するものであることから、税収減を十分に是認できると考えられる。</p>
9	相当性	①：租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>事業用資産の買換えについては、その税負担が重要な判断要素のひとつとなっている実情から、他の手段で代替することが困難なものであり、税制上の特別措置を講じていくことが適当である。</p> <p>また、一定の政策目的が認められる事業用資産の買換えの場合に限定している。</p>
		②：他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③：地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の見直し	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「投資法人の圧縮記帳の適用実績」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。
- また、圧縮記帳の適用実績の多寡では、買換状況が把握されるのみであり、達成目標（不動産証券化実績の拡大）が達成されたか否かを測定することはできないものであることから、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）について説明されていない。

[将来の見込み]

- ⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
- ⑨ 減収額の将来推計について、「税収減は生じない」としているが、本租税特別措置等によって、配当されることによって投資家段階において課税されていた投資法人の利益の一部が配当可能利益から控除され投資法人にとどまることとなり、税収が減少するため、減収額の見込みに疑問がある。
- ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「圧縮記帳の適用実績が増える見込み」と説明しているが、課題のある測定指標（(1) 参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の見直し (国税32)(法人税:義) (地方税53)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	投資法人が買換特例等を適用した場合について、導管性要件(支払配当を損金算入するための要件)である利益の90%超配当要件の見直しを行う。
3	担当部局	土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 創設
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・投資法人を活用した不動産証券化の促進により不動産投資市場を活性化化する。 ・投資法人による不動産証券化を推進し、豊富な民間資金により投資法人による不動産の購入・その後の長期間に渡る適切な維持管理・バリュアアップ等が促進されることで、①優良な都市ストック(住宅・オフィスビル・商業施設等)の形成・維持・バリュアアップ(耐震改修、省エネ改修等)、②工場跡地など未利用地の有効利用や開発の促進等による地域経済の活性化、③投資法人が有力な買い手として機能し、透明性の高い適正価格での取引を推進することによる資産デフレの防止を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～(平成22年6月18日閣議決定)(抜粋) 「金融自身も成長産業として発展できるよう、市場や取引所の整備、金融法制の改革等を進め、ユーザーにとって信頼できる利便性の高い金融産業を構築することによって、金融市場と金融産業の国際競争力を高める。」 ・国土交通省政策集2010(平成22年6月策定) 「不動産投資市場の活性化」</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標9 市場の環境整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標34 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する に包含</p> <p>③: 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資法人が物件売却による資金を買換え等の資金として有効に活用できる環境を整備することにより、多様な資金調達・運用の機会を提供し、不動産証券化実績を拡大する。</p>

			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 投資法人の圧縮記帳の適用実績
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 投資法人にインセンティブを与えることにより、不動産投資市場の活性化、我が国金融・資本市場の競争力強化が図られる。
8	有効性等	①: 適用数等	上場不動産投資法人35社(平成23年7月末)
		②: 減収額	—
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成23年3月) 投資法人について買換特例等を適用する場合に利益の90%超配当要件を満たしやすくなることにより、売却物件の譲渡益を買換え等の資金として有効に活用することが可能になる。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成23年3月) 投資法人について買換特例等を適用する場合に利益の90%超配当要件を満たしやすくなることにより、圧縮記帳の適用実績が増える見込み。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～) 物件売却による資金を買換え等の資金として有効に活用することが制約される。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年4月～) 税収減は生じないと考えられる。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	買換特例等により課税繰延が認められる譲渡益については、利益の90%超配当要件の判定において配当可能利益から控除し、内部留保を可能とすることで、投資法人の資金調達方法が多様化し、また、多様な資金調達方法の提供により、投資法人による物件取得が積極化することで、不動産投資市場の活性化へと繋がることから、要望している措置は妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	投資法人等に係る法人住民税均等割の減免措置の導入	府省名	国土交通省
税目	法人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「投資法人等を用いた不動産証券化の実績総額」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのかが不明である。
- また、不動産投資活性化に係る規制緩和、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）について説明されていない。

[将来の見込み]

- ⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
- ⑨ 減収額の将来推計について、「税収減は生じない」としているが、本租税特別措置等が措置されることによって、投資法人、特定目的会社に課税される法人住民税の均等割が減免され、税収減が生じることから、減収額の見込みに疑問がある。
- ⑪ 達成目標（不動産証券化実績の拡大）の実現状況について、定性的に「不動産証券化の案件実績や資産規模の増加が見込まれる」と説明しているが、課題のある測定指標（(1) 参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人等に係る法人住民税均等割の減免措置の導入 (地方税52)(法人住民税:義)
2	要望の内容	投資法人・特定目的会社に係る法人住民税均等割について、減免措置を導入する。
3	担当部局	土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・投資法人・特定目的会社(以下、投資法人等)を活用した不動産証券化の促進により不動産投資市場を活性化する。 ・投資法人等による不動産証券化を推進し、豊富な民間資金により投資法人等による不動産の購入・その後の長期間に渡る適切な維持管理・バリューアップ等が促進されることで、①優良な都市ストック(住宅・オフィスビル・商業施設等)の形成・維持・バリューアップ(耐震改修、省エネ改修等)、②工場跡地など未利用地の有効利用や開発の促進等による地域経済の活性化、③投資法人等が有力な買い手として機能し、透明性の高い適正価格での取引を推進することによる資産デフレの防止を図る。  《政策目的の根拠》 ・新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～(平成22年6月18日閣議決定)(抜粋) 「金融自身も成長産業として発展できるよう、市場や取引所の整備、金融法制の改革等を進め、ユーザーにとって信頼できる利便性の高い金融産業を構築することによって、金融市場と金融産業の国際競争力を高める。」 ・国土交通省政策集2010(平成22年6月策定) 「不動産投資市場の活性化」
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標9 市場の環境整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標34 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する に包含
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資家のピークを通じたリスクマネー供給促進により、多様な資金調達・運用の機会を確保し、不動産証券化実績を拡大する。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 投資法人等を用いた不動産証券化の実績総額

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 投資法人にインセンティブを与えることにより、不動産投資市場の活性化、我が国金融・資本市場の競争力強化が図られる。
8	有効性等	①: 適用数等	上場不動産投資法人35社(平成23年7月末) 特定目的会社の届出件数964件(平成23年3月末)
		②: 減収額	—
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月) 法人住民税の均等割課税を減免することにより、投資法人等の投資家の投資収益が向上し、投資家のピークを通じたリスクマネー供給が促進される。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月) 法人住民税の均等割課税を減免することにより、投資法人等の投資家の投資収益が向上し、ピークを通じたリスクマネー供給が促進される見込み。具体的には、投資法人・特定目的会社を用いた不動産証券化の案件実績や資産規模の増加が見込まれる。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月) 法人住民税の均等割課税が引き続きなされることにより、投資法人等の投資家の投資収益が損なわれ、投資家のピークを通じたリスクマネー供給が阻害されている状況が継続する。  《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月) 税收減は生じないと考えられる。なお、投資法人等に係る課税の特例(租税特別措置法第67条の14、15)についても、税收減は生じていないとの整理がなされている。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	投資法人等について、ピーク段階での課税が行われなくなることで、配当の損金算入制度との整合性がとれる。また、投資家による投資法人等を通じたリスクマネー供給が促進され、多様な資金調達・運用の機会が確保されるため、要望している措置は妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	税收減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解	—	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「都市再生特別措置法に基づき、国の認定を受けた民間都市開発事業による経済波及効果（平成24年度：6.8兆円）、都市機能更新率（建築物更新関係）（平成24年度：40.2%）」は、本租税特別措置等による達成目標（大都市の国際競争力の強化）との関係が明確でない。このため当該測定指標によっては達成目標が達成されたか否かを測定することはできないため、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]

⑬ 減収額と効果を対比して定性的に説明しているが、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

このため、過去の実績がなく本租税特別措置等の効果の検証ができていない状況で拡充要望する根拠の分析、説明が不十分である。

⑭ 達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「目標達成に向けた効果を発現していく見通しである」と説明しているが、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を把握できる適切な測定指標を設定して説明されていないため、その説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

初期の目標は、「新たに設定する特定都市再生緊急整備地域において、国際競争力強化等に資する優良な民間都市再生事業を推進し、国際的機能など多様な機能が備わった魅力が高く世界に発信可能な都市拠点形成するとともに、我が国経済の活性化を図る。」であり、いまだ達成されていない。

- ⑤ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本措置は、平成23年度新設の「特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置」を拡充するもの。新設された措置は、本年4月に成立した「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」により新設された「特定都市再生緊急整備地域」の指定が要件となっている。当該地域は、地方公共団体の申し出を受けて指定されるが、現時点で指定が行われていないため、適用の見込みはあるものの、現時点で適用されないことから、その適用数の過去の実績について記載されなかったもの。

- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本措置は、平成23年度新設の「特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置」を拡充するもの。新設された措置は、本年4月に成立した「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」により新設された「特定都市再生緊急整備地域」の指定が要件となっている。当該地域は、地方公共団体の申し出を受けて指定されるが、現時点で指定が行われていないため、適用の見込みはあるものの、現時点で適用されないことから、その適用数の過去の実績について記載されなかったもの。

- ⑧ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本措置は、平成23年度新設の「特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置」を拡充するもの。新設された措置は、本年4月に成立した「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」により新設された「特定都市再生緊急整備地域」の指定が要件となっている。当該地域は、地方公共団体の申し出を受けて指定されるが、現時点で指定が行われていないため、適用の見込みはあるものの、現時点で適用されないことから、減収額の過去の実績について記載されなかったもの。

- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

今回の拡充要望は、ワンストップ手続の活用により認定があったものとみなされる場合についても、認定と同一の税制特例の適用を要望するもの。

当該認定に係る課税の措置は、平成23年度新設の「特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置」であるが、今回拡充充分の適用対象は、拡充前にも特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の適用対象として見込まれていた事業であり、現行制度で適用を受ける者の振替しか見込まれないことから、減収額の見込みをゼロと推計することが適切である。

- ⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本措置が、平成23年度新設の「特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置」を拡充するものである。新設された措置は、本年4月に成立した「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」により新設された「特定都市再生緊急整備地域」の指定が要件となっている。当該地域は、地方公共団体の申し出を受けて指定されるが、現時点で指定が行われていないため、適用の見込みはあるものの、現時点で適用されないことから、過去の実績について達成目標の実現状況の具体的な記載がされなかったもの。

- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置は、平成23年度新設の「特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置」を拡充するもの。新設された措置は、本年4月に成立した「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」により新設された「特定都市再生緊急整備地域」の指定が要件となっている。当該地域は、地方公共団体の申し出を受けて指定されるが、現時点で指定が行われていないため、適用の見込みはあるものの、現時点で適用されないことから、過去の実績について、税収減を是認するような効果が確認されているか記載されなかったもの。

- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本措置は、ワンストップ手続の活用により認定があったものとみなされる場合についても、認定と同一の税制特例の適用を要望するものであり、租税特別措置以外の手段は無い。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充(国税2)(法人税:義)
2	要望の内容	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置を、都市再生特別措置法第19条の10第2項の規定により都市再生事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定があったものとみなされる場合にも認める。 ・当該事業により整備された建築物について、5年間5割増償却
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設
6	適用又は延長期間	1年間
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が低下している中、国全体の成長を牽引する大都市について、官民が連携して市街地の整備を強力に推進し、海外から企業、人等呼び込むことができるような魅力ある都市拠点を形成することにより、その国際競争力の強化を図る。 《政策目的の根拠》 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、投資効果の高い大都市圏における魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指すことが基本方針として掲げられており、民間都市開発プロジェクトに係る規制緩和・金融措置等のための法案を早期に提出し、2011年度以降、その立上げ支援を行うこととされている。 また、「国土交通省成長戦略」(平成22年5月17日)においても、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)の前倒し延長・拡充とともに、各種の規制緩和や税制措置、金融措置を総合的に講じる地域を新たに設定し、大都市の再生や成長を一層促すことが優先的に実施すべき事項として掲げられている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 整備計画の作成と民間都市再生事業計画の認定手続を一体化し、個別の認定を不要とする制度(ワンストップ化)について認定事業と同様の税制特例を適用することにより、優良な民間都市開発事業を支援する。 これにより、特定都市再生緊急整備地域において、国際競争力強化等に資する優良な民間都市開発事業を推進し、国際的機能など多様な機能が備わった魅力が高く世界に発信可能な都市拠点を形成し、我が国全体の成長を牽引する大都市の国際競争力の強化を図る。

8	有効性等	①: 適用数等 平成24年度 1件 ※ 特定都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業計画の認定件数として見込まれている年2件のうち半分が今回拡充分のワンストップ化を活用するものと推計。
		②: 減収額 平成24年度 0百万円 ※ 今回拡充分の適用対象は、既に特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の適用対象として見込まれている事業であることから、減収額の見込みをゼロと推計。
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度) 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域は、現在までに65地域、6,612haが指定されており、同地域における認定民間都市再生事業(平成23年7月1日現在、41件を認定済み)を含む各種プロジェクト等により、一定の経済的効果が得られている。 しかし、アジア地域では、上海やシンガポールなどの成長が著しい一方で、我が国の都市の国際競争力が相対的に低下している。こうした状況を踏まえ、我が国の経済成長を実現するためには、大都市の国際競争力強化やその魅力向上に向けて、早急に国を挙げて取組を強化することが必要である。そのためにも、整備計画の作成と民間都市再生事業計画の認定手続を一体化し、個別の認定を不要とする制度(ワンストップ化)について認定事業と同様の税制特例を適用することにより、優良な民間都市開発事業を支援する必要がある。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度) 民間都市再生事業計画は、平成23年7月現在41件が認定され、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られており、都市機能更新率(建築物更新関係)は平成22年度までに38.5%となるなど、目標達成に向けて順調に推移している。 今後は、拡充される本特例措置を通じて、国として戦略的に指定する特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進することで、目標達成に向けた効果を発現していく見通しである。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度) アジア地域では、上海やシンガポールなどの成長が著しい一方で、我が国の都市の国際競争力が相対的に低下している。このような状況において、国家戦略として我が国の大都市の国際競争力強化等を推進し、世界に発信可能な拠点整備を行うことは、「新成長戦略」や「国土交通省成長戦略」でも重要な施策として掲げられているところ、本特例措置が拡充されなければ、優良な

			<p>民間都市開発事業の施行者がワンストップ化を活用するインセンティブを失うことから、特定都市再生緊急整備地域内における市街地の円滑かつ迅速な整備に支障が生じることが懸念される。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度)  本特例措置の拡充による税込減は生じない見込みである。  なお、本特例措置の効果として、国として戦略的に指定する特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進し、国際的機能など多様な機能が備わった魅力が高く世界に発信可能な都市拠点を形成することにより、我が国経済の活性化を図ることができる。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域として指定する特定都市再生緊急整備地域における、優良な民間都市開発事業に限定して適用されるものであり、大都市の国際競争力の強化という政策目的の達成のための手段としての確かつ必要最小限の措置である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置と併せて金融支援を行うこととしているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立上げを支援するものである。一方、本特例措置は、最も厳しい開発段階において、採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるものである。したがって、両者の役割分担は明確である。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし		○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。  
 ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「民間都市開発誘発計数（平成24年度～28年度：16.0倍）」は、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑧ 減収額の過去の実績が把握されていないため、減収額の実態が不透明である。

⑩ 達成目標（優良な民間都市開発事業を着実に促進する）の実現状況について把握されていないため、過去における本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の実態が不透明である。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込み（平成24年度法人税：27百万円・法人住民税：5百万円・法人事業税：10百万円等）と効果を対比して定性的に説明しているが、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について定性的に「民間都市開発誘発計数16倍以上を目標とし、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上の実現を図る」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

今回の本措置の要望は、区分としては拡充としているが、前回要望時に対象とされた業務とは全く異なる新たな業務について、収益事業から除外するよう要望するものであり、実質的に新設要望の内容であると認識している。

なお、前回要望（平成20年度）は、従来から対象とされていた融通業務について、日本政策投資銀行の民営化に伴う形式的な要望をしたものである。

⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

メザニン支援業務は、非収益事業として特に公益性の高い民間都市開発事業に限定して支援することを目的とするものであり、非営利主体である民間都市開発推進機構が行うものであることから、税法上非収益事業として取り扱うべきものであるため、補助金等他の政策手段ではなく、本措置を講ずることが適切と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充 (国税3)(法人税:義) (地方税11)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	民間都市開発推進機構(以下「民都機構」という。)が、都市再生特別措置法に基づく都市再生事業支援業務又は都市再生整備事業支援業務において行う金銭貸付金を収益事業の範囲から除外する。
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和62年度 参加業務(不動産販売業・不動産貸付業)、融通業務(金銭貸付業)を収益事業から除外 平成6年度 土地取得譲渡業務(不動産販売業)を収益事業から除外 ※平成11年度、平成14年度に延長 平成15年度 都市再生支援業務(金銭貸付業・信用保証業)を収益事業から除外 認定事業用地適正化計画に基づく業務(不動産販売業)を収益事業から除外 平成20年度 日本政策投資銀行の民営化により、収益事業から除外されている融通業務の寄託先を拡大
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 民都機構が、都市再生特別措置法に基づく都市再生事業支援業務又は都市再生整備事業支援業務において行うメザニン支援業務を通じて、優良な民間都市開発事業への資金調達の円滑化を図り、都市再生・地域再生等を推進する。 《政策目的の根拠》 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において、民間都市開発プロジェクトに係る金融措置等を早期に行うこととされたことを踏まえ、環境にも配慮した新規の優良な民間都市開発事業について、民間金融機関を補完する観点から、特に調達が困難なミドルリスク資金供給の円滑化など安定的な金利による長期的な資金調達を支援する手法として、平成23年の都市再生特別措置法改正により、都市再生事業支援業務及び都市再生整備事業支援業務としてメザニン支援業務が創設された。 メザニン支援業務の実施に必要なコストの一部について低減を図ることにより、都市機能の高度化、都市の居住環境の向上等に資する優良な民間都市開発事業の立上げ支援等を円滑に行い、都市再生・地域再生を推進することが必要である。

		②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含
		③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 都市機能の高度化、都市の居住環境の向上に寄与するとともに、経済波及効果も非常に大きい優良な民間都市開発事業を着実に促進する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間都市開発誘発計数 16.0 倍（平成24年度～平成28年度）  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 都市機能の高度化、都市の居住環境の向上に寄与するとともに、投資の直接効果や波及効果も非常に大きい優良な民間都市開発事業に対する民都機構の金融支援について、実施に係るコストが軽減されることにより円滑に実施されるため、民間資金を着実に呼び込むことを通じて、優良な民間都市開発事業の立上げを促進する。
8	有効性等	①: 適用数等	毎年度 1件 ※民都機構の指定実績に基づき推計。
		②: 減収額	平成24年度 法人税: 27 百万円、法人住民税: 5 百万円、法人事業税: 10 百万円 平成25年度 法人税: 181 百万円、法人住民税: 31 百万円、法人事業税: 68 百万円 平成26年度 法人税: 314 百万円、法人住民税: 54 百万円、法人事業税: 118 百万円 平成27年度 法人税: 458 百万円、法人住民税: 79 百万円、法人事業税: 173 百万円 平成28年度 法人税: 586 百万円、法人住民税: 101 百万円、法人事業税: 221 百万円 ※算定根拠は別紙参照
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成28年度) 都市開発事業は、都市機能の高度化や都市の居住環境の向上という事業そのもの実現による効果に加え、経済波及効果も非常に大きく、政策的必要性の高いものだが、民間金融機関からは時間リスクや採算性のリスクの高い貸付対象とみられており、融資判断も厳しくみられるものとなっているため、公的機関による支援を実施し、これを補完する必要がある。 このため、環境にも配慮した新規の優良な民間都市開発事業について、特に調達が困難なミドルリスク資金供給の円滑化など安定的な金利による長期的な資金調達を支援することにより、事業の立上げ支援を実施する必要がある。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成28年度) 本特例措置の適用により、メザニン支援業務の実施に係るコストが軽減され、当該業務を円滑に実施することをもって、民都機構による民間都市開発事業への立上げ支援を円滑に行うことが可能となる。民都機構の支援が円滑に行われる事業においては、民間資金を誘発しや

			すい環境が整うことから、民間都市開発誘発計数 16 倍以上を目標とし、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上の実現を図る。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成24年度～平成28年度) 民都機構によるメザニン支援業務の実施に係るコストが増加することから、優良な民間都市開発事業に対する支援について、貸付金利の上昇が生じる、リスクに見合う適切な内部留保が確保されない等、円滑な支援に支障が生じる事態の発生が想定され、これらにより、都市機能の高度化と都市の居住環境の向上の実現に支障をきたすこととなる。 《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成24年度～平成28年度) 本特例措置により相当の減収が見込まれるが、一方、メザニン支援業務の支援対象は、民間事業者による都市開発事業の中でも公共の用に供する施設の整備や高い環境性能を有する建築物の建築等を要件としていることから、このような事業の立上げ支援を円滑に実施することにより、一層の都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上の実現が図られる。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、我が国の活力の源泉である都市における民間都市開発事業の中でも特に公益性の高い事業に対してメザニン支援業務を実施する民都機構に限って適用されるものであり、都市再生、地域再生等の推進という政策目的のための手段として、的確かつ必要最小限の措置である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	メザニン支援業務の実施に当たっては、予算制度が存在するが、これは優良な民間都市開発事業に対して金融支援を行うための資金調達を確実に行うためのものである。一方、本特例措置は、金融支援の実施にかかるコストを軽減することにより、円滑な支援を実施するためのものであるため、明確に役割が分担されている。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、地域における優良な民間都市開発事業の中でも、特に公益性の高いものに限って金融支援を実施する事業に関するものであり、全国の都市は我が国の成長の源泉であることから、地方税に係る特例を講じることを通じて地方公共団体が協力する相当性が認められる。
10	有識者の見解		-

(別紙)

**【減収見込額】**  
民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充  
(法人税、法人住民税、法人事業税)

○法人税 (単位:百万円)

	貸付利息 収入	借入利息 支払	貸倒 引当金	事務経費	繰越損失	課税標準	法人税率	減収見込額
平成24年度	2233	884	993	75	177	104	25.5%	27
平成25年度	3596	1393	1417	75	0	711	25.5%	181
平成26年度	4964	1950	1708	75	0	1231	25.5%	314
平成27年度	6349	2570	1907	75	0	1797	25.5%	458
平成28年度	7826	3327	2125	75	0	2299	25.5%	586

○法人住民税 (単位:百万円)

	法人税額	法人税率	減収見込額
平成24年度	27	17.3%	5
平成25年度	181	17.3%	31
平成26年度	314	17.3%	54
平成27年度	458	17.3%	79
平成28年度	586	17.3%	101

○法人事業税 (単位:百万円)

	貸付利息 収入	借入利息 支払	貸倒 引当金	事務経費	繰越損失	課税標準	法人税率	減収見込額
平成24年度	2233	884	993	75	177	104	9.6%	10
平成25年度	3596	1393	1417	75	0	711	9.6%	68
平成26年度	4964	1950	1708	75	0	1231	9.6%	118
平成27年度	6349	2570	1907	75	0	1797	9.6%	173
平成28年度	7826	3327	2125	75	0	2299	9.6%	221

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	街区防災計画（仮称）に基づく事業の推進のための課税の特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するため測定指標（街区防災計画（仮称）の作成数）が設定されているが、達成目標（都市機能の維持・継続性の確保）の実現状況を図るためには、計画の作成数ではなく、「避難施設、防災用備蓄倉庫、非常用発電設備、耐震エレベーターの整備数」等の実際に整備された施設の数を測定指標として設定することにより、本租税特別措置等の効果をより適切に把握する手法を用いるべきである。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]
- ⑬ 減収額の見込み（平成24年度法人税：165百万円、25年度法人税：165百万円）と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、事業者にとってコスト増になる取組について長期利益の早期回収を目的とする特別償却がどの程度インセンティブとなり将来における税収減を是認するような効果があると見込んでいるのか疑問がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることによる次の点検項目についても課題がある。
- ⑰ 達成目標（都市機能の維持・継続性の確保）の実現状況について「1都市につき少なくとも1つの街区防災計画（仮称）の作成が見込まれ」と説明しているが、より適切な測定指標（(1)参照）を設定することが可能であると考えられるため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	街区防災計画（仮称）に基づく事業の推進のための課税の特例措置の創設 （国税22）（法人税：義）
2	要望の内容	人口や都市機能が集中する大都市において、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制による都市機能の維持・継続性の確保を図るため、都市部のエリア全体の視点からハード・ソフト両面での対策に係る街区防災計画（仮称）の作成及び当該計画に基づく関係者の取組を促進する新たな枠組を検討中。  本枠組みの下、地方公共団体等が作成する街区防災計画（仮称）に基づき次に掲げる施設等を取得した場合の課税の特例措置（特別償却30%）を講じる。  ・ 避難施設 ・ 防災用備蓄倉庫 ・ 非常用発電設備（オイルタンク、設備設置スペース等を含む。） ・ 耐震エレベーター
3	担当部局	国土交通省都市局まちづくり推進課、住宅局住宅企画官、市街地建築課内閣官房地域活性化統合事務局
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成24年度 創設
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等 ①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》  人口や都市機能が集中する大都市の特性にかんがみ、エリア全体の視点からのエリアの関係者によるハード・ソフト両面での一体的な防災対策の取組の促進を通じて、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、都市機能の維持・継続性の確保を図る。  《政策目的の根拠》  「東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部）」において、大震災の教訓を踏まえた今後の災害への備えとして、国民の生命・身体・財産が守られ、経済社会活動が円滑に行われることを確保すること、防災拠点（災害に強い施設）・情報伝達体制等の整備、企業の事業継続の取組の促進等を行うこととされている。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する 包含

	③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》  交通結節点にビル群が立地している大都市において、街区防災計画（仮称）の作成を通じて、街区単位で避難施設、備蓄倉庫、非常用発電設備等の整備を促進することにより、市街地の防災性向上による都市機能の維持・継続性の確保を図る。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》  街区防災計画（仮称）の作成数 平成25年度 58件  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  本特例措置の創設がインセンティブとなり、避難施設、防災用備蓄倉庫等の防災設備が整備されていくことで、エリア全体の視点からの防災性向上による都市機能の維持・継続性の確保に寄与することができる。
		8 有効性等 ①: 適用数等  （適用件数）  平成24年度 26件 平成25年度 26件  街区防災計画（仮称）は、2年間で三大都市以外の都市については38都市で作成の見込み。1都市につき、1計画、1建物と想定。三大都市（東京・大阪・名古屋）については20計画、20建物を想定。2年間で合計58件の適用件数見込み。1年間29件のうち、法人税対象適用件数は26件（三大都市、政令都市、中核市でそれぞれ1件（合計3件）の所得税適用件数）。
	②: 減収額	（減収額） 平成24年度 法人税：165百万円 平成25年度 法人税：165百万円
	③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成24年度～平成25年度）  東日本大震災は我が国の経済の牽引役となる大都市の都市機能にも大きな影響を与え、例えば、新宿駅周辺は、超高層ビルからの避難者と交通結節点に向かう帰宅困難者等により、人があふれ、大きな混乱を引き起こした。  一方で、一体的に防災対策が講じられている六本木ヒルズのエリアでは、帰宅困難者の対応も含め、大きな混乱は発生せず災害への対応が行われたほか、自立型のエネルギー源が確保されていたため、都市機能の大きな低下も防がれた。  本特例措置を講じることにより、大都市における市街地の防災性向上による都市機能の維持・継続性の確保が図られることとなる。

減収見込額調書

街区防災計画(仮称)に基づく事業の推進のための特例措置の創設  
(法人税)

減収見込額:平成24年度 165 百万円  
:平年度 165 百万円

(適用件数見込)

・ 三大都市	10 件	<1>
新築	5 件	<2>
改修	5 件	<3>
・ 政令都市	9 件	<4>
新築	0 件	<5>
改修	9 件	<6>
・ 中核市	11 件	<7>
新築	0 件	<8>
改修	11 件	<9>

(\*)上記の内、個人施行にかかるもの

・ 三大都市	1 件	<1>
・ 政令都市	1 件	<4>
・ 中核市	1 件	<7>

(想定建築物)

・ 三大都市における対象ビルの延べ床面積	20,000 坪	<10>
・ 政令都市における対象ビルの延べ床面積	5,000 坪	<11>
・ 中核市における対象ビルの延べ床面積	5,000 坪	<12>

・ 三大都市における対象ビルの建築費(<10>×坪単価80万円)	13,000 百万円	<13>
・ 政令都市における対象ビルの建築費(<11>×坪単価80万円)	3,250 百万円	<14>
・ 中核市における対象ビルの建築費(<12>×坪単価80万円)	3,250 百万円	<15>

・ 三大都市における対象ビルの固定資産税評価額(<13>×70%)	9,100 百万円	<16>
・ 政令都市における対象ビルの固定資産税評価額(<14>×70%)	2,275 百万円	<17>
・ 中核市における対象ビルの固定資産税評価額(<15>×70%)	2,275 百万円	<18>

(軽減対象面積・割合)

・ 三大都市	1,025 ㎡	<18>
非常用発電機+オイルタンク	200 ㎡	
自律復旧型耐震性エレベーター	225 ㎡	
防災備蓄倉庫	200 ㎡	
避難スペース	400 ㎡	
軽減面積割合(<18>÷(<10>÷0.3025))	1.6%	<19>

・ 政令都市	359 ㎡	<20>
非常用発電機+オイルタンク	200 ㎡	
自律復旧型耐震性エレベーター	9 ㎡	
防災備蓄倉庫	50 ㎡	
避難スペース	100 ㎡	
軽減面積割合(<20>÷(<11>÷0.3025))	2.2%	<21>

・ 政令都市	359 ㎡	<22>
非常用発電機+オイルタンク	200 ㎡	
自律復旧型耐震性エレベーター	9 ㎡	
防災備蓄倉庫	50 ㎡	
避難スペース	100 ㎡	
軽減面積割合(<22>÷(<12>÷0.3025))	2.2%	<23>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>大都市においては、人口や都市機能が集中する特性を有しているため、1都市につき少なくとも1つの街区防災計画(仮称)の作成が見込まれ、当該計画に基づく本特別措置のインセンティブにより避難施設、備蓄倉庫、非常用発電設備等の防災設備が整備される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>先般の東日本大震災における混乱状況を踏まえると、今後、大規模災害が大都市において発生した場合、交通結節点周辺の高層ビル、地下街等が集積するエリアにおいては、避難者の集中等による大混乱により、甚大な人的被害が発生するとともに、大都市の都市機能が大きく損なわれる恐れがある。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特別措置により相当の減収が見込まれるが、一方、人口や都市機能が集中する特性を有する大都市では、1都市につき少なくとも1つの街区防災計画(仮称)の作成が見込まれ、本特別措置をインセンティブとして避難施設、備蓄倉庫、非常用発電設備等が整備されることにより、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、我が国の経済を牽引する大都市の都市機能の維持・継続性が確保される効果が見込まれる。</p>
9	相当性	<p>①:租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本件特別措置は特別償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金に比べて国庫への負担がなく効率的な措置である。本特別措置は、街区防災計画(仮称)に基づき整備される設備等に限って適用されるものであり、政策目的達成のためのインセンティブとして、的確かつ必要最小限の措置である。</p> <p>②:他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>予算支援措置である街区防災性能等向上促進事業(仮称)は、街区防災計画(仮称)の作成に係る調査、コーディネート活動等に対する支援措置である一方、本件特別措置は、計画に基づく施設整備を促進するものであり、両者の役割分担は明白である。</p> <p>③:地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特別措置は、地域の防災性向上及び都市機能の維持・継続性の確保を図るものだが、同時に我が国の経済を牽引する、大都市を支援するものであることから、地方税法による課税の特例措置を講じることにより、地方公共団体が協力する相当性は認められる。</p>
10	有識者の見解	—

①法人税

<建築物>

(1棟当たりの法人税優遇額①<建築物>)

建築費×軽減面積割合×15%(特別償却率)×25.5%(税率)

・ 三大都市における対象ビル1棟当たりの法人税優遇額<建築物>	8 百万円	<24>
・ 政令都市における対象ビル1棟当たりの法人税優遇額<建築物>	3 百万円	<25>
・ 中核市における対象ビル1棟当たりの法人税優遇額<建築物>	3 百万円	<26>

(法人税優遇額①<建築物>)

24年度

115 百万円 <27>

ビル1棟当たりの法人税優遇額×適用件数(法人施行分)

・ 三大都市における対象ビル法人税優遇額<建築物>((<1>-<1>)×<24>	69 百万円	<28>
・ 政令都市における対象ビル法人税優遇額<建築物>(<4>-<4>×<25>)	20 百万円	<29>
・ 中核市における対象ビル法人税優遇額<建築物>(<7>-<7>×<26>)	26 百万円	<30>

<償却資産>

(軽減対象投資額)

非常用発電機+オイルタンク	15 百万円	<31>
自律復旧型耐震性エレベーター	10 百万円	<32>

(1棟当たりの法人税優遇額②<償却資産>)

非常用発電機+オイルタンク(<31>×30%(特別償却率)×25.5%(税率)	1.1 百万円	<33>
自律復旧型耐震性エレベーター(<32>×30%(特別償却率)×25.5%(税率)	0.8 百万円	<34>

(法人税優遇額①<建築物>)

24年度

50 百万円 <35>

非常用発電機+オイルタンク(<33>×82件(適用件数))	30 百万円	<36>
自律復旧型耐震性エレベーター(<34>×82件(適用件数))	20 百万円	<37>

法人税減収見込

24年度(<27>+<35>)

165 百万円 <38>

平年度(<38>×3÷2)

165 百万円 <39>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	津波防護施設に関する収用代替資産の取得に係る課税特例等の適用を受ける際の簡易証明書制度の適用	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし			
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		⊗	
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし			
租税特別措置等の相当性					
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
その他					
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし			

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、「津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積を平成 24 年度に約 9 万 ha」とすることを目標としているが、津波防護施設の整備等他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、本租税特別措置等による効果の有効性についての説明が不十分。

[将来の見込み]

⑩ 達成目標の実現状況について、課題のある測定指標を用いて「内陸部において津波による浸水被害の恐れがある地域については、津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保される地域にすることが可能となる」と定性的に説明されており、その説明が不十分である。

注 1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注 2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
津波防護施設の整備については、津波防災地域づくりに関する法律（仮称）に基づき、地域における津波による災害を防止し、又は軽減するための他の施策と一体となって推進計画において決定されることとされており、推進計画に即して津波防護施設の新設又は改良が行われることとされている。このため、本措置の適用数等については、各地域において策定される推進計画の内容によることとなるため、津波防災地域づくりに関する法律（仮称）成立後の見込みについて推計したものである。
- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
本特例措置の効果は、達成目標の達成状況に直接発現されるものではないものの、円滑な達成のために有効な措置と考えている。  
また、達成目標は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されるものであり、将来において本特例措置の効果も寄与して達成目標は実現されると考えられる。
- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
本措置は自治体の税収減を伴わない措置であるのみならず、任意の用地買収を円滑化し、土地収用法に基づく事業認定の手続きを必要最小限に抑える措置であり、起業者、地権者及び自治体の負担軽減に資する措置である。
- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
「予算上の措置」の目的は津波防護施設の整備であり、「税制上の措置」の目的は津波防護施設の整備に伴う任意の用地買収又は土地収用法に基づく収用の代償措置である。本措置の目的は任意の用地買収を円滑化し、土地収用法上の手続きを必要最小限に抑えることにより、起業者、地権者及び自治体の負担軽減に資するという点であり、上記2つの政策手段をより円滑に推進するための措置である。

税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	津波防護施設に関する収用代替資産の取得に係る課税特例等の適用を受ける際の簡易証明書制度の適用 (国税4)(法人税:義) (地方税1)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	津波防災地域づくりに関する法律(仮称)に基づく津波浸水想定区域において、収用等又は交換処分等があった場合の特例措置の適用を受ける際の簡易証明書制度(公共事業施行者が証明することで足りるとする制度)の対象に、津波防護施設を追加する。
3	担当部局	水管理・国土保全局水政課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>①:政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>津波防護施設の整備に係る用地交渉を円滑化することにより、津波防護施設の迅速な整備を図り、内陸部における津波による浸水被害の拡大を防止・軽減する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○東日本大震災復興構想会議「復興への提言～悲愴のなかの希望」(平成23年6月25日) 第1章 新しい地域のかたち (2)地域づくりの(まちづくり、むらづくり)の考え方 ①「減災」という考え方 「・・・さらに、防潮堤等に加え、交通インフラ等を活用した地域内部の第二の堤防機能を充実させ、・・・」 (4)既存復興関係事業の改良・発展 「今後の津波対策は、これまでの防波堤・防潮堤等の「線」による防御から、河川、道路、まちづくりも含めた「面」による「多重防御」への転換が必要である。このため、既存の枠組みにとられない総合的な対策を進めなければならない。例えば、道路や鉄道などの公共施設の盛土を防災施設である二線堤として位置付けるべきである。」</p> <p>○社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会計画部会緊急提言「津波防災まちづくりの考え方」(平成23年7月6日) 3 上記考え方に照らし今後解決すべき課題 (4)津波防災のための施設の整備等 ②「上記の海岸保全施設や港湾施設等による防御効果に加え、例えば、二線堤(浸水の拡大を防止する機能を持つ道路等の盛土等)、宅地、公共施設の盛土等、津波防護(津波被害の軽減)に寄与する施設を「津波防護施設(仮称)」として位置づけ、活用すること等について検討すべき。」</p> <p>○東日本大震災復興対策本部「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日)</p>

		<p>5 復興施策</p> <p>(1) 災害に強い地域づくり</p> <p>②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員</p> <p>(ii) 具体的には、今回のような大規模な津波リスクを考慮に入れ、例えば、①平地に都市機能が存在し、ほとんどが被災した地域、②平地の市街地が被災し、高台の市街地は被災を免れた地域、③斜面が海岸に迫り、平地の少ない市街地及び集落、④海岸平野部といった地域の状況に応じて、地盤沈下等の現況も踏まえつつ、以下のハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ実施する。</p> <p>(二) 二線堤の機能を有する道路、鉄道等の活用</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 1 3 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進するに包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積を減少させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積</p> <p>長期的には0haを目指す、当面の目標として、平成19年度約11万ha→平成24年度約9万ha</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>上記の政策目標の達成状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されているものであり、本特例措置の効果は、それら達成状況に直接発現されるものではないものの、円滑な達成のために有効な措置として効果を発揮している。</p> <p>津波防護施設は、内陸部における津波による浸水被害の拡大の防止・軽減を図る上で重要な施設であり、円滑な用地交渉によりその整備を推進する必要があることから、本特例措置は非常に有効な手段であると考えられる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>平成24年度：10件（見込み）</p> <p>平成25年度：10件（見込み）</p> <p>（今回の被災地域をはじめとする津波被害が想定される地域における津波防護施設の整備数を見込み、そのうち簡易証明書制度の対象となる件数を推計）</p> <p>② 減収額</p> <p>平成24年度：なし</p> <p>平成25年度：なし</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成24年度～平成25年度）</p> <p>津波防護施設に関する収用代替資産の取得に係る課税特例等の適用を受ける際の簡易証明書制度の適用によって、津波防護施設の整備に係る用地交渉を円滑化することにより、津波防護施設の迅速な整備を図り、内陸部における津波による浸水被害の拡大を防止・軽減する。</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成24年度～平成25年度）</p> <p>上記の政策目標の達成状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されているものであるが、本特例措置の効果は、それら達成状況に直接発現されるものであり、円滑な達成のために有効な措置として効果を発揮している。</p> <p>また、津波防護施設は、津波による浸水被害の拡大の防止・軽減を図る上で重要な施設であり、市街地の地形等によって当該施設の整備規模は大きく異なるが、特に内陸部において津波による浸水被害の恐れがある地域については、津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保される地域にすることが可能となる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成24年度～平成25年度）</p> <p>本特例措置が新設されなかった場合、津波防護施設の整備に係る用地交渉を円滑化することができず、これにより津波防護施設の迅速な整備を図り、内陸部における津波による浸水被害の拡大を防止・軽減することができなくなる恐れがあり、日本近海で発生することが予測されている大地震が近年中に発生し、これに伴い大津波が発生した場合、内陸部における津波による浸水被害の拡大の防止・軽減が手遅れになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成24年度～平成25年度）</p> <p>本特例措置は、税収減を伴わない措置である。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>津波防護施設は、客観的な基礎調査と津波浸水想定の設定、地域の関係者間の調整手続きを経て、地域の意向として、当該施設以外の公共施設の整備、市街地の面的整備、防災拠点の整備等の各種関連施策を盛り込んだ、津波防災まちづくりのための総合的な推進計画の中に位置づけられることによりその新設、改良等が実施されるものとなることから、新設、改良等は推進計画に基づいて計画的かつ確実に実施されるものであり、その上で簡易証明書制度の適用により円滑な用地交渉を推進していくことは、内陸部における津波による浸水被害の拡大の防止・軽減を図るといふ政策目的を迅速に達成するための政策手段としての確実であると考えられる。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>平成23年度3次補正において、津波防護施設の新設又は改良に要する費用の一部を国が負担する予算上の措置を要求する方向で検討中であり、かつ、津波防護施設に関する収用代替資産の取得に係る5,000万円特別控除等及び本特例措置の適用という2つの税制上の措置により、事業用地の取得がより一層円滑化し、当該施設の整備が推進されることとなる。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例措置は、税収減を伴わない措置であり、地方税収の減少も伴わない。</p>
10	有識者の見解	—



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	街区防災計画（仮称）区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性			
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他			
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「平成 27 年度までに多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率を 90% とすること」は、建築物の耐震改修に関する補助事業等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]
    - 減収額と予測した効果を対比すべきところ、税収減及び本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、事業者にとってコスト増になる取組について長期利益の早期回収を目的とする特別償却がどの程度インセンティブとなり将来における税収減を是認するような効果があると見込んでいるのか疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 適用数の将来推計について、「特定建築物の改修必要棟数を見込み、街区防災計画（仮称）区域内において、法人税の特例措置の対象となる件数を推計」としているが、試算及び推計方法が明らかでなく、適用の見込みが不透明である。
      - 減収額の将来推計について、「件数×1棟あたり工事費×特別償却25%×税率」としているが、「件数」及び「1棟あたり工事費」の試算及び推計方法が明らかでなく、減収額の見込みが不透明である。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
  - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金や耐震改修の義務化等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	街区防災計画(仮称)区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設(国税23)(法人税:義)
2	要望の内容	人口や都市機能が集中する大都市において、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制による都市機能の維持・継続性の確保を図るため、都市部のエリア全体の視点からハード・ソフト両面での対策に係る街区防災計画(仮称)の作成及び当該計画に基づく関係者の取組を促進する新たな枠組みを検討中。 本枠組みの下、地方公共団体等が作成した街区防災計画(仮称)の区域内において耐震改修工事を実施した特定建築物(耐震改修促進法第6条に該当する建築物)について、事業の用に供した年度において当該工事に要した費用の25%の特別償却を求める特例措置を新設する。
3	担当部局	住宅局建築指導課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	事業用建築物については、 平成8年度 耐震改修法関連特別措置 平成11年度 廃止  平成17年度 要望 平成18年度 再要望 平成20年度 延長要望 平成22年度 延長要望(→廃止)
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口や都市機能が集中する大都市の特性にかんがみ、エリア全体の視点からのエリアの関係者によるハード・ソフト両面での一体的な防災対策の取組の促進を通じて、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、都市機能の維持・継続性の確保を図る。  《政策目的の根拠》 ○「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)」において、大震災の教訓を踏まえた今後の災害への備えとして、国民の生命・身体・財産が守られ、経済社会活動が円滑に行われることを確保すること、防災拠点(災害に強い施設)・情報伝達体制等の整備、企業の事業継続の取組の促進等を行うこととされている。 ○建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含

	③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 多数の者が利用する一定の建築物を耐震化する。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 平成20年度 約80%→平成27年度 90%
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 街区防災計画(仮称)区域内の特定建築物への耐震改修が確実に実施されることにより、建築物ストックの安全性が確保され、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制による都市機能の維持・継続性の確保が図られる。
8	有効性等	①: 適用数等 平成24年度 32件(見込み) 平成25年度 29件(見込み) 【算定根拠】特定建築物の改修必要棟数を見込み、街区防災計画(仮称)区域内において、法人税の特例措置の対象となる件数を推計
		②: 減収額 平成24年度 102百万円(見込み) 平成25年度 93百万円(見込み) 【算定根拠】件数×1棟あたり工事費×特別償却25%×税率
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成15年度～平成27年度) 税制の活用により耐震改修年度のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、平成27年度における耐震化率90%の達成に資する。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年度～平成27年度) 多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 平成15年度 約75% → 平成20年度 約80%→平成27年度 90% (27年度は、15年度から20年度の伸び率に一定の伸びしろを加算した目標)  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度) 既存建築物の耐震改修は、他の機能更新投資とは異なり、それ自体が直接の収益に結びつかないことから、公益上の要請に比して耐震改修への経済的インセンティブがかなり低い状況にある。税制がない場合には、資金的余裕のない法人における耐震改修の取組が進みにくい状態が継続し、耐震化率の向上を阻害する。  《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度) 街区防災計画(仮称)区域内の特定建築物への耐震改修が確実に実施されることにより、建築物ストックの安全性が確保され、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制による都市機能の維持・継続性の確保が図られる。

9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例は、耐震基準に適合したより安全な建築物を増加させようとするものであり、民間事業者等に対するインセンティブ措置の特例として、特別償却が的確かつ必要最小限な措置である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	建築物の所有者等に補助等を行う地方公共団体へは、社会資本整備総合交付金による支援を実施しているが、地方公共団体における補助を前提としており、支援を受けられる地域に限られる。また、既存建築物については、建築基準法上、改修が義務づけられてはいない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	街区防災計画(仮称)区域内の特定建築物への耐震改修促進は、都市機能の維持・継続性の確保に資することから、地方公共団体の防災体制へのメリットも非常に大きい。
10	有識者の見解		—



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	マンション建替事業に係る特例措置の適用範囲の拡大	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない		<input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の測定指標（共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率及び新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率）の目標達成時期について、要望する本租税特別措置等の適用期間を超えて「平成32年」と設定しているが、要望する本租税特別措置等の適用期間を超えて設定する理由が示されておらず、その効果の検証方法に疑問がある。
    - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。
      - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は、平成20年度売渡請求・買取請求数3件・権利変換件数190件、21年度売渡請求・買取請求数3件・権利変換件数50件、22年度売渡請求・買取請求数28件・権利変換件数231件と把握されているが、本租税特別措置等が適用され得るマンションの全体数からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明されていない。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。[過去の実績]
    - 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。  
 また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 減収額の過去の実績が把握されていないため、減収額の実態が不透明である。
  - 将来の見込み]
    - 減収額と効果を対比すべきところ、「建替えの促進が必要である」と政策目的が定性的に説明するにとどまり、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 適用数の将来推計について、「国土交通省推計」としているが、試算及び推計方法が明らかでなく、適用の見込みが不透明である。
      - 減収額の将来推計について、「マンション建替え円滑化法を活用したマンション建替えの見込み件数（H23：6件、H24：7件、H25：7件）×1件あたりの平均減収額を基に算出」としているが、試算及び推計方法が明らかでなく、減収額の見込みが不透明である。
      - 達成目標（高齢者等の生活の利便性の向上、美しい街並みや景観の維持及び形成、安全・安心な住宅及び巨樹環境の整備）の実現状況について予測されていないため、将来における本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込

みが不透明である。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

#### 【点検結果表の別紙】

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）

○マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、マンション建替組合の設立、権利変換手続による関係権利の変換、危険又は有害な状況にあるマンションの建替えの促進のための特別の措置等マンションの建替えの円滑化等に関する措置を講ずることにより、マンションにおける良好な居住環境の確保を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

○新成長戦略 [平成22年6月18日閣議決定]

IV 観光・地域活性化戦略～ストック重視の住宅政策への転換～

2013年度までに実施すべき事項

老朽マンションの建替え・改修の促進策の実施

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	マンション建替事業に係る特例措置の適用範囲の拡大 (国税6)(法人税:義) (地方税12)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」(以下「法」という。)に基づくマンション建替事業に適用される以下の税制上の特例措置について、マンション建替組合の設立認可等を定めた国土交通省令の改正(平成24年4月1日施行)に伴い、新たに法に基づくマンション建替事業の施行が可能となる事業についても、同特例措置の対象となるよう、特例措置の適用範囲を拡大する。  ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(平成25年12月31日まで) ・換地処分に伴い資産を取得した場合の課税の特例(恒久措置) ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(恒久措置) ・土地の譲渡等がある場合の特別税率(平成25年12月31日まで)
3	担当部局	住宅局市街地建築課マンション政策室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 平成14年度 創設 平成15年度 拡充 平成16年度 延長 平成17年度 拡充 平成21年度 延長  ・換地処分に伴い資産を取得した場合の課税の特例 平成14年度 創設  ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 平成14年度 創設 平成15年度 拡充  ・土地の譲渡等がある場合の特別税率 平成14年度 創設 平成15年度 拡充 平成16年度 延長 平成17年度 拡充 平成21年度 延長
6	適用又は延長期間	・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例:平成25年12月31日まで  ・換地処分に伴い資産を取得した場合の課税の特例:恒久措置  ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除:恒久措置  ・土地の譲渡等がある場合の特別税率:平成25年12月31日まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今後の老朽化したマンションの急増に対応して、マンションの建替えの円滑化等に関する法律に基づくマンション建替事業における費用負担を軽減することにより、耐震性に劣る等の不良マンションストックを解

		消し、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンションへの建替えを円滑化し、周辺の住環境や都市環境の向上を図る。  《政策目的の根拠》 ○マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号)																					
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上するに包含																					
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ① 住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る。 ② また、大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ① 関連の指標 ・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 16%(平成20年)→28%(平成32年) ② 関連の指標 ・新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 79%(平成20年)→95%(平成32年)  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」に基づくマンション建替事業が促進されることにより、共同住宅の高齢者等の生活利便性の向上、耐震化の促進による安全・安心な住宅・居住環境の整備に資する。																					
8	有効性等	① 適用数等 直近3年の特例措置の適用件数(登記件数)は以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度(見込み)</th> <th>平成24年度(見込み)</th> <th>平成25年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売渡請求・買取請求数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>28</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>権利変換件数</td> <td>190</td> <td>50</td> <td>231</td> <td>300</td> <td>350</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> 国土交通省推計 ・売渡請求・買取請求数・・・マンション建替え円滑化法を活用したマンション建替えの見込み件数(H23:6件、H24:7件、H25:7件)×建替え1件あたりの平均売渡請求・買取件数1件(直近5ヶ年分の実績平均) ・権利変換件数・・・マンション建替え円滑化法を活用したマンション建替えの見込み件数(H23:6件、H24:7件、H25:7件)×建替え1件あたりの平均権利変換件数4件(直近5ヶ年分の実績平均)  ③ 減収額 平成24年度 1,219百万円(見込み) 平成25年度 1,219百万円(見込み) マンション建替え円滑化法を活用したマンション建替えの見込み件数(H23:6件、H24:7件、H25:7件)×1件あたりの平均減収額を基に算出		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)	平成24年度(見込み)	平成25年度(見込み)	売渡請求・買取請求数	3	3	28	6	7	7	権利変換件数	190	50	231	300	350	350
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)	平成24年度(見込み)	平成25年度(見込み)																	
売渡請求・買取請求数	3	3	28	6	7	7																	
権利変換件数	190	50	231	300	350	350																	

	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～平成32年度)</p> <p>建替えの必要性を考慮して基準を緩和することができるよう省令を改正しており、それにより新たに適用されることとなるマンション建替え事業を税制の特例措置の対象とすることにより、マンションの建替えの円滑化等に関する法律に基づくマンション建替事業における費用負担を軽減し、耐震性に劣る等の不良マンションストックを解消することで、安全・安心かつ良好な居住環境を確保したマンションへの建替えの円滑化、周辺の住環境や都市環境の向上に資する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～平成32年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 16% (平成20年)</li> <li>・新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 79% (平成20年)</li> </ul> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年度～平成32年度)</p> <p>特例措置が適用されなければ、マンション建替えの合意形成が困難になり、建替えが実現しなくなるおそれがある。その場合、当該マンションの居住者のみならず、周辺の市街地環境にも悪影響を及ぼす懸念がある。また、マンション建替え円滑化法に基づく事業に対して認められている税制特例措置は、建替組合や転出者を対象にしているものがあり、仮にマンション内に1戸でも基準緩和によってはじめて最低住宅面積要件を満たすことになる住戸が存した場合に、当該事業全体を特例措置の適用対象外とすれば、現行の基準に適合する住宅を取得する区分所有者や、転出する区分所有者も併せて特例を受けられなくなり、不合理である。また、このことから、建替え後の住宅の取得を希望する資力の低い者等に対し、転出するよう圧力が及ぶ恐れがあり、こうしたことはマンション建替え円滑化法の趣旨に反することになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年度～平成32年度)</p> <p>建替えが必要な状況となっているマンションについて、建替え後のマンションに求める最低住宅面積の要件が厳しすぎるあまり、建替えができなくなれば、倒壊等により、マンションの居住者のみならず、周辺の市街地環境にも悪影響を及ぼす懸念があるため、建替えの促進が必要である。</p>
		<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>これまでに実施されたマンション建替えは、余剰容積を活用して戸数を増やし、これを第三者に譲渡することで、区分所有者の費用負担を軽減して合意形成を行ったものが多かった。しかしながら、このような建替えが可能な地域は、マンションの需要が高い都市部に限られる上、既に住宅の数が世帯数を上回っている現在において、戸数増を前提とした方式は持続可能なものではない。むしろ、今後の世帯数の本格的な減少を考慮すると、規模の小さな建物への更新をすすめていくことが重要となる。このため、容積率緩和等の施策ではなく、租税特別措置等による支援が妥当である。</p>
9	相当性	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>なし</p>

	③ 地方公共団体が協力する相当性	「建替えの必要性」や「合意形成の困難性」は、各地の住宅事情によって大きく変動するため、今般、国土交通省令を改正して、認可権者である地方公共団体が各地の住宅事情を勘案して別途基準を定めることができることとしており、地方公共団体の意向を踏まえ、マンション建替えに取り組むことが可能となる。
10	有識者の見解	-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性			
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他			
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「平成27年度までに多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率を90%とすること」は、建築物の耐震改修に関する補助事業等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
    - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
[将来の見込み]
      - 減収額と効果を対比すべきところ、税収減及び本租税特別措置等による効果・達成目標の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、事業者にとってコスト増になる取組について長期利益の早期回収を目的とする特別償却がどの程度インセンティブとなり将来における税収減を是認するような効果があると見込んでいるのか疑問がある。  
また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
        - 適用数の将来推計について、「天井落下防止対策に問題がある建築物数をベースに、法人税の特例措置の対象となる件数を推計」としているが、試算及び推計方法が明らかでなく、適用の見込みが不透明である。
        - 減収額の将来推計について、「16棟×1棟あたり工事費×特別償却25%×税率」としているが、「16棟」及び「1棟あたり工事費」の試算及び推計方法が明らかでなく、減収額の見込みが不透明である。
        - 達成目標（多数の者が利用し、大規模空間を有する建築物における天井の耐震化を進める）の実現状況について予測されていないため、将来における本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
  - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金や耐震改修の義務化等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
- 建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（同年3月）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられている。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定された「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、平成27年度までに耐震化率を90%とすることを目標としている。
- また、平成23年9月にとりまとめられた「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」においても、「建築物の天井の落下による被害が多数報告されていることから、引き続き、揺れ止めの設置や天井と壁とのクリアランスの確保等の対策を実施する必要がある」とされている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設（国税24）（法人税：義）	
2	要望の内容	多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第6条第1号に規定する建築物）で500㎡以上の大規模空間を有するものについて、天井に係る構造基準に適合するための改修を行った場合、事業の用に供した年度において当該工事に要した費用の25%の特別償却を認める特例措置を新設する。	
3	担当部局	住宅局建築指導課	
4	評価実施時期	平成23年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—	
6	適用又は延長期間	3年間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大規模空間を有する建築物について、天井の耐震化に係る具体的な技術基準を策定する予定であるが、既存建築物には当該基準が遡及適用されないことから、これらの既存建築物についても当該基準に適合するよう改修を促進し、今後の更なる大規模地震の危険性を踏まえた建築物ストックの安全性の確保を図る。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上するに包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 多数の者が利用し、大規模空間を有する建築物における天井の耐震化を進める。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 平成20年度 80% → 平成27年度 90%	
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 天井の耐震化に係る具体的な技術基準の策定と併せ、税制特例による支援を行うことで、天井の改修における建築主の負担を軽減し、既存の大規模空間を有する建築物における天井の耐震化を緊急に促進することにより、建築物ストックの安全性の確保に資する。	

8	有効性等	① 適用数等	平成 24 年度 16 件 (見込み) 平成 25 年度 16 件 (見込み) 平成 26 年度 16 件 (見込み) 【算定根拠】天井落下防止対策に問題がある建築物数をベースに、法人税の特例措置の対象となる件数を推計
		② 減収額	平成 24 年度 21 百万円 (見込み) 平成 25 年度 21 百万円 (見込み) 平成 26 年度 21 百万円 (見込み) 【算定根拠】16 棟×1 棟あたり工事費×特別償却 25%×税率
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 15 年度～平成 27 年度) 税制の活用により耐震改修年度のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、天井の耐震化に資する。 ----- 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 27 年度) 多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 平成 15 年度 約 75% → 平成 20 年度 80% → 平成 27 年度 90% (27 年度は、15 年度から 20 年度の伸び率に一定の伸びしろを加算した目標) ----- 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 27 年度) 既存建築物の耐震改修は、他の機能更新投資とは異なり、それ自体が直接の収益に結びつかないことから、公益上の要請に比して耐震改修への経済的インセンティブがかなり低い状況にある。税制がない場合には、資金的余裕のない法人における耐震改修の取り組みが進みにくい状態が継続し、耐震化割合の向上を阻害する。 ----- 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 27 年度) 多数の者が利用し、大規模空間を有する建築物における天井への耐震改修が確実に実施されることにより、今後予想される大地震が発生した場合においても、天井落下による死傷者の発生を防ぐ効果がある。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例は、耐震基準に適合したより安全な建築物を増加させようとするものであり、民間事業者等に対するインセンティブ措置の特例として、特別償却が的確かつ必要最小限な措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	住宅・建築物安全ストック形成事業について、大規模空間を有する建築物の天井の脱落対策の支援創設を要求中であるが、地方公共団体における取り組みを前提としていることから、支援を受けられる地域に限られる。また、既存建築物については、建築基準法上、改修が義務づけられてはいない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	今後予想される大地震が発生した場合において、天井落下による死傷者の発生を防ぐ効果があることから、地方公共団体にとっても、当該耐震改修が進むことは大きな意義がある。
10	有識者の見解		—



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	モーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車を取得するための事業用固定資産の買換え等に関する特例措置の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし		○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし		※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし		
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「平成 27 年度期首までに機関車の新製割合を概ね 70%、コンテナ貨車の新製割合を概ね 84%とする」は、J R 貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得した機関車・コンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準の特例措置等他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 減収額と効果を対比して、「平成 18 年度～平成 23 年度の減収額 2,048 百万円に対して、前回要望時の目標（平成 24 年度期首までに機関車の新製割合概ね 50%）に達する見込みであることから、税収減を是認する効果が発現している」と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑩参照）、本租税特別措置の税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

⑩ 達成目標（機関車及びコンテナ貨車の新製割合を増加）の実現状況について、「機関車の新製割合は平成 18 年度期首 25%から平成 23 年度期首 47%となっている、コンテナ貨車の新製割合は平成 18 年度期首 59%から平成 23 年度期首 69%となっている」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比して、「平成 24 年度～平成 26 年度において、897 百万円の減収見込みがあるものの、課税の繰り延べによって、キャッシュフローが確保されることにより、平成 27 年度期首までに機関車の新製割合概ね 70%、コンテナ貨車の新製割合 84%（平成 23 年度期首の機関車の新製割合 47%、コンテナ貨車の新製割合 69%）に更新されることが見込まれることから、税収減を是認する効果が発現する」と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑬参照）、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

⑩ 達成目標の実現状況の将来予測について、「平成 24 年度期首において、機関車の新製割合が 51%、コンテナ貨車の新製割合が 72%に達する見込みである」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）  
「京都議定書目標達成計画（平成20年3月閣議決定）」  
第3章目標達成のための対策と施策  
第2節地球温暖化対策及び施策  
1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策  
（1）温室効果ガスの排出削減対策・施策  
①エネルギー起源二酸化炭素  
イ. 部門別（産業・民生・運輸等）の対策・施策  
D. 運輸部門の取組  
（e）物流の効率化等（モーダルシフト、トラック輸送の効率化等の推進）において、「鉄道による貨物輸送の競争力を高めるため、鉄道輸送の容量拡大、ダイヤ設定の工夫、コンテナ輸送のコスト削減等により貨物鉄道の利便性向上を図る。」と、示されているところ。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）  
前回要望時において、「平成24年度期首までに機関車の新製割合を概ね50%とする当面の目標が達成できるよう車両更新を促進する」としたところ。  
現時点の見込みでは、平成24年度期首において、機関車の新製割合が51%となり、当面の目標は達成される見込である。  
しかしながら、モーダルシフトに資する機関車の新製割合は半分を迎えたに過ぎないため、引き続き車両更新を進めるためにも、本特例措置の延長は必要不可欠である。
- ⑤ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
分析対象期間（平成18年度～平成22年度）において、コンテナ貨車の適用実績は無かったが、平成23年度以降、4年間で113両の適用を見込んでいる。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①<<適用数>>欄への補足説明）  
前回要望時の目標（平成24年度期首までに機関車の新製割合概ね50%）を達成する見込みであることから、適用数が想定外に僅少ではない。
- ⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）  
平成18年度～平成23年度の減収額2,048百万円に対して、前回要望目標（平成24年度期首までに機関車の新製割合概ね50%）に達する見込みであることから、税収減を是認する効果が発現している。

- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）  
平成24年度～平成26年度において、897百万円の減収見込があるものの、課税の繰り延べによって、キャッシュフローが確保されることにより、平成27年度期首までに機関車の新製割合概ね70%、コンテナ貨車の新製割合84%（平成23年度期首の機関車の新製割合47%、コンテナ貨車の新製割合69%）に更新されることが見込まれることから、税収減を是認する効果が発現するものと考えられる。
- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
本特例措置は課税の繰り延べによりキャッシュフローが確保されるものであり、補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少ないことから、政策目的実現のための手段として適切である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	モーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車を取得するための事業用固定資産の買換え等に関する特例措置の延長 (国税21)(法人税:義)
2	要望の内容	JR貨物が国内にある事業用の土地を譲渡し、機関車・コンテナ貨車を取得して鉄道事業の用に供した場合に、その取得価額の80%の圧縮記帳を認める特例措置の延長(平成26年12月31日まで)
3	担当部局	鉄道局総務課、財務課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成8年度創設 平成9年度延長、対象に機関車を追加 平成10年度延長、圧縮率を80%に拡充 平成13年度延長 平成16年度延長 平成19年度延長 平成21年度延長
6	適用又は延長期間	3年間(平成26年12月31日まで)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 環境対策、エネルギー対策の観点から推進されるモーダルシフト施策の受け皿として重要な役割を担う鉄道貨物輸送の近代化等のためモーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車の導入を促進する。 《政策目的の根拠》 鉄道貨物へのモーダルシフトの推進及びそのための鉄道輸送増強については、京閣議定書目標達成計画(平成20年3月閣議決定)に盛り込まれている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標26 鉄道網を充実・活性化させる に包含
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 機関車およびコンテナ貨車の新製割合を増加させる。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 当面の目標として、平成27年度期首までに機関車の新製割合を概ね70%、コンテナ貨車の新製割合を概ね84%とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 課税の繰延べ措置を講ずることにより、土地の譲渡益を活用した機関車・コンテナ貨車の買換えが円滑に行われることが期待される。
8	有効性等	①: 適用数等 (1)実績 平成18年度 機関車6両 平成19年度 機関車3両 平成20年度 機関車2両 平成21年度 機関車6両 平成22年度 機関車7両 (2)今後の見込み 平成23年度 機関車1両、コンテナ貨車22両 平成24年度 機関車2両、コンテナ貨車27両

		平成25年度 機関車4両、コンテナ貨車34両 平成26年度 機関車4両、コンテナ貨車30両 (JR貨物からの聴き取りによる。)
	②: 減収額	(1)実績(法人税率30%で算出) 平成18年度 474百万円 平成19年度 209百万円 平成20年度 136百万円 平成21年度 546百万円 平成22年度 583百万円 (2)今後の見込み(法人税率25.5%で算出) 平成23年度 100百万円 平成24年度 204百万円 平成25年度 355百万円 平成26年度 338百万円 (JR貨物からの聴き取りによる。)
	③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年度~平成26年度) 平成23年度期首における機関車の新製割合は47%となっている。 平成23年度期首におけるコンテナ貨車の新製割合は69%となっている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成18年度~平成26年度) 機関車の新製割合は平成18年度期首25%から平成23年度期首47%となっている。 コンテナ貨車の新製割合は平成18年度期首59%から平成23年度期首69%となっている。 また、現時点の見込みでは、平成24年度期首において、機関車の新製割合が51%、コンテナ貨車の新製割合が72%に達する見込みである。(JR貨物からの聴き取りによる。) 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成24年度~平成26年度) 機関車・コンテナ貨車への設備投資は多額の資金を必要とするが、JR貨物は厳しい経営状況下であり、当該資金を全て内部留保から確保することは困難であることから、輸送の効率化の過程で生み出された事業用資産(土地)の売却でこれらの一部を捻出している。 このため、本特例措置が延長されなかった場合、経営の効率化に伴う積極的な土地売却及びこれを原資とした機関車・コンテナ貨車の取得・更新が困難となる。 《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成18年度~平成26年度) 課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、モーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車の導入が促進される。 なお、本特例措置は課税の免除ではなく課税の繰り延べであり、最終的な納税額に変化は生じない。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 税制上の優遇措置の対象となる買換えの範囲については、一定の政策目的が認められる事業用資産の買換えの場合に限定しているところである。 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 本特例措置は課税の繰り延べによって、キャッシュフローが確保され、モーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車への投資を促すものである。 本特例措置の他に「JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得した機関車・コンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準の特例措置」があるが、これは、車両を購入した後に増大する固定資産税負担を軽減する

		<p>ことにより、JR貨物にモーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車          を取得するインセンティブを与えるものである。          よって、適切かつ明確に役割分担はなされている。</p>
	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	※
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「営業トラックの新車登録台数、内航船舶の代替建造隻数及び高齢内航船舶比率などを内容とする」は、他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
    - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 

[過去の実績]

 ⑫ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。  
 また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 達成目標（機械装置等の導入を促進し、中小企業の生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図る）の実現状況について説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
 [将来の見込み]
 ⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、税収減に言及せず、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 達成目標（機械装置等の導入を促進し、中小企業の生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図る）の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 本評価書は、「中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）の延長」の対象である設備のうち、営業トラック及び内航船舶を抜き出して評価しているものである。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

本措置の達成時期は延長要望期間内（平成25年度）である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）の延長 （国税35）（法人税：義） （地方税55）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	中小企業者の設備投資を促進するため、中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度の適用期限を延長する。（2年延長） 〔特例内容〕 取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除 〔対象設備〕 機械装置（160万円以上） 器具備品（120万円以上） ソフトウェア（70万円以上） 貨物自動車（車両総重量3.5t以上） 内航貨物船（基準取得価額：取得価額の75%）
3	担当部局	自動車局貨物課 土地・建設産業局建設市場整備課建設産業振興室 総合政策局公共事業企画調整課 総合政策局参事官（物流産業）室 自動車局旅客課 自動車局整備課 海事局総務課財務企画室 海事局内航課 海事局船舶産業課 港湾局港湾経済課 港湾局技術企画課技術監理室 観光庁観光産業課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 総合経済対策の一環として創設（平成11年5月31日まで） 平成11年度 1年間延長（貨物自動車8トン以上を3.5トン以上に拡充） 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 2年間延長（機械装置160万円以上に拡充） 平成16年度 2年間延長（器具備品120万円以上に縮減） 平成18年度 2年間延長（対象器具備品縮小、ソフトウェア追加） 平成20年度 2年間延長 平成22年度 2年間延長
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 建設業、道路貨物運送業（集配利用運送業を含む。以下同じ。）、倉庫業、港湾運送業、自動車整備業、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業・沿海運輸業、内航船舶貸渡業、造船・船用工業、旅行業等の国土交通関

		<p>係事業者は、経営基盤の脆弱な中小企業者が大宗を占めており、長引く景気低迷による荷動きの減少等の影響を受け、依然として厳しい経営状況にある。</p> <p>これらの中小企業者が機械等を導入することを促進し、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図り、もって、多様で効率的なサービスの提供を可能にする等公的使命の達成に資することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法では、「中小企業の施設又は設備の導入を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設の設置又は整備を促進すること」等が定められている。</p> <p>本税制措置は特定の中小企業者が機械等を導入することを促進し、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図り、もって、多様で効率的なサービスの提供を可能にする等公的使命の達成に資することを目的に創設されたものであり、上記施策体系の中で、中小企業の活性化を図るための重要な手段として位置づけられているもの。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性の向上、消費者利益の保護</p> <p>施策目標32 建設市場の整備を推進する</p> <p>施策目標35 自動車運送業の市場環境整備を推進する</p> <p>政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなどの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>に包含</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>建設業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、自動車整備業、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業・沿海運輸業、内航船舶貸渡業、造船・船用工業、旅行業等の用に供する機械装置等の導入を促進し、中小企業の生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>国土交通関係中小企業の生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図るため、以下の通り、これら中小企業の設備投資を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業トラックの新車登録台数 対平成10年度比100%以上（又は全車種の対平成10年度比を上回ること）</li> <li>・内航船舶の代替建造隻数 年平均75隻程度の建造隻数レベルの維持</li> <li>・老齢内航船舶比率 対平成9年度比115%(4,050隻)程度以下に維持</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度の適用により一部の事業者においては、機械装置等の導入が促進され、経営の近代化・合理化が図られつつある。しかしながら、国土交通関係事業者は、経営基盤の脆弱な中小企業者が大宗を占めており、長引く景気低迷による荷動きの減少等の影響を受け、依然として厳しい経営状況にあり、引き続き本税制措置による支援が必要である。</p>

8	有効性等	①	適用数等	<p>適用事業者数 平成22年度 28,260者 平成23年度 26,696者 平成24年度 26,539者</p> <p>適用事業者の範囲 中小企業者</p>																																								
		②	減収額	<p>制度自体の減収額 132,200百万円</p> <p>過去3年間の減税見込額の推移 平成20年度 2,560億円 平成21年度 2,500億円 平成22年度 1,288億円 (出典：財務省による試算)</p>																																								
		③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：18年度～22年度)</p> <p>国土交通関係事業者は、経営基盤の脆弱な中小企業者が大宗を占めており、長引く景気低迷による荷動きの減少等の影響を受け、依然として厳しい状況にあるが、本制度の適用により一部の事業者においては、機械装置等の導入が促進され、経営の近代化・合理化が図られつつある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成18年度～22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業トラックの新車登録台数</li> </ul> <p>平成18年度・19年度は本特例措置導入当初の平成10年度実績を上回っており、平成20年度は平成10年度実績を下回るものの全車種の対平成10年度比を上回っているが、平成21年度・22年度は、世界的金融危機による荷動きの減少に加え、軽油価格高騰等により、平成10年度実績及び全車種の対平成10年度比のいずれをも下回っている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業トラック</td> <td>52,850 (100.0)</td> <td>78,830 (149.2)</td> <td>62,969 (119.1)</td> <td>47,469 (89.8)</td> <td>27,012 (51.1)</td> <td>36,450 (69.0)</td> </tr> <tr> <td>全車種</td> <td>4,234 (100.0)</td> <td>3,608 (85.2)</td> <td>3,447 (81.4)</td> <td>2,912 (68.8)</td> <td>3,194 (75.4)</td> <td>2,987 (70.5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位：営業トラック(台)、全車種(千台)、下段の括弧内は10年度比(%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内航船舶の代替建造隻数及び老齢内航船舶隻数(船齢14歳以上)</li> </ul> <p>代替建造隻数については、平成19年度には本特例措置導入当初の平成9年度を上回ったが、燃料油価格の高騰、世界的金融危機・景気後退の影響等による荷動きの急減といった要因もあり、平成20年度以降は減少が続いた。老齢船舶(船齢14歳以上)の隻数については増加傾向が続いている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>9年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替建造隻数</td> <td>89 (100.0)</td> <td>76 (85.4)</td> <td>100 (112.4)</td> <td>87 (97.8)</td> <td>73 (82.0)</td> <td>59 (66.3)</td> </tr> <tr> <td>老齢内航船舶隻数</td> <td>3,497 (100.0)</td> <td>3,610 (103.2)</td> <td>3,839 (109.8)</td> <td>3,897 (111.4)</td> <td>3,930 (112.4)</td> <td>3,968 (113.5)</td> </tr> </tbody> </table>		10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	営業トラック	52,850 (100.0)	78,830 (149.2)	62,969 (119.1)	47,469 (89.8)	27,012 (51.1)	36,450 (69.0)	全車種	4,234 (100.0)	3,608 (85.2)	3,447 (81.4)	2,912 (68.8)	3,194 (75.4)	2,987 (70.5)		9年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	代替建造隻数	89 (100.0)	76 (85.4)	100 (112.4)	87 (97.8)	73 (82.0)	59 (66.3)	老齢内航船舶隻数	3,497 (100.0)	3,610 (103.2)	3,839 (109.8)	3,897 (111.4)
	10年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																																						
営業トラック	52,850 (100.0)	78,830 (149.2)	62,969 (119.1)	47,469 (89.8)	27,012 (51.1)	36,450 (69.0)																																						
全車種	4,234 (100.0)	3,608 (85.2)	3,447 (81.4)	2,912 (68.8)	3,194 (75.4)	2,987 (70.5)																																						
	9年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																																						
代替建造隻数	89 (100.0)	76 (85.4)	100 (112.4)	87 (97.8)	73 (82.0)	59 (66.3)																																						
老齢内航船舶隻数	3,497 (100.0)	3,610 (103.2)	3,839 (109.8)	3,897 (111.4)	3,930 (112.4)	3,968 (113.5)																																						

			<p>下段の括弧内は9年度比(%)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:24年度～25年度)          長引く景気低迷による荷動きの減少等に加え原油価格高騰により経営環境が悪化する中で、中小企業者が機械等を導入することが困難になり、生産性の向上及び経営の近代化・合理化が進まなくなることが予想される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:18年度～22年度)          トラック運送事業、内航海運業等は経営基盤の脆弱な中小企業が大宗を占め、老朽化した車両や船舶等の設備を更新するなどの新たな投資を行う意欲を有していても、十分な資金を確保できないために、これに踏み切れない者が多い。          このような状況の下、意欲ある中小企業の設備投資を後押しすることにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図るために本税制措置は極めて有効である。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>中小企業による機動的な設備投資を促進するためには、対象者が限定的となる補助金等と異なり、一般的な適用条件を設け対象者を特定しない税制措置による支援は効果的かつ効率的である。</p> <p>なし</p> <p>地域経済は厳しい状況にあり、景気は冷え込んでいる。全国に広く存在する中小企業者の設備投資の下支えにより当該業種の活性化・健全化を図ることは地域経済の回復につながる。</p>
10	有識者の見解		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の拡充	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし ○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし ○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性			
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし
その他			
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標（測定指標）について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「我が国商船隊における外航日本船舶数を概ね 450 隻とすることを目標とし、5 年間（平成 24 年度から平成 28 年度まで）で概ね 250 隻とする」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標にどの程度寄与するのかが明らかにしなければ、その効果の検証が困難である。

また、特に重要な一定の外国籍船に限り特例措置の対象を拡大することが、測定指標である外航日本船舶をおおむね 450 隻とすることの実現に寄与するという関係が不明であり、特例措置の対象を拡大する効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比して説明しているが、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。

⑩ 達成目標の実現状況について「(外航日本船舶の確保計画) 計画開始時 76.4 隻、第 1 期実績 95.4 隻、第 2 期実績 118.9 隻、増減(計画開始時→第 2 期実績) +42.5 隻」と説明しているが、課題のある測定指標 ((1) 参照) を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額と効果を対比して説明しているが、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

⑨ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が明らかでなく、減収額の見込みが不透明である。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について「東日本震災や原発事故を契機として、外航日本船舶数増加を加速し、非常時の経済安全保障の確立に必要な規模の外航日本船舶の早期確保を図る必要性に迫られている」と説明しているが、課題のある測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注 2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》及び7②「政策体系における政策目的への位置付け」欄への補足説明）  
 ○復興への提言～悲慘のなかの希望～（抄）  
 （平成23年6月25日 東日本大震災復興構想会議）  
 第2章 暮らしとしごとの再生  
 （6）地域経済活動を支える基盤の強化  
 ① 交通・物流  
 物流システムの高度化  
 被災地の復興支援のため、まず、道路、港湾、臨海鉄道等の物流インフラの早期復旧を図る。そして、わが国の産業立地拠点としての魅力を高め、空洞化を防止するため、供給網（サプライチェーン）全体の可視化、生産・物流拠点の再配置、太平洋側と日本海側との連携など輸送ルートの多重化、外航海運の安定的維持などを進めるべきである。

復興への提言の「外航海運の安定的維持」や施策目標19の「安定的な国際海上輸送の確保」の担い手は船舶運航事業者であり、船舶運航事業者の運航する外航日本船舶に加え、外国籍船にも本租税特別措置の対象を拡充することについての政策目的の根拠・政策体系での位置づけはある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の拡充 （国税13）（法人税：義） （地方税13）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	日本商船隊の競争力を確保することにより、日本商船隊の規模拡大を図りつつ、我が国経済安全保障の早急な確立を図るため、従来の適用対象である外航日本船舶に加え、日本商船隊のうち経済安全保障の観点から特に重要な一定の外国籍船を対象に追加する。 ① 特例措置の対象 ・ 課税の特例を受けられる対象船舶は、現行制度で対象となっている外航日本船舶に加え、我が国外航海運企業が支配する特に重要な一定の船舶（日本商船隊のうち、日本の輸出入の輸送に従事する一定要件を満たす船舶）に限り、対象を拡充することとする。 ② 特例措置の内容 ・ 外航海運企業が、法人税、法人住民税、法人事業税について、利益に応じた納税額の算出に代わり、船舶のトン数に応じたみなし利益を損金算入した後の利益に応じて納税額を算出することができる制度。
3	担当部局	海事局外航課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度 創設 平成22年3月31日までの間に、日本船舶・船員確保計画を作成し認定を受けた事業者は計画期間（5年間）内において、外航日本船舶にかかる利益について、みなし利益課税を選択することができる。
6	適用又は延長期間	5年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 日本商船隊の競争力を確保することにより、日本商船隊の規模拡大を図りつつ、外航日本船舶増加のペースアップを図り、日本商船隊のうち、経済安全保障の観点から特に重要な一定の船舶により、外航日本船舶の必要隻数（450隻）を補完し、以て経済安全保障の早急な確立を図る。 《政策目的の根拠》 ・ 交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成19年12月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」） ・ 復興への提言～悲慘のなかの希望～（平成23年6月「東日本大震災復興構想会議」）
		② 政策体系における政策目的の位置付 政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。 に包含

	け											
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国商船隊における外航日本船舶数を概ね 450 隻とすることを目標とし、5 年間（平成 24 年度から平成 28 年度まで）で概ね 250 隻とすることを目標とする。</li> </ul> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国商船隊における外航日本船舶数 我が国商船隊における外航日本船舶数を概ね 450 隻とすることを目標とし、5 年間（平成 24 年度から平成 28 年度まで）で概ね 250 隻とすることを目標とする。</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 19 年 12 月の交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申において、経済安全保障の確立に必要な外航日本船舶数は 450 隻とされていることから、外航日本船舶数を概ね 450 隻とすることを目標とし、5 年間（平成 24 年度から平成 28 年度まで）で概ね 250 隻とすることは、政策目的の実現に資する。</li> </ul>										
8 有効性等	① 適用数等	<p>(1) 実績 (トン数標準税制認定事業者数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年 4 月時点: 認定事業者 10 社</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画開始時</th> <th>第 1 期実績</th> <th>第 2 期実績</th> <th>増減 (計画開始時→第 2 期実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶の確保計画</td> <td>76.4 隻</td> <td>95.4 隻</td> <td>118.9 隻</td> <td>+42.5 隻</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日本籍船 136 隻のうち、認定事業者 10 社で 119 隻の適用があり、適用数は僅少とはいえない。</p> <p>(2) 今後の見込み 適用対象とする船舶は、外航日本船舶及び我が国外航海運企業が支配する特に重要な一定の外国籍船の必要隻数</p>		計画開始時	第 1 期実績	第 2 期実績	増減 (計画開始時→第 2 期実績)	外航日本船舶の確保計画	76.4 隻	95.4 隻	118.9 隻	+42.5 隻
	計画開始時	第 1 期実績	第 2 期実績	増減 (計画開始時→第 2 期実績)								
外航日本船舶の確保計画	76.4 隻	95.4 隻	118.9 隻	+42.5 隻								
	③ 減収額	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 21 年度のトン数税制認定事業者 10 社の減収額合計: 2,372 百万円</li> <li>平成 22 年度のトン数税制認定事業者 10 社の減収額合計: 12,033 百万円</li> <li>増減収見込額(平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間の平年度) +176 百万円 (いずれも国税・地方税の合計額) (詳細は別紙のとおり)</li> </ul>										
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年～平成 28 年)</p> <p>「日本船舶・船員確保計画(以下、『計画』という)」の認定を受けたトン数標準税制認定事業者 10 社について、下記の通り計画が実施され、政策目的の実現に向けた進捗を示しているが、外航日本船舶数増加を加速し、非常時の経済安全保障の確立に必要な規模の外航日本船舶の早期確保を図る必要性に迫られている。</p> <p>(トン数標準税制認定事業者数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年 4 月時点 認定数:10 社</li> </ul> <p>(認定事業者の計画の概要)(10 社)</p>										

		<ul style="list-style-type: none"> <li>外航日本船舶の確保計画:77.4 隻⇒161.8 隻(約 2.1 倍)</li> </ul>
		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年～平成 28 年)</p> <p>(本制度の創設時における達成目標)</p> <p>①外国の外航海運事業者と本邦外航海運事業者との間の国際的な競争条件の均衡化</p> <p>②外航日本船舶・日本人船員の確保・育成</p> <p>①については、外航海運の世界では多くの国が導入している制度を導入するも、外国が全ての支配船舶を適用範囲としている一方、日本は、トン数標準税制の適用対象を外航日本船舶に限定している。</p> <p>②については、トン数標準税制を適用している計画の認定を受けた事業者 10 社について、上記計画が実施され、政策目的の実現に向けた進捗を示しているが、東日本大震災や原発事故を契機として、外航日本船舶数増加を加速し、非常時の経済安全保障の確立に必要な規模の外航日本船舶の早期確保を図る必要性に迫られている。(現在の実現状況については、8①(1)参照)</p> <p>(租税特別措置等による効果)</p> <p>トン数標準税制の適用対象を、日本商船隊のうち経済安全保障の観点から重要な一定の船舶に拡大することは、事業者による外航日本船舶増加のインセンティブを与えることとなり、平成 22 年央で 119 隻の外航日本船舶を概ね 450 隻とすることを目標とし、計画期間中の当初 5 年間(平成 23 年度から平成 27 年度まで)で概ね 250 隻とすることの実現に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年～平成 28 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仮に本租税特別措置の拡充が認められなかった場合、以下の効果等が失われることが考えられる。</li> </ul> <p>(1) 外航日本船舶のベースアップ及びこれを補完する一定の重要な船舶の確保による、経済安全保障の早急な確立</p> <p>(2) 日本商船隊の競争力確保・規模拡大</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 20 年～平成 28 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去の減収額及び達成状況の実現状況は 8①及び②のとおりであり、本制度の創設時における達成目標の実現に向けての一定程度の効果が確認されているところ。</li> <li>本租税特別措置の拡充により、以下のとおり効果が期待される。</li> </ul> <p>(1) 外航日本船舶のベースアップ及びこれを補完する一定の重要な船舶の確保による、経済安全保障の早急な確立</p> <p>(2) 日本商船隊の競争力確保・規模拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なお、本租税特別措置の拡充により、5 年間の適用期間全体で増収となる。</li> </ul>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易協定(内国民待遇※)に抵触するおそれ。また、経済協力開発機構(OECD)において、造船に関して、平成6年に「商業的造船業における正常な競争条件に関する協定」(造船協定)が合意されており、同協定において、船舶取得時に国の補助を受けることは禁止されているため、本租税特別措置による支援が妥当である。</p> <p>※…他の加盟国のサービス提供者に対して、自国と同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本要望は、船舶運航事業者に対する租税特別措置であるトン数標準税制を拡充するものである。</p> <p>なお、規制、補助金等はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本租税特別措置により、外航日本船舶増加のペースアップがなされ、また、日本商船隊の規模が拡大されることは、直接的には外航海運企業による安定的な雇用・納税、間接的には地域の造船業等の海産産業クラスターへの経済波及効果といった効果を有するため、地方公共団体が政策目的の実現に協力することは相当である。</p>
10	有識者の見解		<p>「交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申」(平成19年12月答申)では、非常時における最低限必要な外航日本船舶は450隻と試算しており、経済安全保障の観点からの外航日本船舶の重要性に鑑み、外航日本船舶の増加を図ることが至急の課題となっている。</p>

(別紙)

○ トン数標準税制における増減収額の見込について (国税)

**拡充分**

(単位: 百万円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
制度拡充による増減収見込額	▲803	▲364	137	626	1,105	701

単年度の増減収見込額は、701百万円÷5年=140百万円 となる。

○ トン数標準税制における増減収額の見込について (地方税)

**拡充分**

(単位: 百万円)

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
制度拡充による増減収見込額	▲211	▲95	36	164	290	184

単年度の増減収見込額は、184百万円÷5年=36百万円 となる。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国庫補助金等の総収入金額不算入等の特例措置の拡充	府省名	国土交通省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「平成23年から平成27年までの住宅騒音防止工事見込み約16,700件、平成23年度から平成27年度までの教育施設等騒音防止工事見込み約10件」は、騒音防止工事の助成金等其他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

⑫ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標（騒音防止工事未実施の住宅等に対し航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減させるために必要な防音工事及び既に防音工事を実施した住宅等の静穏性を保持するための更新工事に関し助成の措置をとることで、関係住民の生活の安定を図る）の実現状況について、「住宅騒音防止工事においては、平成20年に4,102件、平成21年に2,277件、平成22年に1,068件を実施し、教育施設等騒音防止工事においては、平成20年度に4件、平成21年度に1件、平成22年度に3件を実施した」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況の将来予測について、「引き続き、騒防法第5条及び第5条の2に規定する助成制度及び当該税制の特例措置を講じ、騒音防止工事を着実に実施することで、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減し、住宅等の静穏性が保持されることで、関係住民の生活の安定が図られる」と説明しているが、達成目標の実現状況を把握できる適切な測定指標を用いて説明されていないため、その説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
住宅騒音防止工事の平成24年から平成27年の各年の適用数（見込み）については、平成22年の実績件数の実施率（未実施世帯数に対する実施世帯数の率）を平成24年以降の各年の未実施世帯数に乗じて推計した。
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
教育施設等騒音防止工事における平成23年度の減収額は、当該年度に実施予定の事業に基づき推計した。  
24年度から平成27年度の各年度の適用数（見込み）については、過去5カ年の実績の平均件数とした。  
また、減収額については、事業内容により金額にばらつきがあることから、同じ適用数である平成23年度の減収額を参考に同額で推計した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国庫補助金等の総収入金額不算入等の特例措置の拡充 (国税16)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	(独)空港周辺整備機構(以下「機構」という。))は、大阪国際空港及び福岡空港において、公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下「騒防法」という。))第5条及び第8条の2に規定する住宅等の騒音防止工事(以下「騒音防止工事」という。))の助成業務を実施してきたところ。 今般、関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合により、大阪国際空港において機構が行っている騒音防止工事の個人又は法人に対する助成業務については、新関西国際空港株式会社(以下「新会社」という。))に承継することとなっている。 このため、機構からの個人又は法人に対する騒音防止工事の助成金に係る特例措置と同様に新会社からの騒音防止工事の助成金について、所得税法上においては、国庫補助金等の総収入金額不算入の特例措置を法人税法上においては、固定資産の帳簿価格を損金経理により減額する特例措置をそれぞれ要望する。
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	所得税法 ・昭和39年度 創設 ・昭和52年度 国庫補助金等に「公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく空港周辺整備機構又は新東京国際空港公団(現成田国際空港株式会社)の補助金を加える。 法人税法 ・昭和39年度 創設 ・昭和52年度 国庫補助金等に「公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく空港周辺整備機構又は新東京国際空港公団(現成田国際空港株式会社)の補助金を加える。
6	適用又は延長期間	(所得税)恒久措置(新会社設立日から適用)  (法人税)恒久措置(新会社設立日から適用)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 空港の周辺における住宅及び教育施設等(学校・病院及び保育所等)に必要な騒音防止工事に対し助成の措置をとることにより、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減させることを目的とする。

		<p>《政策目的の根拠》          公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律          (昭和42年法律第110号)          (学校等の騒音防止工事の助成)          第五条 特定飛行場の設置者は、地方公共団体その他の者が当該飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次の施設について必要な工事を行なうときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。          一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校          二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院          三 前二号の施設に類する施設で政令で定公共用飛行場周辺における航空機          (住宅の騒音防止工事の助成)          第八条の二 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより航空機の騒音により生ずる障害が著しいと認めて国土交通大臣が指定する特定飛行場の周辺の区域(以下「第一種区域」という。)に当該指定の際既に所在する住宅(人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。)について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者が航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行なうときは、その工事に關し助成の措置をとるものとする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」          施策目標24「航空交通ネットワークを強化する」 に包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》          騒音防止工事未実施の住宅等(約700世帯)に対し航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減させるために必要な防音工事及び既に防音工事を実施した住宅等の静穏性を保持するための更新工事に關し助成の措置をとることで、関係住民の生活の安定を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》          (大阪国際空港)          ・平成23年から平成27年までの住宅騒音防止工事見込み約16,700件          ・平成23年度から平成27年度までの教育施設等騒音防止工事見込み約10件</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          本特例措置により住宅等の騒音防止工事を促進することにより、住宅等における航空機の騒音障害が解消され、生活の安定が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題が解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展が図られる。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>(大阪国際空港)          ・住宅騒音防止工事          平成20年:4,102件          平成21年:2,277件          平成22年:1,068件</p>

		<p>平成23年見込み:約1,890件          平成24年見込み:約3,770件          平成25年見込み:約3,730件          平成26年見込み:約3,690件          平成27年見込み:約3,650件</p> <p>※過去の実績等件数を基に推計</p> <p>・教育施設等騒音防止工事(学校、保育所、病院、診療所等)          平成20年度:4件          平成21年度:1件          平成22年度:3件          平成23年度見込み:約2件          平成24年度見込み:約2件          平成25年度見込み:約2件          平成26年度見込み:約2件          平成27年度見込み:約2件</p> <p>※過去の実績等件数を基に推計</p>
	② 減収額	<p>(大阪国際空港)          ・住宅騒音防止工事(所得税)          平成20年:約271百万円(1,358百万円×20%)※          平成21年:約167百万円(835百万円×20%)※          平成22年:約102百万円(513百万円×20%)※          平成23年見込み約139百万円(697百万円×20%)※          平成24年見込み約278百万円(1,390百万円×20%)※          平成25年見込み約274百万円(1,374百万円×20%)※          平成26年見込み約271百万円(1,359百万円×20%)※          平成27年見込み約269百万円(1,345百万円×20%)※</p> <p>※過去の実績等額を基に推計した当該年度の助成金の額に所得税率(20%)を乗じて推計</p> <p>・教育施設等騒音防止工事(学校、保育所、病院、診療所等)(法人税)          平成20年度:約47百万円(159百万円×30%)※          平成21年度:約5百万円(19百万円×30%)※          平成22年度:約75百万円(252百万円×30%)※          平成23年度見込み:約107百万円(358百万円×30%)※          平成24年度見込み:約107百万円(358百万円×30%)※          平成25年度見込み:約107百万円(358百万円×30%)※          平成26年度見込み:約107百万円(358百万円×30%)※          平成27年度見込み:約107百万円(358百万円×30%)※</p> <p>※過去の実績等額を基に推計した当該年度の助成金の額に法人税率(30%)を乗じて推計</p>

	③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～平成27年度)	<p>本特別措置により、大阪国際空港の周辺に所在する住宅の騒音防止工事については、平成20年から平成22年において7,447件、教育施設等の騒音防止工事については、平成20年度から平成22年度において8件が実施されており、空港の周辺における関係住民の生活の安定に寄与した。</p> <p>また、平成21年度国土交通省政策チェックアップ評価書(平成22年7月)において、「空港周辺において環境改善が実現できた。」とされているところである。</p>
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～平成27年度)	<p>住宅騒音防止工事においては、平成20年に4,102件、平成21年に2,277件、平成22年に1,068件を実施し、教育施設等騒音防止工事においては、平成20年度に4件、平成21年度に1件、平成22年度に3件を実施した。</p> <p>大阪国際空港の周辺には未だ騒音対策が未実施の住宅や教育施設等があるほか、屋内環境基準を達成するため、引き続き、騒防法第5条及び第8条の2に規定する助成制度及び当該税制の特例措置を講じ、騒音防止工事を着実に実施することで、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減し、住宅等の静穏性が保持されることで、関係住民の生活の安定が図られる。</p>
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度)	<p>本特別措置による拡充が認められなければ、騒音防止工事の円滑な実施に支障が生じ、特定飛行場周辺の住宅等の静穏性を保持し、関係住民の生活の安定を図ることの実現が難しくなる。</p>
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年度～平成27年度)	<p>本特別措置により住宅等の騒音防止工事を促進することにより、住宅等における航空機の騒音障害が解消され、生活の安定が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題が解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展が図られるものである。</p> <p>航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために必要な住宅及び教育施設等の騒音防止工事に対し、助成の措置を行うことは、騒防法第5条及び第8条の2の規定により、特定飛行場の設置者の責務として実施するものであり、これにより個人又は法人の所得が増えることに対し、本特別措置を行うことは、政策目標を達成するために必要な手段として効果的であり、税収減を是認するような効果を有しているものであると言える。</p>
		①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>騒防法第5条及び第8条の2の規定による助成の措置をとる一方で、本税を課税することは、騒音防止工事に係る助成の政策効果を減殺することになるので、騒音防止工事に係る助成金に対し、税制上の特例措置を課すること</p>

10	有識者の見解		が適當。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>騒音防止工事の助成金と税制の特例措置については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音防止工事:騒防法第5条及び第8条の2の規定により、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときに個人又は法人に対し、その費用を助成</li> <li>・税制特例措置:騒音防止工事に係る助成金の交付を受けた場合、総収入金額(所得税)又は益金(法人税)に算入され、税負担が生じてしまうため、税制の特例措置を講じることにより、助成金に税負担がかからないようにし、騒音防止工事の助成金の政策効果が減殺されないようにする。</li> </ul> <p>という役割分担がなされており、この2つの措置が存在することで、騒音防止工事の円滑な実施が可能となり、政策目標の達成が可能となる。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減することは、空港周辺住民の生活の安定に寄与するものである。</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	関西国際空港土地保有会社の用地整備準備金制度	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「土地保有会社の経営指標としての総資本経常利益率及びBSの改善状況」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。

また、政府補給金等他の政策手段の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]

⑬ 減収額と効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑦ 適用数の将来推計について定量的に予測されていないが、定量的に予測できない理由が示されていないため、適用の見込みに疑問がある。

⑨ 減収額の将来推計が予測されていないため、減収額の見込みに不透明である。

⑩ 達成目標（事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション（公共施設等運営権の設定）を実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する）の実現状況の将来予測について、定性的に「土地保有会社の経営の安定性を確保することで、新関西国際空港株式会社の経営基盤の強化に繋がる適切な地代が設定されることにより、両空港の事業価値が増大し、その結果早期のコンセッション（公共施設等運営権の設定）の実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化することが可能となる」と説明しているが、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を把握できる適切な測定指標を用いて説明されていないため、その説明に疑問がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

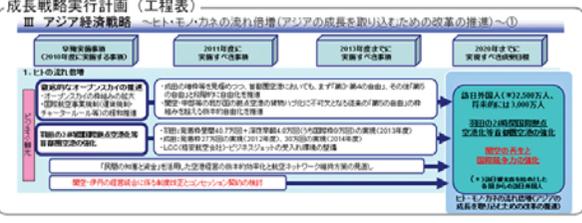
② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時の目標は、関空が海上空港であることに起因する多額の債務の返済であったが、現状でも約1.3兆円の負債を有しており、その目標は達成されていない。

このため、平成23年5月に、“関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律”が成立して、平成24年度には関西国際空港と大阪国際空港の経営統合を行い、両空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッションを実現することで、その多額の債務の早期の確実な返済を図ることとしており、引き続き本特例措置を実施する合理性がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	関西国際空港土地保有会社の用地整備準備金制度 (国税15)(法人税:義)
2	要望の内容	現行の関西国際空港整備準備金について、現関空会社が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第12条及び附則第20条の規定により、指定会社(以下、土地保有会社)となることから、第15条の規定により整備準備金として空港用地の整備に備えるために積み立てる金額のうち、過去の用地造成費を基礎とした一定金額の損金算入を認める法人税の特例措置とし、その対象を土地保有会社に改める形で拡充する。
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港政策室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和59年度:関西国際空港整備準備金制度の創設 平成8年度:積立対象拡充(二期島造成費用を追加) 平成23年度:土地保有会社に係る整備準備金の拡充を要望
6	適用又は延長期間	土地の造成工事の費用に充てるために要した借入金その他の債務の返済の完了が予定されている日まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 関西国際空港及び大阪国際空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション(公共施設等運営権の設定)を実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成23年5月25日公布)(抄) 第1条この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定により両空港に係る特定事業が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。</p>

		<p>・新成長戦略（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）</p>  <p>成長戦略実行計画（工程表） Ⅲ アジア経済戦略 ～トビ・モ・ハの速い伸び（アジアの成長を取り込むための改革の推進）～①</p> <p>2021年度まで 実施済み 2023年度まで 実施済み 2025年度まで 実施済み</p> <p>① 国土の法整備 ② 国土の法整備 ③ 国土の法整備</p> <p>④ 国土の法整備</p> <p>⑤ 国土の法整備</p> <p>⑥ 国土の法整備</p> <p>⑦ 国土の法整備</p> <p>⑧ 国土の法整備</p> <p>⑨ 国土の法整備</p> <p>⑩ 国土の法整備</p> <p>⑪ 国土の法整備</p> <p>⑫ 国土の法整備</p> <p>⑬ 国土の法整備</p> <p>⑭ 国土の法整備</p> <p>⑮ 国土の法整備</p> <p>⑯ 国土の法整備</p> <p>⑰ 国土の法整備</p> <p>⑱ 国土の法整備</p> <p>⑲ 国土の法整備</p> <p>⑳ 国土の法整備</p> <p>㉑ 国土の法整備</p> <p>㉒ 国土の法整備</p> <p>㉓ 国土の法整備</p> <p>㉔ 国土の法整備</p> <p>㉕ 国土の法整備</p> <p>㉖ 国土の法整備</p> <p>㉗ 国土の法整備</p> <p>㉘ 国土の法整備</p> <p>㉙ 国土の法整備</p> <p>㉚ 国土の法整備</p> <p>㉛ 国土の法整備</p> <p>㉜ 国土の法整備</p> <p>㉝ 国土の法整備</p> <p>㉞ 国土の法整備</p> <p>㉟ 国土の法整備</p> <p>㊱ 国土の法整備</p> <p>㊲ 国土の法整備</p> <p>㊳ 国土の法整備</p> <p>㊴ 国土の法整備</p> <p>㊵ 国土の法整備</p> <p>㊶ 国土の法整備</p> <p>㊷ 国土の法整備</p> <p>㊸ 国土の法整備</p> <p>㊹ 国土の法整備</p> <p>㊺ 国土の法整備</p> <p>㊻ 国土の法整備</p> <p>㊼ 国土の法整備</p> <p>㊽ 国土の法整備</p> <p>㊾ 国土の法整備</p> <p>㊿ 国土の法整備</p>	
		<p>・国土交通省成長戦略会議報告（平成 22 年 5 月 17 日）（抜粋）</p> <p>関西国際空港について、抜本的にバランスシートを改善し、事業運営の徹底的な効率化を実現することで、貨物ハブ化、LCC の拠点化に向けた前向きな投資の実行、競争力・収益力の強化を可能ならしめ、首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生する。</p> <p>具体的には、関西国際空港の事業価値に加え、大阪国際空港の事業価値や不動産価値も含めてフル活用することとし、両空港の経営統合を先行させつつ、両空港の事業運営権を一体で民間にアウトソースする手法を基本に、価値最大化に向けた民間の経営提案を募集・検討していく。</p>	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 2 4 航空交通ネットワークを強化する に包含</p>	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 関西国際空港及び大阪国際空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション（公共施設等運営権の設定）を実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・土地保有会社の経営指標としての総資本経常利益率 ・土地保有会社の B S の改善状況</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 土地保有会社の経営の安定性を確保することで、新関西国際空港株式会社の経営基盤の強化に繋がる適切な地代が設定されることにより、両空港の事業価値が増大し、その結果早期のコンセッション（公共施設等運営権の設定）の実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化することが可能となる。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	<p>① 適用実績 なし ② 将来推計 土地保有会社の繰越欠損金が解消され次第、適用が見込まれる。</p>

	① 減収額	<p>① 適用実績 なし ② 将来推計 土地保有会社の繰越欠損金が解消され次第、減収が見込まれる。</p>	
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 H23.5 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の成立、公布 ＜今後の予定＞ H24.4 新関西会社設立 H24.7 関空・伊丹の経営統合の実施</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 本措置により、整備準備金として積み立てる金額の一定額の損金算入を認めることで、土地保有会社における法人税の課税が猶予され、将来の整備支出の需要に備えるとともに債務の円滑な償還を可能となり、国 100%の新関西会社が支払う地代が適当な水準に設定され、空港の基盤が確保されることから、両空港の事業価値が増大し、その結果早期のコンセッション（公共施設等運営権の設定）の実現が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 将来の整備支出のリスクが顕在化するとともに、債務の償還に支障を来し、国 100%の新関西会社が支払う地代を適切な水準に設定できず、両空港の事業価値の減少要因となり、早期のコンセッション（公共施設等運営権の設定）実現が困難となることから、関空の債務解消及び国際拠点空港としての再生・強化が果たせなくなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本措置により、関西国際空港及び大阪国際空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション（公共施設等運営権の設定）を実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化することで、関西における航空輸送需要の拡大が図られ、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与するという効果が見込まれる。</p>	
	9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置により、土地保有会社における法人税の課税が猶予され、将来の整備支出の需要に備えるとともに債務の円滑な償還を可能とし、国 100%の新関西会社が支払う地代が適当な水準に設定され、空港の基盤が確保されることで、両空港の事業価値が増大し、その結果早期のコンセッション（公共施設等運営権の設定）の実現が見込まれることから、関西国際空港の債務解消及び国際拠点空港としての再生・強化という関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の目的に鑑み、妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>政府補給金等による、資金調達の際の信用力の補完等により、空港及び周辺環境の整備・運営を支援することと、本要望を含めた税制上の支援措置による税負担の軽減とが相まって政策目的を達成することができる。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有会社に係る課税標準の特例措置の拡充	府省名	国土交通省
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかな <input type="checkbox"/> 明らかなでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「新関西会社及び土地保有会社の経営指標としての総資本経常利益率」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。

また、政府補給金等他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）について説明されていない。

[過去の実績]

⑫ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について把握されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の実態が不透明である。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、税収減に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、将来における税収減を是認するような効果の見込みについて説明されていない。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標（関西国際空港及び大阪国際空港の運営を行う新関西会社及び土地保有会社の負担を軽減し、両空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション(公共施設等運営権の設定)を実現する)の実現状況の将来予測について、定性的に「本措置により、新関西会社及び土地保有会社の負担が軽減されることで、経営指標が上向き、また、債務償還原資を最大限確保できることから円滑に債務が解消されていき、より有利な条件を設定できる環境を整備されることで、両空港の事業価値の増大を通じたコンセッション(公共施設等運営権の設定)の早期実現が見込まれる」と説明することとなり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時の目標は、関空の安定的な運営の確保であったが、関空が海上空港であることに起因する多額の債務が財務体質を悪化させており、戦略的な経営や前向きな投資の実行が困難な状況になっており、その目標は達成されていない。

このため、平成 23 年 5 月に、“関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律”が成立して、平成 24 年度には関西国際空港と大阪国際空港の経営統合を行い、両空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッションを実現することで、その多額の債務の早期の確実な返済を図ることとしており、引き続き本特例措置を実施する合理性がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有会社に係る課税標準の特例措置の拡充（地方税 1 4）（法人事業税：義）
2	要望の内容	<p>新関西国際空港株式会社（以下、新関空会社）及び関西国際空港土地保有会社（以下、土地保有会社）に係る事業税の特例措置を以下のとおり拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新関空会社：資本割の課税標準について、資本金等の額から、当該資本金等の額の全額を控除する。</li> <li>・土地保有会社：資本割の課税標準について、資本金等の額から当該資本金等の額に 5/6 を乗じた額を控除する</li> </ul>
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港政策室
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 1 6 年度：法人事業税の課税標準の軽減措置の創設                  平成 2 1 年度：法人事業税の課税標準の軽減措置の 5 年延長                  平成 2 3 年度：新関空会社及び土地保有会社に係る法人事業税の特例措置の拡充を要望</p>
6	適用又は延長期間	2 年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  関西国際空港及び大阪国際空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション（公共施設等運営権の設定）を実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。</p> <p>《政策目的の根拠》                  ・関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成 23 年 5 月 25 日公布）（抄）                  第 1 条 この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定により両空港に係る特定事業が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。</p>



		際空港の債務解消及び国際拠点空港としての再生・強化という関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の目的に鑑み、妥当である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	政府補給金等による、資金調達の際の信用力の補完等により、空港及び周辺環境の整備・運営を支援することと、本要望を含めた税制上の支援措置による税負担の軽減とが相まって政策目的を達成することができる。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置により、関西国際空港及び大阪国際空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション(公共施設等運営権の設定)を実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化することで、関西における航空輸送需要の拡大が図られ、関西における経済の活性化に寄与するという効果が見込まれる。
10	有識者の見解	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における税制上の特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、事業所税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。  
 ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「平成 28 年度における沖縄県の入域観光客数約 780 万人、観光収入約 7,000 億円、1 人当たりの観光消費額 85,000 円、平均滞在日数 4.28 日の達成」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]

⑬ 減収額の見込み（国税：(平年度) 62 百万円、地方税：(平年度) 79 百万円）と効果を対比して説明しているが（【点検結果表の別紙】⑬参照）、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

⑭ 達成目標の実現状況の将来予測について、「観光関連施設の集積とともに、周辺の観光関連施設との相乗効果の発揮や、新たな観光関連施設の呼び込みが図られることによって、さらなる集客力の向上が期待される。これにより、平成 28 年度には約 780 万人の入域観光客数を達成するものである」等と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑭参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注 2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
- ・沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）  
（目的）  
第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。  
（課税の特例）  
第十六条 同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内において特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するものに限る。）であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
- 本制度により年間5施設の観光関連施設の新設を見込んでおり、本制度の措置期間（5年間）において同様に新設が行われるものとした場合、計25施設が整備される。
- これら観光関連施設の集積とともに、周辺の観光関連施設との相乗的効果の発揮や、新たな観光関連施設の呼び込みが図られることによって、さらなる集客力の向上が期待される。これにより、平成28年度には約780万人の入域観光客数を達成するものである。
- これと同様に、観光関連施設の集積による観光需要の喚起により、1人当たりの観光消費額、滞在日数の増加を達成するものである。
- なお、達成目標の設定に当たっては、次期沖縄振興法制の予定期限である平成33年度を最終目標として沖縄県が設定した下記数値の50%の達成（対平成22年度実績比）を目指すもの。
- （平成33年度目標）入域観光客数1,000万人、観光収入1兆円、  
1人当たりの観光消費額10万円、平均滞在日数4.78日  
（平成22年度実績）入域観光客数572万人、観光収入4,033億円、  
1人当たりの観光消費額70,536円、平均滞在日数3.78日
- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本制度により観光関連施設の集積が図られ、入域観光客数、1人当たりの観光消費額、平均滞在日数、観光収入の増加が見込まれる。これにより地元経済や雇用の改善が図られ、将来の沖縄県、県内市町村における税収増加が期待できる。

観光消費による波及効果について、平成21年度の観光消費額4,418億円による経済波及効果は6,616億円、雇用創出効果は79,471人となっており、その波及効果は非常に大きい。また、観光客の滞在日数が1日延びることにより、観光消費額約1,200億円、経済波及効果約2,000億円、雇用創出効果約2万6千人の増加が見込まれる（出典：「沖縄県における観光消費の経済波及効果」（平成23年3月 沖縄県））。

これらを勘案すると、本制度により入域観光客数、1人当たりの観光消費額、平均滞在日数、観光収入の増加が図られることにより、例えば、観光客がわずか0.1%増加するだけで、約4億円/年間の観光収入が増加（平成22年度：観光客572万人×0.1%×1人当たり観光消費額70,536円）し、また、観光客のわずか0.1%が滞在日数を1日延ばすだけで約2億円/年間の経済波及効果が増加（平成21年度：観光客（569万人）の滞在日数が1日延びた場合の経済波及効果の増加額約2,000億円×0.1%）することとなり、減収額（国税・地方税 計1.4億円/年間）を大幅に上回る効果が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	<p>政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p> <p>沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における税制上の特例措置の創設 （国税37）（法人税：義） （地方税54）（法人住民税：義、法人事業税：義、事業所税：外）</p>												
2	<p>要望の内容</p> <p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）が平成24年3月31日に期限を迎えることから、次期法制においては、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化等の課題に対応し、地域の特性に応じたきめ細かな観光振興を図るため、同法に基づく「観光振興地域」を、「国際戦略観光振興地域（仮称）」及び「自然・文化観光振興地域（仮称）」に分割することとし、各地域に観光関連施設を新・増設した場合に税制優遇を行うことにより、質の高い観光施設の立地を促進する。</p> <p>（1）国税（法人税） 次期法制の下で、観光関連施設（一定の要件を満たした、スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設、宿泊施設（スポーツ・レクリエーション施設等の附帯施設と一体的に設置される等の要件を満たすものに限る。））の新・増設に係る投資税額控除を創設する。具体的内容としては、現行の「観光振興地域」に係る特例（投資税額控除）を拡充する。</p> <table border="1" data-bbox="443 858 958 1118"> <thead> <tr> <th>現行の「観光振興地域」に係る特例</th> <th>要望内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・機械等 25%</td> <td>→ 拡充</td> </tr> <tr> <td>・建物等 15%</td> <td>→ 拡充</td> </tr> <tr> <td>・法人税額の 20%限度額</td> <td>→ 緩和</td> </tr> <tr> <td>・投資上限額 20 億円</td> <td>→ 緩和</td> </tr> <tr> <td>・建物と附属設備の同時取得要件</td> <td>→ 緩和</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象施設は、上記各地域の特性を踏まえたものとする。</p> <p>（2）地方税 ①上記の観光関連施設に係る事業所等の事業所税の特例 資産割 課税標準 1/2（5年） ②法人住民税及び法人事業税について、上記の法人税と同等の内容</p>	現行の「観光振興地域」に係る特例	要望内容	・機械等 25%	→ 拡充	・建物等 15%	→ 拡充	・法人税額の 20%限度額	→ 緩和	・投資上限額 20 億円	→ 緩和	・建物と附属設備の同時取得要件	→ 緩和
現行の「観光振興地域」に係る特例	要望内容												
・機械等 25%	→ 拡充												
・建物等 15%	→ 拡充												
・法人税額の 20%限度額	→ 緩和												
・投資上限額 20 億円	→ 緩和												
・建物と附属設備の同時取得要件	→ 緩和												

3	担当部局	観光庁観光地域振興部観光地域振興課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>新設 （参考）現行「観光振興地域」における租税特別措置の経緯 平成10年4月 制度創設 平成14年4月 地域指定要件、対象施設要件の緩和 平成19年4月 制度の延長及び対象施設の拡充</p>
6	適用又は延長期間	5年間
7	<p>必要性等</p> <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の更なる発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 沖縄振興審議会総合部会専門委員会「沖縄の振興についての調査審議結果報告」（平成23年7月）の「Ⅱ 今後の沖縄振興の在り方」及び「Ⅲ 今後の沖縄振興を進めるに当たって検討すべき課題と方向性」の「1 アジアに開かれた自立型経済の発展に向けた産業の振興」において、沖縄の自立発展のため、リーディング産業である観光産業について、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化、環境保全との両立等の課題が指摘されている。</p> <p>政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標20 観光立国を推進する に包含</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成28年度における沖縄県の入域観光客数約780万人、観光収入約7,000億円、1人当たりの観光消費額85,000円、平均滞在日数4.28日の達成。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 沖縄県における入域観光客数、観光収入、1人当たりの観光消費額、平均滞在日数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 入域観光客数、観光収入、1人当たりの観光消費額、平均滞在日数の増加により、観光産業の更なる発展が図られ、沖縄の自立型経済の確立に寄与する。</p>

8	有効性等	①: 適用数等	5施設／年 沖縄県が把握した今後見込まれる観光関連施設の内容を検討した上で、将来の予測を記載。
		②: 減収額	国税: (平年度)62 百万円 地方税: (平年度)79 百万円 沖縄県が把握した今後見込まれる観光関連施設の内容を検討した上で、各施設ごとに見込まれる減収額を積み上げるにより算定(根拠は別添)。
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (平成 22 年度の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入域観光客数: 572 万人(うち外国人観光客数: 28 万人)</li> <li>・観光収入: 4,033 億円</li> <li>・観光客一人当たりの県内消費額: 70,536 円</li> <li>・平均滞在日数: 3.78 日</li> </ul> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 24～28 年度)</p> <p>分析対象期間における当該租税特別措置の政策目的の達成への効果指標として、税制措置適用施設の利用者数を検証。</p> <p>また、前記平成 28 年度における沖縄県の入域観光客数、観光収入、1 人当たりの観光消費額、平均滞在日数の達成目標の実現状況を検証。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成 24～28 年度)</p> <p>観光振興への後押しがなくなり、沖縄振興審議会総合部会専門委員会の審議結果報告及びこれに基づいた同審議会会長の内閣総理大臣への意見申で述べられている沖縄の自立型経済のさらなる発展に支障が生ずる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 24～28 年度)</p> <p>入域観光客数、観光収入、観光客の平均滞在日数の増加を通じて、地元雇用の拡大、立地企業からの税收増、観光メニューの高度化、観光客増加による観光資源への負荷の緩和等の効果が見込まれるほか、特例措置の対象に外国人観光客への対応や周辺環境の保全、伝統的景観への配慮等を要件とすることにより、観光関連施設の外国人対応の促進や持続的観光資源の利用等の効果が見込まれる。成長著しいアジアにおいて、国際的な観光地としての地位を強化していくには、質の高いサービスの提供、観光客の利便性の向上が求められおり、上記の効果発生に資するため、沖縄において観光の高付加価値拠点を整備に向けた、投資に係るインセンティブが必要。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>観光産業の振興に当たっては、民間の創意を活用することが極めて重要であるが、他方、観光産業は気象や社会情勢の変動など外的要因の影響を受けやすく、不安定であることが課題。</p> <p>こうした中、本制度は、①民間の創意を活かした投資を促進するものであること、②リスクが大きい初期投資を低減し、将来的に安定した事業を展開する</p>

			意思がある事業者にとって、中期的な優遇を保証するものであることから、最低限のコストで大きな効果が見込めるものとなっている。加えて、特例措置の対象に外国人観光客への対応や周辺環境の保全、伝統的景観への配慮等を要件とすることにより、観光関連施設の外国人対応の促進や持続的観光資源の利用に向けた自発的な取組に誘導できるものとなっている。以上のことから、本措置は妥当。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県及び市町村による減税措置とあわせて、初期投資のリスクを軽減する多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げる。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	質の高い観光関連施設の立地を促進することで、観光客数、観光収入の増加が見込まれ、これにより地元経済や雇用の改善が図られることにより、将来の沖縄県、市町村における税收の増加が期待できる。
10	有識者の見解		沖縄振興審議会総合部会専門委員会「沖縄の振興についての調査審議結果報告」(平成 23 年 7 月)の「Ⅱ 今後の沖縄振興の在り方」及び「Ⅲ 今後の沖縄振興を進めるに当たって検討すべき課題と方向性」の「1 アジアに開かれた自立型経済の発展に向けた産業の振興」において、沖縄の自立的発展のため、リーディング産業である観光産業について、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化、環境保全との両立等の課題が指摘されている。

## 減収見込み額積算【国税】

### ○適用見込み件数

1 宿泊施設	2 件／年
2 宿泊施設以外	3 件／年
① スポーツ・レクリエーション施設	1 件／年(ゴルフ場)
② 休養施設	1 件／年(温浴施設)
③ 販売施設	1 件／年(デパート)

法人税	
宿泊施設控除額(2施設)	9,919 千円
宿泊施設以外控除額(各1施設)	3,030 千円①
	1,275 千円②
	48,031 千円③
※税額控除率は現行税制を前提として算出、取得額は20億限度、法人税額控除額は20/100を限度、控除しきれない場合は翌年度以降4年繰越	
<b>特例控除額(初年度)</b>	<b>62,255 千円</b>

## 減収見込額積算【地方税】

### ○適用見込み件数

1 宿泊施設	2 件／年
2 宿泊施設以外	3 件／年
① スポーツ・レクリエーション施設	1 件／年(ゴルフ場)
② 休養施設	1 件／年(温浴施設)
③ 販売施設	1 件／年(デパート)

法人県民税 (税割)	(法人税自動連動)	
	宿泊施設控除額(2施設)	+ 宿泊施設以外控除額(各1施設)
	575 千円	176 千円①
		74 千円②
		2,786 千円③
	<b>特例控除額(初年度)</b>	<b>3,611 千円</b>
法人市町村民税 (税割)	(法人税自動連動)	
	宿泊施設控除額(2施設)	+ 宿泊施設以外控除額(各1施設)
	1,220 千円	373 千円①
		157 千円②
		5,908 千円③
	<b>特例控除額(初年度)</b>	<b>7,658 千円</b>
法人事業税	(法人税自動連動)	
	宿泊施設控除額(2施設)	+ 宿泊施設以外控除額(各1施設)
	10,308 千円	3,149 千円①
		1,325 千円②
		49,915 千円③
	<b>特例控除額(初年度)</b>	<b>64,697 千円</b>
事業所税	(法人税自動連動)	
	宿泊施設控除額(1施設)	
	6,300 千円	
	<b>特例控除額(初年度)</b>	<b>3,150 千円</b>

※税額控除率は現行税制を前提として算出、取得額は20億限度、法人税額控除額は20/100を限度、控除しきれない場合は翌年度以降4年繰越

環境省



番号	制度名
環境省	
環境01	P C B汚染物等無害化处理用設備、石綿含有廃棄物等無害化处理用設備に係る特別償却措置の延長
環境02	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置（延長）
環境03	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮
環境04	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化）
環境05	放射性物質環境汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物等の処理施設に関する収用代替資産の所得に係る5000万円特別控除等の適用

※環境05については、評価の実施が遅れたため、点検未実施。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	P C B 汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長	府省名	環境省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である（i）「石綿含有廃棄物処理量」は、
      - 目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明であり、その効果の検証方法に疑問がある。
      - 既に廃棄物を処理できる施設等による廃棄物処理量等の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
 また、もう一つの測定指標である（ii）「P C B 汚染廃棄物等処理量」は、
      - 目標値が設定されておらず、どのような状況において達成目標が達成されたといえるのか不明であり、その効果の検証方法に疑問がある。
      - 達成時期を要望する租税特別措置等の適用期間を超えて「平成 28 年 7 月まで」と設定しているところ、要望する租税特別措置等の適用期間（平成 26 年 3 月 31 日まで）を超えて設定する理由が示されておらず、その効果の検証方法に疑問がある。
      - 既に廃棄物を処理できる施設等による廃棄物処理量等の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
  - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。
    - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は、P C B 汚染廃棄物無害化処理用設備については平成 21 年度 0 件、22 年度 0 件、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備については 20 年度 0 件、21 年度 0 件、22 年度 1 件と把握されているが、本租税特別措置等が適用され得る設備数からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明されていない。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。
 

[過去の実績]

  - 減収額の実績（14 百万円（平成 22 年度実績））と効果を対比すべきところ、本租税特別措置等の必要性が定性的に説明されるにとどまり、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果に疑問がある。
 

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

    - 達成目標の実現状況について、「平成 22 年度に、4,060 トンが処理された」と説明しているが、課題のある測定指標（(1) 参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
 

また、「4,060 トン」は、石綿含有廃棄物処理量及び P C B 汚染廃棄物等処理量

の合計量（【点検結果表の別紙】⑩参照）であるため、それぞれについて、個別の処理量を明らかにすべきである。

[将来の見込み]

⑬ 減収額と効果を対比すべきところ、本租税特別措置等の必要性が定性的に説明されるにとどまり、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑦ 適用数の将来推計（PCB汚染廃棄物等処理用設備について期間内におおむね10件及び石綿含有廃棄物等無害化処理用設備について期間内におおむね4件）についての算定根拠及び推計の内容が明らかでなく、適用の見込みが不透明である。

⑨ 減収額の将来推計が予測されていないため、減収額の見込みが不透明である。

⑩ 達成目標の実現状況の将来予測について、「期間内におおむね220,000トンの処理が見込まれる」と説明しているが、その算定根拠が明らかでなく、また、課題のある測定指標（(1)参照）を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測が不透明である。

また、「220,000トン」は、石綿含有廃棄物処理量及びPCB汚染廃棄物等処理量の合計量であるため（【点検結果表の別紙】⑪参照）、それぞれについて、個別の処理量を明らかにすべきである。

3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

⑭ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

⑮ 同様の政策目的に係る他の政策手段として、予算措置、地方税及び融資があるとしているが、本租税特別措置等と地方税及び融資との役割分担が説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

【点検結果表の別紙】

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

4. 廃棄物リサイクル対策の推進

4-4 産業廃棄物対策（発生抑制・リサイクル・適正処理等）

⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

「4,060トン」は石綿含有廃棄物処理量及びPCB汚染廃棄物等処理量の合計である。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

「220,000トン」は石綿含有廃棄物処理量及びPCB汚染廃棄物等処理量の合計である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長（国税5）（法人税：義）
2	要望の内容	(1) 措置の対象 PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の適用期限を延長2年間する。  (2) 措置内容 特別償却措置（初年度8/100）
3	担当部局	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
4	評価実施時期	平成 23 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○PCB汚染物等処理用設備 PCB汚染物等処理用設備は、平成 13 年度に拡充され、平成 15 年度・平成 17 年度・平成 18 年度、平成 20 年度税制改正において、2年間の延長が認められ、平成 22 年度税制改正要望においては、対象を環境大臣による無害化認定を受けて設置された施設に限定し、1年間の延長が認められた。平成 23 年度税制改正要望では、特別償却率を 14%から8%に下げた上で、1年間の延長が認められた。  ○石綿含有廃棄物無害化処理用設備 石綿含有廃棄物無害化処理用設備は、平成 18 年度に拡充され、平成 19 年度税制改正において、産業廃棄物処理用設備のうちばい煙処理装置を石綿含有廃棄物無害化処理用設備とともに使用されるものに対象を限定され、平成 20 年度税制改正において、2年間の延長が認められ、平成 22 年度税制改正要望において、1年間の延長が認められた。平成 23 年度税制改正要望では、特別償却率を 14%から8%に下げた上で、1年間の延長が認められた。
6	適用又は延長期間	2年間（平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備の整備を促進することを通じて、PCB廃棄物、石綿含有廃棄物等の適正な処理の確保し、もって生活環境の保全を図る。  《政策目的の根拠》 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）第 10 条 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成 13 年政令第 215 号）第 3 条 ・アスベスト問題に係る総合対策（平成 17 年 12 月 27 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合とりまとめ） （以下、該当箇所抜粋） 「●アスベスト廃棄物処理施設（溶融施設、破砕施設等）を所得税・法人税の特別償却の対象施設として追加する等の税制上の措置により、アスベスト廃

		棄物の無害化処理を促進する。また、無害化処理の研究・技術開発を支援する。」
	② 政策体系における政策目的の位置付け	廃棄物・リサイクル対策の推進
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○PCB汚染物等無害化処理用設備 無害化処理施設の設置を進め、PCB廃棄物特別措置法に基づき微量PCB汚染廃電気機器等の処理を政令で定める期間内（平成 28 年 7 月まで）に完了する。 ○石綿含有廃棄物無害化処理用設備 無害化処理施設を早急に設置し、石綿含有廃棄物の無害化を確実に遂行する。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・石綿含有廃棄物処理量（単位） ・PCB汚染廃棄物等処理量（単位）  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制優遇措置により、PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備の設置が促進され、そのことにより有害性のある微量PCB汚染廃電気機器等や石綿含有廃棄物等の無害化処理が進み、もって生活環境の保全に資する。
8	有効性等	① 適用数等 ＜過去実績＞ ○PCB汚染物等無害化処理用設備（単位：件） 平成 21 年度 0 平成 22 年度 0 ※本特例措置の適用実績が0件である理由：PCB汚染物等無害化処理用設備については、平成 21 年より無害化認定の対象とされたところであり、認定実績が少なかったこと及び認定を受けた企業が赤字決算であったこと等の理由から本特例措置の対象とならなかったため。 ○石綿含有廃棄物等無害化処理用設備（単位：件） 平成 19 年度 1 平成 20 年度 0 平成 21 年度 0 平成 22 年度 1  ＜今後の見込み＞ ○PCB汚染物等無害化処理用設備（単位：件） 期間内におおむね 10 件が見込まれる。 ○石綿含有廃棄物等無害化処理用設備（単位：件） 期間内におおむね4件が見込まれる。  ② 減収額 14 百万円（平成 22 年度実績） （算定根拠） （特別償却の対象となった資産の取得価格）×（特別償却率）×（法人税率） ＝323（百万円）×0.14（平成 22 年度までは 14%）×0.3 ≒ 14（百万円）

③: 効果・達成 目標の実 現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成23年8月)</p> <p>○PCB汚染物等無害化処理用設備 微量PCB汚染廃電気機器等については、平成21年11月に無害化認定制度の対象となつたところであり、平成23年8月段階で、無害化処理認定申請件数は5件、認定件数は4件となっている。今後さらに申請件数が増加し、今年度は前回要望時の目標件数を概ね達成するものと見込まれる。</p> <p>○石綿含有廃棄物無害化処理用設備 平成23年8月段階で、2社に対し、環境大臣の無害化処理認定を出しており、目標達成に向けて増加しているところ。無害化処理技術の開発には実証試験用の設備の設計・設置、実証試験の実施、排ガス・無害化処理物の分析等の試験結果の評価、生活環境影響調査や住民調整等の事前準備が必要であり、石綿含有廃棄物の排出量に応じた処理能力を確保するには、今後数年程度の期間が必要である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度、平成24年度～平成25年度)</p> <p>&lt;過去実績&gt; 平成22年度に、4,060トンが処理された。</p> <p>&lt;今後の見込み&gt;(平成24年度～平成25年度) 期間内に、おおむね220,000トンの処理が見込まれる。</p>
	<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成26年度)</p> <p>石綿含有廃棄物等については、建築物の解体等の増加により大量に発生すると考えられることから、円滑かつ安全な処理を確保することが不可欠であるが、その処理方法は事実上、最終処分場に埋め立てる方法に限られているところであり、一刻も早い無害化処理施設の整備が求められている。また、微量PCB汚染廃電気機器等については、法に基づく期限内処理の推進のために、できるだけ早期に処理施設の導入・整備を促進させなければならない。仮に本税制優遇措置が延長されなかった場合、有害性のあるこれら廃棄物の無害化処理が促進されず、人の健康又は生活環境に深刻な悪影響を及ぼす事態や最終処分場のひっ迫を招くことが想定される。</p>
	<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成25年度)</p> <p>○PCB汚染物等無害化処理用設備 PCB廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB廃棄物特別措置法」という。))に基づき、定められた期限(平成28年7月)までにPCB廃棄物を処分しなければならないこととされており、早期にかつ確実に処理していく必要がある。</p> <p>このうち、微量PCB汚染廃電気機器等(平成14年7月にその存在が判明した、微量のPCBに汚染された絶縁油を使用した電気機器等が廃棄物となつたもの)については、平成21年11月に制度改正を行い、従来の都道府県知事による許可に加え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。))における無害化処理に係る特例制度を活用して、環境大臣が微量PCB汚染廃電気機器等の処理業者について認定を行うこととし、PCB廃棄物処理基本計画においても位置付けたところである。微量PCB汚染廃電気機器等の期限内処理の達成のためには、できるだけ早期に処理施設の導入・整備を促進させる必要があり、本税制による措置が引き続き必要不可欠である</p> <p>○石綿含有廃棄物等無害化処理用設備</p>

			<p>石綿含有廃棄物の排出量の増加(ストック量約4000万トン、年間排出量100万トン以上)が予想される中で、住民の不安を背景とした石綿含有廃棄物の忌避に加え、今後、大量に排出されることが予想されている石綿含有廃棄物の処理が滞留し(年に数十万トンと予想)、不法投棄や不適正処理が頻発して、人の健康又は生活環境に深刻な悪影響を及ぼす事態が懸念される。このため、石綿含有廃棄物について無害化処理という新たな処分ルートを平成18年の廃棄物処理法の改正によって確立し、取扱いについても厳格な処理基準を設けたところ。</p> <p>このため、今後の石綿含有廃棄物等による健康被害を拡大しないための対応の一環として、石綿含有廃棄物の適正処理を徹底しつつ、税制優遇措置により今後増大が見込まれる石綿含有廃棄物の処理に必要な受け皿を確保する必要がある。</p> <p>また、廃石綿等の埋立処分については、廃石綿等を受け入れている最終処分場の周辺住民を中心として、処分業者の取り扱いによっては最終処分場の投入時や転圧時等における二重こん包袋の破袋等により石綿が飛散する危険性を危惧する声があることから、平成22年の政令改正により、廃石綿等の埋立処分基準を更に強化したところ。一方で、石綿含有廃棄物等の排出量の増加が見込まれており、埋立処分以外の処分ルートを早急に確保する必要がある。したがって、本税制優遇措置により、一刻も早く無害化処理施設の整備を行うことが必要。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>PCB廃棄物・石綿廃棄物の施設は設置時のコストが高額であり、税制措置による支援が適当。</p>	
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>予算措置: ・石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業(11,516千円) ・PCB廃棄物適正処理対策推進事業(97,121千円の内数)</p> <p>地方税: ・固定資産税の課税標準の特例</p> <p>融 資: ・日本政策金融公庫による融資制度(環境・エネルギー対策資金)</p> <p>PCB廃棄物・石綿含有廃棄物の無害化処理技術を認定するなど、これら廃棄物の適正処理を促進するための予算措置については事業者による処理施設の設置を直接に促進するものではない。</p>	
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>	
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置(延長)	府省名	環境省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ○
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし ○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし ○
⑧ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし ○
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性			
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし
その他			
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。  
 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(【点検結果表の別紙】参照)により課題が解消したもの。  
 「◎」:点検過程における各府省からの補足説明(【点検結果表の別紙】参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標(測定指標)である「維持管理積立金の積立額」は、目標値及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において目標が達成されたといえるのか不明である。  
 また、本租税特別措置等が措置されない場合においても、廃棄物最終処分場の維持管理のために積み立てなければならない積立金額(都道府県知事が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5第4項の規定により通知する額)が決まっているため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
    - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。
      - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は、平成21年度1,155事業者、22年度1,370事業者と把握しているが、本租税特別措置等が適用され得る事業者数からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明されていない。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)について説明されていない。
 

[過去の実績]

    - 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。  
 また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - 減収額の過去の実績が把握されていないため、減収額の実態が不透明である。
      - 達成目標の実現状況について、「平成21年度は6,551百万円、平成22年度は7,363百万円」と説明しているが、課題のある測定指標((1)参照)を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。  
 なお、そもそも維持管理積立金額の目標積立金額が示されていないため、一定の効果が見られるとの説明に疑問がある。
- 将来の見込み
  - 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
    - 適用数の将来推計が予測されていないため、適用の見込みが不透明である。
    - 達成目標の実現状況の将来予測について、「期間内に、約14,000百万円の積立が見込まれる」と説明しているが、課題のある測定指標((1)参照)を用いて

説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

- ⑭ 本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け(評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明)
- 4. 廃棄物リサイクル対策の推進
  - 4-4 産業廃棄物対策(発生抑制・リサイクル・適正処理等)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置(延長)(国税4)(法人税:義)
2	要望の内容	(1)特例の内容 廃棄物の最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金(維持管理積立金)制度に基づき積み立てた額について、損金算入できることとする特例措置を2年間延長する。 (2)対象者 青色申告書を提出する法人で、廃棄物最終処分場について、廃棄物処理法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けたもの
3	担当部局	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課、産業廃棄物課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度創設 平成12年度、14年度、16年度、18年度、20年度、22年度延長
6	適用又は延長期間	2年間(平成24年4月1日～平成26年3月31日)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要となる資金の円滑な積立てを可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進する。 《政策目的の根拠》 廃棄物処理法第8条の5、第15条の2の4
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 廃棄物・リサイクル対策の推進
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 準備金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることで、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを行わせ、適正な維持管理を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 維持管理積立金の積立額 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 廃棄物の最終処分場については、埋立時だけでなく、埋立終了後も環境汚染の危険性がなくなるまで長期的に浸出水の処理等の維持管理を継続して行う必要がある。 このため、廃棄物処理法においては、全最終処分場(遮断型産業廃棄物最終処分場を除く。)を対象に、設置者に埋立終了後に必要となる維持管理費用

			を(独)環境再生保全機構に積み立てることを義務付けることによって、最終処分場の長期的な維持管理を確保する仕組み(維持管理積立金制度)が設けられている。 本制度を円滑に運営するためには、積立ては企業経営にとって大きな負担となるため、準備金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることが必要である。
8	有効性等	①: 適用数等	平成21年度実績:事業者数 1,155、認定件数 806、積立額 6,551(百万円) 平成22年度実績:事業者数 1,370、認定件数 1,000、積立額 7,363(百万円) 平成23年度実績(見込み):事業者数 1,095、認定件数 893、積立額 7,838(百万円) ※平成20年度から平成22年度までの平均値を元に算出
		②: 減収額	2,350(百万円) (算定根拠) (平成20年度から平成22年度までの積立金の平均額) × (法人税率) = (9,600 + 6,551 + 7,363) ÷ 3 × 0.3 = 2,350(百万円)
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度) 特例措置の適用により、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な資金の円滑な積立てが実施されており、最終処分場の適切な維持管理の実施に一定の効果がみられる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度、平成24年度～平成25年度) 特例措置の適用により、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な資金の円滑な積立てが実施されており(平成21年度は6,551百万円、平成22年度は7,363百万円)、最終処分場の適切な維持管理の実施に一定の効果がみられる。 また、期間内に、約14,000百万円の積立てが見込まれる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成25年度) 準備金が適切に積み立てられなかった場合、廃棄物の最終処分場の維持管理が適切に行われず、周囲の生活環境保全上の支障を生じるおそれがある。また、最終処分場の設置者に代わり行政が代執行により生活環境保全上の支障を除去するための措置を講ずる場合に、公費が使用されることとなる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成25年度) 廃棄物処理施設、特に最終処分場は、迷惑施設として近隣住民に受け止められがちであるが、維持管理等の作業の適正な実施が困難となれば、廃棄物処理施設に対する信頼が大きく損なわれ、最終処分場を必要量確保していくことが難しくなり、ひいては、廃棄物の処理体制自体に対する著しい支障となる。 また、維持管理等の作業の適正な実施が困難となり、仮に不適正処理が行われた場合には、最終的には、行政が代執行により生活環境保全上の支障を除去することとなり、行政に追加的な費用が生じることとなる。

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	廃棄物処理法において強制的な資金の積立てが求められていることに対応するものである。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置：一般廃棄物の最終処分場に係る固定資産税の課税標準の特例措置</p> <p>上記特例措置は、一般廃棄物の最終処分場において、公共の危害防止のために設置された施設又は設備を新設したものに対して課する固定資産税の課税標準に関する措置であり、施設の設置を促進することを目的とするものである。</p> <p>一方、本要望に係る特例措置は、廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要な資金の円滑な積立てを可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進することを目的とした措置である。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	廃棄物処理法上、一般廃棄物の処理は市町村の事務であり、その処理の責任についても市町村が負うこととされている。一般廃棄物の最終処分場における不適正処理を未然に防止し、また適正な維持管理を促進し、ひいては一般廃棄物の適正処理を推進するためにも、一般廃棄物の最終処分場に課税される固定資産税の課税標準の特例措置により事業者の経済的負担を軽減することは、市町村の処理責任の全うに資するものである。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮	府省名	環境省
税目	法人税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）について説明されていない。

[将来の見込み]

⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑦ 適用数の将来推計（約 200 事業者）についての算定根拠が明らかでなく、適用の見込みが不透明である。

⑨ 減収額の将来推計（減収額 0）について、法定耐用年数が短縮することにより減価償却費が増大し、単年度でみた場合、現状（法定耐用年数 17 年）よりも税収減が発生するため、減収額の見込みに疑問がある。

注 1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注 2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け(評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明)
- 4. 廃棄物リサイクル対策の推進
  - 4-4 産業廃棄物対策(発生抑制・リサイクル・適正処理等)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮(国税3)(法人税:義)
2	要望の内容	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の改正による法定耐用年数の短縮 ○別表第二 機械及び装置の耐用年数表 現在、「55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」のうち、「主として金属製のもの」に分類され、法定耐用年数17年とされている廃棄物処理業用設備について、実態に合わせ、短縮する。
3	担当部局	環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度税制改正による減価償却資産の法定耐用年数区分の見直し別表第二 機械及び装置の耐用年数表について、区分の大括り化が図られ、廃棄物処理業用設備については、「55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」のうち、「主として金属製のもの」に分類されることとなった。
6	適用又は延長期間	平成24年度以降
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ○実態との乖離の是正 廃棄物処理業用設備(パワーショベル等)については、その使用用途が廃棄物の処理であることから消耗が著しく、現行の法定耐用年数(17年)を待たずして、早期に更新されているのが現状である。このため、事業者に過度な負担を負わせることのないよう、法定耐用年数を実態に合わせる必要がある。これにより、使用実態に見合った減価償却を行い、中小事業者が多く資本力が脆弱である廃棄物処理業者において、新たな設備投資・事業展開が阻害されないよう措置し、廃棄物の適正処理の促進を図る。 《政策目的の根拠》 —
		② 政策体系における政策目的の位置付け 廃棄物・リサイクル対策の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 廃棄物処理業用設備が現行の法定耐用年数より短い期間で使用を終えている実態を踏まえ、償却資産の費用負担を適正に配分する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の改正により、実態に即した耐用年数が設定されたか。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、廃棄物処理業用設備の使用実態に即した償却資産の費用負担がなされることとなる。
8	有効性等	①: 適用数等	約 200 事業者
		②: 減収額	0
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: ○○～○○) —
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: ○○～○○) —
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成 24 年度以降) 法定耐用年数より短い期間で使用を終えている廃棄物処理業用設備について、新たな設備への買替えを阻害するおそれがある。 また、中小事業者が多く資本力が脆弱である廃棄物処理業者にとって、使用実態に見合った減価償却がなされない場合には、新たな設備投資・事業展開が阻害され、廃棄物の適正処理に支障が生ずるおそれがある。 《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: ○○～○○) —
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	実態と乖離した法定耐用年数を実態に見合ったものとするためには、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)を改正する必要がある。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	府省名	環境省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。  
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（【点検結果表の別紙】参照）をも踏まえている。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

【修正前】我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

【修正後】我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。そのうち、研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおり（平成23年度経済産業省アンケート調査に基づき、21年度の場合につき試算）。

・研究開発税制による研究開発投資押上げ額は3,078億円と推計される。  
大企業及び中小企業：2,565億円（21年度減収額）×1.2倍（研究開発投資押上げ効果（※））  
＝3,078億円

（※）平成21年度アンケート調査においては、大企業分と中小企業分を合算の上、試算。

・これは、民間試験研究費約12兆円（21年度実績額）を約2.6%押し上げる効果をもたらし、対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献したと言える。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

【修正前】主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。

【修正後】主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。そのうち、研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおり（平成23年度経済産業省アンケート調査に基づき、24年度の場合につき試算）。

・研究開発税制による研究開発投資押上げ額は3,302億円と推計される。  
大企業：2,479億円（24年度減収見込額）×1.26倍（研究開発投資押上げ効果）＝3,125億円  
中小企業：112億円（24年度減収見込額）×1.59倍（研究開発投資押上げ効果）＝177億円

・これは、民間試験研究費約12兆円（21年度実績額）を約2.8%押し上げる効果をもたらし、対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献すると言える。

・なお、上乗せ措置が恒久化された場合、上乗せ措置を考慮して研究開発投資計画を策定する企業は約3.4倍に増加すると想定されており、上乗せ措置の恒久化により、一層の研究開発投資の押し上げが期待できる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化）（国税7）（法人税：義）	
2	要望の内容	増加型・高水準型の恒久化	
3	担当部局	環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室	
4	評価実施時期	平成23年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型：昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制：昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度：平成5年度創設 ・総額型：平成15年度創設 ・高水準型：平成20年度創設	
6	適用又は延長期間	・総額型（中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む）：期限なし ・増加型：平成23年度末まで ・高水準型：平成23年度末まで ・経済対策部分：（総額型控除上限20%→30%については平成23年度末まで。繰越期間は最長平成24年度末まで）	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。  《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 （新成長戦略：平成22年6月18日閣議決定）  ・「我が国の環境保全施策に責任を有する環境省は、各種の主体において開発された技術が、環境保全上最適な組み合わせで社会に実装されるのを促進するべきであり、そのための社会経済システム・その評価の開発やシステムの改良により重点的に取り組むべきである。」 （環境研究・環境技術開発の推進戦略について（答申）：平成22年6月22日中央環境審議会）
		② 政策体系における政策目的の位置付け	9. 環境政策の基盤整備 9-3. 環境問題に対する調査・研究・技術開発
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準（第1位）に維持する。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることで、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。

		また、研究開発投資には環境分野に対する研究開発投資を含むため、研究開発投資の対GDP比率を高めることにより、開発された技術の社会実装による環境問題の解決や持続可能な社会の構築にも資することが可能。																								
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>・利用実績（うち、税法上の中小企業分）          &lt;本租税特別措置全体&gt;          平成19年度 8,479事業年度(5,747事業年度)          平成20年度 7,912事業年度(4,657事業年度)          平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度)</p> <p>&lt;増加型・高水準型&gt;          平成20年度 907事業年度(430事業年度)          平成21年度 1,544事業年度(1,019事業年度)          (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。          なお、平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されておらず、また増加型・高水準型の事業年度は平成20年度から表記されている。)</p> <p>・将来推計(うち、税法上の中小企業分) 【算出根拠:別紙①】          &lt;本租税特別措置全体&gt;          平成22年度見込み 8,727事業年度(5,224事業年度)          平成23年度見込み 6,485事業年度(3,099事業年度)          平成24年度見込み 6,660事業年度(3,180事業年度)</p> <p>&lt;増加型・高水準型&gt; 【算出根拠:別紙②】          平成22年度見込み 1,442事業年度(877事業年度)          平成23年度見込み 887事業年度(439事業年度)          平成24年度見込み 857事業年度(390事業年度)</p> <p>(出典:平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より経済産業省が推計)</p> <p>・利用業種          下記の通り、幅広い業種で利用されている。          【平成22年度増加型・高水準型 業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>利用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学</td> <td>44</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>電気機械</td> <td>19</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>窯業</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械</td> <td>7</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>精密機械</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>13</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>52</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より</p>	業種	利用企業数	(うち中小企業)	化学	44	3	電気機械	19	3	窯業	3	0	輸送用機械	7	3	精密機械	6	1	機械	13	3	その他	52	14
業種	利用企業数	(うち中小企業)																								
化学	44	3																								
電気機械	19	3																								
窯業	3	0																								
輸送用機械	7	3																								
精密機械	6	1																								
機械	13	3																								
その他	52	14																								

	②: 減収額	<p>・減収額実績（うち、税法上の中小企業分）          &lt;本租税特別措置全体&gt;          平成17年度 5,663億円(307億円)          平成18年度 5,820億円(305億円)          平成19年度 6,269億円(167億円)          平成20年度 2,881億円(246億円)          平成21年度 2,565億円(131億円)</p> <p>&lt;増加型・高水準型&gt;          平成20年度 178億円(14億円)          平成21年度 133億円(6億円)</p> <p>(出典:国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</p> <p>・将来推計(うち、税法上の中小企業分)          &lt;本租税特別措置全体&gt; 【算出根拠:別紙①】          平成22年度見込み 3,059億円(248億円)          平成23年度見込み 2,915億円(113億円)          平成24年度見込み 2,591億円(112億円)</p> <p>&lt;増加型・高水準型&gt; 【算出根拠:別紙②】          平成22年度見込み 221億円(8億円)          平成23年度見込み 151億円(4億円)          平成24年度見込み 126億円(3億円)</p> <p>(出典:平成23年度「経済産業省企業アンケート調査」より経済産業省が推計)</p>																																																															
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成15年～平成20年)          現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.42%。主要先進諸国の中で最高水準の対GDP研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。          なお、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである点に留意。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.20</td> <td>3.17</td> <td>3.32</td> <td>3.41</td> <td>3.44</td> <td>3.42</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.13</td> <td>1.23</td> <td>1.34</td> <td>1.42</td> <td>1.44</td> <td>1.54</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.49</td> <td>2.68</td> <td>2.79</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.37</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.61</td> <td>2.54</td> <td>2.57</td> <td>2.61</td> <td>2.66</td> <td>2.77</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.68</td> <td>1.73</td> <td>1.75</td> <td>1.79</td> <td>1.77</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>2.04</td> <td>2.08</td> <td>2.05</td> <td>1.97</td> <td>1.90</td> <td>1.84</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.28</td> <td>1.15</td> <td>1.07</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.17</td> <td>2.15</td> <td>2.10</td> <td>2.10</td> <td>2.04</td> <td>2.02</td> </tr> </tbody> </table>		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42	中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54	韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37	アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77	イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77	カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84	ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04	フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年																																																											
日本	3.20	3.17	3.32	3.41	3.44	3.42																																																											
中国	1.13	1.23	1.34	1.42	1.44	1.54																																																											
韓国	2.49	2.68	2.79	3.01	3.21	3.37																																																											
アメリカ	2.61	2.54	2.57	2.61	2.66	2.77																																																											
イギリス	1.75	1.68	1.73	1.75	1.79	1.77																																																											
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.97	1.90	1.84																																																											
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12	1.04																																																											
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.04	2.02																																																											

ドイツ	2.52	2.49	2.49	2.53	2.53	2.64
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	1.18	1.19

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」

＜今後の達成予測＞

主要先進諸国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる。

なお、我が国の環境分野の研究費及び研究費全体に占める割合は毎年度増加しているが、研究費全体の低迷を受け、額自体は減少している。

【我が国の環境分野の研究費】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
研究費(億円)	8,942	9,804	10,771	11,055	10,407
研究費全体に占める割合(%)	5.0	5.3	5.7	5.9	6.0

出典：総務省「平成22年科学技術研究調査」

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成15年～平成20年)

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位：%)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13
韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54
アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」

＜今後の達成予測＞

主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型に続き、上乗せ措置の恒久化を図り、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の維持に寄与することが可能と考えられる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成22年度～平成31年度)

平成23年度の減収見込み額及び投資押し上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。

なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成24年度～平成33年度までの10年間とした。

＜増加型・高水準型＞

平成24年度の減収見込み額における、各租税特別措置の効果

・減収額：126億円程度(うち中小企業分3億円)

↓ (マクロモデルによる計算)

・GDP押し下げ影響：約654億円(うち中小企業分：20億円)

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成24年度～平成33年度)

経済波及効果の試算 (※23年度の経済産業省実施アンケートに基づく)

＜本租税特別措置全体＞

・平成24年度減収額 2591億円(うち中小企業112億円)

↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果

大企業：1.26倍

中小企業：1.59倍

・研究開発投資押し上げ額

大企業：3125億円(2480億円×1.26倍)

中小企業：177億円(112億円×1.59倍)

↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)

大企業：1兆2719億円(円)

中小企業：728億円

・平成24年度の本租税特別措置全体による減収が、平成24年度～平成33年までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果：1兆3447億円

9 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等

・我が国においては、  
 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%。韓国に次いで2番目)、  
 ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、  
 ③政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、主要国中最低)。  
 ・すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。  
 ・研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。  
 ・予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進す

		<p>ることにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度経済産業省アンケート結果によれば、「上乗せ措置が継続される保証がないが恒久措置となれば計画に考慮」と回答する企業が半数近く(42%)存在し、上乗せ措置の恒久化が研究開発投資促進の大きなインセンティブとなることが期待できる。</li> </ul>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</li> <li>また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</li> </ul>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税法第23条第一項第四号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</li> </ul>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年9月

### 別紙①「本租税特別措置全体における適用数・適用金額の算定根拠」

**試算方法**

活用資料：経済産業省平成23年度企業アンケート調査(以下、企業アンケート)  
 大企業：技術振興課(送付2,068社。回収844社(回収率41%))  
 中小企業：中小企業庁(送付2,837社。回収626社(回収率22%))  
 国税庁会社標本調査「税務統計から見た法人企業の実態」(以下、国税庁調査)

目的とする試算値：平成24年度の本租税特別措置の適用数及び適用金額

試算方法：【本ページ「総額型における推計値」及び次ページ「増加型・高水準型における推計値」を合算し本租税特別措置全体の推計値としている】

**「総額型における推計値」**

①平成24年度試験研究費の回答がある企業(大企業198社、中小企業278社)において、企業アンケートと国税庁調査の適用数及び適用金額を比較し、企業アンケートの平均カバー率(端数あり)を算出

【適用数】(平成21年度国税庁調査：大企業2,236社、中小企業3,392社)

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	3.7%	4.3%		4.0%
中小企業	1.5%	1.6%		1.5%

【適用金額】(平成21年度国税庁調査：大企業2,307億円、中小企業125億円)

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	27.7%	25.4%		26.5% +=
中小企業	1.6%	1.9%		1.7%

②企業アンケートにおける平成24年度の適用数及び適用金額を、算出した平均カバー率で除して推計

【適用数(推計)】				}	5,803社	}	857社	}	6,660社
アンケート結果	平均カバー率	適用数(推計)							
大企業	120社 ÷ 4.0%	= 3,013社							
中小企業	43社 ÷ 1.5%	= 2,790社							

【適用金額(推計)】				}	2,465億円	}	126億円	}	2,591億円
企業	金額	平均カバー率	適用金額(推計)						
大企業	626億円 ÷ 26.5%		= 2,357億円						
中小企業	1.89億円 ÷ 1.7%		= 108億円						

本租税特別措置全体

**別紙②「増加型・高水準型における適用数・適用金額の算定根拠」**

**試算方法**

活用資料：経済産業省平成23年度企業アンケート調査(以下、企業アンケート)  
 大企業：技術振興課(送付2,068社。回収844社(回収率41%))  
 中小企業：中小企業庁(送付2,837社。回収626社(回収率22%))  
 国税庁会社標本調査「税務統計から見た法人企業の実態」(以下、国税庁調査)  
 目的とする試算値：平成24年度の上乗せ措置の適用数及び適用金額

試算方法：①平成24年度試験研究費の回答がある企業(大企業198社、中小企業278社)において、  
 企業アンケートと国税庁調査の適用数及び適用金額を比較し、企業アンケートの平均カバー率を算出  
 【適用数】(平成21年度国税庁調査：大企業525社、中小企業1,019社)

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	6.1%	4.2%		<u>5.1%</u>
中小企業	3.0%	1.1%		<u>2.1%</u>

【適用金額】(平成21年度国税庁調査：大企業127億円、中小企業6億円)

	平成20年度カバー率	平成21年度カバー率	→	平均カバー率
大企業	62.3%	35.3%		<u>48.8%</u>
中小企業	1.9%	0.9%		<u>1.4%</u>

②企業アンケートにおける平成24年度の適用数及び適用金額を、算出した平均カバー率で除して推計

【適用数(推計)】

	アンケート結果		平均カバー率	=	適用数(推計)
大企業	24社	÷	5.1%	=	467社
中小企業	8社	÷	2.1%	=	390社

**857社**

【適用金額(推計)】

				=	
大企業	60億円	÷	48.8%	=	123億円
中小企業	5百万円	÷	1.4%	=	3億円

**126億円**



防衛省



番号	制度名
防衛省	
防衛01	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長	府省名	防衛省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	※
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（【点検結果表の別紙】参照）をも踏まえている。

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

### ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）

#### ●自衛隊法第3条

#### ●平成23年度以降に係る防衛計画の大綱

##### II 我が国の安全保障における基本理念

我が国の安全保障の第一の目標は、我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保することである。第二の目標は、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保することである。そして、第三の目標は、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献することである。

#### ●中期防衛力整備計画

##### I 計画の方針

1 実効的な抑止及び対処、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化並びにグローバルな安全保障環境の改善のための各種の活動を迅速かつシームレスに実施できるよう、複合事態への対応にも留意しつつ、即応態勢、統合運用態勢及び国際平和協力活動を積極的に実施し得る態勢を整備する。この観点から、統合の強化、島嶼部における対応能力の強化、国際平和協力活動への対応能力の強化、情報機能の強化、科学技術の発展への対応を重視する。

### ④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

所要の油量を調達することを測定指標とし、これに対し、実際に調達できた油量の割合が、自衛隊の活動が十分に行えたかどうかの達成度とする。仮に、租税特別措置等による課税免除がなされない場合の試算は、平成24年度の場合、必要とする油量469,529KL（A）に対し、租税特別措置等による課税免除がなされないと想定した場合においても（同額の予算の範囲内）調達可能な油量328,609KL（B）の比率で計算でき、

$$328,609\text{KL} / 469,529\text{KL} = 0.7 \text{ (達成度 70\%)}$$

となる。（よって、指標に対する租税特別措置等による寄与度は約30%となる）

指標に対して、租税特別措置等によるもの以外の寄与が含まれているが、多様な自衛隊の任務を完遂するためには、100%の達成度が求められているところであり、100%に満たない場合、以下の影響及び問題を引き起こし、我が国の平和と独立を守り、国民生活の安全・安心を確実に確保することができない。

- 警戒監視活動等が不十分となるため、不審な船舶及び航空機の事前探知が従前と比べ困難となり、安全保障上のリスクが増大する。
- 災害発生時等の緊急時に迅速な対応が困難となり、国民の安全確保態勢が脆弱になる。
- 国際的な取り組みである海賊対処活動等への参加が従前と比べ制限されることから、国際社会における信頼が低下する。

- 新たな乗組員の養成及び艦船を使用した訓練が制限されるため、精強な部隊等を練成することが困難となり、様々な任務に迅速に対応することが困難となる。
- この他、航空機の牽引車、通信機器の発動発電機等の使用が制限され、様々な任務に支障が生じるおそれがある。

#### (※) 328,609KL（B）の算出方法

平成24年度概算要求における1KLあたりの軽油単価と軽油引取税額との比率から同額の予算の範囲内で調達可能な油量を算出すると328,609KLとなるが、数値データ等の詳細については、継戦能力が推察される等の理由から非公表としている。

### ⑤ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用数等の算出方法は、海上自衛隊及び防衛大学校における「艦船用軽油」と陸・海・空自衛隊及び情報本部における「機械等の軽油」を合算したもの。

なお、数値データ等の詳細は継戦能力が推察される等の理由から非公表としている。

※21年度、22年度も同様に算出

### ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用数等の算出方法は、海上自衛隊及び防衛大学校における「艦船用軽油」と陸・海・空自衛隊及び情報本部における「機械等の軽油」を合算したもの。

（艦船用軽油）

海上自衛隊

艦船の運航に使用する燃料であり、航程、速度、燃費に基づき算出している。

防衛大学校

教育用艦船の運航に使用する燃料であり、年間教育時間及び燃費に基づき算出している。

（機械等の軽油）

陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部

電波機械及び通信機械の電源等に使用する燃料であり、実績稼働時間及び燃費に基づき算出している。

なお、数値データ等の詳細は継戦能力が推察される等の理由から非公表としている。

※24年度も同様に算出

### ⑧ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額の算出方法は、「艦船用軽油」及び「機械等の軽油」の各年度の調達数量に軽油引取税の税率を乗じ減収額を見積っている。

なお、数値データ等の詳細は継戦能力が推察される等の理由から非公表としている。

※21年度、22年度も同様に算出

### ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

数量は、予算査定時の数量により算出しており、「艦船用軽油」及び「機械等の軽油」の各年度の調達数量の見込みに軽油引取税の税率を乗じ減収額を見積っている。

調達数量の見込みの考え方は、⑦に同じ。

なお、数値データ等の詳細は継戦能力が推察される等の理由から非公表としている。

※24年度も同様に算出

⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

防衛省・自衛隊の艦船の運航及び機械の電源等を運用するために必要な軽油を確保することによって、警戒監視活動等の任務を遂行し、我が国の平和と独立を守り、国民生活の安全・安心を確保し続けることができる。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

防衛省・自衛隊は都道府県知事その他政令で定める者による災害派遣要請に対して、被災地への災害救援を行うことから、税収減となる地方自治体の住民を含むすべての国民の安心・安全確保に直接つながっている。

防衛省・自衛隊によるこれらの活動は、活動に必要な軽油を含む燃料の確保により裏付けされているものである。また、その必要性は今後も高く、態勢の確保が今後も求められているところである。課税免除措置の延長により、将来においても防衛省・自衛隊による十分な活動が担保され、国民の安心・安全確保は確保されることとなる。これらの効果は租税特別措置等の軽油引取税の非課税化措置による税収減を是認するに足るものと見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（地方税1）（軽油引取税：外） （自衛隊の艦船及び機械等の用途） ・船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り ・自衛隊の使用する機械を管理する者が自衛隊の使用する通信の用に供する機械、自動車その他これらに類する機械の電源又は動力源の用途に供する軽油の引取り
2	要望の内容	○概要 軽油引取税について、防衛省・自衛隊が使用する燃料のうち、艦船用軽油及び機械等に使用する軽油（ナンバー取得の無い自動車や電波機械、高射砲等の駆動装置並びに通信の用に供する機械及び電波機械の整備用機械等）が、従来から課税免除の対象とされているが、この措置については、平成21年度税制改正において、平成24年3月31日までに行われる軽油の引取りまでとして期限が限定されたことから、引き続き課税免除を継続すべく、これを延長要望するものである。 ○特例の内容 軽油引取税については、都道府県知事から免税証の交付があった場合又は都道府県知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないこととされており、防衛省・自衛隊の関係では、従来から艦船用軽油及び機械等に使用する軽油が免税の対象とされている。 ○関係条文 地方税法附則第12条の2の7第1項第1号 地方税法附則第12条の2の7第1項第2号 地方税法施行令附則第10条の2の2第4項 地方税法施行規則附則第4条の7第5項
3	担当部局	防衛省経理装備局艦船武器課需品室
4	評価実施時期	平成23年7月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和31年度 創設 昭和32年度 軽油引取税額について改正（1k1当たり、2,000円増額） 昭和34年度 軽油引取税額について改正（1k1当たり、2,400円増額） 昭和36年度 軽油引取税額について改正（1k1当たり、2,100円増額） 昭和39年度 軽油引取税額について改正（1k1当たり、2,500円増額） 昭和51年度 軽油引取税額について改正（1k1当たり、4,500円増額） 昭和54年度 軽油引取税額について改正（1k1当たり、4,800円増額） 平成5年度 軽油引取税額について改正（1k1当たり、7,800円増額）

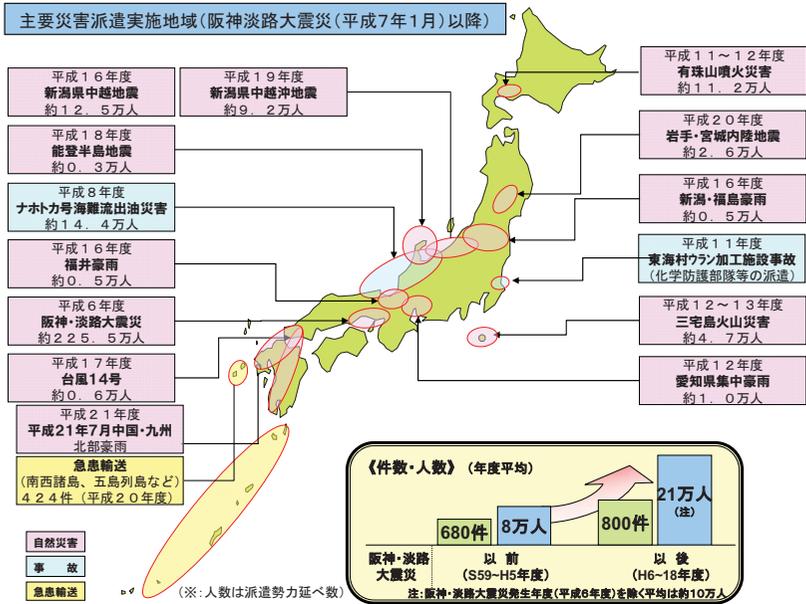
		<p>0円増額)</p> <p>平成20年度 軽油引取税額について改正(1k1当たり、17,100円減額)</p> <p>同 軽油引取税額について改正(1k1当たり、17,100円増額)</p> <p>平成21年度 軽油引取税を目的税から一般税に変更</p>
6	適用又は延長期間	3年間延長
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>防衛省では、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保し、自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の平和と繁栄を確保するとともに、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献するという我が国の安全保障の目標達成に向け、防衛力等をより積極的に用い、国際の平和と安全の維持に係る国際連合の活動を支持し、我が国自身の努力、同盟国との協力、アジア太平洋地域における協力、グローバルな協力等多層的な安全保障協力を統合的に推進することとしている。</p> <p>また、国連平和維持活動、人道支援、災害救援、海賊対処等の非伝統的安全保障問題への対応を始め、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動により積極的に取り組むとともに、弾道ミサイル防衛等に適切に対応することとしている。</p> <p>そのため、具体的には、自衛隊の保有する装備品を運用し、以下のような活動を行っている。</p> <p>警戒監視及び対領空侵犯措置：航空機及び艦船による24時間態勢の対処</p> <p>災害派遣等：航空機による人員輸送並びに給水、炊事支援等によるライフライン確保</p> <p>海賊対処活動：航空機及び艦船を派遣し海賊対処活動に従事</p> <p>教育：航空機、車両及び艦船を使用して操縦者及び乗組員を養成するための教育</p> <p>訓練：部隊の技量向上を図り、いざという時に精強な部隊等を派遣するための日々の練成訓練</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防衛省設置法(昭和29年法律第164号)</li> <li>●自衛隊法(昭和29年法律第165号)</li> <li>●平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について(平成22年12月17日閣議決定)</li> <li>●中期防衛力整備計画(平成23年度～平成27年度)について(平成22年12月17日閣議決定)</li> </ul>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画(防官政第3761号。23.3.31)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>政策目標：平成23年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画(平成23年度～平成27年度)に基づき、これらに示されている我が国の安全保障の目標の達成及びその実現に必要な防衛力の構築に資するために実施する。</p> <p>政策(狭義)：防衛力の能力発揮のための基盤の保持</p>

		<p>施策(広義)：装備品等の取得改革等</p> <p>施策(狭義)：装備品等の維持</p>																								
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>防衛省・自衛隊の艦船の運航及び機械の電源等を運用するために必要な軽油を確保することによって、警戒監視活動等の任務を遂行し、我が国の平和と独立を守り、国民生活の安全・安心を確保する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>過去も年度ごと、所要の燃料を確保することによって、警戒監視活動等の任務を遂行してきたが、今後も、平成24年度で言えば469,529K1の燃料を調達することによって、我が国の平和と独立を守り、国民生活の安全・安心を確保する。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>防衛省・自衛隊の艦船を運航及び機械の電源等を運用するために必要な軽油を確保することは、防衛省の政策目的を果たす重要な要素の一つとなっている。</p>																								
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>○ 過去の実績</p> <table border="1"> <tr><td>平成20年度</td><td>421,667K1</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>455,757K1</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>346,837K1</td></tr> </table> <p>※ 過去の実績は、決算額から算出</p> <p>○ 将来の推計</p> <table border="1"> <tr><td>平成23年度</td><td>549,338K1</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>469,529K1</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>448,626K1</td></tr> </table> <p>※ 将来の推計のうち平成23年度は予算額、24年度は概算要求額、25年度は平成20年度から平成24年度までの平均をもって推計</p> <p>② 減収額</p> <p>○ 過去の実績</p> <table border="1"> <tr><td>平成20年度</td><td>13,536百万円</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>14,630百万円</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>11,133百万円</td></tr> </table> <p>※ 過去の実績は、決算額から算出</p> <p>○ 将来の推計</p> <table border="1"> <tr><td>平成23年度</td><td>17,634百万円</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>15,072百万円</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>14,401百万円</td></tr> </table> <p>※ 将来の推計のうち平成23年度は予算額、24年度は概算要求額、25年度は平成20年度から平成24年度までの平均をもって推計</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成20年度から)</p> <p>防衛省・自衛隊の艦船の運航及び機械の電源等を運用するために必要な軽油を確保することによって、警戒監視活動等の任務を遂行し、我が国の平和と独立を守り、国民生活の安全・安心を確保することができた。</p>	平成20年度	421,667K1	平成21年度	455,757K1	平成22年度	346,837K1	平成23年度	549,338K1	平成24年度	469,529K1	平成25年度	448,626K1	平成20年度	13,536百万円	平成21年度	14,630百万円	平成22年度	11,133百万円	平成23年度	17,634百万円	平成24年度	15,072百万円	平成25年度	14,401百万円
平成20年度	421,667K1																									
平成21年度	455,757K1																									
平成22年度	346,837K1																									
平成23年度	549,338K1																									
平成24年度	469,529K1																									
平成25年度	448,626K1																									
平成20年度	13,536百万円																									
平成21年度	14,630百万円																									
平成22年度	11,133百万円																									
平成23年度	17,634百万円																									
平成24年度	15,072百万円																									
平成25年度	14,401百万円																									

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成20年度から)</p> <p>防衛省・自衛隊の艦船の運航及び機械の電源等を運用するために必要な軽油を確保することによって、警戒監視活動等の任務を遂行し、我が国の平和と独立を守り、国民生活の安全・安心を確保することができた。</p> <p>具体的な例として、今年3月11日に発生した東日本大震災において、防衛省・自衛隊は、震災発生当初から、被災者の安全及び生活の安定を確保すべく総力を挙げて、人命救助、行方不明者の捜索活動、輸送支援活動、給食支援、燃料支援、入浴支援、応急復旧支援活動等、自衛隊の派遣規模は10万人を超える態勢で取り組んできた。具体的には、参考資料にあるとおり、発災当初、海上自衛隊の艦艇約60隻を派遣し、人命救助等に当たった。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成20年度から)</p> <p>仮に、軽油引取税の課税免除措置が延長されず、新たに課税分の予算要求をしたとしても、全体額を増やすことが困難であると考えられるため、他に必要な予算を削減等することとなるが、この場合、防衛省の任務である海賊対処を始めとする国際貢献のほか、災害派遣等の活動に支障が生じるおそれがある。このような任務は国として必要不可欠なものであり、自衛隊のみが実施していることから、軽油引取税の課税免除措置は妥当である。</p> <p>加えて自衛隊の活動による我が国の防衛の効果は、一部の都道府県に留まらず、日本国民が等しく享受するものである。</p> <p>したがって、防衛省・自衛隊の艦船の用に供される軽油について課税免除とすることは、予算措置等の他の手段と比較して適切であり、相当性が認められる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成20年度から)</p> <p>軽油引取税が免除されたことにより、電源用等に必要な軽油を確保でき、我が国の領海とその周辺海域の警戒監視を行い、我が国の平和と安全の確保に直接結びつくさまざまな任務の遂行が図られているところである。</p> <p>したがって、税収減を是認するに足る効果があるものである。</p>
9	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>多様な自衛隊の任務を果たすため、また、そのための教育訓練の実施、練度の維持等のためには、艦船、航空機、車両等の運行に必要な不可欠な「燃料」を確保する必要があるが、仮に、課税免除措置が延長されなかった場合に、新たに必要となる予算について防衛費で負担するとした場合、「平成24年度予算の概算要求に係る作業について」における対前年度10%削減等の厳しい財政状況及び最近の原油価格の高騰を踏まえると相当額の防衛費の増額は極めて困難なことから、装備品購入や自衛隊の活動経費を削減することとなる可能性が高く、この場合自衛隊の活動に極めて重大な影響が及ぶことになる。また、既存の燃料費において捻出することとした場合、従来進めてきた効率化により既に工夫の余地はないことから、調達可能な軽油の量が約4割の削減となるため、具体的には以下の影響及び問題を引き起こすことになる。</p> <p>1 警戒監視活動等が不十分となるため、不審な船舶及び航空機の事前探知が従前と比べ困難となり、安全保障上のリスクが増大する。</p>

		<p>2 災害発生時等の緊急時に迅速な対応が困難となり、国民の安全確保態勢が脆弱になる。</p> <p>3 国際的な取り組みである海賊対処活動等への参加が従前に比べ制限されることから、国際社会における信頼が低下する。</p> <p>4 新たな乗組員の養成及び艦船を使用した訓練が制限されるため、精強な部隊等を練成することが困難となり、様々な任務に迅速に対応することが困難となる。</p> <p>5 この他、航空機の牽引車、通信機器の発動発電機等の使用が制限され、様々な任務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>加えて、自衛隊の活動による我が国の防衛の効果は、一部の都道府県に留まらず、日本国民が等しく享受するものである。</p> <p>なお、自衛隊で使用する軽油について、本来、本則に規定し恒久的課税免除措置が必要であるべきところ、平成21年度税制改正では、全ての軽油使用が課税対象となるのが、原則とされたことから、3年間の時限措置とされたものである。</p> <p>上記のとおり、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保するために、今後も引き続き課税免除措置の延長が必要である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等により、非課税措置の代替となる措置はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	災害派遣等において都道府県知事その他政令で定める者は防衛大臣又はその指定する者に対し、災害派遣を行うことができ、防衛省・自衛隊が平和と安全及び国民の安心・安全確保に直接つながっていることから、地方公共団体が協力することの相当性は認められる。
	10 有識者の見解	—
	11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

○ 大規模・特殊災害などへの対応 平成22年版 日本の防衛（抄）





### 3 点検項目ごとの評価の実施状況表

租税特別措置等に係る政策評価を「事前評価（新設）」、「事前評価（拡充・延長等<sup>(注1)</sup>）」及び「事後評価」の3つに分類し、点検結果表における点検項目ごとの評価の実施状況の区分別件数及びそのうち課題等<sup>(注2)</sup>があった件数を府省別に整理している。

なお、各分類に係る評価が実施されていない府省については、表に記載していない。

(注1) 租税特別措置等の「拡充」、「延長」又は「拡充・延長」に係る評価が該当する。

(注2) 「課題あり」

：評価書の分析・説明に疑問点・問題点等があるもの、及び点検過程で新たに示された補足説明によっても疑問点・問題点等の一部が残るもの。点検結果表の課題欄では「」「」と記載。

「課題なし」

：評価書において評価に求められる一定水準の説明が行われているもの、及び点検過程で新たに示された補足説明により評価書上の課題が解消したもの。点検結果表の課題欄では無印、又は「」と記載。

「うち補足説明によるもの」

：点検過程で新たに示された補足説明により評価書上の課題が解消したもの。点検結果表の課題欄では「」と記載。

① 政策目的の根拠及び政策体系における政策目的の位置付けが明らかにされているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	明らか	明らかでない		
			課題なし		課題あり
				うち 補足説明に よるもの	
内閣府	8	3	5	5	0
金融庁	3	2	1	1	0
総務省	1	1	0	0	0
財務省	1	1	0	0	0
文部科学省	1	1	0	0	0
厚生労働省	8	4	1	1	3
農林水産省	1	1	0	0	0
経済産業省	11	5	4	4	2
国土交通省	8	5	3	3	0
環境省	1	0	1	1	0
合計	43	23	15	15	5

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	明らか	明らかでない		
			課題なし		課題あり
				うち 補足説明に よるもの	
内閣府	7	4	3	3	0
国家公安委員会・警察庁	3	0	3	3	0
金融庁	1	1	0	0	0
総務省	8	6	2	2	0
文部科学省	2	1	1	1	0
厚生労働省	9	8	1	1	0
農林水産省	13	13	0	0	0
経済産業省	38	20	12	12	6
国土交通省	12	9	3	3	0
環境省	3	1	2	2	0
防衛省	1	0	1	1	0
合計	97	63	28	28	6

○ 事後評価

府省名	件数	明らか	明らかでない		
			課題なし		課題あり
				うち 補足説明に よるもの	
金融庁	3	3	0	0	0
厚生労働省	1	0	0	0	1
経済産業省	21	16	4	4	1
合計	25	19	4	4	2

② 所期の目標(直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた達成目標)が既に達成されていないかが説明されているか。

○ 事前評価(新設)

府省名	件数	達成されていない			達成されている			説明なし			点検 対象外
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	
		うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの			
内閣府	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
金融庁	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
総務省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
財務省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
文部科学省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
厚生労働省	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
農林水産省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
経済産業省	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11
国土交通省	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
環境省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
合計	43	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43

○ 事前評価(拡充・延長等)

府省名	件数	達成されていない			達成されている			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの		
内閣府	7	0	0	0	2	1	0	3	3	2
国家公安委員会・警察庁	3	0	0	0	0	0	1	0	0	2
金融庁	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
総務省	8	4	0	0	4	0	0	0	0	0
文部科学省	2	0	0	0	1	0	0	1	1	0
厚生労働省	9	1	0	0	1	0	0	1	1	6
農林水産省	13	0	0	0	0	0	0	13	13	0
経済産業省	38	7	0	0	3	0	2	18	18	8
国土交通省	12	2	0	0	1	0	0	7	7	2
環境省	3	0	0	0	1	0	0	0	0	2
防衛省	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
合計	97	14	0	0	13	1	3	45	44	22

○ 事後評価

府省名	件数	達成されていない			達成されている			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの		
金融庁	3	1	0	0	1	0	0	1	1	0
厚生労働省	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
経済産業省	21	8	0	0	2	0	0	8	8	3
合計	25	9	0	0	3	0	0	9	9	4

③ 達成目標が説明されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの		
内閣府	8	8	0	0	0	0	0
金融庁	3	3	0	0	0	0	0
総務省	1	1	0	0	0	0	0
財務省	1	1	0	0	0	0	0
文部科学省	1	1	0	0	0	0	0
厚生労働省	8	7	0	1	0	0	0
農林水産省	1	1	0	0	0	0	0
経済産業省	11	11	0	0	0	0	0
国土交通省	8	8	0	0	0	0	0
環境省	1	1	0	0	0	0	0
合計	43	42	0	1	0	0	0

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの		
内閣府	7	7	0	0	0	0	0
国家公安委員会・警察庁	3	3	0	0	0	0	0
金融庁	1	1	0	0	0	0	0
総務省	8	8	0	0	0	0	0
文部科学省	2	2	0	0	0	0	0
厚生労働省	9	9	0	0	0	0	0
農林水産省	13	13	0	0	0	0	0
経済産業省	38	38	0	0	0	0	0
国土交通省	12	12	0	0	0	0	0
環境省	3	3	0	0	0	0	0
防衛省	1	1	0	0	0	0	0
合計	97	97	0	0	0	0	0

○ 事後評価

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの		
金融庁	3	3	0	0	0	0	0
厚生労働省	1	1	0	0	0	0	0
経済産業省	21	21	0	0	0	0	0
合計	25	25	0	0	0	0	0

④ 達成目標に係る測定指標が設定されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	定量化			定性的記述			設定なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの	
内閣府	8	0	0	7	0	0	0	0	0	1
金融庁	3	1	0	2	0	0	0	0	0	0
総務省	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
財務省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
厚生労働省	8	1	0	4	0	0	0	0	0	3
農林水産省	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
経済産業省	11	2	1	9	0	0	0	0	0	0
国土交通省	8	1	0	7	0	0	0	0	0	0
環境省	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
合計	43	6	1	31	1	0	0	0	0	5

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	定量化			定性的記述			設定なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの	
内閣府	7	1	1	6	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会・警察庁	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0
金融庁	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
総務省	8	6	3	2	0	0	0	0	0	0
文部科学省	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	9	1	0	8	0	0	0	0	0	0
農林水産省	13	0	0	13	0	0	0	0	0	0
経済産業省	38	7	4	21	0	0	10	0	0	0
国土交通省	12	2	2	10	0	0	0	0	0	0
環境省	3	1	0	2	0	0	0	0	0	0
防衛省	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	97	20	11	67	0	0	10	0	0	0

○ 事後評価

府省名	件数	定量化			定性的記述			設定なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの	
金融庁	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
経済産業省	21	4	0	17	0	0	0	0	0	0
合計	25	4	0	21	0	0	0	0	0	0

⑤ 過去の実績について、適用数等が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に把握されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	定量化			定量化（根拠なし）			定性的記述			把握なし			点検対象外
		課題なし		課題あり										
		うち 補足説明によるもの			うち 補足説明によるもの			うち 補足説明によるもの			うち 補足説明によるもの			
内閣府	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
金融庁	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
総務省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
財務省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
文部科学省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
厚生労働省	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
農林水産省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
経済産業省	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11
国土交通省	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
環境省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
合計	43	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	定量化			定量化（根拠なし）			定性的記述			把握なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明によるもの			うち 補足説明によるもの			うち 補足説明によるもの			うち 補足説明によるもの		
内閣府	7	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
国家公安委員会・警察庁	3	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	8	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	9	6	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1
農林水産省	13	13	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	38	34	2	1	0	0	0	0	0	0	2	2	1
国土交通省	12	10	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0
環境省	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	97	87	13	1	0	0	2	1	0	0	4	3	2

○ 事後評価

府省名	件数	定量化			定量化（根拠なし）			定性的記述			把握なし		
		課題なし		課題あり									
		うち 補足説明によるもの			うち 補足説明によるもの			うち 補足説明によるもの			うち 補足説明によるもの		
金融庁	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	21	21	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	25	24	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑥ 過去の実績について、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかが具体的に説明されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	説明あり			説明なし			点検対象外
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	
		うち 補足説明によるもの			うち 補足説明によるもの			
内閣府	8	—	—	—	—	—	—	8
金融庁	3	—	—	—	—	—	—	3
総務省	1	—	—	—	—	—	—	1
財務省	1	—	—	—	—	—	—	1
文部科学省	1	—	—	—	—	—	—	1
厚生労働省	8	—	—	—	—	—	—	8
農林水産省	1	—	—	—	—	—	—	1
経済産業省	11	—	—	—	—	—	—	11
国土交通省	8	—	—	—	—	—	—	8
環境省	1	—	—	—	—	—	—	1
合計	43	—	—	—	—	—	—	43

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明によるもの			うち 補足説明によるもの		
内閣府	7	2	0	0	2	1	3
国家公安委員会・警察庁	3	0	0	0	2	2	1
金融庁	1	1	0	0	0	0	0
総務省	8	6	0	0	1	1	1
文部科学省	2	1	0	0	1	1	0
厚生労働省	9	3	0	1	1	1	4
農林水産省	13	9	0	4	0	0	0
経済産業省	38	19	0	2	13	13	4
国土交通省	12	6	0	0	4	3	2
環境省	3	1	0	0	0	0	2
防衛省	1	1	0	0	0	0	0
合計	97	49	0	7	24	22	17

○ 事後評価

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明によるもの			うち 補足説明によるもの		
金融庁	3	3	0	0	0	0	0
厚生労働省	1	1	0	0	0	0	0
経済産業省	21	9	2	0	10	10	2
合計	25	13	2	0	10	10	2

⑦ 将来推計として、適用数等が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に予測されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	定量化			定量化（根拠なし）			定性的記述			予測なし		
		課題なし		課題あり									
		うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの		
内閣府	8	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
金融庁	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
総務省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務省	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
厚生労働省	8	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
農林水産省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	11	7	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	1
国土交通省	8	6	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
合計	43	23	6	8	0	0	1	0	0	0	1	1	10

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	定量化			定量化（根拠なし）			定性的記述			予測なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの		
内閣府	7	3	1	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会・警察庁	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
金融庁	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	8	6	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
厚生労働省	9	4	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	2
農林水産省	13	11	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	38	30	11	3	1	1	0	0	0	0	4	4	0
国土交通省	12	7	1	1	0	0	0	2	0	1	1	1	0
環境省	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
防衛省	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	97	67	16	9	5	5	3	2	0	1	6	6	4

○ 事後評価

府省名	件数	定量化			定量化（根拠なし）			定性的記述			予測なし			点検 対象外
		課題なし		課題あり										
		うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの			
金融庁	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
厚生労働省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
経済産業省	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21
合計	25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25

⑧ 過去の実績について、減収額が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に把握されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	定量化			定量化（根拠なし）			把握なし			点検 対象外
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	
		うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの			
内閣府	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
金融庁	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
総務省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
財務省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
文部科学省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
厚生労働省	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
農林水産省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
経済産業省	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11
国土交通省	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
環境省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
合計	43	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	定量化			定量化（根拠なし）			把握なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの		
内閣府	7	6	0	0	0	0	0	1	0	0
国家公安委員会・警察庁	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
総務省	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	2	1	0	0	1	1	0	0	0	0
厚生労働省	9	6	0	1	0	0	0	0	0	2
農林水産省	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	38	38	1	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	12	8	0	0	0	0	0	2	1	2
環境省	3	2	0	0	0	0	0	0	0	1
防衛省	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	97	86	2	2	1	1	0	3	1	5

○ 事後評価

府省名	件数	定量化			定量化（根拠なし）			把握なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの		
金融庁	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	21	20	8	1	0	0	0	0	0	0
合計	25	24	8	1	0	0	0	0	0	0

⑨ 将来推計として、減収額が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に予測されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	定量化			定量化（根拠なし）			予測なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの	
内閣府	8	4	3	3	0	0	0	0	0	1
金融庁	3	1	1	2	0	0	0	0	0	0
総務省	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
財務省	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
厚生労働省	8	5	1	0	0	0	0	0	0	3
農林水産省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	11	6	4	2	1	1	1	1	1	0
国土交通省	8	4	0	4	0	0	0	0	0	0
環境省	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
合計	43	23	11	12	1	1	1	1	1	5

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	定量化			定量化（根拠なし）			予測なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの	
内閣府	7	5	1	2	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会・警察庁	3	2	0	0	0	0	0	0	0	1
金融庁	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
総務省	8	6	2	0	2	2	0	0	0	0
文部科学省	2	1	0	0	0	0	0	1	1	0
厚生労働省	9	5	0	1	0	0	3	0	0	0
農林水産省	13	7	0	6	0	0	0	0	0	0
経済産業省	38	31	11	3	2	2	0	2	2	0
国土交通省	12	7	2	1	0	0	1	2	1	1
環境省	3	2	0	0	0	0	0	0	0	1
防衛省	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	97	67	17	14	4	4	4	5	4	3

○ 事後評価

府省名	件数	定量化			定量化（根拠なし）			予測なし			点検 対象外
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	
			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの		
金融庁	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
厚生労働省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
経済産業省	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21
合計	25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25

⑩ 過去の実績について、達成目標の実現状況が把握されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	把握あり			把握なし			点検対象外
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	
		うち 補足説明によるもの			うち 補足説明によるもの			
内閣府	8	—	—	—	—	—	—	8
金融庁	3	—	—	—	—	—	—	3
総務省	1	—	—	—	—	—	—	1
財務省	1	—	—	—	—	—	—	1
文部科学省	1	—	—	—	—	—	—	1
厚生労働省	8	—	—	—	—	—	—	8
農林水産省	1	—	—	—	—	—	—	1
経済産業省	11	—	—	—	—	—	—	11
国土交通省	8	—	—	—	—	—	—	8
環境省	1	—	—	—	—	—	—	1
合計	43	—	—	—	—	—	—	43

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	把握あり			把握なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明によるもの			うち 補足説明によるもの		
内閣府	7	0	0	5	1	0	1
国家公安委員会・警察庁	3	0	0	2	0	0	1
金融庁	1	1	0	0	0	0	0
総務省	8	6	0	2	0	0	0
文部科学省	2	1	0	1	0	0	0
厚生労働省	9	2	0	6	0	0	1
農林水産省	13	0	0	13	0	0	0
経済産業省	38	7	0	24	0	0	7
国土交通省	12	4	2	5	1	0	2
環境省	3	1	0	2	0	0	0
防衛省	1	1	0	0	0	0	0
合計	97	23	2	60	2	0	12

○ 事後評価

府省名	件数	把握あり			把握なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明によるもの			うち 補足説明によるもの		
金融庁	3	0	0	3	0	0	0
厚生労働省	1	1	0	0	0	0	0
経済産業省	21	10	3	11	0	0	0
合計	25	11	3	14	0	0	0

⑪ 将来推計として、達成目標の実現状況が予測されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	予測あり			予測なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの		
内閣府	8	1	0	1	0	0	6
金融庁	3	1	0	1	0	0	1
総務省	1	0	0	1	0	0	0
財務省	1	1	0	0	0	0	0
文部科学省	1	0	0	0	0	0	1
厚生労働省	8	1	0	4	0	0	3
農林水産省	1	0	0	1	0	0	0
経済産業省	11	1	0	5	0	0	5
国土交通省	8	1	0	4	0	0	3
環境省	1	0	0	0	1	0	0
合計	43	6	0	17	1	0	19

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	予測あり			予測なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの		
内閣府	7	0	0	2	1	1	4
国家公安委員会・警察庁	3	0	0	0	0	0	3
金融庁	1	0	0	1	0	0	0
総務省	8	6	0	0	0	0	2
文部科学省	2	1	0	0	0	0	1
厚生労働省	9	1	0	1	0	0	7
農林水産省	13	0	0	13	0	0	0
経済産業省	38	6	0	14	1	1	17
国土交通省	12	0	0	5	2	2	5
環境省	3	1	0	2	0	0	0
防衛省	1	0	0	0	1	1	0
合計	97	15	0	38	5	5	39

○ 事後評価

府省名	件数	予測あり			予測なし			点検 対象外
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	
		うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの			
金融庁	3	—	—	—	—	—	—	3
厚生労働省	1	—	—	—	—	—	—	1
経済産業省	21	—	—	—	—	—	—	21
合計	25	—	—	—	—	—	—	25

⑫ 過去の実績について、税収減を是認するような効果が確認されているかが説明されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	説明あり			説明なし			点検対象外
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	
		うち 補足説明によるもの			うち 補足説明によるもの			
内閣府	8	—	—	—	—	—	—	8
金融庁	3	—	—	—	—	—	—	3
総務省	1	—	—	—	—	—	—	1
財務省	1	—	—	—	—	—	—	1
文部科学省	1	—	—	—	—	—	—	1
厚生労働省	8	—	—	—	—	—	—	8
農林水産省	1	—	—	—	—	—	—	1
経済産業省	11	—	—	—	—	—	—	11
国土交通省	8	—	—	—	—	—	—	8
環境省	1	—	—	—	—	—	—	1
合計	43	—	—	—	—	—	—	43

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明によるもの			うち 補足説明によるもの		
内閣府	7	1	0	1	1	0	4
国家公安委員会・警察庁	3	0	0	3	0	0	0
金融庁	1	0	0	0	0	0	1
総務省	8	2	2	2	2	2	2
文部科学省	2	0	0	0	1	1	1
厚生労働省	9	1	0	6	1	1	1
農林水産省	13	0	0	13	0	0	0
経済産業省	38	1	1	23	2	2	12
国土交通省	12	0	0	4	3	2	5
環境省	3	0	0	0	1	1	2
防衛省	1	1	0	0	0	0	0
合計	97	6	3	52	11	9	28

○ 事後評価

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明によるもの			うち 補足説明によるもの		
金融庁	3	0	0	3	0	0	0
厚生労働省	1	0	0	1	0	0	0
経済産業省	21	4	3	14	0	0	3
合計	25	4	3	18	0	0	3

⑬ 将来推計として、税収減を是認するような効果が見込まれるかが説明されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明に よるもの	うち 補足説明に よるもの		うち 補足説明に よるもの	うち 補足説明に よるもの	
内閣府	8	0	0	7	0	0	1
金融庁	3	1	0	0	0	0	2
総務省	1	0	0	1	0	0	0
財務省	1	1	0	0	0	0	0
文部科学省	1	0	0	0	0	0	1
厚生労働省	8	1	1	4	0	0	3
農林水産省	1	0	0	1	0	0	0
経済産業省	11	0	0	10	0	0	1
国土交通省	8	1	0	5	0	0	2
環境省	1	0	0	0	0	0	1
合計	43	4	1	28	0	0	11

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明に よるもの	うち 補足説明に よるもの		うち 補足説明に よるもの	うち 補足説明に よるもの	
内閣府	7	1	0	3	0	0	3
国家公安委員会・警察庁	3	0	0	0	0	0	3
金融庁	1	0	0	0	0	0	1
総務省	8	4	4	2	0	0	2
文部科学省	2	1	1	1	0	0	0
厚生労働省	9	1	1	6	0	0	2
農林水産省	13	0	0	13	0	0	0
経済産業省	38	3	3	27	0	0	8
国土交通省	12	1	1	10	0	0	1
環境省	3	1	1	0	0	0	2
防衛省	1	0	0	0	1	1	0
合計	97	12	11	62	1	1	22

○ 事後評価

府省名	件数	説明あり			説明なし			点検 対象外
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	
		うち 補足説明に よるもの	うち 補足説明に よるもの		うち 補足説明に よるもの	うち 補足説明に よるもの		
金融庁	3	—	—	—	—	—	—	3
厚生労働省	1	—	—	—	—	—	—	1
経済産業省	21	—	—	—	—	—	—	21
合計	25	—	—	—	—	—	—	25

⑭ 政策目的実現のための手段として、補助金や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であるかが説明されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明によるもの	うち 補足説明によるもの		うち 補足説明によるもの	うち 補足説明によるもの	
内閣府	8	5	2	2	0	0	1
金融庁	3	3	1	0	0	0	0
総務省	1	1	1	0	0	0	0
財務省	1	1	0	0	0	0	0
文部科学省	1	0	0	0	0	0	1
厚生労働省	8	5	2	1	1	1	1
農林水産省	1	1	0	0	0	0	0
経済産業省	11	8	2	1	2	2	0
国土交通省	8	6	1	2	0	0	0
環境省	1	0	0	0	1	0	0
合計	43	30	9	6	4	3	3

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明によるもの	うち 補足説明によるもの		うち 補足説明によるもの	うち 補足説明によるもの	
内閣府	7	7	1	0	0	0	0
国家公安委員会・警察庁	3	3	0	0	0	0	0
金融庁	1	1	0	0	0	0	0
総務省	8	8	0	0	0	0	0
文部科学省	2	2	1	0	0	0	0
厚生労働省	9	8	0	1	0	0	0
農林水産省	13	13	0	0	0	0	0
経済産業省	38	31	12	3	3	3	1
国土交通省	12	11	3	0	1	1	0
環境省	3	1	0	1	0	0	1
防衛省	1	1	0	0	0	0	0
合計	97	86	17	5	4	4	2

○ 事後評価

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明によるもの	うち 補足説明によるもの		うち 補足説明によるもの	うち 補足説明によるもの	
金融庁	3	3	1	0	0	0	0
厚生労働省	1	1	0	0	0	0	0
経済産業省	21	17	3	4	0	0	0
合計	25	21	4	4	0	0	0

⑮ 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確な役割分担がなされているかが説明されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	他の政策手段はない			説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの		
内閣府	8	0	0	0	4	0	0	3	3	1
金融庁	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
財務省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
厚生労働省	8	1	0	0	2	1	0	3	3	2
農林水産省	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
経済産業省	11	4	0	0	4	0	0	3	3	0
国土交通省	8	2	0	0	4	0	0	2	2	0
環境省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	43	12	0	0	16	1	0	11	11	4

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	他の政策手段はない			説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの		
内閣府	7	2	0	0	4	0	0	1	0	0
国家公安委員会・警察庁	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	8	6	0	0	2	0	0	0	0	0
文部科学省	2	0	0	0	2	1	0	0	0	0
厚生労働省	9	7	0	0	2	0	0	0	0	0
農林水産省	13	5	0	0	8	0	0	0	0	0
経済産業省	38	17	0	0	16	1	1	3	3	1
国土交通省	12	4	0	0	7	0	0	1	1	0
環境省	3	0	0	0	2	0	1	0	0	0
防衛省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	97	46	0	0	43	2	2	5	4	1

○ 事後評価

府省名	件数	他の政策手段はない			説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの			うち 補足説明に よるもの		
金融庁	3	0	0	0	2	0	0	1	1	0
厚生労働省	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
経済産業省	21	9	0	0	9	1	0	3	3	0
合計	25	9	0	0	11	1	0	4	4	1

⑩ 政策目的に対し、達成目標の実現がどのように寄与するかが説明されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明に よるもの	うち 補足説明に よるもの				
内閣府	8	7	0	0	1	1	0
金融庁	3	3	0	0	0	0	0
総務省	1	1	0	0	0	0	0
財務省	1	1	0	0	0	0	0
文部科学省	1	0	0	0	1	1	0
厚生労働省	8	5	0	1	2	2	0
農林水産省	1	1	0	0	0	0	0
経済産業省	11	11	0	0	0	0	0
国土交通省	8	8	0	0	0	0	0
環境省	1	1	0	0	0	0	0
合計	43	38	0	1	4	4	0

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明に よるもの	うち 補足説明に よるもの				
内閣府	7	7	0	0	0	0	0
国家公安委員会・警察庁	3	3	0	0	0	0	0
金融庁	1	1	0	0	0	0	0
総務省	8	8	0	0	0	0	0
文部科学省	2	2	0	0	0	0	0
厚生労働省	9	9	0	0	0	0	0
農林水産省	13	11	0	2	0	0	0
経済産業省	38	38	3	0	0	0	0
国土交通省	12	12	0	0	0	0	0
環境省	3	3	0	0	0	0	0
防衛省	1	1	0	0	0	0	0
合計	97	95	3	2	0	0	0

○ 事後評価

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち 補足説明に よるもの	うち 補足説明に よるもの				
金融庁	3	3	0	0	0	0	0
厚生労働省	1	1	0	0	0	0	0
経済産業省	21	21	0	0	0	0	0
合計	25	25	0	0	0	0	0

## 【資料1】

平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）（抄）

### 第2章 新しい税制改正の仕組み

#### 2. 「ふるい」、租特透明化法（仮称）

##### (1) 「ふるい」による租税特別措置の抜本的な見直し

税制の中には、「租税特別措置」と呼ばれるものがあります。租税特別措置には様々なものがありますが、その多くが特定の者の税負担を軽減することなどにより産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段となっています。他方、こうした租税特別措置は、「公平・透明・納得」の原則から見れば、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものでなくてはなりません。しかし、現状では、適用実態がはっきりしないものや、適用件数が非常に少ないもの、導入から相当期間が経過し役割を終えているもの、特定の業界や一部の企業のみが恩恵を受けていると思われるものが散見されます。

税制における既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みとするためには、租税特別措置をゼロベースから見直し、整理合理化を進めることが必要です。この見直しのための「ふるい」として、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」と「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針」を定めました（別紙1、2参照）。租税特別措置のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う「政策税制措置」は、現在、国税で241項目、地方税で286項目ありますが、これらの全てを「ふるい」にかけて、平成22年度税制改正から始まる今後4年間で抜本的に見直します。

見直しの初年度となる平成22年度税制改正では、平成21年度末までに適用期限が到来する措置を中心に、各府省から拡充や見直しの要望があった項目等を含め、国税で82項目、地方税で90項目の見直しを行いました。この結果として、国税で41項目、地方税で57項目を廃止又は縮減することとしました。

なお、今般適用期限を延長するものについても、下記の「租特透明化法（仮称）」の制定や地方税法の改正によりその適用実績を明らかにするとともに、政策評価を厳格に行うこととします。

## 【資料 2】

### 租税特別措置の見直しに関する基本方針

〈平成22年度税制改正大綱の別紙1〉

#### 1. 見直しの対象

- (1) 租税特別措置の見直しは、租税特別措置法に規定された措置や特例等のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置（以下「政策税制措置」という。）に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの（現時点で241項目）の全てについて、今後4年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとするを基本とする。

#### 2. 見直しの方針（「ふるい」）

租税特別措置の見直しに当たっては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、以下の方針により行うこととする。

- (1) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのある措置については、その期限到来時に廃止する（サンセット）。ただし、別添の「指針」に照らして合理性、有効性及び相当性のすべてが明確に認められる措置に限り、その内容の厳格な絞込みを前提に、原則として3年以下の期限を付して存続させることを検討する。

なお、別添の「指針」に照らして厳格な見直しを行った結果、実質的に同じ内容の措置を20年を超えて存続させることとなる場合には、原則として、期限の定めのない措置とすることを検討する。

- (2) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのない措置については、関連する措置を見直す場合等の適時に、別添の「指針」に照らして、その適用状況や政策評価等を踏まえて存続の必要性を判断し、存続させる場合は、内容の厳格な見直しを行う。

なお、期限の定めのない措置のうち、もはや適用状況や政策評価等を踏まえた必要性を判断する必要がなく、かつ、課税の公平原則を逸脱するものではないと明確に認められるものについては、本則化の適否を検討する。

- (3) 政策税制措置を新設又は拡充する場合には、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、その費用対効果の見通しと検証可能性に留意しつつ、別添の「指針」を踏まえてその緊要性を厳格に判断し、原則として、3年以下の期限を付すものとする。

### 【資料3】

#### 政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）

〈租税特別措置の見直しに関する基本方針の別添〉

- 背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか
    - 1. 法律に規定されるなど、所管官庁の政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているか。
    - 2. 当初の政策目標が既に達成されていないか。
  
  - 政策目的に向けた手段としての「有効性」が認められるか
    - 3. 適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないか。
    - 4. 政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性（費用対効果）が客観的に確認されているか。
  
  - 補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか
    - 5. 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確に役割分担がなされているか。
    - 6. 適用実態などからみて、その政策目的を達成するための政策手段としての的確であり、かつ、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているか。
- ※ 上記の「合理性」、「有効性」、「相当性」の検証に当たっては、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等については、特に厳格に判断する。

## 【資料4】

### 地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針

〈平成22年度税制改正大綱の別紙2〉

#### 1. 見直しの対象

- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しは、地方税法に規定された措置や特例等のうち、特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置（以下「政策税制措置」という。）に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの（現時点で286項目）の全てについて、今後4年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとするを基本とする。

#### 2. 見直しの方針

- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しについては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」に準じて行うこととする。
- (2) 固定資産税、不動産取得税、自動車関係税等については、(1)による見直しに加え、以下のいずれかの要件に該当する措置について特に厳格な見直しを行う。
  - ① 実施期間が長期にわたる措置（10年超）
  - ② 適用件数が少ない措置（100件未満）
  - ③ 適用金額が小さい措置（1億円未満）
- (3) 特別の必要により延長を認める場合でも、経過年数に応じて段階的・自動的に特例措置を縮減する仕組み（新サンセット方式）の導入を検討する。

## 【資料5】

### 中期財政フレーム（平成23年8月12日閣議決定）（抄）

政府は、「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）において、経済・財政の見通しや展望を踏まえながら複数年度を視野に入れて毎年度の予算編成を行うための仕組みとして、中期財政フレームの枠組みを導入した。

「財政運営戦略」においては、平成23年度から平成25年度を対象とする最初の中期財政フレームを定めるとともに、「毎年半ば頃、中期財政フレームの改訂を行い、翌年度以降3年間の新たな中期財政フレームを定める」こととしている。これに基づき、以下のように、平成24年度から平成26年度を対象とする中期財政フレームを策定し、新たな歳入・歳出両面にわたる取組を定める。

## 2 中期財政フレーム改訂の具体的内容

### ② 歳入面での取組

（略）

租税特別措置については、平成22年度税制改正大綱及び平成23年度税制改正大綱の方針に沿ってゼロベースから見直すこととする。

新たに減収を伴う税制上の措置については、財政運営戦略Ⅱ 2.（1）にのっとり、それに見合う新たな財源を確保しつつ実施することを原則とする。

## 【資料6】

### 租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン

〔平成 22 年 5 月 28 日〕  
政策評価各府省連絡会議了承

本ガイドラインは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）の枠組みの下、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するとともに、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たすことに資するよう、租税特別措置等に係る政策評価の内容、手順等の標準的な指針を示したものである。

本ガイドラインについては、各行政機関の取組の進展等を踏まえ、必要に応じ、租税特別措置等に係る政策評価の改善及び充実のため、所要の見直しを行う。

#### I 評価に当たって

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定。以下「22 年度大綱」という。）において、租税特別措置等は、「その多くが特定の者の税負担を軽減することなどにより産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段となっています。他方、こうした租税特別措置等は、「公平・透明・納得」の原則から見れば、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものでなくてはなりません。」との考え方が示されている。租税特別措置等の透明化及びその適宜適切な見直しを図る上で、政策評価の果たす役割は大きいものと考えられる。

22 年度大綱においては、租税特別措置等の抜本的な見直しに関し、政策評価を厳格に行うこととされたほか、見直しの指針として、政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性が客観的に確認されている

かが明記されたところである。

租税特別措置等に係る政策評価は、22年度大綱における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」等に適切に対応するよう実施するものである。評価の実施においては、客観的なデータを可能な限り明らかにし、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な内容についての検討に資するよう分析するとともに、分析内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業において有効に用いられることが重要である。

## II 評価の方法

### 1 評価の対象

事前評価の対象となるのは、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号並びに政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）I 4キに規定する政策である。行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第7号ロ及び第8号における「税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置」とは、特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置を指すものである。

事後評価の対象となるのは、政策評価に関する基本方針I 5カに規定する政策である。そのうち、法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等の具体的範囲は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第7号イ及びロと同様である。

### 2 評価の単位

事前評価の対象となる租税特別措置等に係る政策については、各行政機関における税制改正要望に当たって、事前評価が実施されることになる。事前評価の結果が、各行政機関における税制改正要望や、その後の税制改正作業に適切に対応するものとなるよう、事前評価の対象とする政策の単位は、原則として税制改正要望を行う租税特別措置等の単位に対応させる。

事後評価については、事前評価の単位を踏まえ、適切な単位により実施する。

### 3 評価の実施主体

#### (1) 事前評価

事前評価は、租税特別措置等の新設、拡充又は延長を要望しようとする行政機関が実施する。同一の租税特別措置等について、複数の行政機関が要望を行う場合は、各行政機関が評価の実施主体であることを前提として、必要に応じて、各行政機関が相互に連携・協力して評価に取り組むことができる。

#### (2) 事後評価

事後評価は、評価の対象となる租税特別措置等に係る政策について、過去に当該租税特別措置等の要望を行った行政機関が実施する。同一の租税特別措置等について、複数の行政機関が関係する場合は、各行政機関が評価の実施主体であることを前提として、必要に応じて、各行政機関が相互に連携・協力して評価に取り組むことができる。

### 4 評価の内容

租税特別措置等に係る政策の事前評価及び事後評価は、以下の内容により行う。事前評価の結果は、事後評価によって必ず検証されることが重要である。

#### (1) 事前評価

##### ア 分析対象期間

租税特別措置等の新設を要望しようとする場合、分析対象期間としては、要望に係る租税特別措置等の適用期間、効果や減収額等の推計における予測精度を考慮して、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合、将来にわたる予測部分についての分析対象期間としては、上記新設の場合による。また、過去の実績部分についての分析対象期間としては、3年から5年を一応の目安として、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

## イ 租税特別措置等の必要性等

### (i) 租税特別措置等により実現しようとする政策目的

要望に係る租税特別措置等によって実現しようとする政策目的が何かを説明する。この政策目的とは、22年度大綱における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」の別添「政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）」に記載されている「背景にある政策」に係る目的と基本的に同様である（（2）イ（i）において同じ。）。

政策目的の説明に併せ、当該政策目的がどのような根拠（法律、政令、閣議決定等）に基づくものであるかを明らかにすることにより、当該政策目的が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられているかを説明する。

また、あらかじめ明示された政策体系におけるその政策目的の位置付けを明らかにする。

### (ii) 租税特別措置等により達成しようとする目標

上記(i)の政策目的の下、租税特別措置等によって達成しようとする具体的な目標が何かを説明するとともに、当該目標の測定指標を設定する。その際、政策目的に対し、達成しようとする目標の実現がどのように寄与するかも説明する。

## ウ 租税特別措置等の有効性等

租税特別措置等に係る政策の事前評価においては、租税特別措置等の適用数や適用額、減収額及び効果を予測・把握するとともに、税収減を是認するような効果が見込まれるか（確認されるか）を説明する。租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は、推計によることになり、拡充又は延長を要望しようとする場合は、推計に加え、過去の実績を把握する。減収額等の定量的データについては、算定根拠を明らかにする。

租税特別措置等による効果については、直接的効果とともに、租税特別措置等により実現しようとする政策目的がどのように達成されるか（されたか）をできる限り定量的に把握する。効果の将来予測を行う場合は、租税特別措置等が新設されない場合、拡充又は延長されない場合に予想される状況についても説明する。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合は、上記イ(ii)の目標の実現状況を明らかにするとともに、所期の目標が既に達成されていないかを説明する。また、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っ

ていないかを具体的に説明する。

効果の把握においては、租税特別措置等による様々な波及効果についても、データの精度や客観性に留意しつつ明らかにするよう努める。

また、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合は、できる限り地域ごとのデータを把握するよう努める。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合において、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を分析する。

#### エ 租税特別措置等の相当性

政策目的の実現のための手段として、補助金等や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要であり、適切であるかを説明する。

また、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合には、適切かつ明確に役割分担がなされているかを説明する。

地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）については、地方公共団体が政策目的の実現に協力することが相当であるかについても説明する。

### (2) 事後評価

#### ア 分析対象期間

事後評価の分析対象期間としては、3年から5年を一応の目安として、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

#### イ 租税特別措置等の必要性等

##### (i) 租税特別措置等により実現しようとする政策目的

租税特別措置等によって実現しようとする政策目的が何かを説明する。政策目的の説明に併せ、当該政策目的がどのような根拠（法律、政令、閣議決定等）に基づくものであるかを明らかにすることにより、当該政策目的が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられているかを説明する。

また、あらかじめ明示された政策体系におけるその政策目的の位置付けを明らかにする。

(ii) 租税特別措置等により達成しようとする目標

上記(i)の政策目的の下、租税特別措置等によって達成しようとする具体的な目標が何かを説明するとともに、当該目標の測定指標を設定する。その際、政策目的に対し、達成しようとする目標の実現がどのように寄与するかも説明する。

ウ 租税特別措置等の有効性等

租税特別措置等に係る政策の事後評価においては、租税特別措置等の適用数や適用額、減収額及び効果を把握するとともに、税収減を是認するような効果が確認されるかを説明する。減収額等の定量的データについては、算定根拠を明らかにする。

租税特別措置等による効果については、直接的効果とともに、租税特別措置等により実現しようとする政策目的がどのように達成されたかをできる限り定量的に把握する。その際、上記イ(ii)の目標の実現状況を明らかにするとともに、所期の目標が既に達成されていないかを説明する。また、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかを具体的に説明する。

効果の把握においては、租税特別措置等による波及効果についても、データの精度や客観性に留意しつつ明らかにするよう努める。

また、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合は、できる限り地域ごとのデータを把握するよう努める。

事後評価において、効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を分析する。

エ 租税特別措置等の相当性

政策目的の実現のための手段として、補助金等や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要であり、適切であるかを説明する。

また、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合には、適切かつ明確に役割分担がなされているか

を説明する。

地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）については、地方公共団体が政策目的の実現に協力することが相当であるかについても説明する。

#### オ 評価結果の反映の方向性

事後評価の結果を、評価の対象とした租税特別措置等の在り方にどのように反映させるかを説明する。

### 5 評価の実施時期等

#### (1) 事前評価

事前評価は、各行政機関における租税特別措置等の要望に際して、評価によって得られる情報が有用なものとして用いられるよう適切なタイミングで実施することが原則である。ただし、要望の段階で、要望の内容を具体化することが困難な場合には、要望後の適切なタイミングで評価の結果を公表する。各行政機関においては、要望の着想から決定に至る一連の過程の中で、できる限り早期に評価を開始するよう努めるべきである。

#### (2) 事後評価

事後評価は、その結果が、各行政機関における租税特別措置等についての検討作業や税制改正作業において有効に活用されるよう、原則として毎年8月末までの適切なタイミングで実施する。

また、租税特別措置等については、定期的にその効果等の検証が行われることが重要であり、事後評価を継続的に実施していく必要がある。事後評価のサイクルとしては、政策評価に関する基本計画の期間を踏まえ、3年から5年に1回は評価を行うことを原則とする。各行政機関においては、事後評価を実施しない年度においても、不断の検証を行うよう努める。

その際、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置から順に事後評価に取り組むなど、評価の必要性の高いものから計画的に評価に取り組む。

なお、既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して事前評価を実施した場合は、事後評価の要素を含んでいる

ことから、改めて事後評価を実施することは要しない。

## 6 総務省による客観性担保評価活動

総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する。

## 7 その他

### (1) 有識者の見解

租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会での検討結果や有識者の見解がある場合、これらを評価書に記載する。

### (2) 適用実態に関する情報の提供等

各行政機関、財務省及び総務省は、政策評価に必要な租税特別措置等の適用実態に関する情報の提供・利用については、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成 22 年法律第 8 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の枠組みの下、適切に対応する。

### (3) 分析内容の充実

今後新たに取り組んでいくことになる租税特別措置等に係る政策評価については、一層の質の向上を図っていくことが重要である。このため、総務省行政評価局において、財務省や総務省、各行政機関の協力を得て、必要な取組を推進する。また、各行政機関においても、自らの評価の質の充実を図っていくことが重要である。